



PLEASE DO NOT REMOVE  
CARDS OR SLIPS FROM THIS PÓCKET

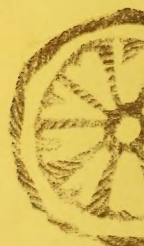
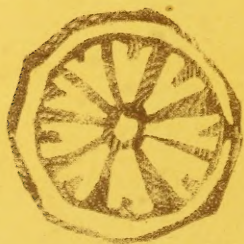
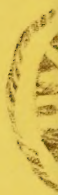
---

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

---

BL            Tripitaka. Japanese. 1927  
1411           Kokuyaku daizokyo  
T8J3  
1927  
v.24

East Asia

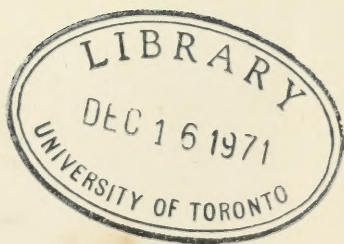




國譯大藏經

論部  
第十卷

BL  
1411  
T8J3  
1927  
v.24



# 目次

## 成唯識論開題

成唯識論	一
釋譯緣起	二
世親略傳	五
十大論師	八
譯主玄奘	二
慈恩大師	四
三祖講讀	六
皇朝傳弘	六
正依經論	三
題號解釋	六
唯識要領	三
一論粗識	四
本論疏釋	四
初學須知	四

## 國譯成唯識論

### 第一卷要目

辨教時	一本	遠紀了數	一右	三類境	五	二左	一本五七右
種姓義	同	一本	一右	總標殘	六	二左	同六四左
教體	同	同	四右	破生分別	七	三左	同七四左
歸敬	一	同	一三右	俱生論	三	六左	一末八左
緣起	一	同	二五左	數論	六	九左	同二二右
總標	三	同	三九右	勝自在天	三	一一左	同三九右
賢聖義	四	同	二五左	大自在天	六	一四右	同七一左
		同	二右	四類計	三	一六左	同八六左

目次

破餘乘	三	一八右	二本一右
表無表	四	二二右	同三二左
不相應	四	二三左	同四八右
有爲相	五	一右	二末一右
名爲文	五	二左	同四右
無取能	六	四左	同二九右
所執俱	六	六左	同四三右
法執別	六	七右	同四五右
猛執赤	七	九右	同五四右
識所變	七	一一右	同七〇右
三相自	七	一二左	同八四右
因相釋	七	一三左	同九二右
種子義	八	二一左	三本一右
所熏	八	二二右	同二六左
能熏	九	二四右	同二二右
所緣行	一〇	二五左	同二八左
四分義	一〇	二六右	同四〇右
境唯識	一〇	二九左	同五八右
定通	一一	三一左	同七五右
變	一一	三二右	同八二左

第二卷要目

心所相應門	二五	一右	三末一右
-------	----	----	------

第三卷要目

受俱門	二〇	三左	三末二三右
三性門	二一	五右	同二九右
心所相例門	二二	五左	同三二左
因果法喻門	二二	七左	同四四左
斷捨門	二三	一一右	同六一右
衆名	二八	一四右	同七四左
五教義	二九	一六右	同四一右
持種證	三〇	二四右	同四一右
異熱心證	三一	二七左	同五九左
趣生證	三二	二九右	同六四左
執受證	三三	三〇右	同七〇左
壽煖識證	三四	三一右	同七六右
生死證	三五	三二右	同八一右
識名色互爲緣證	三六	三四右	同九一左
四食證	三七	一右	四末一右
滅定證	三九	四右	同二二左
染淨心證	四〇	九左	同三四右
第二能變初釋未	四一	一二右	同四六左
所依種子	四二	一二左	同五二左
因緣依上	四三	一三左	同五九左
俱有依增	四四	一四左	同六五右
開導依等無依	四五	二一左	五本一右

第四卷要目



所緣門	二五	二六左	五本二〇右
體性並行相門	二八	二八左	同三一左
染俱並簡等相應門	三九	二九右	同三二左
五遍染	三三	三二右	同四六右
六遍染	三五	三三左	同五三左
十遍染	三六	三四左	同五八右
八遍染	三七	三五右	同六二右

第五卷要目

受俱	三〇	一右	五本六七左
三性門	三一	二右	同七一右
界繫門	三三	二右	同七二左
起減分位門	三三	三右	同七五左
分位行相	三七	六右	五本一右
二教義	三九	八右	同一二右
六理證	四二	九左	同一五左
第三能變初出六種差別	四三	一六右	同四三左
自性並行相門	四六	一七右	同五四左
三性門	四七	一七左	同五六左
心所相應門	五〇	一九左	同七〇左
受俱門	五二	二一左	同七八左
遍行	五二	二六左	同六本上一右
別境	五三	二八右	同四左

第六卷要目

目次

善	二五	一右	六本下一右
諸門分別	二七	八右	同二九右
六煩惱	三〇	一二左	同六本一右
諸門分別	三〇	一五左	同二九左
隨煩惱	三一	二三右	同六七左
諸門分別	三三	三二左	同九〇左

第七卷要目

不	三四	一右	七本一右
王所一異	三五	八右	同三八右
六識所依門	三五	九右	同四七右
六識俱轉門	三五	九左	同四八右
起減分位門	三五	九左	同五一右
五位無心	三七	一〇左	同五三左
三能變料簡俱禪問答	三六	一六左	同九一右
唯識所變一異	三〇	一八左	同七末一右
九難義	三七	二〇右	同七左
四緣義	三八	二七右	同四七右

第八卷要目

十五依處	三六	一右	八本一右
緣生分別	四二	八左	同三九左
三業	四四	一〇左	同五四左
三熏習	四六	一二右	同六三左
十二有支	四八	一三右	同六八左

三 性義 四九

二六右

九本 一右  
同 四〇左

第九卷要目

三 無性 四九

一右

九末 一右

二 種姓 四九

三左

同 八右

資糧位 四九

四左

同 二二左

加行位 四九

八左

同 四九左

通達位 四九

一一左

同 七三右

六 現觀 四九

一六左

同 八八左

修習位 四九

一七左

十本 一右

十 勝行 四九

二〇右

同 五左

十 重障 四九

二二右

同 一六右

二 障伏斷 五〇九

一右

十末 一右  
同 一三右

第十卷要目

十 眞如 五〇三

三右

同 一三右

六 轉依 五〇四

四左

同 一九右

轉依義別 五〇六

六右

同 二三右

四 涅槃 五〇九

九右

同 三五右

四 涅槃 五〇九

九右

同 三五右

究竟位 五〇二

一三右

同 四六右

三 身位 五〇七

一九右

同 五六右

佛土 五〇三

二三左

同 六九右

所化共不共 五〇三

二八右

同 七四右

三分唯識 五〇五

二九左

同 七五右

三分唯識 五〇五

三〇左

同 七九右

攝大乘論本解題

一一三四

國譯攝大乘論本

一一二〇

攝大乘論本條目

一一一六

因明入正理論解題

一一六五

國譯因明入正理論

一一一六

以上

護法等菩薩造  
三藏法師玄奘奉詔譯

# 成唯識論開題

【成唯識論】この書略して『唯識論』と稱す。然るに所謂『唯識論』の名は、専ら本論の特稱には非ずして、『唯識二十論』『唯識三十論』も亦單に『唯識論』と稱せらる。故に先づこの三者の別を一言するの要あり。

所謂『唯識二十論』『唯識三十論』の兩者は共に世親開士の著にして、その中前者は、世親が當時旺んたりし外道・小乘の執見を破し、唯識中道の義を宣揚せむが爲に作れるものにして、所謂破邪を主とせる對外的の述作たり。然るにその義理未だ盡さざるところあるを以て、晚年更に顯正を主とし、唯識義理を高調せる一篇を撰せるもの、之を即ち『唯識三十論』なりとす。而して『二十論』は本頌に加ふるに、世親自著の長行釋ありて、よくその頌義を釋顯せりと雖、『三十論』は彼が臨末の作なりしを以て、遂に長行釋を述ぶるに至らずして入寂せりと傳ふ。また論目を『二十』『三十』と稱するは、そ

の偈頌の數に依ることと知るべし。次に又『三十論』は破邪を主とし、『三十論』は顯正を主とし、各その所顯を異にせるを以て、支那唯識宗の第二祖慧沼はその著『了義燈』に、前者を『摧破邪山論』邪山を摧破するの論、後者を『高建法幢論』(高く法幢を建つるの論)と云ひ、以て消極・積極の二面に立てる各論の所顯を明にせり。

然るにこの『三十論』たるや、頌數僅に三十、言六百に過ぎざる一小品なりと雖、言言に干義を約め句句に萬理を含め、唯識中道三性三無等の義理奥旨攝め盡さざるなし。所謂道群典に超え、譽衆聖に光けるものなり。宜なる哉一度本頌成るや、五天の學者争つて之を賞翫研尋す。惟白の『大藏綱目指要錄』の記するところによれば、二十八家その義を解し、十有六師之を註すと云ひ、鑽仰の盛なること常想に超えたり。爾にこの論の釋家頗る多しと雖も護法等の十大論師の釋論出るに至つて、始めてその至妙を詮顯するを得たりと傳ふ。所謂十大論師本頌を釋すること各十卷、都て合して一百卷を成す。唐の玄奘渡天の時、この十師一百卷の釋論を得、歸來これを譯するに當り、十師中特に護法一人の釋義を中心となし、餘他九師の所説をこれに合糅して、茲に釋論十卷を譯成せり。是れ之を即ち現流の『成唯識論』なりとす。

【釋譯緣起】かくの如く本論は、本頌に對する印度十大論師の釋義を合糅譯成せるものなり。今少しく所謂合糅の事情を詳にせむに、始め玄奘、貞觀十九年(645 A. D.)印度より歸朝するや、幾

くもなくして敬宗・神泰及び靖邁等の助手と共に十師各の釋論一百卷を別譯せむとして之に著手し、かくて顯慶三年(658 A. D.)の末に至る十餘年の長時日を費せり。惟ふに世親が唯識教義の討究資料としては、この十師の釋論こそ洵に究竟の著書たるべきを以て、玄奘が之を各別に譯出せむと試みしは、極めて當然の企てと謂つべきなり。されどかかる長年月を以てして、猶且會心の譯出を得る能はざりしにや、更に顯慶四年(659 A. D.)に至りて、再び之が翻譯の事業に著手せり、而して之に従へる譯手としては即ち神昉は潤飾に、嘉尚は執筆に、普光は檢文に、慈恩は纂義に當れり。然るにこの際慈恩は十師の釋論その異義紛糾して、容易く歸趨するところを知るべからざるを憂ひ、竊に師玄奘に請ふところあり、玄奘乃ちその請を容れ、餘他三師の參場を退げ、唯慈恩と共に護法の釋義を中心となし、九師の所説を合糅し、その閏十月末より十二月末に抵る短日月を以てして、遂に現流の『成唯識論』十卷の譯成を了へたりと云ふ。爾にこの糅譯の傳説に就いては、幾多不審とすべき點あり。今その疑問とすべき要項を摘出せば、先づ最初貞觀十九年より顯慶三年の末に至る十餘年間に互つて十師の別譯を試みむとせしめてふ説は疑ふべし。何となれば、由來この説の基くところは、本論卷尾に附せる吳興沈玄明の後序(跋)に「肇自貞觀十九年終于顯慶之末、部將三十六、卷出二千」とある文を、唯本論のみの翻譯に就いての記事なりと誤解せるに依つて起りしところにして、固よりその正鶴を失へるものなり。既に玄明の文にあつても明かなるが如く、此文は、玄奘が歸朝以來、本論譯

出に從事せる迄に於ける諸經論翻譯に就いての記事なり。「部將三六十、卷出二千」とあるもの、豈に釋別譯に關する記事ならむや。而して本論譯出に就いて比較的信を置き得べき資料として見るべき慈恩基の自語、即ち「樞要」の文によるに、彼はこの釋譯の因縁を叙して「初功之際十釋別翻、防尙光基四人同受、潤飾執筆檢文纂義既爲令範、務各有司、數朝之後基求退迹、大師固問、基懇請曰：「と云へり。文に「數朝之後」とあるは、初翻即ち十釋別譯の事に從つてより數日の後との意なるべければ、初翻の後幾くならずして基の奏請ありしことを知るべし。從つて、かの十餘年の長年月を費せりとの如き説は、全然無根の事に屬せざるべからず。次にこの釋譯を以て、奘基師資二人の間に於ける祕密事業と傳ふるが如きも亦甚だ疑はしき點の存するところあり。既に「樞要」の文にも見ゆるが如く、由來翻譯の方規は、潤飾・執筆・檢文・纂義等の用意を以て討議考勘し、嚴かに行はるべきものなるは論勿し、況むや帝勅を奉じて事に從ふに方つて、豈輕輕しく奘基二人の間に祕密の釋譯を行ふべけむや。從來の學者多くは右の「樞要」の文の次下に叙せる「大師（玄奘）理遣三賢（防尙光）獨援庸拙」とあるを、その師資二人の間に於ける密譯行爲の典據となすと雖、かれはその文字通りに解して基が餘の三人に擢んで、獨り師の恩顧を擅にせる感喜の告白なりと解するの至當なるを覺ゆ。文の次序必ず然るべきを以てなり。況むや西明、その他契門師徒の間に在つて、何等這箇密譯の存在を推定せしむべき記事なきに徴するも輕輕しく由來の傳説に從はむこと、頗る當を失せりと云はざる

べからず。

凡そ玄奘、慈恩がこの釋譯の態度たる、唯護法一師の釋義を重しとなし、彼と蘭菊の美を競へりし餘  
他世親學系の異芳をば、殆んど之を抛擲して、更に顧みるところなかりし爲、後世之が研鑽の途を杜  
絶し、甚だしく學界の不幸を殘せりとして、その所作を詰責批難するもの尠なからず。殊に豐山(大和  
國長谷寺)の戒定の如きは、之を以て秦始皇帝焚書の暴擧に例し、玄奘は自の奉せる護法教義を弘通  
せむとするに急なるの餘り、他師の所説を棄却し湮滅せしめしは、正しく  
かの李斯の暴擧に髣髴たるものありと評せり。蓋し玄奘がこの果斷なる態  
度に出でしに就いては、素より大なる自信の存せるありて然りしか、或は  
他に何等かの事情ありて存せしものなるべく、必ずしも、一概に彼の譯經  
史上に於ける偉蹟を加減すべき底の難責を値すべき所以の存せしや否やは  
容易に斷すべからず。

【世親略傳】 古來の所傳に依るに世親梵に婆藪槃豆(Vasubandhu)と云ひ、舊に天親と譯す。(一)佛  
滅約一千年北印度健陀羅國(Jandhara)の首府布婁沙富羅(Purusapura; Poshavar)の婆羅門族に出づ。  
父を憍尸迦(Kausika)と云ひ、三子あり、長子は阿僧伽(Asanga)即ち無著にして、世親は即ちその次  
子なり。初め薩婆多部(Aryasarvastivada; 有部)に出家し、小乗の學を修む。博學多聞、廣く群籍に通

【一】佛滅約一千年。一説に佛  
滅約九百年といふ。近時西紀  
によりて(420—500 A.D.)と唱  
ふる說學者の間に用あらる。  
之を佛滅年代に照し、約一千  
年を以て出世年代とするの妥  
當なるを覺ゆ。

じ、他に比儔すべきものなかりしといふ。然るに當時有部の教理頗る煩瑣に陥れるを以て、是に慊らす、經量部 (Sautrantika) の學說と二部の間に取舍の心を抱けり。茲に於て名を矯り竈に迦濕彌羅國 (Kashmir) に赴き、有部の學を研鑽すること四年、屢經部の思想を以て有部の學說を論破したるに、迦濕彌羅の論師寒健地羅 (Yanandhara 悟入) と云へるもの、その世親なるを察知し、竊に告げて本國に歸り、以て未離欲者の危難を免れしむ。茲に於て世親は本國に歸り、衆人の爲に『大毘婆沙論』を講じ、日日講ずるところの要義を綜括して一偈となし、次第に積んで六百頌を成す。是れ即ち『俱舍論頌』なり。世親一弟子に命じ、往いて迦濕彌羅に送らしむ。有部の徒見て大に喜び、以て己が宗義を宣揚するものなりとなす。然るに悟入獨り之を然らずとなし、乃ち使を世親に遣して、更にこの頌の義理を解説せむことを求む。茲に於て世親はその請を容れ、かの頌に對して詳細なる解説をなす。是れ即ち現流の『阿毘達磨俱舍論』三十卷なりとす。蓋し『俱舍論』は、世親が小乘教徒たりし時代の代表的傑作たり。かくて釋成るや、世親は之を以て彼の國に贈りしに、果して悟入の云へるところの如く、往往有部の宗義を評破するところありしかば、悟入の弟子衆賢 (Sungka bhadrā) 更に之を破せんが爲に『俱舍電論』を作る。當時世親既に老境に在るの故を以て之に應せず。かくて幾くもなくして衆賢歿す。世親乃ちかの論『電論』を以て『俱舍』を發明するところありとなし、名を改めて『阿毘達磨順正理論』と稱せり。小乘佛教徒として『俱舍論』著者としての世親の傳説此の如し、委くは『俱舍論』解



題に就いて見よ。

彼は一時阿踰闍國(Ayudhya)に在り、摩訶衍を以て佛説にあらすとなして之を信奉せず、旺んに小乗教を鼓吹せり。而もその學識は深廣にしてよく内外に該通し、之に比儔すべきものなし。時に無著は、世親が大乗を奉せず、却つて之を破壊せむことを怕れて使を遣し、病に托して世親を招來す。世親乃ち無著の許に到るや、無著之に告ぐるに、己が心憂は、偏に世親の大乗を誹謗せるに起因するを以てす。茲に於て世親大に悟るところあり、先の謗法を悔ゆるの情油然而して起り、その罪一に舌にありとして、之を截斷し、以て謝せむとす。無著徐に制して曰く、「夫れ大乘教は、至眞の理にして、諸佛衆聖の讚嘆するところ、而して汝今方に之を悟る、悟ること夫れ時なるかな、何の善か之に如かむや。而も諸佛の聖教は、舌を斷つを以て眞の懺悔と爲さず、汝宜しく從來罵詈せしところの舌を用ゐて以て、爾今永く大乘妙教を讚嘆稱揚すべきなり」と。かくて彼は兄の命に従ひ、深く大乘の教義を修めて、以て大にその弘通に力めたりしかば、當時の王正勅日(Vikramāditya)以下悉く之に歸依し、一世の學者仰いで宗とせざるなく、外道論師またその名聲を聞いて、何

【一】 摩訶衍 (Mahayana) 大乘のことにして、希那衍 (Hinayana) 即ち小乗に對する語なり。

【二】 世親入大乘の因縁に就いては諸傳區區として一致せず。茲に述ぶるところは『世親傳』の記事に基けるものなるが、『西域記』第五の記すところによれば、世親が無著の許に至りし際、無著の門人戶外にありて、夜『十地經』を誦す。世親之を聞いて大に感悟し、甚深の妙法未だ聞かざるところとなし、曩日大乘を誦講せしを悔いて、終に大乘に入れりと云へり。

【三】 世親入大乘の因縁に就いては諸傳區區として一致せず。茲に述ぶるところは『世親傳』の記事に基けるものなるが、『西域記』第五の記すところによれば、世親が無著の許に至りし際、無著の門人戶外にありて、夜『十地經』を誦す。世親之を聞いて大に感悟し、甚深の妙法未だ聞かざるところとなし、曩日大乘を誦講せしを悔いて、終に大乘に入れりと云へり。

れも畏服せざるなかりきといふ。

彼が入大乘後の代表的著作として、云ふ迄もなく『唯識論』『三十頌』にありとす。蓋し『唯識論』は一片小品の韻文なりと雖、印度大乘佛教の一大思想を代表せる頼耶縁起説を明にしたるものにして、これによりて迦濕彌羅に行はれし有部の教義を破し、且また吠世史迦 (Vasistha) 等の外道を論難したる名著たり。また彼は念を西方に懸け、『淨土論』を作りて願生淨土の信仰を宣揚せり。かくて在世八十歳、終に阿踰闍に歿す。

世親の著書に關しては、その數甚に多く、嘉祥の『百論疏』の云ふところによれば、小乘に屬するもの五百部、大乘に屬するもの亦五百部の著作ありと云ひ、よつて古來千部の論師と敬稱せらる。今その主なるものを擧ぐれば、一唯識二十論、唯識

【四】無量壽經優婆塞舍『淨土論』の具稱

三十論、百法明門論、攝大乘論釋、十地經論、佛性論、無量壽經優婆塞舍、俱舍論、金七十論、等枚舉に違あらず。漢譯藏經中に收むるところ、總じて二十八部一百餘卷に達せり。

【十大論師】既に述べしが如く、世親開士の本願一度成りて、之を講述叙釋せる人甚だ多かりしといへども、而も勝れてその名高かりしは、即ち親勝、火辨、德慧、安慧、難陀、淨月、護法勝、友、最勝子及び智月の所謂十大論師なれば、今之等の諸師に就いて、その略傳を叙述すべし。

一 親勝 梵に畔徒室利 (Pan-hsü) といふ、世親同時代の論師にして、かの本願初めて行はれ、

先づその略釋を作りて、妙に世親の意を得たりといふ。

二 火辨 梵に質咀羅婆拏 (Citrahāna) といふ、また世親同時の論師たり。彼その身相は俗形なりと雖、而もその道德に至つては、眞の僧寶よりも高く、文辭亦頗る巧妙にして、深く註述に閑へりといふ。

三 德慧 梵に寔拏末底 (Gūnamati) といふ、南印度鉢伐多 (Pavata) の人にして、安慧の師なり。且つ摩揭陀國 (Magadha) に於て數論外道摩沓婆を折伏し、その名五印に震へりといふ。その著述『隨相論』一卷現存し、小乘論部に屬す。

四 安慧 梵に悉恥羅末底 (Sthiramati) といふ、南印度の境羅羅國 (Tila) の人にして、高才達識、唯識・因明に精しく、又『俱舍』の釋論を作りて、衆賢の『順正理論』を破せりといふ。心分即ち認識作用に就いて、所謂一分説を立つるを以て有名なり。本論の上において、彼の所釋をば多く未了義と判すと雖、その立論の形式直截簡明にして、所謂快刀亂麻を斷つ概あり。かの護法正義の從容不迫なるものと比較して、甚しき間隔あるを認むべく、而してその所説は、著しく『起信論』の眞如緣起説に通同せり。著書として『阿毘達磨雜集論』十六卷、廣五蘊論一卷、中觀釋論九卷等現存す。

五 難陀 (Nanda) 譯して歡喜といふ、勝軍の師なり。種子論に於て新熏説を唱へ、認識作用に就いて二分説を立つるを以て知らる。

六 淨月 梵に成陀戰達羅 (Sudhaendra) といふ。安慧同時の人。

七 護法 梵に達摩波羅 (Dharmapala) といふ、南印度達羅毘奈國 (Dravida) 建志城 (Kañcēpura)

の人なり。天資爽慧、學徳共に當時に冠たり。深く唯識の奧義を窮め、主として摩揭陀國那爛陀寺 (Nāgārjuna) に住して教化を布けり。學徒集まるもの數千人、有名なる戒賢 (Śīla-

bhadrā) 亦その門より出づ。本論一部の叙説は、主として彼の所論と見る

べく、即ちその學風は、唯識諸派の異説を折衷綜合し、種子論に於ては新

舊合生説を唱へ、認識作用に就いては四分説を立つる等、普く諸説を集成

して、精微なる頼耶緣起論を唱導せり。されば玄奘所傳の唯識は、世親所

唱の教義そのままにはあらずして、寧ろ護法啓發と見做すべきもの多し。

宜なるかな、支那法相教義は、之を護法宗と呼はるることや。彼は廿九歳以

後菩提樹下に隱遁し、三十二歳を以て示寂せり。臨終の日空中に聲あり、

曰く、之は是れ 賢劫中の一佛なりと。以て如何にその常人と群を異にせ

るかを知るべし。著書の現に存するもの『成唯識寶生論』五卷、『百論釋論』十卷、『觀所緣論釋』一卷等あ

り。十釋合様の本論も亦主として彼が著作と見るべし。

八 勝友 梵に毗世沙蜜多羅 (Vāṣaṃita) といふ、護法の門人たり。

賢劫。梵語 Bhadrā Kāpa の譯名。現在の劫の名。印度に於ける世界構成觀中の説なり。抑、過去・未來・現在の劫中には、何れも成・住・壞・空の四劫ありて、就中現在即ち賢劫中の住劫には千佛世に出現すと云はる。かく多數の賢人出世するを以て、賢劫の名ありといふ。今護法も亦この賢劫千佛中の一佛なりとの意なり。

九 最勝子 梵に辰那弗多羅 (Jinaputra) といふ、亦護法の門人にして、その著に『瑜伽師地論釋』

一卷現存せり。

一〇 智月 梵に若那戰達羅 (Jinacandra) といふ、また護法の門人たり。

以上十師の外、尙本論述成の關係者として述ぶべきもの尠ならず。例へば、種子論に就いて本有説を唱へし護月 (Candrapala) の如き、また因明の大成者にして、而して認識作用に就いては三分説を立てたる陳那 (Dinnaga) の如き等、これなり。されど今は本論に直接關係ある十師を叙するに止めて、餘は之を略せり。

【譯主玄奘】 玄奘姓は陳氏、本名を禪と云ひ、唐の洛州緱氏縣の人なり。その父陳慧は深く經術に通じ、江陵の令に任せられ、よく令名を博せり。玄奘は實にその四男にして、年甫めて十二歳、洛陽淨土寺に於て、次兄長捷の德憑により、出家して玄奘と稱す。之より『涅槃經』『攝大乘論』俱舍論等の諸經論を普く研鑽勉強し、その學大に進む。偶々常辨の二大徳あり。奘の學徳非凡なるを嘆じ、勸むるに、印度に西遊して『瑜伽論』を究め、無著の學説を流傳せむことを以てせり。時に彼幾多の名匠に就いてその所疑を質すに、異同一ならず、經論の説亦出沒常ならず、その適從するところに苦しめる際なれば、會々この二師の德憑に會ひ、西遊の志勃然として起り、自ら法顯・智儼の芳躅を襲ぎ、經論の疑を決せむと欲す。乃ち上表して渡天の素意を訴ふるに、許されず。茲に於てか止むを

得<sup>大</sup>禁<sup>を</sup>を犯<sup>か</sup>して密行<sup>みつかう</sup>せむとし、太宗<sup>たいそう</sup>の貞觀<sup>ぢやうくわん</sup>三年<sup>さん</sup> (630 A. D.) 秋<sup>あき</sup>八月<sup>ごちゆう</sup>、その大旅行<sup>だいはりょこう</sup>の一步<sup>いっほ</sup>を長安<sup>ちやうあん</sup>に發<sup>はつ</sup>せり。時に熒<sup>とう</sup>年<sup>ねん</sup>二十六<sup>じゅうろく</sup>。秦<sup>しん</sup>州<sup>しゅう</sup>蘭<sup>らん</sup>州<sup>しゅう</sup>涼<sup>りやう</sup>州<sup>しゅう</sup>を経て瓜州<sup>くわしゅう</sup>に至<sup>いた</sup>り、更に玉門關<sup>ぎまくもんくわん</sup>より沙漠<sup>さほく</sup>を涉<sup>わた</sup>り、屢<sup>しばしば</sup>辛酸<sup>しんさん</sup>を嘗<sup>な</sup>めて終<sup>つひ</sup>に伊吾<sup>いご</sup>に入り、高昌<sup>かうしやう</sup>に至<sup>いた</sup>り、かくてこの國<sup>くに</sup>の王者<sup>わうしや</sup>宰相<sup>さいしやう</sup>の優渥<sup>いうあく</sup>なる禮遇<sup>れいぐう</sup>を稟<sup>う</sup>け、更に西行<sup>さいかう</sup>して阿耨尼國<sup>あんにこく</sup> (Anni) に入る。彼<sup>かれ</sup>が在天<sup>たいてん</sup>十七年間<sup>じゅうしちねん</sup>の見聞<sup>けんもん</sup>記<sup>き</sup>たる『大唐西域記』は、蓋<sup>けだ</sup>し西域諸國<sup>さいやくしよこく</sup>の總叙<sup>そうじよ</sup>に次<sup>つ</sup>いで、この阿耨尼國<sup>あんにこく</sup>の解説<sup>かいせつ</sup>よりして始<sup>はじめ</sup>まる。

之<sup>これ</sup>より玄奘<sup>げんじやう</sup>は、中央亞細亞<sup>ちゆうちゆうあじあ</sup>及び五印度<sup>ごいんと</sup>の各地<sup>かくち</sup>を歴遊<sup>れきぎゆう</sup>すること殆<sup>ほと</sup>んど十有七年<sup>じゅうしちねん</sup>の久<sup>ひさ</sup>しきに互<sup>むた</sup>り、具<sup>つぶさ</sup>に西域<sup>さいやく</sup>の國情<sup>こくじやう</sup>を精査<sup>せいさ</sup>し、深く諸教<sup>しよきやう</sup>の奥底<sup>おくてい</sup>を叩<sup>たた</sup>けり。特に當時<sup>たうじ</sup>名僧<sup>めいそう</sup>學者<sup>がくしや</sup>の淵叢<sup>えんそう</sup>地<sup>ち</sup>たりし摩揭陀國<sup>まかたこく</sup>の那欄陀<sup>ならんた</sup>寺<sup>じ</sup>に止<sup>とどま</sup>ること凡<sup>およ</sup>そ五年<sup>ごねん</sup>瑜伽<sup>ぎや</sup>唯識<sup>ぎし</sup>因明<sup>いんめい</sup>等を始<sup>はじめ</sup>め、さては印度<sup>いんと</sup>の諸學<sup>しよがく</sup>藝<sup>げい</sup>に至<sup>いた</sup>るまで、微<sup>び</sup>を穿<sup>うら</sup>ち細<sup>さい</sup>を析<sup>ひら</sup>きて究<sup>き</sup>め盡<sup>つく</sup>さざるなく、また書<sup>しよ</sup>を作<sup>つく</sup>つて、屢<sup>しばしば</sup>外道<sup>げだう</sup>小乘<sup>せうじやう</sup>を破<sup>は</sup>斥<sup>せき</sup>し、その名炳<sup>なへい</sup>として五印<sup>ごいん</sup>に輝<sup>かがや</sup>けり。かくて後<sup>のち</sup>、會<sup>たま</sup>支那<sup>しな</sup>に赴<sup>おもむ</sup>く人<sup>ひと</sup>ありしを以<sup>もつ</sup>て、彼<sup>かれ</sup>乃<sup>なほ</sup>ち書<sup>しよ</sup>を托<sup>たく</sup>して皇帝<sup>くわうてい</sup>に效<sup>た</sup>し、勅<sup>ちやく</sup>許<sup>きよ</sup>を待<sup>まち</sup>たずして久<sup>ひさ</sup>しく外遊<sup>ぐわいぎゆう</sup>せし罪<sup>つみ</sup>を謝<sup>しや</sup>す。唐<sup>たう</sup>太宗<sup>たいそう</sup>皇帝<sup>くわうてい</sup>特に勅<sup>ちやく</sup>してその請<sup>こひ</sup>を許<sup>きよ</sup>し、車馬<sup>しやば</sup>人夫<sup>にんぶ</sup>を遣<sup>つか</sup>はして、齋<sup>もち</sup>すところの經論<sup>きやうろん</sup>を登載<sup>とうざい</sup>せしめ、帝<sup>てい</sup>都<sup>と</sup>に之<sup>これ</sup>を迎<sup>むか</sup>ふ。茲<sup>こゝ</sup>に於<sup>お</sup>いて貞觀<sup>ぢやうくわん</sup>十九年<sup>じゅうきゅうねん</sup> (645 A. D.) 春<sup>はる</sup>正月<sup>しちげつ</sup>彼<sup>かれ</sup>は長程<sup>ちやうてい</sup>の旅行<sup>りょきやう</sup>を終<sup>を</sup>へて長安<sup>ちやうあん</sup>に歸<sup>かへ</sup>れり。上下<sup>しやうか</sup>の歡呼<sup>くわんこ</sup>湧<sup>わ</sup>ぐが如<sup>ごと</sup>し。次<sup>つ</sup>いで翌<sup>よく</sup>二月<sup>にがつ</sup>洛陽<sup>らくやう</sup>に入りて親<sup>した</sup>しく皇帝<sup>くわうてい</sup>に謁<sup>えつ</sup>を賜<sup>たま</sup>ひ、翌<sup>よく</sup>三月<sup>さがつ</sup>復<sup>また</sup>長安<sup>ちやうあん</sup>に歸<sup>かへ</sup>り、勅<sup>ちやく</sup>を奉<sup>ほう</sup>じて弘福寺<sup>こうふくじ</sup>に於<sup>お</sup>いて彼<sup>かれ</sup>が翻譯<sup>ほんやく</sup>の大業<sup>だいてい</sup>を開始<sup>かいし</sup>す。同<sup>どう</sup>二十年<sup>にねん</sup>七月<sup>しちげつ</sup>、勅<sup>ちやく</sup>により『大唐西域記』十<sup>じゅう</sup>二卷<sup>くわん</sup>を撰<sup>せん</sup>して、親<sup>した</sup>しく西域<sup>さいやく</sup>歴遊<sup>れきぎゆう</sup>の記事<sup>きじ</sup>を叙<sup>じよ</sup>し、乃<sup>すなは</sup>ち表<sup>へう</sup>を添<sup>そ</sup>へて之<sup>これ</sup>を天覽<sup>てんらん</sup>に供<sup>きよ</sup>せり。その後<sup>のち</sup>大慈恩寺<sup>だいたいじんおんじ</sup>を

賜ひ、専ら此にありて譯業を事となし、終生譯するところの經論實に七十餘部一千三百三十卷に餘れり、就中今の『成唯識論』は、既に述べしが如く、顯慶四年玉華宮殿にありて奉詔譯成するところなり。かくて麟德元年(614 A. D.)の初め病を得、次いで二月五日終に歿せり。將に歿せむとするや、枕頭の弟子を顧みて曰く、決定して都率の内院に生せむと。世壽六十有三。

惟ふに彼が佛敎史上の地位を見るに、その効績洵に朽ちざるものあり。特にその譯業の一事に至つては、實に空前にしてまた絶後、長くその儔を絶せり。嘗にその譯書の多きのみならず(毛譯の翻譯法を改めて、新なる譯法を創めしが如き、最も注意すべきものあり。且又彼が旅行記たる『西域記』の如きは、佛敎史並に東洋學に關する最も權威ある好資料として、學者の讚揚措かざるところなり。若夫れ佛敎敎理史上より論ずれば、彼は翻譯の効績以外別に特殊の敎義を宣傳したる著作を残さずと雖、彼が渡天研鑽の最大目的たりし瑜伽唯識の敎義を以て、擧て悉くその資慈恩に附屬せしかば、慈恩幾多の著述を透して玄奘

【六】都率(Turka)、欲界六欲天中の一にして、夜摩天と樂變化天との中間に位し、下より第四重に當れり。之に内外の二院ありて、その内院を彌勒菩薩(Maitreya)の淨土とし、外院は即ち天衆の欲樂處なり。而して今玄奘がこの言をなせるは、由來唯識の敎義は、彌勒の講説と傳ふる『瑜伽論』より流れ來れるものなれば、その宗とするとい

るは自ら彌勒崇拜の信仰となり、都率願生を以て所期とせり、是れ即ち彼がその願生を期せる所以なり。

【七】舊來の翻譯法。古來玄奘以前の羅什(Kumarajiva)・真諦(Paramārtha)等の翻譯を舊譯と名け、玄奘以後の翻譯を新譯と通稱す。即ち玄奘は、舊譯の不當を改め、翻譯上に一時期を劃せるものなり。

獨特の教理史的地位を想見するに難からず。即ち支那法相宗の第一祖たる慈恩に對し、彼はその師祖として見らるる所以豈偶然ならむや。その『成唯識』翻譯の態度の如き、後世或は之を批難するものあるも、或は彼が眼中唯識法正宗の見地に立ちて餘他を認めざりしなるべく、その之あるも、恐くは

大なる自信の存するものありしが爲なるべし。

【慈恩大師】慈恩名は基、唐の太宗貞觀六年(632 A. D.)を以て長安に生る。師生れて

奇偉、聰明神悟、遙に群兒とその類を異にせり。

玄奘印度より歸朝の後、一見その大器なるを知りて、家人に説いて出家せむことを勸む。基之

を肯んせず、再三德薄せらるるに及んで、漸く

命に應ず。而も彼奮然として揚言して曰く、我

に三事を聽さば、方に出家を誓はむと。玄奘

始く之を許す。後基外に出づるや常に三車を用ひ、時人稱して三車和尚と稱せりといふ。惟ふにかか

る傳説は何等か附會するところあるべく、信するに足らざるは論勿しとするも、彼が氣宇の如何に豪

磊不毅なりしかを想像し得べきなり。

【八】基。普通彼の名を窺基と云へるは誤りにして、倍すべ

き彼の金石銘並に畫譜等によ

るに、何れも基の字のみとな

れり。智周の『樞要記』によれば、貞觀皇帝(唐太宗)よりし

て、彼に大乘基と名字を賜ひしが、その後數代を経て開元

神武皇帝(玄宗)未だ帝位に即

かざる時の名を隆基王と云ひしを以て、乃ちその諱を避け

むが爲に基の字を改めて本

法師となせりとあり。惟ふにかかる事情よりして、或は基

に代ふるに窺を以てし、展轉

して終に二字併用せらるるに至りしにあらざるか。而し

てその所謂窺基の稱は、はなはだ古くよりありしもの如

く、『宋高僧傳』の如きも既に

しか記せり。とまれ窺基の稱は之れを基と改めざるべから

ず。



彼始め廣福寺に住したりしが、後勅あり、聰明穎悟の者を選びて大慈恩寺に居らしむ、基乃ちその選に預り、常に玄奘に隨從して五印の語を學ぶ。紛を解き結を開き、統綜條然として、見聞せるもの嘆伏せざるはなかりきといふ。年二十五、詔に應じて譯經の事に從ひ、大小乘經三十餘本を講ず。その『成唯識』翻譯に當り、彼が玄奘と祕密に糅

成せしことに就いては、既に述べしが如し。然るに世に傳へいふ、始め玄奘・慈恩本論密譯の事に従ふや、圓測(西明)乃ち譯場の明衛に賂して、竊に

その身を潜め、由つて以てその譯出を盜聽するを得、聽て譯成るに及び基に先ちて之を講せり。然るに基、その己より先んせられしを悔い、心中甚だ

怡ばず。玄奘曰く、圓測註疏を作ると雖、未だ因明に明かならざるを以て、その論旨を盡すを得ざるべしと。乃ち特に陳那の『因明論』を講ず。茲に

於て基大に「五支の奥義に達し、縱橫立破、義を述べ章を命じ、前に比與なし。玄奘また特に彼が爲に『瑜伽論』を講ず。然るに圓測復前の如く盜聽

して之を講ず。時に玄奘の曰く、「五姓宗法をば唯汝にのみ流通す、他人は則ち否なり。」と。これ等の傳説は何れも絶対信を措くに足らずと雖、

一面に於ては、その如何に師の寵遇を一身に萃めしかを想定するに足るべし。かくて、その著『唯識

要領』の條下を参照すべし。

【九】三支。因明の形式たる宗・因・喻を三支といふ。即ち因明は此の三支の作法によりて成れるなり。例へば「聲は無常なるべし(宗)」「所作性の故に(因)」「瓶等の如し(喻)」といはむが如し。かくてまた三支を以て因明の代名として用ゐらるることあり。今の場合も然り。

【一〇】五姓宗法。唯識教義は、種姓の差別を五類となし、これによりて成佛・不成佛を談ず。是れ本教義の獨得の説なれば、唯識宗をば五姓宗と云ふなり。詳しくは後の「唯識要領」の條下を参照すべし。

述記二十卷、因明大疏六卷、瑜伽略纂十六卷等、何れも彼が師の別嬪を稟受して述成するところと傳ふ。玄奘滅後、彼は専ら慈恩寺にありて、益々その教綱を張り、唯識教義の一大體系を成じて支那法相宗を大成し、善く二、應理の教風を扇ぎ、殊に述作の夥多なる、所謂百本の疏主てふ敬稱を有せり。高宗の永淳元年(682)五十一歳を以て歿せり。玄奘の門下、三千の門徒、七十の達者、四人の上足と稱せられし中、特に基獨り一秀入室の榮譽を擅にせり。世大乘基師と稱して之を鑽仰するもの、寔に所以ありと謂つべし。

【三祖講讚】

世親の本願一度成るや、十大論師等幾多の學匠之が研鑽に力め、所謂蘭菊の美を競つてその義理の奥底を叩かむとせしかば、げに印度に於ける唯識の教義は殆んど餘蘊なき迄に發達せり。次で支那に於ては、法相宗初開の運に方りて、只管その教義の解釋布行に務めし慈恩は、師玄奘と共に本論解釋の事に従つて後、師説を述成して、本論の註疏を著はし、これを『述記』と名け、更にまたその補遺を作つて『樞要』と名けたり。洵に是れ本論研究の最高指南權を有するものにして、仰いで以て法相宗の開祖とせらるる所以亦此に在り矣。

當時また一方に圓測・道證等の一派ありて、同じく本論を講説して、その註疏をものせり。然るにその所説多く本宗の正義に違するところありしをもつて、慈恩の資滿洲の慧沼は、その異執を摧破して

●(一) 應理 唯識の宗名に總じて四あり、即ち法相宗・唯識宗・想理圓實宗及び善爲乘教之れなり。今應理といふは、この中の應理圓實宗を指せるものにして、こは本宗の教觀二門は、俱に勝義諦の理に契應して、圓滿眞實なるを以て、かく云へる美稱なり。

正計を宣揚せむが爲に、『了義燈』を作りて、唯識顯了の義理を發揮せり。之を本宗の第二祖となす。次いで撲揚の智周あり。「演祕」を作りて更に慈恩所説の奥義を解説せり。之を本宗の第三祖となす。已上の『樞要』『義燈』及び『演祕』は、何れも『述記』を解説助顯せるものにして、所謂「三箇疏」と通稱せられ、『述記』と共に本論研究に缺くべからざる註脚として重んぜらる。されば本宗にありては、この三祖の教説を以て定判となし、教説の權威と認むるところなり。凡そこの三祖の時代にありては、本宗の勢威最もその隆盛に達し、從つて本論の講説もまた頗る盛況を呈せり。而して尙之等正系の外の圓測一派の異流には、即ち圓測・道詮を始め、勝莊・太賢・靈泰等の諸師ありて、正系以外別に批評的態度を以て特殊の解釋を施せり。然るにその正系にありても、智周以後晩唐の頃にありては、さしもに榮えし本宗の宗風も漸くその衰頽の萌を現はし、それにつれて本論の講説もまた昔日の面目を見ざるに至りぬ。

かく本宗は支那に於て一旦衰頽せりと雖、その後明清時代に於て、本論の研究再び旺んるに至れり。即ち明代の明・昱・通・潤・大慧・智旭、清代の智素等之が研鑽に與り、その講説の著述頗る多し。爾るに當時支那にありては、かの會昌の法難以後『述記』・三箇疏及び『因明大疏』等所謂「藏外の諸書殆んど湮滅に歸せし」を以て、之等の諸家何れも『述記』『大疏』等の指針を俟たずして、直接本論

【二】藏外の書。藏經以外の書、即ち大藏經中に編入せられざる書といふこと。抑、藏經とは、是れ佛教の叢書にして、經・律論の三藏（Tripitaka）

を解説せし爲、その註疏たるや、稍變則なる結果を示せり。さればかくの如きは、即ち本宗の正統的教義として採らざるところなること論を俟たずと雖、而も之を以て研究の資に供するに、決して無價値のものといふべからざるを以て、所謂他山の石として、教義發達史上より考察すべき値あるべし。幸にしてそれ等の著書の大部分は、『大日本續藏經』中に編入せられたるを以て、學者容易に之を披いて攻究するを得べきなり。

【皇朝傳弘】次に我國に於ける本論講傳の狀況は奈何。由來本宗の傳來に就いては前後四回に互りしこと、何人もよく知れるところなり。乃ち本論の流傳も亦自ら之に伴へること、正に當然の事なるべきを以て、今其概要を叙説すべし。所謂四回の傳來とは先づ第一傳は、孝徳天皇の白雉四年(653 A. D.)に道昭入唐して玄奘に學び歸來大和の元興寺に在つて之を廣布せり。所謂南寺傳又は飛鳥傳と稱するもの之なり。但彼歸朝の際には本論尙未だ譯出せらるるに至らざりしと考へらるべければ彼は唯識の教義を傳へしも、本論は之を將來せざりしなるべし。次に第二傳は、其後數年を経たる齊明天皇の四年(658 A. D.)智通・智達の二人入唐して同じく玄奘に

【註】以外、支那人師の著作にて、藏經中に加へられたるものは、一宗開闢の本典と見做さるる如き最も權威あるものみにして、一般の註疏の如きは、何れも藏經中には入れられざりき。今の『述記』三箇疏等もまた藏經中に編入せられざりしものなれば、かく云へるなり。尤も之等の註疏は、明治時代に編纂せられし『大日本續藏經』中に收められたれど、そは唯正藏以外の諸書を『續藏』てふ叢書として、而して編者が之に收めし迄なれば、今云ふところの正藏とは關係なきものなり。

【三】元興寺。當時元興寺は飛鳥の地にありて、未だ南都にあらず、その南都に移りしは、後代のことと屬す。従つて南寺傳・北寺傳と稱するこゝとも興福寺成り元興寺も南都

師事し、歸來又その所學を弘通せり。而して彼等の在唐期間は、詳かならざれども、本論の譯出せられしはその在唐中なりしとせば、其歸朝に際しては必ずや本論を將來せしなるべし。次に第三傳は其後四十餘年を経たる文武天皇の大寶三年(703 A. D.)智鳳・智鸞・智雄の三人勅を奉じて入唐し、智周に謁して之を修め、歸來南都に於て之を宣布せり。次に第四傳は其後十餘年を経て元正天皇の靈龜二年(716 A. D.)玄昉入唐して同じく智周に之を弘傳せり。所謂北寺傳又は(御蓋傳と稱するもの之なり)。以上四傳の中、第二傳は第一傳に合し、第三傳は第四傳に合して兩系となり、南北二傳として弘まれり。爾來本宗の隆盛なるにつれ、本論の討究も愈い旺んに、南都の諸宗悉く二明の學風に靡かざるなきに至り、寫經に講學に何れも本論を鑽仰し、本論を以て、金口の經卷と同じく佛前に讀誦又は論議せらるるに至り。かの平安朝末より鎌倉時代に亘りて旺んに印行せられし「春日版」と稱せらるる鮮明なる刻本の刊行せられし中、主として本論の版本の多きを以て見るも、如何にその流布の旺んなりしかを想像するに難からざるなり。

に移りてより後かく稱すべきにして、本宗傳來當時直にかかる名稱ありしにはあらざるなり。

【四】御蓋傳。普通御笠傳(三笠傳)とも記す。興福寺が三笠山の麓にありしよりかく稱すと云へど、所謂三笠山とは現今の嫩草山のことにはあらず、春日山中にある、御蓋山を指せるなり。故に御蓋傳と記すを正しとす。(因に上の飛鳥傳又はこの御蓋傳等の稱は、南都にありては多く云はざるところなり。)

その後南寺系にありては、護命・明詮等の學匠を出し、北寺系にありては、善珠・忠算・眞興等の名徳を出し、各その學風に依りて教義の蘊奥を光闡せり。特に北寺の所傳にありては、かの南寺の、玄奘より直接草創のままを傳授せられしに異りて、所謂三祖の定判により、教義轉た精密に完成せるを相承して傳ふるところなれば、その所談また頗る精緻を極めたるの趣きを見るべし。その後平安朝以後新興の諸宗旺盛を極むるに方つては、本宗の宗風また昔日の盛榮を失して、萎微漸く振はずと雖、本論の講學に至つては、爾來更に衰ふることなく、諸宗の學徒競うて之が研鑽に従ひ、就中豐山の研究の如き大に見るべきものあり。是れその教義が『俱舍論』の研究と相雙びて佛教研究の豫備知識を形成すべき基礎學として長く其價値を存するに依る。輒近印度佛教の研究は漸く其武歩を進め、言語學的・歴史的考古學的研究より移りて教義の内容に入らむとし、本論の研究は益々最新の意義を加へ、西藏佛教は側面より斯學の前程を照し、『唯識論』研究の將來は益々多望となれり。皇務めざるべしや。

若しこれ皇朝鎮仰の史蹟を叙するも、豈唯これの如くなるのみならむや。南都法相の史實に止むるも、その一乗化の歴史、その密教化の徑路を論するも趣味あり。南都の故地を去るも、北嶺佛教の祖と東奥遍化の大手との論衡を叙する亦極めて重要なり。況むや叡山中古の名匠・惠心の學勳より、徳川時代の初文運の復興と共に諸宗の間に盛なりし本論攻學の史蹟、また大に見るべし。今は唯大概を存するのみ。請ふ別に専攻の先達に就いてこれを明めよ。

【正依經論】凡そ佛教諸宗の舊例は、苟くもその宗義を明にせむには、必ずやそが所依とするところの經論を知らざるべからず。今本宗にありて本論の典籍を云爲する、また所以なしとせず。

然らば本論が所依とする經論は如何と云ふに、慈恩の『述記』の上に之を數へて、六經・十一部論を擧げたり。左の如し。(以下に擧ぐる諸經論の題號・譯號等は『大抵』縮刷藏經目錄所掲の名目に隨へり。)

先づ六經とは、

一 華嚴經 之に三譯あり。

(イ) 大方廣佛華嚴經 六十卷 東晉佛跋陀羅譯

(ロ) 同 八十卷 唐實叉難陀譯

(ハ) 同 四十卷 唐般若譯

右三譯何れもその題號を同じうす。されば通常卷數に隨つて『六十華嚴』『八十華嚴』『四十華嚴』と別稱して之を分つ。

二 解深密經 之に四譯あり。

(イ) 相續解脫經 一卷(或は二卷) 宋求那跋陀羅譯

(ロ) 深密解脫經 五卷 元魏菩提流支譯

(ハ) 佛說解節經 一卷 陳眞諦譯

(三) 解深密經 五卷 唐玄奘譯

右の中流支譯と玄奘譯とが全譯にして、他の二種は何れも抄譯たり。また求那跋陀羅譯は最後の二品の別譯、眞諦譯は初めの四品(流支)、又は一品(玄奘)の別譯たり。而して最も多く用ゐらるるは、玄奘譯なりとす。

三 如來出現功德莊嚴經 缺譯

四 阿毘達磨經 缺譯

五 楞伽經 之に三譯あり。

(イ) 楞伽阿跋多羅寶經 四卷 宋求那跋陀羅譯

(ロ) 入楞伽經 十卷 元魏菩提流支譯

(ハ) 大乘入楞伽經 七卷 唐實又難陀譯

右三譯それぞれその題號を異にすと雖、通常卷數に隨つて『四卷楞伽』『十卷楞伽』『七卷楞伽』と稱するなり。

六 厚嚴經 缺譯

但し子島の眞輿はその『私記』の上に、本經は即ち『密嚴經』と同本なりと云へり。所謂『密嚴經』とは眞名『大乘密嚴經』と云ひ、三卷あり。慈恩滅後唐の日照 (Divakara) の所譯に係るところなり。



さて以上六經の外、本論中に引用するところを検するに、猶「佛地經」「無盡意經」「勝鬘經」等廣く諸經に互れり。されば今「述記」にこの六經のみを限つて擧ぐるは、何の所由ありて然るやといふに、素より一論の始終に通じて云はば、廣く諸經を引用せりと雖、本論第七の九難義を述ぶる下、唯識所因の難を答ふるに就いて、右の六經を連引せるに徴し、特にその所依となす所以なり。即ちこの六經によりて唯識中道の義理を助顯開發せるものなるが故なり。但し今「述記」に擧ぐるところと、かの本論に擧ぐるところと、何れも六經を列ぬとは云へ、彼此對照するに稍、出入不同あり。即ち本論にありては、「無垢稱經」を擧ぐると雖、「述記」には之を除いて「莊嚴經」を擧げたり。而してその「莊嚴經」の本論に引用せるところは、本論第三の「如來無垢識……」等の頌にして、唯淨位の第八識を説くもの、一見未だ中道の義理顯はれざるに似たり。されば慈恩が「無垢稱經」を除いてこの經を加ふること、甚だその所由なきが如し。その所以如何といふに、蓋し是れ彼此各、その所顯を異にせるが爲なり。抑、本論の唯識所因の難を答ふるにありては、即ち唯識の道理を證明するを主眼として、その他を問はざれども、今「述記」にありては、次前に 三時教を明し了りて、第三時の中道教を明せる教證としてこの六經を列擧せるものなれば、云ふところの六經は、必ずや中道を明せる教ならざるべからず。然るに「無垢稱經」は多く之を判じて空教に屬し、専ら中道を明せる經とな

【三】三時教 是れ本宗の判教にして、その意に曰く、凡そ佛一代の説法を案するに、有・空・中三時の次序をなせり。初め佛は鹿野苑等にありて我空法有の旨を説き給ふ、

「四阿含經」即ち之れなり。次

さす、故に今よかの經を除いて、専ら中道を明せる『莊嚴經』を加へたるなり。況むや眞諦 (Paramartha) 等の古師が、眞如を以て第九識體となし、理事即一の義を成せるに對し、玄奘は之を斥け、『莊嚴經』の無垢識を以て淨位の第八識となし、理事不即不離の旨を成せるを以て、唯識中道顯了の宗義は、尤も『莊嚴經』を以てその規模となすべきなるをや。彼此の出入同じがらざる旨以て見るべきなり。

さてこの六經は、何れも全部悉くを所依として用ゐらるといふにはあらずして、その中適宜の經文を引用して、教義組織の材料に供する迄なり。

何となれば、『華嚴經』に云ふ所の三界唯心の説も、華嚴天台等各宗何れも自の立場によりてその解釋を異にすべく、また『楞伽經』の如きも、如來藏緣起説として解説せらるるを以てなり。故に之等は何れも唯部分的の所依たらざるを得ず。その全部を所依とし得るものは、實に『解深密經』にありとす。即ちこの經は、三性・三無・二空・中道、或は種姓差別等の法相最も明かにして、唯識教義はその根柢をこの經に定め得べく、洵に本宗正所依の根本聖典と稱すべきものなればなり。

次に十一部論とは、

一 瑜伽師地論 一百卷 彌勒菩薩説 唐玄奘譯

に、靈鷲山等にありて萬法皆空の旨を説き給ふ、諸部の『般若經』即ち之なり。後に華藏界等にありて唯識中道の旨を説き給ふ。『深密』、『華嚴』等の經即ち之なり。かくの如く佛の説法は三時の順序を經たるものにして、唯識中道を説ける『深密』の所談こそ、佛教中の最高價値を有するものなれとなせり。

右の別譯として抄出せられしものに、尙數部あり。

菩薩地持經 十卷 北凉曇無讖譯

菩薩善戒經 九卷 宋求那跋摩譯

決定藏論 三卷 梁眞諦譯

眞諦は、別に『十七地論』を題して五卷を譯したるも、難に遭うて遂に果さず、この『決定藏論』は、

恐くはその殘存の一分なるべし。

二 顯揚聖教論 二十卷 無著菩薩造 唐玄奘譯

三 大乘莊嚴經論 十三卷 無著菩薩造 唐波羅頗蜜多羅譯

四 集量論 四卷 散逸

こは陳那の造にして、眞諦の譯するところなるが、今散逸して傳はらず。又唐の義淨も之を譯せりと雖、同じく傳はらざるなり。

五 攝大乘論 之に三譯あり。

(イ) 攝大乘論 二卷 阿僧伽作 後魏佛陀扇多譯

(ロ) 同 三卷 無著菩薩造 陳眞諦譯

(ハ) 攝大乘論本 三卷 無著菩薩造 唐玄奘譯

右三譯共に略し、その題號を同じうす。通常翻譯の時代に隨つて、『魏の攝論』『梁の攝論』『眞諦譯は陳代の所翻なれど、彼の支那に來りしは梁代なりし故、特にそれに隨ひてかくいふ。』唐の攝論といふ。猶之に世親と無性との作なる二種の釋論ありて、俱に所依として用ゐらる。

(甲) 世親釋論 之に三譯あり。

(一) 攝大乘論釋 十五卷 天親菩薩釋 陳眞諦譯

(二) 攝大乘論釋 十卷 世親菩薩造 隋笈多共行矩等譯

(三) 攝大乘論釋 十卷 世親菩薩造 唐玄奘譯

右三譯の中、玄奘譯を用ゐること最も多し。

(乙) 無性釋論

攝大乘論釋 十卷 無性菩薩造 唐玄奘譯

右の世親・無性の釋は、通常釋者の名を以て『世親攝論』『無性攝論』と稱せらる。

六 十地經論 十二卷 天親菩薩造 後魏菩提流支等譯

七 分別瑜伽論 彌勒菩薩說 缺譯

八 觀所緣緣論 一卷 陳那菩薩造 唐玄奘譯

九 唯識二十論 之に三譯あり。

(イ) 唯識論 一卷 天親菩薩造 後魏瞿曇曇般若流支譯

この題號『宋』『元』兩藏には何れも『楞伽經唯識論』とあり、また『明藏』には『大乘楞伽經唯識論』とあり。而してその譯者名は、三藏何れも『天竺三藏法師昭玄沙門統菩提流支譯』となせり。

(ロ) 大乘唯識論 一卷 天親菩薩造 陳真諦譯

(ハ) 唯識二十論 一卷 世親菩薩造 唐玄奘譯

辯中邊論 之二譯あり。

(イ) 中邊分別論 二卷 天親菩薩造 陳真諦譯

(ロ) 辯中邊論 三卷 本頌彌勒菩薩說 釋論世親菩薩造 唐玄奘譯

二 大乘阿毗達磨集論 七卷 無著菩薩造 唐玄奘譯

この無著の『集論』を師子覺 (Buddhasinha) が釋し、更に安慧がそれを會合せるものを玄奘が譯して『大乘阿毗達磨雜集論』といふ、十六卷あり。また所依として慶、用ゐらる。この本末兩論を通常『對法論』の名を以て稱せらる。特に『雜集論』にその名を稱すること多し。

以上の外、尙總じて之を云はば、五部大論・十支論等をも皆所依となすべし。所謂五部大論とは、遁倫の『瑜伽論記』の上、にその名を列ね、十支論とは、『了義燈』の上にまたその名を示す。但し之等は、大抵上の十一部論と重複のもの多きを以て、今はこれを略すべし。

然るに右の十一部論中にありて、特にその正所依となすべきものを免むれば、即ち『瑜伽論』なりとす。蓋しこの論は、卷軸實に一百、廣く八萬の要義を採集し、普く一代の教文を決擇し、所謂『廣釋諸經論』の稱ある大論たるが故なり。

かくの如く『深密』と『瑜伽』との一經二論を以て正しく宗義の正依となし、根柢として茲にこの『成唯識論』は生れ出でたり。故に本論は、實に本宗教義の大成せられしものにして、唯識義理の叙說微を極め細を盡して餘蘊あるなし。されば本論が本宗の盛衰奈何に拘らず、嚴として百世にその權威を保ち、廣く學界に講學討究せらるるもの、寔に所以ありと謂つべきなり。

【題號解釋】 本論の梵名は「毘若底(識)摩咀刺多(唯)悉提(成)奢薩咀羅(論)」(Vidyāntarśikḍhi-sūtra)にして、これを直譯すれば「識唯成論」といふべし。蓋し梵語法の通則は主辭に次ぐに賓辭を以てする體用次第を例とするを以てなり。若漢文法の所謂體次第なるによれば、『成唯識論』といふ、本論の題號即是なり。所謂「成」は、能成にして十師の釋論に名け、「唯識」は所成にして本頌に名く。故に『述記』の序には、「成とは乃ち能成の稱にして成立を以て功と爲し、唯識とは所成の名にして簡了を以て義と爲す。中巽三十本論を名けて唯識と爲す。此(釋論)に藉つて彼(本頌)を成すれば、成唯識と名くるなり。」と云へり。即ち「十師釋論の

【六】近時また『Vidyāntarśikḍhi-sūtra』を以てその眞の原語となせり。また字井伯壽師は曾て『哲學雜誌』(第三十一卷第三百五十八號)誌上に「唯識」の原語『Vidyāntarśikḍhi-sūtra』を紹介せらる、學者就いて看よ。

所説を以て、本頌唯識の義を成立するの意たるを知るべし。

また本論を梵名にて「毘若底、摩咀刺多、毗輪度伽(淨)、奢薩咀羅」(Vidyamatravivṛṭṭhaka-sāstra)ともいふ。即ち『識唯淨論』と直譯すべく、漢文法に依らば『淨唯識論』と云ふべし。その意、本論の所明たる、唯識の理を顯彰すること極めて明淨なるを以て、名く。

かくの如く本論の所詮は、唯識義を明淨にし、之を成立するにあり。然らば所謂その唯識とは何ぞや。茲に於てかその意義を明瞭にすべき要あり。

所謂唯識の意義奈何。曰く、『述記』の序に之を釋して、「唯とは謂く簡別にして外境無しと遮し、識とは謂く能了にして内心有りと詮す。中略 唯は境有を遮す、有と執すれば其の眞を喪ふ。識は心空を簡ぶ、空に滞れば其の實に乖く。所謂斯の空

【一七】 遍計……依圓、次下の「唯識要領」の下を見よ。

有に晦くば長く二邊に溺れ、彼の有空を悟らは高く中道を履む。」といふ。されば唯識とは、心外の諸法を簡び去り、ただ内心のみを留め取るの義にして、即ち「萬有を攝してただ識心の一法に歸するを云ふ。抑、具縛の凡庸、無始以來迷情の所見に驅られて、妄に心外に實境有りと執じ、實我實法の妄見を懷いて、(一七) 遍計の執著を増益し、依圓の眞諦を解了せずして、永に迷界の苦惱に沈淪せり。大悲乃ち三界唯心の妙理を教へて、我法の迷執を破り、心外の萬法を簡遮して、ただ内界識心の性と相とのみなることを顯示し給へり。されば唯識の所顯たる、實に客觀の諸現象皆主觀の心識以外に存せざ

ることを示し、以て非有非空の中道に證入せしめむが爲に設けられし名言なりと知るべし。

猶この名義に就いて慈恩の『義林章』及び『樞要』等の所明に依るに、唯に簡持・決定・顯勝の三義あり。

簡持とは、心外に法なしと簡び去りて、ただ内心の存在を示す意なり。決定とは、その内心ありて外

境なしと決定し、顯勝とは、内心中に於て、心所の如きは是れ心王に附庸せる屬性なれば、唯勝れた

る心王のみを顯すとの意なり。而してこの三義中、簡持の義を以て唯を解するを普通とするが如し。

また識とは、『唯識二十論』に所謂「心意識了は名の差別なり」とあるが如く、諸識の通稱と知るべく、

偶々かの諸八識各々の別稱を用ゐるが如きは、且く據勝門の所談なりと知るべし。

尚この名義を布衍しても行かば、正しく本論所説の全般に互つて、之を提擧せらるべし、請ふ後の

論文を閱了して自ら思擇すべし。

【唯識要領】 夫れ萬法唯識の理を明にせむが爲に、古來所謂總別二門の唯識を立てて之を談する

を例とす。曰く、凡そ宇宙の萬法甚た夥多なりと雖、之を類別する時は、心王・心所・色・不相應・無爲の

五位を出でず。就中前四は、諸法の事相即ち現象にして、第五の無爲は、諸法の理性即ち本體なり。そ

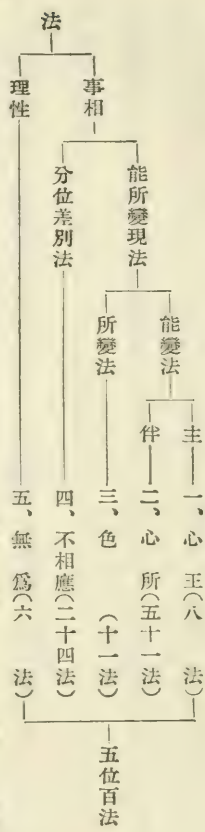
の事相の中、前三は能所變現の法にして、第四の不相應は、その前三分の上に分位に假立せる法たり。

(分位に假立せる法とは、前三法の特殊の功能作用の上に就いて假りに名けたるものをいふ。) その能

所變現法の中、前二は能變現の法即ち心法にして、第三は所變現の法即ち色法なり。その心法の中、



第一の心王は主體にして、第二の心所はその伴屬なり。上來の所述をすべて所謂五位百法と名く。圖示せば左の如し。



而してかくの如き五位の諸法は、皆等しく識心を離れざるを以て、乃ち唯識の義を顯はしつべし。是れ總じて識を離れざるの義に立ちて、概括的に萬法唯識の義を談ずるが故に、之を總門の唯識といふ。更にまた心王は識の自相なり、心所は識の相應なり、色は心・心所の所變なり、不相應は心・心所・色の分位なり、無爲は心・心所・不相應の實性なり等と、五法事理何れも皆識を離れずして、各自に唯識の義を成ずと明して、五位一一に就いて別別に唯識の義を談ずるもの、之を別門の唯識といふ。

この總別二門の所談は、寔に是れ萬有唯識の義を成立すべき原理にして、かくして森羅の諸法をば皆心識に還元せしめ、凡て之よりして開發縁起すと談ずるを以て、唯識の要旨となす。然るに茲に注意すべきは、本論の特色として、所謂性相別觀に立脚して、教義を論判することを知らざるべからず。即ち本體論と現象論とは、元より區別して論せらるべきものにして、諸の一乘教の、動もすれば

之を混同するが如きを許さず。故に固よりはれ純乎たる唯心哲學なりと雖、かの『起信論』等に云ふころの唯心論と大に異なるものあり。惟ふに『起信論』等において、萬有開發の本源を以て眞如にありとなし、所謂眞如緣起を説くものなりと雖、唯識教義にありては、萬有開發の主體を阿頼耶識にありとなし、所謂阿頼耶緣起を説くものなり。唯識論と雖、眞如を以て萬有の本體と説き、萬有は眞如を以て所依となすと談ずるは論勿し、但しこの眞如は凝然たる無爲法にして、何等隨縁の力あるものにあらずとなす。而してその萬有開發の主體たる阿頼耶識とは、かの『起信論』に説くが如き宇宙の普遍性の一心にはあらず、人人各個各別の一心にして、相對的個人的の心識なり。換言せば、阿頼耶識は不生滅の無爲法にはあらず、生滅の有爲法なり。所謂人人各各一個の世界を緣起し、表現し、各、自己を中心としたる宇宙人生を表現し、經理す。而も各人その所感の業報共同相似するものあるを以て、各相渉入して和合似一たること、恰も多燈を一室に點するに、光光互に相渉入して、その明用を一にするが如し。

此く萬有開發の主體は阿頼耶識にありと雖、總じて能緣起の心識を擧ぐれば、眼耳鼻舌身意末那及び阿頼耶の八識あり。就中第八阿頼耶識は、萬有を開發すべき潛勢力たる無量の種子を具有し、色・心・依・正等、所謂物・心・自然・人等の一切の諸法は、悉くこの第八識體内の種子より顯現すとす。故に萬有は、畢竟阿頼耶識の内容に外ならずして、阿頼耶識の外に別に萬有なるものあることなし。

かく阿頼耶識は萬有開發の種子を具有せるものにして、その現行識と種子とは、正しく體と用との關係にあり。さればその種子を指して種子頼耶と呼び、現行識を指して現行頼耶と呼ぶ。種子頼耶よりして色心の萬有を現行するを、因能變の唯識と稱す。所謂因とはかの種子の謂にして、この因轉よく轉變して一切の萬法を生ずるが故に、種子を以て能變の體となす。變とは轉變の義にして、因轉じて果生ずることを顯す。また現行頼耶の上に見相二分を變現するを、果能變の唯識といふ。而してこの果能變は、當に第八識の上に限らずして、所謂果とは、廣く諸八識の現行をいふなり、即ちこの現行の諸八識を以て能變の體とするものなり。而してこの時の變とは變現の義にして、能所縁の作用を變現するをいふ。

さてこの二能變の所談は、かの總別二門唯識の所談と相俟つて、實に唯識縁起の原理たるべきものにして、洵に萬有の諸法皆唯識所變たる趣旨は、之を以て説明せらるべきなり。

斯くの如く能變の心識は八種ありて、何れも皆よく縁起すべきもの、然るを萬有開發の本源を獨り阿頼耶のみに歸し、所謂頼耶縁起の説をなすに至れるは何が故ぞといふに、之を解説するに、根本枝末二縁起の區別を了知せざるべからず。先づ頼耶中心の縁起論は、上述の如く因果二能變の原理によりて、種子頼耶よりして一切の萬有を轉變し、及び現行頼耶自體分の上に見相二分を變現して、見分行相よく依正人法の相分を緣す。是れ洵に萬有縁起の根本たるを以て、頼耶の縁起は之を稱して根本

緣起といふ。而して之に對して、自餘の〔二八〕七轉識各自に就いて唯識所變の狀態を示すもの、之を枝末緣起といふ。凡そ七轉識各自の能變を案ずるに、果能變の理によりて相見二分を變現せる中、その相分は、眼識に於ては、色塵を本質として變現せる色境たり、耳識に於ては、聲塵を本質として變現せる聲境なり、乃至末那識に於ては、第八見分を本質として變現せる影像なり。然るに夫等所變現の相分は、客觀的對象にして、主觀的見分の所緣たりと雖、是れ唯見分の心鏡中に映現せる影像なるに過ぎずして、外の本質の六塵等と同一の法にはあらざるなり。茲を以て七轉識は、各自の見分に映せる影像相分に對してこそ能緣起を談じ得べけれ、その影像にあらざる本質たる六塵等そのものに對しては、能緣起と稱する能はず。是れ即ち枝末緣起の稱ある所以なり。然るに第八識に至つては、前七識が本質とせる六塵等を皆悉く自の心内より開出變爲するを以て、萬有に對する能緣起の識としては、特に第八識を根本と見るべき理由を有せり。凡そ第八識と前七識とを對比して考ふるに、第八識は萬有の由つて生ずべき原因たる種子を保持するを以て、かの前七識の如きもまたこの第八所藏の種子より生じ來れるものに外ならず、乃ち第八識は能緣起中の能緣起たる根本主體にして、前七識は、第八所藏の種子より生じ、枝末緣起の場合にのみ能緣起たるべきものなれば、こは所緣起中の能緣起と云はざるべからず。乃ち唯識緣起と云へば、八識中特に賴耶中心の緣起を中心と爲すと云ふことを知るべし。

【二八】七轉識。前七識には、屢、轉易・間斷等あるを以て、之を轉識といふ。

さて上に所謂相分・見分等と云へるは、是れ認識の作用を分類せる心分にして、具に曰はば、凡ての心・心所に具有せる相分・見分・自證分及び證自證分の四分これなり。その相分とは、即ち客觀的影像にして是れ心・心所の自體生する時、能縁の用を起すと共に現する影像なり。見分とはこの影像に對する主觀的作用にして、是れ心・心所の自體生する時、所縁の影像を現すると共に起せし照見の用たり。自證分とは、前の見分の作用を證明する用にして、見分行相その作用を呈するや、その向外的作用を更に内部より證可證知する心用なり。證自證分とは、前の自證分の作用を更にまた證明する反射的作用と見るべし。而してこの證自證分の作用を更に證知するは、却つて前の自證分にして、この後の二分は、互に證知するを以て、更に四分の外に第五分を立つるの要なく、かくしてよく認識の作用を全うし得と説くを護法正統の説と爲す。

次に本論教義の特色たる五姓各別の説に關して叙するところなかるべからず。所謂五姓各別とは、抑その八識體内に存する種子に有漏・無漏の二種あり、就中その有漏種子は、何人にも共通に存在すれど無漏種子は、之を具せるものと具せざるものとあり。その具せるものに、聲聞・縁覺・菩薩・佛及び之等三性を併せ有する不定姓のものとありて、丈夫その有するところの種子に應じて解脱を得。就中菩薩種を有するもの、及び不定姓の一種のみ成佛の可能性を有し、餘は永く成佛することなしといひ、またその具せざるものは、所謂無性有情にして、こは永く三界を出離することを得ず、唯人天の

果を得るのみと談す。かく無漏種子の有無によりて成佛不成佛を談ずるは、かの有爲識の緣起説と相俟つて、唯識教義の最も著しき特色として知らる。

次にまた本論の教義にありては、かの八識の性たる眞如と、八識及びその活動の相用とを包括して、所謂遍計所執性・依他起性及び圓成實性の三性を分ち、眞如たる實在を論究して真空妙有と談じ、之を圓成實性と名け、依他起性は、萬有の現相に名け、その上に起る妄想を遍計所執性と名け、更にこの三性によりて相無性・生無性及び勝義無性の三無性を立てて三性の消極的半面たる空の意義を明かにし、この三性・三無性によりて、所謂非有非空の中道の妙理を釋顯せり。凡そこの三性・三無性は、是れ萬有諸法の通義にして、決して各自獨立の法には非ず、またこれ諸法各々に皆この理を具有するを以て、各々に定んで有にも非ず空にも非ず、乃ち非有非空の妙理にして、畢竟中道と稱すべき理ここに成立す。

然るに一乘諸家等にありては、一概にこの教義を貶斥して、所謂唯識といふも眞如理心の隨緣起滅を許さざれば、性相鎔融せず、從つて中道を明すと雖、空有隔歴して遂に二邊に墮す。況むや本有の五姓各別説を立てて、一切皆成佛道の深旨を知らず、所謂三乘方便の域に滯りて一乘眞實の門戸を窺はず、何ぞ顯了究竟の極理と云ふべけむやと云ふ。かくて三一兩乘、性相兩宗の評論は、佛敎敎理史上の偉觀たり。今本論教義に據してその主張するところを明かにし、本宗の學者が古來奈何に之

に酬いたるかを略示すべし。

夫れ三性の關係を案するに、遍計は虛妄分別によれる當情現の相なれば、體相都無、固より有なるに非ずと雖、依他圓成の二性は、その體全く無なるにあらず。即ち依他は因縁所生にして、假有の法たり、圓成は諸法の體性にして、所執を遠離せる實有の法たり。故に遍計は空なりと雖、依圓は有なり。即ちこの空と有と對望して非有非空の中道を成す。所謂三性對望の中道説とは之なり。またこの三性は、是れ別體定離の法にはあらずして、同一の法に於て三面よりその別義を示し、以て中道の妙理を證顯せるものなれば、固よりその一一の性に於ても、また非有非空の中道義を成すること勿論なり。曰く、遍計は妄情の前には有なりと雖、その體相は凡て有なることなし、即ち理に於いて無なり。かくて情有理無の法なれば、この一法に有無の二義を具して中道義を成す。次に依他は縁生の假法にして、而も定實の存在にあらず、所謂假有實無の法なれば、この一法また妙に中道義を成す。次に圓成は眞實如常にして一切の妄法を遠離す、かく眞實無相の法なれば、また固より中道義を顯はすべし。かくの如く三性一に於ても中道の妙理を具して缺くるところなし。所謂一法中道の説とは之なり。かくの如く重重に中道義を談じ得べく、その歸趨共に全く一にして、何等乖角するところあるなし。蓋し三性の自體もと是れ不即不離なるが故に、遍計の空と依圓の有と一際に歸して、妙に中道義を成するなり。

然るに三性中、遍計は是れ體相都無の法にして、唯妄情所現に過ぎざれば、深く論ずる要なきも、依圓の二性は事理有體の法なれば、その關係を明かにするを要す。惟ふにかの性宗にありては、理性の隨縁して事相となると説くが故に、事理の不二相即を談すべしと雖、本論の教義にありては、理性の縁起を許さず。有爲の諸法何れも有爲の種子より生ずるところにして、無爲の眞如は常住不變なりと説くを以て、事理の二法差別して、その關係甚だ親しからざるが如し。爾に是れ必ずしも然らず。その故を叙するに、且くかの華嚴宗所説の四法界に準じて、事事不即不離、理理不即不離及び事理不即不離の三門を立つ。先づ事事の不即不離とは、依他の諸法に於て論ず。曰く、有爲の諸法は因縁各別にして體事相狀非一なりと雖、皆是れ假有無自性にして、定實の別體あるなし、乃ち事事不即不離の關係にありといふべし。次に理理の不即不離とは、元來無爲の眞如は平等一味にして、各別の體相無しと雖、衆多の有爲法の爲めに各各の法性たり。故に理理亦不即不離なりといふべし。次に事理の不即不離とは、有爲の諸法は衆縁によりて生じ、無自性なるを以て、無爲常住の眞如と即一のものにあらず、即一にあらずと雖、無爲の理性は有爲の現象の體性なれば、また相離のものにあらず、乃ち事理不即不離の關係にあることを知るべし。かく事理の不即不離を談すと雖、既に云へるが如く、事理決して即一のものにはあらず、眞如は諸法の體性として、その所依とこそはなれ、眞如よりして諸法を開發縁起するにはあらず、無爲の理體何ぞ有爲の事相に類して縁起をなすべけむや。是れ洵に本論



教義を一貫せる根本主張なりと知るべし。然るにこの不即不離説の如きは、即ち一乗家等よりの來難に對して本論教義の立場を明かにするの必要に成れる發展教義にして所謂南都唯識家の主として高調せるところなり。良遍の『觀心覺夢鈔』の如き、最も這般の主張に力めたるを見る。

終に本論教義の實踐的教條たる修道方法の問題に關しては、その外面的實踐徑路として十住・十行・十廻向・十地・妙覺(佛果)の (一九) 四十一位を立て、更に之を資糧・加行・通達・修習究竟の五位に攝約し更にその内面的實踐行法としては、遣虛存實・識捨

濫留・純識攝末歸本・識隱劣顯勝・識遣相證・性識なる所謂五重唯識を説きて巧みに唯識中道の理境に證入せしむ。この境これを菩提・涅槃・二轉依の妙

果と名け、涅槃に有餘・無餘・無住處・本來清淨の四種を分かち、菩提に大圓鏡智・平等性智・妙觀察智・成所作智の四智を分かち、この妙果に到達したる

ものを佛陀と名け、これに自性・受用・變化の三身を分つ等、衆說重重、横堅無窮にして、頗る複雑を極めたり。

上來述ぶるところは、素より唯識教義の一端に過ぎずと雖、本教義が佛教哲學として特殊の唯心論を成せるものなることを知るべし。而して茲に注意すべきは、常に唯識教義とのみは限らず、廣く佛

教教義の組織は、單なる學理的討究のみに止らず、更に進んでその實踐教義の實現を主とするものなれ

【一九】 四十一位 通常佛教の所談にては五十二位を立て、十住の前に十信を、又十地の次に等覺を置く。然るに今本教義にありては、十信を十住中の初住に攝め、等覺を十地中の第十地に該ね、かくして四十一位を談するなり。而して、こは宗祖慈恩の正説にして、若し西明によれば五十二位を立つるなり。

ば本論にありても、この點に就いて精細なる叙説を試み、所謂二轉の妙果に體達すべき道程と方法とに關して叙説委曲せり。そもそも宗教の眞實味は、現象を没せる眞如の上にあらずして、寧ろ眞如に背反せる現象を脱して、眞如に契合せる現象に生くるにあり。所謂轉迷開悟の妙洵に茲にあつて存す。されば眞如はそれが現象を意義あらしむる上に於てこそ大に價値ありとは云へ、現象を離れたる眞如にありては、何等の意義をも認むべくもあらず。されば本論教義が有漏現象識たる賴耶によりて萬法唯識の道理を説き、迷界染分の依他を滅して、悟界淨分の佛界を證得するをその究竟目的とせることは、實に宗教の妙旨を究竟せるものと謂つべし。蓋し吾人が迷妄の根本を討ぬれば、洵に主觀内界の心識に職由す、茲を以てこの迷妄を轉じて覺道の曉天を望まむには、須く内界の心識を調理するところなくんばあるべからず。世尊萬法唯識の教説を演暢し給へるもの、實に此に在り矣。本論第十に曰く、「諸の愚夫迷うて境を執じて、煩惱と業とを起し、生死に沈淪しつつ心のみと觀じて勤めて出離を求むることを解らず、彼を哀愍せむとの故に、唯識てふ言を説いて、自ら心のみと觀じて生死を解脱せしむ。」と。その幽旨知るべきなり。

尙本論教義の精妙深玄なる内容と組織とは、本論一部の始終は最も之が適當なる説明書たり。學者宜く一論の所明を玩味して、その奥義に體達すべし。今この叙説は唯その弄引に擬するのみ。

## 【一論組織】

それ本願の説たる言言句句に千萬の意義を含めて、其内容の深玄幽妙なる、洵に千古に

絶せり。加ふるに、之を釋せる本論たる、もと十師百卷の釋論を合糅譯成せるものなると共に、その文體も印度論理の形式、即ち因明の作法に順するものなるを以て、その文義の甚深にして難解たる、多數佛典中希に見るところなりとす。

今この本論の組織に就いて、古來佛典の解釋に通例なる所謂三分の分科に依るに、元來本論にありては、三分具に備らずして、ただ正宗分のみなりと雖、諸師之を解釋するに及んで、更にその前後に各の一頌を加へて、以て之が序分・流通分に擬せり。本論の卷頭・卷尾に掲ぐる頌文即ちこれなり。この二頌と根本三十頌とを一一詳釋して、以て唯識義理を明にせるものを、本論一部の體裁となす。されば本論註釋の最高權威たる慈恩の著、『述記』の説によれば、諸師の附加せる卷頭の頌、及びその長行を以て宗前敬叙分と名け、次に「若唯有識……」(本論原本第一五)以下正しく本頌を釋成せるもの之を依教廣成分と名け、次に本論の最終(原本第十二)の「此論三分成三立唯識……」以下諸師の附加せる卷尾の頌に至るを結釋施願分と名け、乃ち三分を具備すとす。

次に正宗分に就いてその分科の大意を見るに、『述記』の上には三種の三大科を示せり。即ち相・性・位に分つと、初中後に分つと、及び境・行果に分つと之なり。(今便宜上、姑く三十本頌に就いてその分科を説くこととすべし。蓋し本論は、この本頌を詳釋せしものに外ならざれば、從つてその體裁本頌のそれに則つて知らるべければなり。)

先づ相性位の三科に約せば、初めの二十四頌は、唯識の相即ち依他の諸八識を明し、次の一頌は唯識の性即ち眞勝義諦の眞如を明し、後の五頌は、唯識の位即ち唯識に悟入する階位を明す。凡そ依他の識相を分別せば、實我實法是れ無體にして、能取所取の執即ち不可得なることを了すべく、既に識相を了せば、識の實性唯眞如にして、依他の如幻たるを證すべく、而して前の識相は、世俗諦にして、識性は勝義諦なり。この世俗勝義の二諦を廣説するは、是れ實にかの妄法を斷じて、所謂翻迷得果せしめむが爲なり。而して佛果勝妙にして、之に到達するに、三祇を経て諸位を經過せざるべからず。由つて則ちかかる次序よりして、相・性・位の三科に分つとなす。

次に初・中・後の三分に約せば、初めの一頌半は是れ初分にして、識に離れて別の我法無き旨を略示し、次の二十三頌半は中分にして、廣く唯識の相と性と性を明して遍く妨難を通釋し、後の五頌は後分にして、唯識の行位を叙説せるものなり。由つて則ちかかる次序よりして、初・中・後の三科に分てるなり。

次に境・行・果の三科に約せば、初めの二十五頌は、唯識の境を明し、次の四頌は、唯識の行を明し、後の一頌は、唯識の果を明す。即ち先づ所知の境を觀じて方に勝行を起し、因行圓滿して終に果を證すべきなり。よつてかかる次序よりして、境・行・果の三科に分てるなり。

以上の三種の分科は何れも之を用ゐて可なりと雖、多くは第一の相性位に順うて科節を分つ。され

ば今亦この分科を本として、本論内容の組織を一言せむに、第一卷の劈頭、即ちかの宗前敬叙分に次いで、先づ「由假說我法」等の頌によりて、我法は是れ畢竟假説なるに過ぎずして、實に有に非ざることを提示し、次に外道・小乗の徒が、或は實我を執じ、或は實法を計するの過謬たることを詳に論説して、第二卷の初め（原本右二）に及ぶ、所謂外小破の一段とは之なり。蓋し我法の空無を談ずることは、是れ實に大乘の特長にして、佛説法門の展開を見るも即ち初に外道實我の執見を破せむとして、姑く諸法實有の見を許して所謂我空法有の旨を説く。小乗教即ちこれなり。次にその實法の執見を破せむとして、更に我法俱空の大乘教を説くに至れるものにして、今本論にありて、斯く外道小乗我法の執見を破するを以てその起筆となせるも、亦洵に然るべきところなり。次に「此能變唯三」等の句を承けて、この假我・假法を生ずる能變の心識を明す一段となり、初能變以下の三の能變を詳述す。就中初能變はかの外小破に引續いて、第二卷の初め（原本右二）より第四卷の初め（原本右三）に及び、初めに（三〇）八段十義を以てこの識を解釋し、次に五教十理を以てこの識の存在を證明し、而してその叙説は最も委細を極め、唯識教義の要領を盡せり。就中種子説・四分義の如き洵に本論教義中の喉標をなせるものと謂つべきなり。初能變に次いで第二能變も亦（三一）八段十門を以て之を解説し、更に二教六理を以てこの識の存在を證成し、第五卷の半ば（原本右六）に至れり。初能變

【二〇】 八段十義。こは本文初能變の初に方り、子註に詳に述べたり。  
 【三一】 八段十門。本文第二能變の初めに方り、子註に詳に述べたり。

及び第二能變即ち第八第七二識の存在を、斯く或は經を引き或は理を立てて詳細に論述せるもの、是れ實に七八の兩識たる、大乘特有の所談なるを以て、之が成立に力めたるものなり。即ちその經を引證するや、當に大乘教經を引用す。止まらず、共許の小乘教典をも舉げて、之が存在を證成し、尙その不共の大乗教にありても、更に之が佛説たることを主説して、その立證に價値あることを論じ、如何にこの識の存在を表するに力めたるかを知るに難からざるなり。されば次の第三能變を叙する下に至つては、彼此共許の六識なるを以て、何等之が成立の證成を示さざるなり。その第三能變は前の第二能變に續いて、廣く第七卷の半は(原本五八)に互り、九門を以て之を解説せり。但し前の二能變の説明にありては、初に初能變若くは第二能變に屬すべき頌の全文を掲げ、逐次之を解釋したれど、今の第三能變に至つては、頌を三分して出し、先づ初めに一頌を舉げてその四門を解し、次に次の一頌を舉げてその二門を述べ、後に終りの二頌を出してその二門を釋せり。而してこの第三能變は、諸の心所何れも皆相應するを以て、中の二門を述ぶるに續いて、即ち第五卷の終り(原本五九)より第七卷の初め(原本七七)に至る迄五頌を舉げて六位の心所を詳細に説明し、之が第三能變解説の大部を占めたり。所謂心所段之なり。次に第七卷の半は(原本五八)よりその終り(原本五九)に至る迄は、三能變を叙すに上を終りて、次に正しく萬法唯識の旨を明せる一段にして、九箇の問難を設けて詳かに唯心無境の奥旨を叙述せり。有名なる九難義とはこの一段を指すものにして、諸法唯識、心外無境の深意最も

巧妙明快に解説せらる。次に之(原本廿五)より第九卷の初め(原本三)迄は、上の唯識の叙説を承けて、若しただ識のみなりと云はば則ち教理に違すべしとの難を釋し、或は四縁五果、或は十二有支、又或は三性三無等本論教義の主要なる問題の解説を列ね、延いて唯識性即ち真如の叙述に及ぶ。次に(原本三)より以下は所謂證入の位次を明せる一段にして、資糧等の五位を解釋し、かの轉識得智、佛身佛土等の淨位の妙相何れも詳細に叙説せられ、斯くして第十卷の終りに至り、以て流通に及べり。第十卷の最後(原本二)「此論三分」等以下は一論の流通たる所謂結釋施願分たること、前に既に述べしが如し。

【本論疏釋】 佛敎論藏の中難解の書として知らるるもの、『成唯識論』實

【三】 現行本は十三卷なり。

にその尤に居り。従つてその註疏末釋と稱するもの亦多しと雖、その難解なるは一に本論に准せり。本論註疏の最高權威を爲すものは、

一 成唯識論述記 二十卷 唐基撰

なりとす。現に坊間に流布するもの點讀等頗る誤謬多し、古來學徒を苦しむるもの大なり。

二 成唯識論樞要 四卷 唐基撰

は前者を補説したるものにして、

三 成唯識論了義燈 十四卷 唐慧沼撰

四 成唯識論演秘 十四卷 唐智周撰

この二者と共に合して唯識三箇疏と通稱し、本論・述記の研究上必ず左右に供ふべき要典なり。亦復知るべし、この三書『樞要』『義燈』『演秘』は『述記』と共に慈恩・淄州・撰楊三祖大師の親撰なるを以て正統的權威を存し、末學偏に指南と爲すところなり。また、

五 成唯識論義蘊 五卷 唐道邑撰

六 成唯識論義演 二十六卷 唐如理撰

の如き、各發揮するところあり。

慈恩等三祖の正統に照して異流に屬すべき巨擘西明寺圓測の疏の煙滅久しきは學界の恨事なるが、

七 成唯識論學記 八卷 新羅太賢撰

八 成唯識論疏鈔 十八卷 唐靈泰撰

等の如き、前者は『古述記』の名を以て後者は『太抄』の名に於て知らるる名著なるが、其他明末清初に復活したる本論研究の末釋また少からず。學者請ふ近くは『大日本續藏經』中に就いてこれを見よ。

皇朝の撰述に至つては又實に充棟も當ならず。

九 成唯識論同學鈔 四十八卷

はまた三十四卷を成すものあり。古來解脱上人貞慶の集録と傳ふれども正しくはその門下良算等の



集成と云ふべし(法隆寺所藏の古寫本に徵するに爾りとす)。唯識教學研究の要典にして座右且くも  
 関くべからず。その他、

一 成唯識論尋思鈔 十八卷 貞慶撰

二 成唯識論本文鈔 四十七卷 未詳

前者或は十六卷、後者或は三十卷を成す。

三 成唯識論訓論聞書 二十七卷 光胤撰

三 成唯識論泉鈔 三十卷 善念撰

四 成唯識論訓讀記 五十卷 高範撰

五 成唯識論集成編 四十卷 湛慧撰

これ等の諸釋は何れも古來の名著にして、或は刊行し或は寫傳すと雖、學徒或は得難きに苦しめり。  
 本論研究の楷梯をなすものは次の如し、學徒の爲に易より難に及ぶの序を以てこれを列示すべし。

法相二卷鈔 二卷 良遍撰

觀心覺夢鈔 三卷 良遍撰

略述法相義 三卷 良光撰

百法問答鈔 九卷 未詳

各よ子釋ありて童蒙の爲にす。

【初學須知】最後にこの論講讀に關する初學者の用意を示すべし。抑この論の研究は古代南都の佛敎敎學として頗る旺盛を極めしものゆゑ、學匠講讀の間自ら一種の讀くせを生じ、特に新譯の宗たるを以て、因内二明を攻學の基本となし、諸の點に於て特色ある學風を存せり。

先づこの本譯に用ゐし原本は、普通學徒間に流布せる元祿十六年の刊本並に明治二十一年佐伯旭雅師校訂の増補冠導本に依れり。

次にこの國譯は安和元年南都興福寺の傾學眞典の加へし訓點に則れるものにして、文義の明瞭を缺くところは止むことを得ずして、私意を加へしところなきに非ず。

次に古來の讀くせとして注意すべきものは、

いい：例へば「内識いい轉じて」等の如き場合の「いい」にして、主格に位する天爾乎波の「は」又は「が」に相當する讀くせなりとす。故に「内識が(は)轉じて」といふと同意なりと知るべし。餘は准知せよ。

いはまく(謂)——例へば「若しいはまく」等の如き場合の「いはまく」にして、「いはく」と全く同意なり。但し「いはまく」は、多くは或る事柄を假定せむとする場合に用ゐらる。即ち「若し謂く甲が乙ならば内は丁なるべし」の如き場合に於て「いはまく」と用ゐるが如し。

まな(勿)——例へば「まな、無漏の種い有漏を生じなむが故に」等の如き場合の「まな」にして、次に來る語句を強く否定する時に用ゐらる。故に右の如き場合にては、「無漏の種が有漏を生ずる如きことは、絶對になきが故に」との意となる。

そゑに——例へば「異熟に依つて立つ、そゑに異熟といふ名を得」等の如き場合の「そゑに」にして、「故に」といふと同意なり。

くさ(種)——こは種類の意の時にのみ訓ずる讀くせにして、若し「しゆ」と讀まば、本教義中の名目たる種子の略稱「種(しゆ)」と云ふとその音紛るるを以て、種類の意の時の「種」にのみ特に「くさ」と訓ずるなり。従つて「種種」は「くさぐさ」、「二種」、「三種」は次での如く「ふたくさ」、「みくさ」と訓むなり。但し本文に於ては、故あつて多くこの訓を用ゐざりき。

かれ(故)——例へば「此に由つて故知んぬ」等の如き場合の「かれ」にして、こは「此に由るが故に知んぬ」と云ふと同意なり。

更に一事の注意すべきは、前にも一言したる如く、本論の研究に志あるものは必ず因明學の素養を要し、且つ六合釋・八轉聲と云へる支那化せる梵語文法の一部に就いて知らむことを要す。これ蓋し、何れも本論研究に對する必須の豫備知識たるものなるが故なり。

以上『成唯識論』の國譯並に開題成るに當り聊か其本縁を録して以て他日に紀念せむとす。予は志學已前蚤に先考滿月院の函丈に侍して『法相義』『百法問答鈔』を稟けし已來、或は是を聽講し或は是を覆講せしと十數回に及び。若冠本論『述記』を平安の客舎に學び、爾來佛教の學、其學としての精微は唯識獨り諸宗の冠たるを領し、諸一乘教を學ぶに當りて益唯識法門の忽緒すべからざるを知る。論藏國譯の學あるや編輯長は予に課するに『成唯識論』を以てせり。予本論を好むと雖、其解釋の至難を知るを以て固辭すれども許されず。乃ち文學士青原慶哉君の助を得てこれに著手す。偶君喪伯の傷あり。乃ち深浦正文(舊稱中島慈光)君代りて事に從ひ幸に茲に所願を遂げるとを得たり矣。深浦君は故森達立師の門に學べる唯識宗學專攻の學士にして現に京都佛教大學教授たり。一度予の囑を受くるや、且暮孜孜事に從ひ、丁寧稿を起し、文を逐うて譯し、句に從つて釋し、義を案じて行を新にし、古訓を匡し、科節を分ち、凡て解義に便ならしむ。稿既に成りて予が爲に再び之を訂し、更に予の説を容れて三度疑を質し、屢刪補に力め遂に此一部を爲すに至れり。稿既に成りて一閱するに又何等加説を要するものあるを見ず、即用ゐて今の稿本とせり。君又予が爲にこの書の開題を草す。藏經國譯の趣旨たる、相傳の説を平易に叙述し通俗を主と爲し新奇を銜ふを要せず、専ら初學者の爲にするものなるを以て、深浦君亦この規に則り始終を疏通す。故に文或は俗を加へ義往略に失するものありと雖、その實固より甘じて受くべし。幸に稿成りてこれを編者に送れり。爾者則、此書の成る一に吾深浦君の苦

に依れり。その過誤の失あらば予固よりその責ありと雖、學者若この書に依りて得るところあらば、  
則是深浦君の賜なるを記せられむことを望む。

予の本志は、別に一部の科圖を附し、且この書研究の豫備知識たる因明六釋八轉の大意を附記するに在り。深浦君の稿本既に之を存すと雖、故ありて略す、更に第二版を待ちてこれを加ふべし。

終に臨みて、吾深浦君の誠實なる助力に向つて感謝すると共に、本稿の成るに至るまで予が頗る編者及び讀者に辜負するところ多きを謝し、特に吾國譯大藏經の願主鶴田氏に向つて深くその外護に向つて感謝せざるを得ず。

伏て惟るに、それ世界の文化は一轉し、國民の思想は一變し、人間心靈の將來亦將に危機に瀕するの秋に方り、性相別觀の學風に立てる吾唯識論宗の大法幢を建設する所以、必ずや甚深の意義なくんばあるべからず。東西の縮素、希くは思念せよ。

大正第九龍庚申に次る七月念二日

皇都白山居に在りて

譯者 島地大等 識



國譯成唯識論

卷の第一

稽首唯識性

(二) 唯識の性において、

滿分清淨者

(三) 滿に分ぶんに清淨しやうじやうなる者

を稽首す。

我今釋彼說

(三) 我今 (四) 彼の說せつを釋しゃく

し、

利樂諸有情

諸もろもつの有情りやうを利樂りらくせ

む。

(六) 今此いまこゝの論ろんを造ぞうすることとは、

(八) 二空くうの於うへに

迷謬めいみょうすること有ある者ものに、正解しやうげを生しやうせしめむが爲ため

【一】この頌及び次下の長行は

即ち宗前敎叙分にして、安慧

火辨・護法等、本論述作の趣

旨を叙する一段なり。唯識の

性とは眞如の理、又これに依

他の無漏智達をも含めて解す

ることを得。

【二】滿まんに分ぶんに等とう。滿まんに清淨しやうじやうな

る者とは佛にして、分ぶんに清淨しやうじやう

なる者とは菩薩なり。

【三】我われ・安慧あんゑのこと。是れこ

の頌は安慧の歸敬頌なれば、

彼自らを指せるなり。既に

本論は十釋合様せしものなれ

ば、十釋何れにてもあれ、その

勝れし説を取るを可とす。而

して今特に安慧の頌を茲に出

せるは、別して彼の頌が完全

なりし爲なるべし。

【四】彼の說。彼とは世親にし

て、その三十頌を指す。

【五】有情。舊譯にては衆生と

いふ。薩埵さつだう(たみこ)の譯。情

識を有するものとの意にし

て、一切の生物を稱す。

【六】今此いまこゝの論等。以下安慧等

の本論述作の趣旨を叙す。

【七】造ぞうする。造ぞうすることとは

と訓すれば、今此いまこゝの論とある

は、本論即ち十師所造の釋に

の故なり。

解を生ぜしむることは、(五) 二の重障を斷せし

めむが爲の故なり。

(四) 我法と執するに由つて二の障具に生ず、

若し二空を證しぬるときは、彼の障も隨つて斷

じぬ。

障を斷せしむることは、(二) 二の勝果を得せし

めむが爲の故なり。

生を續する煩惱障を斷するに由るが故に (三)

眞解脱を證し、解を礙ふる所知障を斷するに由

るが故に (三) 大菩提を得ず。

(四) 又、謬つて我法と執じて、唯識に迷へる

者に開示して、二空に達せ令めむが爲なり。

唯識の理の於に、實の如く知らしめむとして

の故なり。

當り、之を造ることばとの意

となる。又「造せし」とは「三

十本頌に當り、世親が本頌を

造りしことばとの意となる。又、造せむ」とは「調ずれば

本釋二論何れとも取らる。

【八】 二空。我・法の二空。

【九】 二の重障。煩惱・所知の二障。この二障は何れも難重

の惑なれば重障といふ。【一〇】 我法。我とは自我と云ふ

妄念にして、其内容は常(常住)一(獨一)主(主王)宰(司

宰)の四義を具へ、自在を性とす。されど吾人の心身の何れ

を驗するも、かかる義を有する主體なきが故、其意を明に

して無我の理を教ふ。次に法とは軌持の義として自己の性を

保持し、軌範となりて其物に對する了解心を生ぜしむるも

のをいふ、而して此法も亦因

緣假和合にして、常住の實體あるとなし。尙此二に就いて

は、次下の本文に其の釋あり。

【一】 二の勝果。菩提・涅槃の勝妙なる二果。

【二】 眞解脱。大乘の涅槃のこと。涅槃とは梵語 *Nirvāṇa* の音譯にして、寂滅・滅度等と

譯す。最高の理想境を顯せる語なり。今眞解脱といへるは

小乘の涅槃の、未だ眞に生死を解脱せざるに對し、大乘の

涅槃は、眞に生死を解脱せるが故に眞解脱といふ。

【三】 大菩提。菩提は梵語 *Bo-*

*ddhi* の音譯にして智・道・覺等と譯す。佛の正覺の智慧なり。

今は前に眞解脱といへるに對して大菩提といふ。

【四】 又謬つて等。以下火辨等の本論述作の趣旨を叙す。



(一五) 復、唯識の理に迷謬せる者あり。

(一六) 或は、外境は、識の如く無に非ずと執す。

(一七) 或は、内識は、境の如く有に非ずと執す。

(一八) 或は、諸の識は、用は別に體は同なりと

執す。

(一九) 或は、心に離れて別の心所は無しと執す。

此等の種種の異執を遮せむが爲なり。

唯識の深妙の理の中に於て、實の如くある解

を得令めむが爲に、故此の論を作れり。

(二〇) 若し唯識のみ有りといはば、云何ぞ、世

間と及び諸の聖教とに我法有りと説けるや。

(二一) 頌に曰く、

由假説我法 假に由て我法と説く。

有種種相轉 種種の相轉すること有り。

彼依識所變 彼は識か所變に依る。

【一五】 復唯識の等。以下護法等の本論述作の趣旨を叙す。

【一六】 或は外境等。こは小乘薩婆多 (Svāstī-vidā) 等の所謂三世實有法體恆有の計をいふ。

【一七】 或は内識等。こは清辯 (Chaitanya) 等の惡取空の計をいふ。

【一八】 或は諸等。これは大乘中の一類の菩薩の、八識は體一なりと執せる計をいふ。

【一九】 或は心等。こは小乘經量部 (Sautrantika) 覺天 (Bhadrakalyāna) 等の、ただ受・想・思の三心所を立つる計をいふなり。

【二〇】 若し唯等。以下正しく本論の正宗分たる依教廣成分にして、就中此一段は唯識の相を明す。その相を明す中、先づ總じて標す。これ將に論端を發さむとして、間に寄せて徴起するなり。

【二一】 頌に曰く等。次に頌を擧げ、義に依つて正しく答ふ。

此能變唯三

此が能變は唯三のみなり。

謂異熟思量

謂く異熟と思量と。

及了別境識

及び了別境との識ぞ。

(三三) 論に曰く、世間と聖教とに我法有りと説けるは、但假に由つて立てたり、實に性有るものには非ず。

我といふは、謂く主宰ぞ。法といふは、謂く軌持ぞ。

(三四) 彼の二は、俱に種種の相轉すること有り。

我が種種の相といふは、謂く有情と命者との等と、(三五) 預流と一來との等とぞ。法の

種種の相といふは、謂く實と徳と業との等

【三】 異熟等。異熟とは第八識のこと。思量とは第七識のこと。又次の了別境とは、前六識を總攝せる稱なり。

【三】 論に曰く等。以下は正しく答ふる長行釋の中、先づ執を破し宗を標する一段にして、その中今は略して頌を釋し、外徴に答ふ。その中三。

【三】 論に曰く等。以下は正しく答ふる長行釋の中、先づ執を破し宗を標する一段にして、その中今は略して頌を釋し、外徴に答ふ。その中三。

初に頌の第一句を釋す。論とは、即ち十師の釋のことにして、先づ本頌を擧げ、次に「論に曰く」として、十師の釋(合釋)を擧ぐるが本論一部通じての體裁なり。

【三】 彼の二は等。次に頌の第二句を釋す。

【三】 命者。吾人の色心の相續に名けしものにして、有情の意なり。

【三】 預流。解開の位階を預流。一來・不還・羅漢の四となし、

各々に因道と、果道と、即ち向と果となつ分つ。就中預流は梵語に須陀洹(Srotāyana)いとひ、三界の見惑を斷じ盡し、初めて聖者の流類に預り入りし位にして、見道十五心(この間は預流向なり)の後第十六心即ち修道位に入りたる位を預流果といふ。

【三】 一來。前の預流果の位次にして梵語に斯陀舍(Sthāyā, Srotāyana)といふ。欲界修惑の九品の中、上六品を斷じたる聖者をいふ。餘の下三品の惑はその惑力にて、人天の各一生を感生するが故に、もし人中にありてこの果を得れば必ず先づ天上に往き、更に再び人中に還りて涅槃に入る。もしまた天中にありてこの果を得れば、先づ人中に往き、再び天上に還りて涅槃に入る。斯

と、(二五) 蘊と處と界との等とぞ。

轉てんといふは、謂いはく縁えんに隨したがつて施設せせつして異ことなるこ  
と有あるぞ。

(三〇) 是こゝの如ごとき諸相しよさうをば、若もし假けに由よつて説とく  
といはば、何なにに依よつてか成じやうずることを得うるや。

彼かの相さうをば、皆みな識しきが所轉變しよてんべんに依よつて、而しかも假かり  
に施設せせつするなり。

(三一) 識しきといふは、謂いはく了別れうべつぞ。此この中なかの識しきの  
言ごんには、亦また心所しんじよをも攝さつむ、定さだんで相應さうおうすべきが  
故ゆゑに。

變へんといふは、謂いはく (三二) 識體轉じて二分ぶんに似にる  
ぞ、相さうと見けんと、俱ともに自證じじやうに依よつて起おこるが故ゆゑに。

斯この二分ぶんに依よつて、我法がほふを施設せせつす、彼かの二に  
此これを離はなれて所依しよえ無なきが故ゆゑに。

(三三) 或あるは、復また、内識ないしきい轉てんじて外境げきやうに似にる。

の如く必ず一度天と人とを一  
往來するが故に一(往)來とい  
ふ。之に因道・果道即ち向・果  
の別ある事前の預流の如し。  
【二六】實・德・業。勝論外道の立  
つるところの六句義(又は十  
句義)中の三なり。その詳しき  
ことは、次下の外道破の段に  
出づべし。

【二九】蘊・處・界。五蘊・十二處・  
十八界のことにして、之を三  
科といふ。一切諸法を三種に  
總攝統合したるもの。(但し  
五蘊は有爲法だけ、十二處・十  
八界は有爲・無爲に通ず。)

【三〇】是の如き等。次に頌の第  
三句を釋す。

【三一】識といふは等。次に別し  
て識及び變の字を釋す。

【三二】識體等。この一節安慧と  
護法とその意異り。二師何れ

も識體即ち自體分變現して見  
相二分となる。この二分を指  
して識所變といふと雖、安慧  
は一分(自體分)家ゆゑ、ただ  
自體分のみ依他の有體法にし  
て、見相二分は遍計の無體法  
なりと判じ、之を總無といひ、  
此總無の相見を依として、別  
無の我法を立つといふ。護法  
は三分俱に依他の有體法にし  
て、此有體たる相見二分を依  
として我法を假立すといふ。

【三三】或は復等。こは難陀等の  
義にして、彼は二分建立なれ  
ば、見分を能變の識體となし、  
この識體即ち見分が轉變し  
て、實に心外に境あるが如く  
似て現す、この所變現を相分  
と名く。されば識所變とは、  
この相分にして、之を依とし  
て我法を施設すといふ。

【一〇】 我法と分別しつゝ熏習せし力の故に、諸識の生ずる時、變じて我法に似れり。

此の我法の相は内識に在りと雖、而も分別に由つて外境に似て現す。

諸の有情の類、無始の時より來、此を緣じて、執じて、實我實法と爲す。

愚と夢との者の、愚と夢との力の故に、心い種種の外境の相に似て現す、此を緣じて、執じて、

實に外境有りと爲すが如し。

【一一】 愚夫が所計の實我實法は、都て所有無し、但妄情に隨へて而も施設せるが故に、之を説いて假

と爲す。

【一二】 内識が所變の似我似法は、有なりと雖、而も實の我法の性には非ず、然れど彼に似て現せるが

故に、説いて假と爲す。

外境は、情に隨へて而も施設せるが故に、有

なること識の如くなるには非ず。内識は、必ず

因縁に依つて生ぜるが故に、無なること境の如

くなるには非ず。

此に由つて、便ち、増と減との二執を遮

す。

【一〇】 我法と等。後に廣く分別

す。

【一一】 愚夫が所計の實我實法。

世間にいふ所の我法をいふ。

【一二】 内識が所變の似我似法。

聖教に説くところの我法を

いふ。

【一三】 増と減と等。遍計の外境

は有にあらすと云へる故、外

境實有の増益の執を遮し、依

他の内識は無にあらすと云へ

る故、一切皆空の損減の執を

遮す。

境きやうよ、内識ないしきに依よつて而しかも假立かりたするが故ゆゑに、唯ただ

世俗せせくのみに有あり。識しきは、是これ、假かりの境きやうが所しよ

依えの事じなるが故ゆゑに、亦また勝義しょうぎにも有あり。

云い何かぞ應まさに知しるべき、實じつに外境げきやうは無なく、

唯内識ただないしきのみ有あつて、外境げきやうに似にて生しやうせりといふこ

とを。

實我じつが・實法じつぽうは得可うべからざるが故ゆゑに。

如何いかにぞ實我じつがは得可うべからざる耶や。

諸しよの所執しよしよの我がに略りやくして三種しゆあ有り。

一いちには執しよずらく、我がは體常たいじやうなり、周遍しうへんせ

り、量虛空りやうこくうに同じ、處しよに隨したがつて業ごふを造つくり、苦樂くらく

を受うくるが故ゆゑに。

二にには執しよずらく、我がは其その體常たいじやうなりと雖いへど、

而も量りやうは不定ふぢやうなり、身しんの大小だいせうに隨したがつて卷舒くわんじよ有ある

が故ゆゑに。

【一六】 世俗：勝義。唯識教義

にありては、『瑜伽論』の四俗

一眞説と、本論の四眞説とに

よりて、四重の世俗・勝義二諦

を建立す。世俗諦とは凡夫所

四俗 道理世俗諦一蘊等 三科一世界勝義諦

證得世俗諦一四諦 因果一道理勝義諦

勝義世俗諦一依證 顯實一證得勝義諦

一眞一非安立一眞法界一廢 證談旨一勝義勝義諦

瑜伽 右の中、今本文に「世俗のみ

に有り」と云へるは、世間世

俗諦を指す、是れ心外の境は、

世間世俗の妄境なればなり。

また「勝義にも有り」と云へる

は、世間勝義諦を指す、是れ

識所變の相見は、世間勝義の

依他法なればなり。尙二諦の

見の境にして、勝義諦とは佛

所證の境なり。今二論の所説

を對照して、圖示せば左の如

し。

【一七】 一には等。こは數論・勝論

等の計をいふ。

【一八】 二には等。こは無慙外道

等の計をいふ。

【一九】 一には執ずらく、我は其の體常なりと雖、

而も量は不定なり、身の大小に隨つて卷舒有る

が故に。

【二〇】 實我・實法は得可からざるが故に。

【二一】 如何ぞ實我は得可からざる耶。

【二二】 諸の所執の我に略して三種有り。

【二三】 一には執ずらく、我は體常なり、周遍せ

り、量虛空に同じ、處に隨つて業を造り、苦樂

を受くるが故に。

【四】三には執すらく、我は體常なり、至つて細なること一の極微の如し、身中に潛轉して事業を作すが故に。

【釋】初めは且く理に非ず。

【釋】所以は何。

【釋】執する我は、常なり遍せりといふをもつて、量虚空に同じく、應に身に隨つて苦樂等を受けざる應し。

【釋】又、常なり遍せりといふが故に、動轉無しといふをもつて、如何ぞ身に隨つて能く諸業を造る應き。

【釋】又、所執の我は、一切の有情において、同なりとや爲む、異なりとや爲む。

【釋】若し同なりと言はば、一が業を作らむ時に、

一切も作る應し、一が果を受けむ時に、一切も受く應し、一が解脱を得む時に、一切も解脱す應し。便ち大なる過と成んぬ。

【四四】三には等。こは獸主・遍出等の外道の計をいふ。

【四五】極微。色法を最微の點迄分割したるものにて今の科學に所謂分子の如きものなり。

【四六】初めば等。以下正しく外道の所執を破す。その中初めに第一の計を破す。

【四七】執する等。こは數論を破す。この文因明の作法に則り、一の立場をなす。曰く、

「汝が執する我は、身に隨つて苦樂等を受けざる應し。常と許すが故に（また遍と許すが故に）。（汝の）虚空の如

し。」

かく本論叙述の體裁三支の作法に則れるもの甚だ多し。皆準じて考領すべし。

【四八】又常なり等。こは勝論を破す。

【四九】又所執の等。こは雙じて業を作り果を受くることと同異を破す。その中今の文は先づ、外道が我は常にして法界に周遍すと云へる故、然らば一切有情の我は抑も同なりとするや、將異なりとするやと問ふ。

若し異なりと言はば、諸の有情の我は、更に相遍せりといふが故に、體も相雜しぬ應し。

又、一が業を作り、一が果を受けむ時には、一切の我と處別なること無きが故に、一切も、作る所受くる所(作セラレ)と名けつ應し。

若し謂く、作し受すること、各屬する所有をもつて、斯の過無しといはば、理い亦然らず、業と果と及び身とは、諸の我と合せりといふものを、此のみに屬して彼に非ずといふこと、理に應せざるが故に。

一が解脱せむ時には、一切も解脱しぬ應し、修證する所の法いい、一切の我と合するが故に。

中のも亦理に非ず。所以は何。

我は體常住なりといふをもつて、身に隨つて而かも舒卷有る應からす。

既に舒卷有るといふをもつて、業と籥との風の如く常住に非ざる應し。

又、我は、身に隨ふといふをもつて、應に分析す可し、如何ぞ我の體一

【五】 處。我的住處。

【六】 若し謂く等。こは外道の救釋(辨解)を擧げしなり。

【五】 理い等。こは外道の教釋を破す。その意は、汝既に業と果と及び身とは、一切有情の我と合せりと云ひながら、作受するに至つては、唯此の我のみに屬して、彼の我に屬せずといふこと、正理に應せず等といふ。

【五】 中のも等。次に第二の計を破す。

【五】 我は體等。こは常住を以て舒卷に非ざるべしと難す。

【五】 既に等。こは舒卷を以て常住を難す。

【五】 業籥風。業とは袋の類にして、内に風を含んで作用を起す。籥とは笛の類にして、内に風を通して聲を發す。

なりと執す可き耶。

故に彼が言ふ所よ、童堅の戲の如し。

（五七）後のも亦理に非ず。

所以は何。

我が量は、至つて小なると、一の極微の如しと

いはば、如何ぞ、能く（五八）大身を遍動せ令むるや。

（五九）若し謂く、小なりと雖、而も速く身に巡

ること旋火輪の如くにして、遍動せるに似たり

といはば、（六〇）則ち所執の我は、一にも非ず、常

にも非ざるべし、諸の往來すること有るものは

常に非ざるが故に。

（六一）又、所執の我に復三種有り。

一には（六二）即蘊、二には（六三）離蘊、三には（六四）蘊

と即しても非ず離しても非ず。

初めの即蘊の我は、理しい且く然らず、我は、

【五七】 後のも等。次に第三の計を破す。

【五八】 大身等。色究竟天の有情の身體は萬六千由旬の大身なりといふ、されば我が量が極微の如く小なりと云はば、一刹那中にかくの如き大身を遍動せしむべからじと難す。

【五九】 若し謂く等。外道の救釋。

【六〇】 則ち所執の等。救釋を破す。

【六一】 又所執等。次に復三類を叙べて、兼れて小乘を破す。

【六二】 即蘊。蘊とは五蘊、即ち有情の身心をいふ。而して我の體は、この蘊に即してあり、換言せば我が體是れ蘊なりと執する計を、即蘊の我といふ。

【六三】 離蘊。離とは異の義にし

て、我が體は五蘊に異りて別

にありと執する計を、離蘊の

我といふ。

【六四】 蘊に即しても等。こは即ち「非即非離蘊の我」にして、小乘犢子部（Vaiśiṣṭīputra）の主張するところなり。曰く、我が體は即ちこの蘊にもあらず、又蘊に離れて別體あるにもあらずといふ故、非即非離蘊の我といふ。さり乍ら由來佛教にては、諸法無我といふを以てその特色となし、既に外道との相違點たる三法印中にも「諸法無我の印」といふものあるくらゐなるに、今この部がかく非即非離蘊の我を主張するを以て、古來之をば附佛法の外道と云うて、以て外道に准ぜしむるなり。

蘊の如く、常に非ざる應きが故に。

蘊の如く、常に非ざる應きが故に。

蘊の如く、常に非ざる應きが故に。



【蓋】又、内の諸色は、定んで實我に非ざるべし、外の諸色の如く、質礙有りといふが故に。

【六五】空心所法も亦實我に非ざるべし、恆に相續せず、衆縁を待つが故に。

【六六】餘の行、餘の色も亦實我に非ざるべし、虚空等の如く、覺性に非ざるが故に。

【六七】中の離蘊の我也、理しい亦然らず、虚空の如く、作し受すること無かる應きが故に。

【六八】後の俱非の我也、理しい亦然らず、蘊に依つては立つれども、蘊に即しても離しても非ずと許すを以て、瓶等の如く、實我に非ざる應きが故に。

【六九】又、既に有爲無爲と説く可からずといはば、亦應に是我非我とも説く可からざるべし。

【七〇】故に彼が所執の實我は成せざりぬ。

【七一】又、諸の所執の實に有りてふ我的體は、思慮有りとや爲む、思慮無しとや爲む。

【六五】又内の諸色等。五蘊中先づ色蘊の我を破す。内の諸色とは五根と扶根とを云ふ。

【六六】空心所法等。色蘊を除く餘の四蘊の我を破す。而してここに所謂空心所とは、六識心心所のことにして、小乗は未だ七八二識を知らざる也。

【六七】衆縁を待つ。眼識は九縁、耳識は八縁等の衆縁を待つて心法現起す。

【六八】餘の行等。餘の行とは不相應行、餘の色とは無表色及び外の色等。

【六九】覺性。心心所の總名。

【七〇】又既に等。こは憤子部が立つる三世と爲無爲と不可説

との五法藏の中、不可説藏を破す。之に二の量あり、曰く、「汝所執の我は我と説くべからざるべし。是れ有爲無爲とも説くべからずと許すを以ての故に。龜毛等の如し。」及び「汝所執の我は我・非我衆の義に於て亦説くべからざるべし。説くべからずと許すを以ての故に。有爲・無爲の如し。」と之なり。『了義燈』は後の量を正しと云へり。

【七一】又諸の等。次に總じて二の三類の執我を破す。中に四、先づ我に思慮の有無といふを破す。

〔七三〕 若し思慮有りといはば、是れ無常なるべし、一切の時に思慮有るにしも非ざるが故に。

〔七四〕 若し思慮無しといはば、虚空の如く、業を作す能はず、亦、果を受けざる應し。

故に所執の我は、理いい俱に成せざりぬ。

又、諸の所執の實に有りてふ私の體は、作用有りとや爲む、作用無

しとや爲む。

若し作用有りといはば、手足等の如く、是れ無常なる應し。

若し作用無しといはば、兎角等の如く、實我に非ざる應し。

故に所執の我は、二つながら俱に成せざりぬ。

又、諸の所執の實に有りてふ私の體は、是れ我見が所縁の境なりと

や爲む、不すとやせむ。

若し我見が所縁の境に非ずといはば、汝等、云何ぞ實に我有りと知るや。

若し是れ我見が所縁の境ぞといはば、應に我有りとの見は、顛倒に攝むるに非ざるべし。實の如く

知るが故に。

若し爾なりといはば、如何ぞ、我有りと執する者の信する所の至教に、皆我見を毀つて、無我を

稱讚せるや。

【七三】 若し思慮有り等。數論を難す。

【七四】 若し思慮無し等。勝論等を難す。

【七五】 又諸の等。次に我に作用の有無といふを破す。

【七六】 又諸の等。次に我は我見の境なりや否やといふを破す。

【七六】 我有りと執する者等。外道・小乘を指す。

言へらく、無我の見は、能く涅槃を證し、我に執著する見は、生死に沈淪すし。豈、邪なる見は、能く涅槃を證し、正なる見は、翻じて、生死に沈淪せしむること有らむや。

【七六】又、諸の我をすとの見は、實我を緣せざるべし、所緣有りといふが故に、餘を緣する心の如し。

【七五】我見が所緣は、定んで實我に非ざるべし、是れ所緣なりといふが故に、所餘の法の如し。

【七四】是の故に我見は、實我を緣せず、但内識が變現せる諸蘊を緣じて、自の妄情に隨ひ、種種に計度す。

【七三】然も諸の我執に略して二種有り、一には俱生、二には分別なり。俱生の我執は、無始の時より來、虚妄に熏習せし内因の力の故に、恆に身と俱なり、邪教と及び邪との分別を待たず、任運にして轉ず、故に俱生と名く。

此に復二種あり。

一には常に相續し、第七識に在るぞ。第八識を緣じて自心の相を起し、

【七七】又諸の等。次に總じて前師を破す。その中、先づ能緣を破す。

【七八】我をすとの見。我を緣すといふ見。

【七九】我見が等。次に所緣を破す。

【八〇】然も諸等。次に俱生と分別との伏し斷する位を解す。

【八一】俱生……分別。何れも煩惱執著のことにして、就中俱生とは、邪師・邪教等の外緣をからずして、自然に本能的に起る煩惱をいふ。分別とは、邪師・邪教・邪思惟の緣により、分別力によつて起るところの煩惱をいふ。惡經驗より起る後天的の煩惱なり。

【八二】任運。自然といふこと。何等の造作を用ゐず、おのづからなること。

執じて實我と爲す。

二には間斷有り、第六識に在つて、識所變の  
自心の相を起し、執じて實我と爲す。

此の二の我執は、細なるが故に斷じ難し。  
後の修道の中に、數數勝れたる生空觀を修  
習して、方に能く除滅す。

分別の我執は、亦現在の外縁の力にも由るが  
故に、身と俱なるにしも非ず、要す、邪教と及  
び邪との分別を待つて、然して後に方に起る、  
故に分別と名く。唯第六意識の中のみ在るこ  
と有り。

此に亦二種あり。

一には、邪教に説く所の蘊の相を緣じて、

自心の相を起し、分別し計度して、執じて實我と爲す。

二には、邪教に説く所の我の相を緣じて、自心の相を起し、分別し計度して、執じて實我と爲す。

五取蘊の相を緣ずること、或は總に或は別に於て、

【三】 五取蘊。五蘊のこと。取

とは欲貪を指す。蘊能く取を  
生じ、蘊取に従つて生ず、故  
に蘊に取の名を立つ。

【四】 後の修道。後とは分別の

我執を初の見道にて斷ずるに  
對していふ。修道とは、見道・  
無學道に對する稱にして、唯  
識宗にては、菩薩修行の位階  
に四十一段ある中、十住・十

行・十廻向の三賢と次に四善  
根とを経て、十地中の初地の  
入心なば見道となす。是れ無

漏の智生じて始めて眞如の一

分を見照せる位なり。而して  
次の住心以後第十地の終り迄  
を修道といふ。既に見道にて  
分證せる眞如の理を屢々修習  
する位故、修道といふ。

【五】 生空觀。我空無漏觀の、

と。但し菩薩はまた法空無漏  
觀をも修習して、この我執を  
除滅す。

【六】 一には等。即蘊の我執。  
【七】 二には等。離蘊の我執。

す。

此の二の我執は、麤なるが故に斷じ易し。(八六) 初めの見道の時に、一切の法の(八七)生空眞如を觀じて、即ち能く除滅す。

是の如く説く所の一切の我執の自の(八八)心外(八九)の蘊は、或は有り或は無し。自の(九〇)心内の蘊は、一切皆有り。

是の故に我執は、皆無常の五取蘊の相を縁じて、妄に執じて我と爲す。

然も諸蘊の相は、縁より生ぜるが故に、是れ幻の如くにして有り、妄所執の我は、横に計度せるが故に、決定して有るに非ず。

故に契經に説かく、苾芻當に知るべし、世間の沙門と婆羅門との等に所有我見は、一切皆五取蘊を縁じて起るといふ。

【八六】 初めの見道。初めとは俱

生の我執を後の修道にて斷ずるに對していふ。十四頁の註「八四」を參照すべし。

【八七】 生空眞如。菩薩はまた法空無漏觀を以てこの我執を除滅す。

【八九】 心外の蘊。本質のこと。能縁が所縁を縁すれども、その本質に著せざるを以て、之を心外といふ。

【九〇】 或は有り等。第七議の計我には必ず有り、第六の計我には無きもあり。

【九二】 心内の蘊。自の影像即ち親所縁のこと。

【九三】 契經。「北本涅槃經」三十四に出づ。

【九四】 苾芻。また比丘ともいふ。梵音 Bhikkhu 乞士。勤事男等と譯す。男の出家したるもの即ち僧の義なり。乞士と譯することは、僧は常にて乞食し

て清く自活する者にして、上は法を乞ひて慧命を資し、下は食を乞ひて色身を養ふが故に名く。勤事男と譯することは、戒行を精進して勤むるが故に名く。

【九五】 沙門。又は桑門ともいふ。梵音 Samana 譯して勤息。止息などといふ。諸の善法を勤修して、惡法を止息するもの意なり。出家して佛道を治むる人をいふ。

【九六】 婆羅門 (Brahmana)。印度四姓の一にして、その最高位に位す。こは僧侶の階級にして、婆羅門教の全權を掌握し、王者の上に位し、政權の陪審をなし、自ら神の口より生れたるものとなし、事實上神の代表者としてその權威を振ひ、若し之を侵害するものあらば、神を侵害するに等しとなせり。

(七) 實我若し無くんば、云何ぞ、(八) 憶と識と

誦と習と思と怨との等き事有るを得るや。

(九) 所執の實我は、既に常にして變無しとい

はば、後のも前のが如く、是の事有るに非ざる

應く、前のも後のが如く、是の事無きに非ざる

應し、後のは、前のと、體別なること無きを以

ての故に。

(一〇) 若し謂く、我の用こそ前後に變易すれ、

我の體には非ずといはば、(一一) 理い亦然らず。

用は體に離れずといふをもつて、常に有なる應

きが故に。體は用に離れずといふをもつて、常

に非ざる應きが故に。

(一二) 然も諸の有情には、各々本識有つて、一

類に相續して種子を任持し、(一三) 一切法が與に更

互に因と爲つて、熏習する力の故に、是の如き

【九七】 實我若し等。次に假りに

外の徴を設けて、妨難を釋す。

その中先づ外人の難。

【九八】 憶と識と等。憶とは往事

を記憶すること。識とは諸境

を識別了知すること。誦とは

經書を讀誦すること。思とは

思人を大切にすること。怨と

は仇敵を怨害すること。

【九九】 所執の等。次に論主の返

質。この意の曰く、かの數論

に就いて云はば、二十五諦の

中、第一自性冥諦よりして

第二十三諦の諸法を變現せざる

たる後の事にも、轉變せざる

以前の如く、境を受用するの

用あることなし、又未轉變の

前の我も轉變後の我の如く、

境を受用するの用なきに非ざ

るべし。そは後のと前のと、

その我體別なければなりとい

ふ。

【一〇〇】 若し謂く等。外人の救釋、

【一〇一】 理い等。救釋を破す、

立量に曰く、「用も常に有な

るべし。體に離れずと許すが

故に。體の如し。及び「體も

常に有に非ざるべし。用に離

憶識等の事有るを得。

故に設くる所の難は、汝に於ては失有つて、

我宗に於てするには非ず。

若し實我無くんば、誰か能く業を造り、誰

か果を受けむ耶。

所執の實我は、既に變易無しといふをも

つて、猶し虚空の如し、如何ぞ、能く業を造り

果を受く可きや。

若し變易有りといはば、是れ無常なるべし。

然も諸の有情は、心心所法の因縁力の故に、相續して斷すること無ければ、業を造り果を受く

ること、理に於て違ふこと無きなり。

我いい若し實に無くんば、誰か生死に於て諸趣に輪廻し、誰か復苦を厭うて涅槃を求趣する

や。

所執の實我は、既に生滅無しといふをもつて、如何ぞ、生死に輪廻すと説くべきや。

常なるをもつて、虚空の如し、苦に惱まざるに非ずんば、何を厭捨せむと爲てか涅槃を求趣すべ

【一〇三】一切法。現行の一切の心  
心所。

【一〇四】若し等。外人の難。

【一〇五】所執の等。論主の返質。

【一〇六】然も等。論主の正義。「心  
心所法」といふに就いて「述

記」に三釋を挙げたり。一に  
能熏の七轉識とし、二に第八

識とし、三に諸八識に通ず

と。従つてその「因縁力」の解  
亦三釋となる。一に七轉識の

熏習せる種子の因縁力、二に  
第八自體分の種子の因縁力、

三に諸八識各自の種子の因縁

力なり。

【一〇七】我いい等。外人の難。

【一〇八】所執の等。論主の返質。

をや。

故に彼が言ふ所は、常に自害に爲んぬ。

(二五) 然も有情の類は、身心相續して、煩惱と業との力を以て諸趣に輪廻し、苦を厭患するが故に涅槃を求趣す。

【二〇】此に由つて故知んぬ。定んで實我も無く、但諸識のみ有つて、無始の時より來、前三

のが滅すれば後のが生じつつ、因果相續し、妄熏習に由つて、我相に似て現せり、愚者いの中に於て妄執して、我と爲すといふことを。

【二五】如何ぞ、識の外に、實有の諸法は得可からざる耶。

外道餘乘の所執の實法は、理い、有に非ざるが故に。

【二七】外道の所執、云何ぞ、有に非ざるや。

【二〇九】然も等。論主の正義。

【二一〇】此に由つて等。總じて前の非なることを結して正義を述ぶ。

【二二】諸識。第八識は相見二分を變じて不斷に相續す、第七識亦然り、第六識は相見二分を變じ、五位に無心なるを除いて他は常に現起す、前五識は緣に隨つて現す。

【二三】前のが等。種子生現行、現行熏種子と相續す。

【二四】因果相續。前の種現相望即ち種子生種子をも含む。

【二五】我相に等。非有似有の相見二分が現す。この我相に似て現する相見二分の上に妄に

執じて我と爲す。

【二五】如何ぞ等。以下法を破す。之に二、先づ總じて説く。

【二六】識の外に等。上來所説の我は、識の内外共に皆無體なり、故に總じて「云何ぞ實我は得可からざる耶」と云へり、爾るに今は、法は識内のは有にして(似法あるが故に)、識外のは無なる故、他の識外のも有なりと云へるを簡ばむが爲に、識の外に實有の諸法は「等と云へるなり。

【二七】外道の等。後に別して説く。中に三、初に外小を破す。之に二、初に外道の法執を破す。之にまた二、先づ別して十三外道の計を破す。就中今



且く(二八)數論者の執すらく、我は是れ思なり、薩埵と刺闇と答摩とに成せらるる大等の二十三の法を受用す。然るに大等の法は、三事合して成る。是れ實にして假に非ず、現量の所得なりといふ。

彼が執すること、理に非ず。

所以は何

大等の諸法は、多くの事をもつて成せるが故に、(三〇)軍林等の如く、假にして實に非ざる應し。

(三一)如何ぞ現量得と説く可き耶。

又、大等の法は、若し是れ實有のみなりといふをもつて、本事の如く、三合して成せるに非ざる應し。

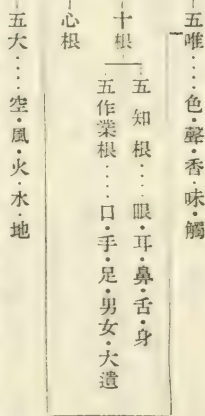
(三三)薩埵等の三は、即ち大等なりといふが故

は數論の所計を擧げて之を破す。

【二八】數論・梵語に僧徒(Pratyakhyani)印度六派哲學の一にして迦比羅(Prasadya)の立つる所。

神我——自性

我慢



即ち自性(物質的本體)は神我(精神的本體)の作用を受けて大を生じ、大より我慢を、我慢より五唯・五知根・五作業根・心根を、又五唯より五大を生ず。而して神我と自性と關係は恰も跛者・聾者との如く神我は智的作用あれども動くこと能はず、自性は活動作用あれども、其活動の源となる

この學派にては、宇宙萬有の開展する狀況次序を説明する根本原理として、所謂二十五諦を立つ。左圖の如し。

動機を生ずる能はず、即ち神我は自性に活動あらしむるもの、自性は活動動機を實現せしむるものにして、此二相より中間の二十三諦を生ずといふ。而して、自性には三德あり、曰く、一に薩埵(Sattva)即ち勇健の德、二に刺闇(Rajas)即ち塵塗の德、三に答摩(Manas)即ち闇鈍の德是なり。

に、大等の如く、亦三合して成じたる應し。

【二四】轉變非常なるべしと例を爲すことも亦爾

なり。

【二五】又、三の本事は、各、功能多なりといふ

をもつて、體も亦多なる應し、能と體と一なる

が故に。

【二六】三の體既に遍せりといふをもつて、一處

のが變する時には、餘の亦爾る應し、體別な

ること無きが故に。

【二七】此の三の事いい、體と相と各別なりと許

さば、如何ぞ、和合して共じて一相と成るや。

合する時にも、變じて一相と爲る應からず、

合せざる時と、體別なること無きが故に。

若し謂く、三の事は、體は異なれども相は同

なりといはば、便ち己が宗の體と相と是れ一なりといふに違ひぬ。

神我はこの自性の三徳に成ぜらるる大等の中間の二十三法を受用す、而して神我をばこの自性三徳の繫縛を脱して、自存獨立の原狀に復歸せしむることを教ふるが此派の本旨なり。委しくは『金七十論』を見るべし。

【二九】多くの事等。大等の諸法は一一皆三徳に依つて成ぜらる。三事和合してよく大等を成す。

【三〇】軍林。軍は人の集合團、林は樹木の集合せるに名く、即ち多事所成なり。

【三一】如何ぞ等。大等の諸法は假にして實にあらざれば、如何ぞ現量の所得ならむや。

【三二】又大等。三事合成を破す。

【三三】薩埵等。本事の三法能成

といふを破す。難意に曰く、薩埵等の三は本法なるが故に他より成ぜられず、されど、今薩埵等を即ち大等とせば、薩埵等も亦三によつて成ぜらるることとなるべしと難す。

【三四】轉變等。自性を例破す。難意に曰く、薩埵等の三法は即ち大等にして、大等は變易ありと許すを以て、薩埵等も亦轉變の無常なるべしと例破す。

【三五】又三の本事等。功能多なりといふを以て、體も多なるべしと難す。

【三六】三の體等。一處變する時一切も變ずべしと難す。

【三七】此の三の事等。體相別なれば、何ぞ一相を成するやと難す。

體も相の如く、冥然にして是れ一なる應し、相も體の如く、顯然にして三有る應し。

故に三合して一と成るとは言ふ應からず。

(三八) 又、三は是れ別なり、大等は是れ總なり、總と別と一なるが故に、(三九)

(四〇) 此の三の變する時に、若し和合して一相

と成らずといはば、應に未變の如くなるべし、

如何ぞ、現に是れ一の色等と見るや。

若し三和合して一相と成るといはば、本の別

相を失しぬ應く、體も亦隨つて失しぬ應し。

三に各二の相あり、一には (三一) 總、二には

別とは説く可からず、總別別なるが故に。總も

亦三あるべし、如何ぞ一とは見る。

若し謂く、三の體に各三の相有り、和雜し

て知り難し、故に一と見るといはば、

(四一) 既に三の相有りぬ、寧んぞ見て一と爲るや。

復、如何ぞ三の事異なること有りと知るや。

一にも三にも非ざる應し。

【三八】又三は等、合して二十四

諦、我體は前に既に破せし故、

今は(除く)を破す。

【三九】一にも等。總は一にも非

ざるべし。又別は三にも非ざ

るべしとの意。

【四〇】此の三の等。立量して曰

く、三事相合して成ずる所の

相も、三別なりと見るべし。

三有りと許すが故に。三相の

體の未だ變ぜざる時を見るが

如し。

【三一】總。總とは大等の

總なる相なり、別とは本事

(三法)自らの別となるの相な

り。この總別の二相が本事の

薩埵等にありと説くべからず

と、總別相例して破するなり。

【三二】既に等。總相もまた三あ

るべしと破す。曰く本事の三

各、已に三相ありとすれば、

所成の色等も亦三と見るべし

と難す。

【三三〇】若し彼の一一い皆三の相を具せりといはば、一一の事い能く色等と成る應し、何の關少する所ありてか、三の和合することをも待たむ。

【三三一】體も亦各、三ある應し、體即相なるを以ての故に。

又、大等の法は、皆三合して成ずといはば、展轉して相望するに、應に差別無かるべし。

【三三二】因と果と唯量と諸大と諸根とは是れ則ち、【三三三】因と果と唯量と諸大と諸根といふ差別なりといふこと、皆成するを得ずなんぬ。

【三三三】若し爾らば、一の根い一切の境を得應く、或は一の境い一切の根が所得なる應し。

【三三六】世間の現に見る、情と非情と淨と穢との等き物の【三三九】現・比量の等きは、皆異なること無か

【三三〇】若し彼の等・薩埵等の各、

一一に色等を成すべしと破す。立量に曰く、「薩埵の法應に大等と成るべし。三の相を具するが故に。答摩等の合する時の如し。」

【三三一】體も亦等。もし必ず三事が三相合するに由つて能く大等と成るを以て、一の本事のみにして大等と成ること能はずと云はば、薩埵等の一一に亦三の體あるべし、體即相なるを以ての故にと云ふ。

【三三二】展轉。大を以て慢等に望め、又慢を以て大等に望むといふ有様に、展轉相望せしむること。

【三三三】因と果と等。因とは大、果とは慢、唯量とは五唯、諸大とは五大、諸根とは十一根。

【三三九】若し等。過失を示す。そ

の中今は現量相違の失。

【三三〇】世間の等。世間相違の失。

【三三六】現・比量。心心所が所縁の境を了知するに就いて現量、比量及び非量（之は比量と同音なる故、特に之を「ヒイ」と延ばして讀み、以て比量とその音を區別するが古來よりの

做ばしなり）の三を立つ。現量とは能縁の心少しも分別計度をなさず、直接に外界の事象を覺知すること。例へば花を花と見、人を人と見るが如し。比量とは一の事象によりて、他の事象を正しく比知推量すること。例へば煙を見てその下に火ありと推知するが如きなり。非量とは、推知して誤れる認識をなせること。

例へば花を見て雲と思へるが如し。

る應じ。

便ち大なる失と爲んぬ。

故に彼が所執の實法は、成せず、但是れ、妄

情に計度して有なりと爲るなり。

勝論が執する所の實等の句義は、(四)多く

實有性なり、現量の所得なりといふ。

彼が執すること理に非ず。

所以は何

(四) 諸の句義の中に、且く常住なる者、若し

能く果を生ずといふをもつて、是れ無常なる

べし、作用有るといふが故に、所生の果の如

し。

(四) 若し果を生ぜずば、識に離れて、實に自

性有るに非ざる應し、兎角等の如し。

諸の無常なる者、若し質礙有らば、便ち方分

【四】勝論が等。次に勝論の所

計を擧げて之を破す。勝論と

は梵語に吠世史迦(Vaiśiṣṭhika)

といふ。通常聲論と區別せむ

が爲に、勝論を「カツロン」と呼

び做はせり。これまた印度六

派哲學の一にして、嘔露迦

(Ullūka)一名迦那陀(Kaṇṇa)

の始めて稱ふるところ、宇宙

萬有を空間的に分析する唯物

的多元論なり。六種に分つを

六句義といふ。曰く、實(本

體)・德(屬性)・業(作用)・同

(共通性)・異及び和合(物物間

を立てて、合せて十句義とす

るは、慧月(Matrendra)の所

立なり。數論より稍、後代に

屬せるが如し。

【四】多く。六句義ならば皆

實有、十句義ならば前九が實

有、第十は無なり、故に「多

く」といふ。又六句義ならば

前五は現量得、第六は然らず。

十句義ならば、異・和合・有能・

無能・無説は現量得ならずし

て、之を除ける餘の五は現量

得なり。されば今「多く」の字

を置いて這般の意を顯せり。

【四】諸の等。以下總じて諸句

を破す。今文に二の量のり、

曰く、「汝所執の常住にして

能く果を生ずといふ法は、體

是れ無常なるべし。能く果を

生ずと許すが故に。所生の果

の如し。及び(宗は前のに同

じ)生果の作用有りと許すが

有りといふをもつて、分析す可く、軍林等の如く、實有性に非ざる應し。

若し質礙無くんば、心心所の如く、此に離れて實の自性有るに非ざる應し。

又、彼が所執の地・水・火・風は、礙有る實句義に攝めらるるに非ざる應し、身根が所觸なるが故に、堅・濕・煖・動の如し。

即ち彼が所執の堅・濕・煖等は、礙無き徳句義に攝めらるるに非ざる應し、身根が所觸なるが故に、地・水・火・風の如し。

地・水・火の三を、青色等に對して、俱に眼所見なりといふをも、此に准じて責む應し。

故に知んぬ、實の地・水・火・風と堅・濕等と、各別に性有ること無く、亦眼に實の地・水・火を見るものには非ずといふことを。

又、彼が所執の實句義の中に、礙有つて常なるものは、皆礙有りといふが故に、

【一四】 所生の果の如し。

【一五】 若し果を等。彼は大有と同異と相合と等の句義は識に離れて皆別に常住の自體ありと許せり。故に今文に識に離れて常住の自體あるに非ざるべしと難す。

【一六】 又彼が等。別して實と徳とを破す。而して今の文は地・水等を以て堅・濕等に例して破するなり。地・水等は實句の攝、堅・濕等は地・水等の徳にして徳句の攝なり。而して地・水等は有礙、堅・濕等は無礙にして、俱に身根が所觸なりといふ。故に今地・水等の四は即ち堅・濕等の四なりとの意を以て、汝が所執の地。

水等の法は、徳句に攝せらるべし、堅・濕等の如く、身根が所觸なるを以ての故にといふなり。

【一七】 即ち等。堅・濕等を以て地・水等に例して破す、前の反對なり。

【一八】 地・水・火等の三は眼見の法にして實句に攝められ、青等の色は亦眼見にして徳句の攝なり。故に前の如く兩重に破斥すること准じて知るべし。

【一九】 又彼が等。重ねて諸句を破す。  
【二〇】 礙の地。吾人が眼に見、足に履みつゝある大地のこ

【二一】 礙の地等の

如く、是れ無常なる應し。

諸の句義の中に、(一四)色根に取らるる無質礙の法は、皆礙有る應し、色根に取らると許すが故に、地・水・火・風の如し。

又、彼が所執の實に非ざる徳等は、識に離れて、別の自性有るに非ざる應し、實に攝めらるるに非ざるが故に、(一五)石女兒の如し。

有に非ざる實等は、識に離れて、別の自性有るに非ざる應し、有に攝めらるるに非ざるが故に、空華等の如し。

彼が所執の有は、實等に離れて、別の自性無かるべし、非無なりと許すが故に、實・徳等の如し。

一應 彼が所執等は、有性に非ざる應し、實等に異りと許すが故に、畢竟無等の如し。

有が非無なるに、別の有性無きが如く、如何ぞ實等が別の有性有らむや。

若し有法に離れて別の有性有らば、無法に離れても別の無性有る應し。

【一四】色根に等。色根に取らるる無質礙の法とは、徳句の中の色・聲・香・味・觸等なり。

【一五】又彼が等。實句を除いて餘の八句(第十句は無體なるを以て含まず)を難す。

【一六】石女兒。石女は俗に「ウマズメ」と云ひ、子なき女をいふ、故に石女の兒を無法の喩となす。彼此共に識外に別性ありと許さざるが故に、この喩を出すなり。

【一七】有に非ざる實等。有性及び覺樂等を除ける餘の八句を難す。

【一八】彼が所執等。以下は別して有等の性を破す。中に三、今は先づ大有を破す。之に四量ありて今は第一の量。

【一九】若し實等。第二の量。

【二〇】有が非無等。第三の量。

【二一】若し有法等。第四の量。

彼既に然らず、此云何ぞ爾らむ。

故に彼が有性は、唯妄つて計度せるなり。

【五】又、彼が所執の「實・德・業が性は、實・德・業に異りといふこと、理い定んで然らず。」

勿、此も亦實・德・業が性に非ざるべし、實等に異りといふが故に、「【一〇】徳業等の如し。」

【二二】又、實等は、實等に攝めらるるに非ざる

應し、實等の性に異りといふが故に、徳業・實等の如し。

【二三】地等が諸性を地等の體に對して、更に相

徵詰せむことも、此に准じて知る應し。

【二四】實性等の、別の實等が性無きが如く、實

等にも亦別の實性等無かるべし。

若し實等に離れて實等が性有らば、【二五】非實等に離れて非實等が性も有る應し。

【二五】又彼が等。次に同異性を破す。

【二六】徳業等。この文に於て三量を立て得。而して今は因に

【二五】勿、「まな」と訓すること、始の凡例にも述べしが如し。

【二六】又實等は等。この文亦三量あることを知るべし。

りて三量を立てつべし。その一の量に曰く「汝の實が性は實が性に非ざるべし。實句に異りといふが故に。徳業の如し。」他の二量も准じて知るべし。

【二七】地等が諸性。こは實句の中にある九種の性をいふ。

【二八】實性等の等。同異性を以て實句に例して難す。曰く、且く實句(徳業)が性たる同異性なれば、別の同異性無きが如く、實句(徳業)も亦別の同異性無かるべしと難す。

【二九】非實等。非徳・非業をも含めて云へること勿論なり。

さて非實等とは、實・徳・業を除いて以外の餘の六句と及び無法とをいふ。

【三〇】非實等。非徳・非業をも含めて云へること勿論なり。

さて非實等とは、實・徳・業を除いて以外の餘の六句と及び無法とをいふ。

【三一】非實等。非徳・非業をも含めて云へること勿論なり。

さて非實等とは、實・徳・業を除いて以外の餘の六句と及び無法とをいふ。

【三二】非實等。非徳・非業をも含めて云へること勿論なり。

さて非實等とは、實・徳・業を除いて以外の餘の六句と及び無法とをいふ。

【三三】非實等。非徳・非業をも含めて云へること勿論なり。

さて非實等とは、實・徳・業を除いて以外の餘の六句と及び無法とをいふ。

【三四】非實等。非徳・非業をも含めて云へること勿論なり。

さて非實等とは、實・徳・業を除いて以外の餘の六句と及び無法とをいふ。



彼既に爾らず、此云何ぞ然らむ。

故に同異性も、唯假つて施設せるなり。

〔二五〕又彼が所執の和合句義は、定んで實有に非ざるべし。有と實等の諸法とに攝めらるるものに非ざるが故に、畢竟無の如し。

彼、實等は現量の所得なりと許すをもつて、理を以て推徴するに、尙實に有るに非ずなんぬ。況むや、彼自ら、和合句義は現量得に非ずと許せるい、而も實有なる可けむや。

設ひ、和合も是れ現量の境なりと執せば、前の理に由るが故に、亦實有に非ざるべし。

〔二六〕然るに、彼が實等は、識に離れて實に有る自體を縁する現量の所得に非ざるべし、所知と許すが故に、龜毛等の如し。

又、實を縁する智は、識に離れたる實の自體を縁する現量智に攝めらるるに非ざるべし、假合して生ずるが故に、徳智等の如し。

廣く説かば、〔二七〕乃至、和合を縁する智は、識に離れたる和合の自體を縁する現量智に攝めらるるに非ざるべし、假合して生ずるが故に、實智等の如し。

【二五】又彼が等。次に和合句義を破す。抑と和合句義とは、實等の和合する上に於て立つるものなれば、實等を離れて外に別に和合句義あるの由なし。然るに彼實等に非ずして之ありといふ故、今の破斥をなすなり。

【二六】然るに等。總じて六句を破す。その中先づ所縁に就いて難す。

【二七】實等。第十の無説を除いて餘の實等の九句なり。

【二八】又實等を。能縁に就いて難す。

【二九】假合。能縁の智が多くの因縁に由つて起る故、假合して生ずといふ。

【三〇】乃至。徳・業・大有・同異の四句を省略せり。

故に勝論者の實等の句義も、亦是れ、情に隨つて、妄に施設せる所なり。

三七 有るが執すらく、一の自在天有つて、體實なり遍せり常なり能く諸法を生ずといふ。

彼が執すること、理に非ず。

所次は何。

三三 若し法が能生ならば、必ず常に非ざるべきが故に。諸の常に非ざる者は、必ず遍せざるべきが故に。諸の遍せざる者は、眞實に非ざるべきが故に。

三三 體既に常なり遍せりといふをもつて、諸の功能を具して、一切の處と時とに、頓に一切の法を生ず應し。

二四 欲と或は縁とを待つて、方に能く生ずといはば、一のみ因なりといふ論に違しぬ。或は

【二七】有るが等。次に自在天に事ふる者の所計を擧げて之を破す。自在天委しくは自在天と云ひ、自在天外道の主神也。梵語に摩醯濕伐羅(Mahesvara)といふ。色界の頂にありて三千界の主たり。三日八臂ありて白牛に騎り、白拂をとり大威力あり。自在天外道は此神を以て世界の本體なりとし、世間の不平等は皆自在天の作す所、一切のもの皆自在天より生じ自在天によりて滅すと計す。自在天の身八分あり、虚空に頭、日月は眼、大地は身、河海は尿、山岳は髮、風は命、火は熱氣にして、一切衆生は身中の蟲なりといふ。かく一切は自在天より生ぜしものなる故、又自在天に還滅するを眞の涅槃なりとせり。

【二七】若し法が等。この文三の

量あり、就中第一の、法が能生なるは是れ常に非ざるべし。量に曰く、自在天は決定して常に非ざるべし。是れ能生なりと許すが故に。地水等の如し。他の二量之に准じて知るべし。而して今文に、能生ならば必ず常にあらずと云へるは、是れ本教義、頼耶緣起論は依他の緣起にして、無爲眞如の緣起を云はざるゆゑかく云へるものなることを注意すべし。

【二三】體既に等。重ねて破す。體とは自在天の體なり。

【二七】欲と等。救釋の義を破す。曰く、若し衆生の欲と及び諸法の縁とを待つて方によく生ずと云はば、それは自宗の、唯自在天の一因よりして萬法を生ずとの義に違する失ありといふ。

欲と及び縁とも、亦頓に起る應し、因に常なりと有りといふが故に。

【七五】餘の、一の大梵と時と方と本際と自然と

虚空と我との等き有つて、常住なり、實有なり、

諸の功能を具して、一切の法を生ずと執する

がごときをも、皆此に同じく破せよ。

【七六】有る餘の、偏に執ずらく、明論の聲は

常なり、能く定量と爲つて諸法を表詮すとい

ふ。

【七七】有るが執ずらく、一切の聲は、皆是れ常

なり、縁を待つて顯れ、發つて、方に詮表する

こと有りといふ。

彼、俱に理に非ず。

【七八】有るが何

且く、明論の聲は、能詮と許すが故に、常住

に非ざる應し、所餘の聲の如し。

【七五】餘の等。次に合せて七の外道の計を破す。之等七種外

道のことは、『演秘』一末に解釋あり。今本文に多く關係な

き故、註解の煩を省く。

【七六】有る餘の等。次に二の聲論の計を破す。

【七七】明論。吠陀論 (Veda) のこと。この論は聲明の法を傳へ、且つ諸法の道理を明にして一切の是非を決斷す。劫初に梵王色聲等の名を立て、諸法を誦し、能詮の定量として、諸法を措量し、所説の是非皆決定せり。故に、之を誦する聲殊勝にして、常住なりと計せるなり。

【七八】有るが等。こは聲論の計なり。聲論とは梵語に弭曼差

(Mīmāṃsā)と云ひ、六派哲學中最初に興起せしものなり。

シャクイミニ (Jaimini) の開くところにして、この派の

目的は、吠陀を正當に解釋してその儀式を考究するにあり。故にその後學の部分たる

哲學的意義を考究する吠檀多派 (Vedānta) に對して前弭曼差 (Tirvamināra) といふ。

之に聲顯論と聲生論との二種ありて、前者は聲は本來常住にして、縁に隨ひて顯ると説き、後者は聲は本來有に非ざれども、縁に隨ひて生じ、常住に存すと主張す。今文に「縁を待つて顯れ發つて」とある顯は聲顯、發(發生)は聲生なり。

餘の聲も、亦常の聲の體に非ざる應し、瓶衣等の如く、衆縁を待つが故に。

〔五九〕有る外道の執すらく、地・水・火・風の極微は

實なり、常なり、能く 塵色を生ず、所生の

麤色は、〔六二〕因の量に越えず、是れ無常なりと雖

而も體實有なりといふ。

彼も、亦理に非ず。

所以は何。

執する所の極微、若し 方分有りといはば

蟻行等の如く、體實に非ざる應し。

〔六三〕若し方分無しといはば、心心所の如く、

共に聚つて麤果の色を生ぜざる應し。

既に能く果を生ずといふをもつて、彼の

所生の如く、如何ぞ、極微しい常住なりと説く

可きや。

又、所生の果は、因の量に越えずといはば、極微の如く、麤色と名けざる應し。則ち此の果色は、

【五九】有る外道等。次に順世外道の計を破す。(勝論の父母の極微をも亦兼ねて破す)順世外道とは梵名路伽耶(Lokeśvara)と云ひ、シャルブーカ(Sarvaśūka)之が教祖たり。年代審かならざれども、恐くは釋尊より少く以前なるが如しこの派は聖教を否定し、道徳を否定し、唯感官の欲望を満すことを目的となし、極端なる物質的快樂主義を唱ふ。而してこの派は、一切有情は地・水・火・風の四大より生じ、死滅せば亦た四大に歸すと主張す。

【六二】塵色。四大が父母の極微とするに對し、麤色を子微といふ。

【六二】因の量。因とは父母の極微なり。子微がこの量に越えずとなり。而して父母の極微は常、子微は無常となす。

【六三】方分。立體的の大いさのこと。

【六四】若し等。方分の無きもの如何に多く集まるも、形態ある色を生じ得ず。恰も零に如何に多く零を加ふるも、又乗するも、依然として零にして、他の數を得べからざるが如し。

【八四】所生。所生の果の子微。

眼等の色根が所取に非ざる應し。

便ち自執に違しなむ。

【一八一】若し謂く、果の色は、二合の徳と合するが故に、麤に非ざれども麤

に似れるをもつて、色根いい能く取るといはば、

所執の果の色は、既に因の量に同なりといふをもつて、極微の如く、麤

の徳と合すること無かる應し。

或は、極微も亦麤の徳と合す應し、麤果の色の如く、處別なること無き

が故に。

【一七二】若し謂く、果の色は、自の因に遍在せり、因一に非ざるが故に麤と

名く可しといはば、

則ち此の果の色は、體一に非ざる應し、所在の因の如く、處各別なるが

故に。

既に爾れば、此の果は、還つて麤と成らざるべし。此に由つて、亦色根

が所取に非ざるべし。

若し果の多くの分合するが故に麤と成るといはば、

【一八一】若し等。勝論の轉計を破す。

【一八六】量の徳。勝論の徳句の中に量徳ありて之に微細・大等の五種あり。今之をいふ。

【一七二】若し等。勝論・順世二の計の轉計を破す。曰く、もし果の色(子徴)は二箇の父母の極微中に遍在し、面してその父母の極微一に非ざる故に麤と名くべしと云はば、この果色も亦體一に非ざるべし。父母の極微の如く在る處東西と分れて異ればなり。さればこの果は還つて麤とはならざるべし。それは因の如く非一なるが故に。されば麤色も亦因の如く色根の所取に非ざるべしとなり。

多くの因の極微合する時にも、細に非ざる應し、根が境と成るに足んぬ、既に多くの分をもつて成せりといはば、實有に非ざる應し、則ち汝が所執は、前後相違しぬ。

又、「一」果と因とは、俱に質礙有りといはば、應に同處にあらざるべし、二の極微の如し。

若し謂く、果と因とは、體いい相受入すること、沙の水を受け、藥の鎔銅に入るが如しといはば、

誰か、沙と銅とは、體いい水と藥とを受くといふことを許すべき。

或は離し變じて、一に非ず常に非ざる應し。

又、麤色の果は、體若し是れ一なりといはば、一分を得る時に、應に一切を得べし。彼此一なるが故に、彼も此が如くなる應し。

許さずんば、理に違すべく、許さば、便ち事に違しぬ。

故に彼が所執は、進んでも退いても成せず、但是れ、情に隨つて虚妄に計度せるのみ。

然も、諸の外道の品類多なりと雖、所執の有法は四種に過ぎず。

何爲れぞ果を用むや。

【一八】果と因と等。果とは麤果の色、因とは父母の極微。

【一九】或は離し等。水は沙中に入るも二沙の間の空處に入つて一の沙體の中に入らず、然るに藥は銅中に入れば變化して常住に非ず。故に兩者相渉入すとの喩とはなり難し。

【二〇】許さずんば等。此を得る時即ち彼を得と許さずんば、彼此一體なりとの比量の理に違し、許さば世間の事に違す、そは事物は一は是れ一、一切は是れ一切との如く劃然たればなり。

【二一】然も等。以下總じて一切の外道を四類に攝して、之を破す。

【一五】一には、「空」有法と有等の性とは、其の體定んで一なりと執ず、數論等の如きぞ。彼が執すること、理に非ず。

所以は何。

【一六】勿、一切の法は、即ち有性なるが故に、

皆有性の如く、體差別無からむ。

【一七】便ち、三徳と我との等きの體異りといふ

に違しぬ。

【一八】亦世間の諸法の差別なるにも違しぬ。

【一九】又、若し色等は、即ち色等の性ぞといは

ば、色等は、青黄の等き異なること無かる應し。

【二〇】二には、有法と有等の性とは、其の體定

んで異なりと執ず、勝論等の如きぞ。

彼が執すること、理に非ず。

所以は何。

【二一】勿、一切の法は、有性に非ざるが故に、已滅無の如く、體不可得なるべし。

【一五】一には等。二の體定んで一なるを破す。如きその體異りと談すればなり。

【一六】有法等。有法とは數論の二十三諦なり、有等の性とは勝論の大有と同異となり。【一七】勿一切等。大有性を破す。而して今の文は比量相違の失なり。即ち一切法比比として皆別あり故、體別なしと云はば比量に相違す。量に曰く、「汝が唯量等は差別無かるべし。即ち有性なるが故に。諸法の非無の如し。」

【一八】便ち等。自教相違の失なり。是れ數論は三徳と我との

【一九】又若し等。同異性を破す。【二〇】二には等。二の體定んで異なるを破す。量に曰く、「汝が大有の外の一切法は體不可得なるべし。大有性に非ざるが故に。已滅無の如し。」已滅無とは、無說中の五無中の一なり。

【二五】便ち等。自教相違の失なり。是れ數論は三徳と我との

【100】 便ち、實等の自體無に非ずといふに違しぬ。

亦は、世間の、現に物有りと見るにも違しぬ。

【101】 又、若し色等は、色等の性に非ずといはば、聲等の如く、眼等の境

に非ざる應し。

【102】 三には、有法と有等の性とは、亦は一亦是異なりと執す、無慙

等の如きぞ。

彼が執すること、理に非ず。

所以は何。

一 異なりといはば、【103】 前の一異の過に同じなむが故に。

二の相いい相違せるをもつて、體別なる應きが故に。一と異とは、體同

なりといふこと、俱に成せざるが故に。

勿、一切の法は、皆同じく一體になりなむ。

或は、一と異とは、是れ假にして實に非ざる應し、而も執じて實と爲す

こと、理いい定んで成せず。

【104】 四には、有法と有等の性とは、一にも非ず異にも非ずと執す、邪

【100】 便ち等。こは自教相違、次は世間相違なること、前に准じて知るべし。

【101】 又若し等。同異性を破す。

【102】 三には等。亦一亦異の計を破す。

【103】 亦は一等。別法の體なるが故に異に非ず、又相狀異なるが故に一に非ず、故に亦は一亦は異なりといふ。

【104】 無慙。離繫子なり。

【105】 前。上來外道の品類を四種と分つて破し來れる第一と第二とを指す。

【106】 四には等。非一非異の計を破す。

【107】 邪命。阿時縛迦外道のこと。正しくは正命といふべき

なれど、佛法より之を毀つて邪命といふ。邪に活命するを以てなり。



命等の如きぞ。

彼が執すること、理に非ず。

所以は何。

一異に非ずといふ執は、異一に同なるが故に。

一異に非ずといふ言は、遮とや爲む、表とや爲む。若し唯是れ表せむと

いはば、**【三〇九】** 雙べて非せざる應し。若し但是れ遮せむといはば、所執無かる

應し。**【三一〇】** 亦是れ遮し亦是れ表せむといはば、互に相違しぬ應し。表せむにも

非ず遮せむにも非ずといはば、戲論に成んぬ應し。

又、一異に非ずといはば、世の、共に **【三一】** 一異の物有りと知るに違しぬ。

亦是、自宗の、色等の有法は、決定して實有なりといふにも違しぬ。

是の故に彼が言は、唯矯しくして、過を避けむとなり。諸の有智の者、

謬つて之を許すこと勿れ。

**【三三】** 餘乗の執する所、識に離れて、實に色等の諸法有るといふ、如何ぞ

有に非ざるや。

彼が執する所の **【三三】** 色と不相應行と及び諸の無爲とは、理い有に非ざるが故に。

【三〇八】 異一。一に非ずといふは、

前の異の過に同じく、異に非ずといふは、前の一の過に同じ。

【三〇九】 雙べて等。非一非異との如く雙非し得ざるべし。

【三一〇】 亦是れ遮し等。遮表の二互に相違せるものなれば、遮の時ば表なく、表の時ば遮なし。

【三一】 一異の物。青は是れ一物なり、而も黄に望めて異となすが如し。

【三二】 餘乗の等。以下小乗の法執を破す。中に二、先づ總じて説く。

【三三】 色と等。今心心所を云はざるは、小乗も亦稍々大乘に同ざる故に、且く破せざるなり。

三四 且く、所執の色に總じて二種有り、一には微に成せらるるに非ざるものなり。

彼の有對の色は、定んで實有に非ざるべし、能成の極微い實有に非ざるが故に。

謂く、諸の極微は、若し質礙有りといふをもつて、瓶等の如く、是れ假にして實に非ざる應し、若し質礙無しといはば、非色の如くなる應し、如何ぞ、集して瓶衣等と成る可き。

三七 又、諸の極微は、若し方分有りといふをもつて、必ず分析す可し、便ち實有に非ざるべし。

若し方分無しといふをもつて、則ち非色の如く、云何ぞ、和合して光を承け影を發すべき。

日輪の擧る纒た柱等を照す時、東西の兩邊に光と影と各、現せり、光を承け影を發すこと、處既に不同なりといはば、所執の極微は定んで方分有る

三五 有對、極微に成せらるるもの、二には無對、極

【二四】且く等。次に別して説く。

中に三、初に色を破す。之にまた三、初に有對色を破す。その中今は能成の極微を破す。

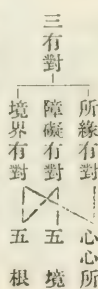
【二五】有對、對とは礙の義なり。

この有對に三あり。一に所緣有對、こは心心所に於てあり。例へば眼等の識、一の色等の法を緣する時他を緣すること能はざる如きないふ。二に障礙有對、こは甲の法が乙の法と互に障礙する如きないふ。

三に境界有對、こは眼等の根色等の一境を緣する時、餘は所取とならざる如きないふ。

『俱舍論』二に出づ。今三有對を色心に配して圖示せば左の

如し。



【二六】極微。大乘は極微をば、觀行者の慧を以て色法を分析し、遂に分析するを得ざる所に於て假立するものとなす。

故に之は實有に非ざるを以てこの破あるなり。今は主として有部を破す。

【二七】又諸の等。經部等を破す。

べし。

又、若し譬等の物を見觸るる時には、唯此の邊のみを得て、彼の分をば得ず、既に和合せる物は、即ち諸の極微なり、故に此の極微は、必ず方分有り。

又、諸の極微は、三へしとて、所住の處に隨つて必ず上下四方の差別有り、爾らずんば、便ち共に和集する義無くなんぬ。

或は相渉入して、麤と成らざる應し、此に由つて極微は、定んで方分有り。

有對の色は、即ち諸の極微なりと執ず、若し方分無くんば、障隔無かる應し、若し爾りといはば、便ち障礙有對に非ざるべし。

是の故に、汝等が所執の極微は、必ず方分有るべし、方分有るが故に便ち分析す可し、定んで實有に非ざるべし。故に有對の色は、實に有るといふこと成せずなんぬ。

三九 五識い、豈所依縁の色無からむや。

色無きには非すと雖、而も是れ識が變せるなり。

【二八】所住の處等。彼の宗にては一極微中央にあり、その四方上下に又一つづつあり、合せて七微和合すといふ。

【二九】五識い等。次に所成の眼等を破す。中に二、初に正義を申べて識變を解す。小乘問うて曰く、若し能成の實の極微無きが故に、所成の有對色無しと云はば、汝大乘の五色豈所依の五根、所縁の五境

(五塵)無きことになりぬべし如何と。之に答へて曰く、所依の五根、所縁の五境無きに非すと雖、是れ識所變の相見二分のみ。即ち八識の自體分生する時、内の種等の因縁力を以て變じて眼等(根)と色等(境)との相に似て現ぜり。即ちこの相を以て所依・所縁とするなりとの意。

謂く、識の生ずる時に、内の因縁の力をもつて、變じて、眼等と色等との相に似て現せり、即ち此の相を以て所依縁と爲す。

【三〇】然も、眼等の根をば、現量に得ずるものには非ず、能く識を發すを以て、是れ、有なりと比知

す。是は、但、功能のみなり、外の所造には

非ず。外の有對の色は、理い既に成せずなん

ぬ、故に但是は、内識が變現せるなる應し。眼

等の識を發すを、眼等の根と名く、此い所依

と爲つて眼等の識を生ず。

【三一】此の眼等の識が外の所縁縁は、理い有

に非ざるが故に、決定して、自識が所變を所縁

縁と爲すと許す應し。

謂く、能く自に似る識を引生ずる者をば、汝、

彼は是れ、此が所縁縁なりと執す。

【三二】但能く生ずるのみにあらず、勿、因縁の等きをも、亦此の識が、所縁縁と名づけてむが故

に。

【三〇】然も眼等。次に別して五根を破す。

【三一】功能。五識を發す作用をいふ。

【三二】此の眼等。次に外處の所縁縁を破す。中に三、初に識變を標して、所縁縁の義を定む。

【三三】但能く等。次に正しく執を破する中。先づ正量部(Pratyakhyani)を破す。彼曰く、

眼等の識が色等の境を緣する

に行相を浮べずして、但よく

識を生ずるものを直に所縁縁

なりといふ。今之を簡んで但

よく識を生ずるのみに非

ず。抑も所縁縁の言は、所縁

とは是れ心法が爲に緣せらる

るを云ひ、その所縁となる所

の實の物體ありといふが後の

縁の字なり。然るをもし彼が

如く云はば、因縁等をも亦所

縁縁と名けざるべからず、何ぞ然るべけむやといふ。

【三四】眼等の五識が色等を了する時には、但【三五】和合のみを縁す、彼の相に似るが故にといはば、

和合の相は、諸の極微に異にして、實の自體有るものには非ず、彼を分析する時に、彼の相に似る

識いで定んで生ぜずといふが故に。

【三六】彼の和合の相は、既に實有に非ざるが故に、是れ五識が縁とは説く可からず。勿、第二月の等

しい、能く五識を生じなむが故に。

【三七】諸の極微の、共に和合しぬる位に、五識

が與に、各所縁と作る可きものに非ず、此の

識の上には、極微の相無きが故に。

諸の極微には、和合の相有るべきものに非ず、

和合せざる時に、此の相無きが故に。

和合しぬる位と、合せざる時との此の諸の極

微は、體相異なること有るものには非ず。

故に和合しぬる位にも、合せざる時の色等の

極微の如く、五識の境に非ざるべし。

【三八】有るが執すらく、色等の一一の極微い

【二四】眼等の。經部を破す。

【三五】和合等。彼の計に曰く、

極微は實法にして、その極微

聚集して一切の色等となりし

は和合相ゆゑなり、法體元よ

り和合するに非ず、因縁に

よつて和合するなり。而して

眼等の五識が色等の境を了知

する時は、唯この和合のみを

縁す。そは實の極微は之が境

に非ざればなりといふ。

【三六】彼の和合等。量に曰く、

「汝和合の色處は、設ひ是れ

眼識所縁と許すとも、是れ縁

には非ざるべし。彼れ都て實

如し。第二月とは、『泉鈔』一

之下に曰く、「目を押す時月

二つに見ゆ、圓なる月を第二

月といふ」と。

【三七】諸の等。本薩婆多を破

す。本薩婆多とは迦多衍尼子

(Katyāyana-putra)の『發智論』

を本とし、之を釋せる五百の

聖弟子の作れる『婆沙論』を所

依とせるものにして、新薩婆

多に對する稱なり。

【三八】有るが等。新薩婆多の義

を叙して、之を破す。新薩婆多

とは、『順正理論』を造れる衆

賢論師 Saugha-bhādra の一

三三九 和集せざる時には、五識の境に非ず、共に和集しぬる位に、展轉して相資けて、麤なる相生ずること有り、此を識が境と爲す、彼の相實有なり、三言、之を以て、此を所縁と爲すといふ。

彼が執すること、然るべからず、共に和集しぬる位と、未だ集せざる時とは、體相一なるが故に。

瓶と甌との等き物の極微の等しき者は、彼の相を縁する識い、別なること無かる應きが故に。

共に和合しぬる位の一一の極微は、各々に、微圓との相を捨す應きが故に。

麤相の識い、細相の境を縁するものには非ず、勿、餘の境の識い餘の境を縁じなむが故に。

一の識い、一切の境を縁じぬ應きが故に。

極微有りと許すすら、尚此の失を致しつ、況むや、識が外の眞實の極微無きをや。

此に由つて定んで知んぬ、自識が所變の色等に似る相を所縁縁と爲す、見い彼に託して生じ、

派を指す。

【三九】和集。前の和合と異り。

和合は似一の相なるも、和集は一體となるに非ず、相接近するをいふ。即ち一處に相近せるを和と云ひ、而も體各別にして一體とならざるを集といふ、是れ新古薩婆多の相違するところなり。

【四〇】そふに。「故に」の意なり凡例の下参照。

【四一】微圓等。彼、極微には方分無しと云へど、根本の極微は圓なりと云ひ、而して之を

微圓の相といふ。然るに前の如き難ある故、彼、窮して瓶、甌の長く短く見ゆるは、是れ一に極微の列りたる差別によりて、上に重りたる時は長となり、横に集りたる時は平となりといふ。故に、若し然らば汝根本の極微は圓相なりと云へど、是れ成ぜず、何となれば、圓なるもの互に相和集するも長短等を現することなればなりと破す。

【四二】此に等。次に正義に結歸せしむ。

彼の相を帯せるが故に。

然も識が變ずる時に、量の大小に隨つて、頓に一相を現す、別に衆多の極微を變作して、合して一

物と成るものには非ず。

麤色を實體有りと執する者の爲に、佛極微を説いて、其をして除析せ令

めたまへり、諸の色に、實に極微有りと謂ふには非ず。

諸の 〔三三〕 瑜伽師、假想の慧を以て、麤色の相の於に、漸次に除析して、

不可析に至るを、假つて極微と説く。 〔三四〕 此の極微は、猶方分有りと雖、

而も析す可からず。若し更に之を析せば、便ち空に於て現じなむ、名けて

色と爲さざるべし。故に極微は、是れ識の邊際ぞと説けり。

〔三五〕 此に由つて知る應し、諸の有對の色は、皆識が變現せるなり、極微

の成せるには非ず。

〔三六〕 餘の無對の色も、是れ此が類なるが故に、亦實有に非ざるべし。或

は無對なるが故に、心しん所の如く、定んで實の色に非ざるべし。

諸の有對の色の現に色の相を有するすら、理を以て推究するに、識に離れて尙無し。況むや、無對

の色の現に色の相無きを、而も説いて、眞實の色法と爲す可けむや。

【三三】 瑜伽(योग)相應と譯す

相應に五義あり、境・行・理・

果及び機に相應するもの之なり。今この瑜伽の行者、即ち

觀行者(禪定相應の人)を瑜伽師といふ。

【三四】 故に小乗の、體方分無しといふを以て、不可析なりと

云へるとは同じからず。

【三五】 此に由つて等。次に有對色の成ぜざることを結す。

【三六】 餘の等。以下無對色を破す。

【三七】表と無表との色、豈實有に非ざらむや。

此も實有には非ず。

所以は何。

且く 身表の色は、若し是れ實有なり

といはば、何を以てか性と爲す。

【四〇】若し是れ形ぞと言はば、便ち實有に非ざ

るべし、分析す可きが故に。長等の極微は、得

べからざるが故に。

【四一】若し是れ動ぞと言はば、亦實有に非ざる

べし、生ずる纒た即ち滅して、動する義無きが

故に、有爲法の滅するは、因を待たざるが故に。

滅い若し因を得たば、滅に非ざる應きが故に。

【四二】若し言く、色有り、顯にも非ず形にも

非ず、心に引生ぜられて能く手等を動するを、

身表業と名くといはば、

【三七】表と無表と等。以下雙じて有對・無對を破す。之に二、

初に總じて説く。表・無表色といふは、先づ表色とは、他に

表示すべき色法といふ意にして、無表色に對し、行住坐臥取

捨屈伸等の吾人の動作意義をいふ。可顯の義によつて色と

名くるなり。次に無表色とは他に表示することなき色法と

いふ意にして、吾人が身口の二業を起す時、他日その業作

の果報を招感すべき原因を同時に自己の身内に熏發す。而

してその熏發せられたる原因は無形無相の色法にして、他

に表示すること能はざるが故に之を無表色と名く。但しこ

は小乗の所談にして、大乘にては、之を第八阿賴耶識の有

する思の心所の種子の別作用として心法に攝するなり。

【三一】且く等。次に別して説く

中に二、初に表を破す。その中今は身表を破す。

【三九】身表の色。身とは積集の義なり、これ諸根と四大と等

の色相合したる差別を體となし多くの色を積聚し、以て身を成するが故に。又は依止の

義とて、衆多の法の所依止たるものなり。この身によつて

表ざるる色なれば身表の色といふ。

【四〇】若し是れ等。薩婆多を破す、就中初は古薩婆多を破し、

「長等の」の下は新薩婆多を破す。

【四一】若し是れ等。正量部を破す、彼が計の身表は動を以て

體となすといふが故に

【四二】若し謂く等。本經部の計を破す。本經部とは、佛滅一

百年の時、北天竺怛叉翅羅國



理りい亦また然しからず。

此こは、若もし是これ動どうぞといはば、前さきに破はしてし  
が如ごとし。

【二四〇】若もし是これ動どうが因いんぞといはば、即すなち風ふう界がいな  
る應べし。風ふうならば、表へう示じすること無なきをもつて  
表へうと名なく應べからず。

又また、【二四一】觸そくは、善ぜん惡あくの性しやうに通つうず應べらざるを以もつて。  
顯けんと香かうと味みとに非あらずといはむも、觸そくに類るいして  
知しる應べし。

故ゆゑに身しん表へう業ごふは、定さだんで實じつ有ゆうに非あらず。

【二四二】然しかも心しんを因いんと爲なして、識しきが所しよ變へんの手しゆ等どうの  
色しき相さうの生しやう滅めつする相さう續ぞくを餘よ方ほうに轉てん趣しゆせ令しめ、動どう作さ  
有あるに似にて、心しんを表へう示じするが故ゆゑに、假かつて身しん表へう  
と名なく。

【二四三】語ご表へうも亦また實じつ有ゆうの聲こゑの性しやうには非あらず。

【二四四】(Tāraśāstra)に鳩摩羅多 (Kāśi-  
mārabhūti)てふ人出で(唐に

童受といふ)九百の論を造る。

時に五天に五大師あり、師は  
その一人にして、その名聲旭

日の出づるが如し、故に日出  
論者といふ。又人を教化する

に多く譬喩を以てしたればま  
た譬喩師ともいふ。佛滅四百

年の時有部より分派して經部  
出で、この師の宗義を承く。故

にこの師を本經部といふ。是  
れこの師出世の時は經部あり

しに非ず、後の經部がこの師  
を相承せるよりして、この師

の宗義を本經部といふなり。

【二四五】顯……形。顯色は青・黃・  
赤・白等、形色は長・短・方・圓

等。  
【二四六】若し是れ等、量に曰く、

「汝が身業は即ち風界なるべ  
し。體はれ色にして、能動す

る因なりと許すが故に。風火  
等の如し。」又曰く「設ひ是

れ風と許すとも表と名くべか  
らず。表示すること無きが故

に。水火等の如し。」

【二四七】觸。風は觸處に攝ず。  
【二四八】然も等。正義を述ぶ。

【二四九】語表も等。次に語表を破  
す。曰く、薩婆多は佛を除く

餘の一刹那の聲は詮表するこ  
となしとす。果して然らば聲

たるの義なし、是れ聲は詮表  
するを義とせるに、已に之な

きを以て、今實有に非ずとい  
ふ。又多念に互る聲は、即ち

多くの和合せるものなれば、  
猶有對の瓶等の如し、故に亦

實有に非ざるなり。

一利那の聲は、詐表すること無しといふが故に。

多念相續するは、便ち實に非ざるが故に。

外の有對の色をば、前に已に破してしが故に。

【四六】然も心に因るが故に、識が變じて似る聲

を、假つて語表と名くといふ。理に於て違すること無し。

【四七】謂く等散の無表を述ぶ。三品ありて、今下と中との思が無表を發するに簡んで

【四八】勝れたる。思に上中下の

【四九】或は等。定共・道共の無

【五〇】世尊等。彼、經を引いて

返難す。

然も 思と願との善惡の分限に依つて、無

表を假立すといふ。理いい亦違すること無し。

【五一】謂く此において、或は勝れたる身語を

發す善惡の思の種が増長する位に依つて立つ。

【五二】或は、定中にして、身語の惡を止むる現行の思に依つて立つ。故に是れ假有なり。

【五三】世尊、經の中に、三業有りと説きたまへり、身語の業を撥するいい、豈經に違せざらむや。

【四六】然も等。正義を述ぶ。

【四七】表既に等。次に例して無

表を破す。抑、この無表は善

惡相續の根本にして、流轉還

滅の因なり。之に三種ありて、

一に律儀無表是れ善なり。二

に不律儀無表是れ惡なり。

三に非律儀非不律儀無表、是

れ處中とて非善非惡なり。就

中第一の律儀無表に就いて又

三あり、一に別解脱の無表、

二に靜慮の無表、三に無漏の

無表之なり、第一は散、第二

は定(故に定共戒ともいふ)、

第三は無漏(故に道共戒とも

いふ)なり。

【五二】思と願と等。思とは定共・

道共二戒、願とは散の無表な

り。又は解す、思が願を起し

て善惡を作る多少の時節の分

限との意なり。

【五三】謂く等散の無表を述ぶ。

【五四】勝れたる。思に上中下の

三品ありて、今下と中との思

が無表を發するに簡んで

【五五】或は等。定共・道共の無

表を述ぶ。

【五六】世尊等。彼、經を引いて

返難す。

〔三三〕撥して無と爲すにはあらず、但色に非ずと言ふなり。

〔三五〕能く身を動ずる思を説いて、身業と名け、

能く語を發する思を説いて、語業と名く。〔三六〕審

と決との二の思を、意と相應するが故に、意を

作動するが故に、説いて意業と名く。

〔三九〕身語を起す思いい造作する所有り、説い

て名けて業と爲す。是れ、審と決との思が遊履

する所なるが故に、通じて苦樂の異熟果を生

ずるが故に、亦名けて道と爲す。故に 〔三五〕前の

七の業道も、亦思をもつて自性と爲す。

或は身語の表は思に由つて發するが故に、假

つて説いて業と爲す、思が履む所なるが故に、

説いて業道と名く。

此に由つて應に知るべし、實に外の色は無く

唯内識のみ有つて、變じて色に似て生ずといふ

〔三五〕撥して等。論主の答。

〔三六〕能く等。身語業の體を出

す。夫れ唯識大乘にありては、

身語意の三業何れも第六識相

應の思の心所を以て體とな

す。その思に審慮・決定・動發

勝の三あり。第六相應の思が

善又は惡を爲さむと欲して審

に思慮するを審慮思とす。次

に進んで善又は惡を決然斯く

爲さむとするは決定思なり。

夫より更に進んでまさしく善

惡の業を造作するは動發勝思

なり。故に前一は意業に就き、

〔三五〕身語を等。業道の名を釋

す。文に「身語を起す思」とは

動發勝思なり。又道を釋する

に遊履の義と所依の義とにて

述べたり。文に就いて知るべ

し。

〔三九〕前の七の業道。三業に造

り、善惡を十種となし、之を

身三、語四、意三に分つ。曰

く、先づ十惡は、殺生・偷盜・

邪淫(以上身)・妄語・綺語・惡口

・兩舌(以上語)・貪欲・瞋恚・愚癡

(以上意)。十善はその各に反

す。而して今は前の七業道と

ことを。

【三〇】 不相應行も亦實有に非ず。

所以は何

【三二】 得と非得との等きは、色と心と及び諸の

心所との如く、體相得可きものに非ず。

色と心と及び諸の心所とに異にして、作用得

可きものに非ず。

此に由つて故知んぬ、定んで實有に非ざるべ

し、但色等の分位に依つてのみ假立せりといふ

ことを。

此は定んで、色と心と心所とに異にして、實

の體用有るに非ざるべし、色心等の如く、蘊に

攝むと許すか故に。

或は、心と心所と及び色と無爲とに攝めざる所なるが故に、畢竟無の如く、定んで實有に非ざるべ

し。

【三六】 不相應等。以下不相應を

破す。中に二、初に總じて諸部

を破す。不相應行とは、詳には

非色非心不相應行と云ひ、色

法にも心法にも非ず、而も亦

無爲にも非ざるよりして行

(行とは遷り變りの義にて無

常を顯す)といふ。小乗は之に

十四を立てて皆實法となし、

大乘は二十四を立てて皆心、

心所、色の上に分位に假立せ

る假法なりといふ。

【三七】 得…非得。得とは、物

を我身に繫屬せしむるものに

して、例へば、聖者が聖道を

證得するも、即ち得てふもの

が實在する故、之が聖道をそ

の人に引きつけて證得せしむ

といふ。非得とは得の反對作

用を有する實在物にして、例

へば、聖者が煩惱を斷盡する

も非得てふものが實在する

故、之が煩惱を我身より引き

離しよつて以て斷盡し得るな

りといふ。而してこは得・非

得を實在とする小乘説なるこ

と勿論なり。

或は、餘の實法に攝めざる所なるが故に、餘の假法の如く、實有の體に非ざるべし。

【二六〇】且、彼如何ぞ、得と非得とは、色心等に異にして、實の體用有るといふことを知るや。

【二六一】契經に説くが故に。説くが如し、是の如き補特伽羅は、善惡を成就せり、聖者は、十無學の法を成就せりといふ。

【二六二】又説かく、異生は、聖法を成就せず、諸の阿羅漢は、煩惱を成就せずといへり。

【二六三】成・不成の言は、得と非得とを顯せりといふ。經には此のいい色心等に異にして、實の體用有りと説かざれば、證と爲ること成せず。

【二六四】亦説かく、輪王は七寶を成就せりといふ豈即ち他身と非情とを成就せむや。

若し謂く、實に於て自在の力在るをもつて、

【二六〇】且等。後に別して異計を破す。中に三、初に本薩婆多十四不相應の計を破す。之にまた六、初に得・非得を破す。その中先づ彼が有と説ける所由を問ふ。

【二六一】契經等。彼、有といふ經を引く。

【二六二】補特伽羅 (Pudgala)。舊に人又は衆生と譯し、新に數取趣と譯す。有情數數五趣を取つて輪廻する故、有情又は有情の我を指していふ。

【二六三】成就。不相應の得に就いて獲と成就との別あり。獲は物を我身に得むとする位にして、成就の方はその既に得たる位なり。(不得に就いて亦不獲・不成就あること准じて知るべし)

【二六四】十無學の法。正見・正思惟・正語・正業・正命・正精進。

正念・正定・正解脫・正智をいふ。

【二六五】阿羅漢 (Arhat)。應供・不生等と譯す。小乘の悟を究めたるものの位の名にして聲聞の究竟位なり。又大乘の佛にいふことあり。今は固より前者の稱なり。尙本論第三卷に至りて詳にその釋あり

【二六六】經には等。經理を以て難す。

【二六七】輪王。詳には轉輪聖王といふ、梵語に斫迦羅伐刺底曷羅闍 (Cakravartin) 須彌四洲を統領する王にして、王位に即く時に感得する輪寶の種別によりて金輪王(須彌四天下を領す)、銀輪王(東南西南三洲を領す)、銅輪王(東南二洲を領す)、鐵輪王(南閩浮提洲を領す)の四王の別あり、輪寶を轉じて一切を征服する

假つて成就せりと説くといはば、善惡の法に於ては、何ぞ然りと許さずして、而も實の得ありと執するや。

若し謂く、七寶は現在に在るが故に假つて成すと説く可しといはば、寧んぞ知る、所成の善惡等の法は、現在に離れて有りといふことを。現に離れたる實法は、理いい有に非ざるが故に。

【三三】現在に必ず善の種の等き有るが故に。又、得は、法に於いて何の勝用か有る。

【三三】若し能く起すと言はば、應に無爲をも起すべし。一切の非情は、永く起らざる應し。未得と已失とは、永く生ぜざる應し。

【三四】若し 俱生の得を因と爲して起るといはば、所執の 二の生は、便ち無用に爲んぬ。

又、善と惡と無記との得を具せる者には、善

が故に轉輪王といふ。三十二相を具へ、人壽無量歳より八萬歳の時迄に出で、爾後出世せずといふ。

【三五】七寶。象・馬・主兵・臣・主藏臣・女・珠・輪の七なり。就中前五は他身有情にして、後二は非情なり。今は彼の宗、得は他身と非情とをば成じ得すと云へる故この文あり。

【三六】現在に等。彼難じて、過去の法は既に去り、未來の法は未だ生ぜず、現在は唯法の現在前する一刹那のみ、然らば何れにか善惡あると。今之を破して、然り善惡の法よし現在に起らざるにもせよ、此が種子は必ず第八識中にあるなりと。(この種子のことは小乗の知らざる所なり。)

【三七】若し等。彼の宗得に能起と不失とを語る中、今は能起を難す。

【三五】一切の等。彼の宗一切の非情法に得なしと云へる故かくいふ。

【三四】俱生の得。三種の得の一、如影隨身得ともいふ。能得と所得の法と俱時に來るをいふ。

【三五】二の生。大小二の生相の事。凡そ小乘俱舍にては、事物の變化する相を四種に分つ。即ち生・住・異・滅の四相にして、之を大相(生・住・異・滅)小相(生生・住住・異異・滅滅)の二に分つ。又前者を本相と云ひ、後者を隨相といふ。而して此大小二相を以て萬物變化の原理となし萬物變化するは大の四相あるが爲にして、大の四相の遷流するは小の四相あるが爲なり。又小の四相の遷流するは大の四相あるが爲なりとせり。かくて八一功能といふことを談す。凡そ法の

と惡と無記といひ頓に現前す應し。

若し餘の因を待つといはば、得は便ち無用になんぬ。

【三七】若し得は、法に於いて、是れ不失の因なり、

有情は、此に由つて、彼を成就せるが故にとい

はば、諸の可成の法は、有情に離れず、若し有

情に離れたるをば、實に得可からず。

故に得をば、法に於て、俱に無用なりと爲す。

得い實に無きが故に、非得も亦無し。

【三七】然も有情の可成の諸法の分位に依つ

て、三種の成就を假立す。

一に種子成就、二には自在成就、三に

現行成就なり。

此に纏じて、不成就との名を假立す。

【三〇】此の類多なりと雖、而も、三界の見所斷の種を永に害せざる位に於いて、非得を假立して

生滅する時は必ず九法俱起し（本法と四本相と四隨相と）その中四本相が各々八法（自在を除ける三本相と本法と四隨相）に作用を及ぼし、四隨相が各々一法（四本相の一）に作用を及ぼすといふ。

【三六】若し等。得の不失を難す。

【三七】然も等。正義を述ぶ。

【三八】可成の諸法。小乗なれば

外の非情と他身とを除く餘を

指す。大乘なれば識所變の法

なれば、他身にまれ非情にま

れ一切皆得すべき法なり。

【三九】種子成就等。種子成就と

は染法の未だ伏せざると、無

記の未だ害せざると、生得善

の未だ邪見の爲に損伏せられ

ざるとをいふ。自在成就とは、加行所生の善と、生得無記を除く餘の無記との加行力によつて熏ぜられたる種子をいふ。現行成就とは類・處・界の諸法の善・不善・無記の現行をいふ。

【四〇】此の類。非得の類。

【四一】異生性。吾人凡夫は有漏

の種子を伏斷して些少にても

無漏を發得せる如きことばな

し、故はその無漏の上に非得

あるを以て、之を異生性とい

ふ。異とは聖者と別異なるの

義、又變異して邪見等となる

の義、生は類の義、故に異生

の性なり。

生性しやうしやうと名く、諸のちよ聖法せいぽうに於いて、未だ成就いまだじやうじゆせざるが故に。

【二六三】復、如何いかんぞ知る、色心等しきんとうに異にして、實の

同分どうぶん有りといふことを。

【二六四】契經かいきやうに説くが故に。契經かいきやうに説くが如し、

此は天てんの同分どうぶんなり、此は人の同分どうぶんなりと、乃至ないし廣く説けりといふ。

【二六五】此の經きやうには、色心等しきんとうに異にして、實じつの同分どうぶん

有りと説かざれば、證しやうと爲ること成せず。

【二六六】若し同どうなりといふ智ちと言ごんとい、斯これに因よつ

て起るが故に、實有じつゆうなりと知るといはば、則ちすなは草木等さうもくとうにも同分どうぶん有る應し。

【二六七】又、同分どうぶんの於うへにも、同どうなりといふ智ちと言ごんと

を起すをもつて、そゑに同分どうぶんにも復別またべつの同分どうぶん有る應し。

彼既かれすでに爾しからず、此云何こはいかぞ然しからむ。

【二六二】聖法せいぽう。無漏法むろうぽうのこと。之を未だ發得はつとくせざること。

【二六三】復如何いかんぞ等。次に同分どうぶんを破す。その中先づ有といふ所

由を問ふ。同分とは具には衆同分しゆどうぶんと云ひ萬有の諸法しよぽうをして

同じからしむる因なり。例へば人はその容姿ようそ性質じやうせう皆相違みなちがす

れど、同じく人と云はるるは、即ち同分どうぶんてふものありて之を

して同類どうるいとなすが爲なりといふ。その他凡て准知じゆんちすべし。

而してこの同分どうぶんに有情同分じやうじやうどうぶんと法同分ぽうどうぶんとあり。有情同分じやうじやうどうぶんとは有情じやうじやうをして相似しやうじせしむる同分どうぶん

にして、法同分ぽうどうぶんとは非情ひじやうを

て相似しやうじせしむる同分どうぶんなり。

【二六四】契經かいきやうに等。彼、經きやうを引いて答ふ。こは『中阿含』二十

四に出づ。

【二六五】此の經きやうには等。論主ろんしゆ非す。

【二六六】若し等。法同分ぽうどうぶんを立つるは新薩婆多しんざくばたにして古薩婆多こざくばたは之を立てず、故にこの難なんをな

す。即ち草木等さうもくとうにも之を同じからしむる同分どうぶん（法同分ぽうどうぶんに當

る）あつて然るべしと難す。

【二六七】又同分どうぶん等。同分どうぶんを實じつに有りと知ることを得、又云ふことを得れば、かく同分どうぶんを知り得る同分どうぶんまた更にあるべしとの意。



(二六) 若し謂く、因と爲して、同の事と欲とを起すをもつて、そるに實有なりと知るといはば、理い亦然らず。宿習を因と爲して、同の事と欲とをば起す、何ぞ要す別に實の同分有りと執するや。

(二九) 然も有情の身心の相似する分位の差別に依つて、同分を假立するなり。

(三〇) 復、如何ぞ知る、色心等に異にして、實の

命根有りといふことを。

(三一) 契經に説くが故に。契經に説くが如し、

壽と煖と識との三といふ。應に知るべし、命根

を説いて名けて壽と爲すといふことを。

(三二) 此の經には、色心等に異にして、實の壽の

體有りとい説かざれば、證と爲ること成せず。

又、先に已に、色は識に離れずと成じき、應

に識に離れて別の命根無しと 比すべし。

又、若し命根は、識に異にして實に有りとい

ふをもつて、受等の如く、實の命根に非ざる應し。

若し爾らは、如何ぞ經に三の法と説ける。

【二六】若し等 汝もし同分を因となすに由つて人は人皆事業を同じうし、天は天皆樂欲等を同じうする故、同分は實有なりと執せむか、今日く、是れ同分を因とせるにあらずして無始已來の宿習を因とせるなり、何ぞ同分を要せむや。

【二七】然も等 正義を述ぶ。

【二八】復如何ぞ 次に命根を破す。その中先づ外人に問ふ。命根とは小乘にては煖と識とを以て吾人を以て壽命あらしむる實物となす。大乘は第

八の名言種子が識をして現在に住せしむる功能の上に假立したるものとす。

【二九】契經に等 彼、經を引いて答ふ。

【三〇】此の經には等 論主難す。

【三一】比すべし。量に曰く、汝が命根は識に離れて實有に非ざるべし。壽煖識の三法に攝むるが故に。煖の如し。煖は是れ色法にして色法は識に離れて無きこと上に已に成じぬ。故に今喩となす。

【二四】義の別なるをもつて、三と説けり、四正斷の如し。

無心に住しぬる位には、壽と煖とも無かる應し。

豈經に説かずや、識は身に離れずと。

既に爾らば、如何ぞ無心の位と名くる。

彼には轉識を滅せり、阿頼耶には非ず。

此の識有りといふ因をば、三垂後に當に廣く説くべし。

此の識を、二界と趣と生との體と爲すに足んぬ、是れ遍せり、恆に續せり、異熟果なるが故に、勞しく別に實の命根有りと執すること無し。

然も親しく此の識を生ずる種子に依つて、業に由りて引かれたる功能差別の住する時を決せしむるを、假つて命根と立つ。

復、如何を知る、二無心定と無想の異熟とは、色心等に異にして、實の自性有りといふことを。

若し實の性無くんば、心心所法を遮して、現起せざら令むること能はざる應しと。

【二五】義の別等 一の識の義の別なるより三となす。曰く、第八識の相分の色法の身根が所得をば煖と名け、この識が種子を壽と名け、現行の識は是れ識なり。この三は義別なるも、體別には非ざるなり。喻へば一の精進を體とする四正斷の如し。(四正斷とは律儀斷・斷斷・修習斷・防護斷なり。)

【二六】界…趣…生。三界(欲界・色界・天界)・四生(胎・卵・濕・化)。

【二七】然も等。正義を述ぶ。

【二八】復如何ぞ等。次に二無心定及び無想の異熟を破す。その中先づ外人に問ふ。二無心定とは無想定(色界第四禪の無想定に生るべき因定、心所を都て滅するが故にかく名く)。滅盡定(之も前と同じ定なれど彼は多く外道の修する定、之は聖者の修する定なり)、無想異熟とは無想定の結果にして無想定といふ。

【二九】若し等。外人の答。

【三〇〇】若し無心の位に別の實法有つて、色心等に異にして、能く心を遮するを無心定と名くといはば、無色の時にも別の實法有つて、色心等に異にして、能く色を礙ふるを無色定と名けつ應し。彼既に爾らず、此云何ぞ然らむ。

又、心を遮礙するに、何ぞ實法をしも須ある、堤塘等の如く、假も亦能く遮す。

【三〇一】謂く、定を修する時に、定の加行に於いて、麤動の心心所を厭患するが故に、勝れたる期願を發して、心心所を遮せむとし、心心所をして漸く細に漸く微になら令む。微微心の時に異熟識に熏じて、極増上の厭心等の種を成す。

此の、心等を損伏する種によるが故に、麤動の心等しい、暫く現行せず、此の分位に依つて、二定を假立す。

此の種い善なるが故に、定をも亦善と名く。  
 【三〇二】無想定の前に無想の果を求む、故に熏成せる所の種い、彼の異熟識を招く。之に依つて、麤動の想等行せずなぬ。此の分位に於いて、無想を假立す。【三〇三】異熟に依つて立つるに、異熟といふ名を得。

【二〇】若し等の論主の難。  
 【三〇〇】謂く等。正義を叙ぶ。その中初に二無心定。  
 【三〇一】種。無想は有漏、滅定は無漏なり。  
 【三〇二】無想等。次に無想事。  
 【三〇三】異熟…異熟。初の異熟は第八識即ち眞異熟のこと、次の異熟は異熟生にして眞異熟に非ず。

三〇五 故に此の三の法も亦實有に非ず。

【三〇五】故に等し總じて非なることとを結す。

卷の第二

復、如何ぞ知る、諸の有爲の相は、色心等に異にして、實の自性有りといふことを。

契經に説けるが故に。契經に、三の有爲が有爲なる相有りと説くが如し。乃至廣く説けり。

此の經には、色心等に異にして、實の自性有りと説かざれば、證と爲ること成せず。

第六の聲は、便ち異體を表するものにして、非ず、色心が體といふは、即ち色心なるが故に。

能相の體は、定んで所相に異なるものにして、非ず、勿、堅相の等きいい、地等に異りなむが故

【一】復如何ぞ等。次に薩婆多等の實有の四相を破す。その

中先づ外人に問ふ。四相とは生・住・異・滅の四相なり。前に註するが如し。

【二】契經に等。外人の答。こは『雜阿含』十二に出づ。

【三】有爲が有爲なる相。上の有爲は所相の法體、下の有爲は能相の四相なり。即ち「有爲が有爲なる相」の依主釋なり

その意は、有爲の法體(所相)には、之をして生・住・異・滅せしむる相(能相)ありとなり。然るに四相中住を説かざるは、住は遷流生滅の義顯れず、無爲に濫じ易く、又住は有情永く住せむことを樂うて愛著

を生ぜしむるが故に今説かざるなり。

【四】此の經等。廣く破す。

【五】第六の聲。梵語文法に於て、名詞・代名詞・數詞・形容詞の格の變化に八種ありて之を八轉聲(Aṣṭa-vibhaktayah)といふ。即ち主・業・具・爲・徒・屬・於・呼の八格之なり。今第六の聲とは即ちこの中の第六屬格のことにして而して、は六合釋中にては依主釋に當る。然るに依主釋には同體・別體の別ありて、例へば「山寺」と云へば山中の寺にして、所依なる山と能依なる寺と體別なれば、かかるものを別體依主釋と云ひ、又「色體」と云

に。

若し有爲の相いい、所相の體に異りといはば無爲の相の體も所相に異る應し。

又、生等の相は、若し體と俱に有りといはば、一切の時に、齊しく作用を興す應し。

若し相違せるが故に、用頓に興らずといはば體も亦相違せり、如何ぞ俱に有る。

又、住と異と滅とは、用は俱にある應からず。

能相と所相とは、體俱に本より有りといはば用も亦然る應し、別の性無きが故に。

若し謂く、彼の用は、更に因と縁とを待つといはば、所待の因と縁とは、本より有るに非ざる應し。

又、執する生等は、便ち無用に爲んぬ。

所相は恆に有れども、而も生等と合すといはば、無爲の法にも、亦生等有る應し。彼此異りといふ

體」と云ふが如きは色の外、心の外に別に體あるに非ずして、その體同じければ、之を同體の依主釋と云ふ。今外人は「有爲が有爲なる相」と云ふを、所相の有爲（上の）と能相の有爲（下の）と別體の依主釋にて解すれど、必ずしも然らず、同體の依主釋もあれば汝の説理に合せずと難するなり。

【六】又生等等。古薩婆多を難す。古薩婆多にては三相體同時に、用は前後なりと云ふを以てなり。（新薩婆多は用も同時なりといふ。）  
【七】又住と等。新薩婆多の用も、亦た同時なりと云ふを破す。  
【八】因と縁。同類因等の六因と因縁を除ける餘の三縁とをいふ。  
【九】又執する等。既に同類の親因縁の體有り、餘縁亦合して生じ得と云ふ故、然らば生等の四相は無縁なるべしと難す。

因得可からざるが故に。

又、去來世は、現にも非ず常にも非ざるをもつて、空華の似く、實有の性に非ざる應し。

(一〇) 生をば名けて有と爲す、寧ぞ未來に在らむ。滅をば名けて無と爲す、現在に非ざる應し。

滅い若し無に非ずば、生は有に非ざる應し。

又、滅は住に違せり、寧ぞ同時と執する、住は生に違せず、何ぞ異世なる容き。

る容き。

故に彼が所執は、進んでも退いても理に非ず。

(一一) 然も有爲の法は、因縁力の故に、本無かりしもの今有り、暫く有つて還つて無くなんぬれば、無爲に異りといふことを表せむとして、假つて四相を立てたり。

本無かりしもの今有り、有る位を生と名く。生の位に暫く停るを、即ち

説いて住と爲す。住が前後に異なるにおいて、復異の名を立つ。暫く有つて

還つて無くなんぬ、無き時を滅と名く。

前の三は有なるが故に、同じく現在に在り、後の一は是れ無なり、故に過去に在り。

如何ぞ、無法を有が與に相と爲る。

【一〇】 生をば等。有部にては四相を三世に配して、生は未來にあり、餘の三は現在なりといふ、故に今の難あり。曰く、それ生は有無を論すれば有なり、又滅は無なり、然るに有なる生奈何ぞ未だ現在前せざる未來にあらむや、又無なる滅奈何ぞ現在にあらむやと。

【一一】 然も等。自義を違ふ。

此こいい、後のちに無むならむと表へするをもちて、相さうと爲なすといふに何なんの失しがあらむ。

生しやうは、有う法ほふいい、先さきには有うに非あざりけりと表へす。滅めつは、有う法ほふいい、後のちに是これ無むならむと表へす。異いは、此この法ほふいい、凝けん然ぜんに非あずといふことを表へす。

住ぢうは、此この法ほふいい、暫しばく用ゆう有ありと表へす。

故ゆゑに此この四さい相さうをば、有う爲ほ法ほふに於おいて、俱ともに表へすと名なくと雖いへども、而しかも表へすることことと異ことることこと有り。

(三) 此こは、刹せつ那なに依よつて、四さい相さうを假かり立りするなり、一ご期きの分ぶん位みにも亦また假かり立りすることを得。

初はじめに有あるをば生しやうと名なけ、後のちに無なからむをば滅めつと名なけ、生うれ已やつて、相あ似にて相さう續ぞくするをば住ぢうと名なけ、即すなはち此この相さう續ぞくが轉てん變へんするをば異いと名なく。

是この故ゆゑに、四さい相さうは皆みな是これ假かり立りなり。

(三) 復また、如いか<sup>ん</sup>ぞ知しらむ、色しき心しん等とうに異ことにして、實じつの詮せん表べうする (四) 名な句く・文もん身しん有ありといふことを。

(五) 契けい經きやうに説とくが故ゆゑに。契けい經きやうに説とくが如ごとし、佛ぶつは希き有ゆうなる名な・句く・文もん身しんを得

【三】 此こは等とう。刹せつ那なに依よつて四さい相さうを假かり立りするは、薩さつ婆ば多たに同どうじく、一ご期きの分ぶん位みによつて立たつるは正せい量りやう部ぶに同どうじく、二にを合あせて立たつるは經きやう部ぶに同どうじく。

【四】 復また如何いかぞ。次に名な・句く・文もんを破やぶす。その中ちゆう、初はじめに外がい人にんに問とふ。

【五】 名な・句く・文もん・身しん。文もんとは音おん聲せうの上に顯あはるる音おん韻いん屈くつ曲きよくのあや、例れいへばイとかヌとかの音おん聲せう上のあやなり。名なとは、このイとヌとが集ありてイヌといふ名なとなる。次に句くとは、この名なを連れん續ぞくして思し想さうを顯あはす例れいへば、犬いぬは動どう物ぶつなりとの如ごとし。而しかして名な・句く・文もん各かく、一ご箇こなるときは、ただ名な句く文もんと云いひ、二に個こ以上いじやう重あれるときは名な身しん・句く身しん・文もん身しんといふ。蓋あし身しんは積じく集じつの義ぎなり。

【五】 契けい經きやうに等とう。彼か、經きやうを引ひく。



たまへりといふ。

【二六】此の經には、色心等に異にして、實の名等有りと説かざれば、證と爲ること成せず。

若し名句・文は、聲に異にして實に有りといはば、色等の如く、實の能詮に非ざる應し。

謂く、聲は能く名句・文を生ずる者にして、此の聲は、必ず音韻屈曲有りといはば、【二七】此い能く詮するに足んぬ、何ぞ名等をしも用ゐるや。

若し謂く、聲が上の音韻屈曲は、即ち名句・文なり、聲に異にして、實に有りといはば、所見の色が上の形量屈曲も、色處に異にして、別に實の體有る應し。

【二八】若し謂く、聲が上の音韻屈曲は、弦管聲の如く、能く詮するものに非ずといはば、【二九】此も彼が聲の如く、別に名等を生ぜざる應し。

又、誰か説く、彼は定んで能詮にあらざると。

【三〇】聲若し能く詮すといはば、風鈴聲の等きも、詮する用有る應し、しかも【三一】此も、彼が別に實の名句・文身を生ぜずといふが如くなる應し。

【二六】此の經等。論主の難。

【二七】此。音韻屈曲。

【二八】若し等。この難は有部に準じて爲す。彼は弦管聲の屈曲あるもの、名等を生ぜずといふが故に。大乘は然らず、次の文にて知るべし。

【二九】此も彼。此とは語聲を指し、彼とは弦管を指す。

【三〇】聲若し等。初めは外よりの救ひにして、「此も彼が以下が正しく論主の之に對する難なり。

【三一】此。風鈴聲のこと。この文意に曰く、此風鈴等の聲は彼が執する所にて別に實の名句文を生ずる能はずといふ大乘亦その如く、風鈴等の聲は亦詮表無しと説くなり。

若し唯語聲のみ能く名等を生ずといはば、如何が、唯語のみ能詮なりといふことを許さざりぬる。

【三三】 何の理をもつてか定んで知る、能詮は即ち語なりといふことを。

【三四】 寧ぞ知る、語に異にして、別に能詮有り

といふことを。

【三五】 語いい能詮に異らずといふは、人も天も

共に了れり、能詮いい語に異りと執するは、

【三六】 天愛のみなり、餘には非ず。

【三七】 然るに語聲の分位の差別に依つて、而も

假つて名・句・文身を建立す。

【三八】 名は自性を詮し、句は差別を詮し、文は即ち

是れ字なり、二が所依と爲る。

【三九】 此の三は、聲に離れて別の體無しと雖、而も假と實と異り、亦聲には即せず。

【四〇】 此に由つて、法と詞と二の無礙解いい境差別なること有り、聲と名等とは、蘊と處と界とに攝

むとも、亦各異ること有り。

【三三】 語。屈曲の聲。

【三四】 何の等。外人の間。

【三五】 寧ぞ等。論主の語。

【三六】 語いい。論主の調。

【三七】 天愛。愚人のこと。天に愛せられて自存することを得る程のものとの意にて侮蔑の語なり。

【三八】 然るに等。正義を述ぶ。

【三九】 假と實。假は名・句・文、實は聲、前者は不相應所攝、後者は色法所攝。

【四〇】 法と詞と等。法無礙と詞攝む。

無礙とて、こは四無礙中の二也。法無礙とは一の名・句・文の中に、一切の名・句・文を現する自在を得、詞無礙とは一の音聲中に一切の音聲を現する自在を得るをいふ。而して名・句・文はその法無礙の境にして聲は詞無礙の境なり。

【四一】 蘊と等。五蘊にては聲は色蘊、名等は行蘊に攝め、十二處・十八界にては聲は聲處、聲界に、名等は法處・法界に攝む。

(三) 且く此の土に依つて、名匂文をば、聲に依つて假立すと説く、一切を謂はむとは非ず。諸餘の佛土には、亦光明と妙の香と味との等きに依つて、三を假立すといふが故に。

(三) 有るが執ずらく、隨眠は心心所に異り、

是れ不相應なり、行蘊に攝めらるるといふ。

彼も亦理に非ず、貪等と名くるが故に、現の

貪等の如く、不相應に非ざるべし。

(三) 別に餘の不相應行有りと執するをも、前

の理趣に准じて、皆遮止す應し。

(三) 諸の無爲法は、色心等に離れて、決定

して實に有るといふこと、理い不可得なり。

且く、定んで有法に、略して三種有り。一に

は、現が所知の法、色心等の如きぞ。二には

現に受用せらるる法、瓶衣等の如きぞ。是

の如き二の法をば、世共に有りと知れり、因をもつて成ずることを待たず。三には作用有る法、眼耳等の如きぞ。彼の用に由つて、是れ有なりと證知す。

【三】 且く等之は伏雜を通ず。

難に曰く、香積世界には香等を以て説法すといふ。若し然らば色法の上の屈曲をも亦名匂文の教とすべしと、今之に答ふ。

【三】 有るが等。次に大衆部

(Mahāsāṃghika) 等の計を破す。

【三】 別に餘の等。次に餘部並に『成實論』等の所説を破す。

【三】 諸の無爲等。以下無爲を破す。中に三、初に外計を破す。その中今は總じて非ず。

有部等にては色心に離れて別

に無爲の實體ありとなす。曰く虚空・擇滅・非擇滅の三無爲なりと。今之を破す。

【三】 現。現量心のこと。現量心所知の法とは、五識及び他心智の境なり。謂く、色等の五塵と及び心所となり。

【三】 現。現量にあらす、現前の意なり。瓶衣等は假法なれば現量得ならず。

【三】 因。比量。

【三】 彼の用。こは現量得にも、他心智の所智にもあらすして、發識取境の用によつて五根ありと推知せらるる也。

無爲は、世共に、定んで有りとしれるにも非ず、又は作用として、眼耳等の如くあることも無し。  
設し用有りと許さば、是れ無常なる應し。

故に無爲は、定んで有なりとは執す可からず。

然れども、諸の無爲は、所知の性なるが故に、或は色心等に顯さるる性

なるが故に、色心等の如く、執じて色心等に離れたる實の無爲性とは爲す

應からず。

【三九】

又虚空等は、一とや爲む多とや爲む。

【四〇】

若し體是れ一にして、一切處に遍せりといはば、

虚空は色等の法を容受するが故に、能合の法に隨つて體多に成んぬ應し、

一所のが合する處には、餘合せざるが故に。

爾るにはあらずといはば、諸法は互に相遍しぬ應し。

若し謂く、虚空は法と合せずといはば、容受せるに非ざる應し、餘の無

爲の如し。

又、色等の中には、虚空有りや、不や。有りといはば、相雜しぬ應く、無しといはば、遍せざる應し。

【四一】

一部一品の結法を斷せむ時には、餘部餘品の擇減を得應し。

【三九】 又虚空等。次に別して破す。中に三、先づ薩婆多の三無爲を破す。

【四〇】 若し體等。三無爲體一といふを破す。

【四一】 一部等。有部にては一切の煩惱を四諦の下の惑と、修道の惑との五部とす。この五部に各、九品を分つて斷する也。故に今擇減の體一なりと云はば何れかの一部又は一品の惑を斷ぜむ時、未斷の餘の四部、又は八品の惑も殘らず擇減を得べしと難するなり。

一法が縁開けて不生を得る時には、一切に於ても非擇滅を得應し。  
彼の體一なりと執するをもつて、理しい、應に爾るべきが故に。

〔四三〕 若し體是れ多なりといはば、便ち品類有るべきをもつて、色等の如く、實の無爲に非ざる應し。  
虚空は又、遍せるにも容受するにも非ざる應し。

餘部の所執の、心心所に離れて實に無爲有るといふをも、前に准じて破す應し。

〔四四〕 又諸の無爲は、因果無しと許すが故に、兎角の如く、心等に異にして有るに非ざる應し。

〔四五〕 然も契經に、虚空等の諸の無爲法有りと説けるは、略して二種有り。一には識變に依つて假つて有りと施設せり。

謂く、曾虚空等ありと説きし名を聞いて、随つて分別して虚空等の相有りとし、數々習せし力の故に、心等しい生ずる時に、虚空等の無爲に似る相現せり。

此の所現の相は、前後相似て變易有ること無ければ、假つて説いて常と爲す。二には法性に依つて假つて有りと施設せり。

〔四三〕 若し體等。三無爲體多といふを破す。  
〔四四〕 餘部の等。次に大衆等の四部(大衆・一説・説出世・鷄胤の四部)の九無爲を破す。  
〔四五〕 又諸の等。次に重ねて總じて以上の諸部を破す。  
〔四六〕 然も契經等。次に正理を顯す。その中、先づ識變と依如との二種を述ぶ。

謂く、空無我に顯されたる眞如の、有と無と俱と非との心言の路絶えて一切の法と一異等に非ざるなり。

是れ法が眞理なり、故に法性と名く。

諸の障礙を離れたり、故に虚空と名く。簡擇の力に由つて諸の

雜染を滅し、究竟じて證會す、故に擇滅と名く。擇力に由らずして本性清

淨なり、或は緣闕けぬるときに顯されたるが故に非擇滅と名く。苦

樂受滅するをもつて、故不動と名く。想・受行せざりぬるをもつて想受

滅と名く。此の五をば皆眞如に依つて假立せり、眞如といふも、亦是れ假

つて施設せる名なり。

撥して無と爲るを遮せむとして、故説いて有と爲す。執じて有と爲るを

遮せむとして、故説いて空と爲す。虚とも幻とも謂ふべからず、故説いて

實と爲す。理いゝ妄倒に非ず、故眞如と名く。餘宗の、色心等に離れて實

の常法有つて、名けて眞如と曰ふには同じからず。

故に諸の無爲も、定んで實有に非ざるなり。

外道と餘乘との所執の諸法は、心心所に異にして、實に性有るに

【四六】諸の障礙等。次に六無爲を辨す。

【四七】簡擇。無漏の智の簡擇力をいふ。

【四八】緣。有爲法の生ずる緣。之が缺けて生ぜざるとき、不生の滅に顯ばされたる眞理なれば非擇滅といふ、擇力所得の滅に非ざればなり。

【四九】苦樂受等。第三靜慮の欲に離れたるとき、一切苦樂受の滅を得、故に之を不動無爲といふ。

【五〇】想受等。若し無所有處の欲を離るとき想受行ぜず、この眞如を想受滅無爲といふ。

【五一】故に諸の等。次に總じて非を結す。

【五二】外道と等。次に合して外道と小乗との所取・能取は無なりと破す。

【五三】諸法。色・不相應・無爲をいふ。

非ざるべし、是れ所取なるが故に、**【丑】** 心心所の如し。

能く **【丑】** 彼を取るといふ覺も亦彼を縁せざるべし、是れ能取なるが故に、此を縁する覺の如し。

諸の心心所は、他に依つて起るが故に、亦幻事の如く、眞實有に非ざるべし。

心心所の外に實に境有りと妄執するを遣らむが爲の故に、唯、識のみ有りと説く。

若し唯識をも眞實有なりと執せば、外境を執するが如く、亦是れ法執なるべし。

**【丑】** 然も諸の法執に略して二種有り、一には俱生、二には分別なり。

俱生の法執は、無始の時より來、虚妄に熏習せし内因の力の故に、恆に

身と俱なり、邪教と及び邪との分別を待たず、任運にして轉ず、故に俱生

と名く。

此に復二種あり。

一には常に相續し、第七識に在るぞ。第八識を縁じて自心の相を起し、

執じて實法と爲す。

二には間斷あり、第六識に在つて、識所變の蘊處界の相を縁すること、

自心の相を起し、執じて實法と爲す。

或は總に或は別にして、

**【丑】** 心心所。心心所も他心智の所取なり。

**【丑】** 彼か等。彼とは色等に於て、之を取る覺とは心心所をいふ。

**【丑】** 然も等。次に法執の俱生と分別とを伏し斷する位を解す。此下第一卷の我執の下の俱生分別の文(十三頁)と相似せり、彼此對照すべし。

此の二の法執は、細なるが故に斷じ難し。後の十地の中に、數數勝れたる法空觀を修習して、方能く除滅す。

分別の法執は、亦現在の外縁の力にも由るが故に、身と俱なるにしも非ず、要す、邪教と及び邪との分別を待つて、然して後に方に起る、故に分別と名く。唯第六意識の中のみ在ること有り。

此に亦二種あり。

一には、邪教に説く所の蘊處界の相を緣じて、自心の相を起し、分別し計度して、執じて實法と爲す。

二には、邪教に説く所の 自性等の相を緣じて、自身の相を起し、分別し計度して、執じて實法と爲す。

此の二の法執は麤なるが故に斷じ易し。初地に入る時に、一切の法の法空眞如を觀じて、即ち能く除滅す。

是の如く説く所の一切の法執の自の心外の法は、或は有り或は無し。自の心内の法は、一切皆有り。

是の故に法執は、皆自心に現する所の似法を緣じて、執じて實有と爲す。

然も似法の相は、緣より生ぜるが故に、是れ幻の如くにして有り、所執の實法は、妄に計度せるが

【五】 自性等。數論の自性冥諦等や又勝論の實等をいふ。



故に、決定して有るに非ず。

故に世尊の説かく、

慈氏當に知るべし、諸識の所縁は唯識が

所現のみなり、依他起性は幻事の如し等といふ。

是の如き外道・餘乗の所執の識に離れたる

我法は、皆實有に非ず。故に心心所は、決定し

て、外の色等の法を用て所縁縁と爲るものには

あらず、縁の用は、必ず 實有體に依るが故

に。

現在の 彼の聚の心心所法は、此の聚の

識が親所縁縁に非ざるべし、非所縁の如く、他

聚に攝むるが故に。

同聚の心所も亦親所縁に非ざるべし、自體と

異なるが故に、餘の非所取の如し。

此に由つて應に知るべし、實に外境は無

【五八】慈氏・彌勒(Maitreya)の

譯名。彌勒その姓は阿逸多

(Ananda) 南天竺の婆羅門の家に

生れ、兜率天(Tuhsitan)に上生

す。現にその内院にありて當

來には此土に出興し、釋迦佛

の處を補ひ、賢劫千佛中の第

五佛となる。故に之を補處の

彌勒といふ。而してこの文は

『解深密經』第三の文にして、

本論第七にも復引用せり。彼

處に至りて更にその文意を詳

にし得べし。

【五九】是の如き等。以下別に徴

し總じて結す。中に二、初に

前に非ずる所を徴す。

【六〇】實有體。依他の相分をい

ふ、是れ遍計の虛妄に對して

實有と云へるなり。

【六一】現在の等。次に別して上

座部(Sarvastivada)等の計

を破す。

【六二】彼の聚。他聚のこと、即

ち他人の心心所(又自の八識

の心心所互に望めて他ともい

ふ)。今この文は伏難を通ず

るなり。雖に曰く、他心智所

縁の(他人の)心心所を縁する

は、是れ心外の實心なるに非

ずや、何ぞ心外を縁せずと云

はむやと。今日く、他心智所

縁の心心所は、自聚の識が親

所縁に非ず(尤も之を疎所縁

とし、その上に親所縁の相分

を浮べては縁すべし、今親所

縁に非すと云ふなり)。恰も

非所縁、即ち聲が眼識の所縁

に非ざるが如し。即ち自體に

ありても心王と心所とは體異

るが故に、自聚の心所は、心

王の親所縁となるべからざる

なり。

【六三】此に等。次に重ねて總じ

て結し、經を引いて證成す。

くして、唯内識のみ有つて、外境に似て生ずといふことを。

是の故に（畜）契經の伽陀の中に説かく、

愚の分別する所の如き、外境は實に皆無し。

習氣いい心を擾り濁す、故に彼に似て而も

轉ずといふ。

有るが是の難を作さく、若し識に離れた

實の我法無くんば、假も亦無かる應し。

謂く、假は必ず眞事と似事と共法とに依

つて立つ。眞の火有り、火に似る人有り、猛

赤の法有るをもつて、乃ち假つて此の人を説い

て火とす可きが如し。

假つて牛等と説くことも、應に知るべし

亦然なり。

我法いい若し無くんば、何に依つてか假つて説かむ。假つて説くべきこと無きが故に、似も亦成ぜずなんぬ。如何ぞ、心いい外境に似て轉ずと説くといふ。

【六四】契經。「厚嚴經」未翻の

頌なり。伽陀（ガタ）とは頌

即ち韻文のこと。

【六五】習氣等、無始よりの虚妄

分別の熏習力に依つて心を擾

亂す、故に彼の心外の境に似

て而も轉ずるなりといふ。

【六六】有るが等。以下は外の妨

難を釋し、重ねて初の頌の上

三句を釋す。中に三、先づ難

を叙す。

【六七】眞事等。眞事は所似の法

にして、即ち我法に當り、似

事は能似の法にして、即ち識所變の法に當り、共法は作用に當る。

【六八】火に似る人。婆羅門のこ

と、婆羅門は黄赤性の人にして、その面赤き故かくいふ。

【六九】假つて等。重き荷を負へ

る人の形質牛の如ければ、その人を牛の如しといふ、是れ

牛なる眞事あればこそしか云

ふなれ。今亦然り、乃ち我法

の眞事あるを知るべしとな

り。

(四) 彼が難ずること理に非ず。

識に離れたる我法は、前に已に破してしが故に。

(五) 類に依り實に依つて假つて火等を説くといふ、俱に成せざるが故に。

類に依つて假説すといふ理しい且つ成せず、

(六) 猛と赤との等きの徳は、類に有るものには

非ざるが故に。

若し 共徳は無けれども、而も假つて彼を

説くといはば、亦水等の於にも假つて火等の名

を説く應じ。

(七) 若し謂く、猛等は類が徳には非すと雖、

而も相離せず、故に假つて説く可しといはば、

此も亦然らず、人類と猛等とは、現に見るに、

亦互に相離れたること有るが故に。

類の既に徳無く、又互に相離れたり、然るを、

知る、假説は類に依つては成せずといふことを。

【七〇】 彼が難ず等。次に彼が計

を破す。中に二、初に外・小

を破す。之にまた二、先づ外

道を破す。

【七一】 類：實。類とは同異性、

實とは實句義。

【七二】 猛：赤。猛とは猛利の勢

にして、火の上の徳あり。赤

とは色の徳なり、是れ火にあ

つて類が徳には非ず、故に類

によつて假説すべからず。

【七三】 共徳。猛と赤と。

【七四】 若し等。この轉救の意

は、人の類は必ず火の徳の猛

赤等の法と相離せざるを以て

人を説いて火となすべし。さ

り乍ら水の中の類は徳を離れ

たれば、何ぞ説いて火とす

ことを得むやと。而して之に

答へて、人類中にも猛赤なら

ざる人あり、即ち人類と猛赤

と相離せずとは云ひ得ざるに

非ずやと云ふ。

人の於に假つて火等を説くこと有るべけむや。故

實に依つて假説すといふこと、理しい亦

成せず、猛赤等の徳は共有に非ざるが故に。

謂く、猛赤の等きは、火に在ると人に在ると

其の體各別なり、所依異なるが故に。

其は無けれども假つて説くといはば、過有る

こと 前のに同じ。

若し謂く、人と火との徳相似せるが故に假つ

て説く可しといはば、理しい亦然らず、火を

説くことは人に在つて、徳に在るには非ざるが

故に。

此に由つて假説は、實に依つて成せざるな

り。

又、假をば必ず眞事に依つて立つといは

ば、亦理に應せず。

眞とは、謂く 自相なり、假智と及び詮とにおいて、俱に境に非ざるが故に。謂く、假智と詮と

【七五】 實に等。意の曰く、今人を

火の如しと云ふは、體內に火

實あり、その火實に猛赤等の

徳ある故、其の實相の徳に依

つて假に火の如しと説くと計

す。故に之を破して、猛赤等

の徳は人と火と共有の法に非

ざる故に、理不成なりとい

ふ。そは火の猛にして赤きと

人の壯にして赤きとはその體

各別なり、人と火と所依異なる

が故に。されば何ぞ人と火と

【七六】 又假をば等。次に小乘を

破す。

【七七】 自相・共相。諸法に具は

れる相にして、自體に限る相

を自相と云ひ、他に通する相

を共相といふ。例へば五蘊に

於て、五蘊各々のことは是れ

自相なり、空無我等の理、生

住異滅等の相の如きは是れ共

相なるが如し。今茲に自相と

云へるは、その中離言の自相

にして、假智の能く知り、假

詮の能く詮する所に非ざるを

いふ。若し假智・假詮の境な

らば、火と呼ばば、口を燒き、

水と呼ばば口を濕すべき筈な

らずや、その然らざる趣を知

るべし。されば假智・假詮は

唯だ共相の境にのみ轉するな

り。

は自相をば得ず、唯諸法の共相の於にのみ轉ず。

亦、(六〇)此に離れて別の方便有つて、自相を施設して、假が所依と爲すべきものにも非ず。

然も、假智と詮とは、必ず聲に依つて起る。聲は(六一)處には及ばず、(六二)此

いい便ち轉せず。能詮も所詮も、俱に自相には非ず。故に知んぬ、假説は

眞事には依らずといふことを。

此に由つて、但(六三)似事に依つてのみ轉ず。似といふは、謂く(六四)増益の

實有に非ざる相なり、聲は増益の似相に依つて轉ず、故に假は必ず眞に依

るとは説く可からず。

(六五)是の故に、彼が難ずることは、正理に應せず。

(六六)然も、識變に依つて妄執の眞實の我法を對遣せむとして、假似とい

ふ言を説きつ。

此に由つて、(六七)契經の伽他の中に説かく、

愚夫の所執の實の我法を、對遣せむが爲に、故(六八)識が所變の於に、

假つて我法の名を説きしといふ。

(六九)識所變の相は、無量の種なりと雖、而も能變の識の類別なるは、唯二なり。

【六一】此。假智・假説。  
 【六二】處。自相。  
 【六三】此。いい等。假智・假説は自相に及んで轉ずるものには非ず。  
 【六四】似事。依他の共相。  
 【六五】増益。共相。  
 【六六】是の故に等。次に前の所明の、理に非ざることを結す。  
 【六七】然も識變等。次に正教に我法と説く因を顯す。  
 【六八】契經。『厚嚴經』の頌文。  
 【六九】識が所變。依他の相見分。  
 【七〇】識所變の等。以下相を辨じて能變を顯す。中に二、初に「此能變」等の三句の頌を釋す。

一には、謂く(九〇)異熟、即ち第八識の(九一)多く異熟性なるが故に。

二には、謂く思量、即ち第七識なり、(九二)恆に審に思量するが故に。

三には、謂く了境、即ち前の六識なり、(九三)境を了するが故に。

及といふ言は、六を合して一種と爲すといふことを顯す。

(九四)此の三を皆能變の識と名くることは、能變に二種有り。

一には、(九五)因能變、謂く、第八識の中の(九六)等流と異熟との二因の習氣なり。

等流習氣をば、七識の中の善と惡と無記とに由つて、熏じて生長せ令め、異熟習氣をば、六識

の中の有漏の善と惡とに由つて、熏じて生長せ

【九〇】異熟。善又は惡の業因に

よりて、非善・非惡の無記性の果を得るをいふ。因果その性を異にして成熟するが故にかくいふ。今は第八識に名く、是れ第八は善惡の業因によつて招かれたる無記の果體なれば

三位 一、我愛執藏現行位——阿頼耶(Ālaya)……執藏  
二、善惡業果位——毘播迦(Vipāka)……異熟  
三、相續執持位——阿陀那(Ādāna)……執持

右の中、我愛執藏現行位とは、七地以前の菩薩二乘有學及び一切の凡夫の無始より以來のもの第八識に名け、善惡業果位とは、無始より乃至菩薩の金剛心、或は解脫道の時、乃至二乘の無餘依の位迄に名け相續執持位とは、無始より乃至如來の未來際を盡して有情を利樂する位迄に名く。而して今異熟と云へる名は此の三位中第二位にありと雖、亦初

なり。之を特に眞異熟と云ひ餘他の異熟性なるを區別す。次下の本文に至つて知るべし。

【九一】多く異熟性。凡そ第八體には次の如き三位ありて、各自その得名を異にす。

位にも通じ、最も適當なれば茲に擧げしなり。「多」と云へるは『樞要』上末に三解ある中、多分の義てふ一義を擧ぐ。

之この名が初二位に通じ、多位に互れるを顯せるなり。以てその意を知るべし。

【九二】恆に審に。第八識は恆に間斷なく思量すれど、審になし能はず、第六識は審に思量すれど間斷あれば恆になし能はず、前五識は恆にも審にも

令む。

二には、果能變、謂く、前の二種の習氣の力の故に、八識の生ずること有るときに、種種の相を現するなり。

等流習氣を因縁と爲すが故に、八識の體相差別して而も生ず。等流果と名く、果しい因に似るが故に。

異熟習氣を増上縁と爲して、第八識を感ず。引業の力に酬うて恆に相續するが故に、異熟の名を立つ。

【九五】 前の六識をも感ず。滿業に酬いたるは、異熟より起るをもつて、異熟生と名く。異熟とは名けず。【一〇〇】 間斷有るが故に。

即ち前の異熟と及び異熟生とを異熟果と名く。果しい因に異るが故に。

なし能はず、唯第七識のみ恆に審に思量するなり。

【九三】 境相の麤。前六識何れも麤なる境相を了別する故、合して一類となす。(尤もまた細境をも了せざるにあらねど今は多分に就いていふ)。

【九四】 此の三等。次に能變の義を釋す。

【九五】 因能變。因とは第八所持の種子をいふ。この因種よく轉變して一切の萬法を生ずるを以て、種子をば能變の體とす。變とは轉變の義にして、因轉じて果生ずることを顯す。故に亦生變と稱する義あり。而してこの能變の體たる種子は、現行の諸法より熏習せられたる氣分にして、所謂習氣と稱せらるゝ者是なり。

【九六】 等流。等とは相似の義、即ち因が果性と相似せる故等と云ひ、流とは流類の義、即ち果は因の類なれば流と云ふ。されば因と同性の果を得る故等流と云ひ、斯かる果を生ずる因種故等流習氣といふ。要するに因善なれば果も亦善なるべく、因惡なれば果も亦惡となり、かく因果同性なるを等流と云ひ、その種子を等流習氣と云ふ。

【九七】 果能變。果とは諸八識の現行をいふ、この現行諸八識の自體分よく見相二分を變現するを果能變といふ。即ち現行識を以て能變の體とす。而してこの時の變とは變現の義にして、能所緣の作用を變現するをいふ。こは等流能變の力によりて八識三性の果生じ、異熟能變の力によりて第七識を除ける餘の七識の無記の果を生ず。かく等流と異熟との二因によりて生じたる果の諸八識の自體分は、よく見

此の中には、且く、我愛に執藏せられ、雜染の種を持する能變の果識を説いて、名けて異熟と爲す、一切を謂はむとは非ず。

已に略して能變の三名をば説きつと雖、而も未だ廣く能變の三相をば辨せず。且く初能變の其の相云何ぞ。

頌に曰く、

初阿頼耶識 初めは (101)阿頼耶識なり。

異熟一切種 異熟なり。 (102)一切種なり。

不可知執受 不可知の (103)執受。

處了常與觸 處 (104)了となり。 (105)常に觸と

作意受想思 作意と受と想と思と。

相應唯捨受 相應す。 (106)唯し捨受のみなり。

是無覆無記 是れ無覆無記なり。 (107)

觸等亦如是 觸等も亦是の如し。 (108)

相二分を變現す、茲を以て之を果能變と名く。

【九八】第八識を感ず。こは所謂

總報の果なり。總報とは人とか犬とかの如く、凡て果報の總相を指していふ。而してこの總報の果の上に差別せられたる男女・貴賤・美醜等ば之を別報といふ。總報を引く因を引等と云ひ、別報を感ずる因を滿業といふ。

【九九】前の六識。こは別報なり。この別報は第八眞異熟より起れるもの故、異熟生と云ひ、(眞)異熟とは云はず。(第七識は異熟性のものなられば今の所談に非ず、故に之を措いて問はざるなり)。

【一〇〇】間斷あるが故に、それ眞

異熟たるものは善惡業の果たる、不斷なると、三界に通ずるとの三義なかるべからず。

今前五識は間斷あり、第六識も五位無心とて、五位には起らず(後の第七卷の本文にこのことを述べたり)故に前六識凡て間斷ありて不斷の義缺く。こを以て異熟生なるも眞異熟とは云ひ得べからず。

【一〇一】已に等。以下唯識の相を明せる中、第二に廣く能變の識相を成立するの一段なり。その中今は初に初能變を明す。先づ徵起。

【一〇二】頌に等。次に正釋。この中初に頌を擧ぐ。

【一〇三】阿頼耶識 自相門。

【一〇四】異熟。果相門。

【一〇五】一切種。因相門。

【一〇六】執受處。所緣門。

【一〇七】了。行相門。

【一〇八】常に觸と等。相應門。

【一〇九】唯し捨受等。五受門。

【一一〇】是れ無覆等。三性門。



恆轉如暴流 (二二三)

に轉ずること暴流の如し。

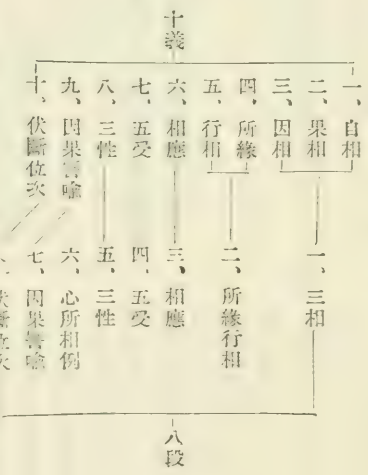
阿羅漢位捨 (二二三)

阿羅漢の位に捨す。

論に曰く、初能變の識をば大小乘教に阿頼耶と名く、此の識には具に能藏と所藏と執藏との義有るが故に、

雜染の與に互に縁と爲るが故に。有情に執せられて自の

【一】 阿羅漢位捨等、伏斷位次門。  
【二】 阿羅漢等、伏斷位次門。  
右の十門をば長行に釋するに方つては之を八段として述ぶ



頌文の十義は第八識體を解する義に就いて分ち、長行の八段は頌を解する上より、その文に就いて分ちり。故に十義には正しく第八識體を解するに必要ならぬ「心所相例」の一門を除く。されば八段は竟に

所謂八段十義と稱するはこれなり。今その八段十義を對配すれば左の如し。

して、十義は狹なりとす。  
【一】 論に等。次に長行一之に二、初に八段十義を以て釋す。中に二、初に別して本識の心心所を明す。中にまた八、初に三相門の中にまた二、初に略して三相を解す。その中、

先づ自相。

【一】 能藏等。阿頼耶を譯して藏といふ、この藏に能藏等の三義あり、能藏とは持種の義、所藏とは受熏の義、執藏とは我愛縁執の義なり。

【二】 雜染の與に等。こは阿頼耶識が能藏及び所藏たるの義を述べ、次の「有情に執せられて」等は執藏たるの義を述べしなり。その能藏、所藏たるの義とは、文にあるが如く、第八識と一切の有漏雜染法とが互に増上縁たる上にて識せらる。曰く、雜染法を前七識現行となし、之が第八識に種子を熏する場合は案するに七識現行は因、所熏の種子は果なるも、かく種子を熏することを得るは、所依の第八現行ある故、之に向つて熏種子するなり。故にこの熏種子の

内我うちがと爲なすが故ゆゑに。

此これは即すなはち、初能變しゆのうへん

の識しきに有あらゆる自相じさうを顯示けんじす。(二六)因いんと

果くわどを攝持せつぢして、自相じさうと爲なすが故ゆゑに。

(二七)此この識しきの自相じさう

は分位ぶんゐ多たなりと雖いへども、藏ざうといふは、初はじめてにし

て過重とがぢゆうし、是この故ゆゑに偏ひとへに説とけり。

(二八)此これは是これ、能よく諸しよの界かいと趣しゆと生しやうとを引ひく善ぜん・不善ふぜんの業ごふが異熟果いじやくくわたるが故ゆゑに、説といて異熟いじやくと名なく。

此これに離はなれて、命根みやうこんと衆同分しゆどうぶんとの等ごき、恆時相續こうじさうぞくして勝すぐれたる異熟果いじやくくわなりといふこと、得可うべきからざるが故ゆゑに。

此これは即すなはち、初能變しゆのうへんの識しきに有あらゆる果相くわさうを顯示けんじす。

場合、第八現行は七識現行に對して増上縁たるの位置にありと云ふべし。又第八は蘊劣なる無覆無記故自らの種子を熏じ得ずして、必ず第七識が爲に熏ぜらる(第六識にも熏ぜらるることあり)。この熏ぜられし第八の自種より現行の第八が生ずるなれば、この現行第八に對し、第七現行は増上縁たるなり。かく第八と雜染と互に増上縁となり、從つて互に能藏・所藏たるなり。

即ち第八は前七より熏種せらるる故、受熏の義にて所藏たり、又第八が種生現と現行するは、持種の爲なれば、能藏の義なり。よつて知る、之は能藏・所藏の義を顯せらるることな。而して次に有情に執ぜられて等即ち執藏の義とは、第八の見分が第七の見分より恆に我なり我なりと執ぜらるるを以て、之を執藏の義とするなり。

【二六】因と果と 因相と果相

【二七】此の識の等 第八には已に註せるが如く、三位ありて必ずしも一様ならずと雖、阿賴耶即ち藏の名は最初に位す即ち我愛執藏現行位なり。是れ無始より乃至七地と二乘の有學との最初に捨せらるるを以てなり。且又この名は我執に執ぜられて、過失重きが故に、偏に之を説く。

【二八】此は是れ等。次に果相。

此の識の果相は、(二九)多くの位多くの種ありと雖、異熟といふは、寛くして不共なり、故に偏に之を説けり。

(三〇)此のいい能く、諸法の種子を執持して、失せざら令むるが故に、一切種と名く。

(三一)此に離れて餘の法いい、能く遍く諸法の種子を執持してふことは、得可からざるが故に。

此は即ち、初能變の識に有らゆる因相を顯示す。

此の識の因相は、(三二)多くの種有りと雖、種を執持すること共せず、是の故に偏に説けり。

初能變の識の體が相は多なりと雖、略して唯是の如き三相のみ有りと説く。

(三三)一切種の相をば更に分別す應し、此の中に何なる法をか名けて種子と爲す。

【二九】多くの位等。多くの位とは、上に註せる三位の中前二位に通じ、又異生二乗有學。無學・十地及如来地の五位の中前四位に通ずるをいふ。又多くの種とは五果の中、異熟・増上・等流の三果又は之に法去用果を加へし四果に通ずるをいふ。かく此識の果相は多位・多種ありと雖、異熟の名は廣くして二(三位中)と四(五位中)との位に通じ、且又第八識のみにして餘法に共ざれば不共なり。故に偏に異熟を以て果相とするなり。

【三〇】此に離れて等。こは經部譬喩師等を簡べるにして、彼の計は、色心互持の執にして曰く、有色界に生ずれば、色根中に心心所並に四大種の種子あり、無色界に生ずれば心心所中に色根の種子等ありてかく互によく持ち得と計す。故に今之を破して、第八を離れて、餘法よく普く諸法の種子を執持してふことあるべからずといふ。

【三一】此のいい能く、諸法の種子を執持して失せざら令むるが故に、一切種と名く。

【三二】多くの種。能作因等の六因及び隨說因等の十四の如き皆因相と云はるべきを以て多くの種(類)といふ。かく多種あれど、持種の能は餘法に共ざざるを以て、偏に第八に就いて因相を談ずるなり。

【三三】一切種の相をば更に分別す應し、此の中に何なる法をか名けて種子と爲す。

【三三】一切種の等。以下廣く一切種の相を分別す。中に二、

謂く、本識の中にして親しく自果を生ずる  
【二四】 功能差別なり。

【二五】 此は本識及び所生の果と、一にもあらず  
異にもあらず、體と用と因と果とたるをもつて  
理しい應に爾るべきが故に。

【二六】 一異に非すと雖、而も是れ實有なり、假  
法は無の如く因縁に非ざるが故に。

【二七】 此は諸法と、既に一異に非ずといふをも  
つて、瓶等の如く、是れ假にして實に非ざる應  
し。

【二八】 若し爾らば、眞如も是れ假有なる應し、  
許さば則便ち眞勝義諦無くなんぬ。

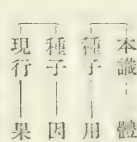
【二九】 然も諸の種子をば、唯世俗に依つてのみ  
説いて實有と爲す、眞如には同じからず。

【三〇】 種子は第八識の體に依ると雖、而も是は

初に十門を以て分別す。その  
中今は先づ出體。

【二四】 功能 本識中にある潜勢  
力の意。

【二五】 此は等。次に一異分別。  
之は左圖の如き關係ありて、



この中、本識は體、種子は用  
なる故、體用關係にて二者全  
然一なりとも又異なりとも云  
ふべからず。又種子は因、所  
生の現行は果なる故、因果關  
係にて二者全然一なりとも又  
異なりとも云ふべからず。故  
に何れも不一不異なりとい  
ふ。

【三二】 一異に等。次に假實分別。  
こは經部譬喩師又は耑辯等の  
難に答へしにして、その難に  
曰く、種子に實體あらば現行

法と全然異なるべし。然るに二  
者不一不異といふ故、種子は  
實に非ずして假なるべしと。  
今之に答ふ。

【二七】 此は諸法と等。こは更に  
安慧等の難を述ぶ、前の耑辯  
等の難と同様なり。

【二八】 若し等。論主の反難。曰  
く若し汝の云ふが如くんば眞  
如も諸法と既に一異ならざる  
を以て是れ假有なるべし、若  
し然りと許さば、眞勝義諦無  
かるべく、然る以上は誰に望  
めて世俗諦ありと説かむや。  
又眞諦無しとせば涅槃なく、  
従つて何を修習して成佛を求  
むべけむやと。

【二九】 然も等。次に二諦分別。  
こは前に安慧等の種子非實を  
拂はむが爲、眞如を以て例と  
なし、種子の有なることを成  
立せり。依て若しこの種子も  
眞如の如く實有なりと過らむ

此の識が相分なり、餘には非ず。見分いい恆に此を取つて境と爲すが故に。

(三) 諸の有漏の種は、異熟識と體別なるこ

と無きが故に、無記性に攝めらる。

(三) 因も果も、俱に善等の性有るが故には、

亦善等と名く。

諸の無漏の種は、異熟識の性に攝めら

るるものには非ざるが故に、因も果も俱に是れ

善性に攝めらるるが故に、唯名けて善爲す。

若し爾らば、何が故ぞ、(三) 決擇分に二十

二根を説けるに、一切皆異熟の種子有りといひ

皆異熟生なりといへるや。

(三) 異熟とは名くと雖、而も無記には非ず、

異熟に依るが故に、異熟種と名く。異性にして

相依ること眼等の識の如し。

ことを恐れて分別するなり。曰く種子は唯道理生俗によつて實有となす、眞如には同じからず、眞如は是れ勝義勝義なればなり。

(三) 種子は等。次に四分分別。その意は、第八の自體分は是れ受熏の場所なれば、諸の有漏種子は(今は無漏種子に就いて云はず、何となればこは四分を分別する段にして無漏種子は有漏第八の相分ならざる故に今の所論に非ず、されば無漏種は次下に述べたり。)この第八自體分を自の依附する處とせり。さり乍ら種子自身の攝屬を論すれば、相分にして、自體分には非ず、即ち第八見分の所緣たるべければなりと。

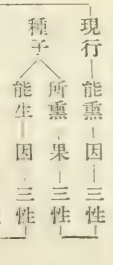
(三) 諸の等。次に三性分別。

こは所謂攝用歸體門とて、種子の用を第八の體に攝歸して

語る故善にも惡にも非ざる無記性なりと云へど、種子は常に唯無記のみに限らず、故に次の言なり。

(三) 因も果も等。こは性(體)用別論門とて種子の用と第八とを別別にして論するなり。

曰く、能熏の現行は三性に通ざる故、之より熏ぜし所熏の種子亦三性に通すべく、(第八識體は無記なれど、今はそれと別離して論ずる故、その奈何に關せず)又この種より現行する諸法も三性に通する故之が因たる種子が三性に通せることは愈々明かに知らるべし。即ち左の關係の如し。



(三) 性。之に體性・性類の二義あり。先づ體性に就いて云

或は無漏の種は、熏習する力に由つて二七〇轉

變して成熟するをもつて、異熟てふ名を立つ、

無記性に攝めらるる異熟には非ず。

二七六 此の中に、有る義は、一切の種子は皆本

性有り、熏するに従つて生ずるものにはあ

らず。熏習する力に由ては、但二七九増長す可し。

二八〇 契經に説くが如し、一切の有情は無始の

時より來、種種の界有り、二八四惡又の聚れるが

如くにして、法爾に而も有りといふ。

界といふは、即ち種子の差別の名なるが故

に。

二八二 又、契經に説かく、無始の時より來界た

り、一切の法が等き依たりといふ。

界といふは是れ因の義なり。

二八三 瑜伽に亦説かく、諸の種子の體は、無始

ばば、無漏の體性はただ善、本

識の體性はただ無記なり、

故にその體性二者乖角して同

じからぬ故、無漏種を異熟識

性に攝め得ず。次に性類に

就いて云はば、無漏種は能對

治の法、有漏本識は所對治の

法なり、故にその性類異なるを

以て無漏種は第八の性に攝め

得ず。

【二七〇】 決擇分【二七〇】 瑜伽論の攝決

擇分のこと。瑜伽論には本

地・攝決擇・攝釋・攝異門・攝事

の五分より成る。

【二七六】 二十二根。眼・耳・鼻・舌・

熱の種子と云ひ、異熟生と云

へるは何故なりやと問ふな

り。

【二七九】 異熟とは等。右に對する

會釋にして、曰く、決擇分に異

熟と云ふも是れ體迄も異熟と

いふには非ずして、唯第八に

依る故、所依の第八に隨へて

異熟といふのみ、所依第八は

無記、能依は無漏、かく二者

性異れど差支なし。例へば眼

識等は所依の根に従へてその

名を得たるが、所依の根は無

記にして、能依の識は第六識

に隨つて三性に通ずる故、か

く能依・所依性質も差支な

く、識よく根に依るが如し。

【二七九】 轉變して等。こは決擇分

に所謂異熟といふを變異にし

て熟すといふ義に解し、本有

無漏の種子が重増せられ、そ

の本有の種子と變異せる種子

となれる邊よりして異熟と云

の時より來、性本より有りと雖、而も染淨に由つて新しく熏發せらるといひ、

【一四】諸の有情の類は、無始の時より來、若し

【一四】般涅槃法の者ならば、【一七】一切の種子皆悉く具足せむ、不般涅槃法の者ならば、便ち【一四】三種の菩提の種子を闕けりといふ。

是の如き等の文の誠證一に非ず。

【一四】又、諸の有情は、既に本より五の種姓別なること有りと説けり。故に定んで【一五】法爾の種子有つて、熏するに由つて生ずるにはあらざる應し。

又、【一五】瑜伽に説かく、地獄に三無漏根を成就せり、是れ種にして現には非ずといふ。

【一五】又、無始より展轉傳來して、法爾に得る所の【一五】本性住姓ぞといふ。

へるのみといふ。

【一三】此が中等。次に新熏本有

分別。中に三、初に唯本有説。

こは護月(Chandrabhāṅgī)の説にして、彼は十大論師中の一人

にてはなけれど、この種子本

有説を立てしものとして著く

知らる。

【一三】増長。本より有りし種子

が熏習を受くるにつれて漸次

増長すとの意。

【一四】契經に等。こは本有種を

證明せむが爲に經論の證を引

けるにして、就中先づ有漏・無

漏に適する證を引けり。その

中、今は『無盡意經』(『三乘通信の經なり』)の文なり。

【一四】惡又の案。惡又は果實

の名にして、梵名之『三摩地』

といふ。此果實地に落つれば

多く一處に聚る故にいふ。

【一四】又契經等。『阿毘達磨經』の文。

【一五】瑜伽に等。之と次の文と

は『瑜伽論』第二の初にある文

にして、就中之はその後の

文。次のはその前の文なり。

【一四】染淨。染淨の染。

【一五】諸の等。こは『瑜伽論』の前

の文なり。(右の文の)

【一五】般涅槃法。般涅槃(Anāra-

hantya)圓寂と譯す。涅槃と

同意なるも、般涅槃の方は寂

滅の意に於て、涅槃よりもそ

の意相強し。一説によれば、

涅槃は修道の理想境なれば、

萬人共通なる目的なり、然る

にこの理想と合一し、最大境

地を體驗せざる個人としての著

隆が、二利を盡して將に無餘

涅槃に入らむとし、世界と訣

別する最善の狀態を般涅槃と

いふ。されどこの二概念は混

同して用ゐらること多し。般涅槃法の法とは道理の義なり故に今は涅槃に入り得る道

此等の證に出つて、無漏の種子は法爾に本より有り、熏するに従つて生ずるものにはあらす。

〔四〕有漏も亦法爾に種有る應し、熏するに由つては増長す、別に熏じ生ずるものにはあらす。

是の如く建立するときは、〔五〕因果亂れずといふ。

〔二〕有る義は、種子は、皆熏するが故に生ず。〔三〕所熏と能熏と俱に無始より有り、故に諸の種子は、無始より成就せりといふ。種子といふ、既に是れ習氣の異名なり、習氣は必ず熏習するに由つて有り、〔二〕麻の香氣の、華をもつて熏するが故に生ずるが如し。

一熏契經に説くが如し、諸の有情の心は染

理ある者との意に心得べし。〔四〕一切の種子。有漏・無漏の種子。

〔四八〕三種の菩提の種子、聲聞・緣覺・菩薩即ち三乘の無漏の種子。

〔四九〕又諸の等。次にただ無漏の證を引く。即ち『楞伽經』第二の文なり。五姓各別のことは解題中に述べたれば、彼を參照して知るべし。

〔五〇〕法爾。本來とか自然にとかの意。

〔五一〕瑜伽。『瑜伽論』五十七の文。その意は地獄には無漏の現行なし、然るに三無漏根ありといふ故、これ無漏種子あるの證ならずやと。

〔五二〕又無始等。こは『地持經』『善戒經』及び『瑜伽』菩薩地等の文なり。

〔五三〕本性住姓。本有種子。

〔五四〕有漏も等。前は無漏種に

就いて云ひし故、今は有漏も之に例同せしめて、その本有なることを述べ。

〔五五〕因果等。諸法の種子は無始より一物ありて、後に之より現行を生ずるものなる故因果少しも雜亂することなし。

〔五六〕有義は等。次に唯新熏説、こは難陀、勝軍の説なり。

〔五七〕所熏と等。こは前の文に一切の種子無始より有りとの經文を引ける故、今それに答へて、能所熏俱に無始より有るを以て、諸の種子は無始より成就せりと云へるにして、種子そのものが本來有りとの意には非ずといふ。

〔五八〕麻の等。麻とは胡麻なり印度にては胡麻の油よりして香油を製し之を肌塗布して芳香を放たしめ以て身の清楚を保つ風習あり。その芳香を放つ油の原料は、胡麻に華の



淨の諸法の熏習する所なるが故に無量の種子の積集する所たりといふ。

(二六) 論に説かく、(二七) 内種には定んで熏習すること有り、外種には熏習すること、或るときには有り、或るときには無しといふ。

又、(二八) 名言等の三種の熏習に、總て一切の有漏法の種を攝めたり、彼の三は、既に熏習するに由つて有り、故に有漏の種は、必ず熏するに藉つて生ず。

(二九) 無漏の種の生ずることも亦熏習するに由る。

(三〇) 聞熏習は、淨法界より等流せる正法を聞いて、而も熏じて起ると説けるが故に。是れ出世心の種子性なりといふが故に。

(三一) 有情は本より來、種姓差別なりといふこと

香を熏ざるものなり。故に今之を取つて以て例となす。

【二五】契經。『多界經』。こは有漏種の證を引けるなり。

【二六】心。第八識。

【二七】論。無著の『攝大乘論』上の文。

【二八】内種。外種とは胡麻の如きをいふ。外種には熏習すること有ることも無き事もあり。例へば前に云へる華香を以て胡麻に熏ざる如きは熏習せるにして、胡麻は炭や牛糞を肥料として之を得るも、更に胡麻にその香のなきは是れ熏習なきが如き即ち是なり。

【二九】名言等。名言習氣我執習氣。有支習氣の三にして、本論八に述ぶる所あり。

【三〇】無漏の等。無漏種の證を引く。

【三一】聞熏習等。『攝論』上の文

なり。それ聞熏習といふは、

由來佛陀根本智を以て眞如の理を照見するや、所謂理智冥合して、最勝殊妙の無爲無漏なり。この根本智よりして後得差別智を起し、之を以て差別の有情界を照見して大悲茲に生じ、應化身を變じて正法を演暢し給ふ。かく佛の聲名句文は最も勝れし無爲無漏の理智冥合の域を元として生じ來れるものなれば、之を淨法界等流の教法といふ。衆生この眞如淨法界より等流せる正法を聞いて漸次に熏習し、數數熏習するに従つてその種子は有漏なるも(能熏の現行有漏故所熏の種子も有漏なり)その有漏たるや、有漏中最も勝妙なるものにして、將に無漏と聞髮を容れざる最勝のものとなる。かくて世第一法位は有漏位の最上なれば、次念

と、無漏の種子の有無に由るにはあらず、但

〔二六〕有障無障に依つて建立す。

〔二七〕瑜伽に説くが如し、眞如の境に於て、若

し畢竟の二障の種有る者をば、立てて 〔二七〕不般

涅槃法姓と爲す。若し畢竟の所知障の種有つて

煩惱に非ざる者において、一分をば立てて聲聞

種姓と爲し、一分をば立てて獨覺種姓と爲す。

若し畢竟の二障の種無き者をば、即ち彼を立て

て 〔二七〕如來種姓と爲すといふ。

故に知んぬ、本より來種姓差別なりといふ

こと、障に依つて建立す、無漏種によつてには

非ず。

〔二七〕所説の無漏の種を成就せりといふ言は、

當に生ずべきに依つていへるにして、已に體有るものには非ずといふ。

〔二七〕有る義は、種子に各二の類有り。

即ち見道に入りて、此殊妙の有漏種終に無漏種と變ずる單

に有漏より無漏を生ずとは云

ひ得べからざれど、かく數數

熏習の結果を經たる故、普通

の有漏より無漏を生ずといふ

とは大に異り、されば無漏種

も本有には非ずして、矢張り

熏じて生ずるものなりとい

ふ。

〔二六〕出世心。無漏心を指す。

世間の有漏法なるに對して無

漏を出世(間)といふ。

〔二七〕有情は等。こは若し右の

如く唯新熏のみと云はば、如

何ぞ五姓差別すと聖教に説けるやとの難に對して、之を會通するなり。

〔二六〕有障無障。煩惱・所知の二障の有無により種姓差別す。

〔二七〕有障無障。煩惱・無性有情。

〔二七〕如來種姓。菩薩種姓。

〔二七〕所説の等。こは既に瑜伽に、地獄には三無漏根を

成就す是れ種にして現に非ずとあれば、今唯新熏を談ぜば

この「瑜伽」の文を如何に通ぜ

むやとの難に對しての會釋なり。曰く地獄に三無漏根を成

就すとは、當來に於て煩惱を斷じて無漏種を生ずべきに就

いていふ、未だ種を熏ぜざる

に已に種子の體ありといふには非ず、故に種子は唯新熏の

みならざるべからずといふ。

〔二七〕有義は等。次に新舊合生説。中に三、初に立宗。

一には本有、謂く、無始より來、異熟識の中に法爾に而も有つて、蘊と處と界とを生ずる功能差別なるぞ。

世尊此に依つて、諸の有情は、無始の時より來、種種の界有り、惡叉の聚れるが如くにして、法爾に而も有りと言きたまへり。餘の引く所の證は廣く説くこと【七五】初の如し。此を即ち名けて本性住種と爲す。

二には始めて起る、謂く、無始より來、數數現行に熏習せられて而も有り。世尊此に依つて、有情の心は、染淨の諸法の熏習する所なるが故に、無量の種子の積集する所たりと説きたまへり。

諸論に亦説かく、染淨の種子は、染淨の法の熏習するに由つて、故生ずといふ。此を即ち名けて習所成種と爲す。【七五】初。唯本有家の説の下を指す。

若し唯本有のみなりといはば、轉識い、阿頼耶が與に、因縁性と爲る應からず。【七六】契經。『阿毘達磨經』契經に説くが如し。【七七】諸法をば等。こは前七識と第八識との關係を示せる文にして、所謂七轉第八五爲因果の意なり。この項に表さる

諸法をば識に於て藏す。識を法に於ても

亦爾なり。更互に果性と爲り、亦常に因性と爲るといふ。

此の頌の意の言く、阿頼耶識と諸の轉識とは一切の時に於て、二六展轉して相生するをもつて、互に因果と爲るといはむとぞ。

攝大乘に説かく、阿頼耶識と雜染法とは互に因縁と爲る、(二五)炷と焰との、展轉して生じ焼するが如し。又、束蘆の、互に相依りて住するが如し。

唯此の二に依つてのみ因縁を建立す、所餘の因縁は得可からざるが故に。

若し諸の種子は熏ずるに由つて生ずるものにはあらずといはば、如何ぞ轉識を阿頼耶が與に因縁の義有りといふ。

(二六)熏じて長せ令むるをもつて因縁と名く可

するを以て五識生じ、第八は第七の爲に所依となる故に第七生じ第七は第六の爲に所依となる故に第六生ず。これ第八の現行は、前七識の現行の爲に非因果の増上縁たり。次に第二句に亦二意あり、曰く第八見分種は六七二識を以て熏す、即ち能熏・所熏の因果關係たり。次に善惡の業種をも第六の現行より熏す、即ち能・所熏の因果關係たり。かく七轉識と第八識と互に因たり果たり故に之を七轉第八互爲因果の關係といふ。

【二六】展轉。之を釋するに二意あり、一には次第展轉、こは車輪の漸次進み行くが如く展轉遷移する意に用ゐらる。二には互相展轉、こは二つのものを相望していふ時に用ゐらる。今は後者の意なり。

意は、炷に火を點すれば、炷よく焰を生ず、その生ぜし焰また能く炷を燒く、炷と焰と二者互に因果關係たるを喩ふ。之れ第八の藏する種子よく現行七轉識の諸法を生じ、この諸法また能く種子を本識に熏す、所謂種子生現行、現行熏種子、三法(種子・現行・種子)展轉因果同時なるに況するなり。次の喩は束れし蘆の互に持ちつ持たれつ相依るが如く、因果の二法相依るに喩へたり。

【二七】此の二。種現の二にして第八所持の種子より現行を生ずるは、種子生現行の因果なり。それと同時に現行する法が又種子を第八に熏す、之れ現行熏種子なり。之は二念に互る如く思はれむも實は同一刹那なり、故に三法展轉因果同時といふ。この種生現・現熏

ぎには非ず、(二八)勿、善惡の業を異熟果が與に因縁と爲しぬべきが故に。

又、諸の聖教に、有る種子は熏習するに由つて生ずと説けり、皆彼の義に違しぬ。

故に唯本有のみなりといはば、理と教とに相違しぬ。

(二九)若し唯始起のみなりといはば、(三〇)有爲の無漏は因縁無きが故に、生ずることを得ざる應し。

(三一)有漏を無漏の種と爲す應きものにはあらず、勿、無漏の種い有漏を生じなむが故に。

許さば、諸佛に有漏復つて生じぬ應し、善等を不善等が種と爲しぬ應し。

(三二)分別論者い、是の説を作して、心が性は本より淨なれども、(三三)客塵煩惱に染汗せられ

種を眞の因果(因縁)關係となす。但し現行より熏ぜられし種子は幾念かの後、現行する縁來らねば直ちに現行するものに非ず(若し熏ぜられし當體にまた現行せば無窮の失となりぬべきが故に)その縁來る間は第八識中にありて種子生種子、種子生種子と一類相續せり。この種子生種子は能生の種子も所生の種子も同じ物柄なれば、同時に因果存し得ず、前念の種子滅して後念の種子生ず、即ち因果異時なり、故に眞の因果とは因果同時ならざるべからざる條件に反す。さり乍らこの種子生種子も亦因果と義説して、語り得るなり。(述記)はこの意味を述べたり。

(三八)熏じて等。唯本有家が救うて、ただ熏じて増長せしむる故に之を因縁の義と云ふと云へるを以て、今之を破す。(三九)勿等。善惡業種子の増長によりて、第八の異熟果を感ずるものなれば、若し汝の云ふが如くんば、之をも因縁と云はざるべからず。若し然りと云はば、異熟の因は善惡にして、果は無記なり、因果同類のものこそ因縁と云ふべけれ、因果異性のもを何ぞ因縁となすべしむ。かの善惡の業種の如きは異熟果の爲には増上縁とこそなれ、因縁には非ざるなり。(四〇)又諸の等。次に結して多經に違するの失を離す。(四一)若し唯等。次に唯新熏を破す。その中先づ本宗を離す。(四二)有爲の無漏。見道にて始めて起る無漏を指す。(四三)有漏を等。もし有漏善心の最後にして而も最上究竟たる世第一法を以て因縁となす

たるが故に、名けて雜染と爲す、煩惱を離れた  
時轉じて無漏と成る、故に無漏の法は、因無  
くして生ずるものには非ずといふと雖、

而も心性といふ言は、彼何の義をか説く。

若し（二八）空理を説くといはば、空は心の因に

非ざるべし、常法は定んで諸法の種子に非ざる

をもつて、體前後にして轉變すること無きを以

ての故に。

（二九）若し即ち心を説くといはば、數論の、相

は轉變すと雖、而も體は常一なりといふに同じ

ぬ應し。

（三〇）惡と無記との心も、又是れ善なる應し。

許さば、則ち、信等と相應す應し。

（三一）許さずば便ち、善心の體に非ざる應し、尙

し善とだにも名けず、況むや是れ無漏ならむや

を破する意なり。

【三〇】若し等。心性を依他起の  
心なりと云はば、相は轉じて  
體は常たるの難あり。曰く、

それ數論にありては自性冥諦  
より中間の二十三諦を出すといふ、その自性諦は體にして

之れ常、二十三諦は相にして  
無常なりと許すを以て、今恰  
もこの説に同じなむ。何とな

れば、心性とは即ち心體、煩  
惱の爲に汙さるとは相の變ず  
るが如し、故に之豈數論の説  
に同するに非ずやと。

【三一】惡と等。心性若し善なら  
ば惡・無記心も亦善なるべし、  
三性の相別なるも體淨なりと

云ふが故に。  
【三二】許さば等。もし有漏の不  
善心等の體性も是れ善なりと

許さば、不善心の起る時、又  
信等の十一法も相應すべし。

と云はば、この義然らず、何

となれば世第一法は如何に勝  
妙なりとも有漏なり、有漏何  
ぞ無漏の種となし得べきや、

もし之を許さば反對に無漏の  
種より有漏を生ずるともな  
りぬべし、これ豈可ならむや。

【三八】分別論者等。因に分別論  
者を破す。分別論者とは種種  
の邪分別をなすものを呼べる

稱にして、小乗の大衆部、一  
說部等又は大乘の心洞師（心  
洞師とは別にかく名くる一派

ありといふに非ず、心洞濁せ  
るものととの意にて、矢張り邪  
分別せるものを貶してかく云

へるなり）等を指す。  
【三八】客塵煩惱。客塵とは煩惱  
の塵は去らしむべきもの故、

その形容として置ける語也。  
【三九】空理。眞如の理のこと。  
こは起信論等の眞如緣起説

有漏の善心は、既に 二善と稱するをもつて、惡心等の如く、性いい無漏に非ざるべし、故に無漏が與に因と爲る應からず、勿、善惡等いい互に因と爲りなむが故に。

【二六】若し有漏心が性は是れ無漏なりといはば、無漏心が性は是れ有漏なる應し、差別なる因縁得可からざるが故に。

又、異性の心は、若し是れ無漏なりといはば、則ち異生の位には無漏現行して、聖者と名く應し。

若し異生の心は、性無漏なりと雖、而も相いい染有るをもつて無漏と名けず、そゑに斯の過無しといはば、則ち心の種子も亦無漏に非ざるべし、何が故ぞ、汝が論に、有る異生は、唯無漏の種子を成就せることを得とのみ説けるや、種子と現行との性と相とは同なるが故に。

然も 契經に心が性いい淨なりと説けるは、心が空理に顯さるる眞如を説くといふことなり、眞如は是れ、心が眞實の性なるが故に。

或は説く、二染の體いい煩惱に非ざるが故に、性本より淨と名けたり、有漏心の性いい是れ無漏なるが故に、本より淨と名くるには非ず。

【二五】雜染。こは一切の三味の有漏に通ずる故、善性をも含むなり。

【二六】若し等。有漏は所對治の障、無漏は能對治の智、かく能對・所對相違す。然るに汝有漏心が性は無漏なりと云はば、無漏心が性は又有漏となり、因縁差別混同して條理立たざることとなりぬべし。

【九五】契經 『無垢稱經』二、又は『勝鬘經』

【二六】心の體。心性といふを依他の心體と解す。

【二七】有漏心の性。眞如を指す。有漏心の性たる眞如は無漏にして、之より諸法を緣起すと云ふべからずと破する意なり。

【二六】此に由つて應に信すべし、諸の有情は、無始の時より來、無漏の種有り、熏習するに由らずして、法爾に成就せること有り。【二七】後の勝進の位にして熏じて増長せ令む、無漏法の起ることは、此を以て因と爲す。【二八】無漏の起る時に復種を熏成す。有漏法の種も此に類して知る應し。

【二九】諸の聖教の中に、内種には定んで熏習すること有りと言くと雖、而も定んで、一切の種子は皆熏するが故に生ずとは説かず、寧んぞ全に本有種子無しと撥するや。

然るに、本有種も亦熏習するに由つて其を増盛せ令めて、方に能く果を得するが故に、内種には定んで熏習すること有りと言つて説けり。

其の聞熏習は、唯有漏のみには非ず、正法を聞く時に、亦本有の無漏の種子を熏じて、漸く増盛なら令め、展轉して乃至出世の心を生ぜしむ、故に亦是は、此を説いて聞熏習と名く。

聞熏習の中に、有漏性の者は是れ、修所斷なり、勝れたる異熟を感ず、出世の法が爲に勝れたる増上縁なり。

無漏性の者は、非所斷に攝めらる、出世の法が與に正しき因縁たり。

【二六】此に等。正義を叙ぶ。  
 【二七】後の勝進の位。五位中の資糧位。  
 【二八】無漏の起る時。見道に入れる時をいふ。  
 【二九】諸の等。相違を會す。  
 【三〇】此。無漏の増長せられし種子。  
 【三一】修所斷。修道に於て斷すべき性質のものとの意。抑、聞熏習は佛の正法を聞熏せし善根なれど、その善法の劣なるもの、即ち前位の善は後位の障となるとは是れ修道の習ひなれば、今修所斷といふなり。  
 【三四】非所斷。斷すべき性質の物柄ならぬこと。



此の正しき因縁は、微隱にして丁難し、二〇五有るところに、麤顯にして勝れたる増上縁に寄せて、方便をもつて説いて出世心が種と爲せり。

障に依つて種姓の別なることを建立することは、意は、無漏の種子の有無なることを顯さむとてなり。

謂く、若し全に無漏の種なき者の、彼の二障の種を、永に害す可からざるをば、即ち彼を立てて非涅槃法と爲す。

若し唯二乗の無漏の種のみ有る者の、彼の所知障の種を、永に害す可からざるにおいて、一分をば立てて聲聞種姓と爲し、一分をば立てて獨覺種姓と爲す。

若し亦佛の無漏の種有る者の、彼の二障の種を、俱に永害す可きをば、即ち彼を立てて如來種姓と爲す。

故に無漏種子の有無なるに由つて、障に可斷不可斷の義あり。

然も無漏の種は、微隱にして知り難し、故に彼の障に約して姓の差別なることを顯す。爾らすれば、彼の障何の別なる因有つてか、而も害す可く害す可からざる者有る。

若し謂く、法爾に此の障別なること有りといはば、無漏法の種をば、寧んぞ然りと許さざる。

【二〇五】有るところ。『攝大乘論』等。之等の處に麤顯なる有漏開熏が即ち無漏が爲の勝れたる増上縁となるに寄せて、方便を以て出世心が種と云へり。さり乍ら是れ正しき因縁には非ざるなり。

若し本より全に無漏法の種無くんば、則ち諸の聖道は永く生ずることを得ざるべし。

誰か當に能く二障の種子を害すべけむかは、而も障に依つて種姓の別なることを立つると説くや。

既に彼の聖道い必生ずる義無くなんぬ、當に生ず可しと説くとも、亦定んで理に非ず。

然も諸の聖教に、處處に本有種子ありと説けるもの、皆彼の義に違しぬ。

故に唯始起のみなりといふこと、理と教と相違しぬ。

【二〇六】

此に由つて、應に知るべし、諸法の種子は

各、本有と始起との二の類有りといふことを。

然も種子の義に、略して六種有り。

一には利那滅。謂く、體生する纒無間に

必ず滅して、勝れたる功力有るい、方に種子と成る。

此は常法を遮す、常にして轉變無きをも

つて、能生の用有りと説く可からざるが故に。

二には果俱有。謂く、所生の現行の果法

【二〇六】 然も等。文を曲にして總じて結ぶ。

【二〇七】 彼の義。唯新熏家の義。

【二〇八】 此に等。次に總結。

【二〇九】 然も等。次に義を具することの多少を述ぶ。之に六あり所謂種子の六義なり。

【二一〇】 一には等。一に利那滅。有爲法は生滅あるが故に轉變する位に於て能く取果・與果の功能あつて、以て種子たる資格あり。

【二一一】 常法。無爲又は外道の自性等を指す。之等の常住法は生滅なければ種子たるの資格

あるなしとて、かの眞如より萬有を緣起すとの説を斥く。

【二一二】 二には等。二に果俱有。こは能生の因と所生の果と俱に同時に並生して、始めてその能生の因に種子の名を與へ得。因は前、果は後との如く前後利那を替ふる如きは因に種子の資格なし、これ因果同時の法門よりして正に然るべき所なり。例へば子(果)ありてこそ始めて母(因)と云ひ得。未だ子の生れざるに母とは云はざるが如し。

と俱に、**【三三】**現に和

合するいい、方に種

子と成る。

**【三四】**此は前後と、及

び定んで相離なると

を遮す。

**【三五】**現と種とは異

類にして、互に相違

せず、一身に俱時に

能生の用有るをもつ

て、種子の、自類相

生し、前後相違して、

必ず俱有にあらざる

が如くなるには非

ず。

**【三三】**現に和合す。現に三義あり、曰く顯現と現在と現有と

之なり。顯現の義とは、無情有情の第七識が種子に非ざること

を簡べし意にして、それは彼が第七識現行より現熏種と

種を熏ぜし場合、その果の所熏の種子は沈隱にして顯現せず、

かく果が顯現せぬ故、因に種子の資格を與ふべからず

と彼の第七識を簡ぶ意なり。抑も無情有情の第七識に就いて

この論をなすは何故なりやといふに、彼の第七識は種子

六義中他の五義を具すれど、この果俱有に就いて顯現の義

なき故、それは種子と云ひ得べからずとするなり。何となれば、

有性の人にありては、第六の生法二空の無漏觀に入る

時は、第七識亦我法二執を起さす、故に有性の第七は次の

恆隨轉の義をも缺く、さればこは無論種子とは云ひ得ず。然るにこの無性の第七は唯一

類相續するものなれば、恆隨轉の義をも具すれば、之を以て

種子の資格に叶ふやうに思はるるを以て、乃ち現に和合

すてふ現の字、——顯現の義にて之を簡んで種子に非すと

なす。かの能熏の現行第七は因、所熏の種は果にして、因

果同時に並存するも、果の種子は隠れて顯現せぬ故、果俱

有の義に叶はずとなすなり。次に現在の義とは、前後を簡

べるなり。それは或は過去の法が現在の果を引くとか、或は

未來生相の位よりして現在の果を生ずとかいふの義は、皆

因と果と同時に俱有に非ざれば、果俱有に非ずといふ。次に現

有の義とは、無體の假法を簡

ぶ。それは體實なるものに非ずんば種子の法に非ざればなり。現に和合すといふ和合とは、

相離を簡べしにして、それは外道の自在在天が一切の有情を生ずといふが如きは、能

生の自在在天の因と、所生の一切有情と相離れたるを以て

之を簡べるなり。

**【三四】**此は等。前後を遮すとは經部及び上坐部等の、因は前

に果は後にありといふ因果異時の計を破し、定んで相離を

遮すとは、即ち自在在天外道等の計を破するなり。

**【三五】**現と等。現行と種子とは異類なるを以てよく同時に並

存して因果關係たり得る也。例へば色法の現行は質礙有り

種子は質礙なし、かく二者異類故同時に並存し得るなり。

種子生種子の如きは能生の種

(三六) 因と果とは、俱

なると俱ならざると

有りとは雖、而も現在

の時に因の用は有る

可し、未生と、已滅

とは、自體無きが故

に。

(三七) 現果を生ずる

に、種子の名を立つ

るに依つていふ、自

類を引生ずるを、種と名くるに依つてにはあらず

ありと説く應し。

(三八) 三には恆隨轉。

(三九) 此は轉識を遮す、轉易し間斷するをもつて、種子法が與に相應せざるが故に。

(四〇) 此は種子の、自類相生することを顯す。

も所生の種も同類故同時に並存し得ず、此は必ず前後二念に互れる因果となり、眞正の因果と云ひ得ず、唯義類より因果の名を與ふるのみなり。

【三六】因と等。種子と現行との因果は因果同時に俱存す、併し種子と種子との因果は、因果同時に俱存せず、かく俱存すると然らざるとの差はあれ要するに因となるの功用は必ずや現在の位にあらざるべからず。そは現在には有體なるも餘の二は無體なればなり。

【三七】現果を等。本文の如き調

を用るれば、種子生現行の因縁に種子の名を附する外、種子生種子にも種子たるの義を與ふべき意となる。又註調の如くせば、種子の名は種子生現行のみの場合に限つて、種子生種子の場合には互らさず、故にその意狭し、こは『撰論』に據せる調點なり。

【三八】三には等。三に恆隨轉。

こは種子たるものは、その性一類に相續して斷ぜず、かくて究竟の位迄至るものたらざるべからずとなす。究竟の位とは、その種子に隨つて別あり、種子が初地入見道にして斷ぜらるるならば見道を究竟位とす。又金剛喻定にて斷ぜらるる時には金剛喻定を究竟位とす。

【三九】此は轉識等。轉識並に色法を簡ぶ。之れ三受轉易し、三性改轉し、間斷あるを以てなり。第七は一類相續すれど矢張り漏無漏改轉するなり。

【四〇】此は種子の等。こは種子生種子の一類相續するに就いていふ。是れ因果俱時に非ざれども、俱に種の類に攝むべきを以てなり。

(現果ヲ生ズル依ツテ種子ノ名ヲ立つ、自類ヲ引生スルニ依ツテ種ト名クルニハアラズ) 故に但果と俱に

謂く、要す長時に一類に相續して、究竟の位に至るいい、方に種子と成る。

種子法が與に相應せざるが故に。

此は種子の、自類相生することを顯す。

(三二) 四には性決定。謂く、因の力に随つて、善惡等を生ずるに、因縁の義有り」と執するを遮す。

此は(三三) 餘部の、異性の因の力に随つて、善惡等を生ずるに、因縁の義有り」と執するを遮す。

(三三) 五には待衆縁。謂く、此は要す自の衆縁

の合するを待つて、功能殊勝なるに、方に種子と成る。

子と成る。

此は外道の、自然の因となり、衆縁を待たずして、恆に頼に果を生ずると執するを遮す。

(三四) 或は餘部の、縁恆に無に非ずといふを遮して、所待の縁は、恆に性有るに非ずといふことを顯す。

故に種は果に於て、恆に頼に生ずるものには非ず。

(三五) 六には引自果。謂く、別別の色心等の果を引生ずるに、方に種子と成る。

非ず。

(三六) 此は外道の、唯一因の一切の果を生ずると執するを遮す。

非ず。

(三七) 此は外道の、唯一因の一切の果を生ずると執するを遮す。

非ず。

(三八) 此は外道の、唯一因の一切の果を生ずると執するを遮す。

(三三) 四には等。四に性決定。

こは前に熏ぜし時の現行の因の力に随つて、善惡等を生ずる功能決定せるものならざれば種子たるの資格なし、例へば善の因よりは惡の果を現行するものならざれば、その因に種子の名を與へ得ざるが如し。是れ因縁とは親しく身體を辨生するものならざるべからざるが故なり。

(三三) 餘部。薩婆多等を指す。

(三三) 五には等。五に待衆縁。こは自の種子もまた要す衆縁和合するを待つて、種子轉變して現行することを得といふ

(三三) 或は餘部の等。小乗有部が三世實有法體恆有の計を立て、所待の衆縁恆に存すとさせるが如きは今の遮する所なり。

(三五) 六には等。六に引自果。こは前の諸義を具すと、色種より心法を生じ、心種より色法を生ずるが如きは種子たるの資格なし、必ず色の種よりしては色法を現行せざるべからずといふなり。

(三六) 此は等。外道の、大自在の因よりして一切の果を生ずるが如き、今の所遮たり。

なり。

なり。

なり。

(三七) 或は餘部の、

色心等しい互に因縁と爲ると執するを遮す。

唯本識の中の功能

差別のみ、斯の六の義を具するをもつて種と成る、餘には非す。

(三八) 外の穀・麥の等

きは、識が所變なるが故に、假つて種といふ名を立つ、實の種子には非ず。

(三九) 此の種の勢力

【三七】或は等。薩婆多等の、善の色を以て餘の四蘊に望めて因となり、又餘の四蘊を色に望めても因となるといふが如き今の所遮たり。

【三八】外の穀麥等。こは識所變の現行法にして、之より更に穀麥等の芽を生ぜしむる故重變なり。その現行法は種子ならず、従つて増上縁たれど親因縁の義なれば、唯假つて種子の名を立つるのみ。

【三九】此の種の等。次に雙じて内外の生引二因を辯す。この生引二因に就いては世親無性二の『攝論』その釋相稍と異にして、今の論文はその二論に依れるなり。先づ生因とは内外の種が近果を生じ、正果を生ずるをいふ。次に引因とは遠果を引き、殘果を引くを

いふ。故に此二因は自ら遠近二果の一重と正殘二果の一重との二の相望あり。先づ無性の意によりて譯せば内種の方を十二緣起に約して語る。そは内種の種子より現在の識等を生ずるを近果と名く、是れ生因なり。又名色等を引くを遠果といふ、是れ引因なり。

この名色等を種子に望むるに其中間に識を隔つれば、識の隔てなきに非ざるを以て遠果といふ。又外種の方にては麥等の種を芽等を生ずるに約す。麥等の種より芽の生ずるを近果といふ、是れ生因なり。又夫より莖・枝・蕾等を引生ずるを凡て遠果といふ、是れ引因なり。次に世親の意にては内の種子より正果を生ずる、即ち現在の種より現在の身を

生ずるを生因と名く。六處等を生ずるも又皆生因と名く。殘果を引くを引因といふ。殘果とは死せし後、尙死骸等を引き即ち是なり。死せし人の生靈は他に去りて、而も尙死體滅するものに非ず、之を殘果と云ひ、引因と云ふ。外の種の芽・莖等を生ずるを正果と名く、之れ正因なり。又此の枯朽したる後に引くものを殘果といふ、是れ引因なり。右の如く無性は近遠二果を引くを二因とし、世親は正殘二果を引くを二因とす。その果名の異なるが如く、釋相聊が異りと雖『述記』の意にては、之れ世親は釋すること略に、無性は釋すること廣なれば、相違せるに非ずと云へり。

が、近こんと正しやうとの果くわを生しやうずるをば、名なづけて生因しやういんと曰いひ、遠えんと殘ざんとの果くわを引ひて頓とんに絶たえざら令しむるをば、即すなはち引因いんと名なづく。

【三〇】内種ないしゆは必かならず熏習くんじゆするに由よつて 生しやうじ長ちやうず。親したしく能よく果くわを生しやうず、是れ因縁いんねんの性しやうなり。

外種けいしゆには熏習くんじゆすること、或あるときは有あり或あるときには無なし。増上縁ぞうじやうえんと爲なつて、所生しよしやうの果くわを辨べんす。

必かならず内種ないしゆを以もちて彼かれが因縁いんねんと爲なす、是これ、【三一】共相きやうの種しゆが所生しよしやうの果くわなるが故ゆゑに。

【三二】何等なんらの義ぎに依よつてか熏習くんじゆといふ名なを立たつる。  
所熏しよくんと能熏のうくんとに、各おのの四よの義ぎを具ぐして、種しゆをして生しやう長ちやうせ令しむるが故ゆゑに、熏習くんじゆと名なづく。

何等なんらをか名なづけて所熏しよくんの四義しよぎと爲なす。

一には堅住性けんじゆうしやう。若もし法ほふが、始はじめより終おはりにいたるまで一類いんるに相續さうぞくして、能よく習氣じつげを持ぢするいい、乃すなはち是これ所熏しよくんなり。

【三五】此こは、轉識てんじきと及および聲こゑと風かぜとの等ごきは、性堅住しやうけんじゆうならざるが故ゆゑに、所熏しよくん

【三〇】内種は等。次に四縁分別。

【三一】生じ長ず。生ずとは熏生にして新熏を生ずること。長ずとは熏長にして本有を増長せしむること。

【三二】共相。種子に共相・共相の二種あり。唯自にのみ局りて他に通ぜざる五根等の種子は不共相なり。又他の有情共に受用する一切並境の種子の如きは共相なり。

【三三】何等の等。以下熏習の相を辯す。中に三、初に所熏の四義。

【三四】所熏と能熏。所熏は第八識、能熏は前七識。

【三五】此は等。無色界に生ぜし時、色即ち無く、滅盡定に入る時に心即ち無し。かく之等は性堅住にあらざる故不可なりと遮す。

に非ずと遮す。

二には無記性。若し法が(三三)平等にして、違逆する所無く、能く習氣を容るるいい、乃ち是れ所熏なり。

此は善と染とは、勢力強盛にして、容納する所無きが故に、所熏に非ずと遮す。

此に由つて如來の第八淨識は、唯舊種のみを帶して、新しく熏を受くるものには非ず。

三には可熏性。若し法が(三三)自在なり、性堅密に非ずして、能く習氣を受くるいい、乃ち是れ所熏なり。

此は、心所と及び無爲法とは、他に依り、堅密なり、故に所熏に非ずと遮す。

四には能熏と共に和合する性。若し能熏と同時同處にして、即せず離せざるいい、乃ち是れ所熏なり。

此は、(三三)他身と(三四)刹那の前後とは、和合する義無きが故に、所熏に非ずと遮す。唯(三四)異熟識のみ此の四の義を具して、是れ所熏なる可し、心所等には非ず。

【三三】平等。無記は善惡に違ぜざるが故に平等なり。

【三三】舊種。因中にありて曾て熏習せし所の無漏種子。

【三三】自在等。自在とは心王となつて體自在なること、心所を簡ぶ。性堅密に非ずとは無爲を簡ぶ、無爲はその體堅密なればなり。

【三三】他身。こは己が作りし善惡等を他人の識に熏する如きは不可なりとの意。之れ相應せざるが故なり。

【三四】刹那の前後。經部等の因果異時の計を遮す。

【三四】異熟識。第八阿賴耶識。



二四二 何等をか名けて能熏の四義と爲す。

一には有生滅。若し法が常に非ずして、能く作用を有し、習氣を

二四三 生長するいい、乃ち是れ能熏なり。

此は、無爲は前後變せず、生長の用無きが故に、能熏に非ずと遮す。

二には有勝用。若し生滅すること有り、勢力増盛にして、能く習氣を引

けるいい、乃ち是れ能熏なり。

此は、二重の心所等は、勢力羸劣なるが故に、能熏に非ずと遮す。

三には有増減。若し勝用有り、増す可く減す可くして、習氣を攝植する

いい、乃ち是れ能熏なり。

此は、佛果の圓滿の善法は、増も無く減も無し、故に能熏に非ずと遮す。

二四四 彼いい若し能熏ならば、便ち圓滿に非ずなり、前後の佛果に勝劣有り

ぬ應し。

四には所熏と和合して而も轉ず。若し所熏と同時同處にして、即せず離

せざるいい、乃ち是れ能熏なり。

此は、他身と刹那の前後とは、和合する義無きが故に、能熏に非ずと遮す。

【二四二】何等をか等。次に能熏の四義。

【二四三】作用。有爲法にして生長變化あること。

【二四四】生長。新熏種を生じ、本有種を増長せしむるも。前に註するが如し。(次前【二二二】参照)

【二四五】異熟の心所等。第八識の心所、並に彼の相分と及六識中の異熟生の無記なり。

【二四六】彼いい等。佛果に若し更に新種を増すことあらむか、即ち四智心品に等差生じて圓滿ならず、従つて前後の佛果に優劣あることとなり、所謂佛佛平等覺の義無くなんぬべし。故に佛果に熏習あることなし、之を佛無熏習と云ふ。

唯七轉識と及び彼の心所といい、勝れたる勢用有つて、而も増減する者のみ此の四の義を具するを

もつて、是れ能熏なる可し。

【二七】是の如く等。次に熏習の義。

【二八】能熏の等。種子生現行

減して、熏習の義成す。

所熏の中の種子を生じ長せ令むること、苜蓿に熏するが如し、故に熏習と名く。

【二九】同類因等。之亦六因中の一にして、同一類のものに就いて、前時のものが後時のものに對して因となるをいふ。

能く因と爲つて、復種を熏成す。

三法展轉して因と果と同時なること、炷の焰を生じ、焰の生じて炷を燦するが如し。亦是、東

蘆の更互に相依るが如し。

因と果と俱時なりといふこと、理しい傾動すべからず。

能熏が種を生じ、種が現行を起すことは、

種子が前後にして、自類相生することは、

俱有因をもつて土用果を得といふが如し。

同類因をもつて等流果を引くといふが如し。

【三〇】能熏の等。種子生現行

（本有種より現行を生ず）現行

熏種子（その現行より新しく種を熏す）の二作用同時に行

はる、故に種子・現行・種子の

三法展轉して因果同時なり。

【三一】俱有因等。小乘に六因・

四緣・五果の法門あり、今俱

有因とはその六因中の一にして、

同一の時間中にありて、

自他互に因果關係をなし、資

助するをいふ。土用果とは、

その五果中の一にして、俱有

因・相應因によりて得る結果

をいふ。土用とは士夫の作用

といふことにて、士夫の力に

よりて諸の事業の成就する如

く、俱有因・相應因の作用に

よりて得る結果なるが故に、

喩に從つて土用果と名く。

【三二】同類因等。之亦六因中の

一にして、同一類のものに就

いて、前時のものが後時のも

のに對して因となるをいふ。

例へば前時の善心が後時の善

心の因たるが如き之なり。等

流果とは、亦五果の一にして

六因中同類因・遍行因により

て得る所の結果をいふ。後時

(四) 此の二いい果に於て、是れ因縁性なり、

此を除いて餘の法は、皆因縁に非ず、(五) 設ひ

因縁と名けたりとも、應に知るべし假説なるぞ。

是を、略して一切種の相を説くと謂ふ。

(五) 此の識の行相と所縁と云何ぞ。

謂く、不可知の執受・處と了となり。

了とは謂く、了別なり、即ち是れ 行相なり

り、識は了別するを以て行相と爲すが故に。

處とは謂く、處所なり、即ち 器世間なり、

是れ諸の有情の所依處なるが故に。

執受に二有り、謂く、諸の種子と及び有根身

とぞ。

諸の種子とは、謂く、諸の相と名と

分別との習氣なり。

有根身とは、謂く、諸の色根と及び根

【五】此の二。種生現・現重種の同時因果と、種生種の異時因果との二つをいふ。

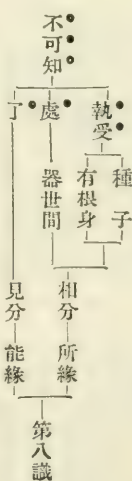
【五】設ひ等。例へば『對法論』

第四に十二緣起を因縁と名けたるが如き、是れ皆假説にして、親しく自果を辨する親因

縁には非ざるなり。

【五】此の識の等。以下第二に所縁行相門。中に三、初に略解。

【五】謂く等。この一段の意を圖解すれば次の如し。



【五】行相。『述記』の上に三釋ある中、今その一釋の意によれば、行とは遊履の義、相とは體相の義。曰く、能縁の見分が所縁の境の體相に遊履する意なり。

【五】器世間。有情を受け容るる世間の意。山河大地等の世界をいふ。依報のことなり。

【五】諸の相と等。相とは所詮名とは能詮。而して此二は所

變即ち能縁たり。故に今の意は、能所縁たる、一切有漏三性の諸法の種子を云へるなり。

【五】諸の色根等。色根とは五根、即ち勝義根を指す、根依處とはその扶根塵を指す。一身はこの二を以て成れる故、即ち身體を總稱して有根身と云へるなり。勝義根扶根塵の差別は、勝義根は正しく五

依處とぞ。

(三三) 此の二は、皆是れ識に執受せられ、攝して自體と爲す、安と危とを同じうするが故に。

執受と及び處とは、俱に是れ所緣なり。

阿頼耶識は、(三〇) 因と緣との力の故に、自體生ずる時、内には種と及び有根身とを變爲し、外には器を變爲す。

即ち所變を以て自の所緣と爲す、行相は、之に杖して起ることを得るが故に。

(三一) 此の中に、了とは謂く、異熟識い自の所緣に於て了別の用有るなり。此の了別の

用は、見分に攝めらる。

(三二) 然も有漏識の自體生ずる時に、皆所緣・能緣に似る相現す。

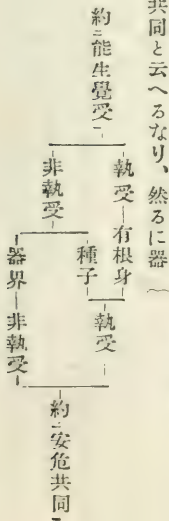
(三四) 彼の相應法も應に知るべし亦爾なり。

根の體にして、所謂發識取境の用あり、之れ即ち五官神經に當る。扶根塵は勝義根の所依處たるを以て根依處と名けられ、色・香・味・觸の四塵を以てその體とす。之れ即ち五官機能なり。

【三六】此の二は等。種子・有根身の二を指して執受と云ふ。

然るに執受には能生覺受と安危共同との二義あり。その安危共同の義に約すれば、種子及び有根身を執受となし、器界は非執受なり。是れ、由來安危共同の義たる、善趣を安と名け、惡趣を危と名け、而して第八若し安ならば、種子有根身も亦隨つて安穩なり、第八若し危ならば種子・有根身も亦隨つて危厄なり、故に共同と云へるなり、然るに器

界にはこの義無ければ、之を非執受とするなり。次に能生覺受の義に約すれば、有根身を執受となし、種子は器界と同じく非執受なり。是れ抑、能生覺受の義たる、第八識逆順の境を領受して、有根身を以てよく後時の覺受を生ぜしむるを云ふなれば、唯有根身を以て執受となす。然るに種子及び器界には此義無ければ之を非執受とするなり。さり乍ら、理實を以て論ずれば、その能く覺受を生ずるの義は、有根身中唯身根のみにして、餘の四根並に扶根塵は、身根を離れずして一處に聚集せるを以て相從して亦之を覺受と名くるなり。今上來の所明を略して圖示せば左の如し。



所縁しよえんに似る相さうをば、説といて相分さうぶんと名なづけ、能縁のうえんに似る相さうをば、説といて見分けんぶんと名なづく。

【三五】若し心しん心所しんじよの所縁しよえんの相さう無なくんば、自じの所

縁えんの境きやうを縁えんすること能あたはざる應べし、或あるひは一  
一いい、能よく一切さいを縁えんず應べじ、自境じきやうも餘よの如ごとく  
餘よも自じの如ごとくあるべきが故ゆゑに。

若し心しん心所しんじよの能縁のうえんの相さう無なくんば、能縁のうえんにあ  
らざる應べし、虚空等こくうとうの如ごとし。

或あるひは虚空等こくうとうも、亦是またこれ能縁のうえんなるべし。

故ゆゑに心しん心所しんじよは、必かならず二にの相有さうあり。

【三五】契經けいきやうに説とけるが如ごとし。

一切さいは唯覺ただかくのみ有あり、所覺しよかくの義ぎは皆無みななし。

能覺のうかくと所覺しよかくとの分ぶんいい、各おのおの自然じねんにして而も

轉てんずといふ。

【三六】識しきに離はなれたる所縁しよえんの境有きやうありと執しやうずる者もの、

【三六】因いんと縁えん。因いんとは名言親因

縁の種子、縁えんとは善惡業増上

縁の種子なり。之これによりて第

八はちの自體生ず。

【三五】此こゝの中に等と。次に廣解。

中に二、初はつに行相ぎやうさう。之これに三、

先づ了の言を釋す。

【三六】所縁しよえん。即すなはち第八の相分さうぶんに

して、上に述べし種子じゆじ、有根

身及び器世間をいふ。

【三五】然しかも等と。次に四分義を明

す。之これに四、初はつに二分。安慧

及び正量部等が所縁の相無し

といふと大に異り。又薩婆多

等の、行相ぎやうさうば有あれども心外しんがいの

境きやうを取るといふに同じからざる旨を知るべし。

の相分を縁せずと云はば、例

へば眼識は自の相分色境を縁

じ、耳識は自の相分聲境を縁

ずといふが如きことなき故、

一いが一切の境を縁すべく、

自境を他が縁じ、他境を自が

縁する如きこととなりぬべし。

【三七】契經けいきやう。『厚嚴經』の頌しゆなり。

頌の中前の二句は、内心

は有り、外境は無しと明せる

意にして、後の二句は自の内心に於て、見相二分有りと明

せる意なり。覺とは、心心所

の總名にして、覺のみ有りと

は唯能縁の心のみありとのこ

と、故に所覺即ち心外實有の境はあることなきなり。第三

句の能覺・所覺とは次での如く見分・相分なり。之が自然にして轉ずとは、見相分各々自然にその因縁相合するに従つて起るを以て、心外の境を待

彼が説かく、外境は是れ所縁なり、相分をば行相と名け、見分をば事と名く、是れ心心所の自體の相なるが故に。心と心所とは、所依・縁同なり、行相相似せり。事は數等しと雖、而も相各異り、識と受と想との等きい、相各別なるが故にといふ。

(三七〇) 識に離れたる所縁の境無しと達せる者則ち説かく、相分は是れ所縁なり、見分をば行相と名く。

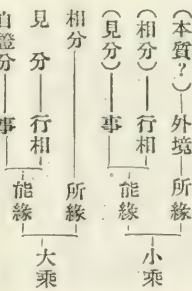
相と見とが所依の自體をば事と名く、即ち自證分なり。

此れい若し無くんば、自ら心心所法をば憶せざる應し、曾更ざりし境をば、必ず憶すること能はざるが如くなるが故に。

心と心所とは所依の根同なり、所縁相似

つことを要せずとなり。

【云六】識に等。次に三分。此下大小乗の説の相違を列舉せり今之を明瞭にせむが爲に左圖を設く。(小乗と云ふも十九部にして正量部をば除くなりそはこの部は能縁の外に所縁の相無しといふが故に。



小乗の表中、括弧の中の名稱は、姑く大乘の名目を以て、小乗のそれに當てばめしものなり。

【云九】事。こは體事にして、心王・心所その體何れも一つづつにして、多くあることなし之を數等しといふ。而してそ

の相各異りとは、大乘の行相各別といふに相當す。

【云三〇】識に離れたる等。大乘の義。

【云三二】所縁相似等。『瑜伽論』一には「同一所縁不同一行相」とあり、本論とその意同じ。所縁相似とは王所の變ずる相分相似せり、例へば青を緣する時、心王並に相應の心所の變ずる所皆青の相分なるが如し。然るに行相各別とは、例へば心王・心所且く一の青境を緣する時、心王は了別の行相を以て之を緣じ、作意の心所は警覺の行相を以て之を緣じ、受の心所は領納の行相を以て之を緣する等、王所夫同じからず、斯の如きを行相各別といふ。

【云三三】所量等。次の表の如し。  
所量——相分——反物  
能量——見分——尺  
量果——自證分——能量の智

せり、行相各別なり、了別し領納するが等き作用各異なるが故に。事は數等しと雖、而も相各異り、識と受との等き、體差別有るが故に。

然も心と心所とは、一いい生ずる時に、理を以て推徴するに、各三の分有り、(三三)所量と能量と量果と別なるが故に、相と見とは、必ず所依の體有るが故に。

集量論の伽他の中に説くが如し、  
境に似たる相は所量なり、能く相を取ると自證とは、即ち能量と及び果となり、(三三)此の

三は體別なること無しといふ。

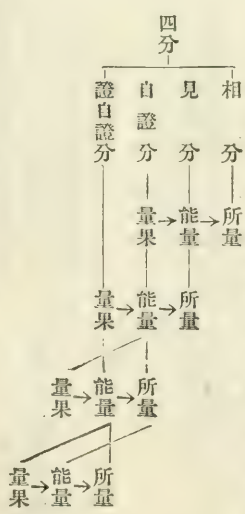
(三四)又、心心所を若し細く分別するに、四分有る應し。三分は前の如し、復第四の證自證分有り。

此いい若し無くんば、誰か第三を證せむ、心

右圖の三分の譬に反物等を以て示せるが、こは反物を以て所量相分に、之を量る尺(モノサシ)を以て能量見分に、而して、その量つて幾尺あるかを知る能量の人の智を量果自認分に況せるなり。

【三三】此の三等。體是れ一識なれども、功能各別なるが故に説いて三となす。  
【三四】又心心所等。次に四分。前の反物等の例にて云へば、第四證自證分は、番頭が反物

(第一重) (第二重) (第三重) (第四重)



圖の矢の方向は能縁の作用を顯す。

を量りしを更に認可する主人の如し。而してこの主人の認可せるを、番頭が却つて證明す。今かくの如く證自證分が自證分と認可するを、自證分が却つて亦證明す、故に證自證分を證明する爲の第五分を立つるを要せざるなり。かく後の二分互に縁じて認知するを後二分相縁といふ。而して此能量・所量・量果の行はるる場合、(四分)互りに互りて四重あり、左圖に就いて知るべし。

分ぶんといふは既に同どうなるをもつて、皆證みなしやうす應べきが故ゆゑに。

又また、自證じしやうぶん分ぶんは、果有くわいること無なかる應べし、諸もろの能量のりやうは必ず果有かならるが故ゆゑに。

見分けんぶんは是これ、第三だいが果くわには應ちやうせず、見分けんぶんは或ある時には、三量さんりやうにも攝せつするが故ゆゑに。

此これ由よつて見分けんぶんは第三だいを證しやうせず、自體じたいを證しやうするは、必ず現量げんりやうなるが故ゆゑに。

此この四分しぶんの中に、(三三)前まへの二ふたは是これ外げなり、後のちの二ふたは是これ内ないなり。

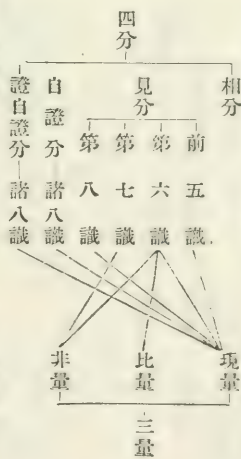
(三七)初はつのは唯所緣ただしよえんなり、後のちの三さんは二ふたに通つうず。

謂いはく、第二だいの分ぶんは但第一ただだいのみを緣えんず、或あるは量りやうにも非量ひりやうにも、或あるは現あらにも、或あるは比ひにもあり。

第三だいは能よく第二だいと第四だいとを緣えんず。證自證分じやうじしやうぶんは唯第三ただだいのみを緣えんず、第二だいに非あざることは、無なし。

用もちなるを以もつての故ゆゑなり。第三だい・第四だいをば皆現量みなげんりやうに攝せつむ。

【三五】非量ひりやう。第七識だいしちしきの見分けんぶんは恆とこに非量ひりやうにして、第六識だいじゅうしきの見分けんぶんは三量さんりやうに通つうずる故ゆゑ亦非量またひりやうなる



ことあり。今この三量さんりやうを四分しぶんに配くわして圖示ずせば左ひだりの如ごとし。

【三六】前まへの二ふた等とう。相分さうぶんが外げとは是れ外げの本質ほんしつの上に影像えいざうを浮うべしが相分さうぶんなれば外げなり、見分けんぶんこの相分さうぶんを緣えんずる故ゆゑ亦外またげといふ。外げといふも體たいが外げに非あざること勿論むろんなり。後二分のちふたぶんの内うちたることは唯體ただたい内うちにして、外げに向つて緣えんぜぬ故ゆゑに内うちといふ。

【三七】初はつのは等とう。以下前掲いげの二圖ず(二七四)・(二七五)を對照たいしやうしてその意いを了りょうすべし。

【三八】量りやうにも等とう。量りやうとは現量げんりやう・比量ひりやうのこと。「或あるは現あらにも或あるは比ひにもあり」とは、この「量りやう」の内容ないよう(即ち現量げんりやう・比量ひりやう)を重あねて詳くわに云いへるなり。



故に心心所は、四分合して成じ、所能縁を具して無窮の過無し、(二七九) 卽しても非ず、離しても非ず、唯識が理成じぬ。

是の故に (二八〇) 契經の伽他の中に説かく、

衆生の心は (二八二) 二性なり、(二八三) 内と外との一切の分いい、所取・能取の (二八五) 纏あり、(二八四) 見は種種に差別なりといへり。

此の頌の意の説かく、衆生の心性は二分合して成ず、若くは内にもあれ若くは外にもあれ、皆所取・能取の纏縛有り。見は種種に、或は量にも非量にも、或は現にも或は比にも、多分差別なると有り、此が中に見とは、是れ見分なるが故に。

(二八六) 是の如き四分を、(二八七) 或るところには攝して

三と爲り、第四をば自證分に攝入するが故に (二八七) 或るところには攝して二と爲り、後の三は俱に是れ能縁の性なるが故に皆見分に攝す。此に見と言ふは是れ能縁の義なり。

(二八八) 或るところには攝して一と爲り、體別ること無きが故に。 (二八九) 入楞伽の伽他の中に説くが如し、

【二七九】卽して等。功能別なるが故に卽にも非ず、又體是れ一なるが故に離にも非ず。  
 【二八〇】契經。『厚嚴經』の頌。  
 【二八二】二性。内外の二性。  
 【二八三】内と外。自とは自證・證自證分。外とは相・見分。  
 【二八四】纏。こは次下の解釋の如く、纏縛・纏縛にして、四分有漏心なる故繫縛あるなり、無漏心ならばこの纏あることなし。  
 【二八五】見は等。見分は三量に通せる故、種種に差別すといふ。  
 【二八六】是の如き等。次に一分。  
 【二八七】或るところ。『集量論』。  
 【二八八】或るところ。『厚嚴經』。  
 【二八九】或るところ等。安慧の一分説とは異り、今は四を合して一とするが故に。  
 【二九〇】入楞伽。『十卷楞伽』第九。

自心の執著するに由つて、心しい外境に似て轉ず。

彼の所見非有なり、是の故に唯心と説くといへり。

是の如く處處に唯一心のみと説けり、此の一心てふ言には、亦心所をも

攝めたり。

故に識の行相は即ち是れ了別なり、了別といふは、即ち是れ識が見

分なり。

言ふ所の處とは、謂く、異熟識が共相の種を成熟せる力に由るが故

に、變じて色等の器世間の相に似るなり、即ち外の大種と及び所造の

色となり。

諸の有情の所變各別なりと雖、而も相いい相似たり、處所異なるこ

となし、衆の燈明の、各々遍して一に似るが如し。

誰の異熟識か此の相を變爲する。

有る義は一切なり、所以は何。契經に説くが如し、一切の有情の業

増上の力に共に起されたるが故にといふ。

有る義は、若し爾らば、諸佛菩薩は、實に此の雜穢土を變爲す應し。諸の異生等いい、實に他

【二〇】彼の所見。心外實有の所見。

【二一】故に等。次に總結。

【二二】言ふ所の等。次に所緣。

之に三、初に外境。その中先づ總じて解釋す。

【二三】外。外處にある故外と云へるにして、心外に非ざること勿論なり。

【二四】誰の等。次に諸師の説、之に三あり。

【二五】有る義は等。第一師の説一切とは凡・聖・五趣の有情。自他界地・已・外身に通ず。契經とは「立世經」なり。

【二六】有る義は等。第二師の説。

【二七】他方と等。他方とは三千里外の極樂等。此の界とは娑婆界の靈山等なり。

【二八】他

方と此の界との諸の淨妙の土を變爲す應し。又諸の聖者の、有色を厭離して無色界に生じ、必ず下に生ぜざるべきに、此の土を變爲して復何の所用かあらむ。

是の故に、現に居せるひとと、及び當に生すべき者との彼の異熟識い、此の界を變爲す。經には、少分に依つて一切の言を説けり、諸の業同なる者は、皆共に變するが故にといふ。

〔二九六〕 有る義は、若し爾らば、器の將に壞せむとする時には、既に現に居せるひと及び當に生すべき者無し、誰の異熟識か此の界を變爲するや。

又、諸の異生の、有色を厭離して無色界に生じたるは、現に色身無し、預め土を變爲すてふこと、此復何の用かある。

設ひ色身有りと、異地の器と 麤細懸隔にして、相依持せず、此が彼を變爲するに亦何の益する所かある。然も所變の土は、本色身を依持し受用せむが爲なり、故に若し、身に於て持用すること有る可きが、便ち彼を變爲す。

〔三〇〇〕 是に由つて、設ひ他方の自地に生ずとも、彼の識い亦此の土を變爲することを得。

【二九六】 有る義は等。第三師の説。佛教にては世界の成立より空無に至る迄を成・住・壞・空の四劫に分つ。その中今の文意は壞劫の場合なり。

【二九七】 麤細等。上地は微細、下地は虚疎、その別あり。

【三〇〇】 是に由つて等。この意は設ひ三千界の隔てる界にても欲界は欲界、色界は色界といふ様に自地の器界を變爲す。即ち欲欲同變・色色同變等と稱せらるるもの之にして、欲界のものは欲界自らの地を變じ色・無色界亦然り。

故に器世界の將に壞せむとするときや、初に成する時にも有情無しと雖、而も亦現に有り。

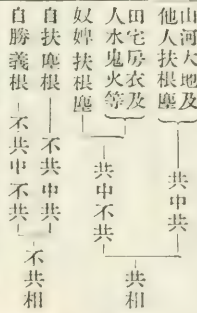
此は一切の共受用の者を説く。若し別受用ならば、此に准じて應に知るべし、鬼・人・天等の所見異なるが故に。

諸の種子とは、謂く、異熟識が持する所の一切の有漏法の種なり。此は識の性に攝めらる、故に是れ所縁なり。

無漏法の種は、此の識に依附せりと雖、而も此の性に攝めらるるに非ず、故に所縁に非ず。所縁に非ずと雖、而も相離せず、眞如の性の如く、唯識に違せざりぬ。

有根身とは、謂く、異熟識が不共相の種を成熟せる力の故に、變じて色根と及び根依處とに似るぞ、即ち内の大種と及び所造の色

【二〇】共受用…別受用。之を説明するに方り、先づ共相。不共相中に更に四句の分別あることを知らざる可からず、今解し易からしめむが爲に圖を以て示すべし。



のみに限れるを以て、之を共中不共といふ。又自の扶根は唯自己のみの所屬なりと雖、亦他人の受用する所となるを以て、之を不共中共といふ。又自の正根は獨り自のみの受用にして、他人の受用する所に非ざるを以て之を不共中共といふ。されば此四句に於て上の共不共は種子の執受非執受到約して分別し、下の共不共は現行上の變現同異に約して分別せるなり、奴婢の扶根に就いては異説あれど、共中不共に攝すべきもの也)而して全文に共受用といふば、是れ共中共を指し、別受用とは共中不共を指せるなりとす。

【二一】諸の種子等。次に内境。之に二、初に種子。

【二二】有根身等。次に有根身。

【二三】色根と等。色根は不共中共・根依處は不共中共なり。

となり。

共相の種を成熟せる力有るが故に、**【三〇五】** 他身の處に於て亦彼を變似す、爾らずんば、他を受用する義無かる應し。

**【三〇六】** 此が中に有る義は、亦根をも變似す、辯中邊に、自他身の五根に似て現すと説くが故にといふ。

**【三〇七】** 有る義は、唯能く變じて依處のみに似る、他根をば己に於て用ゐる所に非ざるが故にといふ。

**【三〇八】** 自他身の五根に似て現すといふは、自他の識が各、自ら變する義を説くことなり。故に他地に生じて或は般涅槃しぬれども、彼の餘れる尸骸猶見に相續せり。

**【三〇九】** 前來は且く、業力所變の外器と内身との界地の差別を説きつ。

若し定等の力をもつて變する所の器と身とならば、界地自他において則ち決定せず。**【三一〇】** 變する所の身器は、多くは恆に相續せり、聲光

等を變するは、多分は暫時なり、現縁の力の擊發するに隨つて起るが故に。

**【三〇五】** 他身の處。他の扶根。

**【三〇六】** 此が中に等。安慧等の説。之にては單に他人の扶根のみならず勝義根をも變似すといふ。「亦根を」の根とは勝義根のことなり。

**【三〇七】** 有義は等。護法等の説。

**【三〇八】** 自他身等。「辯中邊論」に自他身の五根に似て現すと云へるは、自識は自根を、他識は他根を各、自ら變爲する、とを説くの意なり。

**【三〇九】** 前來は等。次に總料簡。之に二、初に未盡を料簡す。

**【三一〇】** 變する等。内身は多分は相續す、但し少分は生れし一剎那にして命終する如きあり。又外器は大抵長時間相續す、但し聲光等は暫時なり。

【三二】略して此の識の所變の境を説かば、謂く、有漏の種と、十の有色處と、及び墮法處の所現の實色となり。

何が故に此の識は、心と心所との等きを變じて所縁と爲ること能はざるや。

有漏識の變に略して二種有り。

【三三】一には因縁の勢力に隨つて故變ず、二には分別の勢力に隨つて故變ず。初のは必ず用あり、後のは但境のみと爲る。

異熟識が變ずるには、但因縁のみに隨ふ、そゑに、所變の色等しい必ず實用有り。

もし心等を變せば、便ち實用無くなんぬ、相分心の等きは、縁すること能はざるが故に。

【三三】彼は實用あるをもつて、別に此に従つて生ずることを須ゐる。

【三二】略して等。次に總じて束れて分別す。第八の所變の境は已述の如く種子・有根身・器世間の三なり。この文に有漏の種とは種子、十の有色處とは有根身、墮法處の所現の實色とは器世間なり。就中十の有色處とは内外に通ずる五塵と、内の五根とをいふ、總じて有根身のこと。墮法處の所現の實色とは法處所攝の中の實色、即ち器界をいふなり。

【三三】一には等。所謂因縁變、分別變の所談にして、有漏識の變にこの二のあることを心得ざるべからず。因縁變とは因縁とは眞實力用ある種を指す、之より生ぜしものを因縁變の物柄とす。即ち第八心王と前五識の心心所と五俱意識の心心所と、及び定心との所縁の實種所生を以て因縁變とす。之によつて因縁變の條件

として、能變の心に任運起と有力用との二義あり、所變の相に實種生と有實體と有實用との三義あり、能所合して五義を具するものなり。次に分別變とは、分別とは心心所の異名にして、能縁の分別力より變ざる相分なれば、之を分別變の相分とす、この相分を生ずる能生の種に實種無きものもあり、又所生の相分に力用なきものもありて、上の五義を具せざるを凡て分別變と稱するなり。獨頭意識の心心所と、第七識の心心所と、第八識の心所との相分の如きは、假種より生じて實種より生ぜず、ただ境となし、之を分別變の物柄とす。

【三三】彼……此。彼とは七識等を指し、此とは第八識を指す。

無爲等を變せば、亦實用無くなんぬ。

故に異熟識は心等を縁せず。

無漏の位に至るときには、三四勝れたる慧と相應す、分別無しと雖、而

も澄淨なるが故に。設ひ實用は無くとも亦三五彼の影を現す、爾らずんば

諸佛は遍智に非ざる應し。

故に有漏の位の此の異熟識は、但器と身及び有漏種とのみを縁す。

欲・色界に在つては三の所縁を具す。無色界の中にしては有漏の種のみ

を縁す、色を厭離せる故に業果の色は無し、定果の色有りといふことは、

理に於て違すること無し、彼の識も亦此の色を縁じて境と爲せばなり。

三六不可知といふは、謂く、此が行相極めて微細なるが故に、了知す可

きこと難しといはむとぞ。

或は此が所縁の三七内執受の境も亦微細なるが故に、外の器世間も量測

り難きが故に、不可知と名く。

云何が是れ、識が所縁の境を取る行相知り難きや。

三八滅定中に身に離れざる識あるが如く、應に信じて有と爲すべし、然

【三四】勝れたる慧。大圓鏡智。

【三五】彼の影。無爲の影像。

【三六】不可知等。次に不可知の言を釋す。

【三七】内執受の境。種子・有根身。

【三八】滅定中に等。こは上座部及び經部の末計等、滅盡定は無心なるも、微細の意識ありて身に離れずして相續すと談するを以て、今夫を例として、汝が滅盡定中に猶微細の意識あり、有情數に屬するが故にといふが如く、我が第八識も汝が分別智慧の及ばざるところなれども、佛この甚深微細の識極にありて流轉斷障の源となると致へ給ひし故に、汝も亦之を信すべしといふ。

【三九】然も等。こは理を以て薩婆多に對して答ふるなり。彼宗には二無心定には識無けれ

も必ず滅定には識有りと許す可し。有情に攝むるが故に、有心の時の如し。無想等の位も當に知るべし亦爾なり。

ども、命根・衆同分を任持すれば、有情なりといふ。故に今滅定中には識ありと許すべし等と云ふなり。



# 巻の第三

(二) 此の識は、幾くの心所と相應するや。

常に、觸と作意と受と想と思と相應す。

阿頼耶識は、無始の時より來、乃 未轉

に至るまで、一切の位に於て、恆に此の五の心

所と相應す、是れ、 遍行の心所に攝むるを以

ての故に。

觸とは、謂く、三和して變異に分別するな

り、心心所をして境に觸れ令むるをもつて 性

と爲し、受・想・思の等きが所依たるをもつて業

と爲す。

謂く、根と境と識と更に相隨順せるが故に、

三和と名く。觸いい、彼に依つて生じ、彼を

【一】 此の識は等。第三に心所相應門。中に二、初に略説。

【二】 阿頼耶等。次に廣釋。之に三、初に頌の當の言を釋す。

【三】 未轉。金剛無間道のこと。即ち佛果の直前の位なり。

【四】 遍行。こは一切の時・性と相應するが故にかくいふ。

この心所に女の如く觸・作意・受・想・思の五あり。

【五】 觸とは等。次に五の心所を釋す。之に二、初に別して

五の體性・業用を釋す。之にまた五、先づ觸。五三和とは所依

根・能緣識・所緣境の三が和合するをいふ、この處に觸が生

ずとなす。故に觸ば果、三和は

因なれば今文「謂く三和して」

と云へるは因より觸を解せる

なり。さてこの三和の處に觸

生ずといふ説所謂三和生觸説

は、小乗有部にても之を唱へ、

經部は三和成觸とて、三和の

處是れ觸にして、別に新しく

觸なるもの生ずといふには非

ずとなす。次に變異とは、根・

境・識の夫夫別別にては何等

の作用を呈せず、三和してこ

そ始めて各自の作用を顯し得

れ、この三和せる時は勝用を

起すを得て和合せざる以前と

大に異れば、之を變異といふ。

次に分別とは、「アンベツ」と

濁りて訓むべし。こは相似の

義にして、普通の思推分別等

して和合せしむ、故に説いて彼と爲す。

三が和合する位に、皆順じて心所を生ずる功能有るを、説いて變異と名く。

觸いい、彼に似て起るが故に、分別と名く。

根が變異の力いい、觸を引いて起さしむる

時に、彼の識と境とに勝れたり、故に集論等に但根が變異に分別すと説けり。

一切の心と及び心所とを和合して、同じく

境に觸れしむるは、是れ觸の自性なり。既に順

じて、心所を起す功能に似るが故に、受等が所

依たるを以て業と爲す。

起盡經に、受・想・行の蘊は、一切皆觸を以て

縁と爲すと説けるが故に。

斯に由つて、故、識と觸と受との等きは、

二・三・四和合するに因つて生ずと説けり。

の分別とその意同じからず。

而して變異に分別すとは、三和合して觸あり、かくて未和合の時と大にその趣を異にし、(趣を異にせるものに相似し)益、この觸が三の和合を強うせしむることなり。この時は觸は因、三和は果にして

果、より觸を解せるなり。かくて因果兩方面より觸を解するは觸そのものの解釋は、之を表示して明瞭ならしむること困難なるを以て、因・果兩面より之を解せるなり。

【六】性：業。性とは親しき作用を云ひ、業とは疎き作用をいふ。以下の心所の解釋皆この性・業二用に分つて解せり。

【七】彼・根・境・識の三。この文は、更に觸をば三和と云へる意を釋せり。即ち二義を以てす。一に觸が彼に依つて生

ずとは三和を因とするなり。

二に彼をして和合せしむるとは三和を果とするなり。かく因果に隨へて觸を三和と云ふ。

【八】根が等。こは相違を會する文なり。曰く、三和の功能に似るを以て、變異に分別せりと云はば、何が故ぞ『集論』等に根が變異に於て分別するを以て體となすと説けるやとの疑問あり。今之に答へて實を云へば根・境・識の三皆觸を引いて起らしむるも、就中根の變異の力最も勝れたるが故に、『集論』等にはその勝れたるに就いて云へるのみ。本論と相違せるには非ずといふ。

【九】一切の等。性と業とを解す。

【一〇】識と觸と等。識は根・境の二と、觸は、根・境・識の三と、受は根・境・識・觸の四と和合するに由つて生ず。

二・三・四和合するに因つて生ずと説けり。

(二) 瑜伽に、但、受・想・思が與に所依と爲るのみと説けるは、思しい行蘊に於て主たること勝れたるが故に、此を擧げて餘を攝めたり。

集論等に、受が依と爲ると説けるは、觸い受を生ずるに、近にして勝れたるを以つての故に。

(三) 謂く、觸が所取の可意等の相と、受が所取の順益等の相と、極めて相隣近し、引發するこ

と勝れたるが故に。  
(三) 然るに、觸の自性は、是れ實にして假に非ざるべし、(四) 六の六法の中に心所の性なるが故に、是れ食に攝むるが故に、能く縁と爲るが故に、受等の性の如し、即ち三和に非ざるべし。

(三) 作意とは、謂く、能く心を警するをもつて性と爲し、所縁の境の於に心を引くをもつて業と爲す。

【二】 瑜伽に等。こは相違を會する文なり、曰く、若し諸の心所は皆觸に由つて生ずと云はば、何が故ぞ「瑜伽」第三及び第五十五に觸は是れ受・想・思の三が爲に所依と爲ると説いて、餘の心所の爲に所依と爲ると説かざるやとの疑問に對し、今この會道の文あるなり。

【三】 謂く觸が等。觸が所取の可意・不可意・俱相違の相と、受が所取の順益・損害・俱相違の相と極めて相似し、受を引發すること餘の心所に勝れたるが故に、「集論」等に唯受が所依なりと説けり。

【四】 然るに等。こは經部が三和成觸と云うて觸は假法にし

て實體なしと談ざるを破し、觸は實法なりと云ふ。

【五】 六の六法「俱舍」「正理」等にも説あれど、今は「擧身足論」の六六を取る。曰く、六議・六觸・六受・六想・六思・六愛之なり。

【六】 作意等。次に作意。作意とは警覺の意なるが、凡そ警覺に就いて二種あり。一には種子警覺、二には現行警覺。種子警覺とは作意の種子が餘他の心心所の種子を警覺して現行せしむること、現行警覺とは、作意現行して、餘の心心所の現行を警覺して、所縁の境に趣かしむることなり。

【七】 然るに等。こは經部が三和成觸と云うて觸は假法にし

て實體なしと談ざるを破し、觸は實法なりと云ふ。

謂く、此が起る應き心の種を警覺し、引いて境に趣かしむ、故に作意と名く。

此は、亦能く心所をも引起すと雖、心しい是れ主たるが故に、但心を引けりとのみ説けり。

有るところには、心を、異境に廻趣せ令む

と説き、

或るところには、一境の於に、心を持して

任せ令むるが故に、作意と名くといふ。

彼俱に理に非ず、通行に非ざる應く、定に

異らざる應きが故に。

受とは、謂く、順と違と俱非との境の相を

領納するをもつて性と爲し、愛を起すをもつて

業と爲す。

能く、合と離と非二との欲を起すが故に。

有るいし是の説を作さく、受に二種あり、一には境界受、謂く、所縁を領するぞ、二には自性受、

謂く、俱なる觸を領するぞ。唯自性受のみ是れ受の自相なり、境界受は餘の相に共するを以ての故

にといふ。

【六】 有るところ等。『正理論』第十一の說。

【七】 或るところ等。『對法論』第一の說。

【八】 通行に等。『正理論』の說の如く云はば、作意は通行に非ざることとなるべく、又

『對法論』の說の如く云はば、作意は定に異らざるべし。

【九】 受とは等。次に受。

【一〇】 合と等。樂受の上には、未得の樂には合せむことを欲し、已得の樂には離れざらむ

ことを欲す。苦受の上には、未得の苦には合せざらむことを樂ひ、已得の苦には離れむことを樂ふ。非二とは前の二に非ざるをいふ。

【一一】 有るいし。『正理論』師。

【一二】 唯自性受等。唯自性受のみ是れ受の自相にして、餘の心心所は觸を領すること能はず。境界受は餘の心心所にも通ず。餘の心心所皆能く境界の相を領するが故に。

彼が説くこと、理に非ず、受は定んで俱生の觸を縁せざるが故に。

若し、觸に似て生せるをもつて、觸を領すと名けば、(二二) 因に似たるの果は、皆受が性なる應し。(二二) 又、既に因を受するをもつて、(受が因タル) 因受と名く應し、何ぞ自性と名けむや。

(二五) 若し謂く、王い、諸の國邑を食すといふが如く、受い、能く觸が所生の受の體を領するをもつて、自性受と名くといはば、理い亦然らず、自の所執に違しぬ、自ら證せずといふが故に。

若し、自性を捨てざるをもつて、自性受と名くといはば、一切の法は、皆是れ受が自性なる應し。

故に、彼が所説は、但嬰兒を誘けるなり。

然るに、境界受は、餘の相に共するものには非ず、順等の相を領して、定んで己に屬する者を境界受と名くるをもつて、餘には共せざるが故に。

(二六) 想とは、謂く、境の於に像を取るをもつて性と爲し、種種の名言を施設するをもつて業と爲す。

謂く、要す境の分齊の相を安立して、方に能く隨つて種種の名言を起す

【二二】 因に似たるの果。等流果。

【二二】 又既に等。觸は能く受を

生するを以て、即ち是れ受が因なり(註の訓點)、既に因を

領するを以て(本文の訓點) 因受と名くべく、自性と名くべからざるに非ずや。

【二五】 若し謂く等。王が諸の國邑を食すといふも國邑の土田

を食するに非ずして、土田所生の禾稼等を食せるなり、之を所依の土田に従へて國邑を

食すといふ。今亦然り、受能く觸(國邑に況す)が所生の受

の體(禾稼に況す)を領するを、所依の觸に従へて觸を領

すと云へるなれば、之れ畢竟受が受の自體を領する故これ

を自性受と云ふなりと汝云は

むか、是れ汝の、心等は自ら縁すること能はずと計せる説

に違するに非ずや。

【二六】 想とは等。次に想。

なり。

【七】 思とは、謂く、心を造作せしむるをもつて性と爲し、善品等の於に心を役するをもつて業と爲す。

謂く、能く境の正因等の相を取つて、自心を駆役し、善等を造せしむるなり。

【五】 此の五は、既に是れ遍行に攝めらるるが故に、藏識と決定して相應す。

其の遍行の相をば、【三〇】のち後に當に廣く釋すべし。此の觸等の五は、異熟識と行相異りと雖、而も時と依と同じく、所縁と事と等し、故に相應と名く。

【三三】 此の識は、行相極めて明了ならず、違と順との境の相を分別すること能はず、微細なり一類なり、相續して轉ず。是の故に唯捨受との

【七】 思とは等。次に思。

【八】 正因等。正因・邪因・俱相違因をいふ。正因は善、邪因は惡、俱相違因は無記の業を起す因なり。

【九】 此の五は等。次に總じて識と俱なることを釋す。

【三〇】 後に。本論第五に述ぶ。

【三一】 此の觸等。次に頌の相應の言を釋す。相應といふを釋するに、所謂四義平等といふことあり、時・依は同じく所縁・事は等しいふ之なり。

小乗にては更に行相の等しきことを加へて、五義平等といふ。今行相平等を説かざるは、本論第二に行相各別(不同一行相)といふことを述べたるが如く、行相は同じからずとする宗義によればなり。さてその時同じとは、心王・心所が所縁の境に轉する時、二者定んで同時なるをいふ。又依同

じとは、所依の根同じとの意なり。心所起るとき、その所依の根同じきなり。又所縁等しとは、所縁の相分等しきをいふ。即ち心王が境を緣ぜむとして浮べし相分と、心所が境を緣ぜむとして浮べし相分と相似せり、故に所縁等しいふ。事等しいとは、事は體事即ち自體分なり。心王・心所同一刹那に同一境の上に其は各一つづつ起る、其數何れも一つにて等し、之を事等しいふ。かく四義平等の義あるを以て心所之を相應といふ。【三三】 此の識は等。第四に五受俱門。中に二、初に三の復次を以て釋して妨を遮す。その中今は第一の復次。之は五義の因を以て述ぶ。五義とは、本文の如く、一に行相極めて明了ならず、是れ捨受の相なり、若し苦樂受ならば必ず

み相應す。

【三】又、此と相應する受は、唯是れ異熟なり、

先の引業に随つて轉じて、【四】現縁を待たず、善

悪の業の勢力の任に轉ずるが故に、唯だ是れ捨

受のみなり。苦と樂との二受は、是れ異熟生な

り、眞異熟には非ず、現縁を待つが故に、此と

相應するものに非ず。

【五】又、此の識は、常なり、轉變すること無き

に由つて、【六】有情いゝ恆に執じて自の内我と爲

す。若し苦樂の二受と相應せば、便ち【七】轉變す

ること有りぬ、寧んぞ執じて我と爲さむ、故に

此は但捨受とのみ相應す。

【八】若し爾らば、如何ぞ此の識は、亦是れ惡業が異熟なりといふや。

既に、善業いゝ能く捨受を招くと許さば、此も亦應に然るべし、捨受は苦樂品に違せざるが故に、

無記法の、善惡に俱に招かるるが如し。

明了なるべきが故に。二に違  
と順との境の相を分別するこ  
と能はずして、中容の境を取  
る、是れ捨受の相なり。若し  
餘受ならば順違の境を取るが  
故に。三に微細なり、若し餘受  
ならば、行相必ず廉なり。四  
に一類による、若し餘受なら  
ば必ず易脱すべし。五に相續  
して轉ず、若し餘受ならば必  
ず間斷ありぬべし、こは恆に  
相續する故必ず唯捨受のみと  
相應す。然るにこの五義は姑  
く因位に據つて説く、若し佛  
果にありては、明了ならざる  
に非ず、又能く違順の境相を  
分別す、然らずんば諸佛應に

通知に非ざるべきなり(後の  
三義は因果位に通ずべし。)  
【三】又此と等。第二の復次。  
【四】現縁。違順等の現行の縁。  
【五】又此の識等。第三の復次。  
【六】有情。第七識。  
【七】轉變。苦樂轉變して常一  
に非ず。  
【八】若し等。外の妨難を釋す。  
即ち陸婆多等難じて曰く、捨  
受は是れ寂靜なるを以て善業  
に依つて之を招くべし。然る  
に第八は異熟なりと云げば、  
又惡業によつても感ずるが如  
し、何ぞ然るべき。逼迫の惡  
業を以て寂靜の捨受の果を感  
ずるの理由如何と問ふなり。

【五九】如何ぞ、此の識は、別境等の心所と相應せざるや。

互に相違するが故に。

謂く、欲は、所樂の事を希望して轉ず、此の識は、業の任にして希望する所無し。

勝解は、決定の事を印持して轉ず。此の識は、嘗味にして印持する所無し。念は、唯曾習の事を明記して轉ず、此の識は、味劣にして明記すること能はず。

定は、能く心をして一境に專注なら令む、此の識は、任運にして刹那に別に縁ず。

慧は、唯德等の事を簡擇して轉ず、此の識は、微味にして簡擇すること能はず。

故に此は、別境とは相應せざるなり。

此の識は、唯是れ、異熟性なるが故に、善と染汙との等きとも、亦相應せず、惡作等の四において無記性なる者あれども、間斷すること有るが故に、定んで異熟にあら

【六〇】欲は等。欲・勝解等の五は別境の心所なり、今の一段この五別境と相應せざること

【六一】任運。功用を加ふることなく、自然にとの意なり。

【六二】德等。德・失・俱非。

【六三】善と等。善の十一法、本惑の六法、隨惑の廿法、不定の四法等と相應せざるをいふ。

【六四】惡作等。惡作・尋・伺・睡眠の四にして、之を四不定法とす。之等の心所の分類本論五に委しく述べたり。

【六五】如何ぞ等。次に餘の心所と俱ならざる所以を釋す。

【六六】欲は等。欲・勝解等の五は別境の心所なり、今の一段この五別境と相應せざること



【五七】法に四種有り、謂く、善と不善と、有覆

無記と無覆無記となり。阿頼耶識をば、何れの

法にか攝する耶。

此の識は、唯是れ無覆無記なり、異熟性なるが故に。

【五七】異熟い、若し是れ善と染汗とならば、

【五八】流轉と還滅とは、成ずることを得ざる應し。

又、此の識は、是れ善と染との依なるが故に

若し善と染とならば、互に相違すべきが故に、

二が與に、俱に所依と作らざる應し。

又、此の識は、是れ所熏性なるが故に、若し

善と染とならば、極めて香と臭との如く、熏

を受けざる應し。

【五九】熏習無きが故に、染淨の因果俱に成立せ

ずなんぬ。

【四七】法に等。第五に三性門。

中に二、初に總説。

【四八】有覆無記等。無記とは事

物の體性中容にして、善とも

惡とも記別すべからざるをい

ふ。その中有覆無記とは妄惑

の體性極めて羸劣なるもの。

俱生起の我法二執即ち第七識

の如き之なり。これ體性羸劣

なれば無記なれども、自性妄

惑なれば、以て聖道を隱覆す

る故、有覆無記と名く。次に

無覆無記とは、阿頼耶識の自

體及び内の五根、外の山河草

木等是れなり。自性妄惑に非

ず、而も羸劣にして善惡に非

ざれば無覆無記といふ。覆と

は聖道を隱覆する意なればそ

の音「ブ」なれど、讀みくせと

して「ブク」(連聲にて「ブク」

と讀むなり。

【四七】異熟い、次に別釋。之

に二、初に三因を以つて答ふ。

【四八】流轉と還滅。流轉とは苦

集、還滅とは滅道なり、もし

第八唯善性ならば流轉なかる

べく、唯染性ならば還滅もな

かるべし。

【四九】香と臭。香を善性に、臭

を惡性に喩ふ。

【五〇】熏習等。薩婆多等の難に

答ふ。難に曰く、熏習の識無

くんば、何の過かあると。今

答へて曰く、もし熏習なくん

ば染淨の因果俱に成立せず、

已に熏習無し、即ち種子も

亦無かるべし、種子もし無

くんば是れ固なきなり。因既

に無くくんば、果亦た無かるべ

故に此は、唯是れ無覆無記なり。

三二〇 覆とは、謂く染法ぞ、聖道を障ふるが故に、又能く心を蔽ひて不淨ならしむるが故に。

此の識は、染に非ざるが故に、無覆と名く。

記とは、謂く善と惡とぞ、愛非愛の果を有し、及び殊勝の自體なるをもつて、記別す可きが故に。

此は、善と惡とに非ざるが故に、無記と名く。

三二一 觸等亦如是とは、謂く、阿賴耶識の、唯是れ無覆無記性に攝めらるるが如く、觸と作意と受と想と思とも亦爾なり、諸の相應法は、必ず同性なるが故に。

三二二 又、觸等の五も、阿賴耶の如く、亦是れ異熟なり、所縁・行相俱に不

可知なり、三種の境を緣ず。三二三 五の法と相應す、無覆無記なり、故に觸等

亦如是といふ言を説けり。

三二四 有る義は、觸等も阿賴耶の如く、亦是れ異熟なり、及び一切種なり、

廣く説く、乃至無覆無記なり、亦如是との言は、簡別せること無きが故にといふ。

【五〇】 覆とは等。次に無覆無記の名を釋す。

【五一】 觸等も第六に心所例同門。

こは第八の自體を分別するに非ず。故に十義に入らざること、本論第二の初能變の初にて述べしが如し、今門に四、初に護法の別義。

【五二】 又觸等。次にまた護法の別義。

【五三】 五の法と等。五法と相應すと云ふも、觸なれば觸それ自身を除いて餘の四と及び心王と相應す、乃至餘の四の心所も亦准じて知るべし。

【五四】 有義は等。次に難陀等の義。こは右の第二師の義に更に一切種因相門をも例同じ、凡て六門を例同する意なり。

【五】彼が説くこと、理に非ず。

所以は何。

觸等は、識に依り、自在にあらざるが故に、貪信等の如く、熏を受くること能はざるべし、【毛】如何

ぞ、識に同じく、能く種子を持せむや。

又、若し觸等も、亦能く熏を受くといはば、應に一有情に六種の體有りぬ應し。若し爾らば、果の

起ることは、何の種よりしてか生ずる。

理として、六の種より起るとは言ふ應からず、未だ、多くの種いい、一

の芽を生ずといふことをば見ざるが故に。

若し果の生ずることは、唯一の種のみに従ると説かば、則ち、餘の五の

種は、便ち無用に爲んぬ。

亦、次第に果を生ずとは説く可からず、熏習すること同時にして、勢力等しきが故に。

又は、六の果頓に生ずとは説く可からず、勿、一有情に、一刹那の頃にして、六の眼識の等き、俱

時に生じなむが故に。

誰か言ふ、觸等も、亦能く熏を受け諸の種子を持すとは。

爾らずば、如何ぞ觸等をも、識の如く一切種と名けむ。

【五】彼が等。次に護法正義。  
【五七】如何ぞ等。觸等の五は心  
所なれば、所熏の四義中可熏  
性の資格を缺く、されば一切  
種因相門を例同すべからず。

【五六】 謂く、觸等の五いい種に似る相有るをもつて、一切種と名く。觸等と識とは、所縁等しきが故に、無色の觸等も、所縁有るが故に、親所縁縁は、定んで有る應きが故に。

此の似種の相は、因縁と爲つて、現の識等を生ずるものにはあらず、觸等が上の似の眼根等の、識が所依に非ざるが如し。亦は、似火の、能く焼く用無きが如し。

彼が救ひいい、理に非ず、觸等が所縁の似種の相をば、後の執受處に、方に識と而も相例す應きが故に。

【五七】 此に由つて、前に説ける一切種といふ言は、定んで重を受け、能く種を持する義に目けたり、爾らずんば、本頌に重言の失有りなむ。

【五八】 又、彼の所説の亦如是の言は、簡別せること無きが故に、咸く相例すといはば、定んで證と成らず、勿、觸等の五も亦能く了別し、觸

【五九】 謂く等。本識が變ずる種

子は、能く果を生ずれば名けて眞種と爲す。觸等は識と同一所縁なるが故に、彼亦能く種子を變爲すれども、果を生ずること能はざれば似種となすといふ。

【六〇】 觸等と等。こは三の因故を以て、觸等に似種ありといふことを顯す。

【六一】 觸等が等。第三師因相門を例せることが終に所緣門（執受處）の例となる。所緣門にても正義も相例すべし、汝因相門を例せる故不可なり、後の執受處」とは所緣門は因相門より後なるを以てなり、（八段十義の順序の上にていふ）

【六二】 此に等。一切種と云ふは

定んで重を受け而も能く種を持するものに於て名けたり。若し然らずして汝の所執の如く、種を緣するを以て一切種と名くと云はば、本頌に重言の失あるべし。即ち頌に更に所緣門の執受處の言あるを以て重言となるべし。

【六三】 又彼の等。第三師救うて曰く、若し我が所説の義の如くに非ずんば、亦如是の言には簡別あるべき等なり。その無きより見れば皆相例することとを推知せらるべきに非ずやと。次に之を破す。

【六四】 定んで等。論主破して曰く、若し汝が云ふ如く一切相例すと云はば、觸等の五も亦識と同じく了別する事となりなむ、さり乍ら了別はただ識

なり、

等も、亦觸等と相應しなむ。

此に由つて故知んぬ、亦如是といふは、(畜)所應に隨つて説けるにして、一切を謂ふには非ざるなり。

阿頼耶識をば、斷とやせむ、常とやせむ。

斷にも非ず、常にも非ず、恆に轉ずるを以ての故に。

恆とは、謂く、此の識は、無始の時より來、

一類に相續して常に間斷すること無しとい

はむとぞ。是れ、界と趣と生とを施設する本

なるが故に、性堅にして、種を持して失せざら

令むるが故に。

轉とは、謂く、此の識は、無始の時より來、念念に生滅して前後變異すといはむとぞ。因滅すれば

果生ずるをもつて、常一に非ざるが故に、轉識の爲に、種を熏成せしむべきが故に。

恆の言は斷を遮し、轉は常に非ずといふことを表す、猶、暴流の如し、因果法爾なり。

の行相にして觸等の行相に非ざるに非ずや。又汝の云ふが如くんば觸等も觸等と相應すべし、そは本識は觸等と相應すと説けるを以て之を相例するが爲なり。さり乍ら觸等が觸等に相應すと云はば、是れ自が自に相應することとなる、何ぞ然るべけむや。

り前にも相例せざる自相・因相門等あれば、同一の筆格にて、後のを相例するも差支なし、即ち是れ所應に隨つて相例する所以なりと知るべし。

【六六】 阿頼耶等。第七因果法門。中に三、初に別して法喻を被す。

【六七】 是れ等。これ三界・五趣・四生の本なれば、間斷あることなきなり。又堅住性にして種をよく持して(熏を受けて)失せず、相續の義あり。

【六八】 暴流。暴は卒暴の義、水の汎濫として最も急激なるをいふ。

(三九) 暴流の水の、斷にも非ず常にも非ずして、相續して、長時間に漂溺する所有が如し。此の識も亦爾なり、無始より來、生滅し相續して、常にも非ず斷にも非ず、有情を漂溺して出離せざら令む。又、暴流の、風等に擊せられて、諸の波浪を起すと雖、而も、流れ斷えざるが如し。此の識も亦爾なり、衆縁に遇うて、眼識等を起すと雖、而も、恆に相續せり。

又、暴流の、水の下上の魚草の等き物を漂して、流れに隨つて捨てざるが如し。此の識も亦爾なり、内の習氣と外の觸等の法と、恆に相隨つて轉ず。

是の如き法と喩とは、意、此の識の、無始より因果として、斷にも常にも非ざる義を顯す。

謂く、此の識性は、無始の時より來、刹那刹那に果生すれば因滅す。果の生ずるが故には斷に非ず、因の滅するが故には常に非ず、斷にも非ず常にも非ずといへること、是れ縁起の理なり。故に此の識は、恆に轉ずること流の如しと説けるなり。

過去と未來とは、既に實有に非ずといふ、常に非ずといふことは爾る可し、斷に非ずといふ

【六〇】 暴流の水の等。暴流水の斷にも常にも非ずとは、後水前に續くを以て斷にも非ず、前水後を引くを以て常にも非ず、かく非斷非常なる如く、阿頼耶識も亦然りといふ。漂溺とは、漂は人天の善趣に漂はしむること、溺は地獄等の惡趣に溺れしむることなり。

【六一】 過去と等。次に諸部を破す。之に三、初に有部。正量部等の難を駁して、彼の宗の執を破す。その意に曰く、有部。正量部等は三世有體と執すれば、次の如き難をなす。即ち、汝大乘は過去は無體と云へば常に非ずといふ義爾るべし、然れども未來も無體といふ時は、非斷とは云ふべからず、そは未來は無體なれば、後より生ずる法絶えてあるべからず、然れば非斷にはあらず即ち斷なり、故に汝が所立は斷見なるべく、然らば争てか縁

ふことは如何ぞや、斷じなば、豈縁起の正理を成ずることを得といはむや。

【七二】過去・未來い、若し是れ實有ならば、斷

に非すと許すべし、如何ぞ常に非ずといふや、常ならば、亦縁起の正理を成せざりぬ。

【七三】豈、他の過を斥するをもつて、己が義便ち

成せむや。

【七四】若し邪を推かずんば、以て正を顯し難し。

前の因が滅する位に後の果も即ち生ずること、稱の兩頭の、低り昇る時等しきが如し。

是の如く、因と果との相續すること、流れの如し、何ぞ去來を假つて、方に斷に非ずといふことを成せむ。

【七五】因が現に有る位には、後の果未だ生せず、因は是れ誰が因ぞ。果が現に有る時には、前の因已に滅したり、果は是れ誰が果ぞ。既に因果無くなんぬ、誰か斷常を離せむや。

【七五】若し、因ある時に已に後の果有らば、果い既に本より有りぬ、何ぞ前の因を待たむ。因の義既に無くなんぬ、果の義寧ぞ有るべき。因も無く、果も無くなんぬ、豈斷常を離せむや。

起の正理を成すべけむやと。  
【七二】過去・未來等。論主の反質。曰く、過未若し實有ならば非斷と許すべし、然るを如何ぞ常に非ずといふ、汝先到我宗を以てすれば斷は縁起の理と成らずといふ、爾るに今  
汝既に是れ常と云はむか、常豈縁起の理ならむやと。  
【七三】豈他の等。他人の反質。  
【七四】若し邪な等。論主の答。  
【七五】因が現に等。外人の難。  
【七五】若し因等。論主の反質。

【五七】因果の義の成ずることは、法の作用に依

つてなり、故に詰難する所は、我宗の預るところに

非ずといふ。

【五七】體いい既に本より有らば、用も亦應に然

るべし、所待の因縁も亦本より有るべきが故に。

斯に出つて、汝が義は、因果定んで無くなん

ぬ、應に大乘の縁起の正理を信ず應し。

謂く、此の正理は、深妙にして言を離れたり、

因果等の言は、皆假つて施設せり。

【五七】現在の法が、後のを引く用有るを觀じて、

假つて當果を立てて、對して現の因を説く。現

在の法が、前に酬ゆる相有るを觀じて、假つて

曾因を立てて、對して現の果を説く。

假とは、謂く、現の識が、彼に似る相を現す

るなり。

【五七】因果の等。外人質を解す

る文。その意は因果と名くる

時は要す作用によつて體には

よらず、その未だ作用あらざ

るを未來と名け、正しく作用

あるを現在と名け、作用既に

止むを過去と名く。かく法の

作用によつてなり、故に詰難

する所は我の預る處には非ず

と。

【七七】體いい等。論主の難。

【七八】現在の法が等。唯識教義

にては過未無體、現在有體説

にして、唯現在一刹那のみが

存在すとなす。さり乍ら假に

對し、現在法を假に因と名

く。又現在法が前の法に酬い

し相有るを觀對して假に曾因

を立て、之に對して現在法を

假に果と名く。故に現在法を

後に望めて因、前に望めて果

と云へるなり。かく三世觀待

して三世を語る故、之を道理

の三世といふ。恰も一人の女

なれど、その子に望めば母に

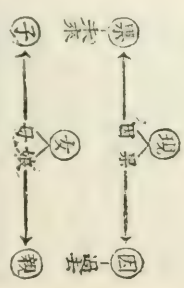
似る相分を浮べ、又その親に

望めば娘に似る相分を浮ぶ、

されど、何れにまれ實在する

は唯一女に外なるざるが如し

次の圖にてその關係を知るべ





是の如き因果は、理趣顯然たり、二邊を遠離して、中道に契會せり、諸の有智の者、應に順じて修學すべし。

(八〇) 有る餘部の説かく、去來無しと雖、而も因と果と恆に相續する義有り。

謂く、現在の法の極めて迅速なるものは、猶初と後との生と滅と二の時有り。生ずる時には因に酬ひ、滅する時には果を引く、時は二有りと雖、而も體は是れ一なり。前の因が正しく滅する時に、後の果正しく生ず、體相は殊りと雖、而も俱にして是れ有なり。

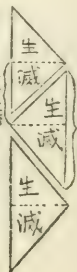
是の如く因果は假つて施設せるには非ず、然も斷常を離れたり、又(八一)前の難も無し、誰の有智の者か此を捨てて餘を信せむや。

(八二) 彼は虚言のみ有つて都て實義無し、何ぞ

【七九】 二邊を遠離し等。因あるが故に常に非ず、果あるが故に斷に非ず、故に斷常の二邊を離るるなり。中道とは無漏の眞智の異名。理を以て智に合するが故に中道に契會すといふ。

【八〇】 有る餘部等。次に上坐部の教を破す。この上坐部の説は所謂「金鎖の因果」と云ひ、因果金鎖の如く連續してあり假つて施設するを要せずといふ。曰く、凡そ法は如何に早く生滅すとも必ず生滅の二時に互る。この生滅の二時、時は二時なるも而も一法に外ならず、又前因滅せむとする時後果この因と同時に涉入存在せる故、法は二法あれど因果涉入して同時なり。かく一法二時・二法一時相連續して巧に因果を談じ得べしといふ。

國を以てその意を示さむに、  
一法二時(非常)  
二法一時(非斷)  
一法一時



此圖は上より順次に過・現・未(三個の三角)を顯せるにして、一法には必ず生滅の二時あり、而して、過去法の滅せむ(因)とする時、現在法顯れむ(生)として、滅の處に相涉入せり、故にこの二法同時なり、又現在法滅せむとする時未來法の之に涉入して同時なることも知るべし。かく連續して巧に因果ありといふ。

【八一】 前の難。前に「因が現に有る位には、後の果未だ生ぜず、因は是れ誰が因ぞ。果が現に有る時には、前の因已に滅したり、果は是れ誰が果

一念にして而も二の時有る容き。

生と滅とは相違せり、寧んぞ同じく現在な

る。

【八三】 滅いい若し現在ならば、生は未來なる應

し。

有なるが故に生と名く、既にはれ現在なり、

無なるが故に滅と名く、寧んぞ過去に非ざる。

滅いい若し無に非ずんば、生は有に非ざる應し、

生いい既に現に有ならば、滅は現に無なる應し。

又、二つ相違せるをもつて、如何ぞ體一なるべき、苦樂等には是の事有りと見るべきものに非ず。

生と滅と若し一ぞといはば、時應に二無かるべし、生と滅と若し異なりといはば、寧んぞ體同なり

と説く。

故に生と滅との時は、俱に現在に有つて同じく一體に依るてふことは、理いい必ず成せざりぬ。

【八四】 經部師等の、因果相續すといふも、理いい亦成せず、彼、阿頼耶識有つて能く種を持すと許さ

ざるが故に。

第八あるを知らざれば、因果

相續を談じ得ず。何となれば

無色界には色なく、無心定に

は心なく、故に色心互熏とい

ふも、之等にありては、夫夫

熏を受くることなければ間斷

あり、されば、かかる有間斷

のものが、何ぞ種子の熏習を

受け之を持して因果相續を語

り得むやと。

〔六〕此に由つて、大乘の所説の因果相續すと  
いふ縁起の正理を信ず應し。

〔六七〕此の識は、無始より恆に轉ずること、流れ  
の如し、乃至何れの位にしてか當に究竟して捨  
すべき。

阿羅漢の位にして、方に究竟して捨す。

〔六七〕謂く、諸の聖者の、煩惱障を斷ずること、  
究竟して盡くる時を阿羅漢と名く。

爾の時には、此の識の煩惱の麤重を永に  
遠離するが故に、之を説いて捨と爲す。

〔六九〕此の中に説く所の阿羅漢とは、通じて三  
乗の無學果の位を攝めたり。

皆已に永に煩惱の賊を害するが故に、世間の  
妙供養を受くるに應せるが故に、永に復分段生  
を受けざるが故に。

〔六〕此に由つて等。後に總結。  
〔六七〕此の識は等。第八に伏斷  
位次門。中に二、初に略説。

〔六七〕謂く等。次に廣釋。之に  
三、初に總じて説く、この煩  
惱障を斷じて阿羅漢となるに  
就いて『述記』の意によれば二  
義あり。一には煩惱障の種子  
迄を斷盡する金剛無間道の時  
を阿羅漢といふ。二には、煩  
惱障を斷ずとは唯種子のみを  
斷ずるに非ず、現行を伏して  
煩惱の起らぬ所を指して斷と  
いふ。この時は八地以上にも  
通じて、第八地の菩薩よりを  
阿羅漢と名く。

〔六八〕煩惱の麤重。次上の解釋  
の第一義にては、この煩惱の  
麤重とは煩惱の種子を指して  
云ひ、第二義にては現行にも  
通ず。  
〔六九〕此の中に等。次に阿羅漢  
を廣くす。中に三、先づ護法

正義。阿羅漢(阿羅漢)は舊譯家  
にては所謂五種不翻の一に數  
へ、即ち其義多含なるを以て  
梵名を存すといふ。併し新譯  
家にては之れを翻じて應とい  
ふ。應とは契當の義なり、曰  
く、煩惱の賊を斷ずるに應ぞ  
るが故に、世間の妙供養を受  
くるに應ぞるが故に、又分段  
生死を受けずといふに應ぞる  
が故に、分段生死とは變易生  
死に對する語にして、六道に  
輪廻する凡身の生死をいふ。  
六道に輪廻する身は、各々そ  
の業因に隨ひて、壽命に分限  
あり、形體に段別あれば、之  
を分段といふ。變易生死と  
は、また不思議變易生死とも  
いふ。無漏の大願大悲の業が  
所知障の助緣によりて感得す  
る細妙殊勝なる異熟の依身に  
して、悲願力によりて、分段  
癯劣の身を改轉して得たる身

云何ぞ然りといふことを知る。

決擇分に、諸の阿羅漢と、獨覺と如來とは、

皆阿頼耶を成就せずと説けるが故に。

集論に、復、若し諸の菩薩は菩提を得せし時

に、頓に煩惱及び所知障を斷じて、阿羅漢と及

び如來とを成すと説けるが故に。

若し爾らば、菩薩は煩惱の種子を未だ永に斷

盡せず、阿羅漢に非ざるは、皆阿頼耶識を成就

せるなる應し、何が故ぞ、即ち彼の決擇分に、

不退の菩薩も亦阿頼耶識を成就せずと説け

るや。

彼にも、二乗の無學果の位より廻心して、大

菩提に趣向せる者を説けり、必ず煩惱障を退起

せざるが故に、菩提に趣くが故に、即ち復轉じて不退の菩薩と名く、彼をば阿頼耶識を成就せずとい

ふ。

命際限なき不思議身なり。その妙用測り難きが故に不思議といふ。

【九〇】獨覺。緣覺のこと、緣覺

は十二因縁を觀じて悟る邊より譯せる名にして、獨覺は師によらずして獨悟する邊より譯せる名なり。前者は舊譯名

後者は新譯名。而して梵語には之を Pratyekabuddha といふ。この決擇分の文意は、この

識を三乗皆捨つといふことを如何にして知るやとの疑問に答ふる爲に舉げしにして、次

の『集論』の文は、阿羅漢の名は何故三乘に通ずるやといふことを答へむが爲に引けるな

り。而してその『集論』の文に佛を既に阿羅漢と名くることを得と云へるを以て、二乘無學は説かざるも自ら成ぜり。

その菩薩の煩惱障を斷する邊を阿羅漢と云ひ、所知障を斷する邊を如來といふ。

【九一】不退の菩薩。退とは佛道修行の道程にありて菩提を退轉せざん意なり。今不退の菩薩とは、菩薩に頓悟(菩薩姓)、

漸悟(不定姓)の二種ありて、その中漸悟の菩薩を指す。即ち二乘より回心向大(小乘より回轉して大乘に向上するこ

と)せるものに就いて云ふ。

不退の菩薩と名く、彼をば阿頼耶識を成就せずとい

【九二】即ち此の阿羅漢の中に攝在せり、故に彼の論文は、此の義に違せず。

又、不動地以上の菩薩も、一切の煩惱永に行せざるが故に、法駛流の中に任運に轉ずるが故に、能く諸行の中に諸行を起すが故に

【九三】刹那刹那に轉た増進するが故に、此の位を方に不退の菩薩と名く。

然も此の菩薩は、未だ異熟識中の煩惱の種子を斷盡せずと雖、而も此の識を緣する我見愛の等きあつて、復執藏して自の内我と爲さず、斯によつて永に阿頼耶の名を捨したり、故に阿頼耶識を成せずと説けり、此にも亦彼を説いて阿羅漢と名けたり。

【九八】有る義は、初地以上の菩薩も、已に二空所顯の理を證するが故に、已に二種の殊勝

【九二】即ち等。今本頌に何故に不退の菩薩を説かざるやといふに、彼の不退の菩薩をば今の阿羅漢中に攝在せる故なり。

【九三】又不動地等。次に護法別義。こは護法假りにこの説を作りしにして、その意は前義に異ることなし。不動地とは十地中の第八地の名なり。是れ三界の生地を離れて有無の二見に動ぜざる位なり。而して今の義は不退の菩薩といふを頓悟の菩薩に就いて云ふ。

【九四】法駛流。眞如海。【九五】能く諸行等。『十地論』に前六地を少行、第七地を大行八地以上を廣行と名く。それは前六地は一行の中に一切を修するが故に少と名く、第七も亦然りと雖、能く空に即する方便の智を以て有の中に殊勝の行を發す。是れ前の六に

勝るが故に六の名を立てたり。八地以上は一切行中に一切行を修す、故に廣と名く。加之前六は眞俗双行することなく、第七はこの二任運に非ず、第八地以上はこの二を具するなり。

【九六】刹那刹那等。八地以上は純無漏相續なれば無漏増進し、又當に已得の法のみならず未得の法に於ても不退を得るなり。

【九七】而も此の等。八地以上は純無漏相續故、六七煩惱の我執現行せず、故に阿頼耶を執じて自の内我となさず。加之六七の二識は次での如く妙觀察智と平等性智となを得ず、されば永に阿頼耶の名を捨したり、茲を以て決擇分にこの位に阿頼耶識を成就せずと云ひ、又本頌にも彼の位即ち八地以上を説いて阿羅漢と名け

の智を得るが故に、已に分別の二の重障を斷ずるが故に、能く一行の中に諸行を起すが故に、利益の爲に諸の煩惱を起すと雖、而も彼煩惱の過失を作らず、故に此をも亦不退の菩薩と名くといふ。

然も此の菩薩は、未だ俱生の煩惱を斷盡せずと雖、而も此の識を緣する所有の分別の我見愛等あつて、復執藏して自の内我と爲さず、斯れによつて、亦阿頼耶の名を捨す、故に阿頼耶識を成せずと説けり。此にも亦彼を説いて阿頼漢と名けたり。

故に 集論の中に是の如き説を作さく、十地の菩薩は、未だ永に一切の煩惱を斷せずと雖も、然も此の煩惱は、猶 呪と藥とに伏せらるる諸毒の如くにして、一切の煩惱の過失を起さず、一切の地の中に、阿羅漢の、已に煩惱を斷せるが如しといふ、故に亦彼を説いて阿羅漢と名くといふ。

たり。

【九八】 有義は等。次に難陀等の義。こは初地不退の義なり。

【九九】 已に二空等。初地以上の菩薩も已に見道に入る時、煩惱・所知の二障を斷じて二空所顯の妙理を證す。

【一〇〇】 二種の殊勝の智。妙觀察智・平等性智のこと。このこと後に委し。

【一〇一】 利益の等。有情利益の爲に煩惱を故起(ことさらに起すこと)す、されば知らずして起すに非ざれば過失となら

す。

【一〇二】 分別の我見愛。第六識よりして第八を執して自の内我となすこと。初地以上にはかかることなければ、之をも亦阿頼耶の名を捨つと云つべしと。

【一〇三】 集論。『集論』第七の文。

【一〇四】 呪と藥。こは無漏智に喩ふ。無漏の智方を以て一切の煩惱を伏斷し過失ならしむるは、例へば呪と藥とを以て諸毒を有毒ならざらしむるが如しと。

(105) 彼が説くこと理に非ず、七地已前には、猶俱生の我見愛等有つて、此の識を執藏して自の内我と爲す、如何ぞ已に阿頼耶の名を捨すべきといふ。

(106) 若し彼の分別の我見愛の等きあつて、復執藏せざるをもつて、説いて名けて捨と爲すといはば、

(107) 則ち預流等の諸の有學位にも、亦已に阿頼耶の名を捨すといふ應し、許さば便ち諸論の所説に違害しぬ。

(108) 地上の菩薩の起す所の煩惱は、皆正知に由つて過失と爲さず、預流等に斯の事有るを得るには非ず、寧んぞ彼を以て此の菩薩に例す可

けむや。

(109) 彼の六識の中に起す所の煩惱は、正知に由つて過失と爲さずと雖、而も第七識い有漏

心の位に任運に現行して此の識を執藏す、寧んぞ彼の預流等と同ならざるや。

此に由つて故知んぬ、彼が説くことは理に非ず。

(110) 然も阿羅漢は、此の識の中の煩惱の麤重を斷すること究竟して盡せるが故に、復阿頼耶識を執藏

【一〇五】 彼が等。前の第二師が難陀の説を破す。曰く七地以前には第六識の分別の我見愛は無けれども、猶第七識の俱生の我見愛ありて第八を縁して自の内我とすれば、何ぞ阿頼耶の名を捨すと云ふべきやと

【一〇六】 若し等。難陀の救。

【一〇七】 則ち預流等。こは救釋を難す。初果の聖者の如きも既に見道の入心にて分別の煩惱を斷盡すれば、阿頼耶の名を捨すと云ふべし。豈然るべか

らむやと。

【一〇八】 地上の等。難陀の會通。

【一〇九】 彼の六識等。論主難じて正義を述べ。

【一一〇】 然も等。「此の識の」等とは前の第一師の金剛心の位に煩惱の麤重を斷する説に約して云ひ、復阿頼耶識を執藏して」とは、第二師の、八地以上不退菩薩の、第八を自の内我となさすとの説に約して云ふ。各々の所明よく前の文に對照してその意を知るべし。

して自の内我と爲さず。斯の永に阿頼耶の名を失つるに由つて、之を説いて捨たと爲す、一切の第八識の體を捨するものには非ず、三三、勿、阿羅漢い、識として種を持すること無く、爾の時に便ち無餘涅槃に入りなむ。

然るに第八識をば、諸の有情皆悉く成就せりと雖、而も義の別るに隨つて種種の名を立つ。

謂く、或は心と名く、種種の法に由つて

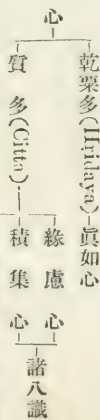
或は阿陀那と名く、種子と及び諸の色根とを

或は所知依と名く、能く染淨の所知の諸法の與に依止となるが故に。

或は種子識と名く、能く遍く世出世間の諸の種子を任持するが故に。

【二】勿等。第八の體なくんば理に於て何の失かあるとの疑難に對して述べ。

【三】然も等。次に捨位を廣くす。之れに二、初に異名を列



されば右の中、今の所謂心とは、積集最勝心をいふ。その積集とは種子を第八の處に積集せしむるをいふ、かくして之より現行を集起せしむるなり。故に心とは積集・集起の義にして、今は唯第八に限つて名く、若し種子の積集ならずして見分の行相を自體分に集むるならば諸八識にも通す。さり乍ら今は第八の異名

【二】心。凡そ本教義に於て心を解釋するに四義あり、即ち左の如し。

【一】所知依。所知とは善・惡・無記の三性なり、第八はかの三性所知の諸法の爲に所依止となるが故に所知依といふ。

【二】種子識。よく漏・無漏一切諸法の種子を任持する故かく名く、種子(所持)之識(能持)の依主に名を得。



二六これら 此等の諸名は一切の位に通ず。

或は阿頼耶と名く、一切の雜染品の法を攝藏して失せざら令むるが故に、我見愛の等きに執藏せられて、自の内我と爲るを以ての故に。

二七 此の名は唯、異生と有學とのみに在り、無學の位と不退の菩薩とは、雜染法に執藏せらるる義有るものには非ざるが故に。

或は異熟識と名く、能く生死を引いて、善不善の業が異熟果なるが故に。

二八 此の名は唯、異生と二乗と諸の菩薩とのみに在り、如來地には、猶異熟無記の法有るものに非ざるが故に。

或は 無垢識と名く、最極清淨にして、諸の無漏法が所依止たるが故に。

二三 此の名は唯、如來地のみに有ることあり、菩薩と二乗と及び異生との位には、有漏の種を持し熏習を受く可きをもつて、未だ善淨の第八識を得ざるが故に。

【二六】此等の諸名等。以上の四名は有漏・無漏及び凡聖位に通ずるを以て一切位と名く。この四名は是れ相續執持位の名なり。

【二七】此の名等。我愛執藏現行位なり。前に頼耶の三相門の下にて述べし所を參照すべし

【二八】此の名等。善惡業果位。

【二九】無垢識。梵名阿摩羅識 (Amala) の譯名。こは大圓鏡智と相應する識の名にして因位の第八識を轉じて之を得。舊譯の諸師立てて第九識となし之を眞如無垢となすは、本

教義より云はば不可なりとす。

【三〇】此の名等。此名は唯如來地のみにあり、これ如來の第八、有漏雜染の垢塵を離れ、その體澄淨なるを以てこの名あればなり。故に最早に熏習あることなし、所謂佛無熏習にして、有漏因位の熏習を受くる如きと大に異り。その佛無熏習とは、無漏にありては、その四位中に熏習満足して缺くる所なく、前佛後佛更に差別なく功能等しければ、熏習あることなきなり。

(二三) 契經に説くが如し。

如來の無垢識は、是れ淨なり無漏界なり、

一切の障を解脱し、圓鏡智と相應すといふ。

(二四) 阿頼耶の名は、過失重きが故に、最初に捨するが故に、此の中に偏に説けり。

異熟識の體をば、菩薩は (二五) 將に菩提を得むとする時に捨す、聲聞・獨覺は無餘依涅槃に入る時に捨す。

す。

無垢識の體をば捨する時有ること無し、有情を利樂するに盡くる時無きが故に。

(二六) 心等は通せるが故に、義に隨つて應に説くべし。

(二七) 然も第八識に總じて二の位有り。

(二八) 一には有漏の位、無記性に攝む、唯觸等の五法と相應す。但前に説きつる執受と處との境のみを緣す。

(二九) 二には無漏の位、唯善性のみに攝む、二

十一の心所と相應す、謂く、遍行・別境の各の

境のみを緣す。

十一の心所と相應す、謂く、遍行・別境の各の

境のみを緣す。

十一の心所と相應す、謂く、遍行・別境の各の

【二三】契經、「如來功德莊嚴經」  
 【二四】阿頼耶等。次に正しく衆  
 名の捨する位次を明す。  
 【二五】將に菩提を得むとする時  
 金剛無間道。  
 【二六】心等は等。心・阿陀那・所  
 知依・種子識の四名は諸位に  
 通するが故に、阿頼耶の名を  
 捨する所に、この四名も亦捨  
 つ、また異熟の名を捨する所  
 にこの四名も亦捨つ。  
 【二七】然も等。こは八段十義釋  
 上に了りて次に總じて有漏無  
 漏を料簡せるなり。  
 【二八】一には等。この文に三門  
 あり、即ち次での如く三性  
 門・相應門・所緣門之なり。文  
 に就いて知るべし。  
 【二九】二には等。この文に四門  
 あり、即ち次での如く三性門・  
 相應門・受俱門・所緣門之な  
 り。亦文に就いて知るべし。

五と、善の十一となり、(二二六)一切の心と恆に相應するが故に、(二二九)常に所觀の境を證知せむと樂ふが故に、

(二二〇)所觀の境の於に恆に印持するが故に、(二三二)會受の境の於に恆に明記するが故に、(二三三)世尊定心ならざ

ること有ること無きが故に、(二三一)一切の法の於に常に決擇するが故に、(二三四)極淨の信等と常に相應するが故に、(二三五)染汗無きが故に、(二三六)散動無きが故に。

此亦唯捨受とのみ相應す、任運に恆時に平等に轉ずるが故に。

一切の法を以て所緣の境と爲す、鏡智は、遍く一切の法を緣するが故に。

(二三七)云何ぞ應に知る、此の第八識は、眼等の識に離れて別の自體有りといふことを。

聖教と正理とをもつて定量と爲すが故に。

(二三八)謂く、有る大乘阿毘達磨契經中に説か

【二二六】一切の等。通行の心所ある所以を明す。

【二二九】云何ぞ等。以下五教十理を以て證する一段なり。中に三、初に略して釋す。

【二三二】謂く等。次に正説。之に二、初に五教證。之にまた二、初に不共の大乗教を引く。之にまた二、初に四頌三經を擧ぐ。之にまた三、初に『阿毘達磨經』。之にまた二、初に第一證。かく教證・理證を引いて第八の存在を證明するは、三能變中唯第八・第七のみにして、前六識は然らず。是れ第八・第七の二識は、小乘の徒その存在を知らぬ故、特に教證・理證を引いて之を詳述し、その存在を高調する所以なり。

【二三三】散動等。不定の心所無き

【二三四】極淨の等。善の心所ある所以を明す。

【二三五】染汗等。根本と隨惑と無き所以を明す。

【二三六】散動等。不定の心所無き

無始の時より來(二四〇)界たり、一切の法において等しく(二四一)依たり。

此有るに由つて諸趣と(二四二)及び涅槃を證得するものとあり(及び涅槃ト證得トアリ)

(二四三)

此の第八識は自性微細なり、故に作用を以て而も之を顯示す。

頤の中に、初の半は第八識が因縁と爲る用を顯し、後の半は流轉と還滅との與に依持と作る用を顯す。

界といふは是れ因の義なり、即ち種子識が、無始の時より來展轉相續して親しく諸法を生ずるが故に、名けて因と爲す。

依といふは是れ縁の義なり、即ち執持識が、無始の時より來、一切の法が與に等しく依止と爲るが故に、名けて縁と爲す。

謂く、能く諸の種子を執持するが故に、現行の法が與に所依たるが故に、即ち彼を變爲し、及び彼が爲に依たるをもつてなり。

【二四〇】界。因の義、第八の種子頼耶が諸法の親因縁たること。

【二四一】依。所依の義、第八が諸法の増上縁たること。

【二四二】及び等。この第四句に三訓點あり、第一の訓點(本文)にては能證得の無漏智あるの意となり、第二の訓點(註右)にては、所證得の涅槃なるの意となり、第三の訓點(註左)にては、能證得・所證得 双じてあることとなる。

【二四三】此の第八識等。以下この長行を釋するに三説ある中の第一説。

【二四四】種子識。前の第八識の異名を列ぬる下に擧げたる種子識は第八現行頼耶に就いての名なりしが、今この種子識とは種子頼耶、即ち第八所持の種子を指して云へるなり、故に前の現行頼耶の時は種子識の依主釋なりしが、今は種子即識の持業釋なり。かく同一名目と雖隨所その意を異にせるを以て、よくその文を案じて心得ざるべからず。

彼を變爲すといふは、謂く、(四)器及び有根身とを變爲するで。

彼が爲に依たりといふは、謂く、轉識が與に所依止と作るをもつてなり。(四)

能く五色根を執受する

を以ての故に、眼等の五識い之に依つて而も

轉ず。又、末那が與に依止たるが故に、第六意

識い之に依つて而も轉ず。末那と意識とは轉

識に攝めらるるが故に、眼等の識の俱有根に依

たるが如し。第八も理い是れ識性なるが故に

亦第七を以て俱有依と爲す應し。

是を此の識が因縁と爲る用と謂ふ。由此有と

いふは、此の識有るに由つてといはむとぞ。有

諸趣といふは、善惡趣有りといはむとぞ。

謂く、此の第八識有るに由るが故に、(四)一切

の流轉に順せる法を執持して、諸の有情をして

生死に流轉せ令むといはむとぞ。

(四) 惑と業と生と皆是れ流轉なりと雖、而も

【四】器と及び等。種子をも變する事勿論なれど、今説かざるは、種子は沈隱なるが爲等の理由を以て説かざるなり。

【四五】能く等。第八識が七轉識の爲めに所依止となることを述ぶ。先づ前五識に就いて云はば、前五識は五根を所依とす、その五根は第八の能く執受する所なるを以て、展轉して、第八は前五識の爲に所依となると云ふべし。次に第六識に就いて云はば、第六識は第七識に依る、その第七識は第八識に依るを以て、展轉して、亦第八は第六識の爲に所依となると云ふべし、第七は第八を所依とすることは文の如し、又第八も第七を所依と

す、この二識は間斷なき故、第八は第七を所依とするなり。この七八二識互に所依となることは唯大乘の説にして、餘宗の許さざる所なれば、之を述ぶる。末那と意識とは以下の文立量に則れるを見るべし、即ち作法してこの二識の所依を成立するなり。

【四】一切の等。現行の染法を流轉と云ひ、種子の染法を流轉といふ。今は種子の染法のことなり。

【四七】惑と業と等。もし右の如く云はば有漏の苦集を皆流轉と名くべし、何が故に頌に偏に諸趣と云へるやとの伏難ある故今之を會す。曰く有漏の苦集皆是れ流轉なりと雖、五

趣しゆいこれいは果はにして勝すれたるが故ゆゑに偏ひとへに説とけり。

【四】或あるは諸趣しよしゆといふ言ごんは能所趣のうしよしゆに通つうず、諸趣しよしゆ

の資具しぐも亦趣またしゆといふ名なを得う。

諸もろの惑わくと業ごふと生しやうとは皆此みなこの識しきに依よる、是これ流

轉てんが與ために依持えぢたる用もちなり。

及ぎふ涅槃證得ねはんしやうとくといふは、此この識有しきのるに由よるが故ゆゑ

に涅槃證得ねはんしやうとくするもの有ありといはむとぞ。

謂いはく、此この第八識有しちやうしきあるに由よるが故ゆゑに、一いつ切

の還滅げんめつに順じゆんせる法ほふを執持しゆぢして、修行者しゆぎやうしやをして涅槃

證得しやうとくせしむるをもつてなり。

【二〇】此この中なかには、唯能證得ただのうしやうとくの道みちのみを説とけり、涅槃ねはんは此この識しきに依よつて有あるものものにあらざるが故ゆゑに。

【二一】或あるは此こには、但所證の涅槃ただしよしやうねはんのみを説とけり、是これ修行者しゆぎやうしやの正ただしく求もとむる所ところなるが故ゆゑに。

【二五】或あるは此こには、雙さうじて涅槃ねはんと道みちとを説とけり、俱ともに是これ還滅げんめつの品類ほんるいに攝をさむるが故ゆゑに。

謂いはく、涅槃ねはんの言ごんは所證しよしやうの滅めつを顯あらはし、後のちの證得しやうとくの言ごんは能得のうとくの道みちを顯あらはす、能斷のうだんの道みちに由よつて所斷しよだんの惑わくを

斷だんじ、究竟くきやうじて盡つくる位くらゐに涅槃ねはんを證得しやうとくす。

趣しゆは是これ生死しやうじの苦果くこにして勝すれたるが故ゆゑに偏ひとへに説とけり。

【四】或あるは等と。頌しゆに諸趣しよしゆと云いへる理由りゆうの第二説だいになり。曰いはく諸

趣しゆの言ごんは業ごふ・惑わく・中有ちゆう等の能趣のうしゆをも攝さつす、故ゆゑに元來趣げんらいしゆとは所

趣しゆに名なけし名ななれど、能趣のうしゆも之これに相從さうじゆして趣しゆとなすべし

と。ここに資具しぐといふは、一いつには器世間きせけんを云いひ、又一またにはは惡業あくごふをいふ。

【四九】一切いつしつの還滅げんめつに順じゆんせる法ほふ。

無漏種子むろうしゆじの事こと。還滅げんめつとは無漏むろう

の滅道めつだうなり、即すなはち還げんは道みち、滅めつは滅めつなり、その還げんを道みちといふ

は還げんは趣向しゆきやうの義ぎにして、道みちに由より所證しよしやうの涅槃ねはんに趣しゆくが故ゆゑに

名なけて還げんとす。又また妄まがを捨すてて眞まことに歸かへす、是これ還げんの義ぎなり。

【五】此この中なか等と。こは頌しゆの第四だい句ごに三調さんぢゆうある中なかの初はつの調ぢゆうの

意い。

【五】或あるは等と。こは第二だいにの調ぢゆうの意い。

【五】或あるは等と。こは第三だいにの調ぢゆうの意い。

【五】或あるは等と。こは第三だいにの調ぢゆうの意い。

能所斷證は皆此の識に依る、是れ還滅の與に依持たるの用なり。

【二番】又、此の頌の中に、初の句は、此の識の自性無始より恆に有なりといふことを顯示す、後

の三は、雜染と清淨と二の法の與に、總別にして所依止と爲るといふことを顯す。

雜染の法といふは、謂く、苦、集、諦即ち【二番】所

能趣の生と及び業と惑となり、清淨の法といふ

は、謂く、滅、道諦即ち所能證の涅槃と及び道と

なり。

彼の二は、皆此の識に依つて有り、轉識等に

依たりといふことは、理しい成せざるが故に。

【二番】或は復、初の句は、此の識の體、無

始より相續せりといふことを顯す、後の三は、

三種の自性の與に所依止と爲るといふことを顯

【二番】又此の等。次に第二説。この説に於て第一句を解する

に二義あり、一にはこは種子

頼耶に就いて云ふと、二に

はこは現行頼耶に就いて云ふ

と。蓋し界とは因と性との義

ある故、因の義にては種子頼

耶のとなり、性の義にては

現行頼耶のとなり。而して

後の三句中、第二句は染淨の

二法の總依たるを示し、第

三、第四の二句はその別依た

ることを示す。就中第三句は

能依の染法にして、第四句は

能依の淨法なりとす。

【二番】所能趣の等。生は所趣の

苦果にして、惑業は能趣の因

なり。

【二番】或は復等。次に第三説。

【二番】體。頌の無始時來界の界

とは體の義。

【二番】謂く等。第二句は依他、

第三句は遍計、第四句は圓成

なり。

(二五) 即ち彼の經の中に復是の説を作さく、

諸法を攝藏する、一切の種子識に由つて、

故阿頼耶と名く、勝者にのみ我開示すといふ。

此の本識い諸の種子を具するに由るが故に、能く諸の雜染の法を攝藏

すといふ。

斯に依つて阿頼耶の名を建立せり、(二五) 无性いい轉じて大等と爲るとい

ふが如きには非ず。種子と (二六) 果とは、體非一なるが故に、(二六) 能依と所依

と俱に生じ滅するが故に、(二七) 雜染の法と互に相攝藏し、(二七) 亦有情の爲に執

藏して我と爲らるるが故に、此の識を説いて阿頼耶と名く。

已に見道に入りたる諸の菩薩衆は、(二八) 眞現觀を得るをもつて、名けて勝

者と爲す、彼いい能く阿頼耶識を勝解せり、故に我が世尊正しく爲に開示

す。

或は、諸の菩薩を皆勝者と名く、見道より前には、未だ阿頼耶識を證解

すること能はずと雖、而も能く信解して彼の (二九) 轉依を求む、故に亦爲に説く。

諸の轉識に、是の如き義有るには非ざるなり。

【二五】即ち等。次に第二證。同じく阿毘達磨經なり。

【二六】无性等。數論外道の、自性諦より中間の二十三諦を出すをいふ。前に數論の下にて述べしところの如し。

【二七】果。現行。

【二八】能依と所依。能依とは諸法、所依とは第八。

【二九】雜染の等。能藏・所藏を顯す。

【三〇】亦有情の等。執藏を顯す。

【三一】眞現觀。一心眞見道にて一分眞如の理を顯現に見ることを得るをいふ。委しくは、後卷に述べたり。

【三二】轉依。二轉依の妙果。



〔六〕解深密經に亦是の説を作さく、

阿陀那識は甚だ深細なり、一切の種子は暴流の如し。

我凡と愚とに於ては開演せず、彼い分別

し執じて我とせむかと恐れてなりといふ。

〔三六〕能く諸法の種子を執持し、及び能く色根

と依處とを執受し、亦能く結生と相續とを

執取するを以て、故此の識を説いて阿陀那と名

く。

無性有情は、底を窮むること能はざるが故に

甚深と説く、(HIO) 趣寂種姓は、通達すること能

はざるが故に、甚細と名く。

〔HII〕是れ一切の法の眞實の種子なり。

縁に擊せられて、便ち轉識の波浪を生じ、恆

に間斷すること無きこと、猶暴流の如し。

【六】解深密等。二に『解深密經』この頌は、この經の卷一にあり。

【七】種子。種子と云へど、今は現行を指す。所謂攝用歸體しての所談なり。

【八】能く等。本論二に頼耶の三相を述べたる際、その因相阿陀那識を解して、執持の義となしたるが、今は更に詳しく執持・執受・執取の三義にて解せり。

【九】結生と相續。結生とは潤生(次の生の果を引く)の惑にして相續とは苦果なり。今第八識は潤生の惑を持つるにあられど、こはその結果、即ち所結生の苦果よりしてしか名

けしもの故、結生即相續にして、異熟の苦果のことなり。

【七】趣寂種姓。決定姓の二乗のこと。又この二乗に愚法・不愚法の二ありて、その中不愚法の二乗は第八の存在を知ると雖、之を轉じて二轉依の妙果を得ることは菩薩の所爲にして、我の與る所に非ずと思惟すれば、何等策勵修行することなし、故に之をもこの中に攝むべきなり。

【七】是れ等。第八所持の種子は一切の法の原因なれば、頌文にその所持の種子を能持の現行に歸して、現行を以て一切の種子と云へるなることは、右にも註するが如し。

凡ぼんといふは即ち無性すなはむじやうぞ、愚ぐといふは即ち趣寂すなはしゆじやくぞ。彼かれいい此これが於うへに分別ぶんべつの執しゆを起おこして諸もろもろの惡趣あくしゆに墮だし、生しやうすべき聖道しやうだうを障さへむかと恐おそれて、故ゆゑ我が世尊せそん爲ために開演かいえんせずといふ。

唯第八識ただだいしちしきにのみ是かくの如ごとき相有さうあり。

(二七) 入楞伽經にふりやうがきやうに亦是またこの説せつを作なさく、

海うみの、風かぜの縁えんに遇あうて、種種しゆしゆの波浪はらうを起おこし、

現前げんぜんに作用ゆうてん轉てんじて、間斷けんだんする時とき有あること無な

きが如ごとく、

藏識ざうしきの海うみも亦然またしかなり、(二七) 境等きやうとうの風かぜに擊げせら

れて、

恆つねに諸識しよしきの浪なみを起おこし、現前げんぜんに作用ゆうてん轉てんずとい

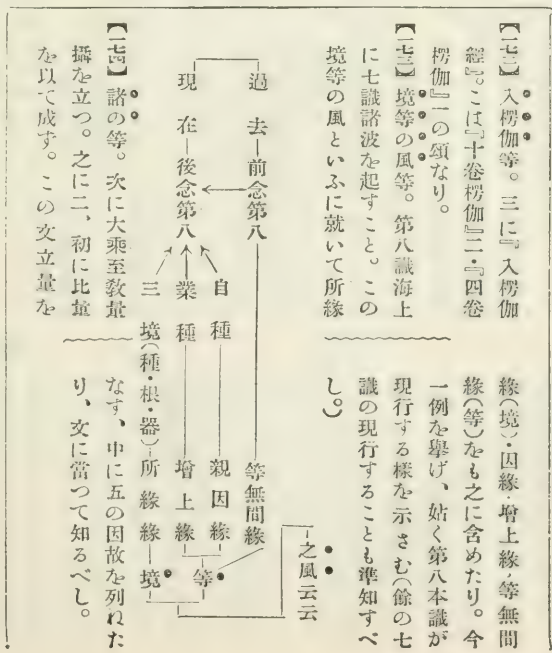
ふ。

眼等げんとうの諸識しよしきは、大海だいかいの如ごとく、恆つねに相續さうぞくして轉てん

じて諸識しよしきの浪なみを起おこすこと無なし。故ゆゑに知しる、別べつに第八識だいはちしきの性有しやうありといふことを。

此等これらの無量むりやうの大乗だいじやう經きやうの中に、皆無みなな我がに順じゆんじ、數取すうしゆ趣しゆに違ちがへり、流轉りゆうてんを棄背きはいし、還滅げんめつに趣向しゆかうせり、佛法僧ぶつぽうそうを

諸もろもろの大乗だいじやう經きやうは、皆無みなな我がに順じゆんじ、數取すうしゆ趣しゆに違ちがへり、流轉りゆうてんを棄背きはいし、還滅げんめつに趣向しゆかうせり、佛法僧ぶつぽうそうを



讃じ、諸の外道を毀る、蘊等の法を表し、勝性の等きを遮す、大乘を樂ふ者、能く無顛倒の理を顯示する契經に攝めらると許すが故に、**〔三七〕**增壹等の如く、**〔二六〕**至教量に攝むべし。

**〔三七〕**又、**〔二六〕**聖慈氏、七種の因を以て、大乘經は眞に是れ佛說なりと證したまへり。

一には、先に記せざるが故にといふ。若し大

乘經は、佛滅度の後に、**〔二五〕**有る餘の、正法を

壞せむが爲の故に説くといはば、何故ぞ、世尊

當に諸の可怖の事起らむかとの如く、先に預め

記別したまはざりし。

二には、本より俱行するが故にといふ。大・小

乘教は、本より來俱行す、寧んぞ大乘の

み獨り佛說に非ずといふことを知るや。

三には、餘の境に非ざるが故にといふ。大乘

の所説は廣大甚深にして、外道等の思量の境界に非ず、彼の經論の中に、曾て未だ説かざる所なり。

設ひ彼が爲に説くとも、亦信受せざらまし。故に大乘經は非佛說には非ず。

四には、極成す應きが故にといふ。若し謂く、大乘は是れ餘の佛の説なり、今の佛の語には非

【三七】增壹。小乘の『增壹阿含經』のこと。

【二六】至教量。至教とは所説の言道理に契ひ、眞實の教たること。

【二七】又聖等。次に『莊嚴論』を引いて成す。この『莊嚴論』並

に本論所説の大乘佛説の論議は、甚だ有名なるものにして、(その所論の青紫に値するや否やは姑く置き)古來大乘佛説論を云爲するもの、必ず、先づ之を引用せり。

【二八】聖慈氏。慈氏は彌勒(Maitreya)の譯なること前に註せらるが如し。

【二九】有る餘の。小乘以外の有る餘の類のもの。

【三〇】俱行。小乘・大乘が俱に行はれ居りしこと。

【三一】餘の佛。釋迦佛(Krishna)ならぬ餘の迦葉佛(Kasyapa)等を指す。何れの佛の説なりとも、佛佛平等なれば是れ佛説なり。

ずといはば、則ち大乘教は是れ佛の所説なりといふこと、其の理極成しぬ。

（二八三）

五には、有と無有との故にといふ。若し大乘有らば、即ち此の諸大乘教は、是れ佛の所説を

いふことを信す應し、此に離れては、大乘といふもの得可からざるが故に。若し大乘無くば、聲聞

乘の教も亦有るに非ざる應し、大乘に離れては

決定して佛と成り得る義有ること無きを以て、

誰か世に出でて聲聞乘を説かむ。故に聲聞乘の

み是れ佛の所説なり、大乘教には非ざるべしと

いふこと、正理に應せず。

六には、能對治の故にといふ。大乘經に依つ

て勤めて修行する者、皆能く無分別智を引得し

て、能く正しく一切の煩惱を對治す。故に此は

是れ佛の所説ぞといふことを信す應し。

七には、義いい文に異るが故にといふ。大乘の所説は意趣甚深なり、文に隨つて而も其の義を取

り、便ち誹謗を生じて佛語に非ずとは謂ふ可からず。

是の故に大乘は、眞に是れ佛説なり。

【二八三】五には等。有とは大乘の體ありとのこと、無有とはその體無しとのこと。大乘の體とは教理・行・果のこと。この體ありとせば諸大乘教は佛説なりとせざるべからず、この教・理・行・果に離れて大乘は他にあらざるが故に。以上は有の方。次に無の方は文の如く知るべし。而して『莊嚴論』

には此の有と無有とを聞いて二因とし、總じて八因を數ふ。今本論は之を合して一因とし總じて七因とせり。こは唯開全の相違のみにして義に於て違する失なし。猶次下の『莊嚴論』の頌と對照してその趣きを知るべし。

【二八三】大乘の等。大乘の所説は意趣甚だ深ければ、その文句の通りに解して、依つて以て非佛説なりと爲すべからず、是れ言外に甚深の意趣を含めたるを以てなり。

莊嚴論に此の義を頌して言ふが如し、

【二八〇】先不記と俱行と、餘の所行の境に非ざると、

極成と有と無有と、對治と異文との故にといふ。

【二八一】餘部の經中、亦密意して、阿頼耶識には別の自性有りと説けり。

【二八二】謂く、大衆部の阿笈摩の中にも、密

意をもつて此を説いて、根本識と名く、是れ眼

識等が所依止たるが故に、譬へば樹の根の、是

れ莖等が本たるが如し。眼等の識に、是の如き

義有るものには非ず。

【二八三】上坐部の經と分別論者とは、俱に密に此

を説いて有分識と名く。有といふは、謂く三有

ぞ、分といふは是れ因の義ぞ。唯此のみ恆なり

遍せり三有の因たり。

【二八四】化地部は此を説いて、窮生死蘊と名け

たり、第八識に離れては、別の蘊法として、生

【二八五】先不記と等。これに八因

あり、文に就いて知るべし。

而してこは、右の本論の文の

第五因たる有と無有とを別に

數ふる故、八因にして、本論

と相違の説に非ざると、かの

第五因の下に註せしが如し。

【二八六】餘部の等。以下共許の小

乗教を引く。之に二、初に總

説。餘部の經とは共許の『阿

含經』を指す。

【二八七】密意。顯了には説かざれ

ど、仄にその意を洩せる説き

方を密意して説くといふ。

【二八八】阿笈摩(Āgama)。小乗經

の總名なり。阿笈摩は新譯の

音にして、舊譯にては阿舍と

いふ。譯して教又は傳といふ。

三世諸佛の展轉して傳説し給

ふ所なれば傳といふなり。

【二八九】上坐部等。次に上坐部

分別論者。曰く、之等の部の

經中には、密意を以てこの識

を有分識と名けたり。有とは

三有即ち欲・色・無色界なり、

分とは因の義なり。かく三界

の因となるは、恆に遍くして、

間斷なき第八識のみに限る。

これこの識あるの證なり。

【二九〇】化地部等。次に化地部。

死際を窮めて間斷する時無しといふこと無し。

謂く、無色界には諸色間斷しぬ、無想天等には

餘の心等を滅せり、不相應行は、色心等に

離れて別の自體無しと已に極成してしが故に、

そゑに唯此の識をば窮生死蘊と名けたり。

【二五】一切有部の増壹經の中にも、亦密意を

もつて此を説いて阿頼耶と名けたり。謂く、愛

阿頼耶樂阿頼耶欣阿頼耶喜阿頼耶なり。

謂く、阿頼耶識は是れ、二蘊貪が總別の三世の

境なるが故に、此の四の名を立てたり、有情の執じて眞の自の内我と爲し、乃し未だ斷せざるに至

るまで、恆に愛著を生ずるが故に、阿頼耶識いし是れ眞の愛著處なり、餘の五取蘊の等きを執す應か

らず。

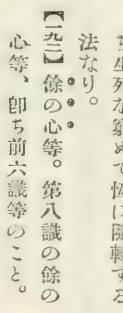
謂く、一向苦愛處に生れたる者は、二蘊餘の取蘊の於に愛著を生せず、彼い恆に餘の五取蘊を厭逆

して、我何れの時にか、當に此の命と此の衆同分と此の苦の身心とを捨てて、我に自在に快樂を受け

令めむと念するが故に。

【二六】窮生死蘊。無始の本來より金剛喻定の現在前する迄即ち生死を窮めて恆に隨轉する法なり。

【二七】餘の心等。第八識の餘の心等、即ち前六識等のこと。

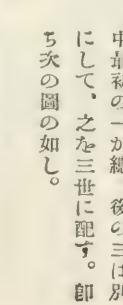


而してその意は、食の總別三世の境となるが阿頼耶なり、故にかく四阿頼耶の名を立て

【二八】餘の取蘊。第八に對してそれ以外を餘の取蘊といふ。

【二九】説一切等。次に有部。

【三〇】貪が總別の等。四阿頼耶中最初の二が總、後の三は別に於て、之を三世に配す。即ち次の圖の如し。



【三一】餘の取蘊。第八に對してそれ以外を餘の取蘊といふ。

【三二】餘の取蘊。第八に對してそれ以外を餘の取蘊といふ。

(二六) 五欲も亦眞の愛著處に非ず、謂く、欲を離れたる者は、五妙欲の於には貪著せずと雖、而も我と愛するが故に。

樂受も亦眞の愛著處に非ず、謂く、第三靜慮の染を離れたる者は、樂受を厭ふと雖、而も我と愛するが故に。

身見も亦た眞の愛著處に非ず、謂く、(二七) 無學に非ずして無我を信する者は、身見の於には貪著を生ぜずと雖、而も内我の於には猶愛を生ずるが故に。

轉識等も亦眞の愛著處に非ず、謂く、無學に非ずして心を滅せむと求むる者は、轉識の等きを厭ふと雖、而も我と愛するが故に。

(二八) 色身も亦眞の愛著處に非ず、(二九) 色の染を離れたる者は色の身を厭ふと雖、而も我と愛するが故に。

不相應行は、色心等に離れて別の自體無し、是の故に亦眞の愛著處に非ず。

異生と有學との我愛を起す時には、餘の蘊の於には愛し愛せざること有りと雖、而も此の識に於ては我愛を定んで生ず、故に唯此のみ是れ眞の愛著處なり。

是に由つて彼に阿賴耶といふ名を説けり、定んで唯此の阿賴耶識ぞといふことを顯す。

【二六】五欲・色・聲・香・味・觸の

五境に於て樂欲するをいふ。

又財・色・食・名・睡眠の欲樂に

名くることあり。

【二七】無學に等。無學を除ける

は、彼れば無我の故なればなり。

【二八】色身。五根・扶根等。

【二九】色の染等。色の染を離れた

て無色に入れるものをいふ。

【100】已に聖教をば引きつ、當に正理を顯す當し。

【101】謂く、契經に説かく、【102】雜染と清淨との諸法の種子が集起する所なるが故に、名けて心と爲すといふ。若し此の識無くんば、彼の種を持する心い有る應からざるが故に。

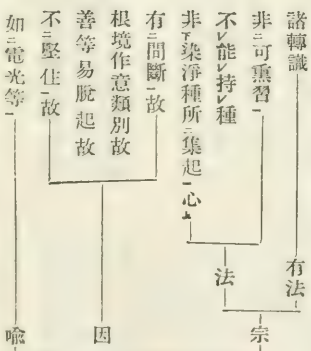
【103】謂く、諸の轉識は、滅定等に在つて間斷すること有るが故に、根と境と作意と、善等と、類別にして、易脱して起るが故に、電光等の如く、堅住にあらざるが故に、可熏習に非ざるべし、種を持すること能はざるべし、染淨の種が集起する所の心に非ざるべし。

【104】此の識は、一類なるをもつて、恆に間斷すること無きをもつて、苜勝等の如く、堅住なるをもつて、可熏なるべし、彼の經の所説の心の

【100】已に等。以下は十理證の一段にして、之に二、先づ初に結前生後。

【101】謂く等。次に經を引いて理を述ぶ。之に十、初に持種證、中に又三、初に經を引く。

【102】雜染と清淨。有漏法と無漏法。



根・境・作意類別とは、轉識は所依・所緣の根・境各各別なり、又心起る時の警覺(作意)も別なり、故に類別といふ。又善等易脱して起るとは、諸

の轉識は三性易脱する故にかくいふ。【104】此の識は等。この文亦左圖の如き組織を以て立量なす。



義に契當しつべし。

若し能く種を持しつ心有りと許さずば、但し經に違するのみに非ず、亦正理にも違しぬ。

謂く、諸の起る所の染淨品の法いい、所熏無きが故に種を熏成せずんば、則ち起る所、其の功を唐しく捐つ應し、染淨の起る時に既に因の種無くんば、外道の、自然生と執するに同じぬ應し。

【二〇五】色と不相應とは、心の性に非ざるが故に、

聲光等の如く、理いい染淨の内法が所熏に非ざるべし、豈能く種を持せむや。

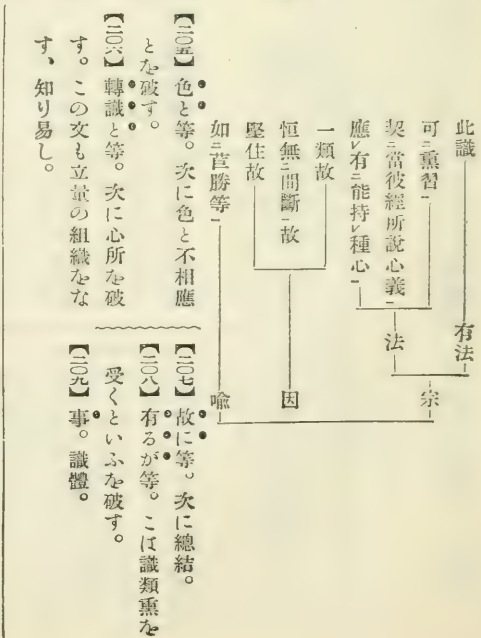
又、彼は、識に離れて實の自性無きをもつて、寧んぞ執じて内種が依止と爲す可き。

【二〇六】轉識と相應する諸の心所法は、識の如く間斷するがゆゑに、易脱して起るが故に、自在にあら

ざるが故に、心の性に非ざるが故に、種を持すること能はざるべし。亦熏を受けざるべし。

【二〇七】故に種を持する心といふもの、理いい別に在る應し、

【二〇八】有るが説かく、六識は無始の時より來、根と境との等々に依つて、前後の分位に、事は轉變



すと雖、而も類は別なること無し、是れ所熏習なり、能く種子を持す、斯に由つて染淨の因果皆成じぬ、何ぞ要すしも第八識の性有りと執せむやと。

彼は言のみにして義無し。

所以は何。

類は是れ實なりと執せば、則ち外道に同じぬ、類は是れ假なりと許さ

ば、便ち勝用無きをもつて、内法の實種を持すること能はざる應し。

又、執する識の類は、何れの性にか攝めらる。

若し是れ善惡なりといはば、熏を受けざる應し、有記と許すが故に、猶

し 擇滅の如し。

若し是れ無記なりといはば、善惡心の時には無記心無きをもつて、此の

類斷じぬ應し。

事は善惡にして類は無記なる可きものには非ず、別類は、必ず別事の性に同なるべきが故に。

又、無心の位には、此の類定んで無かるべし、既に間斷有るをもつて、性堅住に非ざるをもつて、

如何ぞ種を持し熏を受くと執ず可き。

又、阿羅漢と或る異生との心は、識類同なるが故に、諸の染と無漏法との爲に熏せらる應し、

【二〇】類。前念・後念二刹那の了別の義相。

【二一】則ち外道等。勝論は一切の類を同異性に收めて、之を實なりと許す、故に今も亦之に同じなむといふ。

【二二】擇滅。無爲は受熏の義なきこと、本教義の根柢たり。

【二三】諸の染と等。阿羅漢は諸の染法の爲に熏を受け、凡夫は無漏法の爲めに熏を受くべし。

許さば便ち失有りぬ。

〔三四〕又、眼等の根と或は所餘の法とは、眼等の識が與に、根と法と類同なるをもつて、互に相熏す應し、然るに汝許さず。

故に識類い熏を受くと執す應からず。

〔三五〕又、六識身は、若くは事にもあれ、若くは類にもあれ、前後の二念い既に俱有にあらざるをもつて、念を隔つる者の如く、互に相熏するものには非ず、能熏と所熏とは必ず俱時なるが故に。

〔三六〕唯六識のみ俱時に轉ずと執する者も、三七前前の理趣に由つて、既に所熏に非ず、故に彼も亦能く種を持する義無かるべし。

〔三八〕有るが執ずらく、色と心といひ自類の無

間に、前のを後のが種と爲して因果の義立す、故に先に説きつる所は、證と爲ること成せずといふ。

〔三四〕又眼等の等。こは根法類

同なるをいふ。曰く、眼等の根又は信等の根を眼等の識に望めば、根法類同なり。何となれば、眼等の識は過去に落謝すれば意根となる。故に根といふ邊より云ふ時は五根や信等の根と眼等の識と同なるべし。又眼等の根と餘の法と共に法といふ點より見れば同じ、又六識も同じく法なり、故に一切皆法なり。かく根法類同なれば色心互熏を云つて然るべしと汝云はむか、今日く、若し然らば萬法混同すべし、即ち梅花より櫻花に熏する如き不合理となるべし、汝之を許さずして、色心互熏を云ふは豈不可ならずやと。

〔三五〕又六識身等。次に合して

識類前後熏を破す、即ちこれ經部の譬喩師を破するなり。彼因果異時といふ故、事も類も前後相熏すといふ、故に今之を破するなり。

〔三六〕唯し六識等。大衆部を破す。

〔三七〕前の理趣。前の百五十四頁の「諸の轉識は識定等に在つて間斷すること有るが故に」等の義理を指す。

〔三八〕有るが等。上坐部を破す。かの計は前念の色法は後念の色法の、又前念の心法は後念の心法の因となり、かくて因果相續す、故に第八なくんば受熏・持種の義なしとは云ふべからずと云ふ。

彼が執することにも理に非ず、熏習すること無きが故に。

謂く、彼の自類は既に熏習すること無し、如何が、前のを後のが種と爲すと執ず可き。

又、間斷しぬる者は、更に生ぜざる應し。

二乗の無學は、後の蘊無かる應し、死する位の色心を後のが種とせる故に。

亦是、色と心といひ展轉して、互に種と爲つて生ずと執ず應からず、轉識と色等とは、所熏習に非

すと前に已に説きてしが故に。

有るが説かく、三世の諸法は皆有にして、因と果と感じ趣くをもつて、皆成せずといふこと無

し、何ぞ勞はしく、能く種を持する識有りとし

も執するや。然も經に、心を種子と爲すと説け

るは、染淨の法を起すに、勢用強なるが故ぞと

いふ。

彼が説くこと理に非ず、過去と未來とは、常

にも非ず現にも非ざるをもつて、空華等の如し、

實有に非ざるべきが故に。

又、作用無しといふをもつて、執じて因縁

【三二】熏習等。汝前後念相續すといふも、如何にして前念の法が後念の法を引くべき。さてこそ熏習が必要なる所以に非ずやと。

【三三】又間斷し等。例へば無色界に生ずる人は久しき間色法間斷せり、されば後に下界に生ずる場合に前念の色なければ色法現行し得ざるに非ずや。

【三三】二乗の等。前念の法が後念の法を引く因となる以上

は、無學の灰身滅智は爲し得ざるべし(順次後念を引き續くる故に)然らば無學の最後蘊といふものあることなかるべし。

【三三】有るが等。有部を破す。有部は三世實有法體恆有と説けば、諸法は皆同類因等流果と相續してよく因果を成す、何ぞ勞はしく第八を立つることとを須あむやといふ。今之を破す。

【三三】又作用等。有部は三世を

性とは爲す可からざるが故に、若し能く染淨の種を持する識無くんば、一切の因果皆成ずることを得ざりぬ。

【二四】有は、大乘の 遣相の空理を執じて究竟とする者、似比量に依つて、此の識及び一切の法を撥無す。彼い、特く前に引く所の經に違害せり。【二七】知と斷と證と修との染淨の因果を皆實に非すと執するをもつて、大邪見に成りぬ。外道の、染淨の因果を毀謗するだにも亦全に無とは謂はず。【三六】但實に非すと執するが故に、若し一切の法い皆實有に非ざれば、菩薩い生死を捨てむとして、精勤して菩提の資糧を修集す應からじ。誰の有智の者か、幻の敵を除かむとして、石女の兒を求めて用て軍の掖と爲さむや。

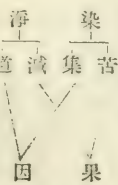
作用の上に於て立て、過未無體といふ。故に法が未作用の未來より正作用の現在に來るには、何ぞこの無體の未來を以て現在の因となし得べきや。故に第八を立てざるべからずと。

【二四】有は等。清辯を破す。

【三五】遣相の空理。一切法無自性等と説くをいふ。清辯一派の見解は、依他の差別の相を遣り、空理を執ず、即ち一切法無自性にして空なりと偏執し、般若皆空の説を執ず。さり乍ら本教義より云へば、是れ密意不了義の説にして、唯三性中通計所執性に約して説かれしのみ(又偏有の計も密意不了義の説にして、是れ唯依他起性に約して説けるのみ)故に三性を顯了に説きしにあらで方便教たるのみ、非有非空の中道教こそ正しく顯了眞實の教にして、我唯識こ

そこの妙教たるなれといふ。【三六】以非量。一の事象によりて他の不正なる事象を推知したる場合をいふ。眞比量に對する語にして、因明入門の一なり。而してその清辯の似比量とは、彼の著「掌珍論」上に擧げたり。曰く、「眞性に於て有爲は空なるべし、幻の如く緣より生ずるが故に、無爲は實有ること無かるべし。起らざること空華に似たり」と云ふ。

【三七】知と等。知とは苦を知ることを、斷とは集を斷ずること、證とは滅を證すること、修とは道を修すること。染淨の因果とは次の如し。



【三六】但實に等。清辯が但實に

故に能く種を持する心有つて、之に依つて染淨の因果を建立すと信ず應し。

彼の心といふは、即ち是れ此の第八識なり。

又、契經に説かく、果熟の心有つて善惡業をもつて感ずといふ、若し此の識無くんば、

彼の異熟の心といふもの有る應からざるが故に

謂く、眼等の識には間斷すること有るが

故に、一切の時に是れ業が果にしも非ざるが故

に、電光等の如く、異熟の心に非ざるべし、異熟は斷じ已つて更に續す應からず、

等は斯の事無しといふが故に。

眼等の六識の業に感せられたるは、猶聲等の如し、恆に續するものには非ざるが故に、是れ異熟生なるべし、眞異熟には非ざるべし。

定んで眞異熟の心有つて、牽引の業に酬いて、遍して、斷すること無くして、身器を變爲し有情の依と作ると許す應し。身器に身に離れて理に非ざるが故に、不相應法は實體無きが故

非ずと執するを以て、大邪見を成するなり。

【三元】彼の心等、總結。

【三〇】又契經等、第二に異熟心證、中に三、初に經を引く。

【三二】謂く等、次に別してその義を顯す。之に四、初に計を破す。即ち經部、薩婆多の計を破するなり。

【三三】異熟の心、眞異熟のこと。

【三四】彼、小乘の徒、命根等は、必ず相續して間斷なく、

一切時に必ず業が果たりといふ。故に眼等の識、既に間斷あるが如きは何ぞ異熟ならむやといふ。

【三四】定んで等、次に正義を述べ。

【三五】牽引の等、以下眞異熟の三條件たる業果、遍三界、不斷の義を擧ぐ。

【三六】不相應等、有部が命根、同分を以て有情の依となすと説く故、之を破す。

に、諸の轉識等は恆に有るに非ざるが故に。若し此の心無くんば、誰か身器を變せむ、復何れの法に依つてか恆に有情を立てむ。

又、定中に在つても、或は定に在らずしても、別の思慮有るときにも、思慮無き時にも、理

いい衆多の身受生起すること有り、此若し無くんば、後の時に身い怡適し、或は復勞損すること有る應からず。若し恆に眞異熟の心有るにあらざれば、彼の位に如何ぞ此の身受有るべき。

佛に非ずして餘の善心等を起せる位には、必ず眞異熟の心を現起す應し、彼を起すと許す

時の如し、非佛の有情なるが故に。

是れに由つて恆に眞異熟の心有り、彼の

心といふ、即ち是れ此の第八識なり。

又、契經に説かく、有情は五趣四生に流

轉すといふ。若し此の識無くんば、彼の趣と生との體有る應からざるが故に。

謂く、要す實有なり、恆なり、遍せり、

雜無し、彼の法をば正實の趣生と立つ可し。

【三七】又定中等。次に身受を明す。

【三八】思慮無き等。例へば五位無心の如き。

【三九】身受。苦・樂等の感覺のこと。受の心所には非ず。

【四〇】此。第八がこの苦樂等の感覺を受け込むことを指す。

【四一】佛に非ず等。次に異熟を立つ。茲に佛を簡べるは、佛の善心を起す位には、異熟の心無きが故に、之を除けるなり。

【四二】非佛の有情。菩薩・二乘・異生をいふ。

【四三】是れに等。總結。

【四四】又契經に等。第三に趣生證。中に三、初に經を引く。

【四五】謂く等。次に別してその義を顯す。之に三、初に義を具するの多少を述ぶ。正實の趣生と立つべき爲には、文の如く、實有・恆・遍・無雜の四義を具せざるべからず、然らずんば正實の趣生には非ず。其所謂正實の趣生とは、即ち第八識體を指す。諸經論中に煩惱を是れ趣生といふは、假に就いて云ふ、そは趣生に相似せるが故に。又能趣の法及び

【四六】異熟に非ざる法は、趣生雜亂す、此に住して餘の趣生の法を起すべきが故に。

【四七】諸の異熟の識と、及び五識の中に業に感せられたるとは、趣生に遍せず、無色界の中には、全に彼無きが故に。

【四八】諸の生得善と、及び意識の中に業に感せられたるとは、趣生に遍せり、起るに雜亂無しと雖、而も恆に有るにあらす。

不相應行は實の自體無し、皆正實の趣生とは立つ可からず。

【四九】唯異熟の心及び彼の心所のみ實なり、恆なり、遍せり、雜無し、是れ正實の趣生なり。

此の心若し無くんば、無色界に生じて善等を起せる位には、趣生には非ざる應し。設ひ趣生に諸の有漏を攝むと許すとも、無色界に生じて無漏心を起せるときには、趣生には非ざる應し。便ち正理に違しぬ。前の過有るのみには勿す、及び此の失有りぬ。故に唯異熟の法のみ是れ正實の趣生なり。

中有等をも皆趣生と名く。今は是等の眷屬體を簡んで正實の趣生といふ。

【四五】異熟に等。次に餘は非なりと述す。

【四六】諸の等。諸の異熟の識とは色法の十一中、聲と法處色とを除く餘の九法を指す。聲は小乘は異熟と許さぬ故に除き、法處色は非業果なれば除く。五色の中に業に感ぜられたるものとは、苦・樂・捨受と相應する報心の異熟生なるものを指す。趣生に遍せずとは天趣と化生とに無きをいふ。

二禪以上五識皆無ければなり。又無色界の中には全にあることなし。

【四八】諸の生等。諸の生得善雜亂なしと云ふは難陀の説にして、護法にありては、五趣に約せば雜亂ありとし、三界に約せば雜亂なしとなす。例へば人界に在りて天界の生得善を起す如き場合、人界。天界(五趣中の相望)、既に混同雜亂せりと云つべけれど、共に是れ欲界中にてあれば(三界相望)雜亂なしと云ふべきが如し。

【四九】唯異熟の等。次に本識に歸す。

【五〇】前の過。趣生の體となる四條件即ち實有・恆・遍・無雜の四義を缺けること。

【五一】前の過。趣生の體となる四條件即ち實有・恆・遍・無雜の四義を缺けること。



是に由つて如來をば趣生に攝むるものに非ず、佛には異熟無記の法無きが故に。亦界に攝むるものにも非ず、有漏に非ざるが故に、世尊は已に苦集諦を捨したまへるが故に、諸の戲論の種を已に永に斷じたまへるが故に。

【五】正實の趣生は、既に唯異熟の心と及び心所とのみなり。彼の心心所は、第八識に離れては理い成ずることを得ず、故に知んぬ、別に此の第八識有りといふことを。

【五】又、契經に説かく、【五】有色根身は、是れ有執受なりといふ。若し此の識無くんば、彼の能受い有る應からざるが故に。

【三】謂く、五色根と及び彼が依處との唯現在世なるい是れ有執受なり、彼は定んで能執受心有るに由る。

【三】唯異熟の心のみ先の業に引かれ、善染等に非ず、一類なり、能く遍し、相續して有色の根身を執受す、眼等の轉識は是の如き義無し。

此の言の意は、眼等の轉識は、皆一類に能く遍く相續して、自の内の有色の根身を執受すること無しといふことを顯す。能執受は唯異熟

【五】正實の等。總結。  
 【五】又契經等。第四に能執受證。中に三、初に經を引く。  
 【五】有色根身。  
 非執受—器界  
 執受—有色根身  
 所執受—第八識  
 能執受—第八識  
 所執受とは有色根身は第八に執受せらるるより名けしに  
 【五】て、即ち有色根身は能執受(第八の)を有する故、本文に有執受といふ。  
 【五】謂く等。次に別してこの義を顯す。之に三、初に所執を顯し、能執の心を彰す。  
 【五】依處。この中聲は非執受なれば除く。  
 【五】唯異熟等。次に執心を明して、唯第八のみを顯す。  
 【五】能執受は等。曰く能執受

の心しんのみなりと顯あらはさむとには非あらず、勿また、諸佛しよぶつの色身しきしんは、執受しよじゆな無なきが故ゆゑに。然しかるに、能よく有漏うろうの色身しきしんを執受しよじゆするは、唯異熟ただいじやくの心しんのみなり、故ゆゑに是この説せつを作なす。

【三五八】謂いはく、諸もろもろの轉識てんじきは、現緣げんえんをもつて起おこるが故ゆゑに、聲風等しやうふうとうの如ごとし、彼かの善染ぜんぜんの等ごときは、業ごふに引ひかるるに非あらざるが故ゆゑに、非擇滅ひぢやくめつの如ごとし、異熟いじやく生しやうなる者ものは、異熟いじやくに非あらざるが故ゆゑに、遍あまく依よるに非あらざるが故ゆゑに、相續さうぞくせざるが故ゆゑに、電光等でんくわうとうの如ごとし、有漏うろうの色身しきしんを執受しよじゆすること能あたはざるべし。

諸もろもろの心識しんじきてふ言ごんには、亦また心所しんじよをも攝あつめたり、定さだんで相應さうおうするが故ゆゑに、唯識ゆゐしきてふ言ごんの如ごとし。諸もろもろの色根しきこんと不相應行さうおうぎやうとは、能よく有う色の根身こんじんを執受しよじゆす可べきにも非あらず、所緣無しよえんむきが故ゆゑに、虛空等こくうとうの如ごとし。

とし云へば唯異熟の第八のみを顯すと早計すべからず、それは諸佛の第八も亦能く善無漏の色身を執受するが故に。然るに今唯異熟の心のみを出すことは、能く有漏の色身を執受するは唯之のみなりとの意なり。

【三五八】謂く等。次に異計を破す。

この文に五箇の量あり、而して、五量何れも宗法をば、有漏の色身を執受すること能はざるべしとす。その各量の

作法文に就いて知るべし。

【三五九】所緣無きが故に。色根・不相應は能緣に非ざれば從つて所緣無し。

【三六〇】故に別に等。總結。

【三六一】又契經等。第五に三法證。

中に三、初に經を引く。

【三六二】壽と煖と識。壽は命根、煖は火大即ち體温に相當すべきか。この二第八識上に有せり、故にこの三五に相依すと

いふ。

【三六〇】故に別に能執受の心有る應し、彼の心といふ、即ち是れ此の第八識なり。

又、契經に説かく、【三六一】壽と煖と識との三いい更互に依持して、相續して住することを得といふ。

若し此の識無くんば、能く壽と煥とを持して、久しく住せ令むる識有る應からざるが故に。

(三三三) 謂く、諸の轉識は、間すること有るをもつて、轉すること有るをもつて、聲風等の如く、(三三四) 恆持の用無かるべき(無カル)をもつて、立てて壽と

煥とをを持する識と爲す可からず。

(三三五) 唯異熟識のみ間すること無きをもつて、轉すること無きをもつて、猶壽と煥との如く、恆持の用有るをもつて、故立てて壽と煥とを持する識と爲す可し。

(三三六) 經に、三法いい更互に依持すと説けるをもつて、壽と煥とは一類に

相續して、唯識のみ然らずといふこと、豈正理に符はむや。

(三三七) 二の法更互に依持すと説けりと雖、而も唯煥のみを三界に遍せ

すと許せば、何ぞ識のみ獨り間轉するを有りてふことを許さざるといふ。

此は前の理に於て過難と爲るに非ず。謂く、若し是の處に具に三の

法有つて間轉すること無きならば、恆に相持す可し、爾らずんば、便ち恆

に相持する用無かるべし。

前には (三三九) 此の理を以て、三の法の中に説く所の識てふ言は、轉識を詮

りとの理。

【三三三】謂く等。次に別してその義を顯す。之に三、初に轉識を非す。

【三三四】恆持の等。この一句因ともなり、宗ともなる。若し因とせば本文の調の如し、而して、その場合前に已に二因ある故、凡てにて三因あることとなる。之を宗とせば、註點の如し。而して前の因二つのみ。

【三三五】唯異熟識等。次に賴耶に即す。

【三三六】經に等。次に異執を離す。

【三三七】三法等。外人の反質。

【三三八】煥のみ等。無色界にては身體なければ、煥なしといふこと大小共許なり。

【三三九】是の處。欲・色界。

【三四〇】此の理。恆に持する用ありとの理。

するに非ざるべしと顯しつ。煖の遍せざるを擧げて、**量前の理を壞せむや。**故に前の所説い其の理極成せり。

又、三の法の中に壽と煖との二種は、既に唯有漏のみなりといふ。故に知んぬ、彼の識も壽と煖との如く定んで無漏に非ざるべし。

無色界に生じて無漏心を起せる爾の時には、何れの識か能く彼の壽を持する。

此に由つて故知んぬ、異熟識有つて、一類に恆に遍して、能く壽と煖とを持すてふことを。彼の識といふ、即ち是れ此の第八識なり。

又、契經に説かく、諸の有情類の受生し命終することは、必ず散と心とに住して、無心と定とは非ずといふ。若し此の識無くんば、生じ死する時の心有る應からざるが故に。

謂く、生じ死する時には、身心昏昧なるをもつて、睡つて夢無きと、極悶絶の時との如く、明

了の轉識い必ず現起せざるべし。

又此の位の中には、六種の轉識い行相所縁不可知なるが故に、無心位の如く、必ず現行せざるべし。

【一七】此に由つて等。總結。  
【一八】又契經等第六に生死證。  
中に三、初に經を引く。  
【一九】散と心。散とは散位にして、定位ならぬこと。心とは有心のこと。  
【二〇】謂く等。次に別してその義を顯す。之に五、初に六識は非なりと徴す。

六種の轉識なるをもつて、行相所縁は、有らば必ず可知なるべし、餘の時の如くなるが故に。

眞異熟識は極めて微細なるが故に、行相も所縁も俱に了す可からず、是れ引業が果なり、一期

に相續す、恆に轉變すること無し、是れ散と有との心なり、生じ死する時

の心と名く、正理に違せず。

有るが説かく、五識は此の位に定んで無し、意識が境を取ることは、

或は五識に因り、或は他教に因り、或は定を因と爲す、生ずる位には

諸因既に得可からざるが故に、受生する位には意識も亦無しといふ。

若し爾らば、有情の、無色界に生じて後の時の意識は、永に生ぜざる應

し、定心は必ず散の意識が引くに由る、五識と他教とは、彼の界に必ず

無し、定を引く散心は起るに由なきが故に。

若し謂く、彼の定は、串習力に由つて、後の時に率爾に能く現在前す

といはば、彼初に生ずる時に寧ろ現起せざるや。又欲色界に初めて受

生ずる時にも、串習の意識亦現起す應し。

若し惛昧なるに由つて、初に未だ現前せずといはば、

此は即ち前の因なり、何ぞ勞はしく別に説くや。

【三五】眞異熟等。次に第八は是なりと顯す。

【三六】有るが等。次に大乘の異説を破す。異説とは難陀の説なり。

【三七】諸因。上の三因即ち五識・他教・定の三なり。

【三八】その意識が彼界に生るる最初になしといふ故、如何ぞ之あつて定心を引き得むや。

【三九】串習力。身下界にありて串習せし力。

【四〇】彼。定をいふ。

【四一】前の因。前の我が立てし身心惛昧の因と同じくなれり。汝何ぞ蛇足を添へて更に三因を設くるの要あらむや。

(三三) 有る餘部の執ずらく、生じ死する等の位には、別に一類に微細なる意識有り、行相も所縁も俱に了す可からずといふ。

(三三) 應に知るべし、即ち是は此の第八識なり、極成の意識は、是の如きにあらざるが故に。

(三四) 又、將に死せむとする時には、善惡業に由つて、下上の身分に冷の觸漸く起る、若し此の

識無くんば、彼の事成せずなんぬ。

轉識は、身を執受すること能はざるが故に、

眼等の五識は、各別の依あるが故に、或るとき

には行せざるが故に、第六意識は、身にしも

住せざるが故に、境不定なるが故に、遍く身

の中に寄つて恆に相續するが故に。

冷の觸い彼に由つて漸く生ず應からず。

(三五) 唯異熟心のみ先の業力に由つて、恆に遍く相續して身分を執受す、執受を捨する處に、冷の觸

いい便ち生ず、壽と煖と識との三は相離せざるが故に。冷の觸起る處は即ち是れ非情なり、變じ亦

縁ずと雖、而も執受せず、故に知んぬ、定んで此の第八識有りといふことを。

【三二】有る餘部等。次に上座の本計を破す。その中今文は彼が計を擧ぐ。

【三三】應に等。論主の破。

【三四】又將に等。死する時の漸捨の識を難す『攝論』にいふ、

善業の人は將に死せむとするに際し、冷觸下より起り、惡業の人は上より起るといふ。而して下より起る方が苦痛少

しとなり。

【三五】身にしも等。第六意識は

かの極睡眠の時の如きは必ずしも身に住せりとは云ふべからず。

【三六】遍く等。五位無心あれば必ず常に然るべからず。

【三七】唯異熟心等。總結。

【三八】變じ等。冷觸起るは是れ第八が執受せぬ爲にして是れ非常なり。但し第八は之を五根として縁變せぬも器界として縁變す。故に殘果として死

骸殘留せるなり。

【一九】又、契經に説かく、識は名色に縁たり、

名色は識に縁たり、是の如き二法は、展轉して相依ること、譬へば束蘆の俱時にして而も轉ずるが如しといふ。若し此の識無くんば、彼の識の自體有る應からざるが故に。

【二〇】謂く、彼の經の中に自ら此の釋を作さく、

【二一】名といふは謂く非色の四蘊ぞ、色といふは謂く羯邏藍の等きぞ。此の二は、識と相依

つて住すること、二の束蘆の更互に縁と爲つて恆に俱時に轉じて、相捨離せざるが如し。

眼等の轉識は、名の中に攝在しつ、此の識若し無くんば、誰を説いてか識とせむ。

亦、名の中の識蘊とは謂く五識身なり、識とは謂く第六なりとは説く可からず、羯邏藍の時には、五識無きが故に。

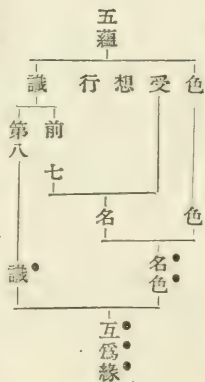
【一九】又契經等。第七に識・名色互に縁たるの證。中に三、初に經を引く。

【二〇】謂く等。次に別してその義を顯す。

【二一】名といふは等。名とは非色の四蘊とは、即ち受・想・行・識之なり。心心所は形質なく、唯名を以て之を顯すべきもの故之を名といふ。

【二二】羯邏藍(Kalala)。普通カ

ラランと讀めど、南都にては之をコンラランと讀むを正則とす。譯して凝滑・雜穢等といふ。胎内五位の一にして、男女の兩精初めて和合凝血せしもの。受生の初より七日間の位。こは色蘊なれば、今名色とは總じて五蘊のことなり。この識・名色互爲縁を圖示せば左の如し。



但しこの圖にて注意すべきは、受生の初一念、即ち色を迦邏藍とせば、その時は眼等の五識はなければ之を除かざ

るべからず。この圖は姑く一命相續中の識名色互爲縁を示せるなり。

又、諸の轉識は間斷すること有るが故に、力として恆時に名色を執持すること無かるべし、寧んぞ恆に名色が與に縁と爲ると説くべき。

【三三】故に彼の識の言は、第八識ぞといふことを顯せるなり。

【三三】故に等。次に總結。



# 巻の第四

又、契經に説かく、一切の有情は、皆食に依つて住すといふ。若し此の識無くんば、彼の識食の體有る應からざるが故に。

謂く、契經に説ける食に四種有り。

一には、段食、變壞するをもつて相と爲す。謂く、欲界繫の香と味と觸との三が變壞する時に於て、能く食の事と爲る。

此に由つて色處は、段食に攝めらるるものには非ず、變壞する時に、色は用無きを以ての故に。

二には、觸食、境に觸るるをもつて相と爲す。謂く、有漏の觸が纒境を取る時に、喜等を攝受

【一】又契經等。第八に四食

證。中に三、初に經を引く。今の引證は、四食に就いての文なりと雖、正しくその要とするところば、其中の識食の一にありとす。抑、佛がこの經を説かれしに就いては、『述記』にその因縁を述べて曰く、佛初め出家に際し外道尼乾子(Nirānta-puru)に就いて苦行を修學せらる。彼髮を抜き、自ら餓し、裸形塗炭あらゆる苦行を盡さざるなし。佛乃るその得る所なきを知り、牧女に乳糜を受け、吉祥艸を坐とし、菩提樹下に於て終に正覺を成す。外道その乳糜を受けしを聞いて、乃ち破戒

墮落すとなし、更にまたその

覺證を聞いて之を試みむとして佛に問ふ。佛茲に放て乃ちこの四食の經を説き、一切有情此の食に依つて住すてふことは、正覺の正説なり、何の餓死苦行を須あるを要せむやと述べらる。而してかく四食を説かれ、之を今の引證とすれど、上述の如く今はその中識食を以て、即ち第八識の存立を成立せしむるものなり。

【二】謂く等。次に別してその義を顯す。中に四、初に自宗の義を陳ぶ。

【三】段食、分分段段に食する(即ち一口づつ飲み下すこと)よりして段食といふ。之が

して、能く食の事と爲る。

此の觸は、諸識と相應すと雖、六識に屬せる者食の義偏に勝れたり。麤顯の境に觸し、喜と樂と及び順益の捨とを攝受して、資養すること勝れたるが故に。

三には、意思食、希望するをもつて相と爲す。謂く、有漏の思が欲と俱轉して、可愛の境と希うて、能く食の事と爲る。

此の思は、諸識と相應すと雖、意識に屬せるいい食の義偏に勝れたり、意識は、境の於に希望すること勝れたるが故に。

四には、識食、執持するをもつて相と爲す。謂く、有漏の識が、段と觸と思との勢力に由つて増長するにおいて、能く食の事と爲る。

此の識は、諸識の自體に通すと雖、而も第八

變壞するを以て相と爲すと  
は、變壞とは消化の意に當る。  
曰く抑、食物が眞にその食た  
るの資を得るは、即ち變壞  
するときにあり。是れこの時  
に始めて五根を長養すればなり。  
而してこの段食は欲界の  
香・味・觸の三のみ。色境の如  
きは食の體事となり得ず、是  
れ色の如きは、根に附きて資  
益すてふ如きとなればなり

【四】觸食。觸に二あり、能觸  
と所觸となり、能觸とは觸の  
心所に於て、所觸とは段食中  
の觸にして、地水火風をその  
體となす。今の觸食とは、能  
觸即ち觸の心所を體とせるも  
のなり。曰く前六相應の觸の  
心所が僅かにても可愛の境に  
觸對せむか、則ち喜樂を生ず、  
その喜樂を生ぜる所處て即ち  
身を養益してよく食の事とな  
るなり。

【五】意思食。意とは意識、思  
とは心所、曰く意識相應の心  
所を意思と云ふ、この思が欲  
と伴ひ可愛の境を希うて能く  
食の事となる。『俱舍』にこの  
思の希望がよく食の義ありと  
いふことの例として次の如き  
挿話を掲げたり。曰く、或る  
饑饉年に方り、一家漸く餓死  
せむとせる群あり。家主特に  
その己が小兒の早く死せむと  
するを怕れ、謀を設け、砂を  
袋中に入れて之を小兒の坐臥  
の天井に吊し、乃ち小兒に之  
を指示して穀この中にあり、  
麤て之を食はしめむと云ふ。  
よつて小兒之に力を得て命を  
延すとを得たり。然るに偶々  
鼠來りてその袋を噛みしかば、  
砂皆その裂目より床上に  
落ち、茲に小兒はその穀なら  
ずして、砂なりしことを見知り、  
大に落膽し、忽爾として

識しい食じの義偏ぎひんに勝すぐれたり、一類いれいに相續さうぞくして、執持しよくぢすること勝すぐれたるが故ゆゑに。

是これに由よつて集論じふろんに、此この四食じきは、三蘊さんうんと五處しよと十一界かひとに攝さうすと説せつけり。

此この四よい、能よく有情うじやうの身命しんみやうぢを持もして壞斷ゑだんせざら令しむ、故ゆゑに名なけて食じきと爲なす。

段食だんじきは唯欲界ただよくかいに於おいてのみ用有ゆうあり、觸そくと意いと思しとの食じきは三界さんがいに遍へんせりと雖いへど、而しかも識しきに依よつて轉てんするをもつて、識しきに隨したがつて有無うむなり。

眼等げんとうの轉識てんじきは、問有もんあり、轉てんあり、(一〇)遍へんにも恆時こうじにも能よく身命しんみやうぢを持もするに非あらず。(通セルニモ恆時ニモ非ズ)

能ク身命しんみやうぢ持もセムヤ

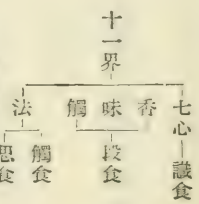
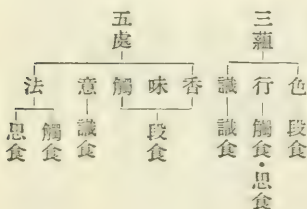
謂いはく、(二)無心定しんぢやうと熟眠じゆくめんと悶絶もんぜつと無想天むさうてんとの中うちには、間斷けんだんすること有あるが故ゆゑに。

設たとひ有心うしんの位くらみにもあれ、(三)所依しよえと縁えんと性しやうと界かい

死しせりと云いふ。これ彼は、その以前そのいぜんに死しすべかりし身みなりしも、食じきを得えとの希望しきぼう即すなはち意思食いしじきによりてよく身を支さへ得えたるなり。

【六】識食しじき。前まへの三食さんじきの勢分せいぶんの力ちからに由よるが故ゆゑに、この識増長しきぞうぢやうすることを得えるなり。而しかしてこの識しきが亦諸根またしよこんや大種だいしゆを長養ぢやうぢやうせしめ、かくしてよく食じきの事こととなるなり。

【七】三蘊等さんうんとう。この意いを圖示ずしせば左ひだりの如ごとし。



【八】識しきに隨したがつて有無うむ。前五識ぜんごしきと相應さうおするものは二禪にぜん以上いじやうに五識ごしきなければこの三食さんじき亦無またなし、若しし第八識だいはちしき相應さうおならば何なにれにありても常じやうにあり。

【九】眼等げんとうの等とう。次に諸識しよしきを執しよくじて識食しじきと爲なす者を破やぶす。中に四し、初はつに總そうじて諸部しよぶを破やぶす。

【一〇】遍へんにも等とう。兩方りやうはうの調點てうてん、その意いには相違さうゐする所ところなしと雖しか、本文ほんぶんの點てんの方が次下つぎしたの文ぶんの「身命しんみやうぢを持もするに於おいて、遍へんせるにも非あらず、恆こゝろにも非あらず」といふに對たいして、よく契合けいごうすべく、よつて之これが可べなるが如ごとし。

と地との等きに随つて轉易すること有るが故に  
身命を持するに於て、遍せるにも非ず、恆にも  
非ず。

(三) 諸の有の、第八識無しと執せるは、何  
等の食に依つてか、經に是の言を作して、一切  
の有情は、皆食に依つて住すといへる。

(四) 無心位の過去・未來の識等をば、食と爲る  
に非ざるべし、彼現にも常にも非ざるをもつて、  
空華等の如し、體用無かるべきが故に。

設ひ體用有りともし、現在に攝めらるるに非ざ  
るをもつて、(五) 虚空等の如し、食の性に非ざるべきが故に。

亦、(六) 定に入らむとする心等を、無心位の有情の與に食と爲すとは説く可からず、無心に住せる時  
には、彼いい已に滅しぬる故に。過去は食に非ずてふことは、已に極成してしが故に。

又、無想定等の等きと不相應行とを、即ち 彼が食と爲すと説く可からず、段等の四食に攝めざる  
所なるが故に、不相應法は、實有に非ざるが故に。

【二】無心定等。前六識が所謂  
五位に間斷あることを述ぶ。

その中無心定とは、無想・滅盡  
の二無心定なり。

【三】所依等。所依の根・所緣  
の境・三性・三界・九地をいふ。

之等に於て轉識は有無轉易す  
る故、一類相續に非ず。

【三】諸の有の等。この文の意  
は、小乗廿部中の有る、第八

識無しと執ざる者は、有情も  
し無心定等に入れる時には、  
何等の食に依つてか、經に一

切の有情は皆食に依つて住す  
と説けりと心得ふべきやと退  
窮する意なり。

【四】無心位の等。次に別して  
薩婆多を破す。

【五】虚空。虚空無爲のこと。

無爲は食に非ざるを以て、今  
喻に出せり。

【六】定に入らむとする心。定  
に隣れる心にて、入定の直ぐ

以前の心をいふ。

【七】彼が食。即ち入定の人の  
食とすること。

（一八）有るが執（しゆ）ずらく、滅定（めつぢやう）等には、猶（なほ）第六識（だいろくしき）有るをもつて、彼の有情（うじやう）に於て能く食事（じきじ）と爲るこいふ。

彼（かれ）が執（しゆ）すること理（り）に非（ち）ず、（三〇）後に當（まさ）に廣（ひろ）く破（は）すべし。

（三二）又彼（またかれ）に説（と）く應（べ）し、上二界（じやうかい）に生（しやう）じて無漏心（むろしん）

なる時（とき）には、何（なに）を以（もつ）てか食（じき）と爲（な）す、無漏（むろ）の識（しき）等

は有（う）を破（は）壊（くわい）するが故（ゆゑ）に、彼（かれ）の身命（しんみつ）に於（お）て食（じき）と爲（な）

る可（べ）からず。

亦（また）無漏（むろ）の識（しき）の中（ちゆう）に有漏（うろ）の種（しゆ）有（あ）つて、能（よ）く彼（かれ）

の食（じき）と爲（な）るとも執（しゆ）す可（べ）からず。無漏（むろ）の識（しき）等は、

猶（なほ）涅槃（ねはん）の如（ごと）し、有漏（うろ）の種（しゆ）を執（しゆ）持（ぢ）すること能（あた）はざ

る故（ゆゑ）に。復（また）上界（じやうかい）の有情（うじやう）は、身（しん）と命（みつ）と相（あ）持（ぢ）して

即（すな）ち互（たが）ひに食（じき）と爲（な）るとも説（と）く可（べ）からず、四食（じき）に、

彼（かれ）の身（しん）と命（みつ）とを攝（せつ）せざるが故（ゆゑ）に。

（三三）又、無色（むしき）には身（しん）無（な）きをもつて、命（みつ）いい能（よ）く持（ぢ）すること無（な）くなんぬべきが故（ゆゑ）に。衆同分（しゆどうぶん）の等（と）きは、

實體（じつたい）無（な）きが故（ゆゑ）に。

【一】有るが等。次に別して上座部を破す。

【二】第六識。極めて微細なる第六識。

【三】後に等。次の滅定證にて破すべしとなり。

【四】又彼に等。次に別して經部を破し、兼れて有部に及ぶ。文の意に曰く、下界ならば設ひ無漏心を起せる時とも段食を食とすべしと雖、上二界に於て無漏心を起せる時には斷食なければ、何を以て

食とせむや、無漏識は有漏を破壊すべきものなれば、之を以て食とし、身を資益せしむといふべからざるが故に。

【五】又無色等。設ひ身は是れ食なりと許すとも不可なり、何となれば、無色には身なきを以て、身と命と互に食となるとはいふべからず。又衆同分を持來り之と互に食となるとも云ふべからず、衆同分は無實體なればなり。

【三】此に由つて定んで知んぬ、諸の轉識に異にして異熟識有り、一類に恆に遍して、身命を執持して壞斷せざら令むといふことを。

世尊、之に依るが故に、是の言を作して、一切の有情は皆食に依つて住すといふ。

【四】唯取蘊に依つてのみ有情を建立す、佛は有漏無きをもつて、有情に攝めらるるに非ず。

説いて有情と爲し、食に依つて住すといふは、當に知るべし、皆示現に依つて説けり。

【五】既に異熟識のみ是れ勝食の性なり、彼彼の識といふ、即ち是れ此の第八識なり。

【六】又、契經に説かく、滅定に住せる者は、身と語と心との行を皆滅せずといふこと無し、而も壽は滅せず、亦是は煖を離れず、根は變壞すること無し、識は身に離れずといふ。若し此の識無くんば、滅定に住する者、身に離れざる識といふもの有る應からざるが故に。

【三】此に由つて等。次に識食の體を結ぶ。

【四】唯取蘊等。次に妨難を釋す。難じて曰く、上に擧げし經に「一切の有情は皆食に依つて」等との如く、既に一切といへる以上、佛も之に含めり。然るに佛には食あることなし、されば、かの無心定等に食無しと云ふことも何の妨ともならじ、如何と。之に答へて、一切とは少分の一切にして、取蘊即ち煩惱を有せるものみに就いて一切有情と云ふ。佛は無漏なれば、かの

一切有情の言中に攝せざるなり。若し佛を説いて有情となし、食に依つて住すと云へるが如きは、皆王舍城出現の示現佛の如きに約して云へるのみと知るべし。

【五】既に等。後に總結。

【六】又契經に等。第九に滅定を釋す。之に三、初に經を引いて略して釋す。

【七】身と等。身とは息なり、語とは尋・伺なり、心とは受・想なり。而して之等の因を行と云へり。

(三八) 謂く、眼等の識は行相 塵動なるをもつて、

所縁の境の於に起るとき、必ず勞慮す。彼を厭

患するが故に、暫く止息せむと求めて、漸次に伏除して都盡の位に至る。此の位に依つて滅定に住す  
る者を立つ。故に此の定の中には、(三〇) 彼の識い皆滅しぬ。

若し微細に一類に恆に遍して、壽等を執持す

る識在ること有りと許さずんば、何に依つてか

識は身に離れずと説ける。

(三一) 若し謂く、後の時に彼の識還つて起るこ

と 隔日瘡の如くなるをもつて、身に離れず

と名くといはば、

(三二) 是れ則ち心行のみを滅せりとは説く應か

らず、識と想等とは、起滅すること同なるが故

に。

(三四) 壽と煖と諸根とも亦識の如くなる應し、便

ち大なる過と成りぬ。

故に識も、壽煖等の如く、實に身に離れずと許す應し。

【二六】 謂く等。次に正しく釋す。之に四、初に總じて諸部の小乘を破す。

【二五】 塵動。塵は相貌知れ易きこと、動は轉易又は間斷等あることを指す。

【三〇】 彼の識。七轉識。  
【三一】 若し謂く等。次に別して有部を破す。

【三二】 隔日瘡等。隔日瘡は日を隔てて瘡が起るなり、但しその中間の起らぬ日とても猶且瘡を病むと云ふが如く、今滅

定にありてその定中識起らず

と雖、後に復起るを以て、識は身に離れずと經に云へるなりと彼救へるなり。

【三三】 是れ則ち等。今之を破して曰く、然らず、この位に心行(受、想)のみ滅せりと云ふべからず、轉識と心行とは起滅を同じうすれば、識も滅するに非ずや。

【三四】 壽と煖と等。有部は壽、煖等は滅定中にて滅すと云はず。然るに、今之も亦識の如く滅すとならば、豈大過となるに非ずやと難す。

又此の位またこのくらみの中には、若し全すべてに識無しなしといはば、瓦礫ぐわいりやくの如く、有情數うじやうしゆに非あらざる應べし、豈うた説といて滅定めつぢやうに住すせる者ひとと爲することを得えむや。

又異熟識またいじくしい此の位このくらみに若し無なくんば、誰たれか能よく諸根しよこんと壽じゆと煖なんとを執持しよぢすべき。執持しよぢするもの無なきが故ゆゑに、皆壞滅みななしぬ應べし、猶なほし死屍ししの如ごとし。便すなはち壽等じゆとう無なかるべし。

既すでに爾しからば 後の識しよい必かならず還かへつて生しやうぜざるべし、身しんに離はなれずと説とくこと、彼何かれなんの屬ぞくする所ところかある。諸もろの異熟識いじくしは、此このの身しんを捨しゃし已をよつて、離りして餘身よしんに託たくしぬる時に、重かさねて生しやうずること無なきが故ゆゑに。

又若またし此このの位くらみに種しゆを持ぢする識しき無なくんば、後のちの識しきい種しゆ無なくんぬ、如何いかにしてか生しやうずることを得うる。

過去くわこと未來みらいと不相應法ふまうじうほふとは、實有じつじうの體たいに非あらずといふこと、已すでに極成ごくじやうしてしが故ゆゑに。

諸もろの色等しよくとうの法ほふは、識しきに離はなれては皆無みなしといひ、熏くんを受け種しゆを持ぢすといふことも、亦また已すでに遮しやしてしが故ゆゑに。

然しかも滅定等めつぢやうとうの無心むしんの位くらみの中には、有心うしんの位くらみの如ごとく、定さだんで實じつに識有しきあるべし、根こんと壽じゆと煖なんとを具ぐして、有情うじやうに攝めめらるるが故ゆゑに。

斯この理趣りしゆに由よつて滅定めつぢやうに住すせる者ひとには、決定けつぢやうして識有しきあつて、實じつに身しんに離はなれず。

【三五】 後の識、後に決定せる時の識。  
【三六】 又若し等。次に別して經部の本計を破す。



【三七】若し謂く、此の位には第六識有るをもつて、身に離れずと名くといはば、亦理に應せず、此の定をも亦無心定と名くるが故に。

若し五識無きをもつて無心と名くといはば、一切の定をば皆無心と名く應し、諸定には、皆五識身無しといふが故に。

意識は六轉識の中に攝在するをもつて、五識身の如し、滅定に有るに非ざるべし。

【三八】或は此の位の識は、行相と所縁と不可知なるが故に、壽煥等の如く、第六識に非ざるべし。

若し此の位に、行相と所縁と知んぬ可き識有りといはば、餘の位の如く、【三九】此の位に攝めらるるに非ざる應し。

本と、行相と所縁と了知しぬ可き識を止息せむが爲に、此の定に入れるが故に。

【四〇】又若し此の位に第六識有りといはば、彼の心所法は、有りとや爲む、無しとや爲む。

【四一】若し心所有りといはば、經に、此の定に住せる者は、心行を皆滅せりとは言ふ應からず。

【三七】若し謂く等。次に別して經部の末計を破す。中に二、初に心有りといふを破す。經部の末計はこの滅定中に細の意識ありと云ふ故、今之を難じて、若し細意識ありとせばこの定を無心定といふその名に反けるに非ずや。即ち識心ある故、無心定ならずして有心定なるべしと難す。

【三九】或は等。經に識は身に離れずと云へるその識(滅定位)とは眞の第六識に非ざるべし、行相・所縁不可知なればなり。

【四〇】此の位に等。眞の滅定の位と云ひ能はざるべしとの意。

【四一】又若し等。次に心所有りといふを破す。中に二、先づ總破。

【四二】若し心所等。次に別破。之に二、先づ心所有りといふを破す。

又滅受想定とは名く應からず。

此の定の加行には、但受・想のみを厭ふが故に、此の定の中には、唯受・想のみを滅す。受と

想との二法は、心を資助すること強なるをもつて、諸の心所の中に獨り心行と名けて、心行を滅せりと説くといふ。何の相違する所がある。

【四二】無想定の中には、唯想のみを滅す應し、

但想のみを厭ひしが故に。然るに汝許さず。既に

唯受と想とのみ心を資助すること強なるをもつて、此の二が滅せむ時には、心も亦滅しぬ應

し。

【四三】身の行は滅しぬれども、而も身は猶在る

が如し、寧ろ要す心を責して、行に同じく滅せ

し。

【四四】若し爾らば、語の行たる尋伺が滅せむ時には、語は滅せざる應し、而も許す所には非ず。

然も行は法に於て遍と非遍と有り。遍の行が滅する時には、法も定んで隨つて滅しぬ。非遍の

【四二】此の定の等。經部の救釋。

【四三】無想定等。論主の破斥。

曰く、彼滅定には所厭の受想のみを滅して、餘の心所は滅せずと云ひ、無想定には、所厭の想のみに限らず、餘の心所も亦滅すといふ、故に今、論主の破斥を蒙るなり。

【四四】身の行は等。經部の救釋。

曰く身をよく存在せしむることを得るは、出入の息あるに

よる。然るに第四定以上には出入の息なしと雖、而も身尙存せり。かくの如く受・想滅すと雖、心王は尙且存在すべ

し、何ぞ心王を心行に同じて共に滅すと云ふべきやと。

【四五】若し等。論主の破。

【四六】而も等。是は經部の許す所に非ず、然らば何ぞ身行滅すれども身は猶有りと云ひ得むやと難す。

【四七】然も行は等。行とは因の義、法とは身・語・心なり、身の行とは入出息、語の行とは尋伺、心の行とは受・想なり。而して行が法に隨つて法

が有なれば有となり、無なれば無となる如きは是れ通行にして、法の有無に隨はざるは是れ非通行なり。

【四八】然も許す所には非ず。

【四九】然も許す所には非ず。

【五〇】然も許す所には非ず。

行が滅する時に、法い、或は猶在り。非遍の行とは、謂く入出の息にして、息が滅しぬる時にも身猶在りと見るが故に。

【四六】尋伺は、語に於て是れ遍行に攝めらる、彼が若し滅しぬる時には、語も定んで無くなんぬるが故に。

受と想とは、心に於て亦遍行に攝むべし、思等の如く、大地法と許すが故に。受・想の滅せむ時には、心も定んで随つて滅しぬべし、如何ぞ、彼は滅すれども心は在りと説く可き。

又思等は是れ大地法と許すをもつて、受・想を滅せむ時には、彼も亦滅しぬ應し。

既に爾れば、信等も此の位に亦無かるべし、遍行は滅して、餘い自在可きものに非ざるが故に、如何ぞ餘の心所有りと言ふ可き。

既に思等をば此の位に無きに非ずと許さば、受・想も然る應し、大地法なるが故に。

又此の定中には、若し思等有りといはば、亦觸も有る應し、餘の心所の法は、皆觸の力に依らずして生ずといふこと無きが故に。

【四六】尋伺は等。尋伺は語に於て遍行に攝めらるるとは、二禪以上には尋伺なければ、語も亦随つて無くなんぬるが故にかくいふ。さり乍ら、こは小乗の説にして、大乘にては然らず、如來には尋伺なしと雖、尙法を説くを以てなり。

故に之は姑く小乘に約して遍行を云へるなり。

【四七】大地法。有部に於て四十六の心所を六位に分類せる中の一位にして、大乘の遍行・別境の二類に當る。

若し觸有りそくありと許さばゆる、亦受も有る應しまたじゆありべ、觸は受に縁たるが故にそくはじゆえんたるがゆゑ。

既に受有りすでじゆありと許さばゆる、想も亦生ず應しさうもまたじゆうべ、相離せざるが故にあひりあはれざるがゆゑ。

受は愛に縁たりじゆはあいえんたりと雖いへども、一切の受さいじゆい皆能く愛を起すものみなよあひおこにしも非ざるが如くごと、故觸は受に縁たりといへどもこのそくはじゆえんたりといへども、一切の觸さいそくい皆能く受を生ずるものみなよあひおこにしも非ず。斯に由つて難する所はこれよ、其の理成せずなんぬといふ。

【五〇】 彼が救ふこと然らず、差別有るが故に。

謂くいは、佛自ら簡んでぶつみづかえら、唯無明の觸ただむみやうそくに生ぜられたる諸受を縁と爲してしよじゆえんとな、愛を生ずとのみいふ。曾て處として觸が受を生ずるを簡べること有る無し。

故に若し觸有らばゆゑもそくあり、必ず受も生ずること有るべしかならずじゆもじゆうすることありべし、受と想とは俱なりといふこと、其の理決定せり。

或はあるひ、餘の位の如くあまのくらゐのごと、受想も亦滅せざる應しじゆさうもまためつせざるべ、此の位の中このくらゐのなかには、思等有りと執するが故にしとうありとじゆするがゆゑ。

許さば便ちゆるすなは、心行を滅せりといふ言に違害しぬしんぎやうをめつせりといふごんにみがい、亦是滅受想定と成ることを得ずなんぬ。

【五三】 若し心所無くんばしんじよな、識も亦無かるべししきもまたな、餘の心あまのしんい心所を離れたりといふことを見ざるが故

【五〇】 受は愛に等。經部の救。  
 受は愛に縁たりと雖、一切皆然るには非ず、例へば無漏の善受は愛を起さざるが如し。  
 觸に於ても亦然りといふ。  
 【五一】 彼が救ふこと等 論主の破斥。  
 【五二】 餘の位。散位等。  
 【五三】 若し心所等。次に心所無しといふを破す。中に二、初に心も心所の如く無しと難す。  
 【五四】 識。第六意識。

に。

餘の（重）遍行の滅するときは、法も隨つて滅しぬべきが故に。

（五六）受等は大地法に非ざる應きが故に。

此の識は相應法に非ざる應きが故に。

許さば則ち所依と縁との等き無かる應し、色等の法の如く、亦心に非ざるべきが故に。

又、（悉）契經に説かく、意と法とを縁と爲して意識を生ず、三和合して觸あり、觸と俱起して受想思有るといふ。若し此の定の中に意識有るといはば、三和合するが故に、必ず觸有る應し。

觸いい既に定んで受想思と俱なり、如何が識のみ有つて而も心所無しといふ。

（五八）若し謂く、餘の時には三和いい力あつて觸を成じ、觸を生ずるをもつて能く受等を起す、此の定の前に心所を厭患せしに由つて、故定の位に在るときに三の事い

能無きをもつて、觸を成じ生ぜず、亦是受等も無しといふ。

（五九）能無き。能生・能合の三和、及び所生・所合の心所無し。

（六〇）觸を成じとは三和成觸の説、觸を生ずとは三和生觸の説なり。かく經部中にも成觸の説のみに限らずして生觸と説くものもあるなり。

（六一）契經。『十問經』を指す。此文の中の意とは所依の根法とは所縁の境なり。

（六二）若し等。經部の教。この文に觸を成じとは三和成觸の説、觸を生ずとは三和生觸の説なり。かく經部中にも成觸の説のみに限らずして生觸と説くものもあるなり。

（六三）能無き。能生・能合の三和、及び所生・所合の心所無し。

（六四）觸を成じとは三和成觸の説、觸を生ずとは三和生觸の説なり。かく經部中にも成觸の説のみに限らずして生觸と説くものもあるなり。

(一〇) 若し爾らば、應に心所を滅する定と名く應し、如何ぞ但受想を滅すと説ける耶。

(二) 若し謂く、厭ひし時には唯受・想のみを厭ひき、此の二滅しぬる故に、心所皆滅しぬ、前の所

厭に依つて以て定の名を立てたりといふ。

(三) 既に爾らば、此が中には心も亦滅しぬ應

し、所厭と俱なるが故に、餘の心所の如し。爾

らずば、如何ぞ無心定と名くる。

又、此の定の位の意識は是れ何ぞ。

是れ染或は無記性なる應からず、諸の善の定

中には、此の事無きが故に、餘のごとく、染

と無記との心なるをもつて、必ず心所有るべき

が故に。善を厭うて染等を起す應きものにあら

ざるが故に。寂靜を求めて、翻つて散を起すべ

きに非ざるが故に。

若し謂く、是れ善なり、相應善なるが故にといはば、無貪等の善根も相應す應し、此の心は是

れ、自性善或は勝義善なる應からず、自宗に違しぬるが故に、善根等及び涅槃に非ざるが故に。

【六〇】 若し爾らば等。論主の返難。

【六一】 若し謂く等。經部の救。

一切の心所皆滅せりと雖、入定前の正しき所厭は唯受・想のみなりしを以て、滅受想定の名を立てたりと救ふ。

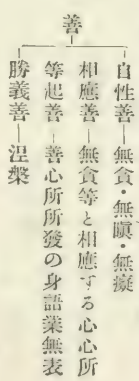
【六二】 既に等。論主の難。

【六三】 又此の定の等、次に心王有りと繼して別に微を生ず。

【六四】 此の事。染・無記性。

【六五】 餘のごとく。若しこの定中の識は染・無記なりといふならば、餘の無記心の如く、必ず心所あるべしといふ。

【六六】 若し謂く等。こは本計を破す。是れ善なり等とは、滅定中の心は善なれば、十一の善の心所相應するを以て相應善なりと云はばとの意。相應善等とは、善に四種あり、左圖の如し。



〔七〇〕若し謂く、此の心は是れ等起善なり、加行の善根に引發せらるるが故にといはば、理しい亦然

らず、自宗に違しぬるが故に、餘の善心の如く、等起に非ざるべきが故に。善心の無間には三性の心

ながらを起す、如何ぞ善心のみを、前のに由つて等起すといふ。

故に心が是れ善なることは、相應の力に由つてなり、既に爾らば、必ず善根と相應すべし、寧ん

ぞ此の心のみを獨り心所無しと説く、彼心所無くんば、心も亦無かる應し。

〔六一〕是の如く推徴するに、眼等の轉識は、滅定の位に於て身に離れざるには非ず。故に契經に身に

離れずと言ふは、彼の識とは、即ち是れ此の第

八識なり。滅定に入りぬる時には、此の極寂

靜の執持識をば止息せむとはせざるが故に。

〔七〇〕無想等の位も、此に類して知る應し。

〔七二〕又、契經に説かく、心雜染なるが故に有

情雜染なり、心清淨なるが故に有情清淨な

りといふ。若し此の識無くんば、彼の染淨の心

といふもの、有る應からざるが故に。

〔七三〕謂く、染淨の法は、心を以て本と爲し、

〔七〇〕若し謂く等。彼の轉計。

〔六一〕相應の力。善の十一の心

所の相應の力。

〔六九〕是の如く等。後に總結。

〔七〇〕無想等の等。無想も滅定

の如しと例す。

〔七二〕又契經等。第十に染淨心

證。中に三、初に經を引く。

この文「維摩經」中にあり。さ

り乍ら、上來十理證を擧ぐる

は、皆共許の經に約せる故、

今は「阿舍」の文を擧げたりと

見るべし。「阿舍」にもこの文

あればなり。

〔七三〕謂く等。次に別して釋

す。之に二、先づ總解。この

文異解甚だ多し、先づ之を無

爲に約して解せば、染淨の法

は「總句」となり、「心を以

て」等は別句となる。又有爲

に約して解せば「染淨の法は

心を以て本と爲し」を總句と

し、「心に因つて」以下を別句

とす。今この有爲に約して解

するに、總句は知るべし、別

句の中、先づ「心に因つて生

心に因つて生じ、心に依つて住するが故に、心  
いい彼の熏を受け、彼の種を持するが故に。

然も雜染の法に略して三種有り、煩惱と

業と果と種類別るが故に。

若し此の識い煩惱の種を持すること無く

ば、界地に往還するるときと、無染心との

後に、諸の煩惱の起ること、皆因無かる應し、

餘の法は、彼の種を持すること能はざるが故に、

過去・未來は實有に非ざるが故に。

若し諸の煩惱い因無くして生ずといはば、

則ち三乗の學・無學の果無くんぬ、諸の已に

斷せられたる者い、皆起る應きが故に。

若し此の識い業と果との種を持すること無くば、界地に往還するるときと

諸の業と果との起ること、亦因無かる應し、餘の種餘の因をば、前に已に遮してしが故に。若し諸

の業と果とが、因無くして生ずといはば、無餘依涅槃界に入り已りたりたるひとの三界の業と果とが、還

釋することとなる。

【七二】然も等。次に別解。之に

二、一に雜染を解す。

【七三】界地に往還す。自地より

他地に生れ、又他地より自地

に還ること。例へば欲界の有

情ならば、それが色界初禪地

に赴き、それより又欲界に還

り來るが如し。

【七五】無染心等。煩惱を對治す

る識見道にて起らば、一切の

世間の識は已に滅す、若しそ

の時阿頼耶識無くば、所餘

の煩惱の種子その所依無きが

故、諸の煩惱は起るべき因無

くんぬべしとの意。

【七六】異類法。無漏心。

【七七】異類法の後に、



つて復生す應し、煩惱も亦因無くして生じぬ應きが故に。

又行は識に縁たりといふこと、成ずるを得ざる應し、轉識いゝ熏を受くといふをば、前に已に遮してしが故に。

結生の染識は、行に感せらるるものに非ざるが故に、(一)名色は行を縁と爲すと説きぬ應きが故に、(二)時分懸に隔りて、縁の義無きが故に、

此成せざるが故に、後のも亦成せずなんぬ。(三)諸の清淨の法にも亦三種有り、世と出世との道と斷果と別なるが故に。

若し此の識い、世と出世との清淨の道の種類を持すること無くんば、(四)異類心の後に彼の淨法を起すこと、皆因無かる應し、所執の餘因をば、前に已に破してしが故に。

【七】 又行は等。『緣起經』など

に行は識に縁たり等とあり、こは善惡の行業が縁となりて未來の第八を惹くことなり、もし第八を許さずば轉識にては受熏の義なければ、行は識に縁たりとこと解し得ざるべしといふ。

【七】 結生の等。若しまた行が

識に縁たりとは、行支(十二支中の)の業が識を感ずるを縁と名くと云はば、亦縁の義成ぜず。結生の染汗の識は行が感ずるものに非ずといふこと、汝が之を許せるが故に。結生の染識は中有の末心に愛悲顛倒心を起す煩惱相應の第六識なり。抑も中有の有情託胎に際しては顛倒の安心を起すといふ。曰く、中有の末心に當つてその有情が胎を托すべき男女の性交を緣じ、已

れもし男性ならば托胎の女に向つて愛著、男に向つて憎恚の心を起し、己れもし女性ならば托胎の女に向つて憎恚、男に向つて愛著の心を起し、之を縁として托胎すといふ。今この心はいふ。

【七】 名色は等。之は轉教を難

ず。救うて曰く、行が識に縁たりとは、名色支の中に異熟の識あり、之は行支に感ぜられたり、故に行が識に縁たりと云ふと云はば、さては行が名色に縁たりとこそ云ふべけれ、行が識に縁たること然るべからず。

【八】 時分懸に等。これ亦轉教

を破す。救意は、名色の中の異熟識を識支と名けて、行支之を感ず、故に行が識に縁たりと名くと云はば、之を難じて曰く、行は現在にあり、識

若し 二の淨道いい、因無くして生ずとい

はば、無餘依涅槃界に入り已りたるひとの彼の二の淨道いい、還つて復生す應し、所依も亦因無くして生ず應きが故に。

又出世道は 初に生ず應からず、法として

彼の法爾の種を持せること無きが故に。(六)有漏は類別なるをもつて、彼が因に非ざるが故に、

因無くして生ずといはば、釋種に非ざるが故に。初のいい生ぜざるが故に後のも亦生ぜざるべし、是れ則ち三乗の道果無くなぬ應し。

若し此の識い煩惱の種を持すること無くんば、轉依の斷果も亦成ずることを得ざるべし。

謂く、念道の起る時には、現行の煩惱と及び彼が種子と俱に有るに非ざるが故に、染と淨との二

の心は、俱起せざるが故に 道と相應する心は、彼が種を持せざるべし、自性相違せるをもつて、涅槃の如くなるが故に。去來と得との等きは、實有に非ざるが故に。餘の法いい種を持すてふことは、

の果は未來にあり、時分應に隔りて縁の義成ぜず。

【一】 此成ぜざるが故に等。取

が有に縁たりとのことも時分隔てる故に成ぜずと前に例して知らる。

【二】 諸の等。次に清淨を解す。

【三】 世と等。世とは有漏の六行觀を修する智、出世とは、

無漏の能對治の智、斷果とは無爲なり。

【四】 異類心等。欲界の後に色界善を起し、又惡・有覆の後

に有漏の善を起し、又有漏善の後に無漏善を起す如きをいふ。

【五】 餘の因。轉識・色法・過未・不相應等は之が因となるべからず。

【六】 二の淨道。世・出世の淨道。

【七】 初に。見道を指す。

【八】 有漏。有漏世第一法をいふ。

【九】 道。第六の無漏の無間道。

理りいい成じやうせざるが故ゆゑに。

既すでに所しよだん斷な無くなんぬるをもつて、能のうだん斷も亦また無くなんぬ、(五)誰たれに依より誰たれに由よつてか而しかも斷だんくわ果を立たてむ。

若もし道だうの力ちからによつて後のちの惑わくい生せずなんぬるにおいて斷だんくわ果を立たつといはば、則すなはち初しうたう道の起おこるときには、無む學がくと成なりぬ應べし、後のちの諸もろの煩はん惱なうは皆みな已すに無なくなんぬるをもつて、因いん永とこしへ(六)に生しやうせざらましきが故ゆゑに。

此しの識しき有ありと許ゆるすときに、一さい切みな皆じやう成じやうず、唯ただ此これのみ能よく染ぜん淨じやうの種しゆをば持ちするが故ゆゑに。

此しの識しき有ありと證しやうする理り趣しゆ無む邊へんなり、繁はん文もんを厭いとはむかと恐おそれて、略りやくして綱かう要えうを述のべつ。

別べつに此この識しき有ありといふ教けうと理りと顯けん然ぜんたり、諸もろの有う智ちのひと、應まさに深ふかく信しん受じゆすべし。

是この如ごとく已すに初はじめの能のう變へんの相さうをば説ときつ。第だい二にの能のう變へんの其その相さう云い何なん。

次つぎ第だい二にの能のう變へんなり。

【一〇】 誰に依り等。誰に依りとは煩悩を指し、次の誰に由つてとは斷道を指す。即ち所斷の煩悩も能斷の道もなき故、斷果を立て得ざるに非ずやとの意。

【九】 此の識等。後に總結。

【八】 此の識有りと等。こは十理證を三段に分つ中、第三に總じて十理を結す。

【七】 別に等。こは五教十理を以て證する中、第三に總じて結び、信を勸む。

【六】 是の如く等。廣く能變の識相を成立する中、初能變を明すこと上に了りて、以下は第二能變を明す一段なり。その中二、先づ徴起。

【五】 頌に等。次に正釋。之に二、初に頌を擧ぐ。

【六】 次は等。標名門。

是識名末那

是識をば末那と名けたり。

依彼轉緣彼

彼に依て轉じて、彼

を緣す。

思量爲性相

思量するをもつて、

性とも相とも爲す。

四煩惱常俱

四の煩惱と常に俱なり、

謂我癡我見

謂く我癡と我見と、

並我慢我愛

並に我慢と我愛となり。

及餘觸等俱

及び 餘と觸等と俱なり。

有覆無記攝

有覆無記に攝む。

隨所生所繫

所生に隨つて繫せらる。

阿羅漢滅定

阿羅漢と滅定と、

出世道無有

出世道とは有ること無し。

【七〇】 彼に依つて轉じ。所依門。

【六一】 彼を緣す。所緣門。

【六九】 思量するをもつて性と爲す。體性門。

【一〇〇】 思量するをもつて相と爲す。行相門。

【一〇一】 四の煩惱等。染俱門。

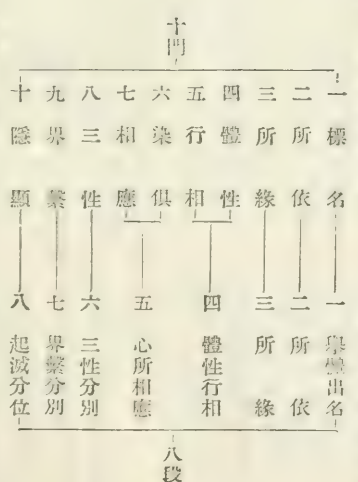
【一〇二】 餘と觸等と等。相應門。

【一〇三】 有覆等。三性門。

【一〇四】 所生に等。界繫門。

【一〇五】 阿羅漢と等。隱顯門。

右の十門をば長行に釋するに方つては初能變の如く亦之を八段として述ぶ。今その八段十門を對配すれば左の如し。



【一〇六】 論に等。次に長行。之に二、初に八段十門を以て釋す。之に八、第一に舉體出名門。之に二、先づ頌を釋す。

論に曰く、初の異熟能變の識に次いで、

後に思量能變の識の相を辨ず應し。

是の識をば聖教に別に末那と名けたり、恆に審に思量すること、餘識に勝れたるが故に。

(100)此の名何ぞ第六意識に異る。

此は持業釋なり、藏識といふ名の如し、識即ち意なるが故に。彼は依主釋なり、眼識等といふが如し、識いい意に異るが故に。

(101)然も諸の聖教には、此が彼に濫せむかと

恐るるが故に、第七の於には但意といふ名のみに立てたり。

(102)又意といふ名のみを標せることは、心と

識とに簡ばむが爲なり、積集し了別すること、餘の識よりも劣れるが故に。

(103)或は此いい、彼の意識の與に近き所依た

りといふことを顯さむと欲して、彼但意とのみ

【102】末那(Mana)。茲に譯して意といふ。意は思量の義にして、思量とはまた餘識にも通すべきなれど、末那は特に恆審思量する故にかく名くるなり。何となれば第八は唯恆思量の一義のみを具し、第

意 思量  
├ 恆  
├ 審  
├ 第六識 具一  
├ 第七識 具二  
├ 第八識 具一  
└ 前五識 二義俱缺

【103】此の名等。次に問答して辨ず。文の意は、第七を意識と云ふは、意即識の持業釋にして、例へば藏識(第八識)といふが、藏即識の意なるが如し。又第六を意識といふは、意(第七)に依るの識(第六)の依主釋にして、例へば眼識といふが、眼根に依るの識の意にて依主釋なるが如し。

六識は審思量の一義のみを具し、前五識は此二義何れをも具せず、この二義を具するは唯末那のみなれば、末那を思量と名くるなり。此隱微を顯示せば左の如し。

【104】然も等。諸の聖教には、第七、第六何れも意識なりとせば混濫せむかと恐れて第七をただ意とのみ云うて、意識とは第六のことに用ゐたり。

【105】又意と等。又第八は心に於て積集の義勝れ、前六は識にして了別の義勝る。單り第七は夫等積集し了別すること餘識に劣り、唯思量の義勝れ

名けたり。

(二三) 依彼轉とは、此が所依を顯す。

彼といふは、謂く、即ち前の (二二) 初の能變の

識なり、聖い、此の識は藏識に依ると説きた

まへるが故に。

(二四) 有義は、此の意は、彼の識の種を以て而

も所依と爲す、彼の現の識には非ず、此は問斷

すること無きをもつて、現の識を假つて俱有依

と爲して、方に生ずることを得るものにはあら

ざるが故にといふ。

(二五) 有義は、此の意は、彼の識の種及び彼の

現の識を以て俱に所依と爲す、問斷すること無

しと雖、而も轉易すること有るをもつて、轉識

と名くるが故に、必ず現の識を假つて俱有依と

爲して、方に生ずることを得るが故にといふ。

たるを以て、この第七を意とのみ云ふ。

【二】或は此い等。第七は第六の爲に近所依となるてふことを顯さむとして、この識を

ただ意と名く。近所依とは相順・同計度・與力の義なり。その相順とは、六七何れも因位

にありて一分無漏を得ること等しきをいふ。同計度とは有漏位に於て六七何れも計度分別すること同じきをいふ。與力とは増上縁の義なり、第七よく第六の不共の俱有依となりて第六に力を與へ、所謂發識取境の用を起すをいふ。

【三】依彼轉等。第二に所依門。中に二、初に略して所依を解す。

【二】初の能變の識。第八識。

【三】有義は等。頌の「彼に依つて轉ず」の依の字を解す。

その中二説ありて今は難陀・最勝子の説。之によれば頌の彼に依つて轉ずとは、彼の第八所持の自種(第八中に在る第七を生ずる種と解すると、第八を生ずる種と解すると)の二説あり、今は第七を生ずる種と解すべしを以て所依となし、彼の第八現行識に依れるには非ずといふ。是れ第七は無間斷の識なるを以て、現識を以て俱有依とする必要なければなりと。

【二五】有義は等。次に護法等の説。之によれば第八の種現何れも第七の所依たりとなす。第七は無間斷の識なりと雖、入見道の際には漏無漏轉易あれば、轉識の名を獲、故に必ず現行識を假つて方に生じ得るなりと。

轉てんといふは、謂いはく、流轉りゅうてんして、此この識しきは恆つねに彼の識しきに依よつて、所緣しよえんを取るといふことを顯示けんじするが故ゆゑに。

(二六) 諸しよの心しん心しん所じよをば皆みな(二七) 有所依しよえといふ、然しかも彼の所依しよえに總そうじて三種しゆわ有り。

(二八) 一いには、因緣依いんねんえ、謂いはく自じの種子しゆじぞ、諸しよの有爲法うゑほふは、皆みな此この依えに託たくす、自じの因緣いんねんに離はなれては、必かならず生しやうぜざるが故ゆゑに。

(二九) 二にには、増上緣依じゆうじやうえんえ、謂いはく内ないの六處しよぞ、諸しよの心しん心しん所じよは、皆みな此この依えに託たくす、俱有根くうこんに離はなれては、必かならず轉てんぜざるが故ゆゑに。

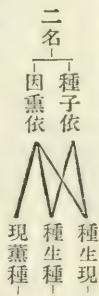
(三〇) 三にには、等無間緣依じゆうけんえんえ、謂いはく前滅ぜんめつの意いぞ、諸しよの心しん心しん所じよは、皆みな此この依えに託たくす、開導根かいだうこんに離はなれては、必かならず起おこらざるが故ゆゑに。

(三一) 唯ただ心しん心しん所じよのみ三さんの所依しよえを具ぐせるをもつて、

【二六】諸の等。次に廣く所依を解す。之に三、初に總じて極成の所依を出す。之にまた三、初に總じて所依の數を顯す。

【二七】有所依。心心所は必ず所依を有するを以て、之を有所依といふ。

【二八】一には等。次に別して列れて所依の體を釋す。



【二九】増上緣依。また俱有依ともいふ。能依の諸識心品と必ず俱時に轉するを以てなり。

【三〇】等無間緣依。また開導依と云はば種現兩方に通じ、今は唯現行のみに就いて云ふを以て、増上緣依の名を用ゐたるなり。こは内の六處なりとは、六根即ち眼等の五根と意根(後三識を

【二九】因緣依。また種子依ともいふ。是れ即ち諸識心品各自の種子なればなり、併し種子依と云へばその意狭し。何となれば各種相望の因緣(即ち種生現・現熏種・種生種の三類)に於ては、因緣依はその何れにも通じ、種子依は現熏種だけには通ぜざるを以てなり。圖示せば左の如し。

【三一】等無間緣依。また開導依ともいふ。現行の地位を開導して、後念の心心所を引導して、障りなく生起せしむる前滅の意根に名く。こは唯心王に限つて心所に通ぜざれば、心心所に通ずる四緣中の等無

有所依と名く、所餘の法には非ず。

(二三) 初の種子依において、有るが是の説を作さく、要す種い滅し已りて現の果方に生ず。

(三四) 種無くして已に生せりと集論に説けるが

故に。(三五) 種と芽等とは、俱有にあらざるが故

にといふ。

(三六) 有義は、彼が説くこと、證と爲るに成せ

ず、彼には後の種を引生するに依つて説けるが

故に。(三七) 種が芽等を生ずるは、勝義に非ざる

が故に。(三八) 種滅して芽生すてふことは、極成

せるに非ざるが故に。焰と炷とは、同時にして

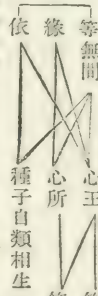
互に因と爲るが故に。

然も種の自類の因と果とは、俱にあらず、種

と現との相生は、決定して俱有なり。

故に瑜伽に説かく、無常の法いい、他性

間縁と寛狭の差あり。即ち彼は等無間縁にして等無間縁依とは云ふべからず。又種子の前滅後生と自類相生するも亦無間依なりと雖、彼は種子な



【三】唯心心所等。三に總結。

【二】初の等。次に別して諸師

三依中に於て各々異計有ること

とを叙す。之に三、初に種子

依。之にまた二、初に難陀。

勝子の義。こは因果異時の計

にして、經部等の義も亦然

り。

【三】種無くして等。この集

論の文は無學の最後蘊に就いて云へるにして、抑も無學の最後蘊(次念には灰身滅習すべき位にあるもの)は前剎那の種子より生じて、その種

るを以て、縁(等無間縁依)とは云ふべからず。されば等無間縁依とは唯心王のみに限るなり。右の意を圖示せば左の如し。

等無間縁依  
等無間縁

子は既に滅し(無種)、現在の五蘊已に生ぜる(已生)を顯せるものにして、即ち種現因果の異時なることを知らるるなりと。

【二】種と芽等。こは世間の草木等を見るに、種と芽とは異時にして、必ず種滅して而してその芽生するなり。乃ち今の種現因果異時なることも類知すべきなりと。

【三】有義は等。次に護法の義。護法にありては、因果には二種ありて、種子の自類相

生じて、その種

生じて、その種



が與に因と爲る、亦是は、(三〇) 後念の自性が與に因と爲るといふ、是れ因縁の義なり。

自性といふ言は、種子の自類の、前い後の因と爲ることを顯す、他性といふ言は、種と現行との、互に因と爲る義を顯す。

攝大乘論に亦是の説を作さく、藏識と染法とは、互に因縁と爲ること、猶東蘆の俱時にして有るが如しといへり。

又説かく、種子と果とは、必ず俱なりといふ、故に種子の依は、定んで前後には非ず。

設ひ有る處に、種と果と前後なりと説けるは、應に知るべし、皆是れ、(三一) 隨轉理門なり。

(三二) 是の如く八識と及び諸の心所とは、定んで各別に種子の所依有り。  
次に俱有依において、有るが是の説を作さく、眼等の五識は意識を依と爲す、此が現起する時には、必ず彼有るが故に。

生の如きは因果異時と云ひ、種現相生の如きは必ず因果同時なりといふ。かの『集論』の「種無くして已に生ぜり」とは、右の難陀等の解するが如き意には非ずして、この最後蘊の時の種子よく後念の自類の種を引生する緣缺けたるを(無學の最後遍故、次念には灰身滅智して自類の種を引かざればなり)。「種無くして」と云ひ、よくかの俱時の現行を生じ已れるを「已に生ぜり」と云へるなり。故に之を以て種現因果異時の證とはせずべからずといふ。

【二】種が等。種が芽等を生ずるは、是れ世俗の因果にして、勝義のそれに非ざれば、因明上能立不成の失を來すべし。  
【三】種滅して等。種滅して芽生ずるとは、是れ我の許さざる所なり。何となれば青蓮根の芽を生ずるが如きは、必ず定んで俱なればなり。故に亦所立不成の失を招くべし。  
【四】他性が等。種現相望の因果同時をいふ。  
【五】後念の等。種子の自類相望の因果異時をいふ。  
【六】隨轉理門。時機に隨ひ、他人の意に隨つて説くこと。方便と同意なり。  
【七】次の等。次に俱有依。之に四、先づ難陀等の義、之にまた三、初に五識依を解す。

別の眼等を俱有依と爲ることは無し、眼等の五根は即ち種子なるが故に。  
二十唯識の伽他の中に言へらく、

(二三) 識いい自種より生じて、境相に似て轉ず。

内外處を成せむとして、佛彼を説いて十と

したまへり。

彼の頌の意の説かく、世尊 (二五) 十二處を成せ

むと爲るが故に、五識の種を説いて眼等の根と

爲し、五識の相分を色等の境としたまへり、故

に眼等の根は、即ち五識が種なり。

(二五) 觀所緣論に亦是の説を作さく、

識が上の色の機能を、五根と名くといふこ

と理に應せり。

功能と境色とは、無始より互に因と爲るといふ。

彼の頌の意の言へらく、異熟識が上の能く眼等の色識を生ずる種子を、色の功能と名けて、説いて

五根と爲す、別の眼等は無し。 (二五) 種は色識が與に常に互に因と爲り、能熏は種が與に遞に因と爲る

【二三】 識いい等。識とは五識に

して、之が自種より生ずてふ

自種とは、即ち見相二分の種

子なり。境相に似て轉ずと

は、外の五境の相に似て轉ず

とのこと。内外處とは、内と

は五根即ち見分の種子のこ

と、外とは五境即ち相分の現

行なり。

處 (Ayanano) とは生門の義に

して、六根と六境とは、所依

となり所緣となりて心所を

生起せしむる故に處といふ。

【二五】 觀所緣論。具に『觀所緣

緣論』と云ひ、陳那の造。一

卷あり。唐の玄奘の譯すると

ころ。

【二五】 種は等。五根即ち五識種

と五識現行とは、無始以來種

生現・現熏種と互に因縁とな

る。

故といふ。

(三七) 第七・八識は別の此の依無し、恆に相續して轉ず、自力勝れたるが故に。

(三八) 第六意識は別に此の依有り、要す末那に託して而も起ることを得るが故にといふ。

(三九) 有義は、彼が説くこと、理と教とに相違せり。

(四〇) 若し五の色根は即ち五識が種ぞといはば、十八界の種い雜亂を成ず應し。然も十八界は、各別に種有りと、諸の聖教の中に處に説けるが故に。

(四一) 又五識の種は、各、能く相見分を生ずること異なること有り、爲何等を執じてか眼等の根と名くる。若し見分の種ぞといはば、識蘊に攝む應し、若し相分の種ぞといはば、外處に攝む應し。内處とに攝めらるといふに違ふ。

(四二) 十八界の種い雜亂を成ず應し。然も十八界は、各別に種有りと、諸の聖教の中に處に説けるが故に。

(四三) 又五識の種は、各、能く相見分を生ずること異なること有り、爲何等を執じてか眼等の根と名くる。若し見分の種ぞといはば、識蘊に攝む應し、若し相分の種ぞといはば、外處に攝む應し。内處とに攝めらるといふに違ふ。

(四四) 十八界の種い雜亂を成ず應し。然も十八界は、各別に種有りと、諸の聖教の中に處に説けるが故に。

(四五) 又五識の種は、各、能く相見分を生ずること異なること有り、爲何等を執じてか眼等の根と名くる。若し見分の種ぞといはば、識蘊に攝む應し、若し相分の種ぞといはば、外處に攝む應し。内處とに攝めらるといふに違ふ。

(四六) 十八界の種い雜亂を成ず應し。然も十八界は、各別に種有りと、諸の聖教の中に處に説けるが故に。

(四七) 又五識の種は、各、能く相見分を生ずること異なること有り、爲何等を執じてか眼等の根と名くる。若し見分の種ぞといはば、識蘊に攝む應し、若し相分の種ぞといはば、外處に攝む應し。内處とに攝めらるといふに違ふ。

(四八) 十八界の種い雜亂を成ず應し。然も十八界は、各別に種有りと、諸の聖教の中に處に説けるが故に。

(四九) 又五識の種は、各、能く相見分を生ずること異なること有り、爲何等を執じてか眼等の根と名くる。若し見分の種ぞといはば、識蘊に攝む應し、若し相分の種ぞといはば、外處に攝む應し。内處とに攝めらるといふに違ふ。

(五〇) 十八界の種い雜亂を成ず應し。然も十八界は、各別に種有りと、諸の聖教の中に處に説けるが故に。

【四四】又若し五根は即ち五識の種ぞといはば、五根は是れ五識の因縁なる應し、説いて増上縁に攝むとは爲す應からず。

【四五】又鼻・舌根は即ち二の識の種ぞといはば、則ち鼻・舌は唯喩界繋のみなる應し、或は二の識は色界繋にも通じぬ應し、許さば便ち、俱に聖教と相違しぬ。

【四六】眼・耳・身根は、即ち三の識の種なりといふをもつて、二の地と五の地とにおいて難とせむことも亦然なり。

【四七】又五識の種は既に善惡にも通ず、五色根は唯無記のみには非ざる應し。

【四八】又五識の種をば無執受に攝む、五根も亦有執受に非ざる應し。

【四九】又五色根は、若し五識の種ぞといはば、意識の種は、即ち是れ末那なる應し、彼に五根を以て

【四四】又若し等一次に四縁相違すべしとの難。五根は五識の増上縁なり、然るに五根は五識種なりと云はば、是れ五識の因縁となり増上縁となるべからずと難す。

【四五】又鼻舌等。次に根と識との繋異なるを以て難す。もし鼻舌根は鼻舌識の種ぞと云はば、鼻舌識は欲界のみにして色界になき故、その因たる鼻舌根も欲界のみにして色界になかるべく、又この二根若し色界にありとならば、その果たる鼻舌識も色界にあることとなりむ。之れ聖教に違するところなり。

【四六】眼耳身等。この三根が夫眼・耳・身識の種ぞと云はば、この三識欲・初禪の二界に非すと知るべし。

【四七】又五色等。次に五根と意根即ち末那と不齊なるの難。

同法と爲るが故に。

【二五】又瑜伽論に、眼等の識は、皆二の依を具すと説けり。若し五色根は即ち五識の種ぞといはば、

依は但二なる應し。

【二五】又諸の聖教に、眼等の根は、皆現と種

とに通ずと説けり。唯是れ種のみと執せば、便

ち一切の聖教と相違しぬ。

【二五】有るひと前に説く所の如き過難を避けむ

として、彼が執に朋附して、復轉救して言く、

異熟識の中に能く五識を感ずる。増上の業種

を五色根と名く、因縁と作つて五識を生ずる種

には非ずといふ。妙に 二頌に符ひ、善く瑜

伽に順せりといふ。

【二五】彼は虚言のみ有つて都て實義無し、五色

根は無記には非ざる應じが故に。

又彼は、【二五】唯に有執受のみに「あらざるべし」、

【五】又瑜伽論等。次に三依に於て一を缺くべしとの難。五

色根が五識種ぞと云はば、種子も俱有根とするを以て、俱

有依・開導依の二となり、因縁依なくなるべしとの難。

【五】又諸の等。次に諸根は唯種子なるべしとの難。

【五】有るひと等。次に假つて他の教を爲つて難す。

【二五】増上の業種。單に種子の

業種 五根 種子 無執受 現行業(身業) 有執受

但し摩は無執受に入る。

【二五】唯に色蘊等。五根も現行業を取る以上、色蘊・行蘊何

みに非ず、亦身口二業の現行業をも取る。

【二五】二頌「二十論」頌と「觀所緣緣論」頌とをいふ。

【二五】彼は等。以下安慧等この救釋を破す。

【二五】唯に有執受等。この文より見ば前の増上業種とは有執受・無執受即ち種現兩通なるを知り得べし。

れにも攝するに至るべしと難す。

(二五) 唯に内處のみに非ざる應きが故に。

鼻舌は、唯欲界繫のみなる應きが故に。三の根は、五地に繫ず應からざるが故に。

意識を感ずる業は、末那なる應きが故に。

眼等は、現と種とに通ず應からざるが故に。

又眼等は、色根には非ざる應きが故に。

又若し五識は皆善に感せらるといはば、則ち一向無記性のみに攝めらる

應し。

善等の五識は、既に業に感せらるるものに非ず、眼等の、俱有依と爲る

こと無かる應し。

故に彼が所言は、善く救へりと爲すべきに非ず。

又諸の聖教に處處に皆説かく、阿頼耶識は變じて、色根と及び根

依處と器世間との等さに似れりといふ、如何ぞ汝等色の根無しと撥するや。

眼等の識い變じて色等に似れりと許さば、眼等を藏識が所變ぞと許さざりぬるや。

斯の如き迷謬は、深く教理に違へり。

(二六) 然も伽他に、種子と功能とを五根と名くと説けるは、識に離れて實に色根有りといふを破せ

【二五】唯に内處。身口意業中口業の聲は外處に攝すべきに非ずやと難す。

【二六】又諸の等。次に總じて上の本轉二種の計を非す。

【二六】然も等。後に會す。

【二六】種子と功德。種子とは『二十論』頌の言、功德とは『觀所緣論』頌の言。

むが爲に、識が所變の似の眼根等に於て、五識を發生する用有るを以ての故に、假つて種子と及び色の功能と名けたり、色の根は即ち識と業との種ぞと謂はむとには非ず。

又五境を緣する 明了の意識は、五識を以て俱有依と爲す應し、彼は必ず五識と俱なるを以ての故に。若し彼いい眼等の識に依らずば、彼を五識が與に依とは爲さざる應し、彼此相依すること、勢力等しきが故に。

又第七識は間斷すること無しと雖、而も見道等に既に轉易すること有るをもつて、六識の如く、俱有依有る應し。爾らずんば、彼いい轉識に攝めらるるに非ざる應し。便ち聖教に、轉識に七有るといふに違しぬ。故

に彼も俱有依有りと許す應し。此は即ち現行の第八識に攝めらる。瑜伽に説けるが如し、藏識有るが故に末那有ることを得、末那を依と爲して意識轉ずることを得といふ。

彼の論の意の言く、現行の藏識を依止と爲すが故に、末那有ることを得といはむとぞ、彼の種に由るには非ず。爾らずんば、應に藏識有るが故に意識轉ずることを得と説くべし。

此に由つて彼の説は、理と教と相違せり。

【六】又五境等、次に第六識を非ず。  
【七】明了の意識。五同緣の意識。  
【八】又第七識等。次に第七識を非ず。  
【九】此に由つて等。次に總結。

【三六】是の故に言ふ應し、前の五轉識は、一一定んで二の俱有依有り、謂く五色根と同時の意識とぞ。

第六轉識は、決定して恆に一の俱有依有り、謂く第七識ぞ。若し五識と俱時に起る者は、亦五識を以ても俱有依と爲す。

第七轉識は、決定して唯一の俱有依有り、謂く第八識ぞ。

唯第八識は、恆に轉變すること無くして、自ら能く立ちぬる故に、俱有依無しといふ。

【三七】有義は、此く説くことも猶未だ理を盡さず、第八も餘に類するに、既に同じく識性なるをもつて、如何ぞ俱有依有りと許さざる。第七・八識は、既に恆に俱轉するをもつて、更互に依と爲るといふ、斯れ何の失か有る。

【三八】現起の識は、種を以て依と爲すと許しつ、識種も亦現の識に依ると許す應し。能熏と異熟とは、生じ長じ住するが依たり、識の種は彼に離れては生じ長じ住せざるが故に。

【三九】又異熟識は、有色界の中にしては、能く身を執持すれば、色根に依つても轉ず。

【三六】是の故に等。後に正義を申す。  
【三七】有義は等。次に淨月等の義。之に三、一に理を立つ。之にまた二、初に正叙。之にまた二、先づ第七識を依とすることを成す。之にまた二、初に現識の俱有依。  
【三八】現起の等。次に種識の俱有依。こは種子識を以て現行の識に例して、所依あらしむるなり。  
【三九】能熏等。能熏の七轉識は生長の依となる。是れ本有ならば熏長せしめ、新熏ならば熏生せしむるを以てなり。異熟識は種子の生依となる。  
【四〇】又異熟等。次に五色根を依とすることを成す。



(七二) 契經に説けるが如し、阿頼耶識は、業の風に飄せられて、遍く諸根に依つて、恆に相續して轉ずといふ。

(七三) 瑜伽に亦説かく、眼等の六識は、各別の依あるが故に、有色根身を執受すること能はざるべしといふ。

若し異熟識は、遍く有色の諸根に依止せずといふをもつて、六識の如く、能執受に非ざる應し、或は(七四) 所立の因に不定の失有りなむ。

(七四) 是の故に藏識は、若し現起ならば、定んで一の依有り、謂く第七識ぞ、有色界に在るときには、亦色根にも依る。若し識の種子ならば定んで一の依有り、謂く異熟識ぞ。初に熏習する位には、亦能熏にも依る。

(七五) 餘は前に説けるが如しといふ。

(七六) 有義は、前の説くこと皆理に應せず、未だ所依と依との別ることを了せざるが故に。

【七二】契經等。後に經論を引く。『述記』によるに、こは『楞伽經』にありといふ。併し現流の『楞伽』にはその文なし、是れ或は梵本のそれにあるものか。

【七三】瑜伽。第五十一に出づ。

【七四】所立の因に不定の失有り。所立の因とは、『楞伽』五十一に擧ぐる量にして、「六種の轉識は能執受に非ざるべし、遍依に非ざるが故に、電光等の如し」といふ之なり。その因に不定の失ありといふ。不定(フチャヤと訓む)の失とは、三支中の因が、喩の中の同品・異品の全部に遍く通ずるものないふ。今の量にて云はば「もし電等の如きや、遍依に非ざるが故に、眼等の六識は有色根身を執受すること能はずとやせむ。もし許す所の第八識性の如きや、遍依に非ざるが故に、我この六識能く遍く有色根身を執受すとやせむ」との如く、因の「遍依に非ざるが故に」が同・異兩品に轉じて不定なり。

【七五】是の故に等。次に總じて結んで正義を申ぶ。

【七六】餘は等。次に前を指す。

【七六】有義は等。後に護法正義。之に三、初に經じて前師を斥す。

【七七】依とは、謂く、

一切の生滅を有せる法が、因に杖し縁に託して、而も生じ住することを得るぞ。

諸の杖託する所を

ば、皆説いて依と爲す、王と臣と互に相

依る等の如し。

若し法が (二七六) 決定

せり、境を有せり、

主たり、心心所をし

て自の所縁を取ら令

む、乃ち是れ所依な

り、即ち (二七五) 内の六

【七七】依とは等。次に正義を申す。之に二、初に依と所依との別を解す。之にまた二、先づ二の別を釋す。依は因縁・等無間縁・所縁縁・増上縁の四縁に通ず。

【七六】決定等。決定の義とは、

凡そ所依となるものは能依の法の起る時は、如何なる場合を論ぜず決定して所依となるものたらざるべからず、或時は依られ、或時は依られざるが如き不定のものは所依とは云ふべからず。されば前五識を第六識に望め(第二・第三師)、五根を第八識に望め、(第三師)、種識を能熏の現行に望め(第三師)、及び前五・第六識を第七・第八識に望むるが如きは何れも不定にして、決定せざる故、所依に非すと

簡ぶ。次に有境の義とは、凡そ所依となるものは、よく自の所取の境を有せざるべからず、設ひ決定の義を具して必ず俱時にありとも、若し自の所取の境を有せざるに於ては、所依とは云ふべからず。即ち四大・五色塵・諸種子・一切無爲及び命根等の如きは、決定の義を具すと雖、何れも有境の法に非ざる故所依に非すと簡ぶ。次に主の義とは、凡そ所依となるものは、自在力ありてよく主となるものたらざるべからず。設ひ決定・有境の二義を具すとも、若し主となつて自在に境を取らしむるものに非ざれば、所依とは云ふべからず。即ち心所の如きは伴屬にして、不自在なる故所依に非すと簡ぶ。次に

心心所をして自の所縁を取らしむる義とは、凡そ所依となるものは、能依の心心所をして各自その所縁の境を取らしむるを要す。設ひ前の三義を具すとも、能依の心心所に所縁の境を取らしむるものに非ざれば所依とは云ふべからず。而してこの中前三義は所依の體の上の義にして、第四義は能依の法の上の義なり。故に前の第三師が種識の所依を第八現行となせども、この場合能依の種識は非縁慮法にして、取自所縁の義を缺ける故、第八現行をその所依とは云ふべからざるなり。

【二七五】内の六處。五根と意根(後三識をいふ)となり。

處ぞ、餘は、有境と定と爲主とに非ざるが故に。此は但王の如し、臣等の如きには非ず。

故に諸の聖教に、唯心心所のみを有所依と名けたり、色等の法には非ず、所縁無きが故に。

但心所は心を所依と爲すとのみ説いて、心所

を心が所依と爲すとは説かず、彼は主に非ざる

が故に。

(一八) 然も有る處に、依を所依と爲し、或は所

依を依と爲すと説けるは、皆宜しきに随つて假

つて説けり。

(一九) 此に由つて五識の俱有所依は、定んで四

種有り、謂く、五色根と、六と七と八との識と

ぞ。随つて一種をも関きぬるときには、必ず轉

せざるが故に、(二〇) 同境と分別と染淨と根本と

依所別なるが故に。

聖教に、唯五根に依るとのみ説けることよ。

(二一) 不共なるを以ての故に、又は必ず同境なり近なり相順せるが故に。

【一八】 然も等。次に相違を解す。

【一九】 此に由つて等。後に依を具する多少を解す。之に二、先づ識の依を解す。之にまた四、一に前五識の依。

【二〇】 同境等。同境依は五根なり、こは五識と同じく現在の五境を取るが故にかくいふ。

分別依は第六識なり、こは五識と同じく境を緣じて明了に分別するが故にかくいふ。染淨依は第七識なり、こは五識をして有漏雜染たらしめ、又は無漏清淨たらしむるが故に

かくいふ。根本依は第八識なり、こは諸識のよつて起る根

本なるが故にかくいふ。而して右の四種の中、第一の同境依即ち五根をば不共依となし、後の三依をば共依となす。彼此の識同じく依りて唯一識の依に非ざるを共依と名け、唯一識のみの依にして、餘識の依に非ざるを不共依と名く。

【二一】 不共等。不共のこと上に述べしが如し。同境とは五根・五識共に所縁を同じうすること。近とは五根・五識接近すること。例へば五根によりて五識に順違あるが如し。

相順とは五根・五識漏無漏相順あること。

【二四】第六意識の俱有所依は、唯二種有り、謂く、七と八との識を、隨つて一種をも闕きぬるときには、必ず轉せざるが故に。

五識と俱にして、境を取ることに明了なりと雖、而も定んで有るにあらず、故に所依に非ず。

聖教に、唯第七に依るとのみ説けるは、染淨依なるが故に、同じく轉識に攝め、二五近くして、相順せるが故なり。

【二六】第七意識の俱有所依は、但一種有り、謂く第八識ぞ、藏識若し無きときには、定んで轉せざるが故に。

【二七】伽他に説けるが如し、  
阿頼耶を依と爲して、故末那轉すること有り、  
心と及び意とに依止して、餘の轉識生ずることを得といふ。

【二八】阿頼耶識の俱有所依も、亦但一種なり、謂く第七識ぞ、彼の識若し無きときには、定んで轉せざるが故に。

【二九】論に、藏識は恆に末那と俱時にして轉ずと説けるが故に。

【三〇】又、藏識は恆に染汙に依ると説けり、此は即ち末那なり。

【二八】第六意識等。次に第六意識の依。

【二六】近等。近とは第六識の種が現行せむとする時第七識の手引きを蒙る故に六七二識は密接の關係あり、之を近といふ。相順とは六七二識俱に因位初地入見道の時轉識得智すその漏無漏相順せるをいふ。

【二七】第七意識。次に第七識の依。

【二七】伽他。『楞伽經』第九の伽

陀。

【二八】心と等。心とは第八阿頼耶、意とは第七末那。

【二九】阿頼耶等。次に第八識の依。

【二九】論。『瑜伽』第六十三。

【三〇】又藏識等。『無性攝論』第三。

而も、**【二六〇】**三位に末那無しと説けるは、有覆に依つて説けり、**【二六一】**四位に阿頼耶無しと言へども、第八無きには非ざるが如し、此も亦爾る應し。

有色界には、亦五根にも依ると雖、**【二六二】**而も定んで有るにあらざれば、所依に攝めらるるに非ず。

**【二六三】**識種は、現(ト)に自の境を取らしむること(取レ)能はざれば、依の義は有る可けれど、而も所依たることは無し。

**【二六四】**心所の所依をば識に随つて説く應し、復各々に自の相應する心を加ふ。

**【二六五】**若し是の説を作すときには、妙に理教に符へり。

**【二六六】**後の開導依において、有義は、五識は、

**【二六七】**三位。阿羅漢・滅定・出世道。

**【二六八】**四位。聲聞・獨覺・不退菩薩・如來。

**【二六九】**而も等。無色界には五根無ければ、定んで之に依ると云ふべからず、故に決定の義を缺く。

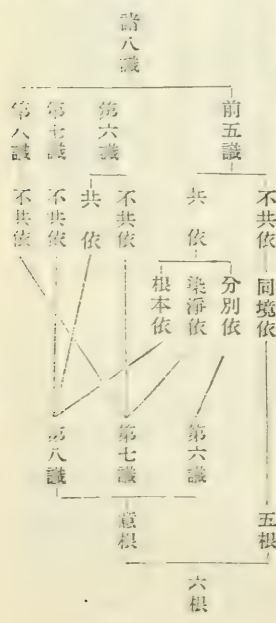
**【二七〇】**識種は等。之に二解あり。一に識種とは能依、現(行識)とは所依なり、曰く淨月は能依の識種は所依の現識に依ると云へるも、その識種はこれ非縁慮の法なれば自の境を取ること能はざる故、現識を以て依とは云ふべきも所

依とは云ふべからず。(註の調點)二に、識種とは所依、現とは能依、曰く所依の識種は、有境の法に非ざれば現識をして自境を取らしむる能はず、故に識種をば依とは云ふべきも所依とは云ふべからずと(本文の調點)

**【二七一】**取らしむ等。二調の二解に當ること、左の如し。

**【二七二】**心所の等。次に心所の依を解す。

**【二七三】**若し等。後に總じて正を結ぶ。上來の護法の説を明瞭ならしむる爲に左に圖を以て示すべし。



(100) 自と他との前後に相續せざるが故に、必ず第六識に引生せらるるが故に、唯第六識のみを開導依と爲す。

第六意識は、自ら相續するが故に、亦五識に引生せらるるに由るが故に、前の六識を以て開導依と爲す。

第七・八識は、自ら相續するが故に、他の識に引生せらるるを假らざるが故に、但自類を以てのみ開導依と爲すといふ。

有義は、前の説は未だ理を究むと爲さず。且く前の五識は、未自在の位と非勝の境に遇へるとならば、所説の如くなる可し。

若し自在の位ならば、(100) 如諸佛等は、境の於に自在なり、(101) 諸根互用す、任運なり、決定せりぬる。

【二九】後の等、後に等無間緣處。中に三、初に毘陀等の義、

【一〇〇】自と他との前後。例へば眼識前剎那に起り、續いて今亦眼識起る如きことばなし、

又眼識前剎那に起り、續いて今耳識起る如きこともなし、必ずその間に意識起り、眼識

意識―眼識、又は眼識―意識―耳識との如く起るなりといふ。

【一〇一】亦五識等。前念の第六自類の外に更に亦五識を借る、

是れ明了心たる邊を方に借らむとて、自類の外に兼れて又五識をも借るなり。

【一〇二】有義は等。次に安慧等の義、之に二、先づ破斥。之にまた三、初に總として非す。

【一〇三】且く等。次に別して破す。之に四、初に前五識。

【一〇四】未自在等。ここに三位を擧げたり、曰く、未自在位と率爾に境に遇へる位と、非勝の境に遇へる位となり。

【一〇五】如諸佛等。こは前に三位を擧げし中、未自在位に翻對せるを述ぶ。  
【一〇六】諸根互用す。眼を以て聲を聞く如き、諸根を互に用ゐることなり。  
【一〇七】尋求。第六意識の力に依りて尋求伺察すること。

尋求を假らず、彼の五識身寧んぞ相續せざり

【一〇八】等流の五識いい、既に決定と染淨と作意との勢力の爲に引生せられ、所縁に專注して、【一〇九】未だ捨むこと能はざる頃に、如何ぞ多念相續すと許さざるや。

故に【一〇九】瑜伽に説かく、決定心の後に方に染淨有り、此の後に乃等流の眼識有つて、善・不善にして轉ず、而も彼は自の分別の力には由らず。乃至、此の意が餘の境に趣かざるときには、爾所の時を経て、眼と意との二識いい或は善或は染にして、相續して轉ず、眼識の生ずるか如し、乃身識に至るまでも、應に知るべし亦爾なりといふ。

彼の意は、定んで爾所の時を経て、眼と意との二識いい、俱に相續して轉ずといふことを顯す。

既に眼識の時には意識無きに非ず、故に二識互に相續して生ずるには非ず。

【一一〇】若し増盛の境の、相續し現前して、身心を逼奪して、暫くも捨むこと能はざる時の五識身は、理しい必ず相續す、【一一一】熱地獄と戲忘天等との如し。

【一〇八】等流の等。こは率爾に境に遇へる位に體對す。決定・染淨等とは凡そ能縁の心外境を覺知する時には、率爾・尋求・決定・染淨・等流の五心續いて起る。その中率爾は唯前五識、尋求・決定は唯第六識、後の二は兩通なり。今は第六識の決定・染淨等を指す。

【一〇九】未だ捨む等。例へば眼・意二識未だ捨まざる間は、この二識並生ぜり。

【一一〇】瑜伽。『瑜伽』第一の文なり。

【一一一】若し等。こは非勝の境に遇ふといふに翻對す。増盛の境とは苦樂身に逼迫して勝れたる境をいふ。

【一一二】熱地獄等。熱火増上なる地獄。戲忘天は六欲天中の上四天にして、娛樂盛なり。

故に 三三 瑜伽に曰く、若し此の六識を彼の六識の等無間縁と爲す、即ち此を施設して名けて意根と

爲すといふ。若し五識の前後には、定んで唯意識のみ有りといはば、彼の

論に、若し此の 三四 一の識を彼の六識の等無間縁と爲すと云ふ應し、三五 或

は彼に、若し此の六識を彼の一の識の等無間縁と爲すと云ふ應し。

既に是の如くならず、故に知る、五識は相續する義有ることを。

(三六) 五識の起る時には必ず意識有つて、能く後念の意識を引いて起ら令

む、何ぞ五識を假つて開導依と爲るや。

(三七) 無心の睡眠と悶絶との等き位には、意識斷じ己んぬ、後に復起る時

には、藏識と末那との、既に恆に相續せるをもつて、亦彼が與に開導依と

爲る。

若し彼いい前の自類を用つて開導すといはば、五識の自類をも何ぞ然り

といふことを許さざりぬる。此既に然らず、彼云何ぞ爾らむ。

(三八) 平等性智と相應する末那の初に起るときには、必ず第六意識に由

る、亦彼を用つても開導依と爲す應し。

三九 圓鏡智と俱なる第八の淨識は、初には必ず六七の方便に引生せらる。

【三三】瑜伽。『瑜伽』五十二。

【三四】一の識。意識のこと。

【三五】或は彼に等。難陀は前念の第六・前五の何れかを第六

識の等無間縁とすと云へる故、かくいふ。

【三六】五識の等。次に第六識。

【三七】無心の等。こは安慧自らの説にあらずして、その一派

の説なり。何となれば安慧は之等の位には末那なしと云へ

る故、この説をなすべからざればなり。

【三八】平等性智等。次に第七

識。

【三九】圓鏡智と等。次に第八

識。



又異熟心またいじやくしん 三〇〇 染汗せんあせの意に依るといふ、或は悲願あはひひやくわんと相應さうおうする善心ぜんしんに依るといふ。既に爾すてらば、必ずかなら

第八識はちしきは、亦六七またを以もつても開導依かいだうえと爲なすと許ゆるす應べし。

(三三)此これに由よつて彼かれが言ごんは、都すべて理りを究きまめざるなり。

(三三)應まさに説とくべし、五識しきは前さきの六識しきの内うちに隨したがつて、何いづれの識しきを用もつても開導依かいだうえと爲なし、

第六識だいろくしきは、前さきの自類じるゐと或あるひは第七八だいなを用もつつて開導依かいだうえと爲なし、

第七末那だいなは、前さきの自類じるゐと或あるひは第六識だいろくしきを用もつつて開導依かいだうえと爲なし、

阿陀那識あだなしきは、前さきの自類じるゐと及び第六七だいろくしちを用もつつて開導依かいだうえと爲なすと爲なすといふこと、皆理みなりに違ちがへず、前さきに説ときつるに由よるが故ゆゑに。

(三三)有義うぎは、此この説せつも亦理またりに應おちせず。

(三四)開導依かいだうえとは、謂いはく、(三五)有縁うゑんの法ほふが、主しゆたり、能よく等無間縁とうむけんえんと作るぞ。此これが後のちに生しやうずる心しん心所法しんじよほふに於おて、開避かいひし引導いんどうするをもつて、開導かいだう依えと名なく。此これは但心ただしんのみに屬ぞくして、心所等しんじよとうには

卷の第四

【三】染汗せんあせの意い。(無性むじやう攝論しやくろん)の意いによれば第六と云ひ、三世さんぜ親おん搆論たうろんの意いによれば第七といふ。

【三】此こに等とう。次に結くわつ。

【三】應おちに等とう。次に正義せいぎを申まをす。

【三】有義うぎは等とう。後に護法ごほふ正義せいぎ、中に三、初はつに總非そうひ。

【三】開導依かいだうえ等とう。次にその義ぎを申まをす。之これに四、初はつに體義たいぎを出だす。

【三】有縁うゑんの法ほふ等とう。有縁うゑん爲主ゐゑんゐしゆ。等無間縁とうむけんえんの三義さんぎありて始めて

開導依かいだうえと云はる。有縁うゑんの義ぎとは、所縁しよゑんを有あするもの、即ち能縁ねんゑんの力用りきようあるものに非ざれば開導依かいだうえとなりて、心心所しんしんじよを引生いんじやうすること能よはず、之れ即ち色しき・不相應ふさうおう・無爲等むゐとうを簡かんぶなり。次に爲主ゐしゆの義ぎとは、主にして自在じざいの力用りきようあるを要す、こは心所法しんじよほふを簡かんぶし、次に等無間縁とうむけんえんの義ぎとは、前後齊等ぜんごうせいとうにして中間ちゆうかんに餘心じよしんを隔へてす、自類じるゐの後時ごうじの心心所しんしんじよを引生いんじやうするをいふ、是れ即ち異類いれい(眼識がんしきと耳識じしきと等を相望さうぼうするが如

非ず。

【三六】若し此が彼と俱起する義無しといはば、

此を彼に於て開導する力有りと説くべし。

一身に入識既に俱起す容し、如何ぞ異類を開

導依と爲すといふ。

若し依と爲ると許さば、俱起せざる應し、便

ち異部の心は、並生せずといふに同じぬ。

又一身の中に、諸識の俱起すること多少不定

なるをもつて、若し互に等無間縁と作る容しと

いはば、色等も爾る應し、便ち聖の、等無間縁

は唯心心所のみと説けるに違しぬ。

然も攝大乘に、色にも亦等無間縁有る容しと説けるは、是れ縦奪の言なり。

【三六】謂く、假りに、小乗の色心い前後として、等無間縁有りといふことを縦して、因縁を奪はむ

との故なり、爾らずば、等の言は無用に成んぬ應し。

若し謂く、等の言は多少を遮するに非ず、但同類を表すといはば、便ち汝が、異類の識い等無間

きをいふ)と他識(甲の眼識と乙の眼識とを相望するが如きをいふ)と、後時の心を前心に望むると(逆次の縁)、及び俱時の心心所とを破するなり。

し得ざるが如し。故に異識俱起の義無くんば異識開導の義あり、異識俱起の義あらば、異識開導の義なし、二者並立すべからざるなり。

【三六】若し此が等。次に前非を破す。文の意は、前の諸師は異識(異類識)を以てその開導

【三七】異部。小乗薩婆多等。

依となすと雖、かくては異識俱起するの義なくなんぬべし。例へば前念の眼識後念の

【三六】謂く等。經部は(有部は)色法を等無間縁と許さぬ故、今は經部に就いて云ふ)第八識を立てぬ故、色法が種子を

耳識の開導依となると云はば、眼識と耳識と同時に俱起

持して萬法の親因縁なりといふ。今その因縁といふを奪はむが爲に、設けて等無間縁だけな許せるなり。

は、眼識と耳識と同時に俱起

縁えんと作るなと執しゆするに違ちがしぬ。

【三九二】是こゝの故ゆゑに八識はつしきは、各おのおの唯ただ自類じりゆをもつて開道依かいだうえと爲なすといふ、深ふかく教理けうりに契かなへり、自類じりゆは必かならず俱く起きする義ぎ無なきが故ゆゑに。

心所しんじよの此こゝの依よは、識しきに隨したがつて説とく應べし。

【三九三】心しんと心所しんじよとは、異類いりゆにして並生びやうじやうすと雖いへど、

而しかも互たがひに相應さうおうす、和合わがふして一にに似にたり、定さだんで

俱ともに生滅しやうめつす、事業じごう必かならず同どうなり、一ひとつが開導かいだうする

時ときに除よも亦また開導かいだうす、故ゆゑに展轉あんでんして等無間縁とうむけんえんと作な

る。諸識しよしきは然しからず、例れいと爲なす應べからざるなり。

然しかも諸もろの心所しんじよは開導依かいだうえには非あらず、所引生しよんじやうに於お

て主しゆの義ぎ無なきが故ゆゑに。

【三九四】若しし心所しんじんじよの等無間縁とうむけんえんは、各おのづから唯ただ自類じりゆのみ

なりといはば、第七八識だいちやうはつしきの初轉依しよてんえの時ときに相應さうおうする信等しんどうは、此こゝの縁便えんすなはち闕かけぬべし。則すなはち聖じやうの、諸もろの心

心所しんじよは皆みな四縁しよえんをもつて生しやうずと説とくに違ちがしぬ。

無心むしんの【三九五】睡眠すいみんと悶絶もんぜつとの等とき位くらゐには、意識斷いしきだんじぬと雖いへど、而しかも後のちに起おこる時ときの彼かの開導依かいだうえは、即すなはち前ま

【三九五】是こゝの故ゆゑに等と。次に正理しやうりを申まうふ。

【三九六】心しんと等と。次に逆難ぎやくなんを釋しやくす。

【三九七】若しし心所しんじよ等と。汝なんぢ若しし心王しんおうの等無間縁とうむけんえんは前念ぜんねんの心王しんおうの

それ、心所しんじよの等無間縁とうむけんえんは亦また前念ぜんねんの心所しんじよのそれとの如ごとく各おのづから

別別べつべつに等無間縁とうむけんえんとなすと云いはば、有漏いうろうの七八しちぱちは夫夫ふふ四煩しよぼん

惱なう・五遍行ごへんぎやうと相應さうおうせる故ゆゑ、此こゝの七八しちぱちが初轉依しよてんえの時とき信等しんどうの十

一の善ぜんの心所しんじよの起おこる縁えん缺くつくることとなるべし。前念ぜんねんの善心ぜんしん所じよなければ之これを等無間縁とうむけんえんとなし得えざる故ゆゑ、その縁えん缺くつくべきを以もつてなり。

【三九八】睡眠すいみん。泉山せんざん(京都泉涌寺)の學派がくはいにては之これをズキミンと訓とじ、豐山ほうざん(大和長谷寺)の學派がくはいにては之これをズキメンと訓とす。之これれまた例れいの讀よみくせなり。

の自類なり。

間斷する五識も應に知るべし亦然なり、**三三**自類心が、中に於て隔を爲

ること無きをもつて、無間と名くるが故に。

彼れい先に滅せむとせし時に、已に今の識に於て爲に開導してしか故に

何ぞ煩はしく異類をもつて開導依と爲さむや。

然も聖教の中に、前の六識い互に相引起す、或は第七八は六七に依つ

て生ずと説けるは、皆殊勝の増上縁に依つて説けり、等無間には非ず、故

に相違にあらず。

瑜伽論に、若し此の識の無間に諸識決定して生ず、此を説いて彼の等無

間縁と爲すと説き、又此の六識を、彼の六識の等無間縁と爲す、即ち此を

施設して意根と名くることは、**三四**言總意別なり、亦相違せず。

故に自類をもつて依となすといふ、深く教理に契へり。

**三五**傍論は已に了んぬ、應に正論を辨ず應し。

**三六**此の能變の識には、三の所依を具せりと雖、而も依彼轉といふ言は、

但**三六**前の二を顯せり。

【三三】自類心。異類心の意。第六識には五位に間斷あり、前五識にも屢々間斷あれど、間斷前の識(眼)と間斷後に起れる識(眼)との間に更に異類の識間雜せぬ邊をさして無間と名く、刹那の無間をいふに非ずと知るべし。

【三四】言總意別。言は總じて六識に通して云へりと雖、その意は別に六識中の各々自類を説いてその相望を意味せるなり、決して異類相望の所談に非ず。

【三五】故に等。總じて正を結ぶ。

【三六】傍論等。後に正義に結歸す。之に二、初に上を結び下を起す。

【三七】此の等。次に正しく所依を示す。

【三六】前の二。因縁依・俱有依。

【三三】此の識の依と縁との同なることを顯さむが爲の故なり、又前の二依は勝れたる用有るが故なり、或は開導依は了知易きが故なり。

【三四】是の如く已に此の識の所依をば説きつ、所縁は云何。

【三二】謂く、即ち彼を縁す。

【三三】彼といふは、謂く、即ち前の此が所依の

識ぞ。

聖い、此の識は藏識を縁すと説けるが故に。

【三四】有義は、此の意は、彼の識體と及び相應法とを縁す、論に、末那は我我所執と恆に

相應すと説けるが故に。

謂く、彼の體と及び相應法とを縁す、次での如く執じて、我及び我所と爲すといはむとぞ。

然も諸の心所は識に離れざるが故に、唯識てふ言の如し、教に違する失無し。

【三二】此の識等。所依・所縁共に同じく第八なり、然るに等無間縁は第八ならず、故に説かざりしなり。又等無間縁依は劣なり、俱時ならざるを以ての故に。されば之を説かざりしなり。又等無間縁依は了知し易き故に説かざりしなり。

【三三】是の如く等。第三に所縁門。之に二、先づ徴起。

【三四】謂く等。次に頌によつて別釋す。之に三、初に縁彼の言を解す。之にまた二、初に頌を擧げて答ふ。

【三二】彼といふは等。次に別

釋。之に二、初に總じて解す。即ち前の等とは、前の初能變たる第七の所依識即ち第八識のことなりとの意。

【三四】有義は等。次に別して詳ふ。之に四、初に難陀等の義。曰く末那は第八の心王、心所を縁じて次での如く我、我所と執すといふ。

【三四】論。『瑜伽』六十三。

【三五】教に等。頌に「彼を縁す」とのみ云ひて、心所を縁すること云はずと雖、そは心所は心王に離れざる故説かざる迄にして、除く意には非ざるなり。

【四六】有義は、彼が説くこと、理しい然る應からず、會て處として觸等を縁ずと言ふこと無きが故に。應に言ふべし、此の意は、但彼の識の見と及び相分とを縁じて、次での如く執じて我及び我所と爲すと。相と見とは、俱に識を以て體と爲るが故に、聖の説に違せずといふ。

【四七】有義は、此の説も亦理に應せず。【四八】五の

色の根と境とは、識の蘊に非ざるが故に、【四九】五

識に同じく亦外を縁じぬ應きが故に、【五〇】意識

の如く其の境を縁じぬ應きが故に、無色に生じ

たる者は我所と執せざる應きが故に、色を厭う

て彼に生じたるひとは色を變せざるが故に。

應に説くべし、此の意は、但藏識と及び彼の

種子とを縁じて、次での如く執じて我及び我所

と爲すと。

【五一】有義は、前説くことは、皆理に應せず。種は即ち是れ、彼の識が功能にして、實有物に非ずといふを以て、聖教に違せずといふ。

【五二】有義は、前に説くことは、皆理に應せず。

色等の種子は識の蘊に非ざるが故に、論に、種子は是れ實有なりと説けるが故に、假ならば無の如

【四六】有義は等。次に火辦等の義。  
【四七】有義は等。次に安慧の義。  
【四八】五の色等。こは五蘊に約して難ず。火辦の如きは第七は第八の見・相分を次での如く我我所と執ずと云へど相分の根・器は色蘊にして識蘊に非ず、何ぞ識蘊を縁すてふ中に攝すべけむや。  
【四九】五識に等。内外に約して難ず。又若し相分を縁すと云

はば、前五識は五塵を縁する所謂外門轉の識なれば末那も亦五塵を縁する外門轉の識となるべきに非ずや。  
【五〇】意識の如く等。こは共境に約して難ず。又意識は五塵を縁すること五識と同じければ、共境を縁すと名く、されば第七も五塵を縁すとせば、亦意識の如く共境を縁すと云つべからむ。  
【五一】有義は等。次に護法の義。

く因縁に非ざる應きが故に。

又此の識と俱なる薩迦耶見は、任運に一類なり、恆に相續して生ず、何ぞ別に我我所有りと執す容さうひ。一心の中には、斷と常との等き二の境有つて、別に執じて俱轉する義無きが故に。

亦また二執前後なりとも説く應からず、此は無始より來一味に轉するが故に。

應に知るべし、此の意は但藏識の見分のみを緣す、餘には非ず。彼は無始より來一類に相續せり、常一に似たるが故に、二五恆に諸法が與に所依たるが故に。

此は唯彼を執じて自の内我とすれども、語勢に乗するが故に我所といふ言を説けり。

或は此のいい、彼は是れ我之我ぞと執ず、故に一の見の於に、義をもつて二の言を説けり。

若し是の説を作すときは、善く教理に順せり、多くの處に、唯我見有りとのみ言へるが故に、我と我所との執俱起せざるが故に。

二五四未轉依の位には唯藏識のみを緣す、既に轉依し已んぬる時には、亦眞如及び餘の諸法をも緣す、

【二五】二執。我執・我所執。

【二五】恆に等。抑、我といふは自在の義、萬物の主たる義なり。故に一切法がために所依たり、即ち唯心王のみ是れ所依たるなり。

【二五】未轉依の等。次に因果の識が所緣の相を解す。未轉依とは初地以前なり。

平等性智びやうどうしち 二五 十種の平等性を證得するが故に、諸の有情勝解の差別を知つて、種種の佛の影像を  
示現するが故に。

此が中なかには、且く未轉依の時を説けり、故に

但此は彼の藏識を縁ずと説く。悟と迷と、

通と局とあるをもつて、理い應に爾るべきが

故に、無我と我との境い遍と不遍とあるが故

に。

如何ぞ此の識い自の所依を縁ずる。

後の識い即ち前の意を縁すること有りとい

ふが如し、彼既に極成せり、此も亦何の咎かあ

る。

頌に思量爲性相と言ふは、雙じて此の識

の自性と行相とを顯す、意は思量を以て自

性と爲るが故に、即ち復彼を用て行相と爲るが故に。

此に由つて、兼て所立の別名をも釋しつ、能く審に思量するを末那と名くるが故に。未轉依の

【五五】十種の平等性とは、一に諸相・増上・喜樂、二に一切の領受縁起、三に異相を遠離せる非相、四に弘濟する大慈、五に無待の大悲、六に諸の有情の樂ふ所に隨つて示現す、七に一切の有情に所説を敬受せらる、八に世間と寂靜と皆同一味なり、九に世間の諸法の苦と樂と一味なり、十に無量の功德を修植し究竟す。

【五六】悟と迷と等。悟とは無漏、迷とは有漏、道は無漏、局は有漏。悟りて無漏智を起せば道じ、迷へる間の有漏分齊にては唯第八見分のみに局

【五七】如何ぞ等。後に妨難を釋す。曰く第六識が前の等無間縁の意を縁するが如き場合は、既に是れ所依にも亦所縁にもあり。今も然り、第七が所依の第八を縁すといふに何の差支あるなし。

【五八】頌に等。第四に體性行相門。

【五九】自性と行相。自性とは識の自體、即ち自證分にして、行相とは見分なり。



位には、恆に審に所執の我の相を思量す、已轉依の位には、亦審に無我の相を思量するが故に。

三二 此の意と相應するに幾くの心所か有る。

且く四種の煩惱と常に俱なり。

此が中の俱といふ言は、相應の義を顯す。謂く、無始より未轉依に

至るまで、此の意は任運に恆に藏識を縁じて、四の根本煩惱と相應す。

三三 其の四とは何ぞ。

謂く、我癡と我見と并に我慢と我愛となり、是を四種と名く。

我癡とは、謂く無明ぞ、我の相に愚にして、無我の理に迷ふ、故に我癡

と名く。

我見とは、謂く我執ぞ、我に非ざる法の於に、妄に計して我と爲す、故

に我見と名く。

我慢とは、謂く踞傲なるぞ、所執の我を恃みて、心をして高擧なら令む、

故に我慢と名く。

我愛とは、謂く我貪ぞ、所執の我の於に深く耽著を生ず、故に我愛と名く。

并といふは、三箇 慢と愛といふ見と慢と俱なること有りといふ事を表して、餘部の、相應する義無

【三〇】亦審に等。末那の名が無漏に通ずることを顯す。

【三一】此の意を等。第五に心所相應門。之に二、初に因の相應を解す。中に三、初に染俱を解す。中にまた二、初に頌

文を釋す。中にまた三、初に總句を解す。

【三二】未轉依。この未轉依は金剛心に至る迄を含めていふ。

【三三】其の四等。次に別句を顯して四煩惱を列ぬ。

【三四】慢と愛と等。慢と愛との二法は見と俱起す、愛は慢と俱起すてふことを顯す。

しと執するを遮す。

【三五】此の四い常に起つて内心を擾濁し、外の轉識を恆に雜染に成ら令む、死に輪廻して、出離すること能はず、故に煩惱と名く。

【三六】彼十種有り、此には何ぞ唯四のみある。

【三七】我見有るが故に餘の見生せず、一心の中

には二の慧有ること無きが故に。

如何ぞ此の識に要す我見しも有る。

【三八】二取と邪見とは但分別生なり、唯見所斷なり、此と俱なる煩惱は唯是れ俱生なり、修所

斷なるが故に。

【三九】我所と邊見とは我見に依つて生ず、此と

相應する見は彼に依つて起らず、恆に内に我有りと執す、故に要す我見有り。

見いい審に決するに由つて、疑い起る容きこと無し、愛い我に著するが故に、嗔い生ずる

ことを得ず、故に此の識と俱なる煩惱は、唯四のみなり。

有情い此に由つて生

【四五】此の四等。次に煩惱の名を解す。内心とは第七識なり。【五六】彼十種等。後に廢立を明す。之に二、初に根本の自類を廢立す。彼十種ありとは根本煩惱に十種あること。曰く貪・瞋・癡・慢・疑・身・邊・邪・見取・戒禁取見の十種なり。(この後の五を五見といふ。)

【六六】二取。見取見・戒禁取見。【六七】此と等。第七相應の見は、我見に依つて起らず、恆に内に我ありと執するなり。

【六八】我見。所謂薩迦耶見(yakāya-darsana)に同じ、有身見と譯す。五蘊假和合の體を執著して、眞實の我ありと

(二四〇) 見と慢と愛との三いい如何ぞ俱起する。

行相違すること無し、俱起すといふに何の失かあらむ。

(二四一) 瑜伽論に説かく、貪は心をして下なら令め、慢は心をして擧なら令むといふ、寧ぞ相違せざるや。

(二四二) 分別・俱生と、外境・内境と、所陵・所持

と、麤・細と、殊なること有るをもつての故

に、彼此の文いい義乖返すること無し。

(二四三) 此の意の心所は、唯四のみ有りや。

(二四四) 爾のみにはあらず、及び餘の觸等と俱な

るが故に。

(二四五) 有義は、此の意の心所は唯九あり、前の四

と及び餘の觸等の五の法とぞ。即ち觸と作意と

受と想と思となり、意は遍行と定んで相應する

が故に。

(二四六) 前に觸等は異熟識と俱なりと説きてしをもつて、前に同じく亦是れ無覆なりと謂はむかと恐

【二四二】見と慢と等。次に他の妨難を釋す。

【二四三】瑜伽論等、外人の間。

【二四四】分別等。論主の答。分別の貪慢は俱起せず俱生のは俱起す。又外境を緣する時は俱起せぬも、内境を緣する時は俱起す。又他を凌する時は並ばぬも、自を恃む時には並ぶ。又麤は俱起せぬと細は俱起す。故に彼此の文相違せるに非ず。

【二四五】此の意等。次に餘の俱な釋す。之に二、初に問。

【二四六】爾のみ等。次に答。之に二、初頌を擧げて答ふ。

【二四五】有義は等。次に廣く分別す中に、二初に二師餘の字を解す。之に二、初に第一師。之に二説ありて、初説にては餘とは四煩惱の餘とのことにて、五遍行をいふと。

【二四六】前に等。次に後説にては餘とは前の第八相應の無覆の五遍行にはあらず、その餘、即ち有覆の五遍行なりとの意。

れて、此は彼に異りといふことを顯さむとして、故餘といふ言を置けり。

及といふは、是れ集の義なり、前の四と後の五とは、合せて末那と恆に相應するが故に。

此の意に何が故ぞ餘の心所無きや。

【三七】 謂く、欲は未遂合の事を希望す、此の識は任運に遂合の境を緣じて、希望する所無し、故に欲

有ること無し。

勝解は曾て未だ定まらざる境を印持す、此の識は無始より恆に定れる事

を緣じて、印持する所無し。故に勝解無し。

念は唯會習ひし所の事を記憶す、此の識は恆に現に受くる所の境を緣じ

て、記憶する所無し。故に念有ること無し。

定は唯心を繫して一境に專注す、此の識は任運に刹那に別緣す、既に一

に專にせず。故に定有ること無し。

慧は即ち我見なり、故に別に説かず。

【三六】 善は是れ淨なるが故に、此の識と俱なるに非ず。

【三七】 隨煩惱の生ずることは、必ず、煩惱の前後の分位差別なるに依つて建立す、此の識は恆に四の

煩惱と俱にして、前後一類に分位別なること無し。故に此の識と俱には、隨煩惱無し。

【二七】 謂く等。先づ別境なきを述ぶ。

【二八】 善は等し善の十一なきを述ぶ。

【二九】 隨煩惱等。隨煩惱無きを述ぶ。

【三〇】 煩惱。根本煩惱。

【二六】惡作は先に造せし所の業を追悔す、此の識は任運に恆に現の境を縁す、先の業を悔するものに非ず。故に惡作無し。

【二七】睡眠は必ず身心の重味なること、外の衆縁の力とに依つて、時として暫く起ること有り、此の識は無始より一類に内に執じて、外縁を假らず。

故に彼いい有るに非ず。

【二八】尋と伺とは俱に外門に依つて轉ず、淺深に推度し、麤細に言を發す、此の識は唯内門に依つてのみ轉ず、一類に我と執す。故に彼と俱なるに非ず。

【二九】有義は、彼が餘といふ義を釋すること、理に非ず、頌に別に、此をば有覆に攝むと説けるが故に、又意と俱なる隨煩惱を闕くべきが故に。煩惱は必ず隨煩惱と俱なるをもつて、故此の餘といふ言は隨煩惱を顯す。

【三〇】此が中に、有義は、五の隨煩惱い遍じて、一切の染心と相應す。集論に説くが如し、昏沈と掉舉と不信と懈怠と放逸とは、一切の染汗品の中に於て、恆に共に相應すといふ。

【三一】無堪任性の等きに離れては、染汗性と成るといふこと、是の處無きが故に、煩惱の起る時

【二六】惡作等。不定なきを違ふ。

【二七】外の衆縁。病氣又は涼風等の外縁により睡眠を催す。

【二八】淺深に等。淺麤は尋に屬し、深細は伺に屬す。

【二九】有義は等。次に第二師。この師の意にては餘とは觸等の餘にして、隨煩惱を指すと。但しその隨煩惱といふに就いて次下の四師の異說あり。

【三〇】此が中に等。後に四師有つて別して譯ふ。之に四、初に第一師。之にまた二、初に遍染の體を出す。

【三一】無堪任性。昏沈。

には、心既に染汗なり、故に染心の位には、必ず彼の五有り。煩惱の若し起ることは、必ず無堪任と  
器動と不信と懈怠と放逸とに由るが故なり。

掉舉は、一切の染心に遍せりと雖、而も貪の位には増せるをもつて、但説いて癡の分と爲すが如し。

は、三性に遍せりと雖、而も癡の位には増せるをもつて、但説いて癡の分と爲すが如し。

餘の處に、隨煩惱い、或は六或は十有つて、諸の染心に遍すと説くと雖、而も彼は俱に別義に依つて遍すと説けり、彼れ實に一切の染心に遍するものには非ず。

謂く、二十の隨煩惱の中に、解いい麤細に通ずると、無記・不善なると、通じて定・慧を障ふる相顯はなるとに依つて、六と説けり。

二十二の隨煩惱の中に、解いい麤細に通ずると、二性なるとに依つて、十と説けり。故に此は彼の説と互に相違するには非ず。

然も此の意と俱なる心所は十五なり。謂く、前の九法と、五の隨煩惱と、並に別境の慧と

【六七】露動・掉舉。

【六八】餘の處、『瑜珈』五十五に隨煩惱六と云ひ、又同五十八に隨煩惱十と云へり。

【六九】謂く等。六遍染の文を會す。解麤細に通ずとは、忿等の十を簡ぶ、彼は、解唯麤なるが故に。無記不善なるとは、無慚・無愧を簡ぶ、こは唯不善にして二性に通ぜざればなり。通じて定・慧を障ふる相顯なりとは、悟沈・掉舉を簡ぶ。故に六遍染即ち不信・懈怠・放逸・失念・散亂・不正知

となる。

【七〇】二十二等。こは十遍染の文を會す。廿二とは隨惑二十に邪欲・邪勝解を加ふ。こは廿二中、解唯麤なる忿等の十と、唯不善なる無慚・無愧とを簡ぶ餘の十によりて十遍染と云へるなり。

【七一】然も等。次にこの識と俱なる心所を解す。

【七二】九法等。九法とは四煩惱と觸等の五通行との九。五の隨惑とは悟沈・掉舉・不信・懈怠・放逸なり。

【七〇】二十二の隨煩惱の中に、解いい麤細に通ずると、二性なるとに依つて、十と説けり。

【七二】然も此の意と俱なる心所は十五なり。謂く、前の九法と、五の隨煩惱と、並に別境の慧と

ぞ。我見は是れ、別境の慧に攝めらると雖、而も五十一の心所法の中に、義い差別なること有り、故に開いて二と爲せり。

何に縁つてか此の意に餘の心所無しといふ。

謂く、忿等の十は行相麤動なり、此の識は審細なり。故に彼と俱なるに非ず。

無慙と無愧とは唯是れ不善なり、此は無記なるが故に彼と相應するに非ず。

散亂は心をして外境に馳流せ令む、此は恆に内に一類の境を執じて生じ、外に馳流せず。故に彼にい有に非ず。

不正知は、謂く、外門の身語意の行を起して、規則に違越せるぞ、此

は唯内のみを執ず。故に彼と俱なるには非ず。

餘の心所無きことは、義い前に説くが如し。

二三 有義は、應に説くべし、六の隨煩惱い遍く一切の染心と相應すと。

瑜伽論に、不信と懈怠と放逸と妄念と散亂と惡慧とは、一切の染心と皆相應すと説けるが故に。

忘念と散亂と惡慧と若し無くんば、心い必ず諸の煩惱を起すこと能はざるべし。要す曾受けし境界の種類を緣じて、忘念と及び邪簡擇とを發起して、方に貪等の諸の煩惱を起すが故に。煩惱の起る時には、心い必ず流蕩たり、皆境の於に散亂を起すに由るが故に。

【五】有義は等。次に第二師。之に二、初に遍染の隨を出す。

「**三六**」 行相互に違へり、諸の染心に皆能く遍して起るものには非ず。

論に、五の法染心に遍すと説けるは、解麤細に通ずると、唯善の法に違せると、純の隨煩惱なると、二性に通ずるとの故なり。

十遍といふ言を説けることは、義いい前に説くが如し。

然も此の意と俱なる心所は十九なり、謂く、前の九の法と、**（三六）** 六の

隨煩惱と、並に念と定と慧と、及び 憍沈を加ふるとぞ。

此に別に念を説くことは、前の慧に准じて釋せよ。

並に定有ることは、一類の所執の我の境に專注して、曾て捨せざるが故

に。

憍沈を加ふることは、謂く、此の識と俱なる無明い尤重にして、心憍

沈なるが故に。

掉舉無きことは、此と相違せるが故に。

餘の心所の無きことは、上の如く知る應し。

有義は、復十の隨煩惱い遍く一切の染心と相應すと説くべし。

【**三六**】 論に等。『對法論』等に憍沈・掉舉等の五を説いて遍染と云へるは、解麤細に通ずる等の所由を以てなり。解麤細に通ずるとは、忿等の十を簡ぶ。唯善の法に違ずるとは善の心所中信等の五を簡ぶ。純の隨惑とは本惑と四不定とを簡ぶ。二性に通ずるとは無慚・無愧を簡ぶ。即ち不信・憍意・憍沈・掉舉・放逸之なり。

【**三五**】 然も此の意と等。次にこの識と俱なる心所を解す。

【**三六**】 六の隨煩惱。上に云へる六通染、即ち不信・憍意・放逸・忘念・散亂・不正知なり。

【**三五**】 憍沈。この師は憍沈を遍染と云はれど、總じて第七と相應する故に加ふるなり。

【**三六**】 有義は等。次に第三師。之に二、初に通染の隨を出す。

【**三五**】 然も此の意と等。次にこの識と俱なる心所を解す。

【**三六**】 六の隨煩惱。上に云へる六通染、即ち不信・憍意・放逸・忘念・散亂・不正知なり。

【**三五**】 憍沈。この師は憍沈を遍染と云はれど、總じて第七と相應する故に加ふるなり。

【**三六**】 有義は等。次に第三師。之に二、初に通染の隨を出す。



瑜伽論に、放逸と掉擧と憍沈と不信と懈怠と邪欲と邪勝解と邪念と散亂と不正知と、此の十は一切の染汗心に起る、一切の處三界繫に通ずと説けるが故に。

若し邪欲と邪勝解と無き時には、心い必ず諸の煩惱を起すこと能はず、所受の境の於に要す合離せむと樂ひ、事相を印持して方に貪等の諸の煩惱をば起すが故に。

諸の理を疑ふ者は、色等の事の於に必ず猶豫すること無し、故に疑と相應して亦勝解も有り。所縁の事の於に亦猶豫するは、煩惱の疑には非ず、人を杭かと疑ふが如し。

餘處に此の二を遍と説かざることは、非愛の事を縁するときに疑と相應するときは、心の邪欲と勝解とは麤顯に非ざるが故に。

餘の互に有無なることは、義い前に説くが如し。此の意の心所は二十四有り、謂く、前の九の法と、十の隨煩惱と、

別境の五を加ふるとぞ。前の理に准じて釋せよ。餘の心所無きことは、上の如く知る應し。

【100】有義は、前の説は皆理を盡さず。

【111】且く他世は有りとせむか無しとせむかと疑へる彼に於て、何の欲と勝解との相か有り。

【九〇】此の意の等、次にこの義と俱なる心所を解す。  
【100】有義は等。後に第四師之に三、初に總じて非ず。  
【111】且く等。次に理を申ぶ。之に二、初に遍染の隨を出す。その中この文は第三師を破す。

【一〇四】煩惱の起る位に若し昏沈無くんば、定んで無堪任性有るにあらざる應し。掉擧若し無くんば、騷動無かる應し。便ち善等の如く染汗の位に非ざるべし。

【一〇五】若し染心の中に散亂無くんば、流蕩に非ず染汗心に非ざる應し。若し失念と不正知と無くんば、

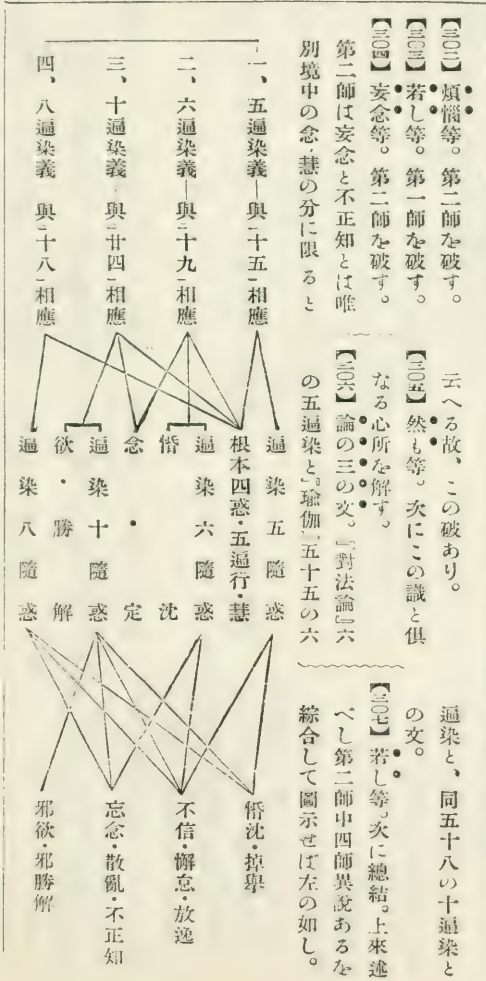
如何ぞ能く煩惱を起して現前せむ。

故に染汗心は、決して現前せむ。

定して皆八の隨煩惱と相應して生ず、謂く、昏沈と掉擧と不信と懈怠と放逸と忘念と散亂と不正知となり。

【一〇六】忘念と不正知とは、念と慧とをもつて性と爲るならば、染心に遍せず、諸の染心に、皆曾受を縁じ簡擇有るにしも非ざるが故に。

若し無明を以て自性と爲るならば、染心に遍して起る、前に説きつるに由るが故に。



三五 然も此の意と俱なる心所は十八なり、謂く、前の九法と、八の隨煩惱と、並に別境の慧となり。  
餘の心所無きことと、及び 三六 論の三の文とは、前に准じて釋す應し。  
三七 若し是の説を作すときは、理と教とに違せず。

# 卷の第五

〔一〕此の染汗の意は何れの受とか相應する。

三、有義は、之と俱には唯喜受のみ有り、恆に内に我と執じて喜愛を生ずるが故に。

三、有義は然らず、喜受は乃有頂にまで至ると許しぬ應し、聖言に違しぬるが故に。

應に説くべし、此の意は四の受と相應す。謂く、惡趣に生ずる時には、憂受と相應す、不善業が所

引の果を縁するが故に。人と欲の天と初二靜慮

とに生ずるときには、喜受と相應す、喜有る地

の善業の果を縁するが故に。第三靜慮にては樂

受と相應す、樂有る地の善業の果を縁するが故

に。第四靜慮より乃有頂に至るまでには捨受と

相應す、唯捨のみある地の善業の果を縁するが

故にといふ。

〔四〕有義は、彼の説も亦理に應せず、此は無始

〔一〕此の染汗の等、以下心所

相應門の中、因の相應を解す

るに三ある中の第三に受俱を

釋する一段なり。之に二、初

に問。

〔二〕有義は等。次に答。之に

三、先づ第一師の説。第七の

〔三〕有義は等。次に第二師の

説。曰く若し喜受と相應すと

せば、第七は三界に通ずる

故、喜受も三界に通ずること

となりぬべし。然るに喜受は

色界第三禪天以上になしとは

是れ理説なれば、今喜受が第

七と相應し、有頂天迄も通ず

ることならばこの聖説に相

違すべし。茲に有頂といふ

は、無色界の非相非非相應の

異名なり。こは三界九地の絶

頂なればこの名あり。

より來、任運に一種に内を縁じて、我と執じつ  
つ、恆に轉易すること無きをもつて、變異の  
受とは相應せざるが故に。

又此の末那が前の藏識と義異なること有るを  
ば、皆別に之を説けり、若し四の受と俱ならば  
亦別に説く應し、既に別に説かざるをもつて、  
定んで彼と同なり。故に此と相應するには、唯  
捨受のみ有りといふ。

未轉依の位には、前に説く所の心所と相  
應す、已轉依の位には、唯二十一の心所のみ  
俱起す。謂く、遍行も別境との各の五と、善の  
十一とぞ。第八識の已轉依の位の如く、唯捨受とのみ俱なり。  
任運に轉ずるが故に、恆に所縁の於に  
平等に轉ずるが故に。

（五）末那と心所と（末那ノ）何の性にか攝めらる。

（六）有覆無記に攝めらる、餘には非ず。

【四】有義は等。次に第三師の  
説。

【八】前に説く。本論第四の四  
師の異説中、第四の護法正義  
を指す。

【五】變異の受、憂喜等。

【九】末那と等。第六に三性分  
別門。中に二、初に問。この

【六】又此の等。この第二能變  
が前の初能變とその義の異なる  
ところをば皆本頌に説けり。

文「述記の上に二解を擧ぐ。  
即ち二種の調點にて顯せるが

例へば所依、所緣門（彼に依  
つて轉じて彼を緣す」との文）

如し。その「末那と心所とは」  
と訓せば、第七心王心所兩通  
のこととなり、「末那の心所

の如きは別に之を擧げたるが  
如し。然るにこの五受門に就  
いては頌に別に之を説かざる

は」と訓せば、第七の心所の  
みの意となる。前説を以て正  
義とすべし。

を以て、即ち是れ第八識と同  
じく捨受と相應すと云はざる  
べからずといふ。

【七】有覆等。次に答。之に二、  
初に頌を擧げて四位を答ふ。

【七】未轉依の等。果の相應を  
辨す。

【一〇】有覆無記に攝めらる、餘には非ず。

【一〇】有覆無記に攝めらる、餘には非ず。

【一〇】有覆無記に攝めらる、餘には非ず。

此の意と相應する四の煩惱の等きは、是れ染法なるが故に、  
聖道を障礙し、自心を隱蔽す、説いて有覆と名く、善不善に非ず、故に無記と名く。

上二界の諸の煩惱等の、定力に攝藏せらるるをもつて、是れ無記に攝めらるるが如し、此と俱なる染法も、  
所依細なるが故に、任運に轉ずるが故に、亦無記に攝めらるる。

【三】 若し已轉依ならば、唯是れ善性なり。

【四】 末那と心所とは何の地にか繫せらるる。

【五】 彼の所生に隨つて、彼の地にか繫せらるる。

謂く、欲界に生じぬるとき、現行の末那と相應の心所とは、即ち欲界繫なり、乃有頂に至るまで應に知るべし亦然なり。  
任運に恆に白地の藏識を緣じて、執じて内我と爲す、他地には非ざるが故に。

若し彼の地の異熟の藏識を起して現在前せしむるをば、彼の地に生じたりと名く。  
【六】 染汗の末那は、彼を緣じて我と執じ、即ち彼に繫屬す、彼に繫せらると名く。

【一】 聖道・無漏智。

【二】 所依・第七識。

【三】 若し已轉依等。次に果位は唯善性なることを顯す。

【四】 第七に界繫分別門。之に二、初に問。

【五】 彼の所生等。次に答。之に二、初に末轉依。

【六】 染汗の等。頌の「所生に隨つて繫せらるる」といふに就いて二義あり。曰く、初は繫を繫屬の意とす。こは第七は第八を緣するを以て、第八を所屬とし、第七を能屬とす。

次に繫を繫縛の意とす。こは第七が所生の四煩惱に縛せらるることにして、所繫は第七識・能繫は四煩惱なり。かく頌の所生といふを或は第八識のこととし、或は四煩惱のことと解すると二義あり。

或は彼の地の諸煩惱等の爲に繫縛せらるるをもつて、彼に繫せらると名く。

【一七】若し已轉依ならば、即ち所繫には非ず。

【一八】此の染汗の意は無始より相續す、何の位にか永に斷じ或は暫く斷す

るや。

【一九】阿羅漢と滅定と出世道とは有ること無し。

【二〇】阿羅漢とは、總じて三乘の無學果の位を顯す。此の位には、染の意の種と及び現行と俱に永に斷滅せり、故に有ること無しと説く。

學位の滅定と出世道との中には、俱に暫に伏滅せり、故に有ること無しと説く。

【二一】謂く、染汗の意は、無始の時より來、微細に一類に任運にして轉ず、諸の有漏道をもつては伏滅すること能はず、三乘の聖道のみをもつて

伏し滅する義有り、【二二】眞無我の解い我執に違へるが故に。後得無漏の現在前する時にも、是は彼の等流なるをもつて、亦此の意に違へり、眞無我

の解と及び後所得とは俱に無漏なるが故に、出世道と名く。  
滅定は既に是れ、聖道の等流にも極めて寂靜にもあるが故に、此にも亦有るに非ず。

【一七】若し已轉依等。次に已轉依。

【一八】此の染汗の等。第八に起滅分位門、之に二、初に問。

【一九】阿羅漢等。次に答。之に二、初に伏斷の分位を解す。

中に三、初に頌を擧げて答ふ。中にまた二、初に總答。

【二〇】阿羅漢等。次に別釋。之に二、先づ初に總じて三位に行はれざることを解す。

【二一】謂く等。次に別して三位を釋す。

【二二】有漏道。事觀の有漏の六行智。

【二三】眞無我の解。無分別眞智。

未だ永に此の種子を斷せざるに由るが故に、滅盡定と聖道とより起し已んぬるときに、此復現行す、乃未滅に至るまでなり。

然も此の染の意と相應する煩惱は、是れ俱生なるが故に、見所斷には非ず。是れ染汙なるが故に、非所斷には非ず。二四

極めて微細なるが故に、有らゆる種子をば、有頂地の下下の煩惱と一時に頓に斷ず、勢力等しきが故に。金剛喻定の現在前する時に、頓に此の種を斷じて阿羅漢と成る。故に無學の位には永に復起らずなりぬ。

二乗の無學の大乗に廻趣せるは初發心より未だ成佛せざるに至るまでは實に是菩薩なりと雖亦阿羅漢と名く、應の義等しきが故に別に之を説かず。

【二五】 此の中に、有義は、末那は唯煩惱障とのみ俱なること有り。

【二六】 聖教に皆、三の位に無しと言へるが故に、又、四惑と恆に相應すと

説けるが故に、又、識の雜染の依たりと説けるが故にといふ。

【二七】 有義は、彼が説は教と理とに相違せり、出世の末那をば、經に有りと説けるが故に。

無染の意識は、有染の時の如く、定んで俱生なり不共なる依有るべきが故に。

【二八】 論に、藏識は決定して、恆に一の識と俱轉すと説けり、所謂末那ぞ。意識の起る時には則ち二

【二四】 是れ修所斷なり。

【二五】 此の中に等。次に廣く詳うて答ふ。之に二、初に安慧の義。この師の義にては、三位に末那の體無きを以て、この識と俱時には唯人執のみありて法執あることなしといふ。

【二六】 聖教。『對法論』第二等を指す。

【二七】 有義は等。次に護法の義。論。『瑜伽』五十一。



と俱轉す、所謂意識と及び末那とぞ。若し五識の中に、隨つて一の識を起すときには、則ち（二）と俱轉す、乃至或る時に、頓に五識ながらを起すときには、則ち七と俱轉すといふ。

若し滅定に住するときは、第七識無くば、爾の時の藏識は識と俱なること無かる應し、便ち恆に定んで一の識と俱轉するに非ずなんぬ。

聖道に住せる時に、若し第七識無くんば、爾の時の藏識は、一（一）の識のみ俱なる應し、如何ぞ、若し意識を起せる爾の時の藏識は、定んで二（二）と俱轉すと言ふ可き。

顯揚論に説かく、末那は恆に四の煩惱と相應す、或は彼に翻せると相應す、特舉するをもつて行と爲し、或は平等の行なりといふ。故に知んぬ、此の意は染と不染とに通ずるなり。

若し論に、阿羅漢の位に染の意無しと説くに由るが故に、便ち第七無しといはば、論に、阿羅漢の位に藏識を捨すと説くに由るが故に、便ち第八も無かる應し、彼既に爾らず、此云何ぞ然らむ。

又（三）諸の論に言く、第七識を轉じて平等智を得といふ。彼も餘の智の如く、定んで所依の相應の

【一】三、第七、第六及び前五識中の隨一。

【二】便ち等。『瑜伽』五十一に藏識は恆に定んで一の識と俱轉すと説けるに違すべし。

【三】第七。法執と及び淨の第七。

【一】一の識。無漏の第六識。

【二】第六。第七の二識。

【三】末那は等。茲に四煩惱といふは、未轉依の有漏に就いて云ひ、「或は彼に翻せることは已轉依の無漏に就いて云ふ。されば次の特舉とは未轉依、平等とは已轉依なり。

【三】諸の論。『莊嚴論』第三や『無性攝論』第九等を指す。

淨識有るべし、此の識無くんば、彼の智も無かる應し、所依に離れて能依有るものには非ざるが故に。

彼は六轉識に依るとは説く可からず、佛には恆に行ずること、鏡智の如しと許すが故に。三〇

又無學の位に若し第七識無くんば、彼の第八識は、俱有依無かる應し、然も必ず此の依有るべし、餘の如く、識の性なるが故に。

又未だ補特伽羅無我を證せざる者は、彼の我執恆に行ずるが如く、亦未だ法無我を證せざる者にも、法我執恆に行ず應し。此の識若し無くんば、

彼は何の識にか依らむ、第八には依るに非ず、彼は慧無きが故に。

此に由つて、二乗の聖道と滅定と無學とには、此の識恆に行ずと信ず應し、彼い未だ法無我を證得せざるが故に。

又諸の論の中に、五を以て同法として、第七有つて、第六が依と爲ることを證せり。聖道の起る時と及び無學の位とは、若し第七いい第六が依と爲ること無くんば、所立の宗と因とに便ち俱に失有りぬ。或は五識も亦依無きとき有る應し、五いい恆に依有らば、六も亦爾る應し。

【二〇】 所依……能依。所依は第七心王、能依は平等性智。

【二一】 然るに六轉識は間斷あれど、恆とは云ふべからざればなり。

【二二】 彼。法執。

【二三】 此の識等。法執所依の識に法我執恆に行ずと信ずべし。

【二四】 又諸の等の諸の論とは「瑜伽五十一、及び『攝論』一等なり。而して今の文の意は第七が第六の爲に所依となるは、恰も五根が五識の爲に所依となるが如しとの意。

是の故に、定んで無染汗の意有つて、上の三の位に於て恆に起つて現前す。彼に無しと言ふは、染の意に依つて説けり、四の位に阿頼耶無しと説けども、第八無きに非ざるが如し、此も亦爾る應し。

此の意の差別なること、略して三種有り。

一には補特伽羅我見と相應するぞ。二には法我見と相應するぞ。三には平等性智と相應するぞ。

初のは、一切の異生に相續するし、二乗の有學と、七地以前の類の菩薩との有漏心の位に通ず。彼は阿頼耶識を緣じて、補特伽羅我見を起すなり。

次のは、一切の異生と聲聞と獨覺とに相續せると、一切の菩薩の法空智の現前せざる位に通ず。彼は異熟識を緣じて、法我見を起すなり。

後のは、一切の如來に相續せると、菩薩の見道と、及び修道の中の法空智果の現在前する位に通ず。彼は無垢と異熟との識等を緣じて、平等性智を起す。

- 【四一】 四の位。三乗の無學位と、不退の菩薩位をいふ。
- 【四二】 此の意の等。次に義に乗じて分位の行相を解す。之に
  - 一、初に差別の數を標す。
  - 【四三】 一には等。次に列名。
  - 【四四】 初のは等。次には別して隨釋す。之に二、初に別して三位を解す。
  - 【四五】 七地以前等。七地以前の頓漸悟の菩薩の有漏心の位を
- いひ、無學の廻心の菩薩を簡ぶ、故に類といふなり。
- 【四六】 一切の菩薩等。頓悟・漸悟一切の菩薩をいふ。法空智果とは、十地の中の法空無分別智及びそれより引かれし後得智、并に滅定を指す。
- 【四七】 無垢と異熟との識。無垢とは佛位に約す、即ち無垢識(第八淨識)なり。異熟識とは菩薩位に約す。

【四八】 補特伽羅我見の起る位には、彼の法我見も亦必ず現前す。我執は必ず法執に依つて起るをもつて、要す 杭等に迷うて方に人等と謂ふが如くなるが故に。

【四九】 我法の二の見は、用別なること有りと雖、而も相違せず、同じく一の慧に依る。眼識等の體は是れ一なりと雖、而も青等を了別する多くの用有つて、相違せざるが如くなるが故に。此も亦然る應し。

【五〇】 二乗の有學の聖道と滅定との現在前する時と、頓悟の菩薩の修道の位にあるときし、有學の漸悟の生空智果の現在前する時には、皆唯法執のみを起せり、我執をば已に伏せるが故に。

【五一】 二乗の無學と、及び此が漸悟の法空智果の現前せざる時には、亦唯法執のみを起せり、我執をば已に斷せるが故に。

【五二】 八地以上の一切の菩薩には、有らゆる我執皆永に行せず、或は已に永斷せり、或は永に伏せるが故に。法空智果の現前せざる時には、猶法執のみを起せり、相違せざるが故に。

【五三】 契經に説けるが如し、八地以上には一切の煩惱復現行せず、唯所依の所知障のみ在ること有

【四八】 補特伽羅等。次に重ねて前位を明すに二、初に我執の位。  
【四九】 杭等。杭等に迷ふは法執なり、人等と謂ふは我執なり。  
【五〇】 我法の等。法の體に迷ふが法執、用に迷ふが我執なり。かくその作用異れども、而も同じく共に慧を體となし、更に相違あることなし。これ恰も眼識等がその識體一なれど、青・黄・赤・白等所縁の多きに從つてその見分も多し。さり乍らそれらが少しも相違せざるが如し。  
【五一】 二乗の等。次。法執の位。  
【五二】 契經。二深密經第四。  
【五三】 所依の所知障。第七の法執をいふ。

りといふ。此の所知障は是れ現なり、種には非ず、爾らずんば、煩惱も亦在りといひつ應きが故に。

法執と俱なる意をば、二乗等に於ては、不染と名くと雖、諸の菩薩に於ては、亦名けて染と爲す、

彼が智を障ふるが故に。此に由つて亦有覆無記

と名く、二乗等に於ては説いて無覆と名く、彼の

の智を障へざるが故に。是を 異熟生に攝む

異熟識に從つて、恆時に生ずるが故に、異熟生

と名く、異熟果には非ず、此の名は通せるが故

に、増上縁の如し、餘の攝めざる者をば皆此

に入れて攝む。

【五】云何が知るべき、此の第七識は、眼等の識

に離れて別の自體有りといふことを。

【五】 筆教と正理とをもつて定量と爲るが故に。

【五】 謂く、薄伽梵の處處の經中に、心と意と識との三種の別義を説きたまへり。集起するをば

心と名け、思量するをば意と名け、了別するをば識と名く、是れ三が別義なり。

是の如き三の義は、八識に通ずと雖、而も勝れて顯はなるに隨つて、第八をば心と名く、諸法の種

【五】 異熟生。無記に異熟成

儀・工巧・變化の四あり、今は

この中の異熟無記をいふ。

【五】 増上縁等。餘の三縁に攝

せざるものをば、皆増上縁に

攝するが如く、これも亦然なり

り、餘の三無記に攝せざるを

ば、皆この異熟生に攝するなり

り。

【五】 云何が等。以下第二能變

の長行釋を二段とする中の

第二の二教六理を以て證する

一段なり。之に三、先づ初に

徴起。

【五】 謂く等。次に正説。之に

二、初に顯經に依つて證す。

之にまた二、一に不共評の經

(第一證)。

【五】 薄伽梵。又薄伽婆ともい

ふ、梵音 Bhīṣaṅ-gaṭi 佛の、

と。

【五】 集起等。心意・識の三を

小乘にては次での如く未來・

過去・現在の三世に配せり、

『俱舍』四を見よ、今大乘とて

の所説大に異れり。

を集め、諸法を起すが故に。第七をば意と名く、藏識等を縁じて、恆に審に思量して我等と爲るが故に。餘の六をば識と名く、六の別境の於に麤動に間斷し、了別して轉するが故に。

六 入楞迦の伽他の中に説けるが如し。

藏識をば説いて心と名く。思量の性をば意と名く。

能く諸境の相を了する、是をば説いて名けて識と爲すといふ。

又、大乘經に、處處に別に第七識有りと説けり、故に此に別有り。

諸の大乗經は、是れ至教量なりてふことは、前に已に廣く説きてし

が故に、重ねて成せじ。

三 解脱經の中に、亦別に此の第七識有りと説けり、彼の頌に言ふが如

し。

染汗の意は恆時に諸の惑と俱に生滅す。

若し諸惑を解脱しぬるときには、會にも非ず當有にも非ず。

彼の經に自ら此の頌の義を釋して言く、染汗の意有つて、無始より來四の煩惱と恆に俱に生滅す、

謂く、我見と我愛と及び我慢と我癡とぞ。

對治道生じて煩惱を斷じ已んぬるとき、此の意は彼に從つて便ち解脱することを得。

【六〇】 入楞迦三十卷楞迦第九。  
【六一】 前に。本論第三。  
【六二】 解脱經等。二に共評の經(第二證)。『解脱經』とは古來之に二説あり、一に解脱の法を説ける故にかくいふと。又一に解脱は零落の義なり、阿難(Ananda) 結集の時逸落して攝せざりし故この名を得たりと。普通後義を多く用ゐらる。

爾の時には、此の意と相應する煩惱は、唯現のみに無きには非ず、亦過未にも無し、過去・未來は自性無きが故にといふ。

是の如き等の教は諸部に皆有り、廣文を厭はむかと恐れて、故繁に述せず。

〔三〕 已に聖教を引きつ、當に正理を顯す當し。

〔四〕 謂く、契經に説けり、不共無明は微細にして恆に行じ、眞實を覆蔽すといふ。若し此の識無くんば、彼有るに非ざる應し。

〔五〕 謂く、諸の異生は、一切の分に於て恆に迷理の不共無明を起して、眞實の義を覆ひ聖の慧眼を障ふ。

〔六〕 伽他に説けるが如し。

〔七〕 眞義の心のみ當に生ずべきを、常に能く爲に障礙して、

一切の分に俱行す、謂く不共無明ぞといふ。

是の故に契經に説かく、異生の類は、恆に長夜に處して、無明に盲ひられ、昏醉して心を纏れ、曾

〔三〕 已に聖教等。次に隱經に依つて證す。之に三、先づ結前生後。

〔四〕 謂く等。次に標に依つて理證す。之に六、第一に不共證。中に二、初に經を引いて證す。契經とは『緣起經』下の文なり。不共無明とは、即ち恆行不共無明にして、無始より間斷なく相續して俱時なる一切の心を昏醉し、有漏ならしむるものなり。眞實とは無我の理及び無漏の智なり。

〔五〕 謂く等。次に理を以て釋す。之に二、初に小乘を破して第七有り立つ。之にまた二、初に經の義を釋す。一切の分とは三性の心の位をいふ。三性心に互り、恆に起るを以てなり。眞實の義とは無我の理即ち眞如の境なり。聖の慧眼とは無漏智なり。

〔六〕 伽他。無著の『攝論』上。  
〔七〕 眞義の心。眞義とは眞如の境、之を緣する能緣の無漏智を眞義の心といふ。

て醒覺せいかくすること無しといふ。

【六】若し異生の位いしやうくらゐに暫しばらくも此この無明むみやうを起おこさざる時とき有あらば、便すなはち經きやうの義ぎに違ちがしぬ。

俱ともに異生いしやうの位くらゐなるをもつて、迷理めいりの無明行むみやうぎやうするるときと行ぎやうせざるるときと有ありといふことは、理りに應おうせ

ざるが故ゆゑに。

此こは六識りくしきに依よつていはば皆成みなじやうすることを得えず

なんぬ、(充ちゆう) 此こは間斷けんだんし、彼かれは恆つねに染ぜんになんぬ應べ

きが故ゆゑに。末那まな有ありと許ゆるすときに、便すなはち此この失たが

無し。

【七〇】染ぜんの意いい恆つねに四しの惑わくと相應さうおうせば、此こと

俱くなる無明むみやうを何なんぞ不共ふきやうと名なづくるや。

【七二】有義うぎは、此こと俱くなる我見がけんと慢まんと愛あいとは、根

本煩惱ほんぼんノウに非あらず、不共ふきやうと名なづくといふに何なんの失たがかあ

らむといふ。

【七三】有義うぎは、彼かれが説とくことは、理りと教けうとに相違さうみせり、純隨煩惱じゆんずいぼんノウの中に

此この三さんは、六ろくと十じゆとの煩惱ぼんノウに攝さつめらるるが故ゆゑに。

【六六】若し等。次に正しく難なんを申まをす。

【六七】此は間斷し等。この不共無明むみやうは所依じよいの識しきに従したがふを以て、所依じよいの識しきが六識りくしきとせば間斷けんだんある故ゆゑ、この無明むみやうも間斷けんだんあることとならむ。また彼の六識りくしきは無明むみやうと恆つねに俱くなるを以て、間斷けんだんなく、恆つねに染汗ぜんあせなりと云いはざるべからざるべし、何なんぞ然しからむや。

【七〇】染の意等。次に不共の義を解げす。之に二、初に問。

【七二】有義は等。次に答。之に三、初に第一師。この師の意にては無明むみやうは根本煩惱こんぽんぼんノウと俱くならざる故ゆゑに不共ふきやうといふと。

【七三】有義は等。次に第二師。此の三。我見がけん・我慢まん・我愛があい。

【七四】六と十。根本煩惱こんぽんぼんノウは貪どん・癡ち・慢まん・疑ぎ・惡見あくけんの六なり、こは『瑜伽』の説。またこの惡見あくけんを身・邊・邪・見取けんしゆ・戒禁取けいじんしゆの五ごに開ひらけは根本煩惱こんぽんぼんノウ十じゆとなる。こは『對法』の説。

【七五】此の三を説かざるが故に。



【七五】 處處に皆、染汗の末那は、四の煩惱と恆に相應すとのみ説けるが故に。(三)

應に説くべし、四が中には、無明いはい是れ主なり、三と俱起すと雖、亦不共と名く、無始際より恆に内に昏迷して、曾て省察せず、癡い増上なるが故に。

此と俱なる見等をも相應と名く應し、若し主と爲らむ時には、不共と名く應し。

無明の如くなるが故に、許すも亦失無しといふ。

【七六】 有義は、此の癡を不共と名くすることは、不共佛法の如し、唯此の識のみに有るが故なり。

【七七】 若し爾らば、餘の識と相應する煩惱も、此の識の中に無きをもつて、不共と名く應し。

【七八】 殊勝の義に依つて不共の名を立てたり、互に無き所をもつて皆不共と名くるには非ず。

謂く、第七識と相應する無明は、無始より恆に行じて眞義智を障ふ、是の如き勝れたる用は、餘の

【七五】 處處。『瑜伽』六十三等。

【七六】 隨煩惱と俱なりと説かざるに非ずや。

【七七】 有義は等。次に第三師。こは戒賢(Śīlabhāṅga)の説なりといふ。ここに不共佛法といふは、佛には十八不共法として佛のみ有する十八の獨得の法あり、今亦かくの如く、第七相應の無明は、第七取りさりの獨得のものなれば不共と名くるなりといふ。

【七八】 殊勝の等。この識と相應する無明は、勝れて三性の位に通ぜり、餘識にはこの三性の心に通ぜる無明なきを以て、即ち之を不共となす。唯自のみにあつて、餘識にあること無きを以て、互に不共等と名くるには非ざるなり。

識しきに無なき所ところなり、唯ただ此この識しきのみみに有あり、故ゆゑに不ふ共こと名なく。

既すでに爾しからば、此これと俱くなる (六五)三さんをも亦また不ふ共こと名なく應べし。

無む明みょうのみ是これ主しゆなるをもつて、獨ひとり此この名なを

得えたり。

或あるは餘よの三さんをも亦また不ふ共こと名なくと許ゆるさむ、(六〇)餘

の癡ちに對たいするが故ゆゑに、且しかく無む明みょうのみを説とけり。

(六一)不ふ共こ無む明みょうに總そうじて二に種しゆ有あり、一いちには恆こ行ぎやう

不ふ共こ、餘よの識しきには無なき所ところなり、二にには (六二)獨どく行ぎやう

不ふ共こ、此この識しきには有あるに非あらず。

故ゆゑに (六三)瑜ゆ伽がに説とかく、無む明みょうに二に有あり、若もし

貪とん寺じと俱くなるをば、相さう應ぎやう無む明みょうと名なけ、貪とん等とうと俱

なるに非あざるをば、獨どく行ぎやう無む明みょうと名なくといふ。

是これ主しゆ獨どく行ぎやうは唯ただ (六四)見けん所じゆ斷だんなり、(六五)契けい經ぎやうに説

けるが如ごとし、諸もろの聖しやうの有ある學がくは、(六六)不ふ共こ無む明みょうを已すでに永とこに斷だんせるが故ゆゑに、新しん業ぎやうを造ぞうせずといふ。

非ひ主しゆ獨どく行ぎやうは亦また修しゆ所じゆ斷だんにも有あり、忿ふん等とうは皆みな見けん所じゆ斷だんにも通つうするが故ゆゑに。

【七】 三。我見・我慢・我愛、  
のみな不共と云へるなりとの  
意。

【八】 餘の癡等、我見等の三を  
【八二】 不共無明等。以下無明の  
も亦不共と名けて然るべしと  
差別を説けるを以て、便宜上  
雖、今は第六の無明等に對せ  
茲にその差別を圖示すべし。

無明、  
共無明  
無明、  
不共無明、  
獨行不共、  
主獨行—與—忿等—不俱  
非主獨行—與—忿等—俱  
第七相應  
見道  
修道

【六二】 獨行不共。根本煩惱と相  
應せず、忿等と相應して起る  
が故に獨行不共といふ。

【六三】 瑜伽。第五十八にあり。  
【六四】 見所斷等。四諦の理に達  
して起り、唯分別起のみなれ  
ば見道所斷なり。

【六五】 契經。『緣起經』下。  
【六六】 不共無明。主獨行の分別  
の無明に就いていふ。  
抑の惑なり。

【六七】 諸の聖の有る學は、  
不共無明を已に永に斷せるが故に、  
新業を造せずといふ。

【六八】 非主獨行は亦修所斷にも有り、  
忿等は皆見所斷にも通するが故に。

【六九】 無明に就いていふ。

【七〇】 我見・我慢・我愛、  
のみな不共と云へるなりとの  
意。

【七一】 餘の癡等、我見等の三を  
も亦不共と名けて然るべしと  
差別を説けるを以て、便宜上  
雖、今は第六の無明等に對せ  
茲にその差別を圖示すべし。

【七二】 不共無明、主獨行の分別  
の無明に就いていふ。  
抑の惑なり。

恆行不共は、餘部に無き所なり、獨行不共

は此にも彼にも俱に有り。

又契經に説かく、眼と色と色といひ縁と爲つ

て眼識を生ず、廣く説かば、乃至意と法といひ

縁と爲つて、意識を生ずといふ。若し此の識無

くんば、彼の意い有りな非ざるべし。

謂く、五識の如く、必ず眼と等しく増上

なり不共なり俱有なる所依有るべし、(五識ノ必ズ

ナリ不共ナリ俱有ナ) 意識は(モ)既に是れ六識の中に

攝せらるるをもつて、理い是の如きの所依有

りと許す應し。

此の識若し無くんば、彼が依寧んぞ有らむや。

色を彼が所依と爲すとは説く可からず、意

は色に非ざるが故に、意識は隨念と計度との二

の分別無くなぬ應きが故に。

【六七】餘部。小乗は第七を立て

ざるが故に、恆行不共あるこ

となし。

【六八】又契經に等・第二に六二

緣意・之に二、初に經を引い

て證す。

六二緣とは、六識起る時には

必ず二の緣あるべしといふこ

とに就いて、第七の存在を證

するなり。

【六九】謂く等。次に諸部を列ぬ。

之に四、初に總じて有部を破

す。この文「述記」と光胤の「開

書」と二意あり。先づ「述記」に

則つて作法せば本文の調點の

如し、即ち

「意識は、必ず眼と等しく、増上なり、不共なり、俱有なる所依有るべし。既に是れ六識の中に攝せらるるを以ての故に。五識の如し。」次に光胤の「開書」に則れば、夾註の調點の如し、即ち、

「五識の、必ず眼等の増上な

り、不共なり、俱有なる所依

有るが如く、意識も、理い

是の如きの所依有りと許すべ

し。既に是れ六識の中に攝せ

らるるを以ての故に。」

【七〇】色を等。次に上座部を破

す。彼計して第六は闕中の色

法(肉圍心)を以て所依とな

すといふ、故に今之れを破す。

曰く、十八界中七心界は皆心

法にして色法に非ず、何ぞ意

は色法ならむや。且又意識が

もし色法に依らば、隨念・計度

の勝れし分別をなし得ざるべし。恰も五識が色法の根に依れる故劣れる自性分別の外なし能はざるが如し。茲に自性等の分別とは、分別に自性・隨念・計度の三分別ありて、自性分別とは現在の所緣の境を任運に覺知して、少しも推測思考することなき單純なる分別

(二) 亦五識は俱有所依有ること無しと説く可

からず、彼と五根とは、俱時にして而も轉ずる

こと、**三** 牙と影との如くなるが故に。

又識と根とは既に必ず同境なるをもつて、心

心所の如く決定して俱時なるべし。

(三) 此の理趣に由つて、極成の意識は、眼等

の識の如く、必ず不共なり、**四** 自の名處を顯し

等無間に攝められず、増上なる生所依有るべし、

極成の六識の隨一に攝めらるるが故に。

**五** 又契經に説かく、思量するを意と名くと

いふ。若し此の識無くんば、彼いい有るに非ざ

る應し。

突いは 謂く、若し意識の現在前する時には等無間の意は已に滅して有るに非ざるをや。**九三**

過去・未來は理いい有るに非ざるが故に、彼の思量の用定んで成ずることを得ずなんぬ、既に爾らば

如何ぞ説いて名けて意と爲すといふ。

なり。隨念分別とは過去を憶

想して種種に追念する分別な

り。計度分別とは廣く三世の

不現見の事等を計量推度する

分別なり。右の中、前五識は

自性分別のみにして、第六は

三分別に通ず。

**九二** 亦五識は等。次に經部を

破す。經部は、五識には俱有

依なく前念の五根が後念の五

識を生ず、意識も亦爾なりと

云ふ。故に今之を破す。

**九一** 牙。この字「俱舍」の鮮本

に身に作れり、身といふ方解

し易し、その意は本質に當る。

**九四** 自の名處を顯し。意處に

攝むることを顯す。即ち上坐

部が色物をその意根と名くと

いふが如きは、意の名稱に契

けず、故に意根といふは、意根

との名稱たるべきものなるを

要すとの意。

**九五** 又契經に等。第三に意名

證、之に三、初に經を引いて

證す。

**九六** 謂く等。次に有・經二部

等を破す。彼曰く、過去の意

を思量の意と名くと。故に今

之を破す。

**九七** されば現に思量する用無

くんば、過去の心を如何ぞ意

と名けむ。

若し謂く、假つて説くといはば、理い亦然らず、**【九六】**正しく思量すること無し、假を何に依つてか立てむ。

**【九七】**若し謂く、現在に曾て思量すること有りといはば、爾の時をば識と名くといふ、寧ぞ説いて意とせむや。

**【九八】**故に知んぬ、別に第七の末那有つて、恆に審に思量するを正しく名けて意と爲すといふことを。已滅をば、此に依つて意といふ名を假りせり。

**【九九】**又契經に説かく、無想と滅定とありといふ。染の意若し無くんば、彼い別なること無かる應し。

**【一〇〇】**謂く、彼の二の定には、俱に六識及び彼の心所を滅するをもつて、體數異なること無し、

**【九六】**正しく等。現在に正しく思量することなしとせば、假つて説くといふもその假の所依なきに非ずや。

**【九七】**若し謂く等。有部・經部が彼の過去の意は、曾て現在の時に思量することありし故にそれに依つて過去を意と名くと云はば、然らず、その時は識と名くべきも意とはいふべからず。こは彼の宗が心意・識を次での如く未來・過去・現在に配するを以て、今も現在に曾て思量せしことありと云はば、そは識といふべく、意といふべからずと難するなり。因に茲に注意すべきは、過現未の三世といふに就いて、また未現過と次第することあり。故に三世の次第に就きて二義あるなり。一に法相生起の次第によれば有爲の諸法が

現在に現はれ来る未生以前即ち未來には、法體雖然として存在すれども、因縁相合して茲に現はれ来るときは、始めて現在の諸法となりて住し、終に變化轉轉して滅するに至る。茲に於て過去に屬す。故にこの次第よりいふときは、未來より現在、現在より過去と遷るが故に、未現過と次第するなり。二に善惡業感の次第によれば、過去の業によりて現在の果を感じ、現在の業によりて、未來の果を招くと次第すれば、過現未と次第せざるべからず。而して今茲に所謂現在に曾て思量するもありし故、それによつて過去を意と名くといふは、是れ明かに法相生起の次第に約せることを知るべし。

**【一〇〇】**故に知んぬ等。次に總結。

【一〇四】若し染の意いい、二の定の中に於て一には有つて一には無きこと無くんば、彼の二何ぞ別なる。

若し謂く、二〇四 加行と界と地と依との等きをもつて差別有りといはば、理いい亦然らず、彼の差別の因も此に由つて有るが故に。此若し無くんば、彼の因も亦無かるべし。

【一〇五】是の故に定んで、別に此の意有る應し。

【一〇六】又契經に説かく、無想の有情は、一期生の中に心心所を滅せりといふ。若し此の識無くんば、彼に染無かる應し。

【一〇七】謂く、彼によし 長時に六轉識無し、若し、此の意無くんば、我執いい便ち無かるべし、

【一〇九】餘の處に有る具縛の者は、一期生の中に都て義執無きに非ざるべし、【一一〇】彼には我執無き

【一〇二】又契經等。第四に二定別證。之に三、初に經を引いて證す。

【一〇三】謂く等。次に餘部を破す。

【一〇四】若し等。無想定は外道の修得する定にして聖者は之を厭ひ滅盡定は聖者の欣ふ定なり、かく同一無心定にして而も聖者の厭欣を異にするは、是れ染汗心を滅せざると滅するとの相違あればなり。而して既に何れも同じく前六識を滅すとするを以て、若し染の第七無しとせむか、何によつてか染汗心を滅せざる無想定と、一切の染汗心を起さざる滅盡定との差別を辨ずることを得べきや。

【一〇五】加行等。無想は出離想を以て入定の時の加行となし、滅盡定は止息想を以て加行となす。界とは無想は欲・色界

にて始めて入る、滅盡定は欲の人趣にて始めて入る。地とは九地なり、無想は四禪、滅盡は有頂地なり。依とは依身無想は異生、滅盡は聖者、その依身異り。之等の差別によつて二定の別を立つと云はば、然らず、之等の差別も亦第七によつて有るなりといふ。

【一〇五】是の故に等。次に結成。

【一〇六】又契經等。第五に無想染證。之に三、初に經を引いて證す。

【一〇七】謂く等。次に破釋。

【一〇八】長時。無想天にありては五百大劫の間六轉識起ることなしといふ。

【一〇九】餘の處等。この意の量に曰く、「無想の位の有情は我執を起すべし。異生の位に攝するが故に。餘の異生の位の如し。」

をもつて、涅槃の如く、便ち聖賢の同じく訶し厭する所に非ざる應し。

(二二) 初後に有るが故に、是の如き失無しといふ。

(二三) 中間の長時に無しといふ故に失有り。

去來は有なるが故に、是の如き失無しといふ。

彼は現にも常にも非ず、無なるが故に過有り。

(二四) 所得無なるが故に、能得も亦無なるべし。

(二五) 不相應法をば、前に已に遮破せり。

藏識無しといふ、故に熏習も亦無かるべし、餘の法いい熏を受くといふことは、已に理

に非ずと辨じてき。

(二六) 故に別に染汗の末那有つて、無想天にて恆に我執を起す應し。斯に由つて賢聖同じく彼を訶し厭するなり。

(二七) 又契經に説かく、異生は善と染と無記との心の時に恆に我執を帶せりといふ。若し此の識無く

【二〇】彼には等。この意の量に曰く、「無想をば聖人應に訶厭せざるべし。我執無きが故に。涅槃等の如し。」

【二一】初後に等。有部の救。初生の位と命終の位とに我執ある故この失なし。

【二二】中間の等。かの救に對して難す。

【二三】所得等。有部救うて能得の得あれば我執を成すべしと云へる故、今之を破して、所得の世既に無ければ、能得何ぞ有らむといふ。

【二四】不相應法等。大眾部等の

曰く別に隨眠(不相應法)ありてこの位に成就せり、故に我執ありと云ふ。故に之を難じて不相應法の實ならざること

は前に本論二にて破せし所なりといふ。

【二五】藏識等。經部の曰く、我執の現行無しと雖、彼の位に種あるが故に、我執を成すと名くべしと。故に今之を破す。

【二六】故に別に等。次に總結。

【二七】又契經等。第六に我不成證。之に三、初に經を引いて證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

證す。

んば、彼有る應からず。

二八は、謂く、異生の類は、三性心の時に、外には諸業を起すと雖、而も内には恆に我と執ず、我と執するに由るが故に、二九六識の中に起す所の施等において、相を亡ずること能はざら令む。

故に 一〇〇が 瑜伽に説かく、染汗の末那を識が依止と爲す、彼未だ滅せざる時には、三三三に了別いい縛せられて解脱することを得ず、末那滅し已るときに、相縛を解脱すといふ。

相縛と言ふは、謂く、境相の於に幻事等の如しと了達すること能はざるぞ。斯に由つて、見分いい相分に拘されて自在を得ず、故に相縛と名く。

是の如き義に依つて、三三三有る伽他に言く。

是の如く染汗の意は、是れ識が所依なり、

此の意未だ滅せざる時には、識の縛を終に脱せずといふ。

【二八】謂く等。次に他を破す。

之に三、初に自の我執を顯す。

【二九】六識の中に等。今は姑く

三性の心の中の善心に就いていふ。曰く第七ある故、六識

中に起す善の行爲例へば布施の如きに於ても、三輪差別

の相を見て、未だ無差別の域に達し得ず。三輪差別の相と

は、能施・所施・施物の三差別の相なり。之を見るは第七が

心内に我執を起せる故なり。こは眞の布施行には非

ず。もしこの相無くなれば、

差別なき故、一人に施して一切に施し、一物を施して一切物を施す等自在無差となるなり。

【三〇】瑜伽。第五十一の文。

【三一】相。所縁の境相。

【三二】有る伽他。『無性攝論』第一にこの頌あり。されどその

もとは『阿毘達磨經』の頌なりともいふ。

【三三】又善と等。次に他の執を破す。こは諸法の有漏となる

ことは、皆第七に由ることなり。

顯す。



【二三】又善と無覆無記との心の時に若し我執無くれば、有漏に非ざる應し、自相續の中の六識の煩惱

は、彼の善等と俱起せざるが故に。【二四】古來の縁

縛は理に非ざるが故に、他の惑に由つて

有漏と成るものには非ざるが故に、他の解に由

つて、無漏と成るものにはあらざるが故に。

【二五】又別に隨眠有り、是れ不相應なり、現に相

續して起る、斯に由つて善等しい有漏法と成る

とは説く可からず、彼は實有に非ざること、已

に極成せしが故に。

亦【二六】有漏種より彼の善等を生ずるが故に、

有漏と成るとは説く可からず、彼の種は、先よ

り因として有漏と成る可きこと無きが故に。

【二七】漏の種に由つて彼に有漏と成るものに

は非ず、勿、學の無漏心い亦有漏と成りなむが故に。

【二八】煩惱に由つて施等の業を引くと雖、而も俱起せざるが故に、有漏の正因に非ず、有漏の言は、

せるに由るが故に、善等が有漏と成るといふ、故に今之を破す。曰く、汝の云ふが如くんば、有學亦有漏心ある故、その無漏心は、有漏心に隨逐せられて、有漏心となるに至るべし、豈然るべけむやと。

【二九】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三〇】亦、有漏種等。經部の説を破す。彼曰く、自身の中に

有漏種ありて、之が有漏法を生ずるなりと。故に今之を破す。曰く、この善等の種は、能重が熏する時、皆煩惱と俱有なるに非ず、されば何の所以ありてか有漏となることを得むやと。

【三一】漏の種等。彼救うて、有漏の種子が善等の種子に隨逐

【三二】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三三】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三四】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三五】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三六】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三七】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三八】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【三九】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【四〇】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

【四一】煩惱に等。『對法』等によるに、有漏に縛せらるる等の故に有漏となるといふ。今何が故に有漏と俱なるが故に有漏となるといふや。この疑を釋せむとしてこの文あり。曰く第六識中の漏は、施等と俱起せざるが故に正因に非ずといふ。

漏ろうと俱くなりといふことを表へうするを以もちての故ゆゑに。

又また無む記きの業ごふは煩ぼん惱なうに引ひかるるものには非あらず、彼かれ復また如ごとく何なんぞ有う漏ろうと成なることを得えむ。

【二三】然しかも諸もろの有う漏ろうは自じ身の現げん行ぎやうの煩ぼん惱なうと俱く生じやう俱く滅めつして、互たがひに相あひ増ぞう益やくする

に由よつて方たに有う漏ろうと成なる。此これに由よつて有う漏ろう法ぽうの種しゆを熏くん成じやうす、【二四】後のちの時に現げん

起きして、有う漏ろうの義ぎ成じやうす。異い生じやうを既すでに然しかいば、有う學がくも亦また爾しかり、無む學がくの有う漏ろう

は漏ろうと俱くなるに非あらずと雖しか、而しかも先まの時の有う漏ろう種しゆより起おこれり、故ゆゑに有う漏ろうを成じやう

すといふこと、理りに於おいて違ちがはる無なし。

【二三】末ま那な有あつて恆つねに我が執しゆを起おこすに由よつて、善ぜん等とうの法ぽうをして有う漏ろうの義ぎを成じやう

せ令しむ。此この意い若もし無なくんば、彼かれい定さだんで有あるに非あらず。故ゆゑに知しる、別べつに

此この第七だい識しき有ありといふことを。

【二三】此この識しき有ありと證しやうすること、理り趣しゆ甚なほだ多おほけれど、攝せふ大だい乘じやうに隨したがつて、

略りやくして六ろく種しゆを述のべつ、諸もろの有う智ちの者もの、應ひとに隨したがつて信しん學がくすべし。

【二四】然しかるに、有ある經きやうの中なかに六ろく識しきと説とけるは、應まさに知しるべし、彼かれは是これ隨ず

轉てん理り門もんなり。

【二五】或あるは所あ依ひの六ろく根こんに隨したがつて六ろくと説とけり、而しかも識しき類るいの別ことなることは、實じつに八はつ種しゆ有あり。

【二二】然しかも諸もろの等とう。次に有う漏ろうの義ぎを成じやうす。

【二三】後のちの時に等とう。後のちの時に善ぜん等とうが現げん起きして有う漏ろうの義ぎ成じやうするなり。

【二四】末ま那な有あつて等とう。總すべ結くつ。

【二五】此この識しき等とう。こは隱いん經きやうに依よつて證しやうする中の第三だいの總すべ結くつなり。

【二三】然しかるに等とう。疑ぎを釋しやくす。

『阿あ含くわん』等とうの經きやうの中なかに六ろく識しきありと説とける故ゆゑその所しよ以よを述のべし。

【二四】或あるは所あ依ひの等とう。不ふ共くわいの根こんと不ふ共くわいの境きやうとに依よつて六ろく識しきと云いへり。

(二番) 是の如く、已に第二の能變をば説きつ。第二

三の能變其の相云何。

(二三六) 頌に曰く、

次第三能變

差別有六種

了境爲性相

善不善俱非

(二三七) 次の第三の能變、

差別なること六種有り。

境を了するをもつて (二三八) 性

相とも爲す。

(二三九) 善と不善と俱非となり。

(二四〇) 論に曰く、中の思量能變の識に次いで、

後に了境能變の識の相を辨ず應し。

(二四一) 此の識の差別なること總じて六種有り、六

の根と境とに隨つて種類異なるが故に。

(二四二) 謂く、眼識乃至意識と名く。

根に隨つて名を立てたることは、五の義を具

【二三五】 是の如く等。第二能變を

明すこと上に終りて、以下第

三能變を明す一段なり。その

中二、先づ徵起。

【二三六】 頌に曰く等。次に正答。

之に三、第一に初の四門。之

に二、初に頌。

【二三七】 次の第三等。能變差別

九義

一 能變差別

二 自性

三 行相

四 三性

五 相應

六 受俱

七 所依

八 俱不俱轉

【二三八】 性。自性門。

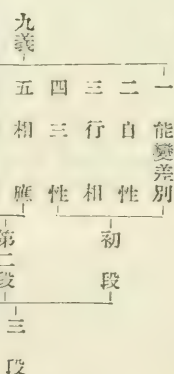
【二三九】 相。行相門。

【二四〇】 善と不善等。三性門。

この第三能變は三段九義を以

て之を釋せり。今便宜上之を

圖示せば左の如し。



二句を釋す。之に三、初に六

因。

【二四二】 謂く等。次に別に隨つて

【二四三】 依と等。依とは、識が根

せるが故なり。五といふは、謂く、(四四) 依と發と  
屬と助と如根となり。

六識身ながら皆 (四四) 意に依つて轉ずと雖、然  
も不共なるに隨つて意識といふ名を立てたり、

五識身の如く相濫する過無し。

(四四) 或は唯意のみに依るが故に、意識と名け  
たり。

(四七) 識の得名を辨ずるに、心と意とは例に非  
ず。

或は色識乃至法識と名く、境に隨つて名を立  
てたるとは、識の義に順せるが故なり。謂く六の

境の於に了別するを識と名くるをもつてなり。

(四八) 色等の五の識は、唯色等のみを了す、法識  
は、通つて能く一切の法を了す。

(四九) 或は能く別の法を了すれば、(法ヲ了別) 獨り

に依ること。發とは識が根に  
發さること。屬とは識が根  
に屬著せること。助とは根が  
識に助けらるること。如とは  
識と根と相似で、不離の關係  
あること。如は相似の義な  
り。

【四四】意。意とは無間滅の意、  
即ち等無間緣依なり。この文  
の意は六識皆等無間緣依の意  
を所依となせるに、獨り第六  
のみを意識と名くるは何故ぞ  
やとの間に就いて、之を解し  
て、六七二識は近にして相順  
す、その第六の第七に依るは  
不共依たり、然るに前五が意  
根に依るは共依なり、即ち意  
根にも依れど、また色根にも  
依る(前五は開導依を意根と  
し、俱有依を色根とす)故に、  
不共依たる意の名を取りて意  
識といふに何等相濫の失なし  
と云ふ。

【四九】或は唯等。こはその第二  
解なり。曰く右の如く前五は  
開導依と俱有依とを異にすれ  
ど、第六識は何れも意のみに  
依る、故に意識の名を附する  
なりと。

【四七】識の得名等。右の如く云  
ふ時は、七八二識も唯意のみに  
依れば(七八二識何れも十  
二處中にては意處と名くる故  
かくいふ)何れも意識と名け  
て可ならむ。又第八は意に依  
り、第七は心に依れば、次で  
の如く意識又は心識と名けて  
可ならむかといふに然らず。  
抑々心・意・識中、識には六種  
差別あるを以て各各六の所依  
に從つて識の名を辨ず、然る  
に七八二識は所依に從つて名  
を得るに非ざれば相例すべか  
らざるなり。何故七八二識は  
所依に從つて名を得ざるやと  
いふに、この二識は恆相續の

法識といふ名を得たり。

故に六識の名は、相濫する失無し。

【一五〇】此の後の境に随つて六識の名を立てたる

は、五色根が未自在なるに依つて説けり。若し

自在を得つるときには、諸根互用するをもつて

一根の識を發して一切の境を縁じぬ、但根に

隨ふ可し、相濫する失無きをもつて。

莊嚴論に、如來の五根は一一皆五境の於に轉

ずと説けるは、且く、麤顯と同類との境に依つ

て説く。【一五一】

佛地經に説かく、成所作智は 有情の心行

の差別を法擇し、三業の化を起し、四記の等き

を作すと云ふ。若し遍緣ならんば、此の能無

からむが故に。【一五二】

然れども六轉識の所依と所縁とは、麤顯

識なるを以て、其當體に名を立つ、六識は間斷あるを以て、所依の根に從つて名を立てるなり。

【一四八】色等の等。眼識等が了する所の色等の五境も亦是れ法なれば、之を了する眼等の五識も法識と名けて然るべし、

又第六の所了にも亦色等の五境あれば、之を了する第六も

色等の識と名けて可ならむに何ぞ然らざるやといふに就て

の會釋が今の文なり、之に二解あり。

【一四九】或は能く等。こは右の二解中の第二解なり。之に別法の義と別識の義とあり。別法の義とは、十二處中第六の外處を別に名けて法となす、是れ餘境と共同せる名に非ざるが故なり。而してこの別法をば獨り第六のみが了するを以て、即ち第六に法識の名を附

するなり。この時は本文の點を以て訓すべし。次に別識の義とは、かの法處をば獨り第六のみが了別するを以て、即ち第六に法識の名を附するなり、故にこの時は註點を以て訓すべし。この別法・別識の二義中にては別法の義を以て可とす。

【一五〇】此の後の等。こは根に隨へ名を得ることは未自在・自在の何れの位にも通じ、境に隨へ名を得ることは唯未自在位のみに限るを以て根に隨へ名を得るの可なることとを述ぶ。曰く自在位即ち無漏の五識現在前する時には、諸根互用するを以て、五識が自根に依り五境を縁す、例へば眼識が眼根に依りて常に色境のみならず、餘の四境をも縁するが如し。故に此位にありては若し隨境得名せば、一識を色

なり、極成せり、故に (二五) 此には説かず。

(二五) 前に義の便なるに隨うて、已に所依をば

説きつ、此の所縁の境をば、義の便に當に説く

べし。

(二五七) 次に了境爲性相と言ふは、雙じて、六識

の自性と行相とを顯す、識は境を了するを以て

自性と爲るが故に、即ち復彼を用つて行相と爲

るが故に。

(二五八) 斯に由つて、兼ねて所立の別名をも釋し

つ、能く境を了別するをもつて、名けて識と爲

るが故に。

(二五九) 契經に説けるが如し、眼識といふは云何

ぞ。謂く、眼根に依つて諸の色を了別するぞ。

廣く説く、乃至意識といふは云何ぞ、謂く、意

根に依つて諸法を了別するぞ。

識乃至身識等と名けて五種の  
區別立ち難きを以てこの得名  
は自在位には通ぜず。然るに  
根に隨つて名を得ることは、  
未自在・自在の何れにありて  
もその相濫なければ、識論多

くこの得名によるなり。  
【二五】實には一切を緣するに皆  
障礙なきなり。

【二五】有前の心行の差別等。八  
萬四千の法門なり。三業の化  
とは、身化に三、語化に三、  
意化に四、併せて十種あり。

四記とは、前の意化に四ある  
中第四の領受意化に四記あ  
り。之等今の詳述すべき所に  
非ざれば省く。

【二五】これ成所作智が一切の境  
を緣する、所謂自在位の諸根  
互用の様を説けるなり。

【二五〇】然れども等。次に根境を  
説かざることを顯す。

【二五一】此。これを本頌と解する  
と、長行と解すると二説あれ  
ど、こは本頌と解するが正  
し。

【二五二】前。本論第四の第二能變  
の下に諸識の所依と明せるを  
指す。

【二五三】次に了境等。次に自性及  
び行相門。之に二、初に頌を  
釋す。自性とは自體分、行相  
とは見分なり。

【二五四】斯に由つて等。六轉識が  
境を了別すといふ點を以て、  
心意識三種の名の中に、この  
六種を識と名くる所以をも釋  
するなり。

【二五五】契經に等。次に經を會  
す。

彼の經は且く、(二六) 不共の所依と未轉依の位と見分が所了とを説けり、餘の所依と了とは、前に已に説きつるが如し。

(二六) 此の六轉識は、何の性にか攝むる。

(二七) 謂く、善と不善と俱非との性に攝む。

(二八) 俱非とは謂く無記ぞ、善・不善に非ざるが故に俱非と名く。

故に俱非と名く。

能く此世・他世に順益するに爲て、故名けて善

と爲す、人天の樂果は、此の世には能く順益を

爲すと雖、他世に於てするに非ず、故に善と名

けず。(二九)

能く此世・他世に違損するに爲て、故不善と名

く、惡趣の苦果は、此世には能く違損を爲すと

雖、他世においてするに非ず、故に不善に非ず。(三〇)

善と不善との、益し損する義の中に於て、記別す可からざるを、故無記と名く。

(三一) 此の六の轉識は、若し (三二) 信等の十一と相應するをば、是れ善性に攝む、(三三) 無慙等の十の法

【二六】●●● 不共の等。不共の所依とは餘の依(根本依・染淨依等)を簡ぶ。未轉依とは已轉依位の一切の法を緣するを簡ぶ。

見分が所了とは自證分の所了を簡ぶ、自證分は亦非色の見分を緣するが故に。餘の所依とは染淨依・根本依等、こは本論第四に説けり。又了とは見分のこと、こは本論第二の四分義の下に述べたり。

【二七】此の六轉識等。後に三性門。之に二、初に問起。

【二八】謂く等。次に答。之に

二、初を頌を擧げて答よ。

【二九】俱非とは等。次に別釋。之に三、初に正しく頌を釋す。之にまた二、先づ三性を解す。

【三〇】是れ無記の樂果なり。

【三一】同じく無記の苦果なり。

【三二】此の六の等。次に識と俱なることを顯す。

【三三】信等の十一。信・慍・慙・無貪・無瞋・無癡・勤・輕安・不放逸・捨・不害。

【三四】無慙等の十。無慍・無愧・瞋忿・恨・覆・惱・嫉・害。

と相應するをば、不善性に攝む、俱に相應せざるをば、無記性に攝む。

【六九】有義は、六識は三性俱にあらす。

同じく外門に轉じ、互に相違へるが故に、五識は必ず意識の導引するに由つて俱生し、同境にして善染と成るが故に。

若し五識い三性に俱に行すと許さば、意識

も爾の時に三性に通ず應し、便ち正理に違しぬ故に定んで俱にあらす。

【七〇】瑜伽等に、藏識は、一時に轉識相應の三性

と俱起すと説けるは、彼は多念に依ていふ。一心と説けども、一の生滅に非ずといふが如し。

相違の過無きなり。

【七一】有義は、六識の三性俱にもある容し。

【七二】率爾と等流との眼等の五識は、或は多に

も或は少にも俱起す容きが故に。

五識と意とは定んで俱生すと雖、而も善性の

【六九】有義は等し。次に證うて同異を申ふ。中に二、初に第一師。

【七〇】瑜伽等。『瑜伽』第五十一、顯揚第一、第十七等を指す。

【七一】有義は等。次に第二師、こは護法の正義なり。但し六識の三性は一切の時に皆必ず定んで俱なるには非ず、俱時

なる時も有るを以て、容の字を用ひたり。容とは容有とて、有る時もあり又なき時もある意にして、必然的に有りとの意には非ず。

【七二】率爾と等。凡そ三性俱轉するは意識が五識中の或る識

を引きて不善となし、又更に或識を引きて善又は無記となすが故なり。例へば、眼識

金・銀等を緣じて、率爾・尋求・決定心を経て、意識に引かれ、不善の盜心となり、之

を盜まむと欲し、不善心相續する時、更に説法の善聲を聞かば耳識之を緣じて、率爾・尋求・決定心を経て意識に引

かれて善心となる、(その時また更に香境等來りて、鼻識等之を緣すれば、その率爾心

等は是れ無記なり)故に六識の異性俱轉することを得る

なり。異性俱轉の相左圖の如し。



等きは、必ず同にしもあらざるが故に、**〔一七〕** 前に設くる所の難は、此に於て唐損になんぬ。

故に瑜伽に説かく、若し聲の縁に遇うて **〔一七五〕**

定より起るは**〔タツヒ〕**、定相應の意識と俱轉して

餘の耳識生ず、**〔一七六〕** 唯彼の定相應の意識のみ能く

此の聲を取るものには非ず。若し爾らずんば、此

の音聲に於て領受せざるが故に、定を出づ應か

らず。聲を取る時に即便ち出定するものには非

ず、聲を領受し已つて若し希望有つて、後の時

に方に出づといふ。

**〔一七八〕** 定に在つて耳識の牽爾に聲を聞くといは

ば、理い善に非ざる應し、未轉依の者の牽爾

墮心は定んで無記なるが故に。

此の誠證に由つて、五と俱なる意識は、定んで五と善等の性同なるにしも非ず。

**〔一七九〕** 諸處には但、五俱の意識も亦五境を縁すとのみ言つて、同性とは説かず、雜集論に、**〔一七八〕** 等引の位

眼識 卒 尋 決 染 等 等 不 善  
意識 卒 尋 決 染 等 等 不 善  
耳識 卒 尋 決 淨 淨 等 善 俱 轉

**〔一七五〕** 前に設くる所の難。能引の意識が三性に通ずべしとの難。

**〔一七六〕** 定より等。之に三意あり。

一に定中に意識を起すこと、二に定中に耳識を起すこと、三に「定よりたつひと」とのこと。

**〔一七七〕** 之に就いて有部は出定して方に聞くと云ひ、大乘は聞き終つて方に出づといふ。即ち圖の如き相違あり。

耳識聞聲 薩婆多 定中 意識聞聲 大乘正義

この定中間聲の因縁に就いては、目連(Maudgalyana)が定中にありて狂象の聲を聞ける傳説によつて例とす。

**〔一七八〕** 定に在つて等。未轉依位に於て、定に入れる中、牽爾等の五心中前三は定んで無記なり、故に定中の意は是れ善、耳は無記との如く異性なるべきなり。

**〔一七九〕** 諸處等。經論の相違を會す。

**〔一七八〕** 等引。定のこと。

の中に五識無しと説けるは、【一九】多分に依て説けり。【二〇】若し五識の中に三性俱轉する時には、意は偏注せるに隨つて彼と性同なり、偏注無き時には、便ち無記性なり、故に六轉識は、三性俱なるもある容し。

【一八】得自在の位には、唯だ善性のみに攝む。

佛の色心等をば、道諦に攝むるが故に、已に永に

【一九】戲論の種を滅除せるが故に。

【二〇】六識は幾の心所とか相應する。

【二一】頌に曰く、

此心所遍行、此の心所は遍行と、

別境善煩惱、別境と善と煩惱と、

隨煩惱不定、隨煩惱と不定となり。

皆三受相想、皆三の受と相應す。

【二二】論に曰く、此の六轉識は、總じて六位の心

所と相應す、謂く遍行等なり。

【二三】恆に心に依つて起つて、心と

相應し、心に繫屬せり、故に心所と名く。我に屬せる物に我所

【一九】多分。多識の義と多人の義との二あり。多識とは、五識中にては唯耳識を起すのみにして、他は起さぬ故五識無しと云へり。又多人とは不動羅漢のみ起し他は起さぬ故にかくいふ。

【二〇】若し等。こは五識を所引となし、意を能引となし、所引の三性既に俱ならば、能引も三性に通すべしとの疑を會す。

【二一】得自在等。次に果位に在りては善性に攝むることを顯す。

【二二】戲論。有漏に名く。

【二三】六識は等。以下第二に次の二門を述ぶ。之に二、先づ

【二四】頌に曰く等。次に正説。之に二、初に正しくこの二門を明す。中に二、初に頌。

【二五】此の心所等。相應門。

【二六】皆三の等。受俱門。

【二七】論に曰く等。次に長行。之に二、初に相應門。之にまた二、初に總じて頌の三句の意を釋す。

【二八】恆に心に等。次に別して解釋す。之に二、初に心所の字義を釋す。之にまた三、初に心所の義を解す。

【二九】心と相應し。これ所謂四義平等(時・依・所緣・事)の義なり。既に述べしが如し。

といふ名を立つるが如し。

【一九〇】心は所縁に於いて唯總相のみを取る、心所は彼に於いて亦別相をも取る。

心の事を助成すれば、心所といふ名を得たり、畫師と資と、作摸し填彩するが如し。

故に【一九一】瑜伽に説かく、識は能く事の總相を了別す、作意は此と所未了との相を了す、即ち諸の心所の所取の別相ぞ、觸は能く此と可意等との相を了す、受は能く此と攝受等との相を了す、想は能く此と【一九二】言説因との相を了す、思は能く此と【一九三】正因等との相を了す、故に作意等を心所法と名づくとしへり。此といふは、心所は亦た總相をも縁ずといふことを表す。

【一九四】餘處に復説く、欲は亦能く可樂の事相を了す、勝解は亦決定事の相を了す、念は亦能く串習の事の相を了す、定と慧とは亦得失等の相を了すといふ。

此に由つて、境の於に善染等を起す。

【一九五】諸の心所法は、皆所縁の於に兼ねて別相を取る。

【一九〇】心は等。次に心所等の行相を解す。この文の意を圖示せば左の如し。

總相(作摸) 心王(畫師)  
別相(填彩) 心所(資)

總相とは例へば青境を縁する時、唯青との相分を縁する如きなむ。別相とはその者の上に具はれる義相、例へば濃淡美醜等の差別なり。即ち總相は概念にして別相は特徴なり。

【一九一】瑜伽。『瑜伽』第三。

【一九二】言説因。曰く、是は青なり、又青に非ざるに非す等と想す、是れ即ち言説を起すが故に想の相は言説の因なり。

【一九三】正因等。正因・邪因・俱相違因をいふ。是れ境の上の正邪等の相は業の因なり。

【一九四】餘處。『辯中邊論』第一。

【一九五】諸の心所法等。次に總結。

（二六）諸の心所は、名も義も異なること無しと雖、而も六位の種類差別なること有り。

謂く、遍行に五有ると、別境に亦五あると、善に十一有ると、煩惱に六有ると、隨煩惱に二十有ると、不定に四有るとなり。

是の如き六の位を合すれば、五十一なり。

（二七）一切の心の中に定んで得す可きが故に、別

別の境を緣じて而も生ずることを得るが故に、唯

唯善にして心の中に生ずることを得可きが故

に、性はれ根本煩惱に攝めらるるが故に、唯是れ

煩惱の等流性なるが故に、善染等に於て皆不定

なるが故に。

然も（二八）瑜伽論に六を合して五とせることは、

煩惱と隨煩惱とは俱に是れ染なるが故なり。

復四の一切を以て五が差別を辨せり、謂く、

一切の性と及び地と時と俱とぞ。

五が中に、遍行には四の一切を具す、別境には唯初の二の一切のみ有り、善には唯一のみ有り

1100 五が中に、遍行には四の一切を具す、別境には唯初の二の一切のみ有り、善には唯一のみ有り

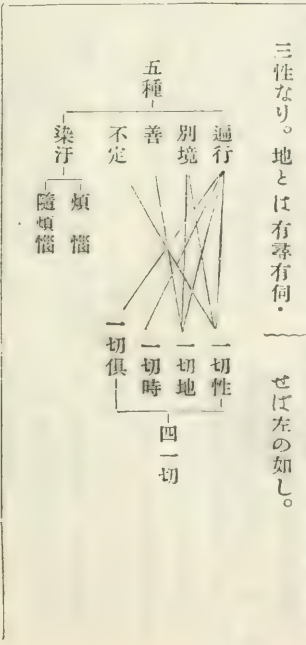
【二六】諸の心所は等。後に遍行等の義を釋す。

【二七】一切の等。以下次での如く遍行・別境・善・煩惱・隨煩惱・不定の名を釋す。

【二八】瑜伽論。第三。

【二九】一切の等。一切の性ととは三性なり。地とは有尋有伺。

【三〇】五が中に等。此意を圖示せば左の如し。



謂く一切地ぞ、染には四ながら皆無し、不定には唯一あり、謂く一切性ぞ。

此に由つて、五の位の種類差別せり。

【三二】此の六轉識は、易脱し、不定なり、故に皆

三受と相應す容し、皆順と違と非二との相を領するが故に。

順の境の相を領して 身心を適悦するを、

説いて樂受と名く、違の境の相を領して身心を

逼迫するを、説いて苦受と名く、中容の境の相

を領して、身に於ても心に於ても、逼にも非ず

悞にも非ざるを、不苦樂受と名く。

【三三】是の如き三の受をば、或は各、二に分つ、

五識と相應するをば説いて 身受と名く、別

に身に依るが故に、意識と相應するをば説いて心受と名く、唯心のみに依るが故に。

又三つながら皆有漏と無漏とに通ず、【三四】苦受も亦無漏に由つて起るが故に。

【三五】或は各、三に分つ、謂く、見所斷と修所斷と非所斷とと。

【三六】或は各、等、次に二の三。

【三二】此の六轉識等。後に受俱門。之に二、初に因位の受俱。之にまた二、初に頌を解す。

【三三】身心。身は前五識につき、心は第六識に約す。

【三四】是の如き等。次に別して分別す。之に三、初に増減を以て分別す。之にまた四、初に二の二。

【三五】身受…心受。五識は色心を依とし、意識は唯心法を依とす、而して五識の心に依るは不共依にあらず、色法(五

根)に依るこそ不共依なれ、故に五識相應を身受と云ひ、意識相應を心受といふ。身受・心受何れも同音にして紛れ易ければ、便宜上身受を「ミジュエ」、心受を「コロシジュエ」と訓するを常格とす。

【三六】苦受も等。苦受が無漏に通ずとは何故なりやといふに、佛菩薩が後得大悲の念によつて衆生の爲に無量の苦を受け給ふことあるが如きことなり。

【三七】或は各、等、次に二の三。

又は學と無學と非二とを三と爲す。

【三七】或は總じて四に分つ、謂く、善と不善と有覆無覆の二の無記との受ぞ。

【三八】有義は、三の受を各、四に分つ容し、五識と俱起する任運の貪と癡と、【三九】純苦趣の中の任運の煩惱との發業にあらざる者は是れ無記なるが故に、彼は皆苦根と相應す容し。

【三〇】瑜伽論に説かく、若し任運生の一切の煩惱は、皆三受に於て現行すること可得なり、若し一切の識身に通ずるならば、遍く一切の根と相應す、一切の識身に通せざるならば、意地の一切の根と相應すといふ。

雜集論に説かく、若し欲界繫の任運の煩惱の惡行を發すは、亦是れ不善なり、所餘は皆是れ有覆無

記なりといふ。故に知んぬ、三の受に各、四有る容し。

【三一】或は總じて五に分つ、謂く、苦と樂と憂と喜と捨とぞ。

【三二】三が中に、苦と樂とを各、二に分つこと

は、身と心とを遍し悦する相各、異なるが故に、無分別と有分別とに由るが故に、尤重と輕微と

【三七】或は總じて等。次に二の四。之に二、初に難陀。

【三八】有義は等。次に護法。

【三九】純苦趣。地獄。

【三〇】瑜伽論。第五十九の文、任運生の一切の煩惱とは、修

道の煩惱なり、即ちこれ有覆なり。一切の識身とは五識身のこと。一切の根とは三受の

【三一】三が中に等。次に開合。この意を圖示せば左の如し。

差別有るが故なり。

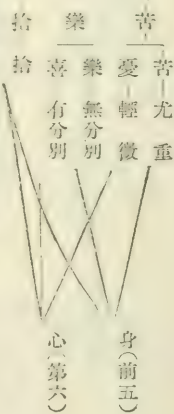
不苦不樂を二に分たさることは、遍にもあらず、悦にも非ず、相異なること無きが故に、無分別なるが故に、平等に轉ずるが故なり。

【三三】諸の適悦受の五識と相應するをば、恆に名けて樂と爲す。

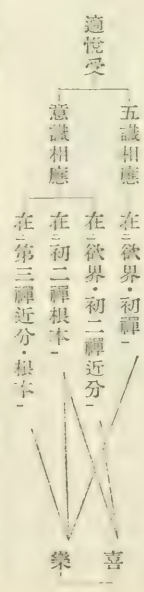
【三四】意識と相應するにおいて、若し欲界と初二靜慮の近分とに在るをば喜と名く、但心の悦するが故に。若し初二靜慮の根本に在るをば、樂とも名け、喜とも名く、身心を悦するが故に。若し第三靜慮の近分と根本とに在るをば樂とのみ名く、安靜にも尤重にも無分別にもあるが故に。

【三五】諸の逼迫受の五識と相應するをば、恆に名けて苦と爲す。

(三受)(五受)



【三三】諸の等。次に位處を辨す。之に二、初に悦受。之にまた二、初に五識相應。以下の意を圖示せば左の如し。



近分・根本等とは、近分(ゴンブ)と調ずるとは、根本の(ゴンブ)と調ず)對にして、下地の修惑を伏壓して、得るところの上地の禪定のこと。色界初禪より無色界第四禪迄各各一近分定あり、合せて八近分定となる。こは根本定に近

【三四】意識と等。二に意識相應。

【三五】諸の等。次に逼迫受。之に二、初に五識相應。

(三六)意識と俱なるは、有義は唯愛といふ、心を逼迫するが故に、諸の聖教に、意地の感受をば憂根と名くと説けるが故に。

三七 瑜伽論に説かく、地獄の中に生れたる諸の有情類は、異熟の無間に異熟生の苦憂相續すること有りといへり。

又説かく、地獄の尋伺は憂と俱なり、一分の鬼趣と傍生とも亦爾なりといふ。

故に知る、意地の尤重なる感受すら尙名けて憂と爲せり、況むや餘の輕なる者をや。

(三三)有義は二に通ず、人天の中には、恆に名けて憂と爲す、尤重に非ざるが故に。傍生と鬼界とのをば、憂とも名け苦とも名く、雜受と純受と輕重有るが故に。

(三三)捺落迦の中のをば、唯名けて苦と爲す、純受にして尤重なり無分別なるが故に。  
(三三)瑜伽論に説かく、若し任運生の一切の煩惱は、皆三受到於て現行すること可得なりといふ、廣く説くことは前の如し。

- 【三六】意識と等。次に意識相應。之に二、初に安慧。彼は意識の苦受を許さざる説なり。
- 【三七】瑜伽論。第六十六の文。
- 【三八】苦憂相續。前五は苦、第六は憂。
- 【三九】尋伺。第六相應に限る。
- 【四〇】傍生。梵語の Tiryagyoni の譯。舊譯にては畜生といふ。身形横生にして、正しからざるが故に傍生と名く。
- 【三一】有義は等。次に護法。之に三、初に標宗。この説にては意識は憂・苦の二受到通ずといふ。
- 【三二】捺落迦(Nagabala)。地獄のこと。又那落迦(Nagabala)と云へば地獄の罪人の意となる。世人多く之を混するは不可なりとす。
- 【三三】瑜伽論に等。次に引證。この文『瑜伽』第五十九に出づ。



又説かく、俱生の薩迦耶見は唯〔三四〕無記性なりといふ。彼の邊執見も應に知るべし亦爾なり。

此と俱なるは苦受なり、憂根には攝めらるるに非ず、〔三五〕論に、憂根は無記に非ずと説くが故に。

又瑜伽に説かく、地獄には諸の根において、餘の三は現行定んで成就せず、純苦の鬼界と傍生とも亦爾なりといふ。

餘の三といふは、定んで是れ樂と喜と憂との根ぞ、彼に必ず現行の捨を成せざるを以ての故に。

〔三六〕豈客の捨彼に定んで成せざるにあらずや。

寧んぞ知る、彼の文は唯客の受のみを説けりといふことを。彼には定んで意根を成せりとは説かず、彼には六の客の識有る時には無きが故に。〔三七〕

彼の論には唯客の受のみを説き、通じて意根を説けりとはいふ應からず、異の因無きが故に。

〔三八〕又若し、彼の論は客の受に依つて説くといはば、如何ぞ彼には定んで八根を成すと説ける。

〔三四〕無記。有覆。  
〔三五〕論。『瑜伽』五十七。

〔三六〕豈客の等。第一師が前の三根成ぜずといふを喜樂捨と云ひて、捨を加ふるを以て、

今その見地より憂喜樂の説を返詰す。

〔三七〕彼の論等。この意は、捨根の成ぜざることは唯限つて前六識に約して解して、意根の成ずることは通じて八識に約して解すとは、是れ不齊に非ずやと難す。

〔三八〕又若し等。こは初師の如く三根不成の中に捨有らば、八根成の中には捨有るべからずと難す。即ち眼等の五と意と命との七のみにして八と云ひ得ざるに非ずやといふ(捨なき故)。

若し謂く、五識は相續せざるが故に、定んで憂根を説いて第八と爲すといはば、**【三九】** 死と生と悶絶とに寧んぞ憂根有らむ。

苦根を執じて第八と爲ることは、亦此に同じく破せよ。

設ひ **【三〇】** 一形を執じて第八と爲すといはば、理い亦然らず、形不定なるが故に、**【三一】** 彼は惡業に

招かるるをもつて、形無きもある容きが故に。

彼は惡業に由つて五根間に恆に苦を受け令むるが故に、定んで眼等を成せり、必ず一形有らしめて彼に於て何の用かあらむ。無間大地獄の中には、姪欲の事を希求すること有る可き者に非ざるが故に。

斯に由つて第八は定んで是れ捨根なり、第七・八識は、捨とのみ相應するが故に。

**【三二】** 極樂地の意の悦するを樂とのみ名けて、

喜根有ること無きが如し、故に極苦處にも意の

迫を苦と名けて、憂根有ること無かるべし。

故に餘の三といふ言は、定んで憂と喜と樂と

なり。

餘の處に、彼に等流の樂有りと説けるは、

應に知るべし、彼は隨轉理に依て説けり。**【三四】** 或

**【三九】** 死と等。之等の位に第六なげれば、相應の憂根もなきに非ずや。

**【三〇】** 一形。男女二根中の何れか一つ。

**【三一】** 彼。地獄・餓鬼等。

**【三二】** 極樂地。第三定のこと。

本文は反對の例を擧げて地獄の意に苦あつて憂なきことを示す。  
**【三三】** 餘の處に等。次に違を會す。曰く、もし地獄に唯苦のみありと云はば、何が故に「世親攝論」二には彼處に等流の樂ありと説けるやとの疑問あるを以て、この間に答ふるが本文なり。  
**【三四】** 或ば彼に等。こぼ通じて餘の二趣(鬼・傍生)の雜受處に等流の樂ありといふことを

は彼に通じて餘の雜受處を説けり、異熟の樂無きをもつて、純苦とは名くるが故に。

然も 諸の聖教に、意地の感受を憂根と名けたるは、多分に依つて説けり、或は隨轉門なり、相違の過無し。

【三六】瑜伽論に、地獄の中に生じたる諸の有情類には、異熟の無間に、異熟生の苦憂相續すること有りと言き、又、地獄の尋伺は憂と俱なり、

一分の鬼趣と傍生とも亦爾なりと言けるは、亦隨轉門に依つていふ。

【三七】又彼の苦根の意識と俱なるは、是れ餘の憂の類なるをもつて、假つて説いて憂と爲せり。或は彼の苦根は、身心を損するが故に苦根に攝めらるると雖、而も亦是は憂と名く。

近分の喜を、身心を益するが故に是れ喜根なりと雖、而も亦是は樂と名くるが如し、顯揚論等に、具に此の義を顯せり。

【三八】然も未至地には定んで樂根無し、彼には唯 十一の根のみ有りと説けるが故に。此に由つて應に知るべし、意地の感受の純受苦處にあるをば、亦苦根のみに攝めらる。

説けるに外ならず、地獄の中に等流の樂ありといふには非ず。地獄には異熟の樂なきを以て、彼を純苦處と名くればなり。

【三五】諸の聖教。「對法」第七等を指す。

【三六】瑜伽論。六十六の文。

【三七】又彼の等。地獄の苦根の意識と俱なるものは、これ地獄以外の人天等の中の憂根と

相似せるを以て、かの苦根を假りに憂根と名けたり。

【三八】然も等。初二の近分に樂有りと言はば、何の失かあらむとの間に答ふ。未至地とは、初禪天の近分定を特にしか名く。未だ欲界散地より上界上地の根本定に至らずといふ義なり。

【三九】十一。信・勤・念・定・慧。三無漏根・意・喜・捨の十一根。

【二四】此等の聖教に差別の多くの門あり、文の増廣を恐れて、故繁に述べす。

【二五】有義は、六識に三の受俱にあらす、皆外門に轉じて、互に相違へるが故に。

五と俱なる意識は五が所縁に同なり、五い三の受と俱ならば、意も亦

爾る應し、便ち正理に違しぬ、故に必ず俱にあらす。

瑜伽等に、藏識は一時に轉識相應の三の受と俱起すと説けるは、彼は多

念に依ていふ、一心と説けども一の生滅に非ざるが如し。相違の過無し。

【二六】有義は、六識には三の受俱にある容し、順と違と中との境を俱に受

く容きが故に、意は定んで五が受と同一にもあらざるが故に、偏注の境の

於には一の受を起すが故に、偏注無きときには、便ち捨を起すが故に。斯

に由つて六識には、三の受俱にある容し。

【二七】自在を得つる位には、唯樂と喜と捨とのみあり、諸佛は已に憂苦の事

を斷せるが故に。

【二八】前に略して標する所の六位の心所において、今廣く彼の差別の相を

顯す應し。

且く初の二の位の其の相云何。

【二九】此等の等。次に例して餘門を攝む。

【三〇】有義は等。後に三受の俱不俱を辨す。之に二、初に第一師。この三受俱不俱を論するは、前の三性俱不俱を述べたると全く同一筆格なり、彼を對照して知るべし。

【三一】有義は等。次に第二師。こは護法正義なり。

【三二】自在を得つる時。次に果位の受俱。

【三三】前に等。以下重れて六位の心所を明す。之に二、初に徴起。

〔四四〕頌に曰く、

初遍行觸等

次別境謂欲

勝解念定慧

所緣事不同

初の遍行といふは觸等なり。

次の別境といふは謂く欲と、

勝解と念と定と慧となり、

所緣の事不同なり。

〔四六〕論に曰く、六の位の中に初の遍行の心所といふは、即ち觸等の五なり。

〔四四〕前に廣く説きつるが如し。

〔四五〕此の目を遍行といふ相云何が知る應き。

教及び理に由つて定量と爲るが故に。

〔四六〕此が中に教とは、〔四七〕契經に言ふが如し、眼と色といひ縁と爲つて眼識を生ず、三和合して觸あり、觸と俱生して受と想と思と有り、乃至廣く説けり。斯に由つて觸等は、四つながら是れ遍行なり。

又〔四八〕契經に説かく、若し根壞せず、境界現前するときは、作意正く起つて、方に能く識を生ずといふ。

餘の經に復言く、若し此が於に作意するときに、即ち此が於に了別す、若し此が於に了別するときは

〔四五〕頌に曰く等。次に正説。

之に二、初に五頌を以て別して心所を顯す。中に五、初に遍行・別境の位。中にまた二、初に頌。

〔四六〕論に曰く等。次に長行。之に二、初に遍行。之にまた二、初に總じて頌を解す。

〔四七〕前・本論第三。

〔四八〕此の目を等。次に遍行の義を釋す。之に二、初に總説。

〔四九〕此が中に等。次に別説。之に二、初に教を以て説く。

〔五〇〕契經。『阿含經』

〔五一〕契經。象跡喻經(中阿含二七)

に、即ち此が於に作意す、是の故に此の二は恆に共に和合す、乃至廣く説けり。此に由つて作意も亦是れ遍行なり。

此等の聖教の誠證一に非ざるなり。

(三五三) 理とは、謂く、識の起るときには必ず 三和ながら有り、彼は定んで觸を生じ、必ず觸に由

つて有り、若し觸無くんば、心心所法いい和合して一境に觸せざる應きが故に。

作意は心を引いて自境に趣か令む、此れ若し無くんば、心も無かる應きが故に。

受は能く順と違と中との境を領納して、心等をして歡と感と捨との相を起さ令む、心が起る時に隨

一無きことは無きが故に。

想に能く自境の分齊を安立す、若し心が起る時に此の想無くんば、境の

分齊の相を取ることを能はざる應し。

思に心に正因等の相を取つて、善等を造作せ令む、心が起る位に此の隨

一無きことは無し、故に必ず思有り。

此に由つて證知す、觸等の五の法は、心が起るときに必ず有り、故に是

れ遍行なることを。餘の遍行に非ざる義をば、當に至つて説かむ。

(三五四) 次の別境とは、謂く、欲より慧に至るまでなり、所縁の境の事い

【二五三】理とは等。次に理に依つて成す。

【二五二】三和。根・境・識。

【二五四】次の別境等。次に別境。

之に二 初に五門を以て分別す。之にまた五、初に列名。

別境とは、この五種の心所は別別の境に對して起る作用、

即ち所樂(欲)と決定(勝解)と曾習(念)と所觀(定・慧)との

四事の境に於て別別に行する

多分不同なるをもつて、六の位の中に於て初に次いで説くが故に。

〔三五〕云何なるを欲と爲す。

所樂の境の於に希望するをもつて性と爲し、勤が依たるをもつて業と爲す。

〔三五〕有義は、所樂とは謂く可欣の境ぞ、可欣の事の於に見聞せむとの等欲するときに、希望すること有るが故に。

〔三六〕可厭の事の於に、彼には合せじと希ひ、彼には別離せむと望むい、豈欲有るに非ずや。

〔三八〕此が但、彼には合せじ離せむと求むる時には、可欣の自體あり、可厭の事には非ず。故に可厭と及び中容との境の於には、一向に欲無し、可欣の事を縁すれども、若し希望せざる時には、亦欲起ること無しといふ。

〔三九〕有義は、所樂とは謂く所求の境ぞ、可欣の於に合せむ離せむとの等く求むるとき、希望すること有るが故に。中容の境の於には一向に欲無し、欣の事を縁すれども、若し希求せざる時には、亦欲の起ること無しといふ。

〔四〇〕有義は、所樂とは謂く欲觀の境ぞ、一切の事の於に觀察せむと欲するには、希望すること有るが

が故に別境と名く。

〔三五〕云何なる等。次に出體。之に二、初に別して出す。之にまた五、初に欲。

〔三五〕有義は等。第一師の説なり。

〔三五〕可厭の等。外人の間。〔三五〕此が但等。論主の答。

〔三五〕有義は等。第二師の説。〔三六〕有義は等。第三師の説。これ正義なり。

故に、若し觀せむと欲せずして、因と境との勢に隨つて任運に緣ずるには、即ち全に欲無し。

斯の理趣に由つて、欲は遍行に非ず。

有るが説かく、要す境を希望する方に由つて諸の心心所いの方に所緣を取る、故に

欲をば諸法の本と爲すと説けり。

彼が説くこと然らず、心等の、境を取ることは、作意に由るが故なり。諸の聖教に、作意現前して

能く識を生ずと説けるが故に。曾て處として、欲に由つて能く心心所を生

ずと説けることは無きが故に。諸法は愛をもつて根本と爲すと説けるが如

し、豈心心所皆愛に由つて生ぜむや。

故に欲を諸法の本と爲すと説けるは、欲に起さるる 一切の事業を説

くことぞ。或は説かく、善の欲は能く正勤を發す。彼に由つて一切の善事

を助成す、故に論に、此勤が依たるをもつて業と爲すと説けり。

云何なるをか勝解といふ。

決定の境の於に印持するをもつて性と爲し、引轉す可からざるをもつて業と爲す。

謂く、邪正等の教と理と證との力をもつて、所取の境の於に審決し印持す、此に由つて異緣まで引

轉すること能はず、故に境を猶豫するには、勝解全に無し、審に決せざる心にも亦勝解無し。

【二六】有るが説かく等。有部の説。彼は欲を遍行に攝する故、この説をなせり。

【二六】經。『中阿含』

【二六】一切の事業。善・惡・無記

三性の事業。

【二六】云何なる等。次に勝解。



斯に由つて勝解は、遍行に攝せらるるに非ず。

【三五】有るが説かく、心等の、自境を取る時には、拘礙すること無きが故に

皆勝解有りといふ。

彼が説くこと理に非ず。

所以は何

【三六】能く礙せずといはば、即ち諸法なるが故に、礙せざる所をいはば即

ち心等なるが故に、勝れて發起するものは根と作意となるが故に。【三七】若し

此に由るが故に彼いい勝れて發起すといはば、此も復餘を待つ應し、便ち

無窮の失有りぬ。

【三八】云何なるをか念と爲す。

會習の境の於に、心を明記して忘れざら令むるをもつて性と爲し、定の

依たるをもつて業と爲す。

謂く、數に數にむかし所の境を憶持して忘失せざら令め、能く定を引くが

故に、會末た受けざる體と類との境の中に於ては、全に念を起さず。設ひ會受けし所なりとも、明記

すること能はざるには、念亦生せず。故に念は必ず遍行に攝めらるるものには非ず。

【三五】有るが等。薩婆多の異師。

【三六】能く等。若し能く礙へざるを勝解と名くと云はば、心所を除く以外の諸法は皆是れ能く礙へず、又礙へられざるものは心所なり、又勝れて發起するものは根と作意となり。故に何ぞ勝解のみに關せむや。

【三七】若し等。もし勝解によるが爲に根と作意と勝れて發起すと云はば、この勝解も亦餘の能發起のものなかるべからず、かくては無窮の失となりぬべし。

【三八】云何なる等。次に念。

〔三三〕有るが説かく、心しい起るときには、必ず念と俱なること有り、能く

後の時の憶念の因と爲るが故にといふ。

彼が説くこと理に非ず、勿、後の時に於て癡と信との等き有るをもつて

前にも亦有りなむが故に。〔三〇〕前の心心所と或は想の勢力とをもつて、後の

時の憶念が因と爲るに足んぬるが故に。

〔三二〕云何なるをか定と爲す。

所觀の境の於に、心を專注にして散せざら令むるをもつて性と爲し、智

が依たるをもつて業と爲す。

謂く、徳と失と俱非との境を觀する中に、定に由つて心を專注して散せ

ざら令む。斯に依つて便す。〔三三〕決擇の智生すること有り。

〔三三〕心專注といふ言は、住せむと欲する所に即便ち能く住すといふこと

を顯す。唯一の境のみには非ず、爾らずんば、見道の諸諦を歴觀するに、

前後の境別なるをもつて、等持無かる應し。

若し心を繫して境に專注せざる位には、便ち定しい起ること無し、故に

遍行に非ず。

〔六〕有るが等。薩婆多の説。

〔三〕前の心心所等。心等境を

取り已に功能を重じて本識の

中にあるを以て、後時にある

念が因とするに足んぬ。何ぞ

今の念を待つて後の念を生ず

といふことを須るむや。

〔三二〕云何なる等。次に定。

〔三三〕決擇の智。無漏智。

〔三三〕心專注等。こは心專注と

いへど、所謂專注とは唯一境

のみ集注するに非ず、唯加

行の時と、心が住する時と同

一の境たるをいふ。例へば花

を見むとする時、その準備を

なすは加行なり、正しく花の

方に專注するは住なり、この

加行と住と共に所縁を同じう

す、茲に於て始めて專注と云

ひ得るなり。

三西 有るが説かく、爾の時にも亦定の起ること有り、但し相微隱なりといふ。

應に誠言を説くべし。

若し定い能く心等を和合して同じく一境に趣か令むるが故に、是れ遍行なりといはば、理い亦

然らず、是は觸の用なるが故に。

若し謂く、此の定は刹那の頃に心に縁を易へざら令む、故に遍行に攝む

といはば、亦理に應せず、一刹那の心は、自ら所縁の於に易ふる義無きが

故に。

若し言く、定に由つて心に所縁を取ら令むるが故に遍行に攝むといはば

彼も亦理に非ず、作意い心に所縁を取ら令むるが故に。

二七五 有るが説かく、此の定は體即ち是れ心なり、經に説いて心學とも心

一境性とも爲せるが説に。

彼は誠證に非ず、定い心を攝し、心を一境になら令むるに依つて、彼の言をば説けるが故に、  
根と力と覺支と道支との等きに攝むるをもつて、念慧等の如し、即ち心に非ざるべきが故に。

二七六 云何なるをか慧と爲す。

所觀の境の於に簡擇するをもつて性と爲し、疑を斷ずるをもつて業と爲す。

【三西】有るが等。正理師の説。

【三五】有るが等。經部師の説。

【三六】根と力と等。五根中に定

根あり、五方中にも定力あり、

七覺支中にも定覺支あり、

八正道中にも正定あり、

而して之等何れも有體なれば、

定を即ち心なりとはいふべからず。

【三七】云何なる。次に慧。

謂く、徳と失と俱非との境を觀するが中に、慧の推求するに由つて決定を得るが故に、境を觀するに非ざる愚昧の心の中には、簡擇すること無し、故に遍行に攝むるに非ず。

【二六八】有るが説かく、爾の時にも亦慧起ること有り、但し相微隱なりといふ。

【二六九】天愛寧ぞ知らむ。

【二七〇】對法に説いて大地法と爲るが故に。

【二七一】諸部の對法は展轉して相違せり、汝等如何ぞ執じて定量と爲る。

【二七二】唯觸等の五のみを經には遍行と説けり、十と説けるは經には非ず、固く執ず應からず。

然も欲等の五は、觸等に非ざるが故に、定んで遍行に非ざるべし、信食等の如し。

【二七三】有義は、此の五は定んで互に相資く、隨つて一が起る時には、必ず餘の四有りといふ。

【二七四】有義は、不定なり、瑜伽に、此には、四の一切の中に後の二無しと説けるが故に。又此の五は、四の境を緣じて生ずと説けり、所緣と能緣といひ定んで俱にしも非ざる

【二七〇】有るが等、正理師の説。

【二七一】天愛寧、論主の問。

【二七二】對法に等、正理師の答。

【對法】とは『大乘對法』に非ず、小乗の『六足』『發智』等

をいふ。

【二七三】諸部の等、論主の難。

【二七四】唯觸等等、次に總じて遍行と爲すを遮す。

【二七五】有義は等、次に欲等の五は獨り或は並んで生ずること

を明す。之に二。初に安慧。

【二七六】有義は等、次に護法。

【二七七】四の一切、性・地・時・俱の四の一切なり。この中時と

俱との一切の義を缺ける故、

遍行ならずといふ。

【二七八】四の境、所樂・決定・會習・所觀の四境。

が故に。

三七 應に

説くべし

此の五に

おいて、

或る時に

は一を起

す。謂く

所樂の於

に唯希望

のみを起

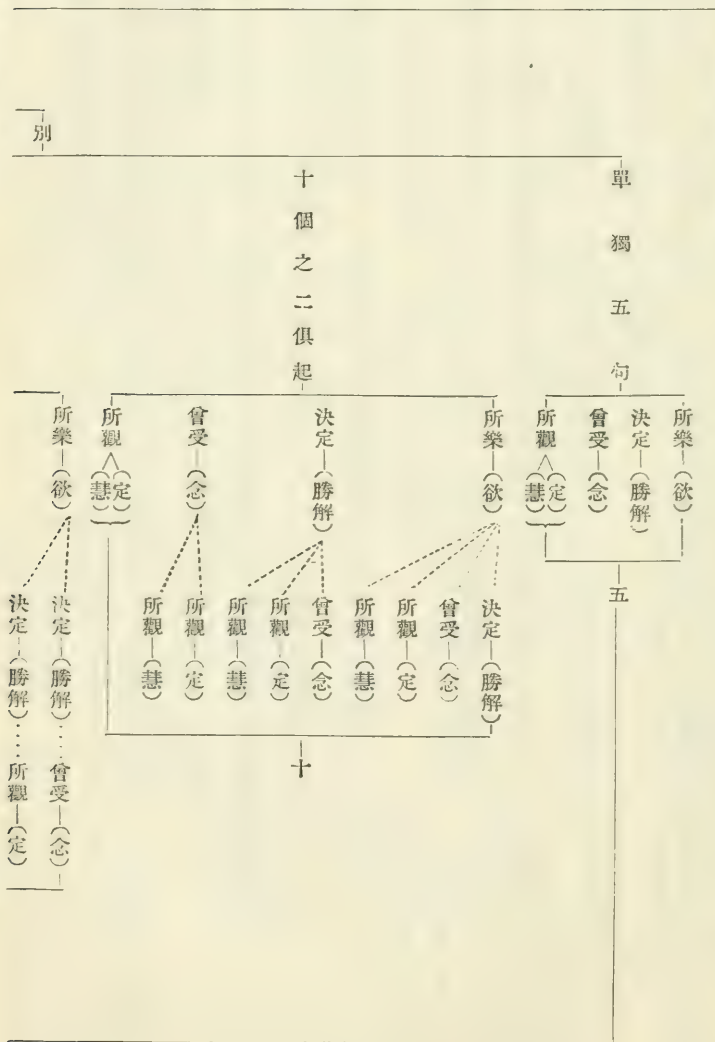
す、或は

決定の於

に唯印解

のみを起

【三七】應に説くべし等。以下總別三十一句あることを明瞭ならしめむが爲に左に圖表を以て示さむ。宜しく本文所説に参照して會得すべし。



す。或あるひは

曾習そうじふの於うへ

に唯憶念ただおくねん

のみを起おこ

す。或あるひは

所觀しよくわんの於うへ

に唯專注ただせんしゆ

のみを起おこ

す。謂いはく

愚昧ぐまいの類るゐ

い散心さんしん

を止とどめむ

が爲ために所しよ

縁えんに專注せんしゆ

すいとどと雖いへども

三十一句

十個之三俱起

五個之四俱起

四境二句

四境除一三句

決定(勝解)……所觀(慧)

曾受(念)……所觀(定)

曾受(念)……所觀(慧)

所觀(定)

決定(勝解)……曾受(念)……所觀(定)

曾受(念)……所觀(慧)

所觀(定)

曾受(念)……所觀(慧)

所樂(欲)……決定(勝解)……曾受(念)……所觀(定)

所樂(欲)……決定(勝解)……曾受(念)……所觀(慧)

所樂(欲)……決定(勝解)……所觀(定)

所樂(欲)……曾受(念)……所觀(慧)

決定(勝解)……曾受(念)……所觀(定)

所樂(欲)……決定(勝解)……曾受(念)……所觀(慧)

三十一句

五

總

而も簡擇すること能はず、世共に、彼は定のみ有つて慧無しと知れり。

三八六 彼の加行の位に少しの聞思すること有りき、故に等持は所觀の境を緣すと説く。

或は多分に依つて、故是の言を説く。戲妄天の、一境に專注して貪瞋等を起すが如し、定のみ有つて慧無し。諸の是の如き等は、其の類寔に繁し。

或は所觀の於に唯簡擇のみを起す、謂く、專注せずして馳散して推求するぞ。

或る時には二を起す、謂く、所樂と決定との境の中に欲と勝解とを起す。

或は所樂と會習との境の中に欲及び念とを起す。是の如く乃至所

觀の境の於に定と及び慧とを起す 合すれば十の二有り。

或る時には三を起す。謂く、所樂と決定と會習との於に欲と解と念とを

起す。是の如く乃至會と所觀との於に念と定と慧とを起す。合すれば十の三有り。

或る時には四を起す。謂く、所樂と決定と會習と所觀との境の中に於て前の四種を起す。是の如く

乃至定と會習と所觀との境の中に於て後の四種を起す。合すれば五の四有り。

或る時には五を起す。謂く、所樂と決定と會習と所觀との境の中に於て具に五種を起す。是の如く

四が於に欲等の五を起す。總と別と合すれば三十一の句有り。

或は有る心の位に五ながら皆起さず、四の境に非ざる率爾墮心と及び藏識と俱なるとの如きぞ。此

【六】彼の等、こは妨を通す。妨に曰く、もし然らばこの境をば何ぞ所觀と名くるやと。乃ち今之を答ふ。等持とは定のことなり。

の類非一なり。

【三六】第七・八識には、此の別境の五いい位に随つて有無なりといふことは、前に已に説きてしが如し。

【三五】第六意識には、諸の位に俱なる容し、依を轉ずるにもあれ、轉ぜざるにもあれ、皆遮せざるが故に。

【三二】有義は、五識には此の五皆無し、已得の境を縁するをもつて、希望すること無きが故に。審決すること能はざるをもつて、印持すること無きが故に。恆に新境を取るをもつて、追憶すること無きが故に。自性散動するをもつて、專注すること無きが故に。推度すること能はざるをもつて、簡擇すること無きが故に。

【三五】有義は、五識にも此の五有る容し、境の於に増上に希望すること無し

と雖、而も微劣に境を樂ふ義有るが故に。境の於に増上に審決すること無しと雖、而も微劣に境を印する義有るが故に。曾習の境の體を明記すること無しと雖、而も微劣に境の類を念すること有るが故に。作意して念を一境に繫けずと雖、而も微劣に專注する義有るが故に。

【三六】等引を遮するが故に性散動なりと説けり、等持を遮するに非ず、故に

【三五】等引…等持。等引とは唯定のみにして、等持とは定と散に通ず。

【三六】第七・八識等。次に八識に於て分別す。之に三、初に七八二識に就いて釋す。

【三五】第六意識等。次に第六識に就いて釋す。第六識にては未轉・已轉即ち因位・果位の何れにも俱にある容し。

【三五】有義は等。次に前五識に就いて釋す。中に二、初に安慧。

【三五】有義は等。次に護法。

【三五】等引…等持。等引とは唯定のみにして、等持とは定と散に通ず。

【三六】第七・八識等。次に八識に於て分別す。之に三、初に七八二識に就いて釋す。

【三五】第六意識等。次に第六識に就いて釋す。第六識にては未轉・已轉即ち因位・果位の何れにも俱にある容し。

【三五】有義は等。次に前五識に就いて釋す。中に二、初に安慧。

【三六】第七・八識等。次に八識に於て分別す。之に三、初に七八二識に就いて釋す。



此に由つて 二四 聖教に、眼耳通は是れ眼耳根と相應する智性ぞと説けり。 二五 餘の三も此に准じて慧有りといふに失無し。

未自在の位には、此の五或るときには無し、自在を得たる時には、此の五定んで有り。諸境を觀せむと樂ふをもつて、 二六 欲無減なるが故に、境を印するをもつて、勝解常に無減なるが故に、境い皆曾受なるをもつて、 二七 念無減なるが故に、又佛の五識は三世をも縁するが故に、如來は定心にあらずといふことあること無きが故に、五識には皆作事智有るべきが故に。

二五七 此の別境の五は何れの受とか相應する。

二五八 有義は、欲は二なり、憂と苦との受をば除く、彼の二が境は所樂に非ざるを以ての故に。

二五九 餘の四は四に通ず、唯苦受をば除く、 二六〇 審決等は五識に無きを以ての故に。

二六一 有義は、一切の五愛い相應す、 二六二 論に、憂根は無上の法の於に思慕し愁感して、求めて證せむと欲すと説けるが故に。 二六三 純受苦處には解脱せむと希求す、意に苦根有るといふことは

- 【二五八】聖教、『瑜伽』六十九。
- 【二五九】餘の三、鼻・舌・身識。
- 【二六〇】欲無限。佛十八不共法中の隨一にして、こは佛には衆生濟度等の欲が無減なる故かくいふ。即ち希望增長の意なり。
- 【二六一】此の別境等。次に五受分別。之に二、初に問。
- 【二六二】有義は等。次に答。之に二、初に安慧。
- 【二六三】論等。『瑜伽』五十七、又は『對法』十にあり。この意は欲と憂と俱なることを明す。即ち善法欲が憂と俱なり。
- 【二六四】餘の四、勝解等の四。
- 【二六五】審決等。勝解等の四をいふ。今は安慧の意なれば、五識は凡て五受と相應せずといふ、故にこは第六相應に約して云へるなり。

前に已に説きてしが故に論に説かく、貪愛は憂苦と相應すといふ、此の貪愛と俱なるには、必ず欲有るが故に。苦根を既に意識とも相應すること有りといひてき。審決等の四も苦と俱なりといふに、何の咎かあらむ。

又五識と俱なるにも、亦微細の印境等の四有る義は、前に説けるが如し。斯に由つて欲等は五受と相應す。

【三四】此の五を復、性と界と學との等きに依つて諸門分別すること、理の如く思ふ應し。

【三三】純受苦處等。欲は苦と俱なることを明す。  
【三四】此の五を等。後に餘門を例す。性とは三性門、界とは

三界門、學とは三學門、その他三斷門・漏無漏門・報非報門にて分別すること前に準じて知るべしとなり。

# 卷の第六

(一) 已に遍行と別境との二の位をば説きつ。善の位の心所の其の相云何ぞ。  
(二) 頌に曰く、

善謂信慚愧

善といふは謂く信と慚と愧

と、

無貪等三根

無貪等の三根と、

勤安不放逸

勤と安と不放逸と、

行捨及不害

行捨と及び不害とぞ。

(三) 論に曰く、唯善にして心と俱なるを善の心

所と名く。謂く、信と慚との等きい定んで十一有り。

(四) 云何なるをか信と爲す。

實と徳と能との於に深く忍し樂し欲して、心を淨ならしむるをもつて性と爲し、不信を對治し善を

【一】 已に遍行と等。以下五頌

を以て別して心所を顯す中の

第二の善位を明す一段なり。

中に二、初に徴起。

【二】 頌に曰く等。次に正説。

之に二、初に頌。

【三】 行捨、こは行蘊に攝めら

るる捨とのことにしてかの受

蘊の捨(三受・五受中の捨)に

簡ばむが爲に行捨といふな

り。

【四】 論に曰く等。次に長行。

之に三、初に善の得名を釋し

て、異宗の執を破す。

【五】 云何なる等。次に頌に依

つて別して體を出す。之に

八、初に信。之にまた二、初

に正義。之にまた二、先づ略

示。

樂たのしみふをもちつて業ごうと爲なす。

然しかも信しんの差別しやべつなること、略りやくして三種しゆしゆ有り。

一には實有じつうを信しんず、謂いはく、諸法しよほふの實じつの事じと理りとの中なかに於おて深ふかく信忍しんにんするが故ゆゑに。

二には有徳うとくを信しんず、謂いはく、三法ほふの眞淨しんじやうの徳とくの中なかに於おて深ふかく信樂しんげうするが故ゆゑに。

三には有能うのうを信しんず、謂いはく、一切いっさいの世出世せしゆつせの善ぜんの於うへに、深ふかく力有ちからあつて能よく得とくし能よく成じやうせむと信しんじて、希望けいぼうを起おこすが故ゆゑに。

斯これに由よつて彼かれを信しんせざる心しんを對治たいぢして、世出世せしゆつせの善ぜんを證修しやうしゆせむと愛樂あいげうす。

忍にんとは謂いはく勝解しやうげぞ、此これ即すなはち信しんが因いんなり、樂欲げうよくとは謂いはく欲よくぞ、即すなはち是これ信しんが果くわなり、(一〇) 確まことに此しんの信しんを陳ちんぶれば、自相じさまう是れ何いかなるもので。

(二) 豈あに適にさうに言いはずや、心しんを淨じやうならしむるをもつて性しやうと爲なす。

(三) 此これ猶なほ未いまだ彼かの心淨しんじやうといふ言ごんを了れうせず。若もし淨じやう即すなはち心しんなりといはば、應おに心所しんじよに非ちがはざる應べし。

若もし心しんを淨じやうならしむといはば、慚さん等とうと何なんぞ別べつなる。心しんと俱くなる淨法じやうほふぞといはば、難なんと爲なること亦また然しかなり。

- 【六】 然も等。次に廣釋。
- 【七】 信忍。忍とは認許の意、信じ認むることなり。
- 【八】 能く得し等。無爲を得し、有爲を成じ、又世善を得し、出世善を成ぜむと希望を起す。
- 【九】 忍とは等。以下自性を釋す。先づこは外人の問。
- 【一〇】 確に等。汝の云ふが如くんば、即ち信の因果を明せるにして、未だ信の自相を述べず、その自相如何ぞやと。
- 【一】 豈適に等。論主の答。
- 【二】 此れ猶等。外人の難。
- 【三】 應に等。是れ心王にして心所に非ざるべし。

り。

【二四】此は性澄清にして、能く心等を淨ならしむ、心い勝れたるを以ての故に心淨といふ名を立つ。

つ、水清の珠の能く濁水を清むるが如し。漸等は善なりと雖、淨をもつて相と爲るに非ず、此は淨な

らしむるを以て相と爲す、彼に濫する失無し。

又諸の染法は各別に相有り。唯不信のみ有つ

て自相渾濁し、復能く餘の心心所をも渾濁す、

極めて穢物の、自も穢れ他をも穢すが如し。信

は正しく彼に翻せり、故に淨を以て相と爲す。

【二五】有るが説かく、信は愛樂するをもつて相

と爲すといふ。

【二六】應に三性に通ずべし、體即ち欲なる應し、

又苦集は信の所縁に非ざる應し。

【二七】有るが執ずらく、信は隨順するをもつて相と爲すといふ。

【二八】應に三性に通ずべし、即ち勝解と欲となるべし。若し印して順するならば、即ち勝解なるべき

が故に。若し樂うて順するならば、即ち是れ欲なるべきが故に。彼の二の體に離れては順の相無きが

【二四】此は性等。論主の會通。

【二五】有るが等。次に外執を破す。こは上坐部又は大乘の異師の説なり。

【二六】應に等。論主の破斥。曰く汝の云ふが如くんば、應に信は三性に通ずべし、そは三

の境を愛樂するが故に。されば信體即ち欲となるべく、かくては信にも惡・無記あることとなるべきに非ずや。且又

四諦の上に信することあると

き、愛樂これ信とせば、苦集

二諦は信の所縁に非ざるに非ずや。

【二七】有るが等。大乘の異師、又は大衆部の執計。

【二八】應に等。論主の破斥。曰く、もし汝の云ふが如くんば、所隨順の境三性有るが故に、能隨順の信も亦三性に通ずべきこととなるべし。もし

然りとせば、信體は即ち勝解と欲となるべし等と難す。

故に。此に由つて應に知るべし、心を淨ならしむるいは是れ信なり。

二云何なるをか慚と爲す。

自と法との力に依つて 賢と善とを崇重するをもつて性と爲し、無慚を對治し惡行を止息するをもつて業と爲す。

謂く、自と法とを尊し貴する増上に依つて、賢と善とを崇重し、過惡を羞恥し、無慚を對治して、諸の惡行を息む。

三云何なるをか愧と爲す。

世間の力に依つて暴惡を輕拒するをもつて性と爲し、無愧を對治し惡行を止息するをもつて業と爲す。

謂く、世間に訶し厭はるる増上に依つて、暴惡を輕拒し、過罪を羞恥し、無愧を對治して、諸の惡業を息む。

三 過惡を羞恥するは、是れ二が通相なり、故に諸の聖教に假つて説いて體と爲せり。

三 若し羞恥を執じて二が別相とせば、慚と愧と體差別なること無かる應し。

【元】云何なる等。次に慚及び愧。之に二、初に別解。之にまた二、初に慚。  
【一】賢と善と。賢とは凡聖の何れにあれ、賢徳あるものをいふ。善とは一切の有漏無漏の善法なり。  
【二】云何なる等。次に愧。  
【三】過惡を等。次に總解。之に四、初に舊文を會す。曰

く、過惡を羞恥するは是れ慚と愧との二の通相なり、故に『對法』顯揚等にこの通相によつて假りに二が別體となせり。  
【三】若し羞恥等。次に古説を難す。  
【四】これ相異なることなければなり。

則ち (二五) 此の二の法は定んで相應せざるべし、受と想との等きに此の義  
有るものには非ざるが故に。

若し自と他とに待するをもつて二が別を立つといはば、實有に非ざる應  
し、便ち (二六) 聖教に違しぬ。

若し慚と愧とは實にして (二七) 別に起ると許さば、復、論に、十は善心  
に遍すと説けるに違しぬ。

崇重し輕拒するい若し二が別相なりといはば、(二八) 所縁は異なること有  
るを以て、俱生せざる應し、(二九) 二の失既に同なり、何ぞ乃ち偏に責むるや。

誰か言ふ、二の法が所縁異なること有りとは、  
(三〇) 爾らずんば如何ぞ。

善心の起る時には、随つて何れの境を縁するにも、皆善を崇重し及  
び惡を輕拒する義有り、故に慚と愧とは俱に善心に遍して、所縁別なるこ  
と無し。

豈我も亦此の義有りと説かざりしや。  
(三一) 汝は慚と愧とは自相既に同なりと執す、何の理をもつてか能く前の

【二五】 此の二の法等。この二の法は體一といふが故に定んで相應せざるべし。

【二六】 聖教。『瑜伽』五十五。

【二七】 別に起る。前後に生ず。

【二八】 論。『瑜伽』六十九。

【二九】 崇重し等。次に外問を解す。こは外人の問。

【三〇】 所縁は等。慚の所縁は賢善、愧の所縁は暴惡、かく二者所縁異なる。

【三一】 二の失。汝我に俱生せざるを以て難すれど、汝にもこの失あり、されば汝と我と二の失同なるべしといふ。

【三二】 誰か等。論主の答。

【三三】 爾らずんば等。外人の難。

【三四】 善心の等。論主の會通。

【三五】 豈我も。外人の徴。

【三六】 汝は等。論主の釋。

設けたる所の難を遮せむ。

然も聖教に、自と他とを顧みると説けるは、

自と法とを自と名け、世間を他と名く、

或は即ち此が中に善と惡とを崇し拒すといへり、

己を益し損するに於て自他と名く、るが故に。

無貪等とは無瞋癡を等す。此の三を根と名くることは、善を生ずること勝れたるが故に、三不

善根を近く對治するが故なり。

云何なるか無貪なる。

有と有具との於に著すること無きをもつ

て性と爲し、貪著を對治し善を作すをもつて業

と爲す。

云何なるか無瞋なる。

苦と苦具との於に悲無きをもつて性と爲

し、瞋恚を對治し善を作すをもつて業と爲す。

善心の起る時には、隨つて何の境を緣じ

【三】 然も聖教に等。次に自他を解す。

【六】 己を等。己を益するは自、己を損するは他なり。

【九】 無貪等。次に無貪等の三を明す。之に二、初に總釋。

之にまた二、初に頌を牒して顯す。

【四】 云何なる等。次に善根を

釋す。之に二、初に無貪、無瞋。之にまた二、初に別解。

【二】 有と有具。有とは三有の果、即ち三界の果なり。有具とは三有の因なり。

【三】 苦と苦具。苦とは三苦（苦、苦壞苦、行苦）、苦具とはよ



ても、皆みな 有等有とうの於うへに著ちやくすること無く慧いるこ  
と無し、有等有とうに 觀かんつて立つ、要かならず彼かれのみを縁えん  
するものにも非あらず、前まの慚ぜんと愧くとを善ぜんと惡あくと  
に觀まちて立つるが如ごとし。故ゆゑに此この二種しゆは俱ともに善ぜん  
心しんに遍へんせり。

〔四七〕云何なるか無癡なる。諸もろの理りと事じとの於うへ  
に明あきらか解げするをもつて性しやうと爲なし、愚癡ぐちを對治たいぢし  
善ぜんを作なすをもつて業ごふと爲なす。

〔四八〕有義は、無癡むちは即ち慧すなはをもつて性しやうと爲なす。  
集論しゆろんに説とかく、此これは報ほうと教けうと證しやうと智ちとの決擇けつたくす  
るをもつて體たいと爲なす。〔四九〕生得しやうとくと聞もんと思しと修所生しゆしやうとの慧えに次つでの如ごとしといふ、皆みな是これ決擇けつたくの性しやうなるが故ゆゑに。此これは即ち慧えなりと雖いへども、善品ぜんひんに勝すぐれたる功能くわんのうち有ありといふことを顯あらはむが爲ために、煩惱はんなんの見けんの如ごとく故ゆゑに復別ふたべつに説とくといふ。

〔五〇〕有義は、無癡むちは即ち是れ慧えには非あらずして、別べつに自性じしやう有あるべし、正まさしく無明むみやうに對たいして無貪むとんじんの如ごとし、善根ぜんこんに攝あめらるるが故ゆゑに。

く苦を生ずるものないふ。  
〔四四〕善心の等。次に總解。  
〔四五〕有等。有・有具・苦・苦具。  
〔四六〕觀ちて。觀は觀待なり、相對すること。食を有と有具とに對し、瞑を苦と苦具とに對して二が別相を立つ。されど必ずしも無貪が有と有具とを縁じ、無瞋が苦と苦具とを縁するものにも非ざるなり。

〔四七〕云何なる等。次に無癡。  
〔四八〕有義は等。次に廣解。之に二、初に略示。  
〔四九〕生得と等。以上は無著の本論の文にして以下は弟子師子覺すしやく Radhasimhaの之を釋せる文なり。曰く報・教・證・智を次での如く、生得と聞と思と修所生との慧に配す。  
〔五〇〕煩惱の見等。煩惱の中に見の用勝れたるが故に別に説くが如し。今亦然り。

〔五一〕有義は等。次に第二師。

【三】論に、大悲は無瞋・癡に攝められて、根に攝めらるるには非ずと説けるが故に。若し彼い無癡は慧を以て性と爲すといはば、大悲をば、力等の如く、慧等の根に攝む應し。

又若し無癡は別の自性無しといはば、不害等の如く、實物に非ざる應し。便ち【番】論に、十一

善の中に、【番】三は世俗有なり餘は皆是れ實なりと説けるに違しぬ。

然も集論に、慧をもつて體と爲すと説けるは、彼が因と果とを擧げて此が自性を顯すなり、忍と樂とを以て信の自體を表せるが如く理しい必ず爾る應し。

貪・瞋・癡は六識と相應し、正しき煩惱に攝められ、惡を起すこと勝れたるを以ての故に、不善根と立つ。

【番】彼を斷ずるとき、必ず通と別との對治に由る、通とは唯善の慧なり、別とは即ち三根なり。此に由つて無癡は必ず別に有る應し。

【五二】論。『瑜伽』五十七。ここに根とは二十二根を指す。

【五三】力。十力のこと。如來に具ふる十種の勝れたる力。

【五四】論。『瑜伽』五十五。

【五五】三。不放逸・行捨・不害。

この三は世俗有にして、餘の八は實なりと云へば、その八の中に無癡あるを以て、之れ豈害なるに非ずや。

【五六】然も等。『集論』に慧を以て無癡の體と爲すと説ける

は、癡の因と果とを擧げてその自性を顯せるなり。曰く無

癡の因及び果は皆四慧(報・教・證智)に通すれば、今の因と果とを擧げてその自證を顯せるなり。

【五七】忍と樂。忍とは勝解にして信の因、樂とは欲にして信の果。

【五八】彼を等。後に別釋。

【五九】三根。無貪・無瞋・無癡。

【六〇】 勤といふは、謂く精進ぞ、善惡品の修し

斷せらるる事の中に於て、勇悍なるをもつて性

と爲し、懈怠を對治し善を満たすをもつて業と爲す。

【六一】 勇とは精進なることを表して、諸の染法

を簡ぶ、悍とは精純なることを表して、淨無記

をえらぶ、即ち精進をば、唯善性のみに攝むと

いふことを顯す。

此が相の差別なること、略して五種有り、所

謂 被甲と加行と無下と無退と無足とにて。

即ち經に説く所、有勢と有勤と有勇と堅猛と

不捨善軛となり、次での如く應に知るべし。

【六二】 此の五が別なることをいはば、謂く、初發

心と自分と勝進と自分行の中の三品と別なるが故に。

【六〇】 勤といふは等。次に勤。之に二、初に略解。

【六一】 勇とは等。次に廣釋。

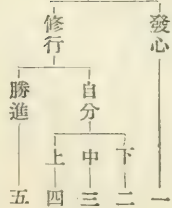
【六二】 被甲等。被甲とは、猛利の樂欲を發起するをいふ。經

には有勢と名けたり。甲を著て陣に入るに即ち畏るるところなくして大威勢あるが如し。次に加行とは堅固勇悍の方便を起すをいふ。經には有勤と名く、その心を堅固にして自ら策勵すと云へるなり。

次に無下とは證得せむが爲に自ら輕蔑せず、亦法の懼なきをいふ。經には有勇と名けたり。自ら卑下せずして更に益と勇銳なり。次に無退とは、能く忍び寒熱等の苦を受け、劣等の善に於て厭足を生ぜずして、最後の勝品の功德等を欣求するをいふ。經には堅猛

と名けたり。苦に遭ふとも堅くその志を猛にするなり。次に無足とは、後に漸次諸觀の如き最後の勝道に入るをいふ。經に不捨の善軛と名く、軛は車の軛なり、牛に軛するを以て、牛をして出でざらしめ、能く所往あるなり。善法も亦然り、修行者に軛して善品を越えず、涅槃の宮に往かしむ、修すれども曾て足らず、故に喩に従つて稱となす。

【六三】 此の五が等。文意次の圖の如し。



或は初發心と長時と無間と殷重と無餘との修差別なるが故に。

或は資糧等の五の道別なるが故に、二乘の究竟道には大菩提を欣

ぶが故に、諸佛の究竟道には他を利樂せむことを樂ぶが故に。

或は、二の加行と無間と解脫と勝進と別なるが故に。

安といふは、謂く輕安ぞ、麤重を遠離し身心を調暢して堪任するを

もつて性と爲し、昏沈を對治し依を轉ずるをもつて業と爲す。

謂く、此が能く定を障ふる法を伏除して、所依止をして轉じて安適なら

令むるが故に。

不放逸とは、精進と三根との、所斷修の於に防し修するをもつて

性と爲し、放逸を對治し、一切の世出世間の善事を成滿するをもつて業と

爲す。

謂く、即ち四の法が斷と修との事に於て皆能く防し修するを、不放逸

と名く、別に體有るものには非ず、異の相無きが故に、惡事を防し善事を

修する中に於て、四が功能に離れては別の用無きが故に。

信と慚との等きも、亦此の能有りと雖、而も彼の四に方るに勢用微劣な

【四】資糧等の五。資糧・加行・見道・修道・無學道。

【五】二乘の等。既にこれ三乘に通ず、三乘の無學は果已に成滿するに非ずや、如何が無足と云ひ、不捨善轡といふや、之に答へて、先づ二乘の究竟道即ち二乘の無學は心を廻して大菩提を喜ぶが故に、又諸佛の究竟道には、永く未來際を盡して有情を利樂せむと樂ぶが故に、かく皆無足と云ひ、不捨善轡と名くるを得るなり。

【六】二の加行。近遠の二の加行。

【七】安といふは等。次に輕安。

【八】不放逸とは等。次に不放逸。

【九】三根。無貪・無瞋・無癡。

【一〇】四の法。精進と三根と。

り、根にも遍策するにも非ず、故に此が依に非ず。

【三】 豈防し修するいい是れ此が相用にあらずや。

【三】 防し修するぞといはば、何を精進と三根とに異なる。

【三】 彼は要す此を待つて方に作用有りといふ。

此も復餘を待つ應し、便ち無窮の失有りぬ。

【四】 勤は唯遍策するのみ、根は但依のみと爲る、如何ぞ、彼いい防し修す

る用有りと説く。

汝が防修の用、其の相云何、若し普く依持するぞといはば、即ち無貪等

なり、若し遍く策録するぞといはば、精進に異らず、惡を止り善を進むる

ぞといはば、即ち總じて四の法なり、散亂せざら令むるぞといはば、是れ

等持なる應し、同じく境を取ら令むるぞといはば、觸と何ぞ別なる、忘失

せざら令むるぞといはば、即ち是れ念なる應し。

是の如く不放逸の用を推尋するに、無貪等に離れて竟に得可からず、故

に不放逸は定んで別體無し。

【七】 云何なるか行捨なる。

【七】 豈等。外人の間

【三】 防し等。論主の返實。精進と三根とも防し修する故に

かく質す。

【七】 彼…此。彼とは精進と三根との四法、此とは不放逸。

【七】 勤は等。四法中精進は唯遍く善心を策するのみ、又三

根は唯善法が依となるのみ、されば、何ぞ此四法よく防修

の用あらむやと。

【七】 云何なるか等。次に行捨。

精進しやうじんと三根さんこんとの、心しんをして平等びやうどうに正直しやうちきに無功用むくゆうに住せし令しむるをもつて性しやうと爲なし、掉舉てうこを對治たいぢし靜じつに住せしむるをもつて業ごふと爲なす。

謂いはく、即すなはち四しの法ほふが、心しんに掉舉てうこ等の障さはりを遠離えんりして靜じつに住せし令しむるを捨しゃと名なく。平等びやうどうに正直しやうちきに無功用むくゆうに住せしむる、初しよと中ちゆうと後ごとの位くらゐにおいて、捨しゃの差別しやべつを辨べんず。不放逸ふほういつの、先まづ雜染ざせんを除のぞきつるによつて、捨しゃい復心またしんを寂靜じやくじやうにして住せし令しむるなり。

此これは別體べつたい無し、不放逸ふほういつの如ごとく、彼かの四しの法ほふに離はなれて相さうと用ゆうと無なきが故ゆゑに。能よく寂靜じやくじやうなら令しむるをいはば、即すなはち四しの法ほふなるが故ゆゑに。寂靜じやくじやうなら令しめらるるをいはば、即すなはち心等しんとうなるが故ゆゑに。

【七七】云何なるか不害なる。

諸もろの有情うじやうに於おいて損惱そんノウを爲なさず無瞋むしんなるを性しやうと爲なし、能よく害がいを對治たいぢし悲愍ひみんするをもつて業ごふと爲なす。

謂いはく、即すなはち無瞋むしんが、有情うじやうの所ところに於おいて損惱そんノウを爲なさざるを、假かつて不害ふがいと名なく。

【七六】無瞋は、物の命いのちを斷だんする瞋しんに翻對ほんたいせり、不害ふがいは、正ただしく物ものを損惱そんノウする害がいに違みせり。

【七五】無瞋は樂らくを與あたふ、不害ふがいは苦くを抜ぬく。是これを此この二にが麤相そさうの差別しやべつと謂いふ。

理實りじつをもつていはば、無瞋むしんは實じつに自體じたい有り、不害ふがいは彼かの一分ぶんに依よつて假立かりたせり。慈じと悲ひとの二にの相さう

【七六】 心等。四法を除く他の心等。

【七七】 云何なる等。次に不害。

【七八】 無瞋は等。無瞋と不害との別立すべき所以を明す。之

に二説ありて、今はその第一説。

【七九】 無瞋は等。こは第二説。

の別なることを顯さむが爲の故に。有情を利樂するに、彼の二いい勝れたるが故なり。

〔一〇〕有るが説かく、不害は即ち無瞋には非ず、別に自體有り、謂く賢善なる性ぞといふ。

此が相云何ぞ。

謂く、損惱せざるなりといふ。

無瞋も亦爾るべし、寧ぞ別に性有りといふ。謂く、有情に於て損惱を爲さず、慈悲賢善なるいはい是れ無瞋なるが故に。

〔一一〕及といふは、十一より義別なる心所ありといふことを顯す、謂く、欣と厭との等き善の心所法ぞ。

義別なること有るをもつて種種の名を説くと雖、而も體異なること無し、故に別に立てず。

欣といふは、謂く、欲と俱なる無瞋の一分ぞ、所欣の境の於に憎恚せざるが故に。

〔一二〕不忿と恨と惱と嫉との等きも亦然なり、應に隨つて正しく瞋の一分に翻せるが故に。

〔一〇〕有るが等、薩婆多の説。

〔一一〕及といふは等。以下長行に三ある中の第三諸門分別の一段なり。之に十二。初に義を以て所餘を攝すてふことを明す。ここに及といふは、本頌に「行捨と及び不害とぞ」といふ及の字を釋せるにして、この字には相違と合集との義ありて、相違とは善の十一各各皆その體別なることを顯し、合集とは、十一より外に猶別の心所ありとふことを顯す。

〔一二〕不忿と等。不忿と不恨と不惱と不嫉と等は、忿・恨・惱・嫉等に翻じて立つ、何れも瞋の一分なり。

厭おんといふは、謂いはく、慧ゑと俱くなる無貪むとんの一分ぶんぞ、所厭しょおんの境きやうの於うへに染著ぜんぢやくせざるが故ゆゑに。

不憚ふけんと憍けうとの等まさきも當まさに知るべし亦然またしかなり、應おほしに隨したがつて正まさしく貪とんの一分ぶんに翻ほんせるが故ゆゑに。

不覆ふくと誑わうと諂てんとは無貪むとん癡ちの一分ぶんなり、應よろしに隨したがつて正まさしく貪とん癡ちの一分ぶんに翻ほんせるが故ゆゑに。

有義うぎは、不覆ふくは唯ただ無癡むちの一分ぶんなり、處ところとして覆ふくは亦また貪とんの一分ぶんにもありと

説とけること無なきが故ゆゑに。

有義うぎは、不慢ふまんは信しんの一分ぶんに攝さめらる、謂いはく、若もし彼かれを信しんするときは

彼かれを慢まんせざるが故ゆゑにといふ。

有義うぎは、不慢ふまんは捨しゃの一分ぶんに攝さめらる、心平しんびやう等とうなる者ものは高慢かうまんせざるが故ゆゑに

といふ。

有義うぎは、不慢ふまんは慚ぜんの一分ぶんに攝さめらる、若もし彼かれを崇重すうぢゆうするときは、彼かれ

を慢まんせざるが故ゆゑにといふ。

有義うぎは、不疑ふぎは即すなはち信しんに攝さめらる、謂いはく、若もし彼かれを信しんじぬるときには、猶豫いうよすること無なきが故ゆゑに

といふ。

有義うぎは、不疑ふぎは即すなはち正勝しやうしやう解げなり、決定けつていの者ものは、猶豫いうよすること無なきを以もつての故ゆゑにといふ。

有義うぎは、不疑ふぎは即すなはち正慧しやうゑに攝さめらる、正見しやうけんの者ものは、猶豫いうよすること無なきを以もつての故ゆゑにといふ。

【八三】 不覆等。この義と次の義

との二義中この義可なり。

【八四】 有義は等。以下不慢に就

いて三説あり。

【八五】 有義は等。この説可な

り。

【八六】 有義は等。以下不疑に就

いて三説あり。

【八七】 有義は等。この説可な

り。



不散亂の體は、即ち正定に攝めらる。正見と正知とは、俱に善の慧に攝めらる。不<sup>ふ</sup>忘<sup>まう</sup>念<sup>ねん</sup>とは、即<sup>すなは</sup>ち是<sup>こ</sup>れ正<sup>しやう</sup>念<sup>ねん</sup>なり。

悔<sup>げ</sup>と眠<sup>みん</sup>と尋<sup>じん</sup>と伺<sup>し</sup>とは染<sup>ぜん</sup>不染<sup>ふぜん</sup>に通<sup>つう</sup>ず、觸<sup>そく</sup>・欲<sup>よく</sup>等の如<sup>ごと</sup>し、別<sup>べつ</sup>に翻<sup>はん</sup>對<sup>たい</sup>すること<sup>こと</sup>は無<sup>な</sup>し。

へんに 何<sup>なに</sup>に緣<sup>えん</sup>つてか、諸<sup>しよ</sup>染<sup>ぜん</sup>の翻<sup>はん</sup>せる所<sup>ところ</sup>を、善<sup>ぜん</sup>の中<sup>なか</sup>に、有<sup>あ</sup>るは別<sup>べつ</sup>に建<sup>けん</sup>立<sup>りふ</sup>し有<sup>あ</sup>るは爾<sup>しか</sup>らざりぬる。

相<sup>さう</sup>用<sup>よう</sup>別<sup>べつ</sup>なる者<sup>もの</sup>のみを便<sup>べん</sup>ち別<sup>べつ</sup>に之<sup>これ</sup>を立<sup>た</sup>てたり、餘<sup>よ</sup>の善<sup>ぜん</sup>は然<sup>しか</sup>らず、故<sup>ゆゑ</sup>に責<sup>な</sup>む應<sup>べ</sup>からず。

又<sup>また</sup>諸<sup>しよ</sup>の染<sup>ぜん</sup>法<sup>ぽう</sup>の、六<sup>しき</sup>識<sup>しき</sup>に遍<sup>へん</sup>せる者<sup>もの</sup>は勝<sup>すむ</sup>れたるが故<sup>ゆゑ</sup>に、之<sup>これ</sup>に翻<sup>はん</sup>じて別<sup>べつ</sup>に善<sup>ぜん</sup>法<sup>ぽう</sup>と立<sup>た</sup>てたり。(へんに) 慢<sup>まん</sup>等<sup>とう</sup>と忿<sup>ふん</sup>等<sup>とう</sup>とは、唯<sup>ただ</sup>意<sup>い</sup>識<sup>しき</sup>のみと俱<sup>く</sup>なるをもつてなり。

害<sup>がい</sup>も亦<sup>また</sup>然<sup>しか</sup>なりと雖<sup>いへど</sup>、而<sup>しか</sup>も屢<sup>しばしば</sup>現<sup>げん</sup>起<sup>き</sup>し、他<sup>た</sup>を損<sup>そん</sup>惱<sup>なう</sup>するが故<sup>ゆゑ</sup>に、無<sup>む</sup>上<sup>じやう</sup>乘<sup>じやう</sup>の勝<sup>しょう</sup>因<sup>いん</sup>たる悲<sup>ひ</sup>を障<sup>さ</sup>ふるが故<sup>ゆゑ</sup>に、彼<sup>かれ</sup>が増<sup>ぞう</sup>上<sup>じやう</sup>の過<sup>くわ</sup>失<sup>しつ</sup>を了<sup>れう</sup>知<sup>ち</sup>せしめむが爲<sup>ため</sup>に、翻<sup>はん</sup>

じて不<sup>ふ</sup>害<sup>がい</sup>と立<sup>た</sup>てたり。

先<sup>しやう</sup>念<sup>ねん</sup>と散<sup>さん</sup>亂<sup>らん</sup>と及<sup>およ</sup>び不<sup>ふ</sup>正<sup>しやう</sup>知<sup>ち</sup>とをば、翻<sup>はん</sup>じて別<sup>べつ</sup>境<sup>きやう</sup>に入<sup>い</sup>れたるをもつて、善<sup>ぜん</sup>の中<sup>なか</sup>には説<sup>と</sup>かず。

【八】 何<sup>なに</sup>に等<sup>とう</sup>。次に問<sup>もん</sup>答<sup>たふ</sup>廢<sup>はい</sup>立<sup>りつ</sup>。

今<sup>いま</sup>文<sup>ぶん</sup>の意<sup>い</sup>は、根<sup>こん</sup>本<sup>ほん</sup>と隨<sup>ずい</sup>惑<sup>わく</sup>と合<sup>あ</sup>せて廿<sup>じふ</sup>六<sup>ろく</sup>ある中<sup>ちゆう</sup>、今<sup>いま</sup>は但<sup>ただ</sup>隨<sup>ずい</sup>惑<sup>わく</sup>の十<sup>じふ</sup>一<sup>いつ</sup>のみ別<sup>べつ</sup>に翻<sup>はん</sup>じて善<sup>ぜん</sup>となし、餘<sup>よ</sup>のものなば別<sup>べつ</sup>に翻<sup>はん</sup>對<sup>たい</sup>せざるは何<sup>なに</sup>故<sup>こ</sup>なりやと問<sup>もん</sup>ふなり。

【九】 慢<sup>まん</sup>等<sup>とう</sup>と等<sup>とう</sup>。本<sup>ほん</sup>惑<sup>わく</sup>の十<sup>じふ</sup>の中<sup>ちゆう</sup>貪<sup>こん</sup>・瞋<sup>しん</sup>・癡<sup>ち</sup>の三<sup>さん</sup>を除<sup>のぞ</sup>く餘<sup>よ</sup>の七<sup>しち</sup>と、小<sup>せう</sup>隨<sup>ずい</sup>惑<sup>わく</sup>の十<sup>じふ</sup>の中<sup>ちゆう</sup>害<sup>がい</sup>を除<sup>のぞ</sup>く餘<sup>よ</sup>の九<sup>きゆう</sup>法<sup>ぽう</sup>とは、唯<sup>ただ</sup>意<sup>い</sup>識<sup>しき</sup>のみに起<sup>お</sup>ず、故<sup>ゆゑ</sup>に翻<sup>はん</sup>じて別<sup>べつ</sup>に善<sup>ぜん</sup>と立<sup>た</sup>てざるなり。

【一〇】 害<sup>がい</sup>も等<sup>とう</sup>。害<sup>がい</sup>も亦<sup>また</sup>意<sup>い</sup>識<sup>しき</sup>のみにありて六<sup>ろく</sup>識<sup>しき</sup>に遍<sup>へん</sup>せずと雖<sup>いへど</sup>、之<sup>これ</sup>に翻<sup>はん</sup>じて不<sup>ふ</sup>害<sup>がい</sup>を立<sup>た</sup>てし所<sup>ところ</sup>由<sup>よし</sup>を述<sup>の</sup>ぶ。

【九二】染と淨と相翻するに、淨は寧んぞ染より少なきや。

淨は勝れ染は劣れり、少なきは多きに敵たるが故なり。

又、解は理いい通せるをもつて、多くの同體なるを説くなり、迷の情は事局するをもつて、相

に隨つて多に分てり、故に染と淨とを齊しく責

む應からず。

【九三】此の十一の法において、三は是れ假有な

り、謂く、不放逸と捨と及び不害とぞ。義は前

に説きつるが如し。餘の八は實有なり、相と用

と別なるが故に。

【九四】有義は、十一において四は善心に遍せり、

精進と三根とは、善品に遍するが故に、餘の七

は不定なり。

【九五】事理を推尋するに、未だ決定せざる時には信を生ぜざるが故に。慚と愧とは同類なるをもつ

て、依處各別なれども、隨つて一を起す時に第二無きが故に、要す世間道をもつて煩惱を斷ずる時に

輕安有るが故に。不放逸と捨とは、無漏道の時に方に起ることを得るが故に。有情を悲愍する時に乃

【九一】染と淨と等。次に多少を  
微責す。

【九二】又解は等。淨法は解にし  
て、解は理通じ相融するを以

て、少數なる十一法に多くの  
法の同體なるを攝すべし、迷

情は物の理を隔てて事體既に  
局るを以て、染の増せる相に

隨ふが故に、多種に分つ。故  
に染を淨に望めて齊しく責む

べからず。

【九三】此の十一等。次に假實分

別。

【九四】有義は等。次に俱起分  
別。之に二、初に第一師。之

にまた三、初に標宗。

【九五】事理を等。次に立理。

【九六】慚と愧等。この二は自と  
他との力によつて起れば、そ

の體別なれども、俱に羞恥を  
以てその自相とす、是れ同類

なるを以て定んで俱起せざる  
なり。

ち不害有るが故に。

(九七) 論に説かく、十一は六の位の中に起る、謂く、決定の位には信しい相應すること有り、染を止息する時には慚と愧と起ること有り、自と他とを顧みるが故に、善品の位には精進と三根と有り、世間道の時には輕安起ること有り、出世道には捨と不放逸と有り、衆生を攝する時には不害有るが故にといふ。

(九八) 有義は、彼が説くこと未だ理に應ずと爲すべからず。事理を推尋するに未だ決定せざる心に信若しせずといはば、是れ善に非ざる應し、染心等の如し、淨信無しといふが故に。(九九) 慚と愧とは類異り、依は別なれども境は同なり、俱に善心に遍せりといふことは前に已に説きてしが故に。若し出世道に輕安生せずといはば、此の覺支は無漏に非ざる應きが故に。又掉と放逸とを伏せざる應きが故に、有漏の善心をもつて、寂靜にも防惡修善にも非ざる應きが故に。又掉と放逸とを伏せざる應きが故に、有漏の善心にも既に四の法を具せるをもつて、出世道の如く、(一〇〇) 二有る應きが故に。善心の起る時には、皆物を損せず、能損の法に違へるをもつて、不害有るべきが故に。

(一〇一) 論に、六の位に十一を起すと説けるは、彼

【九七】 論に説かく等。次に引證。『瑜伽』五十五の文なり。この文によりて精進と三根との四法のみ一切の善心に遍し、餘の七法は然らざることを知るべし。

【九八】 有義は等。次は第二師。

之に五、初に前説を破す。この第二師の説を以て正義とす。【九九】 慚と愧等。自他に依るを以て別なりと雖、而も境は同なり、一時に俱起すべし。【一〇〇】 二。捨と不放逸と。【一〇一】 論に等。次に難を釋す。

彼の増せるに依つて此此の説を作す、故に彼が所説は定んで理に應せるには非ず。

【一〇九】應に説くべし、信等の十一の法の中に、十

は善心に遍せり、輕安は遍せず、要す定位に在

つてのみ方に輕安有り、身心を調暢せしむること

とは、餘の位に無きが故に。

【一〇八】決擇分に、十の善の心所は、定と不定と

の地にて皆善心に遍せり、定地の心の中には輕

安を増すと説けるが故に。

【一〇七】有義は、定の加行も亦定地といふ名を得、彼も亦微しく調暢なる義有るが故に。斯に由つて欲

界にも亦輕安有り、爾らずんば便ち、本地分に、信等の十一は一切地に通ずと説けるに違しなむ。

【一〇六】有義は、輕安は唯定のみ有ること有り、定に滋養せらるるに由つて調暢なること有るが故に。

論に、欲界の諸の心心所は輕安を闕きたるに由つて不定地と名くと説けり。一切地に十一有りと

説けるは、有尋同等の三地に通じて皆有るが故なり。

【一〇五】此の十一種は、前に已に具に、第七八識にては位に隨つて有無なりといふことを説きつ。第六

彼彼とは緣六ありて一にあらざるを以てかくいふ。之に對して此此といふ、此此とは決定位には信相應し、染を止息する時には慚愧起る等と六の類あればかくいふ。

【一〇三】應に等。次に正を顯す。

【一〇二】決擇分に等。次に引證。

【一〇一】瑜伽二六十九の文。

【一〇〇】有義は等。次に異説を以て疑を解す。之に二、初に第

一師。【一〇五】本地分。『瑜伽』第三。

【一〇六】有義は等。次に第二師。之れ正義の説なり。之にては輕安は唯上界の定地にのみありといふ。

【一〇七】論。『瑜伽』第六十三。

【一〇八】有尋同等の三地。初定と中間と上地となり。

【一〇九】此の十一種等。次に八識分別。

識の中において、定の位には皆具す、若し定に非ざる位ならば、唯輕安のみを闕きたり。

【一〇】有る義は、五識には唯十種のみ有り、自性散動にして輕安無きが故にといふ。

【一一】有る義は、五識にも亦輕安有り、定に引かれて善なる者は、亦調暢なること有るが故に、成所作智と俱なるには、必ず輕安有るが故にといふ。

【一二】此の善の十一は何れの受とか相應する。

十は五と相應す、一は憂苦をば除く、逼迫の受有つて調暢なるは無きが故に。

【一三】此は別境と皆相應することを得、信等と欲等とは相違せざるが故に。

【一四】十一ながら唯善なり。

【一五】輕安は欲には非ず、餘は三界に通ず。

【一六】皆學等の三なり。

【一七】見所斷には非ず、瑜伽論に、信等の六種は唯修所斷なり、非所斷なりと説けるが故に。

【一〇】有る義。安慧の説。  
 【一一】有る義。護法の説。  
 【一二】此の善の等。次に受俱分別。曰く、十一の中、輕安を除いて餘の十は三界に遍すれば五受と相應す。輕安は憂・苦と相應せず、是れ、身心を調暢する輕安と逼迫の憂・苦とは全然相反すればなり。而して憂・苦は欲界にあり、故に輕安は欲界に無しとす。  
 【一三】此は別境等。次に別境相應。  
 【一四】十一ながら等。次に三性分別。  
 【一五】輕安は等。次に三界分別。  
 【一六】皆學等。次に一切の學に通ずること。即ち有學・無學・非二學の一切に皆通ず。  
 【一七】見所斷等。次に三段分別。『瑜伽』五十七に信等の五と未知當知根との六種は唯修所斷なり非所斷なりとあるを以て、こは見所斷ならざるを知るべし。

餘の門を分別することは、理の如く思ふ應し。

(二〇) 是の如く已に善の位の心所をば説きつ。煩惱の心所の其の相云何。

(二一) 頌に曰く、

煩惱謂貪瞋 煩惱といふは謂く貪と瞋と、

癡慢疑惡見 癡と慢と疑と惡見とぞ。

(二二) 論に曰く、此の貪等の六は、性是れ根本煩惱に攝めらるるが故に、煩

惱といふ名を得。

(二三) 云何なるをか貪と爲す。

有と有具との於に染著するをもつて性と爲し、能く無貪を障へ、苦を生ずるをもつて業と爲す。

謂く、愛の力に由つて取蘊生ずるが故に。

(二四) 云何なるをか瞋と爲す。

苦と苦具との於に増恚するをもつて性と爲し、能く無瞋を障へ、不安と惡行との所依たるをもつて業と爲す。

【二〇】是の如く等。以下五頌を以て別して心所を顯すに五ある中第三に根本煩惱位。之に二、初に徵起。

【二一】頌に曰く等。次に正説。之に二、初に頌。

【二二】論に曰く等。次に長行。之に三、初に煩惱の得名を釋す。

【二三】云何なる等。次に體業を出す。之に六、初に貪。

【二四】云何なる等。次に瞋。

謂く、瞋は必ず身心を熱惱して諸の惡業を起さ令む、不善性なるが故に。

云何なるをか癡と爲る。

諸の理と事との於に迷闇なるをもつて性と爲し、能く無癡を障へ、一切の雜染が所依たるをもつて業と爲す。

謂く、無明に由つて疑と邪定と貪等の煩惱と隨煩惱業とを起して、能く後生の雜染の法を招くが故に。

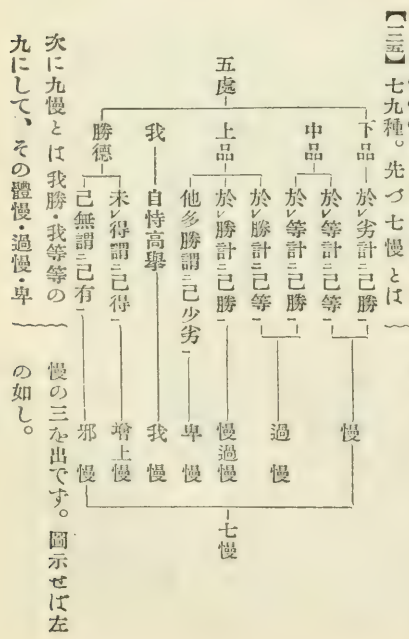
云何なるをか慢と爲る。

己を恃んで他の於に高擧するをもつて性と爲し、能く不慢を障へ苦を生ずるをもつて業と爲す。

謂く、若し慢有るひとは、徳と有徳との於に心謙下せず、此に由つて生死に輪轉すること窮り無し、諸苦を受くるが故に。

此の慢の差別なること 七・九種有り、謂く、三品と我と徳との處に於て生ず、一切皆見修所

慢・過慢等の七なり、次の圖の如し。



斷に通じ、聖の位にも我慢既に現行することを得、慢類も斯に由つて起るといふに亦失無し。

【三三】云何なるをか疑と爲る。

諸の語と理との於に猶豫するをもつて性と

爲し、能く不疑の善品を障ふるをもつて業と爲す。

謂く、猶豫の者には善生せざるが故に。

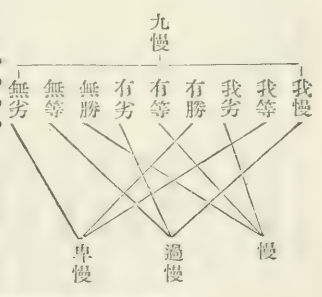
【三三】有義は、此の疑は慧を以て體と爲す、猶豫して簡擇するを説いて疑と爲せるが故に、【三二】毘

をもつて末底を助けたる、是れ疑の義なるが故に、末底と般若とは義異なること無きが故に。

【三三】有義は、此の疑は別に自體有り、慧を決せざら合むるなり、即ち慧には非ざるが故に。

【三三】瑜伽論に六煩惱を説くが中に、見は世俗有なり、即ち慧の分なるが故に、餘は是れ實有なり、別に性あるが故にといふ。

毘しい末底を助けたるをもつて、慧を執じて疑と爲すといはば、毘しい 【三三】若南を助けたるをもつ



【三六】云何なる等。次に疑。之に二、初に正説。

【三二】有義は等。次に料簡。之に二、初に異義。

【三三】毘をもつて末底を助く。

末底(【三二】は字界にして、これ慧の義なり、之に種種てふ

義を有する字縁の毘(Vi)を加へ、毘末底(Vimati)とすれば疑の義となる。されば末底と般若(慧)とは義異なることなし。

【三五】有義は等。次に正義。

【三〇】瑜伽論。第五十五。

【三一】若南。若南(Viṇāna)は字界にしてこは智の義なり。之に字縁の毘(Vi)が加はりて毘若南(Viṇāna)となれば識の義となる。かく字界はその助くる字縁の力によつて義轉ず、されば識の體即智ならず。今亦然り、疑の體即慧なるには非ざるなり。



て、智を識と爲す應し、界は助くる力に由つて義便ち轉變す、是の故に此の疑は慧をもつて體と爲すものには非ず。

【三】云何なるか悪見なる。

諸の諦理の於に顛倒に推度する染の慧をもつて性と爲し、能く善の見を障へ苦を招くをもつて業と爲す。

謂く、悪見の者は多く苦を受くるが故に。

【三】此の見の行相の差別なること五有り。

【三】一には薩迦耶見、謂く、五取蘊の於に我我所と執ず、一切の見趣が所依たるをもつて業と爲す。

此の見るの差別なること、【三】二十句と六十五との等き有り、分別起に攝む。

【三】二には邊執見、謂く、即ち彼が於に隨つて斷常と執するを、【三】處中の行と出離とを障ふるをもつて業と爲す。

【三】云何なるか等。次に悪見。之に二、初に正説。

【三】此の見の等。次に別釋。

之に二、初に總標。

【三】一には等。次に別して種類を解す。之に五、初に薩迦耶見。

【三】二十句等。二十句とは、

姑く色蘊に就いて云はば、色

は是れ我、我は色を有す、色

は我に屬せり、我は色の中に

ありと計するが如く、一蘊に

四あり、五蘊にては二十句と

なる。又五の我見と十五の我

所見(十五の我所見とは、五

蘊に三の我所を乘じて得)とにて廿句を得。六十五とは色を以て我となす如く餘の四蘊に於ても亦然り、而して我所に三あり、我瓔珞・我童僕・我器之なり、故に之を五蘊に乗ずれば十五となり、更に之に五見を乘じて六十五を得。

【三】二には等。次に邊見。

【三】彼が於に。彼とは前の身見なり。

【三】處中の等。處中とは斷常を離れし中容なる意、處中の行とは道諦、その出離とは滅諦なり。

【三】處中の行と出離とを障ふる

【三九】此の見の差別をいはずば、諸の見趣の中に、

前際を執する四の遍常論と一分常論と、及び後  
際を計する有想の十六と、無想と俱非とに各い  
八論有ると、七斷論との等き有り、分別起に攝  
む。

【四〇】三には邪見、謂く、因と果と作用と實事と

を謗すると、及び四の見に非ざる諸餘の邪執と  
ぞ、増上縁の如し、名も義も遍せるが故に。

此の見の差別をいはずば、諸の見趣の中に、前  
際を執する 【四一】二の無因論と四の有邊等と不死  
矯亂と、及び後際を計する五現涅槃と有り。

或は、【四二】自在と世主と釋と梵と及び餘の物類  
とは常恆にして易らずと計す。【四三】或は、自在等  
は是れ一切の物の因なりと計す。【四四】或は、有  
は、横に諸の邪解脱を計す。【四五】或は、有るは妄つて

非道を執じて、道と爲す。諸の是の如き等をば皆

【三九】此の見の等。この邊見の

中に六十二見の中の四十七見  
を攝す、四十は常、七は斷な  
り。曰く、四遍常論・四分  
常論・有想十六・無想八論・俱  
非八論・七斷滅論之なり。之  
等の詳細は今の盡すところに  
非ざれば「述記」の所説に讓  
る。宜しく彼を披いてその委  
曲を知るべし。但し前際とは  
過去によつて分別の見を起す  
を云ひ、未來によつて分別の  
見を起すを後際と云ふ。

【四〇】三には等。次に邪見。こ

こに因と果と等といふは、因  
とは施與・愛樂その他一切の  
妙行・惡行あることなし、即  
ち凡ての善惡の因あることな  
しと撥無するをいふ。果とは  
この善惡業に招感せられたる

異熟の果あることなしと撥無

すること。作用とば、世間も  
父母も有情も凡ての社會・國  
家を撥無すること。實事と  
ば、世間の眞の阿羅漢もなし  
と撥無するをいふ。

【四一】二の無因論。之等の詳細  
なる解は「述記」を見るべし。

【四二】自在等。自在とげ自在天  
（第六天）、世主とは大自在天  
（色究竟天）、釋とは帝釋天、  
梵とは梵王（初禪）、餘の物類  
とは自性等なり。

【四三】或は自在等は等。集諦の  
下の邪見なり。

【四四】或は有るは横に等。滅諦  
の下の邪見なり。

【四五】或は有るは妄つて等。道  
諦の下の邪見なり。

邪見に攝む。

【四六】

四には見取、謂く、諸見と及び所依の蘊との於に執じて最勝なりと爲し、能く清淨を得すとす。ふ、一切の闡誨の所依たるをもつて業と爲す。

【四七】

五には戒禁取、謂く、諸見に隨順せる戒禁と及び所依の蘊との於に執じて最勝なりと爲し、能く清淨を得すとす。利無く、勤苦が所依たるをもつて業と爲す。

然も【四八】有る處に、執じて最勝なりと爲るのみを名けて見取と爲し、能く淨を得すと執するのみを戒取と名くと説けるは、是れ【四九】影略して説けり、或は隨轉門なり、爾らずんば如何ぞ、滅に非ざるを

滅と計し、道に非ざるを道と計するを説いて邪見のみと爲し、二取に攝むとはいはざりぬる。

【一〇四】是の如き總と別との十の煩惱の中に、六は俱生及び分別起に通ず。任運にも、思察すると

きにも俱に生ずることを得るが故に、疑と後の三の見とは唯分別起のみなり、要す悪友と或は邪教の力と自ら審に思察するとに由つて方に生ずることを得るが故に。

【一〇五】影略。意の曰く、見取見の中に實は淨を得すと執することあり、又戒禁取見の中にも實は最勝なりと執することあるなり。さり乍ら各一方

【一〇六】四には等。次に見取見。【一〇七】五には等。次に戒禁取見。

【一〇八】有る處。『對法』第一・二・瑜伽第八・顯揚第一及び五蘊論等を指す。

【一〇九】影略。意の曰く、見取見の中に實は淨を得すと執することあり、又戒禁取見の中にも實は最勝なりと執することあるなり。さり乍ら各一方

【一一〇】是の如き等。後に諸門分別。之に十二、初に分別俱生。之にまた二、初に正しき分別。總・別とは、貪・瞋・癡・慢・疑・惡見の六を總、更にその惡見を開いて五とせるを別とす。この十の分別・俱生の通局左圖の如し。

【一一一】是の如き等。後に諸門分別。之に十二、初に分別俱生。之にまた二、初に正しき分別。總・別とは、貪・瞋・癡・慢・疑・惡見の六を總、更にその惡見を開いて五とせるを別とす。この十の分別・俱生の通局左圖の如し。

【五二】邊執見の中に俱生に通ずるをば、有義は、唯斷のみなり、常見は相麤なるをもつて、惡友等の方に方に引生せらるる。

故に 〔五三〕瑜伽等に説かく、何れの邊執見か是れ俱生なるや。謂く斷見に攝むるぞ、現觀を學する者は是の如き怖を起す、今我が我は何れの所にか在らむやといふ。

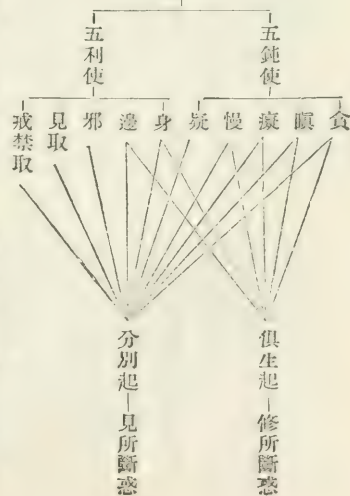
故に禽獸の等きは、若し違縁に遇ふときには皆我い斷ちなむかと恐れて驚怖することを起すといふ。

〔五四〕有義は、彼の論は麤相に依つて説けり、理實をもつていはば、俱生も亦常見に通ず。

謂く、禽獸の等きは我は常に存すと執じて、熾然に長時の資具を造り集む。

故に 〔五五〕顯揚等の諸論に皆説かく、五取蘊の

根本十惑



圖の鈍使・利使とは、食等の五は身見等の五に比するにその性差鈍にして、而も心を驅使する煩惱なるが故に鈍使と云ひ、身見等の五は快利の煩惱にして、常に心を驅使する故に利使と云ふなり。

【五五】邊執見等。次に異を解す。之に二、初に第一解。

【五五】瑜伽等。『瑜伽』八十六。『對法』四及び七等を指す。

【五五】有義は等。第二解。曰く

「瑜伽」等は麤相によつて説けるにして、理實には俱生も亦常見に通ずといふ。曰く、現觀を得たる者無我觀に入り已つて、分別の我は已に斷じ訖ると知り、出觀の時に便ち恐怖を生じて、今我が我は何れの所にあると云ふ。この初の我は俱生の我にして、後の我は分別の我なり。故に修道の中にも常見なしといふべからず。かの禽獸の如き

於に斷と執じ常と計するは、或は是れ俱生なり  
或は分別起なりといふ。

此の十の煩惱において、誰は幾くとか相應する。

二の境は必ず同にあらざるが故に、境の於に決せざるときには染著すること無きが故に。貪は慢と見とは或は相應することを得、所愛と所陵との境一に非ざるが故に、俱起せずと説けり。所染と所恃とは境同なる可きが故に、相應することを得と説けり。五見の境に於ては皆可愛なるが故に、貪と五見と相應すといふに失無し。

二(五) 瞋は慢と疑とは、或は俱に起ることを得、所瞋と所恃との境一に非ざるが故に、相應せずと説けり。所箴と所憎とは境同なる可きが故に、俱起することを得と説けり。初に猶豫する時には未だ彼を憎せざるが故に、俱起せずと説けり、久しく思へども決せざるときには、便ち憤發するが故に、相應することを得と説けり。

は、常に我が存すと執して、旺んに長時の窟穴とその器具とを造り集め、又長時の飲食とその資具とを集む、かくの如きことをなすは我の斷盡せむことを怖れてなり。これ定んで俱生あるが故なり。

【四】顯揚等。『顯揚』一・『瑜伽』八等。

【五】此の十の等。次に自類相應。之に二、初に問。

【六】貪は等。次に答。之に六、初に貪を首となす。文に「愛と憎と」等といふは、貪と

瞋との俱ならざるを示し、「境の於に」等の文は、貪と疑との俱ならざるを示す。

【五】所愛と等。こは「瑜伽」五十八に貪と慢と相應することを得すと云へるを會通せるなり。

【六】瞋は等。次に瞋を首となす。文に「所瞋と所恃と」等といふは瞋と慢との相應に就いて述べ、次の「初に猶豫する」等の文は、瞋と疑との相應に就いて述べ。

【二五】順と違との事を疑ふも應に隨つて亦爾なり。

瞋は二取とは必ず相應せず、執じて（二六）勝なり道なりと爲すときには、彼を憎せざるが故に。

此は三の見とは、或は相應することを得、二七樂有る蘊の於に身と常との見を起すときには、憎することを生ぜざるが故に、相應せずと説けり。苦有る蘊の於に身と常との見を起すときには、憎恚することを生ずるが故に俱起することを得と説けり。斷見は之に翻じて瞋の有無を説けり。（二八）邪見の、惡事と好事とを誹撥するときには、次での如く、瞋或は無し或は有りと説けり。

【二九】慢は境の於に定めたり、疑は則ち然るにはあらず、故に慢は疑と相應する義無し。

慢は五見と皆俱起す容し、行相展轉して相違せざるが故に。

然も斷見とは必ず俱生せず、我が斷なりと執する時には、陵恃すること無きが故に、身と邪見との一分も亦爾なり。

【三〇】疑は審決せず、見と相違す、故に疑は見と定んで俱起せず。

【二五】順と違と等。若し己に順

ぜるの事を疑ふときには、或

は瞋を起さず、曰く苦集二諦

を疑ふなり。又若し己に違ぜ

るの事を疑ふときには、便ち

彼を瞋るを以て、相應するこ

とを得。曰く滅道二諦を疑ふ

なり。

【二六】勝なり等。勝とは見取

見、道とは戒禁取見に當る。

【二七】樂有る等。且く身邊二見

に於ていふ。

【二八】邪見の等。惡事を撥無す

るときには、瞋と俱ならず、

又好事を撥無するときには瞋

と俱なり。

【二九】慢は等。次に慢を首とな

す。

【三〇】疑は等。次に疑を首とな

す。

(二五) 五見は展轉して必ず相應せず、一心の中に多くの慧有るものには非ざるが故に。

(二六) 癡は九種と皆定んで相應す、諸の煩惱の生ずることは必ず癡に由るが故に。

(二七) 此の十の煩惱は、何れの識とか相應する。

藏識には全に無し、末那には 四有り、意識には十ながらを具す、五

識には唯三のみあり、謂く貪と瞋と癡とぞ、分別無きが故に、稱量する

が等きに由つて慢等を起すが故に。

(二八) 此の十の煩惱は何れの受とか相應する。

(二九) 貪・瞋・癡の三は、俱生にもあれ分別にもあれ、一切五受と相應す容し、

貪は邊縁に會へるときには、憂苦と俱なるが故に、瞋は順の境に遇へると

きには、喜と樂と俱なるが故に。

(三〇) 有義は、俱生と分別起との慢は、苦には非ずして四の受と相應す容し、

苦ある劣蘊を恃むときには、憂と相應するが故にといふ。

(三一) 有義は、俱生のは亦苦とも俱起す、意に苦受有るといふことは、

(三四) 前に已に説きてしが故に。分別の慢等は、純苦趣には無し、彼には邪師

【二五】五見は等。次に見を首となす。

【二六】癡は等。次に癡を首となす。

【二七】此の十の等。次に識相應。

【二八】四。癡・見・慢・愛。

【二九】分別等。五識には隨念・計度の分別なき故に慢等無し。又稱量する等に由つて慢等を起す、然るに五識は然らざるを以て俱ならず。

【三〇】此の十の等。次に五受相應。之に二、初に實義を明す。之にまた四。

【三一】貪等。初に貪・瞋・癡。

【三二】有義は等。次に慢。

【三三】有義は等。こは正義の義。

【三四】前。本論五を指す。

と邪教との等き無きが故に。然も彼には惡趣を引く業をば造らず、要す分別起をもつて能く彼をば發すが故にといふ。

疑と後の三の見とは、四の受と俱なる容し、欲にて苦等無からむかと疑ふときに、亦喜受と俱なるが故に。二取は若し愛と俱なる見等を緣じて、爾の時に愛と相應することを得るが故に。

有義は、俱生の身と邊と二の見は、但喜と樂と捨との受とのみ相應す、五識と俱なるには非ず、唯無記のみなるが故に。分別の二の見は、四の受と俱なる容し、苦と俱なる蘊を執じて我我所なり常なりと爲すと、斷見の此に翻せるとは、愛と相應するが故にといふ。

有義は、二の見において若し俱生の者は、亦苦受とも俱なり、純受苦處にして極苦の蘊を緣するときは、苦と相應するが故に。

論に説かく、俱生の一切の煩惱は、皆三の受に於いて現行することを得可しといひ、廣く説くこと。前の如し。餘は前に説くが如し。

此は實義に依つていふ、麤相に隨つていはば、貪と慢と四見とは樂と喜と捨と俱なり、

【七五】疑と等。次に疑及び後の三見。後の三見とは邪見・見取見・戒禁取見之なり。四の受とは苦受を除いて他の四なり。

【七六】有義は等。次に身邊二見。  
【七五】有義は等。こは正義の説。  
【七八】前。本論五を指す。  
【八二】上來の五受相應を一纏め



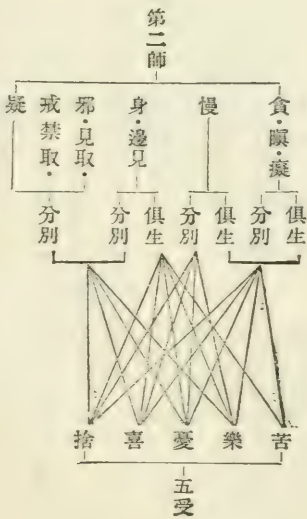
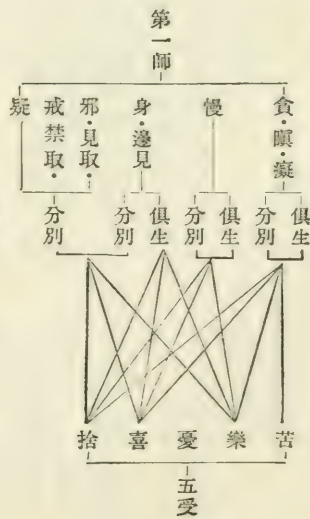
瞋は唯苦と憂と捨と受とのみ俱起す、癡は五受と皆相應することを得、邪見と及び疑とは四と俱なり、苦をば除く。

(二八) 貪と癡との樂と俱なることは下の四の地に通ず、餘の七が樂と俱なることは欲を除いて三に通ず、疑と獨行の癡とは欲にしては唯憂と捨とのみなり。餘は受と俱起することは、理の如く知る應し。

(二九) 此は別境とは幾くとか互に相應する。貪と瞋と癡と慢とは (三〇) 五と俱起す容し、一境に專注するときに定有ることを得るが故に。疑と及び五見とは各、四と俱なる容し、疑には勝解を除く、決定せざるが故に、見は慧と俱なるには非ず、慧に異らざるが故に。

(三二) 此の十の煩惱は何れの性にか攝めらる。

として圖示せば左の如し。圖中第一圖は第一師の説にして、第二圖は第二師の説なり。



【三二】此は實義に等。後に麤相を明す。文の意は左圖の如し。

リ。その第二師の説は正義の説なり。

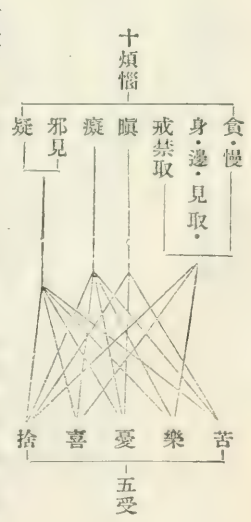
【二七】 瞋は唯不善のみなり、自他を損するが故に、餘の九は二に通ず。上二界のをば唯無記のみに攝む、定に伏せられたるが故に、若し欲界繫のをば、分別起ならば唯不善のみに攝む、惡行を發するが故に、若し是れ俱生ならば、惡業を發するをば亦不善に攝む、自他を損するが故に、餘をば無記に攝む、細にして、善を障へず極めて自他處を損惱するに非ざるが故に。

當に知るべし、俱生の身邊二見は唯無記のみに攝むるをもつて、惡業を發せず、數現行すと雖、善を障へざるが故に。

【二八】 此の十の煩惱をば何の界にか繫するや。

瞋は唯欲のみに在り、餘は三界に通ず。

下地に生在して未だ下の染を離れざるときには、上地の煩惱を現在前せず、要す彼の地



何故かくの如きやといふに、貪と慢と四見(邪見を除く)とは行相唯欣のみなるを以て憂と苦とは相應せず。又瞋は唯憂感の行相のみなるを以て、苦と憂と捨と俱なり、又邪見と疑とは欣と感とに通ずるを以て、苦み除く四受に通じ、

【二九】 貪と癡等。こは俱なる地を閉す。下の四地とは欲と初二・三禪をいふ。貪と癡との樂と俱なるはこの四地に通

【三〇】 疑は唯等。この意を圖示せば左の如し。

【三一】 瞋は唯欲・邪勝解・邪念・邪定・邪慧。

【三二】 此の十の等。次に三性分別。

【三三】 疑は唯等。この意を圖示せば左の如し。

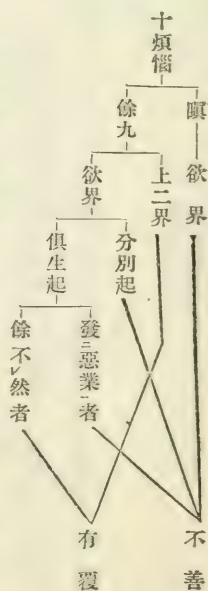
【三四】 疑は唯等。この意を圖示せば左の如し。

【三五】 疑は唯等。この意を圖示せば左の如し。

の根本定を得たる者のみ彼の地の煩惱をば現前  
 す容きが故に。諸の有漏道は分別起の惑と及び  
 細なる俱生とをば伏すること能はずと雖、而も  
 能く俱生の麤き惑を伏除して漸次に上の根本定  
 を證得す。【二七】彼は但事に迷せり、外門に依つて  
 轉ず、散亂なり、塵動にして、正しく定を障ふ  
 るが故に。彼の定を得已んぬるときに、彼の地  
 の分別・俱生の諸の惑をば皆現前す容し。

上地に生在しては、下地の諸惑をば、分別に  
 もあれ俱生にもあれ皆現起す容し、【二七】第四定の  
 【二七】中有の中に生じたる者が、解脱を誘するに  
 由つて地獄に生じたるが故に、【二七】身上地に在つ  
 て將に下に生ぜむとする時には、下の潤生俱生  
 の愛を起すが故に。

【二七】而も上に生れて下のを起さずと言へるは、



【二八】此の十の等。次に界繫分  
 別。之に二、初に問。  
 【二九】願ば等。次に答。之に  
 三、先づ總じて示す。  
 【三〇】下地に等。次に上下相起  
 門。

【三一】彼。俱生の麤惑をいふ。  
 【三二】第四定の等。こは分別の  
 惑を起す所以を述ぶ。

【三三】中有。有情が生れては死  
 し、更に再び生るる途を生  
 有・本有・死有・中有の四に分  
 つ。生有とは母胎に宿り、一  
 念の識心相續して五蘊之より  
 生ずる位なり。本有とは、生  
 れてより死する途の間の身を

【三四】身上地に等。こは俱生の  
 惑を起す所以を述ぶ。

多分に依つて説けり、或は隨轉門なり。

【二七】下地の煩惱は亦上地をも縁ず、(二七) 瑜伽等

に、欲界繫の貪い上地の生を求めて上定を味

すと説けるが故に。(二七) 既に瞋恚は滅道を憎嫉す

と説けるをもつて、亦離欲地をも憎嫉す應きが

故に。總じて諸行を縁じて我我所と執じ、斷な

り常なりとせし慢ある者は、上を縁ずることを

得るが故に。

【二九】餘の五は上を縁ずといふ其の理極成せり。而るに

るは、麤相に依つて説けり、或は別縁に依つていふ、世間に他地の法を執じて我等と爲るをば見ざる

が故に、邊見は必ず身見に依つて起るが故に。

上地の煩惱も亦下地を縁ず。上に生れたる者は、下の有情の於に己が勝徳を恃んで、而も彼を陵す

と説けるが故に。總じて諸の行を縁じて我我所なり斷なり常なりと執じ愛する者は、下を縁ずること

を得るが故に、疑と後の三の見とは、理の如く思ふ應し。

【一〇〇】而も上の惑は下を縁せずと説けるは、彼は多分に依つていふ、或は別縁において説く。

【九五】而も等。『瑜伽』五十八の文を會す。

【九六】下地の等。次に上下相縁門。

【九七】瑜伽。六十二の文。

【九八】既に等。『瑜伽』五十八の文。意の曰く、瞋恚は能く滅道の深理をも縁ず、況むや上界の淺事をやと。

【九九】餘の五。上に云へる貪・瞋・身・邊・慢以外の五、即ち癡・疑・邪見・見取・戒禁取見なり。

【一〇〇】有る處。『對法』六・『瑜伽』五十八等。

【一〇一】而も等。『瑜伽』五十八の文を會す。

【101】此の十の煩惱をば學等においては何にか攝する。

學と無學とは非ず、彼は唯善のみなるが故に。

【102】此の十の煩惱は何の所斷ぞや。

非所斷には非ず、彼は染に非ざるが故に。分別起の者は、唯見所斷のみなり、麤にして斷じ易きが故に。若し俱生の者は、唯修所斷のみなり、細にして斷じ難きが故に。

見所斷の十をば、實に俱に頓に斷ず、眞見道は總じて諦を縁するを以ての故に。

然も諦相に迷ふに總有り別有り。總とは、謂く、十種ながら皆四諦に迷ふなり、苦と集とは是れ彼が因と依處となるが故に、滅と道とは是れ彼が怖畏する處なるが故に。

【103】別とは、謂く、別に四諦の相に迷うて起る別。

なり、【104】二は唯苦のみに迷ひ、八は通じて四に迷ふ。身邊二見は唯果處のみに起る、別の

空と非我とは苦諦のみに屬せるが故に。

【105】謂く、疑と二の見とは親しく苦の理に迷ふ。二の取は彼の三の見と戒禁と及び所依の蘊

邊の二を除くあり。苦の一

【106】此の十の等。次に學等分別。この十の煩惱は非學非無學に攝す。

【107】此の十の等。次に三段分別あり。【108】眞見道等。眞見道に總じて四諦を觀す、このこと後の本論第九に詳かなり。

【109】別。この別に數別・行相別あり。數別とは、集・滅・道の三諦は十の中の八(身邊の二を除く)あり。苦の一諦は十共にあり。かかる差別を數別といふ。行相別とは、十惑が四諦に迷ふ行相各各差別あるが故にしか云ふ。今は數別なり。

【110】二。身邊二見にして、この二見は多く有漏の果報を計するなり。

【111】空と非我。こは四諦を縁する十六行相中の二なり。

【112】謂く等。以下は行相別なり。ここにいふ三の見とは

とを執じて勝なり能淨なりと爲す。自他の見と

及び彼の眷屬との於に次での如く應に隨つて貪

と恚と慢とを起す。相應の無知は 二〇九 九と與に

同じく迷ふ。不共の無明は親しく苦の理に迷ふ。

疑と及び邪見とは親しく集等に迷ふ。二取と貪

等とは苦に准じて知る應し。然も瞋は亦能く親

しく滅道に迷ふ、彼を怖畏するに由つて憎嫉を生ずるが故に。諦に迷ふ親疎の麤細是の如し。委細に

説かば貪と瞋と慢との、三が見と疑と俱に生ずるは應に隨つて彼が如し。

俱生の (二一〇) 二と見と、及び彼と相應する愛と慢と無明とは、苦諦に迷ふと雖、細にして斷じ難きが故

に、修道にして方に斷ず。瞋と餘の愛等とは、別と事とに迷うて生じ、諦觀に違せず、故に修所斷なり。

(二一一) 諸の煩惱は皆相分は有りと雖、而も所杖の質いい或は有り或は無きなり、有事無事を緣ずる煩

惱と名く。

(二一二) 彼の親所緣は皆有漏なりと雖、而も所杖の質は亦無漏にも通ず、有漏無漏を緣ずる煩惱と名く。

(二一三) 自地を緣ずるは、相分いい質に似るをもつて、分別所起の事境を緣ずと名く。滅道諦及び他地

身・邊・邪の三見なり。

【一九】 九。十惑中癡を除く餘の九なり。

【二〇】 二の見。身・邊の二見。

【二一】 諸の等。次に有事無事を緣ずる分別。事とは本質のこ

となり。身見等と及び相應する法との如きは、本質無きな

以て無事を緣ずと名く、餘の之と俱ならざるをば有事を緣

ずと名く。

【二二】 彼の親所緣等。次に有漏無漏縁に於て分別す。

【二三】 自地を等。事境を緣ずると名境を緣ずるとの分別。

と名境を緣ずるとの分別。

餘門よもんを分別ぶんべつすることは、理りの如ごとく思おもふ應べし。

三四三四で、根本こんぽんの六ろくの煩惱ぼんなんの相さうをば説ときつ。諸もろの隨煩惱ずいぼんなんの其そのの相さう云い何かぞ。

三五三五に曰いはく、

隨煩惱ずいぼんなん謂いわ忿ふんと、

恨こんと覆ふくと惱なうと嫉しつと慳けんと、

誑わうと諂てんと害がいと憍けうと、

無慚むざんと及および無愧むぎと、

掉舉てうこと悟沈ごちんと、

不信ふしんと並ならびに懈怠けだと、

放逸ほういつと及および失念しつねんと、

散亂さんらんと不正知ふしやちとなり。

散亂不正知

論ろんに曰いはく、唯是ただこれは煩惱ぼんなんの分位ぶんゐの差別しつべつなり、

等流性とうりゅうじやうなるが故ゆゑに、隨煩惱ずいぼんなんと名なく。

此この二十種じゆしゆは類別るゐなること三さん有り。謂いはく、

三三三三に曰いはく、

【三四】已いに根本こんぽんの等とう。以下いげは五  
頌しゆを以もつて別わかして心所しんじゆを顯あすに  
五段ごだんある中の第四よんの隨煩惱ずいぼんなん位  
なり。中ちゆうに二に、初しゆに徵起ちゆうき。  
【三五】頌しゆに曰いはく等とう。次に正説しやうせつ。  
之これに二に、初しゆに頌しゆ。  
【三六】論ろんに曰いはく等とう。次に長行ちやうぎやう。

之これに二に、初しゆに體業たいぎやく等の相さうを釋しやく  
す。之これにまた六ろく、初しゆに隨煩惱ずいぼんなん  
の得名とくめいを釋しやくす。この隨煩惱ずいぼんなんに  
假かりあり實じつあり、並ならに之これを束たね  
て三位さんゐとす、之これを圖示ずしせば左  
の如ごとし。

忿等の十は各別に起るが故に小隨煩惱と名く、  
 無慚等の二は不善のみに遍せるが故に中隨煩惱  
 と名く、掉擧等の八は染心に遍せるが故に大隨  
 煩惱と名く。

【三八】云何なるをか忿と爲す。

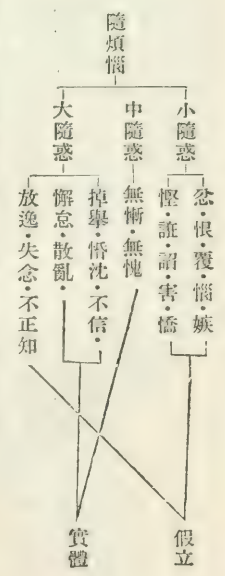
現前の不饒益の境に對するに依つて憤發する  
 をもつて性と爲し、能く不忿を障へ、杖を執  
 るをもつて業と爲す。

謂く、忿を懷ける者は多く暴惡の身表業を發  
 するが故に。此は即ち瞋恚の一分をもつて體と  
 爲す、瞋に離れては別の忿の相用無きが故に。

【三九】云何なるをか恨と爲す。

忿を先と爲るに由つて、惡を懷いて捨せず、恨を結ぶをもつて性と爲し、能く不恨を障へ、熱惱するをもつて業と爲す。

謂く、恨を結べる者は含忍すること能はずして恆に熱惱するが故に。此も亦瞋恚の一分をもつて體



右の圖にて知らるる如く、忿  
 等の十と放逸・失念・不正知の  
 三とは、是れ貪等の法の根本  
 の麤き行の差別の分位なるを  
 以て隨煩惱といふ。又無慚無  
 愧等の七は、別に體ありと  
 雖、是れ根本が等流性なるを  
 以て隨煩惱と名く、そは根本  
 煩惱を因として、これあるを  
 得るが故なり。

【三七】此の二十等。次に束れて

三位とす。

【三八】云何なる等。次に體と業  
 とを出す。之に三、初に小隨  
 惑、之に十、初に忿。

【三九】杖を執る。忿怒するが故  
 に鞭を執つて不如意の人を打  
 撃す、これ惡の身表業なり。

但しこの場合語表業たる惡言  
 なきに非ず、今は唯身表業を  
 舉げたるのみ。

【四〇】云何なる等。次に恨。



と爲す、瞋に離れては、別の恨の相用無きが故に。

【三三】云何なるをか覆と爲す。

自の作れる罪の於に、利譽を失はむかと恐れて隱藏するをもつて性と爲し、能く不覆を障へ悔惱するをもつて業と爲す。

謂く、罪を覆へる者は、後に必ず悔惱して安穩にあらざるが故に。

有義は、此の覆は癡の一分に攝めらる、【三三】論に唯、此は癡の一分と説けるが故に、當の苦を懼れずして自の罪を覆ふが故に。

【三三】有義は、此の覆は貪瞋の一分に攝めらる、亦利譽を失はむかと恐れて自の罪を覆ふが故に。論は【三四】麤顯なるに據つて唯癡が分のみと説けり、掉擧を是れ貪が分と説けるが如くなるが故に。然も掉擧は諸の染心に遍すと説けり、執じて唯是れ貪が分のみとは爲す可からず。

【三三】云何なるをか惱と爲す。

忿と恨とを先として、追觸し暴熱し恨戾するをもつて性と爲し、能く不惱を障へ蛆螫するをもつて業と爲す。

謂く、往の惡を追ひ現の違縁に觸れ、心便ち恨み戻りて、多く暴戾凶鄙の麤言を發して他を蛆螫す

【三三】云何なる等。次に覆。

【三三】論。『瑜伽』五十五、『對法』一

【三三】有義は等。こは正義の説。

【三四】麤顯なる等。『瑜伽』『對法』等は姑く無智と俱にして、名譽の爲に罪を覆ふものに據つて癡が分と云へるのみ、實には貪が分にもあるなり。例へば掉擧は實には別に體あり、又癡が分にもありと雖、貪の相増すによりて姑く貪が分と説けるが如し。

【三五】云何なる等。次に惱。

るが故に。此も亦瞋恚の一分をもつて體と爲す、瞋に離れて別の惱の相用無きが故に。

【三二】云何なるをか嫉と爲る。

自の名利を殉め他の榮に耐へずして妬忌するをもつて性と爲し、能く不嫉を障へ憂感するをもつて業と爲す。

謂く、嫉妬の者は、他の榮を見聞して、深く憂感を懷き、安穩ならざるが故に。此も亦瞋恚の一分をもつて體と爲す、瞋に離れては、別の嫉の相用無きが故に。

【三三】云何なるをか慳と爲る。

財と法とに耽著し、惠捨すること能はずして秘吝するをもつて性と爲し能く不慳を障へ鄙吝するをもつて業と爲す。

謂く、慳吝の者は心に多く鄙吝し、財と法とを蓄へ積んで捨つること能はざるが故に。此は即ち貪愛の一分をもつて體と爲す、貪に離れては別の慳の相用無きが故に。

【三四】云何なるをか誑と爲る。

利譽を獲むが爲に矯しく徳有りとして現じて、詭り詐くをもつて性と爲し、能く不誑を障へ邪に命るをもつて業と爲す。

謂く、矯誑の者は心に異の謀を懷いて、多く不實邪命の事を現するが故に。此は即ち貪と癡との一

【三三】云何なる等。次に慳。

【三三】云何なる等。次に慳。

【三三】云何なる等。次に誑。

分をもつて體と爲す、二に離れては別の誑の相用無きが故に。

【三九】云何なるをか諂と爲る。

他を網むが爲の故に矯しく異儀を設けて險曲せるをもつて性と爲し、能く不諂と教誨とを障ふるをもつて業と爲す。

謂く、諂曲の者は他を網惜せむが爲に、曲げて時の宜しきに順ひ、矯しく方便を設けて他の意を取り、或は己が失を藏せむが爲に、師友の正しき教誨に任せざるが故に。此も亦貪瞋の一分をもつて體と爲す、二に離れては別の諂の相用無きが故に。

【四〇】云何なるをか害と爲る。

諸の有情の於に心に悲愍すること無く損惱するをもつて性と爲し、能く不害を障へ逼惱するをもつて業と爲す。

謂く、害有る者は他を逼惱するが故に、此も亦瞋恚の一分をもつて體と爲す、瞋に離れては別の害の相用無きが故に。

【四一】瞋と害との別相は、善に准じて説く應し。

【四二】云何なるをか憍と爲る。

【三九】云何なる等。次に誑。  
【四〇】云何なる等。次に害。  
【四一】瞋と害と等。瞋は善の十一の中の無瞋を障ふるを以て、正しく慈を障ふ、又害は彼の中の不害を障ふれば、即ち正しく悲を障ふるなり。又瞋はよく他の命を惱まし斷ず、害は唯他を損惱するのみ。

【四二】云何なる等。次に憍。

自の盛なる事の於に深く染著を生じて醉傲するをもつて性と爲し、能く不慚を障へ染が依たるをもつて業と爲す。

謂く、橋醉の者は一切の雜染法を生長するが故に。此も亦貪愛の一分をもつて體と爲す。貪に離れては別の橋の相用無きが故に。

【三三】云何なるか無慚なる。

自と法とを顧みずして賢と善とを輕拒するをもつて性と爲し、能く慚を障礙し惡行を生長するをもつて業と爲す。

謂く、自と法との於に顧る所無き者は、賢と善とを輕拒し、過惡を恥ぢず、慚を障へ、諸の惡行を生長するが故に。

【三四】云何なるか無愧なる。

世間を顧みずして暴惡を崇重するをもつて性と爲し、能く愧を障礙し惡行を生長するをもつて業と爲す。

謂く、世間の於に顧る所無き者は、暴惡を崇重し、過罪を恥ぢず、愧を障へ、諸の惡行を生長するが故に。

【三五】過惡を恥ぢず、是れ二が通相なり、故に諸の聖教に假つて説いて體と爲す。

【三三】云何なる等。次に中隨惑。之に二、初に別釋。之にまた二、先づ無慚。

【三四】云何なる等。次に無愧。之に四あり、初に教を通ず。今文の意は、諸經論にこの無慚・無愧の體を解して、不恥を以てすといふ。故に今この文を會して、不恥は是れ二種の通相なり、諸教は自他の緣別なるに約せるが故に、假つて通相を説いて二が別相とす、よつて實には彼が別相には非ざるなりといふ。

(三三六) 若し不恥を執じて二が別相とせば、則ち此の二は體差別なること無かる應じ。斯に由つて二の法は俱生せざる應じ、受と想との等きに此の義有るものには非ざるが故に。若し自と他とに待するをもつて二が別を立つといはば、實有に非ざる應し、便ち聖教に違しぬ。(三三七) 若し此の二は實にして別に起ると許さば、復、論に、俱に惡心に遍せりと説けるに違しぬ。

(三三八) 不善心の時には、随つて何れの境を緣じても、皆善を輕拒し及び惡を崇重する義有るが故に、此の二の法は俱に惡心に遍せり、所緣異なるにあらざるをもつて、別に起るべしといふ失無し。

(三三九) 然も諸の聖教に、自他を顧みずと説けるは、自と法とを自と名け世間を他と名く、或は即ち此が中に善を拒し惡を崇せりといふ、己に於て益し損するを自他と名くるが故に。

而も論に説いて貪等が分と爲せるは、是れ彼が等流なるをもつて、即ち彼が性には非ず。

(三四〇) 云何なるか掉擧なる。

心をして境の於に寂靜ならざら令むるをもつて性と爲し、能く行捨と

(三四一) 奢摩他とを障ふるをもつ

【三三六】若し等。次に古説を難す。

【三三七】若し等。この二實にして前後に起ると云はば、起不起ある故、惡に遍すと云ふべからず。

【三三八】論。『瑜伽』五十八。

【三三九】不善心等。行相を解釋す。

【三四〇】然も等。違文を釋す。

【三四一】云何なる等。後に大隨惑。之に八、初に掉擧。

【三四二】奢摩他(Samatha)。止・寂靜等と譯す。禪定に七名ある中の隨一なり。心を攝して緣に住し、散亂を離るるをいふ。

て業と爲す。

有義は、掉舉は貪の一分に攝めらる、**【四〇】**論に唯、此は是れ貪が分のみと説けるが故に、此は昔の樂事を憶するに由つて生ずるが故に。

有義は、掉舉は唯貪のみに攝むるものには非ず、**【四一】**論に掉舉は染心に遍すと説けるが故に。

又掉舉の相といふ、謂く寂靜にあらざるぞ、是れ煩惱の共相に攝むと説けるが故に、掉舉は此に離れて別の相無きが故に。

一切の煩惱に依つて假立すと雖、而も貪の位に増せり、そゑに説いて貪の分と爲すといふ。

有義は、掉舉は別に自性有るべし、諸の染心に遍せるをもつて、不信等の如し、**【四二】**他の方と説けるをもつて體便ち實に非ざるものには非ず、勿、不信等も亦假有になんぬるが故に。

**【四三】**而も論に説いて世俗有と爲るは、睡眠等の如し、他の相に隨つて説けり。

掉舉の別相といふは、謂く即ち聳動なるぞ、俱生の法をして寂靜ならざら令むるが故に。

【四〇】論。『瑜伽』五十五。

【四一】論。『對法』六。『瑜伽』五十八。

【四二】他の分等。『對法』には不信と懈怠とを説いて癡が分となせども、『瑜伽』には之を以て實有となせるが如し。故に他の分と説けばとて、由つて以て實有に非ずとは云ふべからず。

【四三】而も等。『瑜伽』五十五の文を會す。曰く、世俗有と云へるは掉舉の位には貪が分増せるを以て貪の相に從へてしか云へるにして、世俗有と雖是れ假といふには非ず。恰も睡眠と惡作とは世俗有と名くれども、體即ち實なるが如し。

若し煩惱に離れて別の此が相無しといはば、別に奢摩他を障ふと説く應からず、故に寂靜ならざるは此が別相には非ず。

二四七 云何なるか悟沈なる。

心を境の於に無堪任なら令むるをもつて性と爲し、能く輕安と 毘鉢舍那とを障ふるをもつて、業と爲す。

有義は、悟沈は癡の一分に攝めらる、(二四九)論に唯此は是れ癡が分ぞと説けるが故に、惛味沈重なるいれ癡の相なるが故に。

有義は、惛沈は但癡のみに攝めらるるものには非ず。謂く、無堪任なる是れ惛沈の相なり、一切の煩惱は皆無堪任なり、此に離れて別の惛沈の相無きが故に。

一切の煩惱に依つて假立すと雖、而も癡の相増せり、但癡が分のみと説けり。

有義は、惛沈は別に自性有り、癡が分と名けたりと雖、而も是は等流なるをもつて、不信等の如し即ち癡に攝めらるるものには非ず。

他の相に隨へて説いて世俗と名けたり、睡眠等の如し、是れ實有性なり。

【四七】云何なる等。次に惛沈。  
【四八】毘鉢舍耶(Vipassana)。  
觀と譯す。麤なる分別心を覺と云ひ、細なる分別心を觀といふ。微細分明に識別することなり。

【四九】論。『瑜伽』五十五。

昏沈こんぜんの別相べつさうといふは、謂いはく即すなはち耆重ちゆうぢゆうなるぞ、俱生くしゆうの法ほふをして無堪任むかんにんなら令しむるが故ゆゑに。  
 若もし煩惱ぼんなんに離りれて別べつの昏沈こんぜんの相さう無なしといはば、別べつに毘鉢舍那びはしゃなを障さふとは説とく應べからず、故ゆゑに無堪任むかんにんは此これが別相べつさうには非あらず。

此これが癡ちの相さうと差別しやべつ有あるをいはば、謂いはく、癡ちは境きやうの於うへに迷闇めいあんなるをもつて相さうと爲なし、正まさしく無癡むちを障さふ、而しかも耆重ちゆうぢゆうには非あらず。昏沈こんぜんは境きやうの於うへに耆重ちゆうぢゆうなるをもつて相さうと爲なし、正まさしく輕安きやうあんを障さふ、而しかも迷闇めいあんには非あらず。

【五〇】云何なるか不信なる。

實じつと德とくと能のうとの於うへに忍にんし樂りやくし欲よくせず、心しんを穢けがすをもつて性しやうと爲なし、能よく淨信じやうしんを障さへ惰だが依えたるをもつて業ごふと爲なす。

謂いはく、不信ふしんの者ものは懈怠けだい多おほきが故ゆゑに。

不信ふしんの三さんの相さうは、信しんに翻ほんじて知しる應べし。

然しかも諸しよの染法ぜんぽうは各おの別相べつさう有あり、唯ただ此この不信ふしんのみ自相渾濁じさうこんぢやくなり、復また能よく餘よの心しん心所しんしんじよをも渾濁こんぢやくす、極きはめて穢物さいぶつの、自みづかも穢けがれ他たをも穢けがすが如ごとし。是この故ゆゑに、此これは心しんを穢けがせしむるをもつて性しやうと爲なすと説とく。

不信ふしんに由よるが故ゆゑに、實じつと德とくと能のうとの於うへに忍にんし樂りやくし欲よくせず、別べつに性しやう有あるものには非あらず。【五一】若もし餘よの事じの於うへに邪よこしまに忍にんし樂りやくし欲よくするは、是これ此これが因いんと果くわとなり、此これが自性じしやうには非あらず。

【五〇】云何なる等。次に不信。  
 【五一】若し等。もし餘の染法等に於て邪の忍・樂等を起せば、體是れ邪欲・邪勝解なり、是れ不信には非ずして、不信の因(邪忍)果(邪樂欲)なり。



云何なるか懈怠なる。

善惡品の修し斷ずる事の中に於て、懶惰なるをもつて性と爲し、能く精進を障へ染を増するをもつて業と爲す。

謂く、懈怠の者は染を滋長するが故に。

諸染の事の於にして策勤するをば亦懈怠と名く、善法を退けるが故に、無記の事の於にして策勤するは、諸の善品に於て進退すること無きが故に、是れ欲と勝解となり、別に性有るものには非ず。

無記の於に忍可し樂欲するが、淨にも非ず染にも非ざるをもつて、信不信無きが如し。

云何なるか放逸なる。

染淨品の於に防し修すること能はずして縱蕩なるをもつて性と爲し、不放逸を障へ惡を増し善を損するが所依たるをもつて業と爲す。

謂く、懈怠と及び貪と瞋と癡とに由つて染淨品の法を防し修すること能はざるを總じて放逸と名く、別に體有るものには非ず。

慢と疑との等きも亦此の能有りと雖、而も彼の四に方るに勢用微弱なり、三の善根と遍策の

【二五】云何なる等。次に懈怠。  
 【二五】云何なる等。次に放逸。  
 【二五】四。懈怠・貪・瞋・癡。この四の用勝れて、三の善根と遍策の法とを障ふるなり。  
 【二五】三の善根と遍策の法。三の善根とは無貪・無瞋・無癡、遍策とは精進。

法とを障ふるが故に。此が相を推究せむことは不放逸の如し。

二五六一 云何なるか失念なる。

諸の所縁の於に明に記すこと能はざるをもつて性と爲し、能く正念を障へ散亂が所依たるをもつて業と爲す。

謂く、失念の者は心散亂なるが故に。

有義は、失念は念の一分に攝めらる、(二五七)是の煩惱と相應する念と説ける

が故に。

有義は、失念は癡の一分に攝めらる、(二五八)瑜伽に、此は是れ癡が分ぞと説ける

が故に、癡い念を失せ令むるをもつて、故失念と名くといふ。

(二五九) 有義は、失念は俱の一分に攝めらる、前の二の文に影略して説ける

に由るが故に、論に復此は染心に遍すと説けるが故に。

三〇〇 云何なるか散亂なる。

諸の所縁の於に心を流蕩せ令むるをもつて性と爲し、能く正定を障へ惡慧が所依たるをもつて業と爲す。

謂く、散亂の者は惡慧を發するが故に。

謂く、散亂の者は惡慧を發するが故に。

【二五七】云何なる等。次に失念。  
 【二五八】是の等。『對法』一の説。  
 【二五九】瑜伽。第五十五の説。  
 【二六〇】有義は等。この説を正義とす。即ち前の二義を攝し、失念は念・癡何れの分にも攝せらるとの説なり。  
 【二六一】云何なる等。次に散亂。

有義は、散亂は癡の一分に攝めらる、(三三三) 瑜伽に、此は是れ癡が分と説けるが故にといふ。

有義は、散亂は貪・瞋・癡に攝めらる、(三三三) 集論等に是れ三が分と説けるが故に、癡が分のみと説ける

ことは、染心に逼せるが故に。謂く、貪・瞋・癡い心を流蕩なら令むること餘の法に勝れたるが故に、

説いて散亂と爲すといふ。

有義は、散亂は別に自體有り、三の分と説けることは、是れ彼が等流な

るをもつてなり、無慚等の如し、即ち彼に攝するものには非ず、他の相に

随へて説いて世俗有と名けたり。散亂の別相といふは、謂く、即ち躔擾な

るぞ、俱生の法をして皆流蕩なら令むるが故に。若し彼の三に離れて別の

自體無しといはば、別に (三三三) 三摩地を障ふとは説く應からず。

(三三三) 掉擧と散亂と二が用何ぞ別なるや。

彼は解を易へ令め、此は縁を易へ令む。一刹那には解と縁とを易ふるこ

と無しと雖、而も相續するに於ては易ふる義有るが故に。

染汗心の時には掉と亂との力に由つて、常に念念に解を易へ縁を易へし

む應し、或は念等の力に依つて制伏せられたること、猿猴を繋げるが如し、

暫時に住せること有るが故に、掉と亂とは俱に染心に逼せり。

【云二】瑜伽。第五十五。

【云二】集論等。『集論』第一及び

『五蘊論』等。

【云三】三摩地 (Samadhi)。等持

と譯す。定に七名ある中の隨

一なり。また之を正心行處と

もいふ。定を修すれば心を一

境に安住せしめて、動かざる

が故に名く。

【云四】掉擧と等。掉擧と散亂と

の用の差別を云はば、掉擧は

心を擧動す、境は是れ一なり

と雖、俱生の心心所をして解

を屢、轉易せしむ、即ち一境

多解なり。又散亂の功用は心

をして易へて別の境を緣せし

む、即ち一心多境に易へしむ

【三三三】云何なるか不正知なる。

所觀の境の於に謬つて解するをもつて性と爲し、能く正知を障へ毀犯するをもつて業と爲す。

謂く、不正知の者は、毀犯する所多きが故に。

有義は、不正知は慧の一分に攝めらる、是れ煩惱と相應する慧と説けるが故に。

有義は、不正知は癡の一分に攝めらる、瑜伽に、此は是れ癡が分と説けるが故に。知ること正ならざら令むるを不正知と名く。

【三三六】有義は、不正知は俱の一分に攝めらる、前の二の文に影略して説けるに由るが故に。論に復、此は染心に遍すと説けるが故にといふ。

【三三七】與と並と及といふ言は、隨煩惱の、唯二十のみにあらずといふことをあらはす、【三三八】雜事等に、貪等の多種の隨煩惱ありと説けるが故に。

【三三九】隨煩惱てふ名は亦煩惱をも攝めたり、是れ前の煩惱の等流性なるが故に、煩惱の同類たる餘の

染汗の法をば、但隨煩惱のみと名く、煩惱に攝めらるるものには非ざるが故に。

るなり。

【三五】云何なる等。次に不正知。

【三六】有義は等。こは正義の説にして、即ち不正知を以て慧と業との一分に攝めらるといふ説なり。

【三七】與と等。次に頌中の與并及の字を解す。

【三八】雜事。『雜事經』

【三九】隨煩惱等。次に隨惑の名の通局を解す。この意は根本

煩惱は皆隨惑なり、きり乍ら隨惑は皆根本煩惱と云ひ得

ず、されば不惑と隨惑との間には寛(不惑)狭(隨惑)の差あり。

(四〇) 唯二十の隨煩惱のみと説けることは、謂く、煩惱に非ず、唯染なり、餘の染法は、或は此が分位なり、或は此が等流なり、皆此に攝めらる、其の類の別なるに隨つて、理の如く知る應し。

(四一) 是の如く二十の隨煩惱の中に、小の十と大の三とは定んで是れ假有なり、無慚と無愧と不信と懈怠とは定んで是れ實有なり、教と理とをもつて成するが故に、掉擧と恬沈と散亂との三種をば、有義は是れ假といひ、有義は是れ實といふ、所引の理と教とは前の如く知る應し。

(四二) 二十ながら皆俱生と分別とに通ず、二煩惱の勢力に隨て起るが故に。此の二十の中に、小の十は展轉して定んで俱起せず、互に相違せるが故に、行相麤猛にして各主たるが故に。

中の二は一切の不善心と俱なり、應に隨て皆小と大と俱に起ることを得。  
(四三) 論に、大の八は諸の染心に遍すと説けり、展轉して小と中とも皆俱起す容し。

(四四) 有る處に六のみ染心に遍すと説けるは、恬と掉との増せる時には俱起せざるが故なり。

麤なるが故なり。此より

【三七】唯二十の等。次に廢止を解す。唯二十を隨惑と説けるは、この二十は本惑に非ず、又唯染なり、又麤なりとの三義によつて隨惑と説く。この二十以外の邪欲等は皆この二十の分位なり、等流なれば、皆二十隨惑に攝めらる。

【三三】是の如く等。後に義を以て辨するに二、初に諸門分別。之に十二、先づ假實分別。

【三二】二十等。次に俱生分別。

【三〇】此の等。次に自の相應。

【二九】論。『瑜伽』五十八。

【二五】有る處。『瑜伽』五十五。

ここに六とは八大隨惑中の恬沈・掉擧を除ける餘の六なり。

【三七〇】有る處に但五のみを染に遍すと説けるは、昏と掉との等きいい唯善に違するを以ての故なり。

【三七一】此は唯染のみなるが故に第八とは俱なるに非ず、第七識の中には唯大の八のみ有り、取捨する

差別は 上の如く

知る應し。第六識と

俱には一切有る容し

小の十は麤猛なり、

五識の中には無し、

中と大と相いい通せ

り、五識にも有る容

し。

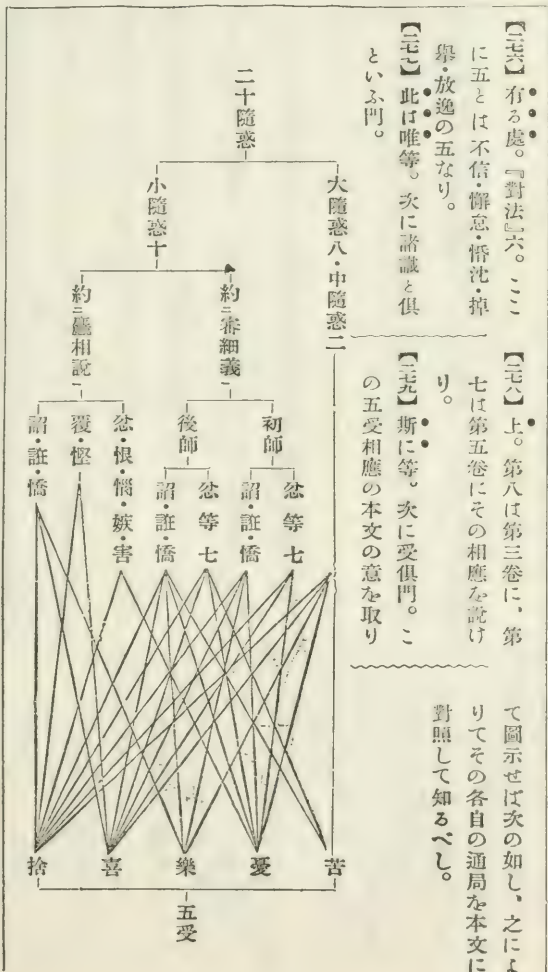
【三七二】斯に由つて中

と大とは五受と相應

す。

有義は、小の十は三を除いて忿等は唯喜と憂と捨との三受のみ相應す。諂と誑と憍との三は四と俱

なり、苦を除くといふ。



有義は、忿等は四と俱なり、樂をば除く、諂と誑と憍との三は五受と俱起す。意に苦受有りといふことは、前に已に説きてしが故に。

此の受と俱なる相は 二〇 煩惱に説きてしが如し。

實義においていふことは是の如し、麤相に随つて説かば、忿と恨と惱と嫉と害とは、憂と捨とのみ俱なり。覆と慳とは喜と捨となり、餘の三には樂を増す、中と大とは麤に随つても亦實義の如し。

是の如き二十は、別境の五と皆俱起す容し、相違せざるが故に。

染の念と染の慧とは念と慧と俱なるに非ずと雖、而も癡が分とは亦相應することを得るが故に。念は亦現と曾習との類の境をも縁す、忿は亦刹那の過去をも縁することを得るが故に、忿は念と亦相應することを得。定の起る時には、心亦踰擾なり、故に亂は定と相應すといふに失無し。

中の二と大の八とは十の煩惱と俱なり、小の十は定んで見と疑とは俱起するに非ず、此は相應動なり、彼は審細なるが故に。忿等の五の法は慢と癡とは俱なる容し、貪と悲とは並ぶに非ず、是れ瞋の分なるが故に。瞋は癡と慢とは俱なり、貪と瞋とは並ぶに非ず、是れ貪の分なるが故に。憍は唯癡のみと俱なり、慢

【二〇】煩惱。根本煩惱の條下を指す。

【二一】定の如き等。次には別境相應。

【二二】染の念等。妄念は何ぞ念と俱なるや、又惡慧は何ぞ慧と俱なるやとの間に答ふ。

【二三】念は亦等。忿は現在を縁じ、念は曾習を縁す、この二如何ぞ俱生するを得べきやとの間に答ふ。

【二四】染定の等。定は一境に專注す、散亂は多くの縁を取る、この二如何ぞ俱生するやとの間に答ふ。

【二五】中の二等。次に根本相應。

とは解別なり、是れ貪の分なるが故に。覆と誑とは貪と癡と慢と俱なり、行相違すること無きをもつて、貪癡の分なるが故に。

【二八六】小の七と中の二とをば、唯不善のみに攝む、小の三と大の八とは、亦

無記にも通ず。

【二八七】小の七と中の二とをば、唯欲界のみに攝む、誑と諂とは欲と色とにあり、【二八八】餘は三界に通ず。

【二八九】下地に生在しては上の

十一を起す容し、【二九〇】定に耽つて他の於に

橋と誑と諂とを起すが故に。若し上地に生じては下の後の

十を起す、邪見と愛と俱に彼を起す容きが故に。小の十は上に生れては下を起すに由

無し、正しく潤生し及び滅を誘するものには非ざるが故に。

【二九一】中の二と大の八とは下にして亦上をも縁ず、上縁の貪等と相應して

起るが故に。

有義は、小の十は下にして上をば縁せず、行相麤近にして、遠く取らざるが故にといふ。

有義は、三麤は亦上をも縁することを得、勝れたる地と法との於に嫉

妬等は亦上をも縁することを得、勝れたる地と法との於に嫉

【二八六】小の七等。次に三性。小の七とは謂誑・橋の三を除く餘の七をいふ。

【二八七】小の七等。次に界繫。

【二八八】餘。橋と大隨惑の八となり。

【二八九】下地に等。こは上下生起を明す。

【二九〇】十一。大隨の八と小隨の誑・誑・橋。

【二九一】定に等。定に耽つて橋を起し、他の欲界の有情の上に誑と諂とを起す。

【二九二】十。中隨の二と大隨の八となり。こは中有の邪見と俱に無慚等の二あり、潤生の愛と俱に大隨の八あるが故なり。

【二九三】中の二等。こは上下相縁を明す。

【二九四】嫉等。嫉・慳・橋。



等を生ずるが故に。

【三五】大の八と諂と誑とは上にして亦下をも縁す、

の於に諂誑を起せるが故に。橋は下を縁せず、

所恃に非ざるが故に。

【三六】二十ながら皆學と無學とに攝めらるるに

は非ず、此は但是れ染のみなり、彼は唯淨のみ

なるが故に。

【三七】後の十は唯見修所斷のみに通ず。二の煩惱

と相應して起るが故に。

見所斷の者は、諦相に迷ふ或は 總或は別

の煩惱に隨つて俱に生ず、故に所應に隨つて皆

四部に通ず。

諦に迷ふ親疎の等きは、皆煩惱に説きてしが

如し。

前の十を、有義は、唯修所斷のみなり、麤き事の境を縁じて任運に生ずるが故にといふ。

下縁の慢等と相應して起るが故に、二空は梵しい釋子

【三五】大の八等。茲に中隨と忿

等の七を云はざるは、彼等

は上界に無きを以て、今茲に

分別すべき要なきなり。

【三六】梵しい等。馬勝比丘(アチ

三三)四大種演盡の位を知ら

むが爲に入定して四王天に没

し、定より出でて彼の天衆に

問ふに、知らず、かくて終に大

梵王に問ふに、梵王知らず、

便ち矯亂して答ふらく、吾は

この衆に於て大梵なり、自在

なり、作者なり、化者なり、生者なり、養者なり、是れ一切の父なりと云へり、故に知る誑あり。この語を作し已つ

て引いて衆外に出でしめ、謂

言禮謝して還つて佛に問はし

む、故に詔ありといふ。而し

てこは本質に約して云ふ、若

し夫れ影像ならば、皆唯自地

のみなり、自心に屬すればな

り。

【三七】二十等。次に三學。

【三八】後の十等。次に三斷。二

の煩惱とは分別・俱生の二の

本惑なり。

【三九】總：…別。總とは四諦悉

くに迷ふこと。別とは四諦別

別に迷ふこと。四部とは四諦

のこと。

【三〇〇】有義は、亦見修所斷に通ず、二の煩惱の勢力に依つて起るが故に、他の見等を縁じて忿等を生ずるが故に。

見所斷ならば、所依縁たる總別の惑の方に隨つて皆四部に通ず。

此の中に、有義は忿等は但諦に迷ふ惑を縁じて生ず、親しく諦に迷ふものには非ず、行相麁淺にして深く取らざるが故にといふ。

有義は、【三〇一】嫉等も亦親しく諦に迷ふ、滅道等の於に嫉等を生ずるが故にといふ。

【三〇二】然も忿等の十は但有事を縁ず、要す本質に託して方に生ずることを得るが故に。

【三〇三】有漏等を縁するも上に准じて知る應し。

【三〇〇】有義は等。こは正義の  
説。

【三〇一】嫉等。覆・誑・詔を除く小  
惑の七。

【三〇二】然も等。十二に有事無  
事。忿等の十は我見とは俱な  
らず、我見と俱なる心等を無  
事を縁すと名く、本質の我無  
きが故に。こは人執の心の本  
質によつて無事を縁すと名く  
るなり。中隨・大隨の十は有  
事・無事に通ずれど、今の論  
文之を省略せり。

【三〇三】有漏等。准じて漏無漏を  
指例す。漏無漏門・名境事境  
門等を前に准知せしむ。

# 卷の第七

(一) 已に二十の随煩惱の相をば説きつ、不定に  
四有る其の相云何ぞ。

(二) 頌に曰く、

不定謂悔眠 不定といふは謂く悔と眠と、

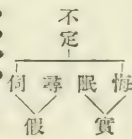
尋伺二各二 尋と伺とぞ二に各二あり。

論に曰く、悔と眠と尋と伺とは善染等に於て皆不定なるが故に、觸等の、定んで心に遍するが如きに非ざるが故に、欲等の、定んで心に遍するが如きに非ざるが故に、不定との名を立つ。

(四) 悔といふは、謂く惡作ぞ、所作の業を惡ん

【一】 已に等。以下は五頌を以て別して心所を顯すに五段ある中の第五の不定を明す一段なり。之に二ありて、初に前を結び後を生じ以て論端を發す。

【二】 頌に曰く等。次に頌を擧げて正しく答ふ。之に二、初に頌。この四種中假實を分別せば左の如し。



【三】 論に曰く等。次に長行。之に二、初に先づ頌を釋す。之にまた三、初に不定の得名を解す。不定とは三性中に於

てその性不定なり、又三界中に於て起ること不定なり、又諸識と相應すること不定なれば、この名を得たり。

【四】 悔といふは等。次に別して體を解す。之に二、初に悔と眠とを解す。之にまた二、先づ初に別して示す。その中二、初に悔。この悔を惡作といふは、次下の文にもあるが如く因に従つて名けたるなり。即ち前に爲しつる所作の業を惡んで(因)後に悔起る(果)を以て、因の惡作を以て名けたり。然るにこの惡作といふは大・小二乘に於てその解稍異り。小乘俱舍宗にありては、惡事の所作を後に追憶して後

で追悔するを以つて性と爲し、止を障ふるをもつて業と爲す。

此は即ち果の於に因の名を假立せり、先に所作の業を惡んで後に方に追悔するが故に。

先に作さざりしを悔するをも亦惡作に攝む、追悔して言ふが如し、我先に是の如き事業を作

さざりしは、是れ我が惡作ぞといふ。

眠といふは、謂く睡眠ぞ、自在ならず味略

なら令むるをもつて性と爲し、觀を障ふるをもつて業と爲す。

謂く、睡眠の位には身をして自在ならざらしめ、心をして極めて關劣ならしむ、一門にのみ轉ずるが故に。

味とは定に在るを簡び、略とは寤めたる時を別つ、令とは睡眠は體用無きに非ずといふことを顯す。

無心の位有つて此の名を假立せり、餘の如く、蓋纏なるをもつて、心と相應すべきが故に。

有義は、此の二は唯癡をもつて體と爲す、隨煩惱及び癡が分と説けるが故にといふ。

悔する意にて「アクサ」と訓み大乘唯識宗にては己が所作を惡む意に解して「チサ」訓む。  
【五】 眠といふは等。次に眠。  
【六】 一門にのみ等。唯一の意識にのみ相應するをいふ。  
【七】 無心等。世間と聖教とに無心位をまた睡眠と名けたることあり、これ假立せるなり。實の睡眠は、無心位にはあらずして別にあり。これ蓋纏なるを以てなり。蓋纏は必ず心所法にして、無體の法にあらざればかくいふ。蓋とはその

心を覆蔽して、善をして轉ぜざらしむるをいふ。之に五あり、貪欲蓋・瞋恚蓋・慢疑蓋・惛沈睡眠蓋・掉舉惡作蓋・疑蓋之なり。纏とは數數増盛しその心を纏繞して、善品を修するに於て能く障となるをいふ。之に入あり、惛沈・睡眠・掉舉・惡作・嫉・慳・無慚・無愧の八纏なり。  
【八】 有義は等。後に總じて解す。  
【九】 隨煩惱等。『瑜伽』五十五の文に就いていふ。

心をして極めて關劣ならしむ、一門にのみ轉ずるが故に。

有義は、然らず、亦善にも通ずるが故に。應に説くべし、此の二は染ならば癡をもつて體と爲し、淨ならば即ち無癡なりと。論は染の分に依つて、隨煩惱及び癡が分に攝むと説けり。

(10) 有義は、此の説も亦理に應せず。

無記は癡と無癡との性に非ざるが故に。

應に説くべし、惡作は思と慧とをもつて體と爲す、所作の業を明了にし思擇するが故に。睡眠は合して思と想とを用て體と爲す、種種の夢の境の相を思し想するが故に。

(11) 論に俱に説いて世俗有と爲せるが故なり。

彼の染汗の者は是れ癡が等流なり、不信等の如く、説いて癡が分とせりといふ。

有義は、彼の説も理亦然らず。

(12) 思と慧と想とは纏の彼の性に非ざるべきが故に。(思ト慧ト想トニ非ザル

ルガ)  
故ニ)

應に説くべし此の二は各別に體有りと、餘の心所と行相別なるが故に、

【10】 有義は等、『瑜伽』五十八

等にこの二皆三性に通ずと云へり。加之染と淨とは夫夫別の心所に依りながら、その無記のものは別に依る法なきに

あらずや、無記は癡・無癡の性に非ざればなり。されば則ちその依れる別體なかるべからず。

【11】 論。『瑜伽』五十五。

【12】 思と慧と等。この二訓中註訓可なり。今之によつて解すれば、汝の所謂染の悔と眠とは、思と慧と想とは非ざるべし、是れ纏の性なるが故に、無慚等の如し。又淨の無記の悔と眠とも亦思と慧と想とは非ざるべし。是れ彼の悔・眠の性なるが故に、染の悔と眠との如し。(染の悔・眠の體已に思等にあらずと成ぜり、故に同喩となすことを得るなり。)

癡の相に隨へて説いて世俗有と名けたり。

【二三】 尋といふは、謂く尋求ぞ、心を恩遷にして

伺といふは、謂く伺察ぞ、心を恩遷にして意

言の境の於に細く轉せ令むるをもつて性と爲す。

【二五】 此の二は俱に安不安に住する身心の分位

が所依たるを以て業と爲し、並に思と慧との一

分を用て體と爲す、意言の境の於に深く推度せ

ざる、及び深く推度すると、義類別なるが故

に、若し思と慧とに離れては、尋と伺と二種い

い體類差別なりといふこと得可からざるが故

に。

【二六】 二各二とは、有義は、尋と伺とに各染

と淨との二類差別せること有りといはむとぞ。

【二七】 有義は、此の釋正理に應せず、悔と眠とに亦染と淨との二有るが故に。

【二四】 意言の境の於に麁く轉せ令むるをもつて性と爲す。

【三】 尋といふは等。次に尋求及び伺を解す。

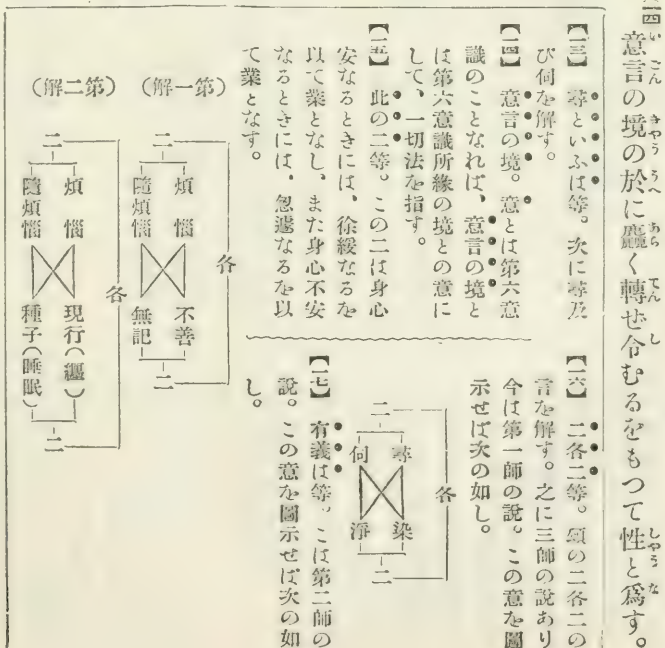
【四】 意言の境。意とは第六意識のことなれば、意言の境とは第六意識所緣の境との意にして、一切法を指す。

【五】 此の二等。この二は身心安なるときには、徐緩なるを以て業となし、また身心不安なるときには、匆遽なるを以て業となす。

【二六】 二各二等。頗の二各二の言を解す。之に三師の説あり今は第一師の説。この意を圖

示せば次の如し。

【二七】 有義は等。こは第二師の説。この意を圖示せば次の如し。



應に説くべし、前の如き諸の染の心所に、是の煩惱と随煩惱との性有り、此の二に各、不善と無記と有り、或は復各に纏と及び随眠と有りといふ。

二、有義は、彼の釋も亦理に應せず、不定の四の後に此の言有るが故に。

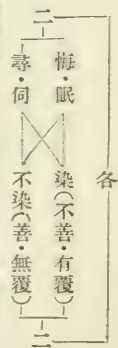
應に言ふべし、一とは二種の二を顯す、一には謂く悔と眠とぞ、二には謂く尋と伺とぞ。

此の二の二種は種類各別なり、故に一の二といふ言は二の二種を顯す。

此に各、二有り、謂く染と不染とぞ。

善と染との、各、唯一のみなるが如きは非ざるが故に、或は唯染を簡ばむとして故此の言を説けり、有るところに亦説いて随煩惱と爲せるが故に。不定の義を顯さむが爲に二各二

【一八】有義は等。こは第三師即ち安慧の説にして、之を以て



正義とす。この意を圖示せば次の如し。

【一九】此の二等。『迷記』七本に

は此の二種に就いて十義の類別なることを示せり。曰く一に悔・眠は唯欲界のみ、尋・伺は初禪にも通ず。二に悔・眠は別體あり、尋・伺は思慧に依る。三に悔・眠は實有なり、尋・伺は假有なり。四に尋・伺は第四定を得て斷ず、悔は分離斷なり、眠は阿羅漢にて永斷す。五に第二定を得れば

行なり、悔・眠は然らず。九に尋・伺は定散にして、悔・眠は唯散なり。十に尋・伺は有漏に通じ、悔・眠は唯有漏なり。

下の尋・伺を起す、上地は必ず欲の悔・眠を起さず、六に尋・伺は禪支にして悔・眠は然らず七に悔・眠は纏蓋なり、尋・伺は然らず。八に尋・伺は語が

【二〇】善と染との等。頌に二各二と云ふ言を置ける所以を述ぶ之に三の所由あり。一に曰く、この二の二種は染・不染に兩通せり、かの善の十一、及び煩惱・隨煩惱が夫々唯善・染のみにして、夫々染・善に通ぜざるに同じからざるを顯さむとして二各二と云へり。二に曰く、この言は唯念等の染を簡ばむが爲に置けり。そは『瑜

といふ言を説けり。

故に此の言を置けることは深く用有りとなす。

三三 四が中に尋と伺とは定んで是れ假有なり、

思と慧と合して成るてふことは聖の所説なるが故に。

悔と眠とは、有義は、亦是れ假有なり、瑜伽

に説いて世俗有と爲せるが故にといふ。

有義は、此の二は是れ實物有なり、唯後の二

種のみを假有と説けるが故に。世俗有てふ言は

他の相に隨へて説けり、前の二も定んで是れ假

有なりと顯さむとは非ず、又内種は體是れ實

なりと雖、而も論に亦世俗有と説けるが如

くなるが故にといふ。

四が中に尋と伺とは定んで相應せず、體と類とは是れ同にして麤細異なるが故に。

と離染とに依つて三地の別なることを立つ、彼の種と現起との有無に依るにはあらず、故に雜亂する

【二】論。『瑜伽』五十二。

【三】四が中に等。次に自相應。文に體といふは尋・伺の二俱に思・慧を體とするをいふ。類とはこの二俱に推度の作用をなすなり。曰く同體・同用にして、而も麤細相違の法が何ぞ並生するを得むやとの意。

【二】四が中に等。後に義を以て辨ず。之に二、初に諸門分別に十二あり。一に假實分別。前に四師の異説ありし條下を參照すべし。今文はその前三師を一纏めとして第一解とし、第四師をここに第二解として出し、之を正義とす。

【四】尋伺の等。こは薩婆多が大乗に難じて、尋伺の二が俱生することを得ずんば、如何ぞ有尋有伺地等の三地有り立つるやと云へるに對しての答釋なり。

尋伺の有染



こと無し。俱に前の二と互に相應す容し、前の二も亦互に相應する義有るべし。

三六

四ながら皆第七八とは俱ならず、義は前に説きてしが如し。悔と眠とは唯第六識とのみ俱なり、五が法には非ざるが故に。

三七

有義は、尋と伺とは亦五識とも俱なり、論に五識に尋伺有りと説けるが故に。又説く、尋と伺とは即ち七分別なり、謂く有相との等きぞ

三八

といふ。雜集に復言ふ、任運分別とは謂く五識ぞといふが故にといふ。有義は、尋伺も唯意識とのみ俱なり。

三九

論に、尋求と伺察との等き法は、皆是れ意識の不共の法ぞと説けるが故に。

四〇

又、尋伺は憂と喜と相應すとのみ説いて、曾て苦・樂と俱なりとは説かざるが故に。捨受は遍せるが故に説くことを待たざるべし。何に縁つて

か苦樂と俱なりと説かざる。初靜慮には意地の樂有りと雖、而も喜に離れざるをもつて總じて喜といふ名を説けり。純苦處には意地の苦有りと雖、

而も憂に似たるが故に總じて説いて憂と爲せり。

四一

又説かく、尋伺は名身等と義とを以て所縁と爲すといふ、五識身は、名身等と義とを以て境と

【三五】 俱に等。尋伺は俱に前の二即ち悔・眠とは相應すべし。さり乍ら四法一時に俱生せず。

【三六】 四ながら等。次に識相應。

【三七】 前・本論第三・第四。

【三八】 論。『瑜伽』五十六。又説く、『瑜伽』五。

【三九】 七分別。有相・無相・任運・尋求・伺察・染汗・不染汗の七。

【四〇】 雜集。第二。

【四一】 論。『瑜伽』一

【四二】 又尋伺は等。『瑜伽』五の

【四三】 名身等。名・句・文身と義との四法なり。

爲るものには非ざるが故に。

然も五識に尋伺有りと言けるは、多く彼に由つて起るといふことを顯す、彼と相應すと説かむとは非ず。

雜集に言ふ所の任運分別といふは謂く五識ぞとは、彼は 瑜伽の所説の分別と義各異ること

有り、彼には、任運は即ち是れ五識ぞと説け

り、瑜伽には、此は是れ五識と俱なる分別の意

識と相應する尋伺ぞと説けり。

故に彼が引ける所は、證と爲ること成せず、

此に由つて五識には定んで尋伺無し。

有義は、惡作は憂と捨と相應す、唯感行

のみに轉ず、無記に通ずるが故に。睡眠は喜と

憂と捨との受と俱起す、行い歡と感と中庸とに通じて轉ずるが故に。尋と伺とは憂と喜と捨と樂と

相應す、初靜慮の中のは意の樂と俱なるが故にといふ。

有義は、此の四は亦苦受とも俱なり、純苦趣の中のは意の苦と俱なるが故にといふ。

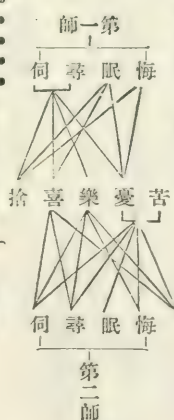
四つながら皆五の別境と俱なる容し、行相も所緣も相違せざるが故に。

【三五】然も等。「瑜伽」五十六の文を會す。

【三六】雜集。「對法」第二。

【三七】「瑜伽」第一の説。

【三】有義は等。次に五受との俱不俱を明す。この文意を圖示せば左の如し。



【三九】四つながら等。次に別境相應。

【四〇】 悔と眠とは但十の善とのみ俱なる容し、此は唯欲のみに在り、輕安は無きが故に。尋と伺とは十一の善と俱なる容し、初靜慮の中は輕安と俱なるが故に。

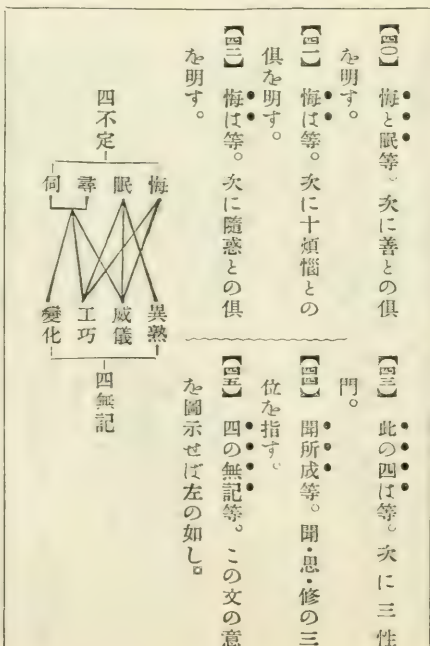
【四一】 悔は但無明とのみ相應す容し、此は行相麤なり貪等は細なるが故に。睡眠と尋と伺とは十の煩惱と俱なり、此彼展轉して相違せざるが故に。

【四二】 悔は中と大との隨惑と俱なる容し、忿等（四三）の十には非ず、各主たるが故に。睡眠と尋と伺とは二十と俱なる容し、眠等の位の中にして皆彼を起すが故に。

【四四】 此の四は皆善等の三性に通ず、無記の業に於ても亦追悔するが故に。

有義は、初の二は唯生得善のみなり、行相麤鄙なり及び味略なるが故に、後の二は亦通じて加行善にも攝む、聞所成等に尋伺有るが故にといふ。

有義は、初の二も亦加行善なり、聞思の位の中に悔と眠と有るが故に。後の三は皆染と淨との無記に通ず、惡作は染には非ず、解（四五）い麤猛なるが故に。四の無記の中には、悔は唯中の二なり、行相



【四〇】 悔と眠等。次に善との俱を明す。

【四一】 悔は等。次に十煩惱との俱を明す。

【四二】 悔は等。次に隨惑との俱を明す。

【四三】 此の四は等。次に三性門。

【四四】 聞所成等。聞・思・修の三位を指す。

【四五】 四の無記等。この文の意を圖示せば左の如し。

麤猛にして、定が果に非ざるが故に。眠には第四のみを除く、定に引生ぜらるるものには非ざるをもつて、異熟生の心にも亦眠あることを得るが故に。尋伺は初のみを除く、彼は解微劣にして、名等と義とを尋察すること能はざるが故に。

【四六】 悪作と睡眠とは唯欲界のみに有り、尋と伺とは欲と及び初静慮とに在り、餘の界と地との法は、皆妙なり静なるが故に。

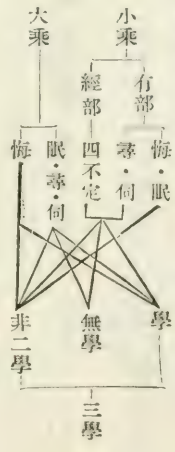
【四七】 悔と眠とは上に生じては必ず現起せず、尋と伺とは上下にして亦上下のを起す。

【四八】 上下の尋伺は能く上下を縁す。有義は、悔と眠とは上を縁すること能はず、行相麤近なり極めて味略なるが故にといふ。

有義は、此の二も亦上の境を縁す、邪見有る者は定を修せしことを悔ゆるが故に、夢には能く普く更へし所の事を縁するが故に。

【四九】 悔は無學には非し、欲を離れしとき捨するが故に。睡眠と尋と伺とは皆三種に通ず、解脱を求むる者の有爲の善法をば皆學と名くるが故に、學究竟したる者の有爲の善法は皆無學なるが故に。

【四六】 悪作と等。次に界繫門。悔・眠が欲界と初静慮とのみにして、二禪以上の界地に無きは、二禪以上は皆妙勝寂靜處にして、悔・眠とは相應すべからず、悔・眠は身に疾れ極まれると、憂あるが故にあるものなれば、之等の界地と相應せざればなり。



【四七】 悔と眠等。上下相起を明す。

【四八】 下上等。下上相縁を明す。

【四九】 悔は等。次に三學門。この三學分別に就いて小乘と大乘との所説異り、今之を圖示せば左の如し。

【五〇】悔と眠とは唯見修所斷のみに通ず、亦是邪見等の勢力をもつても起るが故に。無漏道に親しく引生せらるるものには非ざるが故に。

【五一】憂の深く解脫を求むるが如くなるには非ざるが故に。

若し已に斷せるが故に非所斷と名くといふをもつてすれば、則ち無學の眠をも非所斷に攝む。

【五二】尋と伺とは、眞無漏道に非ずと雖、而も能く彼を引き、彼に従つて引生せらるるが故に、見修と非所斷とに通じて攝めらる。

【五三】有義は、尋と伺とは、非所斷のものは、法の中には唯分別のみに攝む、瑜伽に彼は是れ分別ぞと説けるが故にといふ。

【五四】有義は、此の二は亦正智に攝めらる、正思惟は是れ無漏ぞと説けるが故に。彼は能く心をして尋求等をなさ令むるが故にといふ。又

【五五】彼は是れ言説が因ぞと説けるが故に。未だ究竟せざる位には、薬と病との等き

【五〇】悔と眠とは等。次に三斷門。悔と眠とは小乘にては唯修所斷のみなりといふ。今日く然らず、こは邪見等の勢力をもつても起るが故に亦見所斷にも通ずるなりと。

【五一】無漏道に等。こは、苦根は無漏にあらざれども無學に成就するを以て不斷と名くれば、睡眠も亦當に然るべきに非ずやとの疑ある故、それに答ふるなり。

【五二】亦は等。こは、憂根は無學に非ずと雖、二十二根の中に仍ほ不斷と名く、何ぞ悔等はかくの如くに非ざるやとの疑問に答ふ。

【五三】眞無漏道。無分別智をいふ。

【五四】五法、諸法の自性を分別するに五種あり、之をいふ。曰く相・名・分別・正智・如如の五なり。本論第八に委し。

【五五】瑜伽。第五。【五六】正思惟等、『顯揚』第二の說。

【五七】彼は能く等。『瑜伽』第二十九の說。【五八】又彼は等。『十地論』第一。『對法』第十等の說。【五九】未だ究竟等。未だ究竟せざる位とは因位の二乗と十地の菩薩との位なり。この位には能治の薬と所治の病とに於て俱に通ず知し盡す能はざるを以て、後得智中に於て他の爲に説法するときは、必ず尋伺を假るなり、これ佛の

が於に遍く知ること能はざるをもつて、後得智の中他に爲に法を説くときに必ず尋伺を假る佛地の無功用に説くが如きには非ず、故に此の二種は亦無漏にも通ず。

尋伺は必ず是れ分別ぞと説けりと雖、而も定んで唯 第三のみに屬すとは説かず、後得正智の中にも亦分別有るが故に。

餘の門は、上に准じて理の如く思ふ應し。  
是の如き六の位の諸の心所法は、爲んで心の體に離れて別の自性有りや、爲んで即ち是れ心が分位の差別なりや。

〔四〕 設ひ爾いふとも何の失かあらむ。

〔五〕 二ながら俱に過有り。

若し心の體に離れて別の自性有りといはば、如何ぞ、聖教に唯、識のみ有りと説ける。  
又如何ぞ、心いい遠く獨り行す、充染淨は心に由る、士夫は六界なりと説ける。

無功用に説法するが如きと異なり。故にこの二種はまた無漏にも通ず。

〔六〕 第三。五法中の第三。

〔六二〕 後得正智。五法中の正智

〔六三〕 餘の門等。後に准例して分別することを目指す。曰く有

無漏を緣すると有無事を緣すると等は準じて知らしむ。

〔六四〕 是の如き等。以下は正説に二段ある中の第二の總じて

心所と心との一異を料簡する一段なり。文に四ありて初に

問。

〔六五〕 設ひ等。次に答。曰く何れにても可なりと云ふに何の失かあらむと。

〔六五〕 二ながら等。次に徴。之に二、初に總じて難す。

〔六六〕 若し心の等。次に別して難す。之に二、初に心に離れて

心所あることを難す。

〔六七〕 聖教。『十地論』第八。

〔六八〕 又如何ぞ等。『攝論』第四の文を目指す。

〔六九〕 染淨は等。『無垢稱經』第二の文。この文前の第四卷に於て十理證中の第十證に引けるが如し。

〔七〇〕 士夫は等。『瑜伽』五十六の文。士夫とは有情なり、この有情が六界(四大・空・識)より成ると云ひて、心所が有情を成すと云はざるは如何ぞやとの意。

莊嚴論の説を復云何が通ずる。彼の頌に言ふが如し、

【三】 心いい二に似て現すと許す、是の如く貪等に似、或は信等に似る、別の染と善との法は無し

といへり。

【七】 若し即ち是れ心が分位の差別ぞといはば、如何ぞ 聖教に心と相應すと説ける、他性と相應

す、自性には非ずといふが故に。

【六】 又如何ぞ、心と心所とは俱時にして起ること日と光との如しと説ける。

【五】 瑜伽論の説を復云何が通ずる、彼に心所

は即ち心には非ずと説けるが故に。彼の頌に言

ふが如し、

【四】 五種の性ありといふこと成せずなんぬ、

分位をもつて差なりといはば過失あり、

【三】 因縁別なること無きが故に、聖教と相

違しぬといふ。

【二】 應に心に離れて別の自性有りと説くべし、

【一】 心いい勝れたるを以ての故に唯識等と説け

【七】 心いい等。この頌は現流

の『莊嚴論』にはなし、頌の二

とは見相の二、或は能取所

取の二なり。而してこの頌に

別の貪・瞋等の染及び信・勤等

の善の體あることなしと云へ

るは、これ即ち別の心所なき

の證に非ずやとの意。

【七】 若し即ち等。次に心に離

【七】 瑜伽論。第五十六。

【六】 五種の性等。五種の性を説くこと成せずとの意。

【七】 因縁等。現在の一念に種種の行相異なることあり、

既に唯一識のみにして、心所無しといはば、何の差別の因縁ありてか、一識に多くの行相あつて、分位差別ならしむるや。

【六】 應に等。次に答釋。之に

二、初に世俗に約す。

【七】 心いい勝る。心はよく主

り。心所は心に依る、勢力をもつて生ずるが故に彼に似て現すと説けり、彼即心といはむとに非ず。又識心てふ言には亦心所をも攝めたりに相應するが故に。唯識等といふ言及び現じて彼に似たりといふこと、皆失有ること無し。

此は世俗に依つていふ、若し勝義に依つていはば、心所と心とは離にも非ず即にも非ず、諸識を相望しても應に知るべし亦然なり、是を大乘の眞俗の妙理と謂ふ。

已に六識の心所と相應することをば説きつ。云何が應に現起する分位をば知るべき。

頌に曰く、

依止根本識

五識隨緣現

或俱或不俱

根本識に依止す。

五識は縁に隨つて現す、

或るときには俱なり或るときには俱にあらず、

となり、能く依となり、行相總たり、恆に決定せり、故に勝と名く。

此は等。次に勝義に約す。世俗とは、以上の所談は道理世俗に約して云へり。以下勝義に約して云はば、第二、第三、第四の勝義に約し非即非離・離言中道を談じつべし。

已に等。以下は第三能變を三大段とする中の第三大段即ち後の三門の條なり。之に二ありて、初に結前生後して徴起す。

頌に曰く等 次に頌を擧げて正しく答ふ。之に二、初に頌。

根本識等第七所依門。この第一の句は、下の第六識にも通ず、二つながら俱に第八識に依止す。故にその共依を

顯すなり。然るに其依止に二あり、一に種子の第八識に依る、即ちこれ因縁の親しき依なり。阿毘達磨經の中に「無始の時より來た界たり」と云へるものこれなり。二に現行の第八に依る、これ即ち増上縁依なり。即ち同經の中に「一切法等が依たり」と云へるものこれなり。(この二文のこゝと本論第二を参照すべし)その意は凡そ六轉識は皆本識の種子と現行とに依つて而も現起することを得との意なり。「瑜伽第五十一に、阿頼耶識あるに由るが故に五根を執受す、乃至、この識あるに由るが故に末那あることを得。第六意識之に依つて而も轉す等と云へるもの、即ちこの意なり。」五識は等。第八俱轉門。



如濤波依水

濤波の水に依るが如し。

意識常現起

意識は常に現起す、

除生無想天

無想天に生れたると、

及無心二定

及び無心の二定と、

睡眠與悶絕

睡眠と悶絶とをば除く。

論に曰く、根本識とは陀陀那識ぞ、染淨

の諸識の生ずる根本なるが故に。

依止とは謂く前の六轉識ぞ、根本識を以

て 共と親との依と爲す。

五識とは謂く前の五轉識ぞ、種類相似す

るが故に總じて之を説く。隨緣現の言は常に起

るものには非ずといふことを顯す。緣とは謂

く作意と根と境との等きの縁ぞ。謂く、五識身

は内には本識に依り、外には作意と五根と境と

【八五】意識は等、第九起滅門。

【八六】論に曰く等。次に長行。

之に二、初に正しく頌文を解す。之にまた三、初に所依を解す。

【八七】依止等、第七識も第八識に依止すと雖、彼は第二能變の條下にて已に説き、今は第三能變の所談なる故、前六識を指すなり。

【八八】共と親と等。共とは共依にして、現行第八を指す。現行第八は六識何れの依ともなれば共依といふ。親とは不共依にして種子頼耶を指す。六識夫夫各各の自種をその親因縁となせばなり。

【八九】五識とは等。二に俱不俱の相を解す。前の五識は種類相似するが故に、之を該攝して前五識として總じて説ぜらる。その相似とは、一には俱

に色根に依る、是れ五識は何れも色法なる五根を所依とするなり。二には同じく色境を縁す、五識所縁の境は色・聲・香・味・觸にして、何れも色法のみなり。三には俱に唯現在のみを縁す、五識は何れも過、未の法を縁すること能はず、唯現在法のみを縁するなり。

四には俱に現量得なり、五識は何れも比量等の作用無くして、唯現量のみにて所縁を了知するなり。五には俱に間斷あり、五識は何れも衆縁を待つて起るものなれば、起ること少くして間斷あるなり。かく前の五識には五義の相似點あるを以て、之を前五識として該攝するなり。

【九〇】縁とは等。今諸識の生ずる縁を明瞭にせむ爲に左に圖表を掲ぐべし。

の等きの衆縁の和合するに隨つて方に現前することを得。此に由つて、或るときには俱なり、或るときには俱に起らず、外縁の合することは頓漸有るが故に、水の濤波の、縁に隨つて多少なるが如し。此等の法と喩とを廣く説くことは經の如し。

【五三】五轉識は行相麤動なり、所藉の衆縁時として多く具せざるに由つて、彼起る時は少く、起らざる時は多し。

【五四】第六意識も亦麤動なりと雖、而も所藉の縁時として具せずといふこと無し、【五五】違縁に由るが故に有る時は起らず。

【五六】第七八識は行相微細にして、所藉の衆縁一切の時に有り、故に縁として礙へて總じて行せざら令むること無し。

【五七】又五識身は思慮すること能はず、唯外門のみに轉じ、起るときには多くの縁に藉る、故に斷ず

諸識		生		緣	
眼識(九)	空	明	根	境	意作
耳識(八)	空	根	境	意作	第六第七第八
鼻識(七)	○	根	境	意作	第六第七第八
舌識(七)	○	根	境	意作	第六第七第八
身識(七)	○	根	境	意作	第六第七第八
意識(五)	○	○	境	意作	第七第八
末那(三)	○	○	○	意作	第八
賴耶(四)	○	○	境	意作	第七第八
				子種	子種

(之にもし等無間縁依を加ふれば、各に更にまた一つを増すものとす)

【九一】經。『深密經』第一。

【九二】五轉識は等。次に起滅する分位を解す。之に二、初に

意常に現起することを述ぶ。

之にまた二、初に第一番解。【九三】違縁。五位に無心あるを指す、次下に述ぶるが如し。

【九四】又五識身等。次に第二番解。この解勝れたり。五識身が思慮すること能はずとは、五識には尋伺なければなり。

る時は多く現行する時は少し。

第六意識は自ら能く思慮し、内外門に轉じ、多くの縁を藉らず、唯五の位を除いては常に能く現起す、故に斷ずる時は少く現起する時は多し。

斯に由つて此をば縁に隨つて現ずといふことを説かず。

【五】五の位とは何ぞ。

【六】無想に生るるが等きぞ。

無想天とは、謂く、彼の定を修して麤想を厭ふ力をもつて彼の天の中に生れて、不恆行の心と及び心所とに違ふ想を滅するをもつて首と爲し、無想天と名く。

故に六轉識い彼に於て皆斷じぬ。

有義は、彼の天には常に六識無し、聖教に、彼には轉識無しと説けるが故に、(100) 彼には唯有色支のみ有りと説けるが故に、(101) 又彼を説いて無心地と爲せるが故に。

有義は、彼の天にして將に命終せむとする位には、要す轉識を起して然して後に命終す、(101) 彼に

【五】五の位等。次に頌の下の三句を解す。之に三、初に問。

【六】無想に等。次に答。之に三初に頌を擧げて總じて答ふ。

【七】無想天等。次に別して五位を解す。之に三、初に無想

天を解す。麤想を厭ふ等とは諸の外道想を以て生死の因となす、故に今偏に之を厭ふなり。こは前六識の麤想にして、七・八二識の細想には非ず。

【八】不恆行の等。前六識が滅して全く行ぜざることとを顯

す。

さてこの無想天とは色界第四禪天中の廣果天の高勝の處を指して別に無想天と名くるなり。

【九】聖教に等。『對法』二、『顯揚』一等。

【一〇】彼には等。『瑜伽』十。有色支とは五根等を指す。

【一一】又彼を等。『瑜伽』十三。潤生の愛を起すと云へる故、

第六識あるを知る。

(100) 彼には唯有色

は必ず下の潤生（二〇三）の愛を起すといふが故に、（二〇四）瑜伽論に、後に想生じ已つて是の諸の有情（二〇五）い彼より没すと説けるが故に。

然も彼に轉識無し等と説けるは、長時に依つて説けり、全に無しと謂はむとには非ず。

（二〇六）有義は、生ずる時にも亦轉識有り、彼の中有には必ず潤生の煩惱を起すが故に。餘の本有の初の如し、必ず轉識有るべきが故に。（二〇七）瑜伽

論に説かく、若し彼に生ずるときには唯入るときのみ起さず、其の想の若し生ずるときには、彼より没すといふが故に。彼の本有の初に若し轉識無くんば、如何ぞ入と名くる、先に有りしが後に無くんぬるを乃ち入とは名くるが故に。（二〇八）決擇分に言く、有らゆる生得の心心所を滅せるを無想

と名くといふが故に。

此の言の意の顯さく、彼の本有の初には、異熟生の轉識（二〇九）起ること有りとも、（二一〇）宿の因縁の力をもつて後には復生せずなんぬ、斯に由つて異

熟無記の分位の差別を引起しつるとき、説いて無想と名く。善に引生せらるるをもつて二定を善と名

くるが如し。爾らずんば轉識は一切行せずなんぬ、如何ぞ唯生得のみを滅せりと言ふ可き、故に彼の

【二〇三】 瑜伽論。第五十六。  
【二〇四】 有義は等。こは正義の説。  
【二〇五】 瑜伽論。第十二。論の意は、無想天に生ずる時には、無心に入る時のみ心を起さず故に無心に入らざりし時は心（二〇六）を起せり、こは生れし最初なれば、生の最初には轉識あることを知るべし。又その死せむとする時に心あることは知るべし。  
【二〇七】 決擇分。『瑜伽』五十三。  
【二〇八】 宿の因縁の力。宿無心定を習ひし因縁の力。

初の位には轉識い變く起る。

彼の天は唯第四靜慮のみに在り、(一〇八)下は想麤動にして斷ず可きこと難

きが故に、上には無想の異熟處無きが故に。

(一〇九)即ち能く無想定を引發せし思しい、能く彼の天の異熟果をば感ずる

が故に。

(一一〇)及無心二定とは、謂く、無想と滅盡との定なり、俱に六識無きが故

に無心と名く。

(一一一)無想定とは、謂く、有る異生の、遍淨までの貪をば伏して未だ上の

染をば伏せず、出離想の作意を先と爲るに由つて不恆行の心心所を滅せ令

め、想を滅するをもつて首と爲し、無想との名を立つ、身をして安和なら

しむるが故に亦定と名く。

此の定を修習するに品の別なること三有り。

下品修の者は、現法に必ず退す、速疾に還つて引いて現前すること能は、

す、後に彼の天に生れては、甚だ光淨にも形色廣大にもあらず、定ん

で當に中天あり。

【一〇八】下……上。下とは下三禪。上とは五淨居天及び無色界を指す。

【一〇九】即ち能く等。之に就いて『述記』に三釋あり。一に、定前の思が總報、別報を感ずることを顯す。二に、定前の猛利の思は總報を招き、無心已去の思種は別報を招く。三に定前の思に於て微心は總報を招き、微微心は別報を感ず。以上三釋の中『述記』二本の説に准するに第二禪を以て正とす。

【一一〇】及無心等。次に二無心定を解す。之に二、初めに總解。二、無想定等。次に別解。之に二、初に無想定。遍淨とは第三禪天なり。出離想とは涅槃の想をなすなり。

中品修の者は、現に必ずしも退せず、設ひ退すとも速疾に還つて引いて現前せしむ、後に彼の天に生れては、甚だ光淨なり、形色廣大なりと雖、而も最極にあらさず、中天有りと雖、而も決定せず。

上品修の者は、現に必ず退せず、後に彼の天に生れては、最も極めて光淨なり、形色も廣大なり、必ず中天無し、壽量を窮満して後に方に殞歿す。

此の定をば唯第四靜慮のみに屬す、又唯是れ善なり、彼に引かるるが故に下上地には無し、前に説きつるに由るが故に。

(二二) 四の業においては三に通じ、順現受をば除く。

有義は、此の定は唯欲界にのみ起る、諸の外道の説力に由つて起るが故に、人中しい慧解極めて猛利なるが故にといふ。

(二三) 有義は、欲界にて先に修習し已りしひととは、後に色界に生れても能く引いて現前せしむ、無想天をば除く、究竟に至りぬるが故に。

此は想を厭ひ彼の果を欣つて入るに由るが故に唯有漏なり、聖の起す所には非ず。

(二四) 減盡定とは、謂く、有る無學或は有學の聖の、無所有までの貪を已に伏し或は離れて、(二五) 上の

【二三】 四の業。順現受・順生受・順後受・不定受の四業。

【二二】 有義は等。こは正義の説。

【二四】 減盡定等。次に減盡定。無學とは俱解脫のものをいふ

(俱解脫とは煩惱障と解脫障とを離れ、慧と定とに於て自在を得たる阿羅漢をいふ) 有學とは身證不還のものをいふ

(身證不還とは、かの身根が冷煖自知する如く、減盡定にて親しく眞如の理を證すること)。

【二五】 上の貪。上とは非想非非想處をいふ。

貪は不定なるい、(二五)止息想の作意を先と爲るに由つて、(二七)不恆行と恆行の染汗との心心所を滅せ令めて、滅盡といふ名を立つ、身を安和になら令むるが故に亦定と名く、(二八)偏に受と想とを厭ひしに由つて、亦彼を滅する定と名く。

此の定を修習するに、品の別なること三有り。

下品修の者は現法に必ず退す、速疾に還つて引いて現前せしむること能はず。

中品修の者は現に必ずしも退せず、設ひ退すとも、速疾に還つて引いて現前せしむ。

上品修の者は畢竟じて退せず。

(二九)此の定を初に修するひとは、必ず(三〇)有頂の遊觀の無漏に依つて加行と爲して入る、次第定の中に最も後に居せるが故に。

有頂に屬すと雖、而も無漏に攝む、若し此の定を修して已に自在を得たるひとは、(三一)餘の地の心の後にも亦現前することを得。

【二六】止息想の作意。二乗は六

識の有漏の勞慮を厭患し、或は無漏心の麤動を觀ず、菩薩はまた無心寂靜の涅槃に似たる功德を發生せむと欲するが故に之を起す。

【二七】不恆行・恆行。不恆行とは前六識、恆行とは第七識なり。

【二八】偏に等。増強なる所厭の別名に據つて滅受想定と名く實には他の心心所をも滅するなり。

【二九】此の定等。この定を初に修すとは、二乗及び七地以前

の菩薩なり。

【三〇】有頂の遊觀無漏。有頂とは非想非非想處なり。遊觀無漏とは惑を斷ぜず、理を觀ぜざる後得智をいふ。無分別智を加行心とすることを簡んで遊觀と云へり。何故この定を加行心とするやといふに、九次第定(四禪・四無色・滅盡定)に於て次第入の行者初禪より漸次進み入り、第八の有頂遊觀無漏より第九の滅盡定に入る、故に遊觀無漏を以て加行とするなり。

【三一】餘の地。下の七地。

道諦に屬すと雖、而も是れ非學非無學に攝む、涅槃に似たるが故に。

此の定を初て起すことは唯人中のみに在り、佛及び弟子の説力をもつて起すが故に、人中に慧解

極めて猛利なるが故に。(二三) 後には上二界にて

亦現前することを得、毘陀夷經いはい是れ此が誠

證なり、無色をも亦意成天と名くるが故に。

藏識の教の於に未だ信受せざる者は、若し無色

に生れては此の定を起さず、色心無きをもつて

斷滅に成りなむかと恐るるが故に。已に信せる

ひとは彼に生じても亦現前することを得、藏識

有るをもつて斷滅せずと知れるが故に。

(二四) 要す三界の見所斷の惑を斷じて方に此の

定を起す、(二五) 異生は有頂の心心所を伏滅する

こと能はざるが故に。此の定は微妙なるをもつて

要す二空を證す、(二三) 應に隨つて後得に引發せら

るるが故に。(二七) 有義は、下の八地の修所斷の惑の中に、要す全に欲をば斷じ、餘をば伏しても惑は斷じて、

【二三】 後には等。後には欲界にて起すことなし、必ず不還等を方に得るを以ての故なり。

【二四】 意成天。色・無色界の天なり、意思を以て存在する天の意。

【二五】 要す等。こは見惑を明す。

【二六】 異生は等。異生は有頂の見道所斷の心心所を伏滅すること能はず、故に下の八地の見惑をも皆伏すること能はず何ぞ唯非想のみを云ふやとい

【二七】 應に隨つて等。二乘の入る時には唯人空を證する後得を以て引發し、菩薩・佛の入る時には、二空の後得智を以て皆引發することを得。

【二八】 有義は等。修惑を明す。



然して後に方に能く初に此の定を起す、欲界の惑種は(三二)二性繁雜にして、定を障ふること強きが故に、唯不還と三乗の無學と及び諸の菩薩とのみ此の定を得と説けるが故に、彼い所應に隨つて上の八地に生れて皆後起することを得といふ。

有義は、要す(二五九)下の四地の修所斷の惑を斷じ、餘のをば伏しても或は斷じて、然して後方に能く(三三〇)初に此の定を起す、變異受と俱なる煩惱の種子は定を障ふること強きが故に、彼い所應に隨つて(二三)上の五地に生れて皆後起することを得といふ。

若し下の惑を伏して能く此の定を起すといはば、(三三)後斷じ退せずして上地に生るるものい、豈上に生れ已つて卻つて下の惑を斷せむや。斷ずといふも亦失無し、上に生れたる者下の末那と俱生する惑を斷ずるが如くなるが故に。

然も不還の者は對治の力強きをもつて、正しく潤生する位に煩惱を起さず、但し惑の種に由つて上地の塵を潤す、所伏の惑は退し退せざること有りと雖、而も下を伏して上地に生るる義は無し、(三三)故に上に生じて卻つ

【二六】二性。不善、有覆。

【二九】下の四地。第三禪以下の四地。

【三〇】初に等。初に起すは、亦欲界の生にて起すこと勿論なり。

【三一】變異受。苦樂等の受。

【三二】上の五地等。三禪以下の惑已に伏するが故に、彼には生ぜず。

【三三】後斷じ等。無漏を以てその種子を斷ぜず、而も復退いてその煩惱を起さず、かくて非想地に生るるものが、それに生れ已つて却つて第四禪等の惑を斷ぜむや。

【三三】即ち既に伏すと雖、尙種子ありて上生を礙ふるを以て上地に生ずる義なし。されば下種を斷じ已つて上地に生ずることを得るなれば、上地に生じて更に却つて下地の種を斷ずといふ失無し。

て下のを斷ずる失無し。

【一五五】若し諸の菩薩において、先に二乗の位にして已に滅定を得、後に廻心せる者ならば、一切の位の中にして能く此の定を起す。

【一五六】若し爾らずんば、或は有るは、乃七地の

滿心に至つて方に能く永に一切の煩惱を伏す、

未だ永に欲界の修惑を斷せずと雖、而も已に斷

せるひとの如く能く此の定を起す、【一五七】論に、已

に遠地に入りたる菩薩い方に能く滅盡定を現

起すと説けるが故に。【一五八】有るは、初地より即

ち能く永に一切の煩惱を伏すること阿羅漢の如

し、彼は十地の中にして皆此定を起す、【一五九】經

に、菩薩は前の六地の中にして、亦能く滅盡

定を現起すと説けるが故に。

【一六〇】無心の睡眠と悶絶とは、謂く、有る極重の睡眠と悶絶とは前の六識を皆現行せざら令む。

披極等の縁に引かれたる身の位に前の六識に違せるが故に、極重の睡眠と名く。【一六一】此の睡眠の時に

【一五五】若し等。こは漸悟の菩薩

即ち今は身證不還と俱解脱のものなをいふ。一切の位とは

三大劫中をいふ。

【一五六】若し爾らずんば等。こは

頓悟の菩薩をいふ。その中初

は悲増上の菩薩に約す、この

菩薩ならば七地以前は故意に

行じて伏せず、七地の滿心に

て一切を伏す。

【一五七】論。『瑜伽』六十二。遠地

とは第七地なり。

【一五八】有るは等。智増上の菩薩

に約していふ。

【一五九】經。『十卷楞伽』七。十地

經三八(現本九)

【一六〇】無心の等。次に極重の睡

眠を解す。

【一六一】此の睡眠の等。この眠の

時には、彼の心所の眠の體は

無しと雖、而も彼の加行の眠

の引くに由り、或はこの位は

沈重にして自在ならざると、

彼の眠の心所ある時に似たり

故に假つて眠の名を附す。

は彼の體無しと雖、而も彼に由り彼に似るが故に、假つて彼の名を説く、  
風熱等の縁に引かれたる身の位に、亦六識に違せり、故に極重の悶絶と名  
く。

【四】或は此は俱に是れ觸處の少分なり。

【四】斯の五の位を除いては、意識恆に起る。

【四】正しく死し生する時にも亦意識無し、何が故ぞ、但五の位に行せず  
とのみ説くや。

【四】有義は、死と生とは及與といふ言をもつて顯せりといふ。

彼が説くこと理に非ず、所以何とならば、但六の時のみを説いて無  
心と名けたるが故に。謂く、前の五の位と及び、無餘依とぞ、應に死と  
生とをば即ち悶絶に攝むと説く應し、彼は是れ最極の悶絶の位なるが故  
に。及與といふ言を説きしことは、五い雜無しといふことを顯さむとて  
なり。【四】此には六識斷じ已つて、後の時に本識の中の自種に依つて還つ  
て起るといふことを顯せり、此に由つて、無餘依に入れるをば説かず。

此の五の位の中に、異生には四有り、滅定に在るをば除く、聖には唯

【四】或は等。この説にては無  
心の眠と無心の悶と、俱に是  
れ觸處の少分なりといふ。

【四】斯の五等。後に總結。

【四】正しく等。五位を料簡  
す。

【四】有義は等。この意によれ  
ば、無心は五位と死・生の二  
位と合せて七位なりといふ。

但し、死・生の二位を本頌に  
説かざりしは頌中の及・與の  
二字に攝め含めたりといふ。

【四】但六の等。『瑜伽』第十  
三。

【四】無餘依。無餘涅槃のこ  
と。異熟の苦果たる五蘊和合  
の身體凡て滅して、今は全く  
所依無きが故に名く。

【四】此には等。こは無餘に入  
る位を説かざることを釋す。  
【四】後の三、滅定と極睡眠と  
極煩絶と。

（四）兜の後の三のみあり、中に於て、如來と自在の菩薩とは唯一のみ有ることを得、睡と悶とは無きが故に。

（一五〇）是の故に八識は、一切の有情に心と末那

との二は恆に俱轉す、若し第六を起すときには則ち三いい俱轉す、餘は（一五一）縁の合するに隨つ

て一より五に至るまでを起すときには、則ち

（一五一）四いい俱轉し乃至八いい俱なり、是を略し

て識の俱轉する義を説くと謂ふ。

（一五二）若し一の有情に多くの識俱轉すといはば、

如何ぞ、彼は是れ一の有情ぞと説くや。

（一五三）若し有情を立つることは識の多少に依つ

てなりといはば、汝が無心の位は應に有情に非

ざる應し、又他分の心の現在前せる位を如

何ぞ自分の有情と説く可きや。

然も有情を立つることは、（一五四）命根數と或は異熟識とに依つてなりといふ、俱に理に違せず、彼は

【一五〇】是の故に等。以下は行に二段ある中の第二、即ち總じて三種の能變を料簡する一段なり。之に二、初に俱轉を明す。

【一五一】縁の合す等。こは前に眼識ば九縁、耳識ば八縁等を借ることを述べしが如し。

【一五二】四。第八・第七・第六の三と前五の何れか一つにて四となる。乃至第八・第七・第六の三と前五皆起れば八識俱轉することとなる。

【一五三】若し一の等。次に問答分別。之に五、初に第一問答。この難は薩婆多よりなす。曰

く情とは識のことなれば、多識あらばこれ多有情にして一有情なるべからず如何ぞやと難す。

【一五四】若し等。論主の返質。【一五五】又他分等。また例せば欲界にありて第六識色界定を起せる時、もし識に約して有情を判ぜむには、當にこは色界の有情にして、欲界の有情と云ふべからざるに非ずや。

【一五六】命根數。小乗は命根を實有物となし、大乘は之を種子の上に假立すてふこと既に註せるが如し。

俱に恆時に唯一のみ有るが故に。

【二五七】 一身には唯一の等無間縁のみあり、如何ぞ、俱時に多くの識轉すること有る。

既に此のいい多くの心所を引くと許しつ、寧んぞ此に能く多くの心  
を引くと許さざりぬる。

又誰か定んで言ふ、此の縁は一のみありと。多くの識俱なりと説くは、

此の縁も多しと許せるが故なり。

又一時に多くの境を取らむと欲するときには、多くの境現前す、寧んぞ  
頼に取らざりぬる。 諸根と境との等きが和合する力齊しきものを、識

いい前後に生ずといふことは理に應せざるが故に。

【二五八】 又心所の性差別無しと雖、而も類別なるは多く俱生すと許せるも  
のを、寧んぞ心いい異類にして俱起すといふことを許さざりぬる。

又浪と像との、 一に依つて多を起すが如く、故 一心に依つて多く

の識俱轉す。

又若し意は五と俱なりと許さざるをもつて、彼が所縁を取ること明了な  
らざる應し、散の意識の 久滅を縁するが如きが故に。

【二五七】 一身には等。次に第二問  
答。

【二五八】 諸根と境と等。根・境・  
空・明等の生縁をいふ。

【二五九】 又心所の等。總じて心所  
と云へば何れも心王所有の法  
にして、同一能縁の性たり。

さり乍らその受・想等の功能  
體類別なるをば、汝も共に多  
くの心所一念に俱起すと許し

置き乍ら、寧ぞ我心王の眼・  
耳等の異類の識の一念に俱起  
することを許さざるや。

【二六〇】 一に依つて等。一海・一  
鏡によつて多浪多像を起す。

【二六一】 一心。一の本識。  
【二六二】 久滅。過去をいふ。

【二查】如何ぞ、五と俱なるには唯一の意識のみあるものを、色等の境に於て一或は多を取る。

眼等の識の、各自境に於て一或は多を取るが如し、此も亦何の失かあらむ、相と見とは俱に種種の相有るが故に。

【二查】何が故ぞ、諸識において同類俱にあらざる。

自の所縁に於て若し了了可きをば、一のみ已に能く了了しぬ、餘は用無きが故に。

若し爾らば五識い己に自の境をば了しぬ、何爲れぞ俱に意識を起して了するを用ゐる。

五と俱なる意識は五をも助けて起ら令む、専ら五識が所縁を了せむが爲のみに非ず。

又彼の所縁の於に能く明了に取ること、眼等の識に異り、故に用無きは非ず。

此に由つて【二查】聖教に彼の意識を説いて有分別と名けたり、五識をば爾いはす。

【三查】如何ぞ等。次に第三問答。この難意は、五俱の意識は唯一なるを如何ぞ之が色等の多境を取るやといふ。答に曰く、見分の一多ば所縁の境の一異によるなり、例へば眼識の前に青・黄・赤・白等の諸境一時にある時は、一時に之等の多境を取る（見分その相分の數に應じて多く起る）、されば一の意識多境を取るに何の差支あることなきなり。

【四查】何が故ぞ等。次に第四問答。問意は、例へば眼識ならば眼識が一念に二・三・四との如く多く俱起することを許して可ならずや、何となれば識俱起すと許すならば、同類の識俱起することをも許して可なるべければなりとの意。

【五查】聖教。『深密經』一。有分別と云、何と俱にして、明了に取るが故にしか名く。

(二六) 多くの識俱轉せば、何ぞ相應ならざるや。

(二七) 同境に非ざるが故に、設ひ同境なりとも彼此の所依の體と數と異なるが故なり、五根の識が互

に相應せざるが如し。

(二八) 八識の自性は定んで一とは言ふ可からず、

行相と所依と縁と相應と異なるが故に、又一が滅

する時に、餘い滅するものにしもあらざるが

故に、能所熏等の相いい各異なるが故に。

亦是定んで異なるにも非ず、(二九) 經に、八識は

水波等の如く差別無しと説けるが故に、定んで

異ならば因果の性に非ざる應きが故に、幻事等

の如く定れる性無きが故に。(三〇)

(三一) 前に説く所の如き識の差別の相は、理世

俗に依つていふ、眞勝義には非ず、眞勝義の中

には心言絶したるが故に。(三二) 伽他に説くが如し、

心意と識との八種は、俗の故には相別なること有り、眞の故には相別なること無し、(三三) 相と所

【二六】多くの等。次に第五問答。

【二七】同境に等。寛狭不同あり。曰く、第六・第八は多境を縁す、前五・第七は一境を縁す。

【二八】數。數異りとは前五は四依、第六は二依、第七・第八は一依なり(何れも本論卷四に於て述べたり)故にその依の數多少不同あり。

【二九】八識の等。後に總じて能變の一異を解す。

【三〇】經。「十卷楞伽」九。水波

とは、水は第八、波は前七に喩ふ。

【三七】この一異に非ざることば四の世俗と勝義とに依つて皆談し得べし。

【三三】前に等。上來説く所の三能變の相は唯第二の道理世俗に約していふ。第四の勝義勝義に約して云へるに非ず。

【三四】伽他。「十卷楞伽」第十。

【三五】相と所相。識の體を所相とし、識の用を能相とす。眞勝義の理に於ては心言を離れ能相・所相俱に不可得なり。

相と無なるが故にといふ。

【二七】 已に廣く、三能變の相を自所變の二分が所依と爲すといふことをば分別しつ。云何ぞ、識が所變に依つて假つて我法と説く、別に實に有るには非ず、斯に由つて一切唯識のみ有りといふことを知る應き。

【二七】 頌に曰く、

是諸識轉變

分別所分別

由此彼皆無

故一切唯識

是の諸の識い轉變して、

分別たり所分別たり、

此に由つて彼は皆無し、

故に一切唯識のみなり。

【二七】 論に曰く、是諸識とは、謂く、前に説く

所の三能變の識と及び彼の心所とぞ、皆能く變じて見相二分に似れり、轉變といふ名を立つ。

【二七】 已に廣く等。唯識の相を明すに三大段ある中、廣く能變の識相を成立すること上に終りて、以下は識變に依つて假我法を立つる一段なり。之にまた二段ありて、初に先づ彼依識所變の句を廣くす。その中亦二ありて、初に結前生後して徴起す。

【二七】 頌に曰く等。次に頌を擧げて正しく説く。之に二、初に頌。この四句の頌の中、初の二句は唯識といふことを釋し、後の二句は唯識を結す。  
【二七】 分別…所分別。分別は見分、所分別は相分。次の長行に釋せるが如し。  
【二七】 論に曰く等。次に長行。之に二、初に正しく頌文を釋す。

す。之にまた二、初に二の復次。之にまた二、先づ安慧・護法の解。之に就いては既に本論第一に於て註せし如く、安慧・護法同じく識の自體分より見相二分を變現すと説くと雖、安慧はその所變の二分は通計所執にして無體法なるもの、されば實には有るに非ざれど依他の有に似て現するなりと談じ、護法はその二分を依他の有體法なりとし、識體自證分轉變して依他の二分と現じ之が通計の我法に似るを以て、この二分の上に我法の相を假立すと談す。その所説の相違を知るべし。今の一段またその意を以て之を解すべし。



所變の見分を説て分別と名く、能く相を取るが故に。所變の相分を所分別と名く、見取るが故に。  
此の正理に由つて彼の實の我法は、識が所變に離れては皆定んで有るに非ず、能所取に離れては別の物無きが故に、實物にて二の相に離れたるこ  
と有るに非ざるが故に。

是の故に (二五) 一切の有爲無爲は、若くは實にもあれ若くは假にもあれ皆識に離れず。唯の言は識に離れたる實物を遮せむが爲なり、識に離れざる心所法の等きには非ず。

(二六) 或は轉變とは、謂く、諸の内識の轉じて我法の外境の相に似て現するぞ。

此の能轉變を即ち分別と名く、虛妄分別をもつて自性と爲すが故に、謂く即ち三界の心と及び心所とぞ。此の所執の境を所分別と名く、即ち妄執する所の實の我法の性ぞ。

此の分別いい變じて、外境の假の我法の相に似るに由つて、彼の所分別の實の我法の性は、決定して皆無し、(二七) 前に教理を引いて已に廣く破してしが故に。

【二五】一切の有爲無爲。有爲とは識の所變を指し、無爲とは識の體性を指す。

【二六】或は等。次に難陀の解。難陀は二分家なれば自體を立てず、故に見分の識がよく依他の相分を轉じて我法の外境の相に似て現すと説く。但し難陀にありては、二分同じく依他法なりと云ふと雖、假實の別ありて、見分を實とし夫より變出せる相分を假とするなり。何となれば若し相分をも亦實なりとせむか、即ち唯識の義理成ぜざるべしといふ。故に二分俱に依他法なりと雖、相見二分同一種にして所謂心實境虚なるものなり。

【二七】前。本論第一・第二。

是の故に一切皆唯識のみ有り、虚妄分別は有りといふこと極成せるが故に。唯といふは既に識に離れざる法をば遮せず、故に眞空等も亦是れ性有り。

【二八三】斯に由つて増と減との二の邊を遠離して、唯識の義成じて、中道に契會せり。

【二八四】何の教理に由つてか唯識の義成ずる。豈已に説かずや。

説きしと雖未だ了せず、他の義を破するをもつて己が義便ち成ずるものには非ず、更に確に此を成ずる教理を陳ぶ應し。

【二八五】契經に説くが如し、三界は唯心のみなりといふ。

【二八六】又説かく、所縁は唯識が所現のみなりといふ。

【一八】斯に由つて等。次に總結。意の曰く、心外の法無きが故に増益の邊を除き、虚妄の心有るが故に損減の邊を除く。かくて唯識義成じて中道に契會す。この中道を談ずるに三性を對望して談ずると、或は一法中に於て談ずると、又その一法中にありても一法一個中道・二法重重中道等の差あり。凡て之等に就いては開題の條下に詳述せしが如し。

重要なる叙説の一段なりとす。

【一八】契經に等。次に正答に二、初に教を答ふ。この文は『華嚴經』に説ける所として普通に引用せらるると雖、『華嚴』一部に於て嚴密にかかる文を記せる處なし。こは『十地經論』第八に所謂「一切三界は唯心の轉ぜるが故なり」の文を指せるものなり。而してこの『十地經論』の文は『六十華嚴』第二十五(『明藏』)等において第二十六となれり)の「三界は虚妄にして、但是れ心の作せるなり」と云へる文を解せる言なれば、乃ちかの文を以て『華嚴』所説と云へるなり。猶『華嚴』には右の文を始め、處處に三界唯心を顯せる語あり。

【一八】何の等。以下は問答して廣く辨す。之に二段ありて、初に正しく問答するに九。第一に唯識所因の難。之にまた三、初に徵起。以下の九問答は普通之を九難義と云ひ、九箇の問難を設け、世間卑近の例證を用ゐて萬有唯識の道理を巧明に叙説せるもの。本論中

【一八】又説かく諸縁は等。『深

〔一八六〕又説かく、諸法は皆心に離れずといふ。

〔一八七〕又説かく、有情は心に随つて垢淨なりといふ。

いふ。

〔一八八〕又説かく、四智を成就せる菩薩い、能

く随つて唯識のみにして境は無しと悟入す。

一には 相違の識が相をする智、謂く、一

處に於て、鬼と人と天との等き業の差別な

るに随つて見る所各異り、境い若し實に

有らば、此い云何ぞ成せむ。

二には 無を所縁とする識をする智、謂く、

過未と夢境と像との等き實有に非ざる境を縁す

るとき、識は現に可得なり、彼の境は既に無な

り、餘も亦應に爾るべし。

三には 自ら無倒になる應きをする智、謂

く愚夫の智い若し實境を得るものならば、彼

密三の文にして、『瑜伽』七

十七亦之に同じ。この文によ

つて、能縁の見分又び所縁の

相分の何れも、自體分の所現

なることを示せるものにして

即ち諸法唯識、心外無法の旨

を述べたるものなり。

〔一八六〕又説かく諸法は等。こは

『楞伽經』所明の文意にして、

經の一部に互つてこの意を述

べし處甚だ多し。

〔一八七〕又説かく有情は等。こは

『無垢稱經』第二の文なり。而

してこは已に本論四に於て第

八識存在の證明として擧げし

十理證中の第十理證にもこの

文を引けり。その意は心に隨

つて垢淨ありと云ひ、色等に

隨つて有りとは云はず、これ

即ち唯識の旨を顯示せるもの

なり。

〔一八八〕又説かく四智等。こは

『阿毘達磨經』の文にして、菩

薩四智成就の説といふ。

〔一八九〕相違の識が相をする智、

詳に云へば相違者の識所縁の

境相を觀するの智との意なり。

相違者の識とは次下に述べ

たるが如き鬼・人・天等の能

縁の識なり。それが所縁の境

相とは火・水・琉璃等夫夫各別

の境相なり。而して菩薩が之

を觀見して唯識無境の道理を

了悟するその菩薩智を即ち觀

いい自然に無顛倒に成ぬ應し、功用に由らずして解脱を得つ應し。

四には (一九三) 三の智に隨つて轉ずる智。

一には (一九四) 自在者の智に隨つて轉せるをす  
智、謂く、已に心の自在を證得せる者い欲に  
隨つて地等を轉變して皆成す、境い若し實有  
ならば、如何が變ず可き。

二には (一九五) 觀察者の智に隨つて轉せるをす  
智、謂く、勝定を得て法觀を修する者い隨つ  
て一の境を觀するときに、衆の相現前す、境い  
若し是れ真ならば、寧んぞ心に隨つて轉せ  
む。

三には (一九六) 無分別智に隨つて轉せるをす  
智、謂く、實を證する無分別智を起すときには、一  
切の境相皆現前せず、境い若し是れ實ならば

處四境の事實にして、之を以て唯識無境の旨を了し得るなり。

【一九三】無を所緣とする等。こは無法を所緣として之によりて生ずる所の識を觀するの智との謂にして、即ち過未又は夢等の非實の境を緣するも、識は現起するを以て唯識無惑なりと觀するをいふ。識はかく非實の境を緣するも現起すべし、若し必ず心外の境に托して起ると云はば、この事實を如何にせむや。由つて唯識無境の旨を了し得るなり。

【一九四】自ら無倒に等。こは若し心外に實境あらば凡夫も亦應に自然に無顛倒なるべしと觀する智の謂にして、即ち心外の境定んで實有とせば一切の凡夫はその境を緣して何等功用を藉らずして、よく境に契ひ皆悉く聖となるべし、然る

に猶解説する能はざるを以て、唯識無境なりと觀するをいふ。

【一九五】三の智に等。こは三の智に隨うて境相轉ぜらるるを觀する智の謂にして、即ち三の智に隨うて境相轉ぜらるるを以て、唯識無境なりと觀するをいふ。而してその三の智とは次下に示す自在者の智、觀察者の智及び無分別智之なり。

【一九六】自在者の等。自在者とは心自在を得たるものの義にして、『述記』七末には四解を擧げたれど、就中その第一解を以て正となす。曰く、極自在に約して解するを以て、八地以上の菩薩等を指すなり。而してこの八地以上の菩薩が威得定を得るが故に、この定力によつて土石等の體を轉換して金寶等となし、所化の有情をして之を受用せしむ。かく

何ぞ現せざる容き。

菩薩の此の四智を成就せる者い、唯識の理の於に決定して悟入すといふ。又「二六」伽他に説かく、

心と意と識との所縁は、皆自性に離るるに非ず。

故に我一切、唯識のみ有つて餘は無しと説く。

此等の聖教の誠證一に非ざるなり。

「二六」極成の眼等の識は、五が隨一なるが故に、餘の如く、親しく白に離れたる色等を縁せざるべし。

「二九」餘識も識なるが故に、眼識等の如く、亦親しく白に離れたる諸法を縁せざるべし。

「三〇」此が親所縁は定んで此に離るるに非ざる

八地以上の菩薩が自の所欲に従うて能く金寶等を轉變するを以て、唯識無境なりと觀するを自在者の智に隨つて轉ずるをする智といふ。

「二六」觀察者の等。こは二乗等の、勝定を得て法觀を修するに、一境に於て衆相顯現す、境若し心外に實存せば、安んぞ斯く心に隨うて顯現せむや乃ち之を以て唯識無境なりと觀するをいふ。

「二五」無分別智に等。こは眞如を證する無分別智起るときは一切の境相皆現前せず、境もし心外に實存せば、安んぞかく實を證する智の前に顯現せざらむや。乃ち之を以て唯識無境なりと觀するをいふ。

「二六」伽他。こは「厚嚴經」の文なり。

「二七」自性。後三分のことと解し、又は眞如の理のことと解す。

「二八」極成の等。次に理を答ふ。こは六經を上に引き了つて、次下に更に四個の立場を以て唯識義を成立す。即ち以下に四個の立場をなす、その中今は先づ第一の立場なり。今その三支の作法を明瞭にせむ爲に、本論の文の次序を變へて、三支の順を作ることを左の如し。極成の眼等の識は、親しく白に離れたる色等を縁せざるべし。五識中の隨一に攝するが故に。餘の四識の如し。而してこの量は總じて作法せるを以て、眼等の識：：自に離れたる色等」と云ふと雖、若し具に作法せば五識を各別に作法するを以て、應に五個の量あるべし。皆準して知るべきなり。尙量中極成と云へるは、不共許なる不極成の有法を簡ばむが爲に之を冠す。

「二九」極成の等。次に理を答ふ。こは六經を上に引き了つて、次下に更に四個の立場を以て唯識義を成立す。即ち以下に四個の立場をなす、その中今は先づ第一の立場なり。今その三支の作法を明瞭にせむ爲に、本論の文の次序を變へて、三支の順を作ることを左の如し。極成の眼等の識は、親しく白に離れたる色等を縁せざるべし。五識中の隨一に攝するが故に。餘の四識の如し。而してこの量は總じて作法せるを以て、眼等の識：：自に離れたる色等」と云ふと雖、若し具に作法せば五識を各別に作法するを以て、應に五個の量あるべし。皆準して知るべきなり。尙量中極成と云へるは、不共許なる不極成の有法を簡ばむが爲に之を冠す。

べし、二が隨一なるが故に、彼の能縁の如し。

【二〇一】所縁の法なるが故に、相應法の如し、決

定して心と及び心所とに離れざるべし。

此等の正理誠證一に非ず、故に唯識の於に

深く信受す應し。

【二〇二】我と法とは有に非ず、空と識とは無に非

ず、有を離れ無を離る、故に中道に契へり。

【二〇三】慈尊此に依つて二頌を説いて言く、

虛妄分別は有り、此が於には二都て無な

り、

此が中には唯空のみ有り、彼が於にも亦此

有り、

故に一切の法は、空にも非ず不空にも非ず

と説く、

有と無と及び有との故に、是れ則ち中道に

せるにして、即ち大乘の他方の佛の眼等の識、小乗の佛の非無漏の眼等の識、及び最後身の菩薩の不善の眼等の識を簡ぶ、之等ば自他極成せざればなり。

【一九九】餘識も等、こは第二の量なり、三支の次序左の如し。

「極成の餘識も亦親しく自に離れたる諸法を緣せざるべし、是れ識なるが故に。眼等の識の如し。」而してこの量は正しく小乗に對するを以て、有

法に極成の言を置き、餘識といふを五識の餘との意にて第六識を指せりと雖、その意許には兼れて七八二識をも取れるなり。

【二〇〇】此が親所縁等、こは第三の量にして、その三支の次序左の如し。「六識の親所縁は定んで六識を離れざるべし。

相見二分中の隨一に攝するが

故に。彼の能縁の見分の如し。」而してこの量かく總じて一となすと雖、もし六識各別に比量せば六となるべし。推知すべし。

【二〇一】所縁の法等、こは第四の量にして、その三支の次序左の如し。「自識の所縁(六識の親所縁)は決定して我が能縁心及び心所を離れざるべし。

是れ所緣法なるを以ての故に相應法の如し。」而して喩に相應法とあるは、他心智所縁の心心所法をいふ。曰く他心智所縁の心心所法は是れ所緣法なれば決定して能縁の他心智の心々所に離れざるが如く、

自識所縁も亦是れ所緣法なれば決定して能縁の心心所に離れざるべしと成立するなり。

【二〇二】我と法とは等。後に總結して上の所明を證す。之に二、初に理を以て證す。我・法と

契へりといふ。

此の頌は且く染の依他に依つて説けり、理實をもつていはば亦淨分の依他にも有り。

【二〇四】若し唯内識のみにして外境に似て起ると

いはば、寧んぞ世間の情と非情との物を見るに處と時と身と用との定・不定に轉ずといへる。

夢の境等の如しといふ、應に此の疑を釋す應

し。

【二〇五】何に縁つてか世尊十二處と説きたまへる。

識が所變に依つてなり、別に實に有るには非す。

我が空に入れしめむが爲に六二の法を説きた

まへり、斷見を遮せむとして續有情を説くが如

し。法の空に入れしめむが爲に復唯識のみと説きたまへり、外法も亦有に非すといふことを知ら令め

むとしての故なり。

【二〇六】若し唯等。第二に世事乖

は遍計、空・識とは次での如く圓成・依他なり。故にこは三性對望して中道義を語れるなり。

【二〇七】慈尊等。次に教を以て證す。抑もこの頌は『辯中邊論』の最初にあるものにして、即ち彌勒慈尊が無著に説示せられしものなりといふ。本教義に於て中道説を唱ふるにはこの頌を以て其根據とせらる、されば最も重要な頌たることを知るべし。今その文を解説せば、(第一句)虚妄分別とは三界依他の虚妄分別心にして、(第二句)此が於には等とはこの虚妄分別心が於には實の能所取、或は實の我法の二は都であることなしとの意。

(第三句)此が中には等とは、依他の中には決定して唯空のみ有りとのこと。空とは空性即ち眞如なり。(第四句)彼が於にも等とは、空性の中亦妄心有りとの意。(第五句)一切の法とは有爲無爲の一切法なり。(第六句)空にも非す等とは、空性及び妄心有るを以て空にも非す、又二取或は我法無ければ不空にも非すと説けりとなり。(第七句)有と無と等とは依他の假有と二取(遍計)の實無と及び圓成の眞有との故にとなり。(第八句)是れ即ち等とは一向に空なること清辨の如きに非す、一向に有なること小乘の如きに非す、故に中道に契へりといふ。

宗の難。この以下の問答は文

略にして解し難きを以て、今

(三三)此の唯識の性

も豈亦空にあらざるや。

爾るにはあらず。

如何ぞ。

(三四)所執に非ざる

が故に。

謂く、識變に依つ

て妄に執する實法

い理として得可から

ざるを説いて法空と

爲す、離言の正智が

所證の唯識性無きが

故に、説いて法空と

爲すには非ず。

茲にその委細の解説を加ふべし。難に曰く、もし唯識無境と云はば、世間の現事に乖くべし、即ち處・時・身・用に就いての難之なり。(一)に處といふは、場所のことなり。抑も世間の現事を見れば、場所一定して亂れず。例へば富士山を見る眼識は唯富士山の見ゆる場所に於てのみ起りて、餘他の處に於ては起らざるが如くかく一定の場所ありて、何れの處に於ても隨所に見得といふに非ざるは、畢竟富士山なる實境ある所以なるべし、若し心外の實境無くて心生ずることを得ば、何に由つてか何れの處に於ても隨所に之を見ることが得ざるや。(二)に時といふは時間なり。曰く世間の現事を見るに、時間亦一定なり。例へば太陽を見る眼識は唯晴天・日中の時のみ之を

見て、雨天・夜中の時には之を見る能はず、その他花開き、實結び、雨降り、霜置く等、各々その然るべき時節に於て爲さるるものにして、決して隨時に行はるべきものには非ず、是れ心外に太陽等の實境ある所以に非ずや。若し唯識無境ならむには、豈晝夜・晴雨等の論なく、隨時に之を見得べきに非ずや。(三)に身といふは有情なり。曰く、又世間の現事を見るに有情決定せず。例へば多情相集りて同時同處にありて一櫻樹を見ることせむに、若し心外に實境あるに非ずば、何ぞ甲は見乙は見ざる如き不同を生ぜざるや。之を況するに、かの眩翳人の如きは眼病によるが故に髮蠅等を見るも、眼病無き人にありては之等を見ず、即ち眩翳人所見の髮・蠅等は、

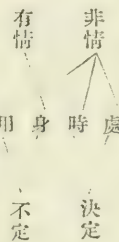
唯眩翳に於てのみ現ざる無境の妄法なれば、特に決定して眩翳人のみに現するが如し。是れ洵に然るべき所なり。乃ち準じて推すに、かの櫻樹等にありては、諸人共に之を見て、毫もある特殊の有情にのみ決定して見ゆてふ如きに非ざるは、是れ心外に實境ある所以に非ずや。(四)に用といふは作用なり。曰く、又世間の現事を見るに、外界の境作用あり、若し唯識無境ならば、一切の境皆作用無かるべし。例へば眩翳人所見の髮・蠅等の如き、又夢中の飲食等の如き皆實境なきが故にその作用なし、然るに現在の諸境は各々その作用あり、斯く作用あるは、心外に於て實境ある所以に非ずや。以上は世事乘宗の難の大意なり。即ちこの所明によつて、處・時・身・用の四



此の識若し無くんば、便ち俗諦無くなんぬ、俗諦無きが故に、眞諦も亦無くなんぬ、眞と俗とは相依つて建立するが故に。二諦を撥無するは是れ惡取空なり、諸佛説いて不可治者と爲す。

應に知るべし、諸法は空と不空と有り、此に由つて慈尊前の二頌を説きたまへり。

事中、處と時と用との三は有情にして身は有情なること、並に處と事との二は決定にして、身と用との二は不定なることを知るべし。本論の文に「定・不定に轉ず」等と云へるはこれなり。尙圖示せば次の如き關係となる。



さて以上の疑難に對して本論には唯、夢の境等の如し等といひて、その解亦極めて簡略なり。今之を詳説せむに、(一)に抑も夢中の境は心外の實有に非ざること、自他共許にして異論なき所なりと雖、夢中にありても有る處には村園等ありと見てその處決定し、決して一切の處に之ありと見るものには非ず、故に處所の一

定せることは必ずしも心外に實境ある所由とはなるべからず。されば心外に實境無しと雖、處所決定すといふに何の不可あらむや。(二)に、また夢中の境は實有にあらねど、その境を見る時間一定して一切時に見るに非ざるが如く、時間の一定することは、必ずしも心外に實境ある所由とはなるべからず、前の處所に例して知るべし。以上夢中所見の一喻を以て處と時との二種の決定の難を通釋す。(三)に同業の異熟は多有情をして同一境を認めしむるものなれば、多有情が同一に認識すれば、是亦心外實有の所由とはなるべからず。(四)にまた心外に實境無しと雖、所緣の境に於て必ずしもその作用無きには非ず、例へば夢中に於て煩悶疲勞して汗を流す等の如き

之なり、されば境に作用あればとてよつて以て心外實有の所由とはならずべからず。以上三事の譬喩を以て四難に答ふ。之を要するに、心外に實境無しと雖、時處一定し、多有情同緣し、作用あることを得べく、かの諸難少しも心外實有の所由を成立すること能はざるなり。

【三五】何に等。第三に聖教相違の難。曰く、若し心外に色等の實境無くんば、世尊何に緣つてか聖教の中に色等の十二處ありと説けるや。唯意と法との二處ありとこそ説け(何となれば、意處は正しく前滅の第六及び七八二識なれど、總じて八識を之に攝め、法處は、法處所攝色の一法と、心所の五十一法と、不相應の二十四法と、無爲の六法との八十二法を攝むるを以て、斯くこ

三〇八も 若し諸の色處

は亦識をもつて體と爲すといはば、何に縁つてか乃ち色相に似て顯現し、一類に堅住にして相續して轉ずるや。

三〇九も 名言熏習の勢

力をもつて起るが故に。

染淨の法が與に依

處たるが故に、謂く此の若し無くんば應に顛倒無くんばべし、便ち雜染も無

の二處には心法あれば、唯識を識ごむには、唯この二處のみを説いて然るべければなり。更に餘地の色等ありと説くべきに非ず、而もその之ありと説く、是れ豈色等の實法ある所以にあらずやと。答へて曰く、世尊契經の中に十二處ありと説くと雖、そは別に密意趣の存するありて然るにして、心外の實有を指示せるには非ず。抑も佛陀説法の方規を窺ふに、必ず所對の機を鑑察して之に投するを以て、或は顯了に直説するあり、或は密意趣を存して直説せざるあり。今十二處の説を以て密意趣なりとは、夫れ内界の六識が、各自の種子より現行するに方つてや、その識の上に色等の相を變出す、その色等は心外の法に似て現すと雖、是れ識の所變なれば、識に離

れて決して之あるに非ず、故にその能生の種子及び所變の相分によりて内と外との六處ありと説く。(種子を内の六處と云へど、その實は内の六處には非ざるなり。)而してかく密意趣を以て之を説くこと偏に所對の機をして利益を得しめむとするにある以上、果して彼をして如何に利せしむる所ありやといふに、即ち二乘根のものをして、よく生空無我を悟入せしめ得べきなり。何となれば、六識は、内の六根處と外の六境處との相合したる時、その根境に従ひて生じて色を見、乃至法を知るのみにして、別に常一主宰の我なる見者乃至知者あるに非ずと了知すれば、實我の執情悉く除遣せらるべきなるを以てなり。茲に於てか二乘根のものをして之を聞いてよく

生空無我の正理を悟り、二乘の果を得證せしむ。是れ即ち佛密意趣を以て十二處の教を説ける勝利益なり。而してかく十二處を説くも、その實は色等ありといふには非ずして、ただ心識のみなりと云へば、所詮十二處の説無用に失しなむと思はるれど、決して然らず。かの外道斷見の執を遮せむとして、續有情を説くが如し、而もそは化生を實有として説くには非ざるなり。今亦準じて知るべし。かく十二處を説けるは、心外に實の色等ありといふには非ず。而してその心外に實の色等無きことを了知せしめむが爲には、乃ち唯識の教を以てす、之に依りて菩薩根性のものをとして克く諸法無我を悟入せしめ得べきなり。何となれば一切の法は唯識の所變現にして、色等

く、亦淨法も無くなくぬ。是の故に諸識いい亦色に似て現せり。

【三〇】有る頌に言ふが如し。

【三一】亂相と及び亂

體とを、色識

及及び非色識と爲

すと許す應し、若

し無くんば餘も亦

無かるべしとい

ふ。

【三三】色等の外境を

ば分明に現に證す、

の諸法に似て生起し、實の體

用あるに非すと了知すれば、

實法の執情悉く除遣せらるべ

ければなり。茲に於てか菩薩

根性のものをなして之を聞いて

よく法空無我の正理を悟り、

佛果を成する事を得しむ。是

れ心外無境・ただ識心のみな

りと説ける教の勝利益なり。

【三二】此の唯識等。第四に唯識

成空の難。この難意は、右の

如く法執を除いて諸法無我の

理に悟入せしめむが爲に唯識

の教を説くといはば、その所

謂唯識性自らも亦畢竟空無な

るに非すやと。(ここに唯識

性と云へるは依他法を指して

決して無なるには非ず。所執

ならざればなり。

【三八】若し諸の等。第五に色相

非心の難。

【三九】名言熏習等。この答二解

となれり、而して今はその第

一解にして、こは熏習に約し

て解す。曰く、無始より以來

虚妄の熏習力によりて常恆不

變の色相なりと執じ、この熏

習によりて一類堅住の色相を

顯現せり。さればその所謂色

相たる。即ち虚妄分別の熏習

力に由つて、かの色相に似て

生起せるものにして、心外の

實境には非ざるなり、所謂妄

業唯識と云へるもの、即ち之

なりとす。次にその第二解は

能所依に約して解す。曰く色

等よく染淨法が爲の依處とな

る、何となれば欲・色界の有

情無始より以來色等の境に迷

執するに由るが故に、顛倒の

妄心を起し、之によつて煩惱

と業と生との雜染を起して生

死に沈淪す、若し色等無から

むには、顛倒の妄心も起らざ

るべく、従つて煩惱・業等の

雜染も無かるべく、雜染なく

んばまた淨法もあるべからざ

るなり。乃ち知る、色等よく

染淨依となるてふことを、而

してこの二解中、正しく今の

難を答ふるは、第一解にあり

とす。

【三〇】有る頌。『攝論』中にお

り。

【三一】亂相等。亂相とは色識即

ち相分なり、亂體とは非色識

即ち諸識見分等なり。若し、

無くんば等とは亂相無くんば

亂體も亦無かるべしとの意。

【三三】色等の等。第六に現量爲

宗の難。曰く色等の五外境は、

前五識現量を以て分明に證知

す、而して現量得のものは確

現量の所得なり、寧ろ  
んぞ撥して無と爲る  
や。

現量に證する時に

は、執じて外とは爲  
さず、後の意い分  
別して妄に外想を生  
ず。故に現量の境は  
是れ自の相分なり、

識が所變なるが故に亦説いて有と爲す。意識が所執の外の實の色等は、妄に有と計せるが故に、彼を説いて無と爲す。又色等の境は色に非ざれども色に似り、外に非ざれども外に似れり、夢の所縁の如く、執じて是れ實なり外の色なりと爲す可からず。

【三三】若し覺する時の色は、皆夢の境の如く識に離れずといはば、夢より覺めて彼は唯心のみと知るが如くなるべし、何が故ぞ、覺の時に、自の色色の境の於に唯識のみと知らざりぬる。

夢の未だ覺めざる時には自ら知ること能はず、要す覺むる時に至つて方能く追うて覺する

實にして少しも誤あることなし、若し外境實有に非ずんば、奚んぞ現量を以て縁じて色等の覺知を生ずべきや。答へて曰く、現量は何等誤あるなしと雖、その云ふ所の前五識現量を以て證知するは、唯心内の相分のみにして、心外の實境なりとの妄執あることなしその心外實境の想をなすは、即ち意識の妄分別にして、是れ現量には非ず、故に色等の

覺知を生ずればとて、由つて以て心外に實境あるの理由とはなるべからず。例せば夢中の所縁の如きは、現に明かに色・聲等の覺知を起すと雖、是れ決して實境にあらざるが如し。

【三三】若し等、第七に夢覺相違の難。曰く、夫れ上に夢中の境を以て現在覺時の境を例せりと雖、是れ甚だ首肯し難し。何となれば、所謂夢境は覺醒の後その妄境なりしことを知る、之に準するに、覺時の境もし心外の實境に非ずんば、則ちまた、ただ心内の法たることを了知せらるべき管なり。然るに現に覺時の境にありてその唯識の旨を了せずされば何ぞ夢境を以て例することを得むやと。之に對する答の文は解し易し。

【三四】能く追うて。前の夢境は實に非ざりきと追憶するとも。

が如く、覺れる時の境色も應に知るべし亦爾なり、未だ(三三)眞覺にあらざる位には自ら知ることに能はず、眞覺に至れる時に亦能く追うて覺す、眞覺を得ざるときには恆に夢の中に處せり、故に佛説いて生死の長夜と爲したまへり、斯に由つて未だ色の境は唯識のみと了せず。

三六 外の色は實に無なるをもつて、内識が境には非ざる可し、他心は實に有り、寧んぞ自の所縁に非ざるや。

誰か説く、他心は自識が境に非ずと。但彼は是れ親所縁なりと説かざるのみ。謂く、識が生ずる時には實の作用無し、手等の親しく外物を執り、日等の光を舒べて親しく外境を照すが如きには非ず。但鏡等の如く、外境に似て現ずるを他心を了すと名く、親しく能く了するものは非ず、親しく了する所は、謂く自の所縁ぞ。

【三五】眞覺。無漏の眞智。  
【三六】外の色は等。第八に外取他心の難。曰く、假令外界の色等は實體無くして内界の識所變なりとするも、他人の心識は自心を離れて外にその體あり、もし心外の實境を緣せずと云はば、他心は自が所縁にあらすと云はざるべからず、然るに所謂他心智の如きは、克く之を緣じつべし、既に之を緣すとせば、是れ洵に心外の實境を緣するものにして、唯識の義成すべからざるに非ずやと。之に答へて曰く、誰かいふ、他心は自識が所縁の境に非ずとは、その能く自識が境となればこそ、所謂他心智もあるべけれ。さり乍らか他心を以て親所縁となす

には非ずして唯それを疏所縁となし、自心の上はその影像たる相分を現じて、之を以て親所縁として緣するのみ、さてこそ唯識の義成立せらるべきに非ずやと。論文に「手等の親しく外物を執り」といふは、是れ正量部(Samantipāsādikā)を破せるにして、彼は相分を立てざれば、心心所法親しく前境を取ること、恰も手針等の、身を離れたる外物を取るが如しと云ふを以て、乃ち之を破せるなり。又「日光の、光を舒べて」等といふは、勝論師を破せるにして、かれは眼識起る時光を舒べて直に前境を照すこと、恰も日月等の、光を舒べて親しく外境を照すが如しといふを以て、今之を破せるなり。

故に 三七一 契經に言く、少の法としても能く餘の法を取ることに有る無し、但識が生ずる時に彼に似る相の現するを、彼の物を取ると名くといふ。他心を縁すといへるが如く、色等も亦爾なり。

三三八 既に異境有り、何ぞ唯識と名くる。

奇なる哉固く執じて觸るる處に疑を生ず、豈唯識の教いい但一が識のみと説かむや。爾らずば如何ぞ。

汝應に諦に聽くべし、若し唯一が識のみならば、寧んぞ十方の凡聖と尊卑と因果との等き別なること有るや、誰か誰が爲に説き、何なる法を何が求めむ。故に唯識といふ言には深き意趣有り。

三三九 識の言は、總じて一切の有情に、各一八

識と六位の心所と所變の相見と分位の差別と及び彼の空理に顯さるる眞如と有りといふことを顯す、識の自相なるが故に、識と相應するが故に、二が所變なるが故に、三が分位なるが故に、四が實性なるが故に。是の如く諸法は皆識に離れず、總じて識といふ名を立つ。

唯の言は、但愚夫の所執の、定んで諸識に離れて實に色等有りといふことを遮す。

【三七】契經。『深密經』第三の文。文に餘の法とは心外の法を指す。  
【三八】既に等。第九に異境非唯の難。曰く、假令親縁に非ずとも、既に自心の外に他心の異境ありとせば、是れ唯識に非ざるべしと。而して之が答  
【三九】識の言は等。こは即ちその深き意趣と云へることを述べ。所謂總・別二門の唯識是なり。

(一〇〇) 若し是の如く唯識の教意を知れるひとは、便ち能く無倒に善く資糧を備へ、速に法空に入り、無上覺を證し、(一一〇) 含識の生死に輪廻するを救ひ抜く。全に無と撥する惡取空の者の教理に違背せる

いい、能く是の事を成すべきものには非ず。故

に定んで應に一切唯識のみなりと信すべし。

(一一〇) 若し唯識のみ有つて都て外縁無しといは

ば、何に由つてか而も種種の分別を生ずる。

(一一一) 頌に曰く、

由一切種識

如是如是變

以展轉力故

彼彼分別生

一切の種識の、

是の如く是の如く變ずるに

由り、

展轉する力を以ての故に、

彼彼の分別生ず。

【一〇〇】若し等。後に總じて結んで信を勸む。

【一一〇】資糧。福(前五波羅蜜)・智(第六波羅蜜)を指して云ふ。

波羅蜜とは具には波羅蜜多(Garvhi)と云ひ、度・到彼岸等と譯す。即ち生死の此岸を度りて、涅槃の彼岸に到るとの義なり。菩薩の修する行にして、布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧の六あり。之を六波羅蜜と云ふ。又その智慧より方便・願・力・智の四を聞いて十とするを十波羅蜜と云ふ。

【一二〇】含識。心識を含有するもの、即ち有情のこと。

【一三〇】若し唯等。以下は識變に依つて假我法を立つるに二段

ある中の第二、即ち諸の外難を釋して、前の第一頌の由假說我法、有種種相轉の句を廣釋する一段なり。之にまた二段ありて、初に道理の難を釋す。中に二、初に心法生起の緣由。之にまた二、初に微

【一四〇】頌に曰く等。次に正說。之に二、初に頌。

【一五〇】論に曰く等。次に長行。之に二、初に略して頌文を解す。之にまた二、初に頌に依つて緣生の有漏分別を解す。之にまた二、先づ四句を釋す。

【一六〇】功能。之に二あり、一に現行をいふ。穀中の功能能く芽等を生ずと云ふが如し。二に種子をいふ。本識の中の一

(一二〇) 論に曰く、一切種識といふは、謂く、本識の中の能く自果を生ずる (一三〇) 功能差別ぞ。此

【三七】等流と異熟と土用と増上との果を生ずるが故に、一切種と名く。

【三八】離繫を除くことは種より生ずるに非ざるが故なり、彼は可證なりと雖、而も種が果には非ず、要す現起して【三九】道をもつて結を斷じて得するが故に。【四〇】展轉の義有りとも此の所説

には非ず、此には能く分別を生ずる種を説くが故に。

【四一】此は識をもつて體と爲す、故に識てふ名を立てたり、種は本識に離れて別の性無きが故に。

【四二】種識といふ二の言は、種識に非ざるを簡ぶ、識にして種に非ざると、種にして識に非ざる

と有るが故に。又種識の言は識の中の種を顯す、種を持する識には非ず、後に當に説くべき

が故に。

切種子なり。此が中には唯種子を指していふなり。

【三三】等流等。先づ等流とは、一に種生種、即ち種子が前後自類相生するもの、二に種生現、

之れ現行は種子の同類なればなり、かく種が同類因となりて種・現の等流果を生ず。次に異熟とは、善惡の業種子が無記の現行の果（この場合また種子の果をも引くべきなり）を生ずるをいふ。土用とは、作意の種子が所謂種子覺にて現行法を生ぜしむる場合土用果を得るなり。増上とは、例へば第七識の種子を俱有依となして第八現行を生ずる時、即ち増上果を得るが如き之なり。

【三六】離繫等、離繫果とは、無

漏聖道の智力を以て煩惱の繫縛を離斷したる所に顯るる涅槃の眞理を指して云ふものなれば、種子生にあらざるを以て除くなり。

【三九】道。無漏の勝道。

【四〇】展轉の等。種より智を生じ、智よく惑を斷じ、離繫を證す。かく種より直接離繫を得るにあらで、中間に智を隔てて展轉して生ぜるものなれば、頌の一切の種識に由る等の言には相關せざるなり。

【四二】識にして等。識にして種に非ざるは、現起の諸識なり、そは内の種子に非ざるが故に。又種にして識に非ずとは、外の穀麥等なり、その識の自體分に非ざるが故なり。



此の識の中の種しゆいい 餘いの縁えんに助たすけらるるが故ゆゑに、即すなは便かち是かくの如ごとく是かくの如ごとく轉てん變べんす。謂いはく、三さん熏しん習じやうの位くらより轉てんじて熟じよくの時ときに至いたる、變へんぜる種しゆいい多たなりといふことを顯あらはむとして重かさねて如ごとく是かくと言いへり。謂いはく、一切いっ種しゆに 三さん熏しん習じやうと共ぐ不ふ共くとの等とき識し種しゆを攝さつむること盡つくせるが故ゆゑに。

三さん 展ちん轉てん力りきとは、謂いはく、八はちの現げん識しきと及および彼かの

相さう應おうと相さう見けん分ぶんとの等ときぞ、彼かれいい皆みな互たがひに相あひ助たすく力ちから有あるが故ゆゑなり。

即すなはち現げん識しき等とうを總そうじて分ぶん別べつと名なづく、虚こ妄まう分ぶん別べつを

もつて自じ性じやうと爲するが故ゆゑなり、分ぶん別べつの類るんちほ多たし、故ゆゑに彼ひ彼ひと言いへり。

三さん 此この頌じゆの意いの説とか、外げ縁えんは無なしと雖いへど、

本ほん識じきの中なかに有あらゆる一切いっ種しゆの轉てん變べんする差しゃ別べつに由より、及および現げん行ぎやうの八はち種しゆの識しき等とうの展ちん轉てんする力ちからを以もつての故ゆゑに、彼ひ彼ひの分ぶん別べつ而しかも亦また生じやうずることを得う、何なんぞ外げ縁えんを假かつて方まさに分ぶん別べつを起おこすといはむとぞ。

三さん 諸しよの淨じやう法ぽうの起おこることも應また知るべし亦また然しかなり、淨じやう種しゆと現げん行ぎやうとを縁えんと爲なして生じやうずるが故ゆゑに。

【三】 餘いの縁えん。因いん縁えんを除のける餘いの三さん縁えんなり。但たしその中ちゆう、心しん法ぽうを生おこずるには三さん縁えんなるも、色しき法ぽうを生おこずるには唯ただ増ま上じやう縁えんのみなり。

【三】 生じやうの位ゐ等とう。未み熟じよくの牽けん引いん因いんの位ゐより已い熟じよくの生じやう起き因いんの位ゐに至いたる。

【三】 三さん熏しん習じやう等とう。三さん熏しん習じやうとは名な言ごん・有いう支し・我が執しつの三さんなり。共ぐ・不ふ共くとは共ぐ相さう種しゆ・不ふ共く相さう種しゆなり。尙しやう有いう受じゆ盡じん相さう(業ごう種しゆ)・無む受じゆ盡じん相さう(名な言ごん種しゆ)等とうその種しゆ類るい多たし。

【三】 展ちん轉てん力りき等とう。已いに上じやうの二に句ごにありては、種しゆ子を因いんとなして分ぶん別べつを生おこずることを明あせり、而しかして第三だい句ごに於おては現げん行ぎやうを縁えんとなして分ぶん別べつを生おこずることを明あす、即すなはち今いまの文ぶんなり。展ちん轉てんとは互たがひ相あひ展ちん轉てんなり。

【三】 此この頌じゆの等とう。次つぎに總そうじて頌じゆの意いを結むすぶ。

【三】 諸しよの等とう。次つぎに例れいして淨じやう法ぽうを生おこずることを明あす。

(二三) 所説の種と現とを縁となして分別を生ずといはば、云何ぞ此の縁と生との相を知る應きや。  
(三三) 縁に且く四有り。

(四〇) 一には因縁、謂く、有爲法の親しく自果を辨するぞ。

此が (四一) 體に二有り、一には種子、二には現行なり。

種子とは、謂く、本識の中の善と染と無記と

諸の界と地との等き功能差別ぞ。(四二) 能く次

後の自類の機能を引き、及び同時の自類の現果

を起す。(四三) 此は唯彼に望めてのみ是れ因縁性

なり。

(四四) 現行とは、謂く、七轉識と及び彼の相應

と所變の相見と性と界と地との等きぞ。佛果の

善と極劣の無記とを除いて、餘は本識に熏じて

自類の種を生ず。(四五) 此は唯彼に望めてのみ是

れ因縁性なり。

第八心品は所熏無きが故に、(四六) 所依を簡ん

【三六】所説の等。以下廣く頌文

を解す。中に二、初に外人の

問。

【三九】縁に等。次に答。之に

二、初に上の三句の種と現と

の縁の法を廣くす。之にまた

二、初に四縁を解す。之にま

た二、先づ總答。

【四〇】一には等。次に別答。之

に四。初に因縁。

【四二】此が體に等。頌文は因縁

あり、知るべし。

【四三】此は等。この種子は唯自

類の種及び自の現行に對して

のみ因縁たり。

【四四】現行等。こは現熏種の場

合を云へるなり、故に現行と

は能熏の現行なり。

【四五】此は等。この能熏の現行

は唯所熏の種子に望めてのみ

因縁たり。

【四六】所依を等。もし第八は自

ら所熏處にして、更に自の所

熏處なきを以て能熏に非ずと

云はば、第八と俱なる心所を

以て能熏となすべしとの疑に

對して答ふるが今の文なり。

【三七】極

で獨り能熏なるものには非ざるが故に、  
めて微なり圓なるが故に、種を熏成せず。

【三八】現行の同類展轉して相望するに皆因縁に

非ず、自種より生ずるが故に。

一切の異類を展轉して相望するも、亦因縁に

非ず、親しく生ぜざるが故に。

【三九】有るところに、異類と同類との現行を展

轉相望して因縁と爲すと説けるは、應に知るべ

し假説なり、或は隨轉門なり。

【四〇】有るところに唯種のみを是れ因縁性と説

けるは、彼は顯はに勝れたるに依つていふ、理を盡して説けるには非ず。

とは展轉相望して因縁と爲すと説けるが故に。

【四一】二には等無間縁、謂く、八の現識と及び彼の心所との前の聚い後のに於て、自類の無間に等

しく而も開導して、彼を定んで生ぜ令むるぞ。

多くの同類の種は俱時に轉するが故に、不相應の如く、此の縁に攝めらるるには非ず、斯に由つて

曰く心所は心王に依る、その所依の心王を簡去して心所獨り能熏となるべきものには非ざるなりと。

【四二】極めて等。因中の第八と及び六識の中の異熟の心とは極めて微なるを以て能熏に非ず。又佛果上の第八は極めて圓滿なるを以ての故に種を熏成せず。

【四三】現行の等。何が故に現行の同類の、前のを後のに望めて、小乗の同類因の如く是れ因縁に非ずといふやとの間に

答ふるが今の文なり。

【四四】有るところ。『對法』第四。

【四五】隨轉門。有部に俱有因等の五因を説いて因縁となすに隨順して説けり。

【四六】有るところ。『瑜伽』三・五等。

【四七】聖い等。『瑜伽』五十一の説。

【四八】二には等。次に等無間縁。前の聚とは前滅の心心所なり。

【四九】聖い、轉識と阿頼耶

八識も互に縁と爲るには非ず。

心所と心とは恆に俱轉すと雖、而も相應するが故に、和合して一に似る、離別して殊異なりと施設す可きにあらず、故に互に等無間縁と作ることを得。

無餘に入らむとする心は、最も極めて微劣なるをもつて、開導の用無し、又は當に等無間の法を起すべきこと無し、故に此の縁に非ざるなり。

云何ぞ然りといふことを知る。

〔二五〕論に誠説有り、若し此の識等の無間に彼の識等いい決定して生ず、即ち此は是れ彼の等無間縁ぞと説けるが故に。

即ち此の義に依つて應に是の説を作す應し、阿陀那識は三界九地にして皆互に等無間縁と作る容し、下上に死し生ずるときに相開導するが故に。

有漏の無間に無漏い生ずることは有り、〔二五〕有漏い定んで有漏を生ずることは無し、鏡智起り已つて必ず斷ずること無きが故に。〔二五〕善と無記とを相切するも亦然なり。

〔二五七〕此は何の界の後にか無漏を引生ずる。

或は色界よりす、或は欲界の後にす。

離別して殊異なりと施設

〔三四〕論。『瑜伽』第三。

〔二五〕無漏等。この位に大圓鏡智起つて斷つべきものなければ、即ち無漏が有漏を生ずることはなきなり。

〔二五〕善と無記等。有漏の異熟無記は佛果の無漏善を生ずれど、反對に無漏善は有漏の無記を生ずるに非ず。

〔二五〕此は等。第八識に於て既に有漏が無漏を生ずといふは何の界の有漏の後にてか無漏を生ずるにやとの問なり。

謂く、(三八) 諸の異生の佛果を求むる者は、定んで色界の後に無漏を引生ず。彼は必ず、淨居天上の

【二九〇】大自在宮に生在して菩提を得るが故に。(三二) 二乗の大菩提に廻趣する者は、定んで欲界の後に無漏

を引生ず、廻趣し身を留むることは唯欲界のみなるが故に、彼は必ず大自在宮に往いて方に佛と成る

ことを得と雖、而も本願力をもつて留めし所の

生身は、是の欲界なるが故にといふ。

【三三】有義は、色界にも亦聲聞の、大乘に廻趣

して願つて身を留むる者有りといふこと、既に

教と理と俱に相違せず、是の故に聲聞の第八の

無漏は、色界心の後にも亦現前することを得。

然も五淨居には廻趣する者無し、(三三) 經に、彼

には大心を發すと説かざるが故に。

第七轉識も三界九地に亦互に等無間縁と作る

容し、第八識の生處に隨つて繋するが故に。有

漏と無漏とも互に相生す容し、十地の位の中にして相引くことを得るが故に。善と無記とを相望する

も亦然なり。(三三) 無記の中に於て、(三三) 染と不染とも亦相開導す、生空の智と(三三) 果との前後の位の中

【三五】諸の異生等。こは頓悟菩薩に約していふ。十地の菩薩將に成佛せむとする時、此處に於て淨土を變現して十方の諸佛より成佛の灌頂を施さるといふ。

【三六】淨居天。色界第四禪天の上五天、即ち無煩・無熱・善見・善現・色究竟の五天は聖者の生ずる所にして、下三天(無雲・福生・廣果)の外道の生ずるとは大に異り、之を五淨居天といふ。

【三七】大自在宮。大自在天の宮殿なり、梵語英薩伊濕伐羅宮(Maldevana)といふ。色界の頂にありて、外道の祭祀する所の大自在天此に住す。又第

【三八】無記。有覆をいふ。【三九】染と不染。染とは我執、不染とは法執。

【四〇】果。後得智及び之に引かざる減定。

に相引くことを得るが故に。此は欲・色界の有漏のみ無漏と相生することを得、無色界には非ず、地上の菩薩は彼に生ぜざるが故に。

第六轉識は、三界九地にして、有漏と無漏と善と不善との等きい各互に等無間縁と作る容し、

潤生の位の等きに更に相引くが故に。初に

無漏を起すことは唯色界の後なり、決擇分の善

は唯色界のみなるが故に。眼・耳・身識は

界二地に、鼻・舌兩識は一界一地にして、自類

互に等無間縁と作る。善等を相望しても應に知

るべし亦爾なり。

有義は、五識も有漏と無漏と自類互に等

無間縁と作る、未だ佛と成らざる時には、互に

起る容きが故にといふ。

有義は、無漏は有漏の後に起る、無漏の後に

有漏を起す容きものには非ず、

んで有漏なるが故に、是れ異熟識の相分に攝めらるるが故に。有漏なり不共なり必俱なり同境な

【三七】無漏。無漏の妙觀察智。

【三六】二界二地……一界一地、二界二地とは欲界と色界初禪地とをいふ。一界一地とは欲界一地を指す。

【三九】無漏の等。成所作智は唯佛果に於てのみ起るが故に。

【四〇】彼の五色根等。何故成所作智は唯佛果にてのみ起るかといふに、かの五識が所依たる五根は定んで有漏なるが故に。何故有漏なるかといふに、是れ異熟識の相分に攝めらるるが故に。

【四一】有漏等。有漏なりとは無漏の根を簡ぶ、無漏根は無漏の識を發すと逆せざるが故に不共とは有漏の第八を簡ぶ、是れ共なるが故に、無漏の識が依ともなるべければ之を簡ぶ也。必俱なりとは等無間に非ずといふとを顯す、等無間縁の根は前と後とに生ずるが故に有漏に依るとを得ればなり。同境とは第七を簡ぶ第七も第六の所依となるが故に。

【四二】彼の五色根い定

る根こんい無漏むろうの識しきを發おこすてふことは理りい相應さうおうせざるが故ゆゑに、

三三 此この二は境きやうへんの於おに明みやうと味まいと異なるが

三三 三には所緣緣しよえんえん、謂いはく、若もし有法うほふの、是これ己おのが相さうを帶たいせる心しんと或あるひは相應さうおうとの所慮託しよりよたくたるぞ。

此こが體たいに二有あり、一には親しん、二には疎そなり。

若もし能緣のうえんと體相離たいさうりせずして是これ見分等けんぶんとうが

三三 内の所慮託しよりよたくたるい、應まさに知しるべし彼かれは是これ親所緣緣しんしよえんえんなり。

若もし能緣のうえんと體相離たいさうりせりと雖いへも質ぜつと爲なつて能よく

内の所慮託しよりよたくを起おこすは、應まさに知しるべし彼かれは是これ疎

所緣緣しよえんえんなり。

親所緣緣しんしよえんえんは能緣のうえんに皆有みなあり、内の所慮託しよりよたくに離はなれ

ては必かならず生しやうせざるが故ゆゑに、疎所緣緣そしよえんえんは能緣のうえん

に或あるひは有あり、外げの所慮託しよりよたくに離はなれて亦また生しやうずることを得うるが故ゆゑに。

三三 第八の心品しんぴんには、有義うぎは、唯親所緣緣ただしんしよえんえんのみ有あり、

業ごふと因いんとの力ちからに隨したがひ、任運にんぬんに變へんずるが故ゆゑに

といふ。

【三七】此の二。有漏の味根と無漏の明識とを指す。

【三三】三には等。次に所緣緣。

有法とは遍計を簡ぶ、遍計は無體なれば、能緣の識を發生すること能はざるを以てなり。己が相とは境相にして、體相・相狀の二に通ず。帶とは狹帶(ケツタイと訓む)の義なり。

【三七】内の所慮託。之に二あり一には有爲、即ち識が所變なるを以て内の所慮と名く、二

には無爲眞如の體は識に離れざるを以て所慮託と名く。

【三五】疎所緣緣等。疎所緣緣は能緣の法に或は有り或は無し是れ心外の法なるを以ての故に。例へば實我を執するが如きは本質無しと雖、彼の法に離れて心亦生ずるが如し。

【三六】第八の等。以下識に約して親所緣・疎所緣の有無を辨す。

【三七】業と因。善惡業種と名言種とのこと。

有義は、亦定んで疎所縁縁も有り、要す他の變に杖し、質として自ら方に變するが故にといふ。

三六六 有義は、二一の説俱に理に應せず。

自他の身と土とを互に受用す可く、他の所變を自の質と爲るが故に。

三七九 自種をば他に於て受用する理無し、他いい此を變爲すといふこと理に應せざるが故に、諸の有情は、種い皆等しきものにしも非ざるが故に。

應に説くべし、此の品の疎所縁縁は、一切の位の中に有無不定なりと。

第七の心品は、未轉依の位には、是れ俱生なるが故に、必ず外の質に杖

す、故に亦定んで疎所縁縁有り。已轉依の位には、此れ定んで有るにしも

非ず、眞如の等きを縁するには、外の質無きが故に。

第六の心品は、行相猛利にして、一切の位に於て能く自在に轉ず、所

杖の外の質い或は有り或は無し、疎所縁縁は有無不定なり。

前五の心品は、未轉依の位には、麤なり鈍なり劣なるが故に必ず、外の質に杖す、故に亦定んで

疎所縁縁有り、已轉依の位には、此れ定んで有るにしも非ず、過未等を縁するには、外の質無きが故

に。

三六一 四には増上縁、謂く、若し有法が勝れたる勢用有つて、能く餘の法に於て、或は順じ或は違せ

【七〇】有義は等。こは正義の説なり 先づ第一師を難す。

【七九】自種等。次に第二師を難す。

【八〇】外の質。第八所變と第六定通力所變とに杖る。

【八一】四には等。次に増上縁。

【八二】或は順じ等。順じ違するが爲に能く縁となるといふことを顯す。



るぞ。前の三の縁も亦是れ増上なりと雖、而も今第四のは彼を除いて餘を取る、諸縁の差別の相を顯さむが爲の故なり。

此の順違の用は四の處に於て轉ず、生じ住し成じ得する四の事別なるが故に。

然るに増上の用は事に隨つて多なりと雖、而も勝れて顯はなるは唯二十  
二なり、應に知るべし即ち是は二十二根なり。

前の五の色根は、本識等の所變の眼等の淨色を以て性と爲す、男女二根は身根に攝めらるるが故に、即ち彼が少分を以て性と爲す、命根は但本識の親種の分位に依つて假立す、別に性有るには非ず、意根は總じて八識を以て性と爲す、五受根は應の如く各自の受をもつて性と爲す、信等の五根は即ち信等と及び善の念等とを以て而も自性と爲す。

【二六三】未知當知根の體位に三種有り。

一には根本位、謂く、【二六四】見道に在り、後の剎那を除く、所として未だ知らざるを當に知る可きこと無きが故に。

二には加行位、謂く、煥と頂と忍と世第一法とぞ、近く能く根本の位を引發するが故に。  
三には資糧位、謂く、從つて諦現觀を得むが爲の故に、決定の勝れたる

【二六三】未知等。こは未知當知根を明す。  
【二六四】見道。見道は四諦の行相を見觀する位にして、之に十六心あり、この中今は前十五心位を指す。第十六心は未だ知らざる所として當に知るべきことなきを以ての故に、今は唯前十五心のみを取るなり。  
【二六五】善法欲。六現觀中の信現觀。

未だ【二六】順決擇分じゆんけつたくぶんに有らゆる善根ぜんこんを得ざるに至るまでを資糧位しりやうゐと名く、能く遠く根本こんぽんの位ゐを資生しじやうするが故に。

此の三位さんゐに於て、信等しんとうの五根ごこんと意いと喜きと樂らくと捨しゃとをもつて此の根こんの性しやうとなす、加行等けぢやうとうの位ゐには、後の勝法しょうぼうの於に證しやうせむと求めて愁蹙しゆしやくするをもつて、亦憂根またうこんも有れども、正ただしき善根ぜんこんに非ざるが故ゆゑに多く説とかず。

前の三無色さんむしきに【二七】此の根こん有りとほ、勝すむれたる見道けんどうに傍かたはらに修得しゆとくすること有るが故ゆゑなり。

或は二乗にじやうの位ゐより大だいに廻趣ゑしゆする者もの法空ほふくうを證しやうせむが爲ために、地前ぢぜんにて亦また【二八】九地くち所攝しよせつの生空しやうくうの無漏むろうを起おこす、彼かれをば皆菩薩みなぼさつの此この根こんに攝せつするが故ゆゑなり。

【二九】菩薩ぼさつの見道けんどうにも亦また此の根こん有り、但ただ地前ぢぜんのみを説とけることは、時ときの促そくを以もつての故ゆゑなり。

【三〇】始め見道けんどうの最後さいごの刹那せつなより乃いまし金剛喻定こんごうぎよぢやうに至るまでに、有らゆる【三一】信しん等の無漏むろうの九の根こんは、皆みな是れ已知根いぢこんの性しやうなり、未まだだ欲よくを離はなれざる者は、上じやうの解脱げだつの於に證しやうせむと求めて愁蹙しゆしやくするをもつて、亦憂根またうこん有りとも正ただしき善ぜん根こんに非あざるが故ゆゑに、多く説とかず。

【二六】順決擇分。四善根即ち 煖・頂・忍・世第一法なり。

【二七】此の根。未知當知根。勝れたる見道とは一心眞見道、傍に修得すとは相見道を指す。

【二八】九地。色界の六地と無色界の三地とをいふ。

【二九】菩薩の等。菩薩の三根は地前勝解行地に於て初の根を立て、十地に於て第二の根を立て、佛地に於て第三の根を立て。この疑を釋せむが爲に菩薩の見道にも亦この根あれど唯勝解行のみを説けることは、見道の中には時促なるを以て説かざるなりといふ。

【三〇】始め見道等。已知根の體を明す。

【三一】信等の九根。信・勤・念・定・慧・意・喜・樂・捨。

【元二】 諸の無學の位の無漏の九の根は、一切皆是れ具知根の性なり。

有頂には遊觀の無漏有りと雖、而も明利にあらず、そるに後の三の根に非ず。

二十二根の自性是の如し、諸餘の門の義は、論の如く知る應し。

【元二】 諸の等。具知根の體を明す。

卷の第八

(一) 是の如き四縁を、十五處に依つて義しい差別せるが故に、立てて十因と爲す。云何ぞ此を十五處に依つて立つる。

(二) 一には語依處、謂く、法と名と想とに起さるる語の性ぞ、即ち此の處に依つて隨説因を立つ。謂く、此の語に依つて見聞するが等きに隨ひ諸義を説くが故に。此は即ち能説を所説が因と爲す。

(三) 有る論に説かく、此は是れ名と想と見となりと。名字の如く想を取り、執著して隨つて説を起すに由るが故にといふ。若し彼の説に依つていはば、便ち此の因は是れ語が依處なりと

【一】 是の如き等。四縁を解すること上に已りて以下は義に乗じて四縁を十五處に依つて十因として建立することを顯す。之に三ありて、初に問起。

【二】 一には等。次に正答。之に四、初に正しく十五處に依つて十因を立つるを明す。語依處等とは、依處とは是れ因と別體にあらず、而して語即依處にして持業釋の得名なり。下の諸の依處も皆同様に釋すべし。而して依とは於の義にして、即ち語の體の上に於て隨説等の因の義を立つるなり。この因のこと、詳しくは「瑜伽」第五・第三十八・顯揚「十八・對法」第四等に出で

たり。

【三】 此は即ち等。何に對して因となすとならば、此は即ち能説の語を所説の一切の法が因となす。

【四】 有る論等。こは相違を會通す。即ち「對法」第四の文を通ぜるにして、「此は是れ」等とはかの論の本論の文にして「名字の如く」等とはその釋論の文なり。意の曰く、この因は名と想と見との三法を以て自體となす。曰く想と見との二法は能詮の名字の如く、而も境相を取り、及び執著を起す、想ばよく相を取りて執著すること見による、名字の如く起つて相を取り、執著し已

いふことを顯す。

二には領受依處、謂く、觀待する所の能所受の性ぞ、即ち此の處に依つて觀待因を立つ。謂く、此に觀待して、彼の諸事を或は生じ或は住し或は成じ或は得せ令む、此にい是れ彼の觀待因なり。

三には習氣依處、謂く、内外の種が未だ成熟せざる位ぞ、即ち此の處に依て牽引因を立つ。謂く、能く遠き自果を牽引するが故に。

四には有潤種子依處、謂く、内外の種が已に成熟しぬる位ぞ、即ち此の處に依つて生起因を立つ。謂く、能く近き自果を生起するが故に。

五には無間滅依處、謂く、心心所の等無間緣ぞ。

六には境界依處、謂く、心心所の所緣緣ぞ。

七には根依處、謂く、心心所の所依の六根ぞ。

つて隨つて説を起すが故に。即ち三の法を以て因となす。

所生の説はこれその果なりとす。(因に『對法論』に就いて

その本論・釋論と云ふは、本論は無著の造せる『阿毘達磨集論』のことにして、釋論は、

この本論を師子覺の釋せるものなり。而してこの本・釋兩論

を安慧が合糅せるものを『阿毘達磨雜集論』といふ。但し

こゝに合糅と云ふも、そはただ會合の意にして、本論即ち『成唯識』が十釋合糅して成れ

る如きと大にその趣を異にする如きと知るべし。)

【五】此の因。名・想・見の三法。

【六】謂く等。淨の因を近き菩提の爲に因緣となるが如きは即ち是なり。

【七】謂く等。心心所法を以て果となす。

【八】謂く等。こは體は一切法に通じ、果は唯心心所なり、有漏無漏の如きは並に因果に通ず。

【九】謂く等。通じては八識と五根とを以て體となす。而して果は唯心心所なり。

八には作用依處、謂く、所作の業の於の作具の作用ぞ、即ち種子を除いて餘の助くる現緣ぞ。

九には士用依處、謂く、所作の業の於の作者の作用ぞ、即ち種子を除いて餘の作す現緣ぞ。

十には眞實見依處、謂く、無漏の見が自種を引

くを除いて、無漏の法を能く助け引き證するぞ。

總じて此の六に依つて攝受因を立つ。謂く、

(二) 五に攝受せられて有漏の法を辨じ、具に六

に攝受せられて無漏を辨するが故に。

十一には隨順依處、謂く、無記と染と善との

現種の諸行の、能く、同類と勝品との諸法に

隨順せるぞ。即ち此の處に依つて引發因を立つ。

謂く、能く同類の勝行を引き起し、及び能く無爲

の法を引得するが故に。

十二には差別功能依處、謂く、有爲法が各

自果の於に能く起し證する差別の勢力有るぞ、

即ち此の處に依つて定異因を立つ。謂く、各、能く

【一】謂く等。こは新・弁等に

新伐等の用あるが如きものなり。而して内外の種が現を生じ、種が種を生じ、現が種を生じ及び親しく縁を助くるを除いて、餘の一切の法の疎く助くる縁皆是なりといふ。

【二】五。第六の眞實見依處を除く。彼は有漏には通ぜず。

【三】同類と等。欲界の法をば三界と無漏との爲に因となし、色界の法をば色界と無色界と無漏との法が爲に因となし、無色界の法をば無色と及び無漏との爲に因となし、無漏をば無漏の爲に因となす。

勝品とは自の同類を下品の爲に因とするを簡ぶ。

【四】謂く等。こは唯自性ののみを取る、たとひ他性なりとも唯相稱せるもののみなり。

曰く、善業は定んで人天の第八識のみを引いて惡趣には非ず、相稱するを以てなり。故に別性にして相稱せざるものが因となるには非ず。

曰く自界の法は自界の爲に因となり、自界の中に於て自性は自性が爲に因となり、自性の中に於て色は色が爲に因となり、色の中に於て内は内が爲に因となり、内の中に於て長養は長養が爲に因となる等をいふなり。又自乘の種子を自乘の有無爲の果に望めても亦各々然りとす。

【五】謂く、各、能く

自果の於に能く起し證する差別の勢力有るぞ、

即ち此の處に依つて定異因を立つ。謂く、各、能く

自果の於に能く起し證する差別の勢力有るぞ、

即ち此の處に依つて定異因を立つ。謂く、各、能く

自果の於に能く起し證する差別の勢力有るぞ、

即ち此の處に依つて定異因を立つ。謂く、各、能く

自果の於に能く起し證する差別の勢力有るぞ、

自界等の果を生じ、及び各能く自乘の果を得するが故に。

十三には和合依處、**【四】**謂く、領受より乃し差別功能依處に至るまでに、生じ住し成じ得せらるる果

の中に於て和合の力有るぞ。即ち此の處に依つて同事因を立つ。謂く、觀待より乃し定異に至るまで皆同じく生ずる等きにおいて、一の事業あるが故に。

十四には障礙依處。謂く、生じ住し成じ得せらるる事の中に於て能く障礙する法ぞ。即ち此の處に

依つて相違因を立つ。謂く、彼能く生等の事に違へるが故に。

十五には不障礙依處、謂く、生じ住し成じ得せらるる事の中に於て障礙せざる法ぞ。即ち此の處に

依つて不相違因を立つ。謂く、彼いい生等の事に違せざるが故に。

**【二番】**是の如き十因は二因に攝めらる、一には能生、二には方便なり。菩薩地に説かく、牽引の種子

と生起の種子とをば能生因と名く、所餘の諸因をば方便因に攝むといふ。

此の説は、牽引と生起と引發と定異と同事と不相違との中の諸の因縁の種の、未だ成熟せざる位を

ば牽引因と名け、已

に成熟しぬる位をば

生起因と名く、彼の

六の因の中の諸の因

**【四】** 謂く等。前の六因(觀待・牽引・生起・攝受・引發・定異の六因)を以て性となす、言說因

を取らざるは、彼は疎遠なるを以ての故なり。

**【五】** 是の如き等。次に十因・二因の相攝を辦す。之に二、

初に初師の説。之にまた二、初に菩薩地の文を引く。菩薩地とは「瑜伽」第三十八の文な

り。この本文の所明を圖示せば左の如し。文に對照してその意を知るべし。

緣種をば、皆此の

二の位の中に攝在す

るが故にといはむと

ぞ。

【二七】現起の、是能生

なる因、四の因の中

に自種を生ずるが如

くなる者有りとは雖、

而も多く間斷す。此

には略して説かず。

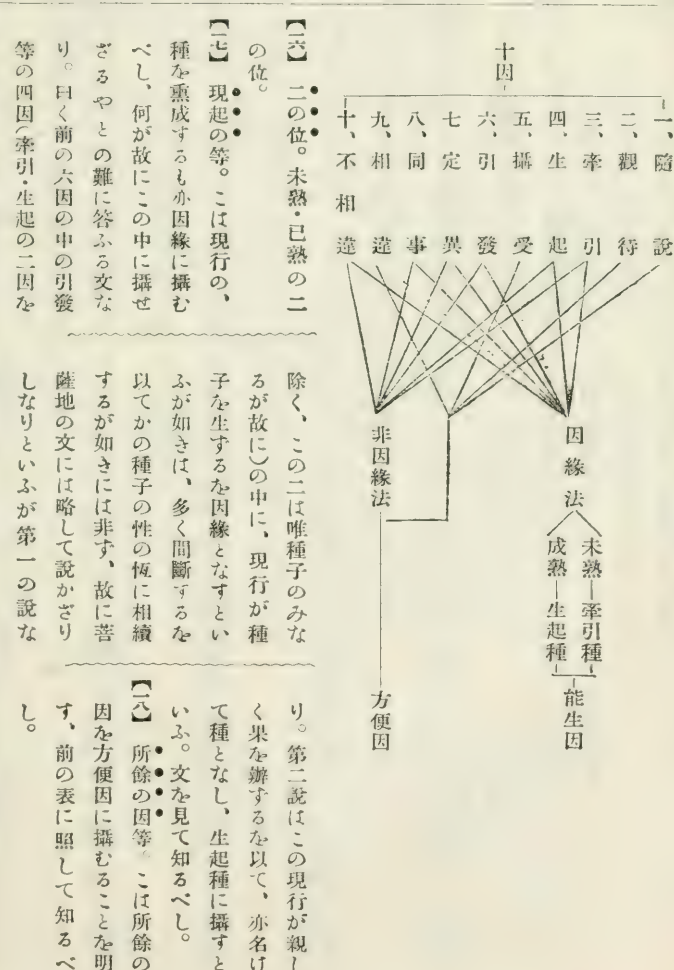
或は親しく果を辨

ず、そのに亦種とい

ふ名を立つ、現行の

穀麥等の種と説くが如し。

【二八】所餘の因とは、謂く、初と二と五と九と及び六因の中の因縁に非ざる法とぞ。皆是れ生と熟との





因縁種より餘なり、故に總じて説いて方便因に攝むと爲す。

(二)此の二の種をば、唯彼の二の因のみに屬するものには非ず、餘の四の因の中にも因縁なる種有るが故に。唯彼の八のみを所餘の因と名くるには非ず、彼の二の因にも亦因縁に非ざる種有るが故に。

(10)有尋等の地に説かく、生起因は、是れ能生因なり、餘をば方便に攝むといふ。

此の文の意の説かく、六の因の中の現と種との是れ因縁なるをば皆生起因と名く、能く親しく自類の果を生起するが故に。(三)此より所餘の因は皆方便に攝むといはむとぞ。

(11)此の生起をば唯彼の因のみに屬するものには非ず、餘の五の因の中にも因縁なるもの有るが故に。唯彼の九を所餘の因と名くるには非ず、彼の生起因の中にも因縁に非ざるもの有るが故に。

(12)或は菩薩地に説ける所の牽引と生起との

【一九】此の二の等。菩薩地所説の牽引・生起の二種をば、唯かの十因の中の牽引と生起との二因の全のみに屬するには非ず、餘の引發等の四因の中にも因縁の種あるが故に。又牽引・生起の二を除ける餘の八のみを所餘の因と名くるには非ず、かの牽引・生起の二因もまた非因縁の種あるが故に。故に前の表にて示せる如く心得べし。

【二〇】有尋等の等。次に有尋何地の文を引く。こは『瑜伽』第五の文なり。

【二一】此より所餘の因、六因中の因縁種より以外の即ち非因

緣法と及び餘の四の因の全とを指す。前の菩薩地の文の下の表を對見せよ。

【三】此の生起等。この尋何地の文の生起因をば唯十因の中の第四の生起因のみに屬すべきには非ず、餘の牽引等の五の因の中にも因縁なるものあるが故に。又生起因を除いて餘の九因を所餘の因と名くべきには非ず、かの生起因の中にも非因縁法あるが故に。

【四】或は菩薩地に等。次に後師の説。之にまた二、初に初解。この解にては、菩薩地所説の牽引・生起の二種子といふは、即ち十因中の牽引・生起

種子といふは、即ち彼の二の因なり。所餘の諸因といふは、即ち彼の餘の八なり。

二の因の中にも能生の因に非ざる有り、而も因縁種い勝れて顯はなるが故に偏に説けり。餘の因の中にも方便因に非ざる有り、而も増上い多くして顯はなるが故に偏に説けり。

【二四】有尋等の地に、生起因は是れ能生因なり、餘は方便なりと説けるは、生起とは即ち是れ彼の生起因なり、餘の因とは、應に知るべし即ち彼の餘の九なり。

生起の中にも因縁に非ざる種有り、而も果を去ること近し、親い顯はなるが故に偏に説けり。牽引の中にも亦因縁なる種有り、而も果を去ること遠し、親い隱れたるが故に説かず。

餘をば方便に攝むてふことも、上に准じて知る應し。

【二五】所説の四縁をば何の處に依つてか立つる、復如何が十因二因に攝むる。

【三六】論に説かく、因縁をば種子に依つて立つ、無間滅に依つて等無間を立つ、境界に依つて所縁を立つ、所餘に依つて増上を立つといふ。

の二因のことにして、所餘の因といふは、十因中の所餘の八因のことなりといふなり。

【三六】論に説かく等。次に答。之に二、初に四縁は十五處に依ることを答ふ。之にまた二先づ引文。こは『瑜伽』五の文なり。

【二四】有尋等の等。次に後解。

【二五】所説の等。後に四縁を以て十五處に依ると、及び十因二因に攝むることとを明す。

三七〇 此の中に種子

とは、即ち是れ三と四と十一と十二と十三と十五との六の依處の中の因縁種に攝むるぞ。(三六) 現の四の處にも亦因縁なるもの有りと雖、而も多く間斷す、此には略して説かず。或は彼も亦能く親しく自果を辨ず、外の麥等の如く、亦種の名を立つ。

或は種子の言

【七】 此の中に等。次に正しく

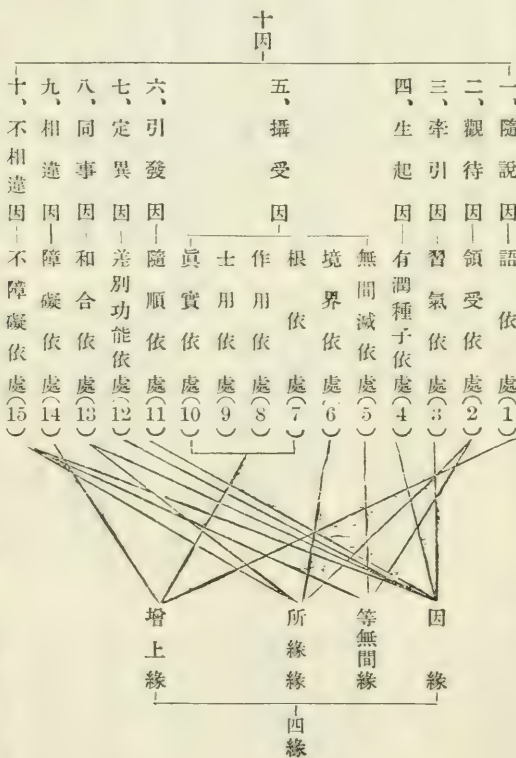
解す。之に二、初に因縁の處に依ることを解す。その中は第一師の説。さて以下本文の如く二説あれど、第一師の

(十五 依處)

説盡理なるを以て、茲に之を圖示すべし、本文の所明と對照して知るべきなり。但し本文には増上縁の依處を明さすと雖、そは餘の三縁の依處を

除くの外は皆増上の依處なれば、解し易きを以て省略せるなり。

【六】 現の四の等 今は唯種子を云つて現行なば云はず、故



に第三、第四の兩依處を除け

をば唯第四のみに屬す、親疎と隱顯とあるをもつて、取捨することは前の如し。

【三〇】無間滅と境界

との處と言ふは、應に知るべし總じて二縁の依處を顯せり、唯五と六とのみには

非ず、餘の依處の中にも亦中間の二の縁の義有るが故に。

【三一】或は唯五と六とのみなり、餘の處にも有り

【三二】論に説かく、因縁をば能生因に攝む、増上縁生は即ち方便因なり、中間の二の縁をば攝受因に攝むといふ。

【三三】方便の内には、後の三の縁を具すと雖、而も増上いい多し、故に此を偏に説けり。餘の因にも亦

中間の二の縁有れども、然も攝受の中にてのみ顯はなるが故に偏に説けり。初のを能生に攝むる

餘の四依處(十一・十二・十三・十五)にも亦現行の因縁なるものありと雖、而も多く間斷するを以て、ここには略して、因縁に攝むとは説かず。又四が中の現行の能く因縁となるものも亦是れ此が中の種子といふ言に攝す、親しく自果を辦するを以てなりといふ。

【元】或は等。こは第二師の説。第四とは有潤種子依處のことなり、種子の言あるを以て、

【二〇】この中に攝むるなり。  
【二一】無間滅等。こは中の二縁の處に依ることを解す。その中こは前の第一師の説なり。  
【二二】或は等。こは前の第二師の説なり。  
【二三】論に説かく等。次に四縁を十四と二因とに相攝することを明す。之に二、初に引文。こは「瑜伽」三十八の文なり。  
【二四】方便の内には等。次に正しく解す。  
【二五】進退。前の菩薩地の所明

に依つて、もし通じて六因を取らば進と名け、若し唯二因を取らば退と名く。又六因を取らば進と名く、現を攝すること盡さざるを以て退となし、若し並に現を取らば之を文によつて、もし通じて六因を取らば進となし、唯一因を取らば退となす。上の所明に對照して知るべし。

退は、前の如し。

蓋し、所説の因と縁とは必ず果有る應し、此の果に幾くか有る、何の處に依つてか得る。

果に五種有り。

一には異熟、謂く、有漏の善と及び不善との法に招かれたる自相續の異熟生の無記ぞ。

二には等流、謂く、善等を習して引かれたる同類と、或は先の業に似て後の果の隨轉するところぞ。

三には離繫、謂く、無漏道の、障を斷じて證する所の善の無爲法ぞ。

四には土用、謂く、諸の作者の、諸の作具を假つて辨する所の事業ぞ。

五には増上、謂く、前の四を除いて餘の所得の果ぞ。

瑜伽等に説かく、習氣依處は異熟果を得ず、隨順依處は等流果を得ず、眞見依處は離繫果を得ず、土用依處は土用果を得ず、所餘の依處は増上果を得ずといふ。

習氣處の言は、諸の依處の、異熟果を感ずる一切の功能を顯す。

【三五】 所説の等。こは後に四縁

と依處等との果を得ることの多少を明す之に二、初に問。

【三六】 果に等。次に答。之に三、初に五果。

【三七】 異熟生の無記。異熟の六識及び異熟の第八俱に異熟生と名づくること本論第二に述ぶる所の如し。

【三八】 瑜伽等に等。次に依處の得果を答ふ。之に二、初に引

文。こは『瑜伽』第五・『顯揚』第十八等の文なり。

【三九】 習氣處等。次に正解。之

に二、初に第一師。曰く異熟果をば十五依處中の五依處を以て得ず、即ち習氣・有潤・差別功能・相合・不障礙の五依處なり。又この上に更に作用依處を加へ、六依處を以て之を得と説く。

【四〇】隨順處の言は、諸の依處の、等流果を引く一切の功能を顯す。

【四一】眞見處の言は、諸の依處の、離繫果を證する一切の功能を顯す。

【四二】土用處の言は、諸の依處の、土用果を招く一切の功能を顯す。

【四三】所餘の處の言は、諸の依處の、増上果を得する一切の功能を顯す。

爾らずんば便ち、太だ寛く太だ狭くなんぬ應し。

或は、習氣とは唯第三のみに屬す、異熟因は餘の處にも亦有り、此の處にも亦異熟因に非ざる有りと雖、而も異熟因は果を去ると相違し、習氣も亦爾なり、故に此を偏に説けり。

隨順とは唯第十一の處にのみ屬す、等流果を

【四〇】隨順處等。等流果は七依處を以て得す。即ち習氣・有潤・眞見・隨順・差別功能・和合・不障礙の七依處なり。又この上に更に土用依處を加へ、

八依處を以て之を得と説き、又更に作用依處を加へ、九依處を以て之を得とも説く。

【四一】眞見處等。離繫果は五依處を以て得す。即ち眞見・隨順・差別功能・和合・不障礙の五依處なり。又この上に更に土用・作用の二依處を加へ、合せて七依處を以て得とも説く。

【四二】土用處等。土用果は五依處を以て得す。即ち領受・土用・作用・和合・不障礙の五依處なり。又この上に更に習氣・無間滅・眞見・隨順・差別の六を加へ、十一依處を以て

得すとも説く。

【四三】所餘の等。増上果は語・境界・根・障礙の四依處と餘の十一の少分とを以て得す。

【四四】爾らずんば等。若し右の如き説をなさずして、例へば習氣と云ふを唯第三のみに目くとせむか(有潤等の餘の四依處を措いて)第三の中に業に非ざるもの迄をも亦異熟果を得と云ふこととなり、寛に陷る矢を招く。又餘の有潤等の四依處の中に業種もあり、然るに之が異熟果を得せずと云はば狭に陷るの矢を招けはなり。

【四五】或は習氣等。次に第二師。

【四六】此を偏に説けり。偏に習氣が異熟果を得とのみ説けり。

ば、餘の處をもつても亦得、此の處をもつても亦等流果に非ざるを得と雖、而も此の因は勝れたるを招く行相顯はなり、隨順も亦爾なり、故に偏に之を説けり。

眞見處の言は唯第十のみを詮す、離繫を證することとは、餘の處をもつても亦能くす、此の處をもつても亦能く離繫に非ざるを得すと雖、而も此の離繫を證すること相顯はなり、故に偏に説けり。

士用處の言は唯第九のみを詮す、士用果をば、餘の處をもつても亦招く、此の處をもつても亦能く増上の等きを招くと雖、而も名も相も顯はなり、是の故に偏に説けり。

所餘とは唯、餘の十一の處のみに屬す、十一の處をもつても亦、餘の果を得し、増上果を招くとは、餘の處をもつても亦能くすと雖、而も此の十一の多く増上を招く、餘をもつて已に餘をば顯しつ、故に此を偏に説けり。

是の如く即ち説かば、此の五果の中に、若し異熟果をば、牽引と生起と定異と同事と不相違と

の因と増上縁とををもつて得す。

若し等流果をば、牽引と生起と攝受と引發と定異と同事と

- 【四七】 餘の處、前に述べしが如く、七又は八依處をいふ。(隨順を除いて餘の)
- 【四八】 餘の處、前の如く四或は六依處をいふ。
- 【四九】 餘の處、前の如く四或は十依處をいふ。
- 【五〇】 餘の十一、前の四果の依處を除ける餘の十一依處。
- 【五一】 餘の果、増上果を除ける餘の四果。
- 【五二】 餘の處、四依處(四果を招くべき)
- 【五三】 餘をもつて等、餘の四依處を以て、餘の四果を得ることとをば已に顯せり、故に偏に十一依處を以て増上果を得と説くなり。
- 【五四】 是の如く等、後に十因と四縁との多少に果を得ることを明す、次の圖を本文に對照

不相違との因と初後の縁とを以て得す。

若し離繫果をば、

攝受と引發と定異と

同時と不相違との因

と増上縁とをもつて

得す。

若し士用果をば、

有義は、觀待と攝受

と同事と不相違との

因と増上縁とをもつ

て得すといふ。有義は、

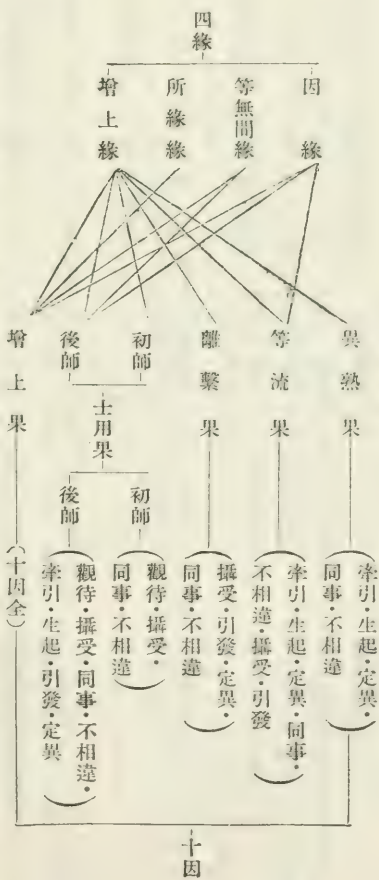
觀待と牽引と生起と攝受と引發と定異と同事と不相違との因と、所縁縁を除

いて餘の三の縁とをもつて得すといふ。  
若し増上果をば、十因と四縁とをもつて一切得す容し。

(垂) 傍論已に了んぬ、應に正論を辨すべし。

して知るべし

(五 果)



【五】傍論等、後に總結。この傍論といふに就いて述記に

二説を擧ぐ。その中十五度にて依つて四縁を説くことを明せす。る下を傍論とする説可なりとす。



〔五〕 本識の中の種は、三縁と作つて現の分別を生ず容し、等無間をば除く。謂く、各親しき種は是れ彼が因縁なり。所縁縁と爲ることは、能く縁する者に於ていふ。若し種い彼に於て能く助くる力有ると、或は障礙せざるとは、是れ増上縁なり。

淨の現行を生ずることも、應に知るべし亦爾なり。

〔五八〕 現起の分別は、展轉して相望するに、三の縁と作る容し、因縁無きが故に。

〔五九〕 謂く、有情類は、自と他と展轉して二の縁と作る容し、等無間をば除く。

〔六〇〕 自の八識聚は、展轉して相望するに定んで増上縁有り、必ず等無間は無し、所縁縁の義は、或は無し或は有り。

〔六一〕 八は七に於て有り、七は八に於て無し、餘の七は八が所杖の質に非ざるが故に。第七は六に於ていはば、五には無し。一には有り、餘の六は彼に於て一切皆無し。第六は五に於て無し、餘の五は

〔五五〕 本識の中の等。以下は分別を生ずる相を廣くして、第四句を解す。之に二、初に現と種とを生ずることを明す。之にまた二、初に現を生ずることを明す、その中先づ種の生を辨す。

〔五六〕 能く縁する等。能く種子を縁する心所法に於て、種子を方に彼が所縁縁となす。

〔五七〕 現起の等。次に現行生を辨す。現行は之を現行と相望するに、親しく體を辨ぜざるを以て、因縁なきなり。

〔五八〕 謂く等。自他身相望して所縁・増上の二縁となる。等無間縁は唯各自の一識のみに限るが故に、之を除く。

〔五九〕 自の八識聚。八識聚とは、八識一、並にその相應法等の見相分の如きを總じて八識聚といふ。

〔六〇〕 八は七に等。第八は前七識に於て所縁縁の義あり、爾るに前七識は第八に於てこの縁の義なし。これ前七は第八の所杖質に非ざればなり。

〔六一〕 一。第六識を指す。

彼に於て有り、五識は唯第八の相のみに託するが故に。

【三】 自類の前後に於ていはば、第六には三ある容し、餘には所縁を除く、現の境のみを取るが故に。

【四】 五が後の見、前の相を縁すと許すをもつてせば、五と七との前の見、後の見において亦三の縁有りといふ。前の七を八に於て、所縁能く彼が相見の種を熏成すること有る容きが故に。

同聚の異體展轉して相望するに、唯増上のみ有り、諸の相應法は所杖の質同なるをもつて、相縁せざるが故に。

【五】 或は、見分に依つては相縁せずと説き、相分に依つては相縁する義有りと言く。謂く、諸の相分互に質と爲つて起るをもつて、識の中の種を觸等の相が質と爲すが如きぞ。爾らずんば無色にして、彼、境無かるべきが故に。設ひ色を變ずと許すとも、亦定んで種のみを縁す。勿、見分の境、同質にあらざりなむが故に。

同體の相分は、見が爲に、二の縁たり、見分は、彼に於て但増上のみ有り。

【三】 自類の前後等。自身の八識一の自類を前後相望して論ず。その中前の第六は後の第六の爲に三縁となる。因縁を除くことは現行を相望して云ふを以てなり。餘の七識(第六を除いて)には所縁縁を除く、この七識は前念を縁ざるを以てなり、又因縁なきことは勿論なり。

【四】 五が後の等。この説は、陳那の『觀所緣緣論』の中に五識の後念の見分が前念の相分を縁すと許すと説けるによつていふ。

【五】 或は等。この義正ならす。

【六】 彼。かの五數の心所をいふ。

【六七】 二の縁。所縁・増上の二縁。

【六八】見と自證とを相望しても亦爾なり。餘の二は、展轉して俱に二の縁と作る。此の中には、種の相分に依つては説かず、但現起の互に縁と爲ることを説くが故に。

淨の八識聚は、自と他と展轉して皆所縁有り、能く遍く縁するが故に。唯見分の、相が所縁に非ざるをば除く、相分は理しい能縁の用無きが故に。

【六九】既に現の分別の、種と現とを縁として生ずることをばいひつ。種も亦理しい現と種とを縁として起る應し、現と種とは種に於て能く幾くの縁と作る。

種は必ず 中の二の縁に由つては起らず、心と心所とに待つて彼の二を立つるが故に。【七〇】現は親しき種に於ては具に二の縁と作る、親しきに非ざる種の與には但増上のみと爲る。種を親しき種に望めて亦二の縁を具す、親しきに非ざる種に於ては亦但増上のみなり。

【七一】斯の内識い互に縁と爲つて起るといふに依つて、分別の因と果との理教皆成じぬ。

【七二】所執の外縁は設ひ有りといふとも用無し、況むや理教に違して何す

【六八】見と自證と等。見分は自證分が爲に所縁・増上の二縁となる。自證分は見分が爲には唯増上のみなり。又見分は證自證分が爲には唯増上縁のみなり。若し疎所縁ならば亦可なり、餘の二即ち自證・證自證の二分は展轉して互に所縁増上の二縁となる。

【六九】既に現の等。次に種を生ずることを明す。

【七〇】中の二の縁。等無間・所縁の二縁。

【七一】現は等。親しき種とは、現が親しく重ずるところの種とのこと。之に於ては因縁・増上の二縁となる。

【七二】斯の内識等。後に總じて結釋す。

【七三】所執の等。こは小乗の心外縁を破す。

れぞ固く執するなる。

分別の言は、總じて三界の心及び心所を顯すと雖、而も勝れたる者に隨

つて、諸の聖教の中に、多くの門をもつて顯示せり。或に説いて二三

四五との等く爲せり。餘の論の中に具に廣く分別せるが如し。

内識のみ有りといふと雖、而も外縁無くんば、何に由つてか、有情の

生死相續するや。

頌に曰く、

由諸業習氣

諸業の習氣と、

二取習氣俱

二取の習氣と俱なるに由つて、

前異熟既盡

前の異熟既に盡くれば、

復生餘異熟

復餘の異熟を生ず。

論に曰く、諸業とは、謂く、福と非福と不動とぞ、即ち有漏の善と不

善との思業なり。業が眷屬をも亦業てふ名を立つ、同じく引と滿との異熟

果を招くが故なり。

【七四】 或に等。本論次下三性を明せる條下に至りて委しく述べたり。

【七五】 餘の論。『瑜伽』第三十八・第七十三・第七十四等。

【七六】 内識のみ等。以下は遣理の難を釋するに二段ある中、第二の有情相續の緣由を明す一段なり。之に二ありて、初に徵起。

【七】 頌に曰く等。次に正説。之に二、初に頌。

【七六】 論に曰く等。次に長行。之に四、第一に第一の復次釋。之にまた二、初に別して頌を解す。福・非福等とは、欲界の善業にて樂果を招くべきものを福と云ひ、欲界の惡業にて苦果を招くべきものを非福といふ。不動とは色・無色界に屬する禪定の意業をいふ。

此は起る緣た無間に即ち滅して、義として能く當の異熟果を招くべきこと無しと雖、而も本識に自を起すべき機能を熏じてき。即ち此の機能を説いて習氣と爲す。是れ業が氣分なり、熏習に成せられたり、曾と現との業を簡ばむとして、故習氣と名く。

是の如く習氣いい展轉し相續して、成熟する時に至つて異熟果を招く、此は當果の勝れたる増上縁を顯す。

〔八二〕相見と名色と心及び心所と 本末と彼の取とをば皆二取に攝む。

彼に熏發せられて親しく能く彼を生ず。本識の上の機能を二取の習氣と名く。〔八三〕此は來世の異熟果の心と及び彼の相應との諸の因縁種を顯す。

俱とは、謂く、業種と二取の種と俱なるをもつて、是れ疎と親との縁として互に相助くる義なり。

業は生を招くこと顯はなり、故に頌に先づ説けり。

前の異熟とは、謂く、前前の生の業が異熟果ぞ。餘の異熟とは、謂く、後後の生の業が異熟果ぞ。二取の種は、果を受くるに窮ること無しと雖、而も業の習氣は、果を受くるに盡くること有り。異熟果は性別にもあり、招き難きこともあり、等流

〔七九〕曾と現。曾とは薩婆多の過去に體ありといふ曾業を指す。現とは順世外道の、一切の果は唯現の業が得る所なり作る時に即ち受くといふを指す。

〔八〇〕相見等。こは頌の二取といふを釋す。

〔八一〕本末。第八は諸の異熟の根本なれば本と云ひ、餘識の中の異熟を末といふ。

〔八二〕此は等。この二取は即ち名言種子にして、前の業種子と異り、即ち果を生ずること無盡なり。文に心と及び彼の相應等と云へるは心を以て主とする故心と云へど、實には五蘊に通ずるなり。

〔八三〕疎と親。疎とは業種、親とは二取の種。

等流

と増上とは性同にもあり、感じ易きこともあるに由つてなり。

餘生を感ずる業等の種熟しぬるに由つて、前の異熟果を受用すること盡きぬる時に、復別に能く餘の異熟果を生ず。

〔八四〕斯に由つて、生死に輪轉すること窮り無し、何ぞ外縁を假つて方に相續することを得ずし、此の頌の意の説かく、業と二取とに由つて生死に輪廻す、皆識に離れず、心心所法を彼の性と爲すが故に。

〔八五〕復次に生死の相續することは、諸の習氣に由つてなり。

然も諸の習氣に總じて三種有り。

一には名言習氣、謂く、有爲法の各別の親しき種ぞ。名言に二有り。一には表義名言、即ち

能く義を詮する音聲の差別ぞ。二には顯境名言、即ち能く境を了する心心所法ぞ。二の名言に隨つて重成せらるる種しい、有爲法の各別の因縁と作る。

〔八四〕斯に由つて等。次に結して難を答ふ。

〔八五〕復次に等。第二に第二の復次釋。之に三、初に總標。

〔八六〕然も諸の等。次に別解。之に二、初に別して三種の習氣を解す、之にまた二、初に正明。その中三ありて、先づ名言習氣。名言習氣とは、名言によつて重ぜられたる種子との意なり。然るにその名言といふに二あり、表義名言、顯境名言是なり。表義名言とは、音聲の上の名句文諸法の體義を詮顯する時、尋伺相應

の第六の見分その名言を緣じて三性の種子を熏習す、是れ第六識の、名言を緣するによつて熏習するが故に名言種となす。こは名言といふを法に約して談するなり。次に顯境名言とは喻に約せるにして、七轉識及び相應の見分、應に従ひ三輩に通じて一切の境を了するは、恰も名言の、應に従つてよく一切の境を詮顯するが如し、乃ちその七轉識の重成する所なるを以て名言種といふ。

七

二には我執習氣、謂く、虛妄に我我所と執する種ぞ。我執に二有り。一には俱生の我執、即ち修所斷の我我所執ぞ。二には分別の我執、即ち見所斷の我我所執ぞ。二の我執に隨つて熏成せらるる種い、有情等を自他差別になら令む。

(八) 三には有支習氣、謂く、三界の異熟を招く業種ぞ。有支に二有り。一には有漏の善、即ち是れ能く可愛の果を招く業ぞ。二には諸の不善、即ち是れ能く非愛の果を招く業ぞ。二の有支に隨つて熏成せらるる種い、異熟果を善惡の趣別になら令む。

(九)

應に知るべし、我執と有支との習氣は、差別の果に於て是れ増上縁なり。二取習氣とは、應に知るべし、此の頌に言ふ所の業習氣とは、應に知るべし、即ち是れ有支習氣なり。

るべし、即ち是れ我執と名言との二種の習氣なり、我我所を取り、及び名言を取つて而も熏成せるが故に、皆説いて取と名く。

(一〇) 俱等の餘の文の義は、前に釋するが如し。

(一一) 復次に生死の相續することは、惑と業と苦とに由つてなり。

【七】 二には等。次に我執習氣。これまた名言熏習なり、我執の種を熏するに由つて、自他をして別ならしむるが故に別して之を立てたり。俱生の我執は第六第七に通じ分別の我執は唯第六のみ。

【八】 三には等。次に有支習氣。有とは三有(三界)支とは因の義、故に三有の因との意にて

業種子のことなり。【九】 應に知るべし等。次に別釋、差別の果とは異熟果のこと。

【一〇】 此の頌に等。次に頌に配屬す。【一一】 俱等の等。後に例を指す。【一二】 復次に等。第三に第三の復次釋。之に二、初に況、惑・業・苦を解して釋論の文に屬

【五】業を發し生を潤す煩惱を惑と名け、能く後有を感ずる諸業を業と名け、業に引生せられたる衆の苦を苦と名く。

惑と業と苦との種を皆習氣と名く。(六)前の二

が習氣は、生死の苦の與に増上縁と爲る、助けて苦を生ずるが故に。(七)第三が習氣は、生死の

苦に望むるに能く因縁と作る、親しく苦を生ずるが故に。

【六】頌の三の習氣は、應の如く當に知るべし。

惑と苦とのみを取と名くることは、能と所との取なるが故に。

取とは是れ著の義なり、業は名を得ず。

【六】俱等の餘の文は、義前に釋するが如し。

【五】此の惑と業と苦とに、應に知るべし、總じて十二有支を攝めたり、謂く、無明より乃し老死に至るまで。【六】論に廣く釋するが如し。

【七】然も十二支を略攝して四と爲す。

す。之にまた三、初に總じて

生死は惑・業・苦に由ることを舉ぐ。

【五】業を發し等。次に別して

惑業苦を解す。

【六】前の二が習氣。惑と業との習氣。

【七】第三が習氣。苦の習氣。

【八】頌の三の等。惑と苦との種子を二取と名く、業の種は

業習氣たること勿論なり。

【九】能と所と等。惑は能取、

苦は所取なり。

【六】俱等の等。次に餘文を指例す。

【九】此の惑と等。次に十二有支を以て惑・業・苦を釋す。之に三、初に三道を以て十二支を總攝す。

【一〇】論『瑜伽』第九・第十『對法』第四等。

【一〇】然も等。次に廣く十二支を明す。之に四、初に能所引生。之に二、初に總攝、



(1011) 一には能引支、謂く、無明と行とぞ、能く 識等の五果の種を引くが故に。

此が中に無明といふは、唯能く正しく後世を感ずる善惡の業を發する者のみを取る。

(1012) 即ち彼が發する所を、乃ち名けて行と爲す。

此に由つて、一切の順現受業と別助當業とは、皆行支に非ず。

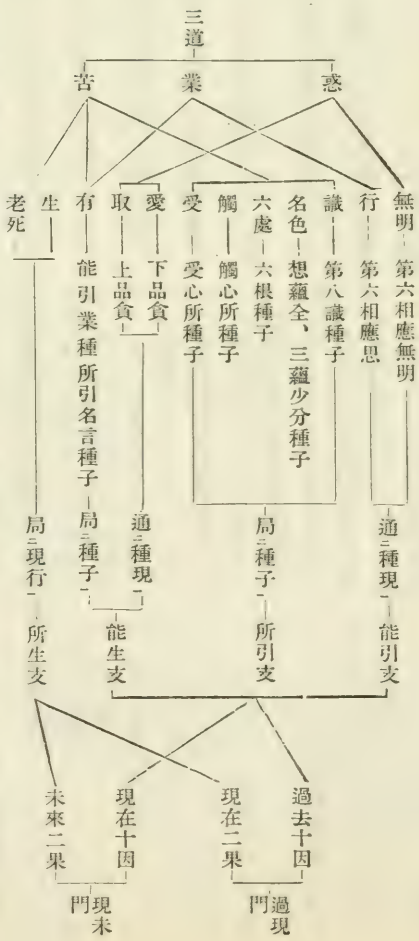
(1013) 二には所引支、

謂く、本識の内に親しく當來の異熟果に攝めらるる識等の五を生ずべき種ぞ。是れ前の二の支に引發

【1013】一には等。次に別釋。之に四、先づ能引支。さてこの十二有支を圖示せば左の如し。本文の所明と對照してそ

の意を盡すべし。

(十二有支)



【1013】識等の五果。識・名色・六處・觸・受。  
 【1014】即ち等。能發の無明が發  
 【1015】順現受等。順現受業とは  
 【1016】二には等。次に所引支。

せらるるが故なり。

此が中に識の種といふは、謂く本識の因ぞ、(二七)後の三が因を除いて餘の因は、皆是れ名色の種に攝めらる、後の三が因は、名の次第の如く、即ち後の三が種なり。

或は名色の種に總じて五が因を攝めたり、中に於て 一〇八に勝れたるに隨つて餘の四種を立つ、六處と識と總別も亦然なり。

(一〇九) 集論に、識も亦是れ能引なりと説けることとは、識の中の業種を識支と名けたるが故なり。

異熟識の種は名色に攝めらるるが故なり。(一一〇) 經に、識支は能所引に通ずと説けること

は、業種と識種とを俱に識と名くるが故なり。識は是れ名色の依なりといはむとぞ、名色に攝

むといはむとには非ざるが故なり。(一一一) 識等の五が種は、業に由つて熏發せらる

ることは實に同時なりと雖、而も主伴と總別と

【一〇七】後の三。六處・觸・受。  
【一〇八】勝れたるに隨ふ。執持するに識勝れたり、識を生ずるにば處勝れたり、境を觸するにば觸勝れたり、領納には受勝れたり。

【一〇九】六處等。六處を總、識を別とす。  
【一一〇】集論に等。集論第四の文を會す。曰く識も亦能引と説き、今の所説と異なるが如きは由來種子識の中に通じて行と識とあるを以て行の種を説いて識支となす、これ能引に攝するが故に「集論」には、しか云へるなり、若然らば識の種は何れの法に攝するやといふに名色に攝めらるといふ。

【一一一】經に等。「緣起經」上卷の文を會す。  
【一二三】識等の等。こは伏難を釋す。難に曰く、この五種子は若し前後に熏するや、若くは一時に熏するや、答ふ一時に熏す、問ふ、若し然らば如何ぞ前後ありと説くや、之を通ずるが今の文なり。主伴等とは、識等の五の中本識を主とす、異熟の主なるが故に、餘の四を伴とす。又四識を除くの中、名色は總なり、體性廣きが故に、餘の三は別なり、義用狹きが故に、後の三の中、六處は勝なり、受等の依たるが故に。餘の二は劣なり、處に依つて生ずるが故に。後の

【一二三】識等の五が種は、業に由つて熏發せらるることは實に同時なりと雖、而も主伴と總別と

勝劣と因果との相異なるに依つて、故諸の聖教に假つて前後を説けり。

或は、當來と現起との分位に由つて次第有るが故に、前後有り、と説けり。

(二三) 斯に由つて、識等を亦現行にありとも説

けり、因の時には、定んで現行の義無きが故に。

(二四) 復此に由つて生と引と同時なりと説けり、

潤と未潤との時は、必ず俱にあらざるが故に。

(二五) 三には能生支、謂く、愛と取と有とぞ。

近く當來の生と老死とを生ずるが故なり。

謂く、内の異熟果に迷ふ愚に縁つて、正しく能く後有を招く諸業を發して、縁と爲つて、親しく當

來の生・老死の位の五果を生ずべき種を引發し已んぬ。

(二六) 復、外の増上果に迷ふ愚に依つて、境界受を縁として貪愛を發起す、愛を縁として復欲等の

(二七) 四の取を生ず、愛と取と合して潤されつる能引の業種と、及び 所作の因とを轉じて、名けて

有と爲す、俱に能く近く後有の果を有しぬるが故に。

二の中、觸は因たること勝れたり、能く受を生ずるが故に。受は果の體なり、觸が所生なるが故に、この五支にかかる義あるによつて、又各相異なるによつて、諸の聖教に假つて前後を説く。

【二三】 斯に由つて等。問ふ此五は唯種子のみなりと云はば、何が故ぞ。十地・對法等に識・名色の中に互に縁となる等と説き、亦現行と説くや、之を答ふるに今の文あり。曰く、之は當に起るべき理によるが故に現行と説けるなり。

【二四】 復此に等。問ふ若し初め

重する時に未だ現起すること能はざれば、何ぞ縁起經上に生と引と同時なりと説くや。今の文之に答ふるなり。

曰く當に起るべき位に於て同時なりと説けるなり。

【二五】 三には等。次に能生支。

【二六】 復外の等。こは潤生の相を解す。

【二七】 四の取。欲取・見取・戒取・我語取。

【二八】 所引の因。所引支の因の五種のこと。

(二九) 有る處に、唯業種のみを有と名くと説けることは、此が能く正しく異熟果を感ずるが故なり。復た有に、唯五が種のみを有と名くと説けることは、親しく當來の識等を生すべき種なるが故なり。

(三〇) 四には所生支、謂く生と老死とぞ。是れ愛と取と有とに近く生せらるるが故なり。

謂く、中有より本有の中に至るまでに、未だ衰變せざる來をば、皆生支に攝む、諸の衰變する位をば、總じて名けて老と爲す、身壞し命終するをば乃ち名けて死と爲す。

三 老は定んで有るに非ず、死に附して支と立てたり。

病を何ぞ支といはざるや。

遍せるにも定れるにもあらざるが故に。老は定らずと雖、遍せるが故に

支と立つ。諸の界と趣と生とに、中天の者を除いて將に終らむとするとき

に、皆衰朽の行有るが故に。

(三一) 名色も遍せず、何が故ぞ支と立つるや。

定れるが故に支と立つ、胎卵濕生には、六處未だ満たざるるときより定んで名色有るが故に。

又名色支も亦是れ遍して有り、有色の化生の初に受生する位には五根を具すと雖、而も未だ用有る

にあらず、爾の時をば未だ六處支とは名けざるが故に。初に無色に生ずるときには、定んで意根有り

- 【二九】有る處。「瑜伽」第十。
- 【三〇】四には等。次に所生支。
- 【三一】老は等。次に妨難を釋す。
- 之に七、初に第一問答。
- 【三二】名色も等。次に第二問答。

と雖、而も明了ならざるをもちて、未だ意處とは名けざるが故に。斯に由つて 論に、十二有支の

一切が一分いい上二界に有りと説けり。

【二四】愛は遍して有るにあらず、寧んぞ別に支と立つる。惡趣に生じたるものは、彼を愛せざるが故に。

定れるが故に別に立つ、【二五】有無からむと求めず、善趣に生じたる者は、

定んで愛有るが故に。

【二六】不還の潤生するは、愛を起さずと雖、然も彼の取の如く定んで種有

るが故に。

又愛も亦遍せり、惡趣に生ぜむとする者は、現の我と境との於に亦愛有

るが故に。

惡趣の身を希求する愛無きに依つて、經に、有るに非ずと説けり、彼全

に無なるには非ず。

【二七】何に縁つてか所生には生老死と立て、所引には別に識等の五支と立

つるや。

因位には差別の相を知り難し、故に當果の位に依つて、別に五支と立つ。

【二五】論。『瑜伽』第十。  
 【二六】愛は遍して等。次に第三問答。  
 【二七】有。後有のこと。  
 【二八】不還の等。こは伏難を通す。曰く、不還果は現に愛を以て潤すことなしといふこと聖教所説なり、然るを定んで愛ありと云はば、豈相違に非ずやと。今之に答ふ。  
 【二九】何に縁つて等。次に第四問答。

謂く、續生する時には、因の識の相を顯さしむ。次に根未だ滿せざるときには、名色の相を増せしむ。次に根滿じぬる時には、六處明かに盛になる、斯に依つて觸を發し、觸に因つて受を起す、爾の

時を乃ち果を受くること究竟すと名く、此の果の位に依つて因を立てて五と爲す。果の位には差別の相を了すること易きが故に、總じて二の支と立てて以て 二三六 三の苦を顯す。

然も所生の果の、若し未來に在るときには、厭を生ぜしめむが爲の故に、生老死と説く、若し現在に至りぬるときには、分位の相生ずるところを了知せしめむが爲に、識等の五と説く。

何に緣つてか、業を發すには、總じて無明のみと立つる、業を潤す位の中には、別に愛取を立つる。

諸の煩惱は、皆能く發し潤すと雖、而も業を發す位には、無明の力のみ増せり、**三三〇** 十一の殊勝の事

を具せるを以ての故に。謂く、所縁の等きぞ。廣くは經に説けるが如し。

【三六】三の苦。生は行苦、老は壞苦、死は苦苦を顯す。

【二九】何に緣つて等。次に第五問答。

【三〇】十一の殊勝の事。一には所縁勝、遍く染淨を緣するが故に。二には行相勝、眞を隱して妄を顯すが故に。三には因縁勝、惑業の生ずる本なるが故に。四には等起勝、等しく能く能引、所引・能生・所生の縁の法を發起するが故に。

五には轉異勝、隨眠と纏縛と相應と不共との四轉異するが故に。六には邪行勝、諦に於て増益と及び損減との行を起すが故に。七には相狀勝、微細の自相が遍愛と非愛との共相に貫通して轉起するが故に。八には作業勝、流轉が所依の事を造作し、寂止が能障の事を造作するが故に。九には障礙勝、勝法と及び廣法(無爲眞如)とを障礙するが故に。十には隨轉勝、乃し有頂に至る迄猶隨轉するが故に。

十一には對治勝、二種の妙智に對治せらるるが故に尙縁起經、上にこの分別委しく出でたり。

【三〇】十一の殊勝の事

業を潤す位には、愛の力のみ偏に増せり、愛は水の能く浚し潤すが如しと説けるが故に。要す數、  
溉灌して、方に有の芽を生ず、そるに (二三) 且く初と後とに依つて愛と取との二を分ち、(二四) 重ねて發す  
る義無きをもつて、一の無明のみと立てたり。取支の中に諸の煩惱を攝めたりと雖、而も愛しい潤す  
こと勝れたるをもつて、是れ愛が増せるぞと説  
けり。

(二二) 諸の縁起支は皆自地に依るといひ、有る  
所發の行は他の無明に依るといへるはなんぞ。

下の無明の、(二五) 上地の行を發すが如きぞ。爾  
らずんば、初に下地の染を伏せる者の起す所の  
上定は、行支に非ざる應し、彼の地の無明は、  
猶未だ起つざるが故に。

(二六) 上下地より下上に生ずる者、彼何れの愛  
を縁じてか而も愛支を起す。

彼の愛は、亦是當生地(二七)の愛の、若くは現若くは種を縁ずといふに、理に於て違すること無し。  
(二八) 此の十二支に於て、十因と二果とは、定んで同世に非ず、因の中の前の七と愛取・有とは、(二九) 或は

【二三】 初と後、愛の初と後とな  
り。曰く、愛の増すを取と名  
くるが故に、初なば愛と名け、  
後なば取と名くるなり。  
【二四】 重ねて等。發業の義は重  
れて發す義無ければ、一無明  
のみと立つ。  
【二五】 諸の縁起支等。次に第六  
問答。問の意は諸の縁起支は  
皆自地に依ると云ひ、有る上  
地所發の行は他の下地の無明  
に依ると云へるは如何なる義  
ぞとの意。  
【二六】 上下地の行、未至定。  
【二七】 上下地より等。次に第七  
問答。  
【二八】 此の十二支等。次に世を  
定めて邪を破す。  
【二九】 或は異に。若し順生受業  
には、初の生を受くる時はそ  
の世必ず同なり、第二生より  
以去乃至後報の業の如きは世  
不同なり。今身に業を造り、  
後後世に至つて將に果を受け  
むとする時、方に愛と取とを  
起すが故に。

異（一三〇）に或あるは同ひとなり、若もし 二と三と七とは、各おのの定ただんで同ひと世よなり。

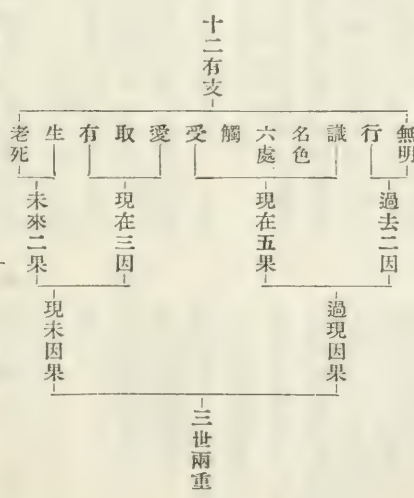
【三九六】是このの如ごとき十二じゅうにの一重いっじゆうの因果いんぐわをもつて、輪りん轉てんを顯あらはし、及び斷常だんじやうを離りするに足たらぬ、兩重りやうじゆうを施設せせつすることは、實じつに無用むゆうなりとす、或あるは此これより過すぐとも、便すなは無窮むきゆうなるを致いたす應べし。

【四〇〇】此このの十二支じゅうにしにおいて、義門ぎもんの別ことなるをいはば、【四〇一】九は實じつにして三は假けなり、已潤いじゆんの【四〇二】六の支しを合がつして有うと爲するが故ゆゑに、【四〇三】即すなは識等しきとうの五ごが三相さんさうの位別ゐべつなるを生等しやうとうと名なくるが故ゆゑに。

【四〇四】五は是れ一事じなり、謂いはく、無明むみやうと識しと觸たくと受じゆと愛あいとの五ごぞ、餘よは一事じに非あらず。

【一三二】三は唯ただ是れ染ぜんなり、煩惱はんなんの性しやうなるが故ゆゑに、七は唯ただ不染ふぜんなり、異熟果いじゆくくわなるが故ゆゑに。七の分位ぶんゐの中に染ぜんを起おこす容べきが故ゆゑに、假かつて二に通つうずと

【一三〇】二と三と等。二とは生・老死。三とは愛・取・有・七とは前七を指す。  
【一三九】是の如き等。こは大乗は上述の如く二世一重の因果を



【一三二】此の十二支等。後に諸門分別。之に十七あり、一に假實門。  
【一三三】九は實に等。有・生・老死の三は假、他の九は實なり。  
【一四〇】六の支。行と識等の五種とをいふ。  
【一四一】即ち等。生・老死はその體識等の五にして、三相の生は生支、異は老、滅は死なり。



と説けり。餘は二種に通ず。

【一四】無明と愛と取とをば説いて獨相と名く、

餘の支と相交雜せざるが故に。餘は是れ雜相なり。

【一五】六は唯非色なり、謂く、無明と識と觸と

受と愛と取とぞ。餘は二種に通ず。

【一六】皆是れ有漏なり、唯有爲のみに攝む。

【一七】無漏と無爲とは有支に非ざるが故に。

【一八】無明と愛と取とは、唯不善と有覆無記と

に通ず、行は唯だ善と惡となり、有は善と惡

と無覆無記とに通ず、餘の七は唯是れ無覆無記

のみなり、七が分位の中にも亦善と染とを起

す。

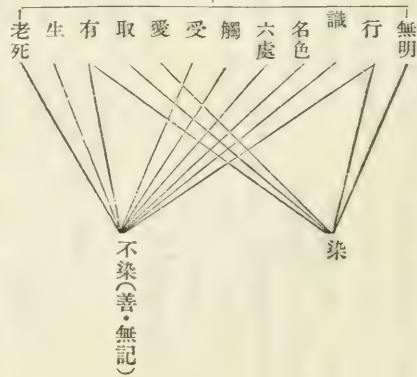
【一九】皆三界に通ずと雖、而も分有り全有り。

【二〇】上地の行支は能く下地のを伏す、即ち塵

【一四】五は是れ等。二に一事非一事門。

【一五】三は等。三に染不染門。圖示せば左の如し。

十二有支



然るに「瑜伽」第十に七が二種(染・不染)に通ずと説けるは、七の分位の中に染を起す容き故假つて説けるなり。

【一四】無明と等。四に獨雜分別門。獨・雜とは、獨はこの體のみを支をすること、餘の支と相交雜せざるなり。然らば取

は愛の増上に非ずやといふ

に、然らず、愛を轉じて増上の貪となすには非ず、又別の法あるが故に獨相たり。

【一七】六は等。五に色非色門。【一八】皆是れ等。六に有漏有爲門。

【一九】無漏と等。七に無漏無爲門。【二〇】無明と等。八に三性分別

苦等の六種の行相ぞ。上の生を求めて彼を起す

こと有るが故に。

一切皆唯學にも無學にも非ず、聖者の起

す所の有漏の善業は、二善を縁と爲すが故に、

有支に違へるが故に、有支に攝めらるるに非ず。

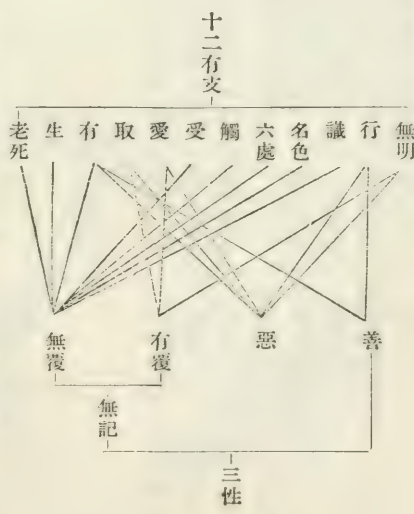
此に由つて應に知るべし、聖は必ず後有を感じる業を造らず、後の苦果の於に迷ひ求めざるが故に。

靜慮を雜修し、下の故業を資けて、淨居等に生ずるは、理に於て違すること無し。

有義は、無明は唯見所斷のみなり、要す諦理に迷うて能く行を發すが故に、聖は必ず後有の業を造せずといふが故に。

愛と取と二の支は唯修所斷のみなり、當の有

門。圖示せば左の如し。



但し尙亦七が分位の中にも善と染を起す。

【二五】皆三界等。九に三界門。

欲界には十二の全あり、上二界には十二の少分あり。

【二六】上地の等。十に能所治門。

上地の行支とは蘊・苦・障・靜・妙・離の六種の行相なり、曰く下界の十二支を觀じて蘊・

苦・障となし、上界の一切を觀

じて靜・妙・離となす。

【二七】一切皆等。十一に學等分別門。

【二八】明。無漏の明なり。

【二九】有支。十二有支。

【三〇】靜慮を等。こは伏雜を會す。問ふもし聖者が業を造ら

ざれば、五淨居の業を雜修するは豈行支に非ずや。此を會するが今の文なり。

を貪求して而も 潤生するが故に、二五九 九種の命終心は、俱生の愛と俱なりといふが故に。

餘の九は、皆見修所斷に通ずといふ。

有義は、一切皆二斷に通ず。

二六〇の論に、預流果は已に一切が一分の有支を斷せり、全斷せる者は無しと説けるが故に。若し無明支は唯見所斷のみなりといはば、寧んぞ預流は全斷せる者無しと説けるや。

若し愛・取支は唯修所斷のみなりといはば、寧んぞ彼い己に一切の支が一分を斷せりと説ける。

二六一 またぜんかいの煩惱は皆能く結生すと説ける。

二六二 のへしゆ 惡趣に往く行をば、唯分別起の煩惱のみ能く發すといへる。

二六三 潤生することは唯修所斷のみなり、諸の後有を感ずる行をば、皆見所斷をもつて發すといはず。

【二五七】有義は等。十二に三斷門。

【二五八】潤生等。已に潤生の愛なれば、明けし是れ見斷に非ざるなり、見斷の愛等は見等を緣じて起るが故なり。

【二五九】九種の命終心。三界より三界に生する時には、各潤生する心に各三あるが故に九種といふ。

【二六〇】論『瑜伽』第十。

【二六一】又全世界等。『瑜伽』五十九の説、結生の言は潤生の惑といふことを顯す、若し唯修のみ潤せば、即ち界の中の見道

の煩惱の潤生なきが故に、全世界と名けざるべきに非ずや。

【二六二】惡趣に等。こは無明は唯見所斷のみなりといふを難す。

【二六三】潤生する等。諸の聖教の中に潤生の惑は唯修所斷のみと云はざるは、全世界の煩惱能く結生するが故に。亦説いて諸の後有を感ずる行をば皆見所斷を以て發すと云はざるは唯惡趣の行のみ分別の惑を發すと云ふが故なり。

此に由つて故知んぬ、無明と愛と取との三支は、亦見修所斷に通ずといふことを。  
 然も無明支において、正しく行を發すは、唯見所斷のみなり、助くるにおいては不定なり。愛と取との二支において、正しく潤生するは、唯修所斷のみなり、助くるにおいては不定なり。

【二六】又染汗の法は自性應斷なり、對治の起る時に、彼永に斷するが故に。一切の有漏の不染汗の法は性應斷に非ず、道に違せざるが故に。

然も二義有つて、之を説いて斷と爲す。

一には離縛の故に、謂く、彼を緣じ彼に雜する煩惱を斷するぞ。

二には不生の故に、謂く、彼の依を斷じて永に起らざら令むるぞ。

離縛斷に依つて、有漏の善と無覆無記とは唯修所斷のみなりと説けり。

不生斷に依つて、諸の惡趣と無想定との等きは、唯見所斷のみなりと説けり。

【二七】十二支を二斷に通ずと説けるは、前の諸斷に於いて應の如く知る當

し。

【二八】十は樂と捨と俱なり、受は受と共に相應せざるが故に、老死の位の中には、多分樂と及び客の

捨と無きが故に。十一は苦と俱なり、受とは俱なるに非ざるが故に。

【二六】又染汗等。こは廣く一切の斷の義を釋す。  
 【二七】十二支を等。無明・愛・取は自性斷なり、行と有との少分は三斷に通ず、識等の七は唯離縛と不生となり、染法に非ざるが故に。  
 【二八】十は樂と等。十三に三受俱門。文に十とは受と老死とを除ける餘の十なり、次の十一とは前の十に老死を加ふるなり。

（二七）

十一の少分は壞苦に攝めらる、老死の位の中には、多く樂受無し、樂に依つて壞をば立つるが故に、之を説かず。十二の少分は苦苦に攝めらる、一切の支の中には、苦受有るが故に。十二の全分

は行苦に攝めらる、諸の有漏の法は、皆行苦なるが故に。捨受に依つて説かば十一の少分なり、

老死支をば除く、壞苦に説きつるが如し。實の義をもつてせば是の如し、諸の聖教の中には、

彼の相の増せるに隨つて説く所不定なり。

（二六）皆苦諦に攝む、取蘊の性なるが故に、五

は亦集諦に攝めらる、業と煩惱との性なるが故に。

（二五）諸支相望するに、増上は定んで有り、餘

の三縁は有無不定なり。（二七）契經には、定まれるに依つて唯一のみ有りと言けり。（二七）愛を取に望

め、有を生に望めては、因縁の義有り。若し識支は是れ業種ぞと説けるをもつてせば、行を識に望めても亦因縁と作る。餘の支を相望めては、因縁の義無し。

【二六】十一の等。十四に三苦分別門。十一の少分とは、老死を除く十一なり、少分とは十二の中に通じて苦苦と行苦との性あるが故に、今彼を除くを以て一分といふ。

【二六】皆苦諦等。十五に四諦門。五は集諦に攝むとは、五とは行・有の二は業、又無明・愛・取の三は煩惱の性なるが故なり。

【二六】諸支相望等。十六に四縁門。

【二七】契經等。『緣起經』下に唯

一増上縁のみありと云へるは定んで有るに約していふ、されど餘のを遮するには非ず。

【二七】愛を取に等。愛の増せるを取と名く、愛の種が取を生ずるが故に、又識等の五種を轉じて有と名け、所生の現行を生と名く。故に、愛を取に望め、又有を生に望めて、因縁の義有るなり。又『對法』第四に識支は是れ業種ぞと説けるによれば、即ち現行の行支を爲の種の識支に望め、現熏種の因縁の義あり。

【二七三】而も集論に、無明を行に望めて因縁有りと言は、無明の時の業の習氣に依つて説けり。無明と俱なるが故に假つて無明と説けるにして實は是れ行の種なり。【二七四】瑜伽論に、諸支を相望して因縁無しと説けるは、現の愛取と唯業の有とに依つて説けり。

無明を行に望め、愛を取に望め、生を老死に望めては、餘の【二七五】二の縁有り。【二七六】有を生に望め、愛を愛に望めては、等無間は無し、所縁縁は有り。餘の支を相望しては、二つながら俱に有るに非ず。

此が中には、且く隣近せると、順次せると、相難亂せざる實の縁起とに依つて説けり。【二七七】此に異にして相望しては、縁と爲ること不定なり、諸の聰慧の者、理の如く思ふ應し。

【二七七】惑業苦の三に十二を攝むることをいはば、無明と愛と取とは、是れ惑に攝められ、行と有の一分とは、是れ業に攝められ、七と有の一分とは、是れ苦に攝めらる。

【二七八】有る處に、業に全に有を攝むと説けるは、應に知るべし、彼は業の有に依つてのみ説ける

【二七九】二の縁、等無間・所縁縁

【二七九】二の縁、等無間・所縁縁に無明を行に望めて因縁の義ありと説けるは、無明と俱時の思業の種に依つて説けり。實の無明には非ず。

【二八〇】此に異にして等。姑く隔越を云はば、例へば無明は識等の五と有との爲には増上縁たり。愛・取・生・老死の爲には所縁と増上縁となるが如し。餘も準じて知るべし。

【二八一】有る處等・瑜伽第二十地

が故なり。

【一七九】有る處に、識も業に攝めらると説けるは

彼は業種を説いて識支と爲すが故なり。

惑と業とに招かれたるのみを獨り苦と名くる

ことは、唯苦諦のみに攝めたるをもつてなり、

厭を生ぜしめむが爲の故なり。

【一八〇】惑・業・苦は即ち十二支なるに由るが故に、

此い能く生死を相續せしむ。

【一八一】復次に、生死の相續することは、内の因

と縁とに由つてにして、外縁をば待たず、故に

唯識のみ有り。

【一八二】因とは謂く、有漏と無漏との二の業ぞ、正しく生死を感じるが故に、説いて因と爲す。

縁とは謂く、煩惱と所知との二の障ぞ、助けて生死を感じるが故に、説いて縁と爲す。

【一八三】所以は何。

【一八四】生死に二有り。

等。

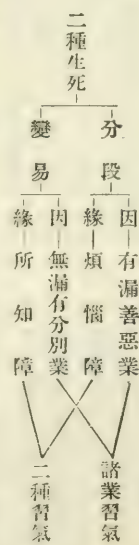
【一七九】有る處等。「對法」第四。

【一八〇】惑・業・苦は等。後に總結。

【一八一】復次に等。第四に第四の

復次。之に三、初に生死相續

の頌を釋す。之にまた三、初に總じて頌を解す。次下の本文の意を取つて次に圖示すべし。文と對照してその意を知るべし。



【一八二】因とは等。次に正しく二死を解す。之に二、初に總舉。

【一八三】所以は等。次に生死の體。二、初に總じて數を答ふ。

【二六五】 一には分段生死、謂く、諸の有漏の善と不善との業が、煩惱障の縁の助くる勢力に由つて感ずる所の三界の麤なる異熟果ぞ。

身と命と短と長とあり、因と縁との力に隨つて、定まれる齊限有るが故に、分段と名く。

【二六六】 二には不思議變易生死、謂く、諸の有分別の業が、所知障の縁の助くる勢力に由つて感ずる所の殊勝の細なる異熟果ぞ。

【二六七】 悲と願との力に由つて、身命を改轉して、定まれる齊限無きが故に、變易と名く。無漏の定願に正しく資感せられて、妙用測り難し、そゑに不思議と名く。

或は意成身と名く、【二六八】 意願に隨つて成せらるるが故なり。

【二六九】 契經に説けるが如し、取を縁と爲し、有漏の業を因となして後有を續くる者の、而も三有に生ずるが如く、是の如く、無明習地を縁と爲し、無漏の業を因となして、有る阿羅漢と獨覺と

【二七〇】 已得自在の菩薩との、三種の意成身を生ずと。

亦は變化身と名く、無漏の定力をもつて、轉じて 本に異ら令むること變化の如くなるが故に。

【二七五】 一には等。次に別して答ふ。之に二、先づ分段。

【二七六】 二には等。次に變易。之に五、初に出體。

【二七七】 悲と願と等。次に名を釋し、並に得人を辨ず。

【二七八】 意願。大悲。

【二八九】 契經等。こは『勝鬘經』の所明なり。無明習地とは五住地中の無明習地即ち所知障のことなり。無漏業とは有分別の後得智なり。

【二九〇】 已得自在。八地以上の菩薩。

【二九二】 本。分段身のこと。



〔二五〕有る論に説けるが如し。聲聞の無學は永に後有を盡せり、云何ぞ能く無上菩提を證するやといふに、變化身に依つて無上覺を證す、業報身には非ずといふ。故に理に違せず。

〔二五〕若し所知障い無漏の業を助けて能く生死を感ずといはば、二乗の定姓は、永に無餘涅槃に入らざる應し。

〔二六〕諸の異生の、煩惱に拘せられたるが如くなるが故に。

〔二五〕如何ぞ、道諦實に能く苦を感ずる。誰か言ふ實に感ずとよ。

爾らずんば如何ぞ。

〔二六〕無漏の定と願との、有漏の業を資けて、所得の果を相續して、長時に展轉して、増勝になら令むるを、假つて説いて感と名く。是の如

〔二五〕有る論。『顯揚』第十六。

〔二六〕若し所知障等。三に諸の妨難を解す。之に四、初に第一問答。問の意に曰く、有學と凡夫との、煩惱障に由つて有漏業を助け、能く生死を感ずれば、便ち永く無餘涅槃に入らざるが如く、一切の二乗も所知障ありて既に能く無漏業を助けて生死を感ずと云はば、即ち汝が云ふ所の二乗の定姓は永く無餘の滅界に入らざるべし、所知障と及び無漏業とありて能く生を感ずるが故にといふ。

〔二六〕諸の異生の等。この文を解するに『述記』には三釋となれり、第一釋は之を以て上の問の答となす、第二釋は此文を上問の文と一連の文として伏計を難する文と解す。第三釋は、やはり上の問の文と一文として一個の間難となす。

し、次の「如何ぞ道諦……」等の問の文と二個の間を連續して擧げ、下に二個の答を擧ぐ、即ち逆次に之を答ふるにして「誰か言ふ……」等とは後の問を答へ、「然も所知障は……」等とは前の問を答ふとなす。

先づ第一釋の、この文は第一問の答と見る解如何といふに、曰く、所知障及び無漏業を具したればとて、専ら自利を求むるの思に拘はされ大菩提に趣かずして無餘に入ることは、猶諸の愚夫無漏種を具すとも煩惱心に拘はされて生死に馳流するが如し。されば唯所知障・無漏業を具足するには由るべからず、意樂によつて生死の因縁となり、又因縁とならざるなり。次に第二釋の伏計を難すとは、伏計に曰く無漏業を以て正しく生死を感ず、正しく生死因となす

く感ずる時には、所知障の、縁と爲つて助くる力に由る、獨り能く感ずるものには非ず。

〔五九〕然も所知障は、解脱をば障へず、能く業を發し生を潤す用無きが故に。

何すれぞ資けて生死の苦を感ずることを用ゐるや。

自ら菩提を證し、他を利樂せむとの故なり。

謂く、不定姓の獨覺と聲聞と及び得自在の大

願の菩薩とは、已に永に煩惱障を斷じ伏せるが

故に、復當の分段身を受く容きこと無し。長時に

菩薩行を修することを廢せむかと恐れて、遂

に無漏の勝れたる定と願との力を以て、延壽の

法の如く、現身の因を資けて、彼を長時に與果

して絶えざら令む。數數是の如く定と願とをも

つて資助すること、乃し無上菩提を證得するに

なりといふ。この計を難する意に曰く、若し爾らば二乗の定姓は永に無餘に入るべからず、實の生死縁たる所知障、

正しく生死を感ずる無漏業を具足するが故にこの因縁あるを以て、實に生死を感ずべし。異生が煩惱と有漏業とを具するが故に彼に拘はされて生死に沈み、涅槃に趣かざるが如し。第三釋の前の問と一文として問ふ意なりとは、所知障が無漏業を助けて生死を招かば、二乘定姓は無餘に入るべからず、異生、煩惱と有漏業とを具するが故に涅槃を得ざるが如し、二乘定姓も所知障と無漏業とを具するが故にとの意なり。而して因みにこの間に對する答即ち次下の

「然も所知障は：：」等の意を解すれば、所知障は煩惱の如く正しく發業潤生の用無け

れば涅槃を障へず、されば異生の如く二乗の定姓を難すべからずとなり。

【五九】如何ぞ等の次に第二問答。こは前に無漏を正因となして感ずと云ふが故にこの問をなす。

【六〇】無漏の等。第四禪の無漏の勝定によつて、有漏業を資け、所得の果を相續して新生し、長時に絶たず、展轉増勝ならしむ、實には有漏業が感ずるにして、但無漏の資力勝れたるによるが故に、假つて感の名を得、無漏業實によく苦を感ずるには非ず、この無漏業かくの如く感ずる時には、所知障を縁とし、この無漏を助くる力による、無漏業獨り能く果を感ずるには非ず。明けし所知障は煩惱には同じからざるなり。

【六一】然も等。こは上述の如く、

いた  
至るまでなり。

(二九) 彼復何ぞ所知障をもつて助くることを須

る。

既に圓かに無相と大悲とを證せざるるときには  
菩提と有情と實に有りと執せずしては、猛利の  
悲と願とを發起すべきに由無し。

又所知障は大菩提を障ふ、永に斷除せむが爲に、身を留めて久しく住せしむ。

又所知障をば有漏の依と爲す、此の障若し無くんば、彼も定んで有るに非ずなんぬ。故に身の住するに於て大に助くる力有り。

若し留むる所の身の、有漏の定願に資助せらるるをば、分段身に攝む、二乗と異生との所知の境なるが故に。無漏の定願に資助せらるるをば、變易身に攝む、彼の境に非ざるが故に。

此に由つて應に知るべし、變易生死は性是れ有漏なり、異熟果に攝めらる、無漏の業に於ては、是れ増上果なり。

有る聖教の中に、説いて無漏と爲し、三界を出でたりといふは、助因に隨つて説けり。

頌の中に言ふ所の諸業習氣といふは、即ち前に説く所の二の業の種子ぞ、二取習氣といふは、

第三釋に准せば之をその答の  
文と見るべきなり。

【一九】何ぞ等。次に第三問答。

【一九】彼復等。次に第四問答。

【二〇】若し留むる等。こは變易

に五段ある中の第四の二死の

別を辨す。

【二二】此に由つて等。次に總じ

て結して違を會す。

【二〇二】有る聖教。『十地經』を指

す。助因とは無漏の助因な

り。

【二〇三】頌の中に等。後に本頌の

文を釋す。之に二、初に正

解。

即ち前に説く所の二障の種子ぞ、俱に執著するが故に。俱等の餘の文は、義いい前に釋するが如し。

【二〇四】變易生死は、分段の、前後の異熟別に盡きて別に生ずるがごとくなること無しと雖、而も數數

資助するをもつて、前後改轉す。亦前の盡きて餘い復生する義有り。

亦現に由つても生死相續すといへども、而も種い定んで有り、頌に偏に之を説けり。

或は、眞異熟の因と果とは、皆本識に離れずといふことを顯示せむが爲に、故現をば説かず。現の異熟因は、即ち與果するものにはあらず。

【二〇五】前後改轉す。是れ即ち資くる所の業力未だ盡きざるを以て、増勝ならしめむが爲に、前の惡なるものを改去して、轉じて後の勝れたるものを生ずるなり。

【二〇六】而も等。現行は多く間斷する故頌には説かず。

【二〇七】眞異熟の等。眞異熟の因とは業種を指し、果とは本識を指す。

【二〇八】前中等。次に因に淨法の相續するが故に。

【二〇九】前中等。次に因に淨法の相續するが故に。

【二一〇】前後中に生死に輪廻することとは、外縁をば待たず、既に内識に由るといひぬ。

淨法の相續することも、應に知るべし亦然なり。謂く、無始より來、本識に依附して有らゆる無漏の種い、轉識等の數數熏發するに由つて、漸漸に増勝になる、乃至究竟じて佛と成ることを得る時

【二一〇】前後中に生死に輪廻することとは、外縁をば待たず、既に内識に由るといひぬ。

淨法の相續することも、應に知るべし亦然なり。謂く、無始より來、本識に依附して有らゆる無漏の種い、轉識等の數數熏發するに由つて、漸漸に増勝になる、乃至究竟じて佛と成ることを得る時

【二一〇】前後中に生死に輪廻することとは、外縁をば待たず、既に内識に由るといひぬ。

には、本来の雑染の識種を轉捨し、始起の清淨の種識を轉得して、一切の功德の種子を任持す、本願の力に由つて未來際を盡して、諸の妙用を起しつづ、相續して窮まるること無し。

【三〇】此に由つて應に知るべし、唯内識のみ有りといふことを。

【三一】若し唯識のみ有りといはば、何が故ぞ、世

尊處處の經の中に、三性有りと言きたまへる。

應に知るべし、三性も亦識に離れず。

所以は何

【三二】頌に曰く、

由彼彼遍計

遍計種種物

此遍計所執

自性無所有

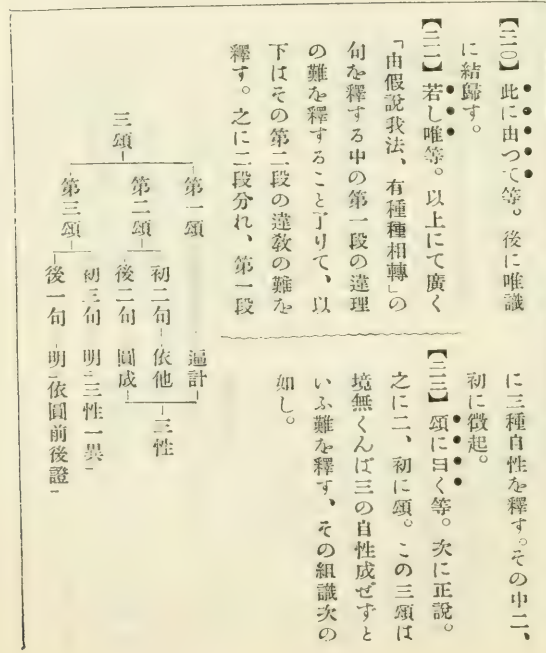
依他起自性

分別緣所生

圓成實於彼

【三〇】此に由つて等。後に唯識に三種自性を釋す。その中二、初に微起。

【三一】若し唯等。以上にて廣く「由假說我法、有種種相轉」の句を釋する中の第一段の道理の難を釋すること了りて、以下はその第二段の違教の難を釋す。之に二段分れ、第一段



常遠離前性

常に前のを遠離せる性なり。

故此與依他

故に此は依他と、

非異非不異

異にも非不異にも非不、

如無常等性

無常等の性の如し。

非不見此彼

此を見ずして彼をみるものには非不。

論に曰く、周遍して計度するが故に、遍計

と名け、品類衆多なれば、説いて彼彼と爲す。謂く、能遍計の虚妄分別ぞ。

即ち彼彼の虚妄分別に由つて、種種の所遍計の物を遍計す。謂く、妄執する所の蘊處界等の

若くは法若くは我がの自性と差別とぞ。

此の妄執する所の自性と差別とを、總じて遍計所執自性と名く。

是の如き自性は、都て所有無し、理と教とをもつて推徴するに、得可からざるが故に。

【三】論に曰く等。次に長行。

之に二、初に頌文を解す。之にまた二、初に別して頌を解す。之にまた三、初に三性。之にまた二、初に遍計及び依他。之にまた二、初に遍計、その中初に難陀等。抑もこの遍計所執を解するに就いて、安慧・護法は、次の如く、能遍計・所遍計及び遍計所執の三重を立て、難陀は所遍計

即遍計所執と云ひて、唯能遍計・所遍計の二重となす。即ち難陀はこの頌の第一句は能遍計を明し、後の三句は所遍計を明せるものなりといふ。尤もこれには異説ありて、光胤の『開書』高範の一訓讀記、『口傳鈔』等にては難陀も亦安慧・護法と同じく三重遍計を立てるなりといふ。

【三四】或は、初の句は、能遍計の識を顯し、第

二の句は、所遍計の境を示し、後の半は、方に

遍計所執の若くは我若くは法の自性有に非ずと

いふことを申ふ、【三五】已に廣く彼が不可得なる

ことを顯してしが故に。

【三六】初に能遍計の自性云何ぞ。

【三七】有義は、八識と及び諸の心所との有漏に

攝めらるる者は、皆能遍計なり、【三八】虛妄分別を

もつて自性と爲るが故に、【三九】皆所取能取に似

て現すといふが故に、【四〇】阿鞞耶は、遍計所執自

性の妄執の種を以て所縁と爲すと説けるが故に

といふ。

【四一】有義は、第六と第七との心品の、我法と

執する者い、是れ能遍計なり、【四二】唯意識のみ

を能遍計と説くが故に、意と及び意識とを意識

【三四】或は初の等。次に第二師。

これ安慧・護法の説にして、

上述の如く三重遍計を立つる

なり。曰く、頌の第一句は能

遍計の識を明し、第二句は所

遍計なる境を示し、後の二句

は正しく遍計所執の實我實法

の體性都無なることを述ぶる

ものとす。

【三五】已に廣く。本論第七を指

す。

【三六】初に等。次に初の頌を廣

くし、及び依他を解す。之に

四、初に第一句を廣くす。之

に二、初に遍計の言を廣く

す。之にまた二、初に問。

【三七】有義は等。次に答。之に

二、初に安慧等。安慧はかく

有漏の八識三性に通じて皆執

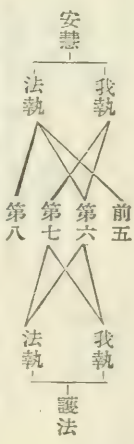
あり、故に皆これ能遍計なり

とし、護法は前五・第八は執

無く、従つて能遍計は唯第六

第七のみなりといふ。之を圖

示せば次の如し。



尙「義演」には、安慧の意に依りて遍計に四句分別をなせ

「遍而非レ計」——無漏識

「計而非レ遍」——第八・第七・前五識

「亦遍亦計」——第六識

「非レ遍非レ計」——無

り。後の護法の所明と對照してその相違を知るべし。

と名くるが故に、(三三)計度分別するいい能遍計なるが故に、(三四)我法と執するは必ず是れ慧なるが故に、二執必ず無明と俱なるが故に、無明に善性有りと説かざるが故に、癡と無癡との等きは、相應せざるが故に、執有つて空智を導くといふことをば、見ざるが故に、有と執ずると無と違すると、俱起せざるが故に、曾て執有るものいい、能熏に非ざることば、無きが故に。

(三五)有漏の心等は實を證せざるが故に、一切皆虛妄分別と名く。

所取能取の相に似て現すと雖、而も一切能遍計に攝むるものには非ず、(三六)勿、無漏心にも亦執有るが故に、如來の後得にも執有る應きが故に、(三七)經に、佛智には身と土との等き種種の影

【二八】虛妄分別等。こは十卷楞伽二・辨中邊論上の説。

【二九】皆所取等。こは攝論及び辨中邊論の説。

【三〇】阿頼耶は等。こは瑜伽

遍而非計——無漏諸識及有漏善識

計而非遍——有漏第七識

亦遍亦計——有漏染汙第六識

非遍非計——有漏前五及第八識

されば第六識は正しく遍計の義あり、第七識は計にして遍に非ざれど、亦遍計の類なれば、即ち六七二識を以て能遍計なりとせり。

【三一】唯意識等。『攝論』の説。

【三二】計度分別等。前五・第八には計度分別なければ能遍計には非ず。

【三三】我法と等。前五・第八は慧と俱なるに非ず。

【三五】有漏の等。楞伽・中邊の文を會す。

五十一及び顯揚等の説。  
【三三】有義は等。次に護法等『述記』九本には護法の意に依りて遍計に四句分別をなせり。曰く、

【三六】勿等。一切菩薩と二乗との後得無漏も二取の相あるを以て、皆執あることとなるべし、豈何ぞ然らむや。

【三七】經に等。もし佛の後得智に二相無しと云はば、佛地經の所説に違す。即ちかの經により相分あることを證すべく、若し緣の用……等の文により見分あることを證すべし、何ぞ二相無しと云ふや。



像を現すること鏡等の如しと説けるが故に。若し縁の用無くんば、應に智等に非ざるべし。

(三六) 藏識は遍計種を縁すと説けりと雖、而も 唯とは説かざるが故に、誠證に非ず。

斯の理趣に由つて、唯第六と第七との心品のみに能遍計有り。

(三〇) 識品は二なりと雖、而も二と三と四と五と六と七と八と九と十との等き遍計不同なること有り、

故に彼彼といへり。

(三一) 次の所遍計の自性云何ぞ。

攝大乘に、是れ依他起のみと説けり、遍計の心等が所縁縁なるが故に。

圓成實性は寧んぞ彼が境に非ざる。

眞は妄執の所縁の境に非ざるが故に、展轉に

依つて説かば、亦所遍計なり。遍計所執は是れ

彼が境なりと雖、而も所縁縁に非ざるが故に、

所遍計に非ず。

(三二) 遍計所執といふ其の相云何ぞ、依他起と復

何の別か有る。

(三三) 有義は、三界の心及び心所い、無始よ

【三六】藏識は等。こは『瑜伽』五十一の文を會す。

【三五】唯等。第八は唯遍計の種子のみを縁すと云はず。

【三〇】識品は等。次に彼彼の言を廣くす。二と三と等とは、

二とは、自性分別・差別分別三とは我・法・用又は自性・隨念計度等を指す。乃至その他は『攝論』『顯揚』等に説けり。

今は省略すべし。【三一】次の等。次に第二句を廣くす。

【三三】遍計所執等。次に第三・第四句を廣くし、並に第二頌の第一句を解す。之に二、初に問。

【三二】有義は等。次に答。之に二、初に安慧等。この義によれば、體一の自體分より能取。

このかたこまう、熏習せしに由つて、各々體一なりと  
り來虛妄に熏習せしに由つて、各々體一なりと  
いへども、而も二に似て生ぜり、謂く、見相分ぞ、  
即ち能所取なり。是の如き二分は、情には有つ  
て理には無し、此の相を説いて遍計取執と爲せ  
り。

二が所依の體は、實に縁に託して生ず、此の  
性の無に非ざるを依他起と名く、虛妄分別の縁  
に生ぜらるるが故に。

云何ぞ然なりといふことを知る。

諸の聖教に、虛妄分別は是れ依他起なり、二取をば名けて、遍計所執と爲すと説けるをもつてな  
り。

【三三〇】有義は、一切の心及び心所の、熏習の力に由つて變せる所の二分も縁より生ずるが故に、亦依  
他起なり、遍計とは、斯に依つて妄に、定んで實に有なり無なり一なり異なり俱なり不俱なり等と執  
する此の二を方に遍計所執と名く。

【三三一】諸の聖教に、唯量と唯二と種種とを説いて、皆依他起と名けたるが故に。

所取に以て現ぜる見相二分を  
直に遍計所執となす、彼は即  
ち一家なるを以て、自體分  
の一のみ依他の有體法にし  
て、見相二分は遍計所執の無  
體法なりとし、之を總無と云  
ひ、而して之を依として起す  
我法を別無といふ。

り、その二分の上に我法と執  
する妄情に當つて現はるる實  
我・實法の相を遍計所執とい  
ふ。その安慧との解釋の相違  
を知るべし。

【三三二】諸の聖教に等。『攝論』第  
四の説なり。唯量とは唯識の  
こと、唯二とは見相二分、種  
種とは種種の行相あつて生起  
するが故なり。

【三六】又相等の四の法と十一識との等きをば、論に皆説いて、依他起に攝むと爲せるが故に。

爾らずんば、無漏の後得智品の二分をも遍計所執と名く應し。許さば、應に聖の智は、(三七)彼を縁して生ぜざるべし。彼を縁する智品も道諦に非ざる應し。許さずば應に知るべし有漏も亦爾るべし。

又若し二分は是れ遍計所執ぞといはば、應に兎角等の如く、所縁縁に非ざるべし、遍計所執は體有に非ざるが故に。

又二分は種を重成せざる應し、後の識等の生ぜむときには、二分無かる應し。

又諸の習氣をば、是れ相分に攝む、豈有に非ざる法いい、能く因縁と作らむや。

若し縁所生の内の相見分は、依他起に非ずといはば、二が所依の體も例するに亦然る應し、異なる因無きが故に。

斯の理趣に出つて、衆縁に生ぜられたる心心所の體と及び相見分とは、有漏にまれ無漏にまれ、皆依他起なり。

【三六】又相等の等。相等の四とは、五法(相・名・分別・正智・如如)中の前四なり。十一識とは、一に身識(眼等の五根)二に身者識(五識所依の意界)三に受者識(第六識所依の意界)四に彼所受識(色等の六塵)五に彼能受識(六識界)六に世識(三時に似る影の現す)・七に數識(一等の算に似る)・八に處(村等に似て現す)・九に言說識(見聞等の言說に似る相の現す)・十に自他別識(我我所執を起す)十一に善惡趣生死識(五趣等に似る相の現す)之なり。この十一識の中、身・所受・處・言說・生死識との五を合して依他起となす、故に相分も亦依他なり。

【三七】彼。自の依他の相分。

他の衆縁に依つて、而も起ることを得るか故

に。

【三八】頤に言ふ分別縁所生とは、應に知るべし、

且く染分の依他のみを説じり、淨分の依他は、

亦圓成にもあるが故に。

或は諸の染と淨との心心所法を皆分別と名

く、能く縁慮するが故に。是れ則ち、一切の染

淨の依他をば、皆是れ此が中の依他起に攝む。

【三九】二空に顯されて、圓滿し、成就し、諸法

の實性たるを圓成實と名く。【四〇】此が遍せり。常

なり、體虛謬に非ずといふことを顯す。自と共

との相と虚空と我との等きを簡ぶ。

無漏の有爲は、倒を離れたり、究竟せり、勝

用周遍せるをもつて、亦此の名を得、然れども

今の頤の中には、初のを説いて、【四一】後には非

【三六】頤にいふ等。次に第二頤の第二句を解す。本頤に分別

といふを上句に屬すると、縁所生に屬するとの二義あり、

若し上の句に屬するときは、本調の如く、依他起の自性の

分別は、縁に生ぜざることを調み、縁所生に屬する時は註調

の如く、依他起の自性は、分別の縁に生ぜらる」と調む。

前者ならば、分別といふは雜染の諸法のこと、後者ならば、染分依他の因縁のこと。

【三九】二空に等。次に圓成實を解す。

【四〇】此が遍せり等。遍とは自相を簡ぶ。諸法の自相は法體

に局るが故に餘に通ぜざるを以てなり、もし餘に通ぜば、自相に非ず、唯眞如のみ諸法に通ず。常とは共相を簡ぶ、諸法の無常と空と無我との如き

は、諸法に通ぜりと雖體實有に非ず、曰く諸法の上には體なく用無きを以て空・無我と名く、實の體ありて諸法に貫通するものには非ず、唯觀心のみありて共相の體あるなし、されば彼の體性これ常なる法と説くべからず。故に眞如を常と云つて彼の共相を簡ぶ。又虛謬にあらずとは虚空と我と等を簡ぶ。小乘・外道等虚空と我とも亦體これ常なり、能く諸法に通ぜりと説く、されど彼は虚謬にして法の實性に非ず、故に非虚の言は虚空を簡び、非謬の言は我等を簡ぶ。

【四一】後には非ず。淨分の依他、即ち無漏の有爲は、一には所證に非ず、二には法性に非ざるが故に、本頤の中の圓成の中に攝せず。

す。

此は即ち、彼の依他起の上に、常に前の遍計所執を遠離して、二空に顯さるる眞如をもつて性と爲す。

於彼の言を説けることは、圓成實は、依他起と、即にもあらず離にもあらずといふことを顯さむとなり。

常遠離の言は、妄所執の能所取の性は理い恆に有に非ずといふことを顯す。前の言は、義い依他をば空せずといふことを顯す。性といふは

二空は圓成實に非ずといふことを顯す。眞如の、有を離れ無を離れたる性なるが故に。

(二四) 前の理に由るが故に、此の圓成實は、彼の依他起と、異にも非ず不異にも非ず。異ならば、應に眞如は彼が實性に非ざるべし、異ならずば、此の性は應に是れ無常なるべし、彼此俱に淨非淨の境になんぬ應し、則ち本と後との智の用別なること無かる應し。

云ぞ二性い異にも非ず一にも非ざる。

(二四) 彼の無常と無我との等き性の如し、無常等の性と行等の法と異ならずば、彼の法は無常等に非ざ

【二四】性といふは等。眞如は是れ空が性なり、眞如即空には非ず、空を所由として眞如正に顯るるが故に。

【二五】前の理等。次に三性の異、不異の相を辨す。

【二六】彼の無常等。依・圓非一非異なることは、色等の法と無常・無我等の共相と一異に非ざるが如し。何となれば、抑も無常等といふは、色等の法の上の無常なれば、この二者別異には非ず、別異なられど、色等に自相にして、無常等は共相なるが故に全く二者一に非ず、故に非一非異の關係にあり依・圓の二者亦然り。

る應し、異ならずば、此は彼が共相に非ざる應し。

斯の喩に由つて顯す、此の圓成實は、彼の依他と、一にも非ず異にも非ず、(二四)法と法の性とは、理

い必す然る應し、勝義と世俗とは相對して有るが故に。

(二四六)此の圓成實を證見せずして、而も能く彼の依他起性を見るものには

非ず。

未だ遍計所執性の空なることに達せざるときには、實の如く依他の有を

知らざるが故に。無分別智い眞如を證し已つて、後得智の中に、方に能

く依他起性は幻事等の如しと了達す。

無始より來、心心所法い已に能く自の相見分の等きを緣すと雖、而も

我法の執い恆に俱に行ずるが故に、實の如く衆緣に引かれて、自の心

所の虚妄に變現せることを知らず。

(二四七)猶幻事と陽焰と夢境と鏡像と光影と谷響と水月と變化との所成の如

きぞ、有に非ざれども有に似れり。

是の如き義に依るが故に、(二四八)或る頌に言く、

眞如を見ずして、而も能く諸行は、

法と法の性とは、理

【二四】法と法の性。法とは依他法の性とは圓成。

【二四六】此の等。次に證見の前後を辨す、この長行によつて知る、本頌の中の一の見の言は、その義二性に通することゝ。

即ち一の見の言を以て互にその意を顯せり。

【二四七】猶幻事等。こは依他は眞實の有に非ずといふことを顯

さむとして喩を擧げて以て成す。

【二四八】或る頌。『厚嚴經』の頌。

皆幻事等の如く、有なりと雖も眞に非ずと了するものには非ず。

(四九)此が中の意の説かく、三種の自性には、皆心心所法を遠離せず。

謂く、心心所及び所變現とは、衆縁より生ずるが故に、幻事等の如く、有に非ざれども有に似て

愚夫を誑惑す、一切皆依他起性と名く。愚夫いい此が於に、横に、我と法といいい有なり無なり一なり

異なり俱なり不俱なりとの等く執す、空華等の如く、性も相も都て無し。

一切皆遍計所執と名く。依他起の上に、彼の妄執する所の我と法とは俱に

空なり、此の空に顯さるる識等が眞性を圓成實と名く。

是の故に、此の三は心等に離れず。

(五〇)虚空と擇滅と非擇滅との等きをば、何の性にか攝むるや。

三つながらに皆攝む容し。心等が變じて虚空等に似る相は、心に隨つて

生ずるが故に、依他起に攝む。愚夫の、中に於て妄に實有と執するをば、此

れ即ち遍計所執性に攝む。若し眞如の於に假つて施設して有らゆる虚空等の義をば、圓成實に攝む。

有漏の心等をば、定んで依他に屬す。無漏の心等をば、二性に攝む容し、衆縁より生ずるが故には

依他に攝屬し、顛倒無きが故には、圓成實に攝む。

(五一)是の如き三性と七眞如と、云何が相攝する。

【四九】此が中等。次に總じて三  
頭の意を解す。

【五〇】虚空と等。以下は長行に  
二段ある中の第二の諸門分別  
にして、之に二、初に十一門  
を以て釋す。之に十一、一に  
六無爲との相攝。

【五一】是の如き等。二に七眞如  
との相攝。

【三五】七眞如とは、一には流轉眞如、謂く、有爲法の流轉の實性ぞ。二には實相眞如、謂く、二無我

に顯さるる實性ぞ。三には唯識眞如、謂く、染

淨の法の唯識の實性ぞ。四には安立眞如、謂く、

苦の實性ぞ。五には邪行眞如、謂く、集の實性

ぞ。六には清淨眞如、謂く、滅の實性ぞ。七に

は正行眞如、謂く、道の實性ぞ。

此の七の實性をば、圓成實に攝む、二無我と

後得との二智の境なるが故に。相に隨つて攝す

れば、流轉と苦と集との三をば前の二性に攝む、

妄執と雜染との故に。餘の四をば皆圓成實に攝

む。

【二四】三性と六法と相攝すること云何ぞ。

彼の六法の中には皆三性を具す、色と受と想

と行と識と及び無爲とに、皆妄執と縁生と理と

有るが故に。

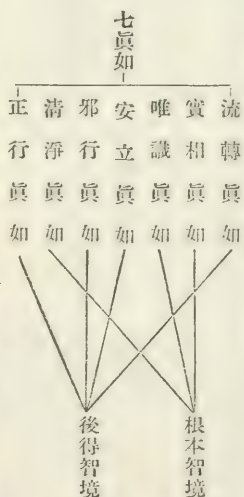
【二五】七眞如。こは能詮に從つ

て義の別なるを以て七と説く

眞如の體は差別して談すべき

【二五】根本と等。左圖の如し。

に非ず、所謂廢詮談旨なればなり。



但しこは増上なるに約しての所談にして、もし眞如の體を談せば七即一眞如なり、皆根本智の境ならざるはなし、又詮に約して論ぜば七乍ら皆後得智の境なり。

【二四】三性と等。三に六法との相攝。六法は、瑜伽第三にも説く。即ち色・受・想・行・識。

無爲之なり。この六法並に妄を執する所は皆遍計所執なり、無爲をも所執と云ふとは展轉の義あるを以てなり。又此六法皆縁生なるが故に依他起に攝す、そは無爲も亦心の縁變なるが故なり。圓成は知るべし。文に妄執等とは次で



【二五】三性と五事と相攝すること云何ぞ。

諸の聖教に相攝するを説くこと不定なり。

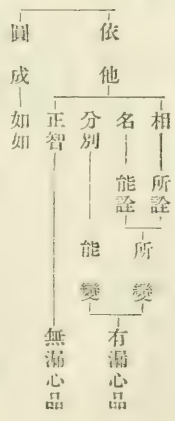
謂く、或は有る處には、依他起には、彼の相と名と分別と正智とを攝め、圓成實性には、彼の眞如を攝め、遍計所執には、五事を攝めずと説けり。

彼の説は、有漏の心心所法の、變じて所詮に似たるをば、説いて名けて相と爲し、能詮に似て現するをば施設して名と爲し、能變の心等をば、立てて分別と爲し、無漏の心等は、戲論を離れたるが故に、但總じて正智と名け、能所詮とは説かず、四は縁に従つて生ずるをもつて、皆依他に攝むといはむとぞ。

或は復有る處には、依他起には、相と分別とを攝め、遍計所執には、唯彼の名のみを攝め、正智と眞如とをば、圓成實に攝むと説けり。彼の

【二五】三性と等。四に五事との相攝。之に二、初に第一の五事との相攝。

【二五六】謂く等。こは『瑜伽』七十



【二五七】或ば復等。こは『辯中邊論』第二の説、本文の意を圖



正智と眞如とをば、圓成實に攝むと説けり。彼の

説は、有漏の心及び心所の相分をば相と名け、(三)妄餘をば分別と名く。遍計所執は都て體無きが故に。有に非ずといふことを顯さむが爲に、假つて説いて名と爲す。二は無倒なるが故に、圓成實に攝むといはむとぞ。

【三五】或有る處に説かく、依他起性には、唯分別を攝め、遍計所執には、彼の相と名とを攝め、正智と眞如とをば、圓成實に攝むといふ。

彼の説は、有漏の心及び心所の相見分の等きをば、總じて分別と名く、虛妄分別をもつて自性と爲るが故に。遍計所執の能詮と所詮とをば、情に隨つて立てて、名と相との二の事と爲すといはむとぞ。

【三六】復或る處に説かく、名をば依他起性に屬し、義をば遍計所執に屬すといふ。彼の説は、有漏の心心所法の相見分の等きは、名の勢力に由つて所遍計と成るが故に、説いて名と爲す。遍計所執は、名に隨つて横に計せるをもつて、體實は有に非ず。假つて義といふ名を立つといはむとぞ。

【五六】餘。見・自證・證自證の三分。

【五九】或は等。こは「十卷楞伽」

```

    graph TD
      A[五事] --- B[相]
      A --- C[名]
      A --- D[分別]
      A --- E[正智]
      A --- F[如如]
      B --- G[遍計]
      C --- G
      D --- H[依他]
      E --- I[圓成]
      F --- I
      G --- J[依他]
      H --- J
      I --- K[圓成]
      J --- L[三性]
      K --- L
  
```

【六〇】能詮と所詮。能詮は名、所詮は相。

【六一】復或る。こは「世親攝論」

第五の説なり。之にては名は依他、相・分別(この二を義といふ)を遍計に攝すといふ。

七・四卷楞伽・四等の説なり。本文の意を圖示せば左の如し。

(三三) 諸の聖教の中に説く所の五事は、文は異なること有りと雖、而も義は違ふこと無し、然も初の所説いい相雜亂せず、瑜伽論に廣く説けるが如し、應に知るべし。

【二三】又聖教の中に五の相有りと説く、此と三性と相攝すること云何ぞ。

所詮と能詮とは、各、三性を具す。謂く、妄所計をば、初の性に屬して攝め、相と名と分別とをば、其の所應に隨つて、所詮にもあれ能詮にもあれ、依他起に屬し、眞如と正智とをば、其の所應に隨つて、所詮にもあれ能詮にもあれ、圓成實に屬す、後得い變じて能詮の相に似るが故に。

【二四】二。能詮・所詮。事との相攝。こは「顯揚」等の説なり。五相とは能詮・所詮・相屬・執著・不執著の五相なり。今本文の所明を圖示せば左の如し。

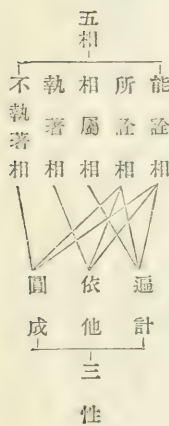
【二五】又聖教等。次に第二の五。【二六】又聖教等。次に第二の五。【二七】又聖教等。次に第二の五。

【二八】又聖教等。次に第二の五。【二九】又聖教等。次に第二の五。

【三〇】又聖教等。次に第二の五。【三一】又聖教等。次に第二の五。

【三二】又聖教等。次に第二の五。【三三】又聖教等。次に第二の五。

【三四】又聖教等。次に第二の五。【三五】又聖教等。次に第二の五。



成の眞實をば、依他に攝む。三の事に攝めらるといふが故に。二障の淨智所行の眞實をば、圓成實に攝む、二の事に攝めらるといふが故に。

辯中邊論に説かく、初の眞實をば、唯初の性に攝むといふ、共に執する所なるが故に。第二の眞實をば、通じて三性に屬すといふ、理は執と無執と雜染と清淨とに通ずるが故に。後の二の眞實をば、唯第三のみに屬すといふ。

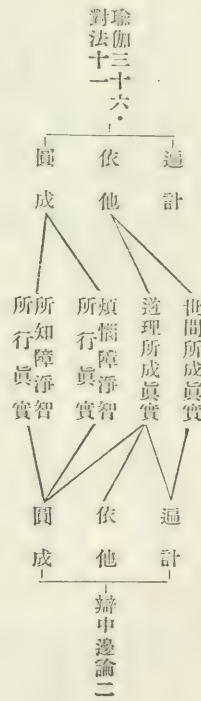
二性と四諦と相攝すること云何。

四が中の一一に皆三性を具す。

且く苦諦の中、無常等の四には、各、三性有り。

無常の三とは、一には無性無常、性常に無なるが故に。二には起盡無常、生滅有るが故に。

三には垢淨無常、位轉變するが故に。



【二六六】三の事。相・名・分別。

【二六七】二の事。正智・眞如。

【二六八】三性と等。六に四諦との

相攝。本文の所明を左に圖示す、宜しく對照して知るべきなり。

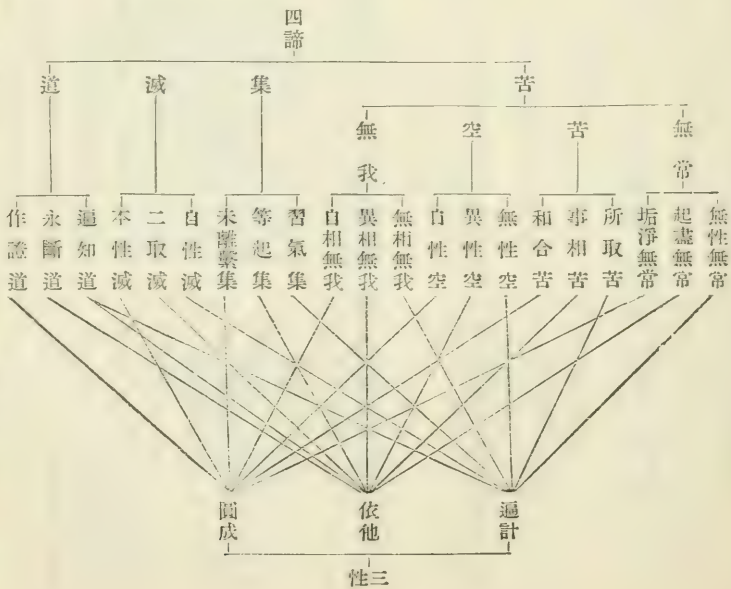
苦に三有りとすは、一には所取苦、我法二執が所依として取らるるが故に。二には事相苦、三苦の相なるが故に。三には和合苦、苦相と合するが故に。

空に三有りとすは、一には無性空、性有に非ざるが故に。二には異性空、妄所執の自性と異なるが故に。三には自性空、二空に顯さるるをもつて自性と爲るが故に。

無我の三とは、一には無相無我、我が相い無なるが故に。二には異相無我、妄所執の我が相と異なるが故に。三には自相無我、無我に顯さるるをもつて自相と爲るが故に。

【二六九】集諦の三とは、一には習氣集、謂く、遍計所執自性の執が習氣ぞ、彼を執する習氣なれば假つて彼の名を立てたり。二には等起集、謂く、

【二七〇】集諦の等。何によつてか



苦諦の四行には各々三ありて

業と煩惱とぞ。三には未離繫集、謂く、未だ障を離せざる眞如ぞ。

滅諦の三とは、一には自性滅、自性不生なるが故に。二には二取滅、謂く擇滅ぞ、二取生ぜざるが故に。三には本性滅、謂く眞如なるが故に。

道諦の三とは、一には遍知道、能く遍計所執を知るが故に。二には永斷道、能く依他起を斷するが故に。三には作證道、能く圓成實を證するが故に。然も遍知道は、亦後の二にも通ず。

七の三を三性に次での如く配して釋す。今此が中に配する所の三性は、或は假或は實なり、理の如く應に知るべし。

三解脱門の所行の境界と此の三性と相攝すること云何ぞ。

理實をもつていはば皆通ず。相に隨つていはば各一なり。空と無願と相と、次での如く應に知るべし。

此を緣じて復三の無生忍を生ず、一には本性無生忍、二には自然無生忍、三には惑苦無生忍なり、

集諦以下の三諦には總じて三ありといふやといふに、苦諦

除くに非ず、故に三に分たざるなり。

の諸行は義諦に通ず、故に三を分つ、行相寛きが故に、餘諦の下の行相は局るが故に總じて三とするなり。『辯

【三七】七の三。苦諦の下に四種の三あると、餘の三諦の下に各三あるとを以て七種の三となす。

中邊論』に苦諦の四行は四倒を除くと云へり、故に苦の行を各三に分つ、餘は四倒を

【三七】三解脱門等。七に三解脱との相攝。三解脱とは空・無願・無相の三解脱なり。

次での如く此の三は是れ彼が境なるが故に。

【三七】此の三に云何が彼の二諦を攝むるや。

應に知るべし、世俗は此の三種を具す、勝義

は唯是れ圓成實性のみなり。

【三七】世俗に三有り、一には假世俗、二には行世

俗、三には顯了世俗なり、次での如く應に知る

べし、即ち此の三性なり。

勝義に三有り。一には義勝義、謂く眞如ぞ、

勝が義なるが故に。二には得勝義、謂く涅槃ぞ

勝即ち義なるが故に。三には行勝義、謂く

聖道ぞ、勝をもつて義と爲るが故に。【三五】無變な

り、無倒なり、其の所應に隨つて、故皆圓成實

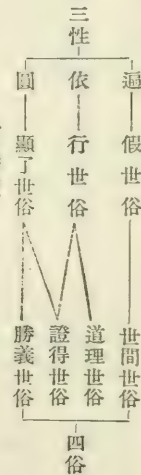
性に攝在す。

【三五】是の如き三性は、何れの智の所行ぞ。

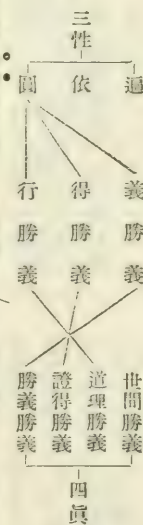
遍計所執は、都て智の所行に非ず、自體無きを以て、

【三七】此の三等、八に眞俗との相攝。

【三世俗】



【三勝義】



【三五】無變等。前の二は無變なり生滅せざるが故に。第三の行勝義は無倒なり。

【三五】是の如き等。九に凡聖智の境を述ぶ。

【三六】所緣縁等。凡そ所緣縁には所慮・所託の二義あり。所

【三七】世俗に等。本文の意を圖示せば次の如し。

慮の義ありとも所託の義無くんば所緣縁を成ぜず、而して所執は所託の義を具せず、故に所緣縁を成ぜず、二義共に之を具せずといふには非ざるなり。

所緣縁に非ざるが故に。愚夫は有と執じ、

聖者は無と達するをもつて、亦説いて凡聖智の境と爲すことを得。依他起性は、二智の所行なり。圓成實性は、唯聖智の境のみなり。

(三七) 此の三性の中には、幾か假幾か實なる。

遍計所執は、妄に安立せるが故には、説いて假と爲す可し、體相無きが故には、假にも非す實にも非す。依他起性には、實も有り假も有り、二六の聚集と相續と分位との性なるが故に、説いて實有と爲し、心と心所と色とは縁より生ずるが故に。説いて實有と爲す。若し實法無くば、假法も亦無かるべし、假をば實の因に依つて施設するが故に、圓成實性は、唯是れ實有のみなり、他の縁に依つて施設せざるが故に。

(三八) 此の三は、異とやせむ、異にあらすとやせむ。

應に説くべし俱に非なりと、(三九) 別體無きが故に、妄執と縁起と眞義と別なるが故に。

(四〇) 是の如き三性は、義類無邊なり、繁文を厭はむかと恐れて、略して綱要を示しつ。

【三七】此の三性等。十に假實分別。

【三八】聚集等。聚集假・相續假・分位假の三あり。聚集假とは瓶盆等の如し、是れ多くの分子聚集して成れるものなればしか名く。相續假とは過去・未來等の世、唯因果あるが如し、これ相續する性は、多法多時の上に一假法を立つ。分位假とは不相應の如きなり、一法の上に假つて立つるなり。

【三九】此の三等。十一に異不異を對辨す。

【四〇】別體等。遍計は依他に依つて有り、圓成は依他が實性なり。故に三性異りと説くべからず。

【六一】是の如き等。後に總じて結して指例す。



# 卷の第九

【二】若し三性有りといはば、如何が世尊、一切の法は皆自性無しと説きたまへる。

頌に曰く、

即依此三性 即

ち此の三性に依

つて、

立彼三無性 彼

の三無性を立つ

故佛密意説 故

に佛密意をもつ

て、

一切法無性

初即相無性

一切の法は性無しと説き、

初のには即ち相無性をいひ、

【一】若し等。違教の難を釋す

るに二大段ありて、その中第一

一段の三種自性を明すこと上

に終りて、以下は第二段の三

種無性を明す條なり。その中

二ありて、初に徴起。

【二】頌に曰く等。次に正説。

之に二、初に頌。この三頌は

もし識のみありと云はば、三

無性成ぜすと云ふ難を釋す。

(但し正しくその難を答ふる

は、始の二頌にして、第三頌

は正宗依教廣成分が三大段と

分るる中の第二大段即ち唯識

の性を明す一段に屬す。茲

に三頌合して擧げたる故、長

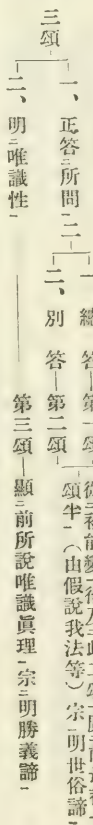
行にも、唯識の性を明す一段

を別に章節を分たず。之等の

分科組織のこと巻尾の科圖と

對照して知るべし。その組織

次の如し。



次無自然性

後由遠離前

所執我法性

此諸法勝義

亦即是眞如

常如其性故

即唯識實性

次には無自然の性をいふ、

後には前の、

所執の我法を遠離せるに由る

性をいふ。

此れ諸法の勝義なり、

亦是即ち是れ眞如なり、

常如にして其の性なるが故に

即ち唯識の實性なり。

論に曰く、即ち此の前に説く所の三性に依

つて、彼の後に説く三種無性を立つ。謂く、即

ち相と生と勝義との無性ぞ。故に佛密意をもつ

て、一切の法は皆自性無しと説きたまひき、性

全無なるには非ず。

密意といふ言を説けるは、了義に非ずといふ

【三】論に曰く等 次に長行。

之に二、初に別して三無性を

解す。その中亦二、初に前の

二頌の三無性を解す。之に亦

二、初に第一頌の總答の意を

解す。抑、この三無性に就いて、

相無性の一は遍計所執に

して、體相都無なれば、無性

空なること明かなりと雖、生

と勝義との二無性に至つては

依他及び圓成は法體空無に非

ざるを以て直にその無性空な

ること分明ならず、如何とい

ふに、之に就いて南都に執空・

體空の二傳あり。執空の傳と

て、その所執なきに名けて勝

義無性といふ。是れ即ち法體

迄も空無なりとせば所謂偏空

に陥つて中道了義の説と云ふ

べからざるを以て、唯遍計の

妄執のみを空ずとするなり。

本論の文に「後二性ば體無

に非ずと雖……」等の文のこ

意なりと。次に體空の傳と

は、後の二無性は依他・圓成

の法體に就いて云ふものと

す。抑、依・圓の有は是れ中道

の有にして、偏有に非ざれば、

有なると共に又空の義あり。

即ち依他の法體には如幻

ことを顯さむとなり。謂く、後の二性は體無に非ずと雖、而も有る愚夫いい、彼が於に増益して、妄つて實に我法の自性有りと執ず。此を即ち名けて遍計所執と爲す。此の執を除かむが爲に、故佛世尊、有と及び無との於に、總じて無性と説きたまひき。

【四】云何が此に依つて彼の三を立つる。

謂く、此の初の遍計所執に依つては、相無性を立つ、此が體相いい畢竟じて有に非ざること、空華の如くなるに由るが故に。次の依他に依つては、生無性を立つ、此は幻事の如く衆縁に託して生ず、妄執するが如き自然の性無きが故に（妄執スル自然性）、假つて無性と説く、性全無なるには非ず。後の圓成實に依つては、勝義無性を立つ、謂く、即ち勝義は前の遍計所執の我法を遠離せるに由る性なるが故に、假つて無性と説く、性全無なるには非ず、大虛空の、衆色に遍せりと雖、而も是れ、衆色の無性に顯さるるが如し。

てざるべからず、本頌に「即ち此の三性に依つて……等」と云ひ、本論の文に「此の初の遍計所執に依つては……」等とあるもの此意なりといふ。かく二傳あれどその歸する所は相乖返せず、前者は三性對望中道とその義趣を同じうし、後者は一法中道とその義趣を同じうするものなり。

【四】云何が等。次に第二頌の三無性を解す。

【五】生無性。この「生」といふに就いて、南傳に南北兩寺の二傳あり。北寺傳によれば、生を縁生の義とし、依他

起の法は因縁に依つて生じ、妄執すべき自然の性なければ之を生無性といふと解し、南寺傳によれば、生を自然生の義とし、依他起の法は因縁に依つて生ずれば、自然生起の法に非ざるを以て、之を無性といふと解す。故に次下の本文「妄執するが如き……」等とは北寺傳に則れる調にして、註調「妄執する自然性の……」等とは、南寺傳に則れる調なり。而してかく二傳ありと雖、その要は即ち自然性を遮するにあるなり。

依他起も勝義に非ざるが故に、亦説いて勝義無性と爲すことを得と雖、而も第二に濫せむかとし

て、故此に説かず。  
【七】此の性は即ち是れ諸法の勝義なり、是れ一切の法の勝義諦なるが故に。

然も勝義諦に略して四種有り。一には世間勝義、謂く蘊處界の等きぞ。二には道理勝義、謂く苦等の四諦ぞ。三には證得勝義、謂く二空眞如ぞ。四には勝義勝義、謂く一眞法界ぞ。

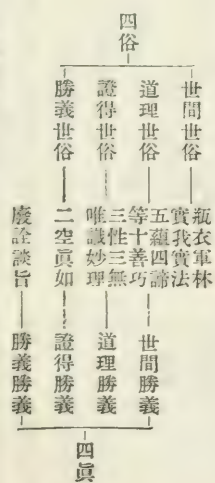
此が中に勝義といふは、最後に依つて説けり、是れ最勝の道が所行の義なるが故に。前の三を簡ぼむが爲に、故是の説を作して、此れ諸法の勝義なり、亦即ち是れ眞如なりといふ。

眞とは謂く眞實ぞ、虛妄に非ずといふことを顯す、如とは謂く如常ぞ、變易無しといふことを表す。謂く、此の眞實にして、一切の位の於に常如にして、其の性たり、故に眞如と曰ふ。即ち是

【六】勝義無性等。この勝義無性の無といふは非との意なり、即ち依他は勝義に非ざる性故その邊よりして勝義無性と云はれ得。さり乍らこは第二の勝義無性(依他の勝義に對し、圓成の勝義を第二と云へり)に濫せむかと恐れて、本頌には云はざるなり。

【九】最勝の道。根本智。

【七】此の性は等。次に第三頌の唯識の性を解す。



所談異り、左圖の如し。

【六】勝義無性等。この勝義無性の無といふは非との意なり、即ち依他は勝義に非ざる性故その邊よりして勝義無性と云はれ得。さり乍らこは第二の勝義無性(依他の勝義に對し、圓成の勝義を第二と云へり)に濫せむかと恐れて、本頌には云はざるなり。

【九】最勝の道。根本智。

謂く、此の眞實にして、一切の位の於に常如にして、其の性たり、故に眞如と曰ふ。即ち是

は湛然にして、虚妄にあらざる義なり。

亦の言は、此に復多くの名有りといふことを顯す、**【一〇】**謂く、法界及び實際等に名くるぞ。餘論の中に、義に隨つて廣く釋するが如し。

此の性は、即ち是れ唯識の實性なり。

謂く、唯識の性に略して二種有り、一には虚

妄、謂く遍計所執ぞ、二には眞實、謂く圓成實性ぞ。虚妄を簡ばむが爲に、實性の言を説けり。

復二性有り、一には世俗、謂く依他起ぞ、二には勝義、謂く圓成實ぞ。世俗を簡ばむが爲に、故實性と説けり。

**【一】** 三の頌は、總じて、諸の契經の中に説く

無性の言は、極めて了義に非ずといふことを顯

し、有智の者之に依つて、總じて、諸法は都て自性無しとは撥す應からずと誠む。

**【二】** 是の如く成せられたる唯識の相と性とをば、誰が幾の位に如何にしてか悟入する。

**【三】** 謂く、大乘の二種の姓を具せる者、略して五の位にして漸次に悟入す。

**【一〇】** 謂く等。法界とは界は體

の義にして、三乘の妙法が所依相なるが故に法界といふ。

實際とは無倒究竟なるが故に名く。その他、無我性・空性・無相等の名あり。『對法』第二

には七名あり、『大般若』第三百六十には十二名あり、今本

頌には勝義・眞如の二名を出せり。

**【一】** 三の頌は等。後に總じて頌の意を釋す。

**【三】** 是の如く等。以下は正宗

依教廣成分中三大段と分るる中の第三大段の唯識の位を明

せる一段なり。この中亦二段と分れ、初に結前生後。之に亦三ありて、初に上を結んで

三問となす。三問とは能入の人と、所經の位と、入の方便とを問へる故三問あり。

**【三】** 謂く等。次に略して三答となす。

【二四】何をか大乘の二種の種姓と謂ふ。

一には本性住種姓、謂く、無始より來本識に依附して法爾に得る所の無漏法の因ぞ。

二には習所成種姓、謂く、法界より等流せる法を聞き已つて、聞所成の等きに熏習して成せられ

たるぞ。

要す大乘の此の二種の姓を具せるひといい、方に能く漸次に唯識をば悟入す。

【二五】何をか唯識を悟入する五位と謂ふ。

一には資糧の位、

謂く、大乘の順

解脱分を修するぞ。

二には加行の位、謂

く、大乘の順決

擇分を修するぞ。三

には通達の位、謂く、

諸の菩薩の所住の

見道ぞ。四には修習

【二六】何をか等。次に別問別答

して前の畧答を廣くす。この

中に三、初に能入の人。大乘

二種姓とは、初に本性住種姓

といふは、無始より以來、本

識中に法爾無漏種子を具有

し、而して未だ發心せざる位

にあれば正法を聞くことな

く、從つて熏習して以てその

種を増長せしむるが如きこと

なきなり。次に習所成種姓と

は、既に發心せる後、(若し

不定姓ならば回心向大の後)

聞・思・修の三慧の方によつて

有漏善種を熏習し、本有無漏

種を増長せしむる以去をいふ

なり。『訓讀記』九之一に之を

解して曰く、發心して前祇に

入りてより以來、地前の間

數々法界等流の正法を聞いて

修習するを以て、法爾無漏種

を以て漸次増長せしむ、之を

習所成種姓といふなりと。か

く習所成種姓は地前、限りて

地上には互らず。而してその

體に前の本性住種姓と別體な

らず。されば同一法爾無漏種

子なりと雖、未發心位にあり

て聞熏習を蒙らざる時を本性

住種姓と云ひ、既に曾祇に入

りて正しく聞熏習を蒙れるよ

り以去を習所成種姓といふ。

【二七】何をか等。次に所經の五

位を廣くす。以下五位の修行

階位を明するが、それに先

つて次にその階位の圖を示し

て、本文の意を明瞭ならしむ

べければ、讀者須く彼此對照

してその意を領すべし。

の位、謂く、諸の菩薩の所住の修道ぞ。

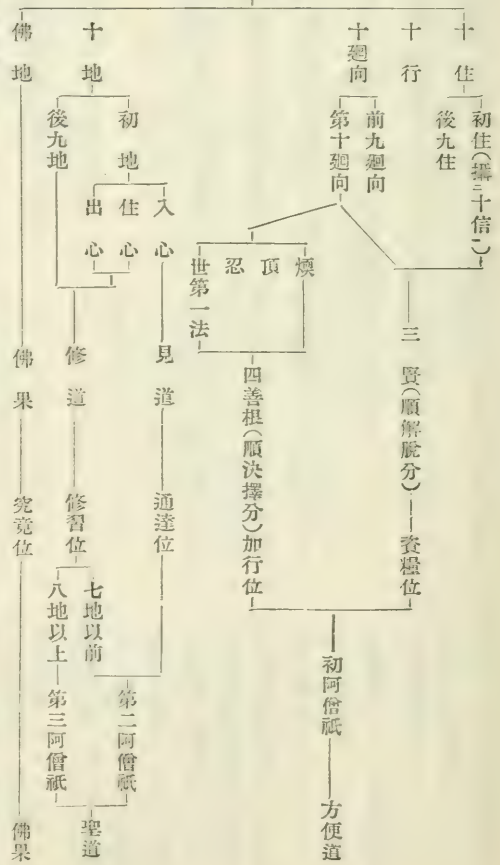
五には究竟の位、謂く、無上正等菩提に住するぞ。

云何が漸次に唯識を悟入する。

謂く、諸の菩薩は、識の相と性とを、資糧位の中にしては、能く深く信解す。加行位に在つては、能く漸く所取と能取とを伏除して、眞見を引發す。通達位に在つては、實の如く通達す。修習位の中に在つては、所見の理の如く、數數修習して、

佛地

菩薩修行階位



【六】順解脫分。小乘にては三賢位のこと、今に大乘のそれなれば大乘の順解脫分と云へり。曰く、解脫とは涅槃のこと、分とは因の義、即ちこの位は涅槃に順じ且つその因と

なるが故に順解脫分といふ。【七】順決擇分。煖・頂・忍・世第一法の四善根のこと、決擇分とは見道のことにして、この位は見道に順じて彼を引き起す位なるが故に順決擇分と

名く、之亦小乘のそれに非ざること准じて知るべし。【八】云何が等。三に前の入方便を廣くす。

餘障を伏斷す。究竟位に至つて、障を出でて圓かに明かになんぬ。能く未來を盡し有情類を化して、復唯識の相と性とを悟入せしむ。

二九は初の資糧位の其の相云何ぞ。

三〇は頌に曰く、

乃至未起識 乃し識を起して、

求住唯識性 唯識の性に住せむと求めざるに至るまで、

於二取隨眠 二取の隨眠に於て、

猶未能伏滅 猶伏し滅すること能はず。

三二論に曰く、深く固き大菩提心を發ししより、乃し順決擇の識を起して

唯識の眞勝義性に住せむと求めざるに至るまでの、此に齊れるを皆是資糧

位に攝む。無上正等菩提に趣むが爲に、種種の勝資糧を修集するが故なり。

有情の爲の故に解脱を勤求す、此に由つて亦順解脱分と名く。

此の位の菩薩は、(三三)因と善友と作意と資糧との四の勝れたる力に依るが

故に、唯識の義の於に深く信解すと雖、而も未だ能所取空なりと了するこ

【一九】 初の等。こは第二の正説段にして、この中亦五段に分

る。その第一段は資糧位にして、之に亦二、初に間。

【二〇】 頌に曰く等。次に答。之に二、先づ頌。

【二一】 論に曰く等。次に長行。之に二。初に別して頌文を釋す。之に亦二、初に略して頌を解す。

【二二】 因と等。因とは上に所謂大乘二種姓、即ち本性住種姓と習所成種姓となり。善友とは諸佛等に逢事せるをいふ。

こは惡友の縁を簡ぶ。作意とは、惡友等の違縁に逢ふも決定せる勝解によりて作意して、傾動破壞せられざるをいふ。資糧とは、諸の善根福智の功德を積集せるをいふ。之は下劣の資糧を簡ぶ。



と能はずして、多く(三三)外門に住して菩薩の行を修す。故に二取に引かれたる隨眠に於て、猶未だ能

く功力を伏滅して、彼をして二取の現行を起さ(三四)此の二取とい

ふ言は、二取が取を顯す、能取と所取との性を執取するが故に。二取の習氣を彼の隨眠と名

く、有情に隨逐し、藏識に眠伏せり、或は隨つて過を増す。故に隨眠と名く、即ち是は所知と

煩惱との障の種なり。(三五)煩惱障とは、謂く、遍計所執の實我と執

する薩迦耶見を而も上首とせる(三六)百二十八の根本煩惱と、及び彼が等流の諸の隨煩惱とぞ。

此のい皆有情の身心を擾惱し、能く涅槃を障ふるを煩惱障と名く。

(三七)所知障とは、謂く、遍計所執の實法と執する薩迦耶見を而も上首とせる(三八)見と疑と無明と愛と恚と慢との等きぞ。

【三三】外門。事相の散心。

【三四】此の二取等。本頌に二取と云へるは、二取が取を顯す、故に即ち二取を二取と名くるには非ざるなり。何となれば、唯二取のみ二取と名くと云はば、非執の二取の種あり、豈之をも伏すべけむや。又相分の如きは必ずしも伏すべきものに非ざるが故に。今は唯二取を執じて實有となす如きの取を方に二取と名くるなり。

【三五】煩惱障等。次に廣く二障を釋す。之に五、第一に出體。此の中亦二、初に煩惱障。文に薩迦耶見と云へるは我我所を攝せるなり。

【三六】百二十八の根本煩惱。欲界見惑の四十と上二界の各、三十六あると、及び修道の十六とをいふ。

【三七】所知障等。次に所知障。見と疑と等。此が數も前の煩惱障と同じ。そはもし煩惱障起るときは、必ず所知障あるが爲なり。されど煩惱障は麤にして多くの品類あれば了知し易きを以て二乘も亦斷するなり。唯これ不善と有覆との性なるが故に以て數を束れて顯示す。今この所知障は、微細にして多くの品類なれば、極めて了知し難きを以て、唯菩薩のみの所斷なり。

【二五】所知の境と無顛倒の性とを覆ひ、能く菩提を障ふるを所知障と名く。

【三〇】此の所知障は、決定して異熟識とは俱なるに非ず、彼は微劣なるが故に、無明と慧と相應する

ものにあらざるが故に、法空智品いい與と俱に

起るが故に。

七轉識の内には、【三一】其の所應に隨つて、或は

少きも或は多きも、煩惱の如く説く。

眼等の五識は、無分別なるが故に、法の見疑

等とは定んで相應せず、【三二】餘をば意の力に由つ

て皆引起す容し。

此の障は、但不善と無記との二の心のみと相

應す、論に、無明は但不善と無記との性のみに

通ずと説けるが故に。【三三】癡と無癡との等きは、

相應せざるが故に。煩惱障の中には、此の障必

ず有り、【三四】彼は定んで此を用つて所依と爲すが故に。體は異ること無しと雖、而も用別なること有

り。故に二の隨眠は、聖道の用の勝有り劣有るに隨つて、惑を斷ずること前後なり。此は無覆無記性

【二五】所知の境等。所知の境とは有爲・無爲の境、無顛倒の性とは眞如をいふ。

【三〇】此の所知障は等。この所知障は第八識とは定んで俱ならず、是れ第八は微劣なり、この法執は彼に望むるに麤にして強きが故に。又第八識は無明と慧とは相應せざるが故に。然るに法執は慧と無明とは必ず俱なり。又菩薩の法空智品はこの第八識と俱起すと許すが故に。

【三一】其の所應に隨つて等。第七識には本惑の四と隨惑の八と慧との十三あり。第六識には一切あり。前五識には本惑の三と隨惑の十との十三あり。その數かの煩惱と等しく同なり。

【三二】餘。愛・慧等をいふ。

【三三】癡と等。法執には癡あり、善心には無癡あり、故に二者相應せず。

【三四】彼は定んで等。煩惱障の體は狭く、唯麤なり。所知障の體は寬く、麤細に通ず。

の中なかに於おては是これ 異い熟じゆく生じやうなり、餘よの三さん種しゆには非ちず、彼かの威い儀ぎ等とうは、勢せい用じやう薄はく弱じやくにして、所し知ちを覆おひ

苦く提たいを障さふるもの非ちざるが故ゆに。此これ無む覆ぶくと名なくることは、二に乘じやうに望ぞめて説とく、若もし菩ぼ薩さつ

に望ぞめては、亦また是これ有う覆ぶくなり。

若もし所し知ち障じやうに見けんと疑ぎとの等ごき有ありといはば、

如い何かが此この種しゆを、契けい經きやうに説といて無む明みやう住ぢやう地ぢと爲な

せる。

無む明みやうい増ませるが故ゆに、總そうじて無む明みやうとのみ名な

く、見けん等とう無なきには非ちず。煩はん惱なうの種しゆにおいて、見けん

一しよ處ぢよ！欲よくと色しきと有あいとの四しの住ぢやう地ぢの名なを立たつる

をもつて、豈あに彼かに更さらに覺まんと無む明みやうとの等ごき無なから

むやといふか如ごとし。

是この如ごとき二に障じやうにおいて、分ぶん別べつ起きの者ものは見けん所しよ

斷だんに攝さめられ、任にん運うん起きの者ものは修しゆ所しよ斷だんに攝さめらる。

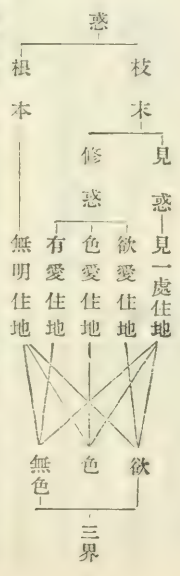
二に乘じやうは、但ただ能だ、煩はん惱なう障じやうのみを斷だんじ、菩ぼ薩さつは俱ともに斷だんす。

【三五】異い熟じゆく生じやう。異い熟じゆくに從じゆつて起おるを以もて異い熟じゆく生じやうといふ、業ごう果くわには非ちざるなり。異い熟じゆく生じやうは勢せい力りき強かうく厚こうくして、通とじて作さく意いを以もて生せいじ、計けい度たして起おす所しよなり、能よく所し知ちを覆おひ、菩ぼ提たいを障さふるが故ゆに、餘よの三さんとは威い儀ぎ・工くわう巧かう・通と果くわの三さんなり。

【三六】二に乘じやう等とう。この障じやうは二に乘じやうの轉てん依いの果くわを覆おはざるが故ゆに無な

【三七】契けい經きやう。勝しやう曇たんとん經きやう。之これに五ご住ぢやう地ぢの惑ごつのこと出でたり。曰いはく、三さん界かいの見けん惑ごつ・修しゆ惑ごつ・根こん本ほん無む明みやうは迷まの因いんにして、衆しゆ生じやうを生せい死じに住ぢ著ぢやくせしむる故ゆ、住ぢ地ぢの惑ごつといふ。即すなはち次つぎの如ごとし。

〔五 住地〕



【三八】是この如ごとき等とう。第二にに見けん修しゆ別べつ。

【三九】二に乘じやうば等とう。第三にに約やく人にん分ぶん別べつ。

【四〇】 永に二の種を斷ずることは、唯聖道の能のみなり。二の現行を伏することは、有漏道にも通ず。

【四一】 菩薩は此の資糧位の中に住して、二の麤

の現行をば伏すること有りと雖、而も細なる者と及び二が隨眠とに於ては、止と觀との力微なるをもつて、未だ伏し滅すること能はず。

【四二】 此の位には、未だ唯識の眞如を證せず、勝解の力に依つて諸の勝行を修す。應に知るべし、亦是れ解行地に攝めらる。

【四三】 所修の勝行の其の相云何。

略して二種有り、謂く、福と及び智とぞ、諸の勝行の中に、慧をもつて性と爲すをば、皆名けて智と爲し、餘をば名けて福と爲す。

且く六種の波羅蜜多に依つていはば、通相は皆二なり。別相をもつては、前の五をば説いて

【四四】 永に等。第四に有無漏道伏斷分別。

【四五】 菩薩は等。第五に結して本頌に歸す。

【四六】 此の位等。後に位及び修行を辨す。之に二、初に位。

【四七】 所修の等。次に修行。

【四八】 諸の勝行等。唯智にして福に非ざるは、十力・一切智等。唯福にして智に非ざるは、諸の相好・大悲等。福智

兩方なるは、五根・五力・七覺・八道支等。

【四九】 六種の波羅蜜。波羅蜜とは既述の如く、具に波羅蜜多 (Paramita) と云ひ、譯して究竟・到彼岸・度と云ふ。菩薩の大

行に名くるなり。菩薩の大

行能く一切自行化他の事を究竟すれば事究竟と名け、この大行に乗じて能く生死の此岸より涅槃の彼岸に到れば到彼岸と名け、この大行によつて能く諸法の廣遠を度れば度と名く。之に六種あり所謂六波羅蜜と云へるは之なり。曰く

布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧なり。(又右の智慧より更に方便・願・力・智の四を開きて十とするを十波羅蜜と云ふ。後に出てたり)

【五〇】 通相。皆名けて福となし、皆名けて智となす。智と俱行して智業を助くるを以て皆智と名く。福も亦然なり。

【五一】 諸の勝行の中に、慧をもつて性と爲すをば、皆名けて智と爲し、餘をば名けて福と爲す。

且く六種の波羅蜜多に依つていはば、通相は皆二なり。別相をもつては、前の五をば説いて

【五二】 永に等。第四に有無漏道伏斷分別。

【五三】 菩薩は等。第五に結して本頌に歸す。

【五四】 此の位等。後に位及び修行を辨す。之に二、初に位。

【五五】 所修の等。次に修行。

【五六】 諸の勝行等。唯智にして福に非ざるは、十力・一切智等。唯福にして智に非ざるは、諸の相好・大悲等。福智

兩方なるは、五根・五力・七覺・八道支等。

福德と爲し、第六のは智慧なり。或は復前の三をば唯福德に攝め、後の一は唯智なり、餘は二種に通ず。

復二種有り、謂く、自と他とを利するぞ、所修の勝行は、意樂の力に隨つて、一切皆自と他との利行に通ず。別相に依つて説かば、六到彼岸と（聖）菩提分との等きをば、自利の行に攝め、（衆）四種の攝事と四無量との等きをば、一切皆是れ他との行に攝む。是の如き等の行の差別無邊なり、皆是れ此が中の修する所の勝行なり。

此の位には、二の障を未だ伏除せざるをもつて、勝行を修する時、三の退屈有り（いと）、而も能く三の事をもつて其の心を練磨して、證修する所に於て、勇猛にして退せず。

一には、無上正等菩提は、廣大深遠なりと聞いて、心便ち屈退するときに、他の已に大菩提を證せる者を引いて、自心を練磨して、勇猛にして退せず。

二には、施等の波羅蜜多は、甚だ修す可きこと難しと聞いて、心便ち屈退するときに、己が意に、能く施等を修せむと樂ふを省みて、自心を練磨して、勇猛にして退せず。

三には、諸佛の圓滿の轉依は、極めて證す可きこと難しと聞いて、心便ち屈退するときに、他の麤

【三七】 菩提分。四念住・四正斷・四神足・五根・五力・七覺・八道の三十七種なり。  
【四〇】 四種の攝事等。四種攝事とは布施・愛語・利行・同事なり。四無量とは慈・悲・喜・捨なり。

善ぜんを引ひいて己おのが妙因かういんに泥くらべ、自心じしんを練磨れんまして、勇猛ゆうまうにして退たせず。  
斯この三じの事じに由よつて、其その心しんを練磨れんまして、堅固けんこ熾然しねんにして、諸もろもろの勝行しょうぎやうを修しゆす。

【四九】次に加行位けぎやうゐの其その相云何さういかなぞ。

【五〇】頌じゆに曰いはく。

現前立少物げんぜんたつせうぶつ 現前げんぜんに少物せうぶつを立てて、

謂是唯識性ゐいぜいしきじやう 是これ唯識性ゐいしきじやうなりと謂おもへり、

以有所得故いしよとくこ 所得有しよとくちるを以もつての故ゆゑに、

非實住唯識ひじつぢゆうぜいしき 實じつに唯識ゐいしきに住ぢゆうするには非あらず。

【五一】論ろんに曰いはく、菩薩ぼさつは、先まづ初はじめの無數劫むすうけつに於おいて、善よく福德ふくとくと智慧ちゑとの資糧しりやうを備そなへて、順解脫分じゆんげだつぶんを既すでに圓滿ゑんまんしたるぬ。見道けんだうに入いつて唯識ゐいしきの性じやうに住ぢゆうせむが爲ために、復加行またけぎやうを修しゆして二取しゆを伏除ふくぢよす、謂いく、煖なんと頂ちやうと忍にんと世第一法せだいいぽうとなり。

【五二】此この四しを總そうじて順決擇分じゆんけつたくふんと名なく、眞實しんじつの決擇分けつたくふんに順したがひ趣おもむくが故ゆゑに。

見道けんだうに近ちかきが故ゆゑに加行けぎやうといふ名なを立たつ、【五三】前まへの資糧しりやうに加行けぎやうの義無ぎなきには非あらず。

【四九】次に等。以下は第二段の加行位を明す。この中二、初に問。

【五〇】頌に曰く等。次に答。之に二、初に頌。

【五一】論に曰く等。次に長行。之に十、第一に位の所由を顯す。この加行位は、前に圖を以て示せるが如く、初阿僧祇の滿心に於て修習する位なり。即ち、第十廻向に於てこの四善根を開く。

【五二】此の四を等。第二に位の總名を釋す。

【五三】前の等。前の資糧位も功を加へて行ずる邊より加行と名げられざるには非ず。さり乍ら今は見道に近き邊より唯この位のみを加行位といふなり。

【七五】此の位等、第十に七地に於て分別す。

【七六】次の等。以下は第三段の通達位を明す。之に二、初に問。

【七七】頌に曰く等。次に答。中に二、初に頌。

【七八】論に曰く等。次に長行。之に二、初に略して本頌を解す。

【七九】即ち眞如を等。心と境と相稱ひ、如と智と冥合して、俱に二取を離れ、諸の戲論を絶したり。故に平等平等と名く。

【八〇】有義は等。次は廣くこの頌を釋す。中に四、第一に廣く正智を解す。

【八一】此の位をもち亦是れ解行地に攝む、未だ唯識の眞勝義を證せざるが故に。

【八二】次の通達位の其の相云何ぞ。

【八三】頌に曰く、若時於所緣 智都無所得 爾時住唯識 離二取相故

若し時に所緣の於に、智い都て所得無くなんぬ、爾の時に唯識に住す。二取の相を離れぬるが故に。

【八四】論に曰く、若し時に菩薩い所緣の境の於に、無分別智い都て所得無くなんぬ、種種の戲論の相を取らざるが故に。

【八五】爾の時に乃ち、實に唯識の眞勝義性に住すと名く、即ち眞如を證する

【八六】智と眞如と平等平等にして、俱に能取と所取との相を離れたるが故に、能所取の相は俱に是れ分別なり、有所得の心のみ戲論は現するが故に。

【八七】有義は、此の智には二分俱に無し、所取能取の相無しと説けるが故に。

有義は、此の智には相見俱に有り、(一)彼の相を帶して起るを、彼を縁すと名くるが故に。若し彼の相は無くとも、彼を縁すと名くといはば、(二)應に色智の等きを聲等の智と名く應し。若し見分無くば、能縁にあらざる應し、寧ろぞ説いて、眞如を縁する智と爲す可けむや、勿、眞如の性をも、亦能縁と名けてむが故に、此には定んで見分も有り

と許す應し。

(一) 有義は、此の智には、見は有つて相は無

し。(二) 相無くして取る、相をば取らずと説ける

が故に。見分は有りと雖、而も無分別なるをも

つて、能取に非すと説けり、取ること全無なる

には非ず。(三) 相分は無しと雖、而も此の如の

相を帶して起ると説く可し、如に離れざるが故

に。自證分いい見分を縁する時、變せずして縁

するが如く、此も亦爾る應し。變じて縁せば、便ち親しく證するに非ずなんぬ、後得智の如く、分別

有るべきが故に。此には見のみ有つて、相は無しと許す應し。

(四) 加行の無間に此の智の生ずる時に、眞如に體會すれば、通達位と名く、初て理を照すが故に、

- 【一】 彼の相を等。所縁縁は必ず相を帶するに由るものなり。
- 【二】 應に色智等。もし境に似たる相は無くとも、彼を縁すと名くるなりと云はば、色を縁するの智は、聲の相無しと雖、聲を縁すと名くべからむ。
- 【三】 有義は等。こは護法正義。
- 【四】 相無くして等。『瑜伽』七
- 【五】 相分は等。この眞如を縁する智は、眞如の體相を狹帯して起るが故に、所縁と名く、彼の相分影像を帶して起るを如を縁すと名くるには非ず。
- 【六】 加行の無間等。第二に位及び見道の名を釋す。加行の無間とは加行位の終り、即ち世第一法の一刹那にこの無分別智生ずる時理智冥合するなり。

十三の説。



亦見道と名く。

(八七) 然も此の見道に、略して説かば二有り。

(八八) 一には眞見道、謂く、即ち説く所の無分別智ぞ。實に二空所顯の眞理を證し、實に二障の分別の隨眠を斷す。

多利那に事方に究竟すと雖、而も相等しきが故に、總じて一心と説けり。

(八九) 有義は、此が中には、二空と二障とを漸く證し漸く斷す。淺深と麤細と異なること有るを以ての故にといふ。

(九〇) 有義は、此が中には、二空と二障とを頓に證し頓に斷す、意樂の力堪能有るに由るが故にといふ。

(九一) 二には相見道、此に復二有り。

(九二) 一には、非安立諦を觀するに、三品の心有り。

【八七】 然も此の等。第三に見道の眞と相との差別を解す。之

に二、初に眞と相との差別を辨す。之に亦二、先づ總標。

【八八】 一には等。次に別解。之に二、初に眞見道。之に亦二、初に總釋。

【八九】 多利那に等。無間道にて惑の種體を斷じ、解脫道にてその習氣を捨して擇滅の理を證得す。かく多利那に互れども別の所作に非ず、その相等しきが故に總じて一心眞見道といふ。

【九〇】 有義は等。次に諸師の異説。

【九一】 淺深等。理に淺深あり、障と智行とに麤細あるが故

に。

【九二】 有義は等。こは正義の說。

【九三】 二には等。次に相見道。之に二、初に相を釋するに三、先づ總示。

【九四】 一には等。次に別釋。之に二、初に行相の相見道を辨す。之に亦二、初に三心を辨す。

【九五】 一には等。内をして等とは、唯内心を緣じて實我の假を遣るなり。煖品等とは煖は下の義、こは實は上品の麤惑なれど能斷の下品の智に隨つて下品(煖品)といふ。次に諸法の假とは實我の假を遣る、となり。

(九六) 一には、内をして有情の假を遣つて緣する智、

能く煖品の分別の隨眠を除く。二には、内をして諸法の假を遣つて縁する智、能く中品の分別の隨眠を除く。三には、遍く一切の有情と諸法との假を遣つて縁する智、能く一切の分別の隨眠を除く。

前の二をば法智と名く、各別に縁するが故に。第三をば類智と名く、總合して縁するが故に。眞見道の二空の見分が、自所斷の障において、無間と解脱とあるに法すること、別にし總するを、建立して相見道と名く。

【九七】有義は、此の三は是れ眞見道なり、相見道は四諦を縁するを以ての故にといふ。

有義は、此の三は是れ相見道なり、眞見道は別に縁せざるを以ての故にといふ。

【九八】二には、安立諦を縁するに十六の心有り、此に復二有り。

【九九】一には、所取と能取とを觀するに依つて、別に法と類との十六

種の心を立つ。

謂く、苦諦に於て四種の心有り。一には苦法智忍、謂く、三界の苦諦の眞如を觀じて、正しく三界の見苦所斷の

【九六】別にし等。無間の所斷には差別あり、解脱の所證は唯一味なるが故に、別總といふ。

【九七】有義は等。こは三心眞見道の説にして不正義なり。次の三心相見道の説を以て正義とす。

【九八】二には等。次に十六心を明す。之に二、初に總標。

【九九】一には等。次に別釋。之に二、先づ所取・能取の觀。

【一〇〇】法と類と等。法忍と法智とは諦理を縁す。即ち所取を觀するなり。類忍と類智とは前の智品を縁す、即ち能取を觀するなり。

【一〇一】二十八種。欲界苦諦下の十惑と、上二界の願を除く餘の各の九と併せて廿八なり。

【番】 煥等の四の法をば、四尋思と四如實智と

の初と後との位に依つて立つ。

四尋思とは、名と義と自性と差別とは、假

には有り實には無しと尋思するぞ。實の如く、

遍く此の四も識に離れ、及び識も有に非ず

と知るを、如實智と名く。

【毛】 名と義とは相異り、故に別に尋求す、二

が二は相同なり、故に合して思察す。

【美】 明得定に依つて下の尋思を發して、所取

無なりと觀するを、立てて煥の位と爲す 謂

く、此の位の中には、創めて、所取の名等の

四の法は皆自心が變せるなり、假に施設して有

り、實には得可からずと觀す。初に慧の日

の前行の相を獲るが故に、明得といふ名を立

つ。即ち此に獲たる所の道の火が前相なり、故

【五四】 煥等の等。第三に位の所

修の法を出す。此四尋思・四

煥 法 明得定 下品尋思

〔觀相〕

頂 法 明増定 上品尋思

觀 所取空

忍 法 印順定 下品如實智

下忍 印 所取空

世第一法 無間定 上品如實智

中忍 觀 能取空

【五五】 名と義と等。この四に一切法を攝す。何となれば、名

取の四法が識に離れて有るに非ずと印忍するのみならず、能取の識も亦無なりと印可するを如實智といふ。

とは能詮の名言にして、義とは所詮の義理なり。その名と

【五七】 名と義と等。名と義とは離相觀なり、自性・差別は合相觀なり。二が二とは名と義

義とに各、自性あり、差別あり、自性とは法體の自相即ち

（初の二）との上の自性・差別（後の二）との意なり。

色心等の各自の體性なり、差別とはその體性の上の無常・

【五六】 明得定等。第四に四善根の名を釋す。

苦等の差別の義なり。さればこの四は一切の所取の境なり。

【五九】 慧の日等。無漏の慧日を正しく名けて明となす。この

【六一】 此の四等。この四とは上の名・義等の四にして、この所

四七三

に亦煖またなんと名なづく。

明増定みょうぞうぢやうに依よつて上かみの尋思じんしを發はつして、所取無しよしゆむ

なりと觀くわんするを、立たてて頂ちやうの位くらゐと爲なす。謂いはく、

此この位くらゐの中なかには、重かさねて、所取しよしゆの名等みやうどうの四よつの法ほふ

は皆みな自心じしんが變へんせるなり、假かりに施設せせつして有あり、實じつ

には得可うべからずと觀くわんす。明みやうの相さうい轉うたた盛さかなるが故ゆゑに、明増みょうぞうと名なづく。

名なづく。

印順定いんじゆんぢやうに依よつて下げの如實智にょじつちを發おこして、所取しよしゆを無なするが於うへに、決けつ定ぢやうして印持いんぢし、能取のうしゆを無なする

が中なかには、亦順またじゆんじて樂忍らくにんす。既すでに實境じつきやうとして能取のうしゆの識しきに離はなれたること無なし、寧なんぞ實識じつしきとして所取しよしゆの

境きやうに離はなれたること有あらむや、所取しよしゆと能取のうしゆと相持あひまつて立たつるが故ゆゑに。印いんと順じゆんとの忍にんの時ときを總そじて立たてて

忍にんと爲なす。(三) 前まへのを印いんし後のちのを順じゆんするに、印順いんじゆんといふ名なを立たつ。境きやうも識しきも空くうなりと忍にんするが故ゆゑに、亦

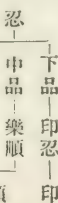
忍にんと名なづく。

無間定むけんぢやうに依よつて上かみの如實智にょじつちを發おこして、二取しゆの空くうを印いんするを、世第一法せだいいほふと立たつ。謂いはく、前まへの上忍じやうにんには

唯能取ただのうしゆの空くうのみを印いんし、今いまの世第一法せだいいほふには、二空くうを雙ふたべて印いんす、此これより無間むけんに必ず見道けんだうに入るが故ゆゑ

に、無間むけんといふ名なを立たつ。異生いしやうの法ほふの中に、此これい最勝さいしやうなるが故ゆゑに、世第一法せだいいほふと名なづく。

との關係左の如し。



【六二】 前まへのな等どうの所取無しよしゆむと印忍いんにん

し、能取無のうしゆむと樂順らくじゆんし、又能取またとる無なと印順いんじゆんす。

〔三〕 是の如き煖と頂とに、能取の識に依つて所取空なりと觀す。下忍の起る時には、境の如く是れ空なりとして、順じて忍可を樂ひ、上忍

印し、中忍の轉ずる位には、能取の識の於に、境の如く是れ空なりとして、順じて忍可を樂ひ、上忍の起る位には、能取の空を印す。世第一法には、雙べて空の相を印す。皆相を帶せるが故に、未だ能く實を證すること能はざるが故に説く。菩薩い此の四の位の中に於て、猶現前に少物を安立して、是れ唯識の眞勝義の性なりと謂へり。彼の空と有との二の相を除かざるを以て、相を帶せる觀心しい所得有るが故に、實に眞唯識の理に安住するに非ず、彼の相を滅し已つて、方に實に安住するをもつてなり。

〔三〕 是の如き等。第五に總じて上の義を攝して、本頌を釋す。

〔四〕 現前に等。能觀の心上に眞如に似たる相を浮ぶるをいふ。

〔五〕 空と有との二の相。所執と依他とをいふ。

〔六〕 有る頌。彌勒の『分別論伽論』の頌なり。『攝論』に引く。

〔七〕 菩薩等。第一句の定の位とは散位に非ざるを顯す、資糧位は多く外門に住すれど、この加行位は多く定の内門にありて修行すればなり。第二句は内心の境たる影像を觀じて心に離れてあらず、唯これ内心のみなりとす、こは煖位なり。第三句の義の想とは通計の心外の境相なり。第四句は唯内心のみ有りと觀す、こは頂位なり。第五・第六の二句は下忍の位。第七句は上忍の位。之を合して俱に二空なりと印するは即ち世第一法なり、時僅少なるを以て、忍位に従へて説く。第八句は眞見道を證することなり。

〔八〕 善薩は、定の位にして、影は唯是れ心のみなりと觀じて、審に唯自の想のみなりと觀す。

義の想を既に滅除し、所取は有に非ずと知る。

是の如く内心に住して、

卷の第九

四七五

次に能取も亦無なりとし、

後に無所得に觸すといふ。

【三】此の加行の位には、未だ相縛を遣らず、麤重縛に於ても、亦未だ斷ずること能はず。唯能

く分別の二取のみを伏除す、見道に違へるが故

に。俱生の者と及び二の隨眠とをば、有漏の觀

心しい、所得有るが故に、分別有るが故に、未

だ全に伏除せず、全に滅ずること能はず。

【七〇】此の位の菩薩は、安立諦と非安立諦との

於に、俱に學し觀察す、當來の二種の見を

引かむが爲の故に、及び分別の二種の障を伏せ

むとの故なり。非安立諦い是れ正しき所觀な

り、二乗の、唯安立のみを觀するが如きには非

ず。

【三一】菩薩の、此の煖等の善根を起すことよ、

て方に成滿することを得。最勝の依に託して見道に入るが故に。

【三二】唯欲界の善趣の身に依つてのみ起す。餘は、慧と厭との心しい殊勝に非ざるが故に。

【六七】此の等、第六に二縛を斷ずる位。

【六八】相縛。相分が見分を縛するが如きをいふ。(異説あり)

【六九】麤重縛。一切の有漏法。

【七〇】此の位等。第七に所觀の境を明す。安立とは差別の名

言あるを云ひ、非安立とは差別の名言なきをいふ。『勝鬘

經』に有作四諦・無四作諦と云へるは次での如くこの安立・

非安立に當る。

【七一】二種の見。相見・眞見の二なり、後に出づ。

【七二】菩薩の等。第八に所依處を辨す。

【七三】方便の時等。煖・頂及び下・中二忍の方便の時には四

根本と未至との諸靜慮に通ず、されど上忍と世第一法との最後に入る時には唯第四靜

慮による。

【七四】唯欲界等。第九に何の界趣の身に依るといふことを分別す。欲界の人・天の身にして見道に入る。餘界は厭心劣

なり、餘趣は慧心劣なり。

【七五】方便の時等。諸の靜慮に通ずと雖、而も第四に依つ

て見道に入るが故に。

攝む。彼の第二と三とは、此と俱起すと雖、而も自性に非ざるが故に、相攝せず。

〔三三〕菩薩此の二の見道を得しつる時には、如來の家に生じ、極喜地に住し、善く法界を達し、諸の

平等を得し、常に諸佛の大集會の中に生れ、多くの百門に於て已に自在を得しつ、自ら久しからずし

て大菩提を證し、能く未來を盡して、一切を利

樂すべしといふことを知んぬ。

〔三三〕 次の修習位の其の相云何ぞ。

〔三四〕 頌に曰く、

無得不思議 無得なり不思議なり、

是出世間智 是れ出世間の智なり。

捨二麤重故 二の麤重を捨しつるが故に、

便證得轉依 便ち轉依を證得す。

〔三三〕菩薩此の等。こは後に入地の功德を明す。如來の家とは諸佛の法界のこと。諸の平等とは『佛地經』に十平等を得と云へり。又『攝論』第六に、一切の有情と一切の菩薩と一切の如來と三種の平等の心性を得るが故にと云へり。多くの百門とは一剎那の間に百の三摩地を證し、淨天眼を以て諸佛の國を見、百の如來を見、百の世界を動す等といふ之なり。『瑜伽』四十七に出でたり。〔三三〕次の等。以下は第四段の修習位を明す。その中二、初に問。〔三四〕頌に曰く等。次に答。之に二、初に頌。〔三五〕論に曰く等。次に長行。之に二、初に略して本頌を釋す。之にまた二、初に上の三句を釋して正しく位の相を顯す。

〔三五〕 論に曰く、菩薩は前の見道より起ち已つて、餘の障を斷じて轉依を證得せむが爲に、復數無

分別智を修習す。

此の智は、所取と能取とを遠離せり、故に無得なり及び不思議なりと説く。或は戲論を離れたれ

ば、説いて無得と爲し、妙用測り難ければ、不思議と名く。

是れ出世間の無分別智なり。世間を斷ずるが故に出世間と名く、二取の隨眠は是れ世間の本なり、

唯此のみ能く斷ずるをもつて、獨り出の名を得

たり。或は出世の名は、二の義に依つて立てた

り、謂く、體無漏なると、及び眞如を證すると

なり。此の智のみ斯の二種の義を具せり、故に

獨り世出と名く。餘の智は然らず、即ち十地の

中の無分別智ぞ。

數此を修するが故に、二三の麤重を捨つ。

二障の種子に麤重といふ名を立つ、性い無堪

忍にして、細輕に違へるが故に。彼をして永く

滅せ令む、故に説いて捨と爲す。

(二七) 此にして能く彼の二の麤重を捨つるが故に、便ち能く廣大の轉依を證得す。

(二八) 依とは、謂く所依ぞ、即ち依他起なり、染と淨との法の與に所依たるが故に。染とは、謂く、

虛妄の遍計所執ぞ。淨とは、謂く、眞實の圓成實性ぞ。轉とは、謂く、二分を轉捨し轉得するぞ、

【三三】二の麤重。一にけ種子を

麤重と名け、二には非種の習

氣を麤重と名く。凡そ誰識教

義に於て習氣といふに二様の

意のあることを知らざるべか

らず。一には薰習の氣分との

義にて種子のことに用ゐる。

二には慣習の氣分との義にて

數數煩惱を起したることによ

りてくせづきたる煩惱の餘熏

のこと。煩惱の體既に盡きた

る後にその習慣性の残りある

ものをいふ。煩惱の體を正使

といふに對する語なり。今は

この意なり。而してその斷捨

は、所知障の種の麤重と非種

の習氣の麤重とをば地々にし

て別斷す。煩惱障の種の麤

重をば金剛心に於て始めて除

く、非種の習氣の麤重をば亦

地地にして斷す。

【三七】此にして等。次に第四句

を釋す。之に二、初に總。

【二六】依とは等。次に異師の

説。之に二、初に第一師。

【二五】二分。染と淨と。



數無分別智を修習して、本識の中の二障の麤重を斷ずるに由て、故能く依他起の上の遍計所執を轉捨し、及び能く依他起の中の圓成實性を轉得す。煩惱を轉ずるに由て大涅槃を得、所知障を轉じては無上覺を證す。唯識を成立せることは、意、有情に、斯の如き二轉依の果を證得せしめむが爲なり。

(110) 或は、依とは、即ち是れ唯識の眞如ぞ、生死と涅槃との所依なるが

故に。愚夫は顛倒して、此の眞如に迷へり、故に無始より來、生死の苦を受く。聖者は倒を離れて、此の眞如を悟れり、そゝに便ち涅槃を得て、畢竟して安樂なり。數無分別智を修習して、本識の中の二障の麤重を斷ずるに由つて、故能く如に依る生死を轉滅し、及び能く如に依る涅槃を轉證す。此れ即ち、眞如が雜染を離れたる性なり。如は性淨なりと雖、而も相は雜染なり、故に染を離れぬる時、假つて新淨と説く、即ち此の新淨を説いて轉依と爲す。(三) 修習位の中にして、障を斷じて證得す。此の位にして亦菩提をも得と雖、而も此が中の頃の意の顯す所には非ず。頌の意は、但唯識の性を轉ずることのみを顯す、二乗の滿位のをば解脫身と名け、名くるが故に。

(111) 云何が二種の轉依を證得する。

【三】或は依とは等。次に第二師。

【三】修習位等。この位に障を斷じ、金剛心の後に證得す。

この位にして、即ち證得するには非ず。

【三】大牟尼。牟尼(Muni)は寂歎と譯す。諸の雜染を寂止し默靜するが故なり。

【三】云何が等。後に前の頌を廣釋す。之に三、初に問。

大牟尼に在るをば法身と

【三】謂く、十地の中に、十の勝行を修し、十の重障を斷じ、十の眞如を證して、二種の轉依を斯に由つて證得す。

【三】十地と言ふは、

一には極喜地、初に聖性を獲、具に二空を證し、能く自他を益して、大喜を生ずるが故に。

二には離垢地、三淨戸羅を具して、能く微細の毀犯を起す煩惱の苦を遠離しぬるが故に。

三には發光地、勝定と大法の總持とを成就して、能く無邊の妙慧の光を發しぬるが故に。

四には焰慧地、最勝の菩提分法に安住して、煩惱の薪を燒く慧の焰増しぬるが故に。

五には極難勝地、眞と俗と兩の智の行相の互に違へるを合して相應せ令むること、極めて難勝なるが故に。

六には現前地、緣起に住せる智い、無分別の最勝の般若を引いて、現前せ令むるが故に。

【三】謂く等。次に略答。十地とは所經の位なり、十勝行とは所斷の因なり、十眞如とは所觀の法なり、この四種の因によるが故に二轉依の妙果を證得するなり。而して十地の位及び十勝行といふは右の頌の初二句を廣くし、十重障といふは第三句を廣くし、十眞如といふは二の蠱重を捨する時の轉依を廣くす。而して所得の果を明すは第四句を廣くせるなり。

【三】十地と等。三に前の略答を廣くす。之に二、初に能證の因を明す。之に四、第一に十地を廣くす。之に三、一に十の別名。  
【二】淨戸羅。別解脫・定共・道共の三戒に通す。  
【三】總持。梵に陀羅尼(Dhāraṇī)といふ、總持はその譯名にして、善法を持して散ぜしめず、惡法を持して起らしめざる力用に名く。之に法・義・呪・忍の四陀羅尼あり。  
【二】緣起。十二緣起。  
【一】般若(Prjñā)。智慧の梵名。

るぞ。二には苦法智、謂く、忍の無間に前の眞如を觀じて、前の所斷の煩惱の解脱を證するぞ。三には苦類智忍、謂く、(10)智の無間に無漏の慧生じて、法の忍と智とに於て、各別に内に證せり、後の聖法は、皆是れ此が類なりといふ。四には苦類智、謂く、此が無間に無漏の智生じて、苦類智忍を審定し印可するぞ。

苦諦に於て四種の心有るが如く、集滅道諦にも、應に知るべし亦爾なり。

此の十六心において、(10)八は眞如を觀じ、

(10)八は正智を觀ず。

(10)五眞見道の無間と解脱との、見と自證との

分に法するをもつて、差別に建立して相見道と名く。

(10)K二には、下上の諦境を觀するに依つて、

別に、法と類との十六種の心を立つ。謂く、現前と不現前との界の苦等の四諦を觀するに、各二の心有り、一には現觀忍、二には現觀智。其の所應の如く、眞見道の無間と解脱との見分の、諦を觀せしに法して、見所斷の(10)百一十二の分別の隨眠を斷するを相見道と名く。

【二】智・苦法智。

【一〇】八。法忍と法智との總じての八種。

【一〇】八。類忍と類智との總じての八種。

【一〇】五眞見道の等。法忍は前の眞見道の無間道の見分に則り、法智は解脱道の見分に則る。又類忍は無間道の自證分に則り、類智は解脱道の自證

分に則る。前の智を印するが故に差別に立てたり。

【一〇】二には等。次に下上諦

觀。下上とは下地(欲)と上地(色・無色)とのこと。現前・不現前も次での如く之に配す。

【一〇】七百一十二。欲界四諦下の見惑に四十、上二界に各三十二あり(瞋を除く故)併せて百十二となる。

【一〇八】若し廣布聖教の道理に依つて相見道を説かば、九種の心有り。此は即ち、前の安立諦を縁とする二の十六種に依つて、一〇七 止と觀とを別に立てたり。謂く、法類品の忍と智とを合して説くに、各四の觀有るをもつて、即ち八の心と爲し、八と相應する止を總じて説いて一と爲す。見道の中には、止と觀とを雙べ運ぶと雖、而も見の義に於ては、觀のみ順じて止には非ず。故に此の觀と止とを開し合すること不同なり。此に由つて九の心を相見道と名く。

【一〇九】諸の相見道は、眞に依つて假に説くをもつて、世第一法の無間にして生ずといひ、及び隨眼を斷ずといふ。實に是の如くあるものには非ず、眞見道の後に方に生ずることを得るが故に、非安立の後に安立を起すが故に、分別の隨眼をば眞にして已に斷じてしが故に。

【一一〇】前の眞見道には、唯識の性を證し、後の相見道には、唯識の相を證す、二が中には、初しい勝れたるが故に、頷に偏に説けり。

【一一一】前の眞見道をば根本智に攝め、後の相見道をば後得智に攝む。

【一一二】諸の後得智には二分有りや。

【一一三】有義は、俱に無し、二取を離れたるが故にといふ。

- 【一〇八】若し廣布等。後に言教の相見道を辨す。こは菩薩等に見道等にありてこの觀をなさず、但教を布かむが爲にその差別を説く。
- 【一〇九】安立諦等。相見道なり。
- 【一一〇】止と觀と。止は一、觀は八なり、次下の如し。
- 【一一一】諸の等。こは總釋。
- 【一一二】諸の等。こは因みに後得智を解す。
- 【一一三】有義。こは安慧の説。

有義は、此の智には見は有つて相は無し、此の智品には分別有りと説けるが親しく境を照すが (二二五) 故に、(二二六) 執著せざるが故に、二取を離れたりと説くといふ。

(二二七) 有義は、此の智には二分俱に有り、此は似の眞如の相を思惟して、眞實の眞如の性をば見すと説けるが故に。又此の智は、諸法の自共相等を分別し、諸の有情の根性の差別を觀じて、而も爲に説くと説けるが故に。又此の智は、身と土との等きを現じて、諸の有情の爲に正法を説くと説けるが故に。若し現似の色聲等を變せざれば、寧んぞ身を現じ法を説くが等き事有らむや。色蘊の依を轉ずるをもつて色を現せずといはば、四蘊の依を轉ずるをもつて受等も無かる應し。又若し、此の智は變じて境に似ずといはば、自體に離れたる法は所緣に非ざる應し、色等を緣せむ時には、聲等を緣す應し。又無法の等きを緣せむときは、所緣縁無かる應し、彼は體實に非ざるをもつて、緣用無きが故に。

斯に由つて後智には、二分俱に有り。

(二二八) 此の二の見道と六現觀と相攝すること云何。

(二二四) 故に、聖智は皆能

【二二四】故に見分なり。

【二二五】故に相分無し。

【二二六】執著等。經論に二取を離れたりと云へるは、二取に執著せざるが故なり。見分無きには非ず。

【二二七】有義は等。こは護法正義なり。曰く『瑜伽』七十三に「此は似の眞如の相を思惟して……」等と云へり、思惟といふ、これ見分あることを明せるものなり。又「眞實の眞如の相とは見ず」と云へり、これ相分あるの明徴ならずや。乃至『佛地經』・『攝論』等に明に二分あるの明徴ありと云へり、本文の如し。

【二二八】此の二の等。こは後に六現觀との相攝なり。之にて、初に問答料簡。

(二五) 六現觀とは、

一には思現觀、謂く、最上品の喜受と相應する思所成の慧ぞ。此い能く諸法の共相を觀察して、煥等を引生す、加行道中にして諸法を觀察するに、此が用最も猛し、偏に現觀と立つ。煥等は、廣く法を分別すること能はず、又理を證せず、故に現觀に非ず。

二には信現觀、謂く、三法を緣する世・出世間の決定の淨信ぞ、此い現觀を助けて退轉せざら令むれば、現觀といふ名を立つ。

三には戒現觀、謂く、三漏の戒ぞ、破戒の垢を除いて、觀をして増明になら令むれば、亦現觀と名く。

四には現觀智諦現觀、謂く、一切種の非安立を緣する根本と後得との無分別智ぞ。

五には現觀邊智諦現觀、謂く、現觀智諦現觀の後に、諸の、安立を緣する世・出世の智ぞ。

六には究竟現觀、謂く、盡智等究竟位の智ぞ。

(二三) 此の眞見道には、彼の第四の現觀の少分を攝む。此の相見道には、彼の第四と第五との少分を

【一九】六現觀。現とは現前のこと、現前に明了にこの現境を觀するを以て現觀といふ。之に六あり。文の如し。  
【二〇】無漏の戒。無漏道共戒のこと。  
【二一】此の眞見道等。次に正しく相攝を明す。第四現觀の少分とは根本・後得の中、唯根本だけを取る故かくいふ。第四と第五との少分とは、第四は後得のみを取り、第五は修道に通ずるが故に少分といふ。

七には遠行地、無相任の功用の後邊に至つて、世間と二乗との道を出過しぬるが故に。

八には不動地、無分別智の任運に相續して、相と用と煩惱とに動せらるること能はざるが故

に。

九には善慧地、微妙の四無礙解を成就して、能く十方に遍して、善く法を説くが故に。

十には法雲地、大法智の雲い衆徳の水を含んで、空の如くなる盛重を蔽ひ、法身に充滿せしむる

が故に。

是の如き十地は、總じて有爲無爲の功德

を攝して、以て自性と爲す。

所修の行の與に勝れたる依持と爲つて、

生長することを得令むるが故に、名けて地と爲す。

す。

十勝行とは、即ち是れ十種の波羅蜜多ぞ。

施に三種有り、謂く、財施と無畏施と法

施とぞ。

戒に三種有り、謂く、律儀戒と攝善法戒と饒

【四】相と等。相とは有相、用とは功用。

【四二】四無礙解。また四無礙辨。四無礙智ともいふ。如來の有する四種の解智なり。一に法無礙解とは一切の法の名字に通達すること。二に義無礙解とは一切の法の義理に通達すること。三に詞無礙解とは一切の言語に通達すること。四に辯無礙解(又は樂說無礙ともいふ)とは衆生の欲する所に隨ひ、法を説くに自在なること。

【四三】是の如き等。次に地の體

性を明す。

【四四】所修の等。次に地の名を釋す。

【四五】十勝行等。第二に十勝行を廣くす。之に二、初に總舉

十種とは施・戒等の十種なり、本文の如く知るべし。但しこ

は六波羅蜜中の第六を開いて後の四とせるなり。

【四六】施に等。次に廣釋。之に四、初に諸門分別。之に十

三、一に十度相攝門。

財施とは財寶を施すを云ふ。

無畏施とは虎狼等の畏れなからしむるを云ふ。法施とは法

益有情戒とぞ。

忍に三種有り、謂く、耐怨害忍と安受苦忍と

諦察法忍とぞ。

精進に三種有り、謂く、被甲精進と攝善精進

と利樂精進とぞ。

靜慮に三種有り、謂く、安住靜慮と引發靜慮

と辨事靜慮とぞ。

般若に三種有り、謂く、生空無分別慧と法空

無分別慧と俱空無分別慧とぞ。

方便善巧に二種有り、謂く、廻向方便善

巧と拔濟方便善巧とぞ。

願に二種有り、謂く、求菩提願と利樂他願と

ぞ。

力に二種有り、謂く、思擇力と修習力とぞ。

智に二種有り、謂く、受用法樂智と成熟有情智とぞ。

を施すをいふ。

律儀戒とは、三業を護りて不

善を制止する七衆の別解脫戒

をいふ。攝善法戒とは、一切

の佛法を任持して善法を修證

するをいふ。攝衆生戒とは、

大悲を起して有情を利益する

をいふ。

耐怨害忍とは假令害敵に逢ふ

とも、よく有情を憐んで捨て

ざるをいふ。安住苦忍とは寒

熱等の苦惱に遇ふとも勝心更

に退轉せざるをいふ。諦察法

忍とは甚深の法に了達して、

無生眞如の理を證するをい

ふ。

被甲精進とは、大誓心を起す

をいふ。攝善精進とは、善法

を攝受して加行精進するを云

ふ。利樂精進とは、勤めて有

情を饒益せむと樂ふをいふ。

安住靜慮とは、現法樂受に安

住するを云ふ。引發靜慮と

は、六神通を發するを云ふ。

辨事靜慮とは利生の事を辨ず

るをいふ。

【一七】廻向方便等。廻向方便善

巧とは諸の善根を以て有情に

廻向して俱に菩提を求むるを

いふ。拔濟方便善巧とは大悲

心を以て有情を濟度するをい

ふ。



【四八】

此の十が性をいはずば、施は、無貪と及び彼に起さるる三業しを以て性と爲す。戒は、菩薩戒を受學する時の三業を以て性と爲す。忍は、無瞋と精進と審慧と及び彼に起さるる三業とを以て性と爲す。精進は、勤と及び彼に起さるる三業とを以て性と爲す。靜慮は、但等持を以て性と爲す。後の五は皆擇法を以て性と爲す、是れ 根本と後得との智なりと説けるが故に。

有義は、【四九】第八のは、欲と勝解と及び信とを以て性と爲す、願は、此の三を以て自性と爲すが故にといふ。

此は自性を説きつ、若し眷屬を併せば、一一皆、一切の俱行する功德を以て性と爲す。

【五〇】此の十が相をいはずば、要す七最勝に攝受せらるるをば、方に波羅蜜

多と建立す可し。

一には安住最勝、謂く、要す菩薩種姓に安住する

謂く、要す大菩提心に依止するぞ。三には意樂最勝、謂く、要す一切の有情を悲愍するぞ。四には事業最勝、謂く、要す具に一切の事業を行するぞ。五には巧便最勝、謂く、要す無相智に攝受せらるる

ぞ。六には廻向最勝、謂く、要す無上菩提に廻向するぞ。七には清淨最勝、謂く、要す二障の爲

問難せられざるぞ。

【四八】此の十が等。二に出體門。

【四九】根本と後得。根本は第六、後得は後の四なり。

【五〇】第八。願波羅蜜をいふ。

【五一】此の十が等。三に相を明すの門。

若し此の七に攝受せらるるに非ざる者は、所行の施等いい到彼岸に非ず。斯に由つて、施等の十を波羅蜜多に對して、一一に皆四句をもつて分別す應し。

此が但十のみ有つて、増減せざることは、謂く、十地の中に、十の障を對治し、十の眞如を證

するをもつて、増減すること無きが故に。

復次に、前の六が増減せざることは、(一五)六

種の相違の障を除かむが爲の故に、漸次に諸

の佛法を修行するが故に、漸次に諸の有情を成

熟するが故に。此は、(一五)餘の論に廣く説けるが

如し、應に知るべし。

又施等の三は増上生道なり、(一五)大の財と

體と及び眷屬とを感ずるが故に。精進等の三は

決定勝道なり、(一五)能く煩惱を伏し、有情と

及び佛法とを成熟するが故に。諸の菩薩の道は、唯此の(一五)二のみ有り。

又前の三種は有情を饒益す、(一五)彼に資財を施し、彼を損惱せず、彼が惱むことを堪忍して、而も饒益するが故に。精進等の三は煩惱を對治す、未だ伏減せずと雖、而も能く精進して、(一五)彼を對治

ものは一切有情に悉く歸附するが故に。

【一五】此が但等。四に不増減門。

【一五】六種の相違の障。慳悞・犯戒・曠志・懈怠・散亂・惡慧の六種。

【一五】餘の論。『攝論』を指す。

【一五】大の財等。施は大財を、戒は大體を、忍は眷屬を感ず。大財は知るべし。大體とは、戒を持するときは善趣の中に生じて尊貴の身を得るが故に。眷屬とは、忍を行する

【一五】能く煩惱を等。精進は煩惱を伏し、靜慮は有情を成熟し、智慧は佛法を成熟す。

【一五】二。増上と決定との二。如く施・戒・忍の三に當る。

【一五】彼を等。精進によるが故に諸の加行を修し、靜慮によるが故に煩惱を伏し、般若によるが故に隨眠を斷す。

【一五】二のみ有り。

する諸善しよぜんの加行けぎやうを修しゆし、諸しよの煩惱ぼんノウを永とこしへに伏ふくし永とこしへに滅めつするが故ゆゑに。

又また施等せとうに由よつては涅槃ねはんに住せうせず、及び後のちの三さんに由よつては生死しやうじに住せうせず、此これに由よつて前さきの六むは、不增不減ふぞうふげんなり。

後のちのが唯四ただよのみあることは、前さきの六むを助たすけて、修しゆすること満足まんぞくせしめむとして、増減ぞうげんせざるが故ゆゑに。

方便善巧ほうべんぜんかうは施等せとうの三さんを助たすけ、願ねがひは精進しやうじんを助たすけ、力りきは靜慮じやうりよを助たすけ、智ちは般若はんげを助たすけて、修滿しゆまんせしむるが故ゆゑに。解深密經げじんみつぎやうに廣ひろく説とけるが如ごとし、應まさに知るべし。

十じゆが次第しだいをいはば、謂いはく、前前ぜんぜんの由よつて後後ごごのを引發いんぱつし、及び後ごの由よつて前前ぜんぜんのを持淨ぢじゆうす。又また前前ぜんぜんのは麤あらく、後後ごごのは細こまきが故ゆゑに、易い難なんをもつて修習しゆじゆする次第しだい是かくの如ごとし。

總別名そうべつなうを釋しやくすることは、餘處よしょに説とけるが如ごとし。

此この十じゆの修しゆすることをいはば、五種しゆの修有しゆあり、一いには依止えじ任持にんぢ修しゆ、二にには依止えじ作意さうい修しゆ、三さんには依止えじ意樂いげつ修しゆ、四しには依止えじ方便ほうべん修しゆ、五ごには依止えじ自在じざい修しゆなり。此この五修ごしゆに依よつて十種しゆの波羅蜜多はらみつたを修習しゆじゆして、皆圓滿みなえんまんすることを得う得え。集論等じふろんとうに廣ひろく其その相さうを説とけるが如ごとし。

【二〇】無住處涅槃むぢうしよねはんの資糧しりやうた

【二〇】無住所等。この六むを承うけて、之これが無住處涅槃むぢうしよねはんの資糧しりやうなりとの意い。

【二一】方便等。こは六むを助たすくる相さうを示しす。

【二二】十が次第等。五ごに次第しだいを明あす門もん。

【二三】總別名等。六むに名なを釋しやくする門もん。餘處よしょとは『深密』に『瑜伽』等を指さす。

【二四】此の十の等。七しちに修行しゆぎやう門もん。

【二五】集論等「對法」第十二。「攝論」第七等。

(二六二) 此の十を攝することはいはば、謂く、十が一に皆一切の波羅蜜多を攝めたり、互に相順せるが故に。前の行を修して後のを引くに依つていはば、前に後のを攝む、必ず前のを待するが故に。後には前のを攝めず、後のを待せざるが故に。後の行を修して前のを持淨するに依つていはば、後には前のを攝む、前のを持淨するが故に。前には後のを攝めず、持淨するものに非ざるが故に。若し純にし雜にして修習するに依つていはば、展轉して相望するに、應に四句を作るべし。

(二六三) 此は實には十有れども、而も六と説けることは、應に知るべし、後の四は第六に攝めらるるをもつてなり。開いて十とせることは、第六をば唯無分別智に攝め、後の四をば皆是れ後得智に攝むるをもつてなり、世俗を緣するが故に。

(二六四) 此の十が果をいはば、有漏に四有り、離繫果をば除く、無漏に四有り、異熟果をば除く。

而も (二六五) 有る處に、五果を具すと説けるは、或は互に相資くるをもつてなり、或は二を合して説けるをもつてなり。

(二六六) 十と三學と互に相攝することはいはば、戒學に三有り。一には律儀戒、謂く正しく難す應き所

【二六二】此の十を等。八に互攝門。  
 【二六三】此は等。九に問答開合。  
 【二六四】此の十が等。十に五果門。  
 【二六五】有る處。『對法』第十二。學相攝門。その中三ありて初に學の名體を出す。

の法を遠離するぞ。二には攝善法戒、謂く、正しく修し證す應き法を修し證するぞ。三には饒益有情戒、謂く、正しく一切の有情を利樂するぞ。

此が二乗と共不共有ること、甚深なること、廣大なることは、(一七)餘處に説けるが如し。

定學に四有り。一には大乘光明定、謂く、此い能く大乘の理教行果を照了する智の光明を發すが故に。二には集福王定、謂く、此い自在にして、無邊の福を集むること王の勢力の如くにして、等しく雙ぶもの無きが故に。三には賢守定、謂く、此い能く世・出世間の賢善の法を守るが故に。四には健行定、謂く、佛菩薩の大健の有情の行ふ所なるが故に。

此の四が所縁と對治と堪能と引發と作業とは、(一七)餘處に説けるが如し。

慧學に三有り、一には加行無分別慧、二には根本無分別慧、三には後得無分別慧なり。

此の三が自性と所依と因縁と所縁と行との等きは、(一七)餘處に説けるが如し。

(一七)是の如き三慧の、初の二位中には、種ならば具に三有り、現ならば唯加行のみなり。通達位に於ては、現ならば二なり、種ならば三なり、見道位の中には加行無きが故に。修習位に於て、七地已

前は、若くは種にあれ若くは現にあれ、俱に三種に通ず、八地以去は、現ならば二なり種ならば三なり、無功用の道は加行に違へるが故に、

【一七】餘處。『無性攝論』第七。

【一七】餘處。『攝論』第八等。

【一七】餘處。『攝論』第八。

【一七】餘處。『攝論』。

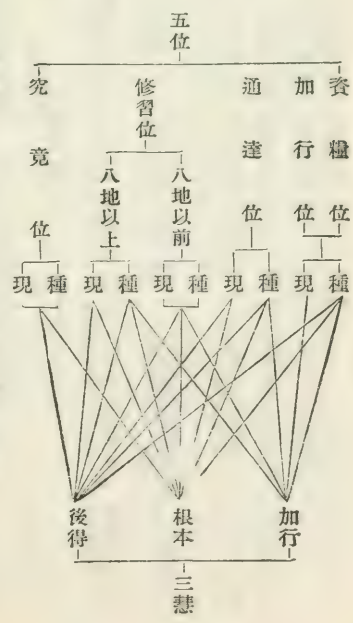
【一七】是の如き等。こは次に五位に於て分別す。次の圖によ

りてその意を知るべし。

有らゆる進趣に皆後得を用ゐる、無漏觀の中に任運趣なるが故に。究竟位の中には、現も種も俱に二なり、加行の現と種とをば、俱に已に捨てしが故に。

若し自性をもつて攝めば、戒には唯戒を攝め、定には靜慮を攝め、慧には後の五を攝む。若し助伴を並べていはば、皆具に相攝すべし。若し用に隨つて攝めば、戒には前の三を攝む、資糧と自體と眷屬との性なるが故に。定には靜慮を攝む。慧には後の五を攝む。精進をば 三に攝む、遍く三を策すが故に。

若し顯はなるに隨つて攝めば、戒には前の四を攝む、前の三は前の如し、及び 守護するが故に。此の十が位をいはば、五位に皆具せり。修習位の中に其の相最も顯はなり。然れども初の二位において、頓悟の菩薩をば、種は二種に通じ、現は唯有漏のみなり、漸悟の菩薩をば、若くは種



【七五】若し等。こは後に正しく相攝する門なり。

【七六】皆具に等。三に具に十を攝すべし。

【七七】資糧と等。施は戒の資糧なり、戒は戒の自體なり、忍は戒の眷屬なり。

【七六】三。三學。

【七五】守護等。精進は戒を守護するが故に。

【八〇】此の十が等。十二に五位現種相攝門。

【八二】種。十波羅蜜の種。

定には靜慮を攝む。慧には後の五を攝む。

此の十が位をいはば、五位に皆具せり。修習位の中に其の相最も顯はなり。然れども初の二位において、頓悟の菩薩をば、種は二種に通じ、現は唯有漏のみなり、漸悟の菩薩をば、若くは種

にあれ若くは現にあれ、俱に二種に通ず。已に生空の無漏觀を得たるが故に。通達位の中には、種は二種に通じ、現は唯無漏のみなり。修習位に於て、七地已前は、種も現も俱に有漏無漏に通ず、八地以去は、種は二種に通じ、現は唯無漏のみなり。究竟位の中には、若くは現にあれ若くは種にあれ、俱に唯無漏のみなり。

(一八二) 此の十は、因位には三種の名有り。

(一八三) 一には波羅蜜多と名く、謂く、初無數劫のぞ、爾の時の施等の勢力尙微にして、煩惱に伏せ被れ、未だ彼を伏すること能はず、斯に由つて、煩惱を覺せずして現行せしむ。(一八四) 二には近波羅蜜多と名く、謂く、第二の無數劫のぞ、爾の時に施等より勢力漸く増して、煩惱に伏せられずなんぬ、而も能く彼を伏す、斯に由つて、煩惱をば故意をもつて方に行せしむ。(一八五) 三には大波羅蜜多と名く、謂く、第三の無數劫のぞ、爾の時の施等には、勢力轉た増しぬるをもつて、能く畢竟じて一切の煩惱を伏す、斯に由つて、煩惱を永に現行せしめず、猶所知の微細の現と種と及び煩惱の種と有るが故に、未だ究竟せず。

(一八六) 此の十が義類の差別無邊なり、繁文を厭はむかと恐れて、略して綱要を示す。

(一八七) 十を十地に於て實に皆修すと雖、而も相の増せるに隨へて、地地に一を修すといふ。

【一八二】此の十は等。十三に分位分別門。

【一八三】一には等。この位には一行の中に一行を修す。

【一八四】二には等。この位には一行の中に一切行を修す。

【一八五】三には等。この位には一切行の中に一切行を修す。

【一八六】此十が等。次に繁文を出さざることを指す。

【一八七】十を等。次に十地修度門。

(二八六) 十地の行に無量の門有りと雖、而も皆十到彼岸に攝在す。

(二八九) 十重障とは、

(二九〇) 一には異生性の障、謂く、二障の中の分別起の者ぞ、彼の種に依つて異生性を立つるが故に。

二乗の見道の現在前する時には、唯一が種のみを斷ずるをもつて、聖性を得すと名け、菩薩の見道の現在前する時には、具に二種を斷ずるをもつて、聖性を得すと名く。

(二九二) 二の眞見道の現在前する時には、彼の二障の種い必す成就せず。猶し明と闇と定んで俱生せざるがごとし、稱の兩頭の低昂の時等しきが如し。諸の相違せる法は、理い必す然る應し、是の故に

(二九三) 二の性を俱に成せる失無し。無問道の時に已に惑の種は無くなんぬ、何を復、解脱道を起すを用ゐることを爲さむや。

(二九四) 惑を斷じ滅を證せむといふ期心別なるが故なり。彼の品の麤重性を捨せむが爲の故なり。無間

【二八六】十地の等。次に諸行を攝す。

【二八九】十重障等。以下は十重障を廣くす。之に二、初に重障を明す。之に二、初に總體。

【二九〇】一には等。次に別釋。之に十一、一に異生性障。

【二九二】二の等。こは障と道との俱不俱を明す。曰く惑の得と聖道と俱なることなし、唯

分別の二障の種子によりてのみ異生性を立つ、その種は必ず見道と俱なるに非ず、如何ぞ凡聖と俱に成ぜるの失あらむや。

【二九三】二の性。凡聖の二の性。

【二九三】無問道等。こは二道の別を釋す。その中この文は小乘の間難なり。

【二九四】惑を等。こは論主の答。之に二解ありて、初の解は、無問道には惑を斷じ、解脱道

には滅を證するなり。無問道には已に惑種無くなりぬと雖、彼の無爲を證せむとして、その用別なれば解脱道を起すといふ。「彼の品の……」

以下後の解なり、文に麤重障とは二障の習氣のことなり、その他解し易し。この解をよしとす。



道の時に惑の種は無

くなんぬと雖、而も

未だ彼の無堪任性を

捨せず、此を捨せむ

が爲の故に、解脱道

を起し、及び此の品

の擇滅無爲を證せむ

としてなり。

(二壺)見道の生ずる

ときには、亦惡趣の

諸の業果の等きを

も斷ずと雖、而も今

は且く能起の煩惱の

みを説く、是れ根本

なるが故に。(二壺)斯に

【五五】見道の生ずる等。こはこ

の障を以て二十二愚に即す。

二十二愚とは、この十重障の

各に二愚を具し、之に佛果を

障ふる二の愚を加へて二十二

愚となす。此十重障二十二愚

を圖示せば左の如し。

愚二十二障重十

初地—異生性障(分) 別二障—執著我法愚(分別二障體)

第二地—邪行障(俱生所知障一分) 微細悞犯愚(俱生所知障一分)

第三地—闇鈍障(俱生所知障一分) 欲貪具(障勝定及修慧)

第四地—微細煩惱現行障(俱生所知障中身見) 等至愛愚(愛三慧所得勝定)

第五地—於下乘般涅槃障(厭苦欣滅障) 法愛愚(愛三慧所依教法)

第六地—塵相現行障(執染淨差別障) 現觀察行流轉愚(執有淨)

第七地—細相現行障(執生滅細相障) 細相現行愚(執取流轉細生相)

第八地—無相中作加行障(令無相觀不任運起) 純作意求無相愚(取還滅細滅相)

第九地—利他中不欲行障(利他功德非任運) 於無量所說法無量名句字後後慧辯

辯才自在愚(障辯無礙解)

由つて初地しよぢに、二の愚ぐと及び彼の麤重そぢゆうとを斷だんずと説とけり。一

には執著しよぢやく我法愚がほふぐ、即すなはち是こは、此なかが中の異い生性しやうじゆうの障しやうぞといふ。

二には惡趣あくしゆぜんぐ雜染愚ざせんぐ、即すなはち是こは、惡趣あくしゆちうろの諸しよ

の（二）業果等ごふくとうぞといふ。應まさに知しるべし、愚品ぐほんなるをもつて、總そうじて説といて愚ぐと爲なす。後のちのこれに准じゆんじて釋しやくせよ。或あるひは彼かに、唯利鈍たかりどんの障品しやうほんと俱ともに起おこる二の愚ぐのみを説とけり。彼かに麤重そぢゆうといふ言ごんは、彼かの（一九六）二にが種しゆを顯あらはす。或あるひは二に起おこさるる無堪任性むかんにんじやうなり。二定ぢやうに入いるときに、苦根くこんを斷だんずと説とく、所斷しよだんの苦根くこんは、現種げんしゆに非あらずと雖しか、而も麤重そぢゆうと名なづくるが如ごとく、此こも亦また然しかる應べべ。後のちの麤重そぢゆうの言ごんも、此これに例れいして釋しやくす。應べ。

（一九七）初地しよだんの所斷しよだんは、實じつに二障しやうに通つうずと雖しか、而も異生性いしやうじゆうの障しやうといふ意いは、所知しよちを取とる、（二〇〇）十無明じゆむやうは染汗せんあせに非あらずと説とけるが故ゆゑに。無明むみやうとは、即すなはち是これ十障品しやうほんの愚ぐなり。二乘じやうも亦また能よく煩惱障ぼんノウシヤウダんを斷だんず、彼かは是

第十地—於諸法中未得自在障（非）遍緣自在（一）  
—金剛喻定

大神通愚（障）所起事業（一）  
悟入微細秘密愚（障）大法智及功德（一）  
於一切所知境極微細著愚（微細所知障）  
極微細礙愚（一切俱生起煩惱障種子）

【一九六】斯すに等と。『深密』第四・三・瑜伽（第七十八）の説。

【一九七】業果等。何故業果をも亦名けて愚とするやといふに、

諸の業果等は、體愚に非ずと雖、而も業は是れ愚が所起なり、果は是れ業が所感なれば

なり。

【一九八】二。二愚。

【一九九】所地の等。こは障を以て無明に即して同とせむか、異とせむかを分別す。

【二〇〇】十無明は等。こは『世親攝論』第七の説なり。曰く十

種の無明を二乘に望めて是れ染汗に非ずと説く、故に若し煩惱を取らば即ち十無明は染汗に通ずべければ、今は煩惱を取らざるなり。

れ共せるが故に、そゑに此に説く所に非ず。又十無明の、染汗ならずといふは、唯十地の修所斷に依つて説けり。此の位の中には亦煩惱を伏し、彼の疊重を斷すと雖、而も正しき意に非ず、隨眠を斷せざるをもつての故に、此を説かず。

理實をもつては、初地の修道位の中には、亦俱生の所知の一分をも斷すれども、然も今は且く(101)最初に斷する者を説く。後の九地に斷するものも、此に准じて知る應し。

住と滿との地の中に、時既に淹久なり、そゑに理しい進んで斷す應き所の障を斷す應し。爾らずんば、(101)三時の道別なること無かる應し。

故に菩薩は、現觀を得已つて、復十地の修道位の中に於て、唯永に所知障を滅する道のみを修し、煩惱障をは留めて、願を助けて受生す、二乗の、速に圓寂に趣くが如きには非ずと説けり。故に修道の位には煩惱を斷せず、佛を成せむとする時に、方に頓に斷するが故に。

(101) 二には邪行障、謂く、所知障の中の俱生の一分と、及び彼に起さるる悞犯の三業とぞ。彼は二地の極淨の戸羅を障ふ。二地に入る時に、便ち能く永に斷ず。斯に由つて、二地に、二愚と及び彼の慶重とを斷すと説けり。一には微細悞犯愚といふ、即ち是は、此が中

【101】 最初に斷する者。異生性の障を指す。  
 【102】 三時。入・住・滿。  
 【103】 二には等。二に邪行障。  
 【104】 戸羅(の三) 清凉と翻じ、又戒と譯す。戒體の清淨なるをいふ。  
 【105】 或は等。初のは業を起すの愚なり、後のは業を了せざるの愚なり。

唯業を起すと、業を了せざるとの愚なり。

【一〇六】

三には聞鈍障、謂く、所知障の中の俱生の一分の、所聞思修の法を忘失せ令むるぞ。彼は、三地の勝定と（一〇七）總持と及び彼に發さるる殊勝の三慧とを障ふ、そるに三地に入る時に、便ち能く永に

斷ず。斯に由つて、三地に、二愚と及び彼の麤重とを斷ずと説けり。一に

は欲貪愚といふ、即ち是は、此が中に能く勝定及び修慧を障ふる者なり。

彼れ、昔、多く欲貪と俱なりしが故に、欲貪愚と名く、今、勝定と及び修

所成とを得しつるをもつて、彼れ既に永に斷じぬ、欲貪も隨つて伏し

ぬ、此は無始より來、彼に依つて轉するが故に。二には圓滿聞持陀羅尼愚

といふ、即ち是は、此が中の能く總持と聞思慧とを障ふる者なり。

【一〇七】

四には微細煩惱現行障、謂く、所知障の中の俱生の一分の第六識

と俱なる身見等に攝するぞ。最下品なるが故に、作意せずして緣するが故

に、（一〇九）遠きより隨つて現行するが故に、説いて微細と名く。彼は四地の菩提分法を障ふ、四地に入

る時に、便ち能く永斷ず。（一〇〇）彼れ、昔、多く、第六識の中の任運に生じて我と執する見等と同體に

して起りしが故に、煩惱といふ名を説く。今、四地の中に、既に無漏の菩提分法を得しつるをもつて、彼れ、便ち、永に滅しぬ。此の我見の等きも、亦、永に行せずなんぬ。初二三地には、施と戒と

【一〇六】三に等。三に聞鈍障。

【一〇七】總持、陀羅尼の四種中今は法と義との二なり。

【一〇八】四には等。四に微細煩惱現行障。

【一〇九】遠きより等。無始より以來身に隨つて現行するが故に。

【一一〇】彼れ、見等。既に之れ所知障なるに、何故煩惱の名を立つるやとのことを釋す。

修しゆとを行まずするをもつて、相まう世せ間けんに同どうなり。四ぢ地ぢには菩ぼ提だい分ぶん法ぽうを修しゆ得とくしつるをもつて、方まさに出しゆ世せと名なづく、故ゆゑに能よく永とこしへに (三二) 二にの身しん見けんの等ごうきを害がいしつ。

寧なんぞ知しる、此これは第六だいろく識しきと俱くなりといふことを。

第七だいち識しきと俱くにして我がと執しやくする見けん等とうは、(三三) 無む漏ろう道どうと性しやう相さう違たがへるが故ゆゑに、

八はち地ぢ以い去このみに、方まさに永とこしへに行まずせすなんぬ、七ぢ地ぢより已このかた來きたには、猶なほ現げん起きする

ことを得う、餘よの煩はん惱なうの與たもに依え持ぢと爲するが故ゆゑに。(三四) 此これは麤そ彼かれは細さいに、伏ぶくす

ること前ぜん後ご有あり、故ゆゑに此これは但ただ第六だいろくと相さう應おうするなり。身しん見けん等とうといふ言ごんには、

亦また無む始しの所しよ知ち障じやうに攝さつめらるる定ぢやう愛あいと法ぽう愛あいとをも攝さつめたり。彼かの定ぢやう法ぽう愛あいは、

三さん地ぢには尙なほ増ぞうせり、四ぢ地ぢに入いる時ときに、方まさに能よく永とこしへに斷だんず、菩ぼ提だい分ぶん法ぽう法ぽうい特とく

に彼かれに違たがへるが故ゆゑに。斯これに由よつて、四ぢ地ぢに、二にの愚ぐと及おこび彼かの麤そ重じゆうとを斷だん

すと説とけり。一いちには等とう至し愛あい愚ぐといふ、即すなはち是これは、此こが中なかに定ぢやう愛あいと俱くなる者もの

ぞ。二にには法ぽう愛あい愚ぐといふ、即すなはち是これは、此こが中なかに法ぽう愛あいと俱くなる者ものぞ。所しよ知ち障じやう

に攝さつめらるる二にの愚ぐ斷だんじぬる故ゆゑに、煩はん惱なうの二にの愛あいも亦また永とこしへに行まずせすなん

ぬ。

(三四) 五ごには下げ乘じやうに於おいて般ぱん涅ね槃ぱんせしむる障じやう、謂いはく、所しよ知ち障じやうの中なかの俱く生じやうの一分ぶんの、生じやう死じを厭いとひ、樂ねがつて

【三二】二の身見。初の見道に於て已に第六識の中の分別の身見を離れ、今この第四地にて

俱生の身見を離れ盡きぬるを以て二の身見を害すといふ。

【三三】無漏道。第六の空無漏。

【三四】此は等。第六の我見は麤、第七の我見は細なり。麤をば前に伏し、細をば後に伏す。

【三五】五には等。五に於て下乘般涅槃障。下乘とは菩薩乘に對し二乗をいふ。

涅槃に趣いて、下の二乗の、苦を厭ひ滅を欣ぶに同じから令むるぞ。彼は五地の無差別の道を障ふ、五地に入る時に、便ち能く永に斷ず。斯に由つて、五地に、二の愚と及び彼の麤重とを斷ずと説けり。一には純に作意して生死に背く愚、即ち是は、此が中に生死を厭ふ者ぞ。二には純に作意して涅槃に向ふ愚といふ、即ち是は、此が中に涅槃を樂ぶ者ぞ。

【三五】六には麤相現行障、謂く、所知障の中の俱生の一分の、染と淨との麤相有りと執じて現行

するぞ。彼は六地の無染淨の道を障ふ、六地に入る時に、便ち能く永に斷ず。斯に由つて、六地に、二の愚と及び彼の麤重とを斷ずと説けり。一には現に行の流轉を觀察する愚といふ、即ち是は、此が中に染有りと執ずる者ぞ、諸行の流轉をば染分に攝むるが故に。二には相いい多く現行する愚といふ、即ち是は、此が中に淨有りと執ずる者ぞ。淨の相を取るが故に、相觀多く行じて、未だ多時に無相觀に住すること能はず。

【三六】七には細相現行障、謂く、所知障の中の俱生の一分の、生と滅との細相有りと執じて現行

するぞ。彼は七地の妙無相の道を障ふ、七地に入る時に、便ち能く永に斷ず。斯に由つて、七地に、二の愚と及び彼の麤重とを斷ずと説けり。一には細相現行愚といふ、即ち是は、此が中に生有りと執ずる者ぞ、猶流轉の細生の相を取るが故に。二には純ら作意して無相を求むる愚といふ、即ち是は、

【三五】六には等。六に麤相現行障。  
 【三六】染と淨と。苦集を染、滅道を淨といふ。  
 【三七】七には等。七に細相現行障。

此が中に滅有りとし執する者ぞ、尙還滅の細滅の相を取るが故に、純ら無相の於に作意し勤求して、未だ空の中に有の勝行を起すこと能はず。

(三八) 八には無相の中に加行を作さしむる障、謂く、所知障の中の俱生の一分の、無相觀をして任運に起らざら令むるぞ。

前の五地には、有相觀は多くして無相觀は少し、第六地に於ては、有相觀は少くして無相觀は多し、第七地の中には、純ら無相觀恆に相續すと

雖、而も加行有り。無相の中に加行有るに由るが故に、未だ任運に相と及び土とを現すること能はず。是の如き加行は、八地の中の無功用の道を障

へたり。故に若し第八地に入ることを得る時に、便ち能く永に斷ず、彼い永斷しぬるが故に、(三九) 二の自在を得。

斯に由つて、八地に、二の愚と及び彼の麤重とを斷ずと説けり。一には無相の於に作用を作さしむる愚といふ。二には相の於に自在なる愚といふ。

相の中に於て自在ならざら令むるが故に、此も亦土をも攝めたり、相の一分なるが故に。八地以上には、純ら無漏道い任運に起る、故に三界の煩惱永に現行せずなんぬ、第七識の中の

細の所知障のみ猶現起す可し、(四〇) 生空の智と果と彼に達せざるが故に。

【三八】八には等。八に無相中作加行障。

【三九】二の自在。相と土との二自在。第八地に至らば己が所欲に隨つて大小の土等と及び

金銀等の相を現じ得るなり。

【四〇】生空の等。第六生空の正體智及び後得智果は法執の第七に達せざるが故に。

(三三) 九には利他の中に行せむと欲せざらしむる障、謂く、所知障の中の俱生の一分の、有情を利樂する事の中に於て、勤行せむと欲せずして、己が利のみを修せむと樂は令むるぞ。

彼は九地の四無礙解を障ふ、九地に入る時に、便ち能く永に斷ず。

斯に由つて九地に、二の俱と及び彼の麤重とを斷ずと説けり。

一には無量の所説法の於に陀羅尼自在なりとは、謂く、義無礙解ぞ、即ち所詮無量の諸説法の於に陀羅尼自在なりとは、謂く、義無礙解ぞ、即ち所詮

の於に總持自在なるぞ、一の義の中に一切の義を現するが故に。無量の名

句字の於に陀羅尼自在なりとは、謂く、法無礙解ぞ、即ち能詮の於に總持

自在なるぞ、一の名句字の中に一切の名句字を現するが故に。後後慧辯の

於に陀羅尼自在なりとは、謂く、詞無礙解ぞ、即ち言音の展轉して訓釋するが於に總持自在なるぞ、

一の音聲の中に一切の音聲を現するが故に。

二には辯才自在なる愚といふ。辯才自在とは、謂く、辯無礙解ぞ、善く機の宜しきことを達して、

巧に爲に説くが故に。

愚の能く此の四種の自在を障ふるをば、皆是れ此が中の第九の障に攝む。

(三三) 十には諸法の中に未だ自在を得ざらしむる障、謂く所知障の中の俱生の一分の、諸法の於に自

未得自在障。

【三三】九には等。九に利他中不  
欲行障  
【三三】十には等。十に於諸法中  
未得自在障。



在を得ざら令むるぞ。

彼は十地の(三三)大法の智雲と及び所含藏と所起の事業とを障ふ。

十地に入る時に、便ち能く永に斷ず。斯に由つて、十地に、二の愚と及び彼の麤重とを斷ずと説け

り。一には大神通が愚といふ、即ち是は、此が中に所起の事業を障ふるぞ

といふ。二には微細なり秘密なるを悟入する愚といふ、即ち是は、此が中

に大法の智雲と及び所含藏とを障ふる者ぞ。

(三四)此の地には、法の於に自在なることを得つと雖、而も餘の障有るを

もつて、未だ最極とは名けず。

謂く、俱生の微なる所知障有り、及び任運の煩惱障の種有り、そゑに金

剛喻定の現在前する時に、彼を皆頓に斷じて如來地に入る。

斯に由つて、佛地に、二の愚と及び彼の麤重とを斷ずと説けり。一には

一切の所知の境の於に、極めて微細にして著する愚といふ、即ち是は、此

が中に微なる所知障ぞといふ。二には極めて微細にして礙ふる愚といふ。即ち是は、此が中に、一切

の任運の煩惱障の種ぞといふ。

故に(三五)集論に、菩提を得する時に、頓に煩惱と及び所知との障を斷じて、阿羅漢と成り、及び如

【三三】大法の等。大法とは眞如なり、眞如を緣する智は大雲の如し、故に大法智雲といふ。所含藏とは陀羅尼門と三摩地門との諸功德をいふ。所起の事業とは智が起す所の神通なり。

【三四】此の地には等。十一に而有餘障。この地とは第十地のことなり。法とは總持と定と業とをいふ。

【三五】集論。第十四の文。

來と成るといふ、大涅槃と大菩提とを證しつと説けるが故に。

卷の第十

此の十一障は、二障に攝めらる。

三、煩惱障の中に、

見所斷の種をば、極

喜地の見道の初にし

て斷す。彼の障の現

起をば、地前にして

すでに伏しつ、修所斷

の種をば、金剛喻定

の現在前する時に、

一切頓に斷す。彼の

障の現起をば、地前

にして漸伏し、初地

【一】此の十一障は等。こは十

重障を廣くする中、第一段の

重障を明すこと上に終りて、

次に第二段の十一障を以て彼

の二障に即する條なり。その

中三、初に總じて現と種とを

斷じ伏する位次を明す。之に

亦二、初に總じて二障に即

す。

【二】煩惱障等、次に別して障

するに二、初に二障の伏斷の

位次を明す。この二障の伏斷

現行——資糧位漸伏、加行位頓伏

種子——眞見道無間道頓斷

習氣——眞見道解脫道頓捨

現行——地前漸伏、初地頓伏

種子——金剛無間道頓斷

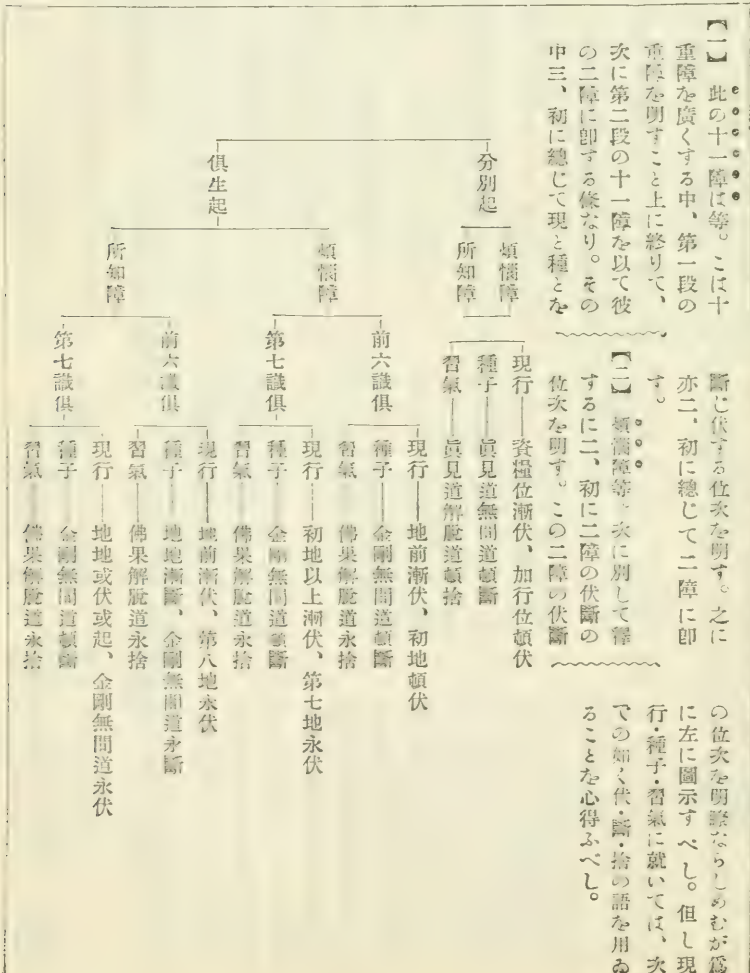
習氣——佛果解脫道永捨

現行——初地以上漸伏、第七地永伏

種子——金剛無間道頓斷

習氣——佛果解脫道永捨

の位次を明瞭ならしめむが爲に左に圖示すべし。但し現行・種子・習氣に就いては、次での如く伏・斷・捨の語を用ゐることを心得ふべし。



以上には、能く頓に伏盡して、永に行せざら令むること、阿羅漢の如し。故意の力に由つて、前の七地の中には暫く現起すと雖、而も失とは爲さず。八地以上には畢竟じて行せすなんぬ。

所知障の中に、見所斷の種をば、極喜地の見道の初にして斷す。彼の障の現起をば、地前にして已

に伏しつ。修所斷の種をば、十地の中にして漸次に斷滅し、金剛喻定の現在前する時に、方に

永に斷盡す。彼の障の現起をば、地前にして漸伏し、乃至十地にして、方に永に伏盡す。

八地以上には、六識と俱なるは、復現行せずなんぬ、無論の觀心と及び果と相續して能く

彼に違せるが故に。第七と俱なるは、猶現行す可し、法空の智と果との起る位に方に伏せら

る。前の五轉識は、設ひ未だ轉依ならずとも、無漏をもつて伏しつるが故に、障を現起せしめず。

修道の十地の位の中には、皆煩惱障の種を斷滅せずと雖、而も彼の蠱重を亦漸く斷滅す。斯に由

つて故、二障の蠱重を、一一に皆三の住に斷する義有りと説けり。

【三】 故意の等、故起して、前四地には我見等を起し、七地以前には貪等を起すことあるも、こは過失とはならず。

【四】 八地以上等。八地以上には第六と俱なる所知障現行せず、そは二空無漏の無分別智の心と此が果と滅盡定と後得智との如きが相續すれば、よく第六の二執に相違する故、彼の二執起らざる也、但し第七と俱なる所知障は八地以上にも猶現行すべし、第六の生の菩薩の三住。

【五】 修道の等、二に妨難を釋す。その中先づ難を解す。

【六】 三の住、極喜・無相・成滿

つて故、二障の蠱重を、一一に皆三の住に斷する義有りと説けり。

つて故、二障の蠱重を、一一に皆三の住に斷する義有りと説けり。

つて故、二障の蠱重を、一一に皆三の住に斷する義有りと説けり。

【七】諸住の中に皆麤重を斷すと雖、而も三の位いい顯はなり、是の故に偏に説けり。

二障の種を斷する漸頓云何ぞ。

第七識と俱なる煩惱障の種をば、三乘のひと、將に無學果を得むとする時に、一刹那の中に、三

界のを頓に斷す。(二)所知障の種をば、將に佛と成らむとする時に、一刹那

の中に、一切頓に斷す、任運に内に起つて麤細無きが故に。

餘の六識と俱なる煩惱障の種において、見所斷のをば、三乘の見位の眞

見道の中にして、一切頓に斷す、修所斷のをば、其の所應に隨つて、一類

の二乗は、三界九地のを一一漸次に九品にして、別に斷す。一類の二乗

は、三界九地のを合して一聚の九品と爲して、別に斷す。菩薩は、要す金

剛喻定を起して、一刹那の中に三界の種を頓に斷す。

所知障の種において初地の初心に、頓に一切の見所斷のを斷す。修所斷

のをば、後に十地の修道の位の中に於て、漸次にして斷じ、乃至正しく金

剛喻定を起して、一刹那の中に、方に皆斷盡す。通じて、内外と麤細との境を縁じて生ずるをもつて

品類差別にして、衆多なること有るが故に。

(二) 二乗は根鈍なるをもつて、漸く障を斷する時に、必ず各別に無間と解脱とを起す。加行と勝進

【七】 諸住の等。こは妨を釋す。  
【八】 二障の等。次に斷の漸頓を明す。こは唯菩薩のみならず、廣く三乘に通じていふ。  
【九】 三乘。不定姓並に決定聲聞、決定獨覺種姓の人。  
【一〇】 所知障等。こは所知障なれば不定姓と菩薩種姓とに約していふこと勿論なり。  
【一一】 二乗は等。後に三乘の四道の同異を辨す。

とをば、或は別にし或は總にす。

菩薩より利根なるをもつて、漸く障を斷ずる位に、要す別に無間と解脱とを起すものにしも非ず、刹那刹那に能く斷じ證するが故に。加行等の四は、刹那刹那に前後相望するに、皆具に有る容し。

二二 十眞如とは、

一には遍行眞如、謂く、此の眞如は二空に顯されて、一法として在らずといふこと有る無きが故に。

二には最勝眞如、謂く、此の眞如は無邊の徳を具して、一切の法に於て最も勝と爲すが故に。

三には勝流眞如、謂く、此の眞如より流する所の教法は、餘の教法に於て極めて勝と爲すが故に。

四には無攝受眞如、謂く、此の眞如は繫屬する所無し、我執等の所依取に非ざるが故に。

五には類無別眞如、謂く、此の眞如は類差別無し、眼等の類異なること有るが如きには非ざるが故に。

六には無染淨眞如、謂く、此の眞如は、本より性染も無く、亦後に方に淨なりとも説く可からざる

【二】 十眞如とは等。こは所證の如を解す。之に四、初に總

【三】 一には等。次に別釋

【四】 類無別、生死涅槃と、平等にして差別なく、迷悟一如なるをいふ。

が故に。

七には法無別真如、謂く、此の真如は、多くの教法に種種に安立せりと雖、而も異なること無きが故

に。

八には不増減真如、謂く、此の真如は増減の執を離れたり、淨と染とに隨つて増減有るものにあらざるが故に。即ち此を亦是相土自在所依真如と名く、謂く、若し此の真如を證得し已んぬるときには、相を現じ土を現するに、俱に自在なるが故に。

九には智自在所依真如、謂く、若し此の真如を證得し已んぬるときには無礙解に於て、自在を得るが故に。

十には業自在等所依真如、謂く、若し此の真如を證得し已んぬるときには、普く、一切の神通の作業と總持と定門とに於て、皆自在なるが故に。

(二五) 眞如の性は實に差別無しと雖、而も勝徳に隨つて十種を假立す。

(二六) 初地の中に於て已に一切を達すと雖、而も能證の行い猶未だ圓滿

せず、圓滿せ令めむが爲に、後後に建立す。

(二七) 是の如き菩薩は、十地の中に於て、勇猛に十種の勝行を修行し、十重障を斷じ、十眞如を證し

【五】 眞如の性は等。三に妨難を釋す。抑々眞如は固より平等無差別の理體にして、其間に相違の名言を施すべきに非ずと雖、假に十地の階位の差別あるに隨ひ、その各地に證得せらるる眞如の理の上に名を附して十種の眞如を成す。

【六】 初地の等。次に廢立。

【七】 是の如き等。上來は能證の因を明し、以下は所證の果を明す。之に二、初に前を牒して下を生ぜしむ。

て、二の轉依を便ち能く證得す。

(一八) 轉依の位の別なること、略して六種有り。

(一九) 一には力を損し能を益する轉、謂く、初の二の位の、勝解を修する

と、及び慚愧あるとに由るが故に、本識の中の染種の勢力を損し、本識の内の淨種の功能を益す。未だ障の種を斷じて實に轉依を證せずと雖、而も漸く現行を伏するをもつて、亦名けて轉と爲す。

二には通達轉、謂く、通達位ぞ、見道の力をもつて眞如を通達するに由つて、分別生の二障の麤重を斷じ、一分の眞實の轉依を證得す。

三には修習轉、謂く、修習位ぞ、數、十地の行を修習するに由るが故に、漸く俱生の二障の麤重を斷じ、漸次に眞實の轉依を證得す。(三) 攝大乘の中に、通達轉は前の六地に在りと説けるは、有無相の觀をもつて眞

と俗とを通達すること、問雜して現前し、眞と非眞とを現じ現せざら令むるが故なり。(三) 修習轉は後の四地に在りと説けるは、純無相觀しい長時

に現前して、勇猛に修習して餘の麤重を斷じて、多く非眞を顯現せざら令むるが故なり。

【一八】 轉依の等。次に正しく所得の果を明す。之に二、初に位に約して證を辨す。之に三初に總じて所證の位を擧ぐ。

【一九】 一には等。次に別して解す。之に六あり、文の如く知るべし。初の二の位とは資糧・加行の二位なり、この位には漸伏するを以て亦名けて轉となすなり。

【二〇】 十地の行。十地の行と云へど、初地の見道を除ける住・出心の位と並に餘の九地となること勿論なり。

【二一】 攝大乘(無性攝論)第九。

【二二】 有無相の觀。有相觀は後得智觀、無相觀は根本智觀。

【二三】 故に前の六地にありと説く、即ち前六地を通達轉と説きて、修習轉とは云はざるなり。

【二四】 純無相觀等。こは第七地以上に就いてのことなり。



四には果圓滿轉、謂く、究竟位ぞ、三大劫の  
て、(三三) 金剛喻定の現在前する時に、永に本來の一切の塵重を斷じ、頓に佛果の圓滿の轉依を證して、  
未來際を窮めて、利樂すること無盡なり。

五には下劣轉、謂く、二乗の位ぞ、自利のみ  
を専ら求め、苦を厭ひ、寂を欣ひ、唯能く生空  
眞如のみを通達し、煩惱の種のみを斷じ、眞擇  
滅のみを證し、勝れたる堪能無きを下劣轉と名  
く。

六には廣大轉、謂く、大乘の位ぞ、他を利せ  
むが爲の故に大菩提に趣き、生死と涅槃とを俱  
に欣し厭すること無く、具に能く二空眞如を通  
達し、雙じて所知と煩惱との障の種を斷じ、頓  
に無上の菩提と涅槃とを證し、勝れたる堪能有  
るを廣大轉と名く。

(三三) 此が中の意の説く、廣大轉依を、二の塵重を捨して證得するが故なりといはむとぞ。

(三三) 阿僧企耶に無邊の難行の勝行を修集せしに由つ  
【五】 阿僧企耶 (Asankhaya)。  
舊稱阿僧祇といふ。無數又は  
無央數と譯す。印度の數名な  
り。即ち上の三大劫の長時を  
更に形容せる語なり。劫とは  
梵音アサと云ひ、極めて長  
時の意に用ゐらる、之に大・  
中・小の三劫あり、何れも長  
時を形容せる所談に外なら  
ず。  
【六】 金剛喻定。菩薩第十地の  
滿心、即ち最後の一念に佛果  
の障を斷盡し、正しく妙覺の  
證に入る位を金剛無間道と云  
ひ、この位にて起す定を金剛  
喻定といふ。その體堅固その  
用銳利にして、以て一切の煩  
惱を斷じ得る定なれば、金剛  
石の諸石中最堅固に、凡ての  
他の石類を破碎するが如くな  
るを以て、之を喩となして金  
剛喻定といふ。凡て佛教にて  
は堅固といふ意味を喩ふるに  
金剛を以てすること多し。  
【七】 此が中の等。次に料簡。  
本頌に云ふ所の轉依の體と  
は、唯この廣大轉を云へるな  
り。

(二六) 轉依の義の別なること、略して四種有り。

(二五) 一には能轉道。此に復二有り。

(二四) 一には能伏道、謂く、二障の隨眠の勢力を伏して、二障の現行を引

起せざら令むるぞ。此は通じて有漏無漏二の道と加行・根本・後得三の智とをもつて、其の所應に隨つて漸に頓に彼を伏す。

(二三) 一には能斷道、謂く、能く永に二障の隨眠を斷するぞ。此の道は、定んで有漏と加行とは非ず、有漏は會習なり、相執に引かれたり、未だ相を泯せざるが故に、加行は所證と所引とに趣求して未だ成辨せざるが故に。

有義は、根本無分別智は、親しく二空所顯の眞理に證つて、境の相無きが故に、能く隨眠を斷す、後得は然らず、故に斷道に非ずといふ。

有義は、後得無分別智は、親しく二空の眞理を證せざるをもつて、力として能く迷理の隨眠を斷すること無しと雖、而も安立と非安立との相の於

に、明了に現前の無倒に證するが故に、亦能く永に迷事の隨眠を斷す。故に位の中に、出世斷道と世出世斷道と有り、純の世間道は、能く永に隨眠を害すること無し、是れ會

【二六】 轉依等。次に正しく轉依を解す。之に三、初に總じて轉依を解す。之にまた二、初に總標。

【二五】 一には等。次に別釋。之に四、初に能轉道。その中亦二、初に總標。

【二四】 一には能伏道等。次に別解。之に二、初に能伏道。

【二三】 二には等。次に能斷道。後得は等。たとひ無相觀をなすとも、相分の境相猶有るが故に斷すること能はず。

【二二】 瑜伽。第五十五。

【二一】 出世斷道等。出世斷道とは根本智、世出世斷道とは後得智なり。

【二〇】 瑜伽に説く、修道の

習なるが故に、相執に引かるるが故にといふ。斯の理趣に由つて、諸の見所斷と及び修所斷との迷理の隨眠をば、唯根本無分別智のみ親しく理に證ふこと有るが故に、能く正しく彼を斷ず、餘の修所斷の迷事の隨眠をば、根本と後得と俱に能く正しく斷ず。

二二には所轉依。此に復二有り。

一には持種依、謂く本識ぞ。此にい能く染淨の法の種を持するに由つて、染淨の法が與に俱に所依たり、聖道いい轉じて、染を捨し淨を得せしむ。餘の依他起性も亦是れ依なりと雖、而も種を持すること能はざるが故に、此には説かず。

二には迷悟依、謂く真如ぞ。此にい能く迷悟の根本と作るに由つて、諸の染淨の法いい之に依つて生ずることを得、聖道いい轉じて、染を捨し淨を得せしむ。餘も亦迷悟の法が依と作ると雖、而も根本に非ざるが故に、此には説かず。

三三には所轉捨。此に復二有り。

一には所斷捨、謂く、二障の種ぞ。

眞の無間道の現在前する時に、障と治と相違するをもつて、彼便ち斷滅して、永に成就せずな

- 【三五】 二には等。次に所轉依。之に二、初に總標。
- 【三六】 一には等。次に別解。之に二、初に持種依。
- 【三七】 二には等。次に迷悟依。
- 【三八】 三には等。次に所轉捨。之に二、初に總標。
- 【三九】 一には等。次に別解。之に二、初に所斷捨。
- 【四〇】 眞の無間道。無漏の根本智。

んぬ、之を説いて捨て爲す、彼の種斷じぬる故に、復現行して妄つて我法と執せずなんぬ。所執の我法も妄情に對せざるをもつて、亦説いて捨て爲す、此に由つて遍計所執を捨て名く。

二には所棄捨、謂く、餘の有漏と劣の無漏との種い、金剛喻定の現在前する時に、極圓明の純淨の本識を引きつるをもつて、彼が依

に非ざるが故に、皆永に彼の種を棄捨す。捨

し已んぬるときには、現の有漏法及び劣の無

漏とも畢竟じて生ぜずなんぬ。既に永に生ぜざ

るをもつて、亦説いて捨て爲す、此に由つて、

生死と劣との法を捨て名く。

有義は、所餘の有漏法の種及び劣の無漏と

をば、金剛喻定の現在前する時に、皆已に棄捨

す、二障の種と俱時に捨てつるが故にといふ。

有義は、爾の時には、猶未だ彼を捨てず、

くなんの應きが故に、此の位には所熏の識無くなんの應きが故に、

が故に、後の解脱道は無用になんぬ應きが故に。此に由つて應に知るべし、餘の有漏等をば、解脱道

【四一】二には等。次に所棄捨。

【四二】餘の有漏等。有漏の善と

三無記の全と異熟生の少分と

なり。劣の無漏とは十地の中

の無漏の現行と及び之が種類

の中下品の種となり。

【四三】彼が依に等。純淨の本識

は、有漏と劣無漏との依に非

ざれば、その種を任持せざる

を以て、之を棄つといふ。従

つてその現行も生ぜざれば之

を捨て名くるなり。

【四四】有義は等。こは正義の

無間道と相違せざるが故に、

無間道に住せるを佛と名く應き

菩薩には生死の法無

説。

【四五】菩薩。金剛無間道の菩

薩をいふ、若し汝の説の如く

んば彼には變易生死無くなる

べき失あらむとの意。

【四六】此の位等。もしこの金剛

無間道位に有漏無くんば、所

熏の識無くなんぬべし、善

と無漏とは所熏ならざればな

りもし所熏の識無くんば、

この位の菩薩をも亦佛と名く

べからむ。然らば後の解脱道

は豈無用に非ずや。

の起るときに、方<sup>まさ</sup>に之<sup>これ</sup>を棄<sup>き</sup>捨<sup>しや</sup>す、第八<sup>だい</sup>淨<sup>じやう</sup>識<sup>しき</sup>は彼<sup>かれ</sup>が依<sup>え</sup>に非<sup>ひ</sup>ざるが故<sup>ゆゑ</sup>にといふ。

【四七】 四には所轉得<sup>しよてんてく</sup>。此<sup>これ</sup>に復<sup>また</sup>二<sup>に</sup>有<sup>あ</sup>り。

【四八】 一には所顯得<sup>しよげんとく</sup>、謂<sup>いは</sup>く大涅槃<sup>だいねはん</sup>ぞ。此<sup>これ</sup>は本<sup>もと</sup>より來<sup>きた</sup>自性清淨<sup>じやうじやうじやうじやう</sup>なりと雖<sup>いへども</sup>、而<sup>しか</sup>も客障<sup>かくしやう</sup>い覆<sup>おほ</sup>うて顯<sup>あらは</sup>さざら令<sup>し</sup>むるに由<sup>よ</sup>つて、眞聖道<sup>しんじやうだう</sup>い生<sup>しやう</sup>じて、彼<sup>か</sup>の障<sup>しやう</sup>を斷<sup>だん</sup>ず、故<sup>ゆゑ</sup>に其<sup>そ</sup>の相<sup>さう</sup>を顯<sup>あらは</sup>れ令<sup>し</sup>むるを涅槃<sup>ねはん</sup>を得<sup>とく</sup>すと名<sup>な</sup>く。此<sup>こゝ</sup>は眞如<sup>しんによ</sup>の、障<sup>しやう</sup>を離<sup>はな</sup>れたるに依<sup>よ</sup>つて施設<sup>せつせつ</sup>す、故<sup>ゆゑ</sup>に體<sup>たい</sup>は即<sup>すなは</sup>ち是<sup>こゝ</sup>れ清淨<sup>じやうじやう</sup>の法<sup>ほふ</sup>界<sup>かい</sup>なり。

【四九】 涅槃<sup>ねはん</sup>の義<sup>ぎ</sup>の別<sup>べつ</sup>なること、略<sup>りやく</sup>して四種<sup>ししゆ</sup>有<sup>あ</sup>り。

【五〇】 一には本來自性清淨涅槃<sup>ほんらいじしやうじやうじやうじやうねはん</sup>、謂<sup>いは</sup>く、一切<sup>さい</sup>法<sup>ほふ</sup>の相<sup>さう</sup>たる眞如<sup>しんによ</sup>の理<sup>り</sup>ぞ。客染<sup>かくぜん</sup>有<sup>あ</sup>りと雖<sup>いへども</sup>、而<sup>しか</sup>も本<sup>もと</sup>より性淨<sup>じやうじやう</sup>

し、無數量<sup>むじゆうりやう</sup>の微妙<sup>みまう</sup>の功德<sup>こくとく</sup>を具<sup>ぐ</sup>せり、生<sup>しやう</sup>も無<sup>な</sup>く滅<sup>めつ</sup>も無<sup>な</sup>く、湛<sup>す</sup>めること虚空<sup>こくう</sup>の若<sup>ごと</sup>し、一切<sup>さい</sup>の有情<sup>うじやう</sup>

に、平等<sup>びやうとう</sup>に共<sup>とも</sup>に有<sup>あ</sup>り、一切<sup>さい</sup>の法<sup>ほふ</sup>と、一<sup>い</sup>にもあ

らず異<sup>い</sup>にもあらず、一切<sup>さい</sup>の相<sup>さう</sup>と、一切<sup>さい</sup>の分別<sup>ぶんべつ</sup>と

を離<sup>はな</sup>れたり、尋思<sup>じんし</sup>の路<sup>ろ</sup>絶<sup>た</sup>えたり、名言<sup>みやうごん</sup>の道斷<sup>だうた</sup>へ

たり、唯眞<sup>ただん</sup>の聖者<sup>しやうじや</sup>のみ自ら内<sup>みづか</sup>に證<sup>あか</sup>ふ所<sup>しよ</sup>なり。其<sup>そ</sup>

の性本<sup>じやうもと</sup>より寂<sup>じやく</sup>なり、故<sup>ゆゑ</sup>に涅槃<sup>ねはん</sup>と名<sup>な</sup>く。

【五一】 二には有餘依涅槃<sup>うじよゐねはん</sup>、謂<sup>いは</sup>く、即<sup>すなは</sup>ち眞如<sup>しんによ</sup>が煩<sup>ぼん</sup>

【四七】 四には等。次に所轉得。

之に二、初に總標。

【四八】 一には等。次に別解。之に二、初に所顯得涅槃。之にまた二、先づ總じて體を出す。

【四九】 客障・煩惱・所知の浮雲

のこゝ、客塵に同じ。

大涅槃一月  
煩惱・所知障・浮雲  
聖智一風

右の譬喩にてその關係を知るべし。

【五〇】 涅槃の義等。次に別して四種涅槃を解す。之に二、初に總じて數を擧ぐ。

【五一】 一には等。次に廣釋。之に三、初に出體。

【五二】 有餘依涅槃。依とは依身なり、即ち異熟の苦果たる殘餘の依身尙存するの意なり、大乘にてはその苦果の主體た

惱障を出でぬるぞ。微苦の所依有つて、未だ滅せずと雖、而も障を永に寂したり、故に涅槃と名く。

三には無餘依涅槃、謂く、即ち眞如が生死の苦を出でぬるぞ。煩惱を既に盡しつ、餘依をも亦滅して衆苦を永に寂したり、故に涅槃と名く。

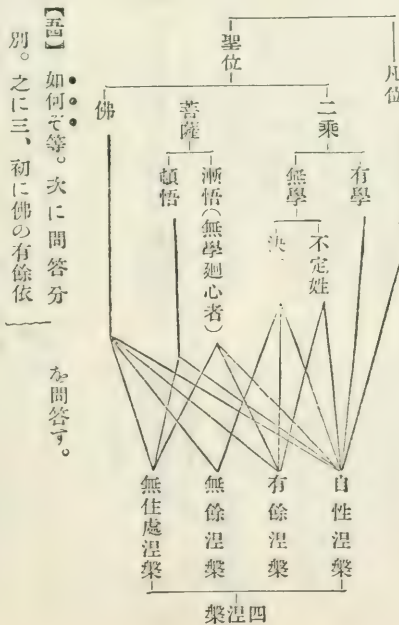
四には無住處涅槃、謂く、即ち眞如が所知障を出でぬるぞ。大悲と般若とに常に輔翼せらる、斯に由つて生死にも涅槃にも住せずして、有情を利樂すること、未來際を窮めて用ゐれども、而も常に寂なり、故に涅槃と名く。

一切の有情には皆初の一のみ有り、二乗の無學には前の三有る容し、唯我が世尊のみ四を具すと言ふ可し。

如何ぞ善逝に有餘依有る。

る第八識を餘依といふ。既に涅槃の眞如を證すと雖、猶異熟の依身たる有漏の第八を滅せざるを有餘依涅槃といふ。今の論文は二乘に約して説けり、文に微苦の所依とあるは

依身を指すを以てなり。  
【五三】一切の等。次に三乘に於て涅槃の具不具を辨す。之に二、初に正明。本文の所顯左圖の如し。



【五四】如何ぞ等。次に問答分別。之に三、初に佛の有餘依

を問答す。

如何ぞ善逝に有餘依有る。

實の依は無しと雖、而も現じて有るに似れり。或は苦の依盡せるをもつて、無餘依と説き、非苦の依在るをもつて、有餘依と説く、是の故に世尊には、四を具すと云ふ可し。

【垂】若し聲聞等に無餘依有りといはば、如何ぞ、有る處に、彼には有るに非ずと説ける。

【垂】有る處に、彼に都て涅槃無しと説けるをもつて、豈有餘依をも彼に亦有るに非ずといはむや。

【五】然も聲聞等は、身智在る時には所知障も有り、苦の依も未だ盡ざるをもつて、圓寂の義隠れたり、そるに涅槃無しと説けり。彼に實に、煩惱障を盡して顯れたる眞理の有餘涅槃さへ無しといはむとは非ず。爾の時には、未だ無餘の圓寂を證せず、故に亦彼に無餘依無しと説けり、彼の後時に身智を滅し已んぬるときにも、苦の依を盡せる無餘涅槃無しといはむとは非ず。或は二乘に涅槃無しと説けるは、無住處に依つてなり、前の三に依つてには非ず。

【垂】又は、彼に無餘依無しと説けるは、不定姓の二乘に依つて説けり、彼は、有餘涅槃を證得する纔、決定して心を廻して無上覺を求め、定と願との力に由つて身を留めて久住す、一類の、無餘依に入るが如きには非ず。【六】謂く、有る二乗の、深く圓寂を樂へるは、生空觀

【五】若し等。次に二乘に無餘依有りてふことを問答す。その中今文は外人の間。

【六】有る處『勝鬘經』を指す。

【五】有る處に等。こは論主の返質。

【五】然も等。こは正しく經文を解す。その中この文は定姓に依つて説く。

【五】又は等。こは不定姓に依つて説く。

【六】一類。定姓二乘の一類。

【六】謂く等。以下無餘あることを説く。

を得し、親しく眞如を證し、永に生を感ずる煩惱障を滅し盡して、眞理に依る有餘涅槃を顯す。彼は能く生を感ずる煩惱を盡しつるが故に、後有の異熟い更に生ずるに由無し。現の苦の所依の、任運に滅する位には、餘の有爲法をも既に所依無くなんぬるをもつて、彼の苦の依と與に、同時に頓に捨して、眞理に依る無餘涅槃を顯す。爾の時には、二乗の身智無くなんぬと雖、而も彼いい證するに由つて、彼に有りと説く可し。此の位には、唯清淨の眞如のみ有り、相を離れて湛然たり、寂滅安樂なり、斯に依つて、彼いい佛と差無しと説く。但菩提と他を利樂する業と無きをもつて、故復、彼いい佛と異ること有りと説く。

〔三〕 諸の所知障は、既に生を感せず、如何ぞ、彼を斷じて無住處を得む。彼能く法空眞如を隱覆して、大悲と般若とを發生して、未來際を窮め、有情を利樂せざら令む、故に彼を斷する時、法空の理を顯す。此の理は即ち是れ無住涅槃なり、二邊に於て俱に住せざら令むるが故に。

〔四〕 若し所知障も亦涅槃を障ふといはば、如何ぞ、彼を斷じて擇滅を得とはいはざる。擇滅といふは縛を離るるをいふ、彼は縛に非ざるが故に。

〔六〕 而も彼いい等。二乗よくこの滅を證するに由つて、彼に無餘有りと説くべし。

〔三〕 諸の等。後に所知障涅槃を得すてふことを問答す。之に三、初に涅槃を得ざるべしと問ふ。問意は、諸の所知の體は縛法に非ず、發業潤生せざる故に、然るに彼を斷じて無住處涅槃を得る理如何と。

〔四〕 若し等。次に擇滅を得べしと問ふ。之に二、初に問。

〔六五〕 擇滅等。次に答。之に二、初に非なりと答ふ。慧の簡擇により縛を斷じて滅を得るを擇滅と名く。所知障は有情を縛し、生死の苦を招くものに非ざるが故に所知を斷じ已つても擇滅を得ざるなり。



既に爾らば、彼を斷じて、寧んぞ涅槃を得る。(三)

諸の涅槃をば、皆擇滅に攝むるものにも非ず、爾らずんば、性淨は應に涅槃に非ざるべし、能く有情を縛して生死に任せしむる者、此を斷じて擇滅無爲を得と説く。諸の所知障は、生死を感せず、煩惱の、能く有情を縛するが如きには非ず。故に彼を斷ずる時擇滅を得ず。然も彼を斷ずるが故には、法空の理顯る、此の理は相寂なり、そゑに説いて涅槃と爲す。此の涅槃は、擇滅をもつて性と爲るには非ず、故に四の圓寂は諸の無爲の中において、初と後とは即ち眞如なり、中の二をば擇滅に攝む。

若し唯縛を斷するのみにして擇滅を得といはば、不動等の二をば、四が中に誰にか攝むる。

非擇滅に攝む、(六) 剷離と説けるが故に、擇滅無爲は唯究竟滅のみなり、非擇滅に非ざるも有るが故に。

或は無住處をも亦擇滅に攝む、眞の擇力に由つて障を滅して得するが故に。擇滅に二有り。一には滅縛得、謂く、生を感ずる煩惱を斷じて得するものぞ。二には滅障得、謂く、餘の障を斷じて而も證得するものぞ。故に四の圓寂は諸の無爲の中において、初の一は即ち眞如なり、後の三は皆擇

【六】 涅槃も是れ縛を解脫すと云へるが故にこの間あり。

【六七】 圓寂。涅槃のこと。

【六八】 不動等。不動と想受滅との二無爲は縛を斷じて得るに非ざるが故に、虚空・擇滅・非擇滅・眞如の四が中に何れに攝すべきや。

【六九】 剷離等。『顯揚』第十八の説。

【七〇】 或は等。次に是なりと答ふ。

滅なり、不動等の二は、覺伏滅ならば非擇滅に攝め、究竟滅ならば擇滅に攝めらる。

【七二】 既に所知障亦涅槃をも障ふ、如何ぞ、但是れ菩提が障のみと説くや。

煩惱障は但涅槃を障ふとのみ説けるをもつて、豈彼い菩提が障と爲る

ことをはざらむや。應に知るべし、聖教は勝用に依つて説けり、理實には

俱に能く通じて二果を障ふ。

【七三】 是の如く説く所の四涅槃の中には、唯後の三種のみを所顯得と名く。

【七四】 二には所生得、謂く大菩提ぞ。此は本より來能生の種有りと雖、

而も所知障に礙へらるるが故に生ぜず、聖道の力をもつて彼の障を斷する

に由るが故に、種より起ら令むるを菩提を得と名く。起し已つては、相續

して未來際を窮む、此は即ち四智相應の心品なり。

【七五】 云何が四智相應の心品といふ。

【七六】 一には大圓鏡智相應の心品、謂く、此の心品は諸の分別を離れたり、

所縁も行相も微細にして知り難し、一切の境相に忘ならず愚ならず、性も

相も清淨なり、諸の雜染を離れたり、純と淨と圓との徳あり、現と種との依持たり、身と土と智との

影を能く現じ能く生ず、間無く斷無くして未來際を窮む、大圓鏡に衆色の像を現するが如し。

【七二】 既に等。後に菩提障を問ふ。

【七三】 是の如く等。次に總結。初の一を除く所以は彼は本來寂靜にして、新に斷惑證理するものに非ざればなり。又後の三は共に障を滅して顯得せるものなる故、この三を所顯得と名く。

【七四】 二には等。後に所生得菩提。之に三、初に出體。

【七五】 相應の心品。こは相應法にも通じ、即ち心王・心所通ぜるものなればかくいふ。

【七六】 云何が等。初に別して菩提を釋す。之に二、初に問。

【七七】 一には等。次に答。之に九、一に四智の體を出す。

二には、平等性智相應の心品、謂く、此の心品は、一切の法と自他の有情とは、悉く皆平等なりと觀じて、大慈悲の等きと恆に共に相應す、諸の有情の所樂に隨つて、受用の身と土との影像の差別を示現す、妙觀察智の不共の所依なり、無住涅槃の建立する所たり、一味に相續して、未來際を窮めむ。

三には妙觀察智相應の心品、謂く、此の心品は、善く諸法の自相・共相を觀するに、無礙にして轉ず、無量の總持と定門と及び發生する所の功德の珍寶とを攝觀す、大衆の會に於て能く無邊の作用の差別を現するに、皆自在を得たり、大法の雨を雨らし、一切の疑を斷ず、諸の有情をして皆利樂を獲令む。

四には成所作智相應の心品、謂く、此の心品は諸の有情を利樂せむと欲するが爲の故に、善く十方に於て種種の變化の三業を示現し、本願方の所應作の事を成す。

是の如き四智相應の心品は、各々定んで 二十二法の能變と所變と種と現と俱に生ずること有りと雖、而も智の用増せるをもつて、(八〇) 智といふ名を以て顯す。故に此の四の品に、總じて佛地の一切の有爲の功德を攝すること、皆盡せり。

【七〇】 平等性智。平等性とは眞如の理なり、智が之を緣するを以て平等性智といふ。

【七一】 是の如き等。二に相應の多少を釋す。

【七二】 二十二法の等。遍行・別境の各五、善の十一、及び自の心王の二十二法なり。能變・所變とは、或は次での如く見分・相分を指し、或は次での如く識の自體・相見分を指し、或は次での如く種・現を指す。

【八〇】 智といふ名等。大圓鏡智・平等性智等と。

【八一】 故に此の等。三に體を以て用を攝す。

【二二】此は有漏の八と七と六と五との識相應の品を轉じて、次での如く而も得す。智は識に非ずと雖、而も識に依つて轉ず、識を主と爲るが故に、識を轉じて得すと説く。又有漏の位には、智は劣にして識は強なり、無漏の位の中には、智は強にして識は劣なり、有情を勧め、智に依つて識を捨せしめむが爲に、故八識を轉じて此の四智を得すと説く。

【二三】大圓鏡智相應の心品を、有義は、菩薩の金剛喻定の現在前する時に即ち初に現起す、異熟識の種をば、極微細の所知障の種と俱時に捨するが故に、若し圓鏡智い雨の時に未だ起らずんば、便ち能く淨種を持する識無かるべきが故にといふ。

【二四】有義は、此の品は、解脱道の時に初て佛と成るが故に、乃ち初起することを得。【二五】異熟識の種をば、金剛喻定の現在前する時には、猶未だ頓に捨せず、無間道と相違せざるが故に。【二六】非障の有漏と劣の無漏との法は但佛果とのみ定んで相違するが故に。金剛喻定に所熏の識無くんば、無漏い増せずして、佛と成んぬ應きが故に。期に由つて此の品は、初に成佛せむとせしより未來際を盡すまで、相續して斷せず、無漏の種を持して失せざら令むるが故に。

【二二】此は等。四に何識を轉じて何智を得るやとの分別。

第八識 大圓鏡智  
第七識 平等性智  
第六識 妙觀察智  
前五識 成所作智  
四智

【二三】大圓等。五に轉識得智の位次。初に六義は金剛無間道の時に得と云ふ、これ不正義なり。

【二四】有義は等。こは解脱道の時に得といふ、これ正義なり。

【二五】異熟識等。金剛無間道は、異熟等と俱生俱滅するが故に、これ異熟識は非障の法なり、故に相違せざるなり。

【二六】非障の等。有漏善及び異熟識等を非障の有漏と云ひ、十地の無漏を劣無漏といふ。

【二四】有義は、此の品は、解脱道の時に初て佛と成るが故に、乃ち初起することを得。【二五】異熟識の種をば、金剛喻定の現在前する時には、猶未だ頓に捨せず、無間道と相違せざるが故に。【二六】非障の有漏と劣の無漏との法は但佛果とのみ定んで相違するが故に。金剛喻定に所熏の識無くんば、無漏い増せずして、佛と成んぬ應きが故に。期に由つて此の品は、初に成佛せむとせしより未來際を盡すまで、相續して斷せず、無漏の種を持して失せざら令むるが故に。

平等性智相應の心品は、菩薩の見道の初に現前する位に、二執に違せるが故に、方に初起することを得、後の十地の中には、執を未だ斷せざるが故に、有漏等の位に或は間斷すること有り、法雲地の後には、淨の第八と相依つて相續して未來際を盡す。

妙觀察智相應の心品は、生空觀品ならば、二乘の見の位にも亦初起することを得、此より後に展轉して無學位に至り、或は菩薩の解行地の終に至り、或は上位に至る。若し有漏と或は無心の時に非ずしては、皆現起す容し。法空觀品ならば、菩薩の見の位に方に初起することを得、此より後展轉して乃し上位に至る。若し有漏と生空智と果と或は無心の時に非ずしては、皆現起す容し。

成所作智相應の心品は、有義は、菩薩の修道の位の中にして、後得に引かるるが故に、亦初起することを得といふ。

有義は、成佛するときに、方に初起することを得、十地の中には、異熟識が所變の眼等に依るを以て、無漏に非ざるが故に、有漏なり、不共なり、必ず俱なり、同境なる根の無漏の識を發すてふことは、理しい相應せざるが故に、此の二は境に於て明と味と異なるが故に。斯に由つて此の品は、要す成佛することを得るときに、無漏の根に依つて、方に現起す

【七】有義は等。こは不正義なり。

【八】有義は等。こは正義なり。

【九】異熟識等。所依の異熟識が佛果の解脫道迄有漏なるが故に、能依の五根も皆有漏なり。さればこの有漏根が無漏識を發すといふことは、理に應ぜず。

【一〇】二。有漏の根、無漏の識の二。

容し、而も數、間斷す、作意をもつて起るが故に。

(五二) 此の四が種姓は皆本より有なりと雖、而も要す熏發するをもつて、方に現行することを得。因

位には漸く増し、佛果には圓滿して、増せず滅

せずして未來際を盡す。但種より生じ、種を熏

成せず、勿、前佛の徳いい後佛に勝れなむが

故に。

(五三) 大圓鏡智相應の心品を、有義は、但眞如

を縁じてのみ境と爲す、是れ無分別のみなり、

後得智には非ず、行相も所縁も不可智なるが故

にといふ。

(五四) 有義は、此の品は一切の法を縁ず、莊嚴

論に、大圓鏡智は、一切の境の於に愚迷せずと

説けるが故に。(事)佛地經に、如來の智鏡には、

諸の(空)處と境と識との衆の像現すと説けるが故に。

又此は決定して、無漏の種と及び身土等の諸の影像を縁するが故に。行も縁も微細なるをもつて、不可知と説く。阿頼耶の如く、亦俗をも縁

り。

【九一】此の四が等。六に種姓の本有始起を明す、この文によつて本有新熏合生説なることを知るべし。而して本有新熏増長して妙觀・平等たり、大圓・成事(成所作智)は唯本有生のみなり、何となれば妙觀・平等は初地以上漸次分得する故、その分得せし無漏智の現行より種子を熏じて、この新熏が本有と合生する故、この二智は本新合生説なり、

【九二】勿等。もし佛果位にも熏習ありとせば、前佛の徳、後佛に勝れ、佛佛平等たらず、故に佛無熏習なりとす。

【九三】大圓等。七に所縁は何の境界ぞといふ門。その中の第一説は不正義なり。

【九四】有義は等。こは正義の説。

【九五】佛地經。「佛地經論」第三。

【九六】諸の處等。六處・六境・六識。

大圓・成事は唯佛果にてのみ現起する故、新に熏習せられし種子なければ唯本有のみなり。

又此は決定して、無漏の種と及び身土等の諸の(空)處と境と識との衆の像現すと説けるが故に。

又此は決定して、無漏の種と及び身土等の諸の(空)處と境と識との衆の像現すと説けるが故に。

又此は決定して、無漏の種と及び身土等の諸の(空)處と境と識との衆の像現すと説けるが故に。

又此は決定して、無漏の種と及び身土等の諸の(空)處と境と識との衆の像現すと説けるが故に。

又此は決定して、無漏の種と及び身土等の諸の(空)處と境と識との衆の像現すと説けるが故に。

するが故に。眞如を縁するが故には、是れ無分別なり、餘境を縁するが故には、後得智に攝む。其の體は是れ一なれども、用に隨つて二に分つ。俗を了することは、眞を證するに由つてなり、故に説いて後得と爲す。(卷二) 餘を、一なれども二に分つてふことも、此に准じて知る應し。

平等性智相應の心品を、有義は、但第八の淨識のみを縁す、染の第七の、藏識を縁するが如くなるが故にといふ。

有義は、但眞如を縁じてのみ境と爲す、一切の法の平等性を縁するが故にといふ。

有義は、遍く眞と俗とを縁じて境と爲す、佛地經に、平等性智は十種の平等性を證得すと説けるが故に。莊嚴論に、諸の有情の自他の平等を縁すること、他の勝解に隨つて無邊の佛の影像を示現すと説けるが故に。斯に由つて此の品は、通じて眞と俗とを縁じ、二智に攝めらるてふこと、理に於て違する無し。

妙觀察智相應の心品は、一切の法の自相・共相を縁するに、皆障礙無し、こゑに二智に攝めらる。成所作智相應の心品を、有義は、但五種の現境のみを縁す。(卷八) 莊嚴論に、如來の五根は一一に皆五境の於に轉すと説けるが故にといふ。

【九七】餘を等。餘の平等性智等の三をも、その體一なれど、用に隨つて根本・後得の二に分つと説くこと、之に准じて知るべし。

【九八】莊嚴論。第三の説。

【九】有義は、此の品は亦能く遍く三世の諸法を縁すてふこと、正理に違  
 有義は、此の品は亦能く遍く三世の諸法を縁すてふこと、正理に違  
 せず。【一〇〇】佛地經に説かく、成所作智は、三業の諸の變化の事を起作し、  
 有情の心行の差別を決勝し、去來現在等の義を領受すといふ、若し遍く縁  
 せずんば、此の能無くなんぬるが故に。然も此の心品は、意樂の力に隨つて  
 或は一法或は二或は多を縁す。【一〇一】且く五根は五境の於に轉ずとのみ説い  
 て、唯爾のみとは言はず、故に相違せず。【一〇二】作意に隨つて生じ、事相の  
 境を縁じて化業を起す、故に後得智のみに攝む。

【一〇三】此の四の心品は、皆遍く能く一切の法を縁すと雖、而も用異ること  
 有り。謂く、鏡智品は、自受用身と淨土との相を現じ、無漏の種を持す。

平等智品は、他受用身と淨土との相を現じ、成事智品は、能く變化身と及  
 び土との相を現す。觀察智品は、自他の功德と過失とを觀察し、大法の雨  
 を雨らし、諸の疑網を破して有情を利樂す。

【一〇四】是の如き等の門の差別多種あり。

【一〇五】此の四の心品を所生得と名く。此の所生得を總じて菩提と名け、及  
 び前の涅槃を所轉得と名く。

【九】有義は等。こは正義の説。

【一〇〇】佛地經『佛地經論』第六。

【一〇一】且く等。こは、莊嚴論、の  
 文を會す。かの論に五境を縁  
 すと説けるは、同類の境なる  
 が故に五境を縁すとのみ云へ  
 ど、而も必ず唯五境のみを縁  
 するなりとは云はざれば、相  
 違せず。

【一〇二】作意に等。この成所作智  
 は作意に隨つて生じ、唯事法  
 の俗のみを縁じ無爲を縁する  
 ことを許さざれば（今は護法  
 正義の説によつて云ふ）後得  
 智に攝むるなり。

【一〇三】此の四の等。八に境を縁  
 する作用をいふ門。

【一〇四】是の如き等。九に指例す  
 る門。

【一〇五】此の四の等。後に所生得  
 を結ぶ。



(107) 轉依の義に總じて四種有りと雖、而も今は但二の所轉得を取る (108)

けるが故に。

(106) 此の修習位には、能く證得することを説く、已に證得せるには非

ず、因位に攝するが故に。

(105) 後の究竟位の其の相云何ぞ。

(104) 頌に曰く、

此即無漏界

此は即ち無漏界なり、

不思議善常

不思議なり善なり常なり、

安樂解脱身

安樂なり解脱身なり、

大牟尼名法

大牟尼なるを法と名く。

(三) 論に曰く、前の修習位の所得の轉依は、應に知るべし、即ち是れ究

竟位の相なり。

此とは謂く、此の前の二の轉依の果ぞ、即ち是れ究竟の無漏界に攝む。

諸漏を永に盡せり、漏隨増するに非ず、性淨く圓かに明かなり、故に無漏と名く。界とは是れ藏の義

頌に、證得轉依てふ言を説

【108】轉依の義に等。こは本頌所説の轉依の言を明す。

【107】餘の三の轉依をば證すべからざるが故にたとひ眞如と及び無漏道とありと雖、是れ證得の義に非ざれば、之を説かず。

【106】此の等。後に此の十地に能く二轉依を證することを明す。

【105】後の等。以下は第五段の究竟位を明す。前の修習位は所轉得の二轉依を證得する位にして、今の究竟位は、その證得する所の轉依の果なり。之に二ありて、初に問。

【104】頌に曰く等。次に答。之に二ありて、初に頌。

なり、此が中に無邊の希有の大功德を合容せるが故に。或は是れ因の義なり、能く五乗の世出世間の利樂の事を生ずるが故に。

【二三】清淨法界をば唯無漏に攝む可し、四智心品を、如何ぞ唯無漏といふや。

【二三】道諦に攝むといふが故に、唯無漏に攝む。謂く、佛の功德と及び身と土との等きは、皆是れ無漏の種姓に生ぜられたり、有漏法の種をば、已に永に捨せるが故に。示現して生死の身と作り、業煩惱等あつて、苦集諦に似たること有りと雖、而も實に無漏なり、道諦に攝めらる。

【二四】集論等に説いて、十五界の等きは、唯是れ有漏のみなりといふ、如來に豈、五根と五識と五外界との等き無からむや。

【二五】有義は、如來の功德と身と土とは、甚深なり、微妙なり、有にも非ず、無にも非ず、諸の分別を離れ、諸の戲論を絶えたり、界處等の法門に攝めらるるものに非ず、故に彼の説と理

いい相違せずといふ。

【二六】有義は、如來の五根と五境とは、妙定より生ずるが故に、法界の色に攝む。非佛

【二二】論に曰く等。次に長行。

之に二、初に頌を解するに三ありて、先づ頌の意を判す、之に亦二あり、初に正しく頌の初句を解す。

【二三】清淨法界等。次に問答分別。之に二、初に第一問答。之に亦二、先づ問。

【二四】道諦に等。次に答。

【二五】集論等に等。次に第二問答。之に二、初に問。十八界中前五界唯無漏といふ以

上、五根・五識並に五外界皆有漏なるべし、然らば佛には有漏なかるべきに、佛にも五根・五識あるべきを以て、豈佛に有漏ありとは了解に苦しむ所に非ずやとの問。

【二五】有義は等。次に答。之に三、初に第一説。

【二六】有義は等。次に第二説。

【二七】法界の色。意識所縁の色。

【二八】非佛等。菩薩及び異生等

の五識は、此に依つて變ずと雖、然も麤細異り、五境に攝めらるるに非ず。如來の五識も五識界に非ず、(二九)經に、佛心は恆に定に在りと説けるが故に、(三〇)論に、五識性散亂なりと説けるが故に。

(二二)成所作智は、何の識とか相應する。

第六と相應す、化用を起すが故に。

觀察智と性何の別なることが有る。

彼は諸法の自共相の等きを觀ず、此は唯化のみを起すが故に差別有り。

此の二の智品は並生せざる應し、一類にして二の識俱起するものにあらざるが故に。

並んで起らずと許すとも、(三三)理に於て違すること無し。(三三)體は同にして、用い分れたりとも俱

なりとも、亦失あらず。

或は第七の淨識と相應す、眼等の根に依つて色等の境を緣するは、是れ平等智の作用の差別なり。

謂く、淨の第七の、他受用の身と土との相を起すをば、平等品に攝む、變化を起すをば、成事品に攝

む。

の五識は、この佛所變の上に依つて佛の身土を變爲すれど佛の所變と比ぶるに麤細別ありて、佛のは細なり、故に之を五境に攝むるに非ざるなり。

【二九】經。「無垢稱經」第四。

【三〇】論。「對法」第一。

【三一】成所作智等。こは外人の難詰にして、その意は、既に

五識無くんば、成所作智は何の識とか相應するといふ。

【三二】理に於て等。前後の刹那に別に起るが故に、並起せずと云ふとも更に理に違せず。

【三三】體は等。一の意識が色を見、聲を聞くが如き、是れその體一なれども義を以て分つが如し。

【二四】此の品は、五識を轉じて得たるにあらずや。

彼を轉じて得といふをもつて、體即ち是れ彼には非ず。生死を轉じて涅槃を得と言へども、涅槃を

同じく生死に攝む可からざるが如し。是の故に、此が於に難を爲る應から

ず。

【二五】有義は、如來の功德と身土とをば、應の如く、蘊と處と界との中に

攝在す、【二六】彼の三は皆有漏と無漏とに通ず。

【二七】集論等に、十五界の等きは、唯有漏なりと説けるは、彼は二乗の麤

淺の境に依つて説けり、一切を説けるには非ず。謂く、餘の成就せる十八

界の中には、唯後の三のみ有り、無漏に通じて攝めらる、佛の成就し

たまへる者は、皆無漏なりと雖、而も二乗所知の境に攝めらるるには非ず。

【二九】然も餘の處に、佛の功德の等きを界等に非ずと説けるは、二乗の劣

智の所知の界等の相に同じからざるが故なり、そゑに理必ず爾る應し。

【三〇】所以は何有爲法をば、皆蘊に攝むと説けるが故に、一切の法をば、

界と處とに攝むと説けるが故に、十九界の等きは、聖の遮したまへる所なるが故に。若し戲論絶えた

るをもつて、便ち界等に非ずといはば、【三一】亦即ち、無漏界なり、善なり、常なり、安樂なり、解脱

【二四】此の品。成所作智。

【二五】有義は等。次に第三説。

こは正義の説。

【二六】彼の三等。佛の三科は唯無漏、凡夫のは有漏なり。

【二七】集論等。こは初師の文を會す。

【二八】後の三。十八界中の後の三。

【二九】然も等。こは第二師の文を會す。

【三〇】所以は等。第一師の計を遮す。

【三一】亦即ち等。本頌に「無漏界なり、善なり……」等と説

くべからず。

身なり等とも説く應からず。又處處に説いて、無常の蘊を轉じて、常の蘊を獲得す、界と處とも亦然なりといふ、寧んぞ、如來を蘊處界に非ずと説かむや。故に非なりと言へるは、是れ密意の説なり。

【三三】又五識は等。第二師の計を遮す。餘とは佛を除ける餘をいふ。

【三三】此の轉依の等。次に衆德を解す。之に四、初に不思議を解す。

【三四】此は等。次に善を解す。

【三五】二種。有爲・無爲の二種。

【三六】論に等。こは外人の難なり、もし四智心品は唯善なりと云ばば、『對法』第四に處等の八(五根と香・味・觸の三境)は唯無記のみと説けり、されば如來にもこの八あるべく、従つて如來身中の法をば何ぞ悉く皆善と云ばむや。

【三七】前の等。前の有漏等の三の解を指す。

【二三】又五識は性散亂なりと説けるは、餘の成せる者を説けり、佛の所成には非ず。

故に佛身中には、十八界の等き皆悉く具足して純無漏なり。

【二三】此の轉依の果は又不思議なり、尋思と言議との道を超過せるが故に。

微妙なり、甚深なり、自内に證するが故に、諸の世間の喩をもつて喩ふべき所に非ざるが故に。

【二四】此は又是れ善なり、白法の性なるが故に。清淨法界は生滅を遠離して、極めて安穩なるが故に、四智心品は妙用無方なり、極めて巧便なるが故に、二種ながら皆順益の相有るが故に、不善に違へるが故に、俱に説いて善と爲す。

【二五】論に、處等の八は唯無記のみなりと説けり、如來に豈、五根と三の境と無からむや。

此が中に三の釋あり、廣く説くことは、【三七】前の如し。

一切の如來の身土等の法をば、皆滅道に攝む、故に唯是れ善なり、聖い滅道は唯善性なりと説きたまへるが故に、佛土の等きは苦集に非ずと説けるが故に。(二八)佛の識が所變の有漏と不善と無記との

相の等きは、皆無漏善の種に従つて生ぜらるるをもつて、無漏の善に攝む。

(二九)此は又是れ常なり、盡くる期無きが故に。清淨法界は生も無く滅も無く、性變易無し、故に説いて常と爲す。四智心品は所依常なるが故に、斷することも盡くることも無きが故に、亦説いて常と爲す。自性常には非

ず、(四〇)因より生ずるが故に、生ずるは滅に歸すと一向に記したまへるが故に、色心が無常に非ずといふことをば見ざるが故に。然も四智品は本願力に由つて所化の有情い盡くる期無きが故に、未來際を窮めて、斷ずること無く盡くることも無し。

(四一)此は又安樂なり、逼惱すること無きが故に。清淨法界は衆の相を寂靜せり、故に安樂と名く。四智心品は永に惱害を離れたり、故に安樂と名く。此の二は、自性皆逼惱すること無し、及び能く一切の有情を安樂ならしむ、故に二の轉依を俱に安樂と名く。

(四二)二乗の所得の二轉依の果は、唯永に煩惱障縛のみを遠離せり、殊勝の法無きが故に、但解

- 【二八】佛の識が等。佛にある所の眼等は有漏等に似たり(能見の人よりいふ)されど體有漏に非ず、無漏善なるものなり。
- 【二九】此は等。次に常を解す。
- 【四〇】因 種子。
- 【四一】此は等。次に安樂を解す。
- 【四二】二乗の等。後に解脫身を明す。
- 【四三】殊勝の法等。彼の轉依は十力等の殊勝の法に莊嚴せらるることなきを以て、唯解脫身といふ。

脱身だつしんと名なく。

大覺世尊だいかくせぜんは、無上むじやうの【四】寂默じやくもくの法ほふを成就じやうじゆしたまへり、故ゆゑに大牟尼だいむにと名なく。

此この牟尼尊むにぞんの所得しよとくの二果くわは、【五】永とこしへに二障しやうを離はなれたれば亦また法身ほふしんと名なく、

無量無邊むりやうむへんの力ちからと無畏むゐとの等とき大功徳だいぐどくの法ほふに莊嚴しやうげんせられたまへるが故ゆゑに。

【二】異たい體たいと依えと聚じゆとの義ぎをもつて、總そうじて説といて身しんと名なく。故ゆゑに此この法身ほふしんは

【三】五ごの法ほふをもつて性しやうと爲なす、淨法界じやうほふかいのみを獨ひとり法身ほふしんと名なくるには非あらず、

二轉依てんえの果くわをば、皆みな此こに攝あむるが故ゆゑに。

【四】是ぜの如ごとき法身ほふしんは、三さんの相別さうべつなること有り。

一いちには自性身じしやうしん、謂いはく、諸もろの如來にょらいの眞淨しんじやうの法界ほふかいの受用じゆゆうと變化へんげとの平等びやうどうの所

依えなり、【四】相さうを離はなれて寂然じやくぜんたり、諸もろの戲論ぎろんを絶たえたり、無邊際むへんざいの眞常しんじやうの

功徳くどくを具ぐせり、是こゝれ一切法さいしよほふの平等びやうどうの實性じつしやうなり、即すなはち此この自性じしやうを亦また法身ほふしんとも

名なく、大功徳法だいぐどくほふの所依止しよゐぢなるが故ゆゑに。

二にには受用身じゆゆうしん、此こに二種しゆしゆ有り。

一いちには自受用じじゆゆう、謂いはく、諸もろの如來にょらいの三無數劫さんむすうせつに、無量むりやうの福ふくと悲なとの資糧しりやうを

修集しゆじふして、起おこしたまへる所の無邊むへんの眞實しんじつの功徳くどくと、及および極めて圓まかに淨きんき常遍じやうへんの色身しきしんとぞ。【五】相續さうぞく

【四】寂默の法。梵語に牟尼 (Muni) といふことに註するが如し。

【五】永に等。解脱身は煩惱を離れ、法身は所知を離る。

【六】體と等。體性・依止・衆徳聚。

【七】五の法。四智並に眞如。

【八】是の如き等。以下は諸門

分別 之に七、第一に三身別

相門。三相ありと雖、三身皆

大功徳法身の故に、この邊に

約すれば三身即一なりとす。

【九】相。十相 (青・黄・赤・白・

男・女・生・住・異・滅) のこと。

【一〇】相續等。相續とは自性身

を簡び、湛然とは他受用と變

化身とを簡ぶ。

して湛然たり、未來際を盡して恆に自ら廣大の法樂を受用す。

二には他受用、謂く、諸の如來の、平等智に由つて示現したまへる微妙の淨功徳身を。純淨土に居して、十地に住せる諸の菩薩衆の爲に、大神通を現じ、正法輪を轉じ、衆の疑網を決して、彼をして大乘の法樂を受用せしむ。

此の二種を合して受用身と名く。

三には變化身、謂く、諸の如來の、成事智に由つて變現したまへる無量の隨類の化身ぞ。淨穢土に居して、未登地の諸の菩薩衆と二乗と異生との爲に、彼の機の宜しきに稱ひて通を現じ法を説いて、各に諸の利樂の事を得得せしめたまふ。

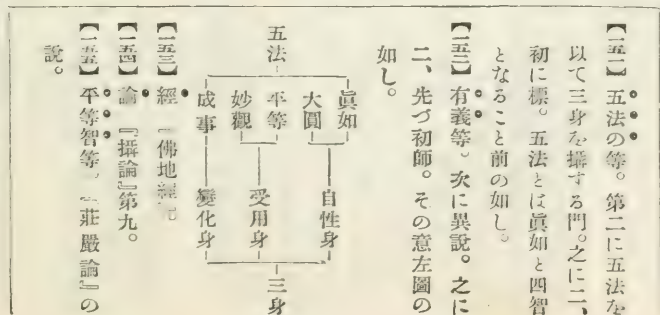
【二五】 五法の性を以て三身を攝めば、

【二五】 有義は、初の二に自性身を攝む、(二五) 經に、眞如は是れ法身なりと

説けるが故に、(二五) 論に、阿頼耶識を轉去して自性身を得、圓鏡智品は藏

識を轉去して而も證得すと説けるが故に。中の二智品には受用身を攝す、(二五) 平等智は純淨土にして、

諸の菩薩の爲に佛身を現すと説けるが故に、觀察智は大集會の中にして、法を説き疑を斷じて自在





を現すと説けるが故に、【二五】諸の轉識を轉じて、受用身を得と説けるが故に。後の一の智品には變化身を攝す、【二五】成事智は十方の土にして、無量種の難思の化を現すと説けるが故に。【二六】又智殊勝に

具に三身を攝めたり、故に三身に皆實智有りといふことを知る。

【二五】有義は、初の一には自性身を攝む。

自性身をば、本性常なりと説けるが故に、佛の法身は、生滅無しと説けるが故に、證因をもつて

得ず、生因には非すと説けるが故に。又法身は諸佛と共に有り、一切の法に遍せり、猶し虚空の若

し、無相なり、無爲なり、色心に非すと説けるが故に。

【二六】然も藏識を轉去して得すと説けるは、謂く、第八識の中の二障の麤重を轉滅して、法身を顯す

に由るが故なり、【二六】智殊勝の中に法身と説け

るは、是れ彼が依止なり、彼が實性なるが故なり。

り。

自性法身は、眞實の無邊の功德有りと雖、而

も無爲なるが故に、説いて色心等の物とは爲す

可からず。

【二六】四智品の中の眞實の功德と、鏡智に起さ

【二五】諸の等、「攝論」の説。

【二五】成事智等、「莊嚴論」の説。

【二五】又智等、「攝論」の説。

【二五】有義は等、次に第二偈之二、初に自性を解す。

【二六】然も等、こは第一偈の引く「攝論」第九の文を會す。

【二六】智殊勝等、阿頼耶を轉じて法身心得と説けるは、淨法

界の眞實は彼の智が依止なり  
實性なるが故なり。

【二六】四智品等、次に緣身を解す。眞實の功德とは化現の功德を簡し、功德とは明体に熏ぜし種子なり、業上には之心功德といふ。壽遍の色身とは如來の眞報身なり。

この第二偈の説を攝示せば左の如し。

れたる常遍の色身とは、自受用を攝む。平等智品の所現の佛身には、他受用を攝む。成事智品の所現の隨類の種種の身相には、變化身を攝む。

【二五】圓鏡智は是れ受用佛なりと説き、諸の轉識を轉じて受用を得といふが故に。

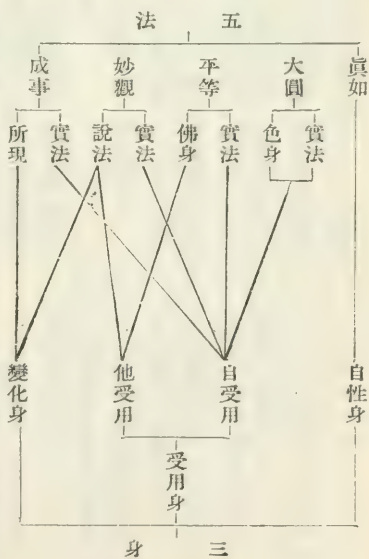
【二六】藏識を轉じても亦受用を得と雖、然も彼を轉じて法身を顯すと説きつるが故に、受用を得るに於ては、略して之を説かず。又法身は生も無く滅も無く、唯證因をもつて得す、色心等には非すと説けり。【二七】圓鏡智品は此と相違せ

り、若し受用に非ずば、何れの身に屬してか攝めむ。

【二八】又受用身には、佛の不共の有爲の實徳を攝む、故に四智品の實有の色心をば、皆受用に攝む。

【二九】又他受用と及び變化身とは、皆他を化せむが爲に、方便をもつて示現せり、故に實智をもつて體と

爲すとは説く可からず。



【二五】圓鏡智等、この二文によつて四智共に受用身なることを知る。

【二六】藏識を等、こは前との相違を會通す。

【二七】圓鏡智等。圓鏡智品は之と相違せるを以て、この五法の中の眞如をば自性身に攝め、大圓鏡智をば受用身に攝むべし。

【二八】又受用と及び變化身とは、皆他を化せむが爲に、方便をもつて示現せり、故に實智をもつて體と

【二六六】化身をば智殊勝に攝むと説けりと雖、而も智に似て現じ、或は智に起さるるをもつて、假つて智の名を説けり、體は實には智に非ず。【二六七】但平等と成所作智といひ、能く受用と三業の化身とを現すとのみ説いて、二身は即ち是れ二智ぞとは説かず、故に此の二智をば自受用に攝む。

然も變化身と及び他受用とは、眞實の心及び心所は無しと雖、而も化現の心心所法は有り、無上覺は神力難思なるが故に、能く無形質の法をも化現したまふ。

若し爾らずんば、云何ぞ、如來の、貪瞋等を現せむ、久しく已に斷じたまへるが故に。云何ぞ聲聞及び傍生等の、如來の心を知らむ、如來の實心をば、等覺の菩薩すら尙知らざるが故に。

此に由つて【二六八】經に説かく、無量の類を化して皆心有ら令むといふ。又説かく、如來の成所作智は、三業を化作すといふ。【二七〇】又説かく、變化には依他心有りといふ、他の實心に依つて相分として現せるが故に。

【二七二】變化には根と心との等き無しと説けりと雖、而も餘に依つて説けり、如來に依つてには非ず。又化の色根と心と心所法とは、根等の用無きが故に、有と説かず。

【二六六】化身等。こは「攝論」の智殊勝に三身を攝むと説ける文を會通す。

【二六七】但平等等。こは前の平等智は受用を現じ、成事智は三業の化を現すと云へる文を釋す。

【二六八】經。「涅槃經」。

【二六九】又説かく等。「佛地經」の說。

【二七〇】又説かく等。「深密」の說。

【二七二】變化には等。「瑜伽」九十八に四の事をば化すること能はず、曰く根・心・心所業及び業果之なりと云へり、之れ如何ぞと問ふ。

【二三】是の如き三身は、皆無邊の功德を具足せりと雖、而も各々異なること有り。謂く、自性身は、唯眞實の常樂我淨のみ有つて、諸の雜染を離れたり、衆善の所依なり、無爲の功德なり、色心等の差別の相用無し。自受用身は、無量種の妙なる色心等の眞實の功德を具せり、若し他受用と及び變化身とは、唯無邊の似の色心等の、他を利樂する用たる化相の功德のみを具せり。

【二三】又自性身をば、正しく自利に攝む。寂淨安樂にして動作無きが故

に。亦た利を兼ねたり、増上縁と爲つて諸の有情に利樂を得令むるが故に。又受用と及び變化身との與に所依止たり、故に俱に利に攝む。自受用身をば唯自利に屬す。若し他受用と及び變化身とをば、唯利他に屬す、他の爲に現せるが故に。

【二四】又自性身は、法性の土に依る。此の身と土とは、體差別無しと雖、

而も佛と法とに屬するをもつて、相と性と異なるが故に、此の佛の身と土とをば、俱に色に攝むるに非ず。形量小大を説く可からずと雖、然も事相に隨つていはば、其の量無邊なり、譬へば虚空の、一切の處に遍するが如し。

自受用身は、【二五】還つて自土に依る。謂く、圓鏡智と相應する淨識い、昔修せし所の自利の無漏

【二三】是の如き等。第三に三身功德各異門。  
 【二四】又自性身等。第四に三身二利門。  
 【二五】又自性身等。第五に三身の所依の土を分別する門。  
 【二六】法性の土。この土といふは質礙の色法をいふに非ず、唯理の上に強ひて土の名を施せるのみ。  
 【二七】還つて等。自受用身は身に離れて別に土あるに非ず、土即ち身なり。

の純淨佛土の因縁成熟しぬるに由つて、初に成佛せしより、未來際を盡して相續して、純淨の佛土を變爲すること、周圍無際にして、衆寶に莊嚴せられたり、自受用身いい常に依つて住せり、淨土の量の如く、身量も亦爾なり、諸根相好いい一一無邊なり、限りなき善根に引生せられたるが故に。功德も智慧も既に色法に非ざるをもつて、形量大小を説く可からずと雖、而も所證と及び所依の身とに依つて、亦説いて、一切の處に遍せりと言ふ可し。

他受用身も亦自土に依る。謂く、平等智いい大慈悲の力をもつて、昔修せし所の利他の無漏の純淨の佛土の因縁成熟したまへるに由つて、十地に住せる菩薩の所宜に隨つて、淨土を變爲すること、或は小に或は大に、或は劣に或は勝にして、前後改轉す、他受用身は之に依つて住したまへり。能依の身量も亦定れる限りなし。

若し變化身は變化土に依る。謂く、成事智いい大慈悲の力をもつて、昔修せし所の利他の無漏の淨穢の佛土の因縁成熟したまへるに由つて、未登地の有情の所宜に隨つて、佛土を化爲すること、或は淨に或は穢に、或は小に或は大にして、前後改轉す、佛の變化身は、之に依つて住したまへり。能依の身量も亦定れる限り無し。

(三七) 自性の身土は、一切の如來の、同じく證したまへる所なるが故に、體差別無し。自受用身及び所依の土とは、一切の佛各變ずること不同なりと雖、而も皆無邊にして相障礙せず。餘の二の身

【三七】自性の等。第六に三身の諸佛身土の所化の同異門。

と土とは、諸の如來、所化の有情に隨つて共不共有り。所化いい共せるならば、同處同時に諸佛各變じて身と爲し、土と爲して、形狀相似して相障礙せず、展轉相雜して増上緣と爲つて、所化の生の自識に變現せ令め、一の土に於て一の佛身有つて、爲に神通を現じ、法を説いて饒益したまふと謂はしむ。不共なるに於ては、唯一の佛のみ變じたまふ。諸の有情の類い無始の時より來、種姓法爾に更に相繫屬せり、或は多い一に屬し、或は一多い多に屬せるが故に、所化の生い共不共有り、爾らずんば、多くの佛久しく世間に住して、各の事を劬勞したまふこと、實に無益に爲んぬ、一佛い能く一切の生を益しつべきが故に。

(一八〇) 此の諸の身と土とは、若くは淨にもあれ、若くは穢にもあれ、無漏の識の上に變現したまへるは、能變の識に同じく、俱に善なり、無漏なり。純善無漏の因縁に生ぜられたるをもつてなり、是れ道諦に攝む、苦集には非ざるが故に。有漏の識の上に變現したまへるは、能變の識に同じく、皆是れ有漏なり、純ら有漏の因縁より生ぜられたるをもつて、是れ苦集に攝む、滅道に非ざるが故に。善等の識相は、必ず皆同なるにしも非ず、三性の因縁い雜

【一七〇】或は多等。所化の多くが一佛に屬し、又一の所化が多佛に値ふ。  
 【一七二】爾らずんば等。若し所化の多人數が共に一佛に値ふならば、何ぞ多佛を要せむやとの意。  
 【一八〇】此の諸の等。第七に身土能所變門。之に二、初に正しく明す。  
 【一八二】三の法。蘊・處・界。

【一八二】三の法の因縁い雜つて引生するが故に。有漏の識の上に變現したまへるは、能變の識に同じく、皆是れ有漏なり、純ら有漏の因縁より生ぜられたるをもつて、是れ苦集に攝む、滅道に非ざるが故に。善等の識相は、必ず皆同なるにしも非ず、三性の因縁い雜

つて引生するが故に。〔八三〕蘊等の同異も此に類して知る應し、爾らずんば、

五と十二との等き無かる應し。

然も相分の等きは、識に依つて變現せられたり、〔八四〕識性の依他の中

に實なるが如きには非ず。爾らずんば、唯識の理いい成す應からず、識と内境とを、俱に實有なりと許しぬるが故に。

或は識と相見とは、等しく縁より生ずるをもつて、俱に依他起なり

虚實なること識の如し。

唯の言は、外を遣つて内境をば遮せず、爾らずんば、眞如も亦實に

非ざる應し。

内境と識とは、既に並に虚に非ずといはば、如何ぞ、但唯識とのみ言つ

て、境に非ずといふ。

識は唯内のみに有り、〔八五〕境は亦外にも通ず、外に濫せむかと恐るるが

故に、但唯識のみと言ふ。

或は諸の愚夫、迷うて境を執じて、煩惱と業とを起し、生死に沈淪し

つつ、心のみと觀じて勤めて出離を求むることを解らず、彼を哀愍せむと

【八三】蘊等の等。もし相分と見分とが蘊等に於て亦同なりと

云はば、然らず、何とならば五蘊十二處等の別無くなん

ぬべきが故に。既に三科の別ある以上、明に知る、相見等は必ず皆同にしも非ざること

を。

【八四】然も等。次に因に唯識の見相の同異を解す。之に三、初に難陀、

【八五】識性。見分。

【八六】或は等。次に護法。

【八七】唯の言は等。問ふ、若し然らば諸法唯境といふべし、何ぞ唯識といふや。今文この難に答ふ。

【八八】境は等。境の相分に於て、内は是れ依他、外は是れ通計所執なり、心所變の法に非ざるを以て、之を説いて外となす。體實にあるを以て外と名くるには非ず。

の故に、唯識てふ言を説いて、自ら心のみと觀じて生死を解脱せ令む、内境も外の如く都無と謂ふには非ず。

(一八六)或は相分の等きは皆識をもつて性と爲す、熏習の力に由つて、多くの分に似て生ぜり、眞如は亦是れ識が實性なり、故に識性を除いては、別に法有ること無し。

此が中に識の言は、亦心所をも説けり、心と心所とは定んで相應するが故に。

(一九〇)此の論は三分として唯識を成立す、是の故に説いて、成唯識論と爲す。

亦此の論を説いて、淨唯識と名く、(一九二)唯識の理を顯して、極めて明淨ならしむるが故に。

此(一九三)本論をば、唯識三十と名く。三十の頌に由つて唯識の理を顯すに、乃ち圓滿することを得て、増減せざるが故に。(一九三)

已依聖教及正理  
分別唯識性相義  
唯識の性と相との義を分別しつ。

【一八六】或は相分の等。次に安慧。この師は相見の實有を許さざること既述の如し。

【一八七】識。自體分のこと。

【一九〇】此の論は等。以下は本論を三大段と分つ中の第三大段結釋施願分なり。これ即ち流通分に當る。之に二ありて、初に長行。

【一九二】唯識の等。唯識中道の眞理は本來淨なりと雖、修習せずんば明淨ならず、恰も珠寶等の性、光潔たりと雖、もし磨瑩せせんばその光輝を顯彰するに由なきが如し。されば今も彰顯によつて教理俱に得るなり。

【一九三】本論。世親の本頌、

【一九三】故に『成唯識論』と名くるなり。

【一九四】已に等。次に頌、



所獲功德施群生  
願共速登無上覺

獲<sup>う</sup>る所<sup>ところ</sup>の功德<sup>とくどく</sup>をもつて群生<sup>ぐんじやう</sup>に施<sup>ほ</sup>し、  
願<sup>ねが</sup>は共<sup>とも</sup>に速<sup>すみ</sup>に無上覺<sup>むじやうかく</sup>に〔五〕登<sup>のぼ</sup>らむ。

【五】登。平安朝時代の寫經に  
證となれり、惟ふに古は登の  
字に「さ」とる」の訓を附せし  
を後證と書さしものか。

國<sup>こく</sup>譯<sup>やく</sup>成<sup>じやう</sup>唯<sup>ゆい</sup>識<sup>しき</sup>論<sup>ろん</sup>終

卷の第十



無著菩薩造

三藏法師玄奘奉詔譯

# 攝大乘論本解題

【成立】 本論は印度佛敎史上第三期（佛滅後八九百年西曆五六世紀）大乘敎大成時代に成立し、非有非空唯識中道敎の代表的論典たりしことは、國譯大藏經論部第六卷或は第六帙瑜伽師地論解題（概観）の條下に於て既に委出せるが如し。而して是れ無著（阿僧伽）菩薩の所造なることは疑ふ餘地無きも今試みに檢證せん。

阿毗達磨大乘經中の攝大乘品をば我れ阿僧伽略釋すること究竟せり（論本卷下）

とあり。玄奘譯世親攝論、同譯無性攝論、笈多譯世親攝論の所傳何れも其軌一なり。又玄奘譯世親攝論の世親釋敎の序に「我が師此に於いて」、「樂に於いて染著の心無く」、「無著の名稱普ねく皆聞え」等の文あり、笈多譯世親攝論には釋敎の序を擧げず、眞諦譯には此の序を擧げたりと雖も、玄奘譯と梵本少異なる爲か無著の名稱なし、但し眞諦譯世親攝論の道基の序、慧愷の序には無著菩薩の所造なることを述べたり、證左顯然たり。造論者の傳は瑜伽論解題（成立）の條下にあり就いて見るべし。

【思想の由來】斯論の首尾に此論は『阿毗達磨大乘經』中の攝大乘品を釋せるものなり言ひ、『法華玄義私記』一末に、

玄贊要集云西方攝大乘經有三百卷一此方不來有二品一名攝大乘品二造攝大乘論一解之

とあり。『阿毗達磨大乘經』と『攝大乘經』と全同なりや亦其如何なりしものなりや、何れも古來未波未翻現存せざるを以て完く知るに由なしと雖も、『阿毗達磨大乘經』は十萬頌ありしと言へば頗る廣本なりしものなるべく、其一部分たる攝大乘品を釋せしものが『攝大乘論』なりと言へば、該品は其中の中心思想、代表的のものなりしこと察知するに難からず。其の内容亦た觀る能はざるも、斯論總標綱要分に十種の殊勝なる相を標擧し、所知依分第二以下の十章に於て解釋せるところは、完く攝大乘品の組織及び内容を繼承せること明なるを以て、斯論より推測して攝大乘品更に『阿毗達磨大乘經』なるものを想像すべく、殊に斯論諸處に『阿毗達磨大乘經』の文を引用したれば斷片的ながら其の内容をも捕捉し得べし。例へば、

(一) 所知依分第二に於ける阿頼耶識存在の教證としての伽他。

(二) 同く第八阿頼耶識と七轉識の諸法と更互に因果と爲る所謂阿頼耶緣起の過程を説明する伽他。

(三) 所知相分第三に於いて(一)雜染分(二)清淨分(三)彼の二分の三種の法を遍、依、圓の三自性に相配せるもの。

是の如く頼耶緣起論唯識三性中道教の重要な問題の根據を『阿毗達磨經』中に求めたり。

斯く此論は主として『阿毗達磨大乘經』中の攝大乘品を前身としてそれを引用しその思想を繼承したりと雖も傍ら其他の諸經論を依用し、其思想を承けたる所亦尠しとせず。今其思想の傍系を概観せん、

(一) 卷上所知依分第二に於いて『解深密經』第一卷心意識相品第三より阿陀那識(阿頼耶識の異名)の存在の教證を引く。

(二) 同上に於いて『增壹阿笈摩(阿含)經』の愛樂欣喜の四阿頼耶を引き聲聞乘(小乘)にも阿頼耶を説けることを證す。但し此經は東流現存の增壹阿含經には非ず。

(三) 同上に於いて『如來出現四德經』を引いて小乘にも阿頼耶識を説けることを證す。

(四) 同上に於いて大衆部の阿笈摩(佛陀扇多の所謂大僧祇の『增壹阿含經』)の根本識を引いて阿頼耶識の教證とす。但し此の『阿含經』をば『法華玄贊』卷一には現存東流の四阿含を以て大衆部の阿含なりとするも、『唯識二十論述記權衡鈔』卷一に依れば必ずしも爾らず。

(五) 同上に於いて彌勒菩薩說『辯中邊論頌』(論本には中邊分別論とあり)より阿頼耶識と七轉識の諸法との更互に因果と爲る關係を説ける伽他を引く。

(六) 卷中所知相分第三に於て『十地經』『華嚴經』『十地品の別譯』より三界唯心の文を引く。

(七) 同上に於いて『解深密經』第三卷分別瑜伽品第六より唯識の教證及び理證の文を引く。

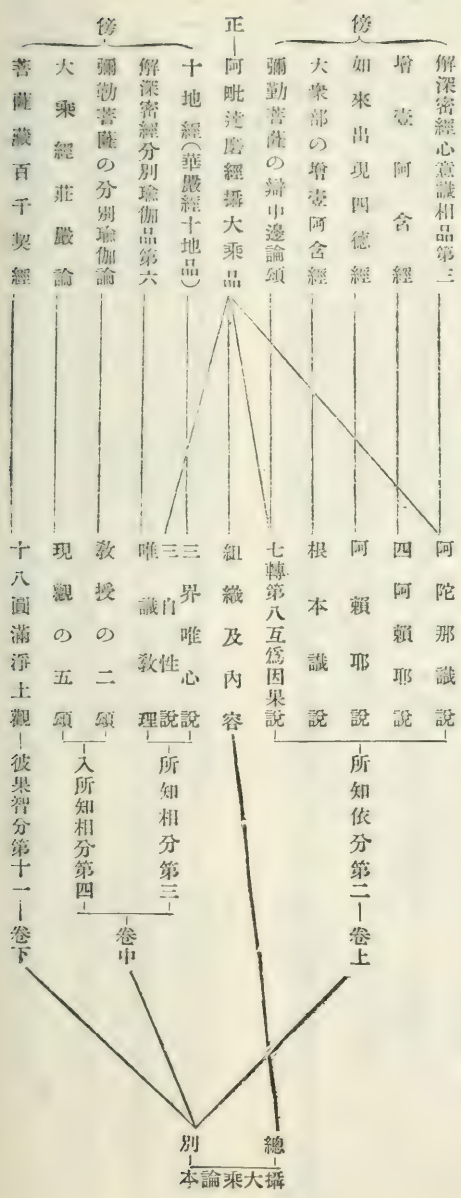
(八) 卷中入所知相分第四に於いて『分別瑜伽論』(彌勒菩薩説にして未譯)より悟入の修行に必要なる教授の二頌を引く。

(九) 同上に於いて『大乘經莊嚴論』より悟入の修行に必要なる五の現觀の伽他を引く。

(一〇) 卷下彼果智分第十一に於いて『菩薩藏百千契經』序品より十八圓滿の淨土莊嚴の相を引く。其

文は『解深密經』序品の文と全同なり。

斯論は阿毗達磨經攝大乘品の組織及び内容を繼承すると共に其各分に於て其他の諸經論を引用したり、其思想の由來を圖示すれば左の如し。



更に此論を古來廣包大義論と名けて『瑜伽』の支分(國譯瑜伽師地論解題(傳來)の條參照)とせるを以て瑜伽論をも繼承せるや明なり。

是れに由りて是れを觀れば『攝大乘論』は、法としては阿含、阿毗達磨、華嚴、深密、瑜伽の諸經論に由來し、人としては彌勒菩薩に由來すと言ふべし。無著菩薩が彌勒信仰に依りて唯識を打開せしことは國譯瑜伽師地論解題に於て既に述べたるが如し。『攝大乘論』は是等人法に由來すと雖も其中心問題たる唯識思想は無著以前に於ては斷片的に散見せるのみに過ぎざりしならん、無著此の思想を繼承して組織的に唯識哲學を樹立し、賴耶緣起論を大成せしものは『攝大乘論』にして、殊に阿賴耶識の精密なる研究、三性三無性の中道觀の説明に至りては前代未聞と稱すべく、彼れは實に佛教認識論を組織大成せる賢哲なりと言ふべし。

【傳來】斯論は攝論法相の唯識宗所依の根本聖典、殊に法相唯識宗所依の六經十一論中に數へられ又瑜伽十支論の一なるを以て、唯識傳燈の大師は何れも斯論を傳持弘宣し來り。特に効蹟顯著なるは、釋家、譯家、註家、宗祖及び祖師なれば以下更に項を改め筆を新にして大書せん。されば釋家及び釋論以下攝論の宗派に至る數項は此の項の分科なりと知るべし。

【釋家及び釋論】無著の肉弟世親及び世親同時の後輩たる無性の二菩薩は各無著の『論本』を釋せり、前者に三譯、後者に一譯あり、左の如し。

攝大乘論本

攝大乘論釋

一五卷

世親菩薩造  
陳眞諦譯

攝大乘論釋

一〇卷

世親菩薩造  
隋、笈多共行矩等譯

攝大乘論釋

一〇卷

世親菩薩造  
唐、玄奘譯

攝大乘論釋

一〇卷

無性菩薩造  
唐、玄奘譯

世親の釋論を略して『世親攝論』と云ひ、無性の釋論を『無性攝論』と云へり。兩者共精細なる逐字釋にして玄奘譯『世親攝論』には其の卷首に於て七言四句十六頌の歸敬序あり、無著菩薩の入法共に廣大無邊なることを讚し、『無性攝論』卷首には七言四句一頌を以て三寶に歸仰し自他を利し法を久しく住せしめんが爲めに論本を釋す意を表はせり。二の攝論を對比するに無性は全體に於て『世親攝論』の釋詞を採用し、世親の筆を染めざる箇處をば特に廣說細釋せる趣あり、兩者の所說その細小なる點に至りては異なしとせざるも概して大同なりとす。是れ無性が世親の後輩にして『世親攝論』を研究し其の短を小補せるに外ならず。されば兩釋論を合考すれば周備の訓釋にして實に『論本』解説の兩翼なり。

【漢譯】

『攝大乘論本』三卷は唐三藏法師玄奘奉詔譯にして、高麗版藏經に收むる者には其卷首に唐太宗文皇帝製大唐三藏聖教序を附せるも、明本藏經には之れを載せず。此の序は彼の『大般若波羅蜜多經』卷首に載する所と全同なるが故に卍字藏經には略して載せず。斯論漢譯の年代に就ては、『開元



釋教目錄』卷八に依れば、唐太宗貞觀二十三年(A. D. 641)六月『世親攝論』十卷、『無性攝論』十卷と共に譯出せられたりと傳へ、南條博士『三藏目錄』(Catalogue of the Buddhist Tripitaka)に依れば貞觀二十二年(A. D. 618)譯なるを記し、『無性攝論』はA. D. 647—649の譯、『世親攝論』はA. D. 651—654の譯なりとせり。『論本』の譯出年代に就ては『開元錄』と『三藏目錄』と僅に一年の相違あるのみ、『釋論』の譯出年代に就ては『開元錄』は『論本』と同時とし、『三藏目錄』は『論本』と異時なりとするのみならず世親無性の二論も亦異時譯出なりとす。斯く二錄の所傳異りと雖も元來一論本兩釋論は其内容の大半は同一文章なるを以て、『論本』翻譯成れば直に之れを移して兩釋論の本論の文となせりと思惟するは妥當なるが故に、『開元錄』の如く一論兩釋は同時譯出と見るも佳なるべく、但し其完成の時自ら前後ありと認めらるるが故に『三藏目錄』の如く異時譯出なりと記せるも可なるべし。概して『攝論』の譯出事業はA. D. 648—651前後約五年間に行はれたりと見て、小細なる年月の穿鑿の要無かるべく、殊に今依憑する所の論本の譯出年代は二錄の記載僅に一年の差あるのみなれば何れにしても正鶴に近しと見るべし。而して玄奘譯經史傳より觀れば貞觀二十二年(A. D. 648)は『瑜伽師地論』百卷譯出完成(國譯瑜伽師地論解題參照)せるを以て、此年或は翌年(A. D. 649)より『攝論』翻譯を開始せり。斯く彌勒說の論を譯し次で無著の造論を譯せるは畢竟傳燈相承の順序に従へるものなるべく、此の見地よりするも前述攝論翻譯の年代は穩當なるを覺ゆ。

【異譯】本論釋論通じて七譯あり、中に於て『論本』に三譯、『世親攝論』に三譯、『無性攝論』に一譯あり、左に諸譯を年代順に列記せん、

一 攝大乘論 二卷 後魏世佛陀扇多於洛陽譯

是れ北魏普泰元年(A. D. 531)の譯出にして攝論最古の譯なり。上下二卷とし章を分たず、上卷には玄奘譯『論本』の所知相分第三までを、下卷にはその入所知相分第四以下を收めたり。

二 攝大乘論 三卷 眞諦三藏譯

これ佛陀扇多譯に後ること三十三年、陳天嘉四年(A. D. 563)攝大乘論釋十五卷と同時に廣州制旨寺に於て譯出せられ慧愷筆受す。『眞元錄』等に梁の攝論と稱するものは是なり。蓋し陳の時代に翻譯せしも、眞諦三藏は元梁代に來漢せし人師なれば標して梁の攝論と云へるなり。卷首に慧愷の序を冠し以て眞諦三藏の傳を記し徳を讚し而して斯論翻譯の事蹟を物語れり。所謂攝論宗は多く此の眞諦譯を依用す。全卷を十品に分つ、此の分科は玄奘譯『論本』と少異あり。

三 攝大乘論釋 十五卷 陳天竺三藏眞諦譯

前者と同時同處の譯、卷首に道基並に慧愷の序あり、全卷を十品に分つこと前の如く、更に各品を數章に別ちたり、委しくは「組織」の條下を參看せよ。その釋依止勝相衆名品第一には世親の歸仰序を譯し附せるは玄奘譯の『世親攝論』と同じ。

四 攝大乘論釋論 十卷 隋天竺三藏笈多共行矩等譯

是れ隋大業五年(A. D. 609)或はA. D. 590—616の間に達磨笈多行矩等と東都上定林寺に於て

共譯する所にして、全卷を十品に分ち各品を數章に別かてゐることは前の眞諦譯『攝論』に殆ど同じ

く、卷首には世親歸仰の序なし。

五 攝大乘論本 三卷 三藏法師玄奘奉詔譯

前項に於て既に述べたり。

六 攝大乘論釋 十卷 同上譯

七 攝大乘論釋 十卷 同上譯

前者は『無性攝論』後者は『世親攝論』なり。委しくは既に前項に辨せり。玄奘譯の一論本兩釋論

は法相宗の依用し來れる所なり。

右の中前四は舊譯、後三は新譯なり、此の異譯の内容及び組織を檢するに中に於て眞諦譯と玄奘譯と

は或は原梵本異なるに非ずやの感あり。佛陀扇多譯及び達磨笈多譯は眞諦譯に近似す。又其の組織分

科も諸譯に依りて有無具略一様ならず、是れ譯家の情に出でたるものなれば止んなん。苟しくも原本

に於て既に分科分品せられたりとせば、原梵本に二三の異本存在傳持せられしこと推定するに難らず、

委細組織の條項を觀ば思ひ中半に過ぎん。以上の異譯を便宜上對照すれば次の如し。

名	稱	卷數	造論者	譯者	譯出年代	藏	收
攝大乘論		二	無著	佛陀扇多	A. D. 531	縮、來、軼九	
攝大乘論		三	同	眞諦	A. D. 563	縮、來、軼九	
攝大乘論釋		一五	世親著	同	同	縮、往、軼八	
攝大乘論釋論		一〇	同	笈多等	A. D. 639	縮、往、軼九	
攝大乘論本		三	無著	奘	A. D. 646	縮、來、軼九	
攝大乘論釋		一〇	無性著	同	A. D. 647-649	縮、往、軼九	
攝大乘論釋		一〇	親著	同	A. D. 651-654	縮、往、軼七	

専門の學者は必ず諸譯對究すべきものとす。

【註疏】攝論の註疏には左の數部ありたれども現今弘く傳行せず。

- |   |   |     |   |   |    |   |
|---|---|-----|---|---|----|---|
| 一 | 疏 | 二十五 | 卷 | 慧 | 愷  | 述 |
| 二 | 疏 | 十六  | 卷 | 法 | 常  | 述 |
| 三 | 疏 | 四   | 卷 | 智 | 儼  | 述 |
| 四 | 疏 | 十   | 卷 | 窺 | 基  | 述 |
| 五 | 疏 | 十一  | 卷 | 廓 | 法師 | 述 |
| 六 | 疏 | 十   | 卷 | 神 | 泰  | 述 |

七疏	十	毗跋羅述
八疏	七	玄範述
九章	十五	道基述
二義	七	道基述
二略	五	普寂

此の中慧愷、法常、智儼、道基、普寂の註疏は眞諦譯の攝論の註釋にして攝論宗に屬し、窺基、神泰、玄範等の註疏は玄奘譯の攝論の註釋にして法相宗に屬す、其他は今日知るに由なきも或は前者に屬すべし歟。

【攝論の宗派】 異譯の條項に於て一瞥したるが如く眞諦譯の攝論を所依として立てるは攝論宗にして、玄奘譯の攝論及び『瑜伽師地論』成唯識論等を所依として立てるは法相宗なり。是れ無著、世親の大乗佛教たる唯識宗の異派二大潮流にして無著世親系の大乗佛教支那譯傳に、

第一期	北魏	勒那摩提 (Karamati)
	菩提流支 (Bodhiśhi)	
	佛陀扇多 (Buddhasanta)	
	時代	

第二期 梁陳眞諦 (Paramartha) 時代

## 第三期 唐 玄奘 時代

の三期ある中、前者攝論宗は第二期に於て成立せるも、後者法相宗が第三期に於て弘傳開宗せられ玄奘新譯の攝論弘傳せられ護法の唯識流行するに及び宗脈遂に廢滅し、永く漢土に跡を絶ち、獨り法相宗は漸時隆盛にして古くより我朝に傳來し奈良朝佛教の總府として永く教界の霸權を掌握し來れり。

攝論宗の始祖眞諦三藏は其所譯の攝論を以て當時北方の地論宗と並びて南方に攝論宗を起せり。眞諦の門下少からず、就中慧愷の如きは常に彼れに隨ひ其翻譯を助け、又其教義を光闡し、眞諦も亦大に慧愷を信頼したり、傳へ云ふ、眞諦と慧愷と共に攝論疏二十五卷を撰びたりと、惜しい哉慧愷は眞諦に先ちて歿せり。而して眞諦の示寂後、其囑を承けて攝論を敷演し其宗義を弘布せしものには僧宗、法准、僧忍、法泰、慧曠等の弟子あり、夫れより陳隋唐に互りては法常、智儼、靖嵩、道岳、慧休、僧辨、靈潤、神素、海順等の法將出で何れも亦た攝論の教義を宣揚せり。中に於いて法常は攝論疏十六卷を、智儼は同疏四卷を造りたりと傳へらる。斯く一時盛大なりしも遂に衰滅せしこと前辯の如し。

法相宗は玄奘三藏及び其弟子慈恩大師窺基に始まる、入竺三藏玄奘將來梵本莫大にして凡て漢土に新譯してより在來舊譯の佛教に對して一新生面を開拓し、主として『解深密經』『瑜伽論』『攝大乘論』及び『唯識論』の教義を弘傳し、一器瀉瓶の高足慈恩大師能く其旨を受け、玄奘三藏の翻譯を助け、多

くの註疏を作りて護法正義を以て無著世親の唯識中道教を主張し法相一宗を開きたり。其註疏の主なるもの例へば『瑜伽論略纂』成唯識論述記『法苑義林章』成唯識掌中樞要』等に於て攝論を引用依憑し、殊に攝論の鈔十卷を作りたりと傳ふ。又同門神泰は攝論疏十卷を、玄範は同疏七卷を作たりと云ふ。慈恩の弟子淄州の慧沼は『唯識了義燈』に於いて、その弟子撲楊の智周は『唯識論演秘』に於いて『唯識論』を釋するに當り何れも『瑜伽』攝論』等に典據を求めたり。其他法相の宗師皆攝論を依用し研究し來れるは畢克斯論は『深密』、『瑜伽』等の教を繼承し、『唯識論』を誘起したる法相唯識宗の根本論典なればなり。

今兩宗教理の相違を略述せんに、其中心思想たる萬法唯識三界唯心の論に於て、攝論宗は諸法の根本として眞妄和合の阿梨耶(Aliya)識を立て『起信論』の隨緣眞如の如く觀、妄の一面縁に隨つて起動すれば萬象を生じ迷界發展し、妄を破し眞の一面増進する處に第九菴摩羅(Amarā)識顯現し悟界開發すと談じ、反之法相宗に於ては唯妄非眞の阿賴耶(Ālaya)識を立て此中に包藏せる種子より萬法開發し、有漏の種子より迷界を、無漏の種子より悟界を開顯し、阿賴耶識を次第に淨化し遂に轉じて大圓鏡智と作す時に成佛の妙果を獲得すと主張し、妄識の阿賴耶を諸法の根元とし、隨緣眞如説に反對して眞如凝然不作諸法なりと論せり。兩宗の相違は畢竟阿賴耶識を形而上學的と形而下學的、宇宙論本體論的と人性論認識論的との觀察の相違に因るものにして、眞諦は阿梨耶を無沒と譯し生死に互らざる

永久えいきうの存在そんざいなりとし、玄奘げんじやうは阿頼耶あらいやを藏ざうと譯やくし萬法まんぽうの種子しゆじを含藏がんざうするの義ぎとし、從したがつて攝論宗せふろんしゆを法性ほつしやう宗しゆと云いふに對たがし、玄奘げんじやう窺基くわいきの唯識ゆゐしきを法相宗ほつさうしゆと名なづくる所以ゆゑなり。蓋けだし新舊しんきゆう兩攝論りやうせふろんは同本異譯どうほんいやくなるより學派がく異なるはことなに非あらずして相傳さうでんの梵本ぼん異なるはことなが爲ために非あざるか。

【組織】攝論せふろん一部の分科ぶんかに就つて、

佛陀扇多譯 攝大乘論 品章を分たす

眞諦譯 攝大乘論 十品に分つ

同 攝大乘論釋 十品數十章に分つ

達磨笈多等譯 攝大乘論釋本 同上

玄奘譯 攝大乘論本 十一分に分つ

同 攝大乘論釋 同上

同 攝大乘論釋(無性) 同上

なれば是れこに由よつて凡およそ斯論しろんの組織そしきを概觀がいくわんすべし。今左いまさに分科ぶんかの代表だいはつてきなるものを對照たいさうして學者がくしやの參考さんかうに供たもたす。

玄奘譯攝論本

總綱要分

笈多譯世親攝論

應知依止勝相勝語第一

眞諦譯世親攝論

釋依止勝相象名品第一

無等聖教章第一

十義次第章第二

無等聖教章第一

十義次第章第二



所知依分第二

衆名章第三

釋依止勝相衆名品之二

衆名章第三

衆名章餘

應知依止勝相勝語第一之二

相品第二

相章第四

相章第一

熏習章第五

熏習章第二

不一不異章第六

不一不異章第三

更互爲因果章第七

更互爲因果章第四

因果別不別章第八

因果別不別章第五

緣生章第九

緣生章第六

四緣生章第十

四緣生章第七

煩惱染章第十一

釋引證品第三之一

業染章第十二

煩惱不淨章第一

生染章第十三

生不淨章第三

應知依止勝相勝語第一之三

世間淨章第十四

世間淨章第四

出世間淨章第十五

出世間淨章第五

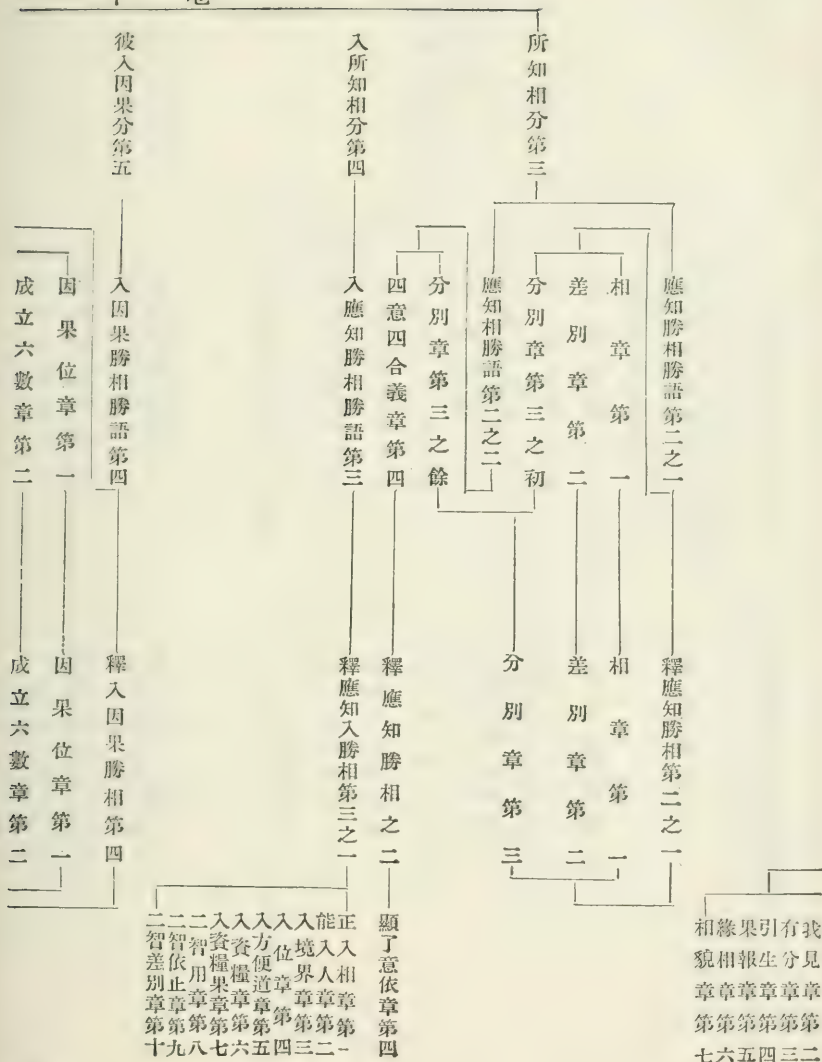
順道理章第十六

釋引證品之一順道理章第六

差別章第十七

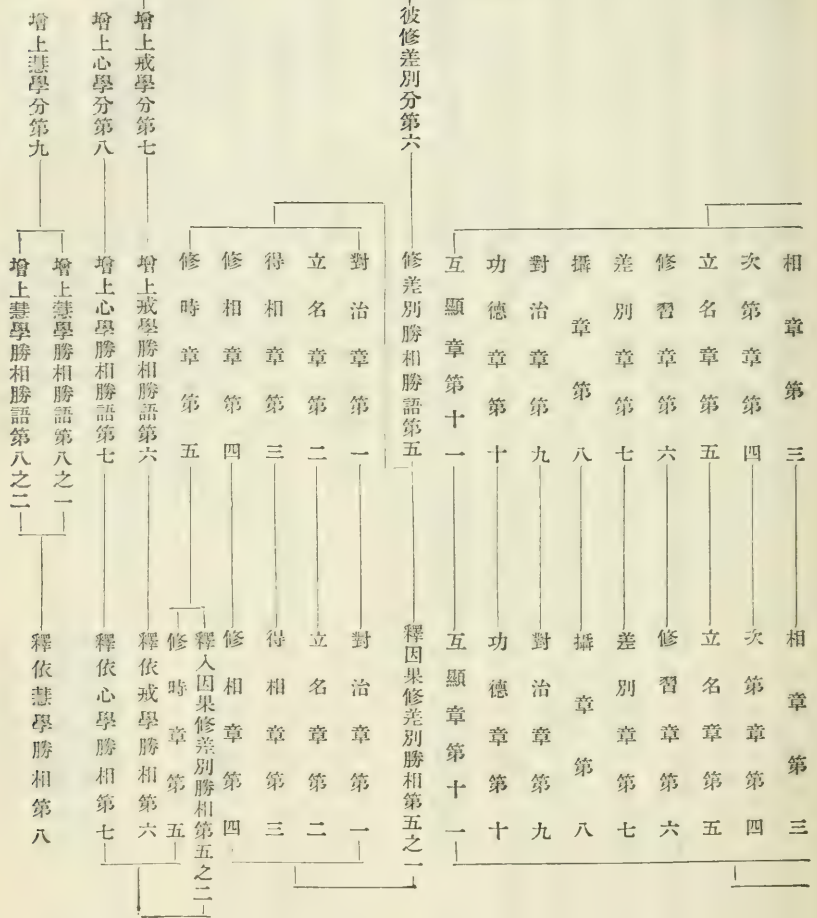
釋差別品第四、一言說章第一

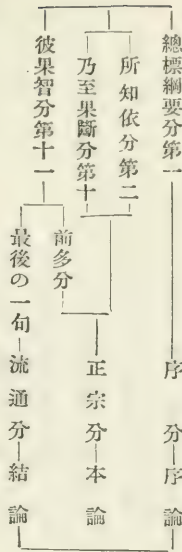
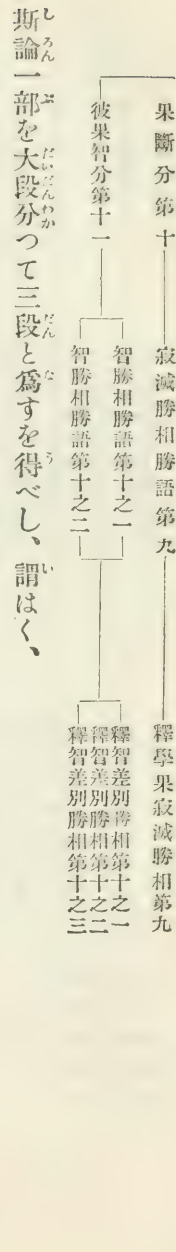
中 卷



下 卷

解 題





なり。

眞諦譯及び笈多譯の分科が玄奘譯と異り分品を更に數十章に分ち其科判殆んど同一なるを觀れば兩者の譯と玄奘譯との梵本異なるものにして、數十章の小科の如きは或は世親無性以後の大師の加増せしものなるべく、大科十品或は十一品は無著菩薩阿毗達磨大乘經の十種の勝相に依つて造論の時親ら創定せし科段に非ざる歟。因に譯者が卷尾に附せし所の攝大乘論本の條目は主として『世親攝論』及び『無性攝論』に依り笈多譯眞諦譯の分科を參考して私案作製せしものにして、斯論一部の組織及び内容を見易からしめんがためなり。

【内容】 先づ各品の大要を述べん。



彼入因果相分第五 彼とは唯識性なり、唯識性に入る因とは加行時世間的道德としての六波羅蜜行なり。唯識性に入る果とは通達時出世間宗教的道德としての六波羅蜜行なり。茲に於て六波羅蜜行に關する所有ゆる問題を提唱せり。是れ社會的道德の實踐、救濟事業の實修に因りて唯識無境中道實相の理を體驗せんとする努力に外ならず。

彼修差別分第六 修とは修習或は修行なり。彼の唯識の理に悟入すべき六波羅蜜の修行は次第に殊勝となるが故に、修行に前後差別あり、是れを彼の修の差別と云ふ。即ち此の章に於ては六度修行の階位たる十地を説き修行の相狀及び時間等を明せり。

増上戒學分第七 以下三分に於ては各次第に三學を説く。増上とは依の義、戒律に依つて學ぶを増上戒學と云ふ。前の六波羅蜜を主として利他行なりとすれば此の三學は主として自利行なり。此章には四門分別して戒學を説けり。

増上心學分第八 心とは内心即ち禪定のこと、此章には六門分別して定學を説けり。

増上慧學分第九 慧とは智慧、是れ禪戒二學の結果なり、此章にも亦六門分別して慧學を説けり。

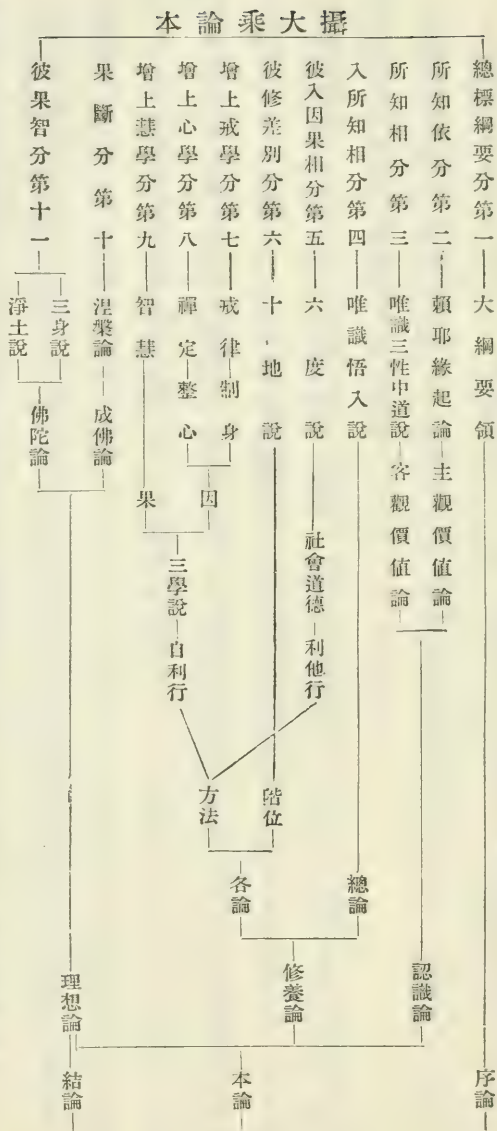
果斷分第十 果とは凡夫の因位に對して佛果位を云ふ、佛果に在りて煩惱所知の二障を棄捨するを斷と云ふ、斷は即ち滅なり涅槃なり。此章に於ては轉依成佛の相を説く。

彼果智分第十一 彼の果の智とは果位の佛三身の智なり。此章に於ては大乗信仰の理想たる圓滿の

八圓滿の華藏世界を「示現せり」。

佛身及び理想境たる淨土の妙莊嚴を説く。是れ斯論の理想論にして佛陀に於て三身を、淨土に於て十

上來斯論の組織及び内容を構成圖示すること左の如し、



斯論は實に組織井然、内容充實、廣に過ぎず略に失せず、首尾一貫能く賴耶緣起論唯識中道の妙諦を説き盡して餘蘊なしと言ふべし。

【造論の目的】

造論者無著菩薩は小乗化地部を捨てて遂に廻心向大し（瑜伽師地論解題、成立の項

を見よ）大乘の空義に悟入し、唯識中道深妙の理を體得してより、専ら之が弘傳に力めたるを以て、

斯論を造れる目的も亦た大乘唯識中道の妙理を開顯宣傳せんとせしに外ならず、斯論卷首に、「阿毗

達磨大乘經』中十種の殊勝なる相を説ける目的として、大乘の體大なることを顯はさんが爲めの故

に説かく」と言へるは、無著造論の趣旨亦た茲にありと言はんとする觀あり。即ち彼れ自ら樹立し宣

傳せんとす大乘唯識教の遙かに小乗に越え甚深廣高無上なることを顯はすものなり。而して『阿毗達

磨經の』十種の殊勝なる相を繼承し、斯論全編之れが解説論述に外ならざるは蓋し彼れが大乘教大成

の運動ならずんばあらず。従つて『世親攝論』に「無知の者を開曉せんと欲するが爲の故なり」と云ひ、

『無性攝論』に「十義を以て大乘の所有る要義を總攝せんと欲す」と云ひ、同じく、「他の未だ了ぜざる

所を開示す」と云へるが如きは造論根本の目的に添ふものなり。

【名義及び所屬】

斯論卷首に「阿毗達磨大乘經中薄伽梵前に已に能く善く大乘に入り云云」とあ

りて、所釋の經を擧げ、卷末に、「阿毗達磨大乘經中の攝大乘品をば我れ阿僧伽略釋すること究竟せ

り」と結び。此論は初中後とも「阿毗達磨大乘經」十萬頌中の攝大乘品を釋し大乘佛敎の勝れたる

相を論述せしものなれば、攝大乘品を釋せし論てふ義にして、即ち所釋の經文攝大乘品の名を以て

能釋の論の題目とし、攝大乘論 (Maha-yānasūtrapiṅgala-Sūtra) と云ひ、略して攝論と稱す。攝論宗



の名は所依の論典に由來し、攝論に依つて立てたる宗旨の義なり。而して攝大乘とは大乘甚深の教義を攝し盡せるの意なり。『無性攝論』には先づ釋して曰く、

大乘經の言は餘處を簡別す、若し略釋すれば亦是乘亦は大なるが故に大乘と名く、或は乘は大性なるが故に大乘と名く、因果大なるが故に業具に運ぶが故なり、果は謂く十地、若し廣釋すれば七種の大性共に相應するが故に、謂く菩提分(六)波羅蜜多なり。

眞諦譯『世親攝論』卷頭道基の序に曰く、

攝大乘と言ふは、攝は謂はく能攝、蘊積、苞含、攝藏を攝と名づけ、大乘と言ふは理必ず絶待、大を假りて之れを稱して名けて大乘と曰ふ、其義廓周體性該博謂つて大と爲す也、行ずる所の功德能く至り能く證するを之れを名けて乘と爲す、論とは無著菩薩の製造する所、源を窮め理を盡し清微朗暢謂つて論と爲す也。

と、題號釋何れも要を得たり。

此論は經律論三藏の中論藏に、聲聞菩薩二藏の中菩薩藏に、大小二乘の中大乘に攝屬す。尙ほ委しく分別すれば『瑜伽論』の所屬に略ぼ相同じ、『瑜伽師地論』解題所屬の條項往見すべし。

【國譯に就て】

斯論國譯に用ゐし所の底本は藏經書院版中字藏經に收むるものにして、傍ら弘教書

院版縮刷藏經を對校檢字し、異字ある場合には異本所載を脚註に摘出し、行文字義難解の箇處に至

りては斯論異釋異譯を脚註に記載して參考に供したり。

卷尾に附せる條目は本文と照合し脚註に入れたれば索引に便なるべし、此の條目は譯者の私案なること前辯の如し。

脚註は主として『世親攝論』を依用し、次に『無性攝論』に依り、次に他の異譯に基き、次に譯者の情に任せたり。原本を其儘國譯引用する場合及び釋譯異彩ある所は例へば「世親攝論に曰く」「世親釋に曰く」「世親釋して曰く」「眞諦譯に曰く」「眞諦……と譯せり」等と記せり、これ諸譯の書目を表はすを知るべし。

譯者 佐伯定胤  
保坂玉泉 共識

# 國譯攝大乘論本

## 卷の上

### 總標綱要分第一

阿毗達達大乘經中薄伽梵前に已に能く善く大乘に入り、菩薩、大乘の體大なることを顯は

さんが爲めの故に説かく、謂はく大乘「教」に依れば諸佛世尊に十種の相の殊勝なる「と」殊勝なる語あり。

一には所知依の殊勝なる「と」殊勝なる語、二には所知相の殊勝なる「と」殊勝なる語、三には所知相に入ることの殊勝なる「と」殊勝なる語、四には彼れに入る因果の殊勝なる「と」殊勝なる語、五には彼の因果の修の差別の殊勝なる「と」殊勝なる語、

【一】總じて一論の綱要を標する章にして、是れ斯論の序分即ち序論なり。茲には十種の殊勝なる相を標舉し、所知依分第二以下に於て十種一二次第して細説す。

【二】十種の殊勝なる相を説く此の中四段あり。文の中阿毗達磨大乘經は未渡未翻の經なり。

【三】薄伽梵 (Bhagavat)。自在、熾盛、端嚴、名稱、吉祥。

【四】大乘に入り。眞諦譯に云く、「大乘の句義に入り」。

【五】十相云云。笈多譯に曰く「十種の勝相勝語」。佛陀扇多譯に曰く「十種の勝妙勝語」。眞諦譯に曰く「十勝相」。文中相とは所詮の義、語とは能詮の語也。所詮の義勝るるが故に能詮の語勝る。又相は因語は果也、相因勝るるが故に

六には即ち是の如き修の差別の中に於ける

増上戒の殊勝なる〔と〕殊勝なる語。七には

即ち此の中に於ける 増上心の殊勝なる〔と〕

殊勝なる語、八には即ち此の中に於ける 増

上慧の殊勝なる〔と〕殊勝なる語、九には 彼

の果の斷の殊勝なる〔と〕殊勝なる語、十には

彼の果の智の殊勝なる〔と〕殊勝なる語なり。

此の所説の諸佛世尊の契經の諸句に由りて、大

乘は眞に是れ佛語なることを顯はす。

復た次に云何んが能く 〔大乗の餘教に

勝れたるを〕顯はすや。此の所説の 十處に由

る、 聲聞乘に於いて曾つて説けるを見ず、

唯だ大乘の中にのみ處處に説けるを見る。謂は

く 阿頼耶識を説いて所知依の體と名づけ、

三種の自性〔即ち〕一には依他起の自性、二

語果從つて勝る。要するに佛

に十相あり佛之れを宣説す故

に相も語も共に殊勝なり。

〔六〕 第一段、十相を略標す。

〔七〕 所知依。應に知るべき所

なるが故に所知と名く、所謂

雜染清淨の一切諸法即ち三自

性なり。依とは因の義なり。

諸法の因を所知依と云ふ。

〔八〕 所知相。所知即ち是れ

相、三自性を所知相と云ふ。

〔九〕 所知相に入るとは所知相

に於いて若しくは能く入るな

り若しくは正しく唯識性に入

るなり。

〔一〇〕 彼れに入る因果。彼れと

中に於て展轉して次第に殊勝

なるが故に修の差別と云ふ。

〔二〕 増上戒は三學の一。増上

とは依の義、戒に依つて學ぶ

戒學なり。

〔三〕 増上心も三學の一。心と

は内心、定學なり。

〔四〕 増上慧も三學の一。慧學

なり。

〔五〕 彼の果の斷。果とは凡夫

の因位に對して佛果位を云ふ

也。煩惱及び所知の二障を棄

捨するを斷と云ふ、斷は即ち

涅槃なり。

〔六〕 彼の果の智。果位の佛三

身の智なり。

には偏計所執の自性、三には圓成實の自性を  
 説いて所知相の體と名づけ、(三)唯識性を説いて  
 所知相に入ることの體と名づけ、(四)六波羅蜜多  
 を説いて彼れに入る因果の體と名づけ、(五)菩薩  
 の十地を説いて彼の因果の修の差別の體と名づ  
 け、(六)菩薩の律儀を説いて此の中の増上戒の體  
 と名づけ、(七)首楞伽摩(二六)虚空藏等の諸の(二九)  
 摩地を説いて此の中の増上心の體と名づけ、  
 (三〇)無分別智を説いて此の中の増上慧の體と名  
 づけ、(三一)無住[所]涅槃を説いて彼の果の斷の體  
 と名づけ、(三二)三種の佛身[即ち]一には自性身、  
 二には受用身、三には變化身を説いて彼の果の智の體と名づく。此の所説の十處に由つて、大乘の聲  
 聞乘に異なることを顯はし、又最勝なる世尊は但だ菩薩の爲めにのみ宣説したまへることを顯はす。是  
 の故に應に知るべし、但だ大乘に依つてのみ諸佛世尊に十[種]の相の殊勝なる[と]殊勝なる語ありと  
 [説くべし]。

本原因たる識。第二分に詳説す。

【三】三種の自性とは諸法を三種に分類せるなり。第三分に詳説す。

【四】唯識性。悟入すべき唯識中道の理。第四分に詳説す。

【五】六波羅蜜多。菩薩の修行なり、第五分に詳説す。

【六】菩薩の十地。菩薩修行の階位なり。第六分に詳説す。

【七】菩薩の律儀。第七分に詳説す。

【二六】首楞伽摩(Sūratāngāya)。佛陀扇多是首楞嚴と音譯し。

笈多是健行と譯す。健相、堅固、勇健の譯あり。定の名なり。

【二六】虚空藏。笈多譯には「虚空器」とあり、定の名なり。無色界空無邊處定なり。

【二九】三摩地(Samādhi)は等持正受、寂靜と譯す、定の異名なり。

【三〇】無分別智。第九分に詳説す。

【三一】無住所涅槃。第十分に詳説す。

【三二】三種の佛身。第十一分に詳説す。

復た次に、云何んが、此の十〔種〕の相の殊勝なる〔と〕殊勝なる如來の語〔と〕に由るが故に、大

乘は眞に是れ佛語なることを顯はし、聲聞乘を

遮〔非〕し、是れ大乘性なり〔と〕する。此の

十處は聲聞乘に於いて曾つて説けるを見ず、

唯だ大乘の中にのみ處處に説けるを見るに由

る。謂はく此の十處は是れ最も能く大菩提の性

を引き、是れ善く成立し、隨順し、違

ふこと無し、能く一切智を證得せんが爲

めなり。此の中二頌〔あり〕、

【三九】所知依及び所知相、彼れに入る

因果、彼の修の異り、三學、彼の果の

斷及び智、最上乘に是の〔十種の〕殊

勝なるを攝む、

此に説けども此の餘〔の處〕には見れども見えず、

眞に〔是れ〕佛語なりと許す、十處を説くに由るが故に殊勝なり。』

【三三】 第三段、大小乘を簡別す。

【三四】 成立し。正しき思擇に由

つて成ず、導師所説の道相を

見るが如し。又曰く四理と相

違ぜざるなり。

【三五】 隨順し。證得せんが爲め

に勤て修行する時隨順して住

す、導師所説の正道に隨順し

て住するが如し。又曰く三量

と相違ぜざるなり。

【三六】 違ふこと無し。諸地の中

に障礙の因無し、導師所説に

隨へば道中劫賊等の難無きが

如し或は復た生死涅槃二種相

違ぜず。又曰く先に隨順し後

【三七】 一切智智は薩般若〔サハル

ワチニヤ〕の譯、暨に一切智中

の智、横に智智無數なるを云

ふ、佛の解脱味なり。

【三八】 此の二頌に於いて前の長

行を略して重説す。

【三九】 第一相。

【四〇】 第二相。

【四一】 第三相第四相合説。

【四二】 第五相。

【四三】 第六、第七、第八の三相

合説。

【四四】 第九相。

【四五】 第十相。

【四六】 最上乘とは大乘と同じ。

【七】 復た次に、云何んが是の如く次第して此の十處を説くや。謂はく諸の菩薩は諸法の因に於いて要らず先づ 四善くし已つて、方に「十二」縁起に於いて應に 善巧「智」を得べく、次に後に縁より生ずる所の諸法に於いて應に其の相を善く「了別」すべし、「智」善く能く 増益損減の二の邊「見」の過を遠離するが故なり。次に後に是の如く善く修する菩薩は應に正に 善き所取の相に通達すべく、諸障より心をして解脱を得せしむ。次に後に所知相に通達し已つて先づ 加行位にて 六波羅蜜多を「行じ」證得すに由るが故に、應に更に 増上意樂を成滿して清淨なることを得べきが故に、次に後に清淨なる意樂に攝むる所の 六波羅蜜多をば、十地の中に於いて分分に差別して應に勤めて修習すべし、謂く要らず 三無數大劫を經るなり。次に後に 三菩提の所學に於いて應に圓滿せし

【四七】 第四段、十相の次第を説く。  
 【四八】 善くし。眞諦譯に曰く、  
 【四九】 善巧。眞諦譯に曰く、聰慧。善巧は巧妙なる智慧也。  
 【五〇】 増益等。實無なる偏計所執性を定んで執して有りと爲すを増益の邊見と云ひ、實有なる圓成實性を執して無なりと爲すを損減の邊見と云ふ、邊見とは偏見なり。  
 【五一】 善き所取の相。眞諦譯に「所縁の如實なる諸相」とあり。  
 【五二】 加行位。菩薩修行の階位四十一位あり十住十行十廻向十地妙覺なり。此中十廻向の

第十法界無量廻向に入住出の三心あり、第三出心の中に熾頂忍世第一法の四位を立つ、是れ眞智開發の過程なれば四加行位と云ふ、眞智を開くべき前加行方便なればなり。  
 【五三】 是れ世俗の六波羅蜜多なり。  
 【五四】 増上意樂。笈多譯には「内心に依る」とあり。増上とは依る義、意樂とは内心なり。  
 【五五】 是れ出世間の六波羅蜜多なり。  
 【五六】 三無數大劫は長時間なり、第六分に詳説す。  
 【五七】 三菩提は具には阿耨多羅三藐三菩提 (Anuttara samyaksambodhi) 譯、無上正等

むべく、既に圓滿すで みんまんし已かつて彼の果かたる涅槃ねはん及お興よ

び無上むわうしやう正等菩提はだをば應まさに現げんに等證じやうじやうすべし。故こ

に十處じゆの是かくの如ごとき次第しだいを説とく。又また此この説せつの中なかにては一切いっさい大乘だいじやうの教を皆みな究く竟きやうすることを待たたり。

覺かく（或あるは道）。三菩提さんぼだいの所學しやうがくと  
は菩提ぼだいを得えるためために修しゆする三

學がくなり。眞諦譯しんていぎやくには三學さんがくとせ  
り。



所知依分第二

此の中最初に且らく所知依即ち阿頼耶識を説かん。世尊は何れの處に阿頼耶識を説いて阿頼

耶識と名づけたまへるや。謂はく薄伽梵に阿毗達磨大乘經の伽他の中に於いて説きたまへり、

『無始の時より來、界は、一切法の等しく依止する所に』して、此れに由つて諸趣

あり、及び涅槃をば證得す。』

即ち此の中に於いて復た頌を説いて曰はく、

『諸法を攝藏する、一切種子識なるに由つて、故に阿頼耶と名づく、勝者に』の

み我れ開示す。』

是の如く且く阿笈摩を引いて證せり、

復た何の因縁の故に此の識をば説いて阿頼耶

【一】 以下十分は斯論の正宗分

即ち本論なり、各分に於て前の十相を次第に釋す。所知依は前分の脚註(七)に詳なり。

【二】 阿頼耶識を説く、此の中十四段あり。

【三】 阿頼耶(āraṇya)は藏と譯す、唯識に於て八識を立つる中の第八識なり。藏に三義あり(一)能藏、能く諸法の種子を攝藏するが故に、(二)所藏、他の七識の現行に種子を熏藏せらるるが故に、(三)執藏、具には所執藏、第七末那識の爲めに自我なりと執著せらるるが故に、是の三義に由りて藏識と云ふ。

【四】 第一段、阿頼耶識の教證

を擧ぐ。

【五】 伽他(ガエー)は十二部經の一、韻文體の經文なり。偈他に作り略して偈と云ふ、諷頌と譯し、梵漢兼擧して偈頌と云ふ。

【六】 界とは因の義、一切法は是れを因とし、依止して生起す。

【七】 諸趣とは生死の中に輪廻し受生する處、地獄餓鬼乃至人天六道を云ふ。

【八】 一切種子識とは阿頼耶識は一切種子を攝持し種子と俱生俱滅するが故に名く。

【九】 勝者。世親攝論に釋して「勝者は即ち是れ諸の菩薩衆なり」と云ふ。無性攝論に曰

識と名づくるや。(三)一切有生(二)の類(三) 雜染品

の法は(四)此の攝藏に於いて、果性と爲るが故

に、(五)又即ち此の識は(六)彼の攝藏に於いて因

性と爲るが故に、是の故に説いて阿頼耶識と名

づく。(七)或は諸の有情は此の識を攝藏(し執

著)して(八)自我と爲すが故に、是の故に説いて

阿頼耶識と名づく。

(一九)復た次に此の識を亦た(二〇)阿陀那識と名づ

く、此の中の阿笈摩は(二一)解深密經に説きたま

へるが如し、

(二二)『阿陀那識は甚だ深細にして、一切の種

子は(二三)瀑流の如し、我れ凡と愚とに於い

ては開演せず、恐らくは(二四)彼れ分別し執

〔著〕して(二五)我と爲んことを。』

何に縁つてか此の識を亦た復た説いて阿陀那識

く「大菩薩に堪能あり故に勝者と爲す、彼れが爲めに開示す餘の劣者には非ず」。

【二〇】第二段、阿頼耶識の異名を訓す、此中三門、第一門阿頼耶。

【二一】阿笈摩(अग्नि)は亦阿舍に作る、傳と譯す、三世諸佛の展轉傳説する意、經の義なり。

【二二】一切有生。笈多譯に曰く「一切有色の諸根」。一切有生乃至果性と爲るが故にの一句は阿頼耶識の因相一切有生類雜染法の果たるを顯はし、

阿頼耶識の因たることを影顯す、即ち阿頼耶識は因にして一切有生類雜染法は果なり。

【二三】雜染品の法。眞諦譯に曰く「不淨品の法」。雜染品とは清淨品に簡ぶ、有漏法を云ふ。

【二四】此の攝藏とは此の阿頼耶識が一切有生雜染品の種子を

攝藏する義なり。

【二五】又即ち乃至因性と爲るが故にの一句は阿頼耶識の因性たることを顯はし一切有生類雜染法の果たることを影顯す、即ち阿頼耶識は因にして一切有生類雜染法は果なり。

前後二句畢竟同じく能藏因相の義を顯はす。

【二六】彼の攝藏とは彼の一切有生雜染法を攝藏する義なり。

【二七】此の一句は阿頼耶の第三義執藏自相の義を顯はす。

【二八】自我とは實我なり。

【二九】第二門、阿陀那。

【三〇】阿陀那(अद्वान)は第八識の一名にして執持識と譯す。

此識は(一)五色根を執持して壞せざらしめ、(二)諸法の種子を執持して失はず、(三)能く自身を執持して結生相續せしむるが故に執持識と云ふ。

【三一】解深密經。五卷八品より

と名づくるや。一切の(一三)有色根を(一七)執受するが故に、一切の(二六)自體を取る所依なるが故なり。所以は何ん、有色の諸根は此の執受に由りて失壞することあること無く壽を盡すまで隨つて轉じ、又(二五)相續(識)正に結生する時に於いて彼の生を取るが故に自體を執受す、是の故に此の識を亦た復た説いて阿陀那識と名づく。

(一〇〇) 此れを亦たは心と名づく、世尊(三三)心意識の三を説きたまへるが如し。(三二)此の中意に二種あり、(三一)第一は與めに(二四)等無間縁の所依止の性と作り、(三五)無間滅の識は能く意識の與めに生ずる依止となる。(三六)第二は染汗の意なり、四の煩惱と恆に共に相應す、(四)の煩惱とは(一)には薩迦耶見、二には我慢、三には我愛、四には無明なり、此れは即ち是れ(餘)識の(煩惱)

成る、再版國譯大藏經第十卷にあり、又同論部國譯瑜伽師地論第七十五卷より第七十八卷に此經の序品を除ける後七品の全文を列記せり。

【一】 此の頌は解深密經第一卷心意識相品第三に出づ。

【二】 瀑流。明本には暴に作る、瀑流とは種子刹那展轉し相續し間斷なき狀を形容す。

【三】 彼れとは凡と愚なり。

【四】 我と爲る。是れ第七末那識の行相なり。末那は意と譯す。意とは恆に審に思量する義なり。此の第七識計度分別を起し、彼の瀑流の如き常恆相續の第八阿頼耶識の見分を常恆に審に思量し是れ實の我なり是實の法なりと執著す。

【五】 有色根とは眼等の五色根即ち肉體五官なり。

【六】 執受。執とは執持、受とは二義あり(一)覺受、苦樂の覺

知を受けしむ、(二)領受、領受して失はず。

【七】 自體とは受生一期相續の自體なり。阿頼耶識は能く此の自體を執取して棄てず自體の所依なるが故に復た阿陀那と名づく。

【八】 相續識とは阿陀那識のこと也。

【九】 第三門、心、此の中三。

【一〇】 心意識。心とは梵に質多(マツタ)と云ひ集起の義なり、意とは梵に末那(Māna)と云ひ思量の義なり。識とは梵に毘若底(ビヤジ)と云ひ了別の義なり。適じて言はば眼識等の八識各皆心とも意とも識とも名くれども別して言はば心とは第八阿頼耶識なり、諸法の種子を集起するが故に。

本文に「一切種子識」と云へる是なり。意とは第七末那識なり、恆に審に思量して實我實

雜染の所依なり。「此の」識は復た彼の第一の依生第二の雜染に由りて境を了別する義なるが故に、**【五九】**無間の義なるが故に、**【六〇】**思量の義なるが故に意は二種と成る。

復た次に、云何んが染汗の意ありと知ることを得るや。謂はく此れ若し無ければ**【六一】**不共無明は則ち有ることを得ず、「而れば」過失と成るが故なり。又**【六二】**五同法も亦た有ることを得ず、「而れば」過失と成るが故なり。又**【六三】**訓釋詞あることを得ず、「而れば」過失と成るが故なり。

**【六四】**無想定と滅盡定との差別あること無し、**【六五】**「而れば」過失と成るが故なり、謂はく無想定は染意の顯はす所にして滅盡定（は爾か）には非らず、若し爾らざれば此の二種は定んで應に差別無かるべし。又**【六六】**無想天**【六七】**一期の生の中應に

法を執するが故に。本文に「分別し執して我と爲す」と云へる是なり、識とは眼識乃至意識の前六識なり、塵境を了別するが故也。即ち八識を分ちて心、意、識の三となす。

**【三三】** 甲、因に意を説く。

**【三四】** 第一、是れ所依の義、又無間の義なり。

**【三五】** 等無間緣、心心所法の生ずる時、前滅の心心所法を開導引導の緣となす、即ち前念の心法は過去世に滅しじり、現在世の位置を開導して後念の心法に興へ、以て引導するを等無間緣となす。譬ふれば橋を渡るに前人の去るは後人橋を渡るの緣なるが如く、前念心法の過去に落謝するは即ち後念心法の現在世に生ずるの緣なり。前後心同類なるが故に等と云ひ、此の同類の心の中に餘心起らざるが故に、

無間と云ふ。

**【三六】** 無間滅の識とは前刹那無間に過去に謝滅せる識なり。是れ次刹那の意識を生ずる所依止となるが故に意と云ふ。

**【三七】** 第二、是れ染汗の義、又思量の義なり。

**【三八】** 薩迦耶 (Sattva-kaya) とは移轉身と譯す、吾人の身體は他の因緣和合に依り假りに我相に似たるのみにして、定んで堅實の法なるに非ず、然れども又因緣所生の假有のものなれば全く虚偽の無體にも非ず、乃ち實有にも非ず亦虚偽にも非れば移轉身と云ふ。

**【三九】** 無明とは無知なり、此れ前の三煩惱の根本因なり。

**【四〇】** 是れ意の第一の義なり。

**【四一】** 是れ意の第二の義なり。第七識は第八識の見分を恆に審に思量して我なりと執著す、故に思量の義あり、又是

染汗無かるべし、「而れば」過失と成るが故なり、中に若くは我執我慢無からん。又(三)一切時に我執現行すること現に「あり」得べきが故なり、謂はく善、不善、無記の心の中なり、若し爾らざれば唯だ不善心のみ彼れと相應するが故に(四)我我所の煩惱現行することあるも、善とする「に非ざるべし、而れば過失と成る」。是の故に若し「一切時一切の心」と俱に現行すと立て、「唯だ不善心とのみ」相應して現行すと立つるに非ざれば此の過失なし。此の中頌に曰はく、

(五)「若くは不共無明と、及與び五同法と訓詞と二定の別と無ければ、皆な過失と成り、

れ我見雜染の生ずる根本なるが故に雜染の意と云ふ。

【四二】不共無明。貪等の本惑と俱起するを相應無明と云ふに對し、貪等と俱起せず孤起するを不共無明と云ふ。

【四三】五同法とは眼等の前五識と同時俱有なる眼等の五根なり。五根は五識の爲めに俱有依となる。是れに倒固するに第六意識にも俱有依なかるべからず、即ちその俱有依として第七末那識の存在を認めざるべからず。然るに之れを認めざれば前五識の俱有依たる五根も存在すること能はず、従つて過失となる。

【四四】若し此の意なくんば前説恆に審に思量するが故に無間滅の識の所依なるが故に意と名くと云へるが如き訓釋詞も有ることなからん、第六意識は此の訓釋詞に相當せず、若

し訓釋詞無くんば、之れに相當する思量所依等の義無からん、是れ過失となる。

【四五】無想定は前六識の心心所を滅して入る定なり第七末那識あり、滅盡定は前七識を滅して入る定なるが故に第七識なし、若し第七識を立てざれば此の二定の差別無きに至り過失となる。

【四六】無想天は外道無想定を修して其結果として願生せる色界第四禪天の中の一の天なり。若し第七識無くんば此の天の中に染汗なく我執等無かるべし爾らば聖者は此天を訶厭せざるべし、然るに聖者は此の天を訶厭し願はず、是れ染汗あるところなればなり、斯く染汗ある以上染汗の意を認めざるべからず、之れ無しと云はば過失となる。

【四七】無想天に生れたる一期間

【四〇】無想生「中」應に、我執轉ずること無かるべくんば過と成り、【五一】我執恆に隨逐して、一切種に有ること無く、

染意を離れ、【五二】二二あること無ければ相違と成る、【五三】此れ無ければ一切「善等の」處に、我執應に有るべからず、

眞義の心當に生ずべきも、「爾らずして我執」常に能く障礙を爲し、【五四】一切の分に俱行す、謂はく「是れ」不共無明なり。』

此の意は染汗なるが故に、【五五】有覆無記性にして四の煩惱と常に共に相應す、色無色二「界」の纏煩惱の如く、是れ其れ有覆無記性の攝なり、色無色「界」の纏は、【五六】奢摩他の爲めに攝藏せらるるが故に、此の意は一切「時一切處」に微細に隨逐するが故なり。

逐するが故なり。

を五百大劫とす、此の間無心なり。

【四七】布施等の善心にも我執現行するが故に常に我執ある以上は無明あり、無明は染汗の第七識を離れて別體なきが故に第七識の存在を認めざるべからず、爾らざれば過失となる。

【四八】我我所とは具には我見及び我所見なり。我見とは自實の實見、我所見とは自實の有の見にして、自我所屬のもの實にすとする謬見なり。

【四九】此の頌の中には前文を略して重説す。

【五〇】無想生とは無想天の生なり。

【五一】以下、他の眞諦等の譯釋と少異あり往見せよ。

【五二】二とは不共無明と五同法。三とは調詞と二定の別と無想生中の我執なり。

【五三】此れとは染汗の意なり。

【五四】一切の分に俱行するものは不共無明にして、此不共無明は第七末那識に在る不共無明ならざるべからず、何となれば第六意識に在る不共無明は間斷することありて一切の分に俱行せざれば也、故に第七末那存在す。

【五五】有覆無記、善不善無記の三性中無記を分ちて二とす一は有覆無記、二は無覆無記なり、覆とは聖道を蓋覆覆障する義なり。第七末那(意)は善に非ず亦た不善と名くべきに非ざるが故に無記性なるも尙聖道を障ゆるが故に有覆無記性なり。

【五六】奢摩他(Samatha)は止と譯し、觀(毘鉢舍那)に對す。分別を絶し邪念を離れて心を一境に止むること、定の一名なり。

【五七】此の意は一切「時一切處」に微細に隨逐するが故なり。

【五七】 心の體は第三に若し阿頼耶識を離るれば、

別に「あり」得べきこと無し、是の故に阿頼耶識

を成就して、以て心體と爲す。此れを種子

〔の所依處〕と爲すに由つて、意及び識轉〔生〕

す。【六〇】 何の因縁の故に亦たは説いて心と名づく

るや。種種なる法の熏習したる種子の

積集する所なるが故なり。

【六一】 復た次に、何故に聲聞乘の中には此の心

を阿頼耶識と名づけ阿陀那識と名づくと説かざ

るや。此れは深細なる「了知し難き」境に攝せら

るに由るが故なり、所以は何んとなれば、

【六二】 諸の聲聞は一切の境に於いて智處轉せざる

に由ればなり、是の故に彼れに於いて此の説を離ると雖も、然かも智成ずることを得、解脱成就する

が故に爲めに説かず。若くは【六三】 諸の菩薩は定んで一切の境に於いて智處轉ず、是の故に爲めに説

く。若し此の智を離るれば一切智智を證得し易からず。

出づ。

【四】 第三段、聲聞乘中阿頼耶識の名を説かざる所以を辨す。

【五】 諸の聲聞は所知障を斷じこの一切の菩提覺智を求むるを目的とせず、唯だ自利にして煩惱を斷じて解脱涅槃を求む、是に深細なる阿頼耶識等を説いて覺知せしむるに及ばず、故に説かず。

【六】 諸の菩薩は自利にして解脱涅槃を求むると共に、利他として菩提の覺智を求む、故に阿頼耶識を知らざるべからず。

- 【五七】 乙、心の理證。
- 【五八】 種子とは七轉識の種子なり。
- 【五九】 意及び識、眞諦譯には「餘識」とあり。意とは第七末那識、識とは前六識、合して七轉識なり。
- 【六〇】 丙、心の名を釋す。
- 【六一】 種種なる法とは七轉識なり。
- 【六二】 熏習とは七轉識現行するとき諸法の種子を阿頼耶識に藏め込む作用を云ふ。恰かも蘭麝が香氣を衣服に熏するが如し。此の時七轉識は能熏にして阿頼耶識は所熏なり。
- 【六三】 心とは積集の義也。前に

【七〇】 復次に、聲聞乘の中に亦た 異門密意

を以て、已に阿頼耶識を説きたまへり、彼の

増壹阿笈摩に世間の衆生の 阿頼耶を愛し

阿頼耶を樂ひ阿頼耶を欣び阿頼耶を善ぶと説き

たまへるが如し。是の如き阿頼耶を斷せんが爲

めの故に、「(如來) 正法を説きたまへる時、(世

間のもの聽かんことを樂ふが故に) 恭敬して

耳に攝し、(三三) 求解心に住し、(七四) 法に隨つて

法を行す。如來の世に出でまして是の如き甚だ

奇にして希有なる正法世間に出現せり、(七五) 聲

聞乘の (七六) 如來出現四德經の中に於いて、此の

異門密意に由りて已に阿頼耶識を顯はしたまへ

り。

【七〇】 大衆部の阿笈摩の中に於いても、亦た異

門密意を以て、此れを説いて根本識と名づけた

【六七】 第四段、聲聞乘中異門密

意を以て阿頼耶識を説けるこ

とを示す。此の中四門あり。

【六八】 異門密意。笈多譯には

「別の道理」とあり。密意とは

祕密意趣なり。

【六九】 第一門、増壹阿笈摩の四

阿頼耶。

【七〇】 増壹阿笈摩は増壹阿含經



のこと。此經は最も原始佛教

の面影を存す。

【七一】 阿頼耶を愛し等。是れを

四阿頼耶と云ふ、此の四阿頼

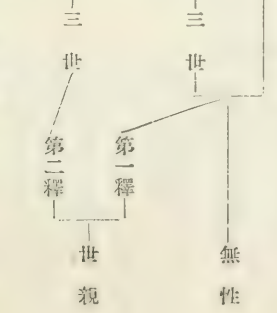
耶説は現存増壹阿含經には無

し。愛樂欣喜は何れも貪な

り、此の貪三世の別より四種

となる、世親攝論と無性攝論

の釋を擧ぐれば左の如し、



畢竟阿頼耶は衆生の貪愛の境

たるなり。

【七二】 耳に攝し。眞諦譯に曰く

「耳に屬し」。

【七三】 眞諦譯に曰く、正法及び

假法を受行す。

【七四】 第二門、如來出現四德經

の阿頼耶。



まへり、樹の根に依るが如し。〔六九〕化地部の中に  
も亦た異門密意を以て、此れを説いて 窮生  
死蘊と名づく。有る處、有る時に色心斷〔絶〕す  
るを見るも、阿頼耶識の中の彼の種〔子〕斷〔絶〕  
することあるに非ず。阿頼耶は是の如く〔七〇〕所  
知依なり、阿頼耶識を性と爲し、阿陀那識を性  
と爲し、心を性と爲し、阿頼耶を性と爲し、根  
本識を性と爲し、窮生死蘊を性と爲す等と説  
く。此の異門に由つて阿頼耶識を 大王路と  
成す。

復た 一類あり、謂はく 心意識は義  
一にして文異なる、是の義成せざれば、〔七一〕意識兩  
義の差別〔あり〕得べく、當に知るべし、心の義  
も亦た應に異りあるべしと。

復た一類あり、謂はく薄伽梵の説きたまへる

〔七六〕 眞諦譯に曰く、如來出世  
四種功德經、佛陀扇多譯に  
は「思益經」とあり。

〔七七〕 第三門、大衆部の阿笈摩  
の根本識、佛陀扇多譯に曰く、  
「大僧祇の增壹阿含經」。眞諦  
譯に曰く、「摩訶僧祇部の阿含」  
「法華玄贊」卷一には現存東流  
の四阿含を以て大衆部の阿含  
なりとする。唯識二十論述  
記權衡鈔「卷一」に依れば必ず  
しも爾らず。大衆部とは佛滅  
後百年に於て佛教二部に分裂  
したる中の一派なり、保守主  
義の上座部は北方迦濕彌羅に  
去り進歩主義の大衆部一派は  
摩揭陀國を根據地とせり。

〔七八〕 第四門、化地部の窮生死  
蘊、化地部とは佛滅後第三百  
年の初根本上座部より第四回  
に分裂せる一派なり。

〔七九〕 窮生死蘊とは生死輪廻生  
滅變化の始終を窮め間斷なく

一貫して存続する自我の主體  
なり、蘊とは五蘊の法なり、  
〔八〇〕 佛陀扇多譯に曰く、智の  
所依。

〔八一〕 佛陀扇多譯に曰く、轉た  
明勝なること王大道の如し。  
阿頼耶識の存在明かなるに喩  
ふ。

〔八二〕 第五段、阿頼耶の名の最  
勝なることを説く。

〔八三〕 眞諦譯に曰く、「餘師あ  
り。佛陀扇多譯に曰く、「是の  
言を作さく」。

〔八四〕 無性釋に曰く「此れは邪  
執を顯はず、謂く所説の心意  
識の名の如きは皆同一義也、  
是の義成せざれば是れ理義に  
非ず」。

〔八五〕 同じく曰く「六識身の無  
間の過去を説いて名けて意と  
爲し境界を了別するを説いて  
名けて識と爲す」。

所の衆生の愛する阿頼耶乃至廣く説かば此の中  
の〔六六〕五取蘊をば説いて阿頼耶と名づくこと。餘

〔師〕あり復た謂はく、貪と俱なる樂受を阿頼耶  
と名づくこと。餘〔師〕あり復た謂はく、薩迦耶見  
を阿頼耶と名づくこと。此等の諸師は、空及び

證に由るも、〔六八〕藏識に愚なるが故に此の執〔見〕  
を作す。是の如く阿頼耶の名を安立するは聲聞  
乘に隨へり、安立する〔とこの〕道理も亦た相  
應せず。若し〔六九〕愚ならざる者は此の藏識を取つ

て彼れを安立して阿頼耶の名を説く。是の如く安立すれば則ち最勝なりと爲す。云何んが最勝なりや。  
若し五取蘊を阿頼耶と名づくれば、惡趣の中〔七〇〕の一向に苦なる處に生るれば最も厭逆すべく、衆生一  
向に愛樂を起さず、中に於て執藏すること〔七一〕は道理に應せず、彼れ常に捨離せんことを求むる  
を以ての故なり。若し貪と俱なる樂受を阿頼耶と名づくれば、〔七二〕第四靜慮以上には〔之れ〕有ること無

く、〔七三〕彼れを具〔有〕せる〔第三靜慮以下の〕有情は〔上に生れんことを求むるが故に〕常に〔貪と俱なる  
樂受に對して〕厭逆することあり、中に於いて執藏することは亦た理に應せざるなり。若し〔七四〕薩迦

〔六六〕 五取蘊とは色、受、想、行、識の五蘊即ち有情の身心なり、今之れを我と爲す。

〔六七〕 眞諦譯に曰く「阿含及び修得に由る」。佛陀扇多譯に曰く、明及び解釋に従ふが故に。無性釋に曰く「惡教あるが故に惡證あるが故に」。

〔六八〕 藏識とは阿頼耶識なり、無性釋に曰く「親教無きが故に阿頼耶識に愚なり」。

〔六九〕 愚ならざる者とは諸の菩薩なり。

〔七〇〕 惡趣とは餓鬼趣畜生趣及び地獄趣なり。

〔七一〕 執藏すとは阿頼耶識を實我なりと執著すること、是れ藏の第三義なり。

〔七二〕 色界第四靜慮以上に於いては樂受なし、従つて貪と相應する樂受なし。

〔七三〕 此處は眞諦譯を合様す。薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔七四〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔七五〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔七六〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔七七〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔七八〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔七九〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八〇〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八一〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八二〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八三〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八四〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八五〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八六〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八七〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八八〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔八九〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

〔九〇〕 薩迦耶見は身見なり、我見なり。

耶見を阿頼耶と名づければ、此の正法の中に於いて無我を信解する者は恆に厭逆することあり、中に於いて執藏することは亦た理に應せざるなり。阿頼耶識は、内我の性に攝す、惡趣の一向に苦なる處に生れ、苦蘊を離るることを求むと雖も、然かも藏識に於いて我愛隨縛して未だ嘗つて離るることを求めず、第四靜慮以上に生まれて貪と俱なる樂に於いて恆に厭逆することありと雖も、然かも藏識に於いて我愛隨縛し、此の正法に於いて無我を信解する者は我見を厭逆すと雖も、然かも藏識に於いて我愛隨縛す、是の故に阿頼耶識を阿頼耶と名づくると安立して最勝なることを成就す。

(九七) 是の如く已に阿頼耶識を安立する異門を説けり、此の相を安立することをば云何んが見るべきや。此の相を安立するに略して三種あり、一には自相を安立し、二には因相を安立し、三には果相を安立す。此の中阿頼耶識の自相を安立するは、謂はく一切雜染品の法の所有の熏習に依つて、彼の「雜染法の與めに能」生の因と爲るなり、能く「雜染法を生ずる」種子を攝持し相應するに由る。(100) 此の中阿頼耶識の因相を安立するは、謂はく即ち是の如き一切種子の阿頼耶識は一切時に於いて彼の雜染の品類の諸法現前するが與めに因と爲るなり。(101) 此の中阿頼耶識の果相を安立するは、謂はく即ち彼の雜染品の法の無始時より來の所有ゆる熏習に依つて阿頼耶

- 【九五】 眞諦譯に曰く「衆生の心執して自の内我と爲す」。
- 【九六】 苦蘊とは苦の五蘊即ち苦身なり。
- 【九七】 第六段、阿頼耶識の三相を辦ず。此の中三門。
- 【九八】 第一門、自相。
- 【九九】 一切雜染品とは無性釋して「食曠等」と云へり。
- 【100】 第二門、因相。
- 【101】 第三門、果相。

識相續して生ずるなり。

【一〇三】復た次に、(二三)何等をか名づけて熏習と爲すや、熏習は能詮なり、何をか所詮と爲すや。謂はく

【一〇四】彼の法俱に生じ俱に滅するに依つて此の「阿頼耶識の中」に能く彼「の雜染の諸法」を生ずる因性あり、是れを所詮と謂ふ、(二四)荳勝の中に、(二五)華の熏習あるが如し、荳勝と華に俱に生じ俱に滅す、是の

諸の荳勝は能く彼の(二六)香を生ずる因を帶して生ず。又所立の貪等を行する者の貪等の熏習の如し、

彼の貪等俱に生じ俱に滅するに依つて此の心に彼の「貪等」生ずる因を帶して生ず、或は多聞の

彼の多聞の熏習「の如し」、聞く作意俱に生じ俱に滅するに依つて此の心に彼の「聞きたるを」記

する因を帶して生ず。此の熏習は能く「諸法を」攝持するに由るが故に法を持つ者と名づく。阿

頼耶識の熏習の道理も當に知るべし亦た爾なりと。

【一〇八】復た次に、(二九)阿頼耶識の中の諸の雜染品の法の種子を別異にして住すと爲し、別異無し

【一〇二】第七段、熏習の義を説く。

【一〇三】眞諦譯には「此の習氣の名は何の義を顯はさんと欲するや」とあり。

【一〇四】彼の法とは彼の雜染の諸法即ち能熏なり、彼の能熏の諸法は此の所熏の阿頼耶識と同時に生滅して諸法の種子を熏習す。

【一〇五】荳勝。梵に阿提目多伽(Amitakuta)と云ふ、胡麻なり。眞諦譯には「麻」佛陀扇多譯には「胡麻」とあり、阿頼

耶識に譬ふ。

【一〇六】華。雜染の諸法に譬ふ。

【一〇七】香。雜染の諸法に譬ふ。

【一〇八】第八段、阿頼耶識と種子との一異を辨す。

【一〇九】阿頼耶識と種子と全く異りと云はば阿頼耶識に刹那滅の義無かるべし阿頼耶識は種子あるに依つて刹那滅の義あればなり、若し二者全同なりと云はば阿頼耶識は無記なるが故に三性を生ぜざるべし。

是の二過に依つて阿頼耶識の體に種子の用を歸し攝用歸體

と爲す、彼の種子は〔阿頼耶識の外に〕別の實物  
あるに非ず、此の〔阿頼耶識の中〕に於いて住し  
亦た異らざるに非ず、然かも阿頼耶識は是の如  
くして生じ、能く彼〔の諸法〕を生ずる 〔二〇〕の功  
能の差別あるを一切種子識と名づく。

〔二一〕 復た次に、阿頼耶識と彼の雜染の諸法と  
同時に更互に因と爲ることをば云何んが見るべ  
きや。譬へば 〔二三〕 明燈と焰と炷との如し、生じ  
燒くること同時にして更互〔に因と爲る〕なり。  
又蘆束の如し、互に相ひ依持すること同時にし  
て倒れざるなり。應に觀すべし、此の中更互に  
因と爲る道理も亦た爾なり、 〔二四〕 阿頼耶識〔の種  
子〕は雜染の諸法の因と爲り、 〔二五〕 雜染の諸法も亦た阿頼耶識の〔種子〕の因と爲るが如きなり。唯だ是

の如きに就いてのみ因縁を安立す、所餘の因縁は得べからざるが故なり。

〔二六〕 云何んが熏習は異り無く雜り無きに而かも能く異りあり雜りある諸法の與めに因と爲るや。

して論ずれば二者同一なり、  
體用別論すれば二者異りあ  
り、即ち二者は不一不異の關  
係あり。

〔二〇〕 功能の差別とは各別の種  
子の生果の功用なり。

〔二一〕 第九段、阿頼耶識と諸法  
と互に因果と爲るを説く。此  
の中三門。第一門、三法展轉  
因果同時。

〔二三〕 明燈と焰と炷。一刹那に  
燈炷所依と爲つて燈焰を發生  
す。是れ則ち燈炷は焰生ずる  
因と爲る、即ち此の刹那に焰  
復能く所依の燈炷を燒く、是  
れ燈焰は炷燒くる因と爲るな  
り。是の如く阿頼耶識中の種

子より雜染の諸法を生ぜる

〔種子生現行〕の刹那に此の諸  
法は阿頼耶識中へ諸法の種子  
を熏す〔現行熏種子〕。種子

〔因〕生現行〔果〕。現行〔因〕熏  
種子〔果〕に於て現行の因果は  
畢竟同一法なれば種子、現行、

種子の三法となり、此三法に  
二重の因果あり。此三法二重  
の因果は同刹那中に行はるる  
が故に、三法展轉因果同時と  
云ふ。明燈等の喩は此三法因  
果同時を明す。

〔二四〕 種子生現行の因果なり。

〔二五〕 現行熏種子の因果なり。

〔二六〕 第二門、所熏と能熏との  
關係。

一六〇衆の縷具縷所縷衣の如し、之を縷ぶ時に當りて復た未だ異雜にして非一なる品類の得べきあらず

と雖も、染器に入れたる後爾の時衣の上に便ち異雜にして非一なる品類の染色絞絡文像ありて

顯現す。二七阿頼耶識も亦た復た是の如く善不善の異雜なる能熏に熏習せらるる、熏習せる時

に於いて、復た未だ異雜の得べきあらずと雖も、果生じ染器現前せる已後は便ち異雜無量なる品類の諸法ありて顯現す。是の如き緣起は、

大乘の中に於いては、極めて微細なり甚だ深し。又若し略して説かば二の緣起あり、一には自性を分別する緣起、二には愛非愛を

分別する緣起なり。此の中阿頼耶識に依止して諸法生起す、是れを自性を分別する緣起と名づく、能く種種なる自性を分別するを以て緣性と爲すが故なり。復た

十二支緣起あり、是れを愛非愛を分別する緣起と名づく、善趣惡趣に於いて

【二六】衆の縷具等。眞諦は多くの纏結衣と譯し、佛陀扇多は「種種なる色染衣」と譯し、笈多は「縷を以て種種に結べる衣」と譯せり。

【二七】攝用(種子)歸體(阿頼耶)して論すれば種子は阿頼耶に従つて一味平等也、然るに體用別論すれば種子は諸法に従つて千差萬別なり、要するに種子を靜的に見れば平等、動的に見れば差別なり、故に平等なる阿頼耶識より差別の諸法生起するなり。

【二八】無性釋に曰く、「分別に於いて勢力あるが故に所須あるが故に説いて分別と名づく、即ち阿頼耶識は能く自性を分別する緣起と名づく、善趣惡趣に於いて

【二九】同じく曰く「無明等の十二支分は能く善趣惡趣を分析するに於いて若しくは欣樂すべく、若しくは欣樂すべからずとし、乃至阿頼耶識より諸行等生ずる時、無明等の勢力に由つて福非福不動等差別あらしむるが故なり」。

【三〇】十二支緣起、亦は十二因縁と云ふ。即ち(一)無明、(二)行、(三)識、(四)名色、(五)六處、(六)觸、(七)受、(八)愛、(九)取、(十)有、(十一)生、(十二)老死の十二支を以て有情の生死流轉因果相續の狀態を説くなり。

【三一】十二支緣起あり、是れを愛非愛を分別する緣起と名づく、善趣惡趣に於いて

能く愛非愛の種種なる自體を分別するを以て縁性と爲すが故なり。阿頼耶識の中に於いて若し第一の縁起に (二三) 遇はば、或は (二三) 自性を因と爲すと分別するあり、或は (二三) 宿作を因と爲すと分別するあり、或は (二三) 自在變化を因と爲すと分別するあり、或は (二三) 實我を因と爲すと分別するあり、或は (二三) 無因無縁を分別するあり。 (二三) 若し第二の縁起に愚なれば復た分別して (二六) 我を作者と爲し、我を受者と爲すと分別するあり。譬へば衆多なる生盲の士夫未だ曾つて象を見ざるに復た象を以て説いて之れを示すが如し。彼の諸の生盲にして象の鼻に觸るるあり、其の牙に觸るるあり、其の耳に觸るるあり、其の足に觸るるあり、其の尾に觸るるあり、脊膝に觸るるあり。諸有と問うて言はく、象は何なる相なりと爲すやと、或は有るが説いて言はく、象は犁柄の如しと、或は説かく柝の如しと、或は説かく箕の如しと、或は説かく杵の如しと、或は説かく筭の如しと、或は有るが説いて言はく象は石山の如しと。若し此の二の縁起を解了せざる

- 【二三】遇はば、眞諦譯には、迷はば」とあり。世親攝論無性論共に「愚なれば」に作る。
- 【二四】自性。佛陀扇多譯には「言性」とあり。
- 【二五】宿作。尼乾子外道は現世に受くる所の苦樂は悉く宿世に於て定れるものなりとす、是れを宿作外道と云ふ。今は此の説を出す。
- 【二六】自在變化。世間の苦樂は自在天の變化なりと計執する外道を自在天外道と云ふ。今此の説を出す。
- 【二七】是れ計我外道の説なり。
- 【二八】是れ無因外道の説なり。
- 【二九】是れ數論外道の説なり。
- 【三〇】我を作者と爲し等。數論外道は廿五諦を立つ、第一自性諦即ち物的原因を作者の我とし、第廿五神我諦即ち心的原因を作者の我とし、神我の要求に應じて自性は中間の二十三諦を作り神我に受用せしむ、斯く自性神我的抱合より中間の萬法生起すと説く也。
- 【三一】無明に由るが故に生盲と成る。

無明の生盲も亦た復た

是の如く、或は自性を因と爲すと計執するあり、或は宿作を因と爲すと計執するあり、或は自在〔天〕を因と爲すと計執するあり、或は實我を因と爲すと計執するあり。阿頼耶識の自性、因性及び果性等〔を解了せざる〕は象の自性を〔解了せざる所〕の如し。

〔二〇〕又若し略して説がば、阿頼耶識は、異熟

識と一切の種子とを用つて其の自性と爲し、能く三界の一切の自體一切の趣等を攝

す。

〔二一〕此の中五頌〔ある〕なり、

〔二二〕外内は、不明了なり、二に於いて

〔二三〕明了なり、外は、唯だ世俗なるのみ、〔内

は〕勝義なり、諸の種子なり、當に知るべし

〔二四〕種子に、六種の義ありし。

〔二五〕刹那に滅すると、俱有なると、

恆に隨轉すると應に知るべし、〔四〕決定と

〔二六〕第三門、阿頼耶識の自性。此の中二。

〔二七〕異熟識。阿頼耶識は善惡業力に由りて引生ぜられたる無覆無記の法なれば因は是れ善惡、果は是れ無記にして因に異りて熟せる識なるが故に異熟識と云ふ。

〔二八〕一切の種子は阿頼耶識中に在り。

〔二九〕自體。眞諦譯には「身」とあり、世親釋して「自體とは趣趣中の同分異分の種種なる差別なり」と云へり。

〔三〇〕趣。眞諦譯には「六道」とあり。

〔三一〕甲、種子及び熏習の諸義。

〔三二〕外とは外界の稻藪等の種

子なり、内とは阿頼耶識なり。

〔三三〕不明了。外の種子は無記性にして善不善の明了なる性にあらす。

〔三四〕二とは世親釋に曰く二義あり、一に曰く善不善の二性なり、二に曰く雜染と清淨との二なり、阿頼耶識は此の二に於いて明了なり。

〔三五〕外の種子は唯だ世俗諦に就て説いて種子となすのみ實には種子にあらず假法なり、何となれば外の種子も亦た阿頼耶識の内の種子より變現せられたるものなればなり。

〔三六〕六種の義。是れ種子の六

義なり〔刹那に滅す、種子は

恆に隨轉すると應に知るべし、〔四〕決定と



(五)衆縁を待つと、唯だ能く(六)自果を引くとなり。

(四)「所熏は(一)堅(住性)(二)無記(性)(三)可熏(性)、(四)能熏」と相應する「性」なり、所熏は此れに異なるに非ず、是れを熏習の相と爲す。

(四)六識には相應すること無く、(四)三の差別相違し、(四)二念俱有せず、(四)餘に類例すれば「過」失と成る。

此の外内の種子の、(四)能生「能」引をば應に知るべし、(四)枯喪「の相續」は能引「の因」に由り、「然かして」任運にして後滅するが故なり。

(四)内種は外種の如きには非ざることを顯はさんが爲めに、復た二頌を説かく、

必ず剎那生滅する有爲法ならざるべからず、種子はそれ自身生滅せざれば諸法を造作する能はず常住にして生滅せざる眞如無爲の如きは種子法たるべからず。(二)俱有なり、種子法(因)と現行(果)とは同時ならざるべからず、因果前後なるもの及び他人相望する因果の如きに於ける因は唯識論上の種子に非ず。(三)恆に隨轉す、種子法は間斷なく轉變なく第八識に隨つて一類相續するものならざる可らず、憂喜苦樂轉變し而も時時間斷する七轉識の現行の如きは生果の作用を維持する能はざるが故に種子たる能はず。(四)決定、種子法は善惡無記の性質決定す即ち善種は善果を、惡種は惡果を引くものならざるべからず。(五)衆縁を待つ、種子法は種種なる縁を待つて始めて現

行するものならざるべからず、外道の一切法は梵天の因より生ずと云ふが如きは種子にあらず。(六)自果を引く、色法は色法の種子より、心法は心法の種子より顯現し各自類の現行を生起するものならざるべからず。以上の六義を具ふるものを種子と云ふ。

【四】此の中所熏の四義とは(一)堅住性、前後始終憂喜變動せず一類にして不斷相續するもの始めて種子を維持する所依たるに適す。(二)無記性、内容の性質を具へ善と惡とに對し、共に相違せざるものにして他の熏習を受くることを得。(三)可熏性、他と融合する性質のものにして始めて所熏處たるべし。(四)能熏と相應する性、能熏と同時同處にして和合一致するものにして正に所熏處たる資格あり。

〔外〕の「種子」には、(四四)或は熏習なし、(四五)内

種には非ず應に知るべし、聞等の熏習無く

して、(四五)果生ずることは道理に非ず、

作不作にして失得する、過〔失〕なるが

故に〔内外種は〕相違を成ず、外種は内〔種

を縁と爲し、彼の熏習に由り依る。〕

(二五)復た次に、其餘の(二四)轉識をば、普ねく

一切自體の(二五)諸趣に於いて、應に知るべし説

いて能受用者と名づくこと、(二五)中邊分別論の中

に説ける伽他の如し、曰はく、

〔一〕には則ち縁識と名づけ、第二には受

者と名づく、此の中(二五)能受用と、〔能〕分

別と〔能〕推とは心法なり。〕

(二五)是の如き(二六)二識は更互に縁と爲る、阿毗

達磨大乘經の中に説ける伽他の如し、曰はく、

〔四二〕前六識には所熏の四義相

應せず。

〔四三〕三の差別とは所依、所縁、

作意なり。彼の六識の所依、

所縁、作意は各別なり、

〔四四〕六識は何れも念念生滅す

るが故に前念後念同時に存在

せず、従つて後念は前念より

熏習を受けず、六識は所熏處

にあらず、六識の外の第八阿

賴耶識是れ所熏處なりと影顯

す。

〔四五〕六識中の甲乙二識は俱有

なることあるが故に此二識の

間に能熏所熏を認めんか、又

識と根とは俱有なるが故に此

由り、人身の裏後屍骸相續す

るは口の種子の能引因に出

る。

〔四六〕乙、内外種の區別。

〔四七〕外の種子には或は熏習あ

り或は熏習なく不定なり。

〔四五〕内の種子は不定には非

ず、定んで熏習あり。

〔四九〕果とは多聞等の果也。

〔五〇〕外種には種まきて果生ぜ

ざるあり、種まかすして果生

するあり、即ち作して失ひ、

作さずして得ることあり、是

れ正因果に非ず過失なり。内

種は決して爾らず、是れ内外

種の相異る所以なり。

【四】諸法をば識に於いて藏す、識を法に於いても亦た爾なり、更互に果性と爲り、亦た常に因性と爲る。」

【三】若し(一)第一の縁起の中に於いては是の如き二識は互に(二)因縁と爲る、(三)第二の縁起の中に於いては復た是れ何れの縁なりや。是れ増上縁なり。是の如き六識は幾ばくの縁より生ずる所なりや。増上(一)縁、(二)所縁(縁)、(三)等無間縁なり。是の如き三種の縁起は謂はく生死愛非愛趣を窮め及び(一)能受用は四縁を具有す。

【四】是の如く已に阿頼耶識の異門及び相を安立せり、復た云何んが是の如き異門及び是の如き相は決定して阿頼耶識に在りて轉識には非すと知るや。若し是の如く安立する阿頼耶識を遠

【五】諸想とは六道なり。

【六】中邊分別論。笈多は「中邊差別論」と譯し、佛陀扇多は「中邊分別論」と譯せり。此の

佛陀は彌勒菩薩說玄奘譯「辯中邊論頌」、世親菩薩造玄奘譯「辯中邊論」卷上、天親菩薩造眞諦譯「中邊分別論」卷上に出づ、今無著菩薩は彌勒說「辯中邊論頌」より引用せしものなるべし。

【七】前の二句は識蘊を説く、是れ心體なり。辯中邊論に曰く「緣識とは謂はく識識なり、是れ餘識の生ずる緣なるが故に乃至受用の主なるが故に名けて受者と爲す」。

【八】無性釋に曰く、能受用とは受蘊、能分別とは想蘊、能推とは行蘊なりと。此の三蘊は心法即ち心所にして心の用なり。辯中邊論にも同様の釋あり。

り。

【九】第五門、阿毗達磨大乘經の伽陀。

【一〇】二識とは阿頼耶識と七轉識なり。

【一一】此の伽陀は七轉識と第八識との因果即ち唯識の因果たる種子生現行、現行重種子を説く根本的のもの也、諸譯對照すべし。此の中第三第四兩句は第一句第二句に各通ず。

第一句、諸法、七轉識の諸法の種子をば識(第八阿頼耶識の自體分の中)に於いて藏す、(故に)果性と爲り亦た因性と爲る、是れ種子生現行の因果なり、即ち諸法は第八識中より生ずるが故に果性なり第八識は因性なり、第二句、識(第八阿頼耶識の自體分)を法(七轉識の現行)に於いても亦た爾なり(藏せらる)、(故に)果性と爲り亦た因性と爲る、是

離すれば雜染と清淨と皆な成ずることを得ざる

に由る。謂はく「二三」煩惱雜染、若くは業雜染、

若くは生雜染皆成せざるが故に、世間の清淨、

出世(間)の清淨も亦た成せざるが故なり。

云何んが煩惱雜染成せざるや。「二五」諸の

煩惱及び隨煩惱の熏習より作る所の彼の種子の

體を以て六識身に於いて「ありと」するは理に應

せざるが故なり。所以は何ん、若し眼識と貪等

の煩惱及び隨煩惱と俱に生じ俱に滅し「二五」此れ

は「二五」彼の熏(習)に由つて種(子)を成じて餘

「識」には非すと立てんか、即ち此の眼識若し已

に翫滅すれば餘識に間はられて「二六」是の如き熏

習及び「二七」熏習の所依皆得べからず、「眼識」此

れより先に滅して餘識に間はられて現に體ある

こと無く、眼識彼の貪等と俱に生ずることは道

れ現行熏種子の因果なり、即ち七轉識現行して其の種子を

第八識中に熏藏するが故に所熏の第八識は果性なり能熏の

七轉識は因性なり。斯く第八識と七轉識とは第三句、更互

に(常に)果性と爲り、第四句、亦た常に(更互に)因性と爲

る。「更互に常に」の文は前二句に各通することを影顯す。

【二五】第六門、二緣起と四緣との相配。

【二六】自性を分別する緣起。

【二七】因緣。色法にまれ心法にまれ一切有爲法の生ずる時、親しく自體を辦成する原因を因緣となす、即ち現行の諸法は阿賴耶識中の種子を因として生じ、種子は現行の諸法を因として生ずるなり。

【二八】愛非愛を分別する緣起。

【二九】增上緣。色法にまれ心法にまれ生ぜんとする時、三緣以外の一切法は若は與力若は不障の助緣となるを云ふ。

【三〇】所緣緣。心心所の生ずる時所慮所托となる境界を所緣緣となす、即ち有體の境界力ありて能緣の心の爲めに所慮となりて緣慮せしめ、所托となりて杖托せしむ、是の故に心法は境界を緣慮し境界に杖托して生起するなり、之れを所緣緣と云ふ。

【三一】等無間緣。前出づ。

【三二】能受用とは心王及び心所なり、心法は四緣生なり。

【三三】第十段、阿賴耶識無ければ過失を成ずることを論ず。此の中五門。

【三四】煩惱雜染等、三雜染の關係左の如し、



理に應ぜず、彼の過去〔の法〕は現に無體なるを

以ての故なり、過去の現に無體なる業より 異

熟果生ずるは道理に應ぜざるが如し。又此の

眼識は貪等と俱に生ずるも 所有の熏習は亦

た成就せず、然かも此の〔眼識の〕熏習は貪等の

中に住せず、彼の貪欲は是れ 能依なるに由

るが故に、堅住せざるが故なり。亦た〔眼識の

熏習は〕所餘の識の中に住することを得ず、彼の

諸識は所依別なるを以ての故に、又〔從つて〕決

定して俱に生滅すること有ること無きが故な

り。是の故に眼識は貪等の煩惱及び隨煩惱に熏

習せらるることは道理に應ぜず、又 復た此

の識は〔同類の〕識に熏せらるるに非ず。眼識を説くが如く、所餘の轉識も亦た復た是の如し、應ずる

が如く當に知るべし。

生(老死)——苦——果

【七】第一門、煩惱雜染成ぜざる過失。此の中四。

【七】甲、六識に就て論ず。文中の諸の煩惱とは貪、瞋、癡、慢、疑、惡見の六根本煩惱なり。隨煩惱とは忿等の二十なり。

【七】乙、此れとは眼識を指す。

【七】丙、彼のとほ貪等の煩惱及び隨煩惱なり。

【七】丁、是の如き熏習とは貪等の熏習なり。

【七】戊、熏習の所依とは且く眼識を云ふ。

【七】己、異熟果。善惡の業因より

生じたる無記法(例へば色境)を云ふ。是れ因と異りて熟生せる果なればなり。

【七】庚、意に曰く、彼の熏習すら尙ほ成就せず何に混んや彼れより後時眼識貪と俱生することを得べけんや。

【七】辛、貪欲は能く眼識に依る。

【七】壬、例へば二の眼識同時俱生すること無きが故に眼識が眼識に熏せらるること無し。

【七】癸、乙、上地より來生するに就て論ず。

【七】甲、此の間とは無想天以外の欲界等の下地を指す。

復た次に、無想(天)等の上の諸地より没し來つて 此の間に生せんに、爾の時煩惱及び隨煩惱

の(二六)所染の初識、此の識生する時應に種子無かるべし、(二七)所依止及び(二八)彼の熏習は並に已に過去して現に體無きに由るが故なり。

(二七)復た次に、(二八)煩惱を對治する識若し已に生じ、一切世間の(二九)餘識已に滅せんに爾の時若し阿頼耶識を離れて(三〇)所餘の煩惱及び隨煩惱の種子此の對治識の中に在るは道理に應せず、(三一)此の對治識は自性解脱するが故に、餘の煩惱及び隨煩惱と俱に生滅せざるが故なり。

(三二)復た後時に於て世間識生せんに爾の時若し阿頼耶識を離るれば(三三)彼の諸の熏習及び所依止は久しく已に過去し現に體無きが故に應に種子無くして更に生ずることを得べし、(三四)是れ道理に應せず。是の故に若し阿頼耶識を離るれば煩惱雜染皆な成ずることを得ざるなり。

(三五)云何んが業雜染成せずと爲すや。(三六)業雜染無ければ(三七)行識に緣たること相應せざ

【二六】所染の初識とは無性釋して曰く「續生時の生有の初識なり、爾の時自地一切の煩惱に染行せらるるが故に」。

【二七】所依止とは種子の所依止なり。

【二八】彼の熏習とは煩惱の熏習なり。

【二九】丙、煩惱を對治する識に就て論ず。

【三〇】見所斷の煩惱を對治する識。

【三一】餘識とは六識なり。

【三二】修所斷の煩惱等なり。

【三三】對治識は自性清淨にして煩惱等と俱に生滅せず能治所

治相違するが故なり。

【三四】丁、出定後識生ずるに就て論ず。

【三五】後時とは出世心の後なり。無性釋して「見道の後の修道位の中」と云へり。

【三六】彼の諸の熏習とは餘の煩惱及び隨煩惱の所有の熏習なり。

【三七】所依止とは所依の識なり。

【三八】第二門、業雜染成せざる過失。

【三九】畢竟十二因緣成立せざることを説く。

【四〇】行とは十二因緣の行支なり。

るが故に、此〔の行識に縁たること〕若し無くんば、  
取 有に縁たること相應せざるなり。

云何んが生難染成せずと爲すや。結〔生〕相續の時〔自體を得ること〕相應せざるが故なり。若し此の 非等引地に於いて〔死〕没し已

つて〔次に〕生ずる時 中有の位に依る意に

染汗の意識を起し結生相續することあらば、

此の染汗の意識中有の中に於いて滅して母胎の

中に於いて〔生ずる時〕、〔此の〕識と 羯羅藍

と更に相ひ和合す、若し即ち意識と彼れと和合

せんか、既に和合し已つて此の識に依止して母

胎の中に於いて〔その餘の〕意識轉〔生〕すること

あり。若し爾らば即ち應に 二の意識ありて

同時に轉〔生〕すべし。又即ち彼の和合識と是の

意識とは性道理に應せず、染汗に依るが故に、

り。

【一九九】識、同じく識支なり。

【二〇〇】取、同じく取支なり。

【二〇一】有、同じく有支なり。

【二〇二】第三門、生難染成せざる過失。此の中八。甲、結生相續に就て論ず。

【二〇三】非等引地、眞諦譯に「不靜地」とあり 等引とは靜慮の一名なり、世親釋に曰く「非等引地とは即ち是れ欲界なり。」

【二〇四】中有とは死生二有の中間なり。

【二〇五】染汗の意識とは煩惱と俱行する意識なり。

【二〇六】羯羅藍、Kalaśaに凝骨亦是和合と譯す、胎内五位の一、託胎以後初七日間の状態なり。父母の不淨和合して凝

固せる状態なり。

【二〇七】二の意識とは所依たる和合意識と能依たるその餘の意識との二の意識なり。是れ同時に生ずることは道理に應ぜず、故に和合意識とは阿頼耶識ならざるべからとの意なり。

【二〇八】所依の和合識は無記なり、能依の意識は染汗なり、性異なるが故に、二の意識は別にして、和合の意識は阿頼耶識ならざるべからとの意なり。

【二〇九】此の和合の識は常に間斷なく轉ず、是れ阿頼耶識ならざるべからすとの意なり。

【二一〇】意識の所縁は明了に得べきも和合識に明了なる所縁無し。

時斷すること無きが故に、意識の〔如き〕所縁不

可得なるが故なり。【三二】設ひ和合識即ち是れ意識なるも此の和合意識即ち是れ一切種子識なりと爲し、

此の識に依止して餘の意識を生ずる所は是れ一切種子識なりと爲す。若し此の和合の識は是れ一切種子識ならば即ち是れ阿頼耶識なり、汝は異名を以て立てて意識と爲す。【三三】若し能依止の識は是れ一切

種子識ならば是れ則ち所依の因識は一切種子識に非らず、能依【止】の果識は一切種子識なる

【と】は【本より】道理に應せず。是の故に此の和合の識は是れ意識に非ず但だ是れ異熟識なり、

是れ一切種子識なることを成就す。【三三】復た次に、結生相續し已つて若し異熟識

を離るれば【五】色根を執受すること亦得べからず、其餘の諸識は【三三】各別の【所】依なるが故

に、堅住せざるが故なり、是の諸の【五】色根に應に【異熟】識を離るべからず。

【三六】若し異熟識を離るれば【二七】識と【二八】名色と

更互に相ひ依ること譬へば蘆束相ひ依りて轉ず

【三二】和合の意識に畢竟阿頼耶識なりと斷す。

【三三】一切種子識は所依の因識なることを斷す。

【三三】乙、五色根に就て論ず。

【三四】餘の諸識の所依の根は各別なるが故に但だ應に自の所依の根を執受するのみ、從つて五色根を全部執受するもの無かるべからず、是れ阿頼耶識に非ずして何ぞやと言はん

【三五】餘の諸識は堅住せず間斷し動轉し易きが故に諸識に自の根を執受せざることあるべく從つて根爛壞すべし、されば諸識間斷せる時諸根を執持する識無かるべからず、是れ

阿頼耶識に非ずして何ぞやと言はんとす。

【三六】丙、識と名色との相依に就て論ず。

【三七】識とは十二因縁の第三識支なり、阿頼耶識の種子を立てて識支と云ふ。此の識は名色に緣たり。

【三八】名色。十二因縁の第四名色支なり。名とは五蘊の中の他の種子と觸を除ける其他の行蘊の種子と第八識を除ける其他の識蘊の種子との總稱にして是れ非色心法の種子なり。色とは五塵の種子にして是れ非心色法の種子なり。此の色心の種子を名色支と云ふ。識名色等が愛取有の緣に



るが如き、此れも亦た成せず。

【三九】 若し異熟識を離るれば已に生ずる有情の

【四〇】 識食成せず、何となれば六識中随つて一識

を取るも三界の中に於いて已に生ぜる有情能く  
食事を作すこと得べからざるを以ての故なり。

【三一】 若し 此れより「死」没し等引地に於いて

正に生を受くる時は非等引「地」の 染汗の意

識によつて結生相續す、此の非等引「地」の染汗

の心は彼の「非等引地」の所攝なり、異熟識を

離れては餘の種子の體は定んで得べからざるな

り。

【三二】 復た次に、無色界に生ぜんに若し一切種

子異熟識を離るれば 染汗と善との心には應に種子無かるべく、

無かるべし。

【三三】 又即ち彼に於て若し 出世「間」心正に現在前すれば餘の世間心皆な滅盡するが故に、爾の時便

依つて未來の生死の果を引く  
を輪廻の状態とす。

【三九】 丁、識食に就て論ず。

【四〇】 識食とは四食の一、能く

執受する者を識食と云ふ、即ち六識以外に間斷なく有情の

身心を執持して爛壞せざらしむるものあり。是れ阿頼耶識

に外ならず、故に阿頼耶識を識食と云ふ。

【三一】 戊、等引地に結生するに就て論ず。

【三二】 此れとは非等引地即ち欲界なり。

【三三】 染汗の意識とは定地を愛味する心。

【三四】 染汗の意識が非等引地よ

り没して種子となり、等引地に於いて結生現行す、此の種子は異熟阿頼耶識を離れては存在せず

【三五】 已、無色界に生ずるに就て論ず。

【三六】 染汗とは愛味の心。善とは定心なり。

【三七】 依持とは所依止なり。心の種子無く所依無ければ無色界に生ずる能はず、故に阿頼耶識を認めざるべからずと言はん」とす。

【三八】 庚、出世間心現前するに就て論ず。

【三九】 出世間心とは無漏心なり。

【三〇〇】彼の趣を滅離すべく、若し非想非非想處、無所有處に生じて出  
 ち應に 世間心現在前する時は即ち應に 二趣をば悉く皆滅離すべし。【三〇一】此の出  
 世の識は非想非非想處を以て所依趣と爲さず、亦た應に無所有處を以て所  
 依趣と爲すべからず、亦た 涅槃を所依趣と爲すに非ず、【必す應に阿  
 頼耶識を所依と爲すべきなり】。

【三〇二】又將に「死」没せんとする時善を造り惡を造り 或は下り或は上らん  
 に所依の身分漸く冷ゆ、若し阿頼耶識あることを信せざれば「此の理」皆  
 な成することを得ず。是の故に若し一切種子異熟識を離るれば此の生雜染  
 亦た成することを得ざるなり。

【三〇三】云何んが世間の清淨成せざるや。謂はく未だ 欲纏の貪を離れ  
 ず、未だ 色纏の心を得ざる者は即ち欲纏の善心を以て欲纏の貪を離れ  
 んが爲めの故に加行を勤修す。此の欲纏の加行心と色纏の心とは俱に生じ  
 【俱に】滅せざるが故に彼の「色纏の善心の」所熏に非ずして彼の「色纏の善  
 心の」種子と爲ることは道理に應せざるなり。又色纏の心は過去多生に於  
 いて餘心ありて間隔すれば、應に今の定心の種子と爲るべからず、唯

【三〇〇】彼の趣とは世間所攝の異熟なり。

【三〇一】二趣とは非想非非想處と無所有處なり。

【三〇二】無漏の識は不禁の故に能く趣を對治するが故に趣の所攝に非ず、故に二趣は所依趣にあらず。

【三〇三】涅槃は一切趣永へに滅離せるが故に非趣の趣と爲す、出世識の所依處たる能はず、亦た出世識には餘依あるが故に無餘依涅槃を所依とせず。

【三〇四】辛、死没時上昇下墜するに就て論ず。

【三〇五】善を造れるものは上昇し惡を造れる者は下墜す。

【三〇六】第四門、世間の清淨成ぜざる過失。

【三〇七】欲纏とは欲界繫のこと。

【三〇八】色纏とは色界繫のこと。

だあることなきのみなるが故なり。是の故に色纏の定心を成就するは一切種子異熟果識展轉傳來して今の「親」因縁と爲り、加行の善心は増上縁と爲るなり。是の如く一切離欲地の中にも應ずるが如く當に知るべし。是の如く世間の清淨は若し一切種子異熟識を離るれば理「として」成ずることを得ざるなり。

云何んが出世の清淨成ぜざるや。謂はく世尊説きたまはく、「(三〇) 他

の言音及び内の各別の如理なる作意に依り此れを因と爲すに由りて正見生ずることを得て。此の (三二) 他の言音の如理なる作意は耳識に熏ずることを爲し、意識に熏ずることを爲し、兩ながら俱に熏ずることを爲す。若し彼の法に於いて如理に思惟する爾時耳識且らく起ることを得ず (三三) 意識も亦た種種散動する餘識の爲めに問られ、若くは (三四) 如理なる作意と相應して生ずる時、此の聞所熏の意識彼の「聞」熏習と久しく滅し過去せんか定んで體あること無し、云何んが復た種子と爲りて能く後時の如理なる作意と相應する心を生ぜんや。又此の如理なる作意と相應するは是れ世間心なり、彼の正見と相應するは是れ出世「間」心なり、曾つて未だ時に俱に生じ俱に滅することあらず、是の故に此の心は彼の所熏に非らず、既に熏せられず、彼の種子と爲ることは道理に應ぜざるなり。是

【三五】 第五門、出世の清淨成ぜざる過失。

【三〇】 他の言音乃至作意とは言音と相應する作意なり。作意とは作意の心所、一般に他の心を覺刺戟して境に趣かしむる心作用なり。

【三一】 他の言音説法を聞いて心に熏習するを聞熏習と云ふ。

【三二】 正見と相應する出世間心が種種散動する餘識の爲めに間隔せらる。

【三三】 如理なる作意と相應して生ずる時とは後時に於いてなり。

の故に出世の清淨は、若し一切種子異熟果識を離るれば、亦た成ずることを得ず。此の中(二四四)聞熏習に彼の「出世の清淨の」種子を攝受することは相應せざるが故なり。

復た次に、云何んが一切種子異熟果識は雜染の因と爲り、復た出世の能く(二四六)彼れを對治する

淨心の種子と爲るや、又出世心をば昔未だ曾つて「熏」習せざるが故に彼の熏習決定して應に無かるべ

く、既に熏習無ければ「彼の出世心は」何の種

「子」より生ずや。是の故に應に答ふべし、(二四七)最も清淨なる法界より等流せる正しき聞熏習の種子より生ずる所なり。

此の聞熏習は是れ阿頼耶識の自性なりと爲ん

や、阿頼耶識の自性に非すと爲んや、若し是れ

阿頼耶識の自性ならば云何んが是れ彼の「阿頼

耶識を」對治する種子なりや、若し阿頼耶識の

自性に非ざれば此の聞熏習の所依をば云何に見

るべきや、乃至「云何んが」諸佛の菩提を證得せ

んや。(二四八)此の聞熏習は隨つて一種の(二四九)所依轉

倒に是の如き經等を聽聞するが故に正聞と名く、此正聞に由つて起す所の熏習を名けて熏習と爲す。或は復た正聞即ち是れ熏習なり、是の故に説いて正しき聞熏習と名く、即ち此の熏習相續して阿頼耶識に住居して因と爲り能く出世間心を起す、是の故に説いて最も清淨なる法界より流るる所の正しき聞熏習の種子より生ずる所なりと言ふ。

【二四六】彼れを對治する

【二四七】最も清淨なる法界より等流せる正しき聞熏習の種子より生ずる所なり。

【二四八】此の聞熏習は隨つて一種の所依轉

【二四九】所依轉

【二五〇】世親攝論に曰く、法界は聲聞等に異るとを顯はさんが爲に最も清淨と言ふ、佛世尊所證の法界は永へに煩惱所知障を斷するに由るが故に、最も清淨なる法界より流るる所の經等の教法を最も清淨なる法界より等流すと名づく、無

【二五〇】世親攝論に曰く、此の聞熏習と異熟識と同性にあらずと雖も、而も識中に寄在すると猶ほし水乳相合して俱に轉

【二五一】世親攝論に曰く、法界は聲聞等に異るとを顯はさんが爲に最も清淨と言ふ、佛世尊所證の法界は永へに煩惱所知障を斷するに由るが故に、最も清淨なる法界より流るる所の經等の教法を最も清淨なる法界より等流すと名づく、無

【二五二】世親攝論に曰く、法界は聲聞等に異るとを顯はさんが爲に最も清淨と言ふ、佛世尊所證の法界は永へに煩惱所知障を斷するに由るが故に、最も清淨なる法界より流るる所の經等の教法を最も清淨なる法界より等流すと名づく、無

【二五三】世親攝論に曰く、法界は聲聞等に異るとを顯はさんが爲に最も清淨と言ふ、佛世尊所證の法界は永へに煩惱所知障を斷するに由るが故に、最も清淨なる法界より流るる所の經等の教法を最も清淨なる法界より等流すと名づく、無

する處に在り、異熟識の中に寄在し、彼れと  
和合して俱に轉ずること猶ほし水乳の如くなる  
も、然かも阿頼耶識に非ず、是れ彼の〔阿頼耶識  
を〕對治する種子の性なるが故なり。

此の中〔二五〇〕下品の熏習に依りて中品の熏習を  
成じ、中品の熏習に依りて上品の熏習を成ず、  
聞思修に依りて〔二五一〕多分修作して相應すること  
を得るが故なり。又此の正しき聞熏習の種子の  
下中上品をば應に知るべし。亦た〔二五二〕法身の種  
子と阿頼耶識と相違し阿頼耶識の所攝に非ず、  
是れ出世間の最も〔清〕淨なる法界より等流せる

性なるが故なり〔二五三〕是れ世間なりと雖も而も〔二五四〕是れ出世心の種子の性なり、又出世心未だ生ぜざる  
時なりと雖も已に能く諸の煩惱の纏を對治し、已に能く諸の嶮惡趣を對治し、已に一切の所有る惡業  
朽壞〔の因〕をば對治することを作し、又能く一切の諸の佛菩薩に隨順し逢事す。是れ世間なりと雖も應  
に知るべし〔二五五〕初修業の菩薩の所得にして亦た法身の〔所〕攝なり、〔二五六〕聲聞獨覺の所得にして唯だ〔二五七〕解

するが如し、乃至復和合して  
一性に似て轉ずと雖も、然も  
即ち是れ阿頼耶識に非ず、是  
れ能く阿頼耶識を對治する種  
子の性なるが故なり。

【二四九】所依とは一相續の身なり。

【二五〇】下品等。聞思修三慧に各  
下中上品あり、復曰く聞慧は

是れ下品、思慧は是れ中品、  
修慧は是れ上品なり。

【二五一】多分。眞諦譯には「數數」  
とあり。

【二五二】法身。無性攝論には「證  
相を説いて法身と名く」とあ  
り。

【二五三】無性攝論に曰く、「有漏に  
似たるが故に」。

【二五四】同く曰く、「無漏心の資糧  
の性なるが故に」。

【二五五】初修業の菩薩とは凡夫異  
生としての菩薩を云ふ。聞熏  
習は此の菩薩の法身の種子な  
るが故に、法身の所攝なりと  
す。

【二五六】聞熏習は唯だ是れ聲聞獨  
覺の解脫の因にして唯だ解脫  
身を得る資糧なり、聲聞等は  
法身を得ざるなり。

【二五七】解脫身とは所知障を斷ぜ  
ず唯だ煩惱障のみを解脫せる  
身なり。

脱身の〔所〕攝なりと。又此の熏習は阿頼耶識に非ず。是れ法身解脱身の〔所〕攝なり、三五六如くに熏習の下中上品は次第に漸く増し是の如く是の如く三五六異熟果識次第に漸く減じ即ち三五六所依を轉ず。既に一切〔雜染の〕種の所依轉じ已るや即ち異熟果識及び一切〔雜染の〕種子は種子無くして轉じ一切〔雜染の〕種永へに斷ず。

三五六復た次に、云何んが猶ほし 水乳の如く 非阿頼耶識と阿頼耶識と同處に俱に轉ずるに而も阿頼耶識の一切種盡きて非阿頼耶識の一切種増すや。譬へば水と鵝の飲む所の乳とに於けるが如し、

又世間の〔もの〕欲を離るることを得る時非等引地の熏習漸く減じ其の等引地の熏習漸く増して而して 三五六轉依を得るが如し。

三五六又滅〔盡〕定に入るも識は身を離れず、聖〔者〕の説きたまへる所なるが故なり。此の中異熟識にして〔應〕に身を離れざることを成すべし、三五六〔何となれば〕此を〔對〕治せんが爲めに滅〔盡〕定生するに非ざるが故なり。

三五六又定を出でて此の識復た〔更に〕生するに

【三五六】如くに。眞諦譯には「是の如く是の如く」とあり。

【三五六】開熏習に依りて煩惱所知二障を斷ずるが故に善惡の業果たる異熟果識次第に滅す。

【三五六】所依とは雜染の種子の所依たる有漏の阿頼耶識なり、此の有漏の阿頼耶識を轉捨して無漏の大圓鏡智を轉得するなり。

【三五六】第二門、水乳の譬等に就て論ず。

【三五六】水乳。水を非阿頼耶識の

法身の種子に、乳を有漏の阿頼耶識の雜染の種子に喩ふ。

【三五六】非阿頼耶識とは法身の種子なり。

【三五六】轉依とは所依を轉ずるなり、有漏の依身を轉捨し無漏の依身を轉得するなり。

【三五六】第三門、滅盡定に就て論ず。

【三五六】滅盡定は七轉識を滅するも阿頼耶識を滅するに非ず。

【三五六】第四門、出定に就て論ず。文の意は有るが執すらく、定

非ず、異熟識は既に間斷し已つて(二六六)結(生)相續を離るれば「更に餘生に託して」重ねて生ずること無きが故なり。

(二六七)又若くは、(二六八)有るが執すらく、(二六九)意識(有る)を以ての故に滅(盡)定に心ありと。此の心成せざるなり、(二七〇)定應に成せざるが故に、(二七一)所縁と行相と不可得なるが故に、(二七二)應に善根と相應する過(失)あるべきが故に、(二七三)不善と無記と理に應せざるが故に、(二七四)應に想受現行する過(失)あるべきが故に、(二七五)觸(あり)得べきが故に、「餘の」三摩地に於いて「此の」功能あるが故に、(二七六)應に唯だ想のみを滅する過失あるべきが故に、(二七七)應に其の思信等の善根現行する過(失)あるべきが故に、(二七八)彼の能依を抜いて所依を離れしむるは理に應せざるが故に、(二七九)譬喩あるが

中諸識滅すと雖も而も定を出づる時識遣つて生ずるが故に身を離れずと言ふ、此の義を遮せんが爲めに説く。

(二八〇)結生相續とは一期の身なり。  
(二八一)第五門、廣く滅盡定有心説に就て論ず。  
(二八二)有るが執すらく滅盡定とは心所滅することにて、七轉識の心王はありと。  
(二八三)意識とは且らく七轉識の心王を云ふ。  
(二八四)心王が心所を離れてあること無し故に心王も心所も俱に滅せず然らば、滅盡定成立せざるべし是れ理に應ぜず。  
(二八五)所縁とは境なり行相とは能縁なり。此の定中心心所あれば能縁所縁あるべし、然るに此の定中には能縁所縁なし故に理に應ぜず。

轉識は三性に通ずるが故に此定も三性に通ずるべし、然るに此の識は且つ是れ善に非ず故に善根と相應するは過失なり。

(二八六)此の定は不善根を皆永へに斷するが故に不善にあらざる唯善なるが故に無記にあらざる然るに三性に通ずるとするは非理なり。  
(二八七)善根現行すれば想受の心所も現行すべし、然らば滅盡定成ぜず故に非理なり。  
(二八八)餘の三摩地中善根相應する餘識轉ずる時、決定して觸を相と爲し、或は樂受に順じ、或は非苦樂受に順ず、此の觸は受と俱生し、受想等あるべし、然らば滅盡定成ぜず、故に非理なり。  
(二八九)若し觸受に緣たるも想なしとすれば、滅盡定にては唯想のみを滅し、受を滅せざる

故に、三二六の非徧行の如く此れあらざるが故なり。

【三二六】又此の定中に意識「ある」に由るが故に心

ありと執するは、此の心は是れ善、不善、無記

なること皆な成ずることを得ざるが故に理に應

ぜず。【三二七】若し復た【三二八】有るが執すらく、【三二九】色心

の無間に是の諸法の種子を生ずと。此れ成ずる

ことを得ず、【三三〇】前に已に説けるが如し。【三三一】又無

色【界】、無想天より【死】没して【他】に生じ、滅

【盡】定等を出でて【心】復た生ずることは【道理】に

應ぜず。【三三二】又阿羅漢の【最】後心成せず、唯

だ等無間縁あるべきのみなり。

是の如く若し一切種子異熟果識を離れては雜

染と清淨と皆な成ずることを得ず、是の故に前

の所説の相の如く阿頼耶識は決定して是れある

ことを成就す。

こととなる是れ非理なり。

【三五】此の定中觸あれば思あり

思あれば信等の善根あり、前

の所説の如く過失なり。

【三六】能依とは心所、所依とは

心王也、心王心所は常に相離

れず定心(心王)と信等の善根

(心所)と必ず相應すべし、然

るに此の定中善根(心所)轉ぜ

ず唯善心(定心、心王)のみ轉

ずとし、能依の心所を所依の

心王より離れしめて、滅盡定

を成ぜんとするは非理なり。

【三八】身行滅するも身在りて滅

せざるが如く、此の定中には

有るに非ざるが如く此の定中

には意識なし、此意識なきを

無心定亦ば滅盡定と云ふ也、

唯だ異熟阿頼耶識のみあり。

【三九】第六門、略して滅盡定有

心説に就て論す。

【四〇】第七門、色心互熏説に就

て論す。

【四一】無性攝論には「經部師是

の如き執を作す」とあり。是

れ經部の本計鳩摩羅多の説な

るか。

【四二】世親無性共に釋して前利

那の色後利那の色を生じ前利

那の心後利那の心を生ずと。



【二九〇】此の中三頌〔あり〕、

「菩薩は、淨心に於いて、五識を遠離し

餘無し、心の轉依をば、云何んが汝

當に作すべきや。

【二九六】若し〔能〕對治〔即ち是れ〕轉依ならば、

〔能對治〕斷するに非ざるが故に〔理〕成

せず、果と因と差別無く、永へに斷する

に於いて過し成る。

【二九七】無種或は無體を、若し許して轉依と爲

さば、彼の二の無無きが故に、轉依は理に

應せず。』

【三〇〇】復た次に、此の阿頼耶識の差別云何。略

して説かば應に知るべし或は三種或は四種なり

と。此の中三種とは、謂はく三種の熏習の差別

の故なり、一には名言熏習の差別、二には

する時、色の種子如何にして

有るや、心久しく斷滅せる無

想天滅盡定より出でて、心復

生する時心の種子如何にして

有るや、此の色心の種子を保

持する阿頼耶識無くして色心

生ずとするは道理に應ぜず。

【三〇〇】第九門、阿羅漢の最後心

に就て論ず。阿羅漢一切の煩

惱を斷盡せる心を最後心と云

ふ。此最後心に於て無餘涅槃に

入る、然るに前剎那の心後剎

那の心を生ずれば最後心は等

無間緣となりて更に餘心を生

ずべく、遂に最後心なかるべ

く、色心兩因永へに盡くると

無かるべく、從つて無餘涅槃

に入るも無かるべし、是れ非

【三〇一】第十門、頌を擧ぐ。

【三〇二】淨心とは出世無漏の對治

と相應する善の意識なり。

【三〇三】五識とは眼等の五識な

り。

【三〇四】餘とは善有漏雜染の意識

なり。

【三〇五】雜染の種子は阿頼耶識中

に存在す、此の種子無きを心

の轉依と云ふ。轉依の必要は

雜染種あるが爲め也、從つて

阿頼耶識の存在をも信ぜざる

べからず。

【三〇六】能對治とは雜染の種子を

能く對治する聖道なり。

【三〇七】所對治の雜染永へに斷す

る故に轉依と名づく、能對治

即ち是れ永へに斷するに非

【三〇八】果是れ永へに雜染を斷す

るを説いて轉依の涅槃と名づ

け、因は是れ能對治なり、説

【三〇二】我見熏習の差別、三には、有支熏習の差別

なり、四種とは一には引發の差別、二には異熟

の差別、三には縁相の差別、四には相貌の差別

なり。

【三〇三】此の中引發の差別とは、謂はく新に熏習

を起すなり、此れ若し無ければ、行識に縁た

り、取有に縁たること應に成ずることを得ざ

るべし。

【三〇四】此の中異熟の差別とは、謂はく行有縁

と爲りて諸趣の中に於いて異熟【果】差別するな

り、此れ若し無ければ則ち種子無く、後有の

諸法生ずること應に成せざるべし。

【三〇五】此の中、縁相の差別とは、謂はく即ち意

の中の内縁の縁相なり、此れ若し無ければ染

汗の意の中の内縁の所縁應に成ずることを得ざ

いて聖道と名づく。若し轉依の如く能對治即ち永へに斷ぜば因果の差別無かるべく、乃ち能對治永へに斷ずると云ふに於て過失となる。

【三〇六】定中には雜染轉識の種無く體無し、是を直に轉依なりとせんか、種と體との二の無くすべきものなし。然るに轉依とは二を無くせし状態なり、故に非理なり。定中に雜染の種無きも實には阿賴耶識中にあり、此の中の種を無くしたる所是れ轉依也。故に阿賴耶識あるを信ぜずして轉依を説くべからず。

【三〇七】第十二段、阿賴耶識の差別を辨す、此の中四門。  
【三〇八】名言熏習とは諸法の自果を發生すべき親因縁となる種子なり。諸法は名言に依つて詮はさるるが故に諸法を名言と云ふ。諸法多きが故に名言

熏習差別あり。

【三〇九】我見熏習の差別とは染汗の意の薩迦耶見に由るが故に阿賴耶識中に於いて我執熏習生じ、此れを因と爲すに由つて自を謂つて我と爲し我に異なるを他と爲し各差別あり。

【三一〇】有支熏習の差別とは善不善の不動行の力に由るが故に諸趣の中に於いて流轉差別す。有とは三有即ち三界、支とは因の義、三界五趣の因たる善惡の業種子を有支熏習と云ふ。

【三一〇】第一門、引發の差別。  
【三一〇】行とは十二因縁の第二支、識はその第三支なり。此の中行とは善惡業の現行及び種子、識とは阿賴耶識の種子なり。

【三一〇】取とは十二因縁の第九支、執取の義、俱生起の一切煩惱の種子及び現行にして名言

るべし。

【三三】此の中相貌の差別とは、謂はく即ち此の

識に【三四】共相あり【三五】不共相あり、【三六】無受生の種

子の相、【三七】有受生の種子の相等なり。共相と

は、謂はく【三八】器世間の種子なり、不共相とは、

謂はく【三九】各別の内處の種子なり。共相は、即ち

是れ無受生の種子なり。不共相は即ち是れ有受

生の種子なり。【四〇】能對治の道生ずる時唯た

不共相のみ對治せられて滅し、共相は【四一】他の

分別の爲めに持たれ【四二】滅せず【四三】但た清淨なるこ

とを見るのみ、【四四】瑜伽師の如く【四五】一物の中に

於いて種種なる勝解、種種なる所見皆な成ずる

ことを得。此の中二頌【あり】、

【四六】斷じ難く徧く知り難きを、應に知るべ

し【四七】共結と名づくると、瑜伽者の【四八】心異

るべし。

種子を調して次の有支を生ず

べき状態なり。有とは第十有

支、名言種子が業の調縁を蒙

りて將に果を生ぜんとする狀

態にして、結果を有するが故

に有と云ふ。

【三七】有受生の種子とは苦樂の

受ある種子、是れ有情各別の

種子なり。

【三八】器世間とは山河大地等非

有情世界なり、是れ有情所居

の器なるが故に名づく。

【三九】各別の内處。各別とは有

情各個、内處とは眼等の諸處

なり、共通なる外處の器世界

に簡びて各別の内處と云ふ。

【四〇】能對治の道とは感業苦を

斷ずる諦諦のこと。

種子とは非有情器世間の種子

なり。

【三七】有受生の種子とは苦樂の

受ある種子、是れ有情各別の

種子なり。

【三八】器世間とは山河大地等非

有情世界なり、是れ有情所居

の器なるが故に名づく。

【三九】各別の内處。各別とは有

情各個、内處とは眼等の諸處

なり、共通なる外處の器世界

に簡びて各別の内處と云ふ。

【四〇】能對治の道とは感業苦を

斷ずる諦諦のこと。

【四一】他とは他の多くの有情な

り。

【四二】能對治の道とは感業苦を

斷ずる諦諦のこと。

る、**【三三六】**外相大なるに由るが故なり。

**【三三六】**淨者は、滅せずと雖も、而かも中に於いて「清し淨なることを見る、又清淨なる佛土〔あり〕」、**【三三〇】**佛清淨なりと見たまふに由る。」

復た別頌あり、前に引ける所の種種なる勝解種種なる所見皆成立することを得るに對す、

「諸の瑜伽師は一物に於て、種種なる勝解各同じからず、種種なる所見皆成することを得、故に知る **【三三一】**所取は唯だ識のみありと。」

**【三三二】**此れ若し無ければ諸の器世間、有情世間生起する差別應に成ずることを得ざるべし。

**【三三三】**復た麤重相及び輕安相あり。**【三三四】**麤重相とは、謂はく煩惱と隨煩惱との種子なり、**【三三五】**輕安相とは、謂はく有漏善法の種子なり。此れ若し無ければ

所感の異熟〔果〕の堪能する所なく、堪能する所あり。

謂はく煩惱と隨煩惱との種子なり、**【三三五】**輕安相とは、謂はく有漏善法の種子なり。此れ若し無ければ

**【三三五】**共結。共とは共有共因の義結とは結縛、煩惱の義也。

**【三三六】**心異るとは種種なる勝解各同じからざるなり。

**【三三〇】**外相とは器世間の相なり。

**【三三六】**淨者とは已に轉依せるもの。

**【三三六】**一人轉依するも外の器世間の共相は他の有情の分別の爲めに持たれて全く滅せず。

**【三三〇】**同一器世界をば凡夫は穢土と見、佛は淨土と見る、是れ唯識所變なればなり。

**【三三二】**所取とは所緣、所緣の一切境相は皆唯識所變なり。

**【三三二】**此れとは阿賴耶識共相不共相なり。

**【三三三】**乙、麤重相と輕安相。

**【三三四】**麤重。惡なる故に麤、沈没する故に重と云ふ、煩惱隨煩惱の種子なり。麤強沈重にして佛智の細輕なるに反す、此れあるに依り身硬識にして圓轉自在なる能はず。

**【三三五】**輕安。輕くして安隱なる相、有漏善法の種子なり。定中輕妙安隱なる氣分、身心を調轉して定心と俱起し圓轉自在なり。

**【三三五】**所感の異熟果とは所感の身なり。

**【三三七】**堪能する所なしとは麤重の相なり、是れ無堪忍不自在なり。堪能する所ありとは輕安相なり。

**【三三三】**謂はく煩惱と隨煩惱との種子なり、**【三三五】**輕安相とは、謂はく有漏善法の種子なり。

所感の異熟〔果〕の堪能する所なく、堪能する所あり。

謂はく有漏善法の種子なり。此れ若し無ければ

所感の異熟〔果〕の堪能する所なく、堪能する所あり。

謂はく有漏善法の種子なり。此れ若し無ければ

所感の異熟〔果〕の堪能する所なく、堪能する所あり。

謂はく有漏善法の種子なり。此れ若し無ければ

る 所依の差別應に成ずることを得ざるべし。

復た有受盡相〔及び〕無受盡相あり 有受盡相と

は、謂はく已に異熟果を成熟せる善不善の種子

【三二】所作の幻等の因に由るが故に象等の顛倒の縁相あることを得。阿頼耶識も亦復た是の如く、所説の譬喩相の不實遍計の種子に由るが故に顛倒の縁相あり。

なり。無受盡相とは、謂はく名言熏習種子なし

【三三】丙、有受盡相と無受盡相。

り、無始の時より來た種種なる 戲論より流

【三四】善惡の業種子既に果を成熟し已つて重れて熟すべからず受用盡くるが故なり、猶し種子既に芽を生じ已つて重れて生すべからざるが如し。

轉せる種子なるが故なり。此れ若し無ければ

【三五】戊、具足相と不具足相。【三六】具縛の者とは煩惱繫縛ある者なり。

已に作り已に作れる善惡の二業の果〔報〕を

【三六】損減相とは不具縛相なり、欲を離れ繫縛を損減せるが故なり。

與へ受〔用〕盡くること應に成ずることを得ざる

【三七】有學の聲聞とは四向三果の位にあるもの。

べく、又新に名言熏習生起すること應に成

【三八】丁、譬喩相。

ずることを得ざるべし。復た譬喩相あり、

【三九】此れは無受盡相あることを證す。

謂はく此の阿頼耶識は幻、焰、夢、翳を譬

【四〇】此れは有受盡相あることを證す、女の申已に作り已に作れる善惡とは已に作れる善已に作れる惡なり。

喩と爲すが故に、此れ若し無ければ、不實遍

【四一】是れ初地以上の菩薩なり。

計の種子に由るが故に顛倒の縁相應に成ずるこ

【四二】有學の聲聞とは四向三果の位にあるもの。

とを得ざるべし。復た具足相〔及び〕不具足相

【四三】有學の聲聞及び諸の菩薩を一分永へに抜ける相と名

あり、謂はく諸の具縛の者を具足相と名づ

【四四】諸の菩薩を一分永へに抜ける相と名

け、世間離欲の者を損減相と名づく。有學の聲聞及び諸の菩薩を一分永へに抜ける相と名

【四五】諸の菩薩を一分永へに抜ける相と名

づけ、**【三三】**阿羅漢獨覺及び**【三四】**諸の如來を煩惱障をば全く永へに抜ける相及び煩惱所知障をば全く永

へに抜ける相と名づく。其の所應の如く此れ若し無ければ是の如く次第に**【三五】**雜染と還滅とは

應に成ずることを得ざるべし。

**【三六】**何の因縁の故に善不善法能く異熟を感じ、

其の異熟果は無覆無記なりや。異熟果の無覆無

記と善不善とは互に相違せず、善と不善とは互

に相違するに由るが故に、**【三七】**若し異熟果にして

善（或は）不善の性ならば雜染と還滅とは應に成

ずることを得ざるべし、是の故に異熟識は唯だ

無覆無記なるのみなり。

**【三五】**無學の聲聞即ち阿羅漢と獨覺とは煩惱障を全く永へに抜けり、煩惱障は涅槃を障ふ

故に抜く、此の二乘は唯だ自利にして涅槃のみを求むるが

故に菩提の障たる所知障を抜かざるなり。

**【三六】**因位に於ける菩薩を果位に於て如來と云ふ、菩薩如來は自利にして涅槃を求めて煩惱障を斷じ利他にして菩提を求めて所知障を抜く故に二障共に抜くなり。

**【三七】**雜染とは生死流轉の有漏界、還滅とは有漏を滅せる涅槃界に還歸すること。

**【三九】**第十三段、阿頼耶識の性質を説く。

**【四〇】**異熟果決定して善ならば永へに還滅にして雜染生死流轉あること無く、又決定して不善ならば生死流轉邊際無かるべし、是れ理に反す。異熟果は雜染にも還滅にも善とも惡ともなり得べき無記性ならざるべからず。

卷の中

所知相分第三

已に所知依を説けり、所知相をば復た云へんが應に觀すべきや。此れに略して三種あり、一には依他起相、二には徧計所執相、三には圓成實相なり。

此の中何者か 依他起相なりや。謂はく阿頼耶識を種子と爲る虚妄なる分別に攝むる所の諸識なり。此れ復た云へん。謂はく身身受者の識 彼の所受の識 彼の能受の識 世識 數識 處識 言說識 自他差別識 善趣惡趣死生識なり。此の中若くは身、身者、受者の識、彼の所受の識、彼の能受の識、世識、數識、處識、言說識は此れ 名言熏習

【一】所知即ち是れ相、遍依圓の三相を所知相と云ふ。  
【二】三相を説く、此の中十九段あり。第一段總じて三相を説く、此の中三門。  
【三】第一門、依他起相。  
【四】依他起相。他とは他の因縁即ち阿頼耶識中の種子なり、此の種子より生起せる所謂因縁生滅の諸識諸法を依他起相と云ふ。  
【七】身者とは染汗の意なり。  
【八】受者の識とは意根界なり。

【五】彼の所受の識とは外の色等の六境界なり。  
【六】彼の能受の識とは六識界なり。  
【一】世識とは生死相續不斷の性なり。  
【二】數識とは算計の性なり。  
【三】處識とは器世間なり。  
【四】言說識とは見聞覺知四種の言說なり。  
【五】自他差別識とは依止の身の差別なり。

の種子に由り、若くは自他差別識は此れ我見熏習の種子に由り、若くは善趣惡趣死生識は此れ有支熏習の種子に由る。此の諸識に由つて

一切二界五趣の雜染に攝屬する所の依他起相、虚妄なる分別皆な顯現するを得。此の如く諸識は皆な是れ虚妄なる分別に攝屬する所にして唯識を性と爲す。是れ所有無く、眞實に非ざる義顯現する所依なり、是の如きを名づけて依他起相と爲す。

此の中何者か 偏計所執相なりや。謂はく義無く唯だ識のみなる中に於いて義に似て顯現するなり。

此の中何者か 圓成實相なりや。謂はく即ち彼の依他起相に於いて義に似たる相永へに有ること無きに由る性なり。

此の中身、身者、受者の識は應に知るべし即ち是れ眼等の六の内界なりと。彼の所受の識は應

【六】善趣惡趣死生識とは生死流轉の趣の種種なる差別なり。以上各に識の名を附するは諸法諸事一切識なればなり。

【七】名言熏習の種子等の三熏習の種子は上卷第二分の中に説けり。

【八】三界とは欲界、色界、無色界。五趣とは地獄、餓鬼、畜生、人間、天上なり。

【九】所依とは所因の義なり。

【一〇】第二門、偏計所執相。

【一〇】偏計所執相とは實に境無きに妄情もて周く徧く計度し

て境に似たる影像を心に畫き執著して實境よりとせられたる相を云ふ。

【一〇】義。眞諦譯には「塵」とあり。義とは所取の境なり。

【一一】第三門、圓成實相。

【一二】圓成實相とは圓滿成就眞實の法性眞如なり。是れ依他起相の上に實我實法の偏計所執相なき入法無我的相なり。

【一三】義に似たる相とは偏計所執相なり。

【一四】第二段、別して依他起相の諸識を明す。此の中六門、第一門、諸識分別。

義に似たる相永へに有



に知るべし即ち是れ色等の六の外界なりと。彼の能愛の識は應に知るべし即ち是れ眼等の六識界なりと。其餘の諸識は應に知るべし此れ是の諸識の差別なりと。

又此の諸識は皆な唯だ識のみあり、都て義無きが故なり。此の中何を以て喩と爲して顯示するや。應に知るべし夢等を喩と爲して顯示す、謂はく夢中すべて其の義無く獨り唯だ識のみあるが如し、種種なる色聲香味觸合林地山義に似て影現すと雖も、而かも此の中に於いて都て義あること無し。此の喩の顯はずに由つて應に隨つて一切時處に皆な唯だ識のみありと了知すべし。此等の言に由りて應に知るへし復た幻誑、鹿愛、翳眩等の喩あることを。若し覺時に於いて一切時處皆な夢等の如く唯だ識あるのみならば、夢より覺めて便ち夢中皆な唯だ識のみありと覺るが如く、覺時に何故に是の如く轉せざるや。眞智覺は時に亦た是の如く轉ずるも、夢中に在りて此の覺轉せず。夢より覺むる時此の覺乃ち轉ずるが如く、是の如く未だ眞智覺を得ざる時は此の覺轉せず、眞智覺を得れば此の覺乃ち轉ず。其の未だ眞智覺を得ざる者あらんに唯識の中に於いて云何にして比知するや。教及び理に由つて應に比知すべし。此の中教とは十地經の如し、薄伽梵説

し。此の中教とは十地經の如し、薄伽梵説

- 【二七】 第二門、諸識の唯識無境の理。此の中三、甲、夢等の喩を以て證す。
- 【二八】 唯識無境なり。即ち唯だ識のみにして實我實法等の偏計所執の境なきなり。
- 【二九】 鹿愛とは鹿愛の境なり。滑ける鹿遠方の水煙を見て横
- 【三〇】 翳眩とは眼病なり。
- 【三一】 乙、覺時唯識を證らざる理由。
- 【三二】 此の覺とは一切唯識と覺る智なり。

きたまはく「是の如き二界は皆な唯だ心ののみあり。」

又薄伽梵解深密經にも亦た是の如く説きたまへり。

謂く彼の經の中に慈氏菩薩世尊に問うて言はく、「諸の三摩地所行の影像是彼れと此の心と當に異りありと言ふべきや、當に異り無しと言ふべきや」と。佛、慈氏に告げたまはく、「當に異り無しと言ふべし、何となれば彼の影像是唯だ是れ識なるに由るが故に、我れ識の所縁は唯識所現なりと説くが故なり。」

世尊よ、若し三摩地所行の影像是即ち此の心と異りあること無くんば、云何んが此の心還つて此の心を取るや。」慈氏よ、少法として能く少法を取るものあること無し、然るに即ち此の心是の如く生ずる時、即ち是の如き影像あつて顯現す、〔本〕質を縁と爲

〔三〕 丙、唯識の教證及び理證。

〔四〕 十地經。華嚴經十地品の別譯。即ち七處八會の中第六他化自在天會の一部分を別出せしものにして羅什譯十住經四卷、竺法護譯漸備一切智德經五卷、尸羅達摩譯十地經九卷の數譯あり。

〔五〕 分別瑜伽品第六の文を引く。

〔六〕 慈氏菩薩は彌勒菩薩のイトレイヤホーディサツトブ (Iheya Bodhisattva) の譯なり、此菩薩は解深密經分別瑜伽品の對機にして今兜率天の内宮に在り、五十六億七千萬歳の後此土に降生して佛教を説き釋迦牟尼佛と成るなり。

〔七〕 三摩地 (Samadhi) 正定、等持と譯す。心を一境に集注して散亂せしめざるが故に定と云ふ。惰沈と掉舉との二邊を離れ心平靜なるを等と云ひ心を一境に集注保持して散漫

ならしめざるを持と云ふ。

〔八〕 所行とは所縁所觀所取と同じ。

〔九〕 識の所縁云云。識とは能縁の見分、所縁とは境の相分なり、是れ能所縁相對して見分相分を説く。唯識の所現とは識とは能變の自體分、所現とは所變の相見二分にして能所變相對して三分本末の義を説き、唯識轉變の妙理を示す、蓋し此の句は實に賴耶縁起論の根本典籍なり。

〔一〇〕 取るも取るるも唯だ此の心のみなりとは如何との意。

〔一一〕 取る。解深密經には見るもあり、縁するの義なり。

〔一二〕 取るるもの設ひ微塵ばかりの少法なりとも心外の少法にあらず、一切悉く皆内心の影像にあらざるなしと唯識唯心の深理を道破せるなり。

して還つて本質を見るを、而かも我れ今影像を  
 見ると謂ひ、及び「本」質を離れて別に所見の影  
 像あつて顯現すと謂ふが如く、此の心も亦た爾  
 かなり、是の如く生ずる時、異りあるに相ひ似  
 たる所見の影「像顯」現す。即ち此の教に由つ  
 て理も亦た顯現す、所以は何ん、定心の中に於  
 いて觀見する所に隨つて諸の青瘵等の所知  
 の影像には一切別の青瘵等の事無く、但だ自心  
 を見るのみなり。此の道理に由つて菩薩は其の一切の識の中に於いて應に比知すべし、皆な唯だ識の  
 みあり境界あること無しと。又是の如き青瘵等の中に於いて 非憶持識は所縁の境現前に住するを  
 見るが故に、聞思〔二慧〕より成る所の 憶持識も亦た過去〔の法〕を以て所縁と爲すが故に所現の影  
 像、唯識を成ずることを得。此の比量に由つて菩薩未だ眞智覺を得ずと雖も唯識の中に於いて應に  
 比知すべし。

是の如く已に種種なる諸識は夢等の喩の如しと説けり。即ち此の中に於いて眼識等の識〔是れ〕  
 唯識あることを成すべし。眼等の諸識には既に是れ色あり亦た唯だ識のみあるをば云何んが見るべき

【四三】 本質。鏡中に映じたる影  
 像に對して、その本の物自身  
 を本質と云ふ、是の如く心の  
 相分影像の本たる物自身を本  
 質と云ふ。無性攝論に曰く「譬  
 へば自の面等の質に依止して  
 鏡等の中に於いて還つて本質  
 を見るが如し。」要するに見  
 るものも見らるるものも自心  
 なり、唯識なり。

【四四】 青瘵等とは不淨觀中に現  
 はるる相、青き舊血なり。  
 【四五】 非憶持識とは修慧より成  
 る所の智、是れ現量智なり。  
 【四六】 憶持識は過去を記憶する  
 比量智なり。  
 【四七】 過去所縁の法は無きが故  
 に唯識なり。  
 【四八】 第三門、眼等の識の唯識  
 無境の理。

や。此れも亦た前の如く兜教及び理に由るなり。

若し此の諸識も亦た體是れ識ならば何故

に乃ち色性に似て顯現するや。一類にして

堅住し相續して轉じ顛倒の見等の諸

の雜染の法の與めに依處と爲るが故なり。

若し爾からざれば非義の中に於いて義なり

とする顛倒の見を起すこと應に有ることを

得ざるべく、此れ若し無ければ煩惱所知の

二障の雜染應に有ることを得ざるべく、此れ

若し無ければ諸の清淨なる法も亦た應に有る

こと無かるべし。是の故に諸識は應に是の如く

轉ずべし。此の中に顛あり、

亂相及び亂體をば、其の次第の如く

應に許して、色識及及び非色識と爲

【四九】 教及び理。無性攝論に曰く、教は即ち十地、解深密經。

理は即ち經中所説の道理、謂はく三摩地所行の影像及び夢

等の喩は昔前説の如し。

【五〇】 此れは眼等の諸識一類堅住相續して轉する因を問ふ。

【五一】 一類とは相似の義、前後一類にして變異あること無きなり。

【五二】 堅住すとは多時住するが故に間斷なきが故なり。

【五三】 諸の雜染の法とは煩惱障及び所知障なり。

【五四】 依處とは所依處即ち因の義なり。

【五五】 非義とは無境と云ふに同じ、心外無境法空なるに實境あり實法ありとするは顛倒の見なり。

【五六】 煩惱所知の二障。根本煩惱と隨煩惱とに二種の作用あり、法の用即ち有情の身體は四大五蘊の集合作用にして假りて有情の身となるを知らずして迷うて常一主宰の實體なりと誤認する實我の執見を煩惱障と云ふ、此の迷執によりて眞如を體得する能はざるが故に煩惱障は涅槃の理を障ふ。法の體即ち假身を構成する五蘊一の體も亦生滅變化する假法にして固然たる實體あるに非ざるを知らずして迷うて一に實體ありと誤認する實法の執見を所知障と云ふ、此の迷執によりて眞智を發起すること能はざるが故に所知障は菩提の智を障ふ。

【五七】 此れとは雜染なり。必ず雜染を息めて清淨を顯はすが故に、雜染無ければ清淨も無し。

【五八】 亂相及び亂體。笈多説、

すべく、若し〔色識〕無ければ餘〔の非色識〕

も亦た無からん。

〔六一〕何故に身、身者、受者の識、所受の識、

能受の識は一切の身中に於いて俱に和合して轉

ずることありや。〔六二〕能く圓滿に生じ受用するに

顯はさるるが故なり。何故に説けるが如

き世等の諸識差別して而も轉ずるや。無始の時

より來た生死流轉して斷絶すること無きが故

に、諸の有情界は無數量なるが故に、諸の器世

界は無數量なるが故に、諸の所作の事をば展轉

して言説すること無數量なるが故に、各別に攝

取し受用する差別無數量なるが故に、諸に愛非愛の業果異熟を受用する差別無數量なるが故に、受く

る所の死生の種種なる差別無數量なるが故なり。

〔六三〕復た次に、云何んが是の如き諸識を安立して唯識性を成するや。略して三相に由る、一には

唯だ識のみにして義あること無きに由るが故に、

眞諦譯には「亂因及び亂體」、

佛陀扇多譯には「妄念及び妄

想」とあり。亂相は即ち是れ

亂因、色識を體と爲し、亂體

は即ち是れ諸の非色識なり。

〔六四〕色識とは眼等の五根な

り。色とは肉團の義、五根に

識の名を附することは前の註

〔一六〕の如し。

〔六五〕非色識。非色とは心な

り、六識を非色識と云ふ。

〔六六〕第四門、身乃至能受の識

和合して轉ずる理由。

〔六七〕若し一支を闕けば身具足

圓滿せず身をして圓滿に生じ

受用せしめんが爲めに俱に和合して生ず。

〔六八〕彼の因性なるが故なり

〔六九〕第五門、世識等差別して

轉ずる理由。

〔七〇〕第六門、諸識の唯識性。

唯識無境を説く。

〔七一〕相見二分の唯識を説く。

文の中有相とは相分即ち所取

所縁の境界、有見とは見分即

ち能取能縁なり。一識生する

時能縁の見分と所縁の相分影

像現起す、是れ一識の自體の

二種的作用なるが故に唯識な

り。

るが故に、**【六】**三には種種種種なる行相生起するに由るが故なり。所以は何ん、此の一切識には義あること無きが故に唯識を成ずることを得、相見あるが故に**【五】**二種を成ずることを得ればなり。若くは**【五】**眼等の識は色等の識を以て相と爲し、眼識の識を以て見と爲し**【三】**乃至身識の識を以て見と爲す。若くは意識は一切の眼を以て最初と爲し、法を最後と爲し、諸識を相と爲し、意識の識を以て見と爲す、此の意識に**【六】**分別あるに由るが故に、一切の識に似て而も生起するが故なり。此の中に顕あり、

**【五】**唯識と**【三】**毛種種に、**【六】**天くわんやう觀(行)者の意能く入り、**【五】**唯心に悟入するに由つて、**【六】**彼れをも亦た能く伏離す。

- 【六】** 第六意識に就て唯識を説く。第六意識は遍く一切を分別する廣縁識なるが故に所縁の相分境界も種種也、從つて能縁の行相も種種也。文の中前の種種は所縁を顯はし、後の種種は能縁を示す。行相とは行は能縁の作用、相は相狀なり。
- 【六】** 二種を成ず。眞諦譯に曰く、唯識有相有見を成す。二種とは相見二分の唯識なり。
- 【七】** 眼等の識とは眼識等の前五識なり。
- 【七】** 色等の識とは色等の五塵なり。
- 【七】** 乃至。耳鼻舌の三識を略顯す。
- 【七】** 意識所縁の相分は一切法即ち眼等の五根、色等の六塵
- (此順序より云へば眼根は最初法塵は最後なり)及び一切の識なり。
- 【七】** 分別。一切を遍く分別す。
- 【七】** 唯識とは唯識無境の理なり。
- 【七】** 二とは相見二分の唯識なり。
- 【七】** 種種とは種種なる相に似て生起する意識に於ける唯識なり。
- 【七】** 觀行者は所取永へに有るを無き唯識無境の理と相見二分の唯識の理と、意識に於ける唯識の理とに悟入す。
- 【七】** 唯心。唯識無境の理に悟入するが故に都て所取の境なし、何ぞ能取の心あらんや
- 【八】** 彼れとは心なり。

又此の中に於いて一類の師あり、一意識を説く、

彼の依轉じて彼彼の名を得、意思業を身語業と名づくるが如しと。

又一切の所依轉する時に於いて種種なる相に似たる

二の影像轉ず、謂はく唯だ義の影像及び

分別の影像なり。又一切處も亦た所觸の

影像に似て轉ず、有色界中即ち此の意識は身に

依止するが故なり、餘の色根の身に依止するが

如し。此の中頌あり、

『若くは遠行し、獨行し、無身に

して窟に寤ね、此の調伏し難き心を調

伏するを、我れ眞の梵志なりと説く。』

又經に言へるが如し、一是の如き五根の所

行の境界をば意は各能く領受し、意は彼の

諸根の所依と爲る。

【八一】 彼の依。眞諦譯には「種種なる依止」とあり、眼根

等の種種なる所依生ずる時眼

識乃至意識種種の名を得るも

實は一意識あるのみなりとの

意なり。

【八二】 意思業が身處に現はるる

を身業と云ひ、口處に現はる

るを語業と名づくるも、實は

一意思業の作用なるのみとの

意なり。

【八三】 眼等の諸根には分別無きが

故に意識彼れに依つて轉ず

る時分別無かるべしとの難を

解す。

【八四】 所依とは眼根等なり。

【八五】 義の影像とは所取の義に

似たる相分のこと。

【八六】 前の師の説の教證を引

く。

【八七】 遠行しとは意識が所縁の

境に遊歴し能く緣するを云

ふ。

【八八】 獨行しとは第二無きな

り。

【八九】 世視釋に曰く、無身と言

ふは身を遠離するが故に、窟

に寤ぬとは身窟中に於いて居

止するが故なり。無性釋に曰

く、無身と言ふは形質無きが

故に、窟に寤ぬとは内に居在

するが故なり。

【九〇】 性暴惡なるが故に調伏し

難し、今是の如き心を調伏し

自在なるを眞の梵志と云ふ。

【九一】 復た第二聖教を引いて此の義を證成す。

【八】又所説の如く 十二處の中 六識身を説いて皆な意處と名づく。

【九】若處に阿頼耶識の識を安立して 義識と

爲す、應に知るべし此の中 餘の一切の識は

是れ其の 相識なり、若くは意識の識及び

所依止は是れ其の 見識なりと、彼の相

識に由つて是れ此の見識生じて相を縁するが故

に、似義現する時能く見識生ずる〔所〕依止の事

と作る。是の如きを名づけて諸識を安立して唯

識性を成ずと爲す。

【一〇】諸義現前に分明に顯現するも而も是れ有

るに非ざるをば云何んが知るべきや。世尊の言

へるが如し、若し諸の菩薩四法を成就すれば能

く隨つて一切唯だ識のみにして都て義あること

無き〔理〕に悟入せん。一には 相違識相の智を成就す、

一事に於いて彼の所を見る識に差別あるが故に、二には所縁無きに識現に得べしと〔する〕の智を成就

【九四】第三聖教を引いて此の義を證成す。

【九五】十二處とは六根六境なり。

【九六】六識身とは六識の所依たる六根のこと、身とは所依の義なり。

【九七】若處。眞諦譯には、是の處」とあり。

【九八】義識。義とは因なり、因識を義識と云ふ。

【九九】餘の一切の識とは眼等の諸識なり。

【一〇〇】相識とは所縁の相なり。

【一〇一】所依止とは前滅の意根及び染汗の意なり、此の二は能

く雜染を生起する所依止となる。

【一〇二】見識とは能く分別する能縁の識なり。

【一〇三】無境の義を成立せんが爲めに、餘の教及び餘の道理を引く。文の中、諸義とは諸境なり。

【一〇四】相違識相の智とは相違者の識所縁の義相を了知する智なり。

【一〇五】一水四見の譬の如く同一の水を餓鬼は火と見、魚は家宅と見、人は水と見、天人は瑠璃莊嚴地と見る、是れ唯心所變なり。

【一〇六】相違識相の智を成就す、(一〇七) 餓鬼傍生及び諸の天人の如き、同じく



す、過去未來夢影の如き、緣中所得あるが故に、三には應に 功用を離れ顛倒すること無かるべ

き智を成就す、(一〇八)有義の中の能く義を緣する識

の如き、應に顛倒する無く功用に由らず智眞實

なるべきが故に、四には三種の勝智隨轉する妙

智を成就す、何等をか三と爲すや、一には (一〇九)心

自在なることを得たる一切の菩薩にして靜慮を

得たる者は (一一〇)勝解力に隨つて諸義(をば)顯現

す、二には (一一一)奢摩他 (一一二)修 (一一三)法觀を得たる

者 (一一四)緣に作意する時諸義顯現す、三には (一一五)已

に無分別智を得たる者の無分別智現在前する時

一切の諸義皆な顯現せず。此の所説の三種の勝

智隨轉する妙智及び前の所説の三種の因縁に由

りて (一一六)諸の義無義なる道理成就す。

(一二七)若くは依他起の自性は實には唯だ識の

みありて似義顯現するの所依止なり、云何んが依他起を成じ何の因縁の故に依他起と名づくるや。

【一〇六】過去等の法は假有實無の法なり、然るに識は此の如き

無法を所緣として生ずることを得、故に唯識無境なり。

【一〇七】任運にして分別功用を用ゐず自然に解脫する眞實無顛倒智。

【一〇八】有義の中。眞諦譯には「實有の塵中」とあり、實有の境の中の意なり。

【一〇九】心調順なることを得堪能する所あり。

【一一〇】勝解をば眞諦は「願樂」と譯せり。水を願樂すれば意の如く水を成じ火を願へば火を成す。

【一一一】奢摩他(Samatha)は定の一名。止と譯す、障を止め靜住する状態なり。

【一一二】修とは空境相應し四諦と相應し止觀雙び修するなり。

【一一三】法觀とは契經等の正法を觀する妙慧なり。

【一一四】一種の無常等の義を作意し思惟するに隨つて多種の境顯現す。

【一一五】無分別智とは能緣所緣を絶したる智なるが故に、此智生ずる時は所緣の境無し、若し所緣の境顯現せば、無分別智にはあらず。

【一一六】世親攝論に曰く、諸の義皆無き道理成就す。唯識無境の理成立するなり。

【一二七】第三段、總じて三自性を説く、此の中三門、第一門、依他起の自性。

(二八)自ら熏習せる種子より生ずる所他縁に依つて起るが故に依他起と名づけ、(二九)生せる刹那の後功能あること無くして自然に住するが故に依他起と名づく。

(三〇)若くは偏計所執の自性は依他起に依りて、實には所有無く似義顯現す、云何んが偏計所執を成じ何の因縁の故に偏計所執と名づくるや。(三一)無量なる行相は意識の偏計し、顛倒して生ずる相なるが故に偏計所執と名づけ、自相實に無くして唯だ偏計所執の得べきあるのみ、是の故に説いて偏計所執と名づく。

(三二)若くは圓成實の自性は是れ偏計所執永へに相あると無し、云何んが圓成實を成じ何の因縁の故に圓成實と名づくるや。變異無き性によるが故に圓成實と名づけ、及び清淨〔智〕の所縁の性なるに由るが故に、一切善法の〔中〕最も勝れたる性なるが故に最も勝れたる義に由つて圓成實と名づく。

- 【二八】自ら熏習せる種子とは名言種子なり。
- 【二九】世親攝論に曰く、此れは彼の體は他に依つて住することを説く。
- 【三〇】第二門、偏計所執の自性。
- 【三一】實には無體なり、但だ其の境に似て有るが如く相貌顯現するのみ。
- 【三二】無量なる行相とは種種なる實我實法の境界影像なり。
- 【三三】亂識所取の相なり。
- 【三四】第三門、圓成實の自性。
- 【三五】第四段、別して偏計所執の自性を明す。
- 【三六】能偏計と所偏計と合して偏計所執の自性成す。

(三五)復た次に、能偏計あり所偏計ありて、偏計所執の自性乃ち成ず、此の中何者か能偏計、何者か所偏計、何者か偏計所執の自性なりや。當に知るべし意識は是れ能偏計なり、分別あるが故なり

か所偏計、何者か偏計所執の自性なりや。當に知るべし意識は是れ能偏計なり、分別あるが故なり

と。所以は何ん、此の意識は 三〇 自らの名言熏習を用つて種子と爲し及び 三二 一切の識の名言熏習を

以て種子と爲すに由る、最の故に意識は無邊なる 三三 行相にて分別して轉じ、普ねく一切に於いて分

別し計度するが故に「能」偏計と名づく。又依他起の自性を所偏計と名づけ、又若くは此の相に由つて

依他起の自性をして所偏計を成せしむ、此の中是れを偏計所執の自性と名づく、此の相に由るとは是

れ此の如きの義なり。復た次に、云何んが偏計能く偏ねく計度するや、何なる境界を緣じ、何なる相

貌を取り、何に由つて執著し、何に由つて語を起し、何に由つて言説し、何んが増益する所な

りや。謂はく 三〇 名を緣じて境と爲し、依他起の自性の中に於いて彼の相貌を取り、三二 見に由

つて執著し、三三 尋に由つて語を起し、三四 見聞等の四種の言説に由りて言説を起し、三五 無義の中

に於いて増益して有りと爲し、此の偏計に由つて能く偏ねく計度す。

復た次に、此の三自性は異りと爲んや異

らずと爲んや。應に 三六 異なるに非ず異らざるに

【二七】自らの名言熏習とは無始以來意識分別戲論して熏する見分(主觀の種子なり)。

【二八】一切の識の名言熏習とは意識所緣の一切の色法心法即ち相分(客觀)の種子なり。

【二九】行相とは能緣の相狀なり。

【三〇】名とは眼等色等の名なり。

【三一】相貌を取り已つて見に由つて推求し、所取の相の如く是の如く執著を起す。是れ相貌に於いて堅く執著する義なり。

【三二】他の爲めに執著する所の如く説かんが爲めに尋伺の心に由りて語言を起す。

【三三】見聞等とは見聞覺知の四種の言説なり。

【三四】無義とは蛇に似たる繩等の如き體用都て無き境界を云ふ。

【三五】第五段、三自性の異不異を辨す。

【三六】三自性の異不異を圖示すれば、

非ずと言ふべし、謂はく、依他起の自性は異門に

由るが故に依他起を成じ、即ち此の自性は異門

に由るが故に徧計所執を成じ、即ち此の自性は

異門に由るが故に圓成實を成ず。何なる異門に

由つて此の依他起は依他起を成ずるや。(二二)他の

熏習の種子に依つて起るが故なり。何なる異門

に由つて即ち此の自性は徧計所執を成ずるや。

是れ (二二)徧計の所縁の相なるに由るが故に、又

是れ (二二)徧計所徧計なるが故なり。何なる異門

に由つて此の自性は圓成實を成ずるや。(二四)所徧

計の如く畢竟して是の如く有らざるが故なり。

(四)此の三自性に各幾種ありや。謂はく、依

他起に略して二種あり、一には他の熏習の種子

に依つて生起するが故に、二には (二四)他の

依他の別に由つて依他起と名づく。徧計所執にも亦た二種あり、一には (二五)自性を徧

性	三	徧計	情有—非空
	依他	理無—非有	
圓成	非有—非有	似有—非空	
	妙有—非空	非有—非有	
	眞空—非有		

徧計の非空と他の非空とは不異なり、徧計の非有と他の非空とは異なる、餘は准知すべし。

【二七】依他起性を種子所生の義邊より觀れば依他起性を成ずるも他の二性を成ぜず。

【二六】徧計とは能徧計也。彼の意識を徧計と云ふ、此の意識は所取所縁の爲めに能く徧計す故に徧計所執を成ず。依他起性を徧計の所縁の義邊より觀れば徧計所執を成ずるも他

の二性を成ぜず。

【二九】彼の意識をば徧計と名づけ、彼の相貌を縁じて、所取の境と爲すを所徧計と爲す。此の義に由るが故に、依他起性をも亦た徧計所執の自性と名づくるなり。

【三〇】彼の意識の徧計所執の如く所徧計の上に徧計所執に畢竟無きが故に、此の義邊より觀れば圓成實性を成ずるも他の二性を成ぜず。

【三一】第六段、總じて三相の種類を説く。

【三二】若し徧計する時は即ち雜染を成じ無分別なる時は即ち清淨を成す。

【三三】自性とは眼等色等の自體なり。

【二五】自性をば徧ねく計執する

が故に、二には **【四】** 差別をば徧なく計執するが故なり、此れに由るが故に徧計所執と名づく。圓成實性にも亦た二種あり、一には **【二】** 自性圓成實なるが故に、二には **【一】** 清淨圓成實なるが故なり、此れに由るが故に圓成實性を成す。

**【二】** 復た次に、徧計に四種あり。 **【四】** 一には自

性徧計、二には差別徧計、三には有覺徧計、四には無覺徧計なり。有覺とは謂はく **【四〇】** 名言を善くするなり。無覺とは謂はく **【四一】** 名言を善く

せざるなり。是の如き徧計に復た五種あり、一には名に依つて義の自性を徧計す、謂はく是の如き名に、是の如き義ありと。二には義に依つて名の自性を徧計す、謂はく是の如き義に、是の如き名ありと。三には名に依つて名を徧計す、謂はく **【四二】** 徧ねく未だ了せざる義の名を計度す

るなり。四には義に依つて義の自性を徧計す、謂はく **【四三】** 徧ねく未だ了せざる名義の義を計度するなり。五には **【四四】** 二に依つて二の自性を徧計す、謂はく徧ねく此の名此の義の是の如きの體性を計度す

**【四】** 差別とは眼色等の自體に在る常無常等の無量なる義理なり。

**【四〇】** 自性圓成實とは有垢の眞如なり。

**【四一】** 清淨圓成實とは無垢の眞如なり。

**【四二】** 第七段、別して徧計所執の種類を説く。

**【四三】** 一と二との徧計は前段の二種の徧計に同じ。

**【四四】** 名言を善くすとは名言を解するなり。

**【四五】** 名言を善くせずとは牛羊等分別ありと雖も然も文字に

於いて解了する能はざるなり。

**【四五】** 無性攝論に曰く「椰子洲に生在せる人の如きは牛摩を説くを聞くも其義を了せず。數是の如き牛摩を分別す。牛摩とは牛と云ふ語音なり。

**【五三】** 無性攝論に曰く、曾て未だ習はざる想(名)と有想と互に相應せんに歎ち牛身を見れば數數是の如き牛の義を分別す。

**【五五】** 無性攝論に曰く「假立の能詮所詮に依つて二種を分別す。

るなり。

〔五〕 復た次に、一切の分別を總攝するに略して十種あり。一には 根本分別、謂はく阿頼耶識な

り。二には 緣相分別、謂はく色等の識な

り。三には 顯相分別、謂はく眼識等並に所

依の識なり。四には 緣相變異分別、謂はく

老等の變異、樂受等の變異、貪等の變

異、逼害時節代謝等の變異、捺落迦等の諸

趣の變異及び 欲界等の諸界の變異なり。五

には顯相變異分別、謂はく即ち前に説ける所

の「老等の」變異の如き所有る變異なり。六には

他引分別、謂はく非正法の類を聞き及び正

法の類を聞いて分別するなり。七には不如理な

る分別、謂はく諸の外道非正法の類を聞いて分

別するなり。八には如理なる分別、謂はく正法中

にて正法の類を聞いて分別するなり。九には執著分別、謂はく 不如理なる作意の類の薩迦耶見を

〔五〕 第八段、因に十種の分別を説く。

〔五五〕 是れ諸識の分別の根本自體にして亦是れ分別するなり。

〔五六〕 所縁の相あるが爲めに起す所の分別なり。

〔五七〕 顯現して彼の所縁の境相に似て起す所の分別にして、分別或は能分別あるが故に分別と名づく。

〔五八〕 緣相變異分別とは所縁の相の所有ゆる變異の差別を分別するなり。

〔五九〕 身老病死と次第に變異改易するなり。

〔六〇〕 樂受の身體變易して或は苦受或は捨受となる。

〔六一〕 貪瞋癡等時に變易す。

〔六二〕 逼害とは殺縛等なり。時節代謝とは寒熱等の時候改易するなり。

〔六三〕 捺落迦トナラカト譯す、地獄なり。地獄餓鬼畜生等の諸の惡趣變改するなり。

〔六四〕 欲界等とは三界なり。

〔六五〕 他引分別とは他教に由つて起す所の分別なり。

〔六六〕 不如理なる作意を因と爲して。

本と爲す (一七) 六十二見趣と相應する分別なり。十には散動分別、謂はく諸の菩薩の十種の分別なり、

一には (一六) 無相散動、二には (一九) 有相散動、三には (二〇) 増益散動、四には (二二) 損減散動、五には (二三) 一

性散動、六には (二四) 異性散動、七には (二五) 自性散動、八には (二六) 差別散動、九には名の如く義を取る

散動、十には義の如く名を取る散動なり。此の

十種の散動を對治せんが爲めに、一切般若波羅

蜜多〔經〕の中に無分別智を説く、是の如き (二六) 所

治能治は應に知るべし具に般若波羅蜜多の義に

攝すと。

(一七) 若し異門に由れば依他起の自性に三の自

性あり。云何んが三の自性は無差別を成せざる

や。若し異門に由れば依他起を成ずるも、即ち

此れに由つて徧計所執及び圓成實を成せず。若

し異門に由れば徧計所執を成ずるも、即ち此れに由つて依他起及び圓成實を成せず。若し異門に由れ

ば圓成實を成ずるも、即ち此れに由つて依他起及び徧計所執を成せざるなり。

(一八) 復た次に、如何んが、依他起の自性徧計所執の自性の如きは顯現するも而も (一九) 稱體に非ざるこ

【二六】六十二種の諸の惡見也。

【二七】有を所縁の相と爲す。

【二八】都て無き徧計所執と假有

【二九】實有なる圓成實性を非有

【三〇】依他起性と圓成實性と完

【三一】同なりとす。

【三二】依他起の相と圓成實の性

と完く異れりとす。

【三三】自性とば名なり。

【三四】差別とは義なり。

【三五】所對治の十種の散動と能

對治の無分別智。

【三六】第九段、別して依他起の

種類を示す。此の義は前の第

とを知ることを得るや。(二〇)名の前に覺無きに稱體なれば相違するに由るが故に、(二一)名衆多あらんに多體なれば相違するに由るが故に、(二二)名決定せざるに雜體なれば相違するに由るが故なり。此の中に二頌あり、

『名の前に覺無きと、多名と決定せざるとに由つて (二二)成ず、稱體多體雜體ならば相違するが故なり、

(二四)法無きに而も得べく、無染なるに而も「清」淨ありや、(二五)應に知るべし幻等の如く、(二六)亦た復た虚空に似たりと。』

(二七)復た次に、何故に、顯現する所の如きは實には所有無きに而も依他起の自性は一切一切都て所有無きに非ざるや。此れ若し無ければ圓成實の自性も亦た所有無く、此れ若し無ければ

【二〇】名の前とは名を得ざる前なり。名を依他起と爲し義を偏計所執と爲す。依他起は名の勢力に由つて所偏計を成ずるを以ての故なり。若し依他起性と偏計所執と同一相ならば名を待たずして義に於て覺轉すべし、瓶ありと執するが如し。若し瓶の名を離るれば瓶の義の中に於いて瓶の覺ある無し。若し此の瓶の名と彼の瓶の義と同一相ならば瓶の覺轉すべきも同一相に非ざるが故に轉ぜず。此れに由つて名義若し相稱し同一ならば則ち相違を成ず。

計の二性若し同一相ならば第二の相違の過失となる。  
【二一】多物に於て欲する所に隨つて一名を建立するともあり、又一種の名を以て處に隨ひ時に隨つて、諸義に目することあり、若し名と義と同一相ならば、義相雜すべく、第三相違の過失となる。  
【二二】依他偏計同一相に非ざる道理成ず。  
【二四】此の一伽他は幻等の喩を以て弟子を開悟す、弟子に二の疑問あり、前の二句は二の疑問を出す、第一句を眞諦は譯して「法無きに顯はれて有るに似たり」と云へり。  
【二六】後の二句は喩を以て前の二の疑問を釋す。譬へば幻等實には有る無きに而も現するを得べきが如く、此の中の義も亦是の如く現に得べしと



則ち一切皆な無く、若くは依地起及び圓成實の  
自性あること無く、應に染淨あること無き過失  
を成すべし。既に現に雜染と清淨とを得べし、  
是の故に應に一切皆な無かるべからず。此の中  
に頌あり、

「若し依地起無ければ、圓成實も亦た無く、  
一切種若し無ければ、恆時に染淨無げん。」  
諸佛世尊は大乗の中に於いて 方廣教

を説きたけへり。彼の教の中に言はく、云何ん  
が應に徧計所執の自性を知るべきや、應に知る  
べし、異門に所有なしと説く。云何んが應に依  
地起の自性を知るべきや、應に知るべし、譬へ  
ば幻炎夢像光影谷響水月變化の如しと。云何ん  
が應に圓成實の自性を知るべきや、應に知るべし、  
の清淨法と爲すや。一には自性清淨、謂はく

雖も而も實行に非ず。是れ第一疑問を釋す。

【六】第二疑問を釋す、譬へば虚空の雲等の能く染汙する所に非ず、性清淨なるが故なりと雖も、而も彼れを難るる時清淨なりと説く、當に知るべし諸法も亦復た是の如し。實に無染にして性清淨なりと雖も然も客塵障垢を滅離する時清淨なりと説くなり。

【七】第十一段、依地起性あることを證す。

【八】第十二段、三自性の教證を説く。

【九】方廣教は十二分教の一、善薩道を説けるもの、この法は廣く且つ多く、極めて高大に、時亦長遠に亘るが故に方に

廣と名づく。

【一〇】眞如とは性無變なるが故に一切法の平等なる共相なり、此れに由るが故に聖教の中に一切有情に如來藏(佛性)ありと説く。空とは依地起性の上に徧計所執永へに無きと

ころに顯はるる眞實理性なり。實際とは眞の故に實なり究竟の故に際なり。無相とは永へに一切の色等の相を離れたる状態なり。勝義とは勝智所證の義なるが故なり。法界とは一切清淨法の因なるが故なり。是れ圓成實性眞如の別義なり。

【一一】此の眞如は煩惱所知の障垢を離る即ち是の如き清淨眞如に由つて諸佛を顯成す。

眞如、空、實際、無相、勝義、法界なり、二には、  
離

垢清淨、謂はく即ち此れは一切の障垢を離る、三には (二五三) 此の道を得る清淨、謂はく (二五四) 一切の「三十七の」菩提分法(六)波羅蜜多等なり、四には

(二五五) 此を生ずる境の清淨、謂はく諸の 大乘妙正法教なり、(二五六) 此の

法教の清淨の縁に由るが故に徧計所執の自性に非ず、最も淨き法界より等流せる性なるが故に依他起の自性に非ず。是の如き四法に總じて一切の

清淨なる法を攝め盡す、此の中に二頌あり、

『幻等にて (一七) 生を説き、(徧)計所執無しと説く、若くは四の清淨

を説いて、是れを圓成實なりと謂ふ。

(一九八) (一)自性と(二)離垢と、(三)清淨の道と(四)所縁とにして、一切の

清淨なる法は、皆な四相に攝むる所なり。』

復た次に、何に縁つて經に説く所の如く依他起の自性に於いて幻

等の喩を説くや、依他起の自性に於いて (二〇〇) 他の虚妄の疑を除かんが

爲めの故なり。復た云何んが依他起の自性に於いて虚妄の疑ありや。

他のもの此れに於いて是の如き疑あるに由る、云何んが實に (二〇一) 義ある

こと無きに而かも所行の境界を成するやと、此の疑を除かんが爲めに

【五三】此の道とは眞如聖道なり。

【五四】三十七の菩提分法等は後當に廣く説くべし。

【五五】此とは前の菩提分法等なり。

【五六】法界より等流せる十二分教なり。

【五七】斯く徧計依他の二の自性を離るるが故に圓成實を成す。

【五八】生と眞諦譯に依他とあり。

【五九】此の二句に四清淨を列す。

【六〇】第十二段、依他起性の喩を説く。

【六一】虚妄なる依他起性に於いて他の者實有なりと執するが故に、何故に依他起性は虚妄なりやとの疑。

【六二】義とは境界なり。

【101】幻事の喩を説けり。云何んが義無きは、  
 【102】心心法轉するやと、此の疑を除かんが爲めに、  
 【103】陽焰 陽焰の喩を説けり。云何んが義無きに愛非愛の受用の差別ありやと、此の疑を除かんが爲めに、  
 【104】夢る所 夢る所の喩を説けり。云何んが義無きに淨不淨の業愛非愛の果差別して生ずるやと、此の疑を除かんが爲めに、  
 【105】影像の喩を説けり。云何んが義無きに種種なる識轉するやと、此の疑を除かんが爲めに、  
 【106】光影の喩を説けり。云何んが義無きに種種なる戲論言説而も轉するやと、此の疑を除かんが爲めに、  
 【107】谷響の喩を説けり。云何んが義無きに而も實に諸の三摩地所行の境を取つて轉することありやと、此の疑を説かんが爲めに、  
 【108】水月の喩を説けり。云何んが義無きに諸の菩薩あつて顛倒なき心にて有情の諸の利樂の事を辨せんが爲めの故に「彼の」生を受けんことを思ふやと、此の疑を除かんが爲めに、  
 【109】變化の喩を説けるなり。

【101】幻事は實には無きも而も境界と成る。  
 【102】心心法とは能縁の心心所法なり。  
 【103】陽焰を心心法に喩へ水は義に喩ふ、陽焰の處には實には水無きも陽焰の動搖あるが故に水の境ありとする心心法の覺生す。  
 【104】夢中に於いては實の境界なきも、種種なる愛と非愛との境界を受用することあり、覺時も亦爾り。  
 【105】影像は實には無し即ち本質に於いて影像の覺を起す、此の如く業果は實には無しと雖も現に得べきなり。  
 【106】光影等の喩は前に准知すべし。  
 【107】水は是れ潤滑澄清の性なるが故に定心に喩へ、月を定心所縁の境に喩ふ、水中の月實に無きも水澄清なるが故に月現にあり、定心も亦爾り所縁の境實に有ると無しと雖も定心現にあり得べし。  
 【108】變化は實に無しと雖も化者の力に出つて一切の事成す此の如く菩薩の受くる所の自體其義實に無しと雖も、而も能く一切有情の利益安樂を作すことあり。

【三〇】世尊は何なる密意に依つて梵問經の中に於いて如來は生死を得ず涅槃を得ずと説きたまへ

るや 依他起の自性の中に於いて偏計所執の自性及び圓成實の自性に依つて 生死涅槃差別

無しとの密意なり。何となれば即ち此の依他起

の自性は偏計所執の分によつて生死を成じ、圓成實の分によつて涅槃を成ずるが故なり。

【三一】阿毗達摩大乘經中薄伽梵説きたまはく、

法に三種あり、一には雜染分、二には清淨

分、三には彼の二分なり。何の密意に依つて

是の如き説を作したまへるや。依他起の自性の

中に於いて偏計所執の自性は是れ雜染分なり、

圓成實の自性は是れ清淨分なり、即ち依他起

は是れ彼の二分なり、此の密意に依つて是の如

き説を作したまへり。此の義の中に於いて何の喩を以て顯はすや。

【三二】密意とは秘密意趣なり。佛に必要あつて顯了に説きたまざるこゝあり。

【三三】第十四段、依他起性に於いて生死即涅槃を説く。

【三四】金土藏。藏とは種子の義、金土の本性種子を金土藏と云ふ。

【三五】地界土金の三法は次第して依他偏計圓成の三自性に喩ふ。

【三六】地界。界とは性或は種子の義、堅硬性を地界と云ふ。

【三七】土と金とは地界に對して所造の色なり。

【三三】生死は苦果、涅槃は樂果なるも是れ懸に隔るものに非ず、同一依他起性を迷へば偏計所執となりて生死の苦果を生じ、悟れば圓成實性となりて涅槃の樂果を成ず、故に生死の定相なく涅槃の定相もなし。是れを生死を得ず涅槃を得ずと説き給へり。生死涅槃無きには非ず定相なき也。畢竟二者平等無差別なり。

【三四】金土藏を以て喩と爲して顯示す、譬へば世間の金土藏の中に三法得べきが如し、一には地界、二には土、三には金なり。

【三五】三法得べきが如し、一には地界、二には土、三には金なり。

【三六】地界、二には土、三には金なり。

【三七】土、三には金なり。

り。地界の中に於いて土は實有に非ずして而も現に得べく、金は是れ實有なるも而も得べからず、火燒鍊する時土相現せず金相顯現す。又此の地界の土顯現する時は虚妄にして顯現し、金顯現する時眞實にして顯現す、是の故に彼の地界は是れ彼の二分なり。識も亦た是の如く無分別智の火未だ燒けざる時は此の識の中に於いて所有る虚妄なる徧計所執の自性顯現するも、自性顯現せず。此の識若し無分別智の火の爲めに燒かるる時、此の識の中に於いて所有る眞實の圓成實の自性顯現し、所有る虚妄なる徧計所執の自性顯現せず。是の故に此の虚妄なる分別識の依他起の自性には彼の二分あること金土藏中の所有る地界の如し。

【三九】世尊は有る處に一切法は常(住)なりと説きたまひ、有る處には一切法は無常なりと説きたまひ、有る處には一切法は常(住)に非ず無常に非ずと説きたまへり。何なる密意に依つて是の如き説を作すや。謂はく依他起の自性は圓成實性の分に由れば是れ常(住)なり、徧計所執性の分に由れば是れ無常なり、彼の二分に由れば常に非ず無常に非ず、此の密意に依りて是の如き説を作す。常、無常、(三〇)無二の如く是の如く苦、樂、無二、淨、不淨、無二、空、不空、無二、我、無我、無二、寂靜、不寂靜、無二、有自性、無自性、無二、生、不生、無二、滅、不滅、無二、本來寂靜、非本來

【三八】無分別智の火未だ燒ける時、所有る眞實なる圓成實の自性顯現せず。

【三六】無分別智の火。絶對無分別智を火に喩ふ、火能く物を燒き又照すが如く、絶對無分別智は徧計所執の煩惱を燒き圓成實性の眞如を照明するなり。

【三五】第十六段、三自性の密意に依つて常無常非常非無常等を説けるを明す。  
【三〇】無二とは常に非ず無常に非ず。以下准知。

寂靜、無二、自性涅槃、非自性涅槃、無二、生死、涅槃、無二も亦た爾なり。是の如き等の差別の一切諸佛の密意の語言は三自性に由る、應に隨つて決了すべし、前に説ける常無常等の門の如しと。此の中に多くの頌あり。

【三三】如しくは法實にあらす、【三三】如しくは現に一種に非ず、【三三】法に非ず非法に非ず、故に無二の義を説く。

一分に依つて或は有なり、或は有に非ずと開顯し、二分に依つて説いて、有に非ず非有に非ずと言ふ。

如しくは現に有るに非ずと顯はす、是の故に説いて無なりと爲す、是の如く顯現するに由り、是の故に説いて有なりと爲す。

【三三】自然(無く) 自體無く、自性堅く住せず、如しくは有ならずと執取す、故に無自性なりと許す。

無(自)性に由るが故に、【三七】後後の所依止と成る、無生(無)滅本(來)寂(靜)なり、自性般涅槃なり

【三三】法實に非ざるが故に非法なり。  
【三三】現に一種に非ざるが故に非法なり。  
【三三】法に非ず非法に非ざるが故に無二なり。  
【三三】自然無しとは一切法は縁無くして自然に有ること無し、是れを一種の無自性と云ふ。  
【三五】自體無しとは法滅し已つて復た更に生ぜざるが故に無自性と云ふ。  
【三三】自性堅く住せずとは法生するや否や一刹那の後、力能く住すること無し、故に無自性なり。  
【三七】後後の所依止と成るとは無自性に由るが故に本來寂靜なり、本來寂靜なるが故に自性涅槃なり、斯く前前の句は次第に後後の句の所依止となり因となる。

り。

(三三八) 復た四種の意趣四種の秘密あり、一切の佛の言なり、應に隨つて決了すべし。四の意趣

とは一には平等意趣、謂はく説いて言ふが如

し、(三三九) 我れ昔曾つて彼の時彼の分に於いて

(三四〇) 勝観正等覺者と名づく」と。二には(三四一) 別

時意趣、謂はく説いて言ふが如し、「若し(三四二) 多

寶如來の名を誦する者は便ち無上正等菩提に於

いて已に決定することを得たり」と。又説いて

言ふが如し、「唯だ發願するのみに由つて、便

ち極樂世界に往生することを得」と。三には

(三四三) 別義意趣、謂はく説いて言ふが如し、「若し

已に爾所の(三四四) 殊伽河沙等の佛に逢事すれば大

乘の法に於いて方に能く義を解せん」と。四には

(三四五) 補特伽羅の意樂の意趣、謂はく一の補特伽

【三三】第十七段、四種の意趣四

種の秘密を説く。文の中意趣

とは佛先づ此事を緣じて後他

の爲めに説くなり、秘密とは

此の説法に由つて決定して聖

教に入らしむるなり。

【三三九】人あるが如き相似の法を

取つて是の如き言を説かく彼

れ即ち是れ我れなりと、世尊

も亦た爾なり平等法身を心中

に置在し説いて言はく、我れ

昔曾つて彼れに於て等しきも

彼の昔時の毗婆尸佛即ち是れ

今日の釋迦牟尼に非すと、平

等なる義より起る所の意趣に

依りて是の如き説を作す。

【三四三】勝觀正等覺者。眞諦譯に

は「毗婆尸」とあり。毗婆尸

(Vibhishin)は過去七佛の第一

つて後時善根を増長せしむる

なり、例へば一金錢に由りて

千金錢を得るが如し。

【三四三】多寶如來の御名を誦する

は是れ昇進の因なり。

【三四四】別義意趣。證相大乘の法

義と教相大乘の法義と甚だ差

別あり。證相大乘とは大乘の

相を證する也。是れ理者のみ

可能なり。教相大乘とは但だ

佛意を解するのみ、是れ愚夫

も亦能くす、その佛意を解す

る因は過去多佛に逢事するに

由る。

【三四四】殊伽河沙は恆河沙なり。

即ち度恆河の沙の數量を以て

佛の無數なるに譬ふ。

【三四五】補特伽羅(Pratyekabuddha)譯して數取趣と云ふ。諸の有情はその善惡の業に引かれ數數五趣地獄、餓鬼、畜生、人間、天上)の果を取る、故に有情

羅の爲めに先に(三三)布施を讀し後に還つて毀訾

するが如し、布施に於けるが如く是の如く(三三)尸

羅及び(三六)一分修も當に知るべし亦た爾なりと。

是の如きを名けて四種の意趣と爲す。四の秘密

とは、一には秘密に入らしむ、謂はく聲聞乘

中或は大乗中にて(三九)世俗諦の理に依りて補特

伽羅あり及び諸法の(四〇)自性差別ありと説くな

り。二には相秘密、謂はく是の處に於いて諸法

の相を説いて(四一)三自性なりと顯はすなり。三

には對治秘密、謂はく是の處に於いて行は八萬

四千(四二)の煩惱行を對治すと説くなり。四には轉

變秘密、謂はく是の處に於いて其の別義の諸言

諸字を以て即ち別義を顯はすなり。(四三)頌あり言

ふが如し、

(四四)不堅を覺るを堅と爲し、善く

(四五)顛倒に住し、

極めて

(四六)煩惱に惱まざるも、「大悲に由

を數取趣と云ふ。

(三五)有情先に慳慳なる時は布施を讀して布施を行はしめ、

後布施を行ふ時は還つて復た布施を毀訾して更に勝れたる

行を修せしむ。此の意無くして先讀後毀するは理に應ぜざるなり。

(三七)尸羅(三三)、清涼又は戒と譯す。戒は能く身口の惡を

防ぎ煩惱の熱を去り心地をして清涼ならしむるが故なり。

(三八)一分修とは世間修なり。

(三九)世俗諦とは世間法相對的の法なり、勝義諦出世間法絕對の法に對する語。勝義諦に

依れば補特伽羅(人)も無く諸法も無く入法二無我にして不可説の絶對なれど、假に世俗諦に依つて人も法もありと立つ、是れ佛の理教を説き有情

をして之れに入らしめんが爲めなり。

(四〇)自性差別。自性とは色聲香等諸法の自體なり。差別とは體の上の無常無我等種種の別義なり。

(四一)三自性とは徧計、依他、圓成の三なり。

(四二)此の頌は轉變の秘密を説く。

(四三)不堅とは剛強ならず馳散し調伏し難きを云ふ。

(四四)顛倒とは常樂我淨の四顛倒なり、即ち無常等に於て常なりと計するなり、善く住すとは無常等に於て無常等と謂ひ顛倒せざる也。

(四五)煩惱とは精進劬勞なり、衆生の爲の故に長時劬勞に惱まざる。



りて「最上なる菩提を得るなり。」

【四六】若し有るが大乗法の釋を造らんと欲せば、略して三相に由つて應に其の釋を造るべし。一には縁起を説くに由り、二には縁より生ずる所の法の相を説くに由り、三には語義を説くに由る。此の

中縁起を説くとは説けるが如し、

【四七】「言熏習より生ずる所は諸法なり、【四八】此

の「熏習は」彼「の諸法」より「生ず」、【四九】異熟

【識」と【七】轉識と、更互に縁と爲つて生ず」

【五〇】復た次に、彼の轉識の相法は有相【識】有

見識を自性と爲す。又彼れは、依處を以て相

と爲し、徧計所執を以て相と爲し、【五二】法性を相

と爲し、此れに由つて三自性の相を顯示す、説

けるが如し、

【五一】「有相有見に從ひ、應に彼の三相を知るべし。」

復た次に、云何んが應に彼の相を釋すべきや。謂はく徧計所執の相は依他起相の中に於いて實に所

有無く、圓成實相は中に於いて實に有り。【五三】此の二種の非有及び有に由りて 眞を得るに非ず及び

【四六】第十八段、大乘法を釋する三相を説く。此の中三門。

【四七】第一門、縁起を説くに由る。

【四八】言熏習とは分別熏習名言熏習なり。此の第一句は種子生現行の因縁を説く。

【四九】第二句は現行熏種子の因縁を説く。

【五〇】異熟とは阿頼耶識なり。阿頼耶識と七轉識と互に因と爲り果と爲ることは前卷に委説せり。

【五一】第二門、法の相を説くに由る。

【五二】依處とは所依處、徧計圓成の二の所依處たる依他起性のこと。

【五三】法性とは諸法の實性たる圓成實性のこと。

【五四】此の二種の非有及び有とは徧計所執の非有と、圓成實性の有との二種なり。

【五五】眞を得るに非ずとは圓成實を得ず、徧計所執を得るなり。

「眞」を得、三三〇未だ「眞」を見ず、三三六「眞」を見るは同時なりとは、謂はく依他起の自性の中に於いて偏計所執無きが故に圓成實あるが故に此の依他起の自性轉する時に於いて若し彼の「偏計所執」を得れば即ち此の「圓成實」を得ず、若し此の「圓成實」を得れば即ち彼の「偏計所執」を得ざるなり、説けるが如し、

「依他に「偏計」所執無ければ、「圓」成實は中に於いて有り、故に「眞」得及び「眞」得ず、其の中二は平等なり。」

語義を説くとは、謂はく先づ初句を説き、後餘句を以て分別し顯示す、或は徳處に由り或は義處に由る。

徳處に由るとは、謂はく佛の功德最も清淨なる覺を説くなり、二現行せず、無相の法に趣き、佛の住する所に

住し、(四)一切の佛の平等性を逮得し、(五)無障處に到り、(六)轉ずべからざる法なり、(七)行く所無礙なり、(八)其の安立する所不

【三五】眞を得とは圓成實性を得るなり。  
 【三六】未だ眞を見ずとは圓成實性を見ず、計偏所執を見るなり。  
 【三七】已に眞を見るとは圓成實性を見るなり。  
 【三八】二とは眞を得ると眞を得ざるとの二にして、此の二は同時なり、故に平等と云ふ。  
 【三九】第三門、語義を説くに由る。此の中二。  
 【四〇】甲、徳處に由る。  
 【四一】以下二十一句は順次に下に出づる佛の二十一種の徳を

示す。文の中二現行せずとは佛には一向に無障礙智現行し聲聞獨覺の智の如く、亦ば有障亦は無障の二種現行せず。  
 【四二】無相の法とは清淨なる眞如なり。  
 【四三】佛の住する所、即ち大悲なり、佛は晝夜不斷に大悲心に住して世間の衆生を救ふ。  
 【四四】佛法は他の外道等の能く動轉する所と爲らず、餘法の此れに勝過するものある無し。  
 【四五】世間に遊履するも世法の

可思議なり、(九) 三世平等の法性に遊び、(十)

其の身一切の世界に流布し、(十一) 一切の法

に於いて智に疑滞なく、(十二) 一切の行に於いて

大覺を成就し、(十三) 諸法の智に於いて疑惑ある

こと無く、(十四) 凡そ現する所の身は分別すべ

らず、(十五) 一切の菩薩等の求むる所の智なり、

(十六) 佛の無二〔平等の法身〕を得て勝れたる彼

岸に住し、(十七) 相ひ間難せざる如來の 解脱

妙智究竟し、(十八) 中邊なる佛地平等を證し、

(十九) 法界を極はめ、(二十) 虚空性を盡し、

(二十一) 未來際を窮む、最も清淨なる覺とは

應に知るべし 此の句をば 所餘の句に由

つて分別し顯示して是の如く乃ち善説の法性を成す。

最も清淨なる覺とは、謂はく佛世尊の最も清淨なる覺なり、

種の功德の所攝なりと。謂はく(一)所知に於いて一向に無障〔智〕轉ずる功德、(二) 有無に於いて二

ために拘礙染汙せられず。

【三七】安立する所の契經等の正法は無量不可思議なるが故に諸の愚夫の能く解する所に非ず、安立とは施設なり。

【三八】三世平等性中に於いて能く隨つて過去未來の事を解了すること皆現在に授記するが如し。

【三九】所化の有情に隨つて遍く諸の世界に於て身を現す、彼を利樂せんが爲めなり。

【四〇】解脱とは勝解なり。了知せざるなし、故に解脱妙智究竟すと言ふ。

【四一】世界中無く邊なきが如く佛地も亦爾なり、功德方處

分限あること無し。

【三七】法界は最も清淨なるが故に、能く等流の契經等の法を起す。

【三七】佛智無盡なること虚空の如し。

【三七】是れ究竟の功德なり。佛智究竟して未來際を窮め間斷あることなし。

【三七】此の句とは最も清淨なる覺を云ふ。

【三七】所餘の句とは前に列せる二十一句なり。

【三七】以下再び前の二十一徳を擧ぐ照合して解釋すべし。

【三七】有無等の二相を離るるが故に眞如は無相なり。

相無き眞如に最勝清淨にして能く入る功徳、

住する功徳、(四)法身の中に於ける 所依意樂

作業無差別なる功徳、(五)一切の障を對治する

ことを修する功徳、(六)一切の外道を降伏する

功徳、(七)世間に生在するも 世法の爲めに

礙へられざる功徳、(八)正法を安立する功徳、

(九) 授記する功徳、(十)一切の世界に於いて

受用變化身を示現する功徳、(十一)疑を斷ず

る功徳、(十二)種種なる行に入らしむる功徳、

(十三)當來の法 妙智を生ずる功徳、(十四)

其の勝解の如く示現する功徳、(十五)無量の「普

薩の」 所依にて有情を調伏する加行の功徳、

(十六)平等の法身と波羅蜜多との成滿する功徳、

(十七) 其の勝解に隨つて差別の佛土を示現する功徳、(十八)

生死の際を窮め常に一切の有情を利益し、安樂にする

【三九】無功用にして 佛事をば「作し」休息せずして

り、所化の有情に應同して變

現する利生の身なり。

【四〇】佛事とは衆生救済の事なり。

【四一】佛事とは衆生救済の事なり。

【四二】所依とは清淨智、意樂とは有情を利益する心、作業とは利他の事なり。

【四三】世法とは利衰愛恚等なり。

【四四】授記とは説示、分解、語法の義、多くは未來の作佛を記別するなり。

【四五】受用變化身は佛三身の中、受用身とは修行の結果證得せる報身にして佛自らの爲めに受用する時は自受用身、他の爲めに受用する時は他受用と云ふ、變化身とは應身なり。

【四六】佛事とは衆生救済の事なり。

【四七】佛事とは衆生救済の事なり。

【四八】佛事とは衆生救済の事なり。

【四九】佛事とは衆生救済の事なり。

【五〇】佛事とは衆生救済の事なり。

【五一】佛事とは衆生救済の事なり。

【五二】佛事とは衆生救済の事なり。

【五三】佛事とは衆生救済の事なり。

(三〇) 等なり。

(三二) 復た次に、義處に由るとは若し諸の菩薩

如し、謂はく一切の有情に於いて利益安樂の増上なる

意樂を起すが故なり、(一)一切智智に入らしむるが故に、(二)自ら我れ今何に

假るかを知らずるが故に、(三)慢を摧伏するが故に、(四)堅牢なる勝れたる意樂の故に、(五)假の憐

愍に非ざるが故に、(六)親非親に於いて平等心なるが故に、(七)永く善友と作り乃至涅槃を後

邊と爲すが故に、(八)量に應じて語るが故に、(九)笑を含んで先づ言ふが故に、(十)無限の大悲なるが故に、(十一)受くる所の事に於いて退弱

無きが故に、(十二)厭倦の意無きが故に、(十三)義を聞いて厭ふこと無きが故に、(十四)自作の罪に於いて

瞋らずして誨ふるが故に、(十六)一切の威儀の中に於いて恆に菩提心を修治するが故に、(十七)異

三十二法を成就すれば乃ち菩薩と名づくと言くが

【二九】等の言は第二十一の功德即ち究竟の功德を顯はす。

【三〇】乙、義處に由る。

【三一】三十二法と次の十六業と相攝す。次に至りて知るべし。

【三二】意樂とは欲及び勝解なり。

【三三】智とは正智、有情を教導する如實智なり。

【三四】若し染繋あれば愛樂の因に由つて假りに憐愍を作し暫時攝受す、若し染繋無ければ假の憐愍に非ず。

【三五】若し愛染に依つて憐愍を

作せば親非親に於いて愛あり悲あり心平等ならず、若し染心無ければ二品に於て平等なり。

【三六】受くる所の事とは衆生を救済せんが爲めに受くる所の事なり。

【三七】所化の有情の諸の邪惡行にも厭倦せず。

【三八】義とは契經所詮の義即ち正道理なり。

【三九】一切の威儀とは行住坐臥なり。

【四〇】異熟とは善惡業の果たる異熟果即ち樂報なり。

熟を稀はずして〔布〕施を行するが故に一切有に依らずして戒を受持するが故に、諸の有情に於て悲礙あると無くして忍を行するが故に、一切の善法を攝受せんと欲するが爲に勤めて精進するが故に、

【三〇二】無色界を捨てて靜慮を修するが故に、【三〇三】方便相應して般若を修するが故に、【三〇四】四攝事に由りて方便を攝するが故に、【三八】持戒破戒に於て

善友無二なるが故に、【三九】殷重心を以て正法を聽聞するが故に、【二二】殷重心を以て阿練

若に住するが故に、【二二一】世の雜事に於いて愛樂せざるが故に、【二二二】下劣乘に於いて曾つて欣樂せざるが故に、【二二三】大乘の中に於いて

深く功德を見るが故に、【二二四】惡友を遠離するが故に、【二二五】善友に親近するが故に、【二二六】恆に

四梵住を修治するが故に、【二二七】常の故に、【二二九】正行に住し正行に住せざる諸の有情の類に於いて棄捨せざるが故に、【三〇】言決定するが故に、【三〇一】重誦實なるが故に、【三〇二】大菩提心を恆に上首と爲すが故なり。是の如き諸句は

【三〇二】菩薩は無色界に生ぜず、彼に於ては能く有情を利樂する事を作すを見ず、亦た彼の處に多くの功德の所依を見ざるが故なり。

【三〇三】方便とは有情を利樂する方便の事。

【三〇四】四攝事とは布施、愛語、利行、同事なり。

【三〇五】持戒破戒者に於いても同じく善友の想を起し無差別なり。

【三〇六】阿練若(アライシヤ)は寂靜處遠離處と譯す、森林原野の

義、村や町を去ること一俱盧舍なり、是れ修道處なり

【三〇七】世の雜事とは世間の歌笑儻等なり。

【三八】四梵住とは慈悲喜捨の四無量なり。

【三九】五神通とは天眼通、天耳通、宿命通、他心通、神足通なり。

【二二】遊戲とは所作自在なるなり。

【二二一】各別に内に證するを依憑智と云ふ。

【三〇一】重誦實とは言誡誦なるなり。

【三〇五】五神通に 遊戲するが故に、【二二八】依趣智

【三〇六】阿練若(アライシヤ)は寂靜處遠離處と譯す、森林原野の

【三〇七】世の雜事とは世間の歌笑儻等なり。

【三八】四梵住とは慈悲喜捨の四無量なり。

應に知るべし皆是れ初句の差別なり、謂はく一切の有情に於いて利益安樂の増上なる意樂を起すなり。此の利益安樂の増上なる意樂の句に十六業の差別あり。應に知るべし此の中十六業とは、一には

展轉して加行する業なり、二には 顛倒無

き業なり、三には 他の請を待たずして自然

に加行する業なり、四には 動壞せざる業な

り、五には 求染無き業なり、此れに 三

句の差別あり應に知るべし、謂はく(一) 染繫

無きが故に、(二) 恩非恩に於いて愛恚無きが故

に、(三) 生生の中に於いて恆に隨轉するが故なり

と、六には 語に相稱する身業なり、此れに

二句の差別あり應に知るべし、七には 樂

に於いて苦に於いて無二の中に於いて平等なる

業なり、八には 下劣無き業なり、九には 退

轉すること無き業なり、十には 方便を攝す

る業なり、十一には 所治を厭惡する業なり、

此れに二句の差別あり應に知るべし、十二には 無

【三三】 第一法を攝す。

【三四】 第二法を攝す。

【三五】 第三法を攝す。文の中加行とは今は說法を爲す意。

【三六】 第四法を攝す。此業は菩薩の利益心を動壞せず。

【三七】 第五法乃至第七法を攝す。文の中求染とは貪求染著なり。

【三八】 此の三句は次第の如く第五第六第七法に該當す。

【三九】 染繫とは染汙繫縛なり。

【四〇】 第八第九法を攝す。

【四一】 二句とは前の第八第九二法なり。

【四二】 第十法を攝す。文の中無

二とは不苦不樂なり。苦ある者に於いて其苦苦を審み、樂ある者に於いて其壞苦を審み不苦不樂の者に於いて其行苦を愁む。

【三三】 第十一法を攝す。文の中下劣とは自ら輕するなり。

【三四】 第十二法を攝す。成佛の因を修して心退轉するなし。

【三五】 第十三法を攝す。方便とは衆生救濟の方便なり。

【三六】 第十四第十五法を攝す。二句は第十四第十五の二法に當る所治とは貪瞋等なり。

【三七】 第十六法を攝す。

間の作意の業なり、十三には 勝進の業なり、此れに七句の差別あり應に知るべし、謂はく六波羅蜜多の正しき加行なるが故に、及び四攝事の正しき加行なるが故なり、十四には 加行を成満する業なり、此れに 六句の差別あり應に知るべし、謂はく(一)善士に親近するが故に、(二)正法を

聽聞するが故に、(三)阿練若に住するが故に、(四) 惡しき尋思を離るるが故に、(五) 功德

を作意するが故なり、此れに復た二句の差別あり應に知るべし、(六) 助伴の功德の故なり、

此れに復た二句の差別あり應に知るべし、十五

には 成満せる業なり、此れに 三句の差別あり應に知るべし、謂はく(一) 無量清淨

なるが故に(二) 大威力を得るが故に(三) 功德を證得するが故なり、十六には 彼れを安

立する業なり、此れに 四句の差別あり應に知るべし、(一) 衆を御する功德の故に、(二) 決定して疑

無く教授教誡するが故に、(三) 財法を一に攝するが故に、(四) 雜染の心無きが故なりと。是の如き諸句は應に知るべし皆是れ初句の差別なりと、説けるが如し、

【三六】第十七法を攝す。

【三九】第十八法乃至第二十五法の八法を攝す。

【四〇】六句は更に八句となり八法に當る。

【四一】惡しき尋思とは欲等相應の不正の尋思なり。

【四二】功德を作意すとは聲聞獨覺乘を愛せず大乘の功德を愛す。

【四三】助伴の功德とは惡友に遠かり善友に近づくなり。

【四四】第二十六法乃至第二十八

法を攝す。

【四五】三句は第二十六法乃至第二十八法の三法に當る。

【四六】無量とは四無量なり。

【四七】大威力とは五神通なり。

【四八】現前の自在を證得す。

【四九】第二十九法乃至第三十二法を攝す。

【五〇】四句は第二十九法乃至第三十二法の四法に當る。

【五一】財法を一種と成し異れる分別無く平等に分布す。

【五二】決定して疑無く教授教誡するが故に、(三) 財法を一に攝するが故に、(四) 雜染の心無きが故なりと。是の如き諸句は應に知るべし皆是れ初句の差別なりと、説けるが如し、



【三〇】「最初の句に由るが故に、【三一】句は徳の種類を別ち、最初の句に由るが故に、句別にして義差別す。」

【三一】眞諦譯には「前説の如き句を取れば」とあり。

【三二】眞諦譯には「徳に随つて

句差別す」とあり。句とは十六業、徳とは三十二法なり。

# 入所知相分第四

是の如く已に所知相を説けり、所知相に入ることをば如何んが應に見るべきや。多聞熏習の所攝にして、阿頼耶識の所攝には非ず、阿頼耶識の種子を成ずるが如く、如理なる作意の所攝にして、

法に似義に似て生じ、所取の事に似たる有見の意言なり。

此の中誰れか能く應に知るべき所の相に悟入するや。大乘の多聞熏習相續し已に無量なる諸佛の世に出現したまへるに逢事することを得、已に一向に決定せる勝解を得、已に善く諸の善根を積集せるが故に善く禪智の資糧を備へたる菩薩なり。

何れの處に〔於いて〕能く入るや。謂はく即ち彼の有見の法に似義に似たる意言に於

【一】唯識に悟入するを説く、

此の中七段あり。

【二】多聞熏習の所依とは大乘法所熏の自體にして一切雜染の因を對治す。

【三】多聞熏習は阿頼耶識を對治するが故に能治所治相違す故に所攝に非ず。

【四】阿頼耶識が一切雜染法の因と爲るが如く多聞熏習は一切清淨法の因と爲る。

【五】法に似るとは能詮の契經に似るなり、義に似るとは所詮の無我性等に似るなり。似

るとは假の義。

【六】所取の事とは聲等の義即ち相分なり、有見とは耳識の見分なり、茲に相見二分を安立す、有見の意言とは耳識の見分と俱なる意識なり、此意識は聞熏習の所依なり。

【七】第一段悟入の人を説く。

【八】所知相のこと。

【九】諸の悪友も能く動壞すること能はず。

【一〇】第二段、悟入の位處を説く。

【一一】意言とは意識の分別即ち

いてす、(三)大乘の法相等より生ずる所なり、

(三)勝解行地、(四)見道、(五)修道、(六)究竟道の中

にて、一切法は唯だ識のみありとの性に於いて

聞くに随つて(七)勝解するが故に、(八)如理に通

達するが故に、(九)一切の障を治するが故に、

(一〇)一切の障を離るるが故なり。

(三)何に由つて能く入るや。善根力に住持せ

らるるに由るが故なり、謂はく心を練磨するが

故に、(三)四處を斷するが故に、法義の境を緣す

(三)止觀の恆常殷重なる加行放逸無きが故な

り。

(四)無量なる諸世界の人有情刹那刹那に無上

正等菩提を證覺す、是れを第一に其の心を練磨

すと爲す。此の意樂に由つて能く施等の波羅蜜

多を行じ、我れ已に是の如き意樂を獲得せり、

尋思觀なり。

【三】大乘の法相とは大乘の教法なり。意言は大乘法を以て

因と爲す。

【三】勝解行地。菩薩修行之階

一、種姓地——凡夫未發心の位

二、勝解行地——十廻住

三、淨勝意樂地——初廻住

四、行正行地——第二、三、四、五、六、七、八、九、十地

五、決定地——第八地

六、決定行地——第九地

七、到究竟地——第十地

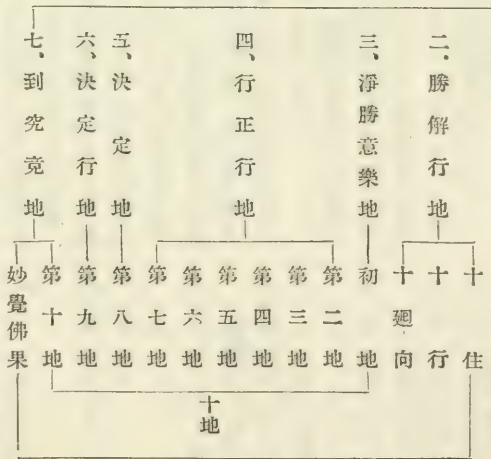
妙覺佛果

即ち四十一位中の前三十位は恰も瑜伽論七地中の第二勝解行地に相當す。此位に於ける

菩薩は解脫涅槃を證得すべき資糧を貯へ、清淨無垢の見道

無分別智を得べき前方便行を

瑜伽論七地



位一十四

我れ此れに由るが故に少に功力を用ゐて施等の波羅蜜多を修習すとす、是れを第二に其の心を練磨すと爲す。若し諸の障ある善を成就するあれば命終る時に於いて即ち便す。可愛の一切の自體圓滿して生じ、我れに妙善障礙なき善あり云何んが爾の時當に一切の圓滿を獲得すべからざるやとす、是れを第三に其の心を練磨すと名づく。此の中に頗あり、

〔二五〕 入趣の諸の有情の、處數は皆無量にして、念念に等覺を證す、故に應に退屈すべからず。

諸の淨心意樂にて、能く〔布〕施等を修行し、此の勝者已に〔此の意を〕得たり、故に能く〔布〕施等を修す。

〔二六〕 善者は死時に於いて、樂ひに隨つて自

修し、勝れたる信解を起す位なれば勝解行地と名く。

〔二四〕 見道。菩薩二大阿僧祇劫の間住行向三十心の修行を終へて方に十地の中の初地に入る、初地に入住出三心の別あり、其入心の位を見道となす、此位に於て絶對無分別智を起し、分別起の二障を頓斷し、我法二空の眞理を直覺大悟す。斯く眞理を證見するが故に見道と名く。

〔二五〕 修道。初地住心以後第十地出心金剛無間道までの間を云ひ、俱生起の惑を斷じ二轉依の妙果を證せん爲めに無分別智を修習す。

〔二六〕 究竟道。妙覺果滿の佛果を云ふ。

〔二七〕 勝解行地に於いて。

〔二八〕 見道に於いて。

〔二九〕 修道に於いて。

細なる障あること無し。

〔三〕 第三段、悟入の縁を説く。此の中二門。

〔三〕 四處を斷するは次に出發。

〔三〕 止とは定の狀態、觀とは慧の作用。定に入りて觀を起す。

〔四〕 第一門、三種の相にて心を練磨するに由る。

〔五〕 障ある善とは世間善なり、未だ能く所對治の障を斷ずること能はざるなり。

〔六〕 可愛の一切の自體とは非想非非想處なり。

〔七〕 妙善とは十地中の妙善積集せる福智の資糧なり。

〔八〕 障礙なき善とは金剛喻定にて極めて破し難き極難障を破りて得たる眞無漏の最高善なり。

〔九〕 此の三頌は次第に前の三種の練磨を顯はす。

ら (三)「圓満」することを得、(三)勝善の永へ

に「煩惱」を斷ずるに由つて、圓満すること

云何んが無からん。」

(一)「聲聞獨覺」の「作意を離れ作意を斷ずる

に由るが故に、(二)大乘の諸疑に於いて疑を離

れ以て能く永へに (三)異慧の疑を斷ずるに由る

が故に、(三)聞く所思ふ所の法の中の (三)我我所

の執を離れ法執を斷ずるに由るが故に、(四)現

前に現住する安立の一切の相の中に於いて作意

する所無く分別する所無く分別を斷ずるに由る

が故なり。此の中に頌あり、

(三)『現前に自然に住する、安立の一切の相をば、智者は分別せず、最上なる菩提を得ん。』

(三)何に由り云何にして悟入することを得るや。

(四)開熏習の種類に如理なる作意に攝する所の法に似、義に似たる有見の意言に由る。

(四)四尋思に由る、謂はく (四)名(二)義(三)自性(四)差別に由つて尋思を假立す、及び (四)四種の如

【一〇】勝者とは最勝なる菩薩なり。

【一一】善者とは世間の善者也。

【一二】非想非非想處を圓満す。

【一三】勝善圓満なる佛果。

【一四】作意。眞諦譯には「邪なる思惟」とあり。

【一五】第二門、四處を斷ずるに由る。

【一六】異慧とは鄙惡なる慧、理を動搖す。

【一七】我見我所見を合して我執と云ふ。

【一八】此の頌は第四處を斷ずるを顯示す。

【一九】第四段、悟入の因及び相を説く。此の中二門。

【二〇】第一門、熏習の種類に由る。

【二一】第二門、四尋思に由る。

【二二】名は能詮の名、義は所詮の義、自性は名と義との體性、差別は名と義との差別、此の四種を假有實無なりと尋求思察し、未だ印可決定の智を生ぜず、只推求して觀するを四尋思觀と云ひ、加行位にて修する觀法にして、四如實智觀に對す。

【二三】所取の名義自性差別の四法を無也と印可決定し、更に能取をも無也と印可決定するを四如實智觀と云ふ。加行位に於いて修する觀法なり。

實徧智に由る。謂はく(一)名(二)事(三)自性(四)差別に由つて如實徧智を假立す。【四】是の如きは皆同じく不可得なるが故に、諸の菩薩は是の如く如實に唯識に入りんが爲めに勤めて加行を修するを以て、即ち文に似、義に似たる意言〔分別〕に於て文名は唯だ是れ意言〔分別〕のみなりと推求し、此の文名に依る〔所詮の〕義も亦た唯だ意言〔分別〕のみなりと推求し、名義自性差別に唯だ是れ假立せるのみなりと推求す。【四】若し時に唯だ意言〔分別〕あるのみなりと證得すれば、爾の時若くは名若くは義〔若くは〕自性〔若くは〕差別は皆是れ假立なりと證知す、自性差別の義相無きが故に同じく不可得なり。四尋思に由り及び四種の如實徧智に由り、此の文に似、義に似たる意言〔分別〕に於て便ち能く唯だ識のみある性に悟入するなり。

【四六】 此の唯識性に悟入する中に於いて何にか悟入する所なりや、如何にして悟入するや。唯識性の 相見二性及び 種種なる性の若くは(一)名

若くは(二)義(三)自性(四)差別(五)假〔說〕の自性(六)差別の義に入る。是の如き六種の義は皆無きが故に、所取能取の性現前するが故に、一時に現に種種なる相義に似て生起するが故に、暗中の 毘那繩 似蛇を顯現するが如く、譬へば繩の上の蛇は眞實に非ざるが如く有ること無きを以ての故なり。若し已

- 【四四】 四尋思觀を説く。
- 【四五】 四如實徧智を説く。
- 【四六】 第五段、悟入の所及び相を説く。
- 【四七】 相とは相分所取の影像、見とは見分、能取なり。
- 【四八】 唯だ是れ一識顯現して種種なる相あるに似て生ず、速疾に非ざるが故に別別にして現す。
- 【四九】 繩。依地起性に喩ふ。
- 【五〇】 似蛇。徧計所執性に喩ふ。

に彼の義無きことを了知すれば蛇覺滅すと雖も繩覺猶ほ在り、若し(五二)微細なる品類を以て分析すれば此れ又虚妄なり、色香味觸を其の相と爲すが故なり。(五三)此の覺を「所」依と爲せば繩覺當に滅すべし。是の如く彼の文に似、義に似たる六相の意言「分別」に於て非實の六相の義を伏除する時、唯識性の覺は猶ほし蛇覺の亦た當に除遣すべきが如し、圓成實の自性の覺に由るが故なり。

是の如く菩薩は意言「分別」の義に似たる相に悟入するが故に(五三)偏計所執性に悟入し、唯識に悟入するが故に依多起性に悟入す。云何んが圓成實性に悟入するや。若し已に意言聞法熏習の種類の唯識の想を滅除すれば、爾の時菩薩已に(五四)義想を遣り一切の似義生じ得べきこと無きが故に、(五五)似の唯識も亦た生ずることを得ず。是の因縁に由つて一切義の無分別の名に住し、(五六)法界の中に於いて便ち現見と相應して住することを得、爾の時菩薩の(五七)平等平等なる所緣能緣無分別智已に生起することを得、此れに由つて菩薩を已に圓成實性に悟入せりと名づく。此の中に頌あり、

【五二】 微細なる品類とは細分なる覺即ち圓成實性の覺なり。  
 【五三】 此の覺とは圓成實の覺なり。

【五四】 諸義は唯だ是れ編計分別の所作なりと知るを偏計所執性に悟入すと云ふ。  
 【五五】 義想とは所取の境の相なり。

【五六】 似の唯識とは唯識の相なり。  
 【五七】 一切義の名に十種あり、次の項に列するが如し、其前九種を有分別の名、第十を無分別の名と言ふ。

【五八】 法界に於て内證相應して勝解を起す。法界とは眞如なり。  
 【五九】 所緣都て有ること無きが如く、是の如く能緣も亦有ること無し、是の故に所緣能緣二種平等平等なり。

〔五〕 法と補特伽羅と、法と義と略と廣とと性と、不淨と淨と究竟とは、名の所行の差別なり。』

是の如く菩薩は、唯識性に悟入するが故に、所知相に悟入するが故に、此れに悟入するが故に、極喜地に入り、善く法界に〔通〕達し、〔六〕 如來の家に入り、一切有情の平等心性を得、一切菩薩の平等心性を得、一切佛の平等心性を得。此れを即ち名づけて菩薩の見道と爲す。

〔七〕 總法を緣する 出世の止觀の智に由るが故に、此の後に得る種種なる相識の智に由るが故に、及び相阿頼耶識の諸相の種子を斷せんが爲めに、能く法身に觸證

【五九】 此の頌に十種の名を列す

(一)法名、謂く眼等なり、(二)補特伽羅名、謂く我等なり、(三)法名、謂く十二分教、(四)義名、謂く十二分教所詮の諸義なり、(五)略名、謂く有爲無爲等なり、(六)廣名、謂く色受等及び虚空等なり、(七)性名、阿等の字、是れ詞句の因なれば性名と云ふ、(八)不淨名、謂く諸の異生なり、(九)淨名、謂く諸の見諦なり、(十)究竟名、謂く一切法總相の所緣即ち是れ二智所緣の境界、謂く出世智及び後得智は一切法の眞如實際を以て所緣と爲すが故なり、從つて亦無分別の名と言ふ。

【六〇】 極喜地は歡喜地に同じ、菩薩十地の中初地、初めて凡を捨てて聖位を得、大に自利利他することを得て大に歡喜するが故に名く。

【六一】 眞如法界を深く作證す。

【六二】 能く諸佛の種性をして斷絶すること無からしむ。

【六三】 是の思を作さく、我自身般涅槃を欲す、一切有情も亦是の如しと。又曰く自他平等心なり。

【六四】 菩薩等の意樂は皆平等なり。

【六五】 法身を證得す、法身は諸佛平等なり。

【六六】 第六段、悟入の所爲(目的)を説く。

【六七】 總法とは一切法總相所顯の眞如なり。

【六八】 出世の止觀の智とは無漏無分別智なり。此智は一切の障を斷じ佛法を證得す。

【六九】 無分別智の後に得る後得智は種種なる相を緣する相對有分別智なり。此の智に依りて諸法の因果を宣説す。



する種子を長〔養〕せんが爲めに、(七三)所依を轉せ

んが爲めに、(七三)一切の佛の法を證得せんと欲す

るが爲めに、一切智智を證得して唯識性に入ら

んと欲するが爲めなり。又後得智は一切の阿頼

耶識に於いて生ずる所にして一切の畜了別相

の中にて、(七四)幻の如し等と見〔及び宣説する時〕

性無倒に轉ず。是の故に菩薩は譬へば幻師の所

幻の事に於けるが如く諸相の中及び因果を説く

に於いて常に顛倒すること無し。

(七五)此の唯識性に悟入する時に於いて四種の

三摩地あり、是れ(七五)四種の順決擇分の依

止なり。云何んが應に知るべきや。應に知るべ

し四尋思に由ると。下品の(七五)無義の忍の中に

於て(八〇)明得三摩地あり、是れ(八二)煖の順決擇分の依止なり、

三摩地あり、是れ(八三)頂の順決擇分の依止なり。

〔七三〕 相とは因の義、因として

の阿頼耶識を相阿頼耶識と云

ふ。

〔七四〕 諸の雜染法の種子。

〔七五〕 有漏なる所依の身心を轉

捨して無漏身を轉得す。

〔七六〕 一切の佛の法とは十力四

無畏等の佛不共の徳なり。

〔七七〕 了別相。了別とは見分、

相とは相分なり。

〔七八〕 依他起性は幻の如し等と

見る。

〔七九〕 第七段、悟入の修行を説

く。此の中四門。第一門、地

前の修行。

〔八〇〕 四種の順決擇分とは煖、

頂、忍、世第一法の四善根の

故に名く。

〔七八〕 依止とは因の義。

〔七九〕 無義の忍。眞諦譯に「無

塵觀」とあり無境觀なり。又

曰く無義智即ち愛樂すべき境

無しと覺るなり、忍とは智の

別名なり。

〔八〇〕 明得三摩地とは無義智の

明を得る定なり。

〔八一〕 煖とは煖品の善根なり、

譬へば火を鑽るが如し、先づ

煖を前相と爲す、今眞智の將

に生ぜんとする前相を譬へて

煖と云ふ。

〔八二〕 明増三摩地とは無義智の

明増す定なり。

〔八三〕 頂とは無漏の眞智最上に

達せる状態。

(八二)のやうで

明増

中に於いて已に決定することを得て

眞義の一分に入る

三摩地あり、是れ

諦順、忍の依止なり。

此れより無間に 唯識想を伏して世間三摩地

あり、是れ 世第一法の依止なり。應に知るべ

し、是の如き諸の三摩地は是れ 現觀邊な

りと。

是の如く菩薩已に地に入り、已に見道を

得、已に唯識に入れり、修道の中に於いて如何

に修行するや。説く所の如き安立の十地に攝す

る一切〔十二部〕經現前する中に於いて總法を緣

する 出世後得の止觀の智に由るが故に、 無

量百千俱胝那庾多劫を経て 數修習するが故に

而も轉依を得、 三種の佛身を證得せんと欲

するが爲めに精勤して修行す。 聲聞の現觀

と菩薩の現觀との差別ありや。 謂はく菩薩

の現觀と聲聞の現觀との異りは十二種の差別に由る應に知るべし。 一には所緣の差別に由る、

【八四】 唯だ能く所取無なるに通

達せるのみにして能趣の行相

を伏して無ならしむること能

はす。

【八五】 諸とは法無我の理、此の

理に順する智を諦順忍と云

ふ。

【八六】 唯識想とは能取の相な

り、能取の相をも伏して直に

見道に悟入する定を無間三摩

地と云ふ。

【八七】 一刹那にして聖出世間に

悟入すべき位にして、世間に

於ける最高の位なれば、世第

一法と云ふ。

【八九】 第二門、地上の修行。

【九〇】 無量百千俱胝那庾多劫

俱胝(カユチ)此に百億と譯す。

那庾多(カユチ)此に萬億と譯

す。劫具に劫波(Kaipa)と譯

して分別時節と云ひ、時間の

長きを云ふ。

【九一】 三種の佛身とは(一)自性身

(或は法身)、如來内證の眞如

の理體也、是れ他の二身の所

依となる(二)受用身、廣大なる

法樂を受用する身也、之に自

他の二あり、自受用は佛自ら

法樂を受用する身、他受用身

は十地の菩薩の爲めに法輪を

轉じて法樂を受用せしむる

身、(三)變化身、未舍地の菩薩

及び凡夫二乗の爲めに隨類の

身を示現して化益す。

大乘だいじやうの法ほふを以て所縁しよえんと爲すが故ゆゑなり。二に資持しぢの差別しゃべつに由る、大福智だいふくちの二種の資糧しりやうを以て資持しぢと爲すが故ゆゑなり。三には通達つうだつの差別しゃべつに由る、能く補特伽羅ふとけらと法ほふとの無我むがに通達つうだつするを以ての故ゆゑなり。四には涅槃ねはんの差別しゃべつに由る、無住大涅槃むぢうだいねはんを攝受せつじゆするが故ゆゑなり。五には地の差別しゃべつに由る、十地じちに於いて出離しゆつりするが故ゆゑなり。六七には清淨しやうじやうの差別しゃべつに由る、煩惱ぼんノウ及および「習氣しゆき」を斷だんじて佛土ぶつどを淨きよむるが故ゆゑなり。八には「自他じた」に於いて平等心びやうどうしんを得る差別しゃべつに由る、有情じやうじゆを成熟じやくじゆくする加行休息けぎやうきよくすること無なきが故ゆゑなり。九には生の差別しゃべつに由る、如來にょらいの家に生うまはるが故ゆゑなり。十には生しやうを受うくる差別しゃべつに由る、諸佛しよぶつの大集會だいしふゑの中に於いて生しやうを攝受せつじゆするが故ゆゑなり。十一には果くわの差別しゃべつに由る、十力じゆりき〔四〕無畏むゐ

【九二】 聲聞は小乘法を以て所縁と爲す。

【九三】 福資糧は施、戒、忍の三種なり、智資糧は智慧なり、精進、靜慮は二資糧に通ず。

【九四】 聲聞は唯だ補特伽羅無我(人空)に通達するのみ、菩薩は法法二空に通達す。

【九五】 菩薩は煩惱障を斷するが故に生死に住せず、所知障を斷するが故に涅槃に著せず住する所無き大涅槃を獲得す、是を無住大涅槃と云ふ、聲聞は有餘無餘二涅槃を受得す。

【九六】 聲聞乗中には是の如き十地を建立すること無く、四向四果を建立す。

【九七】 聲聞は煩惱を斷すと雖も未だ習氣を除かず全く佛土を淨むること能はず、習氣とは煩惱の種子の義に用ゐらるれども今は氣分の義、煩惱無し

と雖も、其所作煩惱あるに似たり、所謂隨性尙存するを習氣と云ふ。

【九八】 菩薩は自利利他平等なれども聲聞は唯だ自利のみ。

【九九】 聲聞は下賤無智婢子に同することあり。

【一〇〇】 菩薩は諸佛大集會の中蓮華臺上に於て結跏趺坐し乃至成佛し恆に化益す、大集會とは無漏界なり。諸佛の國土は聲聞の母胎等に處するが如くには非ず。

【一〇一】 十力。(一)處非處智力(二)自業智力(三)靜慮解脫等持等至智力(四)根勝劣智力(五)種種勝解智力(六)種種界智力(七)遍趣行智力(八)宿住隨念智力(九)死生智力(十)無盡智力。

【一〇二】 四無畏。(一)正等覺無畏(二)漏永盡無畏(三)說障法無畏(四)說出道無畏。

〔等〕の不共なる佛の法の無量なる功德の果成満するが故なり。此の中に 二頌あり、

〔一〇四〕名事互に客と爲る、其の性をば應に尋思すべく、〔一〇五〕二に於いて亦た當に推〔尋〕すべし、〔一〇六〕唯だ量なるのみ 唯だ假なるのみなりし。

〔一〇七〕實智は無義を觀じ、〔一〇八〕唯だ分別の三あるのみ、〔一〇九〕彼れ無きが故に此れ無く、〔一一〇〕是れ即ち三性に入る。

〔一一一〕復た教授の二頌あり、 分別瑜伽論の説の如し、

〔一一二〕菩薩は定位に於いて、二五影は唯だ是れ心なるのみと觀じ 二六義の想をば既に滅除し、審に唯だ 二七自想なるのみと觀す。

是の如く 二八内心に住し、所取あるに非ず、

次に能取も亦た無しと知り、後觸〔證〕する〔眞如〕は

【一〇三】眞現觀に入らんとするが爲めに二頌を説く。

【一〇四】名は事に於て客と爲り、事は名に於て客となる。事とは體事なり。

【一〇五】二とは名と事なり。

【一〇六】自性差別は並に無にして唯だ識量あるのみ。

【一〇七】自性差別は唯だ假立せるのみ。

【一〇八】實智とは四種の如實徧智なり。

【一〇九】分別の三とは三種の虚妄分別、謂く名分別、自性分別、差別分別なり。

【一一〇】彼の所分別の義なきが故に此の能分別の三種あること無し。

【一一一】第三門、教授の二頌。是れ彌勒慈尊教授偈なり。

【一〇三】名事互に客と爲るを觀見するが故に即ち是れ徧計所執性に悟入し、二種本義あること無く唯だ分別量あるのみ唯だ名自性差別の假立あるのみと觀見するが故に即ち是れ依他起性に悟入し、亦此の分別を觀見せざるが故に即ち是れ圓成實性に悟入す。

【一〇四】分別瑜伽論。彌勒菩薩説、未譯。

【一〇五】眞現觀に入らんが爲めに授くるに正教を以てす。

【一〇六】法に似義に似たる所縁の影像是畢竟唯識なりと觀す。

【一〇七】義の想とは義に似たる想なり。

【一〇八】自想とは自心なり。

【一〇九】自心を攝し唯識無境に住せしむ。

無所得なり。』

復た別の (一〇) 五の現觀の伽他あり、大乘經莊嚴論の説の如し、

『福德と智慧との二の資糧をば、菩薩は

善く備へて邊際無く、法に於いて思量して

善く決し已る、故に義趣は唯だ (一一) 言のみ

の類なりと了[知]す。

若し諸義は唯た是れ言のみなりと知れば、即ち (一二) 彼れに似て唯心なる理に住し、

便に能く (一三) 眞法界を現證す、是の故

に (一四) 二相をば悉く蠲除す。

體心を離れて (一五) 別物無しと知り、此れに

由りて即ち (一六) 心有るに非ずと會し、智者

は (一七) 二皆無しと了達し、等しく二無き眞

法界に住す。

慧者の無分別智の力は、(一八) 周ねく徧ねく平等に常に順行し、(一九) 依の榛梗の「如き」(二〇) 過失

【二九】第四門・別の五の現觀の伽他。

【三〇】五の伽他に修行の五位を顯示す。

【三一】此の第一頌は資糧道を顯す。

【三二】言・眞諦譯には「分別」とあり。意言分別のこと。

【三三】第二頌初半は加行道を顯はす。

【三四】彼れとは諸義を指す。

【三五】第二頌後半及び第三頌は見道を顯はす。

【三六】眞法界とは眞如なり。

【三七】二相とは能取所取の二相なり。

【三八】別物とは所緣所取の境を

云ふ。

【三九】心は能緣能取なり、所緣無きを知るが故に能緣も從つてあるに非ずと知るなり。

【四〇】二とは能緣所緣なり。

【四一】第四頌は修道を顯はす。

【四二】周ねく徧ねく。内外の諸法は虚空の如く性平等なりと觀す。

【四三】所依の身中の雜染の法の因は極めて了知し難きが故に溪谷林榛梗の入り難きが如し。

【四四】過失衆とは雜染法の重習の自性なり。

衆を滅めつすること、大良藥だいらいやくの衆毒しゆどくを銷けすが如ごとし。

【三三】佛説ぶつせつの妙法めうほふ善ぜんく成立じやうりふして、慧えを併ならびに

根こん〔本心ほんしん〕と法界ほふかいとの中なかに安あん〔置ち〕すれ

ば、念趣ねんしゆは唯ただだ分別ぶんべつのみなりと了知れうちし、

勇猛ゆうみやうにして疾とく 徳海とくかいの岸きしに歸きせん。』

【三五】第五頌は究竟道を顯はす。

【三三】根本心とは如來の正教及び眞如を緣する根本無分別智のこと。

【三七】法界とは眞如なり。

【三三】念趣とは所念所緣の義趣境界なり、分別を離れて外に所念の法なしと了知す。

【三三】佛果功德海の岸。

# 彼入因果分第五

是の如く已に所知相に入ること説けり、  
 戒、忍、精進、静慮、般若の六波羅蜜多に由る。  
 云何んが六波羅蜜多に由つて唯識に入ることを得るや、復た云何んが六波羅蜜多は彼れに入る果を成するや。謂はく、此の菩薩は財位に〔執〕著せず、戸羅を犯さず、苦に於いて動ずること無く、修〔行〕に於いて懈〔怠〕すること無く、是の如き等の散動の因の中に於いて現行せざる時心一境に専らにして、便に能く如理に諸法を簡擇し唯識に入ることを得。菩薩は〔加行時世間の〕六波羅蜜多に依つて唯識に入り已つてを證得す。是の故に此に於いて設ひ六種の波羅蜜多を離るるも現に加行を起し、  
 聖教に由りて、  
 勝

- 【一】 六波羅蜜を説く。此の中段あり。第一段、總じて六波羅蜜多に依つて悟入する因果を説く。
- 【二】 卷の上脚註(一〇)を見よ。
- 【三】 是れ施波羅蜜を行するなり。
- 【四】 是れ戸羅(六三)即ち戒波羅蜜多を行するなり。
- 【五】 是れ忍波羅蜜多を行するなり。
- 【六】 是れ精進波羅蜜多を行するなり。
- 【七】 是れ静慮波羅蜜多を行するなり。
- 【八】 是れ般若波羅蜜多を行するなり。
- 【九】 是れ果分通達時の出世間の六波羅蜜行なり。
- 【一〇】 聖教とは波羅蜜多と相應する聖教なり。
- 【一一】 勝解とは信解決定するなり。

六種の清淨なる増上意樂に攝する所の波羅蜜多  
 聖教に由りて、  
 勝

解を得るが故に、及び、愛重隨喜欣樂の諸の作意に由るが故に恆に常に無間に相應し方便して六種の波羅蜜多を修習すること速に圓滿なることを得るなり。

此の中に、三頌あり、

【二四】「已に白法を圓滿し、及び利疾」の忍を得たる、菩薩は、自乗の、甚深廣大なる教に於いて、

等しく、唯だ分別のみなりと覺り、無分別智を得、怖求、勝解〔清〕淨なり、故に意樂清淨なり、

【二五】「前及び」此の法流にて、皆な諸佛を見ることを得、菩提近づけるを了知す、得難きこと無きを以ての故なり。』

此の三頌に由りて總じて清淨なる増上意樂を

顯はす、七種の相あり、謂はく(一)資糧なるが故に、(二)堪忍するが故に、(三)所縁なるが

【二二】愛重作意とは勝れたる功德を見て深く愛味を生ずるなり。隨喜作意とは自他の波羅蜜多を慶喜す。欣樂作意とは未來に自他同じく證得すべきを願ふ。

云ふ。

【二三】此三頌に於て清淨なる増上意樂に攝する所の波羅蜜多の相を説く。

【二八】一切諸法無く唯だ分別あるのみ。

【二四】先づ勝解行地に於いて善く白法即ち善法の資糧を備へ圓滿す。

【二九】怖求とは欲なり。

【二五】利疾の忍とは上中下三品の忍の中最上忍なり。

【三〇】勝解とは信なり。

【二六】自乗は大乗なり。

【三一】前とは意樂清淨なる位の前。

【二七】法無我性を甚深の事と云ひ、諸の三摩地を廣大の事と

【三二】此れとは意樂清淨なる位の中。

【二八】法無我性を甚深の事と云ひ、諸の三摩地を廣大の事と

【三三】勝れたる方便を得るが故に得難きこと無し。

【二九】資糧を備へ圓滿す。

【三四】無性攝論には「八種の相」とす。

【三〇】資糧を備へ圓滿す。

【三五】第一頌第一句に當る。

【三一】資糧を備へ圓滿す。

【三六】同第二句に當る。

【三二】資糧を備へ圓滿す。

【三七】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。

【三三】資糧を備へ圓滿す。

【三八】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。

【三四】資糧を備へ圓滿す。

【三九】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。

【三五】資糧を備へ圓滿す。

【四〇】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。

【三六】資糧を備へ圓滿す。

【四一】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。

【三七】資糧を備へ圓滿す。

【四二】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。

【三八】資糧を備へ圓滿す。

【四三】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。

【三九】資糧を備へ圓滿す。

【四四】同第三第四句、第二頌第一第二句に當る。



故に、(四) 作意なるが故に、(五) 自體なるが故に、(六) 瑞相なるが

故に、(七) 勝利なるが故なり、其の次第の如く諸句の伽他に、應に知る

べし、顯示すと。

何の因縁の故に波羅蜜多に唯だ六數なるのみなりや。(一) 所治の

障を對治することを成立するが故に、(二) 諸佛の法の所依處を證するが

故に、(三) 隨順して諸の有情を成熟するが故なり。發趣せざる因を對治

せんと欲するが爲の故に施と戒との波羅蜜多を立つ。發趣せざる因とは、

謂はく財位に「執」著し及び室家に「執」著するなり。對治せんと欲するが爲

めに已に發趣すと雖も復た因を退還するが故に忍波羅蜜多を立つ。因を退

還すとは、謂はく生死に處する有情の違犯より生ずる所の衆苦及び長時に

於ける善品の加行より生ずる所の疲怠なり。對治せんと欲するが爲めに已

に發趣し復た退還せずと雖も而も因を失壞するが故に定と慧との波羅蜜多

を立つ。因を失壞すとは、謂はく諸の 散動及び 邪惡なる慧なり。是

の如く所治の障を對治することを成立するが故に唯だ六數を立つるのみな

り。又前四波羅蜜多是れ散動せざる因なり、次の一波羅蜜多是散動

【一六】 第二頌第三第四句に當る。

【一七】 第三頌第一句に當る。

【一八】 同第二句に當る。

【一九】 同第三第四句に當る。

【二〇】 第二段、別して六波羅蜜

多の諸の義門を説く。此の中

十門、第一門、六波羅蜜多の

數量。

【二一】 三の因縁の故に六波羅蜜

多の數は唯だ六に限る。

【二二】 諸佛の法とは十力等、所

依處とは因の義なり。

【二三】 以下第一の因縁を説く。

【二四】 散動は定の反對なり。

【二五】 邪惡なる慧とは正慧の反

對なり。

【二六】 以下第二の因縁を説く。

前の四波羅蜜多とは施戒忍精

進なり。

【二七】 靜慮波羅蜜多。

せざること成就し、此の散動せざるを依止と爲すが故に、如實に諸法の眞義を等覺し、便ち能く

一切の佛法を證得す。是の如く諸の佛法の所依處を證するが故に唯だ六數を立つるのみなり。施波

羅蜜多に由るが故に諸の有情に於いて能く正に攝受し、戒波羅蜜多に

由るが故に諸の有情に於いて能く毀害せず、忍波羅蜜多に由るが故に毀害

に遭ふと雖も而も能く忍受し、精進波羅蜜多に由るが故に能く助けて彼の

應に作すべき所を經營し、即ち是の如き攝利の因縁に由つて諸の有情をし

て事を成熟するに於いて堪任する所あらしめ、此れより已後心未だ定な

らざる者をば其をして定を得せしめ、心已に定なる者には解脱を得せし

め、開悟する時に於いて彼れ成熟することを得。是の如く隨順して一切

有情を成熟するに唯だ六數を立つるのみ、應に是の如く知るべし。

【三七】此の六種の相をば云何んが見るべきや。六種の最勝に由るが故なり。

一には所依最勝なるに由る、謂はく菩提心を所依と爲すが故なり。二には

事最勝なるに由る、謂はく「内外の事」具足して現行するが故なり。三には

處最勝なるに由る、謂はく一切有情を利益し安樂にする事を依處と爲すが故なり。四には方便善巧最

勝なるに由る、謂はく無分別智に攝受せらるるが故なり。五には廻向最勝なるに由る、謂はく無

【四〇】成就の言は果を顯はす。

【四一】是れ般若波羅蜜多を説

【四二】以下第三の因縁を説く。

【四三】攝受すとは救済する也。

【四四】靜慮波羅蜜多を得せしむ。

【四五】般若波羅蜜多を得せしむ、解脱とは般若なり。

【四六】教授する時彼をして成熟せしむ。

【四七】第二門、六波羅蜜多の相。

【四八】無分別とは(一)施物(二)施者

(三)受者の三分別無き三輪空寂

清淨なるを云ふ。

上正等菩提に廻向するが故なり。六に【四九】清淨最勝なるに由る、謂はく煩惱所知の二障は、障より集起する所無きが故なり。若くは「布」施は是れ波羅蜜多なりや、設しくは波羅蜜多は是れ「布」施なりや。「布」施なるも波羅蜜多に非ざるあり、應に四句を作るべし。其の「布」施に於けるが如く是

の如く餘の波羅蜜多に於いても亦た四句を作る  
こと、應するが如く當に知るべし。

【五〇】 何の因縁の故に是の如き六種の波羅蜜多

をば此の次第に説くや。謂はく前の波羅蜜多は隨順して後の波羅蜜多を生ずるが故なり。

【五一】 復た次に、此の諸の波羅蜜多の訓釋名言

をば云何んが見るべきや。【五二】 諸の世間の聲聞

獨覺に於いては「菩薩の布」施等の善根を最も殊勝なりと爲し能く彼岸に到る、是の故に通じて

波羅蜜多と稱す。又【五三】 能く慳嗔貧窮を破裂

し及び能く廣大なる財位福德の資糧を引得するが故に名づけて「布」施と爲す。又能く惡戒惡趣を息滅し及び能く善趣等持を取得するが故に名づけて戒と爲す。又能く忿怒怨讐を滅盡し及び能く善く

【四九】 佛果に至つて施等方に清淨なり。

【五〇】 是れ四句分別の第一句、謂はく六種の最勝を離れて布施を行す。第二句波羅蜜多あるも施に非ず、謂はく六種の最勝に攝する戒等なり。第三句亦ば施、亦ば波羅蜜多、謂はく六種最勝に攝する布施なり。第四句亦ば施に非ず、亦ば波羅蜜多に非ず、謂はく六種の最勝を離れて戒等を行するなり。

【五一】 第三門、六波羅蜜多の次

第

【五二】 第四門、六波羅蜜多の訓詞。

【五三】 先づ總名を釋す。

【五四】 次に別名を釋す。

【五五】 因時に於いて慳を破し惠施するを以て果時に能く一切の貧窮を裂し及び大財位廣き福德の資糧を引く。

【五六】 因時に於いて諸の惡戒を息め、果時に於いて能く一切の惡趣を滅し、未來に於いて善趣を取り、現在世に於いて能く等持を得。

又能く惡戒惡趣を

自他安隱に住するが故に名づけて忍と爲す。又能く所有る懈怠惡不善の法を遠離し及び能く無量なる善法を生じ其をして增長せしむるが故に精進と名づく。又能く所有る散動を消除し及び能く内心の安住を引得するが故に靜慮と名づく。又能く一切の見趣諸の邪惡なる慧を除遣し及び能く眞實に品別に法を知るが故に名づけて慧と爲す。

云何んが應に是の如き波羅蜜多を修習することを知るべきや。應に知るべし此の修に略して五種ありと。一には現に加行を起す修、二には勝解修、三には作意修、四には方便善巧修、五には所作の事を成ずる修なり。此の中四修は前に已に説けるが如し。所作の事を成ずる修とは、謂はく諸の如來任運に佛事をば休息することあること無く、其の圓滿なる波羅蜜多に於いて復た更に六 到彼岸を修習するなり。又作意修とは、謂はく六種の意樂に攝する所の愛重隨喜欣樂の作意を修するなり、「六種の意樂とは」一には廣大なる意樂、二には長時間の意樂、三には觀喜の意樂、四には荷恩の意樂、五には大志の意樂、六には純善なる意樂なり。若し諸の菩薩乃至若十の無數大劫にして無上正等菩提を現

【五七】 見趣とは見解なり。  
 【五八】 眞諦譯に曰はく、「能く眞相を緣じ其の品類に隨つて一切の法を知るが故に」。  
 【五九】 第五門、六波羅蜜多の修習。  
 【六〇】 無性攝論に曰はく、「施等に於いて顛倒無くして轉するなり」。  
 【六一】 同曰く、「信欲に由りて勝解を生じ佛の聖教に於いて深く印順するが故に樂欲を生ずるが故なり」。  
 【六二】 前の愛重隨喜欣樂作意に攝する所の修習なり。  
 【六三】 前の六種最勝の第四無分別智に攝する所の修習なり。  
 【六四】 到彼岸は波羅蜜多の譯。  
 【六五】 梵に阿僧祇 (Asankhya) と云ひ、此に無數と譯す、不

證せん、爾所の時を經る一一の刹那に假使

ひ頓に一切の壽命を捨て、殞伽河沙に等しき世界

を以て、七寶を盛滿し如來に奉施し乃至妙菩

提座に安坐するも、是の如き菩薩の布施の意樂

は猶ほ、厭足無く、爾所の時を經る一一の刹

那に假使ひ、三千大千世界の中に滿つる熾火

〔あり〕、四威儀に於いて常に一切資生の衆具

に乏しくして戒、忍、精進、靜慮、般若の心恆

に現行し乃至妙菩提座に安坐するも、是の如き

菩薩の所有の戒、忍、精進、靜慮、般若の意樂

は猶ほ厭足無し、是れを菩薩の廣大なる意樂と

名づく。又諸の菩薩は即ち此の中に於いて厭

〔足〕無き意樂にして乃至妙菩提座に安坐し常に聞息無し、

の菩薩は其の六種の波羅蜜多を以て有情を饒益し、

彼れに於いて思ありと見ず、是れを菩薩の荷恩の意樂と名づく。又諸の菩薩は即ち是の如き六到彼岸

可數と意同じ、能く算數を知る者と雖も數て知る能はざる極數なり。劫とは劫波〔六三〕の略、此に大時、長時、又は分別時節と譯す。無數無限の長時間を阿僧祇劫と云ふ。譬へば此に方四十里の城あり、芥子中に充つ、三年に一たび天人降り來り一粒を取り去り、終ひに盡る時を一大阿僧祇劫となす、之れを芥子劫と云ふ。又譬あり、此に方四十里の石あり、三年に一たび天人下りて摩づ、而して終に磨滅し盡くるを一大阿僧祇劫となす、之れを三倍して三大阿僧祇劫と云ふ。

〔六六〕 眞諦は「満足」と譯し、無性は「疲倦」と譯せり。

〔六九〕 一世界たる日月、須彌山、四天下、欲界六天、色界の梵世天を千箇合したるを一小千世界、此の一小千世界を千箇合したるを一中千世界、此の中千世界を千箇合したるを大千世界、大中小の千世界を三千界亦は三千大千世界と云ふ。

〔七〇〕 四威儀とは行住坐臥なり。

〔六三〕 阿僧祇劫と云ふ。

〔六六〕 眞諦は「満足」と譯し、無性は「疲倦」と譯せり。

〔六九〕 一世界たる日月、須彌山、四天下、欲界六天、色界の梵世天を千箇合したるを一小千世界、此の一小千世界を千箇合したるを一中千世界、此の中千世界を千箇合したるを大千世界、大中小の千世界を三千界亦は三千大千世界と云ふ。

〔七〇〕 四威儀とは行住坐臥なり。

より集まる所の善根を以て深心にして一切の有情に廻施して愛すべき勝れたる果異熟を得せしむ、是れを菩薩の**大志の意樂**と名づく。又諸の菩薩は復た是の如き六到彼岸より集まる所の善根を以て諸の有情と共に無上正等菩提を廻求す、是れを菩薩の**純善なる意樂**と名づく。是の如く菩薩は此の六種の意樂に攝する所の愛重の作意を修す、又諸の菩薩は餘の菩薩の六種の意樂の修習と相應する無量なる善根に於いて、深心に隨喜す。是の如く菩薩は此の六種の意樂に攝する所の隨喜の意樂を修す。又諸の菩薩は深心に一切の有情の六種の意樂に攝する所の六種の到彼岸の修「行」を欣樂し、亦た自身此の六種の到彼岸の修「行」と恆に相ひ離れざらんことを願ひ、乃至妙菩提座に安坐す。是の如く菩薩は此の六種の意樂に攝する所の欣樂の作意を修す。若し此の菩薩の六種の意樂に攝する所の作意の修「行」を聞き已つて但だ當に能く一念の信心を起すべきのみなるあるすら尙は當に無量なる福聚を發生すべく諸の惡しき業障も亦た當に消滅すべし、何に況んや菩薩をや。

【七二】此の諸の波羅蜜多の差別をば云何んが見るべきや。應に知るべし一一各に三品ありと。「布」施の三品とは一には**法施**、二には**財施**、三には**無畏施**なり。戒の三品とは一には**律儀戒**、二には**攝**

- 【七二】第六門、六波羅蜜多の差別。
- 【七三】法施とは經等の法を宣説して他の善根を資く。
- 【七四】財施とは資生の具を喜捨して他身を資益す。
- 【七五】無畏施とは損害を止め驚怖を濟拔して他心を資益す。
- 【七六】諸の惡業を作さざる戒。
- 【七七】諸の善業を作す戒。此れに由つて十方等の佛の法を修集し大菩提を證す。

善法戒、三には 饒益有情戒なり。忍の三品とは一には 耐忍害忍、二には 安受苦忍、

三には 諦察法忍なり。精進の三品とは一には

(一〇) 被甲精進、二には 加行精進、三には

(一一) 怯弱無く退轉無く喜足無き精進なり。静慮

の三品とは一には 安住静慮、二には 引發

静慮、三には 所作の事を成ずる静慮なり。

慧の三品とは一には 無分別加行慧、二には

(一二) 無分別慧、三には 無分別後得慧なり。

(一三) 是の如き相攝をば云何んが見るべきや。

此れに由つて能く 一切の善法を攝す、是れ

其の「體」相なるが故に、 是れ隨順するが故

に、 是れ等流なるが故なり。

(一四) 是の如き所治に諸の雜染を攝す、云何んが

見るべきや。 是れ此の相なるが故に、 是れ

【七】 有情を成熟する戒。有情の如法なる所作を助け、亦無罪なる作業を平等に分布するなり。

【七八】 能く他の怨害を忍受し却て有情を饒益する事を修す。

【七九】 遭ふ所の苦を忍受す、此の忍力に由りて生死の中に於て衆苦を受くと雖も退轉せず。

【八〇】 能く審諦に諸法を觀察するに堪へたる忍なり、此忍力に由りて前の二忍を建立す。

【八一】 被甲精進に由るが故に最初勢あり。被甲とは譬なり。

【八二】 加行精進に由るが故に加行時に於いて能く精勤あり。

【八三】 此の精進に由るが故に其次第の如く後時に於いて勇堅猛あり。

【八四】 現法樂住に安住する静慮。

【八五】 六神通を引發する静慮。

【八六】 有情を利樂する所作の事を成ずる静慮。

【八七】 眞觀前に於ける勝れたる方便智、即ち無分別智を得る加行位中の智。

【八八】 無分別眞觀智、是れ眞如を觀す。

【八九】 無分別眞觀智の後に起る有分別世俗智、即ち説法を起す智なり。

【九〇】 第七門、六波羅蜜多と諸の善法との相攝。

【九一】 一切の善法とは三十七の菩提分法なり。

【九二】 信等の善法施等の善心隨順す。

【九三】 六神通及び十力等は是れ六波羅蜜の等流果なり、等流果とは同類因の果なり。

【九四】 第八門、六波羅蜜多の所對治。

此の因なるが故に、是れ此の果なるが故なり。

(九六) 是の如き六種の波羅蜜多より得る所の

勝利をば云何んが見るべきや。謂はく諸の善

薩生死に流轉し、富貴の攝なるが故に、(一〇一)大

生の攝なるが故に、(一〇二)大朋大屬の所攝なるが故

に、(一〇三)大事業の加行成就するの所攝なるが故

に、(一〇四)諸の惱害無く性となり塵垢薄きの所攝

なるが故に、(一〇五)善く一切の工論明處を知る

の所攝なるが故なり。勝れたる生にして罪無く

乃至妙菩提座に安坐し、常に能く一切の有情の

一切の義利を現作す、是れを勝利を名づく。

(一〇六) 是の如き六種の波羅蜜多は、互に相ひ決擇す云何んが見るべきや。

波羅蜜多に於いて或は有る處所には施聲を以て説きたまひ、或は有る處所には忍聲を以て説きたまひ、或は有る處所には勤聲を以て説きたまひ、或は有る處所には

ひ、或は有る處所には忍聲を以て説きたまひ、或は有る處所には

【九七】 是れ食等の相なり。  
【九八】 是れ慳等の因、所謂不信及び邪見等なり。  
【九九】 慳犯戒忿等の諸果なり。  
【一〇〇】 第九門、六波羅蜜多の功德勝利。

【一〇一】 勝利とは功德なり。  
【一〇二】 是れ施波羅蜜多より得たる功德なり。  
【一〇三】 是れ戒波羅蜜多より得たる功德なり、大生とは勝れたる善趣なり。

【一〇四】 是れ忍波羅蜜多より得たる功德なり、大朋とは多くの親族、大屬とは多くの奴婢なり。  
【一〇五】 是れ精進波羅蜜多の功德

なり。  
【一〇六】 是れ靜慮波羅蜜多の功德なり。  
【一〇七】 是れ般若即ち慧波羅蜜多の功德なり。  
【一〇八】 工論明處、印度古代學問の總稱たる五明の一、工巧明にして是れ工藝美術の學也。

【一〇九】 第十門、六波羅蜜多互に決擇す。  
【一〇〇】 互に相ひ決擇すとは互に助成するなり、六種の一を修する時他の五種を助成す、施を修すれば餘の五種其の中に轉ず。

【一〇一】 勤とは精進の異名なり。

世尊は此の一切の六種の

勤聲を以て説きたまひ、或は有る處所には



る處所しよしよには定聲ぢやうしやうを以て説きたまひ、或は有る處所しよしよには慧聲ゑしやうを以て説きたまへり。是の如き所説しよせうに何なる意趣いしゆありや。謂はく一切の波羅蜜多はらみつたの修しゆの加行けぎやうの中に於いて皆一切の波羅蜜多ありて互たがひに相あひ助成じよじやうす、是の如き意趣いしゆなり。

(一〇) 此の中に一の 唵柁南頌なんじゆあり。

(一一) 『數しゆと相さうと及び次第しだいと、訓詞くんしと修しゆと差別しゃべつと、攝せふと所治しよぢと功德くどくと、互たがひに決擇けつたくするとを應まをさに知しるべし。』

【一〇】 第三段、六波羅蜜多を結説す。

【一一】 唵柁南(Om Nam)は諸譯あり、今は總略・總攝・標相の義なり。

【一二】 此の頌に前の六波羅蜜多の十門を略標す。

# 卷の下の

## 彼修差別分第六

是の如く已に彼れに入る因果を説けり、彼の修(行)の差別をば云何んが見るべきや。菩薩の十地に由る。(三)何等をか十と爲すや。一には極喜地、二には離垢地、三には發光地、四には焰慧地、五には極難勝地、六には現前地、七には遠行地、八には不動地、九には善慧地、十には法雲地なり。(三)是の如く諸地を安立して十と爲すをば云何んが見るべきや。(四)十種の無明所治の障を對治せんと欲するが爲めの故なり。所以は何ん、十相の所知の法界に於いて十の無明所治の障住することあるを以てなり。(五)云何んが十相の所知の法界なりや。謂はく初地の中には徧

の修(行)の差別をば云何んが見るべきや。菩薩の十地

【一】菩薩修行の十地の階位を説く、中に五段あり。

【二】第一段、十地安立の理由を説く。中二門。第一門、十地の名目。

【三】第二門、十地の數量。中二。

【四】十地各各に所知の法界あり、無明力に由るが故に了知すると能はず、是の如き無明を對治せんと欲するが爲めに十地を立つ。又所治の障に十種あり故に十地を立つ、十種の所治の障とは(一)異生性(二)諸

の有情に於ける身等の邪行(三)遲鈍性・聞思修に於いて妄失するあり(四)微細なる煩惱の現行と俱生する身見等(五)下乘に於ける般涅槃(六)麤相現行(七)細相現行(八)無相に於いて作行す(九)有情を饑益する事に於いて作行せず(十)諸法の中に於いて未だ自在を得ず。

【五】甲、十相の所知の法界。

【六】法界とは眞如なり。

【七】徧行とは眞如法界は一切の行(法)に徧すること。是の如きを知りて初地に入る。

行の義に由り、第二地の中には、最勝なる義に由り、第三地の中には、勝流の義に由り、第四地の中

には、攝受する無き義に由り、第五地の中に

(一〇) 相續差別無き義に由り、第六地の中には

(一一) 雜染清淨無き義に由り、第七地の中には

(一二) 種種なる法差別無き義に由り、第八地の中

には、増さず減らざる義、(一三) 相自在の依止〔す

る所〕の義、(一四) 土自在の依止〔する所〕の義に由

り、第九地の中には、智自在の依止〔する所〕

の義に由り、第十地の中には、業自在の依止

〔する所〕の義、(一五) 陀羅尼門三摩地門自在の依止

〔する所〕の義に由る。此の中三頌あり、

(一六) 偏行と最勝なるとの義と、及與び勝流

の義と、是の如く攝〔受〕する無き義と、相

續〔差〕別無き義と、

雜染清淨無き義と、種種〔なる法差〕別無き義と、増さず減らざる義と、四の自在の依〔止〕する

【八】 眞如法界は一切法中最も殊勝なり。

【九】 大乘教は眞如法界より流るる所にして最も殊勝なり。

【一〇】 眞如法界中に於いては我所見を計する無く我所見を攝すること無し。

【一一】 相續とは有情一期相續の體なり、眞如は有情の體に隨つて差別あること無し。

【一二】 眞如には本性として雜染無く既に雜染無きが故に清淨も無し。

【一三】 眞如を説ける契經等の法に種種なる差別ありと雖も而も實には異りある無し。

【一四】 雜染滅するも、眞如は減ぜず、清淨増すも眞如は増さ

す。

【一五】 相自在とは諸相の中に於て自在を得欲する所に隨つて相即ち現前するが故なり。

【一六】 土自在とは所現の土に於て自在を得るなり、土を鑿じて金等の寶と成すが如し、是等の自在は眞如法界に依る。

【一七】 無礙智は眞如に依る。

【一八】 業自在とは身口意三業の自在なり。

【一九】 陀羅尼 (Dhāraṇī) は持、總持、能持、能遮と譯す、善法を持して散ぜしめず、惡法を持して起らしめざる力用に名

く。

【二〇】 此頌は前の所説の長行を略攝す。

所」の義との、

「十相」法界の中に十の、不染汗の無明あり、此の所治の障を治するが故に、十地を安立す。』

(三三) 復た次に、(三四) 應に知るべし是の如き無明

は聲聞等に於いては染汗に非ざるも、諸の菩薩

に於いては是れ染汗なりと。

(三五) 復た次に、何故に初地をば説いて極喜と

名づくるや。此れは最初に能く 自他の義利

の勝れたる功德を成辦することを得るに由るが

故なり。何故に二地をば説いて離垢と名づくる

や。極めて犯戒の垢を遠離するに由るが故な

り。何故に三地をば説いて發光と名づくるや。

退轉すること無き 等持等至の依止する所な

るに由るが故に、大法の光明の依止する所なるが故なり。

や。諸の菩提分法にて 一切の障を焚滅するに由るが故なり。

名づくるや。眞諦智と 世間智と更互に相違し此の合し難きを合し相應せしむるに由るが故なり。

【三】 乙、聲聞菩薩の無明の差別。

【三】 聲聞は唯だ煩惱障のみを斷じて涅槃を求むるも、所知障を斷じて菩提の覺智を求めず、故に眞如法界を覆ふ所知障としての無明を斷する要なし、故に無明は聲聞の染汗障に非ず。

【三】 第二段、十地の名を釋す。

【三】 聲聞は唯自利を得るのみにて菩薩の如き自他二利の歡

喜を得ず。

【五】 等持。三摩地 (Samadhi) の譯、等至三摩鉢底 (Samapatti) の譯、俱に禪定七名の一。

【六】 大法とは大乘法なり。

【七】 三十七科の菩提分法、即ち菩提を得る因なり。

【八】 一切の障とは煩惱及び隨煩惱なり。

【九】 眞諦智。眞如諦理を知る無分別智絕對智なり。

【一〇】 世間智。世間工論醫論等を知る有分別智相對智なり。

【一一】 何故に四地をば説いて焔慧と名づくる

や。何故に五地をば説いて極難勝と

名づくるや。

眞諦智と 世間智と更互に相違し此の合し難きを合し相應せしむるに由るが故なり。

名づくるや。

眞諦智と 世間智と更互に相違し此の合し難きを合し相應せしむるに由るが故なり。

何故に六地をば説いて現前と名づくるや。(三)縁起智を所依止と爲し能く般若波羅蜜多をして現前

しむるに由るが故なり。何故に七地をば説いて遠行と名づくるや。(三)功用の行最後邊に至るが故な

り。何故に八地をば説いて不動と名づくるや。(三)一切相「及び」有功用の行動すること能はざるに由る

が故なり。何故に九地をば説いて善慧と名づくるや。最勝なる無礙智を得るに由るが故なり。

何故に十地をば説いて法雲と名づくるや。(三)總

じて一切法を緣する智の一切陀羅尼門三摩地門を名藏するを得るに由る、譬へば大なる雲の如

し能く空の如き(三)廣大なる障を覆ふが故に、

(三)又法身に於いて能く圓滿するが故なり。

(三)此の諸地を得ることをば云何んが見るべ

きや。四種の相に由る、一には勝解を得、謂は

く諸地にて(三)深く信解することを得るが故な

り。二には正行を得、謂はく諸地に相應する

とを得、謂はく初地に於いて法界に「通」達する時徧なく能く一切地に通達するが故なり。四には「果」

【三】縁起智 縁起因果を知る

相對有分別智なり。此の智を無分別ならしめて般若波羅蜜多を現前せしむ。

【三】功用の行とは故らに功力を用ふる方めて行するを云ふ。

第七地は功用の最後也、第八地以上は任運無功用にして無分別智行する也。

【三】無分別智任運自然に流行す。

【三】此の智を雲に譬へ陀羅尼門三摩地門を淨水に譬ふ、此の智の所藏は雲の水を含むが

如し。

【三六】此の智は廣大なる障を覆滅す。

【三六】又此智は菩薩所依の法身に周徧圓滿す。

【三七】第三段、十地を得る相を説く。

【三六】他の教法を信解す。

【三九】十種の正法行とは教法を(一)書寫し、(二)供養し、(三)轉施し、(四)聽聞し、(五)披讀し、(六)受持し、(七)開示し、(八)講誦し、(九)思惟し、(十)修習するなり。

成滿することを得、謂はく諸地を修し究竟に到るが故なり。

此の諸地を修するをば云何んがみるべきや。謂はく諸の菩薩は地地の中に於いて奢摩他毗

鉢舍那を修するに五相の修(行)に由る。何等を

か五と爲すや。謂はく(一)集總修、(二)無

相修、(三)無功用修、(四)熾盛修、(五)

無喜足修なり。是の如き五修は諸の菩薩をして

五果を成辦せしむ。謂はく(一)念念の中に一切の

麤重の依止を銷融し、(二)種種なる相

を離れ、(三)法苑の樂を得、(四)能く正に周徧し無

量無分限なる相の大法光明を了知し、(五)清

淨分に順じ分別する所無く無相現行し、(六)法

身をして圓滿し成辦せしめんが爲めに、(七)

能く正に後後の勝因を攝受す増勝るるに由

るが故に十地の中別(別)に十種の波羅蜜多を説く、前六地に於いて修する所の六種の波羅蜜多は先に

已に説けるが如し。後の四地の中にて修する所の四とは、一には方便善巧波羅蜜多、謂はく前

【四〇】 第四段、十地を修する相

を説く。

【四一】 奢摩他(Samatha)は止と

譯す、能く障を止め靜住する

状態、毗鉢舍那(Vipassana)

は觀と譯す、智慧の作用なり。

二ともに禪定の異名なり。

【四二】 一切を集めて總じて一聚

と爲して要略して修習す。

【四三】 衆相を離れたる眞法界の

中に於いて事の差別を遣つて

修習す。

【四四】 故意の作用を離れて任運

に修習す。

【四五】 更に増勝にして修習す。

【四六】 喜足満足せずして修習し

て止まず。

【四七】 麤重とは煩惱所知二障の

種子なり。

【四八】 止觀の力に由りて念念刹

那に麤重を破壞す。

【四九】 我法等の相を離る。

【五〇】 眞法界の中の樂を得。

【五一】 清淨分とは當來の佛果な

り。

【五二】 第十地を圓滿し佛地を成

辦せんが爲めに。

【五三】 佛果等を感ずる因。

【五四】 般若波羅蜜多を更に四種

に開く。

【五五】 方便善巧とは生死を捨て

す而も涅槃を求むるなり。

の六波羅蜜多より集まる所の善根を以て(五)諸の有情と共にし(五)無上正等菩提を廻求するが故なり。

二には願波羅蜜多、謂はく種種微妙なる大願を發し(六)當來の波羅蜜多の殊勝なる衆の縁を引攝するが故

なり。三には力波羅蜜多、謂はく思擇と修習と

の(六)二力に由りて前の六種の波羅蜜多をして

無間に現行せしむるが故なり。四には智波羅蜜

多、謂はく前の六波羅蜜多に由りて(五)妙智を

成立し(五)法樂を受用し有情を成熟するが故な

り。又此の(六)四種の波羅蜜多は應に知るべし

般若波羅蜜多の無分別智後得智の攝なりと。又

一切地の中に於いて一切の波羅蜜多を修習せざ

るには非ず。是の如き法門は是れ波羅蜜多藏に

攝めらるるなり。

(三)復た次に、凡そ幾時を経て諸地を修行する

こと圓滿するを得べきや。五種の補特伽羅あり、

(三)三無數大劫を經るなり。謂はく(一)勝解行の補特伽羅は初の無數大劫を經て修行圓滿し、(五)清

【五】 諸の有情を饑益せんが爲めに生死を捨てず。

【六】 是れ無上菩提を證せんが爲なり。即ち涅槃を求むるなり。

【七】 餘の諸力は皆此の二方に攝在す。

【八】 妙智とは後得智、是れに由りて說法し救濟す。

【九】 同法者と法樂を共に受用す。

【一〇】 六波羅蜜を立つる時は般若は無分別智後得智の二智に攝められ、十波羅蜜多を立つる時は般若は根本無分別智に四種波羅蜜は後得有分別智に

攝めらるる。

【一】 第五段、十地を修する時間を説く。

【二】 三大阿僧祇劫なり、前に出づ。

【三】 地前三十心の位にある有情は未だ眞如を證せず、但だ勝解即ち信に依つて諸行を勤修す。

【四】 清淨増上意樂を待て諸行を勤修する者の中、前六地に在るを有相行と云ひ、第七地に在るを無相行と云ふ。有相とは有分別、無相とは無分別なり。

【五】 清淨増上意樂を待て諸行を勤修する者の中、前六地に在るを有相行と云ひ、第七地に在るを無相行と云ふ。有相とは有分別、無相とは無分別なり。

淨増上意樂行の補特伽羅及び(二)有相行(三)(四)無相行の補特伽羅は前六地及び第七地に於いて第二

無數大劫を経て修行圓滿し、即ち此の(四)(五)

無功用行の補特伽羅は此れより已上第十地

に至り第三無數大劫を経て修行圓滿す。此の中

頗あり、

『(七)清淨と増上との力、(六)堅固心にして

昇進するを、菩薩の初修と名づく、無數三

大劫なり。』

【六】無功用行とは任運に諸行

を勤修するなり、第八地中

は無功用行猶未だ成滿せず、

是れを第四の補特伽羅とす、

第九第十地の中には無功用行

成滿するを得、是れを第五の

補特伽羅とす。【六】清淨力とは善根力なり、

是れあるが故に所治の煩惱を

伏す。増上力とは大願力な

り、是れあるが故に善知識に

値ふ。

【六】牢固心を發し増進行を起

す、牢固心とは所發の大菩提

心諸の惡友の力も捨てしむる

能はざるなり、増進行とは現

在及び生生世世の中善法常に

増し終に退減なきなり。



二 増上戒學分第七

是の如く已に因果の修の差別を説けり、此の上増上戒の殊勝なるをば云何んが見るべきや。

菩薩地正受菩薩律儀の中に説けるが如し。

復た次に、應に知るべし略して四種の殊勝なるに由るが故に此れ殊勝なりと。一には差別殊勝なるに由り、二には共不共の學處殊勝なるに由り、三には廣大殊勝なるに由り、四には甚深殊勝なるに由る。

差別殊勝なりとは、謂はく菩薩戒に三品の別あり、一には律儀戒、二には攝善法戒、三には饒益有情戒なり。此の中律儀戒をば應に知るべし。二戒を建立する義なるが故なりと。

攝善法戒をば應に知るべし「十力四無畏等

【一】 卷の上第一の脚註(一一二) 參照。

【二】 増上戒學を説く、中に三段あり。

【三】 差別とは聲聞等と菩薩との差別なり。

【四】 菩薩の戒は聲聞等に勝れたり。

【五】 眞諦譯には「菩薩地正受菩薩戒品」、佛陀扇多譯には「菩薩地持中說菩薩戒品」とあり。

【六】 第一段、總じて増上戒の四種の殊勝なることを擧ぐ。

【七】 第二段、別して増上戒の四種の殊勝なるを説く、中四

門、第一門、第一差別殊勝なること。

【八】 聲聞には唯だ一種の律儀あるのみ、菩薩には三品具足す故に殊勝なり。

【九】 律。原語は毘奈耶(Vinaya)、調伏と直譯し律と意譯す。消極的に自利的に一切の惡法を調伏する義なり。

【一〇】 眞諦譯には「二戒の依止なり」、無性攝論には「二戒の因なり」とあり。二戒とは後の二戒なり。餘は準知せよ。

【一一】 攝善法戒とは積極的に一切の善法を行ふ自利の戒なり。

の「一切佛法を修集することを建立する義なるが故なり」と。  
〔三〕饒益有情戒をば應に知るべし一切有情を成熟することを建立する義なるが故なりと。

〔二〕共不共の學處殊勝なりとは、謂はく諸の菩薩には一切の性罪現行せざるが故に聲聞と共相なり、遮罪現行することあるを以ての故に彼れと不共なり。此の學處に於いて

〔二七〕聲聞は犯すも菩薩犯さざることあり、菩薩犯すも聲聞犯さざることあり。菩薩には具に身語心の戒あるも聲聞には唯だ身語の二戒あるのみ。是の故に菩薩の心亦た犯すことあるも

諸の聲聞には非ざるなり。要を以て之れを言はば、一切の有情を饒益する菩薩は一切皆應に現行すべく、皆應に修學すべし。是の如きを應に知るべし説いて名づけて共不共

〔の學處〕殊勝なりと爲すと。

〔二〕攝衆生戒とも云ふ、自利を顧みず社會的に一切衆生を利益し救濟する利他の戒なり。

〔三〕第二門、共不共の學處殊勝なること。

〔四〕性罪とは本性的に犯す貪等所生の殺盜姪等の大罪なり。

〔五〕共相とは共通の相なり。

〔六〕遮罪とは本性的にあらすして非貪等の心より生ずる所の生地を掘り生草を斷する等の輕き殺生等の罪、是れ佛の遮制したまふ所なれば遮罪と云ふ。

〔七〕聲聞は雨安居中有情を饒

益する爲めに行く、是れ犯すなり、菩薩行いて饒益するも犯罪にあらず。然るに菩薩行いて饒益せざれば犯罪にして聲聞は爾らず、是れ菩薩は利他有情饒益を主とし聲聞は自利修行を主とすればなり。

〔八〕菩薩内心に欲等の尋思を起すも犯罪なり。然るに聲聞には心戒なきが故に斯かる犯罪無し。

〔九〕饒益せんが爲めに女等の非法の物を他人に授與するは是れ有罪なり、此の事を遮せんが爲めに「罪無き云云」と言へり。

罪無き身語意業をば

〔の學處〕殊勝なりと爲すと。

【一〇】 廣大殊勝なりとは、復た四種の廣大なるに由るが故なり。一には、種種無量なる學處廣大なるに由るが故に、二には無量なる福德を攝受すること廣大なるに由るが故に、三には一切有情の利益安樂の意樂を攝受すること廣大なるに由るが故に、四には無上正等菩提を建立すること廣大なるに由るが故なり。

【三】 甚深殊勝なりとは、謂はく諸の菩薩は

【二】 是の品類の方便善巧に由りて、殺生等の

【一】 十種の作業を行ふも而も、罪あること無く

無量なる福を生じ、速に無上正等菩提を證

す。又諸の菩薩は變化の身語兩業を現行す、

應に知るべし亦た是れ甚深なる尸羅なりと。此

の因縁に由りて或は【七】國王と作り種種有情を

惱ます事を示行し有情を毗奈耶の中に安立し、

又種種なる諸の【三】本生の事を現じ諸の餘の有

情を逼惱することを示行し、眞實に諸の餘の有情を攝受し、先きに他の心をして深く淨信を生じ後轉

た成熟せしむ。是れを菩薩の學ぶ所の尸羅甚深殊勝なりと名づく。

【三〇】 第三門、第三廣大殊勝なること。

【三二】 菩薩の所學の戒は種種なる品類無量なる差別あり。

【三三】 利益の意樂とは勸めて善を修めしむ、安樂の意樂とは彼の善に由つて勝果を得べきを願ふなり。

【三四】 第四門、第四甚深殊勝なること。

【三六】 悲願と相應する後得智にて。

【三七】 是れ十惡業なり。

【三六】 菩薩惡業を作つて惡趣に墮し自ら苦を受くるも彼の惡趣の有情を救はんが爲めなり、又惡業を行じ有情に少苦を加ふるも彼の未來に多く安樂を受けしめんが爲めなり、故に惡業は無罪なるのみならず福を生ず。

【三七】 無厭足王善財童子を化導せしが如し。

【三八】 本生とは梵に闍陀伽(ジャータカ)、佛の過去世に於ける菩薩行のこと。

〔元〕

此の略説せる四種の殊勝なるに由りて應に知るべし菩薩の尸羅律儀を最も殊勝なりと爲すと。是の如き差別の菩薩の學處には應に知るべし復た無量なる差別ありと、毗奈耶瞿沙方廣契經の中に説けるが如し。

【元】 第三段・四種の殊勝なる

ことを結ぶ。

【三〇】 佛陀扇多譯には「毗尼嚩

方廣修多羅」、眞諦譯には「毗

那耶瞿沙毗佛略經」、笈多譯には「毗那耶瞿沙十萬偈經」とあり。

増上心學分第八

是の如く已に増上戒の殊勝なるを説けり、増上心の殊勝なるをば云何に見るべきや。略して六種

の差別に由る應に知るべし。一には所縁の差別に由るが故に、二には種種なる差別に由るが故に、三には對治の差別に由るが故に、四には堪能の差別に由るが故に、五には引發する差別に由るが故に、六には作業の差別に由るが故なり。

三 所縁の差別とは、謂はく大乘の法を所縁と爲すが故なり。

四 種種なる差別とは、謂はく大乗光明、集福定王、賢守、健行等の三摩地種種無量なるが故なり。

對治の差別とは、謂はく一切法の總相を緣する智は〔細〕椶を以て〔麤〕椶を出す道理にて阿頼

- 【一】 増上心學を説く、中に二段あり、第一段、總じて増上心の六種の殊勝なることを擧ぐ。
- 【二】 第二段、別して増上心の六種の殊勝なることを説く、中六門、第一門、第一所縁の差別。
- 【三】 菩薩藏中甚深廣大なる教。
- 【四】 第二門、第二種種なる差別。
- 【五】 眞諦譯に「大乘光三摩提、集福德王三摩提、賢護三摩提、首楞伽摩三摩提等」とあり、佛多扇多譯には「大乘光明、一切功德積集三昧三昧王、現護、首楞嚴等の三昧」とあり。
- 【六】 第三門、第三對治の差別。
- 【七】 眞如は諸法の共相なれば一切法の總相と云ふ。之を緣するは無分別智なり。
- 【八】 能對治の聖道は微妙なるが故に細椶と云ひ、所對治の種子は其性麤重なるが故に麤椶と云ふ。

耶識の中の一障の麤重を遣るが故なり。

堪能の差別とは、謂はく靜慮の樂に住し

其の欲する所に隨つて即ち生を受くるが故

なり。

引發する差引とは、謂はく能く一切世界

の無礙なる神通を引發するが故なり。

作業の差別とは、謂はく能く振動する

こと熾然にして、徧滿し、顯示し、轉變

し、往來し、卷舒し、一切色像をば皆身

中に入れ、往く所同類にして或は顯はれ、

或は隠れ、所作自在にして、他の神通を伏

し、辯、念、樂を施し、大光明を放ち、

是の如き大神通を引發するが故なり、又

能く諸の難行に攝むる十難行を引發するが故な

り。十難行とは、一には自誓難行、無上菩提の願を誓受するが故なり。二には不退難行、生死の衆苦

【九】 第四門、第四堪能の差別。

【一〇】 諸の有情を饒益する處あるに隨つて即ち彼處に往いて生ず。

【一一】 第五門、第五引發する差別。

【一二】 第六門、第六作業の差別、此の中五、甲、大神通。

【一三】 能く一切世界を動ず。

【一四】 光明善く照す。

【一五】 威力に由つて無量なる世界及び佛菩薩等を顯示して餘の有情をして忽然として見せしむ。

【一六】 地を變じて水と成す。

【一七】 一刹那に善く能く無量なる世界に往く。

【一八】 十方無量なる世界を卷いて一極微に入るも極微増さ

す一極微を舒べて十方無量世界を包むも世界減せず。

【一九】 身中に無量種種なる一切の事業を現す。

【二〇】 三十三天に往詣するが如し、色像言音彼れと同類なり、彼れを化せんが爲めなり。

【二一】 魔王を變じて佛身と作る等の如し。

【二二】 一切神通を啖蔽す。

【二三】 請問する者に於いて施すに辯才を以てし、聽聞者に於いて念を施し樂を施し定を得せしむ。念と樂とは定の因果なり。

【二四】 遠く他方世界に住する菩薩を召集せんと欲するが爲めなり。

【二五】 前に説ける所の神通。

【二六】 乙、十難行。

【二七】 十難行とは、一には自誓難行、無上菩提の願を誓受するが故なり。二には不退難行、生死の衆苦

も退くること能はざるが故なり。三には不背難行、一切の有情邪行を行ふと雖も而も棄てざるが故なり。四には現前難行、怨の「ある」有情の所に「於いて」一切饒益の事を現作するが故なり。五には不染難行、世間に生在して世法の爲めに染汙せられざるが故なり。六には勝解難行、大乘の中に於いて未だ能く了せずと雖も然かも一切の廣大甚深なるに於いて信解を生ずるが故なり。七には通達難行、具に能く補特伽羅と法との無我に通達するが故なり。八には隨覺難行、諸の如來の説きたまへる所の甚深秘密なる言詞に於いて能く隨つて覺るが故なり。九には不離不染難行、生死を捨てず而かも「生死に」不染なるが故なり。十には加行難行、能く諸佛の安住を修し一切の障礙を解脱し生死の際を窮め功用を作さず、常に一切の有情の一切の義利の行を起すが故なり。復た次に、隨覺難行の中佛の何等の秘密の言辭に於いて彼の諸の菩薩は能く隨つて覺了するや。謂はく經に言まへるが如し。

(二八) 云何んが菩薩能く惠施を行ふや。若くは諸の菩薩は少くも施す所無きも然かも十方の無量の世界に於いて廣く惠施を行ふなり。云何んが菩薩は樂つて惠施を行ふや。若くは諸の菩薩は一切の「布」施に於いて都て欲樂無し。云何んが菩薩は惠施の中に於いて深く信解を生ずるや。若くは諸の菩薩は如來を信せずして而かも布施を行ふ。

【二七】 安住とは佛の所住處たる禪定のこと。

【二八】 丙、布施等の行。

【二九】 菩薩は一切有情を攝して自體と爲し、自他平等に住するが故に、他の者施す時即ち菩薩の布施となる故に、又曰く施物施者受者三輪清淨なるが故に少くも施す所無きに云云と云ふ。

【三〇】 食染味著の心。

【三一】 他縁を藉らず自了自信し自ら施心を得て惠施を行ふ。

【三二】 欲樂無し。云何んが菩薩

如來を信せずして而かも布施を行ふ。

云何んが菩薩は〔布〕施に於いて策勵するや。若くは諸の菩薩は惠施の中に於いて(三二)自ら策勵せず。

云何んが菩薩は〔布〕施に於いて耽樂するや。若くは諸の菩薩は(三三)暫時少かに施す所あること無し。

云何んが菩薩の其の〔布〕施廣大なりや。若くは諸の菩薩は惠施の中に於いて(三四)娑羅の想を離る。云

何んが菩薩の其の〔布〕施清淨なりや。若くは

諸の菩薩は(三五)殞波陀慳なり。云何んが菩薩

の其の〔布〕施究竟するや。若くは諸の菩薩は

(三六)究竟に住せず。云何んが菩薩の其の〔布〕施

自在なりや。若くは諸の菩薩は惠施の中に於い

て〔布施の障〕自在に轉せず。云何んが菩薩の其

の〔布〕施無盡なりや。若くは諸の菩薩は(三七)無

盡に住せず。布施に於けるが如く、戒を初めと

爲すに於いても慧を後と爲すに於いても其の應

しき所に随つて當に知るべし亦た爾なりと。(三八)云何んが能く殺生するや。若くは衆生の生死流轉する

を(三九)斷ず。云何んが與へざるに取るや。若くは諸の有情に與ふる者あること無きに(四〇)自然に攝取す

るなり。云何んが欲邪行なりや。若くは諸欲に於いて是れ邪なりと了知して而かも正行を修するな

【三二】 自他の策勵を待たず任運に能く施す。

【三三】 一切時に一切施す。

【三四】 沙羅(娑羅)は顯に堅實に

目げ、密に流散を詮す。今密義を取る故に流散の想を離れ定に依つて布施を行ふ。

【三五】 殞波陀は顯に生起と目つ

げ、密に拔足を詮す。今密義を取り慳足を拔除して面を傾覆して惠施を行ふ、是れ慳悋ならざるなり。

【三六】 究竟とは聲聞等の理想とする畢竟空寂の灰身滅智の無餘涅槃を云ふ。

【三七】 無盡とは圓滿無盡なる佛

果涅槃の意なり、菩薩は涅槃に住せずして布施を行ふ。

【三八】 丁、十悪行。

【三九】 斷は是れ殺の義、菩薩の殺生は衆生生死の苦を殺斷す。

【四〇】 他の求むること無きに自然に有情を攝益す。



り。云何んが能く妄語するや。若くは妄の中に於いて能く説いて妄と爲すなり。云何んが 貝戾尼  
 なりや。若くは能く常に最勝なる空住に居るなり。云何んが 波魯師なりや。若くは善く所知の彼  
 岸に安住するなり。云何んが綺聞語なりや。若くは正しく法の品類の差別を説くなり。云何んが能く  
 貪欲するや。若くは數數自ら無上なる靜慮を證  
 得せんと欲することあり。云何んが能く瞋恚な  
 りや。若くは其の心に於いて能く正に一切の煩  
 惱を憎害するなり。云何んが能く邪見なりや。  
 若くは 一切處の遍行の邪性をば皆如實に見  
 るなり。

甚深なる佛の法とは云何んが名づけて甚  
 深なる佛の法と爲すや。此の中應に釋すべし、  
 謂はく常住する法は是れ諸佛の法なり、其の  
 法身は是れ常住するを以ての故なり。又斷滅する法は是れ諸佛の法なり、一切の障永へに斷滅す  
 るを以ての故なり。又生起する法は是れ諸佛の法なり、變化身現に生起するを以ての故なり。又所  
 得ある法は是れ諸佛の法なり、八萬四千の諸の有情の行及び 彼の對治皆得べきが故なり。又貪

- 【四一】 貝戾尼は顯に離間語に日  
 け、密に常勝空を説す。今密義  
 を取れば答の文と相應す。
- 【四二】 波魯師は顯に靈惡語に目  
 け、密に彼岸に住するを説す。  
 今密義を取れば答の文と相應  
 す。
- 【四三】 彼の依他起性の中に於い  
 て如實に徧計所執は是れ邪性  
 の義なることを觀る。
- 【四四】 戊、甚深なる佛の法。  
 【四五】 法身とは佛三身の一、是
- 佛の理體たる眞如にして常住  
 不變なり。
- 【四六】 變化身とは佛三身の一、  
 有情の機根に應じて變現した  
 まふ佛身なり。
- 【四七】 有貪、有瞋、有癡及び等  
 分(三毒等分にある)の四種の  
 有情に各一萬二千の行あり、  
 行とは行蘊、煩惱及が業也。
- 【四八】 八萬四千の煩惱に對して  
 八萬四千の法蘊ありて能く對  
 治す。

ある法は是れ諸佛の法なり。自ら誓つて貪ある有情を攝受して己體と爲すが故なり。又瞋ある法は是れ諸佛の法なり、又癡ある法は是れ諸佛の法なり、又異生の法は是れ諸佛の法なること應に知るべし亦た爾なりと。又(四九) 染汗無き法は是れ諸佛の法なり、成滿せる真如は一切の障垢も染汗すること能はざるが故なり。又(五〇) 染汗無き法は是れ諸佛の法なり、世間に生在するも諸の世間の法(染)汗すること能はざるが故なり。是の故に説いて甚深なる佛法と名づく。又能く(五一) 引發して到彼岸を修め、有情を成熟し、佛の國土を淨むるは諸佛の法なるが故に、應に知るべし亦た是れ菩薩の等持作業の差別なりと。

【四九】 異生とは凡夫のこと。  
 【五〇】 染汗無き法とは清淨なる真如なり。

【五一】 能く神通等の種種なる方便を發し諸の有情を引いて正法に入らしむ。

【五二】 心自在を得、欲するに隨つて能く金銀等の寶を成じ、佛土を莊嚴す。

# 増上慧學分第九

【二】是の如く已に増上心の殊勝なることを説けり、

増上慧の殊勝なることをば云何んが見るべきや。

謂はく「根本」無分別智の若くは自性、若く

は所依、若くは因縁、若くは所縁、若くは行

相、若くは任持、若くは助伴、若くは異熟、若

くは等流、若くは出離、若くは究竟に至るな

り。若くは加行無分別後得〔智〕の勝利若くは

差別なり。若くは無分別後得〔智〕の譬喩若く

は無功用の作事、若くは甚深〔の義〕なり。應に

知るべし、無分別智を増上慧の殊勝なるものと

名づくとし。

【云】此の中無分別智は五種の相を離るるを以て

自性と爲す、一には離れて作意無きが故に、

【一】増上慧學を説く、此の中

三段あり、第一段、總じて無分別智の義門を擧ぐ。

【二】根本無分別智とは正しく

證る慧なり。

【三】自性等。眞諦譯には「自

性、依止、緣起、境界、相貌、立、救難、攝持、伴類、果報、等

流、出離、究竟行」、佛陀扇多

譯には「性處、身處、因處、

念處、相處、持處、伴處、報

處、因氣處、出處、盡至處」

笈多譯には「若は自性、若は

依止、若は因縁、若は所縁、

若は相貌、若は建立、若は釋

難、若は住持、若は伴類、若

は果報、若は津液、若は出離、若は究竟に至る」とあり。

【四】謂く諸法を分別し尋思する慧なり、是れ根本無分別智を得る前加行方便の因なり。

【五】謂く説法利生等の用を起す慧なり、是れ根本無分別智の後に得る果なり。此智は有分別智なれども無分別智より生ずる所なるが故に無分別の名を得。

【六】第二段、別して無分別智の義門を説く、此の中六門、第一門、無分別智の自性。

【七】自性とば體相なり。

【八】熟睡悶醉等は作意する所

二には、有尋有伺地を離れ過ぐるが故に、三には離れて、<sup>【一〇】</sup> 想受滅し寂靜なるが故に、四には色の自性を離るるが故に、五には眞實<sup>【義】</sup>に於いて異れる計度を離るるが故なり。此の五相を離るるを應に知るべし是れを無分別智と名づく。

【二三】 所説の如き無分別智を成立する相の中に

於いて復た多くの頌あり、

【二三】 一語の菩薩の自性は、五種の相を遠離

す、是れ無分別智にして、眞<sup>【實義】</sup>を異計

せず。

【二四】 諸の菩薩の所依は、非心にして而か

も是れ心なり、是れ無分別智にして、異義

の種類に非ず。

【二六】 諸の菩薩の因縁には、言聞の熏習あり、

無し。

【九】 三界の中色界初禪の第二梵輔天以下を有尋有伺地、その第三大梵天を無尋唯伺地、第二禪以上を無尋無伺地と云ふ、今有尋有伺地を過ぐるとは第二禪以上無尋無伺地也。

【一〇】 滅盡定にては想受等の心所滅し無分別智成ず、想の心所とは事物の形像を取り名言を施設し、受とは苦樂捨三受を領納する心作用なり。

【一一】 世親攝論に「色の自性の如きは是れ無分別智なり、彼の諸色の頑鈍無思なるが如く此の智は應に頑鈍無思を成ずべし」と、此の義に従へば、離れて色の自性なるが故に」と譯すべし。又曰く、復た餘義あり若くは色性の如く智は應に成ずべからず、此釋は無性

攝論の釋と同じ。此義に従へば「色の自性を離るるが故に」と譯すべし。

【一二】 第二門、無分別智の成立の相。

【一三】 無分別智の自性の頌。

【一四】 無分別智の所依の頌。

【一五】 心に依ると言はば能く思量するが故に無分別なること道理に應ぜず、非心に依ると言はば智を成ぜず、是の如き

二種の過失を避けんが爲めに此頌を説く、此智の所依は名づけて心と爲さず、不思議の故に亦非心に非ず、心所引の故なり。

【一六】 無分別智の因縁の頌。

【一七】 無分別智は此の熏習を因として生ず。

【一八】 此の熏習を因として意識は如理に作意す。

是れ無分別智、及び如理なる作意なり。

(一九) 諸の菩薩の所縁は、不可言の法性なり、是れ無分別智にして、無我性の眞如なり。

(二〇) 諸の菩薩の行相は、復た所縁の中に於いて、是れ無分別智にして、彼の所知は無相なり。

(二一) 相應は自性の義なり、分別する所は餘に非ず、字展轉して相應するを、是れを相應の義と謂ふ。

(二二) 彼の能詮を離れて、智所詮に於いて轉ずるに非ず、非詮不同なるが故に、一切不可言なり。

(二三) 諸の菩薩の任持〔する所〕は、是れ無分別智の、後に得る所の諸行にして、進趣増長すること爲す。

【一九】 無分別智の所縁の頌。

【二〇】 無我性より顯はされたる一切法の眞如を不可言の法性と云ふ。

【二一】 人法の二に自性なきを無我性と云ふ。

【二二】 無分別智の行相の頌。

【二三】 行相とは能縁の行相也。

【二四】 此の無分別智は所知の眞如に於て平等平等にして無異無相の相を生起す。

【二五】 前の中に於ける疑難を釋する二頌、一切法は不可言なり、何等を以て所分別とするや。此の疑を釋せんが爲めに是の言を説く。

【二六】 此の所分別は相應の義を離るるに非ざるが故に餘に非ずと言ふ。

【二七】 別別の字相續して其義を成す、是れ相應の義なり、例

へば「ハナ」と言ふが如し、二字相續相應して花の義を成じ所分別と爲る。

【二八】 彼の能詮の智は所詮に於いて轉ず、若し能詮の名を了せざれば所詮の義に於いて覺知起らざるに由るが故なり。

【二九】 一切法は皆不可言なり、若し言ならば要す能詮の名を所詮の義に待して覺知起るこ

とあり、此を遮せんが爲めの故に復た是の言を説く。能詮の名と所詮の義と互に相ひ稱はず各異なるを以ての故に、能詮所詮皆不可説なり、此の因に由るが故に一切法皆不可言なりと説く。

【三〇】 無分別智の任持の頌。

【三一】 能く諸行を持つ。

【三二】 諸行は無分別智を所依として進趣増長す。

【三】 諸の菩薩の助伴を、説いて 二種の道と爲す、是れ 無分別智の生ずる所にして、五

の到彼岸の性なり。

【三七】 諸の菩薩の異熟は、佛の二會の中に

於いて、是れ無分別智にして、加行と證

得とに由る。

【四〇】 諸の菩薩の等流は、後後の生の中に

於いて、是れ無分別智にして、自體轉た増

す勝る。

【四二】 諸の菩薩の 出離の、相應を成辦

することを得るは、是れ無分別智なり、應

に知るべし十地に於いてすと。

【四三】 諸の菩薩は究竟して、清淨なる三

身を得、是れ無分別智にして、最上なる〔十

種の〕自在を得。

【四七】 虚空の如く染〔汗〕なきは、是れ無分別智なり、種種なる極重の惡を〔對治す〕、唯だ信じ勝解

【三三】 無分別智の助伴の頌。

【三四】 一資糧道、謂く施、戒、忍、

精進の四波羅蜜多なり。二依

止道、謂く靜慮波羅蜜多な

り。

【三五】 是れ慧波羅蜜多にして前

の五波羅蜜多二種の道に依つ

て生ず。

【三六】 五の到彼岸とは五波羅蜜

多の譯名。

【三七】 無分別智の異熟の頌。

【三八】 受用身會及び變化身會。

【三九】 若し無分別の加行轉する

時は變化身會の中に於いて生

を受け異熟果を受く、若し已

【四〇】 無分別智の等流の頌。

【四一】 前の二身の大會の後後の

生の中に於いて。

【四二】 無分別智の出離の頌。

【四三】 出離とは究竟に進越する

なり、即ち是れ大涅槃に進越

する義なり。

【四四】 初此の智を獲るを相應と

名く、次後無量百千大劫にし

て相應を成辦す。

【四五】 無分別智の究竟の頌。

【四六】 如來の法身、受用身、變

化身の三身をば初地に於いて

得と雖も未だ清淨ならず、第

十地に至りて乃ち究竟して善

清淨なり。

【四七】 加行無分別智の無染の功

徳の譬喩の頌。

するのみに由る。

【四】虚空の如く染〔汗〕なきは、是れ無分別智にして、

【四】一切の障を解脱し、

【四】得と成辦と相應す。

【五】虚空の如く染〔汗〕なきは、

【五】是れ無分別智にして、常に世間に行くも、

【五】世法に染〔汗〕せらる

るに非ず。

【六】瘡〔人〕の義を求受するが如く、

【六】根本無分別智の無染の功德の譬喩の頌。

【六】ざるが知くなるに譬ふ。文の中義を求受すとは境を緣するなり。

【七】瘡〔人〕の義を求受するが如く、

【七】一切の障とは煩惱障及び所知障なり。

【七】根本無分別智の發論を隨するは瘡人の疥にして言説なきが如くなるに譬ふ。

【八】瘡〔人〕の義を受くるが如く、

【八】眞諦譯に曰く「得及び成就に由る」。無性論に曰く「初地に在りては得と相應し乃至佛地には成辦と相應す」。

【八】後得無分別智の言説を起すは非瘡人の言説を起すが如くなるに譬ふ。

【九】愚〔者〕の義を求受するが如く、

【九】後得無分別智の無染の功德の譬喩の頌。

【九】了別する所なきを説いて愚者と名く、以下三句は前の次第の如く三智に譬ふ。

【一〇】愚〔者〕の義を受くるが如く、

【一〇】此智力に由つて諸の有情の諸の利樂を觀するが故に彼の世間に往いて生を受けんことを思ひ、既に生を受け已るも一切世法に染汚せられず。

【一〇】末那（manas）とは意と譯す。意の義を受けて能く分別するが如く、後得智も能く、

【一一】非愚〔者〕の義を受くるが如く、

【一一】以下加行無分別等の三智の差別の頌。加行無分別智の離言説に達者の言説する能は

【一二】非愚〔者〕の義を受くるが如く、

【一二】此智力に由つて諸の有情の諸の利樂を觀するが故に彼の世間に往いて生を受けんことを思ひ、既に生を受け已るも一切世法に染汚せられず。

【一三】末那の義を受くるが如く、

【一三】以下加行無分別等の三智の差別の頌。加行無分別智の離言説に達者の言説する能は

【一四】末那の義を受くるが如く、

【一四】以下加行無分別等の三智の差別の頌。加行無分別智の離言説に達者の言説する能は

【一五】末那の義を受くるが如く、

【一五】以下加行無分別等の三智の差別の頌。加行無分別智の離言説に達者の言説する能は

【一六】末那の義を受くるが如く、

【一六】以下加行無分別等の三智の差別の頌。加行無分別智の離言説に達者の言説する能は

【一七】末那の義を受くるが如く、

【一七】以下加行無分別等の三智の差別の頌。加行無分別智の離言説に達者の言説する能は

知るべし (三三) 加行等なりと。

(三三) 人の正に (三四) 目を閉づるが如きは、是れ

無分別智なり、即ち彼れ復た目を開く、後

得智も亦た爾なり。

應に知るべし (三五) 虚空の如きは、是れ無分

別智なり、中に於いて (三六) 色像を現す、後

得智も亦た爾なりと。

(三七) 末尼と天樂との如く、 (三八) 思ふこと無く

して白事を成じ、種種なる佛事成じ、常に

思ふことを離るるも亦た爾なり。

(三九) 此れに非ず餘にも非ず、 (四〇) 智に非ずし

て而も是れ智なり、 (四一) 境と異りあること無

く、智は無分別と成る。

(四二) 應に知るべし一切法は、本性無分別な

り、分別する所無きが故に、無分別智も無

分別す。

【五】 加行無分別智に譬ふ。

【六】 論を求め但だ法即ち文字のみを受く、是れ根本無分別

智に譬ふ。

【七】 後得無分別智に譬ふ。

【八】 加行等とは三智のこと。

【九】 以下根本後得二智の譬喩

差別の頌。

【一〇】 目を閉づるは無分別智に

譬へ、目を開くは有分別後得

智に譬ふ。

【一一】 虚空周徧して染汙無く、

能分別に非ず所分別に非ざる

が如く、根本無分別智も亦爾

なり。

【一二】 空中に現する所の色像の

是れ分別すべきが如く、後得

智は是れ所分別亦是れ能分別

なり。

【一三】 後得智の無功用的作事の

頌、末尼とは如意珠なり、如意珠は無分別なりと雖も而も

能く諸の有情の意の所樂に隨

ふ事や成辦するが如く、又天

樂の擊奏者無きも、彼の處に

生ざる有情の意樂に隨つて、

種種なる聲を出すが如く、是

の如く應に知るべし、諸佛菩

薩の無分別智は分別を離ると

雖も、而も能く種種なる事業

を成辦す。

【一四】 思ふとは分別なり。

【一五】 無分別智の甚深の頌。根

本無分別智は能分別を緣じて

境と爲さず、所分別の境を緣

ぜず、此れとは分別、餘とは

餘境なり。

【一六】 根本無分別智は加行分別

智の中に生ぜざるが故に、智に

非ず、亦加行分別智の因より

生ずるを得るが故に而も是れ

智なり。

【一七】 所取の境と能取の智と無差別絶對平等なり。

【一八】 一切法無分別なるを顯は



し。』

【七三】此の中加行無分別智に三種あり、(一)因

縁(二)引發(三)數習より生ずる差別の故なり。(七)

根本無分別智にもまた三種あり、(一)喜足と

(二)無顛倒と(三)無戲論との無分別の差別の故なり。

後得無分別智に五種あり。謂はく(一)

通達と(二)隨念と(三)安立と(四)和合と(五)如意と

の思擇の差別の故なり。

復た多くの願ありて是の如き無分別智を

成立す、

【一〇】餓鬼と 傍生と人と天とは、(一)おのその

の應ずる所に隨つて、事を等うして心異

るが故に、[境]義は眞實に非ずと許す。

過去の事等と夢像と (八)二影との中に於い

て、所縁は[眞]實に非ずと雖も、(九)而も境

す頌。

【七三】 第三門、無分別智の種

類、此の中三、甲、加行無分

別智の三種。

【七四】 因縁とは種姓の力、引發

とは前生の引發力、數習とは

現在の數習力なり。

【七五】 乙、根本無分別智の三種。

【七六】 聞思究竟すれば喜足を生

じ更に復た分別せず是れを喜

足無分別と云ふ、聲聞等あり

眞如に通達し無常無我等の四

無倒智を得て常我等の四顛倒

なくして分別す是れを無顛倒

無分別と云ふ、菩薩は一切法

乃至菩提に於いて皆な戲論無

し、此の智所證の眞如は、名

言の跡を過ぎ世間智の境を超

ゆ、是れを無戲論無分別智と

云ふ。

【七七】 丙、後得無分別智の五

種。

【七八】 眞如無分別性に通達せる

時我已に通達せりと思擇する

を通達思擇と云ふ、思擇とは

覺察の義なり、憶念に隨つて

我れ已に無分別性に通達せり

と言ふを隨念思擇と云ふ。他

の爲めに此に通達せる事を説

くを安立思擇と云ふ。總緣智

一切法皆同一相なりと觀する

を和合思擇と云ふ。思ふ所に

隨つて一切意の如くなるを如

意思擇と云ふ。

【七九】 第四門、無分別智を成立

する因縁。

【八〇】 傍生。畜生のこと。傍生

横行の意。

【八一】 傍生の水ありと見る處に

於いて餓鬼は是れ陸地高原な

りと見、人の糞穢ありと見る

處に於いて猪等の傍生は見て

淨妙なる居宅なりと見、人淨

妙なる飲食と見る所に於いて

天人は見て臭穢不淨なりと

す、同一事に於て心異るが故

相成就す。

若し〔四〕 義義の「自」性成ずれば、無分別智

無からん、此れ若し無くんば佛果を、證得

することは理に應せず。

自在を得たる菩薩は、勝解の力に由るが故

に、欲するが如く 地等成ず、〔六〕 定を得

たる者も亦た爾なり。

〔七〕 簡擇を成就せる者と、智ある「者」と

定を得たる者とは、一切の法を思惟すれ

ば、義の如く皆顯現す。

無分別智行ずれば、諸義皆現せず、當に知るべし〔所縁の〕義あること無く、此れに由つて亦た

〔能縁の〕識も無しと。」

般若波羅蜜多と無分別智と差別あること無し、説けるが如し、菩薩は般若波羅蜜多に安住し

非處と相應し能く所餘の波羅蜜多に於いて修習圓滿す。云何なるを名づけて非處と相應し修習圓滿す

と爲すや。謂はく五種の處を遠離するが故なり。一には外道の我執の處を遠離するが故に、二には未

に境義亦異なる、従つて境義は

眞實に非ず。

〔八〕 二影とは鏡の影像及び三

摩地所行の影像なり。

〔九〕 自心より變じて境と爲す

心外に實境あるに非ず。

〔一〇〕 義とは境義なり。境及び

境の自性成ずれば分別あり、

従つて無分別智無し。

〔一一〕 大地等を金等の相に變成

す。

〔一二〕 定を得たる者とは餘の聲

聞等なり。

〔七〕 簡擇とは慧の作用、已に

毗鉢舍那〔觀〕を成就す。

〔八〕 智ある者とは諸の菩薩な

り。

〔九〕 菩薩等定慧圓滿して心を

内に攝し如如に經等の法義を

思惟すれば、是の如く是の如

く皆顯現するを得、若し佛

を念する時は思念する所に隨

つて彼の法の中に佛顯現す。

〔一〇〕 第五門、無分別智即ち般若

若波羅蜜多なり。

〔一一〕 般若經に説けるが如し。

だ眞如を見ざる菩薩の(九三)分別する處を遠離するが故に、三には(九四)生死涅槃の二邊の處を遠離するが故に、四には(九五)唯だ煩惱障を斷ずるのみにて喜足を生ずる處を遠離するが故に、(九六)有情の利益安樂を顧みずして(九七)無餘依涅槃界に住する處を遠離するが故なり。

聲聞等の智と菩薩の智と何の差別ありや。五種の相に由つて應に差別を知るべし。一には無分別の差別に由る、(五)蘊等の法に於いて(九八)無分別なるが故なり。二には少分に非ざる差別に由る、謂はく眞如に通達すると一切種の所知の境界に入ると普ねく爲めに一切の有情を度脱せしむるとに於いて少分に非ざるが故なり。三には無住の差別に由る、謂はく無住涅槃を所住と爲すが故なり。四には畢竟の差別に由る、謂はく(九九)無餘依涅槃界中斷盡すること無きが故なり。五には(一〇〇)無上の差別に由る、謂はく此

(九三) 無分別の般若波羅蜜多なれば是れ般若波羅蜜多なりと分別す。今之れを遠離す。  
(九四) 世間の者の如きは生死に安住し諸の聲聞等は涅槃に安住す、菩薩は爾らず生死の邊に住せず涅槃の邊に住せず。  
(九五) 聲聞等は唯だ煩惱障のみを斷ずるを以て足れりとす、菩薩は爾らず。  
(九六) 聲聞は唯自利のみを目的とするが故に利他を顧みず無餘依涅槃に入る。  
(九七) 無餘依涅槃。有餘依涅槃に對する語。有餘依涅槃とは煩惱障を解脫して顯はれたる眞如なり。煩惱を斷盡すと雖も過去煩惱の殘餘たる現在苦果の依身滅せずして猶有るが故に有餘依と云ふ。無餘依涅槃とは是亦煩惱を斷じて顯はしたる眞如也。當に煩惱のみならず餘依の苦果依身をも亦滅し隨て心智等の一切の有爲法自ら皆滅し唯寂滅の眞理のみなるを無餘依涅槃と云ふ。  
(九八) 第六門、聲聞等の智と菩薩の智との五相の差別。  
(九九) 聲聞等には五蘊等を緣する分別識生ずるも菩薩智は五蘊等を分別するに非ず。  
(一〇〇) 聲聞等は無餘依涅槃界の中に於いて一切滅盡するも、菩薩は此涅槃界中に於いて功德盡くること無し。  
(一〇一) 聲聞等には上に大乘あり菩薩乘には復た上あることなし。

の上うへに於おいて餘よ乘じやうあつて此これに勝しやう過くわすること無なきが故ゆゑなり。此この中うちに願げんあり、  
 「諸もろの大だい悲ひを體たいと爲なし、101 五ご相さうの勝しやう智ちに由よつて、102 世せ出し世せの滿まんの中なかにて、此これを最もつとも高かう遠えんなりと  
 説とく。」

101 若し諸もろの苦く薩さつ是じの如ごとき増ぞう上じやう戸しち羅ら、増ぞう上じやう質じつ多た、増ぞう上じやう般はん若じやうを成じやう就じゆすれば、功く徳とく圓えん滿まんにして諸もろの  
 財ざい位みに於おいて大だい自じ在ざいを得え、何なに故ゆゑに現げんに見みるに諸もろの有う情じやうあつて財ざい位みを匱き乏はふす  
 るや。彼かの有う情じやう諸もろの財ざい位みに於おいて重おもき業ごふ障じやうあるを見みるが故ゆゑに、彼かの有う情じやう、  
 若もし財ざい位みを施しさば善ぜん法ぽうを生しやうずることを障さへんと見みるが故ゆゑに、彼かの有う情じやう若もし  
 財ざい位みに乏はふしければ、103 厭えん離り現げん前ぜんすと見みるが故ゆゑに、彼かの有う情じやう、若もし財ざい位みを施し  
 さば即すなはち不ふ善ぜん法ぽうの因いんを積しやく集じふすることを見みるが故ゆゑに、彼かの有う情じやう、若もし  
 財ざい位みを施しさば即すなはち便べんち餘よの無む量りやうなる有う情じやうをば損そん惱なうする因いんを作なすが故ゆゑなり。  
 是この故ゆゑに現げんに見みるに諸もろの有う情じやうあつて財ざい位みに匱き乏はふす。此この中うちに願げんあり、  
 「業ごふと障さふると現げん前ぜんすると、損そん惱なうするを見みるが故ゆゑに、現げんに諸もろの有う情じやうあつて、苦く薩さつの「布ふ」施せを感かん  
 せず。」

【101】 前所説の五相なり。

【102】 色界無色界を世間の滿、聲聞等所得の涅槃を出世間の滿と云ふ。

【103】 第三段、因に三學成就の善薩施さざる等の因縁を説く。

【104】 質多(Chita)。心と譯す。

【105】 富貴を厭離す。

果斷分第十

(二)の如く已に増上慧の殊勝なることを説けり、

(三)彼の果の斷の殊勝なることをば云何んが見るべきや。斷とは謂く菩薩の無住涅槃にして難染を捨て生死を捨てず、二の所依止の轉依を以て相と爲す。

此の中生死とは謂く依他起性の雜染分なり。

涅槃とは謂く依他起性の清淨分なり。

二の所依止とは謂く通じて「染淨」二分の依他起性なり。轉依とは謂く即ち依他起性は「能」

對治「の道」起る時雜染分を轉捨し清淨分を轉得す。

又此の轉依に略して六種あり。一に

損力益能轉、謂く勝解の力、聞熏習住するに

由るが故に、及び羞恥あり諸の煩惱をして

少分現行し「或は」現行せざらしむるに由るが故

なり。二には通達轉、謂く諸の菩薩已に

【一】煩惱の斷を説く、中二段

あり、第一段、總じて果の斷を説く。

【二】綱要分第一脚註(一五)參照。

【三】第二段、別して果の斷を説く。此の中四門、第一門、生死。

【四】第二門、涅槃。

【五】第三門、二の所依。

【六】無漏道起る時能く煩惱雜染を對治す。

【七】第四門、轉依。

【八】阿頼耶識中の煩惱の熏習力を損滅し彼の對治功能を増益するが故に此の轉依を得。

【九】勝解行地に住し、聞熏習力を安立するが故に、此の轉依を得。

【一〇】此の位の中に於いて、若し煩惱現行すれば即ち深く羞恥す。

【一一】通達轉とは地に入る時得る所の轉依なり。

【一二】大地とは十地のこと。

地に入り眞實非眞實に於いて 顯現し 顯現せずして現前に住するが故なり、乃至六地までなり。

三には修習轉、謂はく猶ほ「所知」障あり、一切の「有」相顯現せず、「唯だ無相」眞實のみ顯現するが故

なり、乃至十地までなり。四には果圓滿轉、謂はく永へに「一切の」障無く、一切の相顯現せず、最も清

淨なる眞實顯現し、一切の相に於て 自在を

得るが故なり。五には下劣轉、謂はく聲聞等は

唯能く 補特伽羅空無我性に通達するのみに

して一向に生死に背き、一向に生死を捨つるが

故なり。六には 廣大轉、謂はく 諸の菩薩

は兼ねて法空無我性に通達し即ち生死に於て見

て 寂靜なりと爲し、雜染を斷ずと雖も而も

「生死を」捨てざるが故なり。若し 諸の菩薩下

劣轉に住すれば何なる過失ありや。一切の有情

の利益安樂の事を顧みざるが故に、一切の菩薩の法に違越するが故に、下劣乘と解脱を同じうするが

故なり。是れを過失と爲す。若し諸の菩薩廣大轉に住すれば何なる功德ありや。生死の法の中に自

らの轉依を以て所依止と爲し、自在を得るが故に 一切趣に於て一切の有情の身を示現して、最

【三】 或る時は眞實顯現する因と爲る。

【四】 或る時出觀(出定)すれば非眞實顯現する因と爲り、眞實顯現せず。

【五】 相自在を得て、其の欲する所に隨つて有情を利樂す。

【六】 唯だ能く人空即ち人無我到通達するのみにして他を利するも能はず、生死を厭ひ自己の解脱涅槃のみを求む。是れ唯自利のみなるが故に下劣轉と云ふ。

【七】 兼れて自他を利するが故に廣大轉と云ふ。

【八】 寂靜とは涅槃の狀態なり菩薩は生死即涅槃なりと觀す。

【九】 地獄餓鬼等の五趣に於いて地獄の有情を度せんが爲めには地獄の身を現じ、餓鬼の有情を度せんが爲めには餓鬼の身を現す。

【一〇】 最勝なる生とは世間の當貴の生或は色無色界の生なり。

勝なる生及び三乘の中に於いて種種調伏する方便善巧にして所化の諸の有情を安立するが故なり、是れを功德と爲す。

此の中に (三) 多くの願あり、

諸の凡夫は 眞を覆ひ、一向に虚妄を顯はし、諸の菩薩は (虚) 妄を捨て、一向に眞實を顯はす。

(三) 應に知るべし眞義と非眞義とを、顯はすと顯はさざるとは、轉依なり即ち解脱なり、欲するに隨つて自在に行ず。

生死と涅槃とに於いて、若し 平等智を起せば、爾の時此れに由つて、生死即ち涅槃なることを證す。

是れに由つて生死に於いて、捨つるに非ず捨てざるに非ず、亦たは即ち涅槃に於いて、得るに非ず得ざるに非ず。』

【二】 轉依を顯はさんが爲めに多くの願を説く。

【三】 無明に由るが故に眞實を覆障す。

【四】 眞義現行し非眞義現行せざるは是れ轉依なり。

【五】 生死即ち涅槃なり是の故に捨つるに非ず。生死の中に於いて無性を見るが故に諸の雜染を離る、故に捨てざるに非ず。

【六】 生死を離れて外に別に涅槃として證得すべきなきが故に得るに非ず、亦其の中に於いて寂靜を見るが故に性別なしと雖も而も涅槃を證す、故に得ざるに非ず。

是れに由つて生死に於いて、捨つるに非ず捨てざるに非ず、亦たは即ち涅槃に於いて、得るに非ず得ざるに非ず。』

### 彼果智分第十一

(一) 是の如く已に彼の果の斷の殊勝なることを説けり、  
 (二) 彼の果の智の殊勝なることをば云何んが見るべきや。謂はく三種の佛身に由つて應に彼の果の智の殊勝なることを知るべし。一には自性身に由り、二には受用身に由り、三には變化身に由る。

此の自性身とは謂はく諸の如來の法身なり、

一切の法自在に轉ずる所依止なるが故なり。

受用身とは謂はく法身に依る、種種なる諸佛の衆會に顯はるる所にして清淨なる佛土にて

大乘の法樂を所受と爲すが故なり。變化身とは

亦た法身に依る、觀史多天宮より現に没して

生を受け欲を受け、城を踰えて出家し、外道の所に往き、諸の苦行を修し、大菩提を證し、

大法輪を轉じ、大涅槃に入るが故なり。此

【一】 佛の智を説く。此の中五段あり。第一段、佛身を説く。

此の中十門。第一門、三種の佛身。

【二】 果位の佛三身の智なり。

【三】 眞如法界より流るる所の一切法樂大自在に轉ずる所依止を法身と云ふ。

【四】 眞如法界より流るる所の大乘經等の種種なる法樂を自他共に受用す。

【五】 變化身の相を人天の如來たる釋尊の變化身八相成道に形どる、觀史多(ニシタ)天は知足天と譯す、此の天人は五

欲の境に於て足ることを知るが故なり。釋尊は此天宮より降りて摩耶夫人に託胎す。八相の中第一相は觀史多を降る、第二相は託胎なり。

【六】 八相の中第三相降誕。

【七】 迦毘羅城を踰えて出家す、是れ八相中の第四相出家なり。

【八】 阿邏邏迦蘭等の外道の仙人に道を問ひ或は苦行す。

【九】 是れ八相中の第五降魔、第六成道なり。

【一〇】 是れ八相中の第七説法なり。佛の説法は有情の煩惱を



の中なかに一の鹽うた柁なんじゆ南なん頌じゆを説とく、

『(二) 相さうと證しょう得とくと自在じざいと、依え止しと及び攝せふ持ちと、差別しゃべつと徳とくと甚じん深じんと、念ねんと業ごふと諸佛しよぶつを明あかすなり。』

(三) 諸佛しよぶつの法身ほつしんは何なにを以もつて相さうと爲なすや。應まさに知しるべし法身ほつしんに略りやくして五相ごさうありと。一には轉てん依えを相さうと爲なす、謂いはく一切いっさいの障さはりの雜染ざせん分の依え他たき起き性を轉滅てんめつするが故ゆゑに、一切いっさいの障さはりを解脫げだつし法ほふに於おいて自在じざいなるとを轉得てんとくし現前げんぜんの清淨しやうじやう分の依え他たき起き性を轉てんずるが故ゆゑなり。二には 白法びやくほふより成なる所ところを相さうと爲なす、謂いはく六波羅蜜らふみつた多圓たゑん滿まんして十自在じしざいを得えるか故ゆゑなり。此この中なか(一) 壽自在じゆじざい(二) 心自在しんじざい(三) 衆具自在しゆぐじざいは施波羅蜜せはらみつた多圓たゑん滿まんするに由よるが故ゆゑに、(四) 業自在ごふじざい(五) 生自在しやうじざいは戒波羅蜜かいはらみつた多圓たゑん滿まんするに由よるが故ゆゑに、(六) 勝解自在しやうげじざいは忍波羅蜜にんはらみつた多圓たゑん滿まんするに由よるが故ゆゑに、(七) 願自在ぐゑんじざいは

斷たじ彼岸ひがんに運うぶこと車輪しやりん轉てんじて砂礫さだくを摧破さいはし貨物かぶつを運搬うんぱんするが如ごとし、故ゆゑに説法せつぽうを法輪ふりんを轉てんずと云いふ。

【二】 第八相はちしやうなり。

【三】 此この頌じゆに於おいて略りやくして佛身ぶつしんの總義そうぎを標ひょうし、以下次第いげたじに其所標こそのひょうの義ぎに順したがつて廣釋くわうしやくす。

【三】 第二門だいにん、法身ほつしんの相さう。

【四】 白法びやくほふとは煩惱ぼんぷ永えいに斷たざる無漏むろう法ほふのこと。

【五】 欲よくするに隨したがつて幾時いくじも住すす。

【六】 生死しんじの中に能よく染汗せんあせ無なきなり。

【七】 食等じやくとうの衆具しゆぐに於おて其そのの欲よくする所に隨したがつて能よく得え得え。

【八】 身語業しんごごふに由よつて自在じざいにし

て轉てんず、欲よくする所に隨したがつて生な業現前ごふげんぜんするが故ゆゑなり。

【九】 生なに於おいて自在じざいにして轉てんず、諸趣しよす等に於おいて其その欲よくする所に隨したがつて生なを攝受せつじゆするが故ゆゑなり。

【一〇】 諸法しよほふ皆心けしんに隨したがつて轉てんじ、勝解しやうげに隨したがつて勝解しやうげする所の如ごとく一切事いっさいじ成なす。欲よくする所に隨したがつて地等ちとうを轉變てんぺんして金等きんとうを成なせしめ、水等すゐとうを轉變てんぺんして火等かとうを成なせしむるが如ごとし。

【一一】 在昔ざいしやく精進しやうじんを修しゆする時所作じときしやくの事に隨したがつて皆能みなく究竟くわうじやうする中に懈廢けいはい無なし、此これを因いんと爲なるに由よつて、今願いまぐゑんふ所に隨したがつて意いの如ごとく皆成みななす。

精進波羅蜜多圓滿するに由るが故に、(八) 神

力自在の 五通所攝の靜慮波羅蜜多圓滿する

に由るが故に、(九) 智自在(十) 法自在は般

若波羅蜜多圓滿するに由るが故なり。三には無

二を相と爲す、謂く 有無二無きを相と爲す、

一切の法〔徧計所執性〕は、所有無きに由るが

故に、空所顯の〔圓成實性の〕相は是れ實有

なるが故なり。有爲無爲二無きを相と爲す、

業煩惱の爲る所に非ざるに由るが故に、(三)

自在に示現する有爲相なるが故なり。(三) 異性一

性二無きを相と爲す、一切の佛の 所依差

別無きに由るが故に、無量なる 相續をば

現に等覺するが故なり。此の中に二頌あり、

(三七) 『我執あらざるが故に、中に於いて別の

〔所〕依無からん、前の能證の別に隨ふ、故に異りありと施設す。

【三】 靜慮心に堪能あるに由つて、種種なる神通の所作を引發す。

【三】 五通とは天眼、天耳、他心、宿命、漏盡の五神通なり。

【三】 種種なる言音に隨つて智現前するが故なり。

【五】 其欲する所に隨つて契經等の法を安立するなり。

【六】 有無二無き相とは非有の相と非無の相なり。

【七】 是れ非有の相を説く。

【六】 是れ非無の相を説く、圓成實の眞如は空理に由つて顯現せらるるものなり。

【三】 是れ無爲に非ざる相を説く。

【三】 非異性の相及び非一性の相なり。

【三】 是れ非異性の相を説く。

【三】 所依とは法身なり。

【六】 是れ非一性の相を説く。

【六】 相續とは受用變化の二身なり。

【七】 此の頌は前の非一非異の相を説く。世間に於ては我執の力の故に別に依身あり、然るに佛には我執無きが故に、佛所依の身別無からん、従つて如何にして多佛ありと許すや、此れに答へんために次の頌を説く。

【六】 菩薩能證の位の別に隨つて異ありと施設す。

【四〇】種姓の異り、虚妄に非ず、圓滿に

して、初め無きが故に、無垢の〔所依〕

は別無し、故に〔佛は〕一に非ず多に非ず。

四には常住を相と爲す、謂はく眞如清

淨の相なるが故に、本願より引く所なるが故

に、應に作すべき所の事は、竟期無きが故な

り。

五には不可思議を相と爲す、謂はく眞如

清淨をば自ら内に證るが故に、世間の喩の能

く喩ふるものあること無きが故に、諸の尋思所

行の處に非ざるが故なり。

【四八】復た次に、如何んが是の如き法身をば最

初に證得するや、謂はく總相大乘の法境を

緣する無分別智及び後得智は、五相にして善

く修し、一切地に於いて善く資糧を集め、金

【三九】更に前の義を顯はさんた

めに復た此の頌を説く。種姓

の異りとは菩薩種姓の差別に

多種あるを云ふ。

【四〇】虚妄に非ずとは種姓異なる

が故に加行も亦異り、加行異

るが故に資糧の圓滿にも亦多

種あるを云ふ。

【四一】諸佛は具に一切有情を利

益する等の事を作す。謂はく

正に三乘等を安立す、若し如

來は有情を安じて佛乘に置か

ずと執すれば、更に第二佛無

かるべく、従つて作す所の佛

事圓滿せざるべし。之に反し

て今圓滿なりと云ふ。

【四二】此一句は佛は平等非多な

ることを證す。無垢の所依と

は眞如界のこと、無漏眞如法

界の上より見れば、諸佛は異

りある無く多種無きなり。

【四三】清淨なる眞如は是れ常住

にして、佛は常住なる眞如を

相となす。

【四四】昔發願して常に一切有情

の利益を作して佛身を證する

は此の願より引く所の果にし

て、此の果は相續不斷なり。

【四五】諸の有情は無量無邊なる

が故に應に作すべき有情利益

の事竟る時なく恆に不斷な

り。

剛喻定にて微細にして破し難き障を破滅するが故に、此の定の無間に一切の障を離るが故に轉依を得るなり。

〔三〕 復た次に、法身は幾くの自在に由つて自在を得るや。略して五種に由る。一には佛

土と自身と垂相好と無邊の音聲と無見頂相との自在に由る、色蘊の依を轉ずるに由るが故なり。二には無罪無量廣大なる樂住の自在に由る、受蘊の依を轉ずるに由るが故なり。三には一切の名身句身文身の辯說する自在に由る、想蘊の依を轉ずるに由るが故なり。

四には現化と變易と大衆を引攝すると白法を引攝するとの自在に由る、行蘊の依を轉ずるに由るが故なり。五には圓鏡と平等と

觀察と成所作との智の自在に由る、識蘊

〔四〕 五相とは無性釋して、無性、無滅、本來寂靜、自性涅槃及び無自性なりと云へり。

〔五〕 金剛喻定、第十地の滿心に起す定なり。此定堅固なる金剛の如く、能く微細にして破し難き障を破滅し直に成佛するが故に金剛に喩ふ。

〔五二〕 第四門、法身の五種の自在。

〔五三〕 佛土の自在とは金銀等の寶にて淨妙なる佛國を示現するなり。

〔五四〕 自身の自在とは大集會の中に諸の有情の勝解の所樂に隨ふ種種なる色身を示現するなり。

〔五五〕 相好の自在とは種種なる妙相好、例へば三十二相八十種好を示現するなり。

〔五六〕 無邊の音聲の自在とは佛の音聲に無量無邊なればなり。

〔五七〕 無見頂相とは佛の頂相は見たてまつること能はざればなり。

〔五八〕 煩惱を離れたるを無罪と言ひ、衆多なるが故に無量と言ひ、普れく一切三界の衆を超越るが故に廣大と言ふ。樂住とは法樂に安住するなり。

〔五九〕 名身とは單語、句身とは句、文身とは單音なり。

〔六〇〕 現化とは其欲する所に隨つて所作を示現するなり。變易とは地等を改轉して金等を成ぜしむるなり。大衆を引攝すとは意の樂ふ所に隨つて能く天龍藥叉等の衆を引くなり。白法を引攝すとは意の樂ふ所に隨つて諸の無漏法を引いて現前せしむるなり。

〔六一〕 圓鏡とは大圓鏡智なり。有漏の第八阿賴耶識を轉じて此の智を得、所知の境界現前せずと雖も亦能く記了し大圓

の依を轉ずるに由るが故なり。

〔五〕 復た次に、法身は幾種の處に由るや。應

に知るべし依止に略して三處ありと。一には種

種なる 佛住の依止に由る、此の中に二頌あ

り、

〔諸佛は五性喜を證得す、皆な等しく 自

界を證するに由るが故なり、〔聲聞等は〕

喜を離る都て此れを證せざるに由る、

故に喜を求むる者は應に等しく證すべし。

〔功〕能無量なると及び 事成ずると、

〔法味と 義と徳と俱に圓滿なるに由

りて、喜の 最勝にして過失無きを得、

諸佛は〔前の四喜は〕常に盡くること無しと

見たまへるが故なり。』

二には種種なる受用身の依止に由る、但た諸

鏡上に衆多の色像を現するが如し。

〔六〕 平等とは平等性智なり。

有漏の第七末那識を轉じて此の智を得、一切諸法及び自他

有情平等なりと知り、恆に大

悲心と相應す。

〔三〕 觀察とは妙觀察智なり。

有漏の第六意識を轉じて此の智を得、其の欲する所に隨つ

て作意思惟し自在無礙智を得。

〔六〕 成所作とは成所作智なり、有漏の前五識を轉じて此

の智を得、有情を利益し作す

べき所の事を成す。

〔五〕 第五門、法身の三處の依

止。

〔六〕 佛住とは聖住天住及び梵

住なり。法身は聖住天住及び

梵住の所依となる。諸の天住

の中、如來は多く第四靜慮

に住し、諸の聖住の中、如來

は多く空解脫門に住し、諸の梵住の中多く其悲に住す。

〔六〕 自界。世親釋して法界亦是眞法界と云へり。即ち眞如のこと。

〔六〕 喜とは五喜なり。

〔六〕 此の一頌は五喜を顯はす。一切佛の功能悉く皆平等

無量なり、是の如き功能無量

なるを見るが故に深く歡喜を生ず、是れ第一の喜なり。

〔七〕 諸の有情を利樂する事成ず、此を見て深く歡喜を生ずるを第二の喜とす。

〔七〕 契經應頌等に勝れたる滋味あるを見て深く歡喜を生ずるを第三の喜とす。

〔七〕 思念する所に隨つて所有

る諸事具足せざる無きを義圓滿と云ひ、十力四無畏等の不

共佛法を具足せざる無きを徳圓滿と云ふ。是の二の圓滿を見て深く歡喜を生ずるを第四

の「大地に入れる」菩薩を成熟せんが爲めのみなるが故なり。三には種種なる變化身の依止に由る、**【五】**多く聲聞等を成熟せんが爲めの故なり。

**【六】**應に法身は幾くの佛法に由つて攝持せら

ると知るべきや。略して六種に由る。一には清淨に由る、謂はく**【七】**「有漏の」阿頼耶識を轉じて「無漏の」法身「清淨なる」を得るが故なり。

二には異熟「果に」由る、謂はく**【八】**色根を轉じて異熟智を得るが故なり。三には安住に由る、

謂はく**【九】**欲行等の住を轉じて無量智の住を得るが故なり。四には自在に由る、**【一〇】**種種なる攝受業の自在を轉じて一切世界無礙神通智の自在を得るが故なり。五には言説に由る、一切「世間」の見聞覺知言説戲論を轉じて一切有情の心をして喜ばしむる辯說智の自在を得るが故なり。六には拔濟に由る、謂はく**【一一】**一切「世間」の災横過失を拔濟することを轉じて一切有情の一切の災横過失を拔濟する智を得るが故なり。應に知るべし法身は此の所説の

の喜とす。

**【三】** 此の喜は三界の喜を超過するが故に最勝なり、永へに煩惱並に習氣を斷ずるが故に過失無しと云ふ。

**【四】** 佛は前の四喜は生死の際を窮め無餘涅槃に至るも盡くると無しと見て、殊勝なる喜を生ずるを第五の喜とす。

**【五】** 下劣なる信解の聲聞等及び地前勝解行地の諸の菩薩衆を攝取せんが爲めなり。

**【六】** 第六門、法身を攝持する佛法。

**【七】** 有漏阿頼耶識中の一切雜染の種子を轉滅して無漏清

淨無罪圓滿なる功德を轉得す。

**【七】** 先に得たる所の異熟果たる眼等の色根を轉捨して今善智を轉得す。

**【九】** 世間の欲行勝解行等を轉捨して佛法住を轉得す、無量智の住とは佛法住にして一切有情の諸の災患を息滅する智に住するなり。

**【一〇】** 種種なる攝受業とは世間の商賈營農事王等の業なり。

**【一一】** 世間にては災横を救濟するに親友の力財寶の力を以てす。

六種の佛法に由つて攝持せらるるなりと。

【二二】諸佛の法身は當に異りありと言ふべきや

當に異り無しと言ふべきや。【二三】依止、意樂、

【作】業別無きが故に當に異り無しと言ふべく、

【二四】無量なる依身現に等覺するが故に當に異り

ありと言ふべし。佛の法身を説くが如く、受用身

も亦に爾なり、意樂及び業差別無きが故に當に

異り無しと言ふべし、【二五】依止【の身】差別無きに

由らざるが故に、無量なる依止差別して轉ず

るが故に、應に知るべし變化身は受用身の説の

如しと。

【二六】應に法身は幾くの徳と相應すと知るべき

や。謂はく最も清淨なる【二七】四無量、【二八】解

脱、【二九】勝處、【三〇】徧處、【三一】無諍、願智、

【三二】四無礙、【三三】六神通、【三四】三十二の大士の相、

【二二】第七門、法身等の同異。

【二三】諸佛の所依止たる眞如は

異りある無く、一切有情を利

益し安樂ならしむる意樂は諸

佛別なく、利他にしては有情

を利益し自利にしては涅槃を

證する作業は諸佛に在つて別

なし。

【二四】無量なる依身。諸の佛身

別別なり。

【二五】一切別世界の中に於て諸

佛の國土、衆會、名號、身量、

相好、受法樂等各同じから

ず。

【二六】第八門、法身相應の徳。

【二七】無量なる有情を緣じて境

となす慈、悲、喜、捨なり。

【二八】内有色觀諸色解脫、淨解脫身

作證具足住解脫、空無邊處解

脫、識無邊處解脫、無所有處

解脫、非想非非想處解脫、想

受滅解脫身作證具足住解脫、

【二九】内有色想觀外色少、内有

色想觀外色多、内無色想觀外

色少、内無色想觀外色多、内無

色想觀外青、内無色想觀外黃、

内無色想觀外赤、内無色想觀

外白。

【三〇】地水火風の四無邊處と、

青黃赤白の四無邊處と、空識

の二無邊處。

【三一】無諍願智には更に差別種

類なし。

【三二】法、義、詞、辯の四無礙

(九七) 八十隨好、(九八) 四の一切相の清淨、(九九) 十力、(一〇〇) 四無畏、(一〇一) 三不護、(一〇二) 三念住、習氣を拔除すること

と、(一〇三) 忘失すると無

き法、大悲、(一〇四) 十八

の不共佛法、(一〇五) 一切

相の妙智等の功德と

相應するなり。此の

中に多くの願あり、

(一〇六) 諸の有情を

憐愍し、(一〇七) 和合

と遠離と、(一〇八) 常

に捨てざると利

樂との、四の意

樂を起すに (一〇九)

歸禮す。

(一一〇) 一切の障を

【九五】 瑜伽論参照。

【九六】 所依清淨、所緣清淨、心

清淨、智清淨。

【九七】 處非處智力、業異熟智力、

靜慮解脫等持等至智力、根勝

劣智力、種種勝解智力、種種

界智力、遍趣行智力、宿住隨

念智力、死生智力、漏盡智力。

【九八】 正等覺無畏、漏盡無畏、

障法無畏、出苦道無畏。

【九九】 不清淨の身業にして他の

知るを慮り恐れて護護すべき

なし、是の如きを第一の不護

と云ふ、身業の如く語業意業

亦た是の如し、是れを三不護

と云ふ。

【一〇〇】 一、衆生あり如來の説法

を聞いて毀謗を生ずるも如來

願らず大悲を生ず。二、衆生

愛せず俱に大悲を生ず。三、

毀無く信無き有情に於いて亦

之れを捨てず。

【一〇一】 有情を利樂する事に於て

正念正知にして時分を過た

す。

【一〇二】 一身常無悞失、二無卒

暴音、三無種種想、四無不定

心、五無忘失法、六無不擇捨、

七欲無退、八念無退、九精進無

退、十定無退、十一惠無退、十

二解脫無退、十三身業隨智慧

行、十四語業隨智慧行、十五

意業隨智慧行、十六知過去世

無著無礙、十七知未來世無著

無礙、十八知現在世無著無

礙。不共とは聲聞等に共ぜざ

る佛法なり。

【一〇三】 一切蘊處界に於て能く一

【一〇四】 此の願は四無量を顯は

す。是總句なり。

【一〇五】 和合の意樂を起すとば慈

無量を顯はす、有情をして和

合を樂はしめんと欲するが故

なり。遠離の意樂を起すとば

悲無量を顯はす、有情をして

苦を遠離せしめんと欲するが

故なり。

【一〇六】 常に捨てざる意樂を起す

とは喜無量を顯はす、有情を

して樂を捨てざらしめんと欲

するが故なり。利樂の意樂を

起すとば捨無量を顯はす、有

情をして利益及び安樂を獲得

せしめんと欲するが故なり。

【一〇七】 此の功德を緣じて諸佛の

法身に歸依敬禮す。

【一〇八】 此の三句は次第の如く佛

の八解脫八勝處十獨處は聲聞



解脱し、(二)牟尼

は世間に勝れた

り、智は所知に

周徧し、(三)心解

脱するに歸禮

す。

(三)能く諸の有

情の、一切の惑

を滅して餘すこと無く、(三)無功

無用なり無著なり、(四)寂

歸禮す。

(二)所依と能依との所説、(二)言及び智の能説に於いて、無礙慧にして、常に善く説きたまふに歸

禮す。

(二)彼の諸の有

情の爲に、(二)故

等のそれに勝れたるを顯はす。

【一〇元】牟尼(Muni)は寂黙と譯す。今は佛のこと。

【二〇】上の三徳を具へて心繫縛を離る。

【二二】此の頌は無諍願智を顯はす。

【二三】唯だ煩惱を害して有情を害せず。

【二四】此の頌は願智は五相に由

るが故に聲聞等に勝るること

を顯はす。第一相は無功用な

り・功用を作さず願に隨つて

能く一切の境界を知る。第二

相は無著なり、無著智に由る

が故に所知の境に於いて皆滯

る無し。

【二四】第三相は無礙なり、無礙

智に由るが故に煩惱障並に習

氣を斷す。第四相は常に寂定

なるに由るが故に定障斷す。

【二五】これ第五相なり。

【二六】此の頌は四無礙解を顯はす。所依とは諸の教法即ち契

經等。能依とは所詮の義。是

の如き二種を皆所説と名く。

所依に於ける無礙慧は法無礙

解、能依に於けるは義無礙解

なり。

【二七】言に於ける無礙慧は詞無

礙解、智に於けるは辯無礙解

なり。

煩悩を害し染汗ある「もの」をも、常に哀愍するに歸禮す。

一切の問難に於いて、能く解釋するに

歸禮す。

言及び智の能説に於いて、無礙慧にして、常に善く説きたまふに歸

禮す。

此の頌は六神通を顯はす。第一句は總句なり。

故らに現じて善く教ふる

は是れ如意通也、所化に隨ふ

が故に其所に往いて大神變を

現じて善く彼れに教ふるが故

一四三

らに現じ言と行

と、(二三)往と來と

及び出離とを知

り、善く教ふる

者に歸禮す。

(二三)諸の衆生

尊なりと見、皆

審に善士なり

と知り、暫く見

て便ち深く信ず

る〔所の〕、開導

者に歸禮す。

(二三)攝受し住持

し捨すると、(二三)現化し及び變易すると、(二四)等持と智と自在にして、(二五)隨つて證得するに歸禮す。

(二三)方便と歸依と淨と、(二三)及び大乘の出離と、此れに於いて〔魔は〕衆生を誑かす、〔此の〕魔を推

なり。言を知りて善く教ふとは是れ天耳通なり。遠方の言詞音聲を聽いて其所應に隨つて爲めに説法するが故なり。

行を知つて善く教ふとは是れ心差別なり、心の勝劣を知つて善く彼に教ふるが故なり。

〔二三〕往を知つて善く教ふとは宿住隨念智通なり、過去を了達して善く彼れに教ふるが故なり。來を知つて善く教ふとは是れ死生智通なり、未來を了達して善く彼れに教ふるが故なり。出離を知つて善く教ふとは是れ漏盡智通なり、煩惱を斷ざるを知つて善く教ふるが故なり。

〔二三〕此頌は三十二相八十隨好を顯はす、世尊の此の相好を具へたまふを見るに由りて尊

なりと見、大善士なりと知り淨信を生ず。

〔二三〕此の頌は四の一切相の清淨を顯はす。第一句は所依清淨を示す、靜慮に依止し其欲する所の如く長短を樂ふに隨つて能く自身に於いて攝受し住持し棄捨すること自在なり。

〔二三〕第二句は所緣清淨を示す、未だ曾て生ぜざる種種なる色を現化し已に曾て生ぜる種種なる色を變易して金銀等と成すこと自在なり。

〔二三〕等持自在とは心清淨を示す、其欲する所に隨つて三摩地門自在にして轉じ一の刹那に其意樂の如く能く諸定に入る。智自在とは智清淨を示す、其欲する所の如く陀羅尼

門任持自在なり。

〔二三〕上の四清淨を隨順して證得す。

〔二三〕此の頌は十力を顯はす、方便とは善惡趣を招く業因の、此を説く時魔ありて非因を因と説けば處非處力能く彼の説を摧く。歸依とは諸業なり此業を説く時魔誑惑すれば第二業異熟智力にて能く彼の説を摧く。淨とは世間淨及び出世淨なり、暫時或は畢竟諸の煩惱を伏し永へに隨眠を害す、此の淨を説く時魔ありて誑惑すれば靜慮等持等至智力に由りて能く彼の説を摧く。

〔二七〕大乘究竟の出離解脫佛果の徳を説く時、魔誑惑すれば餘の七力に由りて、能く彼の説を摧く。

隨つて證得するに歸禮す。

此れに於いて〔魔は〕衆生を誑かす、〔此の〕魔を推

し捨すると、(二三)現化し及び變易すると、(二四)等持と智と自在にして、(二五)隨つて證得するに歸禮す。

く者に歸禮す。

〔二六〕能く智と及び斷と、〔二五〕出離と能く障礙するといふ説く、〔是れ〕自他〔二〕利にして、餘の外道の

伏する〔所に〕非

ざるに歸禮す。

〔二七〕大衆に處

して能く〔他の〕

説を伏し、

〔愛恚の〕二の雜

染を遠離し、無

護無妄失にて、

衆を攝御するに

歸禮す。

〔二八〕遍く一切に

行住し、

智の事に非ざる無く、一切時に遍く知る、實義者に歸禮す。

〔二六〕此の頌は四無所畏を顯はす。能く智を説くとは正等覺

無畏を示す。佛説言したまはく、我は是れ眞實なる正等覺

者なりと、即ち是れ一切法を遍く知る智あり。能く斷を説

くとは漏盡無畏を示す。佛説言したまはく、我は是れ眞實

に諸漏盡きたるものなりと、即ち是れ煩惱諸漏水へに盡く

るなり。是の如き二種は自利に依つて説く。

〔二七〕能く出離を説くとは出苦道無畏を示す。佛説言したまはく、我れ弟子の爲に出離法

を説く眞實なる出離なりと。

能く障礙するを説くとは障法無畏を示す。佛説言したまはく、我れ弟子の爲に能障の法

を説く眞實に能く礙ふと。是の如き二種は利他に依つて説く。

〔二八〕無畏の義を釋す。餘の外道伏する能はざるが故に無畏なり。

〔二九〕此の頌は三不護三念住を顯はす。第一句は三不護を示す、三業及び威儀清淨にして

藏護すべきなく、大衆の忌嫌を恐るると無きが故に、大衆の中に處して他説を伏す。

〔三〇〕第二句は三念住を示す。

〔三一〕此頌は習氣を拔除する、とを顯はす。第一句は謂く衆

落に於て或は城邑に於て乞食を爲すが故に、往返經行し樹

下等に於て身の四威儀寂然にして住す。

〔三二〕第二句は謂く聲聞等煩惱を盡すと雖も、猶習氣隨縛の所作掉舉等の事あり。彼の目連

五百生中常に獼猴と作り、彼の習氣に隨縛せらるるに由る

が故に、煩惱を離ると雖も、間時獼猴の跳躍を作すが如し。佛には是の如き非圓智の事無し。

【三三】諸の有情の、利樂の所作時を過たず、所作常に虚しく「果無」きこと無く、忘失すること無きに歸禮す。

【三六】晝夜常に六返に、一切の世間を觀じ、大悲と相應する、利樂の意に歸禮す。

【三七】行に由り及び證に由り、【三八】智に由り及び業に由り、一切二乘に於いて、最も勝れたる者に歸禮す。

【三九】三身に由り、【四〇】一切の相を具へたる大菩提を得るに至り、【四一】一切處の他疑を斷ずるに於いて、最も勝れたる者に歸禮す。

【四二】【四三】【四四】【四五】【四六】【四七】【四八】【四九】【五〇】【五一】【五二】【五三】【五四】【五五】【五六】【五七】【五八】【五九】【六〇】【六一】【六二】【六三】【六四】【六五】【六六】【六七】【六八】【六九】【七〇】【七一】【七二】【七三】【七四】【七五】【七六】【七七】【七八】【七九】【八〇】【八一】【八二】【八三】【八四】【八五】【八六】【八七】【八八】【八九】【九〇】【九一】【九二】【九三】【九四】【九五】【九六】【九七】【九八】【九九】【一〇〇】

應す。是の故に應に知るべし、諸佛の法

身は無上なる功德なりと。此の中に二頌

あり、

【一〇一】「世」尊は成實勝義にして、

【三五】此頌は忘失すること無き法を顯はす。

【三六】此頌は大悲を顯はす。

【三七】此頌は十八の不共佛法を顯はす。行に由るとは行時の

一切事業を説く、即ち是れ如来は常に誤失無く乃至不擇捨無き也。證に由るとは即ち住

時の六種無退、謂く欲無退乃至解脫無退を説く。此一旬は

十八の中前十二の不共佛法を示す。

【三八】智に由るとは十八の中最

後の三不共佛法を示す。業に由るとは十八の中第十三乃至

第十五の三不共佛法を示す。

【三九】此頌は一切相の妙智を顯

はす。三身とは自性、受用、變化の三身なり。

【四〇】一切の相とは無常等の十

六行相を云ふなり。又曰く無自性無生無滅、乃至無所得相なり。

【四一】一切處の他疑とは一切世

間人天の一切の疑惑なり。

【四二】轉する功德。眞諦譯には「行事の功德」とあり。

【四三】此旬は諸佛法身の自性を顯はす。諸佛は成實勝義清淨

なる眞如を以て自性と爲す。

【四】一切地に皆

出す、【二】諸

の衆生の上に

至り、【一】諸の

有情を解脱す。

【二】無盡無等の

徳と相應して、

【一】現に世間の

もの、【二】及び衆

會見るべく、【三】

見るに非ざるは人天等なり。

【二】復た次に、諸佛の法身は甚深なり、最も甚深なり、此の甚深なる相をば云何んが見るべきや。此

の中に多くの願あり、

【三】佛は無生を生と爲し、【二】亦た無住を住と爲し、【一】諸事無功用にして、【四】第四食を食と爲した

【四】此の句は其因を顯はす。一切地を修して成佛するを得。此の中出づば眞諦諱には

「出離す」とあり、無性釋には

「是れ極喜等の一切十地に皆

出離する義なり」とあり。

【三】此の句は其の果を顯はす、諸の有情中世尊は最上なり。

【二】世親釋に「諸の有情をして解脱せしむ」とあり。此句

は其業を顯はす。

【一】此の句は相應を顯はす。無邊不共なる徳と相應す。

【一】此の句は變化身を説く。變化身をば現に世間のもの見るべし。

【二】此の句は受用身と説く。受用身をば大衆會の地上の菩薩見るべし。

【三】世親釋に「諸の人天等は皆見る」と能はず」とあり。此の句は自性身を説く。

【四】第九門、法身は甚深なり。

【五】此頌は生住業住の甚深を顯はす、佛無生にして有生を現するを生甚深と名く。

【六】佛は生死に住せず涅槃に住せず即ち無住所涅槃を住と爲す、之れを住甚深と名く。

【七】佛は功用に由らずして一切事を作す、之れを業甚深と名く。

【八】四食とは一に不清淨依止住食、謂はく段食なり、二に淨不淨依止住食、謂はく觸、意思、識食なり、三に向淨依止住食、謂はく四食なり、四に唯示現依止住食、謂はく段等の假食を示現す。佛は此の第四食を食す、之れを住甚深と名く。

〔二五〕無異亦た無量なり、〔二六〕無數量なるも一業なり、〔二七〕不堅業堅業にして、諸佛は三身を具へたまふ。

〔二五〕等覺を現するに〔人法〕は有に非ず、〔二六〕一切覺は無に非ず、〔二七〕一一の念に無量にして、〔二八〕有非有に顯はさる。

〔二九〕染に非ず染を離るるに非ず、〔三〇〕欲に由つて出離を得、欲無欲を了知し、〔三一〕欲の法性に悟入したまふ。

〔三二〕諸佛は諸蘊を過え、諸蘊の中に安住し、〔三三〕彼れと一なるにも異なるにも非ず

〔三四〕捨てずして而も善寂なり。

〔三五〕諸佛の事相ひ難はること、

〔三六〕此頌は安立數業の甚深を顯はす。第一句は安立の甚深を示す、諸佛の法身無差別なるが故に無異と云ひ、無量なる依身等覺を現するが故に無量と云ふ。

〔三七〕此句は數甚深を顯はす。佛は無量なりと雖も同一業なり。

〔三八〕第三第四句は業甚深を顯す。其受用身の事業は堅住し其變化身の事業は堅住せず。

〔三九〕此頌は等覺を現する甚深を顯はす、遍計所執の實我實を得。若し種子を留めずして

法は有に非ず。

〔四〇〕圓成實性は眞有にして無に非ず。

〔四一〕一一の念中無量なる佛等正覺を現す。

〔四二〕眞如は有非有中道なり、佛は眞如の所顯なり。

〔四三〕此頌は欲を離るる甚深を顯はす。食欲無きが故に染に非ず、染無きが故に染を離るることも無し。

〔四四〕欲貪の現行を伏斷し欲貪の種子を故留して究竟の解脱を得。若し種子を留めずして

斷すれば聲聞等と同じく無餘涅槃に入る。

〔四五〕欲の眞如に悟入す。

〔四六〕此頌は蘊を斷する甚深を顯はす。諸佛は色等の五蘊を超過し無所得の法性蘊の中に住す。

〔四七〕諸蘊を超過せるが故に

にも非ず、諸蘊の中に住するが故に異にも非ず。

〔四八〕圓成實の蘊を棄てず即ち是れ妙善涅槃の體なり。

〔四九〕此頌は成熟する甚深を顯はす。諸佛の有情を成熟する

猶ほし大海の水  
の如し、我れ已  
に現に當に作す  
べきにも、他利

〔に於いて〕是の  
思無し。

〔七二〕衆生罪あり

て〕現せざるこ  
と、月の破器に

於けるが如し。〔佛は〕諸の世間に遍満し、

或は等正覺を現じ、或は涅槃を現じ、

諸佛の身は常〔住〕なるが故なり。

佛は非聖法、

佛は一切處に行じ、亦た一處にも行せず、

一切の事業平等なること大海  
衆流を容れ其水相雜りて和合  
無二なるが如し。

【七〇】無功用にして利他の事業  
を作す。

【七二】此頌は顯現する甚深を顯  
はす。佛身は常住なるも衆生  
に罪あり定水なし、故に佛月  
現ぜず。

【七三】此頌は等覺涅槃を示現す  
る甚深を顯はす。佛或は成佛  
を現じ或は涅槃を現すること  
火の或は燃焼し或は息滅する

が如し。

【七五】此の頌は住の甚深を顯は  
す。非聖法とは不善法なり。

佛は空無願無相に住して不善  
法を緣す。

【七六】佛は靜慮等至に住して人  
趣惡趣を緣す。

【七七】非梵行とは欲邪行なり。  
佛は慈悲等の四無量即ち四梵  
住に住して非梵行を緣す。

【七八】此頌は自體を顯示する甚  
深を顯はす。前二句を解する  
に二義あり、第一義は謂く、

佛の後得智は善不善無記等の  
中に於いて分別して轉するも  
無分別智は一處にも行ぜず。  
第二義は謂はく變化身は一切  
處に行するも其餘の二身は一  
處にも行ぜず。

【七九】變化身は一切に遍れくし  
て處處に見つべきも、其身所  
化の有情に同するが故に、所  
化の有情の六根にて分別了知  
する能はず。

法光日の如くなるに由る。

〔七四〕諸の世間に遍満し、  
法光日の如くなるに由る。  
或は等正覺を現じ、或は涅槃を現じ、  
諸佛の身は常〔住〕なるが故なり。  
佛は非聖法、人趣及び惡趣、  
非梵行の法の中に於いて、  
最勝なる自體にして住したま

佛は一切處に行じ、亦た一處にも行せず、  
一切〔處〕に於いて身を現じたまふも、  
六根の

(二六) 所行には非ず。

(二七) 煩惱を伏するも滅せず、毒呪の所害の如し、(二八)の惑(ありその)惑盡くるに至るに由り、佛の一切智を證したまふ。

(二八) 煩惱は覺分と成り、生死は涅槃と爲り、

(二九) 大便を具へたまふが故に、諸佛は、(三〇) 不思議なり。』

應に知るべし、是の如く説く所の甚深に十二種ありと。謂はく(一)生住業住の甚深(二)安立數業の甚深(三)等覺を現する甚深(四)欲を離るる甚深(五)纏を斷ずる甚深(六)成熟する甚深(七)顯現する甚深(八)等覺涅槃を示現する甚深(九)住の甚深(十)白體を顯示する甚深(十一)煩惱を斷ずる甚深(十二)不可思議なる甚深なり。

(一) 若くは、諸の菩薩は佛の法身を念す、幾種の念に由つて應に此の念を修すべし。一には諸佛は一切の法に於いて佛の法身を念するを説かば七種の念に由つて應に此の念を修すべし。一には諸佛は一切の法に於いて

【二七】所行とは所緣所知の義。  
 【二八】此頌は煩惱を斷ずる甚深を顯はす。前二句の意に曰く、菩薩位中煩惱の纏を伏するも未だ煩惱の隨眠を滅せず、譬へば衆毒呪力の所害の如し、體尙在りと雖も害を爲さず煩惱も亦爾り智了知するが故に體尙在りと雖も害を爲さず。  
 【二九】眞諦譯、世親釋、玄奘譯共に「惑を留め惑盡くに至り」とあり、由字を留字に作る。後の二句の意に曰く、諸の煩惱の隨眠を留るを以ての故に聲聞の如く速に般涅槃せず究竟し。  
 【三〇】第十門、七種に法身を念す。  
 【三一】前所說脚註(四七)の如く三の因緣に由るが故に不可思議なり。

佛の法身を念するを説かば七種の念に由つて應に此の念を修すべし。一には諸佛は一切の法に於いて



自在に轉ずることを得たまふ、應に此の念を修すべし、**【二六五】**一切の世界に於いて無礙〔神〕通を得たまふが故なりと。**【二六六】**此の中に頌あり、

『有情界に周遍したまふも、**【二六七】**障を具へ而かも因を闕き、**【二六八】**二種決定して轉ず、諸佛には自在無し。』

二には如來は其〔法〕身常住なり、應に此の念を修すべし、**【二六九】**眞如〔の理〕は無間に〔一切障〕垢を解脱するが故なりと。三には如來は最勝無罪なり、應に此の念を修すべし、一切の煩惱〔障〕及び所知障をば並に離繫したまふが故なりと。四には如來には**【二七〇】**功用あること無し、應に此の念を修すべし、功用を作さずして一切の佛事休息すること無きが故なりと。五には如來は大富樂を受けたまふ、應に此の念を修すべし、清淨なる佛土は大富樂なるが故なりと。六には如來は**【二七一】**諸の染汗を離れたまふ、應に此の念を修すべし、世間に生在したまふも一切の世法染〔汗〕すること能はざるが故なりと。七には如來は能く大事を成じたまふ、應に此の念を修すべし、等覺般涅槃等を

【二六五】 聲聞等の猶障礙あるが如きには非ず。

【二六六】 若し諸の如來一切法に於いて自在にして轉ずれば、何故に一切有情の類涅槃を得ざるや、此の一頌を以て是れに答ふ。

【二六七】 諸の有情には煩惱業等の障あり涅槃の因を闕き佛種性無きが故に諸佛は此に於て自在ありて涅槃を得せしむる能

はず。

【二六八】 二種とは、一作業決定、重業を作り果を招くも決定す。

二異熟を受くる決定、當に地獄に墮つべき等のこと決定す。諸佛は此に於て自在ありて涅槃を得せしむる能はず。

【二六九】 眞如の理とは法身のこと。

【二七〇】 天樂の如し。

【二七一】 紅蓮華の如し。

【二七二】

示現し一切有情にして未だ成熟せざる者をば能く成熟せしめ、已に成熟せる者をば解脱せしめたまふが故なりと。此の中に二の頌あり、

【二五】圓滿は(一)自心に屬すると、(二)常住と

(三)清淨とを具ふると、(四)無功用なると、

(五)能く有情に大法樂を施すと、

(六)遍く(世間に)行くも、(七)依止無きと、(七)

平等に、(八)多生を利するにして、一切の

佛(に)ある(に)なり、(九)智者は應に一切の念を

修すべし。】

復た次に、諸佛の清淨なる佛土の相をば

云何んが應に知るべきや。(一〇)菩薩藏百千契經の

序品の中に説きたまへるが如し。謂はく薄伽梵

(一六)最勝なる光曜の、(一七)七寶の莊嚴より大光

明を放ち、普く一切無邊の世界を照らし、(一八)無量の方所妙飾間列して、(一九)周圍際り無く其量測り難く、

(二〇)三界所行の處を超過し、(二一)勝れたる出世間の善根の起す所にして、(二二)最極自在の淨識を

【二五】此の頌に前の七種の佛法

身の圓滿を念することを略攝す。

【二六】依止とは煩惱苦の所依止たる有漏身を云ふ。

【二七】多生とは諸の有情なり。

【二八】智者とは大菩薩なり。

【二九】第二段、佛土を説く。此の中二門、第一門、佛土の相。

【三〇】此經未渡未翻。但し解深密經序品に出づる佛土の相是に同じ。

【三一】以下淨土莊嚴の相を説く。十八種の勝德圓滿なる處

なれば十八圓滿の華藏世界と云ふ。

【二九】一金、二銀、三瑠璃、四半

婆洛、車渠にして青白の間色なり、五過濕摩羯婆、石藏と譯す、翠綠玉なり、六赤真珠、七羯維恒諸迦、猫睛石或は水晶の異名。

【三〇】三界愛の所行の處に非ず諸の業業異熟果に非ず。

【三一】出世間の善根を因と爲し及び後に得る勝れたる善根を因と爲して淨土生起す。

【三二】此の淨土は佛の無漏純淨なる大圓鏡智の識上に現はれたる體相なり、此の識のみあり此識を離れて外に別に寶等有るに非ず。

相と爲し、(七) 如來の都する所、(八) 諸の大菩薩衆の云集する所、(九) 無量の天、龍、藥  
 又、健達縛、(一〇) 阿素洛、(一一) 揭路茶、(一二) 緊捺洛、(一三) 莫呼洛伽、人非人等の常に翼從する所にして、

(一四) 廣大なる法味、  
 (一五) 唯だ已に大地に入れる菩薩のみありて其中に止住し如來を輔翼す。  
 (一六) 此等は眷屬なり。  
 (一七) 天、天世界の有情なり。  
 (一八) 藥又(ヤクシヤ)。此に暴惡、勇健、輕捷等と譯す。鬼の類なり。  
 (一九) 健達縛(Gandharva)。此に尋香行と譯す。樂師は食の香氣を尋れ行き、歌舞音樂を作して食を乞ひ求む、故に樂師を尋香と云ふ。今健達縛とは天の樂神なり。  
 (二〇) 阿素洛(Aśura)。此に非天と譯す、天の類なり、而も諂詐多くして天の行ななければ名けて非天と云ふ。  
 (二一) 揭路茶(Kāṇḍika)。此に妙翅鳥と云ふなり。  
 (二二) 緊捺洛(Kinnara)。此に歌神と云ふ、能く歌詠を唱ふ。  
 (二三) 莫呼洛伽(Mahoraga)。此に大腹行と云ふ、大蟒を云ふ神なり。  
 (二四) 大乘の法樂を食と爲して能く慧命を任持す。  
 (二五) 煩惱、癩、死、天の四魔を離る。  
 (二六) 大念慧行。大念、大慧、大行の三、ともに智慧の區別なり、大乘を緣するが故に大と云ふ。即ち、

三 聞いて起る智慧 大念  
 四 思うて起る智慧 大慧  
 五 修して成る智慧 大行  
 六 大止妙觀。止とは梵に奢摩他(Samatha)と云ひ、煩惱不善を伏滅し三業寂靜なる禪定を止と云ふ、觀とは梵に毘婆舍那(Vipassana)と云ひ、定境を觀察する正慧を觀と云ふ。是の止觀に乘りて三慧の路に遊び所趣の園に往く。  
 七 空とは實我實法無き也。無相とは諸相を超越せる眞如也。無願とは三界苦也。願求すべきなしとする也。此三を緣する定を三解脱と云ふ、是れ涅槃淨土に入るの門也。

(十一) 諸の衆生の爲めに一切の義利を作し、(十二) 一切の煩惱「より作る所の」災横を蠲除し、(十三) 衆魔を遠離し、  
 (十四) 諸の「菩薩の」莊嚴に過えたる如來莊嚴の所依處にして  
 (十五) 大念慧行を以て遊路と爲し、(十六) 大止妙觀を以て所乘と爲し、(十七) 大なる空、無相、無願の「三」解脱を所入

卷の 下  
 (十六) 大止妙觀を以て所乘と爲し、(十七) 大なる空、無相、無願の「三」解脱を所入

の門と爲し、(十八)無量なる功德衆の莊嚴する所、三七「大寶」紅蓮華王(衆)の建立する所の「十八圓滿」の  
大宮殿の中に住したまひきと。是の如く清淨なる佛土を現示せり、(一)顯色圓滿(二)形色圓滿(三)量圓滿

(四)方所圓滿(五)因圓滿(六)果圓滿(七)主圓滿(八)輔翼圓滿(九)眷屬圓滿(十)住  
持圓滿(十一)事業圓滿(十二)攝益圓滿(十三)無畏圓滿(十四)住處圓滿(十五)路圓  
滿(十六)乘圓滿(十七)門圓滿(十八)依持圓滿なり。

(三六)復た次に、是の如き清淨なる佛土を受用するに一向に淨妙なり、一  
向に安樂なり、一向に無罪なり、一向に自在なり。

(三九)復た次に、應に知るべし、是の如き諸佛の法界は、一切の時に於  
いて能く五業を作すと。一には一切の有情の災横を救濟するを業と爲す、  
暫らく見る時に於いて、便ち能く官聲狂等の諸の災横を救濟するが故な

り。二には惡趣を救濟するを業と爲す、諸の有情を抜いて不善處より出  
だし善趣に置くが故なり。三には非方便の「行を」救濟するを業と爲  
す、諸の外道をして非方便を捨て解脱の行を求めしめ如來の聖教の中に  
置くが故なり。四には薩迦耶「見」を救濟するを業と爲す、能く三界を

超ゆる道を授與するが故なり。五には乘を救濟するを業と爲す、餘乘に趣かんと欲する菩薩及び

- 【二七】 大寶華王。大寶紅蓮華は一切の華中最勝なれば王と云ふ、花葉數多ければ衆と云ふ。
- 【二八】 第二門、佛土の受用。
- 【二九】 第三段、佛行を説く。
- 【三〇】 諸佛の法界とは即ち是れ法身なり。法身を證得し後變化身を起して救濟の用をなす。
- 【三一】 非方便の行とは好果なき非因の修行なり。
- 【三二】 超ゆ。論本には起に作り、世親釋には超に作る。
- 【三三】 餘乘とは今は小乘聲聞乘のこと。

三四 不定性の諸の聲聞等を抔拔し安處して大乘の行を修せしむるが故なり。此の五業に於いて應に知るべし諸佛の業用平等なりと。此の中に頌あり、

【三五】 因と依と事と性と行と、別なるが故に

「世間の」業異りと許す、世間の此の方別なること、無きが故に、導師には「業異ることあるに」非ず。」

【三七】 若し此の功德圓滿に相應すれば諸佛の法

身は聲聞獨覺乘と共せず、何なる意趣を以て佛は「一乗を説きたまへるや。此中に二頌あり、

【三六】 「一類を引攝し、及び所餘を任持せんが爲めに、不定種性に由りて、諸佛は一乗と説きたまへり。

【三七】 法無我解脱等しきが故に、性同じか

らず、二の意樂を得、化し、究竟す

「るが故に」一乗と説きたまへり。

【三四】 不定性とは定性に對す。聲聞種性より菩薩種性に、緣覺種性より菩薩種性に、或は聲聞より緣覺に緣覺より菩薩に轉根するを不定性と云ふ。

【三五】 因とは有情の生るる原因、依とは身體、事とは營農商賈等の事業、性とは意樂、行とは功用なり。

【三六】 導師とは諸佛なり。

【三七】 第四段、佛身餘論。此の中八門。第一門、一乗を説きたまへる意趣。

【三八】 一乗とは佛一乘なり。

【三九】 一類とは不定種性の聲聞所餘とは不定種性の菩薩也。

【四〇】 不定種性は遂に佛一乘に歸す、定性に由れば三乘各別なり。

【三一】 法とは眞如也。無我とは補特伽羅無我なり。解脱とは煩惱障に於ける解脱なり。此の三に於ては三乘同等なり、故に此點より一乗と説く。

【三二】 種性差別するが故に不定性の諸の聲聞等も亦當に成佛すべきを以て此意趣に由るが故に一乗と説く。

【三三】 二の意樂とは(一)攝取平等意樂、一切有情を自他不二平等に攝取し自他共に成佛す、(二)法性平等意樂、諸佛の法性と自己の法性と平等なりとす、此二の平等の意樂に由つて一乗と説く。

【三四】 佛、聲聞乘を化作し無量百返聲聞乘に依つて般涅槃し聲聞之れを見るに由るが故に

【三三】是の如く諸佛は同一法身にして而も佛に

多あり何に縁つて見るべきや。此中に頗あり、

【三七】一界の中に二佛無く、同時に無量

の菩薩資糧を圓満して、次第に轉ず

ることは理に非ず、故に「同時」多佛あるこ

とを成ず。」

云何が應に法身の中に於いて佛は畢竟し

て涅槃に入るに非ず亦た畢竟して涅槃に入らざ

るに非ずと知るべきや。此の中に頗あり、

【四〇】一切の障をば「解」脱するが故に、所作

竟り無きが故に、佛は畢竟して涅槃し、或

は「畢竟して涅槃せず。」

二には無量なる佛の衆會の差別見るべきが故に、

四には別別にして見んに自性「身」變動すること見るべきが故に、

涅槃を得、故に此の化を現じて共に涅槃するは平等なり一乘なり。

【三五】唯此一乘を最も究竟と爲すが故に一乘と説く。

【三六】第二門、佛身の一多。

【三七】一世界中二佛同時に出現すること無し。

【三八】次第に轉じて成佛する義あること無し。

【三九】第三門、佛涅槃の有無。

【四〇】第一句と第三句と、第二句と第四句と連續す。佛は一切煩惱所知二障を解脱するが故に(有餘)涅槃に入り、一切有情盡きざるが故にそれを成熟する所作も亦究まりなく從つて佛(無餘)涅槃に入る期な

し、故に佛は涅槃に入るに非ず入らざるに非ず、一方に偏執するは非理なり。

【四一】第四門、受用身即ち自性身に非ざる理由。

【四二】受用身には色身の見るべきあるも自性身は然らず。

【四三】受用身をば勝解に隨つて或は黃色或は青色或は少年或は童子と見んに、受用身即ち自性身ならば自性身も不決定となるべく、從つて道理に應ぜず故に二者異なる。

【四四】受用身を見るに前後別なり、然るに受用身即ち自性身ならば自性身も前後別異なるべし、從つて道理に應ぜず、故に二者異なる。

【四四】勝解に隨つて見んに自性「身」は不定なり、色身見るべきが故に、

五には別別にして見んに自性「身」變動すること見るべきが故に、

〔四四〕菩薩聲聞及び諸天等の種種なる衆會間雜すること見るべきが故に、六には阿頼耶識と諸の轉識との轉依非理なること見るべきが故に、佛の受用身は即ち自性身なることは道理に應せざるなり。

〔四五〕何に因りて變化身は即ち自性身に非ざるや。八因に由るが故なり。謂はく〔四六〕變化身即ち自性

身ならば〔一〕諸の菩薩久遠より來た不定を得てんに觀史多〔天〕及び人の中に於いて生ずることは道理に應せず。又〔二〕諸の菩薩久遠より來た常に

宿住を憶せるに書算數印工巧論の中及び欲塵を

受用する中に於いて正知する能はざることに道理に應せず。又〔三〕諸の菩薩は久遠より來た已

に惡說善說の法教を知れるに外道の所に往くは

道理に應せず。又〔四〕諸の菩薩は久遠より來た已に善く三乗の正道を知れるに邪なる苦行を修

すは道理に應せず。〔四七〕諸の菩薩は百

拘肢の諸の瞻部洲を捨てて但た一處に於いて等正覺を成じ正法輪を轉ずることは道理に應せず。

〔六〕若し〔餘の瞻部洲にて等覺を現成するを〕離れて〔唯だ獨り此の瞻部洲の中に於いて〕等正覺を成ずるを示現し唯だ化身を以て所餘の處に於いて佛事を施作す、即ち應に但た觀史多天に於いてのみ等

〔四五〕是れ受用身なるも自性身にはあらず。

〔四六〕阿頼耶識を轉じて自性身を得、諸の轉識を轉じて受用身を得。若し受用身即ち自性身ならば非理なり。

〔四七〕第五門、變化身即ち自性身に非ざる理由。

〔四八〕變化身即ち自性身ならばの句を凡て八因に通じて讀むべし。

〔四九〕變化身即ち自性身ならば一切の瞻部洲に通く同時に化

を現すべきも實は然らず、但だ一處に於て化を現す、故に

變化身は即ち自性身に非ず。

〔五〇〕百拘肢。眞譯譯には「百拘肢」とあり。

〔五一〕瞻部(ヂャムブ)洲は須彌

四洲の一、南方に位す。是れ印度古代の天文說にして我等の地球は瞻部洲なり。

正覺しやうかくじやうを成なすべし、「化身けしんは此この諸もろもろの四大洲だいしうに來きたつて佛事ぶつじを施せ作さす」。(七)何ぞ徧あまねく一切いっさいの瞻部洲せんぶしうの中に於おいて同時どうじに佛出ぼつしづと施設せつせつせざるや。(三三)すて既に施設せせつせず教けう無なく理り無なし。(八)多くの化けありと雖いも、而しかも彼かに二にの如よ來よ〔同時どうじ〕に世よに出現しゆつげんすること無なき言ごんに違たがはず、一ひとの(三三)四洲ししうに世界せかいを攝せつするに由よるが故ゆゑに二にの(三三)輪王りんわう同じく世よに出いでざるが如ごとし。此この中なかに頌じゆあり、

(三五)佛ぼつの微細みさいなる化身けしんは、多おほく(三三)處胎平じよたひやう等どうなり、一切種いっさいしゆの、等覺とうかくを成じやうすることを顯あは

はさんが爲ために而しかも轉てんず。』

一切いっさいの有情うじやうを利樂りらくせんと欲ほつするが爲ために發願ほつぐわんし修行しゆぎやうし大菩提だいぼだいを證しやうし畢竟ひつきやうして涅槃ねはんするは道理だうりに應おせず、(三三)願行果わんぎやうくわな無なく過失くわしつと成なるが故ゆゑなり。

(三五)佛ぼつの受用身じゆゆうしん及び變化身へんげしんは既すでに是これ無常むじやうなり。云何いかんが經きやうに如來にょらいの身みは常じやう〔住じやう〕なりと説ときたまへるや。此この二にの所依しよえの法身常ほつしんじやう〔住じやう〕なるが故ゆゑに、又また(三五)等流身とうりゅうしん及び(三三)變化身へんげしんは恆つねに受用じゆゆう

(三五)教證理證無なきが故ゆゑに説かす。

(三五)四洲ししうは須彌しゆみの四方しやうに位置ちゐする四大洲だいししう東方とうの弗婆提ふつぱだい、南方なんの瞻部せんぶ、西方しやうの瞿耶尼くくやに、北方ほくの鬱單越うんぜんえつなり。

(三五)輪王りんわうは具ぐに轉輪王てんりんわう也。即すなはち位ゐの時輪寶じゆりんぼうを感得かんとくし此これを轉てんじて天下てんかを治ちむ。

(三五)此頌こしゆは諸佛しよぶつの等覺とうかくを化現けげんすることを顯示けんじす。若し爾時にに於おて佛現ぶつげんに觀史多天くわんしだてんに安住あんじし彼かより没ぼつして母胎ぼとに入る等とうを示しし、即すなはち彼の時ときに於おて尊者おんじ舍利子せりし等の無量むりやうの眷屬けんじやく亦また入胎に出生等しゆしうの事ことを現げんするを化作けさくす。是この如ごとき變化へんげの眷屬けんじやくを安あん

立たするは一切種いっさいしゆの覺殊勝かくしゆしやうなる佛事ぶつじを顯けんはさんが爲ためなり。

(三五)佛ぼつ及び化作けさくせる舍利子せりし等とう入胎にするは同時平等どうじびやうどうなり。

(三五)有情うじやうを利益りやくする事こと未なだ訖しらざるに畢竟ひつきやうして涅槃ねはんに入いれば願行わんぎやうの二種にしゆ空くうしくして果無くわし是れ過失くわしつとなる、故ゆゑに涅槃ねはんを現げんするは變化身へんげしんにして自性じぎやう身に非なず。

(三五)第六門だいじゆくもん、法身常ほつしんじやう任説にんじやく。

(三五)等流身とうりゅうしんとげ受用身じゆゆうしんなり。受用身じゆゆうしんは恆つねに菩薩衆ぼさつしゆ中に於おて大法樂だいふらくを受用じゆゆうして休廢無しゆはいむし、猶なほし世間せけんに常じやうに樂らくを受うくと言ことふが如ごとし。

(三三)變化身へんげしんは數數すうすう現化げんげして永えい



して休廢なきを以ての故に、數數現化して永へに絶えざるが故に、常に樂を受くるが如く、常に食を施すが如く、如來の身も常なること應に知るべし亦た爾なりと。

【二三】

六因に由るが故に諸佛世尊の現じたまへる所の化身に畢竟住するに非ずと。一には所作究竟し有情を成熟し已に解脱したまふが故に、

【二四】

二には、涅槃を樂はざることを捨離せしめん

が爲め、如來の常住の身を求「めし」むるが爲めの故に、三には、諸佛を輕毀することを捨離せしめ、甚深にして正しき法教を悟らしむるが爲めの故に、四には佛に於いて深く渴仰を生ぜしむるが爲め、數は見る者厭意を生ずるを恐るるが故に、五には「世尊將に般涅槃す」と知りて「便ち」自身に於いて勤めて精進することを發さしめ、正說者をば得べきこと難しと知るが故に、六には、諸の有情極めて速かに成熟し自ら精進して軛を捨てざらしむるが故なり。此の中に二頌あり、

【二五】

所作究竟し、涅槃を樂はざることを捨て、諸佛を輕毀することを離れ、深く渴仰を生じ、内自ら正勤を發し、極めて速かに成熟する爲めたるに由る。故に佛の化身は、而も畢竟住す

へに斷絶せず、猶し世間に常に食を施す言ふが如し。

【二二】第七門、化身無常說。

【二三】常住の涅槃を樂はしめん

が爲めに世尊は變化身に於て假りに滅を現じ身の無常を顯はす。

【二四】諸佛の其身常住なり佛に在つて増さず凡夫に在りて減らすと謂はば、甚深なる法教

を悟解するに於て方便を勤めず輕毀を生じ己見に執す、是れを離かんがために變化身の無常を説く。

【二五】世間の正說法者たる世尊若し無ければ世間に依るべき者無し是の如きを知つて勤めて精進す。

【二六】此頌に前の所説を略攝す。

るに非ずと許す。』

【三六】諸佛の法身は無始の時より来た無「差」別無量なり、「爾らば」應に得んが爲に更に功用を作すべ

からず。此の中に頗

あり、

【三七】佛の「證」得

は無「差」別無量

にして因なり、有情若し「正」勤功用を捨つれば、證得は恆時に因と成らず、【三六】是の如き因を斷ず

るは道理に應せず。』

【三九】阿毗達磨大乘經中の攝大乘品をば我れ

【三〇】阿僧伽略釋すること究竟せり。

【三六】第八門、法身常住の難。

難意に曰く、法身等無差別

無量にして一切に普通せば、

證得せんために修行するの要

なしと。

【三七】此類は難意に答ふ。證得

とは法身を證得するなり。

【三八】若し他のもの既に作すが

故に我れ當に作すべからずと

するは成佛の因を斷するもの

にして道理に應ぜず。

【三九】第五段、流通分。是れ斯

論一部の結論なり。

【三〇】アラムガは無著と譯す、

造論者の名なり。

# 攝大乘論本條目

## 總標綱要分第一

- 第一段、十相を略標す……………二
- 第二段、十相を略顯す……………二
- 第三段、大小乘を簡別す……………四
- 第四段、十相の次第を説く……………五

## 所知依分第二

- 第一段、阿頼耶識の教證を擧ぐ……………七
- 第二段、阿頼耶識の異名を訓す……………八
- 第一門、阿頼耶……………八
- 第二門、阿陀那……………八
- 第三門、心……………九
- 甲、因に意を説く……………一〇
- 乙、心の理證……………三
- 丙、心の名を釋す……………三
- 第三段、聲聞乘中阿頼耶識の名を説かざる所以を辨す……………三
- 第四段、聲聞乘中異門密意を以て阿頼耶識を説けることを示す……………四
- 第一門、增壹阿笈摩の四阿頼耶……………四

- 第二門、如來出現四德經の阿頼耶……………四
- 第三門、大業部の阿笈摩の根本識……………五
- 第四門、化地部の窮生死蘊……………五
- 第五段、阿頼耶の名の最勝なることを説く……………五
- 第六段、阿頼耶識の三相を辨す……………七
- 第一門、自相……………七
- 第二門、因相……………七
- 第三門、果根……………七
- 第七段、熏習の義を説く……………七
- 第八段、阿頼耶識と種子との一異を辨す……………七
- 第九段、阿頼耶識と七轉識の諸法と互に因果と爲るを説く……………九
- 第一門、三法展轉因果同時……………九
- 第二門、所熏と能熏との關係……………九
- 第三門、阿頼耶識の自性……………三三
- 甲、種子及び熏習の諸義……………三三
- 乙、内外種の區別……………三四
- 第四門、中邊分別論の伽陀……………三四

第五門、阿毗達磨大乘經の伽陀……………三二

第六門、二緣起と四緣との相配……………三六

第十段、阿頼耶識無ければ過失を成ずることを論ず……………三六

第一門、煩惱雜染成ぜざる過失……………三七

甲、六識に就て論ず……………三七

乙、上地より來生するに就て論ず……………三七

丙、煩惱を對治する識に就て論ず……………三六

丁、出定後識生するに就て論ず……………三六

第二門、業雜染成ぜざる過失……………三六

第三門、生雜染成ぜざる過失……………三六

甲、結生相續に就て論ず……………三六

乙、五色根に就て論ず……………三六

丙、識と名色との相依に就て論ず……………三六

丁、識食に就て論ず……………三六

戊、等引地に結生するに就て論ず……………三六

己、無色界に生ずるに就て論ず……………三六

庚、出世間心現前するに就て論ず……………三六

辛、死没時上昇下墜するに就て論ず……………三六

第四門、世間の清淨成ぜざる過失……………三三

第五門、出世の清淨成ぜざる過失……………三三

第十一段、阿頼耶識の存在を論證す……………三三

第一門、熏習に就て論ず……………三三

第二門、水乳の譬等に就て論ず……………三三

第三門、滅盡定に就て論ず……………三六

第四門、出定に就て論ず……………三六

第五門、廣く滅盡定有心説に就て論ず……………三七

第六門、略して滅盡定有心説に就て論ず……………三六

第七門、色心互熏説に就て論ず……………三六

第八門、死生の心出定の心に就て論ず……………三六

第九門、阿羅漢の最後心に就て論ず……………三六

第十門、頌を擧ぐ……………三六

第十二段、阿頼耶識の差別を辨す……………三六

第一門、引發の差別……………三六

第二門、異熟の差別……………三六

第三門、緣相の差別……………三六

第四門、相貌の差別……………三六

甲、共相と不共相……………三六

乙、麤重相と輕安相……………三六

丙、有受盡相と無受盡相……………三六

丁、譬喩相……………三六

戊、具足相と不具足相……………三六

第十三段、阿頼耶識の性質を説く……………三六

所知相分第三……………三六

第一段、總じて三相を説く……………三六

第一門、依他起相……………三六

第二門、徧計所執相……………三六

第三門、圓成實相：……………	三〇
第二段、別して依他起相の諸識を明す……………	三〇
第一門、諸識分別：……………	三〇
第二門、諸識の唯識無境の理……………	三〇
甲、夢等の喩を以て證す……………	三〇
乙、覺時唯識の理を覺らざる理由……………	三〇
丙、唯識の教證及び理證……………	三〇
第三門、眼等の識の唯識無境の理……………	三〇
第四門、身乃至能受の識和合して轉する理由……………	三〇
第五門、世識等差別して轉する理由……………	三〇
第六門、諸識の唯識性……………	三〇
第三段、總じて三自性を説く……………	三〇
第一門、依他起の自性……………	三〇
第二門、徧計所執の自性……………	三〇
第三門、圓成實の自性……………	三〇
第四段、別して徧計所執の自性を明す……………	三〇
第五段、三自性の異不異を辨す……………	三〇
第六段、總じて三相の種類を説く……………	三〇
第七段、別して徧計所執の種類を示す……………	三〇
第八段、因に十種の分別を説く……………	三〇
第九段、別して依地起の種類を示す……………	三〇
第十段、徧計依他の自性は同體に非ざるを説く……………	三〇
第十一段、依他起性あることを證す……………	三〇

攝大乘論本條目

第十二段、三自性の教證を説く……………	三〇
第十三段、依他起性の喩を説く……………	三〇
第十四段、依他起性に於いて生死即涅槃を説く……………	三〇
第十五段、三種の法と三自性とを相配す……………	三〇
第十六段、三自性の密意に依つて常無常非常非無常等を説けるを明す……………	三〇
第十七段、四種の意趣四種の秘密を説く……………	三〇
第十八段、大乘法を釋する三相を説く……………	三〇
第一門、緣起を説くに由る……………	三〇
第二門、法の相を説くに由る……………	三〇
第三門、語義を説くに由る……………	三〇
甲、徳處に由る……………	三〇
乙、義處に由る……………	三〇
入所知相分第四……………	三〇
第一段、悟入の人を説く……………	三〇
第二段、悟入の位處を説く……………	三〇
第三段、悟入の緣を説く……………	三〇
第一門、三種の相にて心を練磨するに由る……………	三〇
第二門、四處を斷するに由る……………	三〇
第四段、悟入の因及び相を説く……………	三〇
第一門、熏習の種類に由る……………	三〇
第二門、四尋思に由る……………	三〇
第五段、悟入の所及び相を説く……………	三〇

彼入因果相分第五

第六段、悟入の所爲(目的)を説く……………六  
 第七段、悟入の修行を説く……………八七  
 第一門、地前の修行……………八八  
 第二門、地上の修行……………八八  
 第三門、教授の二類……………九〇  
 第四門、別の五現觀の伽他……………九二  
 第一段、總じて六波羅蜜多に依つて悟入する因果を説く……………九三

第二段、別して六波羅蜜多の諸の義門を説く……………九五

第一門、六波羅蜜多の數量……………九五

第二門、六波羅蜜多の相……………九六

第三門、六波羅蜜多の次第……………九七

第四門、六波羅蜜多の訓詞……………九七

第五門、六波羅蜜多の修習……………九八

第六門、六波羅蜜多の差別……………一〇〇

第七門、六波羅蜜多と諸の善法との相攝……………一〇二

第八門、六波羅蜜多の所對治……………一〇二

第九門、六波羅蜜多の功德勝利……………一〇三

第十門、六波羅蜜多互に決擇す……………一〇三

第三段、六波羅蜜多を結説す……………一〇三

彼修差別分第六

第一段、十地安立の理由を説く……………一〇四

第一門、十地の名目……………一〇四

第二門、十地の數量……………一〇四

甲、十相の所知の法界……………一〇四

乙、聲聞菩薩の無明の差別……………一〇六

第二段、十地の名を釋す……………一〇六

第三段、十地を得る相を説く……………一〇七

第四段、十地を修する相を説く……………一〇八

第五段、十地を修する時間を説く……………一〇九

増上戒學分第七

第一段、總じて増上戒の四種の殊勝なることを擧ぐ……………一一一

第二段、別して増上戒の四種の殊勝なるを説く……………一一一

第一門、第一差別殊勝なること……………一一二

第二門、第二共不共の學處殊勝なること……………一一三

第三門、第三廣大殊勝なること……………一一三

第四門、第四甚深殊勝なること……………一一三

第三段、四種の殊勝なることを結ぶ……………一一四

増上心學分第八

第一段、總じて増上心の六種の殊勝なることを擧ぐ……………一一五

第二段、別して増上心の六種の殊勝なることを説く……………一一五

第一門、第一所緣の差別……………一一五

第二門、第二種種なる差別……………一一五

第三門、第三對治の差別……………一二五

第四門、第四堪能の差別……………一二六

第五門、第五引發する差別……………二六  
第六門、第六作業の差別……………二六

甲、大神通……………二六  
乙、十難行……………二六

丙、布施等の行……………二七  
丁、十惡行……………二八

戊、甚深なる佛の法……………二九

**増上慧學分第九**

第一段、總じて無分別智の義門を擧ぐ……………三二  
第二段、別して無分別智の義門を説く……………三三

第一門、無分別智の自性……………三三  
第二門、無分別智の成立の相……………三三

第三門、無分別智の種類……………三七  
甲、加行無分別智の三種……………三七

乙、根本無分別智の三種……………三七  
丙、後得無分別智の五種……………三七

第四門、無分別智を成立する因縁……………三七  
第五門、無分別智即ち般若波羅蜜多なり……………三六

第六門、聲聞等の智と菩薩の智との五相の差別……………三六  
第三段、因に三學成就の菩薩施さざる因縁を説く……………三六

**果斷分第十**

第一段、總じて果の斷を説く……………三三  
第二段、別して果の斷を説く……………三三

第一門、生死……………三三  
第二門、涅槃……………三三  
第三門、二の所依……………三三  
第四門、轉依……………三三

**彼果智分第十一**

第一段、佛身を説く……………三四  
第一門、三種の佛身……………三四

第二門、法身の相……………三五  
第三門、法身の初證得……………三五

第四門、法身の五種の自在……………三六  
第五門、法身の三度の依止……………三六

第六門、法身を攝持する佛法……………三六  
第七門、法身等の同異……………三六

第八門、法身相應の徳……………三六  
第九門、法身は甚深なり……………三七

第十門、七種に法身を念す……………三七  
第二段、佛土を説く……………三七

第一門、佛土の相……………三七  
第二門、佛土の受用……………三七

第三段、佛行を説く……………三七  
第四段、佛身餘論……………三七

第一門、一乘を説きたまへる意趣……………三五  
第二門、佛身の一多……………三五

第三門、佛涅槃の有無……………一五  
 第四門、受用身即自性身に非ざる理由……………一五  
 第五門、變化身即自性身に非ざる理由……………一五  
 第六門、法身常住説……………一五

第七門、化身無常説……………一五  
 第八門、法身常住の難……………一六  
 第五段、一論の流通分……………一六





にあり。本論の註釋者は此題號に關して種種なる解釋を施せども、其說時に譯語上のみの字義に拘泥し、甚だしく煩瑣に陥り、却つて迂遠なる點多し、今此等を一一説明するの必要なかるべく、實際上に於ては以上の解釋のみにて十分なるべく、又比較的適切なるべしと信す。

本論の著者を南羯羅塞縛彌(Sankarasiyami)又はシヤンカラ(Shankara)といふ。南羯羅を骨鑲と譯し、塞縛彌を主と譯す。通常之を南羯羅主といふは、其前半は原名の音譯にして後半は譯語なるを梵漢兼舉したるなり。此菩薩は陳那菩薩の弟子なることは疑

なけれども、其個人的經歷等傳記に關しては全く所傳を缺くが故に明ならず。然れども其生存年代は大凡西洋紀元四百五十年より五百五十年の間頃なるべく、支那の宋齊梁、我國の安康帝より欽明帝まで頃に當るが如し。

【二、譯者及び譯書】 唐代玄奘三藏、印度に遊びて此論本を得、歸朝して

後三年日、即ち太宗貞觀二十一年八月六日弘福寺に於て譯出し、因明入正理論と題したり。

本論の原書は早く已に失はれたりと見え、現今に於ても未だ世に現はれず。而して玄奘三藏の此書は其後西藏の西部釋迦寺に於て一西藏僧と一支那僧との協力によりて西藏語に重譯せられ、現今猶西藏大藏經中に存す。其西藏名を Tshad-mahi-dstan-dpos-tis-pa-las-pa といひ、同じく因明正理

入の意なり。此西藏譯本には支那譯の題名を其儘支那字音を取りて保存するのみならず、明に支那

【一】 南羯羅主を通常天主ともいふ。

【二】 Tshad-mahi-dstan-dpos-tis-pa-las-pa は通常梵語の Pramanā-śāstra (量論)に當れども、茲にては Heuvidya(因明)と同じ意味なり。

の譯者(譯者) *Thaṅ-gam-tsan* (即ち玄奘) によりて漢譯せられたるものより西藏語に再譯する旨を附加せり。

恐らく當時已に原書の梵本を得る能はざりしが爲めに、支那譯より重譯せるなるべし。然るに西藏譯

本にては本論の原著者を陳那菩薩となし商羯羅主の名を出さず。是証た奇なれども、明に再譯者又は

後世の西藏人の誤ならざるべからず。西藏大藏經中には陳那の因明正理門論 (*Thaṅ-gam-tsan* 譯 *Thaṅ-gam-tsan*)

も梵本より譯出せられて、本論と共に保存せらるれば、偶偶此の如き混亂を來たせるなるべ

し。思ふに因明としいへば直に陳那を聯想する程に陳那は因明の大家にして、所謂新因明を確立せし

めたる人なるに、商羯羅主は其如何なる人なるか全く不明なれば、入正理

論の著者は正理門論の著者と同一と速斷せられたるなるべし。されど支那

譯より再譯せる限り、支那譯を標準とすべく、玄奘所傳に從つて商羯羅主

は陳那と別人となすを至當とすべきが如し。殊に兩論の内容を比較考究す

れば、決して同一著者の手に成れりとは見るべからざればなり。

【三】本論の旨趣及び梗概 本論の直接に基く書は、著者の師陳那菩薩の著はせる因明正理門論

(*Hevuridyā-nyāya-dvānāstha*) なるを疑なし。此書も亦因明論全體に對する綱要書にして入門を旨

とすれども、陳那が其新因明の全組織を示したるものなれば、初學者に對しては必らずしも甚だ易解な

りといふにはあらず。故に商羯羅主更に簡潔明截に新因明の主旨を叙述し、眞に手際よく冗を去り綱

【三】玄奘の支那譯を西藏文字にて表はせるものなり。  
【四】門 (*Thaṅ-gam*) は入と同義なり。

を擧げて入門書を作れるなり。故に其主意とする所は直接には正理門論に對する概論序説にして、進んで新因明の全體并に因明論の諸説の要義を提示するにありといふべし。

著者によれば因明論全體の大綱は眞能立似能立眞能破似能破眞現量・似現量・眞比量・似比量、四眞四似の八義又は八門によりて残りなく總括せられ得ること本論最初の一頌の示すが如し。

因明に於て 三支(又五分)作法によつて立量する目的は全く(一)自己の主張を論證提示し、對者をして之を承認せしむると、(二)他人の主張に對して反對し、其誤謬を覺らしむるにあるが故に、如何なる場合にも常に悟他の効果を有せざるべからざるなり。然らざれば立量主張正しくとも一種の過誤を有すとせらる。(一)の場合何等の誤謬なく正當の果を生ずるとき之を眞能立となす。何れかに缺點ありて正當ならざる時は、似能立となる。其缺點誤過の種類によつて通常三十三種ありとなす。之を三十三過といふ。(二)の場合反對者が全く正當にして効果を收め得ば、是眞能破なり。眞能破は必ずしも似能立と相對し兩者矛盾の關係をなすものなれば、眞能破は必ずしも一度對者が立量することを豫想す。然るに若し反對者の言に缺點ありて能破として完全ならざる時は似能破とな

- 【五】 四眞の眞能立等の眞は四似の似に對してのみ特に附加したる文字なり。單に能立・能破・現量・比量とのみ呼ぶが通常なり。
- 【六】 三支作法は新因明の用ふる所にして、五分作法は古因明の用ふる所なり。此等は後に説明すべし。
- 【七】 似(Anvaya)は似而非の意なり。
- 【八】 之を「能破の境は體即ち似立」といふ。眞能破に對するものは其體似能立なりとの意。

なり。眞能破は必ずしも一度對者が立量することを豫想す。然るに若し反對者の言に缺點ありて能破として完全ならざる時は似能破とな

る。此似能破に對するものは必らず 眞能立なりとは一般にいはるる所なれども、此言は論理的には嚴密にあらす。何となれば似能破と似能立とは或場合には兩立し得るを以て、似能破と眞能立とは常に矛盾の關係をなすにあらざればなり。故に似能破に對するものは眞能立なることもあれど、又似能立なることもあり得るなり。此等の四は何れも悟他的にして、全く論證に關す。

已に悟他的なりとせば、其は必らず自悟門に基き居らざるべからず。此自悟門に現量と比量とあり。現量とは感覺的の直接未分の知識を得る手段并に其得られたる知識をいふ。經驗論的にいへば、是即ち凡ての知識の根本基礎にして、廣く一般にいふも、凡て知識は之を以て其始となす。比量とは現量に基いて分別推理する手段并に其によりて得る知識なり。是が能立能破の如き論證として現はるるなり。此現比二量には眞なるものあり、似なるものあり、之によりて四種となる。何れも自悟的にして直接知識と推論とに關するものなり。

因明論全體其旨多義なりと雖以上八門によつて其總ての要領を包括し得。然れども此八門を順次に解釋し行けば、時に徒に冗漫にして機械的に流れ易く、又重複に互ることなきにあらす。されば

【九】之を「似破の境は即ち眞能立」といふ。似能破に對するものは眞能立なりとの意。

【一〇】若し能立の方面よりいへば、又同じく眞能立に對しては必らず似能破なれども、似能立に對しては眞能破なることもあり、似能破なることもあり得。此等の關係は左圖の如し。

本論長行に於ては之を適宜に開合して、眞能立・似能立・眞現比・似現比・眞能破・似能破の順序となし六門に締めたり。眞能立は宗因・喻三支の定義・説明・實例を擧げ示したるものにして、似能立は三支の過誤三十三種を説明したるものなり。此二門は比較的詳細なれども自餘の四門は唯略説のみに止まる。實にや、初二門を解し得ば、目的より見たる因明全體の如何なるものなるかは大體之を知悉するに殆んど遺憾なきに庶幾かるべきなり。

【四、本論の註釋】印度に於て本論が特に研究せられたる形迹は今之を知るに由なし。玄奘一度之を譯出して以來今に至つて殆んど千二百七十餘

年、此間和漢の學匠大に之を研究し、其註釋書も甚だ多し。元祿年間通印の集録する所と寶永年間鳳潭の記す所とによりて見るに、本論全部に註釋し、又は一部に註し、或は此等の註釋書に更に註釋する等、兎に角本論に關係する註釋書實に百數十部以上二百部にも垂んとす。更に此等集録に洩れたるもの、並に此集録以後に作られたるもの、又其中にて世に公にせられざりしもの等を加へなば、恐らく數百部にも上るべきか。其盛なること實に驚くべく、此の如きは恐らく他に類例少なかるべし。然れども現今に於ては多く散佚し、支那撰述にて殘るもの僅かに十五部に過ぎず。此中最も古くして又最も重要なるは、

唐代 文軌の因明入正理論疏と同慈恩の因明入正理論疏となり。後者は上中下三卷ありて更に各

【二】上中下三卷の中今は上卷のみ存す。續藏經第一輯第八十六套第四冊にあり。文軌は其疏の序文によれば玄奘の室に入りて指教を受けたる人、世の學者の解の正しからざるを以て之を著はせるなり。

上下に分るるが故に合せて六卷となる。殆んど因明全般の事を網羅し、因明研究上重要なものにして、世に之を大疏と通稱す。本論研究には常に坐右に備ふべき註釋書なれども、其註解中には誤認も存し、概して字義の穿鑿、煩瑣の分類、冗漫の解説に流れ、老然たる分量の割合には因明の論理學的意義を發揮せしめし點甚だ少し。

和漢にありて因明の研究は即ち主として此大疏の研究并に本論の研究にして、多くは相宗の學者によりて研究せられたり。實際上にありては論議講論凡て此法則を應用し、之に準據するを常とす。されば印度に於ても亦支那日本に於けるが如く、因明の一斑を會得するにあらざれば、佛教論書の或者は之を了解するに甚だ難きものあり。故に因明の研究は、因明其者の研究の價値ある以外、佛教研究の準備としても亦忽にすべからざるものありといふべし。

【五、本國譯の方針】 嚴密なる意味よりいへば、因明の研究は單に字義の穿鑿校證等訓詁的研究のみによつて其目的を達し得べきものにあらず。勿論本論に關する傳承的研究の長き爲め一應此等を知るの必要存すと雖、而かも之のみによつて能事畢れりといふにはあらず。本國譯者は曾て「二、參考論理學(博文館發行)を編し、其第二部に於て古因明(前編)新因明(後編)の大體の要領を叙述し、多くは古來の説に基き、之に論理學的解釋を施さむと試みたり。所謂古因明に關する方面は軌近印度哲學

【三】 此書四二〇頁第五行目  
「一因二喻を二分」は「三分」の  
誤植。五六頁第六行目「次  
の因と宗の主辭」とは「宗の賓  
辭」の誤植。

の研究の成果によりて古來相承の説の必らずしも正當ならざることを明にせるを以て、該書に於ても主として此の輓近の成果に據らむとせしが、當時研究猶未だ足らず、多くはドイセン氏の説に従ひたれば今より之を見れば誤謬あり、杜撰の點ありて罪を讀者に負ふもの多し。常に機會を得て之を訂正せむことを希ひしが、幸に今此機を借りて宿望の一分を遂げむとす。されど本國譯書の性質上餘りに専門的に傾くを得ざるものあるが故に、單に大體上の筋道のみを叙するに留まるべし。新因明を叙する後編の部は古來の説により更に論理學的に解釋したるものにして、大體上猶可なるものなるべけれど、而かも亦本國譯に於て説明を異にしたるものなきにあらず。何れにしても本國譯に述べらるるものを取るべきなり。然りと雖入正理論其者を逐次的に解せむには古來の説に於ては或は嚴密ならざる點あり、或は誤り解せられたる點あり、或は疑はしき解釋ありて、其儘には従ひ難きものなきにあらず。故に本國譯にては凡て此等の點に關しては一般因明並に論理學の法則及び前後の文勢、所破の學說に照らして、努めて合理的の解釋を施したれば古來の解釋と異なるもの多し。本國譯者は決して古徳先匠の白璧の微瑕を訾摘して快を貪るの冒瀆を敢てするものにあらずと雖、是亦因明論の性質上止むを得ざるものあるが爲めなり。但し因明論に於ては誤れる解釋にても、其儘歴史的並に教理的に必要なる場合甚だ多ければ篤學の士は往いて

其等の書に就いて

【三】 重要な書は慈恩大師の大疏六卷にして、之を解する

には風潭の大疏瑞源記、苑瓊の大疏方隅錄等を可とせむ。

達意的のものとして村上專精博士の因明學全書、又は近頃改版の佛敎論理學及び前



學ぶべく、其によつて古徳の慘憺たる苦心に感謝すべきなり。

## 第二一

### 【六、因明の意義及び性質】

因明に關する歴史的發展を叙する前に、先

づ因明の概念を明にせざるべからず。因明は聲明(Sūtrā-vidyā)・工巧明

(Śilpashāstra-vidyā)・醫方明(Īkṛtiśāstra-vidyā)・内明(Adhyātma-vidyā)と共に五

明の一をなし、古くより佛敎内に於て研究應用せらるるものなり。五明の

分類は佛敎家のいふ所にして印度一般には認められざるものなれば、因明も亦佛敎家の命名にして、

佛敎以外に於て此名稱の用ゐらるること殆んど無しといふも可なる程なり。因明には古因明と新因明

とありて、前者は五分作法により、後者は三支作法による。普通の例にていへば左の如し。

### (一) 五分作法の例

宗——聲は無常なるべし。

因——所作性なるが故に。

喩——所作性なるものは無常なり、譬へば瓶等の如し。

合——聲は所作性なり。

記參考論理學第二部後編等あり。因明を了解するには形式論理の概要を知らざるべからず。以下に於ては凡て讀者の論理學に於ての知識を豫想すべし。

【四】分も支も共に同意味にして何れも梵語の Avayava の譯語なり。

結——故に聲は無常なり。

(二) 三支作法の例

宗——聲は無常なるべし。

因——所作性なるが故に。

諸所作性なるものは實に皆無常なり。猶瓶等の如し。

今之を形式論理學と比較せむ爲に其三段論法を例示せば左の如し。

大前提——凡て所作性なるものは無常なり。

小前提——凡て聲は所作性なり。

斷案——故に凡て聲は無常なり。

以上を比較せば、宗及び結は凡て斷案に當り、因と合は皆小前提、

喩は大前提に該當するを見るべし。因明といふ時の因は兩作法中の因

をいふものなれば、形式論理學の小前提に當る。然るに因明作法にては小

前提の主辭を省き唯其實辭のみを擧ぐ。此實辭は形式論理學にては媒

概念と稱せらるるが故に、因とは媒概念といふにも當る。又因明の明は

【一五】因の場合には小前提の主辭即ち聲を省きて實辭のみを擧げたるなり。

【一六】三支作法にては喩に兩種ある故に多少の相違あれども、結局は同じこととなる。

五分作法にては凡てに當たる語なく、又兩作法とも實例を伴ふこと等の差あれども、此等は後に説くべし。今は大體を示すのみ。

【一七】或は中名辭とも稱せらるれども、其名は現今にては餘りに古しとせらる。

【一八】因明にては全體の名辭を部分の名辭にも用ゐる、又逆に部分の名辭を全體の名辭にも用ふるゝ常とす。所作性なるが故にこの一命題を因とも稱し「所作性」なる一概念をも、第二支にある時は、因と稱す。

元來知る (Veri) なる動詞の語根より知又は學 (Veritas) なる名詞となれる語を譯したるものなれば、現代の語にては (一九)、學の意味と見るべし。故に因明とは因に關して研究する學、即ち媒概念に關する學の意味なり。

因明作法と三段論法とを對照して最も著しき相違は、前者は宗即ち斷案を最初とし、後者は之を最初となす點にあり。大前提・小前提・斷案の順序による式は之を推理と稱し、已明の前提より未明の斷案歸結を導出するもの、之に反して斷案を最初に提出するものは已に其到達すべき歸結を明にし居るものにして、之に對し適當なる理由根據たる前提又は推理を與へて斷案を確立せむとすにあり。之を論證 (Proof) 又は Probation) と稱す。若し前出の斷案が不確實又は不能なる時は之に對し其誤を指摘し又は之に對して他の正しき論證を提出す。之を駁論 (Refutation) と稱す。論證も駁論も共に推理を方法論的に應用したるものにして、如何なる場合にも推理を豫想せざるることなし。是によつて觀るに (二〇) 因明作法は純粹の推理にあらざりて、全く論證又は駁論なりといはざるべからず。而して論證は能立にして駁論は能破なり。單に能立の過誤のみを指摘する能破は顯過破にして、完全に作法即ち論式を立てたる能破は立量破なり。是亦駁論の二方面に相當す。

【元】 明を動詞に見て「因の義を明にするが故に因明といふ」は譯字の字義に拘泥し過ぎたる一種の誤解也。

【三】 因明と因明作法とは全然同一にはあらざることな注意するを要す。

已に論證又は駁論なりとせば、此は提出者即ち立者の存在は勿論、之に對する相手即ち敵者の存在を豫想することいふ迄もなし。故に因明は立者と敵者とが相對したる上にて、主張と其承認、又は主張と反駁との間の法則等を研究するものといふを得。即ち因明は論場に於ける論争の法則等に關するものにして、従つて必らず悟他の効果を擧げざるべからざるものなり。然らざれば立量正しくとも、一種の過誤たるを免れず。

論證も駁論も已に推理を豫想すとせば、因明に於ても亦推理を論せざるべからざるべし。推理は即ち比量なれば、比量は論證を逆用ゐて適當なる前提より立者自ら自己の主張を確定する過程並に其結果なり。比量は知識としては是全く間接的第二次的知識なれば、若し其起原又は發端を考ふる時は直接的第一次的知識を豫想することを知り得。後者は即ち現量なり。

【三】立者 (Vadin) と敵者 (Prativadin) とは、例へば互に論争する場合の如きに於て、立者も敵者ともなり、敵者も立者ともなり得べし。兩語は相對的相關の名稱なり。リッ、しゃ、ちやく、しやと讀む。

現量も亦直接的知識を得る過程並に其結果たる知識をいふ。合理論 (Rationalism) を奉ずる學説よりいへば、知識としての比量の一部も現量に入るべきものなれども、經驗論 (Empirism) の學説にては知識は凡て現量より來るとせらる。されど何れに於ても知識は現量をも以て始まる事は事實として承認せらる。此現量に基いてなす比量が即ち推理なれば形式論理學の三段論法の推理は是に該當するなり。以上の事柄並に此等に附隨する他の事柄をも研究するが、即ち因明と稱せらるる學なり。

茲に一言注意すべきは形式論理學に於て三段論法を單に推理とのみ見ることには大なる反對説存することなり。大前提は其示すすべての場合を包含し居る命題なるが故に斷案として導き出さるる事柄は已に其中に含まざるべからず。從つて斷案には何等の新事實を含み表はすことなし。故に新らしき知識を得る推理としては三段論法は全く價値なきのみならず、論理上已に論點竊取 (Tutitio principii) の誤謬を含むものといはざるを得ず。若し此非難を遁れむとせば、三段論法の推理は之を證明の方法となさざる可からず。已に論理學の開祖アリストートルも實は論理學を以て、已に得たる斷案を論證する事を研究する學と見たり。之によつて考ふれば、因明作法が方法的に論證の研究を任務となすことは甚だ適當なりといはざるを得ず。殊に又三段論法を證明の方法として見れば、大前提・小前提・斷案の順序に配列するを理想的形式となすことは頗る拙なるものなり。思ふに人の思惟の自然的進行としては、論證の場合に於ては、主張斷案を先づ提出して後、徐ろに其理由根據を示すものにして、之を逆にすることは實際上甚だ少なきのみならず、三段論法の配列にては甚だしく其論勢を減殺するものありといはざるを得ず。此の如くして因明作法は二種の方面より却つて三段論法に優る點を有するを知り得。

【七、三支並に五支の説明】古因明五分作法に於ては命題的研究解釋甚だ少なきを以て、多くは新因明三支作法の上にていふ所によつて解釋すべし。

宗 (Pratijñā) は立者又は敵者の主張を言顯はしたるものにして、將に證明せらるべき命題なり。此は命題としては 二部より成る。「聲は無常なるべし」の例によつていへば、聲と無常となり。前者は 主辭にして、因明にて自性 (Svarūpa)・有法 (Dharmin)・所別 (Viśeṣya)・所比 (Anumeyā) 或は前陳前說所依等ともいふ。

又は單に宗 (Pratjñā) 或は所〔成〕立 (Sādhyā) といふ一とあり。後者は賓辭にして、之を差別 (Viśeṣa) 法 (Dharmā)・能別 (Viśeṣanā)・有相 (Linga)・能遍 (Vyūpakā)・所證 (Gamyā) 或は後陳後說能依等ともいふ。自性と差別、

有法と法、所別と能別と互に相對し關聯して命せられたる名稱なり。聲には種種なる性質存する中今所要なる無常性を有する主體としての方面のみ

の聲を指し又自體に限るが故に之を自性といひ、其諸種の性質の中殊に無常性なる特殊の性質のみを抽象して表はすが故に差別といふなり。差別は特殊性の意なり。又無常性は性質なれば之を法といひ、聲は其法を有する主體なれば之を有法と稱す。法は性質の意なり。更に聲は無常性により

て、聲の他の諸性質並に聲以外の無常性の諸種の物より區別せられ居る故に之を所別といひ、無常性は其區別をなすものなるが故に能別といふ。所比とは聲に關して比量せらるる故に名づけ、前陳前

【三】形式論理學の斷案としていへば「聲は無常なり」にて聲と無常となりとの三部より成るといふべし。なれど梵語にては Anīhāḥ sabhāḥ にて

なりの語を表はさず。唯語尾の變化の上にて代表せらるるのみ。漢文に「聲無常」となすに似たり。なるべしは我語法に準じたる訓讀より來る。

【四】此三對の名稱は所謂體の三名、義の三名と稱せらるるものなり。

説は後陳後説に對し先に陳べいはるる點よりいはれ、所依は無常性に依止せらるるものなるが爲めに  
いひ、之に對して無常性は能依なり。宗(Pratya)は一命題全部をいへど、術語としては宗の前陳を  
いふ。所「成」立は宗命題全體をいへど、狭くは其前陳のみをいふ。所比と同じく聲は論證せられ  
成立せしめらるるものなるが故なり。有相能遍所證の名稱は次の因の名稱と關聯して命名せられた  
るものなり。

此宗の主賓二辭が猶未だ結合せずして、獨立の概念或は名辭をなし、將に結合せむとするものなる  
とき、何れをも特に宗依と稱す。又は別宗とも呼ばる。而して宗依は何れも立者にも敵者にも已に知  
られ已に承認せられ居らざるべからず。即ち極成(Prasiddha)せられ共許し居るを必要條件とす。然  
らざれば宗依結合以前に極成せしめざるべからず。蓋し極成せざるものを結合するも因明立量の目  
的及び効果に達せられざればなり。已にして兩辭を結合したりとすれば、其時の聲は特に無常性を有  
する聲として見たるものにして、他の性質の主體として見たるにあらざると共に、無常性も亦聲の關係  
する無常と同性質の無常性に限る。かく主賓兩辭より規定し合ふことを互相差別(Anvaya)といひ、一  
命題となりたる時之を獨立相離の宗依に對して不相離の宗體と稱し、又別宗に對して總宗といひ、單  
に宗ともいふ。宗體としては立者は承認し敵者は承認せざるものなるを必要とし、之を違他顧自又は  
一許一不許となす。此點は因喩が共に立敵共許ならざるべからざるものなること全然異なる。而して此宗

は其提出者が因喩の如き理由根據を與へて論證すべきものなれば、因喩の能成立(Sadhana)に對して所成立(Siddhi)と稱せらる。宗體全部も所成立と稱せられ、別宗の前陳のみにても所成立と稱せらる。總名が別名に應用せられ、別名が又總名ともなるは印度に於て通常なりとす。

因(Hetu)とは理由根據の意にして、原因の意味にはあらず。即ち宗の正確なることを論證する直接の基礎たるものなり。實例としては(三)所作性なるが故にとなすを通常とす。然れども若し之を正しき一命題とすれば「聲は所作性なるが故に」となる。其他又(三)勤勇無間所發性なるが故にを例となすことあり。是亦「聲は」を補ひ得べく、而して所作性或は勤勇無間所發性をも因といふと共に、一命題全體をも亦因と稱す。因は常に相(Linga)・所遍(Vyāpka)・能證(Tanuka)ともいはる。宗の賓辭を有相能遍所證といふに順次相對して命名せられたる名なり。三段論法にていへば、因は媒概念、宗の賓辭は大概念にして、此間の關係は一段の論證の基く根本基礎として最も重要なもの、而して此關係を言顯はすものは大前提にして、因明作法には即ち喩なり。故に此關係は喩の主賓兩辭間の關係なり。

三 一般に主賓兩辭の外延的關係は賓辭が主辭を包攝するにあれど、其

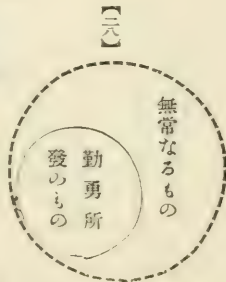
【五】 梵語にては Kṛatvat なり。作られたるものたる性質を有すとの義。

【六】 Prayata-anantarikaly- 勤勇とは意志的努力の意なり。故に意志の努力によりて直に發生せしめらるるものたる性質を有すとの義。

【七】 更に主辭が賓辭を包攝する場合なきにあらざれども、此は不自然のものにして結局賓辭が主辭を含む場合となし得るを以て、要するに以下の二場合のみと見得。



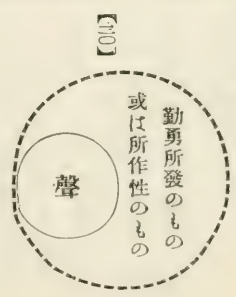
極端の一場合として兩辭が全く其範圍を同じくする同延 (Co-extension) 又は同義 (Equipollence) の概  
 念なることあり。今所作性と無常性とは全く同延の關係なり。何となれば無常なるものは凡て何  
 等かの因縁にて作られたるものにして、又かくして作られたるものは凡て必ず無常性なればなり。  
 之に反して勤勇無間所發性のもは凡て無常なれども、逆に無常なるものは凡て勤勇無間所發性なり  
 とはいふを得ず。例へば聲について之をいへば、聲は努力によりて生ずる  
 音聲と、風雨衝突等の自然的現象によりて起る音響とありて、何れも無常  
 なれども、前者は勤勇所發なるに、後者は全く然らざればなり。故に 勤  
 勇無間所發性のもは全然無常性のもは範圍に包攝せらる、勤勇無間所  
 發性と無常性とは必然的結合關係をなし、前者は之を知れば此性質を  
 有する聲等の如き物が、又必ず無常性を有せざるべからざることを斷言  
 し得る特徴たるものなり。此特徴といふ意味にて勤勇無間所發性を相とい  
 ひ、無常性は之を包攝し有するが故に有相と稱せらる。又無常性は勤勇無間所發性を包攝し居るもの  
 なるが故に之を能遍といひ 勤勇無間所發性は包攝せらるる故に所遍なり。更に後者によりて聲  
 等に無常性の存することを斷言し立證し得るを以て、勤勇無間所發性は能證にして、無常性は所證な  
 りといはる。



【二】 遍 (Vipranāna)。包攝 (Subsumption) と同意なり。

所作性しよさじやうと無常性むじやうしやうにても全く之これと同じ關係くわんけいにあれども、兩者りやうしやどうせんは同延どうえんなれば、以上いじやうの關係くわんけいを説明せつめいする場合には適當てふたうならざる點てんなきにあらず。蓋し一極端きよくたんの場合ばあひなればなり。これど極端きよくたんなる場合は普通ふつうの場合ばあひ中ちゆうに入れて解かいする事は論理學ろんりがくの通規つうきなり。何れにしても此因このいんと宗しゆうの賓辭ひんじとの關係くわんけいは甚はなはだ重要じゆうじやう視しせらるるものにして此關係このくわんけいを特に遍充關係へんじゆうくわんけい（*Vipulika*）と稱しゆうし、古ふるくは單たんに結合けつごう關係くわんけい（*Pratibandha*）と稱しゆうす。而しかして此これは喩ゆに於おいて其主辭そのしゆじと賓辭ひんじとして言顯いげんはさる。故ゆゑに遍充關係へんじゆうくわんけいは喩ゆの主賓兩辭間しゆひんりやうじかんの規則きそくをいふとも解釋かいしやくし得う。

因いんは喩ゆと共に能のう（*じやうりふ*）立たにして所しよ（*じやくりふ*）立たたる宗しゆうの賓辭ひんじとの關係くわんけい（即すなはち喩ゆの主賓の關係しゆひん）を有いうするのみならず、宗しゆうの主辭しゆじとの間あひだにも關係くわんけいあり。宗しゆうの主辭しゆじは（聲こゑ）にして因いんの主辭しゆじも之これを補おぎなへば「聲こゑ」なるが故ゆゑに、因いんと宗しゆうの主辭しゆじとの關係くわんけいは即すなはち命題めいだいとしての因いん（即すなはち小前提せうぜんてい）の主賓兩辭間しゆひんりやうじかんの關係くわんけい規則きそくなり。前まへにいへる如ごとく一命題めいだいの主賓兩辭しゆひんりやうじの外延ぐわいえん的てき關係くわんけいは賓辭ひんじが主辭しゆじを全部ぜんぶ包攝ほうさつするるか、兩辭りやうじが同延どうえんなるかの兩場合りやうばあひなり。因明いんみやうにては因いんと宗しゆうの主辭しゆじとの關係くわんけいを論ろんずる場合には前者ぜんしやの場合ばあひのみを承認せうにんして、後者こうしやの場合は誤ごなりとなす。言こと（*しよ*）が所作性しよさじやう又は勤勇無間所發性こんゆうむけんしよはつしやうが聲こゑを包攝ほうさつし盡つくす一場合いっばあひのみ正確せいかくなりとせらる。何故たにゆゑ茲こゝに限かぎつて同延どうえんの場合ばあひを承認せうにんせざるかは、一いんに因いんにある性質せいしつを有いうする物ものが、（三）宗しゆうの主辭しゆじに立たつもの以外いげんに存ぞんせざるが爲ためめ實例じつれいに徴ちゆうする能あたはざるに由よるといはる。



【三】「所聞性なるが故に」の因と聲とにて説明せらるるを常とす。

然れども此の如きは遍充關係の論理的必然的意義を十分研究し意識せずして、弊にして、徹底理論的に概念的にいへば必らずしも過誤とはなすべからざるものなり。

以上説きたる因と宗の主辭との關係は新因明に所謂因の三相 (Tiripā-hira) 中の第一相遍是宗法性 (Pakṣa-dharmatva) にして、因と宗の賓辭との關係は第二相同品定性 (Sapakṣe vidvānānāt) なり。後者を更に反面的に無常ならざる常住のものと所作性との矛盾關係を見ると第三相異品遍無性 (Vipakṣe nirvini) となる。此因の三相は新因明の骨子にして、之によりて古因明と論理學上の性質を異にするに至れる程重要なものなり。詳しく説明は本論文に就くべし。

喻 (Udaharana) 又は Dṛṣṭānta) は因と宗の賓辭とを一命題として言顯はし之に實例を加へたるものにして、論證の基く一般原理を示すもの、而して三段論法の大前提に當る。「諸所作性なるものは實に皆無常なり。猶瓶等の如し」の中、前半を喻體と稱し、瓶等を喻依と稱す。喻體は喻依の上に具はる義理にして、喻依は喻體を事實上に示す實例なり。喻體の主辭は因

事實に拘泥し過ぎたる

【三】因の三相の原語は示のものにして、1. Anneye sūtvam, 2. Sapakṣe eva satvām, 3. Asapakṣe asatvām eva にはあらず。此は意味の上よりいへるのみにして2の如きは嚴密にあらず。

同品とは宗の賓辭にある性質を有する事物全體を指していひ、異品とは其性質を全く有せざる事物をいふ。又因の性質を有する事物と有せざる事物とを同品、異品といふ事あり。然るときは此方を因同品、因異品と名づけ、前のを宗同品、宗異品といひて區別す。通常は宗同品、宗異品を單に同品、異品といひ、因同品、因異品をば同法、異法と稱することあり。

と同じく、其賓辭そのひんじは宗の賓辭ひんじと同じ。即ち媒概念はいがいねんと大概念だいがいねんとなり。兩辭りやうじの外延ぐわいえん的關係かいはうは包攝ほうさつと同延どうえんとなれば、前者の場合ぜんしやには主賓しゆひんが位置ちゐを轉換てんくわんすれば犯則はんそくとなり、後者の場合こうしやには轉換てんくわんは可能かふうなるが如ごとくなれども論理學的ろんりには正ただしからず。故に常に先因せんいん後宗ごしうならざるべからず。

此喻このゆを反面的はんめんてきに見る爲め喻體ゆたいを換質換位くわんしつくわんゐして「諸常住しよぢやうぢやうなるものは實に皆所作性みなしよさしやうにあらず。虚空等こくうとうの如ごとしをも併あはせ用もちふ。此喻このゆは前の喻ゆとは全く矛盾關係まつたつまひんぐんかひにあるものにして、所作性しよさしやうは無常性むぢやうしやう以外いげには毫ちも關係くわんけいなきことを示しす。其主辭そのしゆじにあるものは宗の賓辭しうひんじの矛盾概念まひんぐんがいねんにして

賓辭ひんじにあるは因いんなり。兩者は又結合りやうしやまたけつがふせざるものなれば、何れの位置みちにあるも可かなるが如ごとくなれども、正ただしくは常に先因せんしう後因ごいんなるを要えす。此種このしゆの喻ゆを

異喻いゆ 三 (Vyatikreya-udāharana) と稱しよし、前に説ときたる喻ゆを同喻どうゆ 三 (Anvaya-udāharana) といふ。同喻どうゆの場合はあひは遍充關係へんぢゆうくわんけい 三 肯定的遍充關係きうていへんぢゆうくわんけい (Anvaya-vyapti) にして因いんの第二相同品だいにどうじやうほんぢやうひん定有性ぢやうじゆうしやうを示しめし、之を合作法がつさほふと稱しよし、異喻いゆを用もちふる場合は否定ひてい的遍充へんぢゆう關係かひ (Vyatikreka-vyapti) にして第三相異品だいにさんしやういほん遍無性へんむぢやうを示しめし、之を離作法りりさほふと稱しよす。合作法がつさほふとは三段論法だんごんろんぽふの第一格だいいちかくの式しきなれば媒概念はいがいねんは因いんと喻ゆの主辭しゆじとに存ぞんし、斷案だんあんは必ず肯定かうてい的なるべく、離作法りりさほふは第二格だいにかくの式しきなれば、媒概念はいがいねんは因いんと喻ゆの賓辭ひんじとに存ぞんし、斷案だんあんは直接ちやくせつには否定ひてい的てきなり。此否定このひていは換質くわんしつして肯定かうてい的てきともなし得ち。之これによつて、先因せんいん後宗ごしう、先宗せんしう後因ごいんの理由りゆうを解釋かいしやくし得ち。

【三】 或は Vyatikreka-udāharana 及び Anvaya-jāgāna ともいふ。  
【三】 肯定の事を因明にては表詮ひやくせんといひ、否定を遮詮しやくせんといふ。解し易き爲め現代語を用ふ。

喩體に於ける「諸」は其種の個個のもの一一凡てといふ意味にして、決して單に概括的にいふにはあらず。故に喩體の論理的意義を嚴密にすれば理論上異喩は 蓋 不要なり。何となれば「諸」は所作性なる一切凡てのものが無常性のものの中にありて、其以外に全くなきことを表はし居るを以て、猶其以上に穿鑿することを敢てするは、即ち同喩の論理的意義を没却し、自ら論證の嚴密を疑ふが如き自繩自縛となるべければなり。然れども猶他の方面より考ふれば止濫として、更に又喩依について考ふるに、是亦喩を十分論理的概念的に扱ふ時は事實上の實例を擧ぐるの要あるものにあらず。故に喩依を保存する點は因明が猶未だ餘りに事實に拘泥し過ぎて、純粹に概念的形式的に扱ひ得ざる非難を免る能はず。されど若し之を自悟の方針出發點を示すものに關係せしむれば、因明の一優點といふを妨げざるべし。

以上の宗因喩の三支を以て悟他の効を收めむとするが新因明にして、三支を組立つること、並に已に組立てられたる三支を立量又は作法と稱す。或は因明立量、因明作法ともいふ。

【三五】 逆に離作法によれば同喩は不必要なり。印度に於ても同喩にあらば異喩は不必要なりと論じたるもの後世出でたり。

【三六】 因の第一、第二、第三相の價値を順次に正、助、止濫となし、第三相は濫を止むる役をなすとのみ見たるは此點よりは可なりといふべし。但し第一相を正とし、第二相を助とするは甚だ不可なり。聲は所作性なるが故に「の第一相のみにては」聲は無常なりとの斷案は立てられず、必らず「諸所作性なるものは無常なり」の第二相を俟たざるべからず。故に第二相を正とするを至當とす。

古因明に於ては喩に「諸等の語を附することなしとせらるれども、二喩を立つることは新因明と異ならず。更に合・結の二支を加ふ。合 (Ipanaya) は要するに因を再出したるもの、結 (Niramaṇa) は宗を再び斷案として出せるものなり。新因明は三支なれば全く悟他なれど、古因明は宗・因・喩は悟他、喩・合・結は三段論法と同一にして自悟なりともせらる。ただし古因明については前掲の五分作法は古來相傳のものなれども嚴密には正しといふを得ざれば、更に次に因明の發達を叙する部に於て説く所あるべし。

## 第三

## 【八、正理とは何ぞ】

因明とは前にいへる如く殆んど佛教内にてのみ用ゐらるる名稱にして、一般

には正理 (Nyāya) といふ。正理は古くは廣く凡て推論的に研究することを指していひ、轉じて論理的研究をいひ、又特に論理因明的研究を主とする學派の名となり。其學派の説を述べたる經名に用ゐられ、更に狭くは論理因明の中心たる五分作法 (Pañca-vyāya) をもいふ。學派名としては所謂六派哲學の一なる正理學派にして、經名としては其學派に屬する正理經 (Nyāya-sūtra) なり。論理因明的研究の名としては正理學 (Nyāya-vidyā) 又は Nyāya-sikṣā) 或は正理論 (Nyāya-śāstra) 又は Nyāya-tantra) といはる。猶古くは他の種種なる名稱の下に此種の思想行はれたり。而して正理學派は一學派としての成立

は他學派たがくはよりも更に新あららしきものなれば其間そのあひだに長ながき歴史れきし的背景はいけいを有いうし、其發達そのはつたつも頗すこる複雜ふくざつなり。今は主しゆとして推理論證的思想すみり ろんしやうてきしやうを中心ちゆうしんとして發達はつたつの主要たいまうのみを辿たどるべし。

### 【九、因明正理の起原問題】

慈恩大師じおんだいしの因明大疏いんみやうだいしよには因明いんみやうの起原きげんに對たいして源唯佛說げんゆいぶつせつと劫初足目こつしよにそくもくはにめ創つく標真似しんじをへうすとの二說せつを擧あげたり。足目そくもくは惡叉波拖アクシヤパド(Aksapita)の譯語やくごにして喬答摩ガリタマ又またはGotama)の事ことなり。此人このひとは傳說上でんせつじやうじやう正理學派せりがくはの開祖かいてそとせらるる人ひとなれども其年代そのねんたいも傳記でんきも全然ぜんぜん不明ふみょうなり。劫初こつしよ即すなはち成劫じやうこふの初期しよきといふ如ごときは單純たんじゆんなる想像さうぞう說せつに過すぎず。されど足目そくもくを以もつて創唱さうしやう者しやとなす點てんは即すなはち正理學派せりがくはの起原きげんと關係くわんけいすることとなるが故ゆゑに印度一般いんたど はんの傳說でんせつと一致いちし來きたる。但ただし此かくの如ごとき傳說でんせつを嚴密げんみつに批評ひひやう的てきに考かんがふる時ときは、單たんに足目そくもくの年代校證ねんたいけうしやうのみによりて正理學派せりがくはの起原きげんを決定けつていし得うべきにはあらず。されば以下いひかに於おいては全く別途べつとの方法はうはふを取りて進すすむべし。

源唯佛說げんゆいぶつせつの考かんがへたたいは學術的がくじゆつてきにいへば不幸ふかうにして其儘そのまゝには從したがふを得えざるが如ごとし。巴利阿含經ぱりあこんきやうにては正理せり(Naya || Nyaya)の文字もじは殆ほとんど法ほふ(Dharma)又または諦たい(Sutra)と同意味どういみにして、單たんに知識ちしき又または學がくといふ程ほどの意いなり。されど釋尊當時しやくそんたうじの一般社會はんしやくわいには論證的方法ろんしやうてきはうはふは多くおほの人人ひとびとに用もちゐられたるが如ごとく、正理的思想せりがくてきしやうの起原きげんは此當時このたうじに存ぞんすと見みるべきなり。以下便宜いかにべんぎ上じやう此種このしゆの起原發達きげんはつたつを論證推理ろんしやうすみりに關くわんする方面ほうめんと量りやうに關くわんする方面ほうめんとの二方面にほうめんより論述ろんじゆつすべし。

## 第一 論證推理に關する方面

太古幼稚なる人類にも多少の論證推理的思想なきことなし。自然現象の奥に一種の神力を認め、此神力の活動が即ち自然現象なりとなす如きも、一種の推理に外ならざれども、茲にいふ論理推理は之を意識的に行ふものを指すこととす。故に又單純なる説明とも其趣を異にす。

釋尊出世より少しく以前に於て印度の一般社會特に正統派婆羅門族以外にありては思想界は著しく進歩發達し、多くの人人各學説を立て甲論乙駁、殆んど歸旨の認めらるることなく、同一事に對してすら各人全く異なる所見を主張するの狀態なりき。此故に例へば舍利弗、目犍連の先師刪闍耶鞞羅膩子 (Sañjaya Velatthiputta) の如き斷定判斷の成立を疑ひ、人人の個人的意見の一致せざるは即ち各意見に絶對的價値なく權威ある標準たる能はざるが爲めにして、此事實を追窮すれば畢竟知識を以て最上となし、解脱涅槃に至る所以のものとなす能はざることとなるが故に、空疎なる理論の説法を全く捨てて、實踐の苦行に依るべしとなしたり。かくして刪闍耶は斷定の成立を無用とし、其確實性を否定し、説法の價値を無みし、自らも他に對して意見の發表を避け、問者に對して常に眞意不可捉の答をなしたり。刪闍耶は當時摩竭陀國の首都王舍城附近に住し身邊には常に數百人の弟子を擁せし程の勢力あり、弟子の舍利弗も目犍連も共に數百人の弟子を有せし程なれば、此人

【三七】 此答を佛教にては Anna-ra-vikkhepika と云ふ。 Anna-ra-vikkhepika といふ。 前者を支那に不死矯亂論と譯すれども、不死は誤解なり。矯亂は可也。



の學說が、當時の宗教家にして弟子に說法し化導する人人に對する影響は蓋し必らずしも少なかりしにはあらざりしが如し。即ち說法教化に従ふ宗教家は斷定の必らずしも不可能ならざる所以、從つて說法教化の不正當ならざること、並に異說多き難問に對する態度を考究し用意し居らざるべからざりしなり。已に釋尊も問答について一向記(Ekamsa-vyakaranīya)・分別記(Vibhāṅga-vyakaranīya)・反問記(Patipucchī-vyakaranīya)・置(Thapaṇīya)の四問記(Cattaro paha-vyakaranā)を區別して問答說法し、耆那教の祖師大勇(Mahāvīra)は七句分別の蓋然說(Syād-vāda)又は七分論則(Sapta-bhāṅgī-naya)によつて斷定の必らずしも不可能ならざる所以を示し、之によりて說法教導をなしなり。是皆刪闍耶等の學說意見に對する辯護的方法にして、即ち其學說意見の消極的影響なり。思ふに刪闍耶の說にして強く主張せられ一般に承認せられむか、釋尊にありても大勇にありても其說化に關して大なる障礙たらざるを得ず。さればたとひ其影響は消極的なりとするも注意に價するものなるのみならず、此が爲めに一種の論證的方法の發達を見るに至れるなり。耆那教の蓋然說は其教の本來の性質より來る點も多しと雖も、要するに斷定立言は好し絶對的のものを得る能はざるも或條件の下には可能なりとなすにあり。即ち相對的斷定の可能を主張し、同時に絶對的斷定の不可能を示す方法なるが故に相對的消極主義のものなり。更に耆那教にては此說の補遺ともなり又一層積極的方面を研究するものに單に那耶(ニ)と稱せらるる論則あり。通常五種或は七

【三八】巴利文、長舍三、二〇九頁  
增舍、三、六七、四、四二。

種の細分を有すれども要するに一斷定の主辭と賓辭となるものの性質、一斷定は類概念 (Tānāntya) を主として概括的に立言し、又は種概念 (Visaṅga) を主として個別的に立言すること、言語は或事に對して其凡ての方面を言表はし得るものにあらざると共に、同一事をも異なる言語にて言表はすを得ること等の大體の法則を示すものなり。此論則は前の蓋然説に基くものにして、已に或斷定の可能を豫想して、其斷定の言顯はしの上にて研究する事項なり。

以上の兩説はとにかく論證推理に關する基礎的のものにして、耆那教以外に當時此の如き研究あることなし。釋尊の四問記は更に此上に問答論議に於て質問の性質を四種となし、之に應じて答を與ふる規則を示すものなれば、此方面をして一層發達せしむべきものなり。然れども當時已に論證推理に關する法則までも發見せられ應用せられ居たりといふにはあらず。之を根本の蓋然説について考ふるに、苟くも斷定立言は其が眞面目なるものたる限り其本來の性質上何時、何處にて、何人にも承認せられ得る普遍妥當性を要求すべきものなるに、蓋然説に於ては唯單に相對的條件的に立言し得ることを示すに止まる。若し已に論證推理の法則知悉せられ居たりとせば、此の如きに止まることは在り得べからざる事にして、進むで相對的條件の立言を絶對的無條件的になさむと努力せざるを得ざるべければなり。更に之を他の方面より見るも此點を證し得べし。釋尊

【三】 Cāntiāya, Visaṅga を類概念、種概念と譯しては少しく抽象に過ぐれども解し易き爲め用ふ。實際は尙具體的のものゝを指す。馬といへば白馬、黒馬に對しては前者にして、動物に對しては後者なり。

にありては其平素の説法は、「色若し我なりせば、色は病に犯さるることなかるべし。然るに色は我にあらざるが故に常に病に犯さる。」の如き型によるを常とす。釋尊の説法は實は論理因明の法則を超越する點に他に比類なき特色を有するものなるが故に、固より何等の不可あることなしと雖、之を形式的法則的に見れば論理學並に因明論上誤なりといはざるを得ず。解し易き例によりて説明せむに、「彼若し病氣ならば缺席す」なる所謂假言的斷定にありては、其直接推理にて必然的に出づべきこととは「彼若し缺席せば病氣ならず」の一斷定ののみ。是假言的斷定の換質換位なり。病氣ならば缺席すとの斷定が必ず真なる限り、缺席せざる場合は病氣ならざること蓋し必然なり。されど病氣ならずとするも何等かの事情の爲めに缺席することもあり得べく、之と同じく又缺席すとも病氣の爲めなることもあり、或は他の事情の爲めなることもあるべく、何れにするも原斷定と矛盾することなし。故に「病氣ならず」と「缺席す」との二の事實よりは必然的の結論を出すを得ず。故に假言的斷定の前件と後件との關係は前件の肯定より後件の肯定を得ると、後件の否定より前件の否定を得るとの二場合あるのみ。而して前の場合は原斷定の言表はし居ることなれば、是より正しく推理し得ることは後の場合あるのみ。此規則は因明作法にていへば、離作法にては異喩は先宗後因なるを要すといふに當ることとなる。然るに「色若し我なッせば

【四〇】 是れ無我相經 Anattani-kkhandasutta なる古き經の一部の大意のみを引用せしなり。色は身體の意と見て可なり。此形式は釋尊の常に用ふる所にして十二因縁の順逆二觀等に於ても形式上にては全く然り。

色は病に犯さるることなかるべし。然るに色は我にあらす。故に色は常に病に犯さるるは明に前件の否定より後件の否定を推論し出すもの、即ち異喩を先因後宗となしたる誤れる論證推理なり。因明にては之を倒合の過となす。更に大勇の説法を見るに後世の者那教徒は正しく五分作法によりたるものとなし、凡て論理的のものなりと解釋し居ると雖、之を嚴密に檢し來れば正しき論證をなし居らざるのみならず、其用ゐらるる因明上の術語も實は説法の複演者又は後世の經典編纂者の用ゐたるものにして大勇自身の用ゐたるものにあらざるを知る。加之大勇の説法は多く他説を破する場合にも論證的方法を取り居らず。故に此等の點より考へて釋尊大勇の時代には尙未だ論證推理の法則知られ居らざりしといはざるを得ず。唯此種の思想の起原が當時の一般思想界に存したりと見るのみ。當時一般の人の用ゐたる方法は之を尋推(Tarka)又は審察(Mimamsa)と稱し、幼稚にして未だ嚴密ならざる極めて廣意の論證推理的思想を指し居たるに過ぎざれど、蓋然説の如きが已に明に論證の方法を要求し居るを注意すべし。

第二 量に關する方面。

量(Pramāṇa)は元來秤量、度量の意味なるが、術語としては一般に知識を得る手段方法にして現量比量等を總稱す。故に量とは現量比量等の作用過程、若しくは又其成果たる現量知比量知等を形式化し固定的實在的に見たるものといふを得べし。佛教の巴利阿含には量(Pamāṇa = Pramāṇa)の

【四】例へば *Pratīkṣāntī, 21* に此例あり。

文字は用ゐらるるも、秤量・評價の意味にして決つて論理因明の術語としての意味に用ゐられ居らざるのみならず、比量(Anumana)なる文字は遂に用ゐられ居らず。又、耆那教の經典にありても古くは量の文字は廣く凡ての知識を指し又現量(Pratyaksha)の文字の如きは直覺的神祕的の知識を意味し、後世の術語とは全く異なる。是等より見て當時量の文字は術語の意味なく、從つて當時は後世の如き量の考なかりしを知り得べし。之を前項の論證推理の法則を知らざりし點と併せ考ふれば、當時に於ては唯後世の論證推理的思想の發達の起原をなすものありといふのみにして、決して已に凡てが整ひ居たりといふにはあらざるなり。

以上因明正理の起原問題として論述したる所は西曆紀元前六百年より五百年頃に當る印度非正統派の状態より見たるものにして、之に對する正統派婆羅門族の間に於ては此當時猶未だ以上程の思想すら有せし明證なし。故に因明正理思想の起原は殆んど全く婆羅門族以外の非正統派の思想界に於てのみ求め得らるるなり。

【十、初期の正理及び論式】 茲にいふ初期とは因明正理思想の發達のみよりいふ事にして、大體西曆紀元前五百年より貳百年迄頃の間を指す。此間に於ける正統派非正統派に於ける發達は主要次の如し。

【一】耆那教の經典中には量、現量、比量等全く後世と同意味にて用ゐられ、其分類等も後世と同一なるものなきにあらざれども、是等は凡て明に後世の竄入にして、決して原始耆那教の知り居たる所にあらず。

此當時の正統婆羅門學者は已に前代に起り成立したるウパニシャッド (Upanishad) の如き哲學書について研究するの風潮をなし居たるを以て、此間に自然に論證推理的方法行はるに至れるが如し。殊に婆羅門族の一部は從來の超世脫俗的態度即一般社會と沒交渉の如き状態を改めて社會との交渉をなすに至れるを以て、一般社會の風潮の影響を蒙るに至りて、前記の研究の風潮と共に論證推理的方法の行はるに至れり。當時成りたる法律書 (Dharma-sutra) によりて見るに、此方法は尋推 (Tarka)・比量 (Anumāṅika)・正理 (Nyāya) など稱せられたり。但し正理は猶未だ後世の如き意味ならずして極めて一般的に尋推等と同じ意味なるに過ぎず。又比量といふも同じく此程度なるべし。更に當時正統派にても已に量 (Pramāṇa) の考を有し、其中には主として譬喩量 (Upamāna) を含め居たり。

之に反して一般思想界の方面を見むか、極めて著しき發達進歩の認めら

るものあり。量としては譬喩量の外に義準量 (Arthapatti) を説き、立敵兩者の論争は疑惑 (Dṛṣṭyābhāsa) に初まり、立者の提出するものは前主張 (Purvapaksya) にして論争が敵者の勝利に歸すとすれば

此主張は論破せらるべきもの、而して敵者の論破として提出するものは後主張 (Uttarapaksa) なり。

後主張は即ち前主張の逆に (Pratilonema) 能立 (Sādhana) することにして之を矛盾 (Viparyaya) とし

【四三】 Nyāya は又當時に於ては六派哲學の一派たるミーマーンサー學派の名として用ゐらる。此名が後に論證推理を研究する正理學派の名となれるなり。ミーマーンサー派は即ち聲論派、特に聲顯派と稱せらるものなり。聲論派の他の一派聲生派はミーマーンサー派ならず。

【四四】 Kāṭhīya, Arthasāstra の最後の章。

ふ。是には實例 (Distantia) を示して事實に合するや否やを明にする喩 (Nirāsaṃ) を伴ふ。されど若し前主張にして正しくば之を否定するの用なければ同意 (Anumata) となるべし。或は又此等を立敵兩者の間とせずして、單に自己一個人のみの中に於て疑を決せむが爲に前主張を立て後主張によりて之を訂正し、又は更に確實にする方法と見るも可なり。何れにするも一種の論證 (Hetu) なること明なりといふべし。而して此論證の基くものが實例なれば此間に譬喩量並に義準量が行はるるなり。

譬喩量とは類似點に基いて行ふ一種の推理なり。例へば未だ水牛の如何なるものなるかを知らざる者が、他人より其が牛に類似せる事を教へられ、林野に入りて牛に似たるものを見、是即ち水牛なるべしと結論する如きをいふ。故に是簡單なる比論 (Analogy) に外ならざるなり。義準量とは形式論理學にいふ換質換位にして即ち直接推理なり。例へば「雲なくば雨ふることなし」といふより直に「雲ふらば雲あり」と推論するが如し。

此二量の中譬喩量は實際の事物に關して具體的に行はるるものにして前の喩 (Nirāsaṃ) と全く同一程度のもの、即ち尙未だ概念的に實際の事物を離れて抽象的に行ふを得ざるものなれども、義準量は已に幾分概念的取扱に進み居るを見得べし。とにかく當時の論證は此の如き程度にありしなり。

然るに更に當時の耆那教・佛教の方面に入りて見れば、猶一層進歩したるものあるを見る。紀元前三百五十年前後の耆那教の第八祖賢臂(Bhadrapānu)が已に十支作法(Daśa-āyaya)並に五分作法(Pañcāyaya)を知りて自ら之を用る居たりとの傳説は明に是誤にして、後世の改竄者が此人に附會したるに過ぎざるが故に、當時此の如き作法知られ居たりとはいふを得ず。然るに耆那教は論證推理の思想に富み其起原をなしたる丈けありて、當時に於て幼稚なる論證の形式的のものを作りて之を應用し居たり。其形式的のものは 左の如し。

- 一、甲は存すべし。乙あるが故に。
- 二、甲は存すべし。乙なきが故に。
- 三、甲は存せざるべし。乙あるが故に。
- 四、甲は存せざるべし。乙なきが故に。

此型は單に場合を擧げたるに過ぎざるが如くなれども、とにかく已に形式的概念的に扱ひ居ることと、四凡ての後半を因(Hetu = Hetu)と呼び居るとは頗る注意に價す。此因の意味は全く後世の術語としての因の意味と異なる所なし。

次に佛教の方面を見るに、紀元前三世紀の中葉に著作せられたる書(Kāśā-yānu)中には人我(Pa-jātā)の存在を信するものに對する駁論に於て嚴密なる論證の方法を取りたるものあり。頗る複雑に

【註】 原語は左の如し。

Athi tain athi so heu.  
 Athi tain nathi so heu.  
 Nathi tain athi so heu.  
 Nathi tain nathi so heu.



して通常八面論法(Actio-nimica-virtus)と稱せられ、表裏縦横八方面より立てたる論駁なり。されど今其根本となる論法を簡單なる形式として示せば左の如し。

一、若し甲が乙ならば、丙は丁ならざるべからず。

然るに丙は丁ならずといはる。

然らば如何にして甲が乙なるを得んや。

二、若し甲が乙ならずば、丙は丁ならず。

然るに丙は丁なりといはる。

然らば如何にして甲が乙ならざるを得むや。

三、若し丙が丁ならずば甲は乙なるを得ず。

然るに甲は乙なりといはる。

然らば如何にして丙は丁ならずといふを得んや。

四、若し丙が丁ならば、甲は乙ならざるべからず。

然るに甲は乙ならずといはる。

然らば如何にして丙が丁なるを得んや。

此四種は形式論理學にいふ混淆假言的三段論法(Partly hypothetical syllogism)の否定式の二種と背

定式の二種となり。固より此符號的形式にて論ぜられ居るにあらざれども、八面論法は明に此形式的法則を意識し居たるとを示す點に於て印度因明史上特筆大書し得べきものなり。而して其法則は要するに前にいへる假言的斷定の前件後件の論理的關係に基くものなり。思ふに假言的斷定にしても假言的三段論法にしても斷定及び推理の實際的發達の最初のものにして、是より定言的 (Categorical) 並に選言的 (Disjunctive) に發展進歩し行くを人類思想の自然發達となすが、此八面論法の事實を前の譬喩量義準量の如き未だ概念的ならざるものの先づ用ゐられたる事實と併せ考ふれば、印度に於ける論證推理的思想は其初めは實際上の事實並に實際上の論争より發達し來れるものにして、決して先づ最初に論證の法則を發見研究し、之を應用して發達したるにあらざるを知り得べし。

猶此時期に於て量の考も一層發達し論證推理の材料並に基礎を意識するに及びて、前の二量よりも更に根本的なる現量 (Pratyaksa) 並に聖教量 (Smṛti 又は Śāstra) も量として認められ、進みて論證推理及び譬喩量義準量の内面的過程の考察より比量 (Anumāna) も説かるに至れるが如し。

【十一、第二期、因明正理の研究應用】第二期は紀元前二百年より紀元前後頃の間をいふ。此間

【附】 Kathā-yatnu の中に Pratiñā (宗)・Upanya (合)・Nigamanā (結)等の文字あるが故に、當時五分作法已に存せしが如く考ふるは正確ならず。此等の語は決して術語として用ゐらるるにあらず。Upanya は Upanayana ともあり、又 Nigamanā は Nigamāna ともありて何れとも確定し居らざりしを示す。

於て先づ最初に最も注目すべきは正統婆羅門族の研究及び態度なり。此研究は先づ譬喩量に就いて能譬喩(Upanama)と所譬喩(Upaneya)とを分ち、更に兩者の同一同類の場合と異物異種の場合とを數へたり。水牛と牛にては牛は能譬喩にて水牛は所譬喩、而して同類の場合、牛と馬との如きは異物異種の場合なり。之より進みて煙を見て火あるを知り、杖を見て常に其を有する修行者の居るを推知する如く、兩者の關係結合(Abhisanbandha)を明にして推論する比量を説き、其逆の必らずしも眞ならざると共に、一度此關係結合の確なるを知れば、他の場合にも確實に推斷し得となす。加之比量は現量を基礎となせども、場合によりては現量よりも確實なることあり。例へば旋火輪(Aharakera)の如き現量にては火の輪なれども、其誤なることは比量によりて知らるるが如しと説く。此の如きは正統派にありては甚だ進歩したる説といはざるを得ず。而して量としては正統派の一部にありては現量・比量・譬喩量・聖教量を認め居たり。

この正統派婆羅門は前期より引續きて一層一般社會と接觸し、正統派本來の説を一般思想と結合せしめむとし、爲に著しく一般思想と接近し來れり。六派哲學の一派たるミーマーンサー学派(Mimamsa)即ち佛敎家の所謂聲論派は正統派の醇なるものにして此當時一學派として成立し、他の非正統派に養成せられ又此當時成立したる勝論學派(Vaiśiṣṭika)と論争をなしたり。論争の主題は聲に關する問題を

【四】 Patanjali, Mahabhasya  
 を見よ。

【四】 一端に火を有する繩を他端によつて速かに廻はすときは恰かも火の輪をなす如く見ゆ。之を旋火輪といふ。

主とす。聲論派は本來先天説に基き、概念を本有常住のものとなし、聲(ひびき)は概念を其言表はさるる方面より名づけたるものなれば必然的に常住なりとして、聲常住論を主張し、之に反して勝論派は經驗論に立つを以て概念も經驗より來ると主張す。但し此派にては聲には音響音聲概念の三義ありとなせども、聲に關する論争に於ては聲を以て音響音聲の二のみを意味すとして無常論を主張す。若し概念の上にていへば此派の説にては概念は一度經驗より生じて以後は、常住のものとならざるを得ざるものなれば、聲無常論は徹底的に主張し得ざる理なれども聲の論争の場合には此方面に觸るる事なくして無常論を主張す。因明作法の例は多くは煙より火の存在を證すると聲の無常を論證するとを其主なる例となす程に因明作法と聲の論争と關係深ければ以上の、兩學派の論争が如何に因明正理の發達に資せしかは蓋し推定するに難からず。加之聲論派にありては聲常住論に基いて吠陀(ヴェーダ)の絶對的證權を確立し、人智以上の天啓的のものにして決して人類の著作せるものにあらざるとを立證せむが爲めに吠陀の表はす所は人類の現量、比量等をも遙かに超絶すとなし、此爲めに當時一般に認められたる量の凡てを數ふ。總じて九種の量

【五〇】は概念を其言表はさるる

【五〇】 因明家の所謂聲顯論なり。即ち聲は先天本有のものなれば生ずることなく、單に機に應じ縁に觸れて顯はるるのみとなす意なり。

【五一】 此説は即ち因明家の所謂聲生論に當る。勝論學派の説を理論上退窮すれば聲無常論を主張する傍に聲生論を許さざるべからざることとなる。聲生派の説とは本有先天のものならざる聲も一度生ずれば常住なりといふにあり。

【五二】 聲常住論を主張するものは聲論派の外エダリンタ學派、交典派の如き正統派にして、無常論を主張するは勝論派の外佛教、數論派、正理學派等なり。

あり。更に又此派に於ては一事について論題(Visaya)疑惑(Samsaya)前主張(Darvapaksa)後主張(Uttaranipaksa)・結論(Pratyaneta)の五段の論法によりて論證す。此の如き事情の下にありては因明正理の應用極めて盛なりしなるべく、從つて其發達も亦著しかりしに相違なかるべし。又勝論派にありては其自然哲學の學說全體が一一嚴密なる論證によりて立てられたるものなれば凡て是因明正理の應用の上に成れるものなり。此學派にありては量としては現量と比量とのみを認め、譬喩量・聖教量の如きは量としての獨立の價値なく凡て比量中に含まるべきものとなす。佛敎因明論にありても陳那以前は現比聖敎の三量を認めたれども陳那が初めて現比二量のみを認め、其他は量たる性質なきものか又は比量中に入るべきものとなしたるは勝論派と其主意同じといふべし。但し勝論派は現量には直接無分別(Nirvikalpa)の知即ち未だ概念的にならざるものと已に多少概念的となれる間接有分別(Samvikalpa)の知とを含むとなすに、陳那は前者のみが眞の現量にして後者は已に比量なりとなす。此陳那の意見は正理學派の現量説と同じ。勝論派は此現量に關して其性質・條件・要素・種類等極めて緻密なる説をなすのみならず、比量に關しても亦最も精密なる説をなすを見る。勝論派にては比量は論證なるが故に單に比量と稱せずして比量知(Aniṣṭika)といふ。比量知には本來現量を超越し見聞感覺せられざるものに關する、本來現量に上り得るものなれども或事情の爲め其際見聞感覺せられざるものに關するとの二種あり。之が爲に比量の作用行は

【五】勝論派と同じ現量説を取  
るものは聲論派、數論派なり。

るるなり。比量は疑惑に始まりて決定に終るものにして是には確實なる（重）因を要す。而かも比量の原則として比量の因となるものと比量せらるる所（成）立のものは同一の範疇中に含まれ、又は一の大なるものの部分をなすものならざるべからずとなす。是喻即ち大前提の表はす事を指すなり。此因の性質によりて比量は肯定的と否定的との二種となり、前者は更に五種となる。されど其五種は要するに因より果を比量するもの、果より因を比量するもの、果より果を比量するもの（重）三種に纏むるを得。否定的のものには更に詳しくするときは残餘法（Parisesa）となる。残餘法とは比量し證明せむとする事柄について其有り得べき凡ての場合を擧げ置き、更に其一の場合の可能不可能を考へて不可能なるものを順次省き、最後に残りたるものを眞なりとなす方法にしてミル（J. S. Mill）の剩餘法（The method of residue）と同じといふを得。此等の比量の種類は後に他派に於ても研究せられ更に正理學派にも採用せられたるものなり。而して勝論派の比量は頗る歸納的なること残餘法にても知らるる所にして此歸納的方法が完成して茲に初めて演繹的となり得となす點は大に注意すべきものなり。總じて此派の比量は已に甚だ概念的に扱はれ居るを特色とす。

勝論學派は更に比量の説謬をも述べ之を（重）非因と稱す。非因には不極成（Aprasiddha）・非有（Asat）

【四】勝論派にては因は Hetu, Apadeśa, Linga, Pramāṇa, Karana の何れにも當るとせらる。

【五】勝論派の因果關係は通常よりも廣く異時の因果關係の外、同時の因果關係をも説くが故に、閉合の如何によりて三種ともなり五種ともなる。

【六】非因は Anetu, Anpaleśi, Alinga, Apramāṇa, Akarṇa 何れにも當れども多くは Anpaleśa を當る。

猶豫 (Janidilla) の三種あり。不極成は不成 (Asidilla) と同意にして全く關係なき二物の間、又は其關係の明知せられ承認せられざる二物の間に比量を行はむとするものにして、此時因として擧げらるるものは二物の中の一と結合關係あらざるか又は知られざるかなれば因としては成就せざる也。非有は矛盾即ち相違 (Viruddha) と同意にして因のいふ所が比量せらるるものに全く存せずして却つて其矛盾のものに存し、従つて其因にては矛盾命題の證明せらるることとなるものなり。例へば「角あるが故に其は馬なり」と主張するが如し。猶豫は通常疑惑ありて未決なるをいひ茲にては不定 (Anukramya) 又は過廣 (Avyabhihata) の因といふと同意味なり。形式論理學にていへば「概念不擴充の誤謬にして、此因にては何れとも確實に證明し得ざるものなり。例へば「角を有するが故に其は牛なり」の如く「角を有する」にては牛にも羊にも通ずる故に論理的に確實に牛を證し得ざるなり。此三種の非因は頗る概念的にして、明に已に論式を用ゐられ居たるを示すが故に、是より推して前の比量に於ても此學派にては一種の論式を應用し居たるを知り得べし。正理學派にては誤れる因を五種擧げられたるも此の如く論理的にあらざると共に其説く比量と密接に關係し居らず。此點は勝論學派にては一層密接に關係せしめられ、又合理的に扱はれ居るを見る。而して此非因の三種は新因明の似因の骨子をなすものと異なる所なしといひ得べし。

此時期の終頃に於て因明正理は一般に實際に應用せられ、人人互に論争し又批評する場合には常

に此の如き方法によりたるが如し。中には詭辯に奔るものもありしが、總じて此の如き人人を論理家 (Haituka) と稱したり、此種の人人は聲論派の如き正統派に對して常に其祭式萬能主義を批評し、其批評亦皮肉を極めたりと見え、正統派はいたく之を嫌ひ、無頼漢の如く見做して婆羅門の全く交るべからざるものとなしたり。此が爲めに正理 (Nyāya) なる語も初め古くは聲論派の名なりしが、當時此名稱は漸次聲論派に關係なきに至り、獨立に論證の事を研究應用する人人又は學說の名となるに至れり。而して正理學、正理論の研究盛に行はれ、此間に已に五分作法的のものも發見せらるるに至り。されど此は實は知識を得る心理的過程をいへるものにして純粹に推理又は論證の作法をいふには非ず。眞の五分作法の發達は全く勝論派の説より來る。勝論派の經典中に共見 (Sāmānyato dṛṣṭia) なる論法あり。通常漢譯にては平等、同比、共見等と譯さる。此推理は二物間に於て其一物に甲乙の兩性質の結合して存するを知り、其中の甲性質が他の一物にも共通するを見 (Sāmānyato dṛṣṭia)、之より推して今見えざるも其物に乙性質もなかるべからずと結論するものなり。實例を以ていへば人は運動歩行によりて其位置を變ずるものなるとは何人も知る所なるが、今太陽に於ては人に見ゆる限りは其位置を變ずることにして其運行は見ゆることなしと雖、前者より後者の存在を結論し得るが如し。此推理若しくは論證は之を形式に表はす時茲に五分作法となり來る。「太陽は運行すべし」といふが宗にして「其位置を變ずるが故に」は因なり。「人の如



しといへば簡單にしたる喻なるべく、複雑にすれば「其位置を變ずるものは運動歩行を有す」なるべく、而して合結は因と宗との繰返しなり。此種の比量は必らず二物と二性質とあるを要するものにして單に一物のみにては行はるるとなし。されば單に「煙あるが故に火あり」といふのみにては未だ五分作法とはならず。煙を有する山と竈との二物を持來らざるべからず。勿論嚴密に論理的にいへば喻體に當ることを知り居れば、喻依たる竈は不要なれども印度の因明正理にありては之を必須となすなり。前にいへる勝論派の比量説にては其根本條件として喻體に當る一般原理を、全く關係なき二物間には比量行はれずとして之を言表はし、比量の種類中に於ても一物中と二物中とを認め居りしを得ず。勝論派の説より五分作法の發展し來ることは誠に自然なりといはざるを得ず。かくして已に五分作法發見せられて以後は忽ち他の諸學派に於て採用せられ、因明正理の研究は俄然として大に發達したり。

【十二、第三期、因明正理の集成組織】第三期は西曆紀元前後より紀元四百五十年頃即ち陳那菩薩以前迄とす。此時期の初めに於て五分作法は諸學派に採用せられて其學説の證明方法として用ゐられたり。例へば數論學派の如きは已に之を用ゐる居たること 馬鳴菩薩の傳ふる所の如し。佛教に於ては大毘婆沙論等にて論證の方法用ゐられ五分作法の實際の應用あり。法救の雜阿毘曇心論の如きにも明に五分作法によりて論證の方法を取れるを見る。更に楞伽經等の大乘經典にも關說せらる。殊

【六】 大莊嚴論經卷一。

に馬鳴等の諸論師は外道との論議に於て凡て此種の論證の法則に遵つて之をなしたるなり。此の如き事情の下に因明正理が凡ての方面に亙りて研究せられ精密となれる事は想像するに難からず。従つて此等の説を凡て纏めて之を組織せむとする企の起ることも是亦自然の數といふべし。此集成組織せられたるものより見て當時如何に此種の研究の盛なりしかを知るに足る。

馬鳴と同時代 堯賦色迦王の侍醫たりし當時有名なる内科醫遮羅迦 (Carka) が北印度迦濕彌羅地方にありて古醫書を増補して遮羅迦本集 (Caraka-samhitā) なる書を編し其中に因明正理に關する學說を集成組織したり。此書にありては因明正理は論議道 (Vāda-mūrtā) と稱せられ、凡て四十三の題目 (Paṭa) に纏めたり。四十三題は論議 (Vāda)・

【堯】 Kaniから王は大凡紀元二世紀の初め頃なり。

實 (Draṅya)・徳 (Gūṇa)・業 (Karma)・同 (Sāmānya)・異 (Viśeṣa)・和合 (Samavāya)・宗 (Pratijñā)・主張 (Śhaṅgana)・反對主張 (Pratishāpanā)・因 (Hetu)・合 (Upamāya)・結 (Nigamaṇa)・後立 (Uttara)・喻 (Dṛṣṭānta)・命題 (Siddhānta)・正言量 (Sābda)・現量 (Pratyakṣa)・譬喻量 (Anupamāya)・聖教量 (Āitiyā)・比量 (Anumāna)・疑惑 (Saṁśaya)・動機 (Prayojana)・未決定 (Savyabhicira)・欲知 (Jijñāsa)・決定 (Vyavasāya)・義準量 (Arthaprāpti) 推斷量 (Samdhāva)・換義 (Anyoyā)・問詰 (Anyora)・反問 (Pratyanyora)・言失 (Vākyaḍoṣa)・語善 (Vākya-aprasaṁsa)・曲解 (Chala)・非因 (Ahetu)・適時因 (Atīketa)・顯過 (Tīpāmbha)・無過 (Parihāra)・捨宗 (Pratijñābhāṅgi)・詭許 (Abhyanyā)・異因 (Icchantara)・異義 (Arthāntara)・障負 (Nigrahasthana) なり。此分類順序

共に嚴密ならざれども此中には又細分ありて殆んど正理經に於ける因明正理の問題を凡て含む。今一之を説明するの繁を避くべしと雖、中には此書にありて正理經になきもの、彼にありて此になきものなきにあらず。前者は猶他の書に於て正理經以前に説かれたるものあるを見る。此等の點より見るに正理經に存する説は獨創的のものならずして殆んど凡て在來のものを集成組織したるに過ぎざるを知り得。之と同じく遮迦本集の論議道も亦其書の性質上之を獨創的に案出したるにあらずして、單に集録したるに過ぎざるを斷言し得べし。次に述ぶる方便心論に於ても亦全く然り。是に依りて當時一般に如何に因明正理の研究の盛なりしかを推斷し得べし。此風潮の爲めに、初め論理家を甚だしく嫌ひたる正統婆羅門内に於ても、遂に論理家を認めて相當の地位を與ふるに至れる程なり。遮迦本集に於ける五分作法は立敵相對の論争に於て用ゐらるるものとせられ、原語にて書かれたる中の最古の一なれば左に其例を示すべし。

宗——神我は常住なるべし。

因——非所作性の故に。

喻——非所作性なる虚空は皆是れ常住なり。

合——虚空の非所作性なるが如く神我も亦爾り。

【六〇】  
 Pratiñā Nityah puruṣāḥ.  
 Hetu—Akrakavāt.  
 Dīgñānta—Yad akṛtakam āka  
 śan ke ca nityam.  
 Upanya—Yadā ca akṛtak-  
 am akāśam tadā puruṣah.  
 Nigama—Yasoḍa nityah.

結——故に常住なり。

又本書に於ては特に誤謬のみを集め分類することなけれども四十三題中には作法に關し、因に關し、喩に關し、又能立若くは能破としての五分作法に關し其誤を説き居るが故に此等の點も正理經の仕方と全く同じ。

佛敎の方面にての集成組織の書は方便心論なり。此書は龍樹菩薩の著

となすものあるも明に是誤にして恐らく龍樹より少しく以前若しくは同

時頃の何人かの製作なるべし。此論は甚だ良書なれども不幸にして譯者其

人を得ずして譯書のみにては解せられざる點多きのみならず、其述ぶる所

往往論理的法則に違背するものあり、少くとも論の目的たる論理法を明確

にし居らざる點少しとせず。此等の中には遮羅迦本集、正理經及び其註釋

等の助によりて初めて推察的に了解し得るものあれども、時に註釋

の竝入と思はるるものも存して前後の連絡を斷つものもあり。此の如き不

完全なる點多けれども、其にも拘らず極めて重要な書なり。論は明造論

品第一、明負處品第二、辨正論品第三、相應品第四の四章に分れ、第一章

に(三)譬喩、隨所執、語善、言失、知因、應時語、似因、隨語難の八種の論法を説き、其說明分類に

【六一】 宋版大藏經にて龍樹の著となす。元明版も之に従へども高麗版は龍樹の著とせず。

又古き經錄一も龍樹の著と認むるものなし。更に論の内容より見るも龍樹の學説と全く矛盾したるものを有し、嚴密には小乘學者の著とするを至當とす。

【六二】 方便心論の批評的解釋については何等かの機會に發表して識者の高覽を仰ぐべし。

【六三】 順次に原語は次の如くなるべし。

- 1. Dṛṣṭānta, 2. Siddhānta 又
- 1) Samsthiti, 3. Vākya-pras-
- ānāḥ, 4. Vākya-osa, 5. He-
- tu, 6. Anuttrakāvaçana(?),
- 7. Hetvābhāsa 又は Abhetu,
- 8. Chāta.

於て遮羅迦本集の説と同一共通するものあり。第二章は負處(Nirahasthana、墮負)を明かす。即ち論争に於て敗となるべきものを擧げたるものにして遮羅迦本集には十五種を擧げたれども本論には十八種あり。されど前者十五種の中六種は此十八種中になく、又正理經の廿二種中の七種も此十八種中になけれども、此等は凡て本論に於て已に第一章中に述べられたるものなれば、正理經は此等を整理組織して廿二種となしたるなり。第三章にては正論を辨ずとなせども譯文甚だ不明にして五分作法すら嚴密明瞭に表はれ居らず。殊に後半に於て如法論として説くものは事實如法の正論にあらずして、正理經註釋者の述べ居る六種立量論法(Pratyanaya)の不徹底的説明なり。第四章は相應品にして問答往復に於て勝となり負となるものを示すとなすも、實は正理經の僞難(Pratyanaya)に當る。本論は之を廿種に分ち、廿種を異と同一に大別したり。正理經は廿四種となし之と全然一致するにあらざれども、此僞難は遮羅迦本集に全くなき所なれば、思ふに本論の此僞難は正理經のそのの原形なるべし。

方便心論の説く所は遮羅迦本集の説に優り其組織も見るべきもの多し。即ち大體に於て三部となり居るなり。第一章は八種の論法を説いて因明論の中心を盡くし、第三章に於て正しき論證を説明し、更に六種立量論法によりて誤れる非難の大體を示したれば、此第二章は合せて一部をなし、以て完全なる組織をなすなり。第二章は第二部をなし、第一章の或者を開いて廣く詳説したるもの、第四章は要す

【六】 異は異法(Vaidharmya)、同は同法(Sadharmya)と同じ

るに第三章の六種立量論法を廣説したるものにして第三部をなすと見るべし。此三部の組織は正理經の組織と甚だ相似たるものにして、恐らく正理經は方便心論と類似の諸論の説く所を集成し組織したるなりとの想像を成立せしむるものなるべし。

佛教に於ては當時中觀派の龍樹提婆二菩薩あり。盛に外道を論破して完膚なからしめ、提婆菩薩の如きは其爲めに命を失ふに至れる程なり。龍樹菩薩は廻評論等に於て大に量等の論證に關する事柄を破し、其實在論的見解を掃蕩せむと努めたり。此外道對破は悉く因明論法によりたるものなるが、此對破の活動が機會となりて正理學派をして一學派として成立するに至らしめたるなり。是大凡紀元二百年より二百五十年の間頃なり。されど正理經の編纂は三百年頃なるが如し。

正理學派の學說全體は之を二部に分ち見るを便とす。第一は其自然哲學の部、第二は其因明正理の部なり。前者は、多少の差こそあれ、全く勝論學派の説を採用したるものにして、正理學派の獨創的の説は甚だ少し。後者は前來論述したる因明正理の發達進歩の結果を集成組織したるものにして、是亦獨創的の説を缺く。此正理學派の學說全體を述べたるものが即ち正理經なり。其學說全體は十六諦 (Tattva) に纏めらる。量 (Pramāṇa)・所量 (Prameya)・疑惑 (Saṃśaya)・動機 (Prayojana)・喻 (Dr-

【六】 此論の原名は Vīśvānāyana I なり。Candakīrti の Pramāṇapūṭa に此名にて引用せられ漢譯と合す。

【六】 通常語に Pāṭāliya の原語を當つれども正理經其者の上にては然らず。是全く註釋者より始まることなり。

śūdra)・命題(定立)(Siddhanta)・支分(Vyavaha)・思擇(Parikā)・決定(Nirṇaya)・論議(Yatā)・駁論(Talpa)・攻論(Vitanda)・似因(Ikavāhina)・曲解(Māla)・僞難(Jati)・負處(Nirvāhahana)是なり。此分類的、順序は嚴密なるものにあらずして相交錯し又相矛盾するものすらあり。之を説く正理經は十章十節に分れ、其第一章に十六諦の全體を大體定義し解釋するが、第一章第一節には第一より第九までを説き第二節に第十より第十六までを述ぶるが如く、十六諦は二部に大別するを得るものなり。而して前者は要するに量と所量との二諦に纏められ、後者は論議の一諦に纏められ得。然るに正理經は量と所量との二諦に重を置き、又第十五僞難と第十六負處とに重を置く、即ち經の第二、三、四章は要するに量所量二諦の廣説にして第五章第一節は僞難、第二節は負處の詳説なり。

量は此派にありては現量比量譬喩量・聖教量の(七)四種にして遮難迦本集には猶多くを數ふれども方便心論は同じく此四種を認む。此中比量は

六(一)有前(Puravat)・有餘(Sevyat)・平等(Samnyato drā)の三種を含む。此三種は遮難迦本集には存せざれども方便心論に存し、更に勝論派の比量説が此三種の原形を有すること前にいへるが如し。有前は因より果を、有餘は果より因を、平等は果より果を推論するをいふ。此外經には明に殘餘法(Upā-

【七】此派にて猶他の量を否定するにあらざれども此四量中の何れに入るべきものなりとす。

【六】方便心論にては前比、後比、同比と譯さる。青目の中論釋には如本、如殘、共見と譯さる。

餘法を入れたり。されど經も註釋者も平等(即ち共見)と五分作法との關係を明確にせず。

比量の起る遠き原因は疑惑なり。疑惑は必らず之を解決せんとの動機を起す。而して此が解決には標準となり又は實證となる喩を要す。更に或種の公理或は自己の立てたる主張を有せざれば比量は行はれず。之を命題となす。此には四種ありて 慈恩の因明大疏に説く四種の宗と同一にして、遮羅迦本集、方便心論にも已に説かるるものなり。以上は比量の原因、動機併に資料なり。

更に比量の内部的過程を見れば、疑惑、動機に次ぎて自己の意見主張得られたる時は茲に、思擇生じて、其に對する考究論證をなすに至る。即ち此間に五分作法(十六諦中の支分)及び之に關すること行はれ、最後に決定に至つて歸結す。決定は立敵兩者間に於て其何れかの主張に定まるものなれば、以上の内部的過程を外部の方面より見れば即ち是れ論議なり。故に論議は量と思擇とによりて能立し能破する争の全體を外面的に見たるものなり。従つて又論議中には一方の能立に對して完全に五分作法によりて能破する駁論も含まれ又單に其過を指摘する攻論も含まる。然るに能立が正しき時は駁論は或は曲解となり或は僞難となり、遂に又負處に墮して却つて敗となるべし。

論議に於ける勝敗は一に懸りて因の正不正にあるが故に、之を正しく行はしむる爲めに消極的に似因を説きて其誤に陥らざらしむ。似因は過廣即ち不定(Savyabhiṅgavy, Anukramika)・相違(即ち矛盾)

【九】玄奘門下の文軌も神泰も亦之を説く。



盾 (Viruddha)・問題相似 (Prakramasama)・所立相似 (Sādhyasama)・過時 (Kālatā) の五似因を認むれば

も、此分類は勝論派、遮羅迦本集、方便心論の似因程に論理的意義を有するものにあらず。

然れども正理學派の論理學的研究の中心はいふ迄もなく五分作法 (即ち

支分) なり。今之を正理經のいふ所によりて解釋すべし。

【90】宗とは所〔成〕立を言顯はしたるものなり。所立は茲にては一命題とし

ての宗を指す。

【91】因とは喩と同法 (同性質) なることによりて所成立の宗に對して能立と

なるものなり。又之と同じく喩と異法なることによりて能立となる

合あり。故に因には肯定的の因と否定的の因との二種あることとなる。

【92】喩とは所立の宗と同法なることによりて其因の性質を有する實例を

いふ。或は之と矛盾の故に矛盾の實例たるものも亦喩なり。故に喩に

も同喩と異喩との二種を認むるなり。

【93】合とは喩に基きて「此の如く」といひて所立を結びけ、或は「此の如くな

らず」といひて所立を分離せしむるをいふ。此の如く合にも亦二種あることとなる。

【90】	Sādhyantī-locāḥ, praṭijñā.
【91】	Udāharana-sādharmyātī.
【92】	Sādhyā-sādharmyam, hetuḥ.
【93】	Tādāḥ vaiśādharmyātī.
【94】	Sādhyā-sādharmyātī.
【95】	Tad-udāharanābhāvi dīgāṅgāta udāharanam.
【96】	Tad-viparyayāt vā viparyayam.
【97】	Udāharana-apekṣas tādārdhy upasādhāro, na tādārdhi vā sādhyāya-upanyayā.
【98】	Hetu-āpadeśāt pravṛtīṅgānyāpī pamarāve nāni nigamanam.

正理經其者以上の如く唯定義を擧ぐるのみにして實例を示すことなけれども、今此定義に基いて例解すれば左の如くなるべし。

宗 聲は無常なるべし。

因 所作性なるが故に。

喩 瓶等の如し。

合 瓶等の如く聲も亦此の如し。

結 虚空等の如く聲は無常なり。

之を遮羅迦本集のものと比較すれば却つて多少幼稚なるものなり。而して三段論法より觀察すれば是全く第一格の式を表裏よりいへるものに過ぎざれども、論證の性質は決して演繹的にあらずして、全然比論的なるを見るべし。即ち前にいへる共見(又は平等)より出でたる五分作法に外ならざるを知る。已に比論的なるが故に之に對して演繹的の非難を加ふるは蓋し正當なることにあらず。而して其

斷案は如何にするも蓋然的なるを免るる能はざるなり。

正理經は四世紀頃ブツヤヤナ (Vatsyayana) によりて註釋せられたり。

ものなれども、五分作法に於ては經と必らずしも同一にあらず。(毛) 左に一

例を示すべし。

宗——聲は無常なるべし。

因——生法性なるが故に。

喩——瓶等の無常なる物は生法なる事は經驗上知らる。

——我等の常住なる物は經驗上不生法なり。

合——此の如く又聲は生法なり。

——此の如く又聲は不生法ならず。

結——生法性なるが故に聲は無常なり。

經の所説との相異は第一に因を一種となしたることなり。第二に喩に喩

體を附したることなり。而して同喩の喩體は先宗後因をなすが故に形式上

正しからず。或は此主賓兩辭を逆にし「生法なるものは無常なり」の如くすれば、異喩は「不生法なる

ものは常住なり」の如くなるを以て、先因後宗となりて同じく誤ある事となる。更に又此主賓兩辭を

此註釋書に基いた良好なる

【三】

1. Anityaḥ śabdaḥ.
2. Upatidharmakatv t.
3. Upatidharmakam śahā-  
y-ādhiryam anityam  
dīgān.
4. Anupatidharmakam ā-  
nī-ādi-dvayan nityaḥ  
dīgān.
5. Tatā ev upatidharm-  
kāḥ śabdh.
6. Na ev tatā 'nupatidh-  
armakāḥ śabdh.
7. Tasmāt upatidharmak-  
atvād anityaḥ śabdaḥ.

同延同義と見て直に其儘換位し得(七)とするも、然らば特に此丈の勞を取らざりしは、此人が尙未

だ十分先因後宗、又は先宗後因等の如き論理的關係を知らざりしが爲めな

り。此點より見るも當時五分作法が演繹的と考へ居られざりしを知り得。

正理經が當時迄の因明正理の諸説を集成組織したると同じく佛敎の方面

に於て又此集成組織を試みたり。瑜伽師地論第十五卷に説く五明中の因明

は恐らく無著菩薩の説と見て可なるべく、論體性論處所論所依論莊嚴

論墮負論出離論多所作法の七因明に凡てを纏めたり。其所説は因明とし

ては嚴密ならずして、論理的價値を發揮すること少なけれども、因明論争

の殆んど凡ての條件を網羅せむとしたるが如し。殆んど同じ七因明が顯揚

聖敎論阿毗達磨集論並に雜集論に存す。菩薩には又(五)順中論の著あり。

因明論法を應用して縦横に論じたる書にして、其中に已に(四)三相の語あ

り。注意すべき語なり。

菩薩の肉弟に世親菩薩あり。此二菩薩は共に瑜伽派の祖師なり。世親に

は因明に關して論式論軌論心の三著述ありし事は玄奘門下の文軌神泰慈恩凡て之をいへば、是玄奘

の所傳なるべし。論式は陳那菩薩も之をいひ、菩薩の新因明に關係あるが如し。慈恩の因明大疏によ

【七】聲生論よりいへば生じて

而かも其後常住なるものを許

すが故に、此點よりは生じた

るものは凡て無常なりとはい

ふを得ず。されどグーツヤ

ナは生じたるものば凡て無

常と考へたるなり。是ば此人

の基く勝論説とは一致せざる

考なるべし。

【七】詳しくは順中論義入大般

若波羅蜜經經初品法門といふ。龍樹の中論の説により大般若經初品の敎義に導入する爲めの序説概論の意にして良書なり。順中論と略稱するは適當ならず。

れば世親は已に三支作法によりたるが如くなれども、同じく玄奘門下にて而かも入正理論の譯場に入り入室學習せる(八)文軌のいふ所によれば世親は古の五支により陳那創めて三支を立つと傳へらる、故に世親の因明は五分作法なりしなるべし。慈恩又曰く、無著は宗・因・喻・合・結等を凡て能立となし、世親も論軌等に於て宗・因・喻を能立となせど、是古因明の説にて、陳那の新因明にては宗は所立、因・喻は能立とせらるるが故に三支又は五支全體を能立とするは正しからずといふ如き口吻をなす。此事は文軌神泰も共にいひ玄奘門下好みて此を以て新古因明の區別の一とし、古因明の精密ならざるを説く。然れども慈恩大師の如きは此點に於て全く誤解に陥り、甚だしき曲解をなす。因明には能立に二義あり。能破に對する能立は勿論三支又は五分全體なることいふ迄もなし。所成立に對する能立の能立ならば所成立は宗にして能立は因・喻なり。故に無著・世親は能破に對して五分又は三支全體を能立となし、陳那は所立に對する能立として因・喻は能立、宗は所立となすなり。慈恩大師は之を混じて誤解せるなり。大師の此誤解は入正理論の本文の解釋にも存すれば、後にもいふべし。とにかく大師の言によりて、無著世親が已に能立能破を分ち説き居たることを知り得。文軌又曰く、「集量論中にて陳那曰く、論軌論の中に瓶の有法を以て同喩となすと。其論は是世親の所造にあらざるべし。或は是世親未學時の造ならむ。學成り已りて後、論式論を造り、即ち所作無常を以て同喩の體となす。我が義に違はざるなり

【八】因明入正理論疏・續藏八  
十六、四、三三五、才、三三七、ウ。

といふ。此意味は論軌論に於ては聲無常に對する作法中同喩たるべきものは實例たる瓶なりとなせど、此は餘りに非論理的なれば、世親のいふべき事ならず。故に論軌論は世親の作ならざるか、又は世親の未だ十分因明を知らざる頃に造れるものならむ。後因明を知りて論式論を造り、其中に同喩たるべきものは瓶の如き喩依になくして所作性なるものは無常なりの喩體にありと論じたり。是甚だ至理の言にして吾が説と合すと陳那が其自著集量論中にいへりとの意なり。是に由りて世親は初め喩依を重んじたりしが、後喩體を以て眞の同喩たるものとなすに至れる事を知る。即ち世親は喩(即ち大前提)の論理的意義に注目し、之が研究を重んじたるなり。此點は五分作法が改革せらるるに至る第一歩をなすものなり。更に陳那の理門論の最後にいふ所によれば世親の論式論中には正理經等に説く如き負處(Nigrahasthana)は或は能破たるべきもの或は非論理的なるもの其他非理のものありて之を別立するの要なしとし、又他の多くの因明論者の說中違理妄說のものは凡て之を論破したりといふ。

世親の因明論が如何なるものなりしかは現今尙未だ之を明にするを得ざれども、以上いふ所によりて其片影を認むるを得べく、殊に喩體の尊重と負處の排除とより考ふるときは全體が甚だ論理的なりしを思はしむ。無著の言中因三相とあるは其說未だ明ならざれども、世親の說と併せ考ふれば喩と因との研究重んぜられ、之によりて三支作法となるべき機運にも向ひ居たるなるべく、因の三相の考も發展せむとしつつありたるにはあらざるか。とにかく無著特に世親に於て已に陳那の新因明の素地を

作り居たりと想像し得べきが如し。

猶茲に如實論について一言し置くべし。此論は通常世親の著とせられ文軌の如きも亦之を承認し居るが如し。然れども猶疑はしきものなきにあらず。如實論は反質難品中無道理難品第一、反質難品中道理難品第二、反質難品中墮負處品第三の三章を有す。題名を具さに如實論反質難品といふ。此より考ふるに現存如實論は原本の一部にて唯反質難品のみなるを知る。第一品は道理有無に關する議論なるが、議論は前半を缺くが如し。第二品は正理經の第十五諦僞難を分類して説きたるものにして敵者の能破の正しからざるもの、第三品は負處を説き正理經の第十六諦負處と名目、定義、順序全く同じく、唯正理經の註釋とは多少説明を異にするのみ。但し其中には大に一致するものも存す。之によつて如實論が正理經に基き、其註釋すら豫想し居ることを知るに足る。然るに世親は負處を別立する價値なきものとなしたる事陳那のいふが如くなれば、如實論の説く所と一致せず。又如實論は現量の力大なり比量の力大なりとなせども、世親は佛性論に於て現比譬喩・聖教の四量を全く否定す。更に如實論は因の三相を説き、一、是根本法、二、同類所攝、三、異類相離として論争に於て此三相を具ふるものは正、具へざるものは不正となせども、世親に此の如く明確に因の三相の考ありしや頗る疑はし。思ふに因の三相の論理的價値を十分に知り居たらむには五分作法を其儘奉じ居ることは其自身已に矛盾なり。同喩の體は全く喩體に存すとなす程の世親菩薩にして、此の如き矛盾を敢てすとは考

へられず。然るに如實論は因の三相を認め、同時に五分作法に依る。更に諸經錄も如實論を世親の著とせざるのみならず、高麗版にありても世親の著述と認むることなし。此等の點より考ふるときは如實論が世親の著書なりとの説は甚だ疑はしきものにして、猶確證の發見せられざる限りは全く疑問となし置くべし。

如實論の譯者は眞諦三藏にして三藏は此論に註釋書三卷を作れりといふ。又此論と共に反質論、墮負論、二正說道理論各一卷を譯し、最後のものには註釋書五卷を作れりといふ。何れも今散逸したれば明ならざれども、正說道理論は正理經の譯ならむかと想像せらる。正說道理は正理と同じ譯語なるべく、註釋五卷は正理經の五章に相當するが如く思はる。此は單に想像なれども、如實論は已に失はれたる初の部分にも正理經と同じもの存せしが如し。例へば命題の四種、五分作法等の説ありし事知らるればなり。

【十三、第四期、新因明の成立及び其以後の影響】新因明は全く陳那菩薩の手によりて完成したるものなることは其著書によつて之を知るを得。陳那には八論ありとは義淨三藏の傳ふる所なるが、其中因明に關しては集量論、正理門論並に九句因を述べたる書を以て最も重要なものとす。集量論は義淨之を漢譯したれども、已に散逸して傳はらず。成唯識論、因明大疏、文軌の因明疏中に一二句引用せらるるを見るのみ。

【一六】 正論道理論ともあり。

【一七】 西藏大藏經中には陳那の著書凡て十三部あり。其中九部が義淨の所謂八論に相當す



藏大藏經中に現存するものによれば、現量論、自悟比量論、悟他比量論、因の三相並に譬喩量否定論、聖教量否定論、正理支論の六章より成る。

此等の事は凡て正理門論中に發見せらるる所なれば、集量論は恐らく陳那の名著として縱横に自家の學說を論述したるものなるべく、正理門論は之に對する入門の概論として、更に簡單に述べたるものなるべく。故に新因明の全體を知るには正理門論にて事足るべし。

新因明の骨子は全く九句因にあり。九句因とは因が同品、異品に對して有り得べき場合を擧げて其正否を檢するものなり。左の如し。

第一、同品有、異品有。

第二、同品有、異品非有。

第三、同品有、異品有非有。

第四、同品非有、異品有。

第五、同品非有、異品非有。

第六、同品非有、異品有非有。

第七、同品有非有、異品有。

るものなれども、九部の中三部は註釋書なれば要するに六部となる。故に八論よりも少し。又其上前にいへる如く商羯羅主の入正理論を誤り入れたれば、結局五部なり。五部の中二部は唯識説を述べたるものなれば、因明に直接關係するものは三部のみなり。三部は集量論、正理門論、九句因を論じたる書となり。印度のグイヤーチャーシヤナ會て其著書中に西藏文の正理門論と入正理論との題名を誤り混じて、後者の内容を前者のものとして述べ、陳那の説となしたれども、是全く氏の誤想なり。

第八、同品有非有、異品非有。

第九、同品有非有、異品有非有。

此中第二第八は正因、第四第六は相違の似因、其他は不定の似因なり。而して此等は凡て入正理論中に出で来るを以て今一一細説することを省くべし。九句因は凡ての場合を盡くすものなれば此外に場合あることなきなり。而して此中の第二第八を見るに第二に於て因は同品中に全部包攝せられ異品中には全くなし。第八の場合に因は同品中に一部分關係し一部分關係せず、而かも異品には全部關係することなきなり。此二場合の外正因たる場合なきものなるが、此二場合に共通することは、因は必ず全然異品と關係なきことなり。是即ち因の三相中第三異品遍無性なり。又因は同品に對し全部包攝せらるるか、或は其一部分中に包攝せられ盡すかの二場合あり。前者は喻體の主賓兩辭が同延同義の概念たるるときにして一種特別の極端の場合、後者は喻體の主辭が賓辭中に包攝せられ賓辭の一部分を占むる場合にして是主賓關係の一般の場合なり。故に因は必ずしも同品の全範圍と合するを要せず、唯全部包攝せられて其一部分を占むるのみにて可なり。此條件は第二相の同品定有性なり。第二相は因と宗の賓辭との關係なれば、更に因と宗の主辭との關係なかるべからず。殊に九句因にても因は主辭を省くが故に特に此關係を見ざるべからざることとなること第五句にても知らる。是即第一相違是宗法性なり。此の如くして新因明の中心たる因の三相は全く九句因より導出さるるなり。九句

因は因の場合を擧げ、因の三相は因の條件を示し、此關係より更に喩の論理學的意義を闡明し來る。

九句因は古因明の説にして足目の説く所となす説あれども、全く然らず。陳那が創めて之を説きたるものにして、九句因のみを説きたる陳那の著書西藏大藏經中に存し、古因明中此の如き説なし。古因明の論理學的意義は九句因程に發達せるものにあらずして、猶甚だ幼稚なり。

陳那の九句因を論ずる書は西藏にて *Graṇṭhi-kyi-ikhe-ro-gan-la-dwob-pa* (Teti-cakra) (Tanar-

二) 又は *Phyogs-chos-dzhi-ikhe-ro* (Pakka-nava-dharma-cakra) としふ。極めて簡單に論述せる小書なり。

此九句因の大意は正理門論にも亦存す。

因明 正理門論には (八四) 玄奘譯と義淨譯との二本あれど大體同一なり。

初は能立、似能立門にして、宗及び似宗、因及び似因、喩及び似喩を説く。

宗因喩は真能立にして、似宗似因似喩は似能立に當る。論述は凡て反對者の言を擧げて辯難破邪し

つつ正義を顯はすの方法を取る。次に現量似現量比量を説く。能立、似能立は悟他なれども、現比

は凡て自悟にして而も悟他の基となるものなり。因明論としては現比は此點に其價值を有するのみな

り。最後は能破、似能破門にして能破は能立の過失を明にするものなれば特別に詳説することなけれ

ども、似能破には所謂十四過類を論述したり。此過類は方便心論の廿種の相應、正理經の第十五謬僞

難と同一なれども、彼の廿四種を大體十四種とせるなり。十四種を五種に大別して説き、更に七種丈

【八三】 或は *tanamni*。  
【八四】 玄奘譯は因明正理門論本といふ。

けの名目のみを擧げ之に準ずべきを明にしたり。而して陳那は負處の價値を認めずして之を省除すること論式論の如くなるは前に説きたる所なり。陳那自身も破古因明論中に具さに論破したりといふ。正理門論の六門の順序は入正理論のそれと全く同一にして、後者は唯凡ての辯難破邪を省き、又各門の下にて眞を説きて後に似を説くの方法を採りしを異にするのみ。

此正理門論によつて陳那の新因明の全組織明にせらるるが故に、其如何なるものなるかは、殆んど遺憾なく之を知り得。而して此論の入門書が即ち本國譯の因明入正理論なりとす。以て此入正理論の新因明中に有する地位を知り得べし。

陳那の新因明は尙未だ論理的に徹底せざる點ありて、入正理論及び後世の因明書によりて改良せられたりと雖、とにかく陳那の改革は印度論理學史上に於ける大革命にして陳那以後何れの學派にても論理因明説をなす限り影響せられざる一もなしといふも不可なき程なり。最初に影響せられたるは耆那教なり。六世紀頃(Seidhasena Divakera)出でて入正理論(Nyāya-sūtra)を作る。僅に三十二偈より成る小書なれども、極めてよき書にして、其説全く陳那の説より來れるもの、耆那教に曾てなきものなり。耆那教に於ては是より以後近代に至るまで因明正理の研究比較的に盛なり。

正理學派に關しては陳那は已に正理經并に其註釋者ヴツヤナーヤナを論破せしが、六世紀頃にウ

ディオータカラ (Didyotakara) 出でて、正理經に對し、プーツヤヤーナの註釋に基いて、正理經註疏 (Nyaya-vivrtika) を作りて盛に陳那の説を難じ、正理經の説を明にせむとせしが、其間に於て陳那の説に影響せられたる點多し。佛教の方面には陳那の次の時代には護法、佛護、清辨あり、次で又法稱あり。護法の廣百論、釋論の如き清辨の般若燈論、掌珍論の如き何れも因明論法によつて堂堂論述したるもの、佛護も因明の達人にして著書も西藏に現存す。此等凡て陳那の後繼者なるが、法稱の著正理一滴 (Nyaya-bandu) は佛教因明書中現存せる唯一の梵本なり。此書に於て法稱は陳那の説に改良を加へたる所あれば、此は國譯文の所にて少しくいふべし。法稱は又集量論に註釋し二三の著によりて因明の意義を發揮し、かくて陳那以後の大因明家と稱せらる。九世紀に法尙ありて正理一滴に註し、後世更に此註に註釋したるものあり。著者明ならざれども梵本の一部現存し、已に出版せられたり。

聲論學派には陳那の當時若しくは少しく以前にシャヴラスワームイン (Sabarasvamin) 出でて、其著書中に簡単に古因明の論理説を述べしが、七世紀にクマーリラ (Kumarila) プラバーカーラ (Pahakara) 出でて何れも其書に註し、陳那法稱の因明説其他多くの佛教因明説を採用したり。

【八五】クマーリラの學派を Bhīṣṭi 派又は Tanūtiya 派といひ、プラバーカーラの派を Cūṇi 派といふ。後者は進みたる論理説を有す。合結の不要を論理的に説くのみならず、異喩の必らずしも必要ならざるを論じ、又三支の順序は宗、因、喩の順ならざるべからざる理由なしと論ずる如き是なり。前者の學派も後に之に影響せられて此説を採用したり。

徒、プラバアーカラの學徒凡て長く陳那法稱の説による因明を説くに至れり。

勝論學派に於ては五、六世紀頃にプラシヤスタバーダ (Prasastapada) あり、其著書に於て著しく陳那の影響を受け、因の三相をも説きたり。但し其書に於て因の三相は勝論派の開祖の説きしものなりとの傳説的の言を擧げたれども、此は陳那の説の如き佛教因明説の採用を隠さむとしたるに過ぎず。(六) 勝論派の開祖に因の三相のあり得べからざる事は其論理説の幼稚なるにて知らる。慧月の十句義論には陳那の影響認められざれども、其後の勝論學徒は又影響を蒙りたり。

九、十世紀頃よりは正理學派と勝論學派とは事實上合一して一派をなすの觀あり。九世紀にブーチヤスバチミシユラ (Vasputimishra) ウデイヨータカラの註釋書に註釋して陳那を非難せしが、十世紀のウダヤナ (Udayana) 亦之に倣ひたり。同じく十世紀のシユルダハラ (Sridhara) は法尙の説を攻撃す。此の如く勝論正理學派は佛教因明の影響を受けたれども頑強に猶五分作法を取るのみならず、時には五分の整はざるべからざる所以をも説く。思ふに因の三相の論理學的價値を明瞭に知らば、合結二支の存すべき理由は是なかるべきなり。此點恐らく此學派の徒か古き傳承を重むじたるが爲めなるべし。聲論派は已に明に三支作法を採用したり。聲論派の言によれば後世の佛弟子は喻合の

【六】 因明大疏に勝論派の開祖 鶴鶴仙人が弟子の玉頂に三支作法によりて有性の存在を論證し示したる如く傳ふるも是亦正しからず。勝論派に古く三支作法を用ゐたることなく、全く五分作法なり。プラシヤスタバーダすら因の三相を認め乍ら五分の具備せざるべからざる所以を詳述したり。

二支のみを認めたりといふ。此言甚だ奇なれども、恐らく喩合を重く見たるをいふなるべく、或は推  
理として見れば結論は已に喩中に含まれ居るを以て、喩の表はす一般原理を合によりて特殊の場合に  
配すれば、結論は言はざるも必然的に知らるべきものと見たるにはあらざるか。若し然りとせば是形  
式論理學の演繹推理の缺點を意識せるものにして甚だ可なる事なれども、同時に是因明の論證たる性  
質を推理と考ふるに至れるを示すといふべきなり。

十二世紀に正理學派にガンゲーシヤ (Cāṅgēsiyā) 出で、現量比量譬喩量・聖教量にのみ就いて精密  
なる研究をなし、正理經并に其註釋書の足らざるを補ひて諦如意珠 (Tār  
tva-cintāmaṇi) なる龙然たる書を著はせり。ガンゲーシヤは東印度ミチイ  
ラー (Mithila) に住し其學派はミチイラー學派と稱せられしが、其後其中

の有力者がカルカッタの北方 ヌツデア (Nuttāyā) に移りしが茲にて其學派は大に昌へヌツデア學派  
として知られ、學徒多く印度各地より笈を負ひて集まる程となり、以て現代までも繼續す。然れども  
兩地の學派は徒らに字義訓詁に奔り、無用に緻密を事とし、註釋に註釋を重ねるの風を醸し、註釋者  
の弊を遺憾なく發揮するに至れり。諦如意珠の註釋書にても現今知らるるもの廿五種を下らず。其上  
此等の註に猶註あり。更に其に註ある程にて、恰かも支那日本に於て因明大疏が桶をなして以後の因  
明の註疏と全く同じ風潮なり。然るに其間には此煩瑣混迷の學風の反動として因明正理の最も肝要

【八七】或はナナイア (Nanaiya) と  
もナラドウキーバ (Naradūkība) と  
もいふ。

なる義を簡明に叙述したる袖珍書も出づるに至れり。然るに又此等に對して註釋に註釋を重ね、中には單に、一部分の説のみを詳説するものも出でたり。

今より五十餘年前即ち千八百五十七年にカルカツタに大學設けられて新なる方法による研究行なはれ、又泰西の學術講せらるるに及びてはヌツデア學派は大打擊を蒙り現今は僅に其命脈を保つのみに過ぎず。我國に於ても明治二十年頃迄は古來の因明研究見られしも泰西の學術講究せらるるに及びて傳承的の講究殆んど廢たれて論理學的に、批評的に研究するの風となり、傳承は其權威を失ふに至れり。因明正理の近代の風潮運命、彼此の國に於て全く同一なる亦奇ならずとせんや。是皆一に註釋にのみ奔つて眞の論理學的意義を見んとせざりしが爲めのみ。

支那日本に於ては一般思想界に於ても僅に論理學的思想の萌芽のみ存して論理學の組織殆んど一もあることなし。此間に於て佛教因明論は一服の清涼劑の如きものなれども、其研究は要するにヌツデア學派のもの多く、商羯羅主、慈恩以上に一步も出でず、之を叙するも單に註釋者の名を列するに留まるべければ、茲には凡て省略することとせり。因明は多くは相宗學者の手によつて研究せられたれば、其傳承傳來凡て法相宗のそれと異なる所少なきが如し。

(注意)本國譯は凡て現流布の入正理論并に因明大疏によりたれば、縮刷藏經中の漢譯本とは異なる所なきにあらず。例へば漢譯本に徧とあるは本國譯にては遍となすが如し。又漢譯本初より三行目の宗



の定義中差別爲性又は差別作性ほんこくやくとあるも本國譯は差別性故とを取る。宋元明麗そうげんめいらいの四藏ごうざう凡て後者こうしやを取らざれども、因明大疏いんみやうたいしよの説によれば、玄奘げんじやうは差別性故ととなしたるなり。之これを玄奘入室げんじやうにふしつの弟子でし文軌ぶんきが其著そのちやく因明入正理論いんみやうにゆうつしやうりろんぎ疏中だんにて差別爲性と改あらためたるなり。但し大疏たほしよには文軌ぶんきの名なを出いださざれども淄州ししやう大師だいし慧沼けいせう（慈恩じおんの弟子でし）の因明入正理論いんみやうにゆうつしやうりろんぎ義斷ぎだんに文軌ぶんきなりとし、文軌ぶんきの疏しよにも亦また差別爲性差別爲性とあり。大疏たほしよのいふ程ほどに八ヶまじきことにはあらずれども、已すでに玄奘げんじやうが差別性故ととなしたることの知しらるる限かぎり之これに從したがはざるべからざるまでこといふ迄までもなし。

譯者 宇井伯壽 識



# 國譯因明入正理論

## 總序

(一) 能立と能破と、及び似(の能立能破)とは、唯悟他のみなり。現量と比量と、及び似(の現量比量)と

は唯自悟のみなり。

是の如きは總じて

諸論の要義を攝す。

## 第一能立

此中、宗等の多

言を名づけて能立と

爲す。宗・因・喻の多

言に由つて、諸

の問ふこと有る者に

【一】此一頌は能立(Siddhanta)・能破(Darpana)・似能立(Siddhanta-ahitasa)・似能破(Darpana-ahitasa)・現量(Pratyakasa)・比量(Anumana)・似現量(Pratyakasa-ahitasa)・似比量(Anumana-ahitasa)の八義又は八門を

提示したるものにして、之によつて因明諸論の綱要を包括し得とすなり。八義の前四は悟他(Paratya)にして、後四は自悟(Svadya)なること解題中にもいひたり。本論が之を六門となし順序を變じたるは重要なものを先とする

の意にも據る。

【二】宗等は宗・因・喻の多言云云とある如く、宗・因・喻の三支をいふ。因明大疏に強ひて之を、一因二喻(即ち同喻と異

喻)を指すと解し、等の中に一因二喻を含み、宗は其所有するものを示す爲めにいふとなせども、是甚だしき曲解なり。能立門の最後には宗・因・喻の實例を擧げて後、唯此三分のみを説いて能立と名づくところを参照すべし。一因二喻は二分にして三分とはならず。曲解の根本は能立といへ

ば宗を所立といふに對していふ方面のみを考へたる點にあり。能立には能破に對する意にても名づけらる。茲にては能破に對する能立なること六門の順序上明明白白なり。

【三】多言(Dahu-vacana)は複數の意なり。三個若しくは三個以上をいふ。梵語にては二個は兩數(Dvi-vacana)にして複數にはあらず。一因二喻は支としては嚴密にいへば二にして三ならざるが故に、大疏の解釋にては宗等の多言云云といはれざるべし。

未了の義を開示するが故に。

甲 宗

此中、宗とは、謂

く極成の有法と

極成の能別とは、差

別性の故に、自の

樂爲に隨ふ所成立

性なり。是を名づけ

て宗と爲す。

〔例せば〕「聲は無

常なるべし」と成立

することあるが如

し。

乙 因

【四】諸有問者は立者に對する敵者をいふ。大疏にては敵者と證者(審判者)をも含ましむれども、本文直接の意味にあらず。

【五】未了義は敵者の未だ知らざる、若しくは未だ承認せざる事柄にして、即ち立者の論證して示す事柄なり。未了義の直接の意味は敵者に關し、證者に關係すとせばそれは單に間接に過ぎず。

【六】極成(Prasiddhi)とは立者にも敵者にも、已に知悉せられ、而かも疑なく承認せられ居るをいふ。此は概念としての相離の宗依についてののみいふ。

【七】有法(Dharmin)、能別(Vi-

差別)は、前者は宗の賓辭にある性質を有するものの意味にて宗の主辭の名なり。賓辭を法といふに對す。後者は賓

辭の名にして賓辭の性質は主辭のものに有する多くの性質中今所要の特殊のもののみを擧げ、其性質を有するものとしての主辭を規定するが故に能別と名づく。

【八】差別性故とは主辭は多くの性質を有する故に其の中の何れを區別し選びて賓辭に持來り、主辭と結合せしむるも可能なればの意味なり。聲には無常の外、無形、可聞等の諸性質あり。此中何れを取るべきかは立者の意向に依る。

又無常は因にある性質以外の性質より考へ得る無常あれど今は因と關係し又聲と關係し得る方面の無常なり。故に聲は無常を、無常は聲を互に相差別し合ふに至るべし。此關係に至るべき性質は聲中に多種ありて何れをも選び得。然らば何によつて特に無常を選

ぶか。論文に極成の有法と極成の法、又は極成の所別と極成の能別と用ゐずして特に有法と能別とを用ゐたるに注意すべし。

【九】自の樂爲に隨ふ(Svayaṃ

pratyakṣa)所成立性(Sadyavata)とは、前いへる如く宗の賓辭となり得べきものは多種あり、其何れを持來りて主質と互に關係し合ふ如くなして、宗體不相離性とならしむべきかの標準を示すなり。此は立者自らが論證せむと欲する所によるなり。樂爲は願望の意なり。而して立者の樂爲は必らずしも敵者の樂爲には一致せず。此樂爲によつて立てらるるものが即ち宗なり。かくして立つれば極成の主質兩宗依が結合して一許一不許の宗體をなす。本論にありては此の自の樂爲に隨ふの條件が宗に最も重要なことなり。

因に (10) 三相あり。

何等をか三と爲す。

す。

謂く、遍是宗法性

と同品定有性と異品

遍無性となり。

云何が名づけて同

品異品となす。

謂く、(二) 所立の法

と均等なる義品を説

いて同品と名づく。

〔例へば聲等〕に關

し無常を立つるが

如きは、瓶等の無常

(三) なるもの」是を

【10】因の三相 (Triṅga-linga)

又は Triṅga-linga の第一相の原語は Pakṣa-dharmatva にて宗法性即ち宗法たるもの意なれば、遍是宗法性といへば遍是の二字は譯者の添加なり。遍は因明にては賓辭が主辭を包攝すること、又ば逆に主辭が賓辭に從屬することをいふ。是は助辭なり。宗法の宗は宗の主辭をいひ、法は其有する性質にて因にある性質なり。因は命題として「聲は所作性なるが故に」の如く宗の主辭と同一の主辭を有すべきものなれば、宗法性とは所作性なる因が宗主辭の聲の賓辭なることといふ意なり。故に第一相は所作性が聲を包攝し盡すことを要求する規則なり。

第二相は 'Sapakṣe vidyante' 三品にて同品中に存在するこ

との意なり。同品は次に説明せらるるが如し。宗の賓辭に

ある無常性を有する物の凡てをいふ。故に所作性のものは無常性のものの中に必らず存せざるべからずといふが、

第二相のいふ所なり。従つて

第二相は喻體の主賓の外延的關係なり。之には主賓が同延なることと、賓が主を包攝して猶餘りあるとの二場合あり。何れにても可なる故に、定有といひ、遍有といはざるなり。

第三相は 'Vidyaḥ nāstīti' にて異品には全くなきことの意なり。異品は同品と矛盾せる性質の物なり。此異品中に因は全く存することなく又ば關係すべからず。第三相は第二相を矛盾の方面よりいへるなり。全然關係なきを要する故に遍無といふなり。遍はあま

れなく也。

【11】同品は 'Sapakṣe' にて宗の

賓辭の性質を有する事物全體をいふ。即ち宗の賓辭を外延的に見、其中に含まるる事物全體を指していふなり。所立の法は宗の賓辭即ち無常なるものをいふ。義品は 'ātma' の譯字にて物の意。正理一滴に

同品とは所立の法と等しくして(宗と)相似なる物をいふ ('Sādhyadharmasamanyoussamano 'dhi' sapaṅśal) とあり。

【12】新因明の三相にては賓辭を凡て外延的に見、無常性を有する物と解し、單に無常の性質と見るにあらざれば、かく讀む方正し。故に嚴密には宗も聲は無常なる物なるべし」といふべきなり。少くとも常に此意味に解すべきことを忘るべからず。

三

同品と名づく。

異品とは謂く、

是處に於て其所立の

無きものをいふ。

若し是常なる有

らば非所作と見る。

虚空等の如し。

此中、(一五) 所作性、

或は勤勇無間所發性

は遍是宗法性にし

て、同品に於て定有

性なり、異品に於て

遍無性なり。は無常

等の因なり。

丙 喩

【一三】異品は Yirakaga 又は Ast-

Itava にして、同品の範圍以

外の凡てをいふ。同品とは必

らず矛盾關係にあるものな

り。即ち無常性を有せざる有

物無物一切を指す。是處は同

品以外の處、其所立は同品の

下にいへる宗賓辭にある性質

なり。

【一四】若し是常なる有らば非所

作と見るは前を逆に説明した

るなり。同品以外の處には無

常性存せざるが故に、之を逆

に換質換位的にいへば常住な

らば非所作ならざるべからず

となるべし。見るは普通に見

Yan nityan tad akritkan-

ditvam の如きものにて見る

は、Digna なり。此語は實は

見られたるの意なれど副詞的

に見る如く、經驗上、確に、

實に等の意に用ゐられたるな

り。故に見るとしてしるゝと讀

むか見の如く非所作なり等と

讀む方可なり。命令となすべ

き理由なし。

以上の同品異品は宗の賓辭を

基礎としていふものなるが故

に宗同品、宗異品ともいふ。

【一五】前に例示せる「聲は無常

なるべし」に對して所作性

(Kritava) 勤勇無間所發性

り。因にても「所作性なる物

なるが故に」の意と解せざる

べからず。所作性の物と無常

性の物にては其範圍同じけれ

ば同延なり。勤勇無間所發性

の物は無常性の物よりも其範

圍狭きが故に包攝或は從屬の

關係にあり。後者の方一般的

にして、前者は特別の場合な

り。九句因にていへば前者は

第二句同品有異品非有、後者

は第八句同品有非有異品非有

なり。

【一六】等は聲に對し立者の考に

て無常以外のものを立てて、

前の因を用ゐ得との意とせら

(二七) 喩に二種有り。

同法とは (二八) 若し

是處に於て因を顯は

さば、同品の決定有

性を「示すもの」な

り。

「例せば」謂く、(二九)

若し所作「なるもの」

ならば彼を無常と見

る。譬へば瓶等の如

し。

(三〇) 異法とは、若し

是處に於て所立無し

と説かば、因遍じて有

「例せば」(三一) 謂く、若し常「なるもの」ならば、非所作と見る。虚空等の如し。

一には同法、二には異法なり。

【七】 喩 (Udaharana) 又は Dīpā (tāra) には喩體と喩依とを有すれども、以下にては喩體についていふ。又喩に同喩と異喩とあり。茲にては喩體より見て之を同法 (Sādhanya) 異法 (Vaidhanya) と名づく。

詳しくは同法喩 (Sādhanyāntahā rna) 異法喩 (Vaidhanyāntahā rna) なり。

【八】 通常は「若し是處に於て因同品を顯はす決定して有る性なり」と讀む。此は我國語の語法に反するのみならず、決定有性が何が決定して有る性なるか明ならず。次の異法の定義と對照して、因同品を二

分し因は顯はすにかり、同品を決定有性の主格と見る。於是處は一般的の語。因を顯はすは所作性をいふことなり。同品は宗賓辭の同品にて無常のものなり。所作性のものある所に必らず無常のもの存在し、後者が前者を包攝し遍じ居るを示すを同喩となすとの意なり。此は因の第二相を言顯はしたるもの也。

【九】 若し云云といへば假言的命題にて、此喩を用ふれば假言的三段論法の如き論證方法となり、因明一般の例と少しく異なる。定言的命題に變化せしむれば、諸所作性なるもの

は實に無常なり」となる。原文は恐らく Yat kṛtsam tad anityam dīṣṭam, Yathā ghṛtīti の如くなりしなるべし。見るについては、註(一四)にいへるが如し。

【一〇】 異法は同法に準じて解し得。即ち同法を換質換位したるものなり。所立は宗の賓辭即ち無常なるものを指す。因は所作なるものなり。此兩者が全然關係せざるとを示すが異喩なり。遍はあまねくなり。此は因の第三相を言顯はしたるものなり。

【一一】 定言的になし得ることは註(一九)にいふ如し。

此中(三)常の言は無常に非ざるを表はし、非所作の言は所作なきを表はす。〔例へば〕(三)有の有に非ざるを説いて非有と名づくるが如し。

丁 結 辭

已に、(二)宗等の是の如き多言を説いて、他を開悟する時を説いて能立と名づく。

〔例せば〕「聲は無常なるべし」と説くが如きは是れ立宗の言なり。「所作性なるが故に」とは是宗法の言なり。

同品に隨ふ言なり。「若し是其れ常なるもの」ならば非所作と見る。虚空の如し」とは是(三)遠離の言なり。

【三】 本節は前に聲無常をいふ中に常又は非所作をいふ故に、無常と常、所作と非所作との關係を明にせるなり。常といふは無常と矛盾することゝを指し、非所作は所作と矛盾なることをいふとの意なり。矛盾は反對とは同じからず、反對は長と短の如きにて中間に非長非短の中が入り得れども、矛盾は長と非長との如く中間に第三者の入りざる場合をいふ。

有に非ざるはなしといふ意。有ることなきを非有といふと同じく非所作といへば所作性なきをいふなり。常は實は非無常なるべきなれども無常は本來常を否定したる言なれば、之を更に否定すれば本來の常に歸る故に單に常といふ也。有の有にあらざるを勝論派の有性に關係せしめて註解するは固より附會の説なり。

【四】 宗等の是の如き多言は因明大疏は一因二喩なりとなす。其誤解なること(二)にいへるが如し。是の如き多言といへば今迄説きたるものを指すこといふ迄もなし。故に一因二喩を指すべき理由全くなし。他を開悟する時は即ち悟他の果を指す。

【五】 同品に隨ふは無常の同品に隨準して宗の主張を順成するなり。

【六】 遠離の言は無常の同品と引離して裏面より成立せしむる言なり。



唯此 (三毛) 三分のみを説いて能立と名づく。

### 第二 似能立

#### 甲 似宗

樂うて成立す

と雖、現量等と相違

するに由るが故に、

似立宗と名づく。

謂く、現量相違、

比量相違、自教相違、

世間相違、自語相違、

能別不極成、所別不

極成、俱不極成、相符

極成なり。

此中、現量相違とは、

#### 第二 似能立

【七】 因明大疏は一因二喻の三能立をいふとなす。分は支と同じ。一因二喻は三分ならして二分なり。陳那は正理門論に因明作法は嚴密には同喻異喻の二を具ふべしといふ。然るときは因明大疏の説にては三支作法ならずして四支作法ならざるべからず。是明に非理なり。又若し因明大疏の説正しくは能破に對する能立は抑如何なるものなるべきか。大疏の説は如何にすること斷じて疑なし。但し文軌も大疏と同じく解釋する故に此誤解は或は玄奘の所傳なりしかとも思はる。

【八】 樂うては宗の必須條件たる自の樂爲に隨ふをいふ。正理門論には宗の定義を、唯自意に隨うて樂うて所成立となすを説いて宗と名づく。彼の相違の義能く違る所に非ずといひ、正理一滴には「宗は所立の自相のみによつて自ら樂うて立て、遮遣せられざるものをいふ」となす。相違の義能く違るも遮遣せられざるも同意味にて相違義の似宗が否定し得ざる又は似宗に否定せられざるの意なり。本論には此重要なる條件を省きたれども、今此處の似宗を説く所に補はる。但し本論が之を省きたるは本論は前記二書よりも似宗の數多き爲にもよる。

【九】 本論は、似宗 (Pakṣa-sādhya) 又 (Pratīti-sādhya) を九種となす。此中前五は陳那の正理門論にも存し、正理一滴も又自教相違を省きたる四種を認む。其他各派の因明正理書も多くは四若しくは五を認むるのみ。但しクマリーラの *Shokavartika* には甚だ多數を認め、凡てにて十六種あり。九種の中後の四は本論の著者の發明なりといはる。されど陳那の説中に已に胚胎せるものなり。

【一〇】 現量相違は、*Pratyakṣa-vivādha*、*virodhina*、*viruddha-vivādha* 等種種にいはる。聲非所聞は、*śrāvyaśabdavivādha* 也。

【一〇】 聲は所聞に非ざるべし」と説くが如し。

【二】比量相違とは「瓶等は是常なるべし」と説くが如し。

【三】自教相違とは

勝論師が聲を立てて常と爲すが如し。

【三】世間相違とは

「懷兔は月に非ざるべし。有なるが故に」と説くが如し。又は説いて「人の頂骨は淨かるべし。衆生の分なるが故に。猶螺貝の如し」といふが如し。

【三】自語相違とは

「我母は是其れ石女なり」といふが如し。

【二】比量相違 (Anumāna-virodha 等) は特に自悟に於ける比量を指す。例は Nityo ghātāni なり。

【三】自教相違には Svastivirodha, Āgama-virodha 等の原語用ゐらる。自己の奉ずる學派の學説を自教といふ。之に反して立宗するは例へば勝論師 (Vaiśeṣika) が聲を常とする如し。勝論にては聲は無常となすを宗義とす。

【三】世間相違は Loka-virodha, Lokaprasiddha-virodha, Prasiddha-virodha, Prāriti-virodha の譯。又は Āgama-virodha も用ゐらる。世間一般に言ひ傳へられ認められ居

り又は常識上認められ居りて差したる不都合もなきことと矛盾することを立つるをいふ。例は通常は「懷兔非月 (Acaudraṅkaśaśi) だけなり。有故に因なれば茲には要なし。似宗の例なれば也。印度の俗信に月中に兔ありとなし、月を一名兔を有するもの (Śaśin) といふ。懷は單に有する、持つの意。必らずしも妊むの意ならず。Śaśin は Śaśa (兔) を有するもの (-in) の意なり。

又「人頂骨淨、衆生分故、猶如螺貝」(Sūci narasiraḥ, pāṇ-yān-jatvā, Śaikhāsuktiṅga) も「人頂骨淨」のみが今の所要な

り。印度の宗教にシヅ (Śiva) 教あり。其中の一派にカパーン (Kapālin) ありて、其派の僧は觸體を有するを規則とす。此人等が觸體の不淨ならざることを論證する爲めに、此因明立量をなすを以て、之を例として出せるなり。大疏及び文軌疏に世間には學者世間と非學者世間との二ありとなすは穿鑿に過ぐ。

【三】自語相違 (Svavacanavirodha) は自語撞著なり。「我母石女」(Mātā me vandhyā) の石女とは不妊女なり。

【三】能別不極成とは佛弟子が數論師に對して「聲は滅壞するもの」なるべしと立つるが如し。

【美】所別不極成とは數論師が佛弟子に對して「我は是思なるべし」と説くが如し。

【三七】俱不極成とは勝論師が佛弟子に對して我を立てて和合因縁と爲すが如し。

【三八】相符極成とは「聲は是所聞なるべし」と説くが如し。

【三九】是の如き多言は、

諸法の自相の門

を遣るが故に、成

すべからざるが故

に、立するも果

なきが故に、似立宗

の過と名づく。

すでに似宗を説きた

り。當に似因を説く

べし。

乙 似因

【三〇】能別不極成(Visesvāna-aparisthāna)の能別とは宗の

實辭なり。

不極成とは其概念を有せず、

又は其を承認せざるることな

り。「聲滅壞」(Vinaśi, śabhi-

na)の滅壞は滅して無となる

にいふ。數論學派(Sankhya)

の説にては轉變(Parināma)

即ち甲物となり又乙物となる

變化を認むれども滅無を認め

ず。故に數論師に對しては此

能別は不極成なり。

【三一】所別不極成(Visesvāna-

aparisthāna)の所別は宗の主辭

をいふ。佛敎は無我(Anāt-

m)を説く故に我(ātman)を

認めず。それと思(tena)は

心所(Cetanika)の一として説

く。故に「我是思」(Evaṃ a-

smi)は佛弟子には此宗過ある

こととなる。

【三二】俱不極成(Ubhaya-apar-

isthāna)は能別、所別俱に不極

成なるをいふ。和合因縁(の

hrivāyā-karāna)は勝論派の術

語にして事物の實體即ち實

(Dravya)は其事物の質・量・

運動即ち德(ānā)・業(Kar-

man)の所有者又は主體なれ

ば、實を和合因又は和合因縁

といふ。我は覺(知)、苦樂

【三三】相符極成の原語明なら

す。相符は立敵互に一致する

をいふ。「聲は所聞」(Svavah-

asvāhik)といへば如何なる敵

者も反對することなく一致す

べし。此過は他書になし。

【三四】造諸法自相門故は似宗の

九種の前五種の似たる所以を

明にす。五種の似宗にありて

は聲、瓶等宗の主辭の本來の

意に反することをいふ故に正

しきものならず。

【四三】不成と不定と

及び相違と是を似因と名づく。

一 不成

【四四】不成に四あり。

一に兩俱不成、二に隨一不成、三に猶豫不成、四に所依不成なり。

【四五】聲を成立して

無常等と爲し、若し是「眼所見性なるが故に」といふが如きは、兩俱不成なり。

【四六】所作性なるが

【四七】不容成故は能別、所別、俱の不極成は共に敵者に對し極成し居らざるものを用ふるが故に正しからず。

【四八】無果故は相符極成は悟他の果を得ることなきが故に能立門の宗となるを得ざるなり。

以上三種の中第一のみならば相違の義にして正しき宗は此の如きものに否違せられずといひ得れども、次の二種は必らずしも然らざれば本論は相違の義能く造るに、あらずを正しき宗の條件中に入れざりしなり。

九種の似宗は甚だ論理的價値に乏しきものにて單に宗に關する注意位の意に取り、餘りに拘泥せざるを要す。然らざれば因明立量は之をなすを得ざるに至る。例へば世間相違を徹底的に遵奉し相符極成に

拘泥すれば立宗たるべきものもなきに至るべし。因明已に早くより此弊に奔れり。

【四九】似因 (Hein-rohan) は不成 (Asiddha)、不定 (Anaitan-tika)、相違 (Viruddha) の三にして前の宗過よりも論理的意義を有すれども、此中特に不定と相違との中九句因中の七種に當るものは殊に論理的にして重要なり。不成は因の三相中の第一相を缺くもの、不定は第二、第三相の何れをか缺くもの、相違は第二、第三相を併せ缺きたるものなり。

此三種は勝論派の似因の三種と其分類に於ては同一なり。

【五〇】不成は第一相を缺く故に、因が宗の主辭と正しく關係し得ざるものなり。故に因に主辭を補ひて一命題となす能はざるなり。

【五一】聲は無常なるべし、眼

所見性の故に (Ciksenavati) といふ如きは立者敵者何れにも聲の眼所見性は許されざる故に、此因は立敵双方に不成なり。之を兩俱不成 (Uthaya-asiddha) とす。因が聲と全く關係せざるものなり。之に有體、無體、全分、一分等の種類を擧ぐることあり。

【五二】隨一不成 (Anyatre-asiddhi, Anyatre-asiddha) とは

因が立敵何れかに認められず、従つて其人に對しては因と宗主辭とが關係なしと見らるるものなり。聲顯論は聲論學派をいふ。此派は聲は先天本有の存在にして常住なり、縁をかりて顯はれ聞かる。故に生ずるにあらず、又作らるるにあらずとなす。従つて「聲は無常なるべし」所作性なるが故に」といへば此派は此因を認めざる故に、此派に

故に<sup>つま</sup>しを聲顯論に對<sup>こゑけんろん</sup>

せば隨一不成なり。

【四六】霧等の<sup>きりとう</sup>性<sup>せう</sup>に於<sup>お</sup>

て疑惑<sup>ぎわく</sup>を起<sup>おこ</sup>す時大種

和合の火あることを

成<sup>じやう</sup>せむが爲めに、而

かも説<sup>と</sup>く所あらば、

猶豫不成なり。

【四七】虚空は實有な

るべし。徳の所依な

るが故に<sup>ゆゑ</sup>しは無空論

に對<sup>たい</sup>しては所依不成

なり。

## 二 不定

【四八】不定に六あり。

## 第二 似能立

は不成となるなり。之にも有體無體自他の種類を擧げ更に之を組合せて多種となす。立者自ら不成の似因を擧ぐれば自隨一不成なれども、此の如きは狂人ならざる限り、あり得べからず。

【四六】猶豫不成 (Sandigdha-  
idha, Sandehasiddha) の

猶豫とは殆んど疑惑の意と同

じく、何れとも未決の状態な

り。此全文は正理一滴の *Ī-*

*spa-ādihāvena sandhyam-*

*āno bhūtas inghāo 'gati-sidd-*

*hā-vapadīsyamānah sandig-*

*hā-siddhah* と同一原文なり

しなるべし。性は *Bhūva* に

して有るの意なれば性は直譯に過ぎ却つて意不明瞭なり。大種和合の火 (*hitā-sambhāra-gan*) は元素 (*Bhūta*) の火に對して、元素が結合積集 (*Saṅghāta*) して存する通常

の火をいふ。霧が有るか煙があるが自らにも十分明ならざるに「彼處に火あり」煙あるが故にこの如く立量すれば自ら未決の因を出すのみならず、敵者にも其因は未決にして宗の主辭と關係明確ならざる似因たるなり。之にも兩俱、隨自、隨他、二分、全分等を以て種類を作ることあり。

猶豫不成は兩俱、隨一不成の特別の場合の如きものなり。

【四七】所依不成 (*Āśrayasidd-*

*hā*) は因の所依即ち宗の主辭の體なきものをいふ。無空論は佛教中の經量部 (*śāunakī-*

*śī*) の事にして虚空の存在を認めざるもの、徳 (*guṇa*) は

屬性の意、性質數量等なり。所依は依止せらるるもの即ち主體なり。上の立量は經量部に對して因は主辭を缺くものと

なる。但し宗が已に所別不極

成なり。之にも種類を立つることあり。

以上四不成の中後の二種は陳那が新たに立てたるものなり

とは神泰も文軌も慈恩もいへば玄奘所傳なるべし。されど

此二は前二種以外のものにあらず。而して凡て論理的にあらざれば唯因を立つるに對する

の注意に過ぎざる位のものなり。

【四八】不定 (*Anukūṭika* 又は *Svayambhūta*) は第二三相の

何れかを缺くものなれば同品異品に對し正しく確定し居らざる因なり。六種の中一、三、

四、五の四種は第三相を缺く

故に、同品異品に關係し居るもの、第二は第二相を缺きた

るものなれば、同品にも關係なきもの、第六は一種特別に

して因の三相と關係なし。遍

はあまねく、全部又は包攝の

一に共、二に不共、

三に同品一分轉異品

遍轉、四に異品一分

轉同品遍轉、五に俱

品一分轉、六に相違

決定なり。

此中、(兜)とは

「聲は常なるべし。

所量性なるが故に」

といふが如し。常無

常品、皆共に此因な

り。是故に不定なり。

(吾) 瓶等の如く所量性なるが故に、

聲は是其れ常なりとせんや。

(五) 不共と言ふは「聲は常なるべし。

意。轉 (Vrti, Vartamāna) は  
存在の意に解すべし。不定は  
ありや」と讀みて不成と區別  
す。

【四】共 (Sādhana) とは聲常  
の宗に「所量性故」(Dharmā-  
tā) の因を立つれば、此因は  
同品の常住なるものをも異品  
の無常なるものをも包攝する  
故に宗を確證する力なきをい  
ふ。所量性は考へらるるもの  
たることの意。是九句因の第  
一句同品有異品有なり。

【五】之を不定の作法といふ。  
因を宗に對し試験し見て其適

を明にするなり。六不定の前  
五に皆之を附し得べきな  
り。

【五】不共 (Sādhana) は共不  
定と逆に因にあるものは宗主  
辭以外のものに少しも關係な  
き故に過狹なる因をいふ。  
「所聞性故」(śrotavyatā) は  
聲にのみ關係し得べければ異  
品過無性は具ふれども、聲以  
外に存せざれば同品定有性な  
し。故に猶豫未決の因なり。

同品にも異品にも關係なき故  
常、無常のものも離る。常無  
常は矛盾關係をなし、此外に

第一者のあるべきことなければ、  
此兩者以外に餘のものな  
しといふなり。

是九句因の第五同品并有異品  
非有なり。然れども「所聞性  
故」の因け且表はれたる所に  
ては誤にあらず。過失は寧ろ  
「諸所聞性者常」の喩に存す。  
喩に於ても喩體には誤なし。

唯喩依を得る能はざる點に於  
て誤あるのみなり。従つて喩  
體を許し得るや否やの點に猶  
豫未決たるのみなり。猶相違  
決定の項を參照すべし。

瓶等の如く所量性なるが故に、

聲は是其れ無常なりとせんや。空等の如く所量性なるが故に、

不共と言ふは「聲は常なるべし。所聞性なるが故に」と説くが如し。常無常品皆此因を離る。常

無常の外餘は有るにあらざるが故に、是猶豫の因なり。

三 此所聞性よ其れ猶何等ぞ。

壘 同品一分轉異品遍轉とは「聲は勤勇無間所發に非ざるべし。無常性なるが故に」と説くが如し。

此中「聲」非勤勇無間所發の宗は電空等を以て其同品と爲す。此無常性は電等に於て有り、空等に於て無し。「又、聲」非勤勇無間所發の宗は瓶等を以て異品となす。彼に於て遍じて有り、かくの如く「此因は電を以ても、瓶を以ても同法と爲すが故に亦是不定なり。

瓶等の如く、無常性なるが故に彼「聲」は是れ勤勇無間所發なりと爲むや。電等の如く、無常性なるが故に彼「聲」は勤勇無間所發にあらすと爲むや。

壘 異品一分轉同品遍轉とは宗を立てて、「聲は是れ勤勇無間所發なるべし。無常性なるが故に」と言ふが如し。「聲」勤勇無間所發の宗は瓶等を以て同品となし、其無常性は此に於て遍じて有り、電、空等を以て異品と爲し、彼の一分の電光等に於て是有り、空等に是無し。是故に前の如く、亦不定とな

【壘】 不定の作法は同品なき故完全にいへず。唯何等のもの  
の如きかとなすのみ。

【壘】 同品一分轉異品遍轉(ア、  
I am so old that I can write with my  
right hand.)は因が同品の一部  
分に在り、異品を全く包攝す  
るものにて、九句因の第七同  
品有非有異品有なり。宗實辭  
の同品中には、電光、虚空等

人の意志によつて發生するに  
あらざるもの存し、異品には  
類等意志力によりて生ずるも  
存す。

【壘】 異品一分轉同品遍轉(ア、  
I am so old that I can write with my  
right hand.)は九句因の第七同  
品有異品有非有なり。前に準  
じて解し易し。不定の作法は  
省略せらる。

す。

【五】 俱品一分轉とは「聲は常なるべし。無質礙なるが故に」と説くが如し。此中、「聲」常の宗は虚空、極微等を以て 同品となす。無質礙性は虚空等に於て有り、極微等に於て無し。「又」瓶楽等を以て異品と爲し、樂等に於て有り、瓶等に於て無し。是故に此因は樂を以ても、空を以ても同法と爲すが故に亦不定と名づく。

【五】 相違決定とは

宗を立てて、「聲は是無常なるべし。所作性なるが故に。譬へば瓶等の如し」といひ、「又之に對して」聲は常なるべし。所聞性なるが故に。譬へば聲性の如し」と立つることあり。

【五】 俱品一分轉 (Sapakṣa-vi-

pakṣa-ekadeśa-vitūṅ) は同品異品の何れの一部分にも存するものにて、九句因の第九回品有非有異品有非有なり。無質礙 (Amūṛta) は無形の意。極微 (Parmanu) は原子 (Atom) のことなり。樂 (Sukha) は苦樂の樂にて感情なり。

【五】 相違決定 (Vindhāva-

abhiśāra, avyābhīśāra) とは立敵兩者が互に矛盾したる宗を正しき決定的の因にて論證するをいふ。因明立量は立敵何れかの宗が勝ちて悟他の

効を收むべきなるに此相違決定にては兩兩相對して勝敗なく悟他の効なき故に猶豫未決の因なりとす。之を不定の似因となすは因が三相を具ふるか否かにあらずして、因が何れの宗を勝とも決定し得ざる爲めなり。兩因共に三相を具すといはる。

前の立量は勝論派が聲生派に對してなすものにて、此は上來説く如く全く正し。後の立量は聲生派が勝論派に對してなす。聲性 (Svādātva) とは聲なるもの、即聲といふ概念に對應して外界の聲の奥に其本體として存在する實在物といふ。此後者の立量は前に不共不定としたる宗因と同一なり。然るに聲生派、勝論派は聲性を認むる故に同喩に喩依を擧げ得て、正しき立量となるなり。

然れども思考の法則上一事に對して同時に全く矛盾せる二の事柄の立てられ得べき理由あることなし。若しありとすれば矛盾の原理、従つて他の思考の原理は根本より覆るべし。陳那も現量と教理の力勝



るが如し。此二は皆是猶豫の因なり。故に俱に不定と名づく。

### 三 相違

(毛) 相違に四あり。

謂く、法自相相違因、法差別相違因、有法自相相違因、有法差別相違因(五)等なり。

此中、法自相相

違因とは、聲は常なるべし。所作性なるが故に。或は勤勇無間所發性なるが故

る方に應じて考へ決定すべしといへり。正理一滴には此の如きものは比量の對象に含まれざるものとして全く認めず。

思ふに聲生派は前にいへる如く勝論の説なり。故に勝論派の説中に此の如き一見矛盾の説存するなり。されど實は是矛盾にあらず。聲論派が聲常住といふ時の聲は實は佛弟子等のいふ通常の聲音の意にあらずして、今日いふ概念又は觀念といふことなり。印度一般の習にて概念、觀念の如き抽象的の名稱なく、凡之を其言表はさるる方面より名けて聲といふなり。而して此派の根本思想は先天説(antimim)にして概念又は觀念は超經驗的従つて本有先天の存在にして常住なりとなす故に聲常住論は此點に於て全く正し。

然るに勝論派は聲に音響、聲音、概念の三義を含ましむるも、通常聲に關する論争にては音響と聲音のみの意にていふ故無常となる。是も正し。然るに若し聲を概念の意とせば、勝論派の説にては概念又は觀念は凡て經驗より生ずるものなれども、生じ終れば常住なりとなす故に、此點よりは聲は常住とならざるを得ず。是聲生派と稱せらるる學説なり。故に相違決定の二立量の聲は前の立量にては音響聲音の意、後の立量にては概念又は觀念の意。兩立量全く正しとするも聲の意味を異にす。従つて兩立量の宗は文字は同一なれども意味を異にするを以て實は矛盾にあらざるなり。

【七】相違(Vinidha)は四種なり。第二相第三相を併せ缺

く因なれば、此因は同品になくして、却つて異品にのみ關係の存するものなり。

【五八】等は原文語尾に複數の形にて言表はされありした、特に等の字にて譯したるなるべし。四種以上あることを表はずと解する如きは曲解なり。

【五九】法自相相違因(Dharmasamānāyaviniidha-hetu)の法とは宗の賓辭をいひ、自相とは文字の表はす普通表面上の意味をいふ。所作性故又は「勤勇無間所發性故」の二因は共に「聲無常」に對する正因なり。今之を「聲常」の因となす故に同品になく逆に異品にのみありて、「聲常」に矛盾する宗を成ぜしむ。「所作性故」を用ふれば九句四同品非有異品有にして、「勤勇無間所發性故」は第六同品非有異品有非有なり。茲にては兩句を一

に」と説くが如し。此因は唯異品の中に於てのみ有り。是故に相違なり。

法差別相違因

とは「眼等は必らず他の「もの」爲めに用ゐらるべし。積聚性なるが故に。臥具等の如し」と説くが如し。此因能く眼等は必らず他の「もの」爲めに用ひらるることを成立するが如く、是の如く亦能

にして示せるなり。

【六〇】法差別相違因 (Dharma-viśeṣa-vimūddha-heṅ)

宗の賓辭、差別は通常表面上の意味以外立者が特に附したる意、所許の意味 (Akṣipha-art-ha) といふ。此は語の直接の意味にあらず。法差別 (Dharma-viśeṣa) は一種の法即ち特殊の意味の賓辭といふ義にして、其一種特殊といふが立者の樂爲 (Tāra) にて特に含ませたる意許を指すことなるなり。「眼等必爲他用、積聚性故、如臥具等」 (Pararthāḥ Cakṣur-īdāyaḥ, Saṅgīyatv-āt, Śvayā-śma-ādiva) は數論學派が神我 (Puruṣa) の存在を證せむとして立つる立場なり。數論派は精神 (即ち神我) と自性 (Prakṛi) 即ち物質の根原) との二元を立て、物質的のものは凡て自性より發

展出で、神我の愛用 (Aniḥiṣa) となる」と説く。積聚性は極微 (原子) の積重なりて成れるもの (Pranūṇ-samo'itṛiṇa) と解せらるれど、數論は極微を認めざれば、唯細かき要素の積聚の意と見るを可とす。神我は絕對に單純にて前にいへる思 (Cetana, 心) 即ち意識を本質とするのみなり。因明大疏の解釋にては此立場は表面上正しく爲他用を成立し得れども、他の語中立者は神我を含ましめ、爲他用は神我の用が勝るものにて假我即ち日常作用する個人我の用が劣るとなし居るに對すれば、立者の證せむとする前者は却つて證せられずして後者が證せらるる事になる故に第二相第三相を缺くとするの意味なりとなす。此解釋は全く誤なり。勝劣假我の如きは大疏の

勝手に附したる語にて數論には此の如きとの説かるることなし。勝劣を證明するは數論の本意ならず。又假我用劣にても證せらるれば多少數論の本意に副ひ得べし。本論の本文に積聚他用が證せらるるとある故に、此意にて解すべく、假其他用劣など何處にもなし。此立場は金七十論に基きたるものなれば之によりて解釋の標準を得べし。今は金七十論、正理一滴及其註並に (Śloka) 24, 25, 26 等によりて解すべし。此立場は表面上正しきものなること本論のいふ所の如し。されど數論の樂爲は不積聚性、他の爲めに用ゐらるること (Asūlalakṣaṇīya) を立證して不積聚の神我的存在を證せむとするにあり。然るに積聚性の因は積聚性、他の爲め

く (三) 所立の法差別  
と相違する積聚他に  
用ゐらるることを成  
立す。諸の臥具等は  
積聚他の爲めに受用  
せらるるが故に。

(三) 有法自相相違

因とは「有性は實に  
あらず、徳にあら  
ず。業にあらざるべ  
し。一實を有するが  
故に、徳業を有する  
が故に、同異性の如  
し」と説くが如し。此  
因能く (三) 實等を遮

に用ゐらるること (Sāhata-  
pāṭhyān nama tasya sād-  
hanā viruddhan) を證明する  
のみなれば數論の意欲と矛盾  
す。故に樂爲に相違し其を害  
する (Sāhata-  
pāṭhyān) ものな  
り。従つて此立場にては積聚  
性の神我の存在のみ證せられ  
て、數論の欲する不積聚性の  
神我の存在を證することとな  
し。即ち因は同品になくして  
異品にのみ存することとなり  
て相違因たる也。

【六二】 所立は數論の樂爲の不積  
聚他用 (Asāhata-  
pāṭhyān) となり。然るに最後證明する所  
は臥具等と同性質の積聚他用  
なり。一般に因の立證する所  
は其因の關する範圍のみにて  
其以外に及ぶことなし。例へ  
ば勤勇無間所發性にて無常を  
證すとすれば、其證せられた  
る無常は勤勇無間所發性の關

する範圍の無常のみにて、其  
外の無常には及ぶことなし。  
電光等の無常は證せられざれ  
ばなり。故に積聚性の因は積  
聚性の關する範圍の他用を證  
するのみにして其他には立證  
の力なきなり。此法差別相違  
因は正理一滴にては法自相相  
違因の二種中に含まるべきも  
のとして別立を拒む。正理門  
論にては簡単に説きて實例を  
擧げざれども、正理一滴によ  
れば上の實例は陳那も立てた  
るなり。Slokavartika にては  
此例は法と有法との差別に相  
違する因となす。

【六三】 有法自相相違因 (Dharm-  
svavūpa-viruddha-heu) の有  
法は宗の主辭なり。此相違因  
と次の相違因とは陳那は正理  
門論にては偈中に簡単に述ぶ  
るのみ。例を擧げて説明する  
となし。正理一滴は此二を全

く説かず。Slokavartika 等後  
世の聲論派は之を説き、相違  
因には凡てにて六種或は四種  
又は一種となす異説ありと  
し、六種を説き、其中に本論の  
四相違凡てを含み説きたり。  
但し例は異なる。本論の立場は  
勝論派のいふものにして、勝  
論經に「有性は實、徳、業より  
異なる物なり (Dharmasvabhāva-  
rnamābhyo 'rthāntarān satā)」、  
一實を有するものなるが故に  
「有性は」實にあらす (Ekate-  
nyavatyān na dravyam) 徳  
業に於て存するが故に徳にも  
あらず業にもあらず (Trīṇa-  
karmasu ca bhāvan na kama-  
na sūnah) とあるより来る。  
有性とは實、徳、業に於て其  
等が存在すとの考を生ぜしむ  
る原因たるものをいふ (Sūtr-  
īti yato dravya-guṇa-karmasu  
ca satā)。實とは事物の實體、

すること成ずるが如く、是の如く亦能く有性を遮すること成す。俱に決定するが故に。

(四) 有法差別相違

因とは即ち此因が即ち前の宗の有法差別の作有緣性に於けるが如く、亦能く此と相違する作非有緣性を成立す。實等を遮するが如く、俱に決定するが故に。

已に似因を説きた

徳とは其數量等の屬性、業とは其運動をいふ。此等のものが存在すと知らるるは有性といふ物が此等の中に和合し居るが爲めなりとは勝論の説なり。一實を有すは所依の主體として一實を有すの意にして、即ち一實に依るの意なり。一實を有するものは業に限るが故に一實にて實にも徳にもあらざることとなる。然るに勝論は徳は徳を有せず、業は業を有せずと説く。故に徳業を有せば徳業にあらず。同異性 (Samanya-dvaya) は同 (Samanya) にてもあり、異 (Vidya) にてもあるものにて十句義論に俱分句義と譯せらるるものと同じ。概念を從屬關係よりいへば上位概念と下位概念となる。前者は類 (Class) にて、後者は種 (Species) なり。馬と白馬とにていへば

馬は類、白馬は種なり。前者は後者を包攝し、後者は前者に從屬す。此關係を上下に極むるときは上位の極端は存在にして、下位の極端は個物又は極微 (原子) なり。勝論は概念には凡て其に對する實在物が外界に存すとなす。馬といへば馬たるものが外界の馬中に和合し居るとなすなり。存在は有性にて極微等は邊異 (Anuvachitva) なり。此二極端を除きたる中間のもの、類ともなり種となるものなり。類を實在物と見て同といひ、種を實在物と見て異といふ。此同たり異たるものが同異性なり。故に同異性は有性と同種類のものなれど其れよりも狭く、下位のものなり。

の開祖が其弟子に示したるものとす如きも全く誤なり。今は凡て勝論經並に本論の本文によりて解釋す。此宗は「有性は實にあらず」「有性は徳にあらず」「有性は業にあらず」の三個の宗となすべく、因は之に應じて三となるとす大疏の説は正しからず。「有性非實非徳非業」は一の宗にて前にいへる殘餘法 (Parishedha) の應用なり。故に「有性は實なるか、徳なるか、業なるか又は其以外なるかなり」の選言命題を豫想して成る立場なり。故に有性は實か徳か業か其他なるか以外には何等の場合なきこととなる。今因に「一實を有す」といへば有性が實ならざること勝論派の學說上必せり。又「徳業を有す」といへば有性が徳業ならざること亦必せり。殘る

り。當に似喩を説くべし。

### 丙 似喩

(五) 似同法喩に其

五種あり。一に能立法不成、二に所成立法不成、三に俱不成、四に無合、五に倒合なり。

似異法喩に亦五種

あり。一に所立不遣、二に能立不遣、三に俱不遣、四に不離、五に倒離なり。

(六) 能立法不成と

所は「其以外なるべきに此は上述の宗中に言はれざる所なり。故に有性は存すと立證せられざることとならざるを得ず。勝論の意にては此立場にて有性が實徳業以外に一句義として獨立に存在することを確證せむとするなり。然るに此立場にては有性が實徳業ならざることは論證せられたれども、同時に有性の存在は證せられざることとなるなり。即ち有性といふ有法の自相に矛盾することを證するに至る因なり。

【三】 此因は表面上全く正しくして三相を具するが故に實等を遮すること成すといふなり。遮すは否定し退けるの意なり。實徳業は有性より否定し引離すを得ると共に、又同時に有性其者をも否定し退くる因なり。俱に決定するが故

には此兩場合を上記の因にて確立するを得るをいふ。

【四】 有法差別相違因(Dharmavivaha-viruhah-etu)の解釋

に古來種種なるものあれども、其根本の因明大疏の解釋正しからざれば何れも顧るの要あることなし。前に準じ本論の本文上より解釋すべし。此因といふ故に前の有法自相相違因の立場其儘を指すと明なり。作有緣性の緣はPratyaksa又はPratitiの譯字にして觀念、考へといふ意なり。故に作有緣性とは吾吾に或物が存在すとの觀念を生じ起さしむるものといふ意味なり。立者なる勝論よりいへば前の立場によつて有性の實にあらす、徳にあらす、業にあらざる事を證明して、有性の存在することを確認せしめ、而して有性は實徳業に於て其等が存在

すとの觀念を生ぜしむるものにて、實徳業に和合し存するも、實徳業とは異なる獨立のものとなさむとするなり。作非有緣性は作有緣性に反して非有即ち無との考を起さしむるをいふ。勝論の意にて有性の實徳業にあらざることを證明し、作有緣性のものとなさむとすることが樂爲の意許なり。然るに有性の實徳業にあらざることば正しく論證し得られ、従つて此が有性の存在を確認したりとせば、作有緣性なることも當然確立し得むも、有性は實徳業ならざることを前の因にて證明せらるると同時に其存在は否定せらるるものとなる故に、此因は又作非有緣性なる勝論樂爲の矛盾を證するとならざるを得ざるなり。即ち此因がば此因に即してと讀むも可なる可し。

は「聲こゑは常じやうなるべし。

無質礙むぜつげなるが故ゆゑに。

諸もろもろの無質礙むぜつげなるも

のは、彼かれを是常こゝじやうなり

と見みる。猶なほ極微ごくみの如ごと

し」と説とくが如ごとし。

然しかるに彼極微かれごくみには所

成立法じやうりふほふの常性じやうじやうは是

有りて、能成立法のちじやうりふほふの

無質礙むぜつげは無なし。諸もろもろの

極微ごくみは質礙ぜつげしやうなるを

以もつての故ゆゑに。

【五】 所立法しよりふほふ不成じやうと

は謂いはく「覺かくの如ごとし」と

説とく「如ごとし」。然しかるに

四相違因ししやうぢやういんは古來難解こらいなんげとせらる

れども大疏だいしよが正ただしからざる解

釋しやくをなしたる爲ためなること多

し。實際論理的じつぎやうろんりてきなるものは前

一種いっしゆのみにて、後の三種さんしゆは唯

表面正ひやうめんただしき因いんにても立者たてしやの樂

爲ために考かうへて考察かうかくすることを教

ふるのみにして、陳那ちんなも正理

門論もんろんに因いんをよく審察しんさくすべしと

なしたり。大疏だいしよの四相違ししやうぢやうの解

釋しやくの部ぶのみを註解ちゆげしたるもの

古來我國こらいわがくににて約十九部やくじゅうくぶあり。

因明いんめいとしては四相違ししやうぢやうのみにて

は殆んど意義いぎぎなきものなり。

【六】 似同法しどうほふ論ろん、似異法しいひほふ論ろん (Vaid. śānta-abhis) 似異法しいひほふ論ろん (Vaid. harnya-tryānta-abhis) に各

の上の過誤かゝなり。喩依ゆいたる條

件けんは同喩どうゆの場合ばあひは必かならず、因

にある性質せいしやうと宗しゆの賓辭ひんじにある

性質せいしやうとを具備じゆびすべく、異喩いゆの

場合ばあひには兩性質りやうせいしやうを具備じゆびすべ

からずといふにあり。喩體ゆたいは同

喩ゆの場合ばあひは先因せんいん後宗ごしゆにて之を

命題めいだいとして結合けつごうせしむるを要

し、異喩いゆの場合ばあひは先宗せんしゆ後因ごいんな

るを要よす。此等こゝの條件てんけんを犯かす

故ゆゑに誤あやとなる。喩依ゆいに於ける

誤あやは結局けつぎよく喩體ゆたいの誤あやを示しす手引

たるものなり。

【六】 能立法のうりふほふ不成じやう (Sādhanā-dh- arma-siddha) の能立のうりふほふは宗しゆを

所立しよりふほふといふに對して、因喩いんゆを

し。此こゝが喩依ゆいに缺かけて存ぞんせざ

るが此能立法こゝののうりふほふ不成じやうなり。「聲

常じやう、無質礙むぜつげ故ゆゑ、諸無質礙しよむぜつげ見けん彼

是常こゝじやう猶なほ極微ごくみ (Nityān sabl- ah, Anurāṭvā, Yata murt-

am tan nityān dṣṣān, Ya- thā pramāṇū) に於おて、形式

上かみは可たなれども極微ごくみなる喩依ゆい

には所成立法しよじやうりふほふ即すなはち常性じやうせいを有あす

れども能成立法のうじやうりふほふ即すなはち無質礙むぜつげ性せい

を有あせず。故ゆゑに喩體ゆたいの「諸無質

礙見むぜつげけん彼是常かれこゝじやう」は誤あやとなる。

【七】 所立法しよりふほふ不成じやう (Sādhanā-dh- arma-siddha) の所立しよりふほふは宗しゆ、特

に宗しゆの賓辭ひんじなれば所立法しよりふほふは宗しゆ

の賓辭ひんじにある性質せいしやうなり。覺かく

(Būdhī) は心の働はたらなる知ちを

いふ。立量たつりやうは前まへのものを其儘ごとく用もちふ、極微ごくみの如ごとしの代しろりに覺かくの如ごとしとなすに於おけるを以もつて、之これを省しやうき擧あげざるなり。前に準したがひて容易じよんいに解とける。

一切の覺には能成立法の無質礙は有りて、所成立法の常住性はなし。一切の覺は皆無常なるを以ての故に。

【六六】俱不成とは、復二種あり。有及び非有なり。

若し「瓶の如し」といはば、有の俱不成なり。若し「空の如し」と説かば無空論に對しては、無の俱不成なり。

【六五】無合とは謂く是處に於て配合あることなり。但瓶等に於て雙べて能立所立の二法のみを現はし、「瓶に於て所作性及び無常性を見る」と言ふが如し。

【四〇】倒合とは謂く應に説いて「諸所作性なるものは皆是無常なり」といふべきに、而かも倒説して「諸無常なるものは皆是所作なり」といふが如し。

是の如きを似同法喩品と名づく。

【六六】俱不成 (Ullangasiddha)

は能立法と所立法との不成が結合したるものなり。有は有體にて物のあるに關し、無は無體にて物のなきをいふ。即ち一は喩依が有、他は喩依が無なり。「如瓶」は前の作法と同じものに喩依のみを代ふるを示す。瓶には無質礙性と常住性も俱になし。但し喩依其者は有體なり。「如空」は無空論即ち經量部の如き虚空の存在を認めざるものには無體なれば是亦俱不成なり。正理一滴には能立法不成の不成の代りに缺 (Vikāra) と用ふ。

【六五】無合 (Ananyatā, Ananyatā) とは喩體を正しき命題

とせず、因と宗賓辭とを正しく結合せしめざるをいふ。是處は喩體を指す。喩體は此處にては先因後宗の順序にて命題となさざるべからざるなり。宗、因は「聲無常、所作性故」なれば、宗、因には誤なきなり。されど無合にては論證の基礎確立せざるなり。

【四〇】倒合 (Vimūlita-ananyatā, vimūlita) とは先因後宗の順序を先宗後因の順となしたる誤なり。無常と所作性にては同延同義なれば何れを主辭とし何れを賓辭とするも可なりが如くなれども、倒合にては因の範圍が確定することなきを以て聲と無常との結合を確實に立證し得ざるなり。

似異法〔喻〕の中、所立不遣とは、且く、「諸の無常なるものは彼を質礙と見る。譬へば極微の如し」といふことあるが如し。極微に於ては所成立法の常性を遣らざるに由る〔故に所立不遣なり〕。彼極微は是常住と立つるが故に。〔されど〕能成立法の無質礙は無し。

〔七〇〕能立不遣とは謂く「業の如し」と説く〔が如し〕。但所立のみを遣りて、能立を遣らず。彼諸の業は無質礙と説くが故に。

〔七一〕俱不遣とは彼有論に對して「虚空の如し」と説く〔が如し〕。彼虚空は常性と無質礙とを遣らざるが故に〔俱不遣なり〕。虚空は是常性なりと説くを以ての故に、〔又〕無質礙なり〔と説くを以て〕の故に。

〔七二〕不離とは謂く「瓶の如く無常性なり、有質礙性なりと見る」と説く〔が如し〕。

〔七三〕倒離とは謂く説いて、「諸の質礙なるものは皆是無常なり」といふが如し。

〔七四〕所立不遣 (Sallīya-avyāvṛti) の所立は因をいふ。不遣は否定せず、引離さすの意。「聲常、無質礙故」を宗、因となすものなるが故に、同喩は「諸質無礙常、如極微」と立てらるるについていふなり。異喩の喩依は因及び宗賓辭の性質なきものたるを要す。極微に無質礙の性質なきは即ち能立捨遣となりて可なれども、所立法たる常住性は、存し捨遣せざるが故に、此にては異喩の喩體は立てられざるものととなる。

〔七五〕能立不遣 (Sādhanā-avyāvṛti) は前の立場中「如極微」を「如業」と代へて用ふるなり。

〔七六〕俱不遣 (Ubhaya-avyāvṛti) は前の二不遣を併せ有するものなり。有論は經量部が無空論なるに對して虚空の存在を許す一般の學派學説をいふのみ。宗、因、異喩前と同じ。「如虚空」と異喩の喩依を代ふるのみ。

〔七七〕不離 (Avyābhīka, Avyāvṛti) は異喩の喩體を先宗後因の順序にて一命題として言表はせざるものなり。

〔七八〕倒離 (Viparīta-vyābhīka-avyāvṛti) とは異喩の喩體を先宗後因とせずして先因後宗としたるものなり。



丁 結 辭

是の如き等の似の宗因・喩の言は 正しき能立にあらす。

第三 現量比量

復次に自の開悟の爲めに、當に知るべし、唯現比の二量のみあり。

此中、現量とは謂く 無分別なり。若し正智ありて、色等の 義に於て、(一〇)各種等の所有分別を離る「れば是現量なり」。(八)現現別に轉ず。故に「是を」現量と名づく。

比量といふは謂く 衆相に藉つて義を觀するなり。相に三種あり。前に已に説くが如し。

彼を因となすに由つて 所比の義に於て、正智の生ずるありて、是を比量と名づく。

【六】 以上の似能立は凡てにて

三十三種の過誤あり。三十三過といふ。三十三過のみを説いて解釋したる書あれども、過誤のみの研究の如きは意味をなさず。

【七】 無分別は Nirvikalpa

又は Kalpanyodha なるべく、未だ概念作用(即ち分別)の加はらざる直接未分の知をいふ。

【八】 正智は邪智を簡ぶ。即ち境を誤り見ざるをいふ。

【九】 義(Ani)は境即ち對象をいふ。

【一〇】 名種(Nama-jati)は名稱と種類にて、直接の感覺に對し、之を何なりと其名を考へ種類を定むるにて、是即ち

分別なり。かく名稱を考へるは概念作用なり。

【八】 現現は感官に五ありて各別なる故に現現といふなり。轉は働くと解し得。正理門論は現量を四種とす。正理一滴も全く陳那に同じ。

【九】 衆相は因の三相を指す。義は前の如く對象事物なり。

【一〇】 所比の義(Anneya-arti)は比量せらるる對象なり。因の三相に基いて對象に關して推理すれば正智生ず。

【一〇】 火有りは彼處の山に烟の昇るを見て、比量して火ありと結論するなり。無常なりは聲の所作性を知りて、推知するなり。

「火有り」或は「無常なり」等と了知

(八五) 二量の中に於て即ち智を果と名づく。是相を證するが故に。〔又〕作用あるが如くにして顯現するが故に、亦名づけて量となす。

### 第四 似 現 比

分別智あり、(八五) 義に於て異に轉ずるを似現量と名づく。謂く諸有智瓶衣等を了して、分別して生ず。彼義に於て自相を以て境界と爲さざるに由るが故に、似現量と名づく。

若し似因と智とを先と爲して起る所の諸の似義の智を似比量と名づく。似因は多種なり。先に已に説くが如し。彼を用つて因と爲して似の所比に於て諸有智の生じて、正しく解するこゝと能はざるを似比量と名づく。

### 第五 能 破

【八五】 陳那及本論の著者は量 (Pramāṇa) と量果 (Pramāṇā-phala, Pramiti) とを別と見す此文は智が量にして又量果なりとなすを説くなり。勝論派、正理派にては二は別なりとし更に量者 (Pramāṇy) をも別に説き、所量 (Pramāṇya) と共に四とす。相を證するが故にの相は見分 (grahaka) 行相の體にて、陳那の説にては自證分 (Svasamv-dāna, Ānāsamv-

edhana) なり。此自證分が顯はれて見分、相分 (grahya) となり作用あるかの如くなる。故に又量とも名づくるなり。【八六】 於義異轉は已に分別加はりて直接未分ならざるないふ。瓶なり衣なりと知れば、已に名種の明となれるものなり。即ち境の自相 (svataḥkāra) 其者にあらず。轉は働く、起るの意。



且しく斯この事じを止とどめむ。

已すでに少せう勾く義ぎを宣のぶるは、始し〔學がく者者〕の爲ために  
理りと非理ひりとは妙めうに餘處よしょに於おて辯べんせらる。

方隅ほうくを立たつるなり。其間そのあひだ

【九〇】 立方隅は方角を示すといふ程の意。

【九一】 理と非理は眞と似となり。餘處は最初の總序にいへる諸論を指す。

大正九年九月十六日  
大正九年九月十五日  
昭和二年八月十五日  
昭和四年十月十五日  
日印  
日發  
日再發  
日三版發  
日版發行  
刷

# 著者權所有

編輯者兼  
發行者

國民文庫刊行會  
東京市神田區小川町一番地

右代表者

鶴田久作  
東京市本郷區西片町十番地

印刷者

君島潔  
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所

共同印刷株式會社  
東京市小石川區久堅町百八番地

## 發行所

電話神田(五三三八)番  
振替東京(一八五七二)番

## 國民文庫刊行會

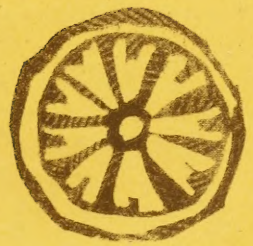
國譯大藏經 論部第十卷

【非賣品】

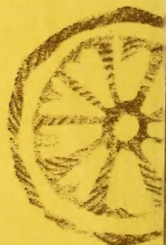
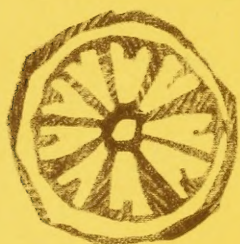
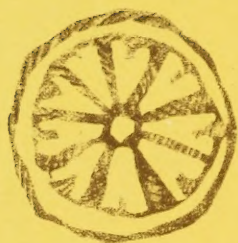
(岡山製本)











EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03023 4116

